

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料	5
--------------------------------	---

性犯罪に関するヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果一覧

第1 「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」におけるヒアリング調査結果

- 1 犯罪被害者支援に携わっている弁護士（第2回議事録）
- 2 特定非営利活動法人性暴力救援センター東京（SARC東京）（第3回議事録）
- 3 性犯罪被害当事者（第4回議事録）
- 4 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者及び性犯罪受刑者処遇に携わる専門家（第5回議事録）
- 5 性犯罪加害者処遇に携わる専門家（第6回議事録）
- 6 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家①（第7回議事録）
- 7 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家②（第8回議事録）
- 8 性犯罪被害に遭った障害者の家族及び障害者への性暴力に関する啓発活動を行う団体等（第9回議事録）
- 9 性暴力被害者・支援者の団体等（第10回議事録）
- 10 性犯罪加害者臨床の専門家（第11回議事録）
- 11 ジェンダー法学及び子供の権利を専門とする学識者（第12回議事録）
- 12 ワンストップ支援センター（第13回議事録）

第2 「性犯罪に関する刑事法検討会」におけるヒアリング調査結果

- 1 男性の性被害，性的マイノリティの性被害，子供の性被害及び司法面接（第2回議事録）
- 2 教員からの性被害，フランス刑法の性犯罪規定，加害者臨床及び刑事弁護（第3回議事録）

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第2回)

- 第1 日 時 平成30年7月31日(火) 自 午後 零時59分
至 午後 2時12分
- 第2 場 所 法務省19階会議室
- 第3 議 題 犯罪被害者支援に携わっている弁護士からのヒアリング
「性犯罪被害者に求められる支援」
- 第4 議 事 (次のとおり)

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

ただ今から、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の第2回会合を開催します。

本日は、上谷さくら先生から「性犯罪被害者に求められる支援について」というテーマで御講演いただきます。

初めに上谷先生について御紹介します。上谷先生は、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長として、犯罪被害者支援をライフワークとして取り組まれておられて、性犯罪被害者の実情のほか、幅広く犯罪被害者支援に関する知見をお持ちでいらっしゃいます。また、保護司、青山学院大学法科大学院実務家教員としても御活躍されております。

それでは、早速御講演いただきます。上谷先生、よろしくお祈いします。

○上谷さくら先生

ただ今御紹介いただきました弁護士の上谷です。今日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。よろしくお祈いします。

今日は、問題点を説明する際、事例を取り上げることがありますが、守秘義務やプライバシー保護の観点から、事例をかなり抽象化させていただきますことをご了解ください。

では、早速、昨年7月の刑法改正についてお話をします。

今回、刑法が改正されました。一部、「この部分が改正されなかった」などのマイナス点を指摘する声もありますが、私としては、実際に改正が行われたことが非常に大事であり、改正されたこと自体を高く評価したいと思います。

改正された中でまず、非親告罪になったという点が、私にとっては一番実務に影響があったと感じています。

弁護士として性犯罪被害者に対する対応の中で、これまで最も大変だったことの1つが、告訴が必要であることの説明でした。「告訴をするかどうか」という判断について、必ず警察や検察に聞かれるので、いきなり聞かれる前に私から説明します。ただ、それまでに事件の詳細や体調の悪化、会社や学校に行けなくなった等という話を被害者から聞いているので、そこからさらに被害者自身が事件にするかどうか決めなければならないという事実と直面することで、被害者の方がさらに精神不安定になったり、警察や司法に対して不信感を抱いたりすることが多かったわけです。「こんなにつらい実況見分をやったのに、自動的に裁判で加害者を裁いてくれるわけではないのですか」というところから始まります。私は、「なぜ親告罪になっているか」というところから説明するのですが、被害者からは、「事件にしてほしくなかったら、そもそも警察に行かないです」などと言われて、「そうだよね」と応じながらも、説明や説得が結構大変だったので、その必要がなくなったという点で、被害者支援を行う弁護士として、とても楽になりました。

刑法改正後に接した被害者に対して、随分打ち解けてきたり、事件が終わった後に、「昔は親告罪だったんですよ」と話をすると、「へえ、そんな時代があったのか」という反応です。被害者のそのような様子を見ると、親告罪というのはもう「過去の遺物になったのかな」と感じます。逆に、「これだけ長い間、親告罪としていた趣旨は何だったのか」と疑問に思うこともあります。もっと早く、非親告罪に改正しても、被害者の心情に寄り添って起

訴を控えるという判断もできたはずで、改正に踏み込むのが遅くなったことが、長い間、被害者の負担を重くしていたのかなと思っています。

ただ、親告罪でなくなったといっても、現実としては、相変わらず悪質な弁護活動があります。そして、今でも被害届の取下げを前提とする示談交渉があります。「裁判になるとみんなに名前が知られてしまうよ」とか、「法廷で証言しないといけない上、みんなに見られてしまうよ」というように交渉をしている弁護人もいます。被害者に弁護士が付いているとは限らないので、そこどころの正しい説明は、警察官や検察官からなされることが重要であるということは、従来から変わらないと思います。

次に、強制性交等罪の対象行為が拡張され、実行行為に口淫も含まれるようになりました。この点についても、口淫の実態は、何ら姦淫と変わらないので、改正前の強制わいせつ罪という軽い罪でなくなって良かったと思います。やはり、罪名のマジックといいますか、罪名が強制わいせつだと、途端に刑が軽くなるなどということを実感していました。行為態様が非常に悪質であっても、強姦を上回ってはいけないというような意識が働くのか、全体的に刑が軽かったように思います。

私が今担当している事件で、口淫のみの強制性交等致傷罪の事件があります。事案は非常に悪質ですが、刑法改正前だと罪名は、傷害罪、強要罪、強制わいせつ罪等になったと思われるので、おそらく実態に合わない軽い刑になったのではないのでしょうか。今回、強制性交等罪の実行行為が口淫まで拡大された趣旨は、権利侵害や被害者の苦痛等が姦淫と同等である点にありますから、口淫だけの強制性交等事件で、刑が軽くなることは許されないはずで、以前、ある人から、「『口淫が姦淫と同じぐらい辛いという理由が分からない』と言っている裁判官がいる」と聞いたことがあります。「口淫では妊娠しない」ということが根拠になっていたようで、その方は、「そのような問題ではなく、口は御飯を食べるところですよ」と答えたそうですが、そのような感覚を持っている裁判官もいるということで、この事件の量刑については、非常に注目をしています。

また、今回の刑法改正では、強制性交等罪の刑の下限が引き上げられた点が良かったと思います。よほどの事情がない限り、執行猶予がつかないということです。被害者に説明する際に、「よほどの事情がない限り、基本的には刑務所行きになるよ」と説明すると非常に安心してくれます。加害者が社会で自由にしているという点で、執行猶予は無罪と変わらないので、被害者はとても怖いのです。ただし、性犯罪加害者は、社会的地位があり、お金もある人も結構いるので、それなりの金額の被害弁償がなされることも少なくありません。被害弁償の額が、どれくらいになると、「よほどの事情」とされるか分からないということもあります。私は、性犯罪被害の場合、被害弁償を受け取る際に宥恕文言はつけないようにしています。加害者が被害弁償するのは当然であって、それを受け取るからといって、許す気がないのに、お約束事みたいに、「宥恕します」などと言わなくていいと伝えます。実際に、被害者に「許す気持ちがありますか」と聞くと、「許してもいい」と答えたことは、ほとんどありません。条例違反の痴漢のケースではたまにありましたが、基本的に、被害者が許すということはないので、「宥恕文言はつけず被害弁償だけ受け取りましょう」と対応しています。しかし、宥恕文言をつけないにしても、ある程度の額のお金を受け取った場合、かなり減刑されてしまうのではないかと、ということが気になってしまうことはあります。

ちょうど今、改正前の集団準強姦事件にあたる準強制性交等罪の被害者の代理人をしてい

ますが、共犯者からそれなりの金額の被害弁償がなされています。民事訴訟での慰謝料と同じくらいか少し高めと思える金額ですので、裁判所がその金額をどの程度、減刑の目安にするのかということについて注目しています。

次に、刑法改正について、附帯決議がありましたけれども、その中に本当にすごくいいことが沢山書いてありました。世の中少し変わり始めたのかなと思って、とても嬉しかったです。例えば、暴行脅迫や抗拒不能の認定について、心理学的知見、精神医学的知見などについて調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官、裁判官に対して、研修を行うこととされています。刑事司法に携わる人たちの被害者に関する知識が不正確であると、被害者は救われず、裁判官のなにげない一言で全てが台なしになることもありますので、このような研修を行うことは非常に重要だと思います。

それから、性犯罪が潜在化しやすいという傾向を踏まえて、性犯罪の被害に関する調査を実施し、実態把握に努めることということが定められました。性犯罪被害の実態の把握は、そもそも潜在化しやすいことなので、本当に困難だと思います。ただ、それをあえて調査することで、性犯罪被害が潜在化する理由もより明らかになってくると思いますし、調査研究すること自体が非常に重要で、再犯防止や性犯罪の減少に繋がることが強く期待されるので、この附則についても大いに評価したいと思います。

次に、改正刑法から離れまして、量刑に関して、性犯罪の実態に即した対処が行われているかどうかという話をします。

求刑もそうなのですが、この量刑はどうだろうと思うことが少なからずあります。例えば、性犯罪は、初犯で捕まるということはまずありません。大体、捕まったときには犯罪性向が相当進んでおり、しかも、その時点で被害者がすごい数になっていることが多いです。

例えば、宮崎ビデオ事件といえば分かるでしょうか。悪質な示談交渉で被害届を取り下げようとし、盗撮ビデオの原本を没収するのに長い時間が掛かった事件ですけれども、あれは、強姦1名、強姦未遂1名、強制わいせつ3名の被害者5名の事件でした。被告人は全面否認です。法廷での被告人の態度も、被害者を嘘つき呼ばわりするなど、非常に悪かったようです。盗撮したビデオは、「今後徹底的に対応して、半生をかけて闘うので、その武器になるビデオテープは返さない」と述べていました。そのため、被害者は、被告人がどこにコピーをとっているか分からず、加害者が出所したら何かされるのではないかという恐怖感がありました。被告人は、そのような態度で、事後の情状も悪かったのですが、求刑が懲役13年、判決が懲役11年ということで、これはちょっと求刑自体軽いのではないかなと思いました。

その一方で、私が経験した裁判員裁判事件で、これは、1件だけ裁判員裁判になりまして、準強姦致傷が1名、この致傷はPTSDです。ほかにも、準強姦や準強制わいせつが7名、合計11件の事件でした。宮崎ビデオ事件より被害者の数が3名多いという違いはあるのですが、これは求刑が懲役25年、判決は懲役20年でした。法廷における被告人の態度はさほど悪くなく、PTSDについて争ってはいたのですが、被告人はその意味がよく分かっていないようで、むしろ、弁護人の意向で争っていたという面がありました。しかし、そのせいで、被害者は法廷で証言しなくてはならなかったし、また、精神科医が証言するなど、結構手間が掛かりました。被害弁償はありませんでした。こういった事案でしたが、私は、自分が担当した事件でありながら、求刑でも20年はいかないかなと思っていたので、求刑が懲役25年と聞いたときは、本当にびっくりしました。

ほかの弁護士から聞いた話ですけれども、「性犯罪のやる気は検事次第」と言った検事さんがいたそうです。確かに、起訴するかどうか、いかに求刑を頑張るか、検事の気合い次第という気がしてならないといえますか、宮崎ビデオ事件も本当にひどい事件で、その公判の担当検事もすごく怒っていたらしいのですが、その割に求刑が甘いという気がしました。

先ほども述べましたが、やはり、罪名が強制わいせつだと軽いですね。強制わいせつで前科がないとなると、基本的に執行猶予が付きます。私が担当する事案も強制わいせつは多いのですが、救われない被害者が多いです。

例えば、取引先の男性から、仕事中に女性がわいせつ行為をされた事件があります。法改正の後だったら、強制性交等罪になったかもしれない事案です。この件は、被告人が公訴事実を認めると言いながら、法廷での態度が非常に悪く、落ち度のない被害者をことさらに非難し、裁判官も、「争うのですか」と何回も確認していたほどでした。明らかに裁判自体が二次被害の場になっていたにも関わらず、求刑が懲役3年、判決は懲役3年執行猶予5年でした。被害弁償はありません。

もう1件は、重い障害がある未成年者がわいせつ行為をされた事件で、求刑が懲役2年で、判決は懲役2年執行猶予4年でした。この件も、公訴事実以外に、その家族の生活全般に多大な影響が出ていたことから、裁判では様々な事情を訴えました。でも、判決書を読む限り、それらがあまり考慮された様子はありませんでした。求刑も低いし、裁判所も最初から執行猶予のつもりだったのかなという印象がありました。罪名に捉われずもっと実態を見てほしいですし、検察ももう少し求刑を引き上げてほしいなと思いました。

判決で執行猶予がついたとき、被害者は、「これって何だったのだろう」、「あんなに一生懸命意見陳述したのに」という感じで、本当にお葬式みたいに暗くなります。たまたま今話した2件は同じ検事が担当で、検事の方は本当に一生懸命頑張ってくれて、被害者に対して「申し訳ない」と言いました。検事が一生懸命やってくれたことは被害者の救いになっていると思います。おそらく求刑は検事個人の感覚で上げられないのかもしれませんが、全体としてもう少し高めに求刑してくれればなと思います。

というのも、裁判所の判決が軽いということについては、仕方ないと思える被害者は結構いるのですが、検察の求刑が軽いと、「誰が被害者のかわりに闘ってくれるのか」という気持ちを抱く人がとても多いのです。様々な事情はあると思うのですが、被害者のその気持ちをもう少し酌んでいただけたらなと思います。

次に、捜査前や捜査中、公判中や裁判後など、段階ごとにどのような被害者支援が必要かというところについて、その実態と私が課題と感じているところを述べたいと思います。

まず、捜査に至る前段階では、法テラス関連の問題です。日弁連の委託援助制度の中に、被害者支援があり、預貯金が300万円以下の被害者は、償還義務なしに弁護士を付けられるという制度があります。相談は3回まで被害者が払う必要はなく、受任した場合の着手金も被害者自身が支払う必要はなく、加害者側から被害弁償を得られたとき、その中から大体12%ぐらいを弁護士報酬として支払うことになっているので、基本的に被害者の自己負担はありません。この日弁連の委託援助制度は、日弁連が法テラスに委託していて、被害者と弁護士と法テラスの三者契約です。

ただし、委託援助の対象となる犯罪は、生命・身体に関する罪に限られています。財産犯は対象外です。ただ、窃盗でも、下着泥棒など性的意味合いを含むものは対象になります。

ケース・バイ・ケースなので、その都度問い合わせて下さいと言われているのですが、範囲が狭いといえますか、実質を見ると言うてはいるけれども、必ずしもそうではないとは感じています。

例えば、ある女の子が、行政の人と一緒に相談に来たケースです。加害者が勾留されなさそうとか、もう勾留期限が迫っているということで、福祉や行政の人が駆け込みで被害者を相談に連れてくることはよくあります。行政の人から電話が掛かってきて、「性犯罪被害に遭った女の子が役所に相談に来ているので、先生に1回相談してもいいですか。お金はないので援助制度を使えると思います」という感じです。私はもちろん、「いいですよ」と応じるのですが、いざ話を聞くと、性犯罪に当たらない事例が結構あります。

例えば、知り合いの男性から脅迫されて、過去に暴力もあり、風俗で働かされ、その給料を脅し取られたという女の子がいました。男性は逮捕されたのですが、被疑事実が強要罪だったので、「強要罪は委託援助の対象になりません」と言われました。その子が、一番傷ついているのは、風俗で働かされたということです。もし警察が、加害者を傷害罪で逮捕していれば、それは問題なく委託援助の対象になります。「強要罪といっても性被害の意味合いが強い。罪名が強要罪だから対象にならないのはおかしい」と訴えたのですが、認められませんでした。制度が使えないとはいえ、相談料を本人に請求するのもかわいそうだったので、私も相談料を得られませんでした。その後、無料で引き受けるわけにはいかないので、正式に受任することもできませんでした。こういったケースが意外と多いです。

行政の方も、具体的な罪名はよく分からないこともありますし、例えば最初に電話があった時に、「罪名は何ですか」と聞いて、「多分性犯罪だと思います」と言われたときに、被害者に詳細を確認するようお願いするのも酷ですし、被害者も気が動転してよく分かっていないこともあります。「明日行ってもいいですか」とか「警察が明日加害者を保釈すると言っているので今日お願いします」といった依頼は、確認に時間をかけていられませんので、委託援助の対象を是非広げてほしいです。被疑者の場合は、当番弁護もあるし、様々な制度があって、ほぼあらゆる犯罪に弁護士がつくよう網羅されています。にもかかわらず、被害者の場合に支援の範囲が狭いというのは、非常に疑問に思っています。

また、日弁連の委託援助から外れますが、性犯罪被害者は、メンタルをやられていることがすごく多いです。捜査に入る段階で、立件できそうだという場合、東京だと被害者支援都民センターにすぐに繋いで、臨床心理士についてもらいます。私からは、「実況見分ってこういうことをしますよ」とか、「根掘り葉掘り聞かれるけれど、それはこのような意味があって聞くのですよ」といった説明をし、臨床心理士には精神的なケアをお願いします。弁護士と臨床心理士がお互いタグを組んで対応するのです。そうすると、被害者の回復に資することが多いです。ただ、性犯罪の場合、そもそも被害届自体受理されなさそうだなという事案も多いのです。話を聞くと、被害者の話の通りだとしても性犯罪の構成要件にあたらなそうという事案もありますが、性被害に遭っていること自体は間違いないのに、単に証拠がないから立件が厳しいかもしれないという事例も多いです。

後者の場合、都民センターの方でも全ては引き受けられません。罪名が付かないと難しい面もありますし、キャパシティの問題もあります。そのような場合、被害者に全て自費でカウンセリングを受けてというのは、余りにも酷です。法律やメンタルの支援が難しい事案、特にヒアリングの結果、単に証拠がなかったり、足りないだけだと思われる人たちには、せ

めて、メンタルの方は経済的に救ってあげられるような制度があればと非常に強く感じています。

次に、捜査段階における被害者支援ですが、子どもが被害者の場合は公判でも司法面接の結果を利用できるようにしてほしいと思います。国によっては、公判でビデオをそのまま主尋問のかわりに使っているところもあるみたいです。反対尋問は憲法上の権利なのでやらざるをえないでしょうが、せめて主尋問だけでもしなくてすむように、制度と法律を整備してほしいと思います。

また、加害者も被害者も児童というケースが結構あります。学校内のトラブルは多いです。その場合、警察が単に児相に通告して終了ということがあります。担当の警察官によるかもしれませんが、児相に通告したという連絡すら被害者にしてくれない人もいます。そのため、被害者がどうしていいかわからず、「警察に何回も連絡していいのだろうか」と相談されることもあります。私から警察に問い合わせると、児相に通告したことは教えてくれるのですが、児相に通告した後、児相でどう処理されたかということは、弁護士であっても児相は全然教えてくれません。

加害者も被害者も児童の場合、大体、学校も同じ、家も近所、習い事も一緒というケースが多いです。そのような場合、児相に通告しただけとなると、被害者の親が、「どうしたことだ」と思うのは当然ですし、被害者の子ども自身が怖くて学校に行けなくなってしまうこともあります。せめて、児相でどのように対応したとか、その程度のことは、情報開示する制度を作してほしいと思います。特に、加害者児童側に弁護士が付いていない場合、被害者に弁護士が付いていてもなかなか加害者側へのアクセスは難しいので、情報開示の制度は是非あればいいなと思います。

それから、捜査段階に限りませんが、やはり、被害に遭ったらできるだけ早く被害者に弁護士を繋いでほしいと思います。日弁連の委託援助や国選被害者参加弁護士制度があるので、刑事事件に関しては、弁護士費用は基本的に掛からないことが多いということを説明して、受任するかどうかはともかく、1回は法律相談に行くように促してほしいです。性犯罪被害者は若い女性が多いので、資力要件はほとんどクリアできます。

そこで検察にお願いですが、検察官から被害者に弁護士をつけるよう促してほしいのです。警察は、相変わらず、「弁護士は敵」というイメージがとても強いのです。警視庁の被害者支援室は被害者の弁護士によく対応してくれますが、被害者の代理人と言っても、現場の警察からは「弁護士が何しに来た」というようなすごく嫌な顔で見られることが少なくありません。警察の方に講演する時「私は弁護士だから皆さんの敵ですか」と話すと、皆さんすごく喜びます。現場の刑事さんは本当に大変だと思います。自分たちが逮捕したときには、被疑者はわんわん泣いて、「悪かった」と言っているのに、弁護士が接見した後は、突然黙り込む。「あんなことしていいのですか」と警察の方から質問されたりするので、「法律上はいいのですが、ごめんなさい」と答えています。被疑者にそのような態度を取られる刑事さんが本当に困っていて、正義感から、弁護士嫌いというのもよく分かるので、警察から被害者に対し、弁護士をつけるようにとは言いにくい面があるかもしれません。早く弁護士が付いたほうが、被害者の回復も早いと感じていますので、検察官から被害者に弁護士をつけるよう説明してほしいのと、警察にも「被害者の弁護士は警察の敵ではない」ことを言っただけなら、と思います。

次に、公判段階ですが、子どもが証言する場合、二次被害が生じないような最大の配慮をしてほしいと思います。証言させること自体、適切ではないという精神科医の指摘もあります。

被害者が子どもだった事件で、とても考えさせられたケースがありました。公判担当検事は大変熱心な方で、被害者両親や精神科医から話を聞いた結果、証人尋問によって小康状態にあるPTSDが再発する可能性があるため、その後の治療期間等も考慮し、尋問を長期休暇中に行ってほしいと裁判所に要請しました。しかし、そうすると公判期日がかなり先になってしまうため、弁護士から異議が出て、裁判所もこれを認めて学期中に期日を入れそうな感じでした。担当検事も私も裁判所に意見書を書き、最終的には、被害者のご両親の「大人の都合で裁判を進めないでほしい」という強い意向が受け入れられ、長期休暇中に実施されたのですが、本当に、大人の都合で進めないでほしいと思いました。

また、公判に備えて、事前に、ビデオリンクの部屋の下見をさせてほしいと裁判所にお願いしました。私は、子どもが自分が被害に遭ったことを証言するために裁判所に来るとするのは、どれだけ緊張感があることか分かりますか、という話をしました。しかも、ビデオリンクの小さな部屋に閉じ込められて、ビデオカメラの前で証言しろと言われても、大人でも嫌なものです。そのような趣旨で下見をお願いしたのですが、裁判所から、「ほかにそういう例があったのか、何部で認めたのか、事件番号を教えて」などと言われました。そのような回答に腹が立ちましたが、これは絶対に実現しないと意味がないということで、検事と一緒に頑張った結果、下見が出来ました。

もし、検事がそこまで頑張ってくれる人でなかった場合や、被害者に弁護士が付いていなかった場合はどうなっていたのだろうと、とても心配になりました。今後同じようなケースがあったら、検察庁からも、子どもの場合、ビデオリンクの部屋は必ず下見させるように裁判所に働き掛けてほしいですし、内規のようなものを作り、法廷における子どもの証言の際に、子どもを二次被害から守る取組を徹底していただきたいと思います。

また、被害者支援都民センターの方から教えていただいたのですが、被害者が証言する際に、被告人と同じ椅子に座りたくないと言う人が何人かいたそうです。この点は、私、気づいていなかったのですが、言われてみると当たり前の考えです。被告人と同じ椅子に座りたくないということで、ずっと立って証言した人もいます。そのようなこともあり、都民センターの方は、被害者は、被告人と別の椅子にしてもらうように頼んでいると聞きました。この話を聞いて、私も当然だと思ったので、被害者から言われなくても、今後は、私から申し入れしようと思っています。ですから、検察庁も、当然のこととして、被告人の座ると一緒の椅子にしないでくださいと申し入れるのを当たり前の運用にしてほしいなと思います。

次に、被害者の情報の保護についてですが、被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件でも、私は秘匿が非常に甘いと思います。特に、被害者が特殊な職業だったりすると、言葉一つにも気をつけなければなりません。その職業でしか使わない単語等には、特に注意してほしいと思います。最近、SNSを利用している人が多いので、ちょっとしたことで「被害者はこの人ではないか」といった「犯人捜し」がネット上で行われてしまい、犯罪被害以上の痛手を受ける被害者もいます。法廷でどの言葉を使っているのか使わないのか、ということは事前に協議されますが、弁護士は防御に必要ないと思われるようなことでもできるだけな

マの言葉を使おうとしますし、裁判所もわりと「そのくらい、いいではないですか」という傾向にあります。ですからそこは、検察官に頑張っていたきたいです。

それから、被告人から保釈申請があったら、すぐに被害者側に知らせてほしいと思います。検事によって対応がばらばらで、何度も保釈申請する被告人がいて、その度に電話をくれる人もいます。一方で突然「今日保釈になりました」「実はもう保釈されています」という連絡だけ来る場合もあり、「何故早く教えてくれなかったのですか」ということもあります。被害者は、「加害者は捕まっているから安心」と思っています。事前に保釈申請の連絡があれば、「最近保釈が認められやすいから、出てくるかもしれない」と被害者に伝えることができるので、被害者は心の準備もできます。しかも、被害者には「保釈される前に自分も何か一言、言いたかった」という気持ちもあります。

最近、否認事件で、被害者の証言が予定されていても、割と簡単に保釈されます。ですから、保釈申請があったら、是非すぐに知らせてほしいと思います。そのようなときには、被害者から直接裁判所に意見は言えませんが、私が、「保釈されたら困る」という検事宛ての報告書を出して、それを意見として一緒に出してもらったりしています。その効果があったのかどうかは分かりませんが、保釈が認められなかった例もありました。結果的に保釈になったとしても、被害者のためにできる限りのことはしてあげたいと思うので、保釈の申請があったら必ず連絡をしてほしいと思います。

また、法テラスの問題ですが、刑事損害賠償命令制度の利用に当たり、弁護士費用等の立替えを受けることができる制度があります。これは、法テラスの民事扶助です。着手金で大体、弁護士費用が8万円くらいです。これは飽くまで立替えなので、被害者は分割で法テラスに返済しなければなりません。ただ、損害賠償命令の決定が出て、回収が見込めないケースも多いので、8万円の払い損になる可能性もあります。そのようなことから、申立てを断念するケースもあります。性犯罪被害者は若い女の子が多いので、8万円は大金です。弁護士費用8万円を払っても、1円も戻ってこないかもしれないと言ったら、断念せざるを得ない人もいます。それがとても残念です。日弁連の委託援助だと、刑事事件の中で被害弁償金を受け取れたら、入ってきた金額の12%くらいが弁護士報酬になります。要するに、お金が入ってきたら、その中から少し払ってもらうけれども、持ち出しはない、だから損はないというシステムです。刑事損害賠償命令は純粋な民事とは違うのですから、損害賠償金を回収できたら、その中から弁護士費用を払うけれども、回収できなかつたら、着手金は償還義務を免除するという運用に変えられないのかなと思います。

損害賠償命令の申立てを行う事案というのは、大体加害者が被害弁償していないケースです。全面否認か、「お金がない」と開き直るケースか、どちらかです。それでも、有罪判決が出て、賠償命令が出れば、支払う人もいます。特に実刑判決が出た場合に、慌ててお金を払ってくる人もいます。控訴して、執行猶予をつけてほしいからです。ですから、損害賠償命令の申立てをする意義は、とても大きいので、着手金8万円のために躊躇してほしくありません。しかも、結審までに申立てをしなければならないので、判決が出た後では間に合いません。加害者が今はお金がないと言っているけども、債務名義を取っておけば、いずれ加害者が働くようになってから差押えできるかもしれません。悪質な加害者の逃げ得にならないよう、着手金の8万円は何とかしてあげられないかなと思います。

刑事損害賠償命令の決定や民事訴訟の判決が出た場合でも、損害賠償金を回収できないこ

とが多いです。被害者は若い女性が多いので、もともと資力がない上に、精神的な症状が非常に強く、会社を辞める人も多くいます。働けない、治療には時間とお金が掛かる、しかも、犯給金（犯罪被害者等給付金）の要件に当たらない人が多いです。性犯罪被害の特殊性に鑑みて、経済的支援制度というのは、別建てで何か必要なのではないかなと思います。

それから、次に、保護観察中の心情に関する伝達制度についてです。かなり前の事件で、当時未成年だった女の子が、路上でいきなり男から姦淫された事件がありました。女の子は多大な心身のダメージを受け、人生そのものが変わってしまいました。加害者には余罪もあり、かなり長く刑務所に入っていました。

加害者に対しては、刑事損害賠償命令の決定が出ていました。私は、被告人が服役中に時々手紙を出して、「少しずつでも払うように」「返済計画を立てて知らせて」と伝えていました。この加害者には真面目な面があり、ちゃんと返事を書いてくるんです。「今お金がない」とか。私の方から「お金がないなら誰か頼んだら」と手紙を書くと、「では親に頼んでみます」という返事があったり、そんなやりとりが続いていました。結局、全く回収できないまま、仮釈放になり、今、保護観察を受けています。そのため、保護司を通じて、被害弁償するように働き掛けるのが、お金を回収できる最後のチャンスになるのではないかなと思っています。

被害者はもう成人しているので、心情に関する伝達制度を説明したところ「伝達制度を使って気持ちを伝えたい」と話してくれました。私がいきなり保護観察所に電話しても、「本人から電話させてください」と言われるので、被害者に対し、保護観察所に連絡できるか、頑張れるか聞いたら、「頑張ってみます、電話します」と言うので、電話してもらいました。そうすると、保護観察所は、「弁護士に頼むとお金が掛かりますし、あなた自分1人でやってください」という返事だったそうです。もし、そういう言い方をしたのであれば、私は、色々な意味で心外だと思いました。私は、損害賠償命令が出たのにお金を回収できなかったことがかわいそうだと思っていますし、それは私の責任でもあると思っているので、損害賠償命令が出た後は、今まで全部無償でやっています。「弁護士に頼むとお金が掛かるから」という言い方もそうですが、「あなた自分1人でやって」などと言って、弁護士を排除しようとしたのであれば、なぜそういうことをするのか、その理由が全然分かりません。被害者が、自分一人で手続その他をすることの苦痛を、分かってほしいのです。

私は保護司もしているので、所長さんに直接言えますが、それも変な話だし、もしかして、元々このような運営がされているのかなとも思い、少し様子を見ているところです。

私は、保護司になって2年になりますが、被害者に関する研修を受けたことは全くありません。研修があるのだとしたら、もっと増やしてほしいと思います。そもそも、被害弁償を全くしていないのに、何故仮釈放が認められるのかなとも思っています。保護観察中の被害者対応についてもう少し考えていただきたいと思います。長く保護司をやっている方で、「保護観察の面接をしていると、保護観察対象者は甘やかされていると感じることがある」と言う人もいます。保護司さんたちは、実は、「日本は加害者に甘い」、「被害者が救われていない」、ということを非常によく感じている人たちだと思います。だから、保護観察所が実施している研修と保護司さんの気持ちが、ずれているのではないかなという気もしていますし、保護観察制度の中でどう被害者に向き合っていくかということについても、もう少し検討してほしいと思います。

次に、性犯罪の再犯防止についてお話しします。そもそも被害者というのは、加害者を全然信用していません。「更生しました」と言われても、「なんだそれ」という感じです。執行猶予がつくのも怖いですし、出所したりして加害者が自由になることがとても怖いのです。

私は、性犯罪加害者の治療に当たっている医療関係者と、最近よくお話をしますが、「性犯罪者というのは、死ぬまでプログラムを続けなければならない」とのことで「保護観察が終わってからが大事なのに、そこからの手当てが全然ないことが問題」「保護観察が終わってからも定期的にプログラムを受けなくてはならない、それを受けなかったら収監するぐらいの強い制裁を科さないと、絶対に再犯する」とおっしゃっています。ですから、こういうことについても、本格的に実態調査や各種調査をすることが重要ではないかなと思っています。

最後に、性教育、性犯罪予防や潜在化についてお話しします。

性犯罪だけではないのですが、性教育の必要性というのは、本当に強く感じています。最近私も、いろいろなところから声を掛けていただいて、講演や講義をすることがあります。ある大学に行って話をした際、「性犯罪に遭ったら、皆さんどうしますか」と尋ねたら一番多い答えは「黙っている」でした。次に、「お母さんに相談する」、「親友に相談する」です。「110番する」や「警察に行く」は、全く出てきませんでした。そこで私が、「もし被害に遭ったら、まず110番してください」と言うと、「えっ」という反応です。「そんなことで110番していいんですか」という感覚なのです。

私は最初、110番をしないのは、「警察が怖い」とか、「恥ずかしい」とか、「110番すると、家にパトカーがサイレン鳴らしながら駆けつけてしまって、周りにばれてしまう」とか、そういう理由かと思ったのですが、そうではなくて、「110番通報していいと考えたことがない」とか、「110番してくださいと誰も教えてくれなかった」と言うのです。私はびっくりしましたが、「では、どんなときに110番するのですか」と聞くと、「火事」とか、「どこかで煙が出ている」とか、「交通事故」とか、「住居侵入」とか、そういうことだと110番するのだそうです。

今、未成年者を含む若者が、簡単に裸の自画撮りを送ってしまうといったことも、性教育の貧困が原因だと思っています。学校では正面から教えません。ネットではアダルト情報が溢れていて、アダルトビデオとか盗撮の画像とか、そういうものが子どもたちの性教育の教科書になってしまっています。その誤った知識のまま、大人になっています。だから、二十歳過ぎた人でも、彼氏や上司から、膣外で射精すれば妊娠しないと言われて性交渉したのに妊娠してしまい、中絶したというようなことが、とても多く起きています。まだそんなことを信じているのか、と思いますが、そう思っている人はたくさんいます。自分の性がすごく大事なことで、他人が侵してはならないという意識が非常に希薄だと思っています。だから、自分の裸の画像を、簡単に送ってしまうのです。

性教育は必要ですが、私は教師にやらせないでほしいと思っています。学校の先生は本当に忙しいし、例えば、高学年の子や、低学年でもませた子だと、「あの先生はいやらしいことを言った」だのなんだのはやし立ててまともに聞こうとしないし、先生もやりにくいと思います。授業や、学校の枠でやると、それは学習指導要領の範囲外だという問題になりやすいので、例えば特別講義といった体裁でできないかと。私が提案したいのは、まず、体や性の仕組みをきちんと知ってほしい。だから、それを教えられるお医者さん、例えば産婦人科

医に話をしてもらおう。そして、もし性被害に遭った場合に、どんなダメージを受けるのか、どんな治療をするのか、どう回復していくのかを説明できる心理士さんや精神科医の話。次に性被害に遭わないために、どう予防すればいいか、遭ってしまった場合には被害者はどうすればいいのか、捜査の流れなどを、警察に話してほしいと思います。最後に、もし性被害に遭った場合に、法律で何ができるか、司法は何をしてくれるかということの説明できる弁護士の話。この4者でそれぞれ30分ずつ、2時間くらい実施したら、かなり充実したものができると思います。聴衆は、子どもだけ、保護者だけ、子どもと保護者が一緒など、いろいろなパターンがあっていいと思いますし、それぞれ話し方などが変わってくると思いますが、そのような取組をやっていかないと、子どもたちの安全は守れません。性の重要性が分かれば、学校、塾、部活の中での、いわゆるスクールセクハラと言われる被害も潜在化しにくくなるのではないかと考えています。

次に、性犯罪被害者に対する偏見をなくすための、理解を求める啓蒙活動の必要性です。性犯罪の被害者にも偏見はあるし、加害者にも偏見があると思います。「加害者は非常に欲求不満である」、「もてない人間である」、「すごく性欲が強い」などと一般的に思われていますが、そうではなく、皆さん御存じだと思いますけれども、エリートが多いですし、特別にもてないということもないし、何か、ほかの犯罪者とはちょっと違う生真面目さがあったりします。このような偏見がある理由は、1つは性犯罪の実態を全く伝えない報道の問題があると思っています。言葉一つにしても、「婦女暴行」や「幼児にいたずら」では、何をやっているのか全く分かりません。裁判員裁判になり、性犯罪の量刑が重くなったと言われてはいますが、私は、裁判員が性犯罪の実態に驚き、正しく被害を認識するようになった結果だと思っています。

報道の人とは、よくそのような話をします。今、性犯罪被害当事者の山本潤さんや、問題意識を持った報道関係者の人たちが一緒になり、「性暴力と報道対話の会」という勉強会が行われています。そのような試みをもっと広げないといけないと思います。例えば、法務省が主催して、メディア各社の人たちに集まってもらって、全て非公開でディスカッションをしてもらうとか、ヒアリングを行うとか、そのようなものは無理なのでしょうか。「報道に対する介入」等と言われてしまうのでしょうか。私は、報道の問題はとても大きいと思っています。これは報道の人たちに任せるしかないというような次元ではないのではないかと考えています。

最後に、ネットでの誹謗中傷の取り締まりというのが非常に重要だと思います。性犯罪被害者を誹謗中傷したがる一部の人たちがいます。現在も一部のメディアが「ネットハラスメント」という問題を取り上げてくれていますが、悪質な投稿には罰金や懲役などの刑事罰を科したり、警察が犯人を捜査できるような法を整備したりすることが必要ではないかと思っています。一部の報道によると、SNS等の運営企業に対して、ヘイトなどの違法な書き込みを放置した場合、多額の罰金を科すことができる法律がある国もあるそうです。こういう海外の取組を紹介すると、なぜか日本は、児童ポルノのときもそうでしたけれども、「表現の自由」を殊更に強調し、議論自体を嫌がる人が出てきます。そうではなくて、被害者を守るという観点から、悪質な誹謗中傷を許さないということを、国として厳しい姿勢を見せることが、非常に重要ではないのかと思っています。

以上です。

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

先生、ありがとうございました。

それでは、御質問のある方は、挙手の上、御発言願います。

○保坂刑事局刑事法制管理官

ありがとうございました。

最初のほうでお話いただいた、非親告罪化を評価していただいているということでしたけれども、親告罪ではなくなったとしても、手続を進めていいかどうか、あるいは処罰意思があるのかどうかということは、被害者の方の意思を尊重してやっていきましょうということになっており、その意思を確認することがあると思います。そのことと、手続として告訴が必要、つまり、法律上、告訴がないと起訴できないという仕組みの下で、検察官等の捜査機関側から、「告訴しますか、しませんか」と確認されることと比べて「手続を進めますか、進めませんか」、「処罰を望みますか、望みませんか」ということでは、やはり、大分受けとめが違ってくるのかどうかを教えてくださいませんか。

○上谷さくら先生

おそらく、これまでも被害者側のことを非常に配慮してきた捜査機関側の人は、告訴が必要かどうかや、「処罰意思がありますか」というようなところは、多分、うまく説明できていたと思います。

しかし、そうではなくて、「告訴がないと、起訴ができないので、あなたが決めてください」と言ってしまうタイプの人があると、被害者は、混乱してしまいます。「処罰意思がありますか」、「裁判になっていいですか」と質問して、被害者が「ぜひしてください」と言ったら、それで多分オーケーだったと思います。あとは、「これ、一応書式があるので」といって書いてもらえばよかったと思います。今のところ、検察官から、非親告罪になったので楽になったという話は、余り聞いたことがありません。

○保坂刑事局刑事法制管理官

ありがとうございます。

○是木刑事局参事官

何点かあります。一つは、先ほど、性犯罪の量刑についての話がありました。御経験からしまして、一定の量刑を確保していく上で、「こういう方策が有効なのではないか、こういう点が強調されてしかるべきなのではないか」というようなポイントがございましたら、教えてください。当然、私たちなりに考えてはいるところではありますが、「このような立証活動が有効だったのではないか」というふうに、被害者側の立場から見て、お気付きの点があれば、教えていただきたいというのが1点。

もう1点は、さまざまな段階における支援のお話があり、例えば、二次被害を防止していくことの重要性、特に児童の場合などについての御指摘がありました。非常に悩ましい問題として、やはり、複数回話を聞くことが二次被害につながるというような指摘が、しばしばなされるところではありますが、他方で、しっかりと事案を把握して、きちんと立証していくためには、そのようなことが必要だというような観点もあって、なかなかそのバランスが難しいのかなというふうに感じております。

一義的な正解というのがどこにあるのか、なかなか認定し難いところでもありますが、どのようなアプローチで対応していくと、被害者の方の負担がより減っていくとお感じになる

か、その辺りについての御意見を教えていただけたらと思います。

○上谷さくら先生

一点目について、強制わいせつの過不足ない立証活動自体は、どの検察官も、もちろんしてくれていると思います。ただ、例えば論告があっさりしている人と非常に強く言ってくれる人と、個性があると思います。「本の目次みたいにあっさりしてるな」と思ってしまうケースもあり、行為の悪質性や被害者の傷つきなどを、もう少し強調してほしいです。

また、被告人質問の際に、最近はやりのようですが、明らかに裁判対策で、「クリニックに診察に行きました」と言う人がいます。そこは検察官にスルーしてほしいところです。検察官が質問しないので、私から、「次の予約はいつですか」、「先生から何と聞きましたか」、「お金は幾ら掛かりますか」、「費用は誰が払うのですか」などと必ず質問するのですが、大体何も答えられないです。ですので、裁判所にも、「クリニックに行っている」という発言を更生意欲の表れとして簡単に有利に評価してほしいので、検察官からもっと具体的に質問して、明らかな裁判対策で行っているかどうか確認してほしいと思います。その結果、「自分はこういうふうに行っている」、「更生したい」という言葉が出てきて、本当にその人が一生懸命通う気になっているのであれば、それはそれでおそらく、被害者にとっても安心材料になると思います。

また、強制わいせつもいろいろな態様があるのでしょうけれども、刑の下限が6か月というのが低すぎる気がしています。強姦と強制わいせつはもちろん違いますが、被害者にとってはそんなに変わらない。変わらないというか、「『姦淫だけはやめて』と加害者に言った結果、最後まではいかなかった。よかった」という程度です。強姦は、下限が5年になってから、ちょっと違ってきたような感じがします。

また、2点目について、被害者に複数回話をさせるという話ですが、子どもの場合、最初に話したときの記憶が正しいのは間違いないと思います。日付が曖昧だったり、時系列、前後関係が曖昧だったりというのは、それは大人でもあると思います。被害シーンのところだけ合っていればいいと思うのですけれども、証人テストをすると、聞けば聞くほど正しくなくなっていくような気がします。やはり子どもだと、何回も聞かれると、「あれっ、私間違っている」と思い、別のことを言ってしまうことがあります。ですので、現在行われている法廷での証言も、「本当に司法の人たちだけで囲んでやってもいいのか、本当にそれで大丈夫か」と思います。

この間も、弁護人が「あなた、自分の調書を読みましたか」と質問し、子どもは「調書」の意味が分からないまま、「はい」と言ってしまったことがありました。検察官がすかさず、「供述調書の意味は分かりますか」と質問したため、「分かりません」という言葉を得ることができたのですけれども、非常に危ういなと感じました。私も司法面接はまだそんなに詳しくないので、もっともっと勉強しないといけないのですが、国としても、研究していかないといけないのではないかなと思っています。

○是木刑事局参事官

ありがとうございます。

○大場保護局観察課長

1つ、ヒントとして教えてほしいのですが、やはり司法と、先生が先ほどおっしゃったように、時間的な終わりというのが必ず来るわけで、いつまでも関わっていると、それこそ非

常に批判を受けてしまいます。そうすると、「保護観察が終わった後に、どこにつないでいくのか」ということが、とても大事なテーマだと思うのですが、例えば薬物だったら、依存ということになるので、ダルクがあります。裁判時の情状証人としてダルクの人を連れてくるように。性犯罪でしたら、特定のクリニックをという人がいますが、ダルクに比べて、性犯罪、特に加害者に対する支援を実施する医療機関は極めて少ないと思います。本当に日本の中でも数えるぐらいというのが私の認識です。

そうすると、そういった医療として提供するようところが、これから増えていくのは難しいことだと思います。法務省だけの話でもありません。誰がどのように動いたら、少しでもよい方向に動くとお考えでしょうか。

○上谷さくら先生

やはり、国の制度として実施しないとだめなのではないかと思います。おそらく、民間が自分たちの力だけで大きくなっていくのは無理だと思います。病院は女性が多い職場なので、性犯罪の加害者プログラムというのは、看護師さんたちが、そういう人が来ると自分たちも何かされるのではないかと嫌がるため、実施が非常に難しいらしいです。そういう意味でも、国立の病院が、各地にできたらいいと思います。

○大場保護局観察課長

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

本日のお話の中で、性犯罪被害者に対する経済的支援について、犯給法（犯罪被害者等給付金の支給に関する法律）とは別の枠組みで、いろいろ考えるべきではなからうかというお話をいただきました。一つのアイデアという形で、損害賠償命令制度における弁護士費用の点や、罪名の付かない事案におけるカウンセリング費用の点について御指摘いただきましたけれども、経済的支援といっても、犯給法のようにお金を渡すというものから、法テラスにおける援助のように費用の立て替えを行うというものまでいろいろなものがあると思います。本日例として挙げていただいたものもありますけれども、具体的に、やはりこの辺りは国としてやるべきではなからうかと思われるところや、実態として足りていないと思われるところがあれば、もう少し教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上谷さくら先生

おそらく、犯給法に似たようなものを作ったとしても、慰謝料まではカバーできないと思います。病院に通う実費や薬代、交通費ぐらいが限度ではないでしょうか。なので、最低限そこはカバーしてあげたいと思います。性犯罪の場合、損害賠償命令のメインは慰謝料ということになります。今は「慰謝料までいいや」と諦めてしまっている人も多いですけれども、せめて実費ぐらいは、何とか持ち出しにならないようにしてあげたいと思います。

○野田大臣官房秘書課付

ありがとうございます。

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

上谷先生、本日は本当にありがとうございました。

性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ
(第3回)

第1 日 時 平成30年9月12日(水) 自 午後 2時10分
至 午後 3時35分

第2 議 題 SARC東京における支援と連携の実際～被害の状況から見えてきた課題～

第3 議 事 (次のとおり)

議 事

○野田大臣官房秘書課付

ただ今から、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の第3回会合を開催します。本日は、SARC東京の平川さまから、SARC東京における支援と連携の実際について御講演いただきます。

最初に、東京都の御担当者、松木課長から一言お願いいたします。

○松木課長

本日はお忙しい中SARC東京へお越しいただきありがとうございます。私は、東京都総務局人権部で犯罪被害者の支援連携を担当しております、松木と申します。各都道府県に性犯罪・性暴力被害者を支援するワンストップ支援センターを設けるようにという内閣府の方針の下で、東京都はちょうど3年前の7月から、SARC東京と協働してやっていただくということで始まりました。東京都の相談件数としては5,000件前後ほどありますが、全国の自治体としては最多の数ですが、SARC東京で対応を行っているところでございます。

本日は時間もタイトですので、早速平川理事長からお話いただき、必要な資料をお持ち帰りいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○平川理事長

理事長の平川でございます。本日は、「SARC東京における支援と連携の実際－被害の状況から見えてきた課題」というタイトルで、民間団体から、SARC東京の成り立ちと活動内容、連携する関係機関、被害者の状況と支援の課題の3点について、法務省への要望を含めてお話させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

< 1 SARC東京の成り立ちと活動内容について >

SARC東京は、2015年から東京都の事業に参画して協働で活動を行っておりますが、民間団体としての出発は、東日本大震災の年です。まさに発災のその時、某病院の一角で、内閣府男女共同参画局が実施した「パープルダイヤル」の性暴力被害者急性期対応、24時間対応を行っていました。その後の1年間は、自分たちに何ができるのかを考ました。性犯罪に関して色々と勉強したり研究会などを行ってきたけれど、いつまでも勉強してばかりでなく、私たちにも何かできることがあるのではないかとということで、それから1年間の準備期間を経て2012年6月1日にSARC東京を開設しました。

以前は、某病院の一角で作業をしていたのですが、そこが手狭になり、今の事務所に移ったという経過がございます。

SARC東京は、運営委員会方式を採っています。ホットラインに相談電話が入ると、支援員が「性暴力救援ダイヤル NaNa (ナナ) です」とお伝えします。相談件数が上がっている理由の一つとして、電話に出たその時から性暴力の相談・支援を行っているとはっきりと伝えることができるのではないかと考えております。

私自身これまでカウンセラーとして仕事をしてきたのですが、その時の相談者は、被害後すでに、例えば7～8年ぐらい経っており、自分の仕事や暮らしや人間関係などが立ち行かなく

なってから精神科を受診されたり、カウンセリングに来られたりする方が多かったのですが、SARC東京では違います。被害直後から電話をいただき、「今、被害に遭いました」、「深夜に被害に遭いました」と伝えてくれます。驚きでした。これまで言われてきた「性犯罪・性暴力被害者は潜在化する」、「泣き寝入りする被害者が多い」という印象が刷り込まれていたからです。しかし、今はこれこそが急性期ホットライン対応なのだ痛感しています。

SARC東京の支援員は、カウンセラーとも相談員とも異なり、性暴力・性犯罪被害者から届く声を適切な関係機関に繋いでいくコーディネイトの役割を担っています。北米ではアドボケイトと言われています。被害者の権利を擁護する専門職ですが、日本ではまだ認知されるまでには至っていません。7年目の活動の中で、このアドボケイトを活用するワンストップ被害者支援の仕組みがあればこそ、より多くの被害者を専門機関へと繋ぐことができるのではないかと考えています。

続いてSARC東京の支援活動の3つの基本理念についてお伝えします。性暴力は人権侵害であるということ、性暴力は人間としての尊厳を貶め性的自己決定権を奪うということ、性暴力・性犯罪は、性差別社会の中で起きているという3つです。性暴力についてはいわゆる刑法に規定されている性犯罪よりも幅広くとっています。ちなみに国連が2009年に公表した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、性暴力とは「身体の統合性と性的自己決定権を侵害するもの」となっています。性暴力が身体への性的侵襲であるために、この定義は被害者の身体についての感覚や心情を的確に捉えるものとなっています。

その上で必要なのは、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現」であると考えています。また、被害直後から中長期に渡る総合的支援が必要です。そのためにも、被害について世間や捜査機関で言われることの多い自己責任論や被害者にも落ち度があったのではないかと見る二次被害をなくしていく必要があります。

東京都の第3期犯罪被害者等支援計画では、「犯罪被害者等を社会全体で支える支援の実現」を提唱していますが、これはSARC東京が望む目標でもあります。本日の見学会も、国の取組に対する意見を提示するよとの依頼をいただき大変嬉しく思います。被害実態に即した捜査や対応・支援が行われる必要があることを痛感しているからです。

24時間365日で実施するホットラインに寄せられる相談内容は、大きく分けて3つあります。

一つ目は、被害直後の相談です。相談者は、外国籍の人や男性を含む当事者、被害者の友人・交際相手・家族、養護教諭や大学の学生相談室の相談員、行政職員などです。また東京だからということかもしれませんが、大使館の領事の方からも「旅行者が被害に遭っているがどうしたらよいですか？」といったような相談が寄せられます。都内にお住まいの方に限らず、北海道から沖縄まで色々な場所から電話が入ります。

相談内容は、弁護士を紹介してほしい、子どもが被害に遭っている、被害に遭ってどうしたら良いか分からない、誰にも話していない過去の被害について話を聞いてほしいといったものがあります。弁護士紹介については、ホームページやインターネット上を検索すると加害者弁護の弁護士の名前が出てくるけれど、被害者のための弁護士がなかなか見つからないという電話をいただきます。誰にも話していない過去の被害については、「お話を聴いていただけるのでしょうか」と小声で電話を掛けて来られます。その電話について支援者は、相談者が長い間一人で抱えてきた被害体験を初めて他人に話すわけですから、この時が急性期であり、被害直

後と同じ心理的状況にあるのだと捉えて、丁寧に聞くようにしています。例えば、芸能人や著名人の性犯罪の加害行為がメディアに出たり、テレビ番組で性に関する特集が放映されると、非常にたくさんの電話が入ります。中には20～50年間を一人で抱えてきたという人もいます。その際には、例えば電話を切った後に相談者が自傷行為や大量服薬をするなどの可能性も考えて、丁寧に聞いているところです。

二つ目は、何らかの対応を試みたのだけれども、うまくいかないのが不安な気持ちを聞いてほしい、あるいはもっと情報を知りたいという相談です。こうした相談の典型例は以下のとおりです。

まずは、被害直後の医療機関（産婦人科）受診についてです。被害後72時間以内に産婦人科に行き、緊急避妊ピルを処方してもらったが、性感染症のことが心配だということです。診察時に医師や看護師が「どうしましたか？」と尋ねてくれなかったのが、どうしても、自分が性暴力被害に遭ったことを言えずに、性感染症検査のことを言い出しにくかったという相談です。確かに産婦人科の患者さんは妊婦であったり、小さな子どもを抱えている女性たちも多いわけで、その中を一人で受診するわけですから、被害に遭ったことを言い出しにくいのは当然のことかもしれません。そうした精神的負担を軽減するために、性暴力被害者支援に積極的に取り組む病院では、他の患者と顔を合わせることなく診察室に入ることのできる動線を考慮した診察室が配置されています。医師や看護師が性暴力被害に遭ったかどうかを尋ねてくれなかったという事実は、『Black Box』の著者である伊藤詩織さんも書いておられるとおりです。

先ほど、相談電話に出る支援員は、最初から性暴力の相談・支援を行っていることをはっきりと伝えていたと申し上げましたが、性暴力・性被害に遭われた方と出会うためには、同様の情報を医療機関においてもリーフレットやホームページなどで発信いただくようお願いできればと思います。

次は、警察署に関する不安や情報提供についてです。被害直後に警察署に申告したが、「事件化ができない」、「暴行脅迫の構成要件を満たしていない」と言われて「それって何ですか？」という相談の電話も入ります。こうした電話の声は怒りでいっぱいです。また、警察署や検察庁から事情聴取や実況見分の日時、あるいは容疑者が逮捕されたとの連絡をもらったが、「どうしたらいいですか？」という相談も入ります。

最後は心身の健康状態についての不安や焦りについての相談です。たとえば眠れない、食べても吐いてしまう、体調が悪い、どきどきする、外出できないなどの訴えです。あるいは、仕事に行けない、子どもが部屋に閉じこもって出てこない、食事は自分の部屋でしか食べない、話し掛けても「大丈夫だ」と言うばかりでそれ以外は何も話してくれないなどの心配です。こうして人に話すこと、誰かに自分の声を届ける人からの呼び掛けに対して、支援員はこの不安な気持ちを受け取る必要があります。

三つ目はその他の相談です。それは過去の被害であったり、被害が人生に及ぼす深刻な影響について、あるいは問い合わせ等の内容です。

過去の被害については、深夜や朝方に掛かってくる、眠れない相談者からの電話が多いです。時折、支援者が「こちら（SARC東京）に面接相談にいらっしゃいますか？」と返答すると、お越しになる方もいらっしゃいます。こういう方からは、幻視、幻聴、希死年慮や自殺企図など、非常に深刻な症状や困難な生活状況を聴き取る場合もあります。過去の被害、とりわけ子ども時代に遭った被害の影響が慢性化している場合がほとんどです。しかし残念ですがSARC

C東京はこうした方々のための支援に対して十分に手が回りません。国が実施する性暴力・性犯罪被害者の回復・グリーンワークを行うセンターを早期に作ることを要望します。

< 2 関係機関との連携について >

2017年度相談実績をお示しします。ホットラインにはおよそ5,000件の電話がありました。月の平均はおよそ460件、その中で都外からの電話件数が1～2割を占めます。およそ4～5割が被害直後の相談となります。

年間394件の直接支援を行いました。直接支援は面接相談と同行支援からなっています。同行支援の主な付き添い場所は、産婦人科、管轄の警察署、病院内の精神科、弁護士事務所、東京地方検察庁、東京地方裁判所などです。おおむね毎日支援員が同行支援に出ていることとなります。支援員は1日2人体制となっていますので、一人が電話番をし、一人が外に出ているという業務が日常となります。こうした直接支援を行った実人数は155人でした。

加えて個人情報の開示請求や警察署から捜査関係事項照会に回答することもありますから、ようやく関係機関との連携が取れるようになってきたところです。

また、東京都の医療費助成制度によって、警察に届けない場合の被害者に対して診察代や緊急避妊ピルの処方、あるいは感染症検査の費用が助成されます。被害直後におけるワンストップ支援の実際（産婦人科医療版）については資料1のとおりです。

ワンストップ支援センターの大きな役割は、医療機関におけるケアによって、被害者の心身の安全と健康を確保することにあります。その流れは、男女2人からなる警察官が被害直後の被害者を伴って来院する場合と、被害者から直接にSARC東京に連絡があり、病院と連絡を取り合いながら病院に同行する場合の2通りがあります。

どちらの場合にも、被害者と警察官と医療関係者と支援員の4者が病院で初めて出会うこととなります。その際に支援員は被害者へのねぎらいとエンパワメントを行い、被害の概要を聴き取り、今後に行われる診察の流れと警察署の捜査についてなどを丁寧に説明します。また、聴き取った被害の概要や証拠採取や採尿や採血、あるいは緊急避妊ピルの処方や性感染症の検査を行うかどうかについて、被害者の意思を尊重して同意をもらう必要があります。それら被害者の希望や意思などをまとめて「相談シート」を作成して、続いて看護師の問診を経た後に、医師の診察を待ちます。医師の診察が始まると、「相談シート」を見てもらいながら支援員が被害の概要や被害者の希望などを説明します。ちなみにこの「相談シート」は東京都産婦人科医会の「シート」をモデルにして作成したものです。

支援員の役割は、問診室があれば被害者と一緒に入って、的確で迅速な聴き取りと診察の流れを説明することにあります。性暴力の被害に遭った人は、その人の意思や性についての自己決定権を奪われるため、診察や聴き取りの中では、選択や自己決定権を尊重する対応が必要となります。

後者（警察署に行くよりも先にSARC東京に連絡した）の場合には、被害者に、警察申告をする意思があるかどうかを尋ねます。「行きたい」という方もいますので、その際には、御本人から管轄の警察署に電話をしていただきます。もちろん被害者の同意を得て支援員が連絡することもあります。ほとんどの方は自分で電話を掛けます。その後に警察官がレイプキットを持って病院に来ることになります。この場合には診察が終わってから、御本人と共に警察署に行き、改めて事情聴取を受けることになり、場合によっては医療費が公費負担になる可能

性もあります。この付添いの流れには2時間ほどかかります。

その他にも弁護士や精神科医との連携を行っています。今は22人の協力弁護士に登録をいただいております。連携は弁護士相談への紹介から始まります。被害直後にすぐに受任していただき、警察署への同行をお願いすることもあります。また、送検されたケースにも同行をしてもらったり、時によって検察官に対して意見書を提出していただくこともあります。また、起訴されたケースについては、被害者参加人弁護士として法廷で意見陳述をいただきます。支援員は、警察署にも検察庁にも被害者が希望されれば同行します。弁護士と一緒に同行する場合があります。

これらが急性期から中長期を含む総合的支援を行うという実際です。

産婦人科の病院では他の人とは別の場所を用意してもらったり、着替えの下着を準備してもらったりすることもあります。表情がこわばったり震えが止まらなかったりする人からは、言葉にならない恐怖を感じ取ることが大切です。

次に、面接・同行支援で直接お目にかかった155人の相談内容別実人数を資料2でお示しますレイプと強制わいせつがほとんどです。また面接だけで終わった方を除いて129人の年齢別の人数ですが、資料3のとおり、児童と20代が全体の7割強を占めます。

加害者の特徴ですが、資料4のとおり、129人中30人が見知らぬ人からの被害です。11人が父親等であり、19人が会社関係者です。残りの69人(76.7%)は顔見知りの人となります。この数値は、内閣府男女共同参画局が3年ごとに行う「男女間の暴力実態調査」結果とほぼ同じ比率です。顔見知りの人からの暴力はそれだけ訴えにくいし警察に申告しても被害届が受理されにくいというのが現状です。「その他の加害者」は、交際相手、SNSで知り合った人、飲み会で知り合った人、宗教家、風俗店の客、教員、進学塾長など様々ですが、最近多くなっているのが鍼灸師・マッサージ師です。被害者は裸の上に施術着を着せられて、施術という名目で体を撫で回されるため、被害であることの認識が遅れます。周到に準備されたものであり悪質な被害です。

一方、「未知の人」からの被害は10代が多く、その被害内容は深刻ですが、警察に行くことを拒否することも多いのが実情です。警察で何を聞かれるか分からないし怖くて行くことができない。あるいは「自分は大丈夫だから」と話すだけのこともあります。これは被害直後の急性期症状としての回避のことが多いです。こういう人にとっては精神科受診さえハードルが高くなります。

以上が、SARC東京の業務内容と連携の一端です。こうしたやり方については米国やカナダでの知見や支援方法を研修してきましたので、日本においてもようやく支援システムが動き始めたことを嬉しく思っております。

< 3 被害の状況と要望について >

(児童の被害について)

最初に、児童の被害についてお話しします。

小学校低学年の場合、加害者は教師、中学生、小学生、スポーツクラブ講師、学習塾講師などといった、いずれも被害者より年長者で地域の中で出会う機会が比較的多い男性です。被害児は、まずは産婦人科的ケアを受けた上で警察に申告して、東京地方裁判所、家庭裁判所審判、弁護士による示談交渉となることもあります。示談交渉により被害児が安心して登校すること

ができるよう環境を整えることもあります。被害児によっては、性器周辺の痛みや出血を訴えたりする場合がありますので、SARC東京では、たとえ子どもであっても産婦人科への紹介を行っています。

ホテルのフロントから警察に通報された加害者が現行犯で逮捕された場合（ケースによっては、被害児も事情聴取されることがある）、捜査に当たる警察官が加害者を淫行条例により事情聴取などを行う場合には、ともすれば被害児に対する支援が後回しになることもあります。しかし、児童の心身の安全と産婦人科受診は必要度の高い支援となります。

児童虐待の対象外となる性被害が増えています。もちろん男児が被害に遭った例もあります。こうした例に関しては、家庭で起きる被害ではないことから、児童相談所では対応が難しいようです。事件の関係者が集まる連携会議の際にも、児童相談所の方の対応に保護者ががっかりされる場面にも直面しました。そのケースに関しての児童相談所の担当者の説明は、家庭内の被害ではないこと、また被害児が既に産婦人科受診や心理的ケアを受けているので、児童相談所としてはそれ以上の対応はできないというものでした。

児童が被害者であるケースは、親からのホットラインへの相談がきっかけになっています。これまでに児童から直接に電話をもらったことはありません。つまりSARC東京に電話が掛かってくるケースはごくごく一部であって、性暴力・性犯罪被害に遭っているものの、親に余裕がなかったり、親に話さなかったりしている子どもがおそらく、たくさんいるのではないかと考えます。このような子どもたちの掘り起こしはどこが行うのでしょうか。そうしたことについて、私たちは知りたいですし要望したいと思います。また、関係性を利用した強制性交等や強制わいせつの処罰規定の対象の拡大を要望します。

被害が複数回あるいは長期化する場合には被害児が進んで加害者に服従することもあります。こうした子どもは親に話す機会を失ってしまいます。子どもは自分も嫌だと言わなかったから悪かったと思っていることもあります。周囲の他人が気付いて親に知らせてくれたり、被害後に腹痛を訴えたので医者に行ったところ性器の怪我や出血が分かることもあります。

こういう子どもに対し私たちができるアドボケイトの一つとして、SARC東京と連携病院の精神科に繋ぐということがあります。被害直後からトラウマ治療を開始して心理教育を受けたり、エンパワメントされたりすることにより、子ども自身が自分を肯定できる道が拓かれるようになります。もちろん保護者自身が負うトラウマ経験についてもねぎらわれたりケアされる必要があります。この治療の最後には、子どもが自分の被害の状況を紙芝居にして、保護者の前で演じることができるようになり、現在では全員が学校生活や家庭・地域で安心して暮らすことができている。精神科チームによるアフターケアもある中で、保護者からは、子どもの様子に回復の実際を感じることもできたという報告もいただきます。

被害児童がここまで回復できたのは、被害直後にワンストップ支援センターに相談いただき、支援員が色々な関係機関に繋げることができたことで、良い流れができたのではないかと考えています。

被害直後の対応がうまくいかないと、行動上の影響が出ることもあります。無防備な性的行動、若年期における合意に基づく性行為、複数のパートナーとの性行為、アルコール等の物質乱用、加害行為を行うハイリスクなどについては、WHO（2012）が公表しています。過去の被害が大人になっても人生に影響を及ぼすことがあると言われていています。しかし、被害直後から総合的サポートを受けた場合には人生への負の影響を少なくすることができるのではな

いかと考えます。あまり楽観的になりすぎてもいけません、期待も希望も持っています。

治療を担当した精神科医からも、「被害直後から治療に入ると回復がうまくいくし、とりわけ子どもたちの回復のスピードは速い」という感想や意見をいただいています。被害直後のケアを受けることの意義は大きいです。しかし、現時点ではこうした恩恵を受けられる親子は一握りであることも事実です。被害者が誰であつてもどこにいても無料で回復のためのケアやサポートを提供できることを要望します。

(10代の被害について)

10代少女(若年層女性と言われることもあります。)は見知らぬ人からの被害に遭うことが多く、その被害は非常に深刻であり、また重複する被害を長期に渡り受けている場合もあります。親元を離れて地方都市から上京してきて一人暮らしを始めたばかりであるとか、あるいは高校中退して勤めた職場での人間関係のストレスやブラック企業での長時間勤務、経済的困窮などから、性産業の世界に吸い込まれていく女性もいます。そのためにこうした女性たちは社会的偏見や神話を内在化しながら、被害状況を「自分も悪かったからだ」と思い、強い自責感に絡め取られていきます。そのことにより被害の認知が遅れがちになります。また、被害を誰にも相談できずに、望まない妊娠・人工妊娠中絶の恐怖を抱え込みながら、中絶の機会を見失い出産となる場合も少なくありません。

また、父親からの性虐待被害女性にとっては、大学の学費や生活費の確保の難しさ、あるいは父親を犯罪者にすることへの葛藤、被害を認めようとしない母親への気遣いなどが日常化しており、父親からの避難は簡単ではありません。こうした女性たちは警察申告には消極的ですが、被害以前にもまして仕事や学業を頑張ろうとして海外に出たりすることもあります。SARC東京での支援は当事者の意思を尊重することを大切にして無理強いほしくないため(WHOが2011年に公表したPsychological first aidの方法)、支援員は身を切る思いでこうした人たちとの繋がりを一旦は中断することになります。

急性期症状に続いてPTSDの回避症状が大きくなり、精神科診療を中断する例もあります。おそらく「事件のことは忘れてしまいたい」という気持ちが女性たちの中で大きな位置を占めるのだらうと思います。それでも消えない苦しさを紛らわすために処方薬依存や禁止薬物に手を出した少女たちもいます。これらは彼女たちにとって生き延びるための対処行動です。

以上を踏まえて現場の支援員の実感として、性交同意年齢が13歳とする刑法は現場の被害実態とずれがあると感じています。また、学校における適切な安全教育や性予防教育がなされていない現状の中で、15歳~19歳の若年女性が性的搾取されることの多い社会的状況からしても、性交同意年齢を、最低でも16歳に引き上げるのが適切かと思います。

以上を踏まえて、性交同意年齢の引き上げが必要だと考えます。

(レイプドラッグの被害について)

レイプドラッグ(Drug Facilitated Sexual Assault; DFSA)とは、処方薬の不適切な使用による被害のことですが、ドラッグの薬理作用である「前向性健忘」が被害者を苦しめる深刻な被害です。

SARC東京が対応した経験では、被害者はほとんど同じような状況の中で被害に遭われています。つまり途中から意識を失い、目が覚めたら被害に遭っていたという状況です。ほんの

少数の人が起訴されることもあります。罰ゲームと称してお酒を大量に飲まされた被害者や水商売で働く被害者は、「被害者の落ち度」、あるいは「同意があった」と見なされて、不起訴になったり、被害届が受理されないという場合もあります。被害中に盗撮される場合もあります。盗撮された画像の消去が難しいことは言うまでもありません。

落ち度については、大量の酒を飲みたくて飲んだわけではないのに、それを被害者の落ち度と見なすのは納得できません。同意については、被害に遭うリスクな場面で女性たちが取る女性特有の抵抗方法が、「Tend and be friend」という一見加害者に共感する、あるいは加害者と仲間になるという行為に見えるため、女性が「同意している」と加害男性が勘違いするのだという研究知見が既に出ています。英国では同意があったことを証明する義務は加害者の側であるとの考え方で刑法改正が行われたと聞いています。同意については、被害者の問題ではなく、加害者側の問題であるとの新しい逆転の発想で、心強いです。あるいは女性たちは殺されるかもしれないという恐怖の中で、それでも誰かを呼び、加害者に見つからないような形で友人に携帯メールを送ったり、ホテルからアメニティグッズを持ち帰ったりなどしています。そのような抵抗方法を見逃してはなりません。しっかりと考慮してもらいたいと考えます。

以上ですが、準強制性交等についての規定に不適切な薬物使用を規定すること、また被害者心理を理解した捜査、採尿・採血の実施の徹底の3つを要望します。

(職場における被害について)

最後に、職場における強制わいせつの被害の場合ですが、被害者が職場に被害を申し立て、職場が加害者にヒアリングをすると、加害者は大抵、「悪ふざけが過ぎただけ」、「強姦する気など全くなかった」、「被害者も楽しんでいるものと思ったがそうでなかったことに気付かなかった」と言い、加害を否定・否認します。

刑法に書かれていませんが、このようなケースを多数拝見しますと、SARC東京としては、「人間としての尊厳を貶める罪」といったような規定を形にできないかと、素人の発想かもしれませんが考えてしまいます。

(要望の根拠としての資料の提示)

いくつかの資料を提示します。資料5から7です。

資料5は、警察署の申告件数ですが、SARC東京が2017年度に同行支援を行った実人数129人のうち、およそ半数の69人が被害を申告しているのですが、被害届が受理され送検されるケースが少ないということをお伝えしたいです

資料6は、2010年から2017年までの8年間の、東京都、大阪府、愛知県における強制性交等罪の認知件数を示したものです。2017年度の東京都の認知件数は173件であり、大阪府(117件)、愛知県(81件)と続きますが、この件数合計は全国の認知件数の3割を占めているということです。

一方で、資料7のとおり、内閣府男女共同参画局が3年ごとに行っている「男女間における暴力実態調査」の2017年度版を見ると、女性は7.8パーセント、初めてこの調査の対象になった男性は1.5パーセントが無理やりに性交等された被害経験があるとの結果が出ています。これは潜在化している性犯罪・性暴力被害者がいかに多いかが分かります。こうした実際を可視化する必要があるかと思えます。

< 4 見えてきた課題について >

刑法改正後の警察署において、「暴行・脅迫の構成要件に当てはまらない。」という理由で、事件化できないとの説明がなされることが多くなった気がします。刑法に規定されている文言を使っただけの説明は良くなった傾向だと思いますが、この説明に対して被害者からは、「警察に相談するようにと勧められているのに、どうなっているのですか？」と声が上がっています。暴行・脅迫の構成要件については緩和又は撤廃などの見直しが必要です。

また、加害者と被害者の関係性に関する格差、あるいは強姦神話の刷り込みや加害者の思い込みなどが被害者の救済を難しくしていることが見えてきました。より被害実態に即した支援が必要だと考えます。

実際的な連携ができる関係機関や専門家が不足しています。画像の消去技術も必要だと思うのですが、性暴力犯罪被害者支援のグループの中ではそういう人材を確保することは難しい状況です。

捜査機関において、被害者が被害時に行った対処行動を、被害者に寄り添いながら聞き取ってもらうならば、捜査がもう少し前向きに進むのではないかと考えることがあります。韓国や米国では、警察官の研修にスーパーバイザーが付くそうです。日本でもやれないのだろうかと思います。被害者支援の視点からの捜査により被害者の望む法的救済に期待したいと思います。

以上です。御静聴ありがとうございました。

○野田大臣官房秘書課付

ありがとうございました。出席者から質疑があればよろしくお願いします。

○保坂刑事局刑事法制管理官

処罰の範囲を拡大・強化すべきだという御提言をいただいたところですが、被害者の方の救済・回復を支援されている立場から見て、厳しく処罰される、きちんと処罰されることが、被害を受けた方にとっての回復にプラスになるのかということと、それもあり、SARCの基本的な方針としては、警察に行く方向、つまり処罰される方向に持っていくスタンスでいらっしゃるのかということ、他方で、御本人が警察に行くことを嫌がっているのは、警察に行くと心理的・手続的な負担があるからだろうと思うのですが、それらの負担はできるだけなくしていくとしても、それでもやはり処罰がきちんとされることが、御本人の回復に非常に役に立つという趣旨でよろしいでしょうか。

○平川理事長

そのとおりです。被害者の方たちがそのようにおっしゃいます。支援員が「警察に行きましょう。」と言うのではなく、「警察に行ってきた。」あるいは「警察に行きたいから。」とおっしゃる方も多いです。「それを促しているのは警察じゃないですか。」ともおっしゃいます。「なのに、行くと『事件化されない』と追い帰されたり、二次被害を受けたりするのはおかしいです。」とはっきりとおっしゃいます。

英国の認知件数を聞いたことがあります。日本は認知件数が少なすぎると思います。そういうことを被害者の方もご存知で、今はネットで検索をかけると色々な情報を得ることができ

ますので、隠し事はできない世の中だと思います。

東京では、「警察に申告をしたい。」「何とか加害者を罰してほしい。」とおっしゃる被害者が多いという感想を持っております。私たちはその方たちの声に呼び掛けられて、「やれることは一緒にやりましょう。」というスタンスでこの6年間の活動を行ってきたところです。

○濱刑事局刑事課長

関係機関への同行数について、警察や検察庁への同行数があると伺いましたが、例えば、警察や検察庁に同行したり対応したりする中で、良くなってきているところ、あるいは、依然としてこういうところがあるなど、支援されている立場で、気付かれていることがあれば教えてください。

○平川理事長

まず良いところですが、刑法改正後、被害者の声をととも丁寧聞いてくださる刑事さん、検事さんが多くなっていると思います。とりわけ女性の刑事さんによる被害者の寄り添い方が被害者を元気にしてくれます。

しかし一方で、丁寧な態度が認知件数というか被害届の受理につながっているかという、それはないように思います。そこが残念なところです。どうすれば丁寧な聞き取りが事件化に繋がるのかということと一緒に考えていきたいと考えております。

先ほど申し上げたように、韓国やアメリカでは、刑事さんの行う事情聴取についてのトレーニングが実施されていて、少人数で行う研修に対してスーパーバイズが付いたり、研修生が相互にスーパーバイザーになり合うという方式を採用しているということを聞いております。もしも同じような研修が日本でできるようになれば、今申し上げたような、丁寧になった聴取に加えて、もう一段ほど被害者の側に立った対応や捜査が可能になるのではないかという希望を持っております。

支援員も同じで、古い相談シートを読むことがあると、書きぶりも同行もおたおたしていて、「もう一つ先に、支援員が何か別の問い掛けをすれば違った展開になったのではないか。」など、気付かされることが多いのですが、僭越ながら、刑事さんにも同じようなことはあるのではないかと思っております。

○野田大臣官房秘書課付

最後に、大臣官房政策立案総括審議官から御挨拶申し上げます。

○金子大臣官房政策立案総括審議官

本日は本当にありがとうございました。政府全体、また、オール法務省としてこの問題に取り組まなくてはいけないということで、今回関係部局の者で来訪させていただきました。事務所も見せていただき、ありがとうございました。

お話を伺いながら思い出していたのですが、今、児童虐待がものすごく件数が多いと言われているのは、おそらく、虐待件数が増えているということではなく、「これが虐待なのだ」と認識が高まってきたので、認知されるケースも増えてきたという要因が一番大きいのではないかと思っております。

性犯罪も、ワンストップセンターにも来られないケースがなお相当あるのかもしれないと思っております。我々としてやれること、どういうことがやれるのかということを考える以前に、まず実態の把握をしなければならないということで、大臣の指導の下、本ワーキンググループを立ち上げさせていただいております。本日は、直接被害に遭われた方の支援を行っていらっしゃる方のお話を伺い、本当にまだまだ足りないところが多いなという印象を持ちましたし、性犯罪に携わる、捜査又は裁判に携わる者の意識改革というか、研修もだいぶ進んできているというふうに聞いていますけれども、まだまだというところもあるなど。また、専門家の社会資源が足りていないということもありました。色々な分野から知恵を出し合って、この問題に取り組んでいかななくてはならないなという思いを強くしました。

今後、色々な方々からお話を伺わせていただき、実態に合い、かつ、被害者の方に寄り添うような施策を講じていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○野田大臣官房秘書課付

以上で、本日の見学会を終了します。

資料1 被害直後のワンストップ支援の実際 (医療機関版)

病院で関係者が出会う

的確で迅速な聴き取りと説明

消毒、けがの治療、性感染検査、薬物検査のための尿・血液採取、妊娠検査、診断書、緊急避妊ピル、妊娠、中絶、カウンセリング

証拠採取

刑事
男女

被害者

支援
員

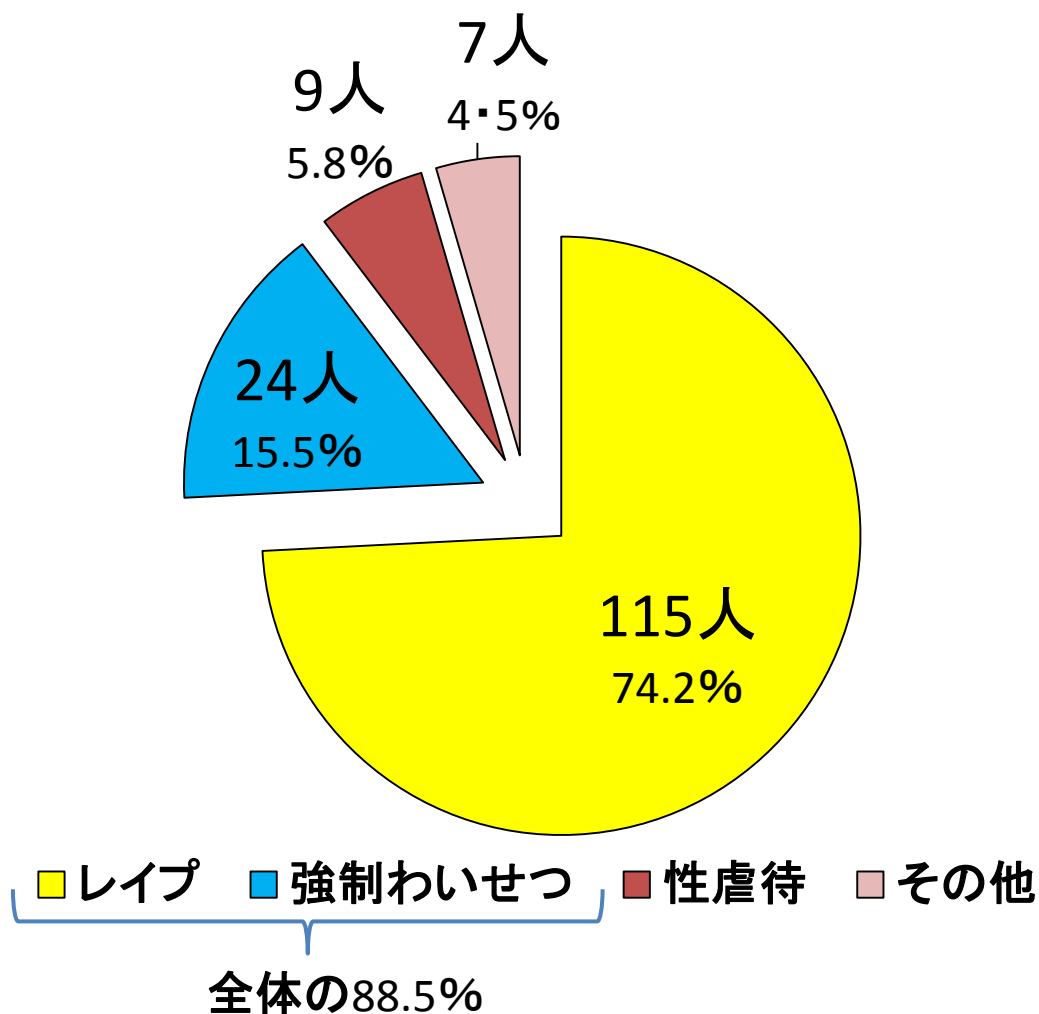
看護
師

アドボケイト

- 支援員であることを伝え、予約を確認して待つ
- 関係者が到着したら挨拶する
- **問診室**があれば被害者と入りねぎらいとエンパワメント、被害の概要を聴き取り、診察と捜査について丁寧に説明する
- **相談シート**を作成し、医師を呼んで被害の概要を説明し、診察室に入る
- 診察が終わり**再診日**を決める

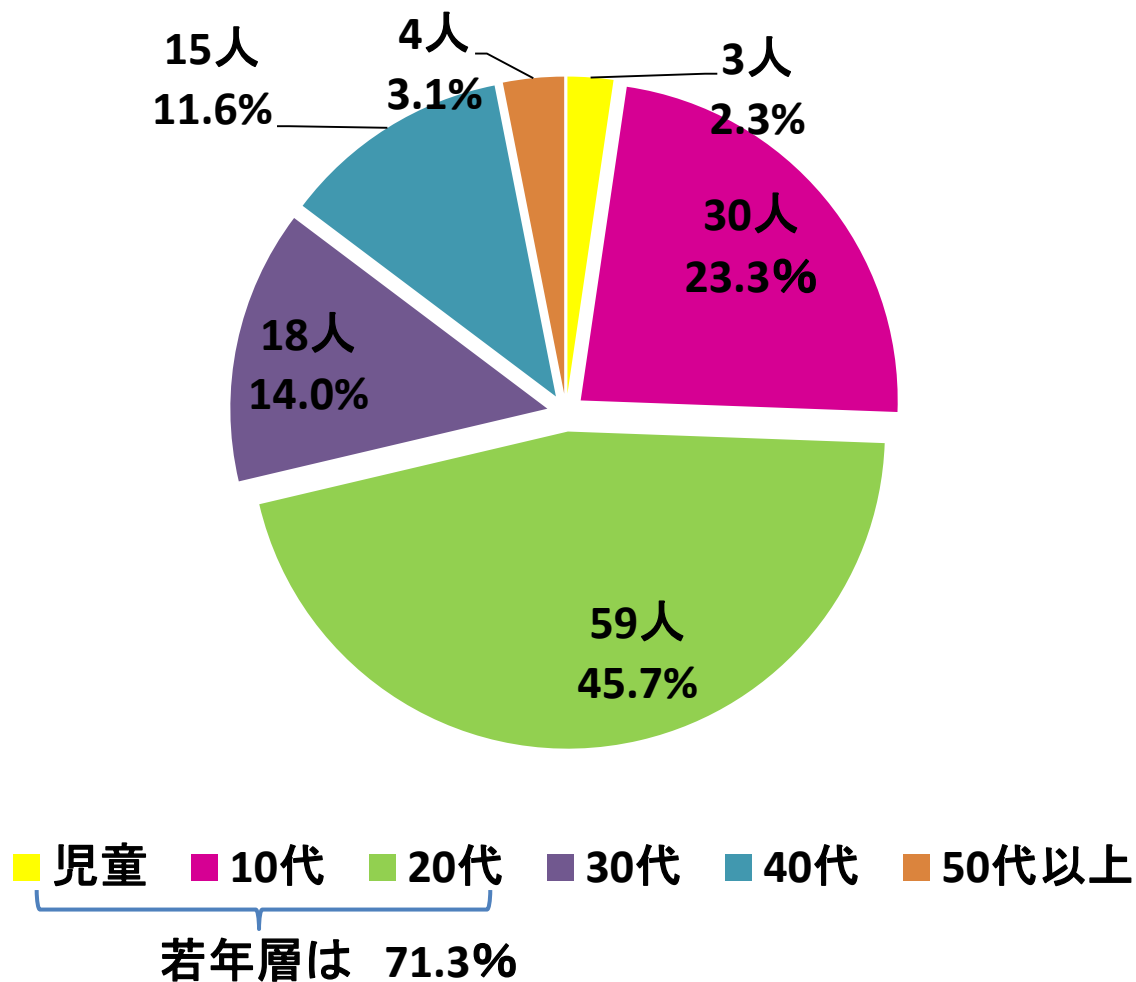
資料2

面接・同行支援155人の相談内容別実人数

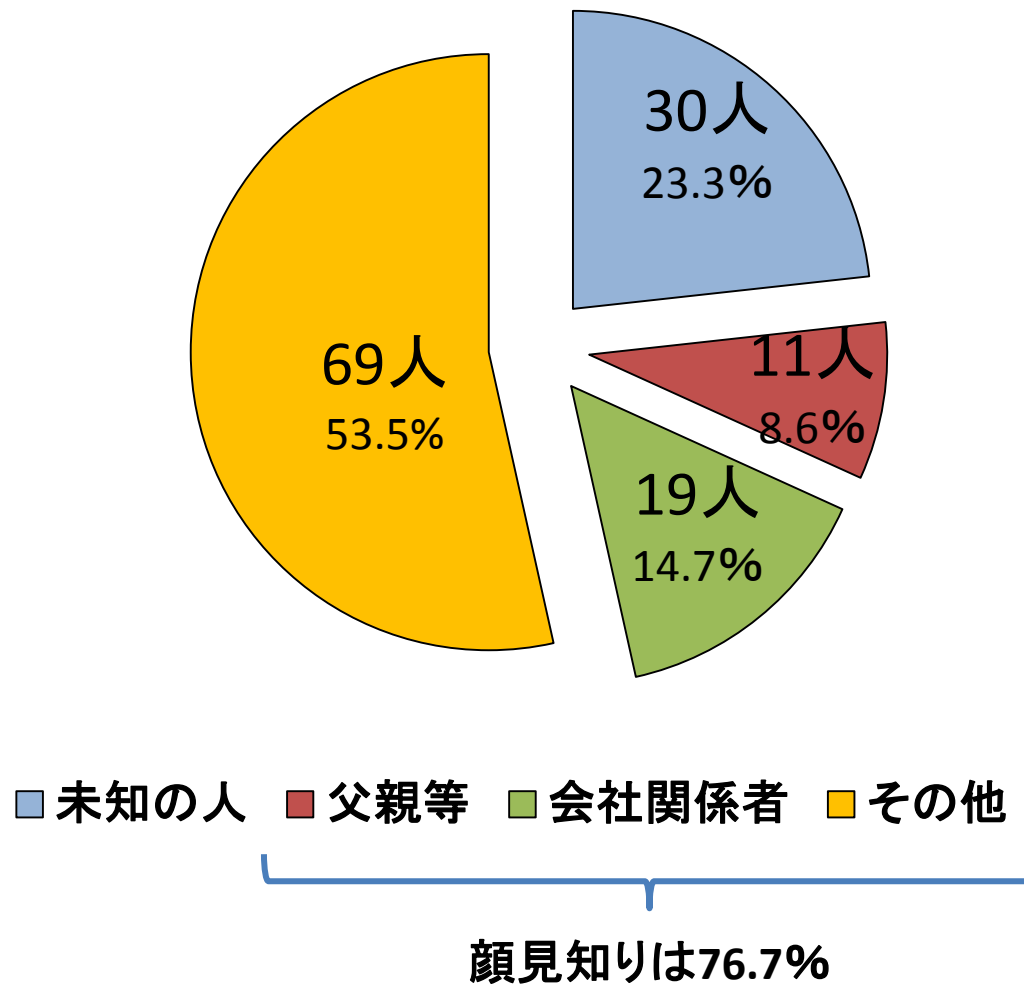


資料3

129人(面接相談のみを除く)の年齢別人数



資料4 129人の加害者の特徴別人数

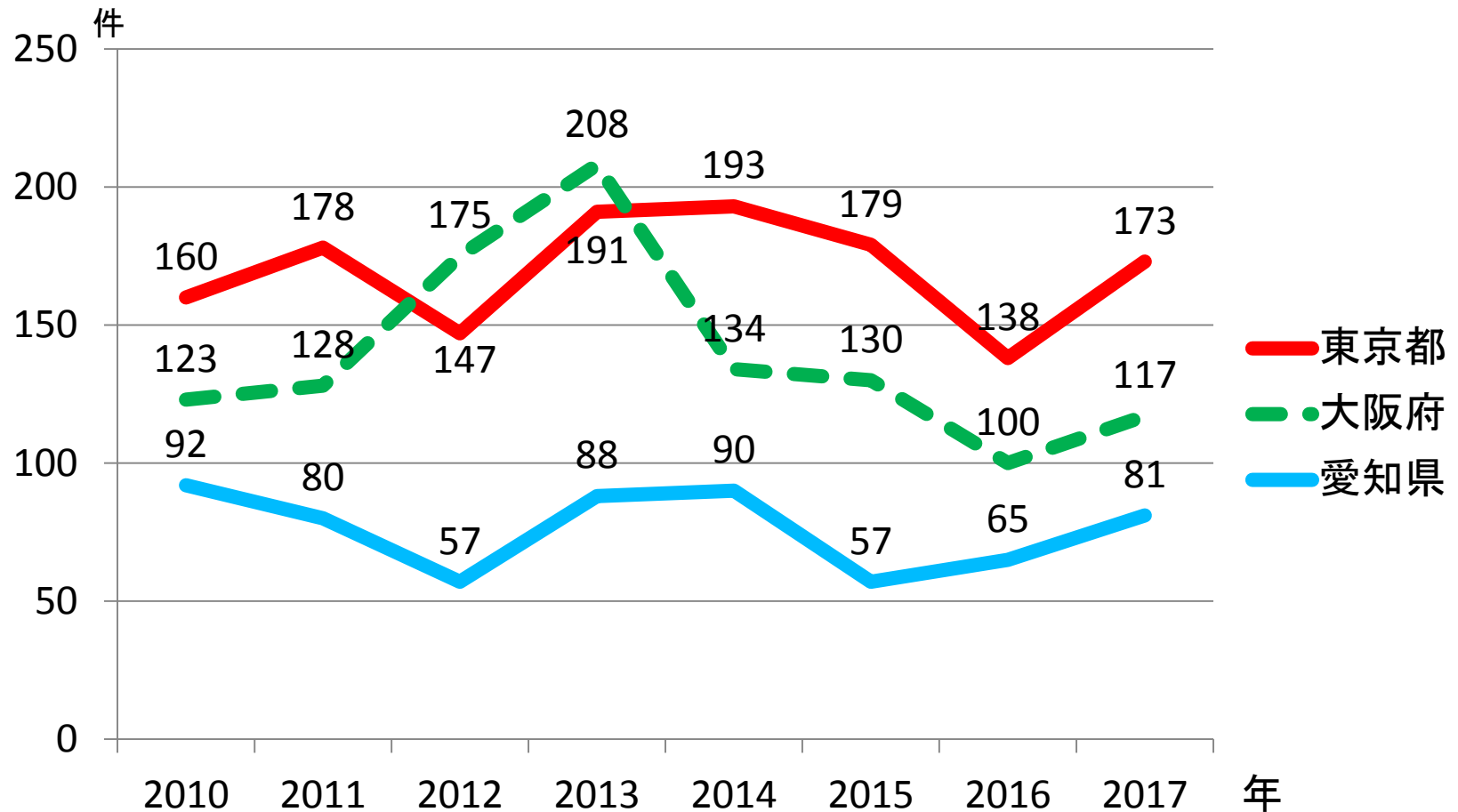


資料5 警察署申告件数

	児童	10代	20代	30代	40代	50代以上	計
支援人数	3	30	59	18	15	4	129
警察申告 件数	3	14	33	11	7	1	69 53.5%

資料6

性犯罪認知件数の動向：強制性交等罪認知件数 東京都・大阪府・愛知県で全国の30.6%を占める



注 警察庁の統計による。

資料7 無理矢理に性交等された被害経験 (2017年版)

	男性(1569人)	女性(1807人)	総数(3376人)
1人からあった	1.3%	6.1%	3.9%
2人以上からあった	0.2%	1.7%	1.0%
被害経験あり人数	23人(1.5%)	141人(7.8%)	164人(4.9%)
相談した	10(43.5%)	54(38.3%)	64(39.0%)
相談しなかった	9(39.1%)	83(58.9%)	92(56.1%)
無回答	4(17.4%)	4(2.8%)	8(4.9%)
被害経験全くない	92.2%	84.8%	88.2%
無回答	6.4%	7.4%	6.9%

- * 約20人に1人、女性の約13人に1人は異性から無理やり性交等された経験がある。
- * 約4人に1人(25%)は「友人・知人」に相談している。
- * 警察には3.7%、ワンストップ支援センターには0.6%が相談。

注 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」より作成

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第4回)

- 第1 日 時 平成30年11月26日(月) 自 午後 1時30分
至 午後 2時49分
- 第2 場 所 法務省19階第1会議室
- 第3 議 題 性犯罪被害当事者からのヒアリング
- 第4 議 事 (次のとおり)

○野田大臣官房秘書課付

それでは、定刻となりましたので、ただいまから性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第4回を開催いたします。

本日は、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長の上谷さくら先生御同席のもと、性犯罪の被害に遭われた当事者2名の方からヒアリングを行います。

なお、当事者の方の御希望により、会場に遮へい措置をとらせていただいております。また、お名前につきましては、お話ししていただく順番に、Aさん、Bさんとお呼びすることとしております。Bさんにつきましては、配偶者の方も御同伴されると聞いております。また、本日のヒアリングの方法については、Aさん、Bさんのお話の前に、上谷先生から被害の概要等につきまして御説明をいただき、その後Aさん、Bさんから直接お話を伺い、その後質疑応答という流れを考えております。

(上谷さくら先生、Aさん入室)

○野田大臣官房秘書課付

Aさん、上谷先生、本日はお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○上谷さくら先生

Aさんの被害者代理人と国選被害者参加弁護士をしております上谷と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、私から事案の概要を説明いたします。

Aさんは、事件当時20代前半で、平成19年の深夜1時過ぎころ、帰宅途中に被告人から後をつけられ、自宅のすぐ近くで背後から口をふさがれて、ナイフを示されて、語気強く脅され、性交されるという被害に遭いました。被告人は犯行後、Aさんの姿を携帯電話で撮影し、Aさんの所持品から個人情報を取得し、警察に通報しないように脅してから逃げています。

犯行から約9年たって、被告人が別の事件で逮捕されて、DNA型鑑定が行われたことをきっかけに、犯人逮捕に至りました。時効直前の逮捕でした。

この被告人については、Aさんの事件のみで起訴されております。Aさんが経験された主な捜査や公判手続ですが、まず、被害直後と被告人逮捕後、2度にわたり事情聴取が行われております。それから、被告人の似顔絵作成、被害の再現、あと起訴状等における氏名秘匿の問題などがありました。氏名については、逮捕段階から旧姓表記です。Aさんは、被害後に結婚されていますが、被告人に対して現在の名前は知らされておられません。

公判については、自白事件でしたので証人尋問は行われませんでした。公判廷では、被害者特定事項の秘匿が行われております。私と一緒にAさんも在廷して、被害者参加をしました。遮へい措置を講じた上で、心情の意見陳述を行っております。

また、都民センターによる公判への同行などの支援がありました。

その後、公判中に任意で一部被害弁償がされたんですけども、それではとても足りないということで、その後、損害賠償命令の申立てをしております。そこも、債務名義の氏名の表記の点がネックになったこともあって、裁判長の勧めで、和解で終了しました。

判決は、第一審が検察官の求刑が懲役5年6月、判決は懲役5年でした。その後、損害賠償命令の申立ての和解によって、一部が追加で支払われましたので、被告人が控訴しまして、民事上の和解が成立したことが理由となって、最終的には懲役4年8月の判決となっております。

まず、Aさんの事件で一番特徴的なことは、事件が起きてから逮捕するまで時間かかったことだと思うんですね。

最初に事件に遭ったときに、すぐに警察に被害届を出しているんですか。

○Aさん

すぐに出しましたね。私、犯人に、最後に「警察には言うなよ」っていうふうに言われたんで、迷っていたんですけども、家族に話したときに、やっぱりこれは警察に行かなきゃっていうことで、行きました、すぐに。

○上谷さくら先生

その日、夜中だったけれども、家族に相談したのは次の日ぐらいだったのかな。

○Aさん

最初に相談したのは友達だったんですね。それで、どうしたらいいかなっていうことで、とりあえず、そのときはもう頭が真っ白で落ち着かなかったんで、その子の家に泊めてもらったという感じですね。そこにはいられなかったという感じだったんで。

その後、家族が（私の居住地まで）出てきてくれてという感じです。

○上谷さくら先生

すぐに警察に行って、いろんな証拠採取が行われたんですか。

○Aさん

そうですね。すぐに、いろいろ問いただされましたね。

○上谷さくら先生

その後、しばらく連絡がなかったわけですね。

○Aさん

そのときは、結構一生懸命にやってくれるのかなと思ったんですけども、もう音沙汰なくなっていて、もう何年もたったんで、もう諦めていました。ずっと心の中では、何か憎いっていうか、野放しになっているのが許せないというのがあって、どうにかしたくてもどうにもできないっていう状況だったんで。

○上谷さくら先生

9年近くたってから、別件で捕まったという連絡があったわけですね。

○Aさん

捕まったという連絡というか、そのときはほとんど知らされていなくて、警察も、捕まるかもしれないみたいな感じで、大体証拠もそろっているというところで、また協力してくれって依頼が来たのが、その裁判が始まる1年くらい前。

そこから協力し始めて、結構頻繁に警察の方と会っていました。

○上谷さくら先生

事件から9年ぐらいいいて、また警察にしょっちゅう行ったり、警察から連絡が来たりするじゃないですか。そのときは、どんな気持ちでしたか。

○Aさん

一生懸命やってくれる人に担当者が変わったんで、私もそれに応えたいというか、私も、こんな時間たって、そういうふうに関人の目星がつくことなんてあるんだなと思って、その人が一生懸命やってくれるから、それに応えようと頑張りました。

○上谷さくら先生

9年たつての再びの捜査というのは、具体的にはどんなことが行われましたか。

○Aさん

最初と大体同じなんですけれども、事情聴取と、再現と、あとは、私が事件があった当日に相談して泊まらせてもらった友達にも聞きたいということで、事情聴取をその子にもしたのと、でも、似顔絵はさすがに忘れてるんで書かなかったんですけれども。

○上谷さくら先生

もう9年たっていると、犯人像って全部飛んでいる感じでしたか。

○Aさん

というよりも、最初から犯人の顔を見ないようにしていたので。顔を見ると、何か向こうにも顔を知られたみたいな感じで思われるのが嫌だったので、できるだけ見ないようにしていたのもあったんですけれども、本人も何かもう黒ずくめな格好をして、キャップかぶって、何かジャンパーも結構大きいのかぶっていて、真っ暗だし真っ黒な格好だったんで、ほとんど顔はもう、最初るときから知らないような状態でした。

○上谷さくら先生

最初に被害に遭って、すぐに逮捕になっていけば1回で済んだと思うんですけども、それだけ、間が9年もあいて、また同じことをやるというのは御負担だったかなという気もするんですけども、その辺どうですか。

○Aさん

そうですね。大分間があいているので、それを、今考えたら大変だなというふうに思うんですけども、でも、2回目のほうは、本当に裁判に近づける、何か最初のときの事情聴取は、本当に捕まらないだろうなというふうに思いながらだったんで、結構苦痛だったんですけども、しかも起こったばかりで、結構その起こったことに対してのつらさがあったんで、そっちのほうは、捕まらない可能性が高そうなのに、こういうことを聞かれなきゃいけないって、苦痛だった。

でも、2回目のは、何かもう捕まえられるというのがあったので、そんなに苦痛を感じませんでしたね。どんどん近づいていくのが、やる気が出る。

○上谷さくら先生

むしろ、自分がどんどん協力することで、犯人を追い詰めていけるというような感覚があったのかな。

○Aさん

そうです、はい。

○上谷さくら先生

その中で、一番つらかったこと、いろいろ、名前をどうするかという問題があったと思うんですけども、その辺はどんなふうにイメージされていましたか。

○Aさん

私は勝手に、名前を出ないものだと、こういう事件は名前を出しちゃいけないだろうって頭の中にあっただんで、（警察に取って）聞かなくても出ないものと思っていたんですよ。それを、警察の人が、ちらっと名前が出ることを言ったんで、えって思って、警察の方が簡単に、そんなの出るの当たり前でしょうみたいな感じで言われて、出ないのが当たり前でしょうと思っていたんで、それを聞いた瞬間にやる気を失ってしまって、ずっと頑張ってきて、最後の最後のところで、そのことで警察ともめました。

○上谷さくら先生

具体的には、どんなふうにもめましたか。

○Aさん

名前が出るのなら、私はもう裁判はしないっていうことで、向こうはすごい説得にかかったんですけども、私はもう電話すらつながらないようにしましたし、まず、警察の方がそれを最初に言わないっていうのがどうかと思って、何かいきなり信用を失った感じで、ここまで頑張ってきたのに、その重要なことを言わないっていうのにちょっと腹が立って、そこからしばらくこの事件も放置していました。

○上谷さくら先生

2回目に警察から連絡があったときに、最初に、もう逮捕して起訴できそうなんだけれども、名前が知られる可能性がありますよというふうに最初に伝えられていたら、どうして이었습니다か。

○Aさん

そうしたら、協力していないです。あれだけいろいろ協力して、最後まで来たところでも、もう連絡をとるのやめたぐらいですから、最初にそれを言われたら断っていましたね。

○上谷さくら先生

結局、そういう時期がありつつも、再び連絡をとるようになって、裁判をして、被告人は刑務所に行くことになったわけだけれども、それは、どんなふうにして、また協力しようということになったんですか。

○Aさん

私がずっと無視し続けるもので、（警察が）名前をどうにかする方法はないかというのを考えてくれたみたいで、そこから、上谷先生につなげるというところから始まったんだと思うんですね。

警察の人も反省しているから、その弁護士さんのところに行ってくれないっていう感じで、依頼されたのがきっかけで、また始まりました、捜査が。

○上谷さくら先生

そうでしたね、警察の人もちゃんと謝ってくれて。

○Aさん

はい、謝ってくれました。

○上谷さくら先生

被害者の方にとっては当たり前と思うんだけど、名前が出てしまうというか、法廷には出ないにしても、犯人に知られてしまうのが嫌だというのは、いろいろ理由あると思うんだけど、どんな理由が挙げられますか。

○Aさん

私がまず一番大きかったのが、最近ではSNSがすごい影響があるので、幾らでも実名で調べられるというのがあるので、それは、絶対私のことが分かってしまったら、報復しに来るだろうって、何か裁判とかで制裁とか与えたら、それで報復されるんじゃないかというのが一番ですよ、それが怖いというのが。絶対、名前が分かれば居場所も分かるっていうのは、SNSで絶対、今の時代は分かります。

○上谷さくら先生

そうですね。

もう結婚されていたということと、事件当時は旧姓で、被告人が知っていたとしても旧姓だということで、旧姓の片仮名表記ということになったんだけど、ただ、SNSで旧姓も出てくるとかいう話はなかったでしたか。

○Aさん

旧姓でも迷いましたよね。

やっぱり家族とかも。結婚しても、家族のほうは旧姓のままなので。でも、新しい姓を犯人に知られることがなければ大丈夫だろうということ。捕まえない思いも大きかったので、旧姓でも嫌なものは嫌だったんですけど、「Aさん」とか、そういう感じになるものだと思っていたので、旧姓でぎりぎりですかね。

○上谷さくら先生

旧姓も知られたくないという気持ちよりも、今の名前とは違うんだし、犯人をちゃんと処罰したいという気持ちが上回ったという感じですかね。

○Aさん

そういうことですね、はい。

○上谷さくら先生

そうすると、もしあのとき結婚していなかったら、どうしていただろう。

○Aさん

それはちょっと無理でしたね。姓が変わるから、本当にそれこそ「Aさん」じゃなきゃ無理でしたね。

○上谷さくら先生

そうすると、結婚していない人とか、名前が変わっていない人というのは、同じように泣き寝入りしているんじゃないかなというふうな。

○Aさん

というふうな頭がありましたよね。みんなどうしているんだろうというところが、すごい気になりましたけれども。多分泣き寝入りするんじゃないかなって思いました。

○上谷さくら先生

そうすると、逆に、何でそんな名前が知られる制度になっているんだろうという、そういう感じが強いですか。

○Aさん

もう最初から、それが、その制度になっているというのがおかしいので。こちらとしては、

それがもう当たり前だというふうに思っていたので、別にそこに名前を出さなくても、証明できるものがあれば十分だと思うんですね。何で犯人に知らせる必要があるのか、本当に謎ですね。

○上谷さくら先生

ちょっと話題変えますけれども、Aさんは被害者参加をして、意見陳述もしたじゃないですか。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

それで、遮へいはしていたけれども、本人に直接言いたいことを言えたという感じはありましたか。

○Aさん

はい。もう何か言いたいことが9年間たまっていたんで、それを、やっぱり、思っていることを言えたというのは、本当すっきりしましたし、向こうも何かもう完全に忘れていた感じだったので、思い出させてやりたいという感じでした。

○上谷さくら先生

例えば、そういうことを言うことで、変に恨まれるんじゃないとか、あと、自分の当時のことを振り返ってみて、また色々よみがえってつらくなったりとか、そういうのはありましたか。

○Aさん

よみがえってつらいというのはあるんですけども、（被害の）当時よりは、（裁判時は）普通に生活できていたんで、何か感覚がちょっと、第三者みたいな感じじゃないけれども、何かちょっと昔よりは違ってきただけで、まだ、つらいと思うことは少なかつたかなと思います。

○上谷さくら先生

判決ですけども、懲役5年という判決が第一審で出ましたけれども、どんな印象ですか。

○Aさん

どれくらいが通常なのかよく分からなかったんで、重いのかどうなのか分からないんですけども、上谷先生とかに聞いて、5年でいいほうだっていうので、慰謝料とかも含めての5年だったんで、それで満足とは言えないけれども、いいかなっていう。

○上谷さくら先生

大体、やれることは全部やり切ったという感じがありましたか。

○Aさん

はい。やれることはやり切ったし、そうですね、満足しています。

○上谷さくら先生

あと、都民センターの支援も受けていますね。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

どの段階からでしたっけ。

○Aさん

最初からだと思うんですけども。

裁判とかも始まるような前から、そういうのが依頼できるけれども、どうするみたいなのを言われたときには、もう依頼しますって言いました。

○上谷さくら先生

付添い支援がメインだったと思うんですけども、やっぱり心強いものですか。

○Aさん

そうですね。何かあったら、私のほうから、自分一人で不安になっているよりは、話せる相手がいるという、聞いてくれる相手がいるというだけでも大きかったんで。何かすごく助けてもらったという感じはないんですけども、何かあったらいてくれるというのが、支えになっているみたいな感じでした。

○上谷さくら先生

そろそろ時間なんですけれども、せっかく今日来ていただいて、これは言うておこうというのは、何かありますか。

○Aさん

やっぱり、さっきも何回も言ったんですけども、名前に関しては本当に、皆さんが名前を犯人に公開しなきゃいけないって、もしそれが知り合いだったら名前知っていると思うんで問題ないですけども、でも、犯人が自分の名前を知らなくて、それで襲われたという場合に、どうして犯人に名前を知らせなきゃいけないのかというのは、誰しもがおかしいって思うものじゃないですか。なので、そこは本当に、制度を変えてもらいたいですし、それで、今泣き寝入りしている人たちを奮い立たせるという、泣き寝入りしている人たちは本当にかわいそうだと思います。捕まえられる可能性があるのに、それを、泣き寝入りってできるも

のじゃない……。その人たちにも希望をあげてください。

○野田大臣官房秘書課付

Aさん、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言願います。

○濱刑事局刑事課長

Aさん、ありがとうございました。

2点ほど質問させてください。

一つは、その犯人が捕まったのが、約9年後ということで、被害直後には警察との間でいろいろやりとりがあったということでしたけれども、この9年間の間というのは、警察との関係というのはどんなふうな感じだったのか。ずっと何も接触がなく、突然犯人が捕まりましたというような連絡があったのか、それとも、例えば、向こうの担当者が替わったということで連絡があったり、あるいはAさんのほうでも何か引っ越ししたりしたようなときには、警察官に連絡をしたりしたということで、そういう一定の関係性というものが少し続いたりしていたのかとか、その9年間の間の状況というのを教えていただければ教えていただきたいということが一つと、あと、この9年後に犯人が捕まってからなんですけれども、今の話で、警察との間でもう一度いろんなやりとり、例えば事情を聞かれたりしたことはあったということでしたけれども、検事から事情を聞かれるということがあったのであれば、例えば、警察のとくと、聞かれる内容、やりとり、対応での違いとか、あるいは、いい悪いも含め、何か印象に残っているようなことがあれば、また教えてもらえればと。

○上谷さくら先生

1点目、最初に被害届を出して、いろいろ警察に捜査してもらって、9年の間に、何か連絡がお互いあったかという点はどうですか。

○Aさん

最初に事件の捜査をした後に、その後は全く連絡が来ない状態でしたし、私が引っ越ししたりしたときも連絡はしていないですし、突然9年後に連絡が来たという感じですね。そのときに、担当が替わったということを伝えられて、犯人ももう捕まったというよりは、これから捕まえられそうな感じなので協力してほしいということで、私にはそこまで細かいところまでは伝えられないという感じでしたね。

○上谷さくら先生

あと2点目、その9年後に立件するということに、検察官から呼ばれて事情を聞かれたことありましたか。

○Aさん

はい。警察官の方と上谷先生と一緒に（検察官に）会ったのが初めてだったんですけども、その時点では、確実に犯人だということが分かっているの、特に、警察の人よりは

かすごいしっかりして、警察の人と比べるものじゃないと思うんですけれども、しっかりしている方で、そこまで記憶にないんですけれども、任せられるというか、裁判はちゃんとしたものになりそうだなという印象でした。

○野田大臣官房秘書課付

ほかに御質問ございますでしょうか。

○保坂刑事局法制管理官

私からも2点質問させてください。

まず一つ目ですけれども、犯人に知られてしまった可能性があるのは、旧姓のフルネーム、つまり、下の名前も知られたらしいということなのかどうかと、旧姓の片仮名で、逮捕状とか起訴状とかもそれで表記したということでしたが、裁判所から何か言われたりもせず、最後まで手続としてそれで通せたのかどうか、これをまず確認させてください。

○Aさん

それは、最後まで通せました。旧姓の片仮名表記というもので大丈夫でした。

○上谷さくら先生

知られた可能性のことについては、多分御本人より私のほうが把握していると思います。当時、加害者から携帯のプロフィール画面を出せと言われて、それを撮られて、逮捕された時も写真が残っていたんですけれども、警察が事情聴取したときに、(被告人が)下の名前だけ覚えていた。だから、最初、下の名前だけで逮捕状などを取れないかというふうに、かなり交渉したんですけども、それはだめだという話になって、一応証拠上、その旧姓の名字もあったんだからということで、でも、漢字まで出すと特定がされやすいということで、片仮名にっていうので、何とか裁判所との交渉で落ち着いたというのが経緯です。

○保坂刑事局法制管理官

もう一点ですけれども、事件当時からかなり、9年近くたってから、もう一回事情を聞かれたということでした。先ほど犯人の顔は見ないようにしていたので、顔はもともとそんなに認識していないということですが、どんなことが起きたのかということ、また改めて聞かれたのではないかと思います。そのときに、やはり9年前で、もともと思い出したくもないようなことを聞かれて、なかなか記憶が戻らないとかいうことがやっぱりあったのかどうか、そのときに、記憶を戻すためにしたこと、あるいは、当時こうしておいたから、記憶が戻せたとか、もしあったら教えていただければと思います。

○Aさん

そうですね。事件直後に、いろいろ事情聴取されていたので、9年後にも結構はっきり(覚えていました)。何をされたのかというのを直後に書いたり、作文じゃないけれども、(自分で)書いたものも残っていましたし、それで結構ぱって、すぐよみがえった感じでしたね、それを読んで。

○上谷さくら先生

御自分で書いておいたほかに、何か忘れないようにしておこうみたいなことはしましたか。

○Aさん

忘れないようにしておこうということはないです。忘れないです。忘れられないことなので、ただ、細かい部分とかに関しては、最初に事情聴取を受けたときの記録が役に立ったというだけで、大体のことはもう今でも、やっぱりこれから先もずっと覚えている感じです。

○上谷さくら先生

再捜査が始まった時点で、ちょっと心療内科に通ったことがあったけれども、事件直後は行っていないんだよね。

○Aさん

はい。

○上谷さくら先生

その再捜査が始まってから、少しそういうところに行つてということはありません。ただ、あんまり、がんがん通っていたわけでもないし、今となつてはそうだったつけというぐらいの感じでしかないのかな。

○Aさん

そうですね。何かやっぱり捜査とか、そういうのが始まると、ちょっと気持ちに不安とかが起こるかなつていうので。自分で何かすごいそういうの、何か急に心境の変化があつたからとかというわけじゃなくて、心配事があつたときに、いつも何か、これがあれば大丈夫みたいなものがあると頑張れるというのがあるので、そういう感じです。

○保坂刑事局法制管理官

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

そのほか、御質問でございますでしょうか。

○宮崎刑事局参事官

今日はどうもありがとうございました。

1点お伺いしたいんですけれども、上谷先生には、9年後の捜査の途中からお願いしたということなんですけれども、もっと早くに弁護士さんをお願いしたかったなと、もし思われるのであれば、どういうタイミングで、どういう形でつないでほしかったか教えていただきたいということと、同じように都民センターは9年後の捜査の後なのか、あるいは当初、被害直後から接触があつたのか、そのあたりもあわせて教えていただければと思います。

○上谷さくら先生

弁護士を頼むタイミング、本当はもっと早くついたらほうがよかったかについてはどうですか。

○Aさん

もっと早くといっても、犯人が定まらないと、弁護士っていうのはつけられないと思っていて、犯人が定まってから、警察に上谷先生を紹介してもらったっていう形なので、私から頼もうというのは、最初からなかったですね。都民センターは、9年後で、上谷先生に紹介してもらいました。

○上谷さくら先生

都民センターについて、それまでは全然、存在も知らなかったかな。

○Aさん

存在も知らないです。

○宮崎刑事局参事官

もっと早くに支援を受けられたらよかったと思うようなことはありましたか。弁護士さんにしても、都民センターにしても。

○Aさん

弁護士さんとか都民センターからの支援みたいなものは、もっと早くからは受けられなかったと思うので、警察からの支援を早く受けたかったです。9年間もかからずに、もっとちゃんと捜査してもらいたかったですね。結構な犯罪を起こしていた人だったので、もうちょっと早く捕まえられることができたんじゃないかなって思います。

○上谷さくら先生

例えば、犯人分かっていないうちでも弁護士に依頼しに来る人はいて、そういう場合だと、私だと例えば、警察に適宜捜査の進行状況を聞くということがありますが、そういうのがあり得るとしたらどうですか。

○Aさん

そういうのがあるというふうに知っていたら頼んでいましたけれども、でも、弁護士さんっていっぱいいますし、誰がいいとか、誰が自分に合っているとか、探すの自体が大変で、しかもお金がかかるっていうのも知っていたんで。そもそも、弁護士さんが警察に捜査について何か言ってくれるというのもないと思っていたんで、そこら辺は何も考えていなかったです。

○野田大臣官房秘書課付

時間となりましたので、以上でAさんからのヒアリングを終えたいと思います。

Aさん、どうもありがとうございました。

(Aさん退室, Bさん入室)

○野田大臣官房秘書課付

Bさん、今日は、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○上谷さくら先生

まず、私から、事案の概要を説明します。

Bさん、事件当時20代後半でした。平成25年に通院先の整体クリニックにおいて、整体師である被告人に睡眠薬入りのドリンクを飲まされて、抗拒不能の状態ですら性交されそうになる被害に遭いました。その際の一連の行為により、全治不詳の心的外傷後ストレス障害の傷害を負いました。Bさんは被害の途中で覚せいしたために、被害に気づき警察に被害を申告しています。

その後、被告人宅を捜索したところ、犯行状況を撮影した記録媒体が複数発見され、本件が裏づけられるとともに、複数の余罪が発覚しております。被告人は、最終的に準強姦致傷1件、準強姦4件、準強制わいせつ6件について起訴されました。

捜査では、事情聴取や被害の再現が行われています。公判では、被害者特定事項の秘匿決定がなされています。

致傷について、致傷自体とその因果関係を争われたために、Bさんの証人尋問が行われています。この際は、遮へい措置と都民センターの付添いがありました。致傷の点については、Bさんの主治医と鑑定人の証人尋問も行われています。Bさんは、代理人とともに在廷による被害者参加をし、遮へいをしながら心情の意見陳述をしました。都民センターによる公判への同行支援を受けております。また、都民センターにより各種支援を利用して、PTSD治療のための精神科カウンセリングに通院をしておりました。

判決ですけれども、第一審は求刑が懲役25年、判決は懲役20年でした。被告人が控訴しまして、控訴審では、一部被害弁償するということで、その場では、最初8万円を払ってきて、その後、実は、被告人が民事上の債権を持っているので、その債権をBさんへの弁償に充てる約束がなされまして、控訴審の被告人の弁護人もかなり尽力してくれて、そこところが評価されて、懲役19年となりました。その後、全額、Bさんに支払いが済んでおります。

以上が事件の概要です。

では、私からお話を伺っていきます。

まず、被害に気づいて、警察まで行くという過程ですけれども、このときは、どういうお気持ちで警察に行きましたか。

○Bさん

とりあえず、どうしようと思って、警察のほうに相談するという形で伺い、相談した結果、

被害届提出という形になりました。

○上谷さくら先生

被害届を提出するのに、迷いとかはなかったですか。

○Bさん

迷いは大変あったんですけども、最初に話を聞いてくださった警察の生活安全課の方から、被害状況を見ても、複数の被害者に行っている手口なので、そのまま放っておくと、また同じような被害に遭う女性が増えるのではないかということ言われたので、被害届を出す決意をしました。

○上谷さくら先生

御家族は、事件のことを知っていましたか。

○Bさん

姉だけには話をしました。

○上谷さくら先生

お姉さんは、どんな意見でしたか。

○Bさん

姉に関しては、被害届を出すことをやめたほうがいいということは話していました。

○上谷さくら先生

何か理由は言っていましたか。

○Bさん

被害届を出すことによって、今後の裁判などもつらい状況になるのは明白だったので、やめたほうがいいんじゃないかって話していました。

○上谷さくら先生

そういう意見がありつつも、Bさんとして、やっぱり被害届は出そうと思われた理由はなんですか。

○Bさん

私と同じような被害に遭う女性がまた増えてしまうのではないかということで、そういう女性を出したくないというその一心で、被害届を出しました。

○上谷さくら先生

被害届を出すということになると、警察に行くと、いろいろ捜査に協力したりするわけで

すよね。その中で、何かつらいことありましたか。

OBさん

まず、被害の当日のことを何回も話されなければいけない、それが一番つらかったことです。あと、警察署の場所についても、事件の犯人が住んでいる場所の最寄りの警察署に行かなければならず、駅付近に犯人の家があったので、会うんじゃないかというおそれと、その駅に降り立ちたくないという気持ちは物すごく強かったです。

○上谷さくら先生

できれば、どこか別の場所でやってくれたらなという感じはありましたか。

OBさん

そうですね。私が住んでいる場所の最寄りの警察署などで話を聞いていただければ、一番よかったかなと思います。

○上谷さくら先生

警察以外のいろんな機関にも相談に行っていますよね。

OBさん

はい。最初に、ある大学の心理臨床センターの心理カウンセリングに行きました。

○上谷さくら先生

それは、どういうふうにして見つけたんですか。

OBさん

小林美佳さんの本に、その心理臨床センターの名前が載っていたので、その方は性犯罪に遭われて本も出された方で、その本に載っていたので、そこに一応、最初行ってみようかなと思って行ってみました。

○上谷さくら先生

その小林美佳さんの本は、被害に遭う前から御存じでしたか。

OBさん

いえ。被害に遭ってから知りました。

○上谷さくら先生

その心理臨床センターに通って、どうでしたか。

OBさん

とりあえず、行くこと自体がとても大変で、ただ、行かないと自分が死んでしまうという

ことに恐怖を感じていたので行ったんですが、そこは、私が求めているようなところではなかったというのがありました。

○上谷さくら先生

結局そこはやめてしまって、その後、何か探しましたか。

○Bさん

はい。ネットなどで、そういったカウンセリングに強いところを探して行ったんですけども、一応そこは性犯罪のカウンセリングを主としてやっていますということだったんですけども、ちょっと何の役にも立たなかったので、（これからどうしようか）迷っていました。

○上谷さくら先生

それも役に立たない、どうしようってということで、ほかにもいろいろ努力されたと思うんですけども、どんなことがありましたか。

○Bさん

警視庁の性犯罪の電話相談にも電話しました。

○上谷さくら先生

電話したら、どんな感じでしたか。

○Bさん

ただ話を聞くだけで、特に、一番そのとき欲しかったのは解決策、この後どうしたらいいのかというのがあったんですけども、特に話を聞くだけで終わってしまったので、ちょっと何の意味があったのかなと思いました。

○上谷さくら先生

結局、都民センターにつながるわけですけども、都民センターはどのようにして知ることになったんですか。

○Bさん

東西線に乗っていたときに、ちょうどポスターが張ってあって、そこで見かけて、最後のチャンスというか、これでダメだったら諦めようと思って、電話してみました。

○上谷さくら先生

そのポスターには、どの辺がひかれたというか、電話してみようかなという気持ちになりましたか。

○Bさん

性犯罪に特化していて、その場でインターネットのホームページを見て、ここだったら大丈夫かなと思って。

○上谷さくら先生

電話して、実際行ってみて、どんな支援を受けましたか。

○Bさん

カウンセリング、あと病院などでかかる費用の支援制度、あとは、もちろん警察に行くときの付添いなど、あとは、細かな実務作業などの用意をしていただきました。

○上谷さくら先生

Bさん、PTSDがかなり激しいということで、そこで専門的なPEという治療を都民センターで受けていますけれども、具体的にどのようなことをする治療だったのでしょうか。

○Bさん

そこでは、被害当日のことを1時間以上繰り返し繰り返し話をして、自分で話したのもも録音して、帰ってからもその録音を毎日聞き続けるという治療でした。

○上谷さくら先生

期間は、何か月間くらいでしたか。

○Bさん

数か月続いていたと思います。

○上谷さくら先生

そのときは、やっぱり大変でしたか。

○Bさん

はい、とても大変でした。話さなければいけないのもそうですし、一番は、自分で話したことを毎日、夜聞かなきゃいけないというのが、本当に大変でした。

○上谷さくら先生

ただ、後日になって思えば、その治療というのはやっぱり効果があったというふうに感じていらっしゃいますか。

○Bさん

はい。何回も何回もその事件当日のことを話していくにつれて、だんだんそのことに慣れてきたといいますか、話すことに特に抵抗がなくなっていって、だんだん、まあいいかって思うようになってきました。

○上谷さくら先生

恐らく、Bさんの場合は非常に都民センターの支援が大きかったと思うんですね。ただ、たまたま電車の広告で見かけたわけですね。その電車に乗っていなかったら、つながっていなかったかもしれないわけですね。

○Bさん

そうですね、はい。

○上谷さくら先生

どんなふうに、誰から教えてほしかったですか。

○Bさん

最初に警察に行ったときに、できれば、そういった施設があるということを教えていただければ、一番よかったかなと。

○上谷さくら先生

あと、警視庁の電話相談ですか。

○Bさん

そうですね。

○上谷さくら先生

そこでも、教えてもらうことはなかったということですか。

○Bさん

はい。

○上谷さくら先生

裁判の話をします。最初は、裁判員裁判ではありませんでしたが、その後、PTSDが強いということで、致傷がついて、これは裁判員裁判になるということになったわけですが、そう知らされたときはどう思いましたか。

○Bさん

ちょっと嫌だなって思いました。

○上谷さくら先生

どこが嫌だったですか。

○Bさん

犯人の前で（証人として）話をしなきゃいけないというのは分かっていたので、それも嫌

だったんですけれども、それにプラスアルファ、全く知らない方々の前で、何人もいる前で話さなきゃいけないということに、すごくプレッシャーを感じました。

○上谷さくら先生

実際、証人尋問もしなくちゃいけなかったので、法廷の中でいろいろなやりとりをリアルに経験されたと思うんですけれども、実際、裁判員裁判を経験されて、どんな印象を持っていますか。

○Bさん

始まる前は、裁判員裁判になることをすごく嫌だと思っていたんですけれども、終わってみると、逆に裁判員裁判でよかったと思っています。

○上谷さくら先生

どんな点がよかったですか。

○Bさん

一番は、私が犯人の前で話をしなきゃいけないときに、私はそのときは気づかなかったんですけれども、泣いて聞いてくださる方もいらっしゃいましたし、犯人に一番突っ込んでいろんなことを聞いてくださったのが裁判員の方だったという話を聞いて、皆さん味方でいてくださったんじゃないかなと思うと、心強かったです。

○上谷さくら先生

裁判が終わった後、PTSDの治療状況というのはどんな感じですか。

○Bさん

終わってからも、今も精神科に行って、薬を服用し続けているような状況です。一時期すごくよくなって、薬も減ったんですけれども、やはり波がすごくあるので、今はちょっと薬がだんだん増えている感じです。

○上谷さくら先生

今後の見通しとして、どのくらいかかるとか、定期的にこのくらいの期間は治療に必要ですというような見通しみたいなものというのは、分かっているんですか。

○Bさん

いえ、全く分かっていません。

○上谷さくら先生

今振り返って、こういった被害に遭って、何が大変でしたか。

○Bさん

一番は、被害届を出して裁判が終わるまで、かなり長い年月かかってしまったというので、精神的にも経済面的にも、仕事もあんまりできない状況でしたので、すごく大変だったなというのはありました。

○上谷さくら先生

刑事手続の中で一番大変だったことは何ですか。

○Bさん

刑事手続の中では、やっぱり被害届を出すまでが大変でしたし、事件当日のことを何回も何回も話さなければいけないということは、精神的にすごく負担になっていたと思います。

○上谷さくら先生

今でも治療を続けていて、薬も増えているというお話がありましたけれども、御主人からでも構わないんですけども、何かその辺で、被害が終わってもこれだけ大変なんだということを、何かおっしゃりたいことがあれば。身近で見ているので。

○Bさん配偶者

失礼して。

先ほど仕事ができないというふうに、もともと音楽をしていて、オーケストラとかブラスバンドの演奏をできていたんですけども、事件をきっかけにそういったものができなくなって、実際、ほとんど音楽も仕事もできていないという状況は、PTSDによる症状が原因だと思います。

あと、病院に通ってはいますけれども、私の責任でもあるんですけども、引っ越しをして病院までの距離がとても遠いという、県をまたいでいくような形になるので、実際、本人がそこに行くまでとてもつらくて、でも、近くの病院に越してくることも、いろいろな原因でできなくて、実際に先生とお話する機会も少し減ってしまったりして、通院すること自体も大変ですので、このまま見通しも立っていないということで、どういうふうにしてこの状況が本人にとって固定していくのかというのは、近くにいてもちょっと分からない。そういう、どこまで続くのか分からないということが、一番つらいのかなというふうに、近くで見ていると思います。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

Bさんは、何か今の時点で、今後について考えていることありますか。

○Bさん

そうですね。何も見通しも立っていませんし、ずっとやりたかった仕事も全てできなくなってしまったので、この先どうしていけばいいのかというのが分からないんですけども、でも、こういう被害に遭う女性たちが、私と同じようにつらい思いをしないで被害届を出せるような世の中になってくれたら、一番いいなというふうに思います。

○上谷さくら先生

何か具体的に、こういうふうにしたら被害届を出すのがこんなつらくないのではないかという御提案はありますか。例えば、こういうことできたらというようなことはありますか。

○Bさん

そうですね。やっぱり、話さなきゃいけないというのがすごくつらいので、例えば、手紙みたいな形で自分で書くとかというのが実現できたりとかしたら、何か変わるのかなとは思いますが。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

Bさん、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○保坂刑事局法制管理官

私から、公判でのことについて2つほどお伺いをしたいんですけども、まず、証人尋問は、事件当時のことというよりは、むしろ事件後のことが主だったのかなと思っているんですけども、どんなようなことを聞かれて、そのときに、例えば、相手方の被告人側の弁護人からの尋問で、これはやめてほしかったみたいなことが、もしあれば教えていただきたいというのが一つです。

あともう一つが、被害者参加をされて、心情の意見陳述という、気持ちを話すことをされたと思うんですが、裁判にそうやってかかわって、自分の気持ちを裁判で述べたことによって、それは、自分にとっていい方向に気持ち的になれたのか、それとも、そうでもなかったのか、そういう制度を使ってみた感想がもしあれば、教えていただきたいと思います。

○上谷さくら先生

最初の点、証人尋問で聞かれた内容は、何か覚えていることありますか。

○Bさん

ちょっとその辺が余り、記憶がもう飛んでしまっていて。特に物すごくつらかったという印象は、特にはなかったかなとは思うんですけども。

○上谷さくら先生

私から補足しますと、被害と音楽のお仕事が結びついているんですよね。最初のPTSDらしき症状が出たのが、その音楽のお仕事の最中だったので、そのくだりはかなり聞かれましたよね。

あと、被害中に、睡眠薬入りのドリンクを飲まされて、ほかの被害者は誰も目が覚めなかったのが被害に気づいていなかったんですけれども、Bさんは二、三回かな、目が覚めて、被告人がビデオに撮っていたので映っていたんですけれども、一瞬覚せいして、またぼたっと寝て、また一瞬覚せいしてみたいなのがあったので、そのときに何を見たかとか、どういう記憶があるかみたいなことは、やっぱり詳細には聞かれたかなという記憶です。

あと、弁護人側の尋問は、Bさん自体に対しては、こちら側の主張をなぞって確認する程度で、Bさんに対しては、そんなに聞いてこなかった感じでしたかね。

あと、2点目、被害者参加したり、心情に関する意見陳述をして、自分の気持ちを述べたことで、精神的にプラスに働いたか、それともよくない面があったかというようなことはどうですか。

○Bさん

自分は、それをやろうと自分で決意したのは、犯人に対して、私がどれだけつらい思いをしているのかということ、直接犯人の耳に、目の前にいるような状況で聞いてもらいたかったというのが一番だったんですけれども、結局のところ、ちょっと反省しているようにはこちらも思えなかった。ただ、自分の言いたいことは言えたので、すっきりはしたんですが、ただ、犯人にはちょっと響いてはいないんじゃないかなとは、今も思っています。

○濱刑事局刑事課長

Bさん、ありがとうございました。

1点、弁護士の先生をお願いするようになった経緯というのは、どういう経緯で、かつ、どういう理由、Bさんにとっての御希望というか、思いということをお願いしたいという気持ちから、お願いすることになったのか、その辺のところを、教えてもらえますか。

○Bさん

上谷先生をお願いした経緯というのは、都民センターの方が弁護士を紹介しますということで、上谷先生を御紹介していただいたので、特に私から何かして上谷先生につながったということではありません。

○上谷さくら先生

当初、致傷がつく前の裁判員でない裁判のときはついていない状態でしたが、さすがに裁判員裁判になって、しかも、どうやらPTSDを争うらしいということで、都民センター側が弁護士をつけたほうがいいんじゃないですかというふうにお勧めをして、一度御相談にいられて、それで私がつくことになったという経緯があります。

○野田大臣官房秘書課付

私からも質問させていただきます。

先ほど、費用のことなど、負担に関するお話がありましたが、実際利用した費用負担に関する制度であったり、あるいは、こういう費用をカバーできる制度があれば助かったと感じるものがあれば、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○Bさん

まず、制度のことにに関して全く知識がなかったので、都民センターでこういった、例えば精神科通院の自己負担も少し支援してくださるといような話を聞いて、そういう制度があるんだなということ、そこで初めて知って使わせていただいたんですけども、そういった制度があるということも、警察も犯人を捕まえるのが一番の仕事だと思いますので、そういったことまで多分カバーし切れないと思うんですけども、そういった制度もあるので、使ってみてもいいと思いますよといような話があってもいいかなとは思いました。

あとは、精神科通院の病気もそうですし、あとは、例えば、都民センターに通うお金、費用とか、あとは裁判までにかかる費用など、全てをカバーするのは難しいと思うんですけども、そういったところも、できればカバーしていただければよかったですかなとは思っています。

○上谷さくら先生

ちょっと私から補足しますと、都民センター自体は全部無料です。相談も同行支援も、都民センターで受ける、さっきいったPEという専門的治療も全部無料です。ただ、そこに行くまでの交通費とか、そういったものは全部自腹になりますし、私への依頼については、たしか日弁連の委託援助と国選の被害者参加制度を使いましたけれども、私の事務所に相談に来ていただいたりする費用は、交通費は御自分で負担していただかないといけないですし、そういった面で、かなり大変な裁判でしたので、交通費だけでも相当かさんでいますし、その間お仕事ができなかったということで、かなり大変だったというお話は聞いております。

○野田大臣官房秘書課付

ありがとうございました。

以上でBさんからのヒアリングを終わりたいと思います。

Bさん、貴重なお話、ありがとうございました。

(Bさん、上谷さくら先生退室)

—了—

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第5回)

- 第1 日 時 平成31年1月15日(火) 自 午後 3時55分
至 午後 5時58分
- 第2 場 所 川越少年刑務所
- 第3 議 題 1 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者からのヒアリング
2 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

1 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者からのヒアリング

(1) 1人目

- 質問者（矯正局成人矯正課職員）
- 被聴取者（受刑者）

<本件性犯罪について>

- ここでは、性犯罪再犯防止指導（以下「R3」という。）を始めとした性犯罪対策について検討しているところですが、有効な対策を考えるために、性犯罪の加害者であり、実際にR3を受講した人の話も参考にしたいと思っています。短い時間ですが、いくつか質問をさせていただきます。それではよろしくお願いします。

まず、あなたがした性犯罪について教えてください。

- 強姦致傷と強姦です。夜中に歩いていた中学生ぐらいの女性を後からつけていき、人気のない駐車場に連れ込んで脅して強姦したというものです。
- 性犯罪に及んだ動機や原因は何ですか。
- 自分はある意味で生真面目すぎるところがあり、交際した女性とは必ず結婚するものだという堅苦しい考えを持っていました。初めて女性と付き合ったのは大学3年生の頃でしたが、その女性とは色々あって浮気されて裏切られてしまい、その後につき合った別の女性にも浮気され、女性は男を裏切るものなんだ、どうせ裏切られるなら自分も女性を利用したっていいじゃないかという考えを持つようになりました。それから不特定多数の女性とセックスするようになりましたが、それだけでは欲求が満たされずに性犯罪をするようになりまして。最初は盗撮から始めて、痴漢、そして強姦という流れです。ですが、強姦しても欲求不満は続いていました。交際した女性を始め、人とのコミュニケーションが下手だというのが原因だったと思います。
- そのような原因は事件を起こした当時から分かっていたのですか。
- 当時は何が原因で性犯罪を起こしていたのかは考えていませんでした。子どもの頃を振り返ると、小学校の頃クラスの友達から、のけ者にされたり馬鹿にされたりしたこともあり、それもコミュニケーションがうまくないのが影響していたのだと思います。
- 女性から裏切られたという思いを晴らすという動機で性犯罪に及んだようですが、実際に性犯罪をして何か得られたものはあったのですか。
- 性犯罪によってその場の快樂を得たというのはありましたが、欲求不満は解消でき

ず、結局もやもやした状態が続いていました。

- 本当に得たかったものは性犯罪では得られなかったということですね。あなたが本当に得たかったものは何ですか。
- 本当は女性との関係の中で、お互いに愛し愛されという純粋な気持ち、愛情を満たすことを求めていますでしたが、それまでの経験で女性に恨みを持っていて、利用してやるという気持ちが前面に出ていたのです、本当に得たいものに気付けずにいました。
- 反対に性犯罪をして失ったものは何ですか。
- 長い時間を刑務所で過ごすことになり、家族や友人からの信頼も失いました。
- 被害者に対してはどのような思いを持っていますか。
- 事件を起こしたときは、女性は裏切るものなんだから、性犯罪をしてもまあ良いだろうと、被害者に対してもそういう感じでした。ですが、今は性犯罪を起こした原因は自分にあり、自分のエゴで性犯罪をしたことが分かり、被害者に対して本当に理不尽なことをしてしまったと申し訳なく思います。

< R 3を受講したことについて >

- R 3を受講した感想を教えてください。
- 逮捕されてから10年ぐらい経っており、刑務所に入ってから、再犯しないために自分に何ができるかをずっと考え、思いつく限りのことをやってきました。指導が始まると聞いたときは、それまでに自分は色々対策を考えてきたのに、ほかにも何かやることがあるのだろうかという不安と期待が混じっている感じでした。実際に指導を受けてみたら、自分がそれまで9年ぐらい考えて得たものが、指導では8か月ぐらいの短期間で同じぐらいの成果を得られたのですごくびっくりしました。
- 指導を受けた中では、どのようなことが良かったですか。
- 自分は9人の受刑者と指導担当の先生と臨床心理士の先生の合計11人のグループに入って指導を受けましたが、自分では気付かなかった問題点に、周りの人がそれぞれの人生経験を踏まえたアドバイスをしてくれて、自分1人では気付かなかった問題をはっきりさせることができたのが一番です。
- どのような問題点に気が付くことができましたか。
- 自分が不特定多数の人とセックスをしていたとき、実は人からの愛情を求めている

というのもそうですし、女性に浮気されて裏切られた気持ちになったとき、その気持ちに向き合って自分でケアできていれば、同じことが2人、3人とあったとしても、そういう負の感情が強くなることにはならなかったと思います。

- 指導を受けて学ぶ中で、出所後の再犯防止のために活かせることはありましたか。
- 自分が人とのコミュニケーションが下手だということに気付き、コミュニケーションの取り方を実際に学ぶことができたことは出所後に活かせそうです。
- R3を更に良くするためにはどうしたら良いと思いますか。
- 自分が指導を受ける前から事件について反省し、再犯しないためにできることをやってきたことは、指導を受ける前の良い準備になったと思います。ですが、受刑者の中には捕まったのに反省せず、被害者に対して少しも悪いと思っていないように見える人もいます。ですので、受刑者が指導を受ける前からきちんと準備をしておけば、より良い効果が得られるのではないのでしょうか。被害者に対する謝罪の気持ちと、再犯しないための具体的な対策が両輪となっていくのが理想だと思います。

<出所後の再犯防止に向けて>

- 出所後、再犯しないための具体的な方法は何ですか。
- 自分は傷ついたことがあっても、友人や親などにほとんど相談をしなかったのも、人ときちんとコミュニケーションを取っていきたいです。人に相談できていれば、ちょっとした自分の変化に周りが気付いてくれることもあると思います。それと、被害者に対する謝罪の気持ちをずっと持ち続けていくことも大事だと思います。
- 出所後も継続して再犯防止のための指導などを受ける予定はありますか。
- 出所後も継続して指導などを受けることで、リスクを少しでも減らしたり再犯防止の助けになったりすると思うので、そういうものも積極的に受けていきたいです。
- 再犯防止に向けて、周りの人などが支援できることはありますか。
- 自分が指導を受けたグループがたまたま良かっただけかもしれませんが、指導の中では、自分の子供の頃からの経験や事件を起こした原因などを話し合うので、そういう自分の深い部分を知ってくれている人がいるのが結構大事だと思います。自分のことを詳しく知らない人からアドバイスをもらっても、あまり役立たないかもしれません。グループの人たちのように自分の生い立ちとか悪いところを知っている人からなら良いアドバイスをもらいやすいと思います。出所後は、刑務所で知り合った人と会うことはありませんが、指導の先生が仲介するなどしてSNSのグループを作ったり

できれば、困ったときに相談しやすく、良い返事ももらえるように思います。

- 私からの質問は以上ですが、出席者から質問があるかもしれませんのでそのままお待ちください。

<出席者からの質問>

- **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、出席者からも質問があればお願いします。

- **石井法務総合研究所総務企画部長**

盗撮、痴漢、強姦を繰り返していたということですが、当時は、犯罪を止めなければと思いつつも繰り返してしまっていたのでしょうか。それとも、女性に対する復讐心が強くてそういうことは考えていなかったのでしょうか。

- 実際にはどちらの気持ちもありました。女性に裏切られた復讐のために性犯罪をしたいという気持ちはありました。その一方で、自分のことは棚に上げ、別の人が盗撮をしているのは許せずには犯人を捕まえたこともあり、犯罪が悪いことだという認識はありました。性犯罪をしたい、でも止めたいという、ぐちゃぐちゃした気持ちでいました。

- **渡邊法務総合研究所部付**

指導を受ける前、自分なりに再犯しないための対策を考えてきたとのことですが、その内容を教えてください。

- コミュニケーションが苦手であることや、白黒思考があるといった自分の特徴について本などで調べました。どうしたら上手に人と付き合えるのかを考えたり、女性の気持ちを分かっているというのもあったので性犯罪被害者の手記を読み、心理学を勉強したりもしました。

- **渡邊法務総合研究所部付**

今回の事件は、女性に傷つけられる前に自分から先に傷つけてしまえ、というものであったように思われますが、出所後に再び傷つけられるような場面でどうしたら良いか、この指導の中でどのように整理することができたのか教えてください。

- そういう場面になってしまう前に、友達や家族などの協力者、ほかには自助グループもそうですが、困ったことを相談できる人間関係を作っておいて、女性関係のストレスを減らしたいと思います。また、そういう場面になってしまっても、周りの人に相談をしたいと考えています。

(2) 2人目

- 質問者（矯正局成人矯正課職員）
- 被聴取者（受刑者）

<本件性犯罪について>

- ここでは、R3を始めとした性犯罪対策について検討しているところですが、有効な対策を考えるために、性犯罪の加害者であり、実際にR3を受講した人の話も参考にしたいと思っています。短い時間ですが、いくつか質問をさせていただきます。それではよろしくお願いします。
まず、あなたがした性犯罪について教えてください。
- 夜間、路上を歩いている女性の後ろから抱きついて、近くの茂みに連れ込んで胸を触るという性犯罪をしました。
- 性犯罪をした動機や原因は何ですか。
- これだけが原因ということはないと思いますが、当時は、性犯罪をして自分の欲求を満たすことだけを考えていて、罪の意識というか、悪いことをしているという感覚をあまり持っていませんでした。また、仕事でもすごくストレスを感じていたのも1つの原因だと思います。
- ストレスと性犯罪はどのように結び付いたのですか。
- ストレスと性犯罪の関係は指導を受けながら何度も考えてきました。元々、性に対する欲求が強かったこともあり、自分はどうでもよいとか投げやりになると、ストレスを発散したい気持ちが歪んで、自分の趣味で解消するなどの発想にはならず性犯罪に走ってしまったのだと思います。
- ストレスを感じたときは、自慰行為をするなど性的な行動でストレスを解消する習慣があったのでしょうか。
- 冷静になれば、性以外の別の形でストレスを発散するということはできたと思いますが、当時は社会人になったばかりで、仕事上のストレスの対処の仕方が分かりませんでした。
- 事件を起こしたときの生活の状況を教えてください。答えられる範囲で結構です。
- 当時は、大学を出て初めて仕事をした時期で、職場の隣の独身寮に住んでおり、プライベートと仕事の境が全くないような状態でした。夜中に呼び出される不規則な生活でもあったので、どこで息抜きすれば良いの分かりませんでした。人に相談することが苦手で、人に頼ったり家族に本音を打ち明けたりすることができなかったのも

良くなかったと思います。

- 一般的には身近な人のほうが相談しやすいように思われますが、あなたは家族にも相談しにくかったということですね。
- そうですね。家族だからこそ心配かけたくないとか、むしろ本音は話せないというのが正直なところありました。
- 気持ちに余裕のない状況で事件に及んだように思いますが、事件をするときはどのような気持ちでしたか。
- 事件を起こしたときは、ただただ、自分が性犯罪をやりたいという欲求だけで動いていて、その瞬間は捕まるとか家族に心配をかけることなど全く考えていませんでした。
- 性犯罪をやりたい欲求があったとのことですが、性犯罪によって得られたことはありましたか。
- そのときの欲求が満たされただけで、そのほかは何も得られていないです。
- 逆に失ったものはありますか。
- 性犯罪を起こしたことで、自分の中で罪悪感というか、悪いことをやってしまったという気持ちはありましたし、逮捕されるまで、自分は犯罪をしたという誰にも言えない悩みを抱えていくことになったので、失ったものの方が多かったです。
- 被害者に対してはどのような思いがありますか。
- 本当にすみませんと謝ることですら、被害者してみれば恐怖であると思いますし、謝って済む問題でもないですし、自分が刑期を終えて、社会でどんなに頑張ったとしてもやったことは消えません。ただ、だからと言って自分が投げやりになって、また同じことを繰り返すのは違うと思うので、二度と繰り返さないということを自分にしっかり言い聞かせて、生きていくことしかできないと考えています。

< R 3を受講したことについて >

- 指導を受講した感想を教えてください。
- 指導ではどのようなことをするのか、全く想像もつかない状態で受講し始めましたが、受けてみると、自分と同じような事件を起こした人の話を聞くことができ、自分の状況を客観的に見ることができて良かったです。同じような事件を起こした人に、

自分が思っていることや体験したことを言うことについて、最初は抵抗がありましたが、話すことで少し気持ちが楽になったというか、今まで誰にも話せなかったことを指導の先生とか同じグループの人に聞いてもらうということが、これほど自分の役に立つというのに初めて気が付くことができました。

○ 指導の効果を実感して、実際に出所後の生活で活かせるようなことはありますか。

● 所内生活では、今後のことを考える時間がたくさんあったので、ノートにまとめたり頭の中で考えたりする時間を持ってました。家族に心配をかけたくないから相談しなかったというのが当時の自分でしたが、刑務所にいる間、こんな状態の私でも、家族が毎月面会に来てくれたり手紙をくれたりしたこともあって、今はそういうこともなく、何でも話ができることが何よりもうれしいことですので、出所してからは悩みをため込むことはしないで、家族だから頼むということを実践できたらと考えています。

○ R3の効果を更に上げるためにはどうしたら良いと思いますか。

● 指導の中で、ちゃんと人の話を聞いたり話をしたりというのは、今まで経験がなく、とても良い経験として残っているので、指導内容をこうしたら良いというのはあまり考えたことがなかったのですが、再犯した人はどうして再犯してしまったのか、再犯した人は指導をどのように受けていたのか、再犯した人の状況が分かれば更に自分のためになると思います。

<出所後の再犯防止に向けて>

○ 出所後に再犯しないための具体的な方法について教えてください。

● しっかりと仕事をして、まずは自立した生活を送ることが大切だと感じています。それから、自分が事件を起こした原因として仕事上のストレスが考えられるので、1人で抱え込んだり悩んだりする前に、しっかりと悩みを話せる人を見つけて打ち明けていくことが再犯しないことにつながると思います。

○ 再犯しないための具体的な方法として、社会内での指導プログラムを受ける人もいますが、あなたはそういったものを受けることについてどのように考えますか。

● 仮釈放になった後は、保護観察所でのプログラムを受けることになっているので、それはしっかりと受けたいと考えています。ですが、そのほかのことを生活の中で利用するということは具体的には考えていません。

○ そのほかに、周囲からどのような支援があると再犯防止につながると思いますか。

- 指導でのグループディスカッションはすごくためになったので、悩みとかストレスに押しつぶされそうになったとき、同じように悩みを打ち明けられる場があり、そこで集まって指導のときのように話をすることができたらと思います。
- 私からの質問は以上ですが、出席者から質問があるかもしれませんのでそのままお待ちください。

<出席者からの質問>

○ **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、出席者からも質問があればお願いします。

○ **大場保護局観察課長**

出所してから前の事件と同じ状況になったとき、具体的にはストレスを感じたとき、女性の後ろ姿が見えたとき、そんな未来の自分を想像して、その自分にかかる言葉があるとすれば、どういう言葉をかけますか。

- すぐに浮かんだのは、また裏切るのかという言葉です。これまで学んできたことだったり、支えてくれた家族だったり、被害者を増やしてしまうということも含めて裏切ることになると思います。自分が傷つけてしまった全ての人を裏切るのかという言葉をかけたいです。

○ **石井法務総合研究所総務企画部長**

事件では強制わいせつ以上の行為には及んでおらず、性犯罪に求めていたのは単なるスリルであったのか、それとも性欲のはけ口として行ったものだったのでしょうか。

- そこは、はっきりと性的な欲求が強かったというのを自分でも認識していて、警察に捕まりたくはないという気持ちはあったので、スリルよりも性欲の方が強かったと思います。

○ **小島秘書課上席補佐官**

出所後、保護観察所のプログラムはしっかり受けたいということと、自分と似た体験をした人とのグループディスカッションの機会があれば良いということでしたが、現状、保護観察所のプログラム以外では、心理の専門家や医師による個別カウンセリング、警察官による面談もあります。グループでの支援がないとき、再犯を防止するための有効な手段として、医師やカウンセラーによる個別カウンセリング又は警察官による面談があるとすれば、どの支援が自分に合っていると思いますか。

- 出所後の生活状況や、それぞれの支援の内容を踏まえて考える必要があると思いますが、今の気持ちでは、カウンセラーの個別相談が一番自分に合っているかと思います。

2 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング

○ 大茂矢矯正局補佐官

続いて、性犯罪再犯防止指導の現状と課題についてヒアリングを行います。

講師の御紹介をいたします。早稲田大学人間科学学術院の嶋田洋徳（しまだひろのり）教授です。

嶋田先生は、認知行動療法の専門家であり、昨年6月から日本認知・行動療法学会の理事長にも就任されております。

R3に関しましては、平成17年のプログラム開発当時から、プログラム研究会の構成員として参画され、これまでもプログラムの改訂等に当たって御助言をいただいているほか、実際に指導に当たる施設職員に対しても定期的に御指導いただいております。

それでは、嶋田先生よろしくお願いたします。

○ 嶋田洋徳教授

早稲田大学の嶋田でございます。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。私からは、R3の現状と課題ということでお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<前提 R3指導の取組について>

今回、R3のより有効な活用に向けた課題について話してほしいという御依頼でした。課題の観点の方はいくつか準備させていただいたのですが、その大前提としてR3の特徴を述べさせていただきます。

まず、R3は刑事施設における特別改善指導の中でも先駆的な取組として、私ども民間から見ても、刑事施設の特徴や制約をうまく活用しているといえます。数十回に及ぶ継続的なセラピーは、民間においてはなかなかできないのが現状です。ある程度の制約はありますけれども、こういった対象者を拘禁する施設の中で適切な実践ができていないかと思えます。

私は、法務省が性犯罪者処遇プログラムを開発するに当たり、保護局と矯正局と一緒にワーキンググループを作った際に声掛けをいただいた経緯がありまして、かれこれ十数年R3に携わらせていただいております。当初はやはり、これまでにない指導を始めるということで、大分手探りで取り組んでいたように思います。ただ、十数年の実践を積み重ねるうちに、次第に指導のノウハウが蓄積されてきたと思います。私は、施設職員に対するアドバイザーとして定期的に川越少年刑務所と府中刑務所にお伺いしているのですが、指導場面では実際にグループの中に入りまして、先生方の指導をその場で共有しながら、必要があれば途中で私もお話させていただく形で関わっています。

現場の先生方からは、指導における悩みや困りどころも日々伺っています。そういった困りどころやその対応方法は、R3を管理する矯正局の中にも、現場の先生の中にも次第に蓄積されてきたという印象です。職員の中には、R3の指導歴が10年を超える

ベテランの先生方もいらっしゃるまして、もう大学等の心理療法の専門家といっても良いような技術を持った職員もいらっしゃいます。

また、R3は、施策としてだけではなく、学術的にも注目に値する取組であります。R3が始まってから、最初は報道関係の方の問合せが多かったのですが、国を挙げて性犯罪者に対する改善指導をやっていることが、徐々に社会内の関係者に広まってきておりまして、国の機関であれば、家庭裁判所などから問合せがあったり、民間であれば、医療施設や福祉施設、教育施設、民間心理相談室からの問合せもかなりあったりするのが現状です。これは、それだけ性加害行動がなかなか治りにくいと感じている関係者が多いことの現れであると考えられます。

私は、認知行動療法を専門としているのですが、認知行動療法はうつ病に対して効果があることが最もよく知られていまして、現在、うつ病に対して認知行動療法を実施した場合に、診療報酬の点数が付くようになっていきます。その一方で、うつ病に対する認知行動療法の診療報酬化より前に、法務省の方が先に政策的に取り入れたということは、非常に画期的だったと思っております。

<認知行動療法（CBT）とは>

認知行動療法について簡単に御説明します。認知行動療法は、私たちの「性格」や「人格」と言い表されることも、学習という現象で説明します。すなわち、経験に基づき取捨選択された考え方や行動によって私たちの性格が形成されているという枠組が人間理解の大前提となります。このことは、行動科学に基づく理解と表現されることもありますが、現在の心理学は、行動科学とニアリーイコールになっています。私たちはどんな人であれ、快を求めて不快を避けるという生物学的な行動の原則に基づいて、特定の環境下（状況）での学習によって、結果的に「性格」に見える「振る舞い方」や「考え方」を身に付けていくという考え方を取っています。

したがって、これまでの受刑者処遇では犯罪性人格というものをゆっくり改善していこうという考え方を取っていたのですが、R3で新たに導入されたこの認知行動療法においては、受刑者はある特定の環境において特定の行動をするということを誤って学習してきたはずであると考え、それを別の形の適応的な行動を「再学習」させることによって事態は解決に向かうだろうという指向性を持っています。したがって、心理学（行動科学）の分野では、人の行動を説明する時にS-Rという用語を使いますが、対象者が、当該の環境（S）で、そのような反応（R）の仕方を学習してきたと考え、結果的にそれが他者から見て「不適応行動」あるいは「適応行動」と判断しているという考え方を採用しています。したがって、生育歴を踏まえた素因としてのその者の特徴があり、特定の刺激がその者に加わった結果、犯罪行為に及ぶという図式で理解することになります。

<課題1 R3の効果のとらえ方について>

これを踏まえますと、課題の1点目としては、R3の効果の捉え方ということになります。現在の評価は、再犯をしたかどうかという結果指標、アウトカム指標が重視されていますけれども、実は同一プログラムを実施しても、同じような到達の程度が期待で

きるわけではなく、個々の対象者のアセスメントに基づいて、指導者が再犯防止のための到達度の目標を定めているというのが現状です。ちょうど、一般の学校において、同じ授業をやってもその到達度は異なることと同様です。すなわち、プログラム受講が終わると、受講者全員がプログラムの中身をよく理解していることが最も望ましいわけですが、同じものをやっているけれど、その到達度は個々の諸事情によって異なると捉えていただく方が適切であると思います。

認知行動療法の枠組に基づきますと、本件犯罪時と同じ環境に遭遇したときに別の振る舞い方ができれば再犯から遠ざかる第一歩になるという発想を持っていますので、その別の反応（コーピング）を引き出すということが、当面の一番の目標ということになります。これを続けることが、結果的にいわゆる根底にある人格や性格の改善につながるとも理解できます。根底にある人格の改善はすぐにはできませんので、こういう環境のときにはこう考えてこのように振る舞うという経験・学習を通じて変容を図っていくというのが認知行動療法の発想です。

したがって、学習による個々の変化を捉えるということが非常に重要な観点になります。実際に現場の指導場面に入っていると、この対象者はこういう改善があったということが実感として伝わってくるのですが、今はその実感を客観的に測る仕組みがないのが現状です。これは、アウトカム指標に比して、プロセス指標と呼ばれますが、評価の観点の整理の中にそれを組み入れることができると、R3の効果がより適切に把握できると考えられます。再犯したか否かというアウトカムに至るためには、事件を起こしてしまった環境において別の反応が取れるかというプロセスが必要であると考えられますので、このような指標を取り上げることも有益であると考えています。

<手口の「型」は同じでも機能が異なる>

ここでは、ごく簡単に性加害行動の原理を紹介します。例えば、痴漢の場合には、手を伸ばして触るということを「行動」として置き、その行動をいつ起こすかという目の前に好みの女性がいるという、きっかけに相当するものがあることを想定します。そして、そのときにストレスなど何らかの不快があったとして、触ったらその不快がなくなったというようなパターンのときには「負の強化」として理解し、不快なストレスへの対処を身に付けるというようなことを考えていきます。一方で、快楽の出現というパターンもありまして、これは「正の強化」として理解し、いわゆる面白いことがない、暇だというように快がないときに女性を触ったら快楽を得られたというものです。行動科学においては、ある行動が続くためには、その行動を起こしたときに、何らかの快楽が得られるか、または、何らかの嫌なことがなくなるかという2つのパターンがあるということになります。これを受刑者に応じて、どちらの要因の方が強いのか、すなわち、痴漢という行為は同じでも、行動の後に本人がどのような強化子を得ていたのかということを見立て、受刑者自身に自分の特徴を俯瞰的に理解させることが指導において不可欠であるということになります。

<課題2 調査と教育の機能的な連携について>

現在の受刑者に対するアセスメント（調査）は、科学的手法、すなわちエビデンスに

基づいた性犯罪者調査が行われており、受講するプログラムの密度決定等に当たって一定の意義があると考えております。ところが、実際の指導を行う中で行うアセスメントは、先に述べたような観点から、犯罪行動を続けてしまう要因や、それを促進してしまう環境、あるいは阻害できる環境はどのようなものかという、性犯罪者調査とは異なる観点が必要になります。つまり、どのように指導すれば再犯から遠ざかることができるのかという見立てが必要になりますので、現在、性犯罪者調査を中心として行われているアセスメントだけでは、トリートメント（治療的支援）の際には足りないというところがあります。

したがって、例えば、医療における診断名を付けることと、個々に実際の治療の手段が異なるように、性犯罪者調査の結果が実際の指導に直結して使われることがあまりないというのが現状です。言い方を変えれば、性犯罪者調査で行われていることと、実際の指導において必要とされている内容に少し不一致があるということです。もし、この現状を改善できるとすれば、現在の調査内容に加えて、認知行動療法においてケース・フォーミュレーションと呼ばれるような、どうして「犯罪行動を続けるのか」という見立てを取り入れることが考えられます。

<性犯罪者処遇（R3）プログラムの構成「要素」>

R3の構成要素につきましては、まず、自分はどうして犯罪をしてしまうのかという自己理解をした上で、認知・行動・情動という3つの要素から働き掛けるスキルを学びます（理論上は身体を加えた4つの要素）。最後は、再発防止計画というR3ではセルフ・マネジメント・プラン（SMP）と呼ばれるものを作成してもらいます。つまり、自分の犯罪の原因を自身で理解し、犯罪行動に対抗する対処スキルを学んで、自分にとっての再発防止計画を立てるという構成になっています。

<課題3 認知行動療法の理論とスキルについて>

課題の3点目とさせていただきますが、我が国の法制度等により、罪種に基づいた処遇が行われていることを変えることはできません。その一方で、R3の指導においては、例えば痴漢の場合は、正の強化と呼ばれるいわゆる褒美タイプと、負の強化と呼ばれるいわゆるストレス解消タイプがありますが、強姦の場合についても同じことが言えます。逆に言うと、痴漢でも強姦でも手口という行動の型は異なっても、機能という心理的な仕組そのものは同じように理解することができます。これをうまく見立てていくことが指導上はとても重要なことで、この観点のアセスメントの枠組を踏まえて、個々の受刑者の性犯罪が持つ機能、つまりそれによって快楽を得ていたのか、不快を解消していたのかということを見立てていく必要があります。

R3プログラムにおいては、ある意味で性犯罪の抑止のために必要な全ての内容が入っていますので、一般にその内容に適した者を対象にすると効果が得られやすいと言えます。もちろん、グループ形式のプログラムに向かない者もいまして、例えば、個々の指導者に対しては話ができてグループになるとコミュニケーションが取れず話せなくなる者や、自分の手口や被害者を含め、周りにどう思われるかの不安が強いタイプの者は、プログラムの内容そのものに行き着かないこともあり、民間においてもこのような

場合はグループ形式から外すこともあります。この点は、ある程度のテクニックで補うことができるのですが、グループで行うプログラムの原則に受刑者が適応していないとグループワークで期待される効果を削いでしまうこともあります。また、実際の指導の様子を見てもらうと、同じ施設の職員であっても「ずいぶんと楽しそうにやっているんですね」と言われることがあります。「楽しそうにやっている」のには理由がありまして、本人にとって侵襲的な突っ込んだ内容であっても信頼できる者になら話すことができるという心理的メカニズムに基づいて、安全の場を確保しながら本音に基づく指導を進める必要があるためです。したがって、R3がこういった原理で運用されているのか、直接的には指導を担当しない職員、施設全体にもこのような枠組の理解が広がっていく必要があります、これによってR3に対して全体が協力的になっていくことが期待できます。

グループワークという手続につきましては、温かい関係というものをベースにしますが、個々の受刑者に対する見立てはそれ以上に重要です。したがって、何となく対象者全体に指導していると「温かい雰囲気グループワークができた」かどうかで終わってしまいますが、認知行動療法の場合には、グループワークの結果、個々の構成員がきちんと改善の方向に動いたかというところにこだわります。例えば、グループワークで、ある者が発表した際に「こういったところが良かったです」などといったフィードバックを行うのですが、そのようなフィードバックに加えて「今の話を聞いて自分自身にはこういうことに活かそうだと思います」といったところまで落とし込めると、グループワークの効果がより高まるということになります。

<課題4 R3の実務を担当する職員について>

課題の4点目として、今のような形式の中でグループワークの効果を高めるためには、異なる特徴を有する指導者が複数いることが望ましいということです。指導者が1人ですと、どうしても学校の授業のような形の知識教授のみになってしまうことが多いため、心理療法として成立させるためには、リーダーとコ・リーダーが協力して、グループ全体をこっちに引っ張ったり、あっちへ引っ張ったりすることで、受講者自身に多角的に考えさせる手続を取ることが非常に重要です。そのために、現行でも行われていますが、例えば刑務官の先生が1人制服で入っていただいて、心理・教育を専門とする職員とは違った観点からある意味厳しい意見を言ってもらうことは指導上非常に有効です。温かい場をベースにしながら、正論を述べる職員もいたり、少し受刑者寄りの意見を言う職員もいたりする展開が繰り返される中で、受刑者に自分にとっての適応的な行動とはどのようなものなのかを考えさせていくことが非常に重要な点になるわけです。したがって、このように処遇部門の刑務官の方と連携していくことを定着させることも有用であると考えられます。その一方で、直接的に指導に携わる職員の方々は、認知行動療法を用いた専門性の高い内容の指導に精通する必要がありますので、短期間での人事異動にはなじまないという側面もあります。私が見ている範囲でも、適切な指導ができるようになった先生が、そのタイミングで異動になるということが繰り返されています。ですので、あくまでも目安ですが、民間でも効果的な指導を実施できるようになるためには3年から5年程度は必要と考えていますので、そのような配慮も可能であれば必要

であるように思います。

そして、女性の職員が性犯罪者の指導に対峙して当たることへのケアが欠かせないと
思います。私も含めておそらく民間の感覚では、R3を始めるまでは、性犯罪加害者は
男性職員、性犯罪被害者は女性職員が対応するというように何となく分けていました。
ところが、カナダで行われている先駆的な性犯罪者処遇の視察などでも、セラピーの中
で男女の適応的なコミュニケーションの在り方を直接的に見せることが非常に重要であ
ると指摘されていました。これを踏まえて、我が国でも女性の職員が性的な用語や俗語
などを使いながら実際の指導に当たっているわけです。R3の効果を維持するためにも、
性犯罪受刑者を指導するスキルの習得と同時に、指導者側が疲弊しないようなメンタル
ケアも非常に重要になると思います。

対象者の中には、例えば「女性の方だって痴漢されることを望んでいる人がいますよ
ね」などと言う者もいます。そのような場合、テクニックとしてのある意味の御法度は
「女性はそういうことを望んでいません」といわば女性の代表として正論を返してしま
うことです。この場合には、「確かにそういう人もいるでしょうね」という応答を用い
て、一度受刑者の考え方に乗って、そのように考えていても改善していく方法がある
ということを粘り強く対応していくわけですので、女性の職員には相当の負荷がかかっ
ていることが容易に分かります。R3だけでなく、刑事施設で行われる薬物依存離脱指導
(R1)、暴力防止プログラムなども認知行動療法がベースとなっていますので、可能
であればということですが、R3に限らず、認知行動療法専従班といったようなもの
を作って、先のR3に携わる女性の職員のような特異的な場合を含めたテクニック等の必
要なスキルを各施設に普及させていくことも課題を解決するための一つの方法であると
考えられます。

<課題5 現行の指導形式になじまない者について>

そして、課題の5としていますが、現行の指導形式になじまない者もいるという問題
です。現実には、性犯罪に及ぶ問題性の重篤度が高い者については、いわゆる抗男性ホ
ルモン剤といった薬剤を使うことが適切な場合もあります。落ち着いた環境の中で落ち
着いて話し合うことは、極端に言えばある程度誰でもできるのですが、実際の場面で興
奮のスイッチが入るトリガーに接したときには、生物学的に性犯罪を自身の力だけでは
止めることができにくい者もいます。そういった者には薬物療法が必要な場合もあるこ
とも御承知置きいただきたいと思います。また、刑事施設にある程度適応できたとし
ても、能力的にコミュニケーションスキルに困難がある者、発達障害を含めて内省能力に
乏しい場合もあります。自分自身がどのような時にどのように考えているのかというこ
とを俯瞰的に考えられるかどうか、そして、自身の内面の状態について適切に言葉を用
いて相手に伝えることができるかどうか、このあたりも治療的支援にうまく乗るかど
うかの重要な観点になります。ほかに、いわゆる反社会的勢力の構成員の履歴がある者
などはグループワークの中で指導者のあげ足を取るようなことも頻繁に起きます。そこ
で、指導者はこれらに対応できる技術を習得していく必要があると考えられる一方で、グ
ループを乱そうとする程度が著しい場合にはグループに入れることが適切ではないとい
う判断もあり得ると思います。対比的に、本件を否認している場合や、性的動機を否認し

ている場合には、テクニックで対応できることもあります。これらの問題に対して、現在は、実務担当者の技術的な工夫によって対応しておりますけれども、その習得機会のスーパービジョン（SV）体制といったものが施設によって大きく事情が異なっているということも聞いています。そこで、R3の指導形式に多様性を持たせる、例えば、個別指導形式ということも考えられるかもしれません。また、SVの体制を矯正局の方で整えるといったことも有用であると考えられます。この点は、私どもの学会への御依頼があれば、事前に相互研修をしながらSVに適任の者を紹介するということが可能です。このようなことについても円滑なR3プログラム実施のために考慮していただければと考えております。

<課題6 社会内処遇との機能的な連携について>

課題の6点目として、社会内処遇との機能的な連携についてです。やはり効果の持続性を考えると保護観察所をはじめ、民間の医療機関、セルフヘルプ（自助）グループの支援、その背景となる職業を含めた生活基盤の支援が必要であろうということです。そういった支援体制が整っていないと、出所した日にそのまま電車に乗って再犯してしまうということもあります。せっかく矯正の中で十数年間培ってきたノウハウがありますので、いかにそれを社会的リソースにつなげていくかということについても留意しながら、社会内の関係機関につなげていくことが必要であると考えています。

ところが、社会内の支援機関となるリソースは極端に少ないのが現状です。現在、精神保健福祉センターのような公的な機関でも性犯罪者の受け入れは断られるということが続いています。薬物事犯者の方は、現在は多くの公的な機関でも受け入れられやすくなっていますが、性犯罪者はそうではなく、民間に紹介されてくるのがかなりの数にのぼります。したがって、ひとつの課題の解決方法としては、民間にプログラムの内容を公開していくということが挙げられます。もちろん多くの制約があるでしょうから、プログラムを全て公開しなくても、R3はこのような内容で、対象者はこのようなことを指導されて社会内に出て行っているということ、ある程度関係機関と共有することができれば、施設内から社会内に性犯罪者処遇の効果を広げていくことができるのではないかと考えています。ただ、現状では、認知行動療法自体が、まだその正しい理解が十分にそれほど普及している心理療法ではないので、例えば国の方で、社会内の関係機関を対象に、認知行動療法の説明会や研修会等を開催して、R3プログラムの効果を社会内でも継続することを目指してアピールしていくことも重要であると考えています。

実際には、対象者は社会内の機関につながろうと思っても門前払いされることがかなりの数ありますので、認知行動療法の技術を直接的に持たない施設でも、ここなら性加害行動の改善への対応を相応にしているというリストなどの情報を提供することはできるのではないかと考えています。もちろん、国が特定の民間の団体や機関を紹介することができないという制約等はあると思いますので、現在は、精神保健福祉センターのリストを載せてもらったにとどまっているのですが、何とかそれ以上に出所者を社会につないでいく仕組みを考えていただきたいと思います。

<公認心理師に求められる役割・知識・技術>

また、昨今、公認心理師という国家資格が創設されました。これは文部科学省と厚生労働省が共管した形で公認心理師法が施行され、国家資格を持った心理師が活動することになりました。こちらでも心理療法の中軸となるものが、認知行動療法と示されていますので、認知行動療法の考え方を普及させる機会がありましたら、御協力いただければと考えています。

<まとめ>

まとめでございますが、まず必要だと思っていることが、認知行動療法に関する更なる研修ということです。実は、（常勤の）職員の方々には研修する機会が相応にあるのですが、民間の処遇カウンセラーといった非常勤職員の方々に私たちが研修する機会はほとんどないため、意識が高い方々に対しては、学会や民間の研修会などに来ていただいて、様々な質問を受けたりしているところが実情です。そして、処遇カウンセラーを含めた実務担当者のスキルアップに加えて、R3を実施している施設の職員の方には、実務担当者でなくてもR3がどのような仕組みで行われているのか理解してもらうことも重要であると感じています。この点は先駆的なカナダの取組でも強調されていました。

そして、資料の方には、R3の運用方法の体制整備・弾力化と書かせていただいておりますが、例えば、R1や暴力防止プログラムなどの認知行動療法を基盤とする改善指導を横断して認知行動療法の専従チームを作ることが考えられます。あるいは、調査と教育の機能的な連携、そして、グループ形式だけではなくR3の指導形式に多様性を持たせるということも考えられます。なお、矯正局の通知のレベルでは、このところグループワークは受刑者9名とすると指定されていますが、一度に9名という人数を指導することは非常に困難です。ですので、マンパワー等を補充する機会がありましたら、半分とは言いませんが、人数を3分の2ぐらいに絞っていただきたいと思っております。9名でも対応できないことはないのですが、やはり、結果的に教科書レベルの知識教授で終わってしまうことを懸念しています。本当のねらいである確実な効果を持たせるには、9名という数は多すぎると考えております。

そしてプロセス指標という話をさせていただきましたが、アウトカムとして再犯したかしなかったかという指標以外の観点から効果を測定する別の指標の導入も考えていただきたいと思っております。

それから、矯正の効果は社会内で試されることとなりますので、そのリソースとして、色々な機会を作って様々な機関とつながっていただきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○ 大茂矢矯正局補佐官

嶋田先生、ありがとうございました。

それでは、出席者から御質問があれば、挙手の上御発言願います。

○ 高井刑事局付

貴重なお話ありがとうございました。先ほどプログラムを受講した受刑者の1人目の話

の中で、R3のプログラムに当たっては謝罪の気持ちと指導が両輪であるという話がありました。彼の言う謝罪の気持ちというものがどのようなものであるのかまではつかみきれませんが、認知行動療法の観点から見て、被害者への謝罪の気持ちというものは、自分を変えたいという意欲に結びつき、プログラムの効果をもたらすものとして位置付けられるものなのではないでしょうか。

○ 嶋田洋徳教授

被害者共感性や謝罪の気持ちというものは、いわゆる被害者の痛みを知って、自分の行動の改善に結び付けようとするという考え方だと思いますが、その問題行動へのブレーキの利き方は、個々の受刑者によってだいぶ異なるというのが実状です。例えば、インタビューをした1人目の方だと、コミュニケーションの問題に触れていました。コミュニケーションが取れているうちは大丈夫ですが、取れないようになると問題であるという自己理解は、他の方には必ずしも当てはまりません。このような考え方は、例えば、痴漢をする者に、その行動を止める認知的な方法として「触ろうとしている女性が警察官かもしれませんよ」と想像させることがあります。そうすると「そう考えると確かに怖くて触れませんね」という反応が一般的ですが、中には「女性警察官だったとしたらどんな反応するのかな」と、より性加害への動機が高まってしまう者もいるわけです。ですので、「機能」という「ブレーキの利き方」はみんな違うということを理解して、自分専用のSMP（セルフ・マネージメント・プラン）作成の方向に促していくということが重要です。したがって、御質問に直接お答えしますと、残念ながら、被害者共感性や謝罪の気持ちが性犯罪を止めることに対するエビデンスはだいぶ少ないのが実情です。被害者の痛みを知っても止められない者がいると理解していただいて良いと思います。ただし、何が自分自身のブレーキになるのかということを中心に考えさせていくことが中心にはなるのですが、社会に出たときの生活環境と折り合いをつけなければいけませんので、社会に受け入れてもらうためには、自らの行動を省みて謝罪をするという観点やスキルは身に付けなければいけないと考えています。実際に、反省というものを大切にするという観点から、今現在の指導は行われています。

○ 大茂矢矯正局補佐官

ほかに御質問ありますか。

○ 吉田秘書課企画再犯防止推進室長

貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。プロセス指標について教えていただきたいのですが、グループワーク等の中では、本人が事件を起こしたときと同様の環境に遭遇したときに別の反応が引き出せるかどうかを見ていくということでしたが、全く同じ環境を再現できない中で、出所者の反応に変化が生じたかどうかの評価は、どういった点に着目して行うものなのではないでしょうか。

○ 嶋田洋徳教授

実際には、対象者の言語報告によるところが大きいです。例えば今日のインタビューで

プログラムを受講した2名の方が期せずして同じことを言っていました。自分は初めこうだったけれども、今はこういうように考えられるようになったというものが、まさにその評価ができる反応の1つです。例えば、目の前に薄着の女性がいた場合、以前は、性犯罪をやってくれというサインじゃないかと言っていたものが、今現在は、薄着をしているのは暑かったからかもしれないし、たまたま急いでいたから準備の時間がなく薄着をしていたのかもしれないと考えられるようになったなどがそれに相当します。そして、結果的にそれが加害をしないためのブレーキになっているのかということにこだわって指導しています。そこでは、「女性を襲うことはもうしません」などという望ましい答えを引き出すだけではなくて、そういう考え方を持ったときに、本当にあなたの足は止まりますか、性犯罪はしませんか、というところにこだわって指導していますので、そのあたりが言語報告のレベルで確認できればまずは良いということになります。

そして、私たちは、俗に「裏を取る」という言い方をしますが、本人にとっての機能の確認は、このような直接的な質問に対する言語報告だけではなく、例えばグループワークでほかの者にアドバイスをしているとき、あるいは別の文脈、別の場面で話をしているときにも行います。そして、犯罪行動を抑止する方向の同じような反応が出てくれば、性犯罪のブレーキとなる機能を有している可能性があるかと判断しています。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

ほかに御質問ありますか。

○ **渡邊法務総合研究所部付**

貴重なお話ありがとうございました。先生がおっしゃっていた、本件や性的動機を否認して刑務所に来た対象者について、どのように指導に乗せていくかということと、もう1点、認知行動療法の正しい理解はそれほど普及していないと先生がおっしゃいましたが、民間などにおいて認知行動療法以外で行われている手法のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

○ **嶋田洋徳教授**

1つは、本件否認や性的動機を否認している者についてということですが、R3プログラムは、最終的に性加害をしないということに、ある意味で特化していますので、本件を否認しているかどうかにかかわらずということ。例えば、中には、裁判官が勝手に決め付けたんですとか、弁護士がちゃんとかばってくれなかったんですなどと言う者も割と多くいますが、その際は「そうだったんですね」ということで、まずは指導者側はそれを受け入れます。そして、性犯罪は誤解だと主張する方に対しては、たとえ嘘だと思えても真実は確かめようがないことを踏まえて、せつかくこういう教育の機会があるんだから、今後これ以上誤解されないよう備えましょうということ。指導の内容にうまく誘導していくという対応をします。これはかなりのテクニックと経験が必要ですので、現場の先生方からもよく質問を受けるところです。また、性的動機否認というものは、例えば、窃盗目的で家に侵入したところ、たまたま被害者が裸で寝ていたから触ったというような場合ですが、そういった者でもR3の対象となることがありますので、性加害をしたということ

を外さないようにしながら、性加害に至る一步手前である窃盗のために住居に侵入するという行動の変容に焦点を当ててやってみる、あるいは、飲酒下であれば、飲酒までのプロセスの行動の変容に焦点を当てていくというように、少し置き換えて指導しています。

それから、認知行動療法以外の手法といいますと、例えば断酒会などと同じような嗜癖行動としてのセルフヘルプグループがあります。同じ問題を抱える者たちが集まってみんなで支え合う取組が行われています。ただ、多くの民間の取組も国がR3を導入してからだいぶ認知行動療法のような取組が多くなってきました。そういったセルフヘルプグループだけでは再犯は止めにいくと関係者は分かっているということもありますので、そういった工夫がなされているのだろうと拝察しています。しかし、そのように性加害の防止に取り組んでいる施設でも、しっかりした専門的な治療的支援を行っている施設がある一方で、独特の考えや手続が用いられている施設もあるようです。これは、半分は国がR3プログラムを公表していないという要因もあるのですが、ごく簡単に言いますと、ある意味で精神論的に、マスターベーションをすることも再犯の第一歩であるといった極端な教え方をしている所もあるようです。そういった非現実的な指導や支援も実際に行われている部分もありますので、やはり、結果指標やエビデンスで見えていくことが大事であるということが私どもの立場です。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

よろしいでしょうか。それでは、最後にワーキンググループ副座長である石井法務総合研究所総務企画部長に御挨拶いただきます。

○ **石井法務総合研究所総務企画部長**

嶋田先生、また、椿川越少年刑務所長をはじめ本日の会合に御対応いただいた職員の皆さま、本日はありがとうございました。本日の会合では、R3の受講者の2名から話を聞くことができ、特に、2人とも今後の有効な再発防止策について、1人目の方はSNSのグループのようなものを利用して同じく受講していた者と引き続き連絡を取り合えたらといったことを述べていまして、もう1人もグループワークのようにみんなで話ができたらいいといったことを述べていたことが印象に残りました。

法務総合研究所では、外国の政策の研究をしていますけれども、カナダなどにおいて行われている、COSEAと呼ばれる何名かの市民ボランティアが出所した性犯罪者を社会で見守るという取組が有効だと聞いております。今日のR3プログラム受講者の話を聞いても、そのような見守りの取組が今後の再犯の防止策の1つとして有効なのかもしれないと思ったところでございます。

本日のワーキンググループで得た結果を踏まえ、引き続き、R3の効果検証を含め、性犯罪の実態把握に努めてまいりたいと思います。

○ **大茂矢矯正局補佐官**

それでは、以上をもちまして性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第5回を閉会いたします。

—了—

第5回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査WG

性犯罪再犯防止指導の現状と課題

嶋田 洋徳

(早稲田大学人間科学学術院)
(日本認知・行動療法学会理事長)

今回の話題提供の大前提として

前提. R3指導の取り組みについて

- ・わが国の特別改善指導の先駆的な取り組みとして、刑事施設の特徴や制約をうまく活用している
- ・当初は手探りで始められたが、十数年の実践の積み重ねのうちにノウハウが蓄積されてきている
- ・施策としてだけでなく、学術的にも注目に値する取り組みである
- ・R3の社会への影響が当初考えた以上に大きく、司法領域の公的施設に限らず、性加害行動の対応に苦慮する医療施設、福祉施設、教育施設、民間心理相談施設からの問合せも多い（成人、少年）
- ・わが国において、認知行動療法が最初に国施策的に本格的に採用された（cf. うつ病の診療報酬化）
→ 非常に画期的な取り組みである

認知行動療法 (CBT) とは？

認知行動療法 (Cognitive Behavior Therapy)

クライアントの問題行動や不適合症状に関連する行動的、情緒的、認知的、身体的問題を治療標的とし、学習理論をはじめとする行動科学の諸理論や行動変容の諸技法を用いて、不適合な反応を軽減するとともに適応的な反応を学習させていく心理療法であり、最終的には、セルフ・コントロールの獲得を目指す

認知行動療法が仮定するパーソナリティ (人格)

環境刺激 S に対する反応傾向 R の差異と考える

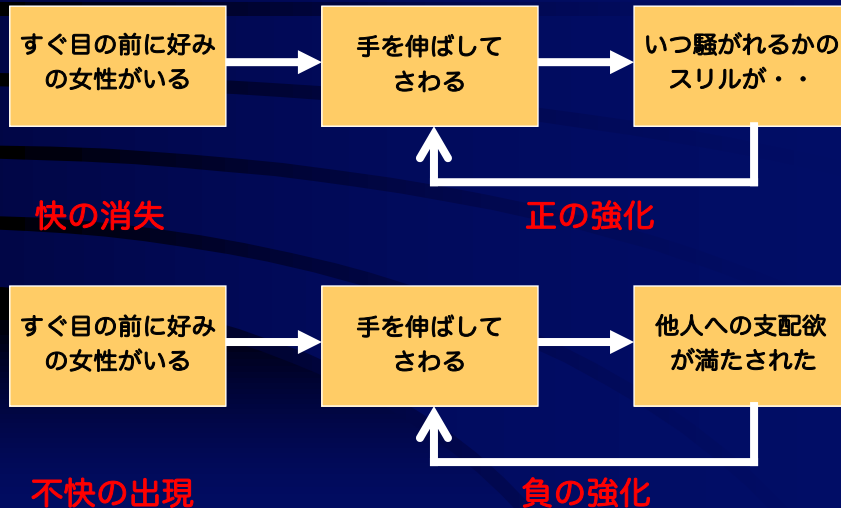
- 問題を解決するには反応傾向の変容
あるいは、環境調整 (刺激統制)
具体的問題の追求 → 問題解決 (標的行動)

R3の改善が可能であると思われる点

課題1. R3の効果のとらえ方について

- ・現在の評価は、再犯したかどうかというアウトカム指標のみが重視されている
- ・同一プログラムを実施しても、同程度の成果が期待できるわけではなく、個々の対象者のアセスメントに基づいて、指導者が個々の目標を定めている
- ・認知行動療法の枠組みに基づけば、本件あるいは類似の事件時の環境と、同じ環境 (S) に出くわしても、別の反応 (認知、行動、情動) (R) を引き出せるかどうかということが肝要である
- ・実務に携わる職員であれば、それらの変化は把握することが可能であるが、評価する観点 (指標) が整備されていない
 - プロセス指標の考え方の導入？

手口の「型」は同じでも機能が異なる



R3の改善が可能であると思われる点

課題2. 調査と教育の機能的な連携について

- ・ アセスメント（調査）は、科学的手法による性犯罪者調査に基づいており、密度決定等に際して、一定の意義がある
- ・ 処遇（教育）の際に必要とされるアセスメントは、調査によるアセスメントとその観点がやや異なっており、どのように指導をすれば、再犯から遠ざかれるのかという「見立て」の観点が必要である
- ・ 教育の実施時には、行動科学的に必要なアセスメント（行動の維持等）があらためて行われており、調査結果が活用されることは（残念ながら）ほとんではない（cf. 医療における予診と見立ての関係性）

→ 調査にケース・フォーミュレーションの導入？

性犯罪者処遇（R3）プログラムの構成「要素」

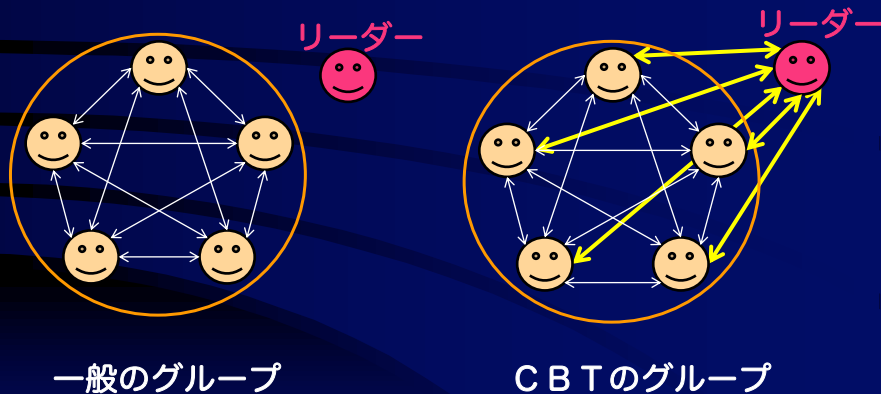
1. 情報提供・心理教育・自己理解
犯罪行動の生起とリスクやニーズの理解
2. 認知の歪みの変容（認知的技法）
認知の多様性と認知的再体制化など
3. 対人関係スキルの獲得（行動的技法）
ソーシャルスキルトレーニングなど
4. 共感性の育成・感情のコントロール（情動的技法）
感情の生起とコントロールの方法など
5. 再発防止計画・メンテナンス
リラプス・プリベンションなど

R3の改善が可能であると思われる点

課題3. 認知行動療法の理論とスキルについて

- ・わが国の法制度などを踏まえると、罪種等に基づいた処遇が行われていくことは動かすことができないが、単純に同種犯罪（型）をグループ化して同じように教育すればよいというわけではなく、アセスメントを踏まえ、個々の受刑者の問題性（機能）に応じた指導を行うことが重要である
- ・R3プログラムは網羅的に作成されているため、当該の対象者にどの内容（認知、行動、情動）をより強調して用いていくのかという観点が必要である
- ・R3は集団認知行動療法がベースとなっていることから、その形式に適した人を対象者にするると、より効果が得られやすい（cf. 社交不安傾向）
→ 枠組みの整備と実務担当者以外の研修？

集団認知行動療法（集団CBT）の構造の考え方



R3の改善が可能であると思われる点

課題4. R3の実務を担当する職員について

- ・ 集団認知行動療法の効果性を高めるためには、異なる特徴を有する（ように見える）指導者が複数いることが有用である
- ・ 教育部門と処遇部門が連携できる場合は、多様な立場の者が指導者として参画することも有用である
- ・ マニュアルにすべて記述することが困難な比較的高い専門性の高い指導であるため、短期間の定期的な人事異動にはなじまない側面がある（民間でも習得には3～5年程度の経験は必要）
- ・ 特に女性の職員が、性犯罪者に対峙して効果的な教育を行うためには、（男性を含めて）相応のスキルの習得とメンタルケアが必要である
 - 認知行動療法プロパーを組織的に育成？

R3の改善が可能であると思われる点

課題5. 現行の指導形式になじまない者について

- ・ R3の集団認知行動療法の形式にすべての対象者を当てはめるには、現実的にさまざまな多くの困難がある (ex. 薬剤利用が望ましい者)
- ・ 刑事施設にある程度は適応ができていても、能力的にコミュニケーションスキルに著しく困難がある者 (知的側面, 発達の側面を含む内省能力や言語化能力等), 主に不安に起因して集団適応が困難な者, 特有のコミュニケーションスタイルを用いる者もいる (cf. 本件否認, 性的動機の否認)
- ・ 現在は, 実務担当者が指導の技術的工夫を行うことをもって補っているが, それらの習得機会になりうるSV体制等は施設によって大きく異なっている
 - R3の指導形式 (小集団形式, 個別形式等) に多様性をもたせ, SV体制を中央が整える?

R3の改善が可能であると思われる点

課題6. 社会内処遇との機能的な連携について

- ・ R3の効果は, 施設内の変化にとどまらず, やはり社会内での変化が求められるため, 効果の継続性を考えると, 保護観察所のR3プログラムや民間の医療機関, 自助グループ等における支援につなげていくという視点は重要である (ex. 出所日に再犯)
- ・ 刑事施設の取り組みの効果は相応にあるが, 社会内の他の機関や機会の場合というリソースが極端に少なく (量的), 性加害に取り組んでいる施設でも, 独自の考え方や手続きを用いているところがあり, 実質的継続になっていない (質的)
 - 民間にプログラムを公開していくという観点に加え (処遇カウンセラーの研修, 活用), 精神保健福祉センターや地域保健所等とも連携?

公認心理師に求められる役割・知識・技術

- ・司法・犯罪分野においては、犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。その際には、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要がある。また、家庭内紛争など対立関係のある問題における当事者や子どもへの中立的な立場での関与も必要である。

面接や心理検査、**認知行動療法等を中心に行う**。さらに、当事者のみならず、当事者の身元引受人や更生に不可欠な関係者に対する助言・支援、犯罪被害者等に対する相談援助、犯罪や非行の防止に関する地域社会への情報提供等も行うことが求められる（公認心理師カリキュラム等検討会，2017）。

参考書籍



刑事施設における性犯罪者処遇プログラムに携わった専門家たちが執筆

性犯罪の理論的考察，
性犯罪の心理臨床概論，
性犯罪の治療理論，
性犯罪臨床の実践アプローチ
などを実践に即した記述

まとめ

- ・ **認知行動療法に関するさらなる研修**
 - 処遇カウンセラーを含めた実務担当者のスキルアップ、実務担当者以外の R 3 の枠組みの理解
- ・ **R 3 の運用方法の体制整備・弾力化**
 - 認知行動療法専従チームの創設、調査と教育の機能的な連携、R 3 の指導形式の多様性、S V 体制の整備、指導者のケア
- ・ **R 3 プログラムの実施・評価方法**
 - プロセス指標の考え方の導入
- ・ **社会内リソースとの機能的連携**
 - プログラムの公開や研修の実施、公的医療施設や福祉施設、行政施設への情報提供、機能的連携

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第6回)

- 第1 日 時 平成31年3月11日(月) 自 午後 1時57分
至 午後 3時01分
- 第2 場 所 法務省19階会議室
- 第3 議 題 性犯罪加害者処遇に携わる専門家からのヒアリング
「性犯罪者処遇の実際と実践の可能性」
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

それでは、定刻より前ですが、皆さんお集まりですので、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第6回会合を開催いたします。

まず、議事1の性犯罪加害者処遇に携わる専門家からのヒアリングを行います。

本日は、千葉大学社会精神保健教育研究センター法システム研究部門特任助教の東本愛香先生に、「性犯罪者処遇の実際と実践の可能性」について御講演いただきます。

東本先生は、平成15年に昭和女子大学大学院博士後期課程修了後、東京医科歯科大学難治疾患研究所犯罪精神医学分野での勤務などを経まして、平成22年から現職についていらっしゃいます。保護観察所における性犯罪者処遇プログラムのスーパーバイザーや、保護観察官の育成のための研修における講師などとして、更生保護における性犯罪者処遇の充実に日頃から御協力をいただいている先生でございます。

それでは、東本先生、どうぞよろしくお願いたします。

○東本愛香先生

千葉大学の東本です。本日はよろしくお願いたします。

今、御紹介いただきましたように、私は、平成16年に大きな事件があって以降、当時、東京医科歯科大学におりまして、精神鑑定のお手伝いを含めて性犯罪処遇に関わってまいりました。逆に言うと、その頃から被害者を少なくしようという思いのもとで、いろいろな勉強をさせていただいて以降、諸外国の動向を調査したり、私自身も出向いたり、実際に日本の刑務所で処遇カウンセラーとして勤務するなど、いろいろなことをやらせていただきました。ですから、このような機会を頂いて非常に感謝しておりまして、考えると15年ぐらい関わっている中で、私が見聞きしたもの、経験したものをこうやってヒアリングしていただけるというのは非常に貴重な機会なのではないかなと思っております。

私自身の主観もあるかもしれませんが、どちらかという、私が諸外国の先生方と性犯罪について学んだり、考えたりする中で、こんなことがやれるのではないかな、こんなことが言えるのではないかなというところを、お伝えできればいいかなと思っております。

そもそも保護観察所での取組を始めとした性犯罪加害者に対する処遇はうまくいっているのかというところなのですけれども、最初に、アセスメントと言われているような評価の問題というのが1つ挙げられるのではないかなと思います。これはおそらく日本だけではなく、近年の動向としてリスクアセスメントという考え方が主流になっております。以前は、事件を起こすような人はどんな人かという考え方であったり、反省を促すようなことを含めた治療法だったということが進められていた中で、どんな人か、どういう人が事件を起こすのかというようなアセスメントが多かったのですけれども、この30年ぐらいは欧米では、特に再犯リスクというものを予測するという視点で捉えるようになりました。

私自身も、心理学をやっている中で学生時代に学んだのは、その人をどんどん深く掘り下げていくというような分析が多かったと思うのですけれども、なので、私も最初は不慣れたと思うのですが、今はその人が再犯をする可能性についてアセスメントするというのをどれだけできるのかというところにも注目すべきだというように考えています。今申し上

げたように、私自身も含め、学生時代はそういった分析の方法を習ってきていない我々が、その考え方に本当になじんでいるのかというところが課題ではないかと思っております。そこに付随するのですけれども、保護観察所では、全体的にトレーニング不足ということが挙げられるのではないかなと思います。マンパワーももちろんですけれども、トレーニング不足というのは重要な課題ではないかなと思います。

私もこの分野に従事しているということでこちらに來させていただいているのですけれども、本当に日本の中に性犯罪の専門家がいますのかというと、わが国ではまだ歴史の浅い中、私も専門家だとは恥ずかしくて言えません。ですから、専門家自体の不足があるということと、今申し上げたような、諸外国では学生時代からしっかりとリスクアセスメントということを重視したような犯罪心理学、司法心理学という学問分野がある中で、専門知識習得のシステム不足というのが壁なのではないかなとも思っております。本物の導入がされるためには、やはり誰がどのような研修を受けて指導に当たって、どのような目標設定をして、そのための技術向上、能力・質の担保を保証していくのかというような制度上の問題も考えていかなければいけないのかなと思っております。

そして、一斉に始めたいろいろな処遇プログラムというのは、非常に大きな影響がある、非常に大きな効果があると思うのですけれども、逆にマニュアル化をしてしまうところの功罪があるかなと思います。これが課題で、保護観察所での新しいプログラムとマニュアルを作ろうということに新たな予算がついたり、人が動いたりするのは非常に良いことだと思うのですけれども、結局マニュアルをそのままさらってしまっていることになっていないかどうかとか、マニュアルはあるのだけれども、そのとおりにうまくいかなかったときに、元の我流に戻っていつてしまっているのではないかなというところを見る必要があるのかなと思います。ですので、先ほど御紹介いただいたように私に関わらせていただくようなスーパーバイズやチームでの話し合いなどが大切で、そのような共有の少ない中では、マニュアルを手放すしかない状態も懸念されるのではないかなと思っております。先ほど申し上げた、専門家ではない我々が模索して作ったマニュアルがどのくらいの効果があり、それをまた手放したり、そのトレーニングが曖昧だったりして我流になっていくという流れになっていかないかというところも課題かなと思っております。

そして、一貫性の問題もあると思います。矯正と保護、おそらくヒアリングも矯正でもされていらっしゃるかと思うのですけれども、我が国における導入時、参考となるシステムから、矯正はカナダをモデルとして、保護はイギリスにおける提供をモデルとしました。でも、ちゃんと勉強すると、言葉は違うかもしれませんが、実はやっている内容は同じで、共有でき得るものですし、言葉の差ぐらいの、あとは我々のおそらく訳す際の理解不足の差ぐらいであって、エビデンスや内容、エッセンスは一緒のものだと思うのです。その中で、しっかりと原則に基づいて一貫性を保って提供しているかどうかということが課題だと思います。

今、我が国に迫る別の課題とすると、先ほど申し上げた十何年前にスタートした時、ちゃんと研修を受けた最初の理解をしたスタッフがだんだん退職する時期にもなる中で、しっかりと引継ぎがされているかどうかというところもあると思います。一貫性というのは、矯正と保護、もしくは施設内から社会内への治療の一貫性も含めてですが、施設内における世代間とか人が変わることによる一貫性、もしくは施設のそれぞれの中で一貫性が保たれているのか。例えば、すごくちゃんとやっている施設があるのに、ちゃんとやれていない施設があ

るという、質の担保も含めた一貫性の保持も課題なのかなと思います。

不適正な情報共有や互いの理解不足も非常にあるのかなと思っています。例えば、矯正と保護のテキストの文言が違うから違うというような意味で情報共有があまりされていなかったり、反面、情報共有しなければいけないところはどこなのかというところの理解不足もあつたりするのかなと思っています。

最後は、私どもの責任でもあるかと思うのですけれども、社会的資源の不足というのが我が国は非常に大きいことかなと思っています。社会内処遇・治療の課題として、やはり本来は精神科医ですとか、先ほど言った、ある程度専門的なトレーニングを受けた心理専門職ですとか、そのようなチームの協力が必要不可欠だと思います。しかし、医療機関や診療機関では、やはり加害者の通院が困難なことが多いと思います。特に性犯罪に関しては、被害者への支援もまだまだ不足、ままならない中で、加害者が治療を受ける、もしくはそこにお金が付く、そこに保障がなされるということがどのように一般的に理解されるのかなというところの不安もあります。また、医療機関では、被害者の方が、加害者の人が座った椅子で自分が診療を受けるということに対して非常に精神的なダメージや嫌悪感を覚えるという話も出される中で、もしかすると加害者治療医療機関の制度のようなことがしっかりとできない限り、社会内への連携が難しいのかなとも思っております。加害者に対しての認知行動療法を専門にできるようなクリニックや機関の充実と、やはりセルフコントロール、自分自身で、もしくは保健所ですとか精神保健福祉センターなどというような関わりやすいところと本人との共同でできる支援が望まれる策ではないかなということ。これは日本だけではなくても言われるところなのかなと思っています。

法務省が参考にした諸外国の現在の取組というものを簡単にまとめてみました。これはあまり大きくは変わっていないと思うのですけれども、やはり実践目標としては、収監されたとしても、多くの者がコミュニティに戻ってくることを考えると、やはり彼らを治療・監督・管理する方法を見つけることが不可欠だと言われているのがセオリーです。その目的は、やはり再犯リスクを減らすことが主軸です。本人たちにとっての再犯に係る要因、ファクターを減らしていくということが主軸となる実践目標となっています。

プログラムの構成要素ですが、様々な方法に基づいているのですが、やはり多くは認知行動療法であったり、行動療法であったり、海外ではホルモン療法であったりとかという内科的な去勢ですね、抗男性ホルモンによる治療等々をやっているところもございます。あとは、治療コミュニティをしっかりと確立させていくということも重きを置いていたりします。また、保護観察に付されると、集中的に監督する、ある時期はしっかりと集中的に監督するといったことにも力を注いでいるような取組も見られます。

その中で、どのようなプログラムであっても、ホルモン療法の導入であっても、やはり認知行動療法ベースのプログラムが同時に並行して行われているというのが現状だと思います。通常は、どちらかというところと費用対効果のこともあると思うのですけれども、集団でこれが行われることが多いです。反社会的行動に従事するよう導く不合理な考え方や信念に取り組むことを学ばせる、問題意識的な思考スキルと行動スキルをモデル化して、それに取り組む機会だけではなくてそれを実践させて、しっかりと練習させるというプログラムが組み込まれています。これは名前が変わっても、ほとんどこれをベースとしたプログラムが行われているというのはもう何十年も知られているところで、私自身があちらの先生方とお話をしてい

ても、おそらくこの二、三十年は、この流れは変わることはないだろうというようなことが話題とされるほどです。

そして、補助的なアプローチとして、薬物療法をやっている国もあります。調べてみますと、ホルモン剤に関しては、少し副作用もあるというところもあるのですが、精神科受診において気分障害がみられたり気分のバランス、気持ちのバランスが取りにくいということもあることも考慮し、SSRIなどの選択的セロトニン再取込阻害薬というような、治療薬を使っているような国はあります。しっかりとアセスメントをして、さらに認知行動療法ベースのプログラムを受けて、あくまでも補助的なアプローチとして薬物が使われるということはございます。もちろん本人に顕著な精神疾患等がある場合は、そこに応じたしっかりとした薬物を含む治療が併用されます。

そんな中で、先ほど申し上げた専門家というか、誰がプログラムなどをやるのかというところが、おそらく欧米諸国ではしっかりと担保されているところが大きいと思います。訓練をしっかりと受けた専門家が、評価や治療セッション、その他の介入の策を導いているというところなんです。これらには訓練を受けた看護師、ソーシャルワーカー、保護観察官など、一定レベルの教育を受けた修士とか博士とか、もしくは医学に関する教育を受けた、もしくは取得した専門家が含まれております。プログラムによっては、宗教職を活用する場面もあります。特に被害者のことを考えるというところとか、あとは宗教の信仰が自分の人生の目標を持つといったところにつながるというところでの宗教家の登用があるのだとも思います。ただ、メインとなるスタッフとすると、上に挙げている方たちになるのかなと思います。

さらに、欧米では再犯率を含めたしっかりとした分析が行われていて、その分析結果の下にプログラムの改定、プログラムの密度などの調整や議論がなされているというところかと思えます。なので、先ほど言った我流とか、何となくうまくいっていないというところで変わるようなことはありません。治療を提供することが性犯罪の一般的な再犯率に重要で肯定的な影響を及ぼすことが見出されております。研究とすると、これらのことが言われております。なので、刑務所、もしくは社会内処遇の中で、性犯罪に対しての治療的な介入が有益だということは揺るがないものかなと思いますし、諸外国も、効果検証の下にプログラムの立案ですとか、策定ですとか、施行がされているのかなと思っています。

特にこういったこと、スイスなんかはこういった効果を外に出して、それによって国民に意見を問うて、予算を付けるべきとか、どういうことをするべきというようなこと、あるいは広報も上手に国がしているかなとうかがったことがあります。なので、先ほど言ったような加害者臨床にかかる予算を国がするという点に関しても、多分欧米から学ぶことがあるのかなと思っています。

余談ですけども、私に関わっているアメリカのニューヨークにあるクリニックでは、やはりそういった意見の中で、成人のクリニックを予算で付けることにはなかなか市民が動かなかったのですが、思春期、青年期に対する治療的なクリニックを補助金の中ですることが通っていて、コロンビア大学の医学部の先生方、心理学者の先生方が、クリニックを開設していて、裁判所命令等々付く中でクリニックの受診を勧めるというような取組がされています。それも、多分、国民へちゃんと公表しているというところの中でやられているのかなと思います。

そういった中で、誰がやるのか、そして誰にやるのかというところなのですが、徹底したリスクアセスメントをしているというところだと思います。諸外国全部の国ではないのですけれども、生理的指標を用いたリスクアセスメントをしている国、州もあります。これは陰茎の膨張率を計るのですけれども、例えば本人が小児に対して反応するかとか、小児への高い関心は下がったといったときのリスクアセスメントとして、実際に画像を見せて、そこに性器が反応するかを計るというようなところで、先ほど言ったリスクに関しての評価をすることをしています。これも訓練が必要なのです。自分が治っているのかというところも、自分でも分かるというところになっています。特にカナダなんかはトレーニングもしっかりとやりながら、これを取り入れているところはあるように思っています。

ただ、やはり人権的な問題とか、誰がやるのかというところもあるのと、あと日本では機械がとても高くて、一時期、勃起障害等の治療のために、泌尿器科の先生方が導入されていた時期があったと思うのですけれどもおそらくカナダなんかでは、もう少し安価な形で導入できるということもあり、取り入れられることもあるのかなと思っています。

では諸外国における中で、外部監督というところでどういうことがなされているのかというところもサマリーなのですけれども、多分、思い付く中にはGPSがあると思うのですけれども、GPSに関しては、効果があるといった報告が多いのですけれども、合議体などでその人が無事に過ごしているのかというところをレポートしたりするのですけれども、その中で、「どうも君はこの半年間ぐらいにこの辺のエリアに行っていることが多いようだけれども」というように、逐一制約するというよりかは、この期間どういうふうに過ごしていたのか、この辺りのエリアに行ったようだといった、意外と捜査や過ごし方の証明みたいところで導入されているという報告が実情としては多いのかなと思います。私自身があちらの裁判に同席したときに、このような話が出ていたように思います。

もう1つは、GPSが見張っているのだよというところが、本人のセルフコントロールとかにつながって、管理されているから再犯に至るような行動をしないようにするのだという気持ちが働くというところに影響を与えるという報告が見られます。これもおそらくGPSだからというよりかは、その人のリスクの問題で、監督されているということで行動が制御できる人というのは、それ以外の方法でも可能な部分もあるのかなというリスクの評価になるのかと思います。

もう1つ、外部監督の中で、このGPSがうまく機能しているところで言えるのは、うまく機能している町とかエリアにおいて、子供がいるエリアや近づいてはいけない地域を制限されています。御案内のとおりきっとアメリカなどは、子供が1人で歩いているなんていうところが、逆に虐待というように言われるぐらい、子供がいるエリアというのが分かりやすいこともありますので、そのエリアに近付くというところに対処し得るという効果があるのかなと思っています。私が訪れたカナダの田舎町では、バレエ教室も音楽教室も学校も公園も同じエリアにあるので、そこに入るということ自体が、非常にリスクが高いので、それだと確かに管理しやすいのかなと感じました。

性犯罪は、彼らがGPS追跡装置といくつかの監視によって監督が左右されると知っている場合、彼らが犯罪にコミットする可能性が低いとされているという効果なのかなと思います。そういった中で、やはり先ほどから申し上げているように、しっかりとリスクアセスメント、この人がどういうリスクを持っていて、この人の再犯はどのような監督によって

防止されたり、どういうことがあるとリスクにまたさらされたりするのかというような徹底的な評価がされているのかなと思っています。

やはり諸外国でも、最初は非構造的な臨床的な予測と言われているような、この人、反省しているから、治っているから、真面目に施設で生活しているからそろそろ出してもいいのではないかなというような見立てで釈放したり、仮釈放したり、仮退院したりするということがあったようです。ただ、日本でもあったと思いますけれども、諸外国の多くはそういった判断から、外に出し大きな事件が起こったという経験が、法律やアセスメントをしっかりと推し進めていくことになっているといわれています。本来は、被害者を出したことで進む研究というのは望ましくないのだと思いますが、そういったことが、こういう人は必ずリスクが高いので事件を起こす、つまり厳しく裁かなければいけないというような決まったツールの研究を進め、それを用いて予測するという流れになりました。

でも、そうだとすると、分かりやすい例えで言うと、赤いスポーツカーに乗った若者は保険料が高いというのが、私が教わったときの例えなのですけれども、でも、赤いスポーツカーに乗る若者でも、怖がりの方がいるので事故を起こすわけではないというような考え方から、第三世代と言われているように、じゃ、怖がりの部分も判断していかなければいけないというところで、本人の過去の履歴とかだけでなく、動的な要因についても判断されるようになってきました。最近では動的な要因はリスクだけではなくて、先ほど言ったように、監督するとこの人は大丈夫なんじゃないかとか、仕事があると大丈夫なんじゃないかとか、リスクにさらされるファクターだけではなくて、この人を守ってくれるようなファクターは何かということまでアセスメントして、その人の判断をしていく、判断につなげていくというものが主流になってきております。

流れとすると、最初は評価とか管理へのフォーカスが多かったのですけれども、だんだんとプラス個人の長所とか強みとか解決、あるいは本人をプロテクトしてくれるような要因についてもフォーカスするというふうに変ってきているのかなと思います。ただ、大事なものは、これで個人の長所とか強みだけにフォーカスするのではなくて、やはりリスクは下げることと個人の強みを上げるという、この両輪が必要なのだと考えることかなと思います。なぜか新しいものが出てくると我々はそれに飛び付いてしまって、元からあるものを失くしてしまう傾向があるのですが、2つとも抱えていきながら、ちゃんとアセスメントすることが重要になってきます。

それに伴って、先ほど申し上げたように、性犯罪者も含めてですけれども、犯罪者処遇の狙いとかターゲットも変遷してきたのではないかなと思います。犯罪者がなぜ犯罪を行ったかに対する自己洞察を獲得するというところから、より構造的で、薬物やアルコールの再発防止に関わる療法から獲得された認知行動療法ベースのものが開発されて、さらに同時にリスクを下げながら、その人が豊かに健全に生活するということの両輪になるというようなことが、プログラムとか治療のターゲットに入れられてきました。逆に言うと、この両方が治療者に求められているところになってきているのだと思います。

総称すると、性犯罪者への介入の意味として、欧米では、再犯による社会の影響をやはり最小限に留めることに重きが置かれています。まさに社会内拘禁と言われているような、もしくは治療命令というふうにしたように、最小限に食い止めるというところに重きを置いて、それを強く発信しているところがあります。そして、実際にリスク管理の原則を徹底するこ

とで、本人の再犯の兆候をいち早く捉えて、それに対する適切な対処行動を習得していくこと、それによって再犯率は確実に低下するということが確認されています。これは私たちだけがその兆候を捉えるのではなくて、本人が捉えて、そこに対処する力を学んでいくということが重要です。

そして、先ほどから申し上げているようなアセスメントというものが、定期的かつ繰り返してされています。リスクの低減と処遇内容の見直しに直結しているからだと思います。なので、刑期ありきというよりは、リスクが下がっているかどうかによって次のステップの判断がされるという考えです。つまり次のステップ、その本人がどんな生活を送るのか、送っていくのか、送れるのかというのが、このリスクの評価によってかなり大きく左右されているというのが欧米の仕組みの特徴かなと思います。リスクの低減が出所、あるいは社会内生活への移行、行動の拡大を生むものにもなっております。ですので、もちろん、リスクアセスメントをする人の責任も非常に大きいのかもかもしれません。

また、矯正施設や保護観察下で実施されていることから、諸外国は明らかなように、加害者更生プログラムは被害者に対する説明責任を果たすことの意味付けとしてもされています。ですので、問題があってから、こんなことをやっていたという広報ではなくて、先ほどから申し上げているように、こんなことをいつもしっかりと施設ではしていますというようなことを定期的に広報するということが特徴的なところかなと思いますし、そこに対して国民も理解や関心を示しているというところもあるのかなと思っております。

従前から言われている、よく指摘されている性加害をする者の性格傾向とか特性というのは、我が国であっても諸外国であってもあまり変わらないのかなと思います。自尊心が低かったり、ストレスに対する対処能力、いわゆるコーピング能力が低かったり、加害に関わる認知の傾向が非常に強かったり、社会的能力の問題・課題を持っていたり、分かりやすいところで逸脱した性の嗜好があったりということは、諸外国でも日本でも全く変わらないところなのかなというふうに思います。

そのような中、概要を探る中でも、犯罪者の処遇プログラムを成功させるための条件については、被収容者に対する強制労役と過酷な規律遵守などの厳しい制裁を実施するようなことだけでは犯罪の要因に焦点を当てていないとされていて、再犯防止効果がほとんどなく、犯罪者を脅かしたり、犯罪者に恥を、特にこの恥をかかせたりするようなプログラムなどの非行動的なプログラムも、長期的に再犯防止の役に立つという実証的根拠はほとんどないという主張が繰り返されています。そのこともあって、我が国でも認知行動療法ベースのプログラムが始まっていると思うのですが、この考えは諸外国でも同様です。処罰や制裁中心のプログラムよりは、認知行動理論に基づく処遇プログラムの導入の方が高い再犯防止効果を示したと強調されている論文も数多く出されております。

そういった中では、我が国も諸外国も、全世界的に目指すポイントというのは、今やここになっているのかなと思っております。予防に取り組めていないというところは私としては悲しいところなのですが、やはりまずできることとすると、次の加害を防止するための計画をしっかりと立てるという効果的なマネジメントに力を注ぐことに焦点を当てて、1つは、先ほどから申し上げているように性的犯罪者の再犯リスクを軽減していくという取組です。もう1つは、安定した生産的で充実した生活の創造を支援するという取組です。その中で、しっかりと自分の行動に責任を持ち、再犯リスクを自分で管理し、自分が健全な生活を送る

ことが望ましいということを目標に、自分も社会も安全にしていくということにつなげていくこと、自分がもしかすると治療や処遇をしっかりと受けないと、社会を安全ではない方向に導いてしまうかもしれない一員になってしまう。それよりは、自分も社会を安全にできる一員として安全、安心に生活した方が、自分が幸せなのではないかという考え方に重きを置かせる、そのためにリスクを下げ、より良い生活を送ることに意味を感じさせるような目標設定をさせるということが重要になってきます。

このブルーのところとオレンジのところを簡単に言うと、性的な犯罪のリスクを下げるということは、おそらく不適切な行動を減らすということなのだと思います。オレンジの方は、適切な行動を増やすということになるのかもしれませんが。そうすると、適切な行動を増やしたり、もしくはその行動を選択する思考にアプローチしたりするというのが、そもそも認知行動療法だということから、性加害の臨床の中で、認知行動療法ベースのプログラムが最優先されているのかなと納得がいくところです。

簡単に言うと、認知行動療法というのは、自分の置かれている状況を一步引いて自分を眺めるという作業と、物事を柔軟に考える練習をしたりすることと、いつもとは違う解決方法を試すという治療法です。まず、自分が犯罪をしているときに起きている自分をしっかりと一步引いて眺める練習をするということ、事件につながるような考え方を手放せるような柔軟な考えをする練習をすること、いつも何かがあると例えば性加害をするというふうになっている行動選択、行動自体を違うものに変えるということを試していくということの三つの取組だけなのだと思います。これがなかなか難しいところなのですが、おそらく、一步引いて自分を眺めてというところがうまくいかない、あとの二つもうまくいかないのかなと思っています。

犯罪者に対する再犯防止のプログラムは、その中で、科学的で正確な再犯予測の結果の下で行わなければ、求められる効果が得られない。つまり、しっかりと研究も本人たちも一步引いて眺めているのかというところが実現されていない限り、どんな作戦を組んでもうまくいかないのかなと思っています。

また、先ほどから申し上げているように、リスクアセスメントツールというのは、その犯罪者の性別、年齢、学歴、前科などと変わらない静的、スタティックな要因と、逆に心理的な要因など人間関係の動的要因を包括的に考慮していかなければいけない。そして、矯正施設内の保安上の危険及び出所後の社会での再犯可能性を考慮しなければならないということです。施設内でのリスクの管理の部分と、実際に社会内に出たときのリスクの管理の部分というのも、総合的にアセスメントしていかなければならないということです。やはり適切にアセスメントができる人がいるかないかだけではなく施設内でさらされるリスクと社会内でさらされるリスクということもしっかりとアセスメントツールの中に組み込みつつ、繰り返しアセスメントをして、その状況を考えていかなければ、科学的で正確な再犯防止のプログラムにはならないということになります。

そういった中で、いくつかの取組をまとめてみたのですが、やはり性犯罪者処遇のプログラムの主な科目は、性犯罪に関わる私たちがしっかりと、どうして性加害が起こるのかに関する情報提供をし、こういった心理教育、自己理解を深めるようなものをするということ、認知の多様性と認知の再構成に対して取り組んでいくこと、対人スキルの獲得や社会的スキルのトレーニングを行うこと、共感性の育成、感情のコントロールを練習すること、再発防

止計画、メンテナンスの維持に対する理解することを主な科目として挙げられています。

その中でも、特に認知への介入であったり、怒りのコントロールであったり、問題解決のトレーニングであったり、アサーションであったりとか、一歩引いて自分を眺めるというところで、取組が始まるものが多いのですが、マインドフルネスなども欧米では取り入れられています。ただ、ベースとなる介入は認知行動療法です。そして大事なのは、自分がリスクの高い状況をしっかりと同定して、その対策について明らかにし、練習をしていくということです。もう一つは、先ほどから申し上げているように、自分がより良い生活、事件に重きを置くのではなくて、生きることであったり、働くことであったり、日々の喜びだったりとすることに重視するような生き方の獲得、グッドライヴズモデルというモデルも重要視されていて、ここが処遇の目標として取り入れられています。

保護観察所は5回しかプログラムがないのですけれども、その5回のエッセンスを考えると、今申し上げたことは一応網羅されている5回になっているのかなと思います。加害のプロセスをしっかりと理解する、作り上げるという1回目と、事件を後押しするような認知傾向に気づき、結果を変える認知を設定してみるということであったり、行動修正や問題解決方策を広げるものであったり、被害者について考えるというモジュールであったり、再発防止計画を作るということが組み込まれております。ですので、5回とは言いながらも、エッセンスはしっかりと取り入れられているところがあるのかなと思っております。

私の経験から、諸外国と今の日本の現状から考えてみて、保護観察所における取組で何が足りないのか、何が増やせそうかというのを少し考えてみました。足りないのはというと、やはり取組の幅なのかなと思っております。例えば小児を対象とした者に関して、適切に私たちがプログラムの中で扱えているかというところの課題であったり、知的に問題があったり、精神障害を有する者への理解をしっかりとした上でプログラムに取り組んでいるかであったり、一貫性というところも含めてですが、継続性のあるベース作りというものが足りているか、取組の幅として足りているのかというところもあるのかなと思います。

そして、もう一つは、技術・技能の深さも足りていないのではないかなと思います。一つは、やはりリスクアセスメントに関する理解の深さ・技術・技能が不可欠なのかなと感じますし、不足しているのかなと思います。治療的介入のトレーニングもまだまだ専門家という人がいずれ育成されていかなければいけない、そして法務省の中から、その専門家が出てきてもいいと思うようなこともございますので、治療的な介入のトレーニングもアセスメントと併せて不足しているのかなと思っております。

諸外国の取組を見ても、小児を対象とした者に対して特別にプログラムがあるというものではないと思います。特別に政策とか管理監督の条件がつくというところはあると思いますが、小児性愛を対象としたプログラムがあるというのは私もなかなか出会ったことがありません。これは実際にアメリカの先生から小児に対する事件の加害者へのプログラムということで教えていただいた、プログラムの進め方の中でのメモなのですから、認知のところにおいて、本人たちと性的なファンタジー・行動のみという関係を見直すという面接をすると言っていました。小児の人は、Aという部分、つまり自分は小児に対してしか興奮しないのだとか、小児のファンタジーでしか満足しないのだという認知の固さ、こだわり、固執があると。それをBやCの方向に広げていくような面接であったり、エクササイズをしたり、練習をしていくということが、面接の中、グループワークの中で取り組まれることだと言っ

ていました。Aがメインだった自分、つまりAのみからBやCへ広げていくこととということができないのではないか、それを練習していくことが重要なのではないかと教えていただきました。

そのような中では、例えば小児を対象とした、そして違法なファンタジーから、合法的なものへ切り替えるようなイメージを持つこと。影響を考えるとということを学び、エクササイズで取り組むとか、二つ目は、問題となるファンタジーのパーセンテージを減らしていく。いつも24時間365日、そのファンタジーの中で自分がマスターベーション等をしている中で、少しだけでも割合を減らしていくということをする。実際にどうでしたかというような、ファンタジーと実際の自慰行為なんかの関係を面接で聞くということもしていると教えていただきました。そして、問題となるファンタジーがどうすると出やすいのかということも、加害のサイクル、つまり先ほど申し上げた観察所の場合ですと、最初のモジュールの中で、事件の理解の中に組み込むということが必要なのだと教えていただきました。ですので、性的なファンタジーに対して私たちが取り組めるようなトレーニングや理解というのを深めていくことが、効果につながる可能性はあるのかなと思っています。

もう一つ、二つ目には、知的障害とか発達障害へのチャレンジ、もしくは地域社会でどのように継続的に取り組むのかということへのチャレンジについて、何かできることはないかなと考えたときに、SPIRITSというプログラムがあるのですけれども、地域社会での実践、特に知的障害とか発達障害を含む内容になっているワークブックです。これは、専門家に特定せずとも実践可能な地域治療型のプログラムだと言われています。専門家に特定せず保健所の保健師さんであったりとか、看護師さんであったりとか、特別に性加害に関して長期的に、あるいは集中的にトレーニングを受けている人ではなくても、本人と一緒にやっていくワークブック、プログラムの形式になっているので、本人が施設内、もしくは保護観察所で学んだ内容を継続して行いたいというときに、本人が持参するなりしてやっていく可能性があるとかなと思っています。

特に知的な問題にアプローチしている点とすると、自分が服を脱いだりするとか、誰かと接触するというような、当たり前なのですけれども、性的関係に関する社会的ルールなどが丁寧に触れられています。もしかすると、これは将来的には、加害者だけではなくて被害者となり得るような知的な問題がある方にも、トレーニングとして入れていかなければいけないことのようにも感じる部分です。このような取組からならできる可能性はあるかなと思っています。これもやはりトレーニングは必要なので、研修等々をやっていく必要があるのかなと思っております。私も保健所とか、地域でこういったトレーニングをしていこうという動きを始められればと考えております。おそらく先生方が御存じのように、長崎では少しずつやっつけいらっしゃるところがあるので、その範囲を広げていこうかなというようなことに携わりたいと思います。

そして、何よりリスクマネジメントをしていく中で、リスクということをやったりもう一度我々がトレーニングをしていける、足していける可能性はあるのかなと思っております。その人が、例えば小児に事件を起こすというひどい人なのか、実子への事件の場合などでは自分のお子さんでなければ、もう事件をする可能性が低いのではないかなどそういった意味で再犯のリスクの高低を考えるというリスクに対しての正しい理解とアセスメントをしていくということが、私たちにとってすぐできること、すぐにやっつけいかなければいけないこと

なのかなというふうに思っています。

リスクをしっかりと同定することで得られるものというのは非常に大きいです。我々がリスクマネジメント、リスクアセスメントのトレーニングを受けること自体が、性加害の介入や目標を学ぶこととなります。私は外国でリスクアセスメントのトレーニングをいくつか受けてきました。しかし、アセスメントのトレーニングは、スコアリングをしたり点数を付けたりというトレーニングよりは、暴力や性加害がどのような要因で起こるのかということ徹底的に理解していくようなトレーニングでした。それが分かると、どういったことが治療的な介入として介入プランに組み込んでいけそうかというところのヒントが非常に多く得られることを知りました。エビデンスのみのトレーニングよりも、リスクアセスメントのトレーニングによって介入プランまで学ぶことというのが、我々の習熟度が高くなるというような論文も報告されています。

例えばSVR-20と言われるような性加害に対するリスク要因を学ぶ。すぐ付けられそうなのですけれども、このような20項目についても、本人の何をその項目として挙げていくのか、私たちの推測ではなくてしっかりとしたレポート、もしくは鑑別書類、鑑定書、レポートを基に、ちゃんとこれをピックアップできるかどうか、もしくは面接でこれをちゃんと聞いているかどうかという技量が問われるのではないかなと思います。さらに逆の要因です、再犯を防止する、本人を加害から保護してくれるような要因と言われているものが非常に重要になってきます。

私たち千葉大学では今このワークショップを積極的にやらせていただいているのですが、加害者が何の力を持つことができたり、何の力を再構築したりすることが事件を遠ざけるための武器になるのかということ、事件をする武器ではなくて、事件をしないでいられる武器の力を何とか伸ばせないかということのアセスメント、そして訓練をアセスメントに関するワークショップを開いています。そうなってきますと、こういった要因に目を向けるということが非常に重要だということがわかってくるからです。

先ほど言った徹底的なリスクアセスメントの中で、PPGと言われているような陰茎を計ることが可能かということ、日本では厳しいのかなと思っています。その中で、何年か前に私の方で研究費をいただいて、PPGではなくても、画像への反応時間などを測定し、性的画像への反応についての実験を試行的にやってみました。そうしたところ、性加害を経験した人は、特に女性の画像に注視する時間が長かったり、もしくはその注視から離れられない、次の画像に行きにくい、移りにくかったりするということが明らかになりました。nが少ないので明確には言い切れませんがつまり長い間、性的画像、もしくは性的空想に留まってしまうことが、事件を惹起したいという感情ですとか認知を膨らませることにつながる、長くそのことを持っていることが、そこから離れなくさせるということにつながると思いました。ファンタジーを長く持っていることが事件を起こしやすくする、そのファンタジーから早く抜けられるということが事件を起こしにくくするということは、明確に言えることなのかなと思いました。

私自身は調査という形で、社会内で再犯をしないでいられている人たちにお会いすることがあります。その人たちが何をしているのかということ、認知はあまり変わっていないのですが、そしてやはり性的な関心度が高いような認知をすることは多いのですけれども、その認知が出てきている自分に気付いているということをよく話してくれます。ですので、この認

知が出てきたら危ないぞと思っているので、我々もしくは治療機関、矯正施設内、保護観察所で学んだ対処方法を発動させて対処している、つまりコーピングスキルを遺憾なく発揮しているということを言っていました。何が大事だと思いますかと聞くと、コーピングスキルをいつ発動するべきかということを知ることが分かるということ、つまり自覚が非常に重要だと言っていました。

そんな中で、諸外国の先生からフォローアップの面接でこんなことを聞き、こんなことに答えられるような対象者にしなさいと教えられたことで、私自身も使っていることです。

「前回私たちと会ったときから今回までに、あなたは再犯しましたか」ということを聞きなさいと。そして、大体「しません」と言うのですけれども、そうしたときに、「再犯、再発には至らなかったけれども、危険な状況になったことはありましたか」と尋ねます。そして、それはどんな状況だったかと自分が言えるかどうか非常に重要だということです。「再犯しなかったけれども、危険な状況はありました」、「はい、そうですか、そうならなくてよかったです」ではなくて、それがどのような状況かというのを私に報告するのかというのが大切だと言われました。そして、そのとき、少なくとも事件にならなかったということは何か対処をしたのだということになりますから、どういう対処で再犯しないで済んだのかということを確認するようにと言われました。そして、自分が事件に関する空想をすることが今もあるのか、事件に近付くような空想をして自慰行為をしたりするようなことがあるのかということを知ること。そして、そのときはどのような状況なのか、さらに言うと、先ほどのそのときにどういう対処をしているのか、そのときの空想にのみ込まれたり、引っ張られたりするようなことはないのかということを知ることです。

社会内でできることの中に、再犯しないでいられる人が言ってくれたことがあります。それは、再犯しないでいられても、褒めてもらえる場所、報告できる場所がないということです。私は調査でお会いしているので治療的な介入は一切しませんが、「再犯しなかった」、「それはよかったですか」、「すごくよかったです、なぜなら家族と毎日御飯が食べられるからです」とか、「毎日ゆっくりお風呂に入れるからです」と言うのを聞いています。「それは良いじゃない、この時期のお風呂は良いわよね」みたいなことを言う、報告と確認ができる場があるというのが、非常に自分にとっては有意義に働いていると話してくれたことがあります。なので、報告の場というのが、もしかすると継続的なもの、一貫性を担保するときにも見ていかなければいけないこと、報告・確認のできる人がいることが非常に重要なのかなと思います。

そういった中では、先ほど申し上げたように、事件をしないでいられている人は、認知、もしくは考えの内容が変わっていない人もいないのではないかと思います。でも、その後の結果、大切な結果を手に入れるための取組をしていると言っていました。認知は変わらないかもしれないけれども、その認知を持って手放さない、大変なことになるということは分かっている、早目に手放したり、早目に対処したりするようにしていると。そのためには自分のリスク、もしくはこれがあるから大丈夫というような保護要因をしっかりと知り、いつも自分が自覚し、それを増やしたり、減らしたりすることに取り組んでいる。さらに言うと、それが報告したり、確認できたりする場があるということを知っていました。つまり、増やせることは何かなという、対象者には、やはり徹底的なリスクアセスメントをすることが増やせることにもつながるのかな、そして社会内での継続的な治療的介入、もしくは報

告場所、確認場所の提供ということがあるといいのかなと。

制度としては、やはり少し夢のような話ですけれども、リスクが下がっていないのに釈放をしなければならないとか、リスクが高いままなのに管理から外れるということから、リスクと、やはり監督管理というものがリンクをしていくような法制度が必要なのかなというのは、私は個人的には思っております。マネジメント能力と法的な関係をもう一度吟味する時期というのが来ることが、望ましいのかなと思っております。

そして、我々治療者には、我流にならないような本物志向のトレーニングに取り組んでいく、もしくはもう一度スタートさせていく、リスタートさせていくという時期に来ているのではないかなと思っております。これが、私自身が十何年間関わっている中で感じることだったり、学んだことだったり、御報告できることかなと思っております。

ありがとうございます。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。それでは、今お話いただいた内容につきまして、質疑応答の時間を取らせていただければと思います。

御質問のある方は、挙手をして御質問いただければと思います。

○藤本法務総合研究所総務企画部長

最後のところで、リスクがある限りは何か手立てができるような、そういう仕組みがということをおっしゃっていましたが、具体的にどんな格好になっているのでしょうか。例えば、アメリカの仕組みですと、要するに、日本で言うところの保護観察施設から出て、施設の中に既に入っているなら、そこから出てくるような、その段階になって、さらにその本人のリスクを見た上で処遇を変えていけるといいますか、そういう仕組みになっておるのでしょうか。

○東本愛香先生

そういう仕組みがあります。欧米では、半年に1回ぐらいはリスクアセスメントをしているというところがあります。そこに関して専門家が、どちらかという医療観察法に近いイメージでしょうか、段階的にセキュリティや支援が緩まってく、もしくは逆に問題があれば強まってくというところがあるので、アセスメントによって、社会に出るか、出ないかというところにも大きく影響します。保護観察の遵守事項が一つずつ外れていくとか、制限が外れていくとかというようにことにも関わってきています。なので、例えば観察期間を延ばすことも出てきますし、長さとか重みというものにも影響するところが欧米ではあると思います。なので、リスクアセスメントは、非常に重要な役割なのかなと思いますし、本人もモチベーションは高まるということもあると思うのです。自分がしっかりと治療に関われば、自分の生活、先ほど言ったリスクを下げることによって、本人の努力で生活の質が上げられるというのが、自分の治療の動機付けとか治療への取組によっても変化していくので、自分の中でブルーの部分とオレンジの部分我々と一緒に考えていけるということができるといいう意味では、治療的な介入の大きさというので変化はあるのかなという。すごく将来的な話なのですけれども。

○藤本法務総合研究所総務企画部長

そういうことができるような、ある程度柔軟な制度設計になっていると、そういうことな
んですか。

○東本愛香先生

はい。やはりリスクが高いということに非常に重きを置いているのだと感じます。罪名で
刑期が決まるというよりは、リスクの高さによって治療の密度であったり、介入の密度であ
ったりとというのが影響するところもあるのではないかと思います。

日本の場合はプログラムをするために別の刑務所に移送される、性犯罪のプログラムに関
してはありますけれども、海外ではリスクが下がっている、治療的介入が進んでいくと、日
本の施設で例えますと重警備なところからPFIのところに移れるみたいなことだと思うの
ですけれども、ソフトランディングのように少しずつ緩くなっていく、つまり自分の制限も
緩くなっていくので、治療に努力をするというところではあるのかなと思います。本当に将
来的な話だと思うのですけれども。逆の場合では、厳しさにおいて、例えば小児に対する、
あるいは再犯のリスクが高い人に対しては行動の制限などが厳しくつくことなどがあると思
います。

虐待の問題とかにもつながるとは思うのですけれども、元の家にはやはり帰れないことが
多いので、その人が次にどんなシナリオで事件を起こしやすいのかということがアッセメ
ントされて決定されていきます。例えば、やはりこの人は、また結婚してしまうと、子供の
いる人と結婚するかもしれないのでリスクを考えなくてはならないなどというところ
まで、ストーリーを吟味してアセスメントがされていきます。どこか、日本の場合は帰住地
がある方が望ましいという面もみられることもあり家族が受け入れれば、家族の元に帰っ
て行ったりということがあるのですけれども、欧米などでは同じ地域には住めないとか、自分
の家族が住んでいるエリアには住めないというぐらいの監督をしているところもあるので。
それで、いつか会えるといいな、会えないけれどもみたいなことは、グループワークや面接
などで言う人がいるように、本当に自分のリスクによって制限をも変わるという、重み・長
さも変わってくるという点があるのかなと思います。

○藤本法務総合研究所総務企画部長

ありがとうございました。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、私から一つお伺いしたいのですけれども、今お話をいただいた中で、保護観察所の
プログラムに若干言及がありまして、全部で5回という、かなり回数的に限られた構成にな
っているというようにお話がございました。この5回というのは、おそらくどんな処遇対象
者でも5回ということだろうと思うのですけれども、目を欧米に転じたときに、リスクアセ
スメントに基づいてプログラムの構成自体を対象者ごとに変えるというような取組があるの
かどうか、また、例えばAさんについてはこういうプログラムで始めたけれども、途中で状

況があまり芳しくないということで、もう一回プログラムを組み直すというようなことが実務上行われているのかどうか、その辺りについて、何か御存じのことがあれば教えていただければと思います。

○東本愛香先生

逆に、5回しかないという国が私の知る限りあまりないので、なかなか言いにくいところがあるのですけれども、いろいろな仕組みがあって、同じメンバーでこの5回といったようなプログラムもありますし、例えばオープンなプログラムで、ずっとやっているのだから、あなたはこのオープンな任意のプログラムにもずっと参加しなさいというところで、継続的にやれるというプログラムもあります。

おっしゃるように、もしもこの人は不足しているということがあれば、例えばアメリカであると、クリニックに行きなさいという指示をされることもあるので、組み直しはあることはあります。なので、選べるというのは非常にあるのかなと。それで、5回が例えば10回になるというよりは、次のクールに入れるものがあるとか、動いているプログラムが柔軟ですと、マンパワー、やれる人が確保できているということが影響するのも少しあるかなと思っています。やはりそこにもリスクをしっかりとアセスメントとしてというところではあると思うのですけれども、なかなか5回でこなすのは、保護観察所でも非常に難しいのかなと思います。それで、その後の保護観察期間の中でも、プログラムの内容に触れないのではなくて、かなり触れていくというところがあるので、そういった意味では、プログラムの理解、復習ができる人が多くなるというところとか、あと先ほど言ったように、専門的な知識がなくても、確認作業としてはある程度みんなの中で、意思を共有しておいて、話題をしっかりと持ち出すということはできるのかなと思いますし、欧米ではかなりされているのかなというふうに思っています。

ただ、私がすごく望ましいと思っているのは、ある保護観察所では、保護観察期間内ではありますけれども、ボランティアで、プログラムを終了した人が入れるプログラムを提供しています。多分そういうことが長期的にされる、もしくはちゃんと行けるというところが、リスクとコミットしているところなのかなというふうに思います。そんなふうに見える人が多いというところと、アセスメントに基づいて、遵守事項で付けられる。そういった意味では、先ほど申し上げたように、民間である我々の中でも、あそこに行きなさいと安心して言える安全な治療機関とか相談機関ができることが必要なのかもしれません。私が思うには、保健所、精神保健福祉センターでは欧米では積極的に相談に乗っていますので、そういった公的なところにつなげていくみたいなのは、システムとしては似通っているところかなと思います。やはりやっているところが多い、関わってくれる機関が多い、それを担当してくれる人がいるというのが、もしかすると諸外国の強みかなと思います。しかし、御質問いただいたとおりに、その人のリスクによって受けられるものが変更はされていきます。増やされたりもしますし、先ほど言った厚みも変わっていったりとか見直されたりはしますので、そこはかなり大きな点かなと思います。

私が以前アメリカを訪ねたときサイバー関係のことが関わってくるのだと思うのですけれども、この期間に、あなたは禁止されているインターネットによる性的動画のダウンロードをしたようだけれどもというのが審議で扱われて、もう一度プログラムのやり直しをさせる

必要があるとなって、本人、家族も含めて裁判所で話し合うという場に同席できました。それで、どのようにやっていくのかというプランニングは、囑託されている精神科医の先生が加わりディスカッションされていましたので、見直しというのはされているのかなと思います。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

おおむね予定していた時間になりましたので、質疑応答はここで終わらせていただきまして、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

本日は先生、御多忙の中お越しいたき、御講演いただきまして、本当にありがとうございました。

1時間という限られた時間で恐縮でございますけれども、諸外国の取組を御紹介いただき、性犯罪者の処遇の現状、それから我が国の課題等につきまして、再犯防止に関して様々な御示唆を頂くことができたと思っております。

私の感想で申し上げますと、欧米はかなり先進的な取組を行っているとしましたが、それをただ参考にして取り入れるだけでは足りなくて、先生も御指摘になりましたように、専門家の育成、確保、その他の体制の拡充ということが非常に課題なのかなと感じましたし、それと同時に我が国の社会の理解を高めていかないと、国の予算について御指摘もありましたけれども、そういった点も含めて、なかなか取組が進んでいかないのかなと思います。その辺りの国民の皆さんの理解を高める取組も、同時にやっていかなくてはいけないのかなと私自身感じたところでございます。

本ワーキンググループでは、様々な方からヒアリングを行っておりまして、本日も先生から頂いた貴重な知見につきまして、是非参考にさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○東本愛香先生

ありがとうございます。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

それでは、ここで東本先生は御退室されます。

(東本愛香先生退室)

—了—

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ ヒアリング

-性犯罪者処遇の実際と実践の可能性-

11th March, 2019

千葉大学社会精神保健教育研究センター

法システム研究部門 特任助教

東本 愛香

Aika TOMOTO, Ph.D.



そもそも
保護観察所等の取り組みは
うまく行っているのか？



課題

アセスメント

近年の動向として
リスク・アセスメントという考えが主流。
どんな人かではなく、再犯リスクを予測
するという視点でとらえるが、リスクに
焦点をあてた考え方が馴染んでいるのか
どうか…



課題

トレーニング不足

マンパワーとトレーニング不足は大きな課題ではないか？

「専門家」の不足と、専門知識習得システムの不足は重大な壁・・・

「本物」の導入がなされるために、誰がどのような研修を受け「指導」にあたり、どのような目標設定をし、そのための技術向上、能力・質の担保を保障していくのか。



課題

マニュアル化の功罪

「これが課題」→「新しいプログラムとマニュアルを作ろう！」

結局・・・マニュアルをそのままさらう？

マニュアルはあるが、我流？

スーパーヴァイズやチームでの共有の少ないなか、「知識不足」のものが策定したマニュアルを手渡すしかない現状ではないか



課題

一貫性（RNRの原則）

わが国にける導入時，参考となるシステムからカナダ（矯正）とイギリス（保護）における提供をモデルとした。

スタート時のスタッフが退職するなどにより，「意義」ではなく「文言の違い」がフォーカスされている？

不適正な情報共有（リスク）および，互いの理解不足・・・



課題

社会的資源の不足

社会内処遇・治療の課題として、精神科医師の協力が必要。しかし、医療機関、診療機関では「加害者」の通院が困難なことが多い。公的システムでの通院医療が可能になることが将来的な目標（ボランティア）。加害者への認知行動療法を専門とできるクリニックの充実と、セルフコントロールへの支援が望まれる策ではないか。

そもそも
法務省が参考にした
諸外国の取組みとは？

Summary

- 実践目標

収監されたとしても、多くのものがコミュニティに戻ってくることを考えると、彼らを「治療・監督・管理」する方法を見つけることが不可欠（Schmucker and Lösel, 2008）。その目的は、再犯リスクを減らすことが主軸。

- プログラムの構成要素

様々な方法に基づいているが、cognitive-behavioral methods, classical behavioral, insight oriented, hormonal medication, medical castration, therapeutic communities, faith-based treatment, and intensive supervision (Kirsch and Becker 2006).

- CBTベースのプログラム

通常、集団の場で行われ、反社会的行動に従事するように導く不合理な考えや信念にとりくむことを学ぶ（Aos et al. 2006）。問題意識的な思考スキルと行動スキルをモデル化し、それに取り組む機会の実践。

一般的に近年の動向としては リスクアセスメントの変遷

- 第一世代 非構造的な臨床的予測
- 第二世代 静的で不変的な要因である保険数理的に数値化された予測
- 第三世代 HCR-20に代表される構造化されたアセスメントツールによるSPJアプローチ
- 第四世代 構造化されたリスク要因のアセスメントツールと、構造化された保護要因（ストレングス）のアセスメントツールとの組み合わせによるアセスメントとマネジメント

評価や管理への
フォーカス



個人の長所・強
み・解決などの
保護要因への
フォーカス

犯罪者処遇ねらいの変遷

犯罪者がなぜ犯罪を行ったかに対する自己洞察を獲得する



より構造化されたアプローチへと推移.

将来の犯罪に対する一定のリスク要因に焦点をあてるもの



薬物アルコール療法の研究から獲得された再発防止をより色濃く、調整されたプログラムの開発が採用



豊かに「健全に」生活することへの意欲・希望をもたせるセッションの導入

性犯罪者への介入の意味

欧米では、再犯による社会への影響を最小限に止めることにある！

実際にリスク管理の原則を徹底することで、再犯の兆候をいち早く捉え、それに対する適切な対処行動を習得していくことで、犯罪者の再犯率が確実に低下することも確認されている。

繰り返し評価され、リスクの低減と処遇内容の見直しに直結しており、「リスクの低減」が出所あるいは社会内生活への移行、行動の拡大を生むものになっている。

また、矯正施設内や保護観察下で実施されていることからあきらかなように、加害者更生プログラムは、被害者に対する説明責任を果たす一貫として実施されている。

よく指摘される性格傾向・特性

低い自尊心

加害に
かかわる
認知傾向

弱い
コーピング能力

社会的能力の
問題

逸脱した
性嗜好

犯罪者の処遇プログラムを成功させるための条件について「ブートキャンプ(boot camp : 被収容者に対する強制労役と過酷な規律遵守等の厳しい制裁を実施する矯正施設)は犯罪者の犯罪要因に焦点を当てていないため、再発防止効果がほとんどなく、犯罪者を脅したり犯罪者に恥をかかせたりするプログラムなどの非行動的なプログラムも長期的に再犯防止の役に立つという実証的根拠はほとんどない」と主張した。

「処罰や制裁中心のプログラムよりは認知行動理論に基づく処遇プログラムの方が高い再犯防止効果を示した」と強調した。

(2012, Dr. Latessa)

性犯罪処遇の着地点

「次の加害」を防止するための計画を立てるという
効果的なマネジメントに焦点をあてて...

性的犯罪者の
再犯リスクを
軽減する

安定した、生産
的で充実した生
活の創造を支援
する

自身の行動選択に責任をもち、再犯リスクを管理し、自身が健全な生活を送ることを望ましい目標に自分も社会も安全にしていくことにつなげる

認知行動療法とは



一歩引いて自分を眺めて
物事を柔軟に考える練習をしたり
いつもと違う解決方法を試す治療法

<https://u2plus.jp/>

犯罪者に対する再犯防止プログラムは科学的で正確な再犯予測結果の下で行われなければ、求める効果が得られない。

また、（再犯）のリスクアセスメントツールは犯罪者の性別、年齢、学歴、前科等の静的な要因と心理状態、人間関係等の動的な要因をすべて考慮し、矯正施設内の保安上の危険及び出所後の社会での再犯可能性をともに考慮しなければならない。

(2012, Dr.Motiuk)

性犯罪者処遇プログラムの主な科目

性犯罪に関わる情報提供
心理教育・自己理解

認知の多様性と認知の再構成の取組み

対人関係スキルの獲得・社会的スキルのトレーニング

共感性の育成・感情コントロール

再発防止計画・メンテナンスの理解

(リラプス・プリベンション技法)¹⁹

現在の性犯罪者に対する処遇の方法

☆ 認知行動療法ベースの技法を用い

- ・ 性犯罪のプロセスを理解する（自己の性犯罪の分析）
- ・ 自身の「認知の特性」：事件を容認する認知が性犯罪を促進させることへの理解，認知の再構成
- ・ 自己管理スキルと対人関係スキル：問題解決トレーニング，怒りのコントロール，感情統制，アサーション・トレーニング，マインドフルネスなど
- ・ 再発のプロセスの理解：高リスクの同定と対策

☆ Good Lives Modelの視点

保護観察所のプログラムの構成

性加害プロセスや介入の知識を共有し、
加害のプロセスとしてサイクルをつくる
→取り組むことを確認する

事件を後押しする認知傾向に気づく
→結果を変える認知を設定してみる

行動修正・問題解決方法をひろげる

被害者について考える
(↑をわすれないために)

再発防止計画をつくる

報告者の経験から . . .

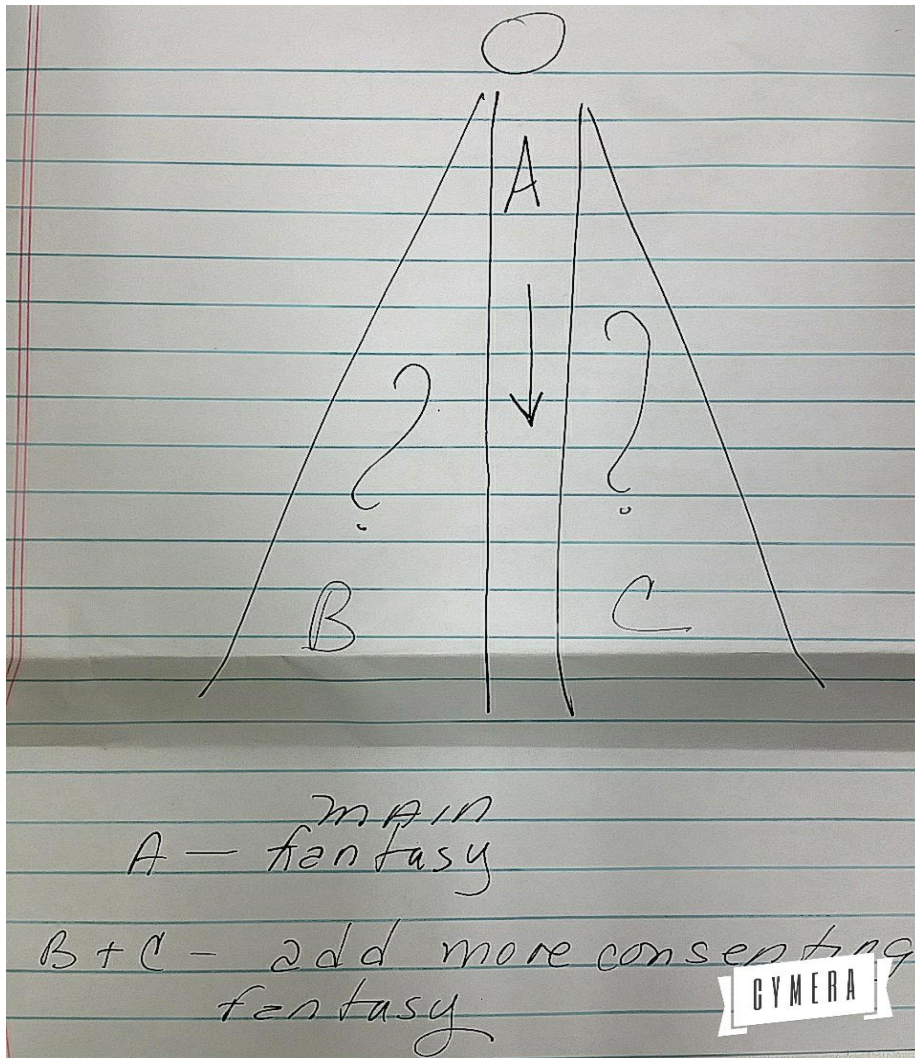
何が足りないか？

何が増やせそうか？

足りない？

- 取り組みの幅
小児を対象としたもの
知的障害・精神障害を有するものへの理解
継続性のあるベースづくり
- 技術・技能の深さ
リスク・アセスメント
治療的介入のトレーニング

性的ファンタジーと行動のみという関係を見直す



性加害のファンタジー
(A)がメインだった自身
つまりAのみから、
BやCで広げていくこと

性的ファンタジーの目標

- ①「違法」なものから「合法」なものへ切り替えるようなイメージをもち、影響をかんがえる
- ②問題となるファンタジーの%を減らす
- ③問題となるファンタジーがでていることもサイクルに含む

地域社会 知的障害・発達障害へのチャレンジ

例えば

Sexual Offender Preventive Intervention and Re-integrative Treatment Scheme: SPIRiTs

では、地域社会での実践、知的障害や発達障害をも含む内容、「専門家」でなくとも実践可能な地域治療型プログラム。

「脱衣，接触，性的関係に関する社会的ルール」などのモジュール

何度も言うが！ 大切なのはリスク・マネジメント

リスクとは・・・

行動したこと・しなかったことによって、望ましからぬ結果が起きる可能性を意味する概念



そのとらえ方や行動をすること・しないことが事件という行動を生じさせる可能性と事件が関連するのか！

この関連について理解し、事件に至らない流れへと変えていくことを目指し、それを望ましい生活であるとしていく！



自身の立てた再発（再犯）防止計画を実行し続けていく

リスクの同定から得られるもの

包括的で総合的な理解

(内的だけでも、外的だけでも、疾病だけでも、
障害だけでもない)

また、治療者がリスクのトレーニングをうけること
と自体が性加害の介入や目標を学ぶこととなる

エビデンスのみのトレーニングより、リスクアセスメントのトレーニングにより「介入プラン」まで学ぶ方が、受講者の習熟度が高い！

SVR-20

にあげられるリスク要因をみる

1. Sexual deviance
2. Victim of child abuse
3. Psychopathy
4. Major mental illness
5. Substance use problems
6. Suicidal/homicidal ideation
7. Relationship problems
8. Employment problems
9. Past nonsexual violent offences
10. Past nonviolent offences
11. Past supervision failure
12. High density
13. Multiple types
14. Physical harm
15. Weapons/threats
16. Escalation in frequency or severity
17. Extreme minimization/denial
18. Attitudes that support or condone
19. Lacks realistic plans
20. Negative attitude toward intervention

SAPROF にあげられる保護要因をみる

内的要因

1. 知能
2. 幼年期の安全な愛着形成
3. 共感性
4. 対処能力
5. セルフコントロール

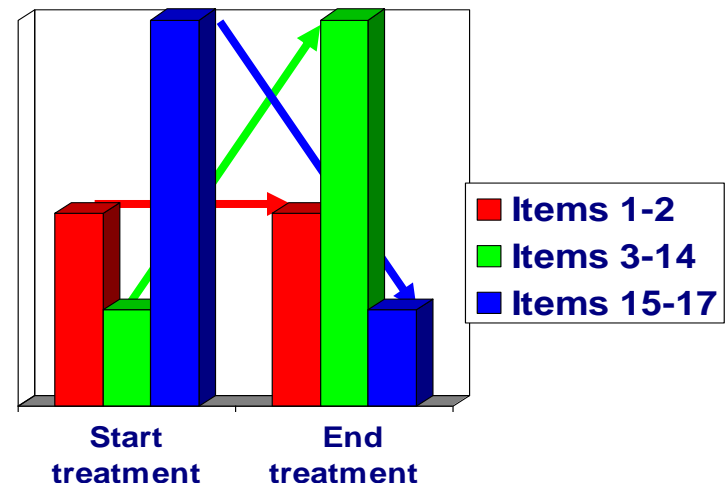
動機付けの要因

6. 仕事
7. 余暇活動
8. 金銭管理
9. 治療への動機付け
10. 権威に対する姿勢
11. 人生の目標
12. 服薬

外的要因

13. ソーシャルネットワーク
14. 親密な関係
15. 専門的ケア
16. 生活環境
17. 外部からの監督

治療中の変化



再犯しないで
生活できる人がしていること

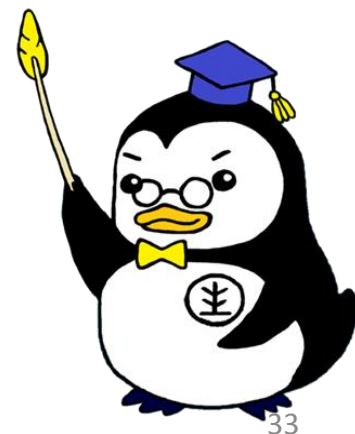
大切な質問をすることは学びと気づきしかない？

- 再犯（再発）したか？
- 再発にはならなかったけれど、危険な状況になることがあったか？
- そのときにどのような対処で再犯しないで済んだのか？
- 自分が事件に関する空想をすることがあるか？
- そのようなときはどのような状況か？

継続的に、地域社会の中で起きることについて「報告」「確認」できる場がある

考えの内容よりも、その後の結果が大切
結果を変えるための取り組みをしている

自身のリスクや保護要因を知り、自覚し
増やす・減らすに取り組んでいる



増やせるのもの？

対象者には

- 徹底的なリスクアセスメント
- 社会内までの継続的治療的介入

制度としては

- マネジメント能力と法的な関係の吟味

治療者には

- 「我流」にならない「本物志向」のトレーニング

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第7回)

第1 日 時 令和元年5月24日(金) 自 午前10時57分
至 午後 0時04分

第2 場 所 法務省共用会議室2

第3 議 題 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング
「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」
その他

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○吉田秘書課付

それでは、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第7回会合を開催させていただきます。

議題1の性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリングを行います。

本日は、目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師の齋藤梓先生、また、オックスフォード大学医療人類学部リサーチフェローの大竹裕子先生に御出席いただいております。

最初に、齋藤先生の御経歴を御紹介させていただきます。

齋藤先生は、公認心理師、臨床心理士として、2015年から現職に就かれており、臨床心理学、被害者心理学を専門に研究されています。また、御存じの方も多いかと思いますが、被害者支援都民センターにおきまして、犯罪被害者のカウンセリングも行っているなど、性犯罪被害の実態のほか、幅広く、犯罪被害者全般の支援に関する知見をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、大竹先生を御紹介させていただきます。

大竹先生は、2017年から現職に就かれており、2019年、本年からは、東京大学医学研究科の非常勤講師も務めていらっしゃいます。性暴力や紛争・災害時のトラウマに関する国際保健政策学を御専門とされています。エビデンスに基づく政策立案を行うための調査研究手法に知見が深く、今回、齋藤先生と、「性暴力の被害経験に関する質的調査」の共同責任者を務められていらっしゃいます。

本日の進行は、「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」につきまして、基本的には齋藤先生から御説明をいただき、内容、パートに応じまして、大竹先生から御説明をいただく予定となっております。

なお、本日、齋藤先生におかれましては、御都合により、ウェブ中継にて御説明いただくということになっております。通信状況によっては、雑音や画像の乱れなどが生じる可能性がありますので、御了承ください。

また、齋藤先生につきましても、こちらの音声聞こえないというようなことなどありましたら、遠慮なく言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、齋藤先生、よろしく願いいたします。

○齋藤梓先生

本日、性暴力の被害経験に関する質的調査報告という場を与えていただきましたこと、本当に心より感謝申し上げます。

最初に、大竹先生の方から、調査グループの紹介と調査手法の紹介をさせていただきます。その後、結果報告をさせていただきます。

では、大竹先生、よろしく願いいたします。

○大竹裕子先生

「性暴力の被害経験に関する質的研究」ということで、私と齋藤先生で共同責任者を務め、調査チームを組んでおります。それに関する報告ということで、まずはチームの紹介からさ

せていただきます。

私たちのチームは、複数の大学による連合体となっております。まず目白大学の齋藤先生、オックスフォード大学から私、清泉女学院大学の岡本かおり先生。岡本先生は、齋藤先生と御一緒に、都民センターで臨床心理士として活動をされている、臨床心理学博士でいらっしゃいます。それから、性暴力被害当事者団体である一般社団法人Springの研究者、東京大学と東京医科歯科大学の研究者がメンバーとなっております。

この研究チームが立ち上がったのは2017年12月です。研究に実際に着手したのが2018年5月からで、現在までデータ収集を行っています。

続きまして、性暴力の現状について、日本国内の統計データから言えることをざっとレビューします。

まず、日本における被害の現状ですね。これは、内閣府男女共同参画局がとっている、女性に関する被害のデータです¹。約10人強に1人の女性が無理やりに性交等された経験があり、そのうちの7割以上がパートナーもしくは顔見知りからの被害、つまり知っている人からの被害が7割を超えます。

次に、被害の9割は40歳前まで、つまり10代、20代、30代に起こっており、無理やりに性交等された女性の7割は助けを求めることがない、誰にも言わないということです。

そして、被害後に警察に相談に行った方が4.3%、医療関係者に相談に行った方が2%以下で、合わせても6%ぐらいです。ところが、被害を受けた方々の2割は友人・知人に相談をしている。つまり、ほとんどが、友人・知人、同僚、家族というような地域社会の中の誰かに相談するのが一般的であると。これは日本だけではなくて、国際的に同じような傾向が見られます。

次に、性暴力の影響ですが、国際的なデータから共通して分かっていることをここに挙げております。これは、WHO世界保健機関と、ロンドン大学が行った研究からのデータの引用になります²。

重要なポイントだけを申し上げますと、性暴力の影響として最も重大であるといわれているのは、自殺念慮・自殺企図です。この表にあるオッズ比というのは、被害を受けたことのある人と被害を受けたことのない人を比べた場合に、これだけ自殺念慮・自殺企図が起こるリスクが上がるということを示します。低くて2.4倍、高くて8.3倍まで上がるということですね。そのほかは、うつ病・不安障害、PTSDを含む精神疾患のリスクが上がるということが分かっております。

次ですが、これもWHO世界保健機関がまとめている図で、性暴力または身体的暴力をパートナーから受けた場合、女性の身に起こる様々な影響を示しています³。精神的な影響だけでなく、生殖器や周産期の問題、他の身体的な疾患なども含め、様々なルートを通して、

¹内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』平成26年度調査

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html

²・WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence

・Devries et al. 2014 Childhood Sexual Abuse and Suicidal Behavior: A Meta-analysis. Pediatrics 133(5):e1331-1444

³ WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence

自殺や病死、障害に至るリスクを高めます。あるいは殺人に至ることも、場合によってはある。つまり、性暴力がいかにして人を死に至らしめるか、性暴力とは人を死に至らしめる重要な政策課題であるということ、この図では説明をしています。

次ですが、性暴力が起こる要因についてです。どのようにして性暴力をする人はしてしまうのか、あるいは、性暴力の被害に遭う人はどのようにして遭ってしまうのかというリスクの問題です。これもWHOからの引用なのですが、リスクを4つのレベルで捉えています。個人が問題を持っているだけではなくて、コミュニティー、組織、そして社会や政策のレベルまで、広くリスクを高める要因が存在しています。

今回、関連のあるところとしては、社会・政策レベルで、性暴力に対する法的な制裁措置が弱かったりすると、性暴力が起こりやすくなると。なぜなら、社会規範というものを法がつくっている部分があるために、人々の意識の中で、性暴力をどう捉えるかということが変わってしまうからだと言われています。

続きまして、調査手法の概要になります。

調査を行うに当たって、リサーチクエスション（研究目的に当たるもの）を立てております。ここに書いてある5点のリサーチクエスションを我々は考えて、これらに答え得るように調査を行いました。

最初の2点は、刑法の改正議論や司法運用・研修等に応用ができるだろうというものです。あとの3点は、支援施策・研修・啓発等につながるリサーチクエスションとなっております。

次のスライドですが、本研究で用いた性暴力の定義です。この右側の四角に書いてある「不同意性交」を、とりあえず性暴力の定義としようということで、非常に広い定義を今回用いております。なぜかといえば、まず、現在の刑法の定義で言われている強制性交・わいせつというものが、左側の図の、下の濃い青丸のところにあります。それに対して、性暴力被害当事者や支援者の要望として、不同意性交を基準としてほしいということがあります。ですが、不同意性交がどのようなものか、どの程度の範囲を含むのがよく分からない。法的な定義よりは広いだろうということは分かっているのですが、内容がよく分からない。なので、最も広いWHOの定義を用いて調査を行い、要因などを探る中で、どのように性暴力を定義したらいいかを考えてみようということでやりました。

調査に当たっては、「望まない性交」という日常語を用いました。

なぜ刑法の定義を用いなかったのかという質問を受けることがあるのですが、現行法で犯罪とされていない経験についても調べたかったということがあります。もう1つ、当事者団体のように、不同意性交を犯罪化したいのかと聞かれるのですが、そうではありません。私たちは、不同意性交のプロセスや影響を解明しますが、どこまでを犯罪とするかについては、私たちの研究結果を基に様々な方から議論していただく。もしくは、どのような施策を立てるかといったことを議論していただければということによってやっております。

対象者のサンプリングですが、我々が意識したサンプリングとしては、現在目立って活動している当事者団体に絞って話を聞いたりするのではなく、むしろ埋もれている声ですね。7割沈黙し続けるので、その7割をどうサンプリングするかということを考えました。

被害者の大部分が女性で、ほとんどは30代までに被害を受けることを考え、その人々はおそらく、インターネットや携帯電話を使っているだろうということから、調査専用ウェブサイトを立ち上げ、利用しました。それが最も広く、埋もれている人たちに手を伸ばす方法

だろうということで、対象者の75%はウェブサイトからサンプリングしております。

次ですが、データ収集の方法は、対面インタビューとウェブ上の自記式体験談を用いました。ウェブ上の自記式体験談は、ウェブ上でまず書いてもらって、その中からインタビューしてもらえ方を募りました。なので、インタビューにつなげるための自記式の体験談となっております。実際に、51名の調査協力者があつたうち、インタビューに参加して下さったのが、今のところ31名となっております。分析方法はグラウンデッド・セオリーという、政策立案のための調査研究で国際的にもよく用いられる方法があるので、それを用いています。

もう一つ、受ける質問として、判例を分析すればいいのに、なぜしないのかと。これは、警察に行かない、もしくは行けない被害者というのが、実際9割以上占めるという実情に即して、警察に行けない人々のことを調べる目的で、判例は用いないと今回はしています。

インタビューで聞いた内容は、望まない性交のプロセス、援助希求、被害認識がどのように揺れ動いたか、その後の心身や生活上の影響です。

調査協力者の基本情報ですが、詳細は2枚紙の方（2019年5月24日『性暴力被害経験に関する質的研究』）を見てください。調査協力者全体は51名で、インタビューに協力したのが31名、ただ、複数の被害エピソードを語った方がいるので、被害の件数としては41件。ここで「件」とあるものは、41件が母数、「名」とあるものは、31名が母数となっております。

この辺で齋藤先生に戻りたいと思いますが、よろしいですか。

○齋藤梓先生

はい、では、質的調査結果の報告に移らせていただきます。

まず調査の出発点です。被害者支援をしている中で、被害届が受理されないですとか、起訴が難しいといわれる、あるいは無罪となるといった事例をたくさん経験して、司法の性犯罪と当事者の性暴力が乖離しているのではないかと思ったこと、及び、性犯罪の罰則に関する検討会ですとか法制審議会部会に参加させていただいたときに、当事者の心理を説明した研究が、日本は少ないのではないかと考えたことから、当事者の方に直接インタビューをする研究をしたいと思いました。そんなときに当事者団体からも話を持ち掛けられて、大竹先生と一緒に、コラボレーションをして調査を行うということになりました。

リサーチクエスションは、先ほど大竹先生が説明したとおりです。

まず、不同意性交及び同意のある性交に関してなんですけれども、犯行に至るプロセスによる分類を試みました。そこで、突然襲われるという奇襲型や飲酒や薬物の使用を伴う型、家庭内性暴力の型、そして、見知った関係の中でよく見られるエントラップメント型といったようなことが見られました。

ただし、奇襲型ですとか飲酒・薬物使用を伴う型、家庭内性暴力型も、そのプロセスの中にエントラップメント、追い込むとか、わなにはめるといったような動きが見られるということがありました。

エントラップメントの説明を簡単にさせていただきますと、日常生活の中や普通の会話の中で、加害者は上下関係をつくり上げていきます。加害者が自分の価値を高める言動をしたり、被害者をおとしめる言動をして、だんだんに逃げ道を塞いでいって、普通の会話をして

いたはずなのに、性的な話題にすりかえて、性交に至ると。顔見知りの場合には、そもそも上下関係がありますし、被害者が加害者に好意を持っていること、仕事上尊敬できるとかという好意を持っていることさえあり、そうしたものもエントラップメントを促進する要因になる、文化規範なども促進要因になるのではないかということです。

では、逆に、同意のある性交というのはどういうものかということも、協力者の方に尋ねてみたのですが、同意のある性交を経験したことがあるという方々は、性交それ自体というよりは、それ以前の尊重し合う対等なコミュニケーションが大事だったということを語っていました。特に、意思や拒否をちゃんと伝えられる関係であるとか、自分の意思や拒否を確認し、尊重してもらえるとという信頼関係があるということでした。

こうした分析の結果、性交に至る前に関係性の持ち方というのが、やはり大切なのではないかと考えて、もう少し細かな分析というのをしてみました。

まず、上下関係が元々ある場合に関してのみをピックアップして分析を行いました。ちょっと飛ばしまして、フェイズⅠというものを御覧ください。

フェイズⅠは、性被害が生じる前の加害者と被害者の関係です。

上下関係がある場合は、性被害が生じる前、加害者は被害者の評価・指導に携わっており、被害者は加害者を信頼・尊敬していると。加害者は多くの場合、周囲からも信頼・尊敬されている場合が多く見られました。

フェイズⅡとして、予兆的行動というものが見られます。

性被害が生じる前段に、例えばセクハラ・モラハラがあったとか、飲酒があったとか、車に乗せて密室をつくり出したといったようなことがあり、そうした予兆的行動に対しても、被害者は明確な抵抗ができない。例えば、車に乗せられるということを疑うなんておかしいのではないかとか、飲酒を断ったらいけないのではないかとといったように、明確な抵抗ができずにいました。そして、その中で性加害が発生します。

特徴的な点としては、もちろん抗拒不能だった場合も多いのですが、多くの被害者が、やんわりと抵抗したり、あるいは明確に抵抗したり、受け流そうとしたり、色々しているのですね。しかし、それは聞き届けられず、加害が遂行されるという様子が見られました。

そして、性被害が生じた後に見られる動きとしまして、被害者は戸惑って、自分が悪かったのではないかとか、これは何だったんだろうと混乱する状態になります。加害者の方は被害者に対して、恋愛感情だったんだよとか、これは指導者の義務なんだよとかといったように、自分の性加害を正当化するような言動が見られます。戸惑って、この出来事をどう捉えていいのか分からない被害者は、その正当化を一時的に受容するということも見られました。

正当化を一時的に受容するのですけれども、自分の心身の不調というのはずっと続いていて、これは何だろうと思ひ、第三者に相談して、それはレイプだよと言われるとか、加害者が被害者に愛情を持っていないということが露呈して、ああ、やっぱりあれは性暴力だったんだということを認識して初めて、告発をしたりですとか相談をするというプロセスが見られていました。

性被害発生プロセスに対する性に関する知識や社会規範ということなのですが、上下関係に関する規範意識のほかに、職場での規範意識やジェンダーの規範意識というのにも影響しているのではないかとことや、地位・関係性を利用した性被害には予兆的行動というのが見られるので、性加害が生じたその瞬間だけではなくて、その前からの関係性という

のが、やはり重要だったということが見られました。

次に、対等な関係や家庭内性暴力に関してのプロセスを追っていきたいと思います。

まず、対等な関係での性暴力のスライドを御覧になりながら、聞いていただければと思うのですが、対等な関係というのは、友人とか知人とか、一見上下関係がない関係性です。そういったときには、友人であったので警戒していなかったとか、恩があって関係が切れず、断りにくかったとか、パートナーから自分を下にする言動をされていて、従ってしまう要因があったなど、前段階に様々な要因がありました。望まない性交は、事前に性的な誘いを繰り返し受けて、何度も何度も断って抵抗していたのだけれども、最終的に従わざるを得ない状況に追いやられるですとか、子供だと、もう遊んであげないよ、仲間外れにするよみたいな言動があったりですとか、あるいは、本当に特徴的だなと思ったのですが、対等な関係での性暴力は比較的、密室に誘い込まれて突然襲われるというような、本当に一般的にレイプといわれるような状況も多く見られました。

当事者の方々が、何に傷ついたと述べていたかということ、性加害そのものもそうなのですが、物のように扱われたとか、あるいは、対等な関係性であるがゆえに、物理的・言語的に抵抗するということが結構見られたのですけれども、それでも相手はやめず、自分の意思が無視されたということに傷ついたということでした。

比較的、性暴力と認識しやすいかなと思う密室に誘い込まれるレイプ、性暴力であっても、自分に起きた出来事を性暴力だと思ったという人は、回答者の1名だけで、あとはみんな、性暴力だと、自分の出来事を思っていないということがありました。それで、人に指摘されて、性暴力だと気づいたという方もいれば、今も性暴力だと思切れないという方がいらっしゃいました。

家庭内の性暴力につきましては、後でまとめて、事前にいただいた御質問の回答としてお答えさせていただきますので、ちょっと飛ばさせていただきます。

今までお話したように、当事者の方たちは、性暴力を性暴力として認識していないという場合が多々ありました。それについて考えてみますと、奇襲型の場合、見知らぬ人から突然襲われるという場合は、性暴力と認識されやすいのですけれども、飲酒・薬物の場合は、飲んだ自分が悪いとか、児童の性虐待の場合は、そもそも何が起きているか分からないとか、パートナーレイプ型は、パートナーなんだから応じるのが当然であったような感覚を持ってしまったりとか、エントラップメント型だと、やっぱり自分が悪い、断れなかった、抵抗できなかった自分が悪いということで、自分の身に起きたことを性暴力と認識されにくいということが見られました。

まとめてみますと、被害認識が形成されやすい場合としましては、自分の中にある性暴力のイメージと適合していた場合や、以前に被害を受けていて、こういうものが性暴力だという認識ができていて、ああ、これは性暴力だと思って、すぐに援助希求をするということができていました。

しかし、子供の場合は、自分自身に起きた出来事がよく分からず、自分の身に起きたことを性暴力と認識できません。大人であっても、例えば見知った人から突然襲われるなどは、見知らぬ人から突然襲われるのが性暴力であって、見知った人からというのは、自分の中にある性暴力のイメージと異なるために、それが性暴力だという認識ができずにいます。その間に自分の人生に多大な影響が及んでしまい、なぜ自分はこんな状態になっているのだろう

と考えていく中で、ああ、あの性暴力の影響なんだということに気がつくると、少し自責感が緩和され、やっとそこで援助希求ができるという流れが見られていました。

もう一つ、これは、性暴力が人生にどのような影響を及ぼすかということなのですが、性暴力の認識がないのならば、それでいいではないかということではなく、性暴力の認識がない間にも、自分自身が物扱いされたとか、意思を無視されたという感覚はあり、それによって自尊心が低下したり、自責感が生じたりして、自暴自棄になり、自殺や自殺未遂、自傷行為を行ったり、対人関係に影響が出たりといったようなことが見られていました。

加害者が巧みに被害者の逃げ道を奪うというプロセスもありますし、やはり性暴力というのは、自分の自己の目的のために被害者の性を「対象」として利用するという、道具化するということというのが、傷つきの本質にはあるのではないかということが考えられました。

また、起きた出来事を被害と認識することが難しく、その間に時効が進んでしまうということは、大きな問題ではないのかと考えております。

当事者の視点から見た必要な支援とは何かというのを最後にお話しさせていただきます。

当事者が相談・話した相手としましては、他の調査と比較して、比較的多い印象を抱いています。インタビューに答えようと思ってくださった方なので、医療機関とかカウンセラーに相談していますという方が多かったです。そうでないと、話せないということがあるのかもしれない。

身近な人は、母親、親に相談したという方が多かったです。警察に相談したという方もいらっしゃいました。

ただし、被害を話すのは、このインタビューが初めてであるという方も5人ほどいらっしゃいまして、本当に被害を人に話すというのは、とても難しいことなのだなということが改めて分かりました。

この支援者・支援機関につながるプロセスという表を見ていただきますと、加害者と離れるとか、精神的に限界を感じて、誰かに相談して、それは被害だよと言われて初めて、ああ、これが性暴力なんだ、そのために影響が出ているのだということに気がついて、そこでやっと、色々な支援を求め、援助希求を行うというプロセスが、支援に特化した分析結果でも見られておりました。

逆に、支援者・支援機関とつながらない背景には、どういったものがあるかといいますと、自分の被害性の認識がない場合というのは、言葉を知らないですし、そもそもどうしていいのかよく分からないと。被害性の認識があったとしても、物理的な手段がなかったり、こんなこと信用してくれないのではないかとか、こんなこと話したら、周りの人が心配するのではないかとといったようなことで相談ができない、言うてはいけないというような文化習慣によるタブーも見られました。

また、継続した被害、特に性虐待の被害などでは、逆に言わないことで自分の身を守っているというような様子も見られていました。

相談したけれども、うまくつながらなかったという事案もありまして、そういったものは、共感とか寄り添いというものが欠如していたり、言ったら、それは汚点になるから、届け出ないほうがいいみたいなことを言われてしまったりですとか、話を相手が聞き入れないとか、途中まで相談に応じているのだけれども、見返りとして性行為を強要するといったようなことがありました。こうやって、相談したけれども、うまくいかないということがあると、当

事者の方々は、そこで相談をやめてしまって、またその先数年間、ひとりで苦しむといったようなことが見られていました。

先ほども御紹介しましたが、これ、別の観点からの分析で、性暴力の影響ですが、やはり性暴力というのは、心と体への影響はもちろんなのですが、それだけではなくて、自分、自己への影響や人生への影響というのが大きく表れるということが分かります。自分を責めたり、自分に対するイメージが変化する。自分自身、自分が変わってしまうほどの影響があり、そして、未来が制限されるということが見られました。

インタビューに答えてくださった方の中で、本当に、あの出来事がなければ、自分の人生、自分は結婚していたかもしれないし、仕事に就いていたかもしれないし、進学していた学校も違ったかもしれない。自分の人生は、あの出来事で大きく変わってしまったとおっしゃる方が何名もいらっしゃって、本当にそれは悔しく、理不尽なことだなということを感じました。

被害当事者は、自分の身に起きたことを、性暴力として語らないとか語れないことがあります。他者からそれを性暴力だと言われて、初めて気がつくということがよくありました。

もちろん、性虐待の子供たちなどで、生き残って、生き延びて、その状況で生き延びるために、被害を相談しないという場合はあるのですけれども、そのために被害に遭い続けるということは、避けなければいけないなと感じています。

支援者は、共感的に寄り添いながら、それが性暴力、犯罪であることを伝える姿勢ということがやはり必要で、当事者の方は、相手から性暴力だと言われなければ、それを思い切れず、回復の道を歩んでいけないということがありました。

被害の認識に時間がかかることを踏まえて、中長期を見据えた支援政策が不可欠ではないかと考えています。

私からの説明はこのあたりにしまして、大竹先生からまとめの方をお願いします。

○大竹裕子先生

齋藤先生が今お話しくださったことを簡単にまとめていきます。最初に冒頭で申し上げましたリサーチクエストに答える形で、研究結果のまとめをお話しさせていただきます。

まず、1つ目のリサーチクエスト、「当事者の視点から見た不同意性交とは何か」ですが、まとめれば、特徴が2点あります。1点目は、地位・関係性を利用している、もしくは、社会的には対等でも、不平等・非対等な関係性が何かしら起こっていて、そこでのエンタラップメントがある。つまり、上下関係をつくり出して、強引な性行為に追い込むといった形です。もう1点は、齋藤先生からもお話しありました、性的な道具化（モノ化）、あるいは非人間化といえるようなことが起きている。この2点が特徴でした。

次に、「当事者の抵抗できない心理状態には、何があるか」です。心理的抗拒不能については、皆様おそらく、既に御存じのところとは思うのですが、我々の調査結果から新しく言えることとして、社会的抗拒不能と言い得るものがあるのではないかとあります。これは、加害者と被害者の間でつくり出されている上下関係そのものが抵抗を抑圧してしまうということ、また、当事者間だけではなくて、その周辺の社会関係に対する配慮から、抵抗が非常にしづらくなってしまうという状況があるということです。

もう一つ、同意性交と不同意性交というものの間に、どこで線引きができるかですが、同

意性交の場合には、最初の性交前に、同意の確認が何かしらの形である。不同意性交の場合には、性交前の同意の確認というものが無い。本人の意思としては同意していなかったか、もしくは、幼かったなどの理由で、自分が不同意だったのかどうか無自覚で、後から振り返っても良く分からない。加えて、心理的または社会的抗拒不能のプロセスが見られる。

紛らわしい例をそこに挙げているのですが、例えば、積極的同意を当初していたが、性交後に、やっぱり同意していませんでしたというのは、やはりこれは同意性交と見てよいだろうということがあります。逆に、同意性交のように一見見えるけれども、実は最初、強制的な性交から始まって継続しているようなものは、不同意性交と見るべきだろうというようなことも分かりました。

次ですが、「相談することがなぜ難しいのか」です。なぜなら相談への障壁があるからです。何が障壁となるかですが、齋藤先生がお話しされたように、被害認識の形成が非常に難しい。「なぜ被害と認識できないか」というと、自分の経験が、レイプや性暴力のイメージとは異なっているからです。また、自分を責めてしまう自責感も大きな原因です。

警察・支援機関、あるいは地域社会における無理解や、二次被害もあります。また、警察・支援機関に関しては、経年後の相談先がないということが、実は大きな問題だろうと私たちは考えています。というのは、現在、被害から1年程度までであれば、相談先があるのですが、それ以上になると、相談先が実質ない状況です。しかし、実際、被害認識を形成するまでには、人によっては10年以上かかる。調査協力者の25%は10年以上かかっておりましたので、経年後の相談先の確立は重要なことだろうと。

次に、「必要な支援とは」ですが、これまでの話を裏返せば、障壁を取り除くような支援が必要です。つまり、被害認識の形成を助ける啓発、警察・支援機関の拡充、そして研修、それから地域社会の啓発等を行っていくことが大事だと。

②(被害認識形成から相談、支援へ)のところに書いてありますが、不同意性交による心理的苦痛というのは、自殺等を含む非常に深刻なものであって、専門的支援が必要です。なので、啓発をする場合には、不同意性交を性暴力として啓発を行い、支援につなげることがまずもって大事だろうと。その後で、それを犯罪とするかどうかの判断というのは警察・司法に任せ、支援機関と連携して進めることが大事だろうと。

次、支援施策や法改正に関する議論のまとめです。これまでの議論として挙がっていることに、暴行脅迫、抗拒不能、地位関係性利用を要件とした不同意性交があります。新たに我々の調査結果からいえる判断材料としては、上下関係の中で起こること、社会的抗拒不能がみられること、エントラップメント型が多いといった特徴があり、これらを考慮していただければと思います。また、公訴時効ですが、被害認識の形成まで10年以上かかる場合がかなりありそうだとすることを踏まえる必要がある。支援施策は今お話ししたとおりです。

今後、必要な調査研究について、4点、述べます。1点目、不同意性交の被害全体における、社会的抗拒不能やエントラップメント型の占める割合。また、無罪、不起訴、届出のない被害で、社会的抗拒不能やエントラップメント型がどの程度起こっているのかに関する調査。2点目、一般社会が「不同意」「性暴力」をどのように認識しているのかに関する調査。3点目、被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかることがあるので、どの程度、実際にかかっているのか、その年数の調査。4点目、「自覚のない不同意」で性交されている

場合、被害者がどのくらいの年齢であるのかに関する調査。これらが大事ではないかと考えております。

調査や研究には、強みと弱みというものがあります。私たちの研究の強みは、警察・司法・医療の手が届かない被害者の実態を、一部ですが捉えることができたことです。限界としては、それでも捉え切れていない被害者の層があるということと、女性を中心に研究チームを組んでいるので、男性視点からの性の見方というのが少し弱くなっていること、また、女性以外の被害は対象に入れていないので、それについては今後、また調査が必要と思われま

す。

どうもありがとうございました。

○齋藤梓先生

事前に幾つか御質問いただいておりますので、そちらの方に少し回答させていただければと思います。

幼少期に被害を受けた女性について、性行為や性虐待、性暴力の区別の困難性や、それに伴う抵抗や援助希求の困難性について、ということでした。先ほどちょっと飛ばさせていただきました家庭内の性暴力という図を見ていただければと思うのですけれども、まず、グルーミングという言葉で一般的によく知られておりますが、家庭内の性暴力は、体を触られるところから、徐々にエスカレートしていくということがあります。

加害者は行為中、言葉がない場合もあります。それは本当に被害者に混乱を呼びます。逆に、言っちゃいけないことだよとか、これは愛情だよという言葉があっても混乱をします。

被害を開示をしようと思っても、加害者との関係が良好であるときには、この関係を崩したくないと思って言えず、良好でないときには余計に言えず、家族が不仲であれば言えず、家族が多忙であれば、心配を掛けたくないと思って言えず、家族が良好であれば、家族関係を壊してはいけないと思って言えずということ、どうあっても他人に言えないということがありました。

多くの当事者の方々が、途中で抵抗を試みたりですとか、加害者に、どうしてこういうことをするんだとか、あるいは、この行為って何なんだということを尋ねていました。しかし、それは聞き入れられなかったり、回答がなかったりして、行為はとまらず、そのうちにさらに無力感や諦めを感じ、あるいは、これは普通のことなのだと思おうとし、感情を切り離していく。それで、物理的に加害者が離れていくことで、やっと誰かに言えるとか、もうこれ以上どうにもならないと思ったときに、誰かに言えるといったようなことがあって、加害者と物理的に離れることで性虐待が終わるという様子が見られました。

出来事の認識としましては、小学校あるいは小学校以前であると、行われている行為自体が何だか分からない。性的な行為に関する知識がないですし、徐々に行為が進んでいくので、理解が難しい。

中学生あるいは高校生ごろになって、友人との話ですとか学校の性教育とか雑誌の中から、ああ、これは性的な行為なのだなということに気づき始めます。性的な行為を家族と行うとは、どういうことなのだろうということに混乱し、受け止め切れなくなったりします。

高校生あるいは高校卒業以降ごろに、これは、性虐待、性暴力なんだなということに気づき始めます。授業や本、大学の授業で聞いたという方や、自分で本を読んで学んだという方、

友人や相談機関に、実はと話してみたら、それは性虐待というんだよと言われたみたいなことで、自分の苦しみのもとがやっとそこで分かるということでした。

従いまして、性虐待に関しては、本当、幼いころから継続していく中で、随分経たないと、これが性虐待、性暴力であるという認識が持てないということがあります。

先ほどもお伝えしたように、どういう状況であっても、やはり外に対して言えず、たとえ相談できたとしても、本当に小出しに、婉曲なものになってしまったりして、なかなか開示が進んでいかないということがありました。

こういったことがありますので、やはり色々な、性虐待に遭った方々に質問してみると、小学生のころとか中学生のころに、何が性暴力、何が性虐待というような教育を受けていたら、もしかしたら気づけたかもしれないと。気づけても相談はできなかったかもしれないけれども、少なくとも、自分に起きていることが何かは把握できたのではないかとということをおっしゃっていました。

ただ、13歳から15歳で、監護者関係がなく、暴行・脅迫が弱いケースについて、捜査機関及び裁判所に期待することという御質問があったんですが、私たちのインタビューの中ではそもそも人に相談するというのをほとんどしていませんでした。

そもそも、この質問に該当する事案で、捜査機関に上がってくるということは、大分まれなことだと考えられます。被害だと気がつかないとか、自責感を感じているということがありますので、捜査機関に上がってきた場合、もしもちゃんと上がってきた場合は、もともとの関係性や、その被害に至るまでのプロセスを丁寧に拾ってほしいなと思います。現在の法制度では事件化が難しい事案もとても多いのではないかと思います。たとえ事件化できずとも、人生への影響は多大にありますので、こうした13歳から15歳、監護者以外からの被害で、暴行・脅迫が弱いようなケースに関しては、支援機関と十分連携をしていただいて、支援機関の御紹介をいただくと、大変有り難いなと思っています。

また、被害実態の広報・啓発のために何か期待することはありますかという質問をお受けしました。多くは、先ほどの大竹先生のお話の中にあっただけで、もういいかなと思うのですが、やはり、私、支援に関わる中で、本当に、特に刑法改正以降、検察官の方々が、本当に細やかな配慮をしてくださっているなということを感じているのですが、同時に、時々そうではない方に当たり、個人差が随分大きいなということを感じております。従って、実態調査の内容を踏まえて、研修を充実させていただくと有り難いと思いますし、支援機関との連携を増やしていただくことで、潜在化している被害が少なくなるのではないかと考えています。

あと、法改正後の変化について感じていることということの御質問だったのですが、被害者支援センターの同僚にも尋ねてみて、自分自身支援をしている中で感じているのは、今まで執行猶予がついていたのではないかなと思うような事件に関して、執行猶予がつかなくなったということを感じています。例えば、口腔性交の事案で、検察官の方が、これまでの強姦と同じ量刑として判断してくださったと。相手方の弁護士は、口腔性交が今までの強姦と同じなのはおかしいという主張をしてきたのですけれども、やはり、法律がちゃんとこうなっているのだということを主張してくださったということがありました。あとは、示談のときに被害届取り下げのやりとりが少なくなると、それは本当に被害者にとって、随分心理的な負担が減ったということを感じています。

上司からの飲酒など、準強制性交等罪での起訴が、以前より行われている印象があったりですとか、社会の性暴力被害の関心が高まったりですとか、女性以外のジェンダーの性暴力に関する認知の高まりもあります。私の関わった方で、口腔性交の方だったんですけども、自分の被害というのは、こんなに傷ついているけれども、これはレイプではないんですよねと聞かれたときに、いや、今の法律では、これはレイプなんですよと説明をしたときに、ああ、自分の被害というのをちゃんと分かってもらえた感覚がしますと語っていらしたことがございました。

ただ、一方で、口腔性交の口腔に挿入されているかどうか難しいのかなというような事案に関しては、強制性交にならず、強制わいせつでいってしまうというようなことがあったりですとか、先ほどお伝えしたように、やはり、個人差が見られるのかなということですか、監護者性交等罪というのはあまり、私や支援の同僚たちはまだ経験をしていなくて、それは司法のというよりは、児童相談所とか福祉の問題なのかもしれないなというふうに、福祉の方々と話していると、ちょっと感じているところがあります。

そして、今でも相談にいらっしゃった方で、起訴が難しいと言われてしまう事案、不起訴になったりですとか、警察の段階で、これは難しいと言われてしまう事案というのがなかなか多く、それが、やはりまだまだこれからの課題なのかなというふうに考えております。

以上、私と大竹先生からのお話を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○吉田秘書課付

齋藤先生、大竹先生、ありがとうございました。

引き続き、ここから質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

法務省の大臣官房秘書課の吉田と申します。本日はお忙しい中、大変貴重なお話をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございます。

1点御質問したいのは、お話の一番最後に出てきました、今でも起訴が難しい事案が多いというお話に関連してでございます。

先生がお聞きになった中で、例えば、このような事案があつて、起訴が難しいという判断が検察官なり警察のほうから示されたというようなものを、御記憶であれば教えていただくと、大変有り難く思います。よろしく願いいたします。

○齋藤梓先生

起訴が難しい事案についてということだったかと思うのですが、飲酒、お酒が関わっている事案なのですが、防犯カメラに、ちゃんと歩いているような様子が映っていたりとか、あるいは、上司と部下の関係性のアルコールの事案で、起訴されなかった、起訴が難しいといったような事案があったりですとか、あるいは、自分で相手を家に上げている、別に家に上げるのは、性行為をするためではなかったんですけども、家に上げているという事実があった事案などが難しく、それは本当に、刑法改正以前から、ずっと難しかった事案

かなと思います。

実際一步手前の事案であるとか、あるいは、出会い系サイトで出会って、その日のうちに、本人は同意していなかったのだけれども、性行為に及ばれたという事案なども、起訴が難しいというような判断がされたということがございました。

○吉田秘書課付

齋藤先生、ありがとうございます。他に質問される方はいらっしゃいますでしょうか。

○東山刑事局刑事法制管理官

刑事局刑事法制管理官の東山と申します。

齋藤先生には以前の、平成26年ころの性犯罪に関する罰則の検討会で、色々お世話になりました。御無沙汰しております。

本日は、非常に興味深いといえますか、我々にとって非常に大事なお話、聞きたかったお話をしていただきまして、大変ありがとうございました。今後の我々の検討等に向けて、非常にためになるお話だったかなというふうに思っております。

1点質問させていただきたいんですけども、これも先生の最後のところで、問題意識として、監護者性交等罪が思ったほどに増加していないというところがございました。

釈迦に説法ではあるんですが、監護者性交等罪ができたのが、まさに平成29年7月に犯罪になったわけですけども、増加していないというのは、具体的に、いつから比べて増加していないということなのか。それとも、元々想定していたよりも立件されている件数が少ないという心証なのか、そのあたりのことを伺いたいのが1点と、今申し上げた点もそうなんですが、司法面接の徹底などが先生のレジュメに書かれていますけれども、具体的に、もう少し問題意識的なことをお話いただければ有り難いと思っています。よろしく願いいたします。

○齋藤梓先生

ありがとうございます。

監護者性交等罪が思ったよりというのは、検察とか法務省、司法関係の方というよりは、福祉の方と話していて、児童相談所の現場で性虐待の事案が挙がっているにもかかわらず、それが監護者性交等罪とはなっていないのではと思いました。監護者性交等罪というものが福祉の領域でどのような意味を持っているか、私自身も把握しかねています。非親告罪化された上に監護者性交等罪ができたということについて、福祉の現場と司法の方々と、ギャップがあるのかなということを感じたということがございます。

司法面接に関しましては、何件か子供の、本当に小さいお子さんの事案で、警察から検察につながるときに、説明の仕方に誤りがあったりですとか、あるいは、検察での対応がそのお子さんにとってはあまり効果的ではなかったといったことがあって、司法面接がうまくいかなくて起訴ができないというような事案が何件かございました。それは、どこの問題なのかというのが、すごく難しいと思うのですけれども、それはもしかしたら、司法面接を紹介する警察の方の紹介の仕方だったのかもしれないし、司法面接を導入するときの方法の仕方だったのかもしれない。もう少し警察の中であるとか検察の中で、統一された司法面

接の紹介の仕方であるとか、マニュアルというとおかしいですけども、こんなふうに紹介していくといいといったようなことがあると有り難いなと思ったのと、やはり司法面接をしても、それが証拠として採用されなかったら、どうにもならないみたいなことがあると、支援側としては、心許ないなということを感じております。

アメリカの手法などを利用しているのだらうと思いますが、司法の制度自体が、アメリカやイギリスと日本とは違うと思いますので、日本の司法制度に合った面接の仕方というのが検討されていくといいなというふうに思っております。

○東山刑事局刑事法制管理官

どうもありがとうございました。

○吉田秘書課付

齋藤先生、ありがとうございました。

他に御質問ありますでしょうか。

○山崎法務総合研究所総務企画部長

法総研総務企画部長の山崎と申します。今回初めて参加いたします。

本日、先生方、本当に分かりやすく講義していただいて、ありがとうございます。

多少見当違いの質問かもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

3つございます。

1つ目は、最初の方の説明で、色々インタビューしたら、日本における被害の現状、資料ですと2枚目、3枚目あたりに出てきました、10人強に1人は無理やり性交された云々と。そして、次のページに、助けを求める際の、7割は助けを求めず、2割が友人・知人に相談というところがございました。

この友人・知人に相談というのは、例えば友人・知人に相談した後に、警察に行くような場合もあると思うんですが、そういうものは除いてあって、友人・知人で終わっているという趣旨なのかどうか。あるいは、スタート地点として友人・知人であるという趣旨なのか、ちょっとその辺をひとつ教えていただきたいというのが1つ目でございます。

それから、2番目の質問ですけども、関係性がある場合の不同意性交、性暴力の話の中で、加害者側が正当化を行うというお話があって、指導・教育の一環として行ったというお話がございました。

これはちょっと、どういうことを正当化して言おうとする趣旨なのか、私はよく理解できません。具体的にはどんなことを加害者側が、指導・教育なんだと主張しているのかというのを教えていただきたいというのが2番目でございます。

3番目なんですけど、ちょっとこれは難しいのかもしれませんが、今回色々お話ししていただいた性暴力について、本研究では、不同意性交を捉えているのだという御説明でありました。

不同意か同意かというお話の中で、積極的同意がない場合というのは全て不同意になるのか、また、積極的同意というのが、どういうところを捉えて、積極的同意というふうに、本人の心の中の問題だと思えますけれども、客観的に、その辺は、どこまでが同意で、どこか

らが不同意なのかということについて、どう考えたらいいのか、何か御見解があれば、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大竹裕子先生

最初の質問についてですが、これは、内閣府の男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」報告書から引用しております。これは、複数回答によるものとなっているので、重複して答えています。ですので、友人・知人にも相談をし、警察にも両方行きましたという方ももちろん入っております。

指導・教育の一環とはというのは、齋藤先生から。

○齋藤梓先生

指導・教育の一環というのは、本当に、私も聞いていて、理解ができないなと思うのですが、これは、あなたを教育するためなんだよとか、あなたの魅力をあなたに分かせるためなんだよとか、指導者に当たる人が、おまえのために、おまえがこれから成長するために、俺はこういうことをしてやっているんだぞというような言動をとるといことが見られたということです。

すみません、言っている私も、ちょっと、本当に理解ができないなと思っているのですが、そういうことを言う加害者がいたということです。

○大竹裕子先生

あと、医療とか相談関係、相談者などの立場の人で、あなたの苦痛を緩和するために、こういうことをしますとか、医療行為の一環として、こういうことをしているんですよということもありました。そういったことです。

○齋藤梓先生

さっきの積極的同意のことに関して、大竹先生、お願いできますか。

○大竹裕子先生

これは、おっしゃるとおり、線引きというのを、私たちも実は目下探しているところで、非常にこれは微妙な問題かと思えます。

この矢印を、真ん中を濃くして周辺をぼかしたのは、これは非常に区別が難しいという意味です。明確に同意性交といえるものと、明確に不同意性交といえるもの間が非常に曖昧であると。どのように分けるかという境目が極めて難しい。明確に同意があるといえるのは、何らかの形で意思決定、意思確認があった場合です。しかし、それがなければ全て不同意かという、おそらくそうともいえないのだろうと思うんですね。

ただ、では、どうだったら不同意とはいえないのかという条件までは、まだ見つけられていないんです、実は。そして、不同意性交の方に行きますと、これは、同意がない場合ですね。しかし、ただ同意がないだけではなく、それにプラスして、心理的抗拒不能、社会的抗拒不能、いずれかもしくは両方がある場合には、不同意性交と受け取ってよいのではないかというのが、今のところ、我々の見解となっております。

ですので、一応、今分かっている紛らわしい例を、それぞれ挙げてはおりますが、この線引きというのは、今後もう少し明確化できればと思っております。これは、不同意性交の方を今まで私たちは主に聞いているのですが、同意性交の方の話をもっとよく聞かないと、実は分かってこないところなので、それをこれからやっていきたいと思っております。

○山崎法務総合研究所総務企画部長

ありがとうございます。

○吉田秘書課付

齋藤先生、大竹先生、ありがとうございます。

あとは、よろしいでしょうか。

それでは、お時間もありますので、質疑応答の時間、ここで終了とさせていただきたいと思えます。

それでは、最後に、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いできますでしょうか。

○西山政策立案総括審議官

座長を務めております西山でございます。

齋藤先生におかれましては、御都合により、当省にお越しいただけないにもかかわらず、お手間をいとわずに中継で御参加いただきましたし、また、大竹先生におかれては、大変御多忙だと伺っております。その合間を縫って、わざわざお越しいただきまして、本日、貴重なお話をいただき、本当にありがとうございました。

1時間という限られたお時間ではございましたけれども、研究で得られた事例や、先生方の御経験を通じて培われた知見から、様々な示唆をいただくことができたと思っております。

個人的な感想で申しますと、本日御紹介いただいた調査結果や分析につきましては、まず、法曹を始め刑事司法関係者は言うまでもありませんけれども、被害者支援あるいは犯罪者更生に関わる関係者、性犯罪あるいは性暴力の当事者に関わるあらゆる関係者の皆さんにおいて、今日お話いただいた知見を十分に共有する必要があるということを非常に痛感した次第でございます。

また、もう1つは、このような内容につきまして、どこまで深く周知するかというのは別ですけれども、一般の国民の方々にも、性暴力あるいは不同意性交といったものが何か、あるいは、それがどういう経緯で起こるのかといったことについて理解をしてもらうという取組が非常に大事ではないかというふうに、私自身感じた次第でございます。

こういった点も含めまして、本ワーキンググループにおきましても、本日の知見をぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

本日は、改めまして、どうもありがとうございました。

○吉田秘書課付

それでは、改めまして、齋藤先生、大竹先生、ありがとうございました。

性暴力の被害経験に関する質的調査報告

齋藤 梓 (公認心理師・臨床心理士/博士(心理学))

目白大学人間学部心理カウンセリング学科 専任講師

大竹裕子 博士(心理学・国際保健政策学)

オックスフォード大学医療人類学研究室 リサーチ・フェロー

本日の流れ

1. 調査グループの紹介と調査手法の紹介（5分）
2. 質的調査結果報告（20分）
3. まとめ（5分）
4. 事前にいただいた質問への回答（10分）
5. 質疑応答（15分から20分）

当事者の声から刑法改正を考える ～当事者への質的調査の結果を踏まえて～



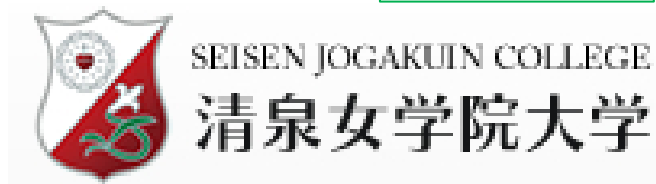
大竹裕子 博士（心理学・国際保健政策学）

オックスフォード大学医療人類学研究室 リサーチ・フェロー

東京大学医学研究科 非常勤講師

『性暴力の被害経験に関する研究』共同研究責任者

『性暴力の被害経験に関する研究』 チーム



共同責任者

目白大学 齋藤梓（臨床心理学）

オックスフォード大学／東京大学 大竹裕子
（心理学・国際保健政策学）

研究分担者

清泉女学院大学 岡本かおり（臨床心理学）

一般社団法人Spring 金田智之（社会学）

東京大学 宮本有紀（精神看護学）

東京大学 江口のぞみ（精神看護学）

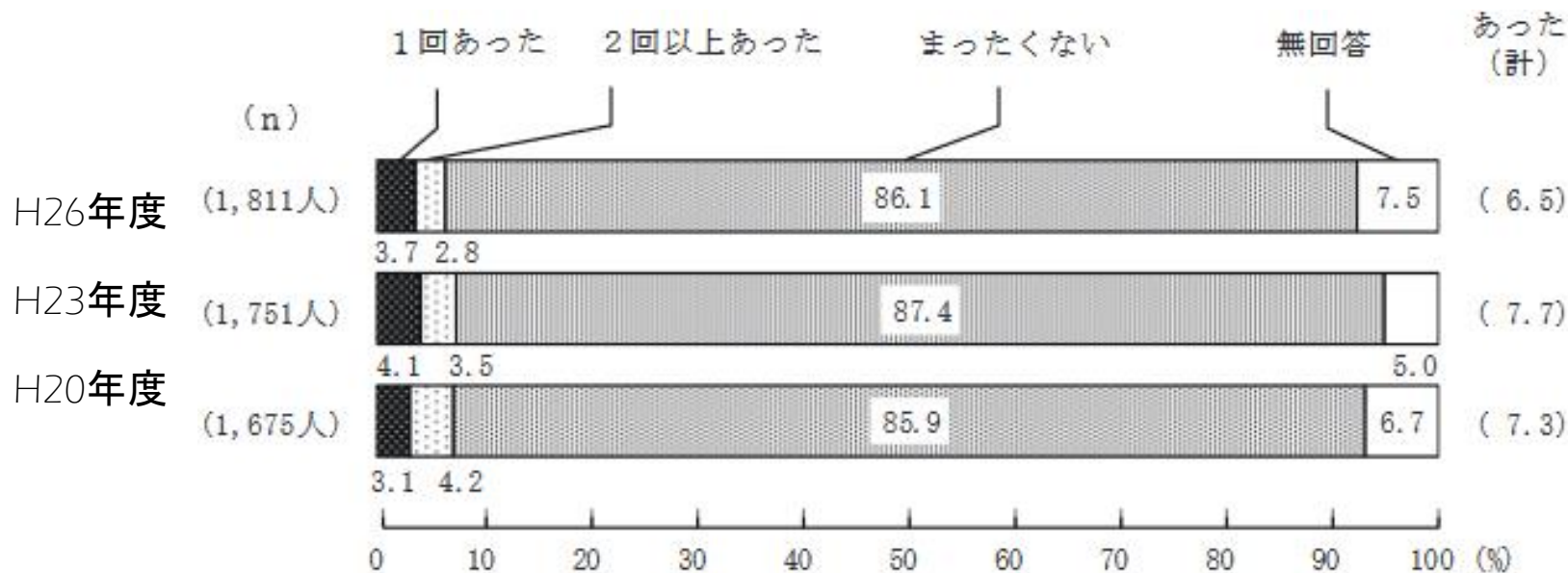
東京大学 松本衣美（精神保健学）

東京大学 松井周（精神看護学）

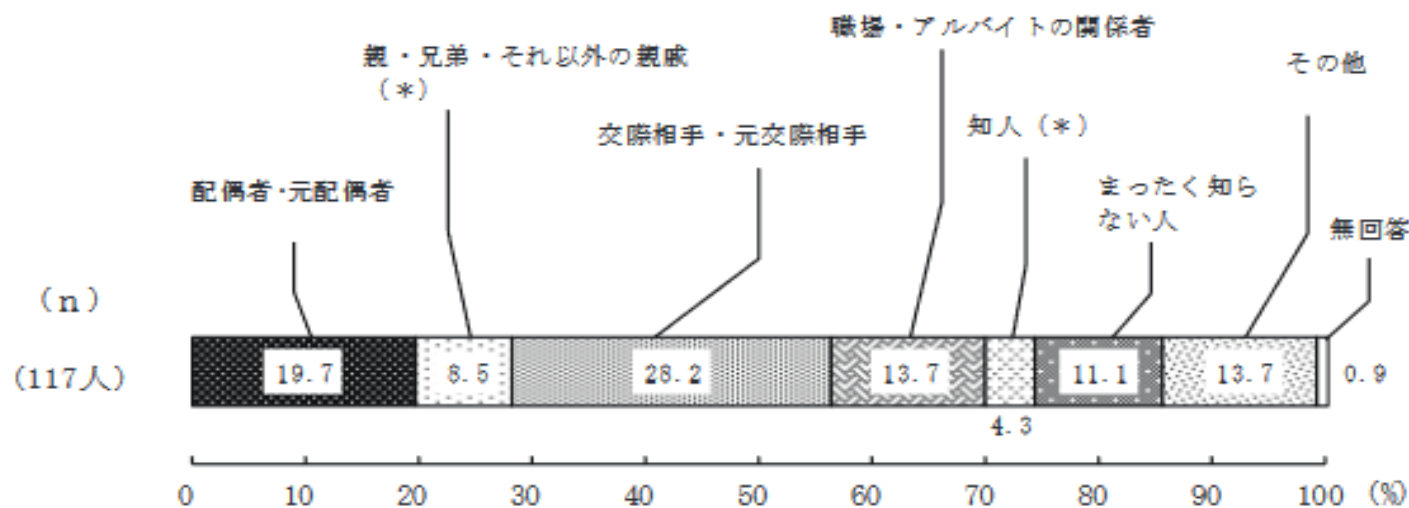
東京医科歯科大学 高野歩（精神看護学）

性暴力の現状（統計データから）

日本における被害の現状（女性）

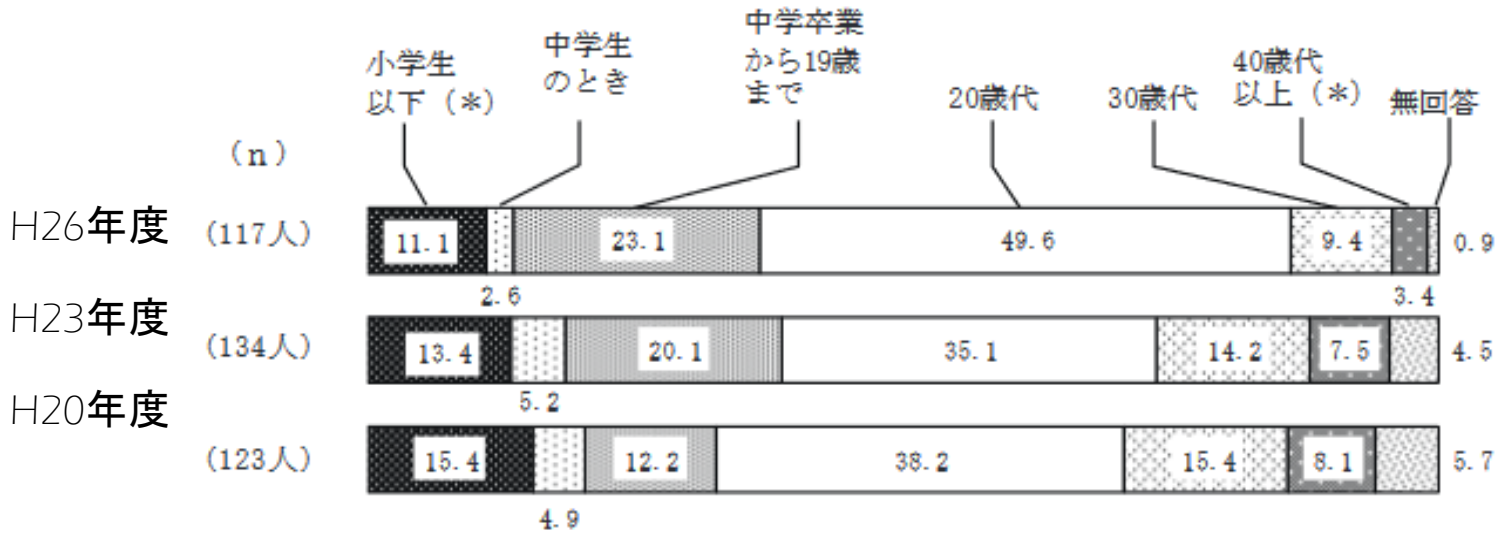


約10人強に1人は無理やり性交されたことがある

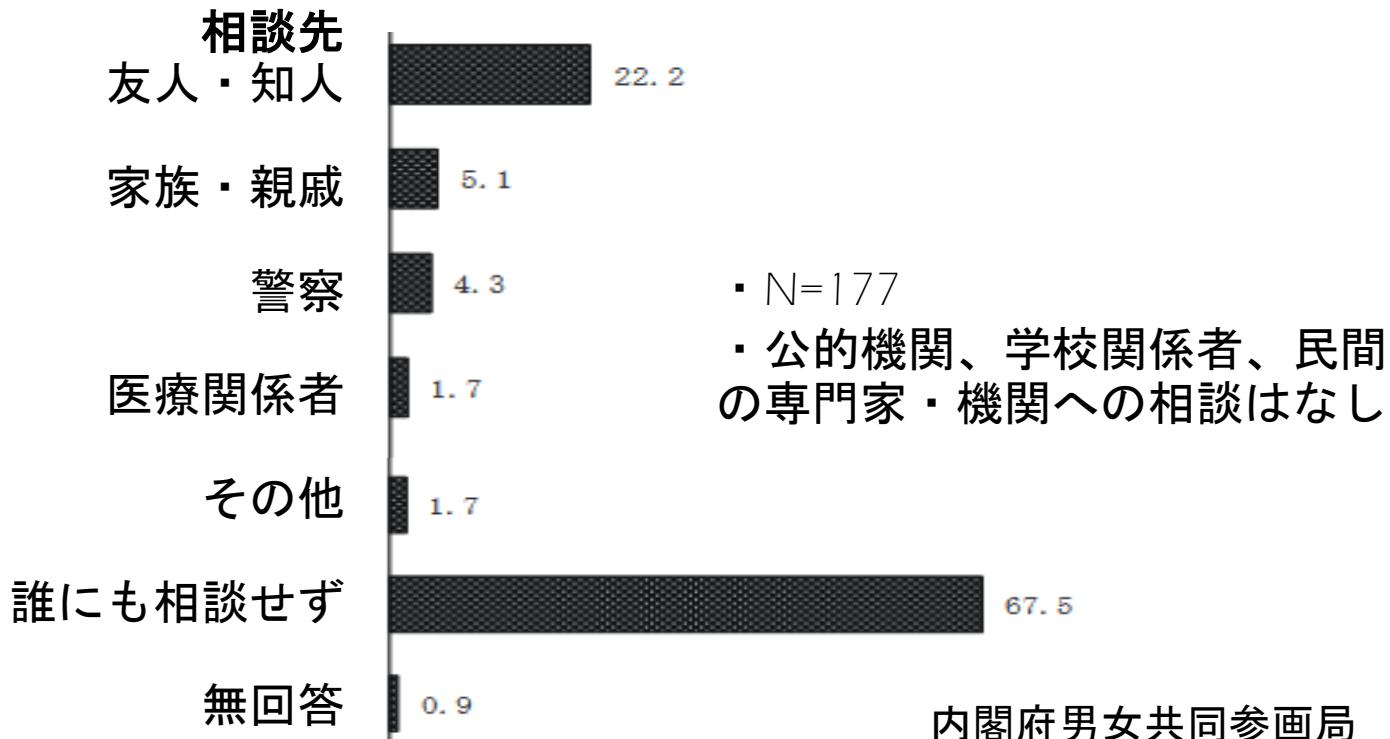


7割以上がパートナー・顔見知りからの被害

日本における被害の現状（女性）



**9割の被害は
30代までに発生**



**7割は助け求めず
2割が友人・知人に相談**

性暴力の影響（女性）—国際データから—

	オッズ比（被害有VS無）	論文数
性的/身体的暴力（パートナー）		
自殺	4.54	3（7350編中）
児童期性虐待		
自殺念慮・自殺企図	8.32	2（22235編中）
自殺念慮・自殺企図（男女とも）	2.43	7（同上）
性暴力（非パートナー）		
うつ病×不安障害（PTSD含）	2.59	5（7350編中）

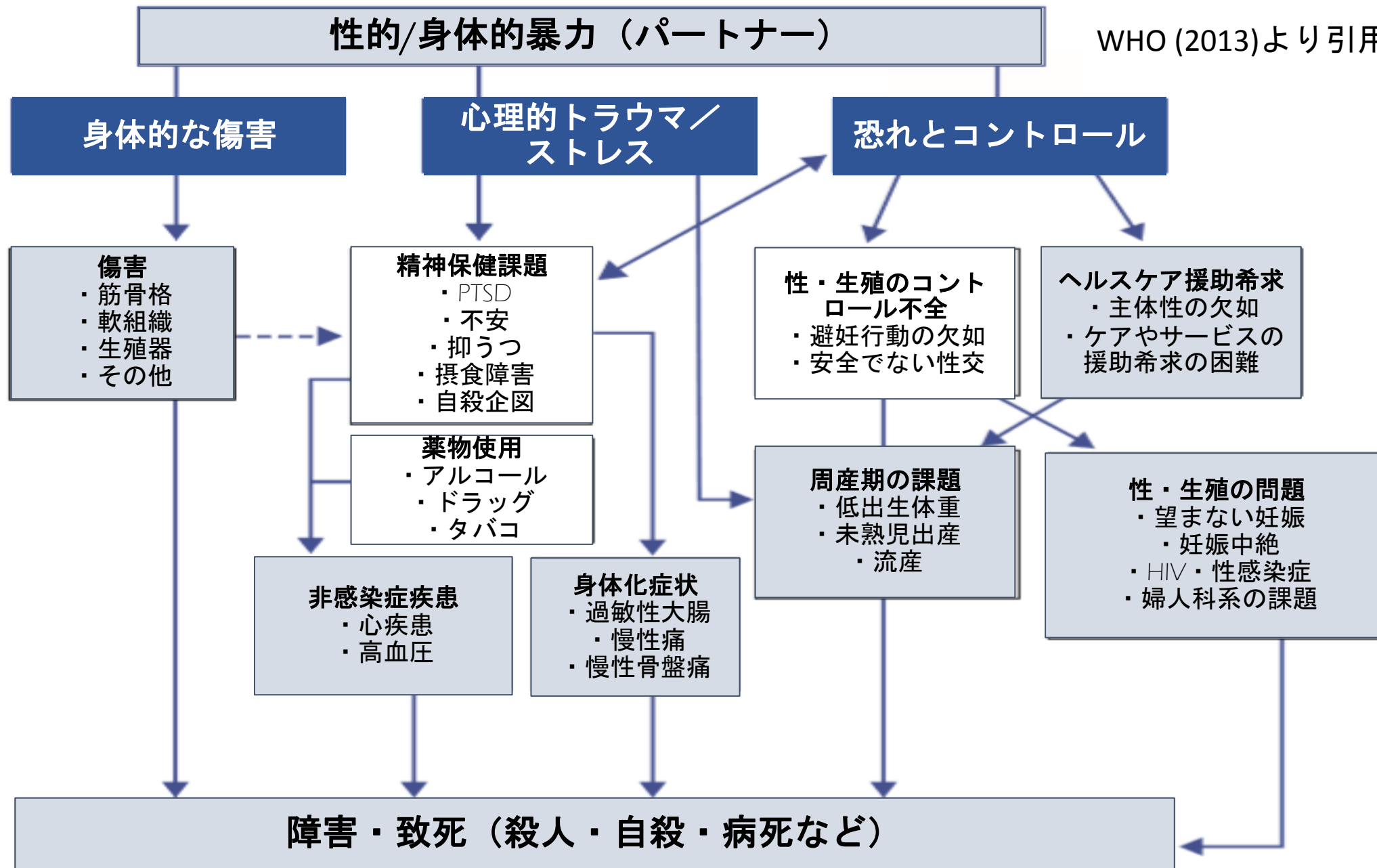
注1）オッズ比2以上を示す

注2）引用文献

- WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence
- Devries et al. 2014 Childhood Sexual Abuse and Suicidal Behavior: A Meta-analysis. Pediatrics 133(5):e1331-1444

性暴力の影響（女性）—国際データから—

WHO (2013)より引用



性暴力は死に至る重要課題

性暴力の発生リスクを高める要因－国際データから－

加害者側の要因

被害者側の要因

社会・政策レベル

性暴力に対する法的な制裁措置が弱い
暴力容認の性役割・社会規範・男性優位の社会

コミュニティ・組織レベル

コミュニティ・組織が性暴力に寛容
コミュニティ・組織の経済力が低い（貧困地域）

関係性レベル

複数のパートナー、それを奨励する家族
友人からのプレッシャーに弱い

複数のパートナー

個人レベル

＜個人のバックグラウンド＞
低い社会的地位・経済力、暴力団への加入
＜子ども時代の暴力被害＞
性暴力・身体的暴力の被害経験、DV目撃経験
＜メンタルヘルス上の問題＞
反社会的な人格障害、飲酒問題、ドラッグ

＜個人のバックグラウンド＞
若年、低学歴、独り身、子ども時代の性産業従事
＜子ども時代の暴力被害＞
性暴力の被害経験、DV目撃経験
＜メンタルヘルス上の問題＞
抑うつ、飲酒問題、ドラッグ、過去の暴力被害経験

調査手法の概要

リサーチクエスション（研究目的）

- 望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？

改正議論・司法運用・研修等

- なぜ被害を相談することが難しいのか？
- なぜ性暴力（被害）として認識できないのか？
- 当事者の視点からみた、必要な支援とは何か？

支援施策・研修・啓発等

本研究で用いた「性暴力」の定義

「性暴力」(WHO定義)

不同意性交、
望まない性的言動(未遂含む)
・被害状況や関係性に関わらない

「不同意性交」

(当事者・支援者の要望)

「強制性交・わいせつ」

(刑法定義)



不同意性交(日常語「望まない性交」)

- ・性器を含む体の一部、又は異物の
膣、肛門、又は口への挿入
- ・未遂も含む
- ・加害者の人数・性別は問わない

□ なぜ刑法の定義を用いないのか?

→現行法では犯罪とされない経験についても、
そこで何が起きているのかを調べるため。

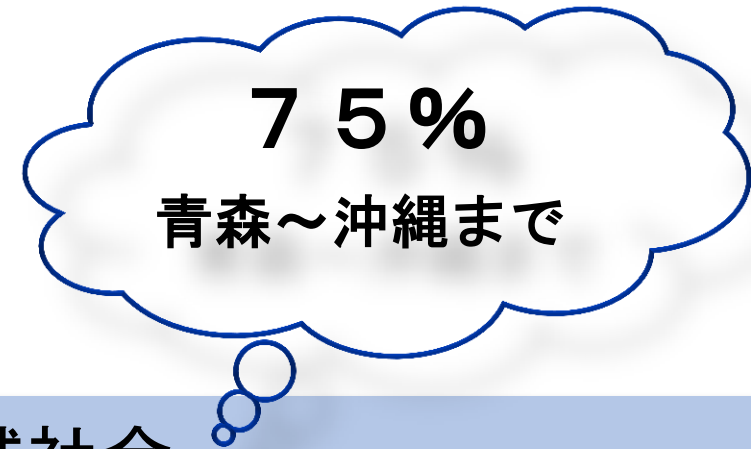
□ 不同意性交を全て犯罪化したい前提か?

→不同意性交のプロセスや影響を解明するが、
どこまでを犯罪とするかは議論が必要。

対象者のサンプリング法

警察や医療の手が届かない被害者にどうリーチするか？

- 被害者の大部分は女性。9割の被害は30代までに起こる。
- 警察や医療機関に行くのは1割未満。7割は沈黙し地域社会に埋もれている。



現在までの調査協力者（計51名）

当事者団体
支援施設
(10名)

地域社会
Web利用、紹介・口コミ
(41名)

- 当事者団体の声を代表するのではなく、様々な被害者の全体像を捉えることが目的。

データ収集と分析法

データ収集法（2018年5月～現在）
対面インタビュー、Web上の自記体験談

分析法

グラウンデッド・セオリー
（データ対話型理論構築法）
・政策立案、当事者の実態調査でよく用いられる

□ なぜ判例を分析しないのか？

→警察に行かない/行けない被害者
（9割以上を占める）の実態を捉えるため。

→犯罪として起訴されていない事例の
実態を捉えるため。

現在までの調査協力者（計51名）

体験談のみ
（20名）

インタビュー & 体験談
（21名）

インタビュー
のみ（10名）

インタビュー実施（計31名）

インタビュー内容

【望まない性交のプロセス】

どんな経緯でその人と性交をすることになってしまったのか、そのときの状況や、相手が何をしたか、言ったか、それに対してあなたはどうか反応したかなど、覚えている限り、できるだけ詳しくお話ししてください。

【援助希求】

この出来事があった後、助けを求めようと思ったかどうか、実際に助けを求めたかどうかなどについて、少し詳しく教えて下さい。

【被害認識の揺れ動き】

そのときは「被害」と思わなかったけれども後から考えが変わった、逆にそのときは嫌だったけれども後からそう思わなくなったということがあれば教えてください。

【その後の影響】

この経験は、あなたの心や体、生活にどのような影響を与えましたか？

調査協力者のプロフィール

→ 資料参照

質的調查結果報告

【調査の出発点】

- 被害者支援の経験から
被害届が受理されない・起訴は難しいと言われる・無罪
→司法の「性犯罪」と当事者の「性暴力」の乖離
- 性犯罪の罰則に関する検討会や法制審議会部会の経験から
当事者の心理を説明した研究が日本は少ない？
当事者の言葉で説明ができるようにしたい
- 当事者団体から
フリーズや抵抗できない心理を明らかにしてほしい

【リサーチクエスチョン】

- 望まない性交の当事者の視点から見た「不同意性交」とは？
「同意のある性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？
- 当事者が被害を相談することが難しい理由は？
- なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか？
- 当事者の視点から見た、必要な支援とは何か？

【リサーチクエスチョン】

- 望まない性交の当事者の視点から見た「不同意性交」とは？
「同意のある性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？
- 当事者が被害を相談することが難しい理由は？
- なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか？
- 当事者の視点から見た、必要な支援とは何か？

犯行に至るプロセスによる分類

奇襲型、飲酒・薬物使用を伴う型、家庭内性暴力型、
エントラップメント型

(ただし、奇襲型、飲酒薬物使用を伴う型、
家庭内性暴力型も、エントラップメント型を内包)

被害年齢による分類

児童期性虐待、児童期性暴力、
成人期性暴力

関係性による分類

見知らぬ人、パートナー
上下関係、対等、家庭内

エントラップメント

日常生活の中で
上下関係を作り上げる

- ・加害者が自分の価値を高め権威づける
- ・被害者をおとしめ弱体化

逃げ道を
ふさぐ・
死角に追
い込む

性的な話
題にすり
替える

性交を強要

促進要因

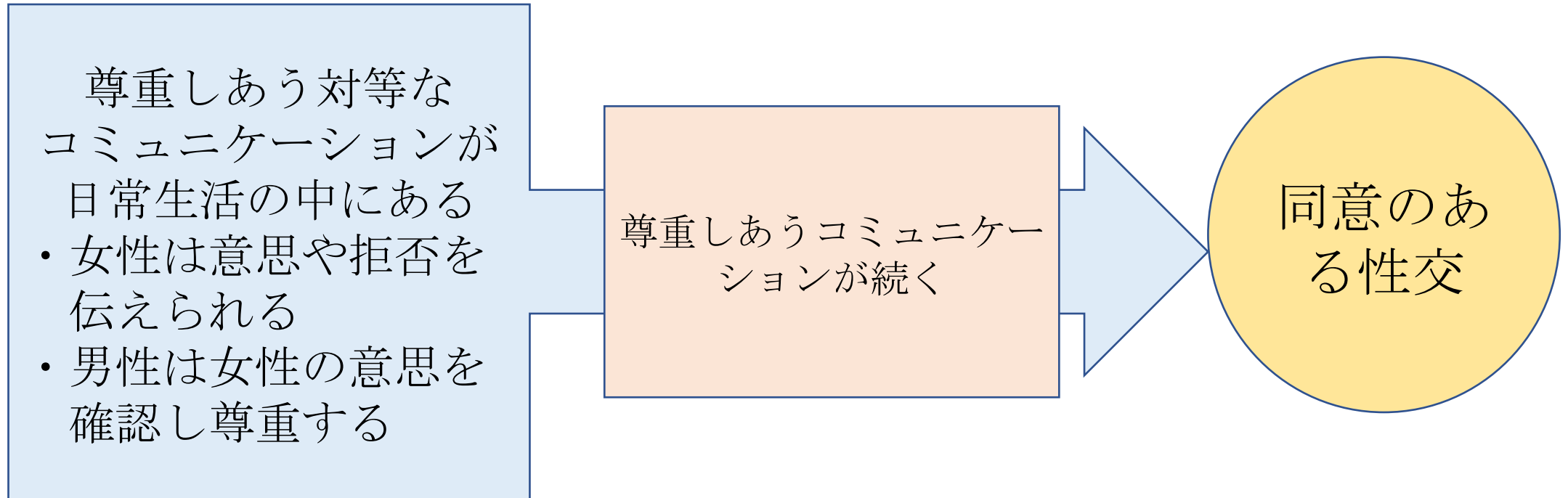
<顔見知りの場合>

- ・加害者は被害者よりも社会的地位が高い
- ・被害者の加害者への好意を利用

<文化規範>

女性は従順さをよしとする
人間関係で波風を立てるべきではない

同意のある性交



齋藤・大竹, 2019

性交に至る前の「関係性の持ち方」を基準に
(上下関係を作り出して追い込んでいないか・
相手の意思を尊重する姿勢を取っていたか)

真の同意が可能だったか否か
拒否を伝えられる関係であったか否かを判断する

上記の視点を「不同意」を検討する際に取り入れる

【リサーチクエスチョン】

- 望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは？
「同意のある性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？
⇒ 上下関係のある場合は？

分析について

リサーチクエスチョン

(1). 社会関係に基づく性暴力において、被害時に不同意を示せない(または逃げられない、被害に陥ってしまう)のはなぜか？どのような社会的関係、社会的圧力、社会規範がどのように関与しているか？

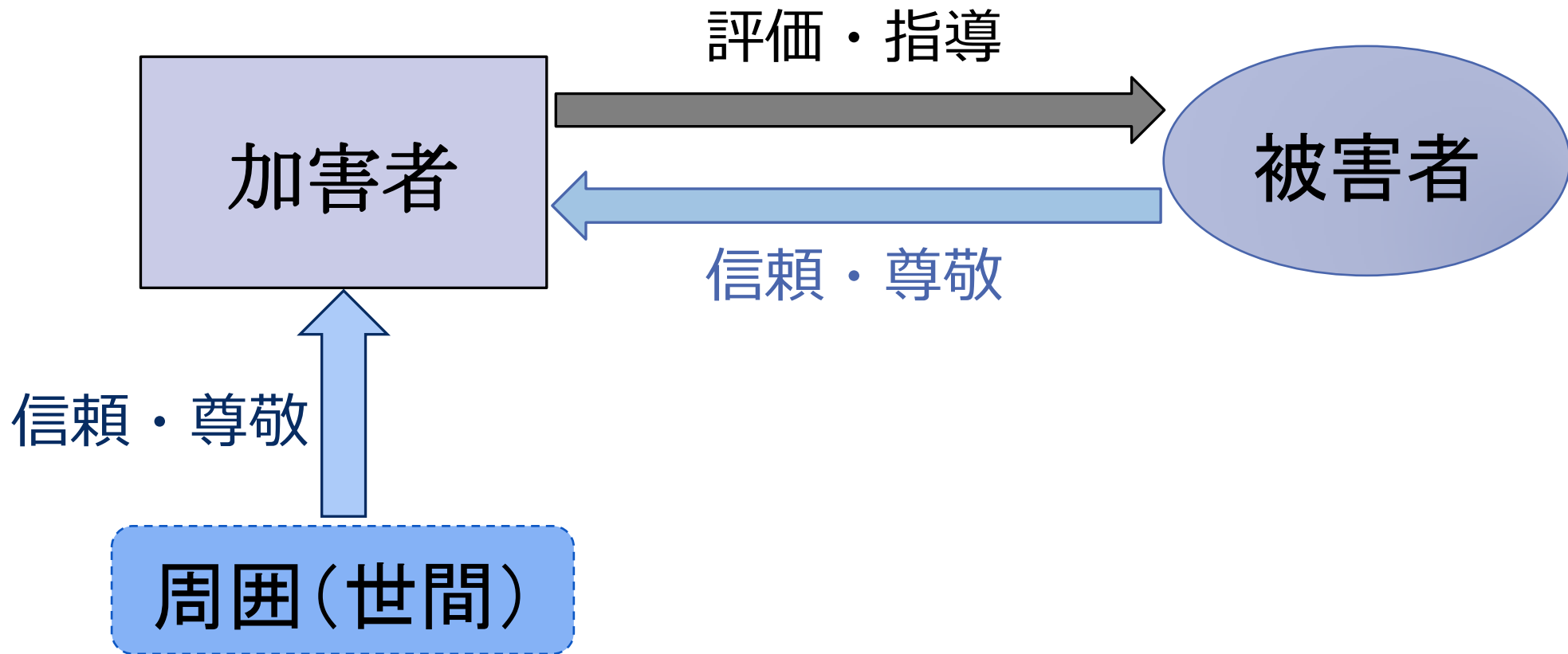
(2). 社会関係の中で当事者はどのように被害認識を形成してゆくのか、あるいは形成不全に陥るのか？他者や社会は被害認識の形成・形成不全にどう関与するか？

加害者と被害者の関係性および被害者数

被害者から見た加害者の地位	被害者数
職場の上司	計4人
職場の先輩	計1人
大学のサークルの先輩	計2人
小学校のときの教師	計1人
大学・大学院の教員	計2人

地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズ I】 … 性被害が生じる前の加害者と被害者の関係

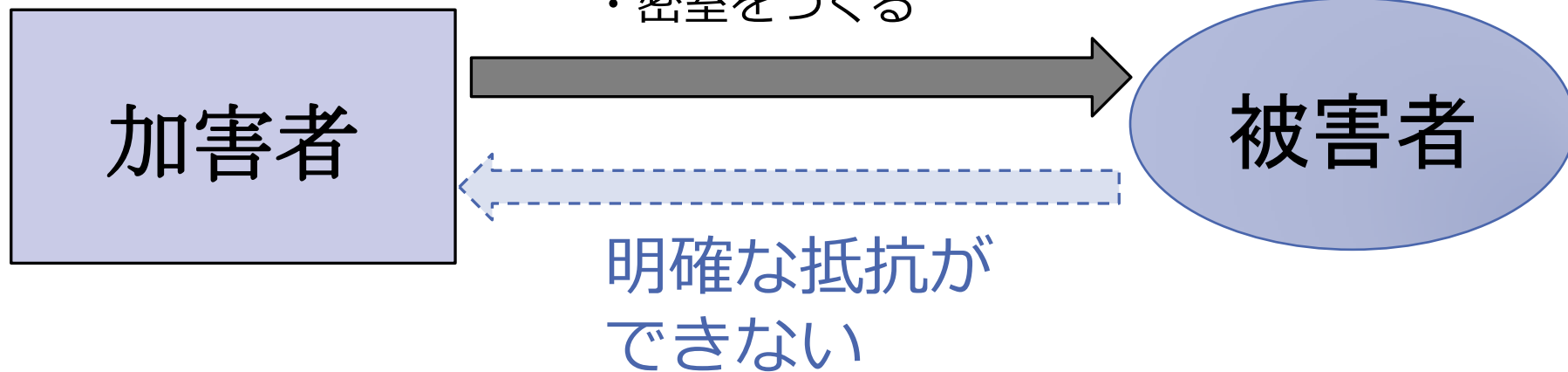


地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズⅡ】 … 性被害が生じる前段に見られる加害者の動き

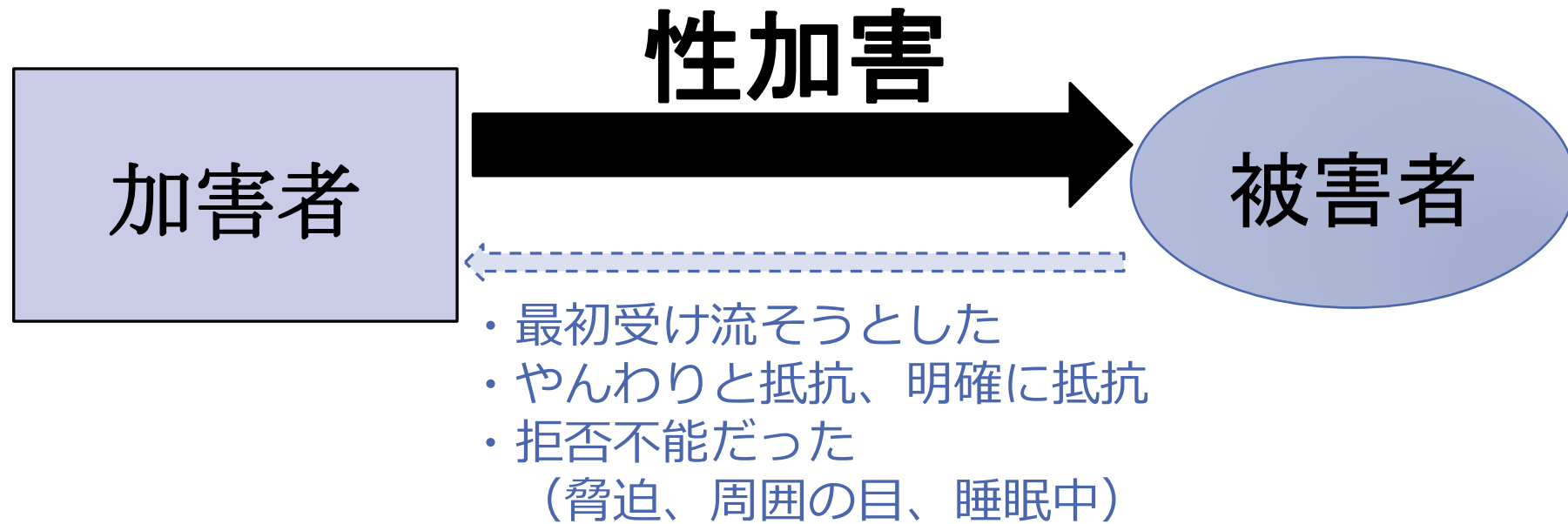
予兆的行動

- ・セクハラ・モラハラを行う
- ・飲酒させる
- ・密室をつくる



地位・関係性を利用した性加害・性被害の発生プロセス

【フェイズⅢ】 … 性被害の発生

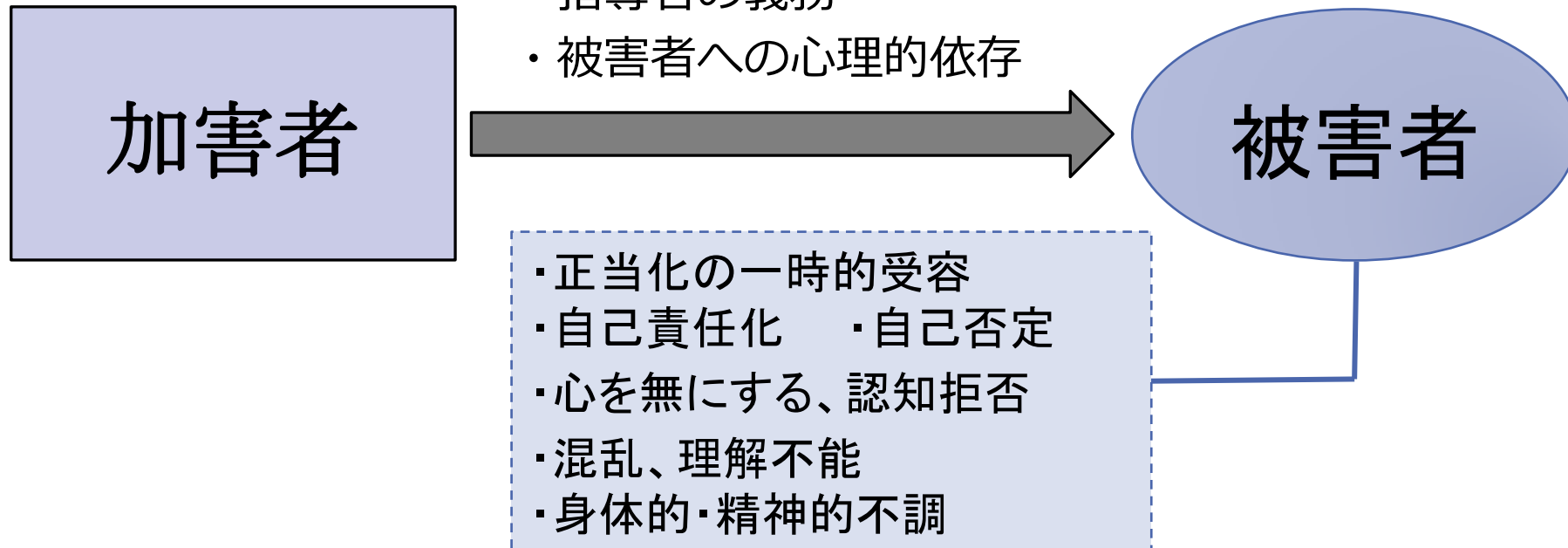


地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズⅣ】 … 性被害が生じた後に見られる加害者の動き

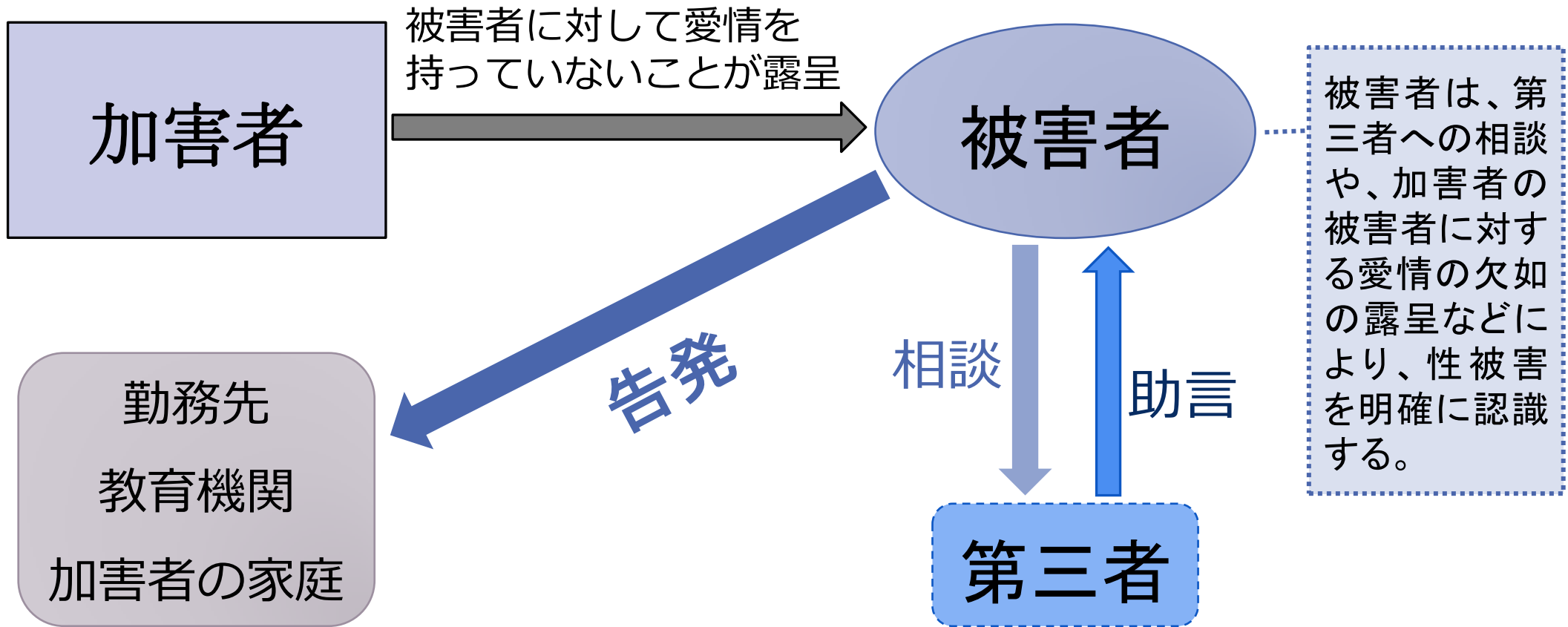
性加害の正当化

- ・ 恋愛感情・好意の表明
- ・ 指導者の義務
- ・ 被害者への心理的依存



地位・関係性を利用した性被害の発生プロセス

【フェイズV】 … 被害者による性被害の自覚と告発



性被害の発生プロセスに対する、性に関する知識や社会規範の寄与

- ・性被害や性暴力に関する何らかの知識を事前に有しているからといって、実際に性被害にあった場合に、自分が受けた被害をただちに性被害と認識できるわけではない。性教育は重要だが、それだけではまったく十分ではない。
- ・分析の中では、上下関係に関する規範意識のほかに、職場などでの人間関係に関する規範意識が見出された。上下関係に関する規範意識は性被害に対する受忍的な態度に、人間関係に関する規範意識は性被害の相談の抑止に作用する。
- ・また、性被害に対する受忍的な態度には、上下関係に関する規範意識のほかに、ジェンダー規範や異性愛規範も作用している。こうした規範意識が地位・関係性を利用した性被害の自覚・発覚を阻害し、社会問題化を遅らせている。

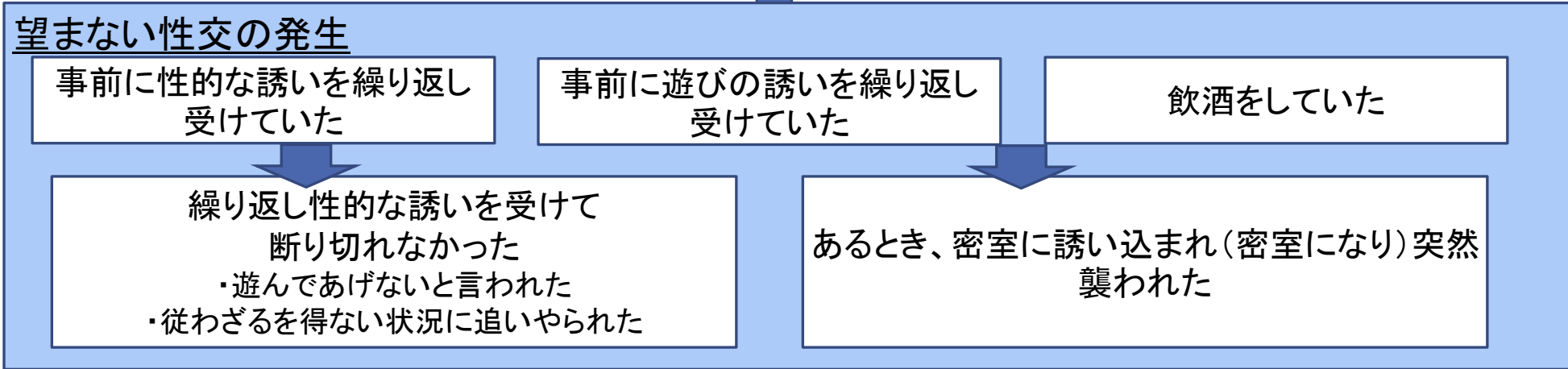
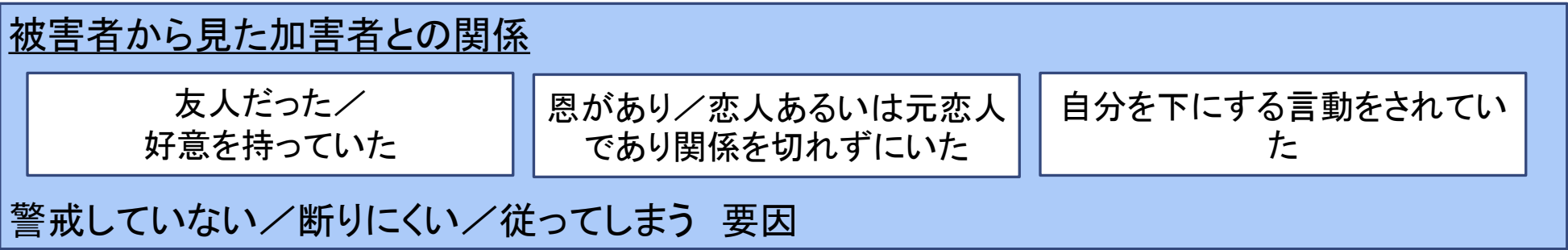
地位・関係性を利用した性被害に関する今後の議論に向けて

- ・地位・関係性を利用した性被害には、加害者による予兆的行動がともなっている。地位・関係性を利用した性被害を正しく捉えるためには、実際の性加害が生じたその瞬間の加害者・被害者の故意性・意図だけではなく、加害者と被害者との関係性をしっかり把握・評価しなければならない。被害者が加害者に屈するのは、暴行・脅迫だけによるのではない。
- ・上司や教師などからの性被害は、被害者が加害者を信頼・尊敬している状況を背景に生じることから、被害者の心理的ダメージは極めて深刻である。信頼・尊敬していた相手から裏切られるどころか、性暴力を振るわれるのだから。心理的抗拒不能を評価する際には、このことを重く認識する必要がある。

【リサーチクエスチョン】

- 望まない性交の当事者の視点から見た「不同意性交」とは？
「同意のある性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？
⇒ 対等な関係、家庭内性暴力の場合は？

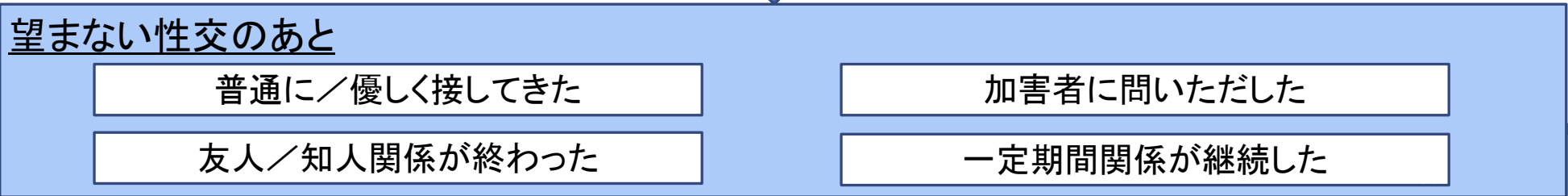
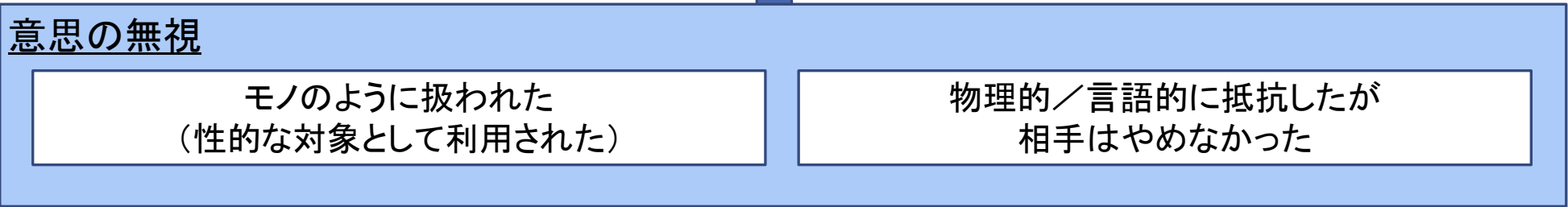
対等な関係での
性暴力



出来事の実感

「性暴力／レイプとは思っ
ていなかった」
「性暴力と思った」

「(大人になって)人に指
摘されて性暴力だと
気が付いた」
「今も性暴力だと
思いきれない」



出来事の認識

何だか分からない



思春期になり
性的なことと知る



自分で調べて/
何かで知って/
性虐待だと知る

始まりと進行

身体を触られ始める

← 混乱

徐々にエスカレート

加害者

行為中
言葉がない
言葉がある

抵抗の試み

抵抗を試みる

加害者に行為について尋ねる

性虐待の継続

聞き入れられない／行為は止まらない

無力感／諦め／普通のことと思う

感情を感じない

日常から切り離される感じ

性虐待の終わり

加害者と離れることで開示

加害者と離れる

いっぱいいっぱいになり開示

開示して第三者が介入

開示/ 他の人の認識

加害者との関係
良好／良好でない

家族
不仲／多忙／良好



どうであっても
他人に言えない

家族は
気づいていない
優等生的振る舞い

家庭内の
性暴力

【リサーチクエスチョン】

- なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか？
- 当事者の視点からみた、必要な支援とは何か？

被害の認識

- 奇襲型 → 認識されやすい
- 飲酒・薬物使用を伴う型 → 自責から認識されにくい
- 児童期の性虐待型 → 何が起きているか分からない
- パートナー・レイプ型 → 関係性ゆえに認識されにくい

- エントラップメント型 → 自責から認識されにくい

被害認識が形成されやすい場合

- ・ 自分の中にあるイメージと適合した
- ・ 以前に被害を受けていて認識が出来る

援助希求

- ・ 警察に通報すべき
- ・ 身近な人に相談
- ・ 精神科に行く
- ・ 心理ケアを受ける

被害の人生への影響の緩和

被害認識が形成されづらい場合

- ・ 起きた出来事がよく分からない（子どもの場合）
- ・ 自分の中にあるイメージと異なる（成長して以降）

人生への影響

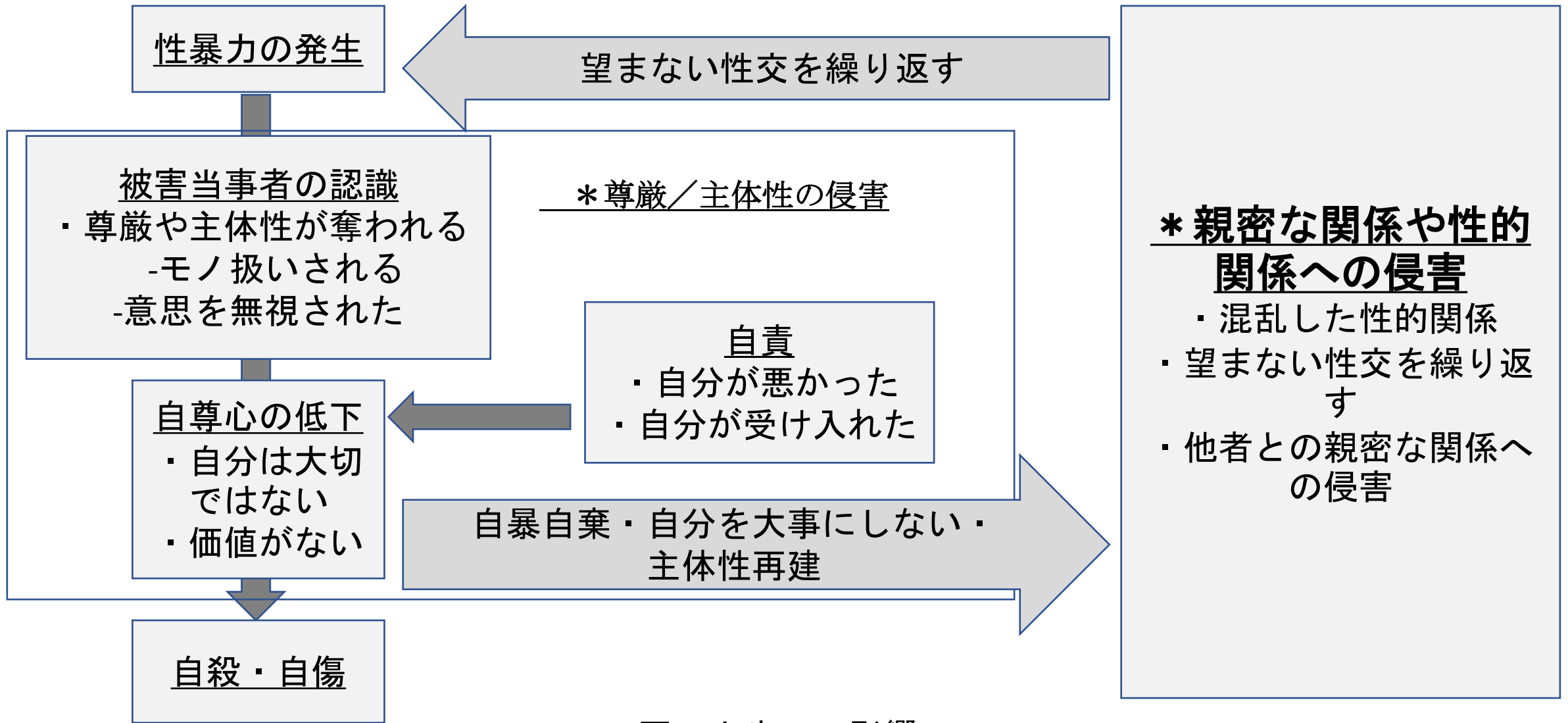
- ・ 自殺や自傷行為
- ・ 仕事や進路の喪失
- ・ 自責

- ・ 情報の獲得
- ・ 相談相手からの指摘

被害という認識が形成される

・ 自責感の緩和

図：被害認識の形成と被害の影響



図：人生への影響

- ・ 加害者がたくみに被害者の逃げ道を奪っている
そのプロセスを丁寧にとらえる必要性
- ・ 自己の目的のために被害者の性を対象として
利用した「道具化」の視点から性暴力をとらえる
- ・ 起きた出来事を被害と認識することが難しい
→そのあいだに時効が進むのは問題では

【リサーチクエスション】

- 望まない性交の当事者の視点から見た「不同意性交」とは？
「同意のある性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？
- 当事者が被害を相談することが難しい理由は？
- なぜ当事者たちが性暴力を性暴力として認識できないのか？
- 当事者の視点から見た、必要な支援とは何か？

当事者が相談・話した相手

被害を話すのは、このインタビュー
が初めて 5人
(被害性の認識がない3人を含む)

専門機関(医療/心理的)

医療機関・医師 16
カウンセリング・カウンセラー 15

身近な人

母親・親 11
きょうだい2 子ども 1
知人 2 仲間 3
友達(男女) 14

パートナー

(元)恋人 6
婚約者・夫 9

犯罪・性犯罪被害支援団体

性暴被害者の支援機関 4
民間被害者支援団体 2
当事者団体 3

学校・職場

同僚 5
上司・会社 4
大学の先輩・OB 4
学校・大学 3

居合わせた人

居合わせた人・近所の人・大家 5

その他の支援機関

電話相談 4
男女共同参画センター 1
DVシェルター 1
NPO子育て支援団体 1
就労支援機関 1
児童相談所 1

警察・法律関係

警察 10
弁護士 8
法テラス 2

加害者

加害者・加害者の家族 3

共感・よりそい 生活のサポート 一緒に怒る

care

110番
通報

警察

医療機関

支援センター

相談機関

福祉施設

当事者
団体

カウンセ
リング

弁護士

加害者と離れる

安全性
の
担保

引っ越し
親の離婚
死去
など

身近な人
に告げる

母
友人
など

身近な人が
わかる

自分がわかる

—他者の承認によって
被害者性を受け入れる—

電話相談

情報
週刊誌
HP
授業

加害者に確認

これは
性暴力・
性犯罪
である

そのための
反応・影響
が出ている

法律・社会
医療・福祉
心理的支援等
回復のために
できることがあ
る

限界を感じる

影響・反応が強くなる
悪夢
体調不良
不眠

支援者・支援機関につながるプロセス

被害性の認識がない

- ・言葉を知らない
- ・意味が分からない
- ・レイプのイメージと違う
- ・自分のせいだと思う

支援者・支援機関とつながらない背景

わからない

いつ、誰に、何を、どういうふうに
言えばいいの？

言っでは
いけないと強く思う

- ・恥ずかしい
- ・性的なことを口に出してはいけない
- ・自分が悪かったから
- ・口に出すのも嫌

知識・情報の不足

文化習慣によるタブー

広報啓発の工夫

心配かけたくない

孤立化

考えつかない

地域資源・人材の不足

- ・今の生活で精一杯なのに
- ・具合が悪くなってしまうのでは
- ・迷惑をかけたくない

物理的手段
がない

信用していない

言わないことで
身を守る
—本人のかじ取り—

被害性の認識がある

- ・警察署・交番が遠い
- ・支援機関が遠い
- ・電話が繋がらない
- ・予約が取れない

- ・取り合ってくれないだろう
- ・匿名性が守られないのでは
- ・話してどうにかならないかと思えない
- ・信用してもらえないかも

- ・防衛的沈黙
- ・切り離す
- ・よくあることだと思う
- ・今の生活を守る

ぼんやり

はっきり

相談したが、うまくつながらなかった背景

共感・よりそいの欠如

- ・忘れたほうがいい、忘れるしかない
- ・前向きに行きなさいとアドバイスする
- ・驚いて、何も言えなくなる
- ・「そういうこともあるよね」など、共感的でない応答に終始する

否定・批判をする

- ・(加害者は)そういう人に見えない
- ・弁護士に起訴は無理と言われる
- ・医療従事者から「汚点になるから届け出ない方が良い」と言われる
- ・なぜ〇〇しないのかと責める

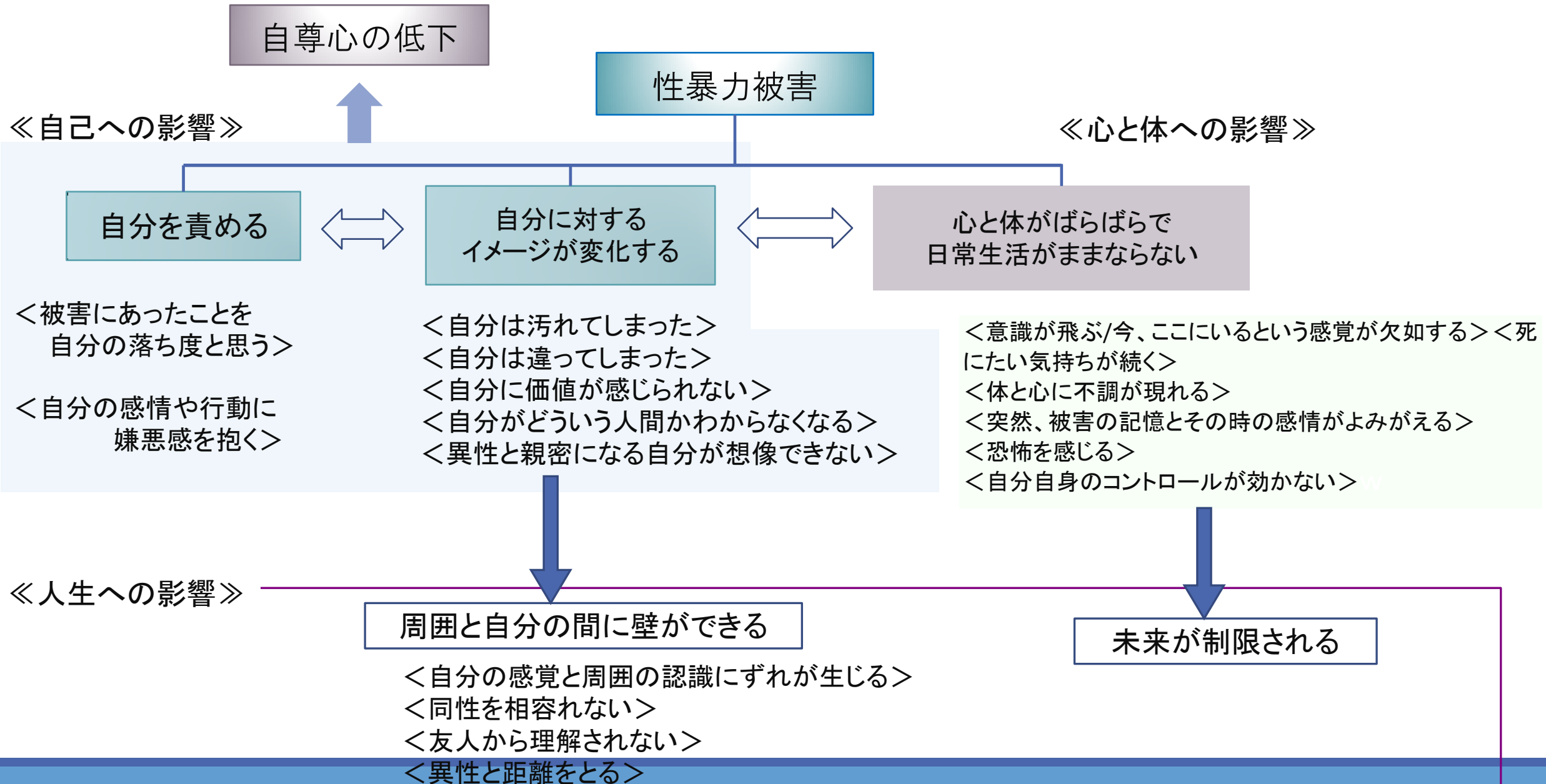
話を聞き切れていない

- ・ぼやかして言っているところを、そのまま聞き逃す。詳しく聞かない。
- ・日常の困りごとだろうと思い、通常に対応で終わる
- ・その後どうだったか確認しない

まやかし／偽善的対応をする

- ・途中までは相談に応じているが、見返りとして性行為を強要してくる。
- ・親身になって世話をしていたのが、途中から「交通事故にあったようなもの」「対人関係に問題があるのでは」などと当事者の非を責めるようになる。

性暴力被害の心身への影響



被害の認識までにかかった期間

該当件数

出来事直後

6件

1年以内

8件

5年以内

9件

10年以内

4件

10年以上

9件

被害だと思いきれない／不明

4件／1件

- ・被害当事者は、性暴力として語らない・語れないことがある。
- ・他者の承認によって、被害性に気づき、受け入れるプロセスがある。
- ・時に当事者は、サバイブのため、防衛的沈黙を選択する場合があります、それは尊重されるべきである。そのために被害に遭い続けることは避けられなければならない。
- ・被害により心と体に影響が強く生じた場合、生活に支障をきたすことがある。それは被害直後から長期間にわたることも珍しくない。
- ・支援者・支援機関につながるまで、数年～10年以上かかることもある。

支援者は、共感的に寄り添いながら、それが性暴力・犯罪であることを伝える姿勢が必要である。

相談窓口について広く情報を発信するとともに、当事者の選択をサポートする支援をしていくことが肝要である。

被害認識に時間がかかることを踏まえ、中長期を見据えた支援政策が不可欠である。



ま と め

リサーチクエスチョン

- 望まない性交の当事者の視点からみた「不同意性交」とは？
- 当事者の抵抗できない心理状態とは？

改正議論・司法運用・研修等

- なぜ被害を相談することが難しいのか？
- なぜ性暴力（被害）として認識できないのか？
- 当事者の視点からみた、必要な支援とは何か？

支援施策・研修・啓発等

リサーチクエスチョンに対応する研究結果

改正議論・司法運用・研修等

●当事者の視点からみた「不同意性交」とは？

- 地位関係性の利用や不平等/非対等な関係性での「エントラップメント」
不平等/非対等な関係性が事前にある、又は作り出して追い込む。
- 性的道具化（モノ化）と非人間化
性の対象として利用し、意思や人格を尊重せず、モノのように扱う。

●当事者の抵抗できない心理状態とは？

- 心理的抗拒不能
恐れ、諦め、フリーズ、硬直、グルーミング/事前の信頼関係構築等
- 社会的抗拒不能
 - 地位関係性、事前により出された不平等/非対等な関係性など、
社会的なまたはコミュニケーション上の上下関係そのものが抵抗を抑圧する。
 - 世間の目や周囲に対する社会関係配慮から抵抗が抑圧される。

リサーチクエスチョンに対応する研究結果

改正議論・司法運用・研修等

【同意性交】

性交前に同意あり。

(継続関係では最初の性交前に)
何らかの形で意思確認

紛らわしい例

- 積極的同意していたが性交後に同意をひるがえす。
(交際・結婚への期待が裏切られた場合など)
- 上下関係があっても相互同意の上での性交。
(相互同意の上での不倫・恋愛関係など)

【不同意性交】

性交前に不同意／無同意／
無自覚で、

心理／社会的抗拒不能あり。

紛らわしい例

- 不同意だったが、心理／社会的抗拒不能のために
意思を表明できなかった(消極的同意と混同)
- 自身の不同意に無自覚なまま、心理／社会的抗拒
不能のために性交された(未成年に多い)
- 同意性交に見えて、実は、継続的な不同意性交に
耐えているだけ(強制性交から始まり継続する性的
関係、パートナー間の不同意性交など)

リサーチクエスチョンに対応する研究結果

支援施策・研修・啓発等

●なぜ被害を相談することが難しいのか？

【①相談の障壁となっているもの】

- 被害認識の形成不全 ・ ・ ・ ・ レイプ・性暴力のイメージとの齟齬や自責感が原因。
- 警察・支援機関の課題 ・ ・ ・ ・ 物理的にアクセスし辛い。経年後の相談先がない。
警察・支援機関での二次被害。十分信頼できない。
- 地域社会の課題 ・ ・ ・ ・ ・ 無理解、二次被害、誤った対応、見過ごし。

【②被害認識形成の障壁となっているもの】

➤ レイプ・性暴力に対する狭いイメージ

子どもの場合：自分の身に何が起きているのか分からない。

大人の場合：自分の持っている性暴力のイメージと自分の体験が合致しない。

- 周囲が承認しない（否定・批判する）、自責感（「悪いのは自分」「自分さえ我慢すれば」）

リサーチクエスチョンに対応する研究結果

支援施策・研修・啓発等

●必要な支援とは？

【①相談の障壁を取り除く】

➤被害認識の形成を助ける啓発

不同意性交を「性暴力」として啓発し、警察・支援機関への相談に繋げる（→②）

➤警察・支援機関の拡充と研修

経年後でも相談できる支援機関の拡充。

警察・司法・支援機関（医療機関含む）の研修の充実。

➤地域社会の啓発

【②被害認識形成から相談、支援へ】

➤不同意性交による心理的苦痛は自殺等含む深刻なものであり、専門的支援が必要。

→ 不同意性交を「性暴力」として啓発し、支援機関につなげることが大切。

➤「犯罪」か否かの判断は警察・司法が行うが、支援機関との連携が重要。

刑法改正及び支援施策に関する議論の喚起

- **暴行脅迫要件／抗拒不能の認定、地位関係性を利用した性暴力について**
判断材料：不平等/非対等な関係性（上下関係）、社会的抗拒不能、エントラップメント
- **加害者の「故意」の認定について**
関係性がある場合、加害者は性交前に予兆的行動、性交後に正当化を行う
(恋愛感情・好意の表明だった、指導・教育の一環として行った等)
- **公訴時効について**
被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかる場合がかなりあるのではないか。
本調査では9件（22%）。※但し、正確な数値を知るには別途、調査が必要。
- **支援施策について**
 - 警察・司法・支援機関の研修。経年後の相談・支援先の拡充。地域社会の啓発。
 - 支援対応・性暴力抑止のための啓発は、不同意性交を「性暴力」とする必要がある。
(刑法「性犯罪」より「性暴力」支援の窓口は広くとる必要がある)

今後、必要な調査研究

- **暴行脅迫要件／抗拒不能の認定、地位関係性を利用した性暴力について**
判断材料：不平等/非対等な関係性（上下関係）、社会的抗拒不能、エントラップメント
→ 不同意性交の被害全体における、上記の占める割合
無罪や不起訴、届出のない被害における、上記の占める割合、等（量的調査）
- **加害者の「故意」の認定について**
→ 一般社会における「同意・不同意」「性暴力」の定義（質的・量的調査）
- **公訴時効について**
被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかる場合がかなりあるのではないか。
→ 被害認識形成及び援助希求にかかる平均・最長年数（量的調査）
- **支援施策について**
→ 「自覚なき不同意」で性交された場合における、被害者の平均・最長年数、及び被害認識形成と援助希求にかかる平均・最長年数（量的調査）

本研究の強みと限界

強み

- 警察・司法・医療の手が届かない被害者の実態を（一部）捉えた。
- 見過ごされがちな当事者の視点から被害の現状を明らかにした。

限界

- インタビューに参加していない層（被害と認識していない、迷っている、深刻に悩んでいない等）のことは不明である。
- 男性視点が弱い（男性にとっての「性」は女性と全く異なる）。
- 女性以外（男性LGBT）の被害について捉えられていない。

事前にいただいた 質問への回答

幼少期に被害を受けた女性についての分析

「性行為」と「性虐待・性暴力」の区別の困難性、
それに伴う抵抗や援助希求の困難性

出来事の認識

何だか分からない



思春期になり
性的なことと知る



自分で調べて/
何かで知って/
性虐待だと知る

始まりと進行

身体を触られ始める

← 混乱

徐々にエスカレート

加害者

行為中
言葉がない
言葉がある

抵抗の試み

抵抗を試みる

加害者に行為について尋ねる

性虐待の継続

聞き入れられない／行為は止まらない

無力感／諦め／普通のことと思う

感情を感じない

日常から切り離される感じ

性虐待の終わり

加害者と離れることで開示

加害者と離れる

いっぱいいっぱいになり開示

開示して第三者が介入

開示/ 他の人の認識

加害者との関係
良好／良好でない

家族
不仲／多忙／良好



どうであっても
他人に言えない

家族は
気づいていない
優等生的振る舞い

家庭内の
性暴力

- 小学校あるいは小学校以前 「なんだか分からない」
⇒性的な行為に関する知識がない
徐々に行為が進んでいくために、理解が難しい
- 中学校あるいは高校生ごろ 「性的な行為である」
⇒友人との話、学校での性教育、雑誌などの知識から
性的な行為を家族と行うことの混乱、解離
見知らぬ人からの場合、自分の身体への不安
- 高校生あるいは高校卒業以降 「性虐待・性暴力である」
⇒授業や本などから、友人・相談機関等の指摘から
自分の苦しみの元が分かる

- 加害者との仲が良好⇒抵抗できない／居場所の確保
加害者との仲が不仲⇒抵抗できない／諦める
- 家族との仲が良好 ⇒壊したくないので相談できず
心配を掛けたくない／困らせたくない
家族との仲が不仲 ⇒相談できない、反応が信用できない
- 友人 ⇒重すぎて相談ができない
カウンセラー等 ⇒二次被害⇒余計相談できない
- 相談しても婉曲になってしまう⇒二次被害
途中で抵抗することもあるが受け入れられない⇒無力感

13～15歳で、監護者関係がなく、暴行・脅迫が
弱いケースへの対処について

捜査機関及び裁判所に期待すること

- そもそも、この質問に該当する事案で、捜査機関に上がってくることは稀なこと（⇒被害だと気が付かない、自責感等）。
- 捜査機関に上がってきた場合、もともとの関係性やその被害に至るまでのプロセスを丁寧に拾ってほしい。
- 「その行為についてどのように思っていたか」「その行為について、その後どのように思うようになったか」「逆らったり拒否したらどのようなことが起きると思っていたか」「その行為の、どのような部分に傷ついたのか」
- 事件化できずとも、人生への影響は多大。支援機関と連携を。

被害実態の広報・啓発のために
法務省に期待すること

- 実態調査の内容を踏まえた研修の充実
⇒ 個人差の解消

- 潜在化している被害を無くすために、
広く「同意のない性的言動は性暴力」であると広報し
支援機関と連携を
⇒ 支援機関につながった多くの性暴力被害の中から
司法への届出を増やしていけるのでは

法改正後の変化について感じていること

【良い変化】

- 法定刑の下限が上がったことによる変化
- 検察が口腔性交とこれまでの強姦を同じ量刑として判断
- 示談の時に被害届取り下げのやり取りが少なくなった
- 以前は不起訴で終わったかもしれないが起訴されている印象
- 準強制性交等罪での起訴が以前より行われている印象
 - 上司からの飲酒の絡んだ被害等
- 社会の性暴力被害への関心の高まり、司法機関での配慮
- 構成要件の広がりによる変化
 - ⇒ 女性以外のジェンダーの性暴力に関する認知の高まり
 - 自分の被害の重大さを理解されている感覚

【そのほか】

- 口腔性交が強制的性交になることが難しい事案
- 個人差
- 監護者性交等罪が思ったほどに増加していない？
⇒日本の司法制度に即した司法面接の徹底
児童相談所や学校等、他機関との連携
- やはり今でも起訴が難しいという事案は多い

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

2019年5月24日

「性暴力被害経験に関する質的研究」

【研究概要】

1. 研究目的

司法で犯罪として扱われる「性犯罪」は被害当事者の認識する「性暴力」とは異なっており、これが問題となっている。本研究では、当事者の認識する「性暴力」を深く理解するために、インタビュー調査を実施し、「望まない性交」の被害状況、被害後の援助希求、被害後の心理社会的影響及び被害認識の形成過程を整理する。それにより、当事者の認識する性交「同意」や「性暴力」の経験を明らかにし、刑法改正議論、被害潜在化防止及び被害者支援に役立てる。

2. 調査協力者：「自分では望んでいない性交」の経験のある、20歳以上の女性

3. 調査方法：個別インタビューおよび自記体験談（オートバイオグラフィー）

4. 研究機関名及び研究チーム氏名

研究責任者	齋藤梓	目白大学 人間学部 心理カウンセリング学科 専任講師
	大竹裕子	オックスフォード大学医療人類学研究室 リサーチフェロー
分担研究者	宮本有紀	東京大学大学院 医学系研究科 精神看護学分野 准教授
	高野歩	東京医科歯科大学 大学院保健衛生学研究科 准教授
	松本衣美	東京大学大学院 医学系研究科 精神保健学分野 客員研究員
	松井周	東京大学大学院 医学系研究科 精神看護学分野 客員研究員
	江口のぞみ	東京大学大学院 医学系研究科 精神看護学分野 大学院生
	岡本かおり	清泉女学院大学 人間学部心理コミュニケーション学科 准教授
	金田智之	一般社団法人 Spring 調査研究チーム 研究員
研究協力者	山本潤	一般社団法人 Spring 代表
	キタ幸子	東京大学大学院 医学系研究科 家族看護学分野 助教
	鈴木萌	一般社団法人 ちゃぶ台返し女子アクション

【調査協力人数】

インタビュー調査ご協力	31名（学生3名、有職18名、その他10名）（20代-60代） ※被害を複数回経験している方もいたため、件数は41件
体験談のみご協力	20名

【現在までの発表論文】

齋藤梓・大竹裕子，2019，当事者にとっての性交「同意」とは－性暴力被害当事者の視点から望まない性交が発生するプロセスをとらえる－，年報公共政策学，13，北海道大学公共政策大学院

齋藤梓・岡本かおり・大竹裕子，2019，性暴力被害が人生に与える影響と被害認識との関係－性暴力被害の支援をどう整えるべきか－，学校危機とメンタルケア，11，p32-52.

表1 分析対象件数概要（件＝被害件数でカウント／人＝協力者人数でカウント）

		インタビュー	体験談のみ
被害時	成人	19件	8件
	未成年（うち13歳未満）	22件（8件）	13件（6件）
	不明		1件
加害者属性	顔見知り（友人・先輩等）	15件	7件
	見知らぬ人（元々の知人ではない）	11件	3件
	（元）パートナー	5件	4件
	父親・養父・母の恋人	5件	3件
	上司	3件	1件
	きょうだい	2件	2件
	不明		2件
加害者性別	男性	39件	21件
	女性	2件	1件
内容	飲酒・薬物の使用	7件	2件
	継続被害	7件	9件
	親族からの虐待	7件	5件
	集団での被害	2件	1件
犯行に至る プロセス （メインのみ）	奇襲型	9件	
	飲酒・薬物使用を伴う型	6件	
	家庭内性暴力型	7件	
	エントラップメント型	19件	
被害の認識まで かかった期間	出来事直後	6件	
	1年以内	8件	
	5年以内	9件	
	10年以内	4件	
	10年以上	9件	
	被害だと思いきれない／不明	4件／1件	
被害の影響	自殺念慮・自殺企図エピソード	20名	
	トラウマ反応エピソード	26名	
	抑うつエピソード	26名	
抵抗型	無抵抗	24件	
	言語的抵抗	14件	
	身体的抵抗	3件	
暴行脅迫有		13件	6件
警察相談有		9件	3件
警察届出有		8件	1件
起訴		2件	0件
有罪		2件	0件

* 体験談のみの場合は、詳細の確認ができないため、内容以下は参考数

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第8回)

- 第1 日 時 令和元年7月12日(金) 自 午前 9時59分
至 午前11時56分
- 第2 場 所 法務省19階共用会議室1
- 第3 議 題 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング
「刑法改正の影響とその評価, 性犯罪被害者の鑑定における課題等」
その他
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○山田法務総合研究所部付

全員おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

第8回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを開催いたします。

今回は法総研担当ということで、司会進行は、法務総合研究所総務企画部付の山田が務めさせていただきます。

それでは、議題1として、性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリングということで、本日は、武蔵野大学人間科学部長、同大学院人間社会研究科長でいらっしゃる小西聖子教授に御出席いただいております。

先生の御経歴を御紹介させていただきます。

平成27年4月から武蔵野大学にて現職でいらっしゃいますが、政府関係委員等につきまして、内閣府犯罪被害者等施策推進会議委員、法務省法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会臨時委員などを歴任され、現在は、男女共同参画会議委員、同会議女性に対する暴力に関する専門調査会会長、東京都犯罪被害者等の支援に関する有識者懇談会委員などに御在職しておられます。

また、犯罪被害者の精神状態に関する鑑定も多く手掛けておられ、本年3月に出版された刑事精神鑑定ハンドブックにおいて、刑事事件における被害者の鑑定として、刑事事件被害者の鑑定における基本的な委嘱事項、診断、鑑定の際の被害者への配慮等に関して御執筆されています。

本日は、そのような豊富な知見をもとに、刑法改正の影響とその評価、性犯罪被害者の鑑定における課題等につき、お話しいただきます。

それでは、先生、よろしく願いいたします。

○小西先生

おはようございます。お呼びいただいて、ありがとうございます。

今のお話のとおり、私は、被害者支援の政策にも関わってきましたけれども、精神科医で、臨床心理士、公認心理師の資格も持っております。

臨床としては、東京の性暴力被害者支援ワンストップセンター、SARC東京と連携した精神科を、SARC東京ができて3か月目ぐらいに開きまして、普段は大学の仕事があり、週1日しかできませんので、その週1日は、ほぼ全例が、SARC東京からの紹介の性暴力被害者の臨床をしております。

半年以上前になりますけれども、そこで、これまでの臨床を区切ったときに、データを研究に使用して、公表していいと言っていた方が68名でしたので、多分全体では100件弱ぐらいの、ワンストップセンターを通した性暴力被害者のケースを臨床で見ているということになります。

内訳を簡単に言いますと、初診時にPTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断される人が6割ぐらい、それから、PTSDの周辺の診断が付く人があと2割ぐらいおられまして、性暴力被害者の臨床というのは、基本的にPTSD臨床だというふうにいってもいいような状況になっています。その中で、警察に、少なくとも相談されているケース、認知されるか、

あるいは起訴されるかというところは抜きにして、相談されているケースは、3割ぐらいだと思います。

今日私がお話することは、主に2点ございまして、一つは支援の領域での刑法改正の影響とその評価ということです。もちろん、刑法改正がどういう影響をもたらしたかと、法学的な視点からどうかというのは、私の専門ではございませんが、支援の領域で見たときに、どういうことがあるかということちょっと考えてみたい。

それから、もう一つは、性犯罪被害者の精神鑑定事例に見る被害者の心理、行動評価と司法における評価というふうに書きましたけれども、今まで何十例かの性暴力被害者の精神鑑定を行ってきまして、やっぱり、ここがなかなか分かってもらえないんだなというところとか、性暴力被害者を扱っている者にとっては常識なのに、世間では全く知られていないことなんだとか、そういうことが結構たくさんありました。鑑定で扱った事例で典型的なものを今日は2例持ってきましたので、それについて、むしろ御質問いただいたり、御意見いただければというふうに思っております。

まずは刑法改正の影響というところからまいりたいと思います。

【スライド4】 どのような変化が起きているか、犯罪白書を見ますと、強制性交等の認知件数で、男性が被害者である事例が15件あった。30年版ですから、29年の途中から法律が改正されまして、それに合わせての統計ということになりますけれども、平成16年以降減少傾向にあったが、29年は増加している。強制わいせつ認知件数5,809件、これは前年比6.1%減、うち男性被害者が200件、多いか少ないか、これだけでは分かりません。

特に新設の監護者性交等罪が認知件数16件、監護者わいせつ認知件数18件、改正から約半年ですから、こういうのがあったということは報告されています。

【スライド5】 これは、平成30年のところまでは犯罪白書、最後の平成31年のところは政府統計の速報値で、多分警察から出てくるものかと思えますけれども、それを合わせておりますが、これで見ますと、強姦、それから、2017年の途中からは強制性交等になるわけですが、実数としては、上昇傾向に転じているということがいえます。

それから、強姦は上昇傾向に転じて1,307件ですけれども、強制わいせつの方は7,654件から5,340件へと、だんだん減ってきています。

なかなかこれは評価が難しいです。今まで、男性で強制わいせつに入っていた事件が、強制性交等に幾つか移るということも考えられますし、刑法犯罪そのものが大変減っていますね。それも、人口減ということもありますし、評価がなかなか難しいところです。

【スライド6】 これは、人口10万単位の発生率だけ見ているんですけども、人が被害者となった刑法犯の被害発生率ですね。犯罪白書にそういう統計があったので、使わせていただきました。それは、10万単位でもだんだん減っている。その下方は女性ですけども、比率としては、余り性差がなく減っているのかなという感じがいたします。

一方で、こちらが強制わいせつ、こっちが強姦ですが、単位は10万単位になります。減ってはいなさそうだなと見えるものの、これだと余り傾向がはっきりしません。

このデータをどうやって作ったかの細かいことについては、こちらにデータソースが書いてございますので、後で見いただければよろしいかと思います。

【スライド7】 次は、人が被害者となった刑法犯の被害発生率を、被害発生率をそもそも、

平成20年のところを1として、それぞれ採ってみたものです。被害の発生率全体では、単調な減少傾向にあって、女性も男性も余り変わらないということが、この2本のグラフからは見えると思います。

一方で、こちらが強制わいせつですね。こちらが強姦と強制性交等罪ということになりますから、この二つは、人が被害者となった刑法犯全体とは異なる動きをしていることは間違いないと言えます。

やっぱり、ある時期は下がって、ある時期は上がっているところは、少し割り引き、全体として考えなくちゃいけないところもあるわけですが、これが、もしこのまま上がっているようなら、刑法犯全体の傾向と比べて、1よりは低くても、高いところを保っているようであれば、やっぱり現在の刑法改正の社会的影響も含め、影響があるというふうに考えられるのかなと思います。

もう一つデータがあります。性暴力被害の一つの特徴は、犯罪として認知される件数が実際に起こっている件数より非常に少ないことです。例えば、殺人事件と性犯罪の事件は、認知件数だと、同じレベルぐらいの桁数ですけども、暗数ということを考えてと大きく違います。

法務省の犯罪被害者実態調査など¹ですと、大体十数%の通報率ということになっていますが、私が臨床で持っているような人たちは、かなり特殊なので、もうちょっと高いです。でも、一般にどうなのかというと、多分、もうちょっと低いと思います。

【スライド8】それを調べるには、国全体で採ったサンプルの調査が必要なわけですけども、性犯罪についての調査は、聞き方によってもかなり変わります。内閣府の男女間の暴力に関する調査、これ、男女共同参画局がずっと、平成11年から3年に一遍採っている調査で、最初の平成11年の調査は、私のところも関わって、初めてこういう被害率を採ったんですね。それでずっとやってこられていて、これは3年ごとじゃなくて、ちょっと6年で採ってみました。平成17年、23年、29年です。

こちらは、無理やり性交等をされた体験が生涯にありましたかという、疫学の方法でいうと生涯有病率、生涯経験率の数ですね。その値は、最初にこういう質問ができたところから、ほぼ変わらず、大体7%前後でした。6年ずつ採ってみますと、7.2、7.6、7.8というふうに変ってきています。全国サンプルで2,000名ぐらいの調査です。

平成29年度は、男性にも聞くようになっておりますので、男性で1.5%という値が出ています。

問題は、この中で、警察に相談する人の割合はものすごく低いです。医者に相談する人なんかもっと低くて、どちらも5%以下ぐらいですね。被害を訴えるというのではなくて、相談という広い枠でそれぐらいなので、本当に低いんですけども、その中で、結局、友達

¹ 犯罪被害に関する総合的研究 - 安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査結果） -

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html

第3回犯罪被害実態（暗数）調査結果概要（平成20年犯罪白書）

<http://www.moj.go.jp/content/000010429.pdf>

にも家族にも専門家にも、誰にも相談しなかった人の割合というのを出すことができます。その割合を見てみますと、平成17年度が64%、平成23年度が67.9%、平成29年度が58.9%で、ここが下がってきているんですね。男性は39.1%という値が出ています。

DVの調査というのも、同じ調査のなかで一緒に行われているんですけども、DVの被害を誰かに相談するかという設問の中で、誰にも相談しなかった人の割合は、やっぱりこの十数年の間に下がりました。要するに、DVの被害者は誰かには相談するようになってきています。もしかしたら、性暴力被害に関するこの変化というのは、刑法改正を始めとする、ここ最近の社会の動きというのを反映して、ようよう下がってきたのかもしれない。

内閣府の調査は生涯の被害率なので、例えば、かなり年をとった、例えば50代、60代ぐらいの方が被害を受けていて、過去にその相談を誰にもしなかったとすると、同じ人がやるわけではないけれども、そういう人は常に、誰にも相談しなかったに丸を付けるわけで、変化が年代別で、若い人の場合はかなり変わるかもしれないんですけども、生涯になっているので、割と緩やかになっているはずなんですね。でも、その値で減っているということは、注目に値します。この29年度の調査が29年12月なんですよ。12月ということは、刑法改正後約5か月ですね、実際に施行されてから。社会の中では、強姦とか性犯罪のことが随分話題になっていましたから、それが影響しているのかもしれない。

今度、令和2年度の調査がどうなるかが、大変興味を持たれるところです。これが変わってくれば、大分、社会が変わってきたかなと。全くこの生涯被害率も、それから、誰にも言わなかった人の割合も動かないなどと思って、10年以上見てきたんですけども、もしかしたら、ここで変わってくるのかもしれないなど私は思っています。

ですから、そういう意味では、刑法改正だけでなく、例えば性暴力被害者支援の政策も合わせて、例えばワンストップセンターを全都道府県に設置するみたいなことも進みまし、社会における性犯罪に対する問題意識の高まりもごさいます。

社会の話題ということ言えば、特に去年ですね、官僚等によるセクシュアルハラスメントなどの問題が起きて、マスコミがやっぱりそれを取り上げて報道するという中で、この性被害についての関心というのも高まったかなと思います。それから、MeTooの運動ですね、そういうものが日本に及ぼした影響もあります。私は被害者支援をずっとやっていますが、最初はやっぱり遺族の問題から始まったというのが私の印象です。殺人事件の遺族の問題が取り上げられ、それからDV防止法ができて、ある程度見えるようになってきて、さらに、最後に残されていたのが性暴力というふうに、被害者支援をやっている者からは見えるんですけども、そちらが社会の中で変わってきたのであれば、いいけれどもなど思っております。

私が連携しているSARC東京のワンストップセンターで、大体1年に受ける電話の数が6,000件ぐらいです。24時間必ず複数の支援者が勤務する体制でやっていて、大体6,000件ぐらいで、その中で、SARC東京ホットラインに寄せられた子供に対する性暴力の実態ということで、2018年4月から19年3月、これは刑法改正後ということになるんですけども、そこで、SARCの方で変わったというふうに印象を持たれているところがあったので、持ってまいりました。

【スライド10】例えば、この犯罪名等は、電話で聞いたところで当てはめている仮のカ

テゴリーだと思っただくといいんですけども、だから、強制性交等もデートDVも、カテゴリーで入ってきていますが、この中で、これは13歳未満の被害、13歳から17歳の被害、18歳から19歳の被害で、合計ということになっています。全部子供ですね。

基本的に、こういうワンストップセンターと連携して働いていまして、子供の被害が非常に多いです。性暴力の被害の主体は、高校生、大学生、それから20代の働いている人たちというところが性暴力被害者の中心になってきますし、どのデータもそういうことを示していますね。子供の被害は大変多いというのが、内閣府の先ほど出した被害調査の被害に遭った年齢というところを見ても分かります。

その中で、新しい傾向としては、男性の相談、今までほとんどなかったんですけども、男の子の被害の相談ですね。これは本人からではなくて、大概是保護者からですけども、男の子の被害の相談が、強制性交等で7件、強制わいせつで5件、監護者による強制性交等で4件というふうに、ここが以前より増えていると担当者の方はおっしゃっていました。

【スライド11】それから、こちらは相談者別、誰がこの相談をしてくるのかということなんでですけども、13歳から17歳の女の子、18歳から19歳の女の子が自分で相談してくるケースというのがかなり増えている。

この年代は情報が届くようで届きにくい層なんですけれども、ネットなどでも性被害についての情報というのは行き渡るようになってきていることもあるかと思いますが、本人からの相談が女性の場合、かなり増えていますし、男性でも合計9人の人が自分から自分の被害を、中学生、高校生ぐらいの年齢の方が相談しているということが分かります。これはとても新しい傾向ですね。

被害実態に関わる調査を見てみると、恐らく、ちゃんと相談できるようになれば、若年の男性の被害というのは、今より多くなることは間違いないと思います。大体、諸外国の調査を見ましても、男性の被害は女性の被害の10分の1くらいというのが、疫学的調査で出てくる値ですので、それくらいはいくかもしれない。

今、最初に見たところで、強制性交等罪の男性被害が、確か15件でしたね。15件は、10%じゃなくて、むしろ1%に近い値ですから、更に増えるのではないかなというふうに思われます。むしろ、増える方が当然だというふうに思います。

一番多いのは、やっぱりお母さんが性被害に遭った子供を連れてくるというケースが大変多いということは、当然かなというふうに思います。

私が臨床で見ている中で、一番若い人は、小学生の、例えば登校班とか同級生とか、そういう人からの被害や親からの被害というのが、小学生くらいからありますね。それから、さらに、中学生、高校生、大学生、その辺りが大変多くなっております。

【スライド12】今日、一つのお話ししたい焦点としては、性被害時に被害者がどういう態度をとるのかということが、これは非常に研究も少なく、日本語の文献だと、ほとんどないような状況なんですけれども、実際に私が話を聞くと、被害時に本当に動いていないとかいう人がかなり多いです。後で、例えば検事さんや裁判官に、どうして逃げなかったのかとか、どうして抵抗しなかったのかということ聞かれて、例えば鑑定で、そういうことについて専門的な意見を付けなさいと依頼されることが多いわけですけども、日本語で、そのことについて示している論文というのは、残念ながら、余りまだないんですね。自分で書けという話かもしれませんが、なかなかちょっと、そこまでまだ時間がなくてですね。

一応、英語文献における性被害時の被害者の態度についてうちの研究室の博士課程の学生と一緒にやってみました。もうすぐ論文も出せると思います。

P s y c I N F O, P u b M E Dのデータベースで、時期を限定せずに、rapeとかsexual assault, sexual violence等とresistance, resisting, refusal,それからresponse, reaction, behavior, この辺を掛けて検索し、そのうち、査読があつて、実証研究であるものに限って、六十数本あったんですが、そのうち、目的に合う論文が26本ありました。

その中で、一番御興味があるだろうと思う結果なんですけれども、例えば、採っているサンプルが警察で認知されたケースであつたり、あるいは大学で調べたケースであつたり、被害者支援の場所で調べたケースであつたり、サンプルは様々なんですね。ですから、パーセントはかなり変わるんですけれども、どこでも共通していることは、抵抗が外見上明確な行動、例えば殴る、蹴る、騒ぐとか、そういうものよりも、消極的な抵抗行動、泣くとか避けるとか、加害者にやめるように言うとか懇願する、説得するというのもありますけれども、この程度の抵抗行動の方が、被害者には多いということが分かっています。

それから、もう一つ、積極的な行動を何もとらない人、それから、凍り付いた、何もしなかったというふうに言う人というのは、どの調査にも必ずいまして、率が多分、皆様が思っているより高いのではないかと思います、18%から69%というふうになっていました。

18%とか、この間の50からちょっと下ぐらいの、3, 40%という値は、自分の臨場的な印象と、非常に一致いたします。何もしないという人と、それから、泣いたり、やめてくださいとは言ったという程度の人まで合わせると、かなりの割合になるというのが実際の状況です。

一応、積極的な抵抗、消極的な抵抗、それから行動をとらないの五つぐらいに分けて、ちょっとパーセントを出してみたんですけれども、ここにあるのは、一番共通して言われていることでした。

そういう意味では、今日は、抵抗できない人のお話を事例として挙げたいと思っておりますが、そういう人がまれではない。特に病理的な理由がなくても、例えば、よく話題になるのは、長期監禁があつたケースなんかで、物理的には逃げられるはずなのに逃げていないというようなケースのことは話題になりますけれども、そういうケースでなくても、本当に何もできないということが、ごく普通の被害者にあり得るというケースをお示ししたいと思っております。

【スライド14】ちなみに、私の被害者に関わる鑑定歴なんですけれども、いろんなものを入れますとこの前足したら69件ありまして、刑事が48件、民事が21件でした。そのうち、意見書、鑑定書を書いたものが50件ですね。警察、検察から委嘱されているケースが35件で、裁判所から委嘱されたケースが18件、指定弁護士とか原告、被告からの委嘱というのが16件というふうになっていました。

この刑事の被害者の性犯罪の被害者の鑑定というのが、どういうふうに来るかといいますと、大体、検察官か警察官から委嘱されることが多いんですけれども、幾つかのパターンがあります。

一つは、PTSDを診断することによって致傷とするということですね。

致傷とする理由というのは、それぞれいろんな事情がありまして、この前、なるほどと思つたケースは、PTSDの診断がなされて致傷となれば、時効が延びるが、致傷じゃないと、

時効が完成してしまっているという、性的虐待のケースでした。なるほどなというふうに思いました。

それから、致傷になることによって、当然、重罰化したいというのものもあるんですけども、それだけというよりは、何かちょっと、やむにやまれぬ事情があって、致傷も付くことによって、少し訴訟の環境といますかね、それが変化するというようなケースもあるように思います。

多くの場合は、それと、もう一つ、被害によってどういう影響が出たか。ここは医学的な鑑定ですから、当然PTSDだとか、うつだとか、そういうことについて書いていくんですけども、被害による影響として診断を付けてほしいということも一緒に言われることがあります。

民事の事件では、影響は、損害賠償と当然連動しますから、そのところを詳しくやってほしいというふうに言われることもあります。

それから、もう一つが、被害者の心理について説明してほしいという委嘱事項です。

これは例えば、これから出すようなケースがそうですが、逃げられたんじゃないのというときに逃げていないのはどうしてだとか、それから、ちょっとぐらい抵抗できたんじゃないの、例えば、加害者側は合意だと思って、合意だと主張しているようなケースで、被害者がどういう行動、どういう心理で、どういう行動をとったのかというようなケースですね。

また誘拐とか長期監禁と性暴力が一緒にあったりしますと、解離症状なんかが出てくるのが非常に多いです。今まで長期監禁の例を数例扱いましたが、中には、監禁されて、解放直後は、自分の家族のことを全く忘れているケース、もちろんそんなこと忘れないですよ、人は。ずっと強く思っているんですけども、解離症状で健忘が起きてしまっていて、相手が誰だか分からないという、状況が一時的に起きているケースや、それから、自分の感情が全く麻痺してしまっていて、全然苦しそうに見えないケースとか、そういうケースもありました。というよりも、長期監禁の被害者の方で、最初に素人が見たときに、すごく打ちのめされているなというふうになっていた方はいません。

やっぱり、人はサバイブするために、自分の感情や行動も、やっぱり置いてきてしまうので、そういう極端なケースでは、どちらかという、一緒にいる警察官の方なんかは、淡々としていますとか、結構元気ですとか言われることが多いんですが、後々、やっぱり重度のPTSDが発症する、本当に自分が安全だと分かってくると、症状が発症するというようなケースが多いです。

でも、そうなったときには、裁判は進んでしまったりしていて、なかなか、こういう人たちの具合の悪さというのを分かってもらいにくいなというふうに思うことはあります。

そういう被害者の心理状況が、事件中から事後にわたって、どうであったかということを書くということが要求されることは結構あります。

この刑事事件の中には、実は3件ぐらい、被告人の方に虐待の被害とか長期監禁の被害があって、被告人の鑑定として行っているケースもあります。そのときは普通の被告人鑑定になる、被告人の精神鑑定になるんですけども、そういうケースも入っていました。

委嘱をいただくと大体、被鑑定人が何とか持ちこたえられるようでしたら、何日か面会して、お話をして、必要な検査をして戻すというふうになっています。

時々、この人は話を聞くと、後がもたないなと思う人がいて、ゆっくり治療できるんだっ

たらできるかもしれないけれども、期限までにはちょっと、トラウマのことを聞き出すことができないなというふうに思う人もいます。この前1件、やっぱりちょっとそういうケースがございました。

【スライド15】それでは事例に入っていきたいと思います。

この事例1は、タイトルとしては、見知らぬ加害者が部屋に入ってきた直後に、全く体が動かなかったということが一つの争点になっていて、そのことに関して鑑定をというふうにいただいたものです。被疑事実は強制性交等ですね。

意見書における検討事項は、被害女性が意思に反した性交を要求されながら、抵抗することなく性交に応じてしまうようになった心理状況とその理由というふうになっておりました。

(事例1の具体的状況について説明)

今、事件中に動けなくなってしまう、フリーズといたりしていますけれども、フリーズするという言葉は、比喩的にはよく分かるんですが、生物学的な根拠というのに、やっぱりちょっと欠ける部分があるんですね。それに対して、最近研究でよく使われているのが、トニック・イモビリティ、2000年代の半ばくらいから使われていますが、日本語で、古い言葉で言うと、擬死反応ですね。ヒューマン、人間にも起きるトニック・イモビリティとして、こういうものの研究が、最近割と多くなってきています。

【スライド16】トニック・イモビリティ、下に書いてありますが、進化的に各種の動物に見られる反射の一つ、例えば、葉っぱに付いている虫なんか触ると、ころころっと足を丸めて落ちちゃったりとか、あるいは哺乳類でも、触ると全然動かなくなって、足なんか動かしても何の反応もないとか、そういうものが、進化的に一つの反射としてあることは分かっているんですけども、最近、このTI（トニック・イモビリティの略）の反応は、人間にも起こると考えられるようになりました。PTSDの患者の再体験時などの体の反応も研究されております。

トニック・イモビリティは、避けることのできない危険に対する、意思とは関わりなく生じる反応です。人間の意思とは全く関係なく、それから意識があって、分かっているも生じる反応です。インボランタリー・リフレクシブ・リアクションですね。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる。動物では古くから調べられていますので、こういう1967年なんかの論文もございます。

PTSD患者とそうでない人に脅威刺激を与える実験では、PTSD患者には特に明らかな身体のTIが見られたという研究もありますし、TIを経験した人に、どういったことがあったかというのを記述的に調べた研究もございますが、体の動きの減少とか頻脈、これちょっと縮めてしまっていますが、頻脈と心拍数の上昇が起きていることもあるし、徐脈、脈の少ない方ですね、徐脈と心拍数の減少が見られていることもあります。このTIを経験したかしていないかが、後のPTSD発症や重度の抑うつと関連があるとしている研究もあります。

まだ研究途上なんですけれども、解離の反応なんかは、それこそフロイトよりもっと前から、解離ということがよく知られてきて、臨床的には非常に誰もが認める反応なんですけど、じゃ、その解離が一体どうやって起きているのかという生物学的根拠について、

なかなか決定打がなかったんですね。そういう点では、動物ともつながる進化の中で、こういうことが言われてきているというのが一つ、新しいこととして、あると思います。

大きくくくれば恐怖に対する反応だと言えるわけですが、恐怖というのは非常に起源が古い感情ですね。恐怖と痛みは、生物が生きるために大変役に立ちます。痛みがない人というのは、例えば末梢なんかをすぐけがして、なかなかうまく生きられない、やけどなんかものがものすごく多いですね、痛みが麻痺している。

痛みがあるからこそ、人は頭が痛ければ休み、体が痛ければ、けががないかを見るということをするわけで、痛みは動物の生存に役立つからこそ、かなり下等な動物から人間まで、ずっと残っているといえます。

恐怖もそうですね。恐怖が起こって、さまざまな反応が一気に動員されることで、サバイブする確率が高まる。高まるからこそ、これがやっぱり進化的に残ってきて、人間にもあるというふうに考えられます。そのことを考えると、こういう恐怖に関する反応というのは、実は非常に動物的で、単純な反応だというふうに考えられます。

PTSDを最初に治療し出したときに、非常に人間的な反応だというふうに思ったんですけども、生物学的な起源を考えるとむしろ動物と非常に共通点の多い、統合失調症なんかと比べると、単純な反応というふうに考えられます。だからこそ、PTSDのバイオロジカルな解明というのが、やっぱり非常に進んできているともいえると思います。そういう進化的に残ってきている反応が恐怖に関わってたくさんあって、そういうものが表れてきているんだという考え方ができるということです。

全員がこういうふうになるわけじゃないけれども、この事例、この人が被害時に、どうして動けなかったかということは、本当にトニック・イモビリティの典型だなと思います。ここは多分、本当に反射ですね、この反射が起きちゃったんだろうと思います。

解離って何かというと、頭の中にある機能が統合しては動いていないというのが解離です。一番重い解離、はっきりした解離は、そういうものの1組が一つのアイデンティティを形成しているわけですが、アイデンティティが統合されていなければ、2人の人に分かりますよね。人格断片に分かれますよね。

DIID（解離性同一性障害）ができるというのは、そういうような縦に亀裂している感じなんですけれども、例えば感情だけが切り離されたり、認知機能だけが切り離されたり、そういうことはいろいろあるわけです。

この場合は、認知機能は正常に働いて、相手を観察したり、先のことやニュースで聞いた被害のことを考えているんですけども、恐怖を強く感じ、一方で体は固まり、声は嫌と絞り出すぐらいしか出せていない。このような全体の統合のできない感じは、心理学的にいう解離、全体として解離ということが出来ます。被害の途中から感情を遮断した。

自分では、どうしようもない危機、例えば小さい子だと、いじめとか親の虐待とか、そういうものがあるときには、こういう遮断するということがよく起こります。それこそ長期監禁とか長期虐待のひどいケースは、例えば相手が手首を振り上げて、これから殴ることが分かった時点で、自分が痛みを感じないように感覚を遮断することができるというケースは何件も聞きました。

監禁事件だと、監禁されて二、三か月ぐらいたつと、そういうことが起きてきたりすると思います。人によって違いますけれども、でも、そういう感覚の遮断や感情の遮断というの

は、そういう事件では比較的好く起こりますし、小さい子がいじめられたりしたときには、繰り返しあると、そういう遮断が上手になっているというようなこともあります。

心理学的には、これは感情の麻痺や非現実感といった解離の反応であり、トラウマ体験の最中、周トラウマ期によく見られる反応です。

例えば、現在の社会で、被害について話すことは、簡単ではありません。自分の傷付きを防ぎたいという観点からは、警察に行かなかつたり、これからも付き合っていく人たちに話さなかつたりという選択肢は結構採られます。偏見を持った人がたくさんいるというところでは、これは合理的判断というふうに考えられます。

危機に強い人は、結構解離的な人であることが多いです。多分、皆さん方の中にも、本番にはすごく強いという方がいると思いますけれども、そういう人は、ちょっと解離的な要素を持っていると思います。この事例の場合が、そういうところが発揮されている上に、トニック・イモビリティの状態があつたので、非常に分かりにくい状態になっているケースというふうに思います。

トニック・イモビリティに加えて感情麻痺が起こってきたと考えると、大変このケースはよく分かるケースです。

事例の2にいきたいと思います。

【スライド18】事例の2は、優越的な地位にある加害者にラブホテルに強引に一緒に連れ込まれ、性交されたが拒否できず、後でPTSDを残した例というふうに書いております。

この事件は、被疑事実は準強姦ですね。鑑定事項が、加害者と被害者が面識があり、かつ加害者が被害者に対し、優越的地位（上司、先生等）にある場合の女性の性暴力被害者の被害時及び被害後の反応、行動並びに心理状態はどのようなものか。一般的にということですかね。

本件被害者が被害時、心理的・精神的に抵抗できないか、また、抵抗することが著しく困難な状態にあつたと認められるか。こっちは個別の話ですけれども、心理的な問題を、その二つについて説明せよということでした。

（事例2について、被害者と加害者の人間関係等を説明）

性暴力被害時及び被害後に被害者に生じる心理は、主に海外で、よく研究されています。恐怖、自責、恥の感覚、無力感、戦慄、感情の麻痺、否認、健忘などがあることが分かっています。自責感と恥の感覚の強さや感情の麻痺や健忘などの解離症状の多さは、性暴力被害の特徴と。

本当にそうですね。例えば、その人が全然悪くないようなケース、例えば、高校の教師に高校生が結構強引に連れ込まれて、強姦されたとか、そういうようなケースでさえ、被害者に聞くと、大体すごい自責感を持っています。私が誘ったんじゃないかとか、もっと拒否することができたんじゃないかとか。そういう自責感の強さというのは、どんなトラウマ体験でも同じです。

例えば、もっとはっきり分かりやすいもので言えば、津波の被害で家族が死んでも、人は自分のせいだというふうに自分を責めていますし、交通事故で子供が死んでも、ちゃんと青信号で渡るように言わなかつた私のせいだみたいに自分のことを責めているので、要するに、

理不尽なことが起こったときに、人は意味がなく、そういう大変なことが起こったというのに耐えられないんですよ。

多分、脳の構造が何かストーリーをつくるようにできている、そういうナラティブをつくるようにできているという論文も最近出ていますけれども、一つの話をするためには、そういう何かすごく理不尽なことが起こったのは、自分のせいだというふうにした方がナラティブになりやすいという、多分そういうことなんだと思います。

なので、PTSDの人は例外なく自責的ですし、余り自責的過ぎて人に言えない、本当に私が悪いと思っているから言えないということもよくあります。やっぱり恥ずかしいということもありますね。

それから、どうして性暴力被害には、こういう解離的な症状が起きやすいのかという問題は、まだもう一つ、解明されきってないと思いますけれども、現象として、解離症状が起りやすいということは研究として言われていると思います。

被害後に怒りの感情がある人もいますけれども、感情麻痺が起きちゃって、被害や被害直後には感じられていない人が結構います。淡々としていて、一応、例えば調書なんか取ると、半分周りの人が言うこともあって、厳罰に処してくださいとは言うんだけど、強い怒りがそれに伴ってないことは、きっと御経験があると思います。

そういうときは、感情麻痺が起こっているというふう考えた方がよくて、大体、治療して、かなりよくなってくると、あんなやつ殺してやればよかったとか、すごく強い怒りの感情が出てくるのが普通です。だから、虐待の被害者の場合なんか大体麻痺していて、性的虐待で父親からされたとすると、最初は父親のことを、いや、そんなに私は関心がないんですとか言うんだけど、関心ないわけじゃないですよ。自分のことを虐待していた父親に関心がない人はいないんですが、関心ないと言ってしまふ。こういう場合、過去のことを思い出せない、思い出すというか、じっくり検討することができないんですよ。治療して、ちゃんと思い出せるようになってくると怒りが爆発するというのは、本当によく経験します。

こういう感情の麻痺が起れば、自分が加害者に対して、恐怖を感じているとか怒りを感じているということさえ分からなくなることがあります。

性器挿入を含む性的被害体験は典型的なトラウマ体験であり、すなわち、体験や、その後に恐怖を含む多くの感情を伴うことを意味しています。被害を受けた人が強姦等の被害体験の後に、何も感じないと、冷静な様子であれば、感情麻痺の症状があると考えた方が、正しいことが多いと思います。

それって、詐病とどう違うんですかという質問を時々受けますが、本当に麻痺しているだけなんですよ、感情が。だから、いろいろ正しいことは言うんだけど、いろんな感情が全く出てこない。詐病の人は大概怒ってみせたり、そういうことをしますよね。それもないです。

また、自責感や恥の感覚は、被害体験の事実がどのようなであっても、例えば子供が親から被害を受けるといったような状態においても、実際に責任を負うべきかどうかということとは関係なく、強く表現されます。自分が悪かったから、このようなことが起こった、人に言えない自分の恥だなどと表現されます。

上記のような状態のために、性暴力の被害者は被害を受けて、嫌だったら抵抗するだろうと、すぐに人に言うだろうという一般的な考えでは説明できない行動をとってしまうことが

多いです。すなわち、家族にも相談しなかったり、何でもないように淡々として、加害者に対して怒りを見せなかったりします。

一方で、恐怖感が強くて、家に引きこもったり、男性が怖いために、家族の男性にも近寄れなくなることもあります。

そして結局これらの心理状態は、被害者が加害者に抵抗したり、行為を拒否したり、警察に届けたり、人に相談することを妨げてしまいます。

高校生ぐらいの女性が被害に遭って、PTSDになると、男性嫌いで、そばに全く寄らず、ズボンばかりはいているという人が一群います。実はもっと多い人は、性的に過活動になる人で、性的な非行を繰り返すようになります。もう自分には先行きがないと思い、自分は汚れていると思い、それは自分のせいだと思っている人は、自分の身を守ることをしませんし、性的に、もう1回性交したりすることで、復讐したいというふうに思っている人もいますね。

聞ける程度に回復した人にどういうふうに考えているのと聞くと、お金をとって性交することで、自分がやられてしまったことの復讐をしているというふうに言う人もいます。それから、そうじゃなくて、前の体験を塗り替えたというふうに言う人もいます。

この辺も、被害に遭った後、たくさんボーイフレンドと付き合っていて、また被害にも遭っているし、全然何でもなかったんだという言い方をされる被害者もいますけれども、もちろん何でもなかったわけではありません。性的な、アクティベーションというのは、1974年、PTSDの概念がまだできる前に、レイプ・トラウマ・シンドロームという最初の論文が出たときから書いてあります。被害を受けた人によく見られるものとして、性的な過活動が挙げられています。

(事例2について、被害者の被害時の心理状況等を説明)

被告人と被鑑定人との関係について、被鑑定人の心理を検討してみると、DVや虐待被害者との類似点が多いことが分かります。

大概、親子が一番典型ですけれども、学校の先生と子供とか、パワーがあって、大概こういう被害を与える人というのは、大体相手に共感的じゃないですから、支配的な関係を持っていることが多いです。そういう関係の中でやっていると、被害者はその人の機嫌をうかがうことに精いっぱいになってしまう。これも本当によくあることです。

その優越的な地位や脅しなど、心理的な力が働いて、抵抗ができないということもよくあります。極端なケースだと、二十歳くらいになっても、身体的な虐待が続いていたりすると、親に抵抗できない人が時々いるんですね。

多くは、思春期になると、だんだん力が強くなってくると、家出したりというようなことがあるんですけれども、全然できない人がいて、こちらから見ると、親の方が、たたきめせるんじゃないぐらいの体格体力に見えるんだけど、本人は本当に怖がって、親の一言一動をいつも見ているというようなケースもあって、そこから逃れるというのは本当に大変なことです。

優越的な関係があって、正確に言うと、支配・服従関係がつくられている場合は、言うことを聞かなければ更によくないことが起きることを被害者は既に学習していますから、反抗せずに加害者に従うことが多いです。

例えば、子供の性的虐待では、ほとんどの場合、子供は抵抗せずに言いなりになり、繰り返しの被害が起きます。優越的地位における支配性がどの程度の強度を持つかは、ケースにより様々で、両者の相対的な関係にもよります。

例えば、暴力の極みみたいなケースでは、強制収容所の収容している方と収容されている側というのは、パワーの差は圧倒的ですよね。生殺与奪の権が握られていますから、そこでは言うことを聞かなかつたら、死しかないわけですよね。だけれども、子供が小さくて、親がひどい身体的虐待やネグレクトで、御飯食べさせないとかしている場合も、ほとんどそれに等しいです。子供は逃げられないし、実際死にますよね。そういう状況の中では、本当に言いなりになるのが普通です。

職場なんかの優越関係は、それに比べれば、もうちょっと弱いものになります。だけれども、やっぱり2人のパワーの関係があつて、以前鑑定したケースで、多分加害者の方がパーソナリティ障害で、反社会性人格障害ですね、それで、人を収奪するのが仕事みたいになっている人がいて、その人がある会社に入ってきたときには、周りの女性だけじゃなく男性も、みんなお金を巻き上げられたり、殴られたりしているんだけど、事件が明るみになるまでは、周りの人たちは全くそれぞれの被害が分かっていたケースというのがありました。

私が何でその事件を知ったかという、最後に、その人に見込まれちゃった被害者が死ぬところまでやられちゃったからですね。そういうようなケースもやっぱりあります。家族などの閉じた空間では、他からの情報が入らないため、認知の修正がなされないため、支配性が強まります。

人に言うとか、家族にばらすなどと加害者が脅すこともあります。性的行為について、人に言うこと自体が恥ずかしいことでありますから、性暴力被害を受けたことそのものが、一種の脅しの道具として使われます。

これも経験したケースですけれども、強盗などの他の犯罪被害だけなら警察に届けられるのに、性的被害も受けたことによって、警察に行かなかったという事例も臨床で経験します。これは、性交がすごく有効な脅しになっているというふうに考えられます。

内閣府のさっき挙げた調査には、たくさん質問があるんですけども、無理やり性交された体験の4分の3が知人から行われます。また、若年者の被害が多く、未成年での被害が約4割に達します。未成年の被害も、多くは知人から行われています。

学校の学生や生徒を対象にしたものでは、教師、塾や習い事の講師、部活動のコーチなど、日常的な関係の中で優越的な地位にある者からの被害が多いです。これらの被害者の治療は、性暴力被害者の臨床では、大変日常的で、私はこういうケースにまみれて、ふだんは臨床しております。

性暴力の被害者は、年少者から高齢者にまでわたっていますが、未成年者の場合は、身体的にも心理的にも社会的にも、成年者より力が弱いことが多いため、上記で述べたような日常的な優越関係の中でも被害に遭いやすいというふうに考えます。

もう一つ、さすがに家の中で家族を殴っているというのは、人は今や余り言わないと思いますけれども、スポーツの特殊な世界で、しかもプロを目指すとなると、殴っても当たり前みたいな、これも大分話題になりましたけれども、この体質というのはなかなか変わらないですね。

スポーツコーチからの被害は、やっぱり臨床では結構見ます。こういう体質のせいで被害者の方もなかなか言えない状況に追い込まれていて、被害が潜在化しやすいというふうに思います。

こういうケースを治療していると、ある程度回復してくると、丁寧に話を聞けば、何でこんなふうになったのか、よく分かるんですけども、やっぱり刑事裁判の段階での調書の中では、こういうような心理というのは、ほとんど発見されていなくて、むしろ、例えば検事さんは、余りこの人が抵抗できなかったことなんかを聞いてしまうと、公判維持が難しいと思われるのかもしれませんが、抵抗できなかったことを聞かずに一つストーリーが作られているんですが、それって本当のストーリーなのというふうに、後で思うケースがあることもあります。

それは何か、ちょっともったいないなというか、無理にそういうことを作らなくても、本当によく聞けば分かるのになというのが、医者立場からは思うことではありますね。

事例に関しては以上です。

【スライド19】これは、参考です。さっき挙げたものですが、資料として出したんですが、警察がやっている犯罪被害者の類型別の継続調査のちょっと古いのを持ってきたんですけども、これで見ると、やっぱり性犯罪の被害が一番、具合が悪い人、K6というのは、うつと不安を簡単にスクリーニングするものですけども、その後の様子を見てみると、大体経過年数が、殺人・傷害が約4年6か月、交通事故が4年3か月、性犯罪が3年5か月ぐらいの人たちですけども、それぐらい経っても、明らかに具合が悪い人が多いのは分かりますよね。

性犯罪による被害と、次が殺人・傷害の遺族と被害者本人ですから、この二つが犯罪被害者支援の相談の多くを占めていることもうなずけるところです。

【スライド20】これが、さきほどお話しした加害者との面識の有無と異性から無理やりに性交された被害に遭った時期というのをクロス表で、これ、内閣府の方でクロス表が出ていたときがあって、それでやっているものですけども、例えば、小学校入学以前は4ケースしかないですけども、全く知らない人が1件、面識ありが3件で、顔見知り程度の人とよく知っている、よく知っている人は、これ多分、性的虐待ですね。という感じです。

小学生のときでも、面識ありの方が多くて、よく知っている人がほとんどで、この辺は全部虐待のケースというふうに考えられます。ただ、知らない人の6件というのも、やっぱり小学生だと多いんだなというのが分かります。

中学から19歳まで、この辺を見ていただきますと、これもやっぱり、よく知っている人が多くて、知らない人は大体それよりは、半分ぐらいですかね、というふうになっています。こちらが実際の被害の実情なんだろうとは思いますが。

【スライド21】最後のスライド、事例の2番目のケースは、トニック・イモビリティと解離と、それから背景に関係性の問題があるというふうに整理しております。今、その三つについては、それぞれ御説明いたしました。

ということで、私もまた鑑定をするときに参考にできると思いますので、御意見をいただければと思います。

以上です。

○山田法務総合研究所部付

ありがとうございました。

それでは、引き続き、質疑応答に移らせていただきます。

御質問ありますでしょうか。

○野原法務総合研究所総務企画部副部長

法総研の総務企画部の副部長、野原でございます。今日はお忙しいところ、貴重なお話を頂き、誠にありがとうございます。

ちょっと、若干細かいのかもしれないんですけども、1点教えていただきたいことがございます。性犯罪の被害者の方については、トニック・イモビリティーという症状が表れるということが多いというお話と、解離症状が表れることが多いというお話がありまして、事例2ではT I プラス解離という分析をしておられまして、事例1ではT I と感情麻痺という……

○小西先生

これもT I プラス解離です。感情麻痺も解離のうちの一つというふうに考える。

○野原法務総合研究所総務企画部副部長

なるほど。

T I と解離というのは、どういう関係にあるのかというのを、ちょっと教えていただければなと思ったんですが。

○小西先生

そういう質問が出るだろうと思っておりました。

今のところ、解離というのは、臨床的に研究されてきたものでして、さっきもお話したように、生物学的な基本というのが、余りまだ解明されていないんですね。

その中に、例えば、体が動かないという直後の症状として、T I というのが説明されるというのが入ってきているので、直後の動きとして、お聞きになったことがあるかと思いますが、ファイト・オア・フライトあるいはフリーズという言い方をしますけれども、このファイト・オア・フライトのところについては、アドレナリンががんと出ると、そういうことが起こるというところで、生物学的実態があるんだけれども、フリーズの方は、現象的にはフリーズがありながら、実際に、どうしてそういうことが起こるかというのが、余り説明されていなかったんですよ。

フリーズが、体の運動の麻痺という、その麻痺という言葉で、解離の一端として説明されるということもあったし、自分でもそういうふうに鑑定書を書いたこともあったんですけども、フリーズに当たるところをトニック・イモビリティーが説明していると考えています。

臨床的な解離というものが、一体どういうふうに分類されて、それがトニック・イモビリティーとどういう関係を持つのかというのは、ちょっとまだこれからなんですね。Dissociationディソシエーション、解離とT I に関しては、トニック・イモビリティーが起きた人は解離が起きやすいとか、そういうレベルでは実証研究があるんですが、ちょっとそ

れ以上の、本当にこういうふうに分かれているんですよという説明がまだありません。

臨床的には分かっている不思議な状態ですよ。感情だけ麻痺したり、感覚だけ麻痺したり、記憶が麻痺したりという、そういう状態が、一つの解離性障害という精神障害の枠にあることは間違いないわけで、そういう状態があることに議論はないと思うんですけども、じゃそれが生物学的に説明されるものと、どういう関係かというところは、ちょっとまだ不十分だと思います。

そういう意味では、人間におけるT Iというものが、もうちょっと研究が進んでくると、もっとはっきりするのかと、むしろ解離の研究の方にも影響を与えるのかなと思います。

例えば、解離の痛覚麻痺なんかは、エンドルフィン系、オピオイド系ですね、脳内の。そういうホルモンが分泌されることによって実現されるんだらうとか、そういう個別のことはいわれているんですけども、じゃ解離総体として、集めた解離性障害のバイオロジカルな基盤が何なのかというと、まだ説明ができません。

○山田法務総合研究所部付

ほかの御質問はいかがでしょうか。

○東山刑事局刑事法制管理官

刑事局刑事法制管理官の東山と申します。先生、今日は非常に興味深いお話をしていただきまして、ありがとうございました。

若干、法律的な観点からの質問になってしまうんですけども、被害者の方が、このT Iないし解離の状態になった場合のことをお聞きします。

例えば強姦性交等を立証する場合に、検察官は、犯人側が被害者が性行為に同意していないということを認識していること、つまり、故意を立証しなければならないわけですけども、T Iないし解離あるいは感情麻痺になっている相手方が、性行為に同意していないのか、あるいは、ボーダーレスというか、認定が非常に難しいところであるんですが、渋々ながらも同意しているんじゃないかとか、要するに、その辺りの区別を犯人側ができるんでしょうか。

何と申しますかね、徴表というか、メルクマールといいますか、その辺りは、どういうふうに考えればよろしいんでしょうか。

○小西先生

おっしゃっている場所が、やっぱりキーポイントだと思います。

ここのところは、むしろ私も聞きたいんですけども、全く無動になっている人というのは、それは合意していないんですけども、抵抗もしていませんよね。この人たち、意識状態は割と清明ですから、自分では嫌だと思ったりしているわけだけども、全く発言もしなければ、体も避けるとか、そういうこともしていないわけで、また逆に、被害を与えるような人たちは、どちらかといえば、そういうことを敏感に察知する人じゃないですよ。すごく自分勝手な人が多いので、そういう意味では、それが合意していないことの表れだというふうに、今の状態でそういうふうに思うことは難しかろうとは思いますが。

だけれども、抗拒不能の問題ともつながってくるんですけども、トニック・イモビリテ

イーなんて、明らかに抗拒不能ですよ、この状態の間は。その後、解離してしまったら、多分、一度も合意は与えないんだけど、抵抗が全くなく性交が進むわけですよ。

その中で、合意はしていないということは、加害者の方は分かっているケースもやっぱりあります。それでも、裁判所の判断が、抗拒不能とはいえない、客観的に見て、この人動けたんじゃないかとされているケースもあって、そういう言い方していいかどうか分かりませんが、裁判長が知らないだけじゃないか。無知で、こういう状態のときに何が起こるか知らないで、一般人の感覚で、急に恐怖を与えられた人がどうなるか知らないのに、自分がその場にいたら動くだろうみたいな形で判断するのは、余りにも乱暴じゃないかというふうには思うんですけども。

○東山刑事局刑事法制管理官

抵抗できたかどうかということは、故意の立証とはちょっと別の話で、客観的に同意していないということは立証できるのかもしれませんが、問題はやっぱり故意の立証だと思っていて、我々は本日先生の講義を聞いたこともありますので、例えばですけども、完全にフリーズといいますか、何の反応もなくなった人について、この人は同意していないんだなというのは分かると思うんですけども、要するに、全く心理学的な知識のない犯人が、相手方が同意していないと受けとるのか、消極的ではあるけれども同意しているというふうに見ているのか。そういうときには、やっぱり検察官としては、同意していないということを知っているということを知証しなければいけないんですけども、その辺りを、例えば、どのような材料から拾っていけばいいのか、聞いたかったところがございます。

○小西先生

どっち側から見たときですかね。加害者側から見たときに、共感性が低い人たちが、この被害者は同意していない、嫌がっているんだと思うのは、それはなかなか難しいと思いますね。

ただ、そういう意味では今度、程度問題として、やめてと言うこと自体もすごく大変なことで、またそうすると、今度は抵抗がどのくらいかという話になるんですけども、ケースによってはそれだけ言えたら、最大に言えていると考えなくちゃいけないと、医学的に見れば、私は思うんですよ。だけれども、そういうふうには捉えられていない。

もうちょっと、そういうところが丁寧に捉えられれば、全ケースじゃないけれども、抵抗していたということが、もう少し言えるんじゃないかなと思います。

ただ、正直、びっくりしたら人は動けなくなるんだから、それは同意がないことだというふうに世の中の常識が変わる必要があるのかなと思います。

○東山刑事局刑事法制管理官

なるほど、分かりました。ありがとうございます。

○小西先生

でも、それは何か、納得がいかない話です。

犯人が共感性が低くて、相手のことなんか考えない勝手な人であればあるほど、相手の状

態を認識しないということになりますよね、相手の同意を。それでいいのかというのは思うんですけども、そこから先は私の専門じゃないんで、頭が止まってしまうんですが。

だから、せめてもっと、一番最初に言いましたよね、本当に嫌がっていても消極的な抵抗ぐらいの人がすごく多いと。その辺の消極的抵抗が、抵抗として認識されないと変わらないのかなというふうに思いました。

○東山刑事局刑事法制管理官

ありがとうございます。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

官房秘書課の吉田と申します。本日は貴重なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。

今の質問とも若干関連するかもしれないんですけども、今話に出たのは、加害者側が相手の同意のないことを認識できるかという話でしたが、その前提として、処罰に値する性行為をどのように外形的に切り出せるのだろうかという点に関連してお伺いできればと存じます。単なる性行為、例えば、交際していて、意思決定に何の瑕疵もない者同士が性行為をする、これは処罰できないわけでございますけれども、それを前提として、どのようにすれば処罰に値する行為を外形的に切り出せるのだろうかということを考えておきまして、同意のない性行為は全て処罰対象とすべきだという御意見もあろうかとは思いますが、ただ、同意の有無は内心の問題になってしまうので、それだけでは、外形的には、やはり処罰に値しない性行為との区別ができないのではないかという議論もあると思います。

そういう中であって、例えば、本日お話しになったトニック・イモビリティが典型的に生じやすい状況ですとか、あるいは加害者側の行為として、典型的にこういうことがあると生じやすいとか、そういう処罰に値しない性行為と切り分ける目印のようなものがあるかどうかについて、御経験、御知見がございましたらお聞きできればと思います。

○小西先生

すごく難しいですけども、それは、性行為そのものに伴う行動でということですかね。そうすると難しいですが、基本的には、ここに出てきたような、知人であれば、やっぱり関係性の問題がすごく大きいですね。パワーのある人がパワーのない人に向かってやっているときには、やはりいろんな反応も起きやすい。要するに、どうしたらいいか分からないからというのはあります。けれども、もうちょっと行動に近いことで何かという御質問ですよ、多分。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

そうですね、例えば、事例の一つ目ですと、突然、見知らぬ者が、被害者としては1人であると思っていた空間に入ってきた、そして、「やらせてよ」という、普通の社会人の間では初対面では言わないであろう言動があったということで、確かに、被害者としては驚き困惑することは間違いないと思うのですが、その一方で、驚き困惑させられるようなシチュエーションというのは、世の中にいろいろありそうな気もして、そういうのがあれば、常に、

犯罪に近い、処罰に値する性行為に結び付き得るといえるのかということ、若干ちゅうちょもあるところですが。ただ、一方で、先生の御知見の中で、類型的に、そういう場合には、こういうトニック・イモビリティみたいなものが生じやすいのだということがあるのであれば、それは私の認識が誤っていることになるのかなとも思ったりして、何か、行為そのものや、行為が行われるその場の状況などに特徴的なものがあるのかどうかという点に関心があるのですが。

○小西先生

結局、研究論文は、被害者を調べているために、被害者の特性というところでどうしても関心がいきがちなんです。そうすると、PTSDが、ある人は起きやすいとか、そういうふうに出てくるんだけど、多分それは、思われていることとは違うんですよ。

多分、事例1ではおっしゃるとおりで、驚愕度が非常に強くて、何の思ってもいないことが起きたということも、一つの要因としてあるというのは、あると思いますね。

2番目の方もそうですね。ラブホテルに行って性交するなんて、思いもしない相手から言われて、すごく驚いたというのもあるけど、なかなか難しいけれども、やばいぞ、やばいぞと思って、そうなるというケースに比べれば、これは二つとも、すごく驚いていて、恐怖が突然くる、そういうようなことが、やっぱり招きやすいところはあると思いますね。

ただ、本当に、あると思いますねくらいのところで、決定的なことが言えなくて申し訳ないです。

○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

ありがとうございます。

○大場保護局観察課長

保護局観察課長の大場でございます。貴重なお話ありがとうございます。

小西先生は昔から被害者支援のレジェンドでおられたので、本当に今日、お話を伺えてよかったなと思いました。

更生保護の分野で、性犯罪も含めて、被害者の方とお会いするのは、事件からかなり時間が経ってからがほとんどです。例えば、刑務所入所中の加害者の仮釈放の是非について意見を言いたいといった場面等が考えられます。

そういったときに、とりわけ、性犯罪の被害者の方に対応する保護観察官が専門職として、特に配慮しなくてはいけないことは何かといった点についてお伺いしたいと思います。被害者によっては、例えば、たいへん強い怒りの表出をされたり、既に確定した、どうにもならない判決に対して、非常に納得いかないとおっしゃる方もいます。裁判のときは言えなかったけれども、今は怒りが爆発して、殺してやりたいというふうなこともあります。

そういったときに対応する専門職としての保護観察官に対し、是非、ご助言いただければと思います。

○小西先生

そうですね……多分、どちらかというと、これから釈放される人たちの心情とかは、よく

御存じなんだと思うんですよね。そういうときに、被害者から怒りをぶつけられると、大概、どうしても言い訳する、ああ、でも、それはこういうことだからと、かなり自動的に言い訳する人が多いかなと思うんですけれども、怒っている人は、言い訳すると、余計怒ると思うんですね。

怒っていたら、私の立場からすると、怒れるまでは回復したんだねという感じだと思いますし、本当にそういうところで、まだ全く回復していない人は、行けない、その場面に行けないと思いますから、少なくとも、来られたこととか怒っていることとかは、本当は評価した方がいいんだと思うんですよね。

だけれども、それが司法の決定に何か影響を与えることはすごい少ないと思うので、そういう立場に立って聞くんだったら、怒りも受け止めてください。それぐらいしか。

理不尽な怒りもありますよ。PTSDの一環としての怒りは、やっぱり理不尽ですので、本当に回復していない限りは、「そんなに怒ったってしょうがないでしょう」みたいな怒りを持っている人も、それはあります。

加害者の方はあっけなく事件のことは忘れますよね。捕まらないようにしようと思っているだけというのが実態だと思いますけれども、被害を受けた人は、ここにありますように、3年半たっても3分の1くらいの方は、まだ非常に具合が悪いわけですよね。その辺がすごい不釣り合いなことというのは、やっぱりよく知っていただく必要があると思います。

被害を受けた方は、ほとんど一生の影響を受けます。それで人生変わってしまって、例えば、普通の就職ができなかったり、学校に行けなくなっちゃったり、ずっと生活保護だったり、そういう人が結構いるんですね。

やっぱり、「あんた誰でしたっけ」くらいに忘れる人と、こちらの人が受けた被害の大きさというのは全く違うので、だから、同様に共感せよというのは、それは不可能なことだし、被害者はどうしてもそういうふうに怒るわけです。けれども、同じ大きさと共感することは無理なことですよね。無理なことなんだけれども、それで無理でいいんだけれども、そういうアンバランスをよく知ってくださいという、それはもうしょうがないんだということで、真ん中の人が受け止めるしかないんだと思っていただくことしかないかもしれないなと思います。

すみません、余りいい答えになりません。

○大場保護局観察課長

いえ、心に響きます。ありがとうございます。

○山田法務総合研究所部付

あとはよろしいですか。

時間もありますので、質疑応答をここで終了とさせていただきます。

最後に、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

私、本ワーキンググループの座長を務めています西山でございます。

小西先生におかれては、御多忙の中、足をお運びいただき、貴重なお話を頂きまして、本

当にありがとうございました。

限られた時間ではございましたけれども、先生の豊富な御経験に基づき、また、各種データや具体的な事例を示していただき、御講義を頂きまして、性犯罪被害者の方々の被害時の心理状態であるとか、あるいはその反応について、分析的に丁寧に御説明を頂いて、本当に理解を深めることができたというふうに思っております。

本日得られました知見につきましては、本ワーキンググループにおきましても、大いに参考にさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○山田法務総合研究所部付

それでは、小西先生、ありがとうございました。

これをもちまして、第8回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを終了させていただきます。

—了—

刑法改正の影響とその評価、性犯罪被害者の鑑定における課題等

武蔵野大学 教授 心理臨床センター長

小西聖子

刑法改正の影響とその評価、性犯罪被害者の鑑定における課題等

お話、検討したい内容

- 支援の領域での刑法改正の影響とその評価
- 性犯罪被害者の精神鑑定事例に見る被害者の心理、行動評価と司法における評価
 - 1) 事例1: 被害を受けた人の被害時、被害後の反応
 - 2) 事例2: 加害者の認識とは？

どのような変化が起きて
いるか

支援の領域で の刑法改正の 影響とその評価

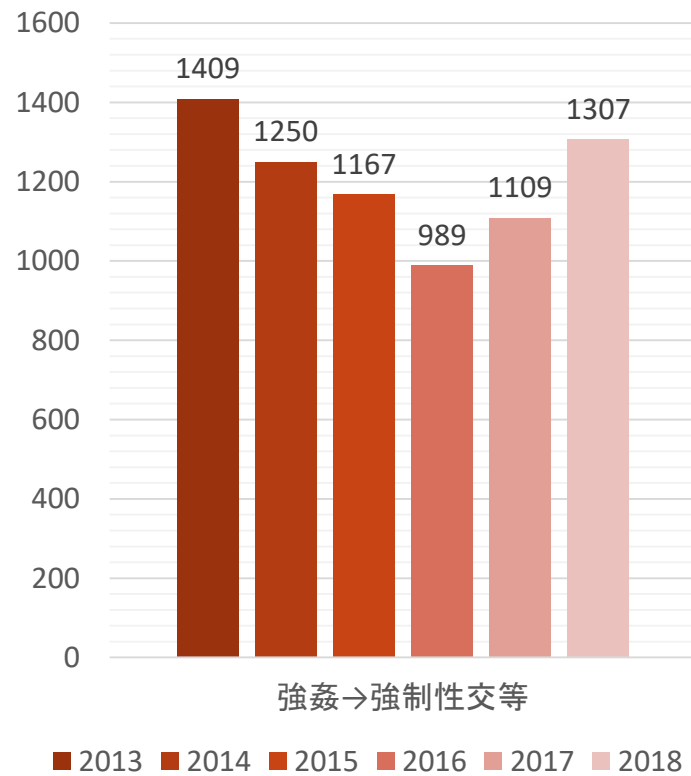
「平成30年版犯罪白書の概要」 から

- 強制性交等 認知件数 1,109件（前年(強姦)比 12.1%増）うち男性が被害者 15件
- 平成16年以降減少傾向にあったが29年は増加
- 強制わいせつ 認知件数 5,809件（前年比6.1%減）うち男性が被害者 200件
- 平成22年から増加傾向にあったが26年から減少
- 監護者性交等(平成29年新設) 認知件数 16件
- 監護者わいせつ(平成29年新設) 認知件数 18件

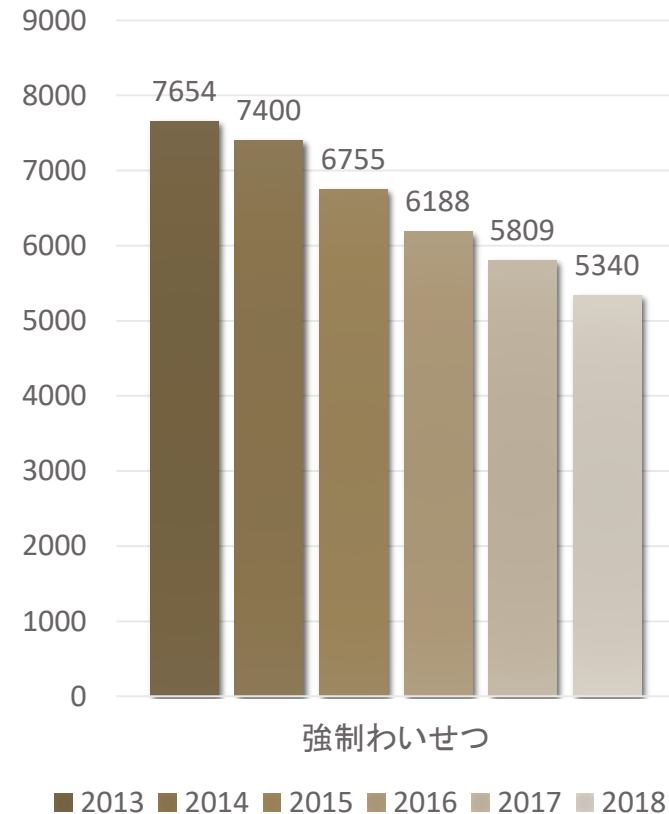
性犯罪認知件数

(平成25年から29年については犯罪白書、平成30年1月から12月については政府統計e-Stat中 犯罪統計 平成30年1～12月犯罪統計【確定値】 訂正版)

強姦→強制性交等



強制わいせつ

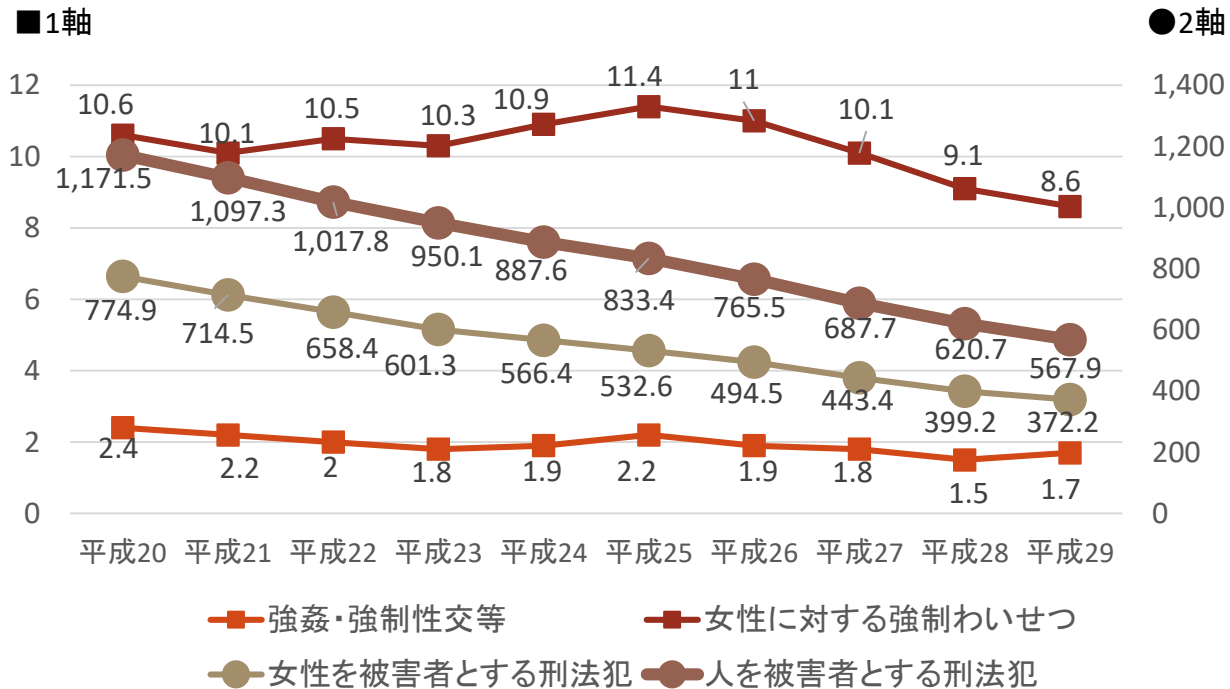


※平成29年における男性被害者15件
監護者性交等の認知件数は16件

人が被害者となった刑法犯 被害発生率とその変化

人口10万単位の発生率推移

性犯罪被害(1軸)、人が被害者となった刑法犯(2軸)



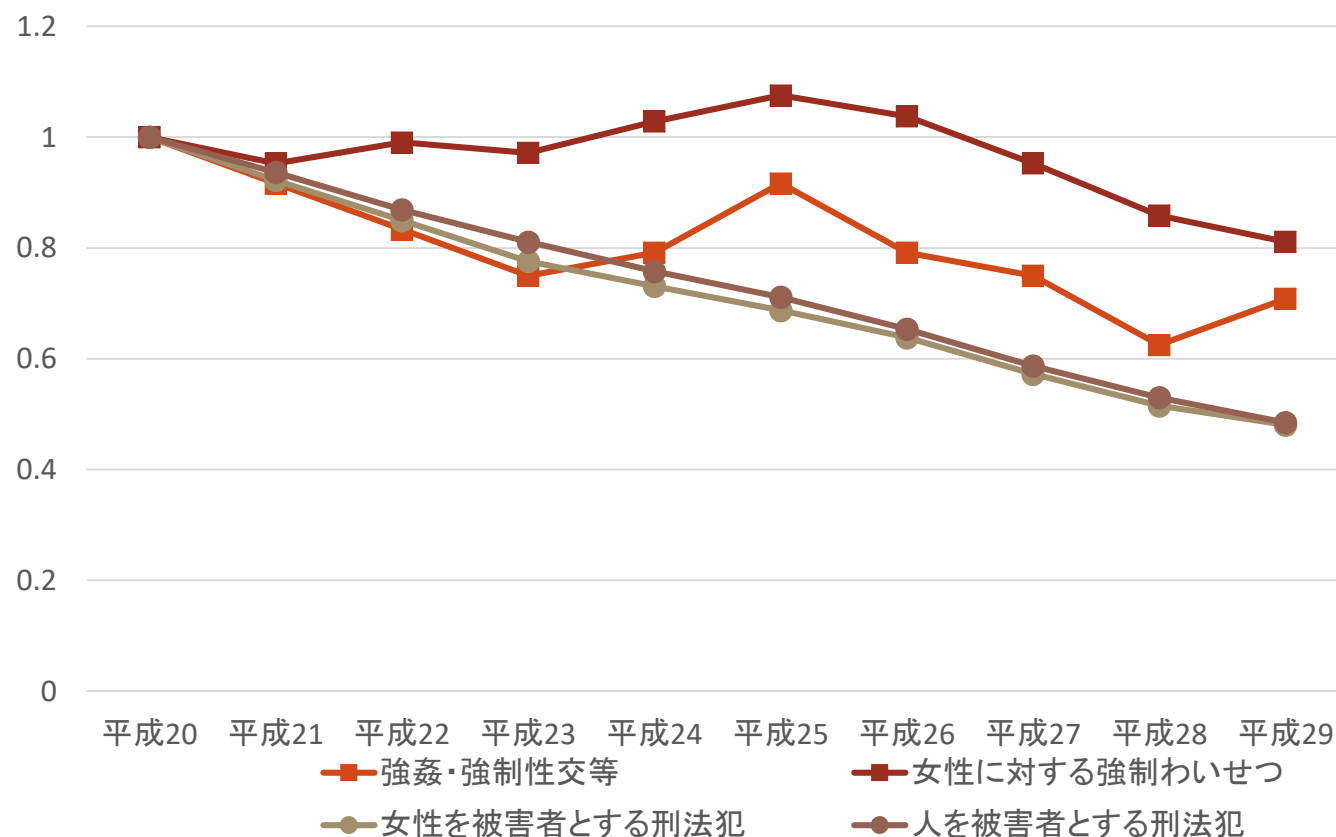
平成30年度版犯罪白書:人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率のデータ(表6-1-3-1)及び図6-1-1-1に基づいて計算。
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_6_1_3_0.html

平成20年から平成28年は強姦、平成29年からは強制性交等罪(女性被害者)の統計に変更

女性を被害者とする刑法犯及び強姦、強制性交等、強制わいせつは女性被害者データのみ

■ 性犯罪被害発生率については1軸目盛
 ● 刑法犯認知件数発生率については2軸目盛を参照

人が被害者となった刑法犯 被害発生率(犯罪白書)の比率変化(平成20年度を1とした数値)

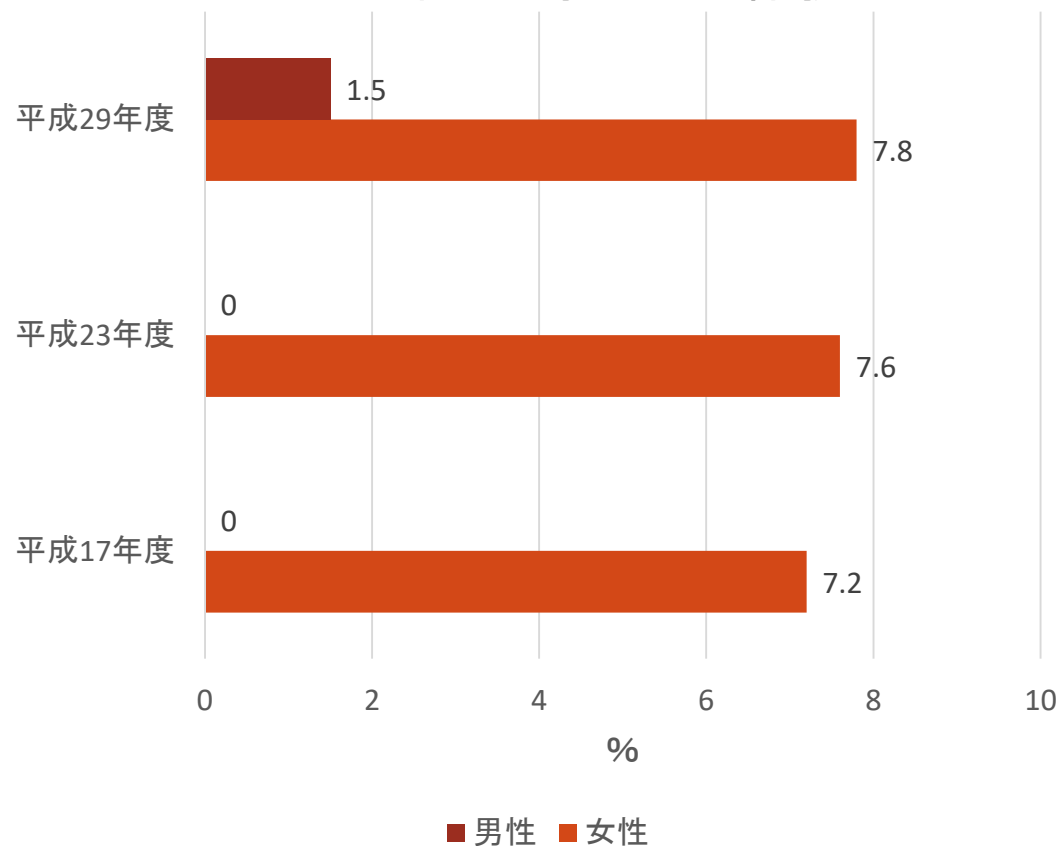


平成30年度版犯罪白書: 人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率のデータ(表6-1-3-1)及び図6-1-1-1に基づいて計算。
http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_6_1_3_0.html

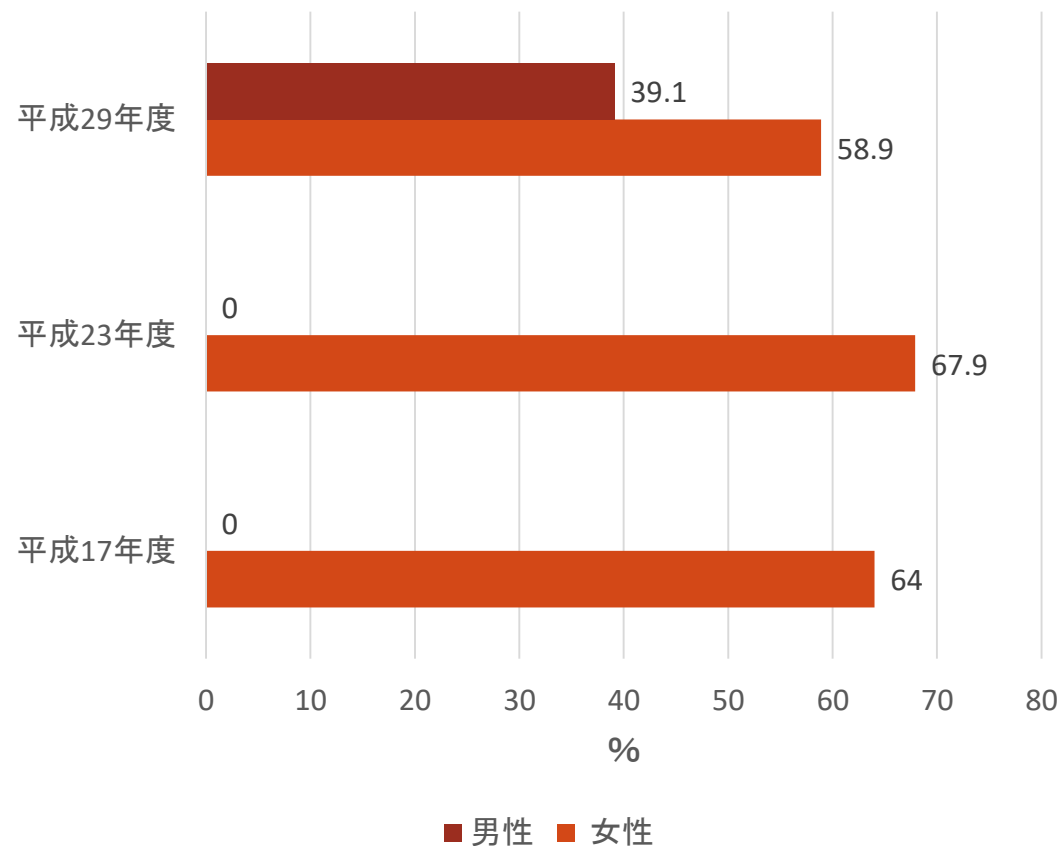
女性を被害者とする刑法犯及び強姦、強制性交等、強制わいせつは女性被害者データのみ

内閣府男女間の暴力に関する調査

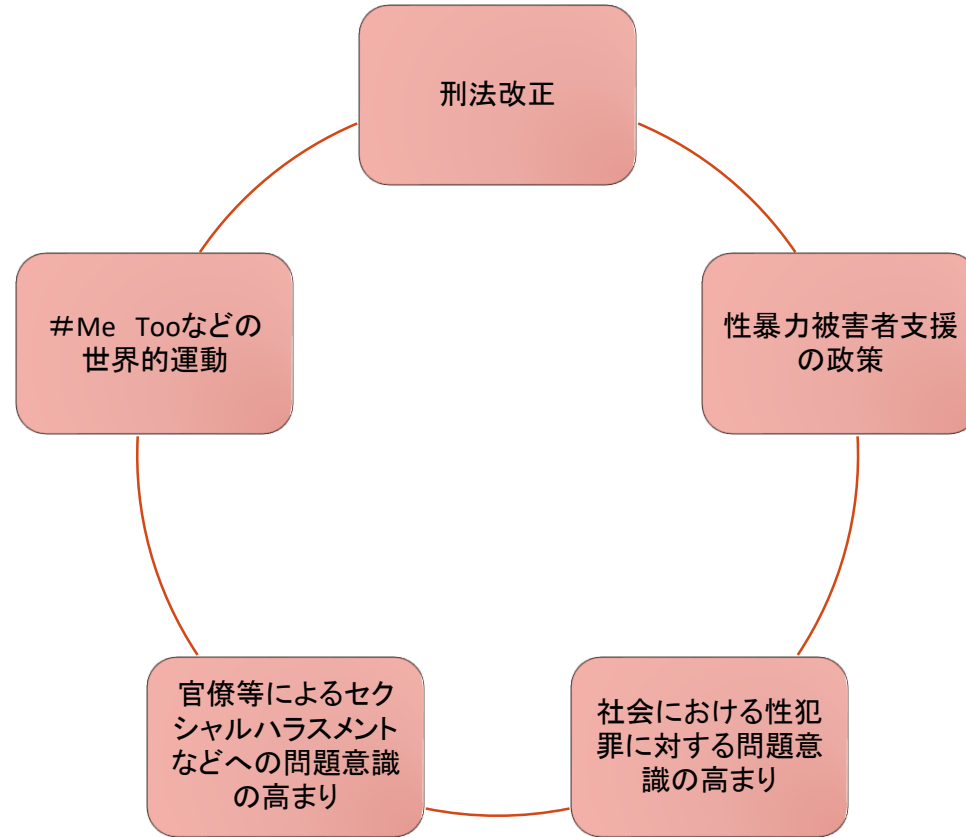
無理やり性交(等)された体験



誰にも相談しなかった人の割合



より広範な影響



SARC東京ホットラインに寄せられた子どもに対する性暴力実態 (2018年4月～2019年3月)

	13歳未満		13～17歳		18～19歳		その他		合計	
実人数	29		88		73		7		197	
性別	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
強制性交等	2	1	40	5	37	1	5	0	84	7
強制わいせつ	10	3	16	0	11	2	2	0	39	5
監護者による強制性交等	7	1	13	1	7	2	0	0	27	4
監護者による強制わいせつ	4	0	0	1	0	0			4	1
デジタル性暴力	1	0	4	0	3	0			8	0
痴漢	0	0	3	0	3	0			6	0
ストーカー	0	0	2	0	1	0			3	0
デートDV	0	0	1	0	4	0			5	
その他	0	0	2	0	2	0			4	0
計	24	5	81	7	68	5	7	0	180	17

SARC東京ホットラインに寄せられた相談者別実態

平川理事長提供

(2018年4～2019年3月)

	13歳未満		13～17歳		18～19歳		その他		計	
実人数	29		88		73		7		197	
性別	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
本人	0	0	34	6	36	3	1	0	71	9
母親	20	0	18	0	23	0	0	0	61	0
父親	0	3	0	5	0	2	0	2	0	12
祖父母・叔母等親戚	3	0	2	0	0	0			5	0
友人・先輩	0	0	9	1	2	0			11	1
交際相手	0	0	0	3	2	0		1	2	4
知人	1	1	1	3	0	0			2	4
関係機関	1	0	6	0	4	0	2	1	13	1
不明	0	0	0	0	1	0			1	0
計	25	4	70	18	68	5	3	4	166	31

英語文献における性被害時の被害者の態度 (山本、未発表)

PsycINFO、PubMedで時期を限定せず、(rape or sexual assault or sexual violence) AND (resistance or resisting or refusal) AND (response or reaction or behavior), で検索

査読のある実証研究のうち目的に合う論文26件の結果では、

- 抵抗が外見上明確な行動よりも消極的な抵抗行動の方が被害者に共通してみられやすい。もがく、避ける、払いのける、泣く、加害者を説得する、やめるように言う、懇願する、交渉する
- 積極的な行動をとらない人、または「凍り付いた」「何もしなかった」人はどの調査にも必ずいる。18%-69%

事例1：被害を受けた人の被害時、被害後の反応

事例2：加害者の認識とは？

性犯罪被害者の精神 鑑定事例に見る 被害者の心理、行動 と司法における評価

筆者の被害者に係る鑑定歴

2006年から現在までに 69件(医療の情報のみで書いた患者の意見書は除く・証人尋問等含む)

- 刑事48件
- 民事21件

- 意見書鑑定書等 50

- 警察検察から委嘱 35
- 裁判所から委嘱 18
- 指定弁護士、当事者(原告、被告)から委嘱 16

事例1

見知らぬ加害者が部屋に入ってきた直後に、全く体が動かなかった事例

1. 事件

被疑事実 強制性交等

2. 本意見書における検討事項

被害女性が、意思に反した性交を要求されながら、抵抗することなく性交に応じてしまうようになった心理状況とその理由

Tonic Immobility(動物学では「擬死」)

進化的に各種の動物にみられる反射の一つである。最近、TIの反応は、人間にも起こる、と考えられるようになった。PTSDの患者の再体験時などの体の反応が研究されている。

Tonic immobility (TI) は、避けることのできない危険に対する意思とはかかわりなく生じる反応である (involuntary reflexive reaction)。特徴として、一時的な広範な運動抑制と外的な刺激に対する相対的無反応が見られる。(Ratner, 1967).

PTSD患者とそうでない人に、脅威刺激を与える実験ではPTSD患者には特に明らかな身体のTIが見られたという。体の揺れの減少、頻脈と心拍数の減少など。(Volchan et al., 2011, 2017). TIの大きさはPTSDと関連するという研究もある。(Fiszman et al., 2008; Rocha-Rego et al., 2009; Lima et al., 2010; Portugal et al., 2012; Maia et al., 2015; Kleine et al., 2018).

Tonic immobilityの反応+感情麻痺

本件の被害者の行動の分かりづらさは、この二つの概念で説明できる。

事例2

優越的地位にある加害者に、ラブホテルに強引にいっしょに連れ込まれ、性交されたが、拒否できず、後でPTSDを残した例。

1. 事件

被疑事実 準強姦

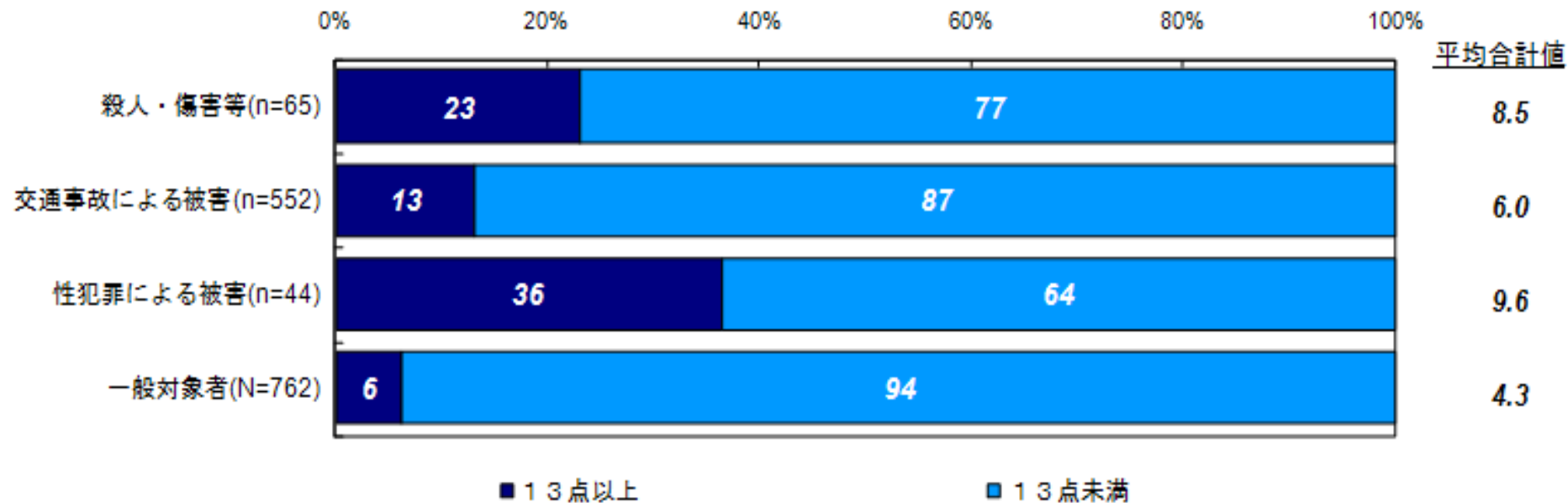
2. 鑑定事項

1 加害者と被害者とが面識があり、かつ、加害者が被害者に対し優越的地位(上司、先生等)にある場合の女性の性暴力被害者の被害時及び被害後の反応、行動並びに心理状態はどのようなものか。

2 本件被害者が被害時、心理的・精神的に抵抗できないか、また抵抗することが著しく困難な状態にあったと認められるか。

事例2の資料：被害者の現在（過去30日間）の精神健康状態について

【K6による】 平成20年度犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書（平成21年3月）より



※対象者の被害からの経過年数は、殺人・傷害等で平均54.2か月（約4年6か月）、交通事故による被害で50.7か月（4年3か月）、性犯罪による被害で平均41.2か月（約3年5か月）である。K6の合計値が13点以上の場合、「重症精神障害相当」とされている。

事例2の資料:加害者との面識の有無×異性から無理やりに性交された被害にあった時期クロス表

e-Stat統計表一覧「平成23年度男女間における暴力に関する調査集計結果統計表」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=xlsDownload&fileId=000006172797&releaseCount=1> より抜粋

問23 加害者との面識の有無	問25 異性から無理やりに性交された被害にあった時期					20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上	無回答
	全体	小学校入学前	小学生のとき	中学生のとき	中学卒業から19歳まで					
全体	134	4	14	7	27	47	19	4	6	6
まったく知らない人	23	1	6	2	7	5	1	-	-	1
面識あり(計)	103	3	8	5	20	41	16	4	5	1
顔見知り程度の人	20	1	-	1	7	10	1	-	-	-
よく知っている人	83	2	8	4	13	31	15	4	5	1
無回答	8	-	-	-	-	1	2	-	1	4

被害時期が未成年時 38.8%(134人中52人)
 知人から被害 76.9%(134人中103人)
 未成年時知人から被害 69.2%(52人中36人)

TI+解離+背景に関係性の問題

被害者と加害者の関係性とパワーによるコントロールの問題

繰り返しの被害ではカギとなる概念

抵抗できず、性的虐待などでは、表面的には「進んで」行われることもある(そうしたいわけではない)

当初は、自責感が強く、治療に抵抗することもある。

家族内の問題では、通報できないことが多い。

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第9回)

第1 日 時 令和元年9月24日(火) 自 午後 1時29分
至 午後 3時23分

第2 場 所 法務省共用会議室1

第3 議 題 性犯罪被害に遭った障害者の家族からのヒアリング
障害者への性暴力に関する啓発活動を行う団体等からのヒアリング
その他

第4 議 事 (次のとおり)

○鷓鴣刑事法制企画官

それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第9回会合を開催いたします。

本日は、2部構成のヒアリングを予定しております。まず、第1部といたしまして、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長の上谷さくら先生御同席のもと、性犯罪の被害に遭われた障害者の御家族からヒアリングをさせていただき、引き続き、第2部といたしまして、性暴力のない世界の実現に向けた啓発活動を手がける特定非営利活動法人しあわせなみだ理事長の中野宏美様、同スタッフの菊池悦子様、東洋大学社会学部社会福祉学科の岩田千亜紀助教、犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員の芹澤杏奈弁護士からのヒアリングを行う予定とさせていただきます。

本日のヒアリングでは、第1部、第2部それぞれ、お話をいただいた後に質疑応答の時間を設けさせていただきます。

それでは、まず第1部といたしまして、性犯罪の被害に遭われた障害者の御両親からのヒアリングを行います。御両親のお話の前に、上谷先生から事案の概要等についての御説明をいただき、また、お話の後に質疑応答の時間を設けます。

本日はお越しいたごきありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひします。

○上谷さくら先生

皆様、こんにちは。弁護士の上谷さくらです。今日はよろしくお願ひいたします。

本日は、性犯罪の被害に遭われた当時12歳の女の子の御両親にお越しいただいています。

まず、事案の概要についてですが、加害者は障害者の短期入所施設の介護職員で、ほかの施設もかけ持ちして働いている状態でした。被害者は、御両親のお嬢さん、当時12歳で、この施設を月に1回、2泊3日で短期利用しておりました。

平成29年5月の夜7時半頃、施設内において、被害者が知的障害のために心神喪失の状態にあることに乗じて、被害者に対し、そのズボンとおむつを引き下げて、でん部付近に射精して精液をかけたというのが事案の概要です。

被害者は、生まれつき知的障害と身体障害があります。知的障害は最も重い「愛の手帳」1度で、大体生後6か月前後くらいの知的レベルです。言葉を話すことはできない、周囲の人が言っていることは理解できない、楽しいときは声を出して笑うけれども、自分の要求を伝えることができない、排せつの意思表示ができないのでおむつを着用している状態です。御両親はお嬢さんが何をしてほしいと思っているのかというのは分かるけれども、多分第三者は分からないであろうという感じだそうです。

身体障害は最も重い身体障害者手帳の1級です。床や椅子にお尻をつけて座ることはできるけれども、一人で歩いたり立ち上がったたりすることはできず、自由に腕を動かすこともできません。背中が猫背のように丸まっているということもあります。自分でうつ伏せの体勢になることは、少し苦しいと感じるようで、ほとんどないというような状況です。

この事件ですが、加害者が射精して精液をかけた直後らしき場面をたまたま同じ施設で働

務していた同僚が発見したところから、発覚しております。当初、加害者は否認していたようですけれども、警察に通報されて、逮捕に至りました。

捜査や公判手続ですけれども、お母さんの事情聴取があつて、調書を作成しています。お父さんの調書は作成していませんが、警察から説明は御一緒に受けていらっしゃるということです。公判は、自白事件なので御両親の証人尋問などは行われておりません。公判廷では被害者の特定事項の秘匿が行われております。御両親が被害者参加をして、在廷をし、被告人との間と傍聴席との間を遮蔽しております。御両親それぞれが心情等の意見陳述を行いました。また、その被害者参加をする際に被害者支援都民センター職員による同行等の支援がありました。その後、損害賠償命令の申立てをして決定も出ております。

判決は、求刑が懲役2年で、判決は懲役2年保護観察付き執行猶予4年間という結果でした。

今日は、私と御両親との間で、Q&Aといたしますか、そんな形でお話を進めていきたいと思っています。被害者の御両親を、ここでは、「お父さん」「お母さん」と呼ばせていただきます。私、たまたまお父さんと共通の知人がおりまして、お父さんがその知人の方に、娘がこういう被害に遭ったということで相談されたところ、その知人の方が私を紹介してくれたという御縁で、被害者参加人の代理人として事件を受けることになりました。

まず事件について、私が最初に御両親からお話を聞いたときに、一番大変だったのは被害に遭った娘さんなんだというお話がありました。お母さん、まずこの事件の連絡を受けて、その日のうちにいろんなことがあって大変だったと思いますけれども、お嬢さんのことでは、どの辺りのことを一番心配されたでしょうか。最初はびっくりして、御主人に電話したけれどもお母さんは泣いていて、御主人としては、何を言っているのかよく分からなかったというような状態だったということですよ。

○被害者母

施設から連絡が入って、理解するまでにちょっと時間が掛かって、とにかく産婦人科へ連れていくので来てくださいというので、よく考える暇もなく産婦人科へ行って、まだ12歳だった娘を産婦人科へ行かせていろいろ検査を受けさせるのも、私の中ではとてもつらいというか、言葉にできないような気持ちになって。あとは、ピルを飲ませなきゃいけない状況に、とにかく娘にはすごく申し訳ないというか、何でこんな状況になっているんだろうという気持ちで、とにかく娘には申し訳ないという気持ちでいっぱいでした。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

この事件を通して、御両親にとっては、本当にいろんなことが急にたくさん起こりました。捜査は割とスムーズに進んだ印象ですが、起訴されてから、御両親は裁判に被害者参加をされることになりましたよね。被害者参加をしようと思った理由は何かありましたか。

○被害者父

ちょっとうまく言えるか分からないんですけども、裁判という仕組みがあつて、そういう過程を経ることで、自分たちの、何ていうんですかね、気持ちの整理じゃないですけど

も、やっぱり（上谷）先生に、こういうふうに思っているとか、いろんなことをお話ししたりとかというのがありますし、意見陳述に関してもやっぱり自分がごちゃごちゃとなっている複雑な気持ちを一つ整理するきっかけになったのかなとは思いますがけれども。

○上谷さくら先生

お二人とも心情の意見陳述の書面を作成して、当日読み上げましたけれども、これを作成するのは大変でしたか。

○被害者父

5分ぐらいでやっちゃいました。

○上谷さくら先生

本当ですか。気持ちがいっぱい。

○被害者父

何か、そうですね、もう何というのか、あふれ出るものがあって、やっぱりそれまで、ちゃんと文章にしてほかの人が聞いても分かるような形にしないといけないということで、その事件についての心情みたいなのをまとめることもなかったの、自分の中では本当にすごくいいきっかけになったのかなというふうに今は思っています。

○上谷さくら先生

お母さんはその辺いかがですか。

○被害者母

私は気持ちを言葉にするのが下手なので、上谷先生にお力をいただいて、一緒に作成しました。とにかく、私の気持ちを裁判官の方にどうやったらうまく伝わるかというところは、とても考えていました。

○上谷さくら先生

お母さんの意見陳述は、お嬢さんを一日介助するのがどれだけ大変かというところに力を割いてみようかということで、まず朝起きてからどういうふうに着替えを介助するとか、顔を洗うとか、御飯を食べさせるのも全て介助が必要で、一人で歩けないので全部支えてというところから、かなり細かく大変さを知ってもらおうということで書いたという経緯がありましたね。

それで、被告人は認めていたので公判自体はそんなに争うことなく、割と淡々と終わっただけですけども、判決で執行猶予が付いたんですね。これについて、どんな印象を持たれましたか。

○被害者父

意見陳述にも書かせていただいたんですけども、やっぱり、何ていうんですかね、短期

入所施設というのはそれぞれの住んでいる自治体、東京都〇〇区の（委託した）施設に預けていて、その職員が犯した犯罪であるというところがすごく一つ大切なところだと思うんです。なぜかという、やっぱり介護職員であるから、当然預かっている子どもたちの情報というのを知っていると思うんですよね。逆に知らなければいけないところだと。例えば住所であるとか、家族構成であるとか、そういったものを施設を利用する際に提出する書類があるので、執行猶予がついたということは、もちろん、いろいろ、何というんですかね…。

○上谷さくら先生

量刑相場ですか。

○被害者父

はい、相場みたいなものがあるというのは、当然必要なものだとは思いますが、自分たちの心情としては、単純に執行猶予、保護観察付き執行猶予と書いてあるんですけども、その辺を歩いていてまた出くわすという可能性も当然あるわけで、向こうはこっちの情報を知っているわけですし、やっぱり純粋に怖いというのが一つですね。

あとは、何というんですかね、多分こういう性犯罪みたいなものって何かしら、何ていうんですか、そういうセラピー（再犯防止のためのカウンセリング）みたいな、そういうことも必要になってくると思うんですけども、やっぱり日常生活、保護観察で執行猶予が付いているというのは、普通に仕事をしながら社会の中で生きていくということだと思うんですけども、その中でそういうセラピーみたいなことができるのかということ、僕はできないと思うので。普通に生活している人でも、生活の中で制限をつけて日々生きていくというのはとてもとても難しいことだと思いますけれども、こういう人なら余計にそうなのかなという、そういう二つの点があって、実刑にしてもらいたいというのが思っていたところですね。

○上谷さくら先生

判決が、量刑理由として犯行が卑劣で悪質で酌量の余地がないと断定をしているんですけども、被告人に有利な事情として、執行猶予をつける理由を6点挙げていました。一つは、直接的な強度の身体的接触がない。二つ目は前科がない。三つ目、罪を認めて反省の弁を述べた。四つ目、保釈後、心療内科などを受診して、今後もプログラムの受講を検討している。五つ目が職を失うという社会的制裁を受けた。六つ目、母親が法廷で証言をしたと。この六つを挙げて被告人に有利な事情としているんですよね。

これについては、私自身も言いたいことは山ほどあるんですけども、判決を聞いたときに、どういう感想を抱かれましたか。

○被害者父

何か前提というか、そういうやっぱり相場ありきで、あとは逆算していろいろ、何というんですかね、ちょっとひどい言い方になっちゃうかもしれないですけども、決まった定型文みたいなものがあって、そこに後から当てはめているのかなというのが正直感じたところです。何か我々の心情とか、そういうことではなく、やっぱり初犯ですねとか、よく分からないですけども、詳しくは。そのためにそういう理由を引っ張ってきたというような。今

先生がおっしゃった有利な事情の内容自体がもう、僕らに限らずだと思うんですけども、一般的な人が見ても何かとってつけたような感じにしか思えないようなことばかりだったので、そういう印象を持っていますね。

○上谷さくら先生

その判決直後も、その後も、度々御両親とはこの事件のことを話していますけれども、今日はちょっと言葉を選んでいらっしゃるかもしれないけれども、「あの判決はコピペですよ」と言ったのがすごく印象的でした。「そうなんじゃない」と私も言ったんですけども。

何というんですかね、認めて反省の弁を述べたといっても、最初は否認していたんですよ。それに、心療内科を受診したとか、今後プログラムを受けるというのも、私、本当にびっくりしたのですが、被告人質問の中でそういう話が出てきて、心療内科か今後行くプログラムかどっちはちょっと分からないんですけども、その先生から、パートナーがいなくてこういう事件が起きるんだと、だから今後パートナーをつくりなさいと言われてみたいなことを言ったんですよ。とんでもないなと思って、そんなことを言う医者があるんだと思ったんですけども、パートナーの有無は関係ないですし、性犯罪を止めるためにパートナーをつくって体差し出せって何だという、非常に私も強い憤りを感じまして、それがいい事情として挙げられているというのも驚きでしたし、職を失うのも当たり前ですよ。介護施設の職員がその利用者においせつ行為をしているという状況で、それで職を失うことを社会的制裁というのかということもありましたし、その御両親のお怒りはもっともで、意見陳述であれだけ述べたことが一言も拾われていなかったんですよ。そこは本当、非常に残念だったし、もうちょっとどうにかならぬのかなというのが私の率直な印象でもありました。

もう一つ、この事件は被告人が保釈されていたんですけども、御両親と、あと被害者の下にもう一人女の子がいるんですけども、その三人でバスに乗っていたら、ぼったり保釈中の被告人に会ってしまうということがありました。本人は、保釈中の制限住居が〇〇（関東地方ではない）になっていて、実家なんですけれども、公判のために上京していたというんですけども、公判の3日ぐらい前、前々日でしたかね。それも、そういうふうに早目に来るといような連絡も全くなかったですし、慌てて被告人の弁護人にどういことだと連絡したんですけども、弁護人もそれは把握していない様子でした。これについては、後で追加で被告人質問をしてもらい、何をしていたのかということ、そのことについてもかなり言ったのに、そういった事情が判決では一言も触れられていませんでした。

そもそも、反省していたら保釈申請しないだろうと、被害者の方は、当然考えるわけです。被告人側からすると、それとこれとは別だと言うんですけども、それはちょっと一般国民の感覚からはかなり外れているのかなというのが私の印象でもあります。

バスの中で会ってびっくりしたときの話で、今覚えているところをお話しできますか。

○被害者母

私たちが先にバスに乗っていて、途中からその人が乗ってきたんですけども、見間違いなと思って、とにかく何かものすごく真っ白になった。主人は相手の顔が分からなかったもので、私だけ顔を知っていて、しばらくちょっと黙っていたんですけども、どうしたらいい

いのか、何でここにいるのかという、何かちょっと怖い、怖かったです。

○上谷さくら先生

そこでばったり会ったがために、その後また会うのではないかという恐怖心があるというお話を伺ったんですけれども、そこでばったり会ってしまったということによって、その後の生活に何か影響を受けたところがありますか。

○被害者父

本当、具体的な話で、何というんですかね、不安ですよ。先ほども申し上げたとおり、うちの住所が分かっている施設の職員だというのがあるので、今先生がおっしゃられた保釈というの、やっぱりいろんな事情があって保釈という仕組みがあるのであれば、受け入れたいとは思いますが、やっぱりケース・バイ・ケースだと思うんです、こういうの。うちは本当に被害者として生活しているんですけれども、何で純粋に、うちはいろんな制限があって生活していて、例えば家へ帰るときもエレベーターが開いて向こうが部屋の前にいたらどうしようとか、多分誰でも単純に思う不安だと思うんですよ。どうして被害を受けたうちの家族がそういう思いをして日々生活しなければいけないんだと。本当、素朴に今まで全くそんなことを思わないで日々生活していましたが、実際そういう被害者という立場になると、ここまで一変するんだなというのがすごく実感としてあります。

○上谷さくら先生

ちょっと話変わりましたが、執行猶予期間中の保護観察が付きましたよね。被害者等通知制度を利用されているので、半年に1回くらい通知が来ます。その通知を見ての感想をお願いします。その通知には何が書いてありますか。

○被害者母

何月に（保護観察官、保護司との）面接が何回、というだけなので、全く何の意味もないものだなと私は思いました。

○上谷さくら先生

どんなことを書いてほしいですか。

○被害者母

面接内容だったり、面接したときに何をしたかとか、事細かに知りたいからその（被害者等通知制度の）手続をしたのに、何の意味もなかったなと思いますね。

○上谷さくら先生

今、御両親はその施設の責任を問う民事訴訟も起こしていらっしゃいます。事件全体を通してですけれども、この事件が起きた原因について、施設の責任というのを非常に重く感じていらっしゃるの、ちょっとその辺り、御説明いただけますか。

○被害者父

こういう性犯罪みたいなものというのは、そんなに詳しく自分も調べているわけではないですから、はっきりしたことは分からないんですけども、こういう施設の職員とか、どうしても介助をしたりとかというので普通の一般的な学校とかより距離感がすごく近いというのものもあるのかもしれませんが。そういう犯罪を起こす可能性があるという介護職員であったりとか、この施設で働いている人たちであったりというのが、数として実際多いのかどうか分からないですけども、やっぱりそういう可能性がすごく高いと思うんです。実際今この区の（委託している）施設、どうなっているかという、普通に前と変わらないように日々こういう利用者を受け入れてやっているわけです。

事件後、具体的にこういう点を改善しましたとか、何かいろいろ言っているんですけども、うちとしては、それが根本的な改善になっていると思えないというのが、今訴訟を起こしている一つの理由です。「同性介助」といって、女性には女性の職員がついて、男性には男性の職員が介助をするというのが基本としてあるんですけども、実際、それをちゃんと守っている施設というものはあるのかどうか。それを調べているところ、自治体なりなんなり、どこか分からないですけども、調べているところがあるのかというのも一つあると思いますし、何よりやっぱりこういう事件を起こした施設を運営をしている法人なりなんなりだったり何のペナルティーもなく、反省していますとか、申し訳ございませんとか、いろんなことを言うんですけども、そういうことじゃなくて、具体的に今後同じような事件が起こらないためにどういうことができるのかというのを、うちが引き出していないと出てこないというようなのが不自然だなと思いますし、そういう施設に対する（その以前の体制のままでは営業を続けていくことができないような）ペナルティーみたいなものがない限りは、ただ単純に、障害者とか障害児とかに対する性犯罪に刑罰を重くするということだけでは、それももちろん抑止という意味では意味があるかなとは思うんですけども、やっぱり施設に対する何かしらのそういうペナルティーみたいなものもなければ、余り意味がないんじゃないのかなというのが正直なところでは。

○上谷さくら先生

ありがとうございます。

ちょっと私から補足しますと、この施設は、目撃者が事件を目撃してからすぐに警察に通報がなされていないんですね。目撃者は施設の上司には報告しているんですけども、上司が警察に通報しませんでした。翌日に区の担当者が知ることになって、区の担当者から警察に連絡が行っています。それが遅れたために、決定的な証拠になると思われた精液のついたおむつが捨てられる寸前でした。警察が駆けつけて、危うくもう本当に持っていかれる寸前だったので、それが捨てられていたらもしかして立証できなかったかもしれないという問題点もありました。

最後に、今、この事件に遭ったことで、被害に遭ったお嬢さんは、被害前とは違ってかなり大変な目に、状況に置かれていると思いますけれども、その辺りの大変さについて説明していただけますか。

○被害者父

そうですね、事件後は短期入所施設を利用することは当然できなくなってしまいました。なぜこういう施設を利用していたかという、どうしても生活の中で長女に対してケアをする時間が長くなってしまって、二女に対しても時間を割いてあげたいということで利用していたんです。そういう施設自体の数も少ないというのもあるんですけども、それよりやっぱり施設に預けること自体が不安になってしまって、もうそういうところを利用できなくなってしまったというのが1点と、もう1点は、PTという訓練を、体の背中の曲がりを通すようにしたりとかというのをずっとこの施設の中で、同じ施設の中でやっていたんですけども、それもやっぱり受けられなくなってしまっているという現状がありまして、そこがすごく困っているところです。

○上谷さくら先生

その訓練を受けないと、背中がかたくなるのと、ほかに何かありますか。

○被害者母

だんだん体がかたくなってきて、膝も伸びなくなってきたり、あと体の維持が、何でしょう、だんだん曲がってきちゃうので、立位する維持の力もなくなってきたり、できるはずのことがどんどんできなくなって、生活するのにも制限がかかってきちゃったり、側彎^{そくわん}とか、背中の横に行って座位が難しくなったりと、ちょっと体の機能がだんだん低下していってしまうので、やっぱり機能訓練という時間が減ってしまうと、影響が出てきてしまいます。

○上谷さくら先生

御自宅とかでもできるけれども、やっぱりそこに行ってする方が本人もやりやすいというところはあったんですかね。

○被害者母

はい。

○上谷さくら先生

大体一通りお話はいただけたと思うので、質問があればお願いします。

○鷓鴣刑事法制企画官

それでは、御両親、上谷先生、お話大変ありがとうございました。

質問の時間をいただけるということですので、御質問のある方は挙手の上、御発言を願います。

○吉田刑事法制管理官

刑事局の刑事法制管理官の吉田と申します。本日は貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

私から一つ御質問させていただきたいと思います。今回、被害に遭われてから裁判所で判決がなされるまでの間の関係機関による対応について、何か御不満とか、あるいはこういう

ふうにしてくれたらもう少しいいんじゃないかというような御感想などがございましたら、教えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○上谷さくら先生

私が聞いたところだと、警察や検察の方はよくしてくれて、特に不満はない。裁判は判決に不満があるということでしたね。

○被害者父

それもそうですし、あと保釈ですね。

○上谷さくら先生

保釈ですかね。被害者のことを考えていないんじゃないかという、被害者の意見を聞かずに保釈が出るのがやっぱりおかしいと思うというのと、判決の中身が被害者の実情を酌み取っていないし、それこそコピーで個別対応しているんじゃないかという非常に不満が残ったということだと思います。

○吉田刑事法制管理官

ありがとうございました。

○是木秘書課企画再犯防止推進室長

官房参事官の是木と申します。本日は貴重なお話、どうもありがとうございました。

大変痛ましいといひましょか、本当につらい御経験だったろうなと感じましたけれども、お話の中で、例えば被害者支援都民センターによる支援を受けられたりとか、あるいは上谷先生のほうからいろいろ御助言を受けたりとかされたところですが、捜査ですとか裁判の過程でも結構ですし、それ以外の場面とか、事件が起きて、被害が起きた直後から現在に至るまで、どのような過程でも結構なんですけれども、こういう支援を受けられたことが自分たちにとってプラスになった、あるいはこういう支援を受けられるような枠組みがあればいいなというようなものについて、どんなものでも構わないですし、現実にあるなし構いませんけれども、実際に被害を受けられた立場として、お感じのところがあれば教えていただきたいと思います。

○被害者父

そうですね、公判、裁判のときもやっぱり、もちろん（上谷）先生も同行していただいて、いろいろケアをしていただいたというのもあるんですけども、やっぱり都民センターの方が本当に親身になって、言葉どおり本当の意味で、僕らの気持ちに寄り添ってもらったという印象がすごく残っています。もしそれがなければ、幸い、上谷先生みたいな、本当に気持ちを分かって実行していただける弁護士さんと自分たちは出会えたのでよかったですけれども、ちょっと語弊があるかもしれないですが、そういった弁護士さんばかりではないと思いますし、もしそういういろいろな、幸運と言ったらあれなんですけれども、そういう機会がなければ、もっと今こうやってこの場でお話させていただくことすらできていない心情だっ

たかもしれないというのは正直ありますね。

不満みたいなことは……

○被害者母

被害者等通知がもうちょっと。

○被害者父

その被害者等通知についてなんですけれども、やっぱりそういう仕組みがあるというのはとても被害者にとってありがたいことなんですけれども、内容として、先ほど家内が言ったように、本当に紙一枚来て何月何日に面会しましたということが書いてあるだけなんです。これって、もらった人が知りたいと思っているものに本当にマッチしているのかどうかというと、やっぱりすごく疑問に思うところだと思います。

問い合わせで、もう少し詳しいことを知りたければ、朝、何時から何時かは忘れましてけれども、ここに来てもらえれば詳しくお話しして伝えることはできますというようなことも言われたんですけども、こちらにも、普通に仕事、生活もありますし、その範囲内で通えるような場所や時間ではなかったの、そこは断念したんですけれども。もう少し何か被害者の心情に寄り添った、全部つながるんですけれども、話として、判決文とかもそうですし、今の話もそうなんですけれども、やっぱりもう少し、もう何でもかんでもかなえてくれと言っているわけでは決してないんですけれども、もう少し被害者の心情に沿った何かというのはできると思うので、そこは今後これからもそういう僕らみたいな立場になる人たちというのは必ず出てくると思うので、そういう人たちに生かしてもらえればなというふうに思っています。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

以上で質疑応答を終了し、こちらで第1部ヒアリングは終了させていただきます。本日は大変貴重なお話、誠にありがとうございました。上谷先生も御協力ありがとうございました。

それでは、続きまして、第2部といたしまして、しあわせなみだの中野様、菊池様、東洋大学岩田助教、そして芹澤先生からのヒアリングをさせていただきます。

本日はお越しいただき大変ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

○中野宏美氏

皆さん、こんにちは。NPO法人しあわせなみだの中野と申します。

今回は、障害児者に対する性犯罪の実態ということで、ワーキンググループ内でお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。恐らく、これまでのワーキンググループで議論されていたのは、前回の刑法性犯罪見直しの中で「検討されながらも改正にはつながらなかったもの」がほとんどではなかったかと思います。障害児者に関しては、検討項目にも入っていなかったの、今回取り上げていただけることを本当にありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

登壇者を紹介いたします。

まず、東洋大学社会学部社会福祉学科助教の岩田千亜紀さんです。次に、しあわせなみだ会員で首都大学東京大学院人文科学研究科博士前期課程の菊池悦子です。

それと、弁護士の芹澤杏奈さんです。

全体の流れは配布資料1をご覧ください。まず最初に障害の説明をします。被害者の御両親から被害に遭ったお子さんの障害について説明がありましたが、改めて障害について簡単に説明します。次に、障害児者に対する性暴力調査を紹介したいと思います。続いて、海外の状況を紹介します。さらに、国内における性犯罪事件に関する動画、それと実際の裁判についてお話したいと思います。最後に、「こんな処罰規定があるといいのではないか」という提案をさせていただいて、終わりになります。

最初に障害とは何かというのを少し説明したいと思います。私からの説明では、スライド1と、配布資料2から資料6を使います。

初めて障害のことをお聞きになる方向けの内容をお話しします。今、日本の法制度では、障害は大きく4種類あります。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、日本ではこの4つが法律で制定されている障害になります。

まず、身体障害について。身体障害というと、車椅子やパラリンピックをイメージされる方が多いのではないかと思います。でも身体障害というのはこれだけではないんです。例えば、補聴器をつけている耳の聞こえづらの方も身体障害です。点字ブロックは目の見えづらい方用です。最近トイレに、胴体の下の方に十字マークがついているマークを目にするようになりました。これはオストメイト、いわゆるストーマへの対応を示していますが、これも身体障害に当たります。HIV、エイズも免疫機能障害として身体障害者手帳の対象になります。

それで、先ほどの御両親のお子さんは、身体1級という話がありました。資料2を御覧いただくと、障害部位別の等級が出ています。1級の肢体不自由のところを見ていただくと、上肢1級、体幹1級というのは大体これぐらいの基準だな、というのが分かるかと思います。こんな感じで障害の状況によって等級が決められています。

次が知的障害です。先ほどの御両親のお子さんは、知的障害1度でした。身体障害と知的障害の基準における大きな違いは、身体障害の等級は、全国共通ですが、知的障害は違います。資料4で見ていただくと分かる通り、都道府県別で基準が違います。ただ、共通しているのは、療育手帳を持っている方は、IQ（知能指数）が75以下である、ということです。75以下というと、知的能力、適応能力は、大体小学生ぐらいとされています。よく「軽度知的障害の人」という表現がされるんですけども、「軽度」というと「すごい軽い」イメージを持たれると思います。しかし実際には、「軽度知的障害」＝「小学生程度」なので、世間が想像するよりは随分重いのではないかと思います。

先ほどの御両親のお子さんは、最重度、生後半年ぐらい、とのことでしたね。

精神障害は、身体障害と同じで全国共通の基準になっています。大抵皆さんイメージする精神障害は鬱病だと思ってしまうんですけども、ほかにも例えば統合失調症であったり、認知症も精神障害者手帳の対象になります。また依存症、例えばアルコール依存であったり、薬物依存も精神障害の対象になっています。

発達障害は最近テレビ等で話題になっているので、「いっぱいいる」イメージがあると思うんですが、日本の障害に関する法制度では一番歴史が浅いです。自閉症スペクトラム症と

かアスペルガー症候群とか、ADHDとか、学習障害とかを総称して、日本では発達障害という名前をつけています。

各障害者が大体どれぐらいいるのかを説明します。身体障害は436万人ぐらいいると言われていて、国民の29人に1人です。知的障害が108万人ぐらいいるので、国民の111人に1人。精神障害は最近急激に申請が増えていて、419万人。国民の30人に1人。いずれ身体障害者の人口を超えることが見込まれています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、いずれかの手帳を持っている人が、大体13人に1人と言われています。

発達障害は専用の手帳がありません。知的障害若しくは精神障害の手帳をお持ちです。48万人ぐらいが、発達障害に関する診断名がついていると言われていて、大体263人に1人ぐらいです。多分もっと多いであろうことが見込まれています。なぜならば、発達障害者支援法は2005年によりやく施行されたからです。なので、今20代以上の人たちの多くは、発達障害専門の教育を受けずに学齢期を終えているというのが今の日本の現状です。

「障害のある人は、意外と多くて身近」ということをまずお伝えできればと思います。障害児者の性暴力の話をする時、「いや（圧倒的に人数の多い）健常者のほうが優先だ」と言われることがあります。「いやいや、そんなことないんです」ということをお伝えしました。

次に、障害児者に対する性暴力の実態について、菊池からお話をさせていただきたいと思います。資料が、まず「障害児者への性暴力が認められる社会へ」というカラーの冊子です。それと、新聞記事（2012（平成24）年4月30日付け週刊福祉新聞1面）。続けて6-2の内閣府の調査。それと、資料8の論文。論文は細かくは触れないですけれども、この四つが主な資料になりますので、御準備ください。引き続き、スライド1を使います。

○菊池悦子氏

では、障害児者に対する性暴力の実態について私からお話しさせていただきたいと思いません。

障害児者への性暴力というのは、実際にはかなりの件数が起きていると推測されているにもかかわらず、表にはなかなか出てきづらいという問題があります。こちらは警察庁が毎年出している強制性交等罪の認知件数をグラフにしたものです。この被害者の中にどれほどの障害者が含まれているかということについては、統計としては明らかにされていないです。

では、その中で、少ないながら行われてきた実態調査について御紹介させていただきたいと思います。障害女性当事者団体であるDPI女性障害者ネットワークが行った調査についてお話しいたします。こちらが新聞記事ですね、こちらに詳しく内容がありますので、あわせて後ほど御覧ください。

ここで、「障害があり、女性であるために生きにくいと感じたことは何か」という質問に対して、最も多かった答えというのが、「性的被害を経験すること」という回答でした。全体の35%の人が「性的被害が最も苦しい、困難だ」ということに回答していました。

次が資料6-2ですね、こちらの方が詳しい内容が記されているんですが、内閣府が若年層の性被害者を支援する団体を対象に調査を行っております。そちらの調査は30歳未満のときに被害を受けた性暴力被害者を対象としています。その中で、障害者手帳を持っているか否かにかかわらず、何らかの障害があると見受けられた方が127件中70件ありました。

全体で55%と半数を超えている人が何らかの障害があると見受けられています。

また、同じ調査の中では、障害者がなぜ被害を受けてしまうかという問題について、「被害の認識が難しいため、繰り返した同じような被害を受けてしまう」ということですか、「被害を他者に伝えることが難しい、被害を受けたということが人に伝えられない」ということについても触れられています。

続いて、しあわせなみだの冊子「障害児者への性暴力が認められる社会へ」ですが、私たちが行った性暴力調査についてまとめられています。こちらは、今いらして下さっている岩田さんにも御協力いただいて、発達障害者の方を対象に性暴力について調査を行いました。「性暴力を経験したことがあるか」という質問に対しては、32名の方への質問で23名の方が「経験がある」というふうに答えました。また、11名の方については、複数の種類の性暴力を経験しているということが分かりました。ここでの性暴力とは何かということなのですが、「望まない人に性的な部分を触られる」、「キスをされる」、「セックスをされる」、「裸や性器を撮影される」、こういった深刻な内容の性暴力を経験しているという結果が出ました。

では、なぜ障害児者が性暴力を経験してしまうのかということについて、お話ししていきたいと思います。三つの理由が考えられるんですが、一つずつ説明していきたいと思います。

まず、「障害ならではの特性」ということがあります。これは、私たちの調査で発達障害者の方がお話しして下さったことなのですが、例えば「知っている場所であっても、真っすぐ目的地に向かってずっと歩いていくことがとても難しい」ということでした。なので、きょろきょろしながら不安定な足元で歩いている、そうすると知らない人に声をかけられてしまう。危険な状況に遭いやすい状況になってしまうということでした。

次に、こちらも発達障害者の方の特性として、「言葉を文字どおり受けとめてしまう」ということがあって、「言葉の裏側を読み取ることが難しいです」とか、「嘘をつかれていると気づくことが難しい」ということがあります。

先ほど一言付け加えようと思ったことをここで付け加えさせていただきますが、DPI女性障害者ネットワークの調査についてお話ししたんですが、性暴力の被害を受けるというのは女性に限ったことではなくて、女性以外の被害者というのも少なからず含まれています。

「にこにこ愛想よく接してしまう」ということについても、私たちの調査で、「女の子だからにこにこしていなさいね」というような育て方をされて、本当ににこにこ、不審な人に対してもにこにこ接したがために、危険な目に遭ってしまったという経験を語って下さった方が複数いらっしゃいました。これも、「女の子だから」ということが引き金になってしまう言葉ではあったんですが、もちろん女性以外の被害者もこの調査でも含まれていました。

続いてですが、身体接触による介助が必要になる方というのは、入浴ですとか排せつですとか、性的部位への介助というのも生きていく上で必要になります。そのため、「介助の場が性暴力の場になってしまう」ということが起きやすい。先ほどの御両親のお話にもありましたが、こういったことが起きやすいということが分かります。

次に、「障害ならではの育ち」という原因についてです。これも、私たちの調査の中でお話しして下さった方が多いんですが、子ども時代にいじめを受けてしまう、集団の中に入っていくことが難しい、疎外感を抱いている、またほかの人ができることができない、その

ことによって褒められることが少ないということがあります。そのため、自己肯定感が低い、自分に自信が持てない、そういった状況にあるため、「嫌なことでも嫌だと言えない」、「人に嫌われたくない」、「自分に自信がない」ということで、「ノーと言うことが難しい」ということが起きています。

次に、介助を必要とする人というのは、介助がなければ生きていけない状況にあります。そのため、「初めて会った介助者であっても、自分の身体を預けなければいけない」という状況があります。信用しなければ（介助が受けられず）生きていくこと自体が難しいということがあります。

次に、関わるコミュニティが障害者同士のみであったり、交友関係が限られがち、という状況があると思います。そのため、「先輩から情報を入手する手段」であるとか「友だちから学ぶ機会」、「知り合いと経験する機会」というのがほかの人より少ないということが考えられます。そのため、「こういった状況が危険である」とか、「どうやったら身を守られるか」ということを学べる機会が少ないということが起きやすいと思います。

次に、暴力の構造の問題です。性暴力というのは、「強い者から弱い者への支配とコントロール欲求」によって起きると考えられています。では、強い、弱いというのは何で判定するのかということですが、体力ですとか経済力、権力、そういったものを持っている人が「強い」と人はみなします。障害のある人たちというのは、こういったものを持ちにくい、だから「弱い存在である」、「支配しやすい」というふうに、性暴力の対象に「選ばれやすい」という状況があります。

私からのお話はここまでですが、本当に性暴力の被害を受けやすい状況に障害児者はあるのに、そのこと自体が社会に知られていないというのが現状だと思います。

○中野宏美氏

この冊子で紹介している調査の詳細を論文にしたものが資料8になります。同じ調査を基にこのカラー版の冊子と資料8の論文を作成したという形になっておりますので、ぜひお時間のあるときに御覧いただきたいと思います。

続いて、海外の状況について、東洋大の岩田さんからお話をいただきたいと思います。資料7を、お手元に御準備をお願いいたします。スライド2も併せて使用します。

○岩田千亜紀助教

東洋大学社会学部で助教をしております岩田と申します。よろしく願いいたします。

まず私からは、海外における障害者への性暴力被害の状況ということで、日本では、先ほどの調査報告がありましたが、では海外ではどうなのかということで、日本では余り調査がされてこなかったんですが、今日お話ししたいんですけども、皆様にお配りした資料7というところの表1というのを、これはピックアップしたものなんですけれども、実は様々な調査がされております。これは比較的新しいものだけ載せてございますが、古くは1995年ぐらいから、実はいろいろな調査がアメリカ等、欧米のほうでなされております。

こちらをちょっと見ながら概要を、私が書いたものがございまして、障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題という文献レビューをした論文があるんですけども、その概要を御説明させていただきます。

まず1点目ですが、資料7の表1も御覧になっていただいてもお分かりになるんですが、健常者と障害者と比べた場合、性暴力被害の割合というのは障害者では非常に高いということが様々な海外の調査の結果から分かっています。障害者といったときも、いわゆる身体障害者だけとかではなくて、先ほど四つの障害、御説明ありましたが、全ての障害ですね、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害もそうですが、男女ともに健常者よりも被害の割合が非常に高い。特に障害の女性では、いろいろ調査によってとり方は違うんですけども、ほぼ2から3倍健常者よりも性暴力被害を受けているというようなことが世界的な様々な調査からも分かっております。子どもから大人まで被害を受けております。

2点目ですけれども、どの特徴があるのかといったところで、実は障害者への性暴力被害においては、長期間、複数回にわたる被害が多いということです。これは、1991年の調査などでは、発達障害の場合、女性の70%が性暴力を受けたことがあり、知的障害のある女性の半数近くが生涯で10回以上も性暴力の被害に遭った。この調査は世界的に非常に有名な調査です。また、それらの被害は時に非常に危険、命の危険にも及ぶような状況ということもございました。

では、どうしてこのような状況になってしまうのかといったところで、加害の状況というところなんですけど、その被害の多くというのは、自宅等で発生しております。自宅だけではないんですが、自宅や居住地で多く発生していると分かっています。また、加害者というのは、ほぼ男性ですね。女性だけじゃなくて男性も被害に遭うことはありますが、女性のほうが割合的には非常に高いです。

その加害者の中には、友人や家族、夫も含まれますが、医療従事者、介護者、移動介助者なども含まれており、特に男性健常者の介護者などによるものが多い。これは身体障害者の場合が特にそうだと思うんですけども、このような状況がございまして、密室、自宅ですね、性暴力というのは大体そういう密室で起こるんですが、そういったところですから、目撃者もいないので何回も被害に遭ったりですとか、そういった状況に置かれるということがあります。

では、どうして逃れられないのかということですが、障害者というのは暴力の被害から逃れることが非常に困難ということが分かっております。今ここに挙げたのが身体障害の方の調査の結果なんですけれども、身体障害の方、今日の御報告にもありましたが、介護を常に必要とする場合というのは、本人だけでは生存できない、介護者がいなければ生存できないわけですから、もうそこから逃れることというのは、自分がもう生存できないということになってしまうわけですね。ですので、どんなに苦痛を伴ったとしても、なかなかそこからは逃れるということは非常に難しい。

また、先ほども権力という、地位の関係がございましたが、障害を持っているということで、明らかに圧倒的な格差というのがございますので、そういったところからそういった支配の構造から逃れるということが非常に困難であるという状況に置かれております。

このように障害者についてはそういったいろんな調査があるんですが、今分かっていることは、障害者の場合、性行為についての同意が困難であるというふうに書かせていただいたんですが、皆様御存じのとおり、諸外国の性犯罪規定というのは色々ございますが、今、世界的な流れでは、同意がない性行為は性犯罪であるというようなところで、いろいろ改正がなされております。そう考えたときに、しあわせなみだの冊子の一番最後のページ14、1

5でも、諸外国で性犯罪規定における障害児者をどのように取り扱っているかというようなことを表にまとめてございますが、こういった刑法を見ていただくと、発達障害とか知的障害がある方というのは、実は性行為について同意が困難である、それ自体が、性行為自体が分からないとか、知識がないということですね。あと、嫌だと思っても、その嫌だということを表明できなかつたり、同意するということが難しいということがもう明らかになっていますから、そういった海外の性犯罪規定では、障害がある場合というのは、通常とはちょっと違って、しっかり配慮して、障害者の場合は同意しないことが表明できなかつたとしても、それは犯罪であるというような特別な規定というか、子どもに対してもそういうことがございますが、そういったような配慮がなされているというのが、いま世界的に大きな流れになっている状況がございます。

ですので、日本では多分この同意・不同意のところ、刑法の見直しでも課題に挙がっていると思いますが、その部分がセットとして海外では考えられているのかなというふうに考えております。

最後に、まとめに入らせていただきますが、今日申し上げたまとめとしては、障害者の場合ですね、障害の特性、先ほど説明ありましたが、性暴力の被害に遭う割合が非常に高いと、理由としては、加害者の多くが介護者であるとか、あと障害者の性に関する知識というのが非常に不足している、また抵抗できないなどの理由ですね。性行為に対する同意が困難であるというようなことが挙げられます。

ですので、ここでは是非御検討いただきたいこととしましては、障害者への性暴力の現状というのは、先ほども言いましたが、障害者への性暴力がすごく少ないというわけでは決してありません。また、障害者とは分かっていたけれども、実は調べたら障害があったという方も非常に多く被害者におられます。ですので、諸外国の刑法と同様、刑法性犯罪の処罰規定の中に被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪というのを、今日後ほどお話あると思いますが、そういったことを検討するということがやはり必要ではないかなというふうに考えております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○中野宏美氏

次に、実際の障害児者への性犯罪事件について、少し紹介をしたいと思います。最初に動画を8分ほど、御覧いただきたいと思います。

(障害者に対する性犯罪について取り扱った番組の一部を、権利者の承諾を得て上映)

○中野宏美氏

ありがとうございました。先ほどお話いただいた御両親のお子さんも、今御覧いただいた番組の事件も、施設の職員からの性犯罪だったんですけども、先ほどの御両親のお子さんの場合は立件して有罪になったけれども、こちらの番組の事件は「被害届を出したが捜査が打ち切られてしまった」という大きな違いがあるのではないかと思います。

次に、これも踏まえて国内の性犯罪の実態について、芹澤さんからお話をいただきたいと思っております。

スライド3を使いますので、よろしくお願ひします。

○芹澤杏奈先生

スライド2を使って、障害児者への性暴力事件の実態ということでお話させていただきたいと思ひます。

私は、横浜の事務所で犯罪被害者支援、DV被害者支援、子ども支援を中心に活動をしてる弁護士になります。

障害児者への性暴力事件の問題点ということで、1点目に被害が潜在化しやすいということが挙げられます。被害者本人が被害を認識できないという場合は、そもそも犯行が発覚しないということもあると思ひます。検察が有罪立証できると判断したにもかかわらず、親や学校が起訴や事件化を希望しないというような話もよく聞きます。

複数の弁護士の先生からお聞きした事例を御紹介しますと、学校の認識や態度というのが被害を軽視したようなものだったというような御指摘、被害者が知的障害者で被害の認知が難しいというために、御家族が不起訴を望まれて、不起訴になったというような報告がされております。また、加害者・被害者ともに知的障害者という事案も多いと聞きます。

また、私が出会った被害者御家族の方で、私に相談される件とはまた別に、娘は前にも被害に遭ったことがあるんですという方がいらっしゃいました。同じ学校の生徒から被害に遭ったけれども、学校から加害生徒の将来のことを考えて事件化しないでほしいと言われて被害届を出せなかったということでした。このようなことは、(警察などの統計)データでは上がってきませんが、大変多いのではないかとこのように推測がされます。

私は、子どもの権利擁護の関係で少年事件の付添人や弁護人として加害少年側の弁護士として活動することもあるんですが、こういった学校などの対応というのは、家裁や付添人が加害少年にかかわって被害の重要性を適切に教えるという重要な機会を奪うもので、むしろ「加害者はそうやって守られるんだ」という間違っただけの学びを少年にさせてしまうことにつながるのではないかと思ひます。

次に、問題点2として、障害児者には被害に遭いやすい特性があるんじゃないかと思ひます。先ほどまでの話にも出ていることと重複しますが、被害を訴えることが難しそうだとか加害者から認識されて標的にされてしまう、無邪気で人懐っこく純粋な被害者の性格というのが利用されてしまう、被害者が被害を認識できないこともあるという指摘ができるんじゃないかと思ひます。

問題点3、ここが非常に高い司法の壁という形で先ほどの動画でも紹介されていましたが、被害者供述の信用性を担保できないことが多いということは、残念ながら言えると思ひます。現状の制度だと、被疑者・被告人が否認をする場合、被害者供述の信用性弾劾、崩すということは、残念ながら比較的容易ではないと思ひます。そのため、事件化ができない見通しが立つということから、どうしても被害が軽視されてしまっただけで、被害届や告訴をそもそも受理してもらえない。検察までやっとならなくても、不起訴という判断になってしまう。その後、裁判までやっとならなくても、無罪になってしまう。

ある、私が出会った被害者御家族がおっしゃっていたのですが、いろいろな機関をたらい回しにされて、その度ごとに一から被害の状況を説明して、それでも誰も支援してくれなくて、結局たどり着いた警察ではまるで被害者が加害者であるかのような執拗な質問を受け

たとのことでした。

ここで、被害者供述の信用性を担保するための手法として、司法面接（協同面接）というものを簡単に紹介したいと思います。子どもや障害者など、何度も同じことを聴取すると記憶が混乱したり汚染されてしまう、誘導や暗示に乗りやすいというような性質のある方に対して、専門の手法で行う面接方法のことをいいます。この趣旨は、供述者の心理的な負担を軽減し、かつ、誘導や暗示を受けやすい方の供述内容の信用性を確保するために、繰り返しの事情聴取を回避をする、また関係機関で情報を共有するという点にあります。

協同面接に関する通達等、こういったものが出ていますが、これら現時点で出ている通達は、私が知る限り、児童・子どもに関するものになります。私としては、子どものみならず障害者のフィールドでも司法面接の議論というのは必要であろうと考えています。例えば先ほどの動画のナナコさん、20歳の方でしたが、誘導されやすく記憶が汚染されやすいという特性は、年齢を問わず同じだと言えますので、障害児者に対する司法面接制度というものも充実が図られていくべきだと考えます。

司法面接をされている状況というのは、客観的にきちんと録音・録画するということが行われます。この録音・録画DVDというのが、不起訴処分の場合に被害者に開示されないという問題が現場では起こっております。今、全国の検察庁の取扱いでは、供述調書に準じて代替性があるという見解で、刑事訴訟法の47条という条文が持ち出されて、被害者にDVDの開示はされませんが、開示されないとどうなるかということ、結局、被害者は、不起訴に納得できないから、検察審査会の手続を行いたい、民事訴訟を行いたいなどという場合、DVDが手元にないのでもう一回（被害の状況を）しゃべらなきゃいけないということになります。もう一回しゃべるということが、こういった特性のある方々にできるのか。私は難しい場合が多いと思います。こういった方々に不可能を強いて、加害者側からの反対尋問にもう一度さらすということを強いているということだと思います。

また、司法面接で得られた資料というのは、専門機関による信用できる聴取方法で行われたということになるので、刑事訴訟法321条4項で証拠採用されるべきではないか。また、系統的全身診察等の精神的・身体的ケアとセットで面接がされる、そういった制度の拡充がされていくべきではないかと考えます。

最後に、障害児者への性暴力事件の実態についてまとめなんですけど、被害が性犯罪と認められないショックというのは、私は最大の二次被害ではないかと思っています。被害者の方々は、我々弁護士のところにとどり着くまでに、もうかなりいろんな機関で痛めつけられて、やっととどり着く、でも、最終的な結論が性犯罪と認められないということのショックは計り知れないと思います。

一方で、加害者は野放し。加害者は捕まらないから繰り返す。それは結局被害者が増えていくことだという実態は、残念ながらあると思います。被害者としては、「忘れなさい」と言われて、捜査機関から切り捨てられるというつらさがどうしてもあると思います。弁護士の方々からの指摘として、被害が軽視されたとか、いまだに刑罰が軽いといったものがありますが、私も正にそのとおりだと思います。

被害者は、忘れたくても忘れられない、だから司法に頼っている、でも、司法は救ってくれない。これが今の刑事司法の現状ではないかと思っています。私としては、通常どおりの方法で被害者供述の聴取や尋問を行うと、障害児者の供述はその特性上容易に弾劾されてしまう

ので、通常の反対尋問にさらすこと自体、被害者に不可能を強いることではないかと考えています。別の手段で被疑者・被告人の防御権を守って、誤った事実認定を防ぐというような方策を考えることはできないでしょうか。今の制度では、多くの場合、被疑者・被告人は、否認すれば簡単に不起訴・無罪になってしまいます。これが現状だと私は思います。

私としては、罰せられるべきが罰せられず、加害が繰り返されて、被害者が増え続けるということは、えん罪と同じくらい問題じゃないかと考えます。全ての問題は本来は犯罪であるべき行為が犯罪と認められないからこそ生じていると私は考えます。刑法の構成要件を現に起きている性被害の実態に合うように改正すべきではないでしょうか。こういった話をすると、このような改正をするとえん罪を生むというような御指摘を受けることがあるんですが、犯罪の枠を被害実態に合うように適正に決めることと、その上でえん罪を防ぐということは、私は両立すると考えます。

○中野宏美氏

最後に、今後もしも障害児者への性暴力の法制度化を議論をしていくことになったときに、「恐らくこんなことが検討されるのではないか」ということで、案を共有できればと思います。

資料9になります。まず、「障害の範囲をどうしようか」という話。次に、「障害に乗じた性犯罪をどのように決めればいいのか」というのと、「被害者が障害者だった場合に要件を緩和するってどんなことか」、あと、今ちょうど芹澤さんからずっと話ありましたけれども、「証言においてどんな配慮をすればいいのか」ということ、最後に「量刑をどうしたらいいか」、先ほど御両親がおっしゃっていたことですよね。多分、このあたりが「どうしよう」という話になってくると思っています。

まず、障害の範囲について。今、日本の法制度で一番広いであろう定義は「障害者基本法」です。障害のある人、障害によって社会生活に制約を受けている人たちです。先ほど紹介した4障害プラス、難病の人たち等も含まれてきますね。難病専用の障害者手帳はありません。その他何らかの機能に障害があって、日本では障害の名前がついていないけれども、生きづらさを感じている。これが恐らく、日本で一番広い障害の定義だと思います。

次に、定義として考え得るのが、障害者手帳を持っている人プラス発達障害者支援法の対象の人です。発達障害は今、日本では専用の手帳がなく、身体・療育・知的しか手帳がないので、発達障害は支援法の定義の人を対象、いわゆる病名で対象にするという形です。

一番狭い定義は、日本の法制度で定めた障害者手帳を持っている人。これが今の日本の法制度を元に考える障害の定義ではないかと思われまます。

次が、「障害に乗じた性犯罪」というと、どういうことが考えられるのか。まず一番広いのが、「被害者が障害者だったら、相手との関係を問わず、障害に乗じた性犯罪と規定する」というのが一番広い定義です。

次が、「加害者が障害を知り得る立場にある人」ですね。例えば顔見知りであったり、先ほどのお話いただいた御両親のお子さんの事件も、動画もそうでしたけれども、施設職員とか関係者は「相手が障害者だ」と分かっている立場にありますよね。なので、その範囲にする。

次に狭いのは、（医師、教師、施設職員等）立場上確実に障害児者であることを知ってい

る人だけにする。

次に、一番狭いのは、障害者虐待防止法の範囲（養護者・従事者・使用者）ですね。動画では「障害者虐待防止法に基づき施設は閉鎖になりました」という話があったかと思うんですけども、障害者虐待防止法では、この人たちだけが対象になっています。

次に、「要件緩和」です。「被害者に障害があった場合、要件を緩和する」のにどんなことが考えられるのかということ、例えば「被害者が障害者だったら、抗拒不能状態として認定する」というのを考えるのではないかと思います。ただ、去年今年と静岡、福島で、親から、障害のある子どもへの性犯罪裁判で、暴行脅迫が問われなくても無罪の判決が出ています。なので、これだけだと、無罪になっているという実態があります。

もう一つが、被害者が障害児者である場合、「物的証拠」もしくは「第三者の目撃」、もしくは「被疑者による自白」、どれかがあれば罪に問える形は、考えられると思います。先ほどお話しいただいた御両親の話と動画の話の一番の違いというのは、御両親のお子さんは証言ができない状況で、「物的証拠」と「第三者の目撃」と「被疑者による自白」があったので犯罪として成立した。動画は、被害者は軽度知的障害があり、証言能力に限界があるわけですよね。物的証拠がなく、第三者の目撃もなく、被疑者は当初は加害を認めていたけれども、「やっぱり同意があったと思った」みたいな話になったわけですよね。

先ほどの御両親にお話しいただいた事件が、性犯罪の中では極めてまれであるということは、皆さん御存じだと思います。性犯罪で「物的証拠」と「第三者の目撃」と「被疑者の自白」があるということは、極めてまれなんですね。被害者が障害児者の場合は本人の自白が困難な状況で、どのような形で罪を立証していくかというのは、非常に考えなければいけない点ではないかと思います。

それと、「証言における配慮」です。罪だけ作っても、証言の配慮がないと、裁判が難しいというのは、芹澤さんの話でもあったかと思います。まず一つ目が司法面接。今、子どもに主に実施されているものを、海外同様、障害者に対しても行うということですね。もしくは、年月日、時間の立証に関して多少配慮する。知的、精神、発達に障害のある方は「時間の概念」が苦手な方が少なくないので、ほかはきちんと証言できたけれども、日時が特定できなかったので無罪、福島の事件とかはそうなんです。ここに関して多少配慮をする。

若しくは、被害後に障害認定をする。被害者が障害に該当するのではないかと判断した場合、容疑者に対して精神鑑定を行うのと同様に、障害の状況について調べるといったことも行っていいのではないかとということですね。

最後が量刑で、これは考え方はいろいろあると思うんですけども、先ほどの御両親のようにやはり「被害者が障害者であれば重くしてほしい」という考え方があると思います。一方で、「要件を緩和して、その代わりに減刑する」という考え方もあるのではないかとことは提案をしておきたいと思います。

最後に、よくある質問です。「何で障害者に配慮しなければならないの」という質問について。これは障害によって、現行法であれば「暴行脅迫」であったり、司法が求める「証言への信憑性」を満たすことが困難な状況の方がいるので、障害の特性に応じた配慮をする必要があるのではないかと私たちは考えています。

加害者が被害者に障害があることを知らない場合、被害者が障害児者の場合には、被害者の同意・不同意の能力を考慮する必要があると考えます。

最後に登壇者から一言ずつ言って終わりにしたいと思います。

○菊池悦子氏

本日はこうした機会をいただき、本当にありがとうございました。

障害者が性暴力を受けているということ、障害者と性暴力を結びつけて考えるということ自体がなかなか社会の中で行われてきていないと思います。まず第一歩として、そういう事実があるということを知っていただきたいという思いがありますし、更にもう一歩進んで社会がどう守っていくのかという対策のほうにも進んでいってほしいと思っております。ありがとうございました。

○岩田千亜紀助教

今日はこのような貴重な機会を設けていただきまして、大変にありがとうございました。

多分今までは、障害がある人がこういった性犯罪に巻き込まれるというのがどれだけあるのかということが余り表に出てこなかったことではないのかなと思います。ただ、現実としては、非常に潜在化しているという意見もありましたが、実際そうっております。ただ、現行の法律ではそういった方々が守られていない、そういったところで加害がずっと多く起こり続けているというような状況を何とか、今見直しをされているところであると思いますが、見直しをいただけまして、そういった被害に遭う方がこれから本当に守られる社会というものを築いていっていただきたいというふうに思っております。今日はありがとうございました。

○芹澤杏奈先生

本日はありがとうございました。

弁護士として被害者支援実務をやっていると、被害者の方々は私たちのところに来るまですごく傷ついて、やっと来たのに司法に救ってもらえないという実態があることを実感します。被害者がその被害を訴えるときの覚悟というのは、その人の人生を懸けたものではないかと、そういった覚悟で我々のところにつながっているんじゃないかと感じるんですが、そういった方々を何とか救えるような法律に、社会になってほしいと切に願っています。本日はありがとうございました。

○中野宏美氏

日本の障害者施策が本格化したのは、第二次世界大戦後のいわゆる傷痍軍人対策、1949年に身体障害者福祉法が成立したころからなんですね。

一方、刑法は1907年、明治40年に公布されているものです。障害の概念がなくこの法律ができていたのは、ある意味当然のことです。ただ、それからもう110年以上経過していて、私たちは障害のある人とともに生きていく責任として、今この刑法において、障害のある人たちが、国民としての権利を享受するために、法律を変える段階にあるのではないかと考えています。

障害のある人が、健常者同様に、犯罪被害者になる権利、そして、裁判をできる権利というのをきちんと確保したい。その中で、今回、刑法性犯罪が議論されていくといいなと思

ます。ありがとうございました。

○鷓鴣刑事法制企画官

皆様，ありがとうございました。

それでは，質疑応答の時間とさせていただきます。御質問のある方は，挙手の上，御発言願います。質問の相手方も指名していただくと大変ありがたいです。

○吉田刑事法制管理官

刑事局の刑事法制管理官の吉田と申します。本日は大変貴重なお話を聞かせていただき，ありがとうございました。大変勉強になりました。

一つ教えていただきたいことがございまして，具体的には，障害に乗じた性犯罪の定義ということに関連してでございます。これが，例えば，相手方が障害者であることを知って性交すると，そのみをもって性犯罪になるというものであるとしますと，障害を持っている方の側から見れば，いくら性行為をしたいと思っても，その方の同意は法律上意味がないものとして扱われることとなります。そうしますと，例えば，障害の程度が軽くて，性行為の意味も理解できる方で，かつ相手と性行為をしたいということも問題なく意思決定できるような方が仮にいたとして，そういう方が真摯な同意をして性交しても，やはり相手方が性犯罪に問われてしまうということになり得ます。性犯罪の規定は，男女問わず成立することとされているので，障害を持っている方が男性であれ女性であれ，同じような事態が生じ得るということになるわけですが，そうした点についてはどのようにお考えになるかというのを教えていただければと思います。

○中野宏美氏

ありがとうございます。

いつも聞かれる質問です。「障害の重さ」，いわゆる重度・軽度という話と，あと「関係性」の話だと思っていて，最後にお伝えした「被害者の同意」，できる・できないというところの能力的な話を検討しなければいけないと思います。先ほどお話しいただいた御両親のお子さんは，障害により，「同意・不同意の意思を示すことが困難」という判断により，本人証言を求めなかったのが重要であったと思います。なので，「障害に乗じた性犯罪」を創設するに当たって，まず，障害の，日本では等級という言い方になるのでしょうか，そこを定めるというのは，やり方としてあるかなと思います。

もう一つは，「関係性を限定する」というやり方です。恋愛だったり，性的な行為が起こり得る関係性において，その話が出てくると思うんですね。顔見知りであれば，（恋愛に基づく）性行為が行われる可能性がある関係，ということだと思います。一方で，施設職員，福祉関係者，教育関係者であったり，養護者となってくると，先ほどの御両親のところも，動画もそうですけれども，基本的には「恋愛関係ではない」，いわゆる「職業的に関わりのある人」になってくるので，その関係性を規定する形で定義する。その二つを検討していく必要があるのではないかと思います。

○吉田刑事法制管理官

そうしますと、確認になりますけれども、一律に障害者ということできると、やはりどこかにひずみといますか、配慮しなければいけない点が出てくるということでしょうかね。

○中野宏美氏

(いわゆる)性交同意年齢のときにも同じ議論が出るんです。今現行法は13歳ですが、15歳まで上げると、「14歳は愛し合っているけど性交しちゃダメなのか」みたいな話が出ます。私たちとしては、「性交してはいけない」ということではないです。ただ、「障害児者に性行為をすると罪になります」という形にしまうと、おっしゃるとおりの疑念が出てきます。その中でどのようにして、障害の特性、リスクに応じて罪を定め、裁判を特性に応じてやっていくことができるのか、というところを考えたときに、今の日本の法体系の中では、障害の等級であったり、関係性を限定するというのは、現実的な方法なのかなと思います。

ただ、そうすると、私たちが調査で出会ってきた多くの人たちが、対象外になってしまうんです。私たちが調査を行った発達障害の方はほぼ全て対象外になってしまうので、障害特性によるリスクの高さというのを、どのようなかたちで法律で担保していくのかというのは、一緒に考えていければいいなと思っています。

○芹澤杏奈先生

しあわせなみださんのこの冊子の一番後ろについている表が、諸外国の性犯罪規定における障害児者の取扱いというところで、こういった国々あるいは州では、これらの規定ができていないところは、現実としてあるのかなと。これをそのまま日本に持ってこいという話ではないんですが、参考にしながら、日本の刑法の体系に入れていくという議論はしていくべきではないかと考えます。

○吉田刑事法制管理官

ありがとうございました。

この表は大変参考になるなと思いながら見ていたんですけども、日本の場合、準強姦性交等の罪というのは、心神喪失か抗拒不能というのが要件になっていて、そのような状態に至った理由、原因は問うていないので、例えば、身体障害、知的障害、精神障害あるいは発達障害が原因となって抵抗ができない状態になり、その上で性交等がなされると、その罪が適用されることとなります。その意味では、ニューヨーク州やドイツのところにあるような、同意能力を欠く場合というものには多分準強姦性交等の罪が対応するのかなという気がいたします。

処罰範囲を広げるということになりますと、そのような同意能力がない場合とは言えない、そこに至らない場合を捕捉していくというところに、罰則を作る意義があるのだろうと思うんですけども、その一案として、先ほど、障害という点に着目して規定を考えるというのがあるのではないかというお話があって、それはなるほどと思ったんですけども、ただ、障害のくり方も一律にやるとなかなか難しい問題も出てくるということで、そこは更に頭をひねって考えなきゃいけないのかなという感想を持ちました。

いずれにしても、大変参考になるお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

○中野宏美氏

動画に出てきた方ですら裁判に至れないわけです。捜査が途中で止まってしまっている。被害者は軽度の知的障害、小学生ぐらい、という表現が出てきていますよね。相手は施設職員であったにもかかわらず、「(性交に)同意があった」と主張することで、準強制性交等とか準強制わいせつには、はまらない形で、途中で捜査が止まってしまっている、という状況なわけです。こうした状況の人たちが少なくないであろうと。そこをどのように法律であったりとか、例えば裁判の証言のサポートであったりとかで、少しでも何かできないかというところは、一緒に考えられるといいなと思います。ありがとうございます。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

これで、質疑応答を終了させていただきます。

それでは、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

座長を務めております西山でございます。

本日は御多忙の中、皆さん、当省にお越しいただいた上で、本当に限られたお時間で申し訳ございませんでしたけれども、貴重なお話をいただき、本当にありがとうございました。

弁護士の上谷先生と被害者の御両親から、実際に遭われた事件につきまして率直なお話をいただき、私個人の感想ですけれども、やはり刑事実務と被害に遭われた方々、その家族との心情のギャップがまだまだあるかなということを非常に痛感した次第でございます。

また、後半部分では、しあわせなみだの皆様、それから岩田先生、芹澤先生からそれぞれ障害児者に対する性暴力の実態、あるいは海外における状況などにつきまして基本的なところから丁寧に御説明いただきましたし、また貴重な御意見をいただき、大変参考になりました。今後も、本ワーキンググループでは、性犯罪の実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますけれども、その際、本日のお話も大いに参考にさせていただきたいと思っております。本日は改めて本当にありがとうございました。

○鷓鴣刑事法制企画官

ありがとうございました。

それでは、これもちまして第2部を終了させていただきます。中野様、菊池様、岩田先生、芹澤先生、ありがとうございました。

—了—



性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ

障がい児者に対する性犯罪の実態

■挨拶、参加者紹介

■障がい説明

資料「身体障害者障害程度等級表」「療育手帳制度の実施について」
「療育手帳障害程度判定」「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」
「発達障害者支援法」

■障がい児者に対する性暴力の実態

冊子「障がい児者への性暴力が認められる社会へ」
資料 2012年4月30日付「福祉新聞」
「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査報告書」
「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」

■海外の状況

資料「海外における障害者への性暴力被害の状況」

■障がい児者への性犯罪裁判の現状

資料「障がい児者への性暴力事件」

■どのような処罰規定が必要か

資料「障がい児者への性暴力の刑法への反映について」

■障がい児者が性犯罪裁判を行う上で必要な支援のあり方など

■質疑、意見交換

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
4級	<p>1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの</p> <p>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>		<p>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>		<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>不随意運動・失調等による社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>		<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>
5級	<p>1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p>		<p>平衡機能の著しい障害</p>		<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>								

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

○療育手帳制度の実施について

(昭和48年9月27日)

(児発第725号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

標記については、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により「療育手帳制度要綱」(以下「要綱」という。)が示され、本年度から適用することとされたところであるが、その実施にあたっては、左記の事項にも十分配慮され、この制度の実効ある運用を期されたい。

第1 療育手帳の活用

1 療育手帳のねらいの一つは、知的障害児及び知的障害者(以下「知的障害者」という。)に対して、一貫した指導・相談等が行われるようにすることにあるので、指導・相談等を行う機関に対し、療育手帳の趣旨を十分徹底するとともに、指導・相談等を行った場合は、療育に参考となる事項を手帳に記録するよう指導されたい。

あわせて、保護者等に対しても、指導・相談等を受ける場合は、必ず療育手帳を提示するよう指導されたい。

2 知的障害者に対する援助措置として次に例示するようなものがあるが、これらの援助措置を受け易くすることも療育手帳のもう一つのねらいである。これらの援助措置を受ける場合には必ず療育手帳を提示するよう保護者等を指導するとともに、関係機関と十分協議のうえ療育手帳の提示があった時は、療育手帳により資格の確認等を行いすみやかにこれらの援助措置がとられるよう措置されたい。

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 心身障害者扶養共済
- (3) 国税、地方税の諸控除及減免税
- (4) 公営住宅の優先入居
- (5) NHK受信料の免除
- (6) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

特別児童扶養手当に関する事務処理にあたっては、療育手帳(重度障害の記載があるものに限る。)の提示があったときは、受給資格の認定又は障害に係る再判定のための、必要とされる診断書の提出は省略してさしつかえないものとし、その他の援助措置に関する具体的取扱いについては追って通知することとする。

また、療育手帳に重度障害の記載がない場合においても、診断書を作成する医師は、診断書に記載すべき項目の一部が、療育手帳取得の際に児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長が判定に用いた資料(以下「療育手帳取得の際の資料」という。)により明らかである場合は、当該療育手帳取得の際の資料を当該診断書に添付することをもって当該診断書の該当項目の記載を省略することができる。

なお、これら場合には、特別児童扶養手当認定請求書の備考欄にその旨記入すること。

このほか、都道府県又は指定都市(以下「都道府県」という。)において実施する知的障害者に対する福祉施策の実施にあたっては、療育手帳の活用を図るよう十分配慮されたい。

第2 名称及び記載事項

1 名称

手帳の名称は「療育手帳」とするが、別名を併記することはさしつかえない。

2 記載事項

記載事項については、要綱及び要綱別添の様式に示された事項に附加して福祉事務所、相談所等の所在地、福祉措置の内容概略等都道府県において必要な事項を記載されたい。

第3 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

(1) 重度

18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号(「重度障害児支援加算費について」)の2対象となる措置児童等についての(1)又は(2)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知(「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」)の1の(1)に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(注) 前記通知の解釈にあたっては、知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとする。

(2) その他

(1)に該当するもの以外の程度のもの

- 2 障害の程度の区分については、1に定める区分のほか中度等の他の区分を定めることもさしつかえないものとする。
- 3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間ののち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。

第4 療育手帳の交付手続

- 1 療育手帳は施設に入所している場合、在宅の場合の別を問わず全ての知的障害者を対象として交付するものであり、他の都道府県内の施設に入所している者については、当該措置をとった都道府県知事(指定都市にあっては市長とする。以下同じ。)が交付するよう取り扱われたい。この場合において、市(指定都市を除く。)町村長が当該措置をとったものであるときは、当該市町村を管轄する都道府県知事とする。
- 2 療育手帳の交付の申請は、要綱第5の1に示すように福祉事務所の長を経由して行うものであるが、福祉事務所を設置していない町村に居住地を有する知的障害者については、当該町村長を経由した後、管轄の福祉事務所の長を経由して申請するものとする。
- 3 療育手帳の交付の申請は、写真を添付して別添様式の申請書により行うものとする。
- 4 福祉事務所の長は、申請書を受け付けたときは、これを管轄の児童相談所又は知的障害者更生相談所の長を経由して、都道府県知事に進達するものとする。
- 5 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、交付対象者について判定を行い、判定結果を申請書に記入のうえ、都道府県知事に進達するものとする。
- 6 判定にあたっては、当該交付対象者について児童相談所又は知的障害者更生相談所において、既に判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づき申請書に必要事項を記入してさしつかえないものとする。この場合、次の判定年月については既判定のときのものと別の時期を設定してさしつかえないものとする。
- 7 児童相談所又は知的障害者更生相談所以外の機関において、特別児童扶養手当又は障害福祉年金の受給資格の認定を受けている者について、既に判定が行われているときも、前記6の取り扱いと同様とする。
- 8 都道府県知事は、手帳の交付の可否を決定し、その結果を経由機関に通知するとともに交付を決定したもののについては必要事項を記入し予備欄に航空割引の印を押印した療育手帳を管轄の福祉事務所の長(当該療育手帳の交付の申請が町村長を経由して行われたものであるときは、管轄の福祉事務所の長及び当該町村長とする。以下第5の1の(3)において同じ。)を経由して申請者に交付するものとする。

第5 療育手帳交付後の手続

- 1 障害の程度の確認
 - (1) 障害の程度の確認は、前回の判定の際に次の判定年月として示された時期に行うので、手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者にその旨、指導をされたい。
 - (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所の長は、障害の程度の確認のための判定を行ったときは、療育手帳の判定の記録欄に必要事項を記入し、これを療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に返付するとともに判定結果を都道府県知事に通知するものとする。
 - (3) 都道府県知事は、判定結果を確認し、確認内容を管轄の福祉事務所の長を経由して、療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者に通知するものとする。
- 2 記載事項の変更の届出等
 - (1) 療育手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、次の事項に変更があったときは、療育手帳を添えて交付申請の例によりその旨都道府県知事に届け出るものとする。
 - ア 療育手帳の交付を受けた知的障害者の氏名又は住所
 - イ 保護者又は保護者の氏名若しくは住所
 - (2) 福祉事務所の長又は町村長は、(1)の届出に基づき療育手帳の記載事項を訂正し、これを返付するとともに、当該届出書を交付申請があった場合の例により、都道府県知事に進達するものとする。
 - (3) (1)の届出が他の都道府県の区域に住所を移した場合は、新住所地の都道府県知事は当該届出があった旨旧住所地の都道府県知事に通知するものとする。

なお、この場合、新住所地の都道府県における療育手帳の利用上必要がある場合は、既に交付されている手帳の訂正、返付にかえて、新たな手帳を交付することもさしつかえないものとする。
- 3 療育手帳の再交付

療育手帳をなくしたとき、記載欄に余白がなくなったとき等は療育手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請手続は、交付の申請の例によるものとする。
- 4 療育手帳の返還

療育手帳の交付を受けた者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他療育手帳を必要としなくなったときは、これを都道府県知事に返還することとする。

第6 交付台帳の作成等

- 1 都道府県知事は、次の事項を記載した療育手帳交付台帳を作成するものとする。

- (1) 交付番号及び交付年月日
 - (2) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 障害者の程度及びその確認に関する事項
 - (4) 旅客運賃割引の種別
 - (5) 保護者の氏名、住所及び続柄
 - (6) 再交付の年月日及び理由
- 2 都道府県知事は、療育手帳の交付を受けていた者が他の都道府県の区域に住所を移したとき、又は療育手帳の返還があったときは、当該療育手帳に関する部分を交付台帳よりまっ消すものとする。
 - 3 児童相談所及び知的障害者更生相談所の長は、療育手帳に関する必要な事項を児童記録票又は指導台帳に記録するものとする。
 - 4 福祉事務所の長及び福祉事務所を設置しない町村の長は、療育手帳の交付の申請及び交付に関する必要な記録簿を作成するものとする。

第7 その他の事項

- 1 すでに都道府県において、知的障害者を対象とした手帳が交付されているときは、できるだけすみやかにこの制度による手帳に切り換えるようにされたい。切り換えが困難な場合であって、都道府県知事からの協議に基づき本職が承認したものについては、さし当り既存の手帳をこの制度による手帳として取り扱うものとする。
- 2 前記第1～第6に示した事項のほか、各種の届出、通知の様式、関係機関相互の通知等事務処理上必要な事項については、各都道府県知事が定めるものとする。
- 3 要綱又はこの通知により都道府県知事が行うものとされている事務については、各都道府県の実情に応じ、福祉事務所、児童相談所又は知的障害者更生相談所の長に委任できるものとする。
- 4 各都道府県知事は、療育手帳制度について実施要綱を定めるものとし、定めた場合は、すみやかにその写しを本職あて送付されたい。

(別添様式)

[画像1 \(26KB\)](#)

[画像2 \(17KB\)](#)

療育手帳の区分について

(昭和四八年九月二七日) (発見第一五六号)
(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知)

第三 実施主体

この制度は、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とする。以下同じ。)が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

療育手帳制度の実施について

(昭和四八年九月二七日) (発見第七二五号)
(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

第三 障害の程度の判定

1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。

都道府県 政令指定都市	重度 A		その他 B	
北海道	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
青森県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
岩手県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中、軽度
宮城県	A	最重度、重度、中度・軽度でIQ50以下+身障1~3級	B	中度、軽度
秋田県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
山形県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
福島県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
茨城県	㊤	最重度	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
栃木県	A 1	最重度、IQ21~35+身障1級と2級の一部	B 1	中度、軽度+身障1~3級と4級の一部
	A 2	重度、中度+身障1~3級	B 2	軽度
	A	旧A	B	旧B
群馬県	A1	最重度	B1	中度
	A2	重度	B2	軽度
	A3	重度、中度+身障1~3級		
埼玉県	㊤	最重度、重度+障害児福祉手当に該当する重複障害	B	中度
	A	重度、中度+身障1~3級	C	軽度
千葉県	㊤	最重度(18歳未満)	B 1	中度
	㊤の1	最重度(18歳以上、常時特別の介助を要する程度の状態)	B 2	軽度
	㊤の2	最重度(18歳以上、それ以外)		
	A 1 A 2	重度 中度+身障1~3級		
東京都	1度	最重度	3度	中度
	2度	重度	4度	軽度
神奈川県	A 1	最重度、重度+身障1~3級	B 1	中度
	A 2	重度、中度+身障1~3級	B 2	軽度
新潟県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
富山県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
石川県	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
福井県	A1	最重度、重度	B1	中度
	A2	中度+身障1~3級	B2	軽度
山梨県	A-1	最重度または重度の知的障害+身体障害者手帳1級~2級の重複障害者	B-1	中等度の知的障害
	A-2a	最重度の知的障害	B-2	軽度の知的障害
	A-2b	重度の知的障害		
	A-3	中等度の知的障害+身体障害者手帳1級~3級の重複障害者		
長野県	A1	最重度~重度の知的障害	B1	中度の知的障害

	A2	中度の知的障害 + 1～3級の身体障害の重複障害	B2	軽度の知的障害
岐阜県	A A1 A2	旧区分 最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B1 B2	中度 軽度
静岡県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級、てんかんによる日常的介護が必要	B	中度、軽度
愛知県	A	最重度、重度	B C	中度 軽度
三重県	A1 A2	最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B1 B2	中度 軽度
滋賀県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
京都府	A	最重度、重度	B	中度、軽度
大阪府	A	重度	B1 B2	中度 軽度
兵庫県	A	重度、中度 + 生活面、行動面、看護面でAに該当する場合	B1 B2	中度、軽度 + 生活面、行動面、看護面でB1に該当する場合 軽度
奈良県	A A1 A2	重度(旧区分) 最重度 重度、中度 + 身障1～3級	B B1 B2	その他(旧区分) 中度 軽度
和歌山県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
鳥取県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
島根県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
岡山県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
広島県	㊤ A	最重度、重度 + 身障1～2級 重度、中度 + 身障1～3級	㊤ B	中度 軽度
山口県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
徳島県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中等度 軽度
香川県	㊤ A	最重度 重度	㊤ B	中度 軽度
愛媛県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B	中度、軽度
高知県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
福岡県	A1 A2 A3	最重度 重度 知能指数がおおむね50以下であって、身体障害者手帳の1から3級に該当する者	B1 B2	中度 軽度
佐賀県	A	最重度、重度、中度 + 肢体不自由・盲・ろうあ等の障害を有する1～3級の者	B	中度、軽度
長崎県	A1 A2	発達障害程度が最重度のもの 発達障害程度が重度のもの	B1 B2	発達障害程度が中度のもの 発達障害程度が軽度のもの
熊本県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
大分県	A1 A2	最重度、重度 + 介護度3 重度、中等度 + 介護度3	B1 B2	中等度、軽度 + 介護度3 軽度
宮崎県	A	最重度、重度、中度 + 身障1～3級	B-1 B-2	中度、軽度相当 + 身障1～4級 軽度
鹿児島県	A A1 A2	旧区分、最重度～重度 最重度 重度	B B1 B2	旧区分、中度～軽度 中度 軽度

沖縄県	A1 A2	最重度 重度	B1 B2	中度 軽度
札幌市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B B-(バ-)	中度 軽度
仙台市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
さいたま市	㊤ A	最重度、重度+身障1~2級相当 重度、中度+身障1~3級	B C	中度 軽度
千葉市	㊤ ㊤の1 ㊤の2 Aの1 Aの2	最重度(18歳未満) 最重度(18歳以上) 最重度(18歳以上) 重度 中度+身障1~3級	Bの1 Bの2	中度 軽度
横浜市	A1 A2	最重度、重度+身障1~3級 重度、中度+身障1~3級	B1 B2	中度、軽度+身障1~3級 軽度
川崎市	A1 A2	著しい発達遅滞があつて、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「知的指数」といいます。)が、おおむね20以下の場合 発達遅滞があつて、知的指数がおおむね21以上35以下で上記A1に該当しない場合	B1 B2	発達遅滞があつて、知的指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合 発達遅滞があつて、知的指数がおおむね51以上75以下で上記B1に該当しない場合、特例で自閉症でIQ76~91
相模原市	A1 A2	最重度、重度+身障1~3級 重度、中度+身障1~3級	B1 B2	中度、軽度+身障1~3級 軽度
新潟市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
静岡市	A	最重度、	B	中度、軽度
浜松市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級、てんかんによる日常的介護が必要	B	中度、軽度
名古屋市	1度(A) 2度(A) 3度(A)	最重度 重度 中度+身障1~3級	3度(B) 4度(B)	中度 軽度
京都市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
大阪市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
堺市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
神戸市	A	重度	B1 B2	中度 軽度
岡山市	A	最重度、重度、中度+身障1~3級	B	中度、軽度
広島市	㊤ A	最重度、重度+身障1~2級 重度、中度+身障1~3級	㊤ B	中度 軽度
北九州市	A1 A2 A3	最重度 重度 中度と身体障害者手帳1,2,3級の合併	B1 B2	中度 軽度
福岡市	A1 A2 A3	最重度精神遅滞 重度精神遅滞 中度精神遅滞+身体障害者手帳1~3級	B1 B2	中度精神遅滞 軽度精神遅滞

○精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

(平成七年九月一二日)

(健医発第一、一三三号)

(各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知)

精神障害者の保健福祉施策については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、今般、精神保健法の一部を改正する法律(平成七年法律第九四号)により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四五条の規定が設けられ、「精神障害者保健福祉手帳」の制度が新たに創設されたところであり、その実施要領については、本日付け健医発第一、一三二号本職通知により通知したところである。

この実施要領における障害等級の判定の基準を、別紙のとおり「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」定めたので通知する。

(別紙)

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準を下表に示す。

なお、判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。

また、精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明(別添1)、障害等級の基本的な考え方(別添2)を参照のこと。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

<p>2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
<p>3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はなおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はなおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

(別添1)

精神障害者保健福祉手帳等級判定基準の説明

精神障害の判定基準は、「精神疾患(機能障害)の状態」及び「能力障害(活動制限)の状態」により構成しており、その適用に当たっては、総合判定により等級を判定する。

(1) 精神疾患(機能障害)の状態

精神疾患(機能障害)の状態は、「統合失調症」、「気分(感情)障害」、「非定型精神病」、「てんかん」、「中毒精神病」、「器質性精神障害」、「発達障害」及び「その他の精神疾患」のそれぞれについて精神疾患(機能障害)の状態について判断するためのものであつて、「能力障害(活動制限)の状態」とともに「障害の程度」を判断するための指標として用いる。

① 統合失調症

統合失調症は、障害状態をもたらす精神疾患の中で頻度が高く、多くの場合思春期前後に発症する疾患である。幻覚等の知覚障害、妄想や思考伝播等の思考の障害、感情の平板化等の感情の障害、無関心等の意志の障害、興奮や昏迷等の精神運動性の障害等が見られる。意識の障害、知能の障害は通常見られない。急激に発症するものから、緩徐な発症のために発病の時期が不明確なものまである。経過も変化に富み、慢性化しない経過をとる場合もあり、障害状態も変化することがある。しかしながら、統合失調症の障害は外見や行動や固定的な一場面だけからでは捉えられないことも多く、障害状態の判断は主観症状や多様な生活場面を考慮して注意深く行う必要がある。

なお、「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 残遺状態

興奮や昏迷を伴う症状は一過性に経過することが多く急性期症状と呼ばれる。これに対し、急性期を経過した後に、精神運動の緩慢、活動性の低下(無為)、感情平板化、受動性と自発性欠如、会話量とその内容の貧困、非言語的コミュニケーションの乏しさ、自己管理と社会的役割遂行能力の低下といった症状からなる陰性症状が支配的になった状態を残遺状態という。これらは決して非可逆的というわけではないが、長期間持続する。

(b) 病状

「精神疾患(機能障害)の状態」の記述中に使用されている「病状」という用語は残遺状態に現れる陰性症状と対比的に使用される陽性症状を指している。陽性症状は、幻覚等の知覚の障害、妄想や思考伝播、思考奪取等の思考の障害、興奮や昏迷、緊張等の精神運動性の障害等のように目立ちやすい症状からなる。陽性症状は残遺状態や陰性症状に伴って生じる場合もある。

(c) 人格変化

陰性症状や陽性症状が慢性的に持続すると、連合弛緩のような持続的な思考過程の障害や言語的コミュニケーションの障害が生じ、その人らしさが失われたり変化したりする場合がある。これを統合失調症性人格変化という。

(d) 思考障害

思考の障害は、思考の様式や思路の障害と内容の障害に分けられる。様式の障害には、思考伝播、思考奪取、思考吹入、思考化声等の統合失調症に特有な障害の他に強迫思考等がある。思路の障害には、観念奔逸、思考制止、粘着思考、思考保続、滅裂思考、連合弛緩等がある。内容の障害は、主に妄想を指すが、その他に思考内容の貧困、支配観念等も含まれる。単に思考障害といった場合は妄想等の思考内容の障害は含まず、主に思考様式の障害を指す。

(e) 異常体験

幻覚、妄想、思考伝播、思考奪取、思考吹入、思考化声等の陽性症状を指している。

② 気分(感情)障害

ICD—10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改正)では気分(感情)障害と呼ばれ、気分及び感情の変動によって特徴づけられる疾患である。主な病相期がそう状態のみであるものをうつ病、うつ状態のみであるものをうつ病、そう状態とうつ状態の2つの病相期を持つものをそううつ病という。病相期以外の期間は精神症状が無いことが多いが、頻回の病相期を繰り返す場合には人格変化を来す場合もある。病相期は数か月で終了するものが多い。病相期を繰り返す頻度は様々で、一生に1回しかない場合から、年間に十数回繰り返す場合もある。

なお、「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 気分の障害

気分とは持続的な基底をなす感情のことであり、情動のような強い短期的感情とは区別する。気分の障害には、病的爽快さである爽快気分と、抑うつ気分がある。

(b) 意欲・行動の障害

そう状態では、自我感情の亢進のため行動の抑制ができない状態(行為心迫)、うつ状態では、おっくうで何も手につかず、何もできない状態(行動抑制)である。

(c) 思考障害

思考の障害については統合失調症の記載を参照のこと。そうやうつの場合には、観念奔逸や思考制止等の思考過程の障害や、思考内容の障害である妄想が出現しやすい。

また、そうまたはうつ病の病状がある病相期は、長期にわたる場合もあれば短期間で回復し、安定化する場合もある。病相期の持続期間は、間欠期に障害を残さないことが多いそううつ病の障害状態の持続期間である。間欠期にも障害状態を持つ場合は病相期の持続期間のみが障害状態であることにはならない。一般にそううつ病の病相期は数か月で軽快することが多い。

病相期が短期間であっても、頻回に繰り返せば、障害状態がより重くなる。1年間に1回以上の病相期が存在すれば、病相期がひんぱんに繰り返し、通常の世界生活を送りにくいというべきだろう。

③ 非定型精神病

非定型精神病の発病は急激で、多くは周期性の経過を示し、予後が良い。病像は意識障害(錯乱状態、夢幻状態)、情動障害、精神運動性障害を主とし、幻覚は感覚性が著しく妄想は浮動的、非体系的なもの

が多い。発病にさいして精神的あるいは身体的誘因が認められることが多い。経過が周期的で欠陥を残す傾向が少ない点は、統合失調症よりもそううつ病に近い。

なお、ICD—10ではF25統合失調感情障害にほぼあたる。この統合失調感情障害とは、統合失調性の症状とそううつの気分障害の症状の両者が同程度に同時に存在する疾患群を指す。

④ てんかん

てんかんは反復する発作を主徴とする慢性の大脳疾患であり、特発性および症候性てんかんに二分される。症候性てんかんの発作ならびに精神神経学的予後は、特発性てんかんに比べて不良のことが多い。てんかんの大半は小児期に年齢依存性に発病し、発作をもったまま青年・成人期をむかえる。

てんかん発作は一般に激しい精神神経症状を呈する。多くの場合、発作の持続時間は短い、時に反復・遷延することがある。発作は予期せず突然起き、患者自身は発作中の出来事を想起できないことが多い。姿勢が保てなくなる発作、意識が曇る発作では、身体的外傷の危険をとまなう。

発作に加えててんかんには、発作間欠期の精神神経症状を伴うことがある。脳器質性障害としての知的機能の障害や、知覚・注意・情動・気分・思考・言語等の精神機能、および行為や運動の障害がみられる。発作間欠期の障害は小児から成人に至る発達の上で深甚な修飾をこうむる。それは精神生活の脆弱性や社会適応能力の劣化を引き起こし、学習・作業能力さらに行動のコントロールや日常生活の管理にも障害が現れる。てんかん患者は発作寛解に至るまで長期にわたり薬物治療を継続する必要がある。なお、「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 発作

てんかんにおける障害の程度を判定する観点から、てんかんの発作を次のように分類する。

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

(b) 知能障害

知能や記憶等の知的機能の障害の程度は、器質性精神障害の認知症の判定基準に準じて判定する。

(c) その他の精神神経症状

その他の精神神経症状とは、注意障害、情動制御の障害、気分障害、思考障害(緩慢・迂遠等)、幻覚・妄想等の病的体験、知覚や言語の障害、対人関係・行動パターンの障害、あるいは脳器質症状としての行為や運動の障害(たとえば高度の不器用、失調等)を指す。

⑤ 中毒精神病

精神作用物質の摂取によって引き起こされる精神および行動の障害を指す。有機溶剤等の産業化合物、アルコール等の嗜好品、麻薬、覚醒剤、コカイン、向精神薬等の医薬品が含まれる。これらの中には依存を生じる化学物質が含まれ、また法的に使用が制限されている物質も含まれる。

なお、「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状については、以下のとおりである。

(a) 認知症、その他の精神神経症状

中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害には、フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害、認知症等がある。

⑥ 器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)

器質性精神障害とは、先天異常、頭部外傷、変性疾患、新生物、中毒(一酸化炭素中毒、有機水銀中毒)、中枢神経の感染症、膠原病や内分泌疾患を含む全身疾患による中枢神経障害等を原因として生じる精神疾患であって、従来、症状精神病として区別されていた疾患を含む概念である。ただしここでは、中毒精神病、精神遅滞を除外する。

脳に急性の器質性異常が生じると、その病因によらず、急性器質性症状群(AOS)と呼ばれる一群の神経症状が見られる。AOSは多彩な意識障害を主体とし、可逆的な症状である場合が多い。AOSの消退後、または、潜在性が進行した器質異常の結果生じるのが慢性器質性症状群(COS)である。COSは、知的能力の低下(認知症)と性格変化に代表され、多くの場合非可逆的である。COSには、病因によらず、脳の広範な障害によって生じる非特異的な症状と、病因や障害部位によって異なる特異的な症状とがある。巣症状等の神経症状、幻覚、妄想、気分の障害等、多彩な精神症状が合併しうる。

初老期、老年期に発症する認知症も器質性精神症状として理解される。これらのうち代表的なアルツハイマー型認知症と血管性認知症を例にとると、血管性認知症は、様々な原因でAOS(せん妄等)を起こし、そのたびにCOSの一症状としての認知症が段階的に進行する。アルツハイマー型認知症では、急性に器質性変化が起こることはないので、AOSを見る頻度は比較的少なく、COSとしての認知症が潜在的に発現し、スロープを降りるように徐々に進行する。

なお、「精神疾患(機能障害)の状態」欄の状態像及び症状については、それぞれ以下のとおりである。

(a) 認知症

慢性器質性精神症状の代表的な症状の一つは、記憶、記銘力、知能等の知的機能の障害である。これらは記憶、記銘力検査、知能検査等で量的評価が可能である。

(b) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、1)脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、2)日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であるものをいう。ICD—10コードでF04、F06、F07に該当する。

F04：器質性健忘症候群（記憶障害が主体となる病態を呈する症例）

F06：他の器質性精神障害（記憶障害が主体でない症例、遂行機能障害、注意障害が主体となる病態を呈する症例）

F07：器質性パーソナリティおよび行動の障害（人格や行動の障害が主体となる病態を呈する症例）

⑦ 発達障害（心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常低年齢において発現するものである。

ICD—10ではF80からF89、F90からF98に当たる。「精神疾患（機能障害）の状態」欄の状態像及び症状については以下の通りである。

(a) 知能・記憶・学習・注意の障害

＜学習の困難、遂行機能障害、注意障害＞

知的障害や認知症、意識障害及びその他の記憶障害、過去の学習の機会欠如を原因としない学習（読みや書き、算数に関すること）に関する著しい困難さ、遂行機能（計画を立てる、見通しを持つ、実行する、計画を変更する柔軟性を持つこと）に関する著しい困難さ、注意保持（注意の時間的な持続、注意を安定的に対象に向ける）に関する著しい困難さを持つ場合が該当する。

(b) 広汎性発達障害関連症状

＜相互的な社会関係の質的障害＞

社会的場面で発達水準にふさわしい他者との関わり方ができず孤立しがちである、本人は意図していないが周囲に気まずい思いをさせてしまうことが多い、特に同年代の仲間関係が持てない等の特性が顕著に見られる場合が該当する。

＜コミュニケーションのパターンにおける質的障害＞

一方通行の会話が目立つ、冗談や皮肉の理解ができない、身振りや視線等によるコミュニケーションが苦手等の特性が顕著に見られる場合が該当する。

＜限定した常同的で反復的な関心と活動＞

決まったおもちゃや道具等以外を使うように促しても拒否する、他者と共有しない個人収集に没頭する等の限定的な関心や、おもちゃを一例に並べる、映像の同じ場面だけを繰り返し見る等の反復的な活動が顕著に見られる場合が該当する。

(c) その他の精神神経症状

周囲からはわからないが、本人の感じている知覚過敏や知覚平板化、手先の不器用があるために、著しく生活範囲が狭められている場合も該当する。また、軽度の瞬目、咳払い等の一般的なチックではなく、より重症な多発性チックを伴う場合（トゥレット症候群）も該当する。

⑧ その他の精神疾患

その他の精神疾患にはICD—10に従えば、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」、「成人のパーソナリティおよび行動の障害」、「生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群」等を含んでいる。

(2) 能力障害（活動制限）の状態

「能力障害（活動制限）の状態」は、精神疾患（機能障害）による日常生活あるいは社会生活の支障の程度について判断するものであって、「精神疾患（機能障害）の状態」とともに「障害の程度」を判断するための指標として用いる。なお、年齢相応の能力と比較の上で判断する。

この場合、日常生活あるいは社会生活において必要な「援助」とは、助言、指導、介助等をいう。

① 適切な食事摂取や身の清潔保持、規則正しい生活

洗面、洗髪、排泄後の衛生、入浴等身体の衛生の保持、更衣（清潔な身なりをする）清掃等の清潔の保持について、あるいは、食物摂取（栄養のバランスを考え、自ら準備して食べる）の判断等についての能力障害（活動制限）の有無を判断する。これらについて、意志の発動性という観点から、自発的に適切に行うことができるかどうか、援助が必要であるかどうか判断する。

② 金銭管理と買い物

金銭を独力で適切に管理し、自発的に適切な買い物ができるか、援助が必要であるかどうか判断する。（金銭の認知、買い物への意欲、買い物に伴う対人関係処理能力に着目する。）

③ 通院と服薬

自発的に定期的に通院と（服薬が必要な場合は）服薬を行い、病状や副作用等についてうまく主治医に伝えることができるか、援助が必要であるか判断する。

④ 他人との意思伝達・対人関係

他人の話聞き取り、自分の意思を相手に伝えるコミュニケーション能力、他人と適切につきあう能力に着目する。

⑤ 身の安全保持・危機対応

自傷や危険から身を守る能力があるか、危機的状況でパニックにならずに他人に援助を求める等適切に対応ができるかどうか判断する。

⑥ 社会的な手続や公共施設の利用

各種の申請等社会的な手続を行ったり、銀行や福祉事務所、保健所等の公共施設を適切に利用できるかどうか判断する。

⑦ 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

新聞、テレビ、趣味、娯楽、余暇活動に関心を持ち、地域の講演会やイベント等に参加しているか、これらが適切であって援助を必要としないかどうか判断する。

(別添2)

障害等級の基本的なとらえ方

障害等級を判定基準に照らして判定する際の各障害等級の基本的なとらえ方を参考として示すと、おおむね以下のとおりである。

(1) 1級

精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付け等の家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。

親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。

(2) 2級

精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。

例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行く等の習慣化された外出はできる。また、デイケア、障害者自立支援法に基づく自立訓練(生活訓練)、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用することができる。食事をバランス良く用意する等の家事をこなすために、助言や援助を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまふことがある。

(3) 3級

精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。

例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。デイケア、障害者自立支援法に基づく自立訓練(生活訓練)、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることもある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自主的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理はおおむねできる。社会生活の中で不適当な行動をとってしまふことは少ない。

平成十六年法律第百六十七号

◎発達障害者支援法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策(第五条―第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等(第十四条―第十九条の二)

第四章 補則(第二十条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（基本理念）

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念（次項及び次条において「基本理念」という。）にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行う場合又は同条第二項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じる場合は、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(情報の共有の促進)

第九条の二 国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(就労の支援)

第十条 国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

3 事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、その性別、年齢、障害の

状態及び生活の実態に応じて、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利利益の擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別され、並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないようにするため、その差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策を推進すること、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすることその他の発達障害者の権利利益の擁護のために必要な支援を行うものとする。

(司法手続における配慮)

第十二条の二 国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする。

(発達障害者の家族等への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県は、第一項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(発達障害者支援地域協議会)

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)第二十四条 国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明及び診断、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指

定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二八年六月三日法律第六四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、疾病等の分類に関する国際的動向等を勘案し、知的発達遅滞の疑いがあり、日常生活を営むのにその一部につき援助が必要で、かつ、社会生活への適応の困難の程度が軽い者等の実態について調査を行い、その結果を踏まえ、これらの者の支援の在り方について、児童、若者、高齢者等の福祉に関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策の活用を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**「若年層における性的な暴力に係る相談・支援
の在り方に関する調査研究事業」報告書**

平成30年9月

内閣府男女共同参画局

1 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、若年層における性暴力に関する相談・支援の充実に向けて、被害実態及び被害者支援状況等を被害事例の収集等を通して把握するとともに、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討することを目的に実施した。

(2) 調査対象

若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体

- ・ 相談機関・保護施設
- ・ ワンストップ支援センター
- ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要被害者等支援団体
- ・ 教育の場等における性暴力被害者支援団体
- ・ その他

なお、本調査において「若年層における性暴力」とは、被害時の年齢が30歳未満の性暴力（①性交、②性交類似行為、③わいせつ行為、④(性的な行為や姿態の)画像・動画・音声の記録、④児童買春、⑤その他）を指すこととする。

(3) 調査期間

平成29年8月～平成30年3月

(4) 調査方法

ア 調査票を用いた事例調査（事前調査）

若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている民間団体17団体に依頼し、14団体から協力を得た。

事例調査依頼団体数	17
事例調査協力団体数	14
合計事例数	268

また、本調査における事例は、各団体の若年層における性暴力に関する事例の中から、各団体が選定した特徴的な事例（構成事例を含む。）である。

【主な調査項目】

I 基本情報

1. 相談者の基本情報（性別、年齢、学歴、就業状況等）
2. 相談者の状況（経済状況、健康状況、虐待経験、家出経験等）
3. 相談者の家族・親族の状況（DV、精神疾患・障害、依存症、自殺等）

II 相談事例の内容について

1. 基本情報（相談状況について）
2. 主な相談内容について
3. 主な支援内容について
4. 相談・支援の対応状況について
5. 相談・支援において困難と感じた点・工夫した点

III 性暴力の被害について

1. 被害の概要（主訴）
2. 被害の概要（主訴以外）

j. 国籍

相談時の国籍については、「日本国籍」であった事例が61件、「日本以外」の国籍であった事例が3件であった。

k. 障害

障害については、障害者手帳の有無にかかわらず、障害「あり」と見受けられる事例が70件、「なし」が57件であった。(図9-1)

障害の種類としては、発達障害が16件、精神障害が19件、軽度知的障害が9件、解離性障害が6件、知的障害が5件、パーソナリティ障害が5件、双極性障害4件であった。

障害者手帳の有無については、「あり」が23件、「なし」が11件であった(なお、取得済みには、相談支援を受け始めてから申請し、取得した場合も含む。)(図9-2)

手帳の種類としては、療育手帳、精神障害者自立支援手帳等であった。

図9-1 障害の有無(n=127)

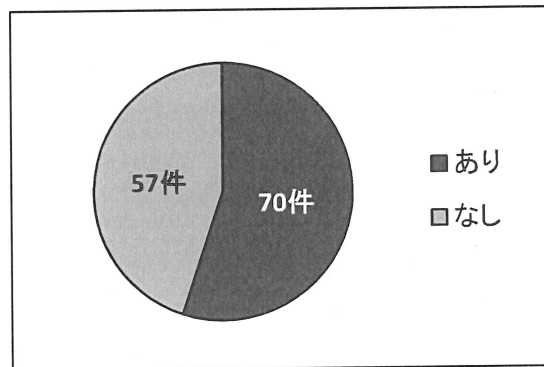
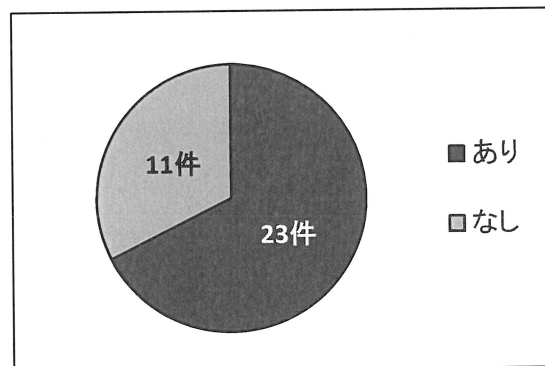


図9-2 障害者手帳の有無(n=34)



海外における障害者への性暴力被害の状況【概要】

岩田千亜紀（東洋大学社会学部社会福祉学科）

出典：岩田千亜紀『障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー』「東洋大学社会学部紀要」55-1, 43-55, 2017年.

1. 健全者よりも障害者では性暴力被害の割合が高い

海外で行われた障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）への性暴力被害の状況について調べたところ、健全者の男女に比べて障害者の男女では、性暴力被害の割合が顕著に高くなっていた。特に、障害女性では健全女性のほぼ2～3倍、性暴力被害を受けていた（表1参照）。

2. 障害者への性暴力被害においては、長期間、複数回にわたる被害が多い

障害者への性暴力の特徴としては、長期間にわたる被害や、複数回にわたる被害が多いことである。知的障害者をふくむ発達障害者への暴力に関する調査（Sobsey et al. 1991）によれば、発達障害の女性の70%が性暴力を受けたことがあり、知的障害のある女性の半数近くが、生涯で10回以上も性暴力の被害に遭った。また、それらの被害は時には重篤で、非常に危険な状況を招くこともあった。

3. 性暴力被害の多くは自宅で発生している。加害者には、男性健全者の介護者が多い

多くの場合、被害は被害者の自宅や居住地で発生している。加害者はほぼ男性である。加害者には、友人、家族（夫など）、医療従事者、介護者、移動介助者などが含まれるが、特に男性健全者の介護者などによるものが多い（Young et al. 1997）。

4. 性暴力は、被害者の心身に甚大な影響を与える

発達障害のある男女への暴力被害についての調査（Platt et al. 2017）では、暴力被害は健康状況の悪化と関係がある。暴力の被害を受けた発達障害者の男女では、うつ病評価尺度（CESD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の値が高く、特に性暴力の被害を受けた男女では、近くされたストレス尺度（PSS）が高くなっていた。

5. 障害者は性暴力被害から逃れることが困難である

身体障害のある女性を対象にした調査（Nosek et al. 2006）では、女性の身体障害者のうち、介護を常に必要とする場合は、介護者への依存度が高まり、性暴力の被害から逃れることが困難であるなどの理由から、性暴力の被害に遭う確率が高くなっている。さらに、女性の年齢が低いこと、社会的な孤立傾向、うつ傾向と性暴力の被害には、高い相関性が見られる。

6. 性暴力被害を受けた障害者は、支援を求めることが困難である

性暴力被害に遭った身体障害のある女性を対象とした調査（Millberger et al. 2003）では、性暴力の被害を受けた女性のわずかしが支援を求めず、適切な支援を得ることができなかったことが分かっている。その理由として、自分で何とかしようと考えたこと、どこに行けば支援を受けられるのか分からなかったこと、恥ずかしかったこと、暴力を受けたことは自分のせいだと思ったこと、支援を受ければ加害者に報復されると考えたこと、何も信じられなかったこと、シェルターでは適切な支援を受けられないと思ったことなどが挙げられた。

【結論】障害者の場合、障害の特性により、性暴力の被害に遭う割合が高い。しかし、物理的なアクセスや情報アクセスが十分でないことに加えて、加害者の多くが介護者等であるため、性暴力被害から逃れることは困難である。障害者のおかれた状況に配慮した支援体制を講じることが必要である。

表1 障害者への性暴力被害の状況について（海外での調査結果）

著者（年）/国	対象者	結果
Basile et al. (2016) アメリカ	女性 9,086 人、男性 7,421 人 (18 歳以上)	障害をもつ男女は、障害をもたない人に比べて、性被害の割合が高くなっていた。
Mitra et al. (2016) アメリカ	男性 49%、女性 51%。そのうち障害者は男性 18.9%、女性 21.6%	一生のうちに性暴力被害に遭った率は障害男性が 8.8%、健常男性は 6.0%、女性障害者は 25.6%、女性健常者は 14.7%。そのうち、女性障害者は最も親密な男性パートナーによる被害に、男性は知人からの被害に遭っていた。
Krnjacki et al. (2015) オーストラリア	オーストラリア人 17,000 人 (15 歳以上)	障害者への暴力の発生率は、健常者よりも高く、男性よりも女性で高かった。女性障害者では性暴力やパートナーによる暴力が多く、男性障害者では身体的暴力が多くなっていた。また、精神障害者での暴力の発生率が最も高くなっていた。
Platt et al. (2015) アメリカ	発達障害者の男女（18 歳以上）350 人（男性 172 人、女性 177 人）、知的障害を含む（65%）	発達障害者の男性 63.7%、女性 68.2%が暴力被害に遭っていた。性暴力被害については、男性よりも女性の方が高くなっていたが、それ以外については男女で格差はなかった。女性は男性に比べて、親密なパートナーによる暴力被害が高かった。
Brown-Lavoie, et al. (2014) カナダ	高機能 ASD95 人(19-43 歳)、117 人の健常者（18-35 歳）の成人男女	成人 ASD では、健常者に比べて 2~3 倍、性暴力被害が多く発生していた。性的知識と性被害に関連性が見られた。
Hughes et al. (2012) イギリス	成人障害者 21,557 人（18-64 歳）	障害者への暴力の発生率は、精神障害者が 24.3%、知的障害者が 6.1%、その他障害者が 3.2%。障害者は被障害者に比べて性暴力被害が高くなっていた。
Smith (2007) アメリカ	男性 136,201 人、女性 219,911 人、障害女性 49,756 人	障害女性の被害は、健常女性および障害男性に比べて全てで高くなっていた。特に望まないセックスで最も高くなっていた。
Brownridge (2006) カナダ	男女 25,876 人（15 歳以上）、既婚女性 7,027 人、障害女性 1,092 人、健常女性 5,935 人	過去 5 年間の暴力について、女性障害者は健常女性と比べて、身体的暴力は 2 倍、性暴力は 3 倍高くなっていた。また、男性側の性に関する意識や、男性優位なイデオロギーが障害女性への暴力と大きく関係していた。

出所：岩田千亜紀（2018 年）「障害者への DV などの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」東洋大学社会学部紀要 55-1, 43-55 を一部修正。

発達障害者への性暴力の実態に関する調査

著者	岩田 千亜紀, 中野 宏美
著者別名	Chiaki IWATA, Hiromi NAKANO
雑誌名	東洋大学社会学部紀要
巻	56
号	2
ページ	23-37
発行年	2019-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00010421/

発達障害者への性暴力の実態に関する調査

A Study of Sexual Victimization among People with Developmental Disabilities

岩田千亜紀
中野 宏美*

Chiaki IWATA
Hiromi NAKANO

I. 問題の背景と目的

世界保健機構（WHO）によれば、性暴力（sexual violence）とは、「本人のセクシュアリティに対する、強制や威嚇によるあらゆる性的行為や、性的行動への衝動」で、最も深刻な人権侵害を及ぼすものである（山本2016）。国連が世界102か国で行った調査（United Nations 2015）では、女性の3分の1以上（約2億5千万人）が、それまでの人生のうちのどこかで肉体的、または性的な暴力の被害を受けたことがあるとしている。しかし、同調査では、自身の体験について誰かに打明けようとする被害女性の割合は40%未満であり、そのうち警察に届け出る割合は10%未満であるとしている（United Nations 2015）。このことから、統計にあらわれた数値は過少報告された数値であり、膨大な数の人々が性暴力の被害に遭い、公衆衛生上の重大な問題に直面している。

なかでも、性暴力は障害者において顕著に高いことが世界中で明らかとなっている（岩田2018）。たとえばSmith（2007）のアメリカでの調査では、障害女性では性暴力を含むあらゆる暴力に関して健常者の約2倍高くなっていた。Brownridge（2007）のカナダでの調査によれば、女性障害者は健常女性と比べて、身体的暴力で2倍、性暴力で3倍高くなっていた。Krnjackiほか（2016）のオーストラリアでの調査では、障害者への暴力の発生率は健常者よりも高く、男性よりも女性で高かった。また、女性障害者では性暴力やパートナーによる暴力が多くなっていた。さらに、Basileほか（2016）のアメリカでの調査では、障害のある男女は、健常者と比べて性暴力の割合が共に高くなっていた。

また、障害種別では発達障害と性暴力に関する調査がいくつか行われており、いずれにおいても健常者に比べて発達障害児者では性暴力被害が高いことが明らかとなっている（岩田2018）。たとえばBrown-Lavoieほか（2014）のカナダでの自閉症スペクトラム障害（Autistic Spectrum Disorder: ASD）と性暴力に関する調査では、ASDの成人男女では、健常女性や男性に比べて2～3倍、性暴力が多く発生していた。また、少なくとも1回以上の性暴力被害に遭った割合については、ASDの女性では78%、健常女性では47.4%であった。さらに、Plattほか（2017）のアメリカでの発達障害

*中野宏美 特定非営利活動法人しあわせなみだ

と暴力に関する調査では、発達障害の男性の63.7%、女性の68.2%が性暴力を受けたことがあり、性暴力被害の割合は男性障害者よりも女性障害者の方が高かった。

一方、日本では性暴力と障害者に関する研究は非常に僅かである(岩田2018)。そのうち、DPI女性障害者ネットワーク(2012)による女性障害者を対象とした調査では、回答者の87名のうち45名(35%)が性暴力を経験しており、職場、学校、福祉施設や医療現場、家庭内など多様な場所で被害が起こっていた。また、増田(2014)による調査では、障害者のうち、精神障害者や発達障害者に対する虐待の発生率が高くなっていった。さらに、ASDの女性は社会的な相互関係の経験や理解が乏しいため、そうでない場合よりも性暴力を含む虐待に遭いやすいと考えられている(Nichols = 2010)。

このように、障害者への性暴力の問題は、世界的にみても看過できない問題である。しかし、前述の通り、日本では障害者への性暴力の問題に焦点を当てた研究や調査は、非常に僅かである。そこで、障害者のうち特に性暴力の発生率が高いと考えられる発達障害者を対象に、性暴力被害の実態やその要因を明らかにし、障害者への性暴力被害に対する支援課題について検討することを目的に、本調査を実施した。

II. 研究方法

1. 対象者の選定方法

対象者は、18歳以上の発達障害と診断された男女、または発達障害が疑われる男女である。ここでいう発達障害とは、発達障害者支援法第2条の定義(「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(PDD)、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常年齢において発現するものとして政令で定めるものとする」)に準じている。なお、広汎性発達障害は自閉症スペクトラム障害(ASD)とほぼ同義とされている(発達障害の支援を考える議員連盟2017)。なお、自閉症については長年、男性症例を基準に診断されてきたために、女性の診断は見過ごされ易く(神尾2005)、精神障害と診断されるなど誤診も多い(Nichols = 2010)。このように、発達障害に関しては、確定診断が難しい場合もある。そのため、本調査では発達障害と診断済みの人だけでなく、発達障害傾向にあると言われたものの診断名はついていない「グレーゾーン」の人も対象に調査を行った。さらに、障害をもつ男女は、そうでない男女に比べて性暴力を受けた人の割合が高く、性暴力被害は女性障害者だけでなく男性障害者においても深刻な影響を与える可能性がある(Basileほか. 2016; Mitraほか. 2016)。そのため、本調査では、女性の発達障害者、またはその疑いのある人だけでなく、女性以外の発達障害者、またはその疑いのある人も調査対象に含めることとした。

2. データの収集方法・調査内容

本調査では、発達障害と診断された人またはその疑いのある人たちを対象として、質問紙調査、グループインタビュー調査、個別インタビュー調査を実施した。

研究の目的に照らして質問紙調査は、性暴力被害にあった当事者を対象としてインテンシブに実施する必要がある。しかし、性暴力の被害は多くの場合、潜在化しており、その被害者を調査対象者として捕捉することは困難である。そこで、質問紙調査では、発達障害当事者の居場所である東京都新宿区にある Necco カフェ内に調査票を設置し、希望者によって調査票に無記名式で回答してもらった。回答者数は32名であった。データ収集期間は、2018年3月1日から31日（うち開所日は26日間）であった。調査票には、調査内容は調査目的以外で使用することはないこと、調査結果は匿名化し、統計処理された数値データおよび質的概要を報告書に掲載することなどを記した。主な質問内容は、性暴力の被害の経験、性暴力被害の回数、被害を誰に話したか、回答者の属性等である。

次に、グループインタビュー調査を実施した。実施日時は2018年3月30日の2時間で、実施場所は Necco カフェであった。案内については、Necco のホームページを活用し、「障害と性暴力との関係を考える」についてのイベントの一環として実施した。当日は2部形式で行い、1部では性暴力についての講義、2部ではグループインタビューを行った。参加者は合計13名（男性8名、女性5名）であった。グループインタビューでは、「自分が性暴力にあった、もしくは誰かが性暴力にあった経験」、「なぜ発達障害をもつ人たちが性暴力被害にあうのか」などについて、参加者に自由に意見を述べてもらった。また、対象者に同意を得たうえで録音を行った。

最後に、個別インタビュー調査を実施した。質問紙調査の用紙に「インタビューへの協力をお願い」を記載し協力者を募集したが、応募者は2名のみであった。そのため、さらに1名を機縁法で追加し、最終的には3名（男性1名、女性2名）にインタビューを実施した。個別インタビューでは、趣意書にて調査の主旨を説明し、同意を得た後に半構造化インタビューを実施した。また、グループインタビューと同様に、対象者に同意を得たうえで録音を行った。なお、発達障害者については、コミュニケーションに強い苦手感を有する場合が少なくない。そのため、対象者の希望に応じ、それぞれ対面式、スカイプ、LINE 通話によってインタビューを実施した。データ収集期間は、2018年4月であった。主な質問内容は、性暴力の経験や、なぜ発達障害者が性暴力に遭うのか等である。なお、性暴力被害の調査は侵襲性が高いことから、本調査では精神保健福祉士に依頼し、調査後にフォローできる体制を整えた。さらに、これらに加えて、Necco 創設者の金子磨矢子氏へも個別にインタビューを行い、発達障害児者への性暴力の現状等について話を聞いた。

3. 分析方法

質問紙調査については、質問紙を回収後、選択肢による回答結果をデータ入力し、単純集計を行った。グループインタビューおよび個別インタビューについては、インタビュー終了後、録音記録を基に逐語録を作成した上で、インタビューから得られた結果をカテゴリー化し、結果の分析を行った。

4. 用語の定義

日本では、「性暴力」について明確な定義はされていない（東京都社会福祉協議会2011）。たとえば、2017年7月に施行された改正刑法では、「性的虐待・性暴力」を「強制わいせつ罪」と「強制性交等罪」のみに規定している。一方、WHOによれば、性暴力とは本人の望まないすべての性的な意味合いをもった行為で、言葉による嫌がらせなども含まれる（山本2016）。そこで、本調査では、WHOによる性暴力についての定義を踏まえ、性暴力を、「望まない人（「望まない人」には、他人だけでなく、友人、家族、親せき、夫、パートナーなど、顔見知りの人も含める）に性的な部分を触られる（痴漢等）、キスされる、セックスされる、裸や性器を撮影される、等の、本人が望まなかった性的な出来事」との意味として定義した。

Ⅲ. 結果

1. 質問紙調査の結果

1) 回答者の属性

質問紙調査の回答者の属性は表1の通りである。回答者32名のうち、男性10名（31.3%）、女性21名（65.6%）、その他1名（3.1%）であった。年齢は、40代が12名（37.5%）と最も多く、20代から40代が84.4%を占めた。障害に関する診断の有無については、診断あり26名（81.3%）、診断なし4名（12.5%）、無回答2名（6.3%）であった。診断ありと回答した26名の診断された年齢から、回答者の87%は発達障害であることが分からないまま学齢期を終えていたと考えられる。診断名（複数回答）については、ADHDが15名（46.9%）と最も多く、次いで発達障害8名（25.0%）、アスペルガー症候群5名（15.6%）であった。また、一人平均1.6個の障害を有しており、精神疾患を併発している人も7名（21.9%）であった。手帳の取得状況については、取得あり18名（56.3%）、取得なし12名（37.5%）、無回答2名（6.3%）であった。手帳の取得ありと回答した18名の手帳の種類と等級については、精神障害者保健福祉手帳13名（72.2%）（2級が8名、3級が5名）等であった。また、自立支援受給証の有無については、あり11名（34.4%）、なし13名（40.6%）、無回答8名（25.0%）であった。以上から、診断があったとしても、手帳の未取得者がかなりいると考えられた。

2) 性暴力の被害経験

性暴力の被害経験について表2に示した。回答者32名のうち、性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答した者は23名（71.9%）、「ない」と回答した者は9名（28.1%）であった。性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答したのは、女性は21名中18名（85.7%）、男性は10名中4名（40.0%）、その他1名であった。性暴力被害を問う項目別では、「望まない人に性的な部分を触られる（痴漢等）」は32名中20名（62.5%）で、女性は21名中16名（76.2%）、男性は10名中3名

表1 質問紙調査の回答者の属性 (n=32)

項目		人数	割合 (%)
年齢	10代	2	6.3
	20代	8	25.0
	30代	7	21.9
	40代	12	37.5
	50代	2	6.3
	60代	1	3.1
性別	男性	10	31.3
	女性	21	65.6
	その他	1	3.1
障害に関する診断の有無	あり	26	81.3
	なし	4	12.5
	無回答	2	6.3
手帳の有無	あり	18	56.3
	なし	12	37.5
	無回答	2	6.3
自立支援受給者証の有無	あり	11	34.4
	なし	13	40.6
	無回答	8	25.0
診断名 (複数回答)	ADHD	15	46.9
	発達障害	8	25.0
	アスペルガー症候群	5	15.6
	ASD	4	12.5
	広汎性発達障害	4	12.5
	うつ	4	12.5
	統合失調症	4	12.5
	その他	4	12.5
	自閉症	1	3.1
	LD	1	3.1
	知的障害	1	3.1
	身体障害	1	3.1

(30.0%)、それ以外1名であった。「望まない人にキスされる」は32名中10名(31.3%)であり、女性は21名中9名(42.9%)、男性は10名中1名(10.0%)であった。「望まない人にセックスされる」は32名中7名(21.9%)であり、すべて女性(33.3%)であった。「望まない人に裸や性器を撮影される」は32名中5名(15.6%)で、女性は21名中4名(19.0%)、男性は10名中1名(10.0%)であった。性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答した23名中11名(47.8%) (女性10名、男性1名)は、複数の性暴力被害を経験していた。これらから、性暴力被害に遭う割合は、女性のほうが男性よりもかなり高くなっていた。

表2 性暴力の被害経験 (n=32)

	何度もある		数回ある		1回ある		ない		無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
望まない人に性的な部分を触られる(痴漢等)	3	9.4	14	43.8	3	9.4	12	37.5	0	0.0
女性	3	14.3	11	52.4	2	9.5	5	23.8	0	0.0
男性	0	0.0	2	20.0	1	10.0	7	70.0	0	0.0
その他	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
望まない人にキスされる	4	12.5	3	9.4	3	9.4	18	56.3	4	12.5
女性	4	19.0	3	14.3	2	9.5	8	38.1	4	19.0
男性	0	0.0	0	0.0	1	10.0	9	90.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
望まない人にセックスされる	2	6.3	1	3.1	4	12.5	21	65.6	4	12.5
女性	2	9.5	1	4.8	4	19.0	10	47.6	4	19.0
男性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
望まない人に裸や性器を撮影される	1	3.1	2	6.3	2	6.3	22	68.8	5	15.6
女性	1	4.8	2	9.5	1	4.8	12	57.1	5	23.8
男性	0	0.0	0	0.0	1	10.0	9	90.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0

表3 性暴力被害を話した経験 (n=23)

	話した		話していない		無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%
全体	13	56.5	6	26.1	4	17.4
女性	11	61.1	3	16.7	4	22.2
男性	1	25.0	3	75.0	0	0.0
その他	1	100.0	0	0.0	0	0.0

表4 性暴力被害を話した相手 (複数回答) (n=13)

	人数	割合 (%)
友人・知人	9	69.2
家族や親戚	4	30.8
警察	3	23.1
医療機関 (医師や看護師)	2	15.4
民間の専門家や専門機関 (弁護士・カウンセラー等)	2	15.4
学校関係者 (先生、スクールカウンセラー等)	2	15.4
警察以外の公的機関 (役所や男女共同参画センター等)	1	7.7
インターネットやSNS	1	7.7

3) 性暴力被害の相談状況

性暴力被害の相談状況を表3および表4に示した。性暴力被害を受けたと回答した23名に「性暴力の経験を誰かに話したか」を聞いたところ、「話した」13名(56.5%)、「誰にも話していない」6名(26.1%)、無回答4名(17.4%)であった。男女別では、「話した」と回答したのは、女性は18名中11名(61.1%)、男性は4名中1名(25%)であった。一方、「誰にも話していない」は、女性は18名中3名(16.7%)、男性は4名中3名(75%)であった。このことから、男女別では、男性のほうが性暴力被害を話す割合が低く、男性の被害が潜在化しやすいと考えられた。また、性暴力被害を「話した」と回答した13名に「誰に話したか」を複数回答で聞いたところ、「友人や知人」が9名(69.2%)で最も多く、次いで「家族や親せき」4名(30.8%)、「警察」3名(23.1%)であった。

2. インタビューの結果

1) 性暴力被害の経験

グループインタビューで、「自分が性暴力に遭った」または「誰かが性暴力に遭ったというのを聞いた」ことがあるのは、13名中9名(69.2%)であった。

表5に個別インタビューの対象者の基本属性と性暴力被害の概要を示した。個別インタビューの対象者3名については、3名全員が2～3回の性暴力被害に遭っていた。性暴力被害にあった時期は、小学生の頃、中学生の頃、成人後であった。また性暴力被害の加害者は、見知らぬ人や同級生や職場の知り合いなどであり、男性が多いものの、女性もいた。性暴力被害の内容については、主に体を触られるなどのわいせつ行為等であった。個別インタビューの対象者のうち女性2名からは、性暴力被害の経験を相談できなかった理由として、「母親を悲しませたくない(ID番号1)」、「性被害にあったことをいってはいけない、恥ずかしいことだと思った」、「何が起こったか自分の中でも消化できず親に言えなかった」(ID番号2)などの意見が挙げられた。以下は、個別インタビューの対象者による性暴力についての‘おもい’である。

表5 個別インタビューの対象者の基本属性と性暴力被害の概要

ID番号	1	2	3
性別	女性	女性	男性
年代	69歳	30歳代	30歳
診断名	ADHD	PDD・統合失調症・適応障害	ADHD・うつ病
性暴力の経験	小学2年生の頃に、見知らぬ中学生から性暴力被害にあう。就職後、同業者の顔見知り性に被害にあう。その後、ストーカーにあい、中絶を2回した後、非婚で2人を出産。	10歳のころ、知らない男性にわいせつ行為にあう。中2の時に、同級生数人にわいせつ行為(体を触られる)にあう。	スーパー銭湯で35歳ぐらいの知らない男性にわいせつ行為にあう。知らない37歳ぐらいの既婚の女性に襲われる。

「性暴力」ってひと言で言うじゃないですか。でも、普通の暴力とは違いますよね、やっぱり。ただ「傷つけられた」わけではなく。あの中学の時の（性暴力の）経験って、本当、「人としての存在が否定された」感じがして、「もの」としてしか見てない感じがして、「人としての尊厳」をすごくなくされた気がしたんですよね。多分やっている方はそこまで思っていないんですよね。ただこう「ちょっと相手が嫌がることをして傷つけた」くらいにしか思っていないけど。被害者にしたら「人間としての価値を貶められた」くらい、尊厳を貶められる行為だと思うので。それくらい「被害者にとってはひどいことだ」っていうのが、社会的にもうちょっとわかるといいなっています。「体が傷つく」とか「心が傷つく」とかは当たり前として、それ以上に「人間としての価値」みたいなのを奪われるっていうのが、すごく大きい経験になっちゃっているんで、そこら辺まで理解していただけるといいなっています (ID 番号2)

2) 性暴力被害と発達障害の特性との関連

表6は個別インタビュー結果による性暴力被害と発達障害の特徴との関係を整理したものである。なお、結果の記述として、発達障害の特徴を【 】、インタビュー内容を「 」で表記した。具体的には、発達障害者の特徴【A. ジェンダー規範に従わないといけないと信じる】【B. 言われたことを信じる】【C. 自己肯定感が低い】【D. 孤独・孤立】が、性暴力被害【E. 性暴力を断ることができない】に繋がっていた。また、これらの特徴は、特に女性において顕著であった。以下に、いくつかのパターンを示す。なお、グループインタビューにおいても、【C. 自己肯定感が低い】や【D. 孤独・孤立】については、複数の参加者から発達障害者の特徴として何度もあげられた。

■ 【A. ジェンダー規範に従わないといけないと信じる】と言われながら育ち、【B. 言われたことを信

表6 性暴力被害と発達障害の特徴

特徴	ID	データ
A. ジェンダー規範に従う	1	「女の子なんだから、人には親切、いつもニコニコ親切にしないとだめだよ」とも言われていて。
	2	社会的に求められる女性はおとなしく、三步下がってついていくみたいな価値観とか知らず知らずのうちに根付いているのか、やっぱりはっきり言っちゃいけないんじゃないかと思っている女性がすごく多いなって感じはしますね。
	2	やっぱりこう「いい子ちゃん」できたりとか、完璧主義的なところもあるので、0か100か、全か無かみたいな極端な思考で。やっぱり完璧な女性像ってこうだよなっていうのがあって、それに完璧にならなきゃってこう、みんな思っている傾向があって。それにちょっとでも外れると、なんか駄目だ、駄目だ、もっと頑張んなきゃっていうのがけっこうあるような感じがしますね。その誰か言われた訳でもないんですけど、社会で求められる女性像って、こういうもんだいよねみたいなのを、けっこう頭の中で勝手につくって、それをこう、踏襲しようと頑張っちゃっているっていうような感じは私もありますね。

B. 言われたことを信じる	1 2 2	「文字通りにとっちゃう」っていうアスペ的なところもあって（性被害に遭う）。まあ幼少期から「いい子」でいなきゃっていう思いがあって。（小学生の時に性被害に遭ったことについて）NO って言っていんだらうかっていう。子どもながらに大人の言うことはきかなきゃいけないんじゃないかっていう、なんかそういう気持ちがありましたね。
C. 自己肯定感が低い	1 2 2 2 2	「私はやっぱりバカだから、そう（性被害に遭う）なんだ」っていうふうに、すごく自分の価値を低く感じるようになって。（断れないので）どんどんつけこまれて、でもなんか、この人傷つけたら、ちょっとすごく申し訳ないっていう。まあ、自己肯定感も低いので。という間にずるずるいっちゃって、関係性がどんどん複雑になっちゃってというのが、結構あります。まあ、相手を傷つけちゃいけないっていうのが、まずあって。元々自己肯定感もあまり高くないので、なんかNO って言えない。言える立場じゃないっていうのが潜在意識にあって、なかなか言えないんですね。何気ない一言が、あー自分はだめなんだ、だめなんだっていうのが澱のように溜まっていて、どんどん自己肯定感が低くなるような感じはありますね。（性暴力被害について）自分なんてそんなこと言われてもしょうがない存在だ、くらいな感じだったんですけど。それを思っている自分にすら気づけなくて。
D. 孤独・孤立	1 2 2	実はいじめられていたんだけど、気がつかないでいたこともあったかもしれない。私の場合は、なんかその頼りべたなので、一人で抱えちゃう傾向があって。自己肯定感が低いので、（略）やっぱり孤独になってしまう。勝手に世間と私の間に、すごく大きな壁があるっていうような感じで、感じてしまうものがある。あの、やっぱりこう依存対象が、すぐ身近にある人とか、あるものとかって風になりやすいんじゃないかって思います。
E. 性暴力を断ることができない	1 2 2 2	「いやです」とか「お断りします」とかって、言えないように育てられていたので、「うーん、わかりました」みたいな感じでいくことがあり、それでなんか、どんどんこう、きちゃった。障害特性とか、そのお、断りづらいとか、そういう特性がそういうこと（性暴力）に繋がっているのかなっていうのを感じたりとか。断るのがちょっと苦手で、あとすぐ罪悪感を感じ易いので、相手を傷つけることに関して、すごく自分で罪悪感を感じてしまっ。それがいやでうまく断れないんですね。やはり男性にやっぱちょっと強い口調で言われると、言えないんですね、NO って。ちょっと萎縮しちゃうんで私、本当強い、強めの言葉とか怖くて。相手が求めるものださなきゃ、親が求めるものださなきゃっていう感じで。相手がいやがることは言っちゃいけないんだって、多分潜在的に思っていたところは大きいかなと思います。

じる】という障害特性があるために嫌だと言えず、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。「女の子なんだから、人には親切、いつもニコニコ親切にしないとだめだよ」とも言われていて。「いやです」とか「お断りします」とかって、言えないように育てられていたので、「うーん、わかりました」みたいな感じでいくことがあり、それでなんか、どんどんこう、（ストーカー行為に）きちゃった（ID 番号1）。

「社会的に求められる女性はおとなしく、三步下がってついていくみたいな価値観が知らず知らずのうちに根付いているのか、やっぱりはっきり言っちゃいけないんじゃないかって。まあ幼少期から

「いい子」でいなきゃっていう思いがあって。(小学生の時に性被害に遭ったことについて) NO って言っていんだらうかっていう。子どもながらに大人のいうことはきかなくちゃいけないんじゃないかっていう、なんかそういう気持ちがありましたね。」(ID 番号 2)

■【C. 自己肯定感が低い】も、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。

「私はやっぱりバカだから、そうなんだ(性被害に遭うんだ)」(ID 番号 1)

「何気ない一言が、あー自分はだめなんだ、だめなんだっていうのが澱のように溜まっていて、どんどん自己肯定感が低くなっているような感じはありますね。」「まあ、相手を傷つけちゃいけないっていうのが、まずあって。もともと自己肯定感もあまり高くないので、なんか NO っていえない。言える立場じゃないっていうのが潜在意識にあって、なかなか言えないんですね」「(性暴力被害について) 自分なんてそんなこといわれてもしょうがない存在だ、くらいな感じだったんですけど。それを思っている自分にすら気づけなくて」(ID 番号 2)

■【D. 孤独・孤立】が、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。

「自己肯定感が低いので。やっぱり孤独になってしまう。勝手に世間と私の間に、すごく大きな壁があるっていう感じで感じてしまうものがあるので。やっぱりこう依存対象が、すぐ身近にある人とか、あるものとかって風になりやすいんじゃないかなって思います」(ID 番号 2)

IV. 考察

1. 発達障害者への性暴力被害の状況とその要因

今回の発達障害者を対象とした質問紙調査によると、性暴力被害を「一度でも受けたことがある」者は32名中23名(71.9%。男性40.0%、女性85.7%)であり、何度も被害に遭っている人もいた。「望まない人にセックスされる」は21.9%にあたる7名であり、すべて女性(33.3%)であった。なお、内閣府による「男女間における暴力に関する調査」(内閣府2017)で「無理やりに性交等された経験がある」と回答した人の割合は4.9%(男性1.5%、女性7.8%)であった。本調査については、対象者が発達障害者の母数を代表したものでないため、この結果から「発達障害者全般が健常者よりも性暴力被害に遭いやすい」という結論を安易に導きだすことはできない。しかしながら、本調査結果は、海外での先行研究結果とほぼ同様であり、日本においても「発達障害者が健常者よりも性被害に遭いやすい可能性が高い」という指摘はできる。また、インタビュー調査からは、性暴力被害に遭った要因には、「言われたことを信じる」「自己肯定感が低い」「孤独・孤立(しやすい)」などの発達障害者の特性が関係していることが示唆された。さらに、発達障害の女性の場合は、「(「女の子だから人には親切にしてください」などの)「ジェンダー規範に従わないといけないと信じる」傾向が

高いため、嫌だと思っても嫌と言えず性暴力被害を回避できない場合があった。

それでは、発達障害児者が性暴力被害に遭い易くなることの背景は何であろうか。成人の発達障害者の多くは、自身が発達障害であるという診断や適切な支援を受けずに成長したため、子どもの頃から親の理解不足や虐待、学校でのいじめなど、多くの外傷体験を経験している（岩田2015）。その結果、周囲から孤立し、「自分はダメな人間だ」「嫌われたくない」「嫌だと思っても断ってはいけない」などと考えるようになる。そして、そのような特性から、「人に利用されたり、だまされたり、（性暴力被害を含む）虐待された経験をもつ」（Nichols = 2010）に至ると考えられる。Heise（1998）は「暴力の要因と危険因子」を、「個人」「関係」「地域」「社会」にあると規定した。このエコロジカルモデルの視点からすれば、発達障害者への性暴力被害の根源は、発達障害者「個人」の特性ではなく、発達障害者が周囲から理解されず孤立してしまうような「社会」にもあると考えられる。

2. 発達障害をもつ性暴力被害者への支援のあり方

1) 1次予防としての性教育・人権教育の推進

発達障害者は健常者に比べて性暴力被害に遭う可能性が高いが、限られた性知識や経験が、ASD成人の性暴力被害を高めるリスクになると言われる（Brown-Lavoie ほか, 2014）。そのため、発達障害児者への性暴力被害のリスクを減らすためには、学校等における性教育や人権教育プログラムが欠かせないと考えられる。インタビュー調査から、発達障害の女性では、嫌だと思っても嫌と言えず性暴力被害を回避できない場合があることが分かった。「NO」という力を形成することは、自分自身を守る力を身につけることであり、自己肯定感を高めることは、自分を大切にし、自分の身を守ることに繋がる（榊原2014）。そのため、特に発達障害の女性や少女に対しては、「NO」と言える力、すなわちどのような場面で「NO」と言えるのか、さらに効果的に拒否を伝えるスキルなどを教えることが非常に大切である。なお、障害児者を対象とした性教育に関しては、わが国における調査報告は多くなく、そのほとんどが知的障害者の保護者や教員を対象とした調査である（大久保ほか2008）。そこで、今後はわが国における発達障害児者への性教育についての研究を進めるとともに、諸外国での取り組み等についても研究を進める必要がある。

2) 2次予防・3次予防としての相談支援体制の整備

わが国では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、性暴力被害の2次予防・3次予防を担っており、2018年7月10日時点で全国では45都道府県に45箇所設置されている（警察庁2018）。一方、今回の調査結果から、性暴力被害に遭った人のうち性暴力被害の経験を誰にも話していない人が多くいること、特に男性の被害が潜在化しやすいと考えられた。また、「誰に話したか」を聞いたところ、「警察」に相談した人は、性暴力を経験した23名中わずか3名であった。このことから、警察などの公的機関による援助が、必ずしも十分に機能していないことが示唆された。誰にも被害を相談できなかった理由としては、「よく分からなかった」「自分がバカだから性暴力被害に

遭った」「親を悲しませたくなかった」「話すのが恥ずかしい」などと、様々である。しかし、誰にも相談できずに健康被害や心的障害に苦しむ性暴力被害者への支援は、喫緊の課題である。具体的には、発達障害児者を含む障害児者の相談支援機関へのアクセスの改善や、障害をもつ性暴力被害者への相談支援機関の職員の理解の向上などが必要である。さらに、公的な専門機関だけでなく、親や家族、学校、職場、地域全体で、障害のある性暴力被害者が守られていると感じられる、社会全体でサポートできるような体制を構築することが必要である。

3) 加害者への法による規制

今回の調査結果から、発達障害者は健常者に比べて性暴力被害に遭う可能性が高いことが示唆された。しかし、長年、このような事実はほとんど知られてこなかったため、発達障害者を含む障害のある性暴力経験者は、現行の法制度では守られていない。そのため、障害者の性暴力被害を防ぐための法整備を進めることが重要課題である。

2017年7月に改正、施行された、性犯罪を厳罰化する「刑法」では、様々な改正が実現したものの、実現できなかった課題もある。たとえば、暴行脅迫が立証できなければ犯罪にならないという点は変わっていない。そのため被害時に従わなければもっとひどいことをされると思い抵抗しなかった等の場合、裁判での勝訴が難しい現状が残る。今回の調査結果からも、発達障害者の場合、性暴力被害を受けたとしても、自分が被害を受けたという認識が乏しい場合があった。しかしながら、現行の法制度では、このようなケースの場合、暴行脅迫の立証が困難であるため、刑法の性犯罪には該当しない可能性が高い。なお、アメリカ（ミシガン州、ニューヨーク州、カリフォルニア州）、フランス、ドイツ、韓国などの諸外国では、障害者らに対する性犯罪規定が法令で定められている（法務省2014）。わが国においても、諸外国での法規定を参考に、法律で障害者への性犯罪を定義するなどの対策を進めることが必要である。具体的には、障害のある被害者が被害時に加害者に抵抗の意志を示すことや、裁判で暴行脅迫を立証をすることが難しい現状を踏まえ、「準強姦性交等罪」や「準強姦わいせつ罪」の「抗拒不能」の要件に、「被害者が障害児者であること」を盛り込むなどが考えられる。

また、今回の調査から、発達障害者の場合、診断されていたとしても必ずしも精神障害者保健福祉手帳などを所持しているとは限らないことが分かった。特に女性の場合は、自閉症診断が男性症例を基準としていることから、障害が見過されるケースもある。

なお、2011年8月に施行された改正障害者基本法では、「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義している。また、2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法」においても、改正障害者基本法と同様に障害者が定義されている。そこで、まずは、刑法性犯罪の見直しが必要である。加えて、「障害児者」の定義は、障害者手帳の所持では

なく、改正障害者基本法に即した「障害の社会モデル」に基づくことが望まれる。

3. 本調査の意義と限界、今後の課題

本調査では、発達障害者への性暴力被害の実態やその要因を明らかにすることができた。これらについては、これまで国内においては調査されることがなかったことから、本調査の意義は高いと考えられる。しかし、本調査の制約として、調査の対象者数がかなり限られていたことから、発達障害者全般への性暴力の実態をすべて把握できたとは言いがたい。今回実施した性暴力被害についての調査は、対象者の「触れられたくない」「答えたくない」との思いが強いため、通常以上に調査を進めることが困難であった。そのため、今後は調査方法について再検討しつつ、さらなる実態の把握を進め、障害児者への性暴力被害を防ぐための取組につなげていきたい。

付記および謝辞

本稿は、NPO 法人まちぼつと2017年度ソーシャル・ジャスティス基金により、中野が実施した質問紙調査およびインタビュー調査をベースとしつつ、岩田が分析枠組みを再構築し、新たに書き下ろしたものである。また、本稿に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。なお、本調査を実施するに当たり、調査にご協力いただいた方々、特に明治大学の菊池悦子氏に厚く感謝申し上げます。

参考文献

- Basile, K. C., Breiding, M. J. and Smith, S. G. (2016) Disability and Risk of Recent Sexual Violence in the United States. *American Journal of Public Health*. 106(5), 928-933.
- Brown-Lavoie, S. M., Vecili, M. A. and Weiss, J. A. (2014) Sexual knowledge and victimization in adults with autism spectrum disorders. *Journal of Autism Developmental Disorders*. 44(9), 2185-2186.
- Brownridge, Douglas A. (2006) Partner Violence Against Women with Disabilities. *Violence Against Women*. 12(9), 805-822.
- DPI 女性障害者ネットワーク 『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』 特定非営利活動法人 DPI 日本会議、DPI 女性障害者ネットワーク。
- 発達障害の支援を考える議員連盟編著 (2017) 「改正発達障害者支援法の解説—正しい理解と支援の拡大を目指して」ぎょうせい。
- Heise, L. (1998) Violence against Women: An Integrated, Ecological Framework. *Violence Against Women*. 4(3), 262-290.
- 法務省 (2014) 「性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 配布資料12性犯罪に関する諸外国の法制に関する資料」 (http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00097.html, 2018. 8.21).
- 岩田千亜紀 (2018) 「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」『東洋大学社会学部紀要』55-1, 43-55.
- 岩田千亜紀 (2015) 「高機能自閉症スペクトラム障害 (ASD) 圏の母親の子育てにおける困難とニーズ—当事者に対する質的研究に基づく分析—」『社会福祉学』56(3), 44-57.
- 神尾陽子 (2012) 『成人期の自閉症スペクトラム診療実践マニュアル』医学書院。
- 警察庁 (2018) 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (一覧)」 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html, 2018. 8.27).
- Krnjacki, L., Emerson, E., and Llewellyn, G. (2016) Prevalence and risk of violence against people with and without disabilities: findings from an Australian population-based study. *Australian and New Zealand Journal of Public*

Health. 40(1), 16-21.

増田公香 (2014) 「当事者と家族からみた障害者虐待の実態—数量的調査が明かす課題と方策」明石書店.

Mitra, M., Mouradian, V. E., and Fox, M. H. (2016) Prevalence and Characteristics of Sexual Violence Against Men with Disabilities. *American Journal of Preventive Medicine*. 50(3), 311-317.

内閣府男女共同参画局 (2017) 「平成29年度男女間における暴力に関する調査」 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-7.pdf, 2018. 8.23)

Nichols S, Moravick GM, Tetenbaum SP. (2009) *Girls Growing up on the Autism Spectrum*, Jessica Kingsley Publishers Ltd. (=2010, シャナ・ニコルズ、ジーナ・M・モラヴチク、サマラ・P・テーテンバウム著、辻井正次・稲垣由子監修、テラー幸恵訳「自閉症スペクトラムの少女が大人になるまで：親と専門家が知っておくべきこと」東京書籍).

大久保賢一・井上雅彦・渡辺郁博 (2008) 「自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査研究」*特殊教育学研究*46(1), 29-38.

Platt, L., Powers, L., and Leotti, S. (2017) The Role of Gender in Violence Experienced by Adults with Developmental Disabilities. *Journal of Interpersonal Violence*. 32(1), 101-129.

榎原文 (2014) 「児童相談所保健師が行う『性被害児のための性教育プログラムの作成と評価』 島根大学医学部紀要37, 37-49.

Smith, D. L. (2007) Disability, Gender and Intimate Partner Violence: Relationships from the Behavioral Risk Factor Surveillance System. *Sex Disability*. 26, 15-28.

東京都社会福祉協議会 (2011) 『女性、子どもたちへの性暴力—被害の現状と支援を探る— 福祉施設利用者から見える背景と課題—』.

United Nations (2015) *The World's Women 2015, Trends and Statistics*. (https://unstats.un.org/unsd/gender/downloads/worldswomen2015_report.pdf, 2018. 8.15).

山本(山口)典子 (2016) 「性暴力とはなにか。その根絶に向けて—女性の真のエンパワーメントの創造から—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』17, 231-242.

【Abstract】

A Study of Sexual Victimization among People with Developmental Disabilities

Chiaki IWATA
Hiromi NAKANO

The purpose of this study is to clarify the situation and the cause of sexual victimization among people with disabilities, in order to enable us to lend support to them. The study consisted of the questionnaire survey, group interview and individual interviews. People who have, or who are suspected of having a developmental disability, cooperated with this study.

Based on the results of the questionnaire survey, 71.9% of people with developmental disabilities experienced sexual victimization and some of them were exposed to sexual violence multiple times. Compared to the study by the Cabinet Office, people with developmental disabilities were significantly more likely to report experiencing sexual violence. The result suggests that people with developmental disabilities are at greater risk of sexual victimization, compared to those without a disability. The interview study showed that risk of sexual violence was attributable to characteristics shared by people with developmental disabilities, such as low self-esteem and social isolation.

The analysis identified a number of ways to offer support for victims of sexual victimization among people with developmental disabilities, including the need for sexual education and human-rights education for these people, as well as the need to develop support systems for the victims and place legal restrictions on perpetrators.



障がい児者への性暴力の刑法への反映について（案）

1. 障がいの範囲

1) 障害者基本法

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

2) 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者

+ 「発達障害者支援法」が対象とする発達障害児者

3) 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者

2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義

1) 被害者が障がい者であること（加害者との地位関係性は問わない）

2) 加害者が障がいを知りうる地位関係性にあること

(1) 何人も（地位関係性を明記しない）

(2) 障害者虐待防止法（養護者、施設従事者、使用者）+ 医療関係者、福祉関係者、教育関係者

(3) 障害者虐待防止法（養護者、施設従事者、使用者）

3. 要件緩和

1) 同意のない性行為を強要された被害者が障がい児者であることをもって

「準強姦性交等罪」もしくは「準強姦わいせつ罪」を適用する

2) 同意のない性行為を強要された被害者が障がい児者である場合、

本人の証言が困難であっても、「物的証拠」「第三者の目撃」「被疑者による自白」いずれかをもって罪に問える

4. 証言等における配慮

1) 司法面接の導入

2) 「年月日・時間」の立証に関する配慮

3) 被害後の障害認定

5. 量刑

1) 重罰化

2) 要件を緩和し、減刑する

6. よくある質問

Q：障がい児者に配慮する根拠

A：障がいにより、暴行脅迫要件（抵抗・逃げる）ならびに

司法が求める「証言の信ぴょう性」を満たすことが困難である

身体障がい：身体機能の損傷

知的障がい：知的能力と適応能力に制限

精神障がい：意識、知能、記憶、感情、思考、行動等の機能に制限

発達障がい：脳機能の発達が独特

Q：加害者が、被害者に障がいがあることを知らない場合

A：被害者が障がい児者の場合、被害者の同意・不同意の能力を考慮する必要がある

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ

障がい児者に対する性犯罪の実態




特定非営利活動法人
しあわせなみだ

～2047年までに性暴力をゼロにする～

2019年9月24日

1



登壇者紹介

岩田千亜紀 (いわた・ちあき)
東洋大学社会学部社会福祉学科助教

菊池悦子 (きくち・えつこ)
NPO法人しあわせなみだ会員
首都大学東京大学院人文科学研究科博士前期課程


芹澤杏奈 (せりざわ・あんな)
弁護士

中野宏美 (なかの・ひろみ)
NPO法人しあわせなみだ理事長
社会福祉士・精神保健福祉士

しあわせなみだ 2019 複製歓迎!

2

2



本日の流れ

- 挨拶、参加者紹介
- 障がい説明
- 障がい児者に対する性暴力の実態
- 海外の状況
- 障がい児者への性犯罪裁判の現状
- どのような処罰規定が必要か
- 障がい児者への支援の在り方など
- 質疑、意見交換

しあわせなみだ 2019 複製歓迎!

3

3



障がいとは

障がいとは

しあわせなみだ 2019 複製歓迎!

4

4

障がいとは

1. 身体障がい
2. 知的障がい
3. 精神障がい
4. 発達障がい

しあわせなみだ 複製歓迎!

5

障がいとは

1. 身体障がい
2. 知的障がい
3. 精神障がい
4. 発達障がい

しあわせなみだ 複製歓迎!

6

障がいとは

聞こえにくい

歩きにくい

見えにくい

人工肛門
人口ぼうこう

HIV

しあわせなみだ 複製歓迎!

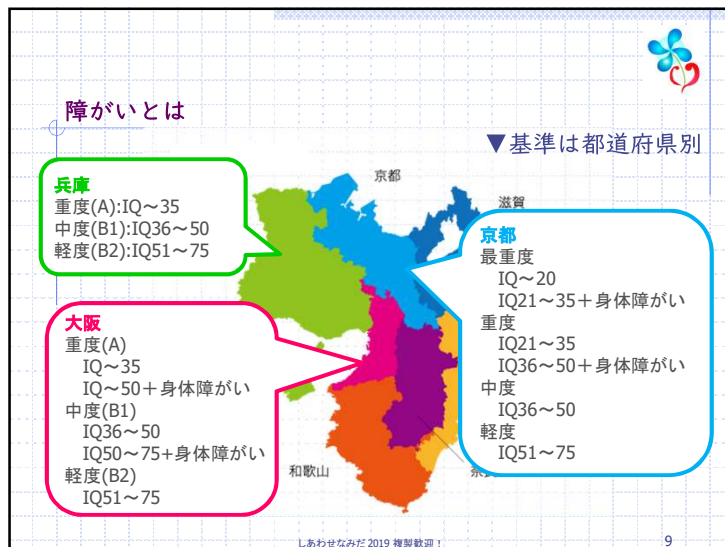
7

障がいとは

1. 身体障がい
2. 知的障がい
3. 精神障がい
4. 発達障がい

しあわせなみだ 複製歓迎!

8



9

- 障がいとは
1. 身体障がい
 2. 知的障がい
 3. 精神障がい
 4. 発達障がい
- しあわせなみだ 複製歓迎！ 10

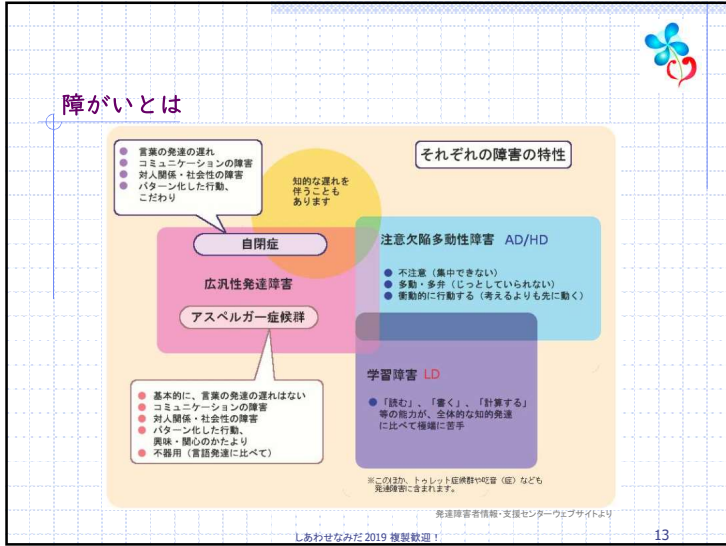
10



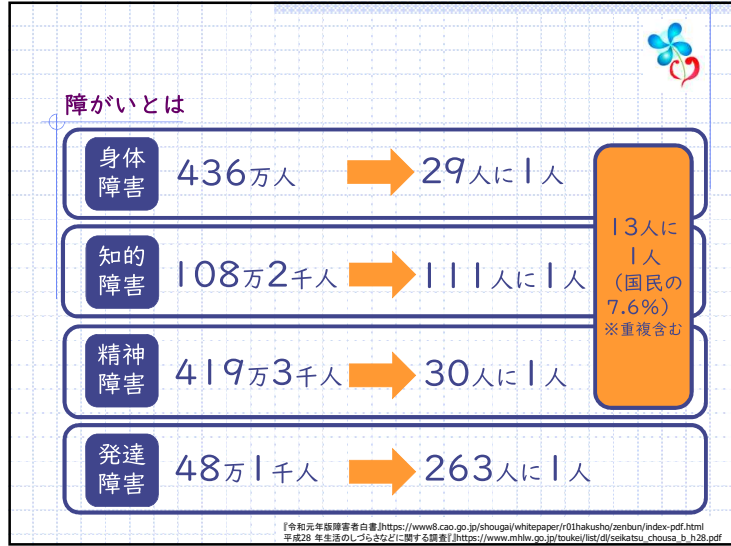
11

- 障がいとは
1. 身体障がい
 2. 知的障がい
 3. 精神障がい
 4. 発達障がい
- しあわせなみだ 複製歓迎！ 12

12



13



14

障がい児者は
意外と多くて身近

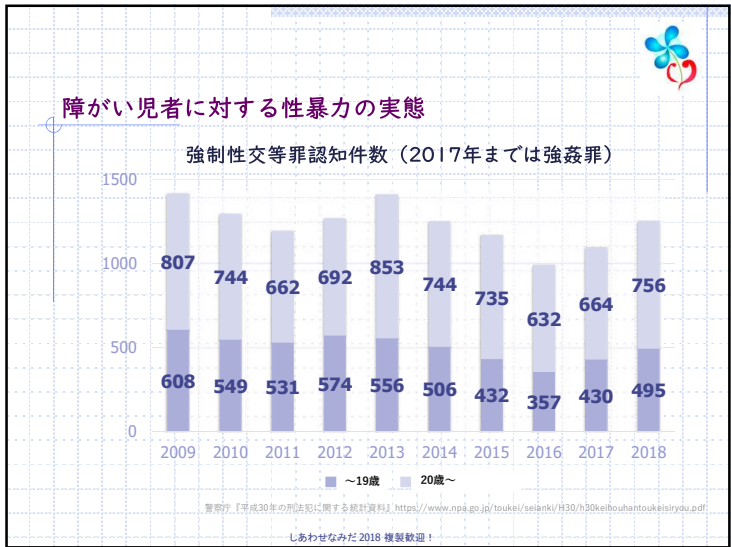
15

障がい児者に対する性暴力の実態

障がい児者に対する
性暴力の実態

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！

16



17

障がい児者に対する性暴力の実態

障がい児者の割合

不明

しあわせなみだ 複製歓迎！

18

障がい児者に対する性暴力の実態

実態調査

しあわせなみだ 複製歓迎！

19

障がい児者に対する性暴力の実態

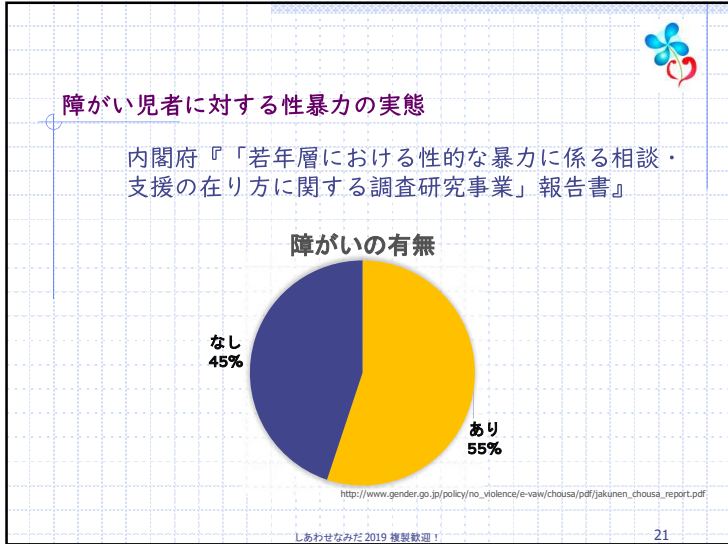
DPI女性障害者ネットワーク
『障害のある女性の生活の困難 —人生の中で出会う複合的な生きにくさとは— 複合差別実態調査報告書』

女性障がい者の35%が「生きにくさ」としての性的被害を経験

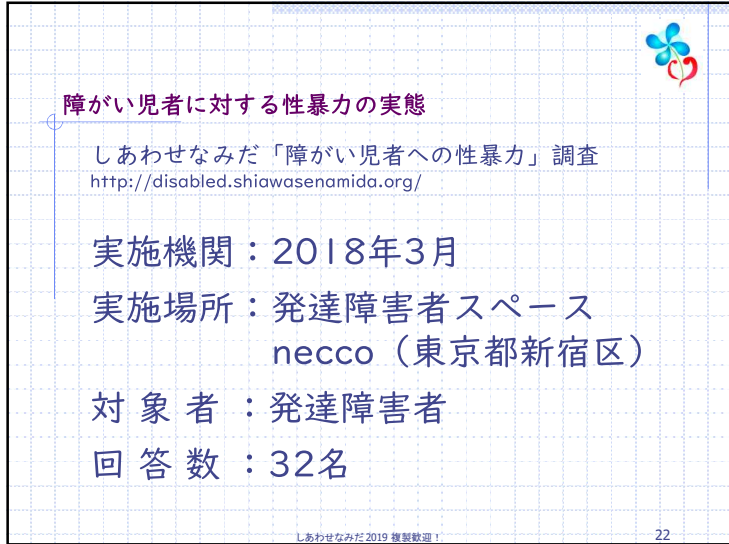
しあわせなみだ 複製歓迎！

<http://dwj.chobi.net/?p=326>

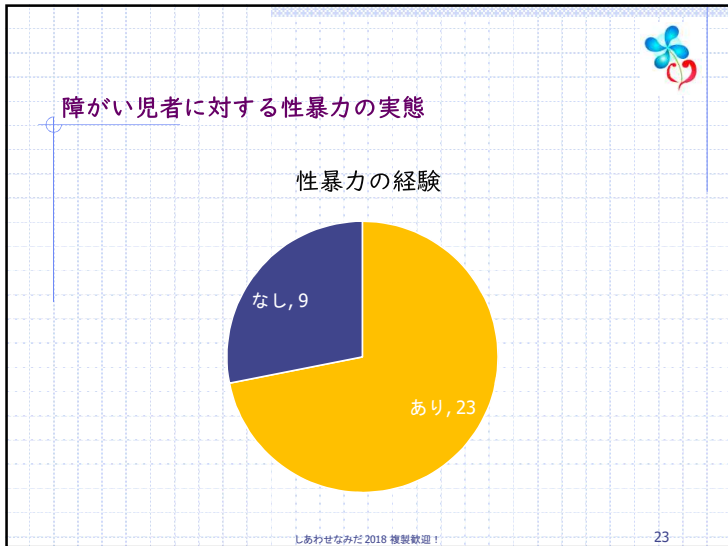
20



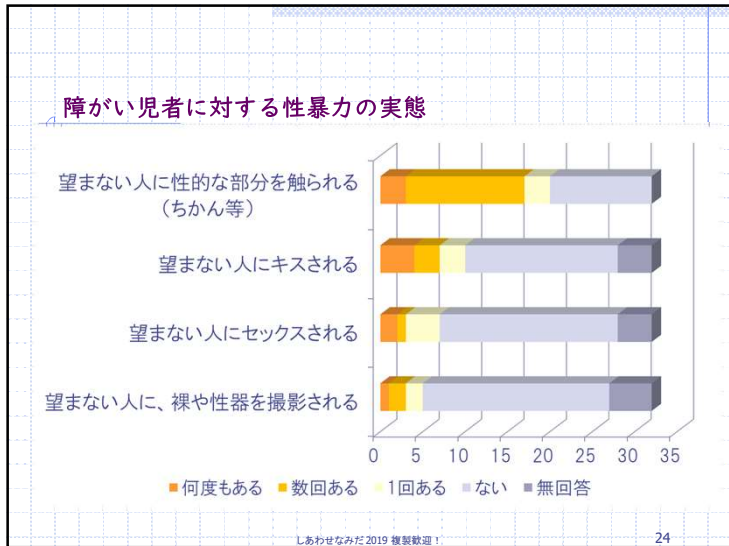
21



22




23



24

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか




なぜ障がい児者が 性暴力を経験するのか

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 25

25

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか




1. 障がいならではの「特性」
2. 障がいならではの「育ち」
3. 暴力の構造

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 26

26

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか







1. 障がいならではの「特性」
2. 障がいならではの「育ち」
3. 暴力の構造

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 27

27

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか



 <p>▼慣れている場所でも キョロキョロして 足元が不安定</p>	➡	声をかけられ やすい
 <p>▼誰にでもニコニコ 愛想よく接する (不審察知が苦手)</p>	➡	色々な人が 寄ってくる
 <p>▼身体接触による介助 ▼性的部位への介助 (入浴・排泄等)</p>	➡	介助の場が 性暴力の場に

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 28

28

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか

1. 障がいならではの「特性」
2. 障がいならではの「育ち」
3. 暴力の構造

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 29

29

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか

<ul style="list-style-type: none"> ▼いじめによる疎外 ▼褒められることが少ない <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼自己肯定感が低い ▼自分に自信が持てない <p>↓</p> <p>断ることが困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼介助がなければ生きていられない <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼初めて会う介助者にも身をゆだねる <p>↓</p> <p>誰でも信用せざるをえない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼コミュニティが独特 ▼友だちが少ない <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼情報入手の方法が独特 ▼学びや経験が独特 <p>↓</p> <p>身を守ることを学ぶ機会に乏しい</p>
---	--	--

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 30

30

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか

1. 障がいならではの「特性」
2. 障がいならではの「育ち」
3. 暴力の構造

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 31

31

なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか

暴力


性別 経済力 年齢 権力 学力 情報力 体力

「強いもの」から「弱いもの」への支配とコントロール
障がいがあることは「弱い立場」に置かれがち

しあわせなみだ 2019 複製歓迎！ 32

32

どのような処罰規定が必要か




どのような処罰規定が必要か

「あわせなみだ 2019 複製教訓」 33

33

どのような処罰規定が必要か




1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ 2019 複製教訓」 34

34

どのような処罰規定が必要か




1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ 2019 複製教訓」 35

35

どのような処罰規定が必要か



難病その他何らかの機能に障がい

身体機能に障がい	知的機能に障がい
精神機能に障がい	発達機能に障がい

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者
保健福祉手帳

発達障害者
支援法

「あわせなみだ 2019 複製教訓」 36

36

どのような処罰規定が必要か

1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ2019 権限教訓」 37

37

どのような処罰規定が必要か

見知らぬ人
顔見知り
施設・福祉・教育関係者
養護者・施設従事者・使用者

「あわせなみだ2019 権限教訓」 38

38

どのような処罰規定が必要か

1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ2019 権限教訓」 39


39

どのような処罰規定が必要か

1. 被害者が障がい児者であることをもって
「準強制性交等罪」もしくは
「準強制わいせつ罪」を適用する
※静岡地裁、福島地裁では
暴行脅迫が問われなくても無罪判決
2. 被害者が障がい児者である場合
「物的証拠」「第三者の目撃」
「被疑者による自白」いずれかをもって
罪に問える

「あわせなみだ2019 権限教訓」 40

40




どのような処罰規定が必要か

1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ2019 権限教習」 41

41




どのような処罰規定が必要か

1. 司法面接の導入
2. 「年月日」「時間」の立証に関する配慮
3. 被害後の障害認定

「あわせなみだ2019 権限教習」 42

42




どのような処罰規定が必要か

1. 障がいの範囲
2. 「障がいに乗じた性犯罪」の定義
3. 要件緩和
4. 証言における配慮
5. 量刑

「あわせなみだ2019 権限教習」 43

43



どのような処罰規定が必要か

1. 重罰化
2. 要件を緩和し、減刑する

「あわせなみだ2019 権限教習」 44

44

海外における障害者への性暴力被害の状況【概要】

2019年9月24日

岩田千亜紀(東洋大学社会学部)

1

自己紹介

- 氏名:岩田 千亜紀(いわた ちあき)
- 職業:東洋大学社会学部社会福祉学科助教
- 岩田千亜紀「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題:文献レビュー」、『東洋大学社会学部紀要』55-1、2017年
- 岩田千亜紀・中野宏美「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」、『東洋大学社会学部紀要』56-2、2018年など
- スマイルネット(発達障害の母親たちの当事者会)の運営スタッフ(2014年～)

2

主な出典:

岩田千亜紀「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題:文献レビュー」、『東洋大学社会学部紀要』55-1、2017年

(https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=9643&item_no=1&page_id=13&block_id=17)

3

1. 障害児者の性暴力被害の割合

健常者よりも障害者では、性暴力被害の割合が高い

海外で行われた障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)への性暴力被害の状況について調べたところ、健常者の男女に比べて障害者の男女では、性暴力被害の割合が顕著に高くなっていた。特に、障害女性では健常女性のほぼ2~3倍、性暴力被害を受けていた。

4

2. 障害児者の性暴力被害の特徴

障害者への性暴力被害においては、長期間、複数回にわたる被害が多い

障害者への性暴力では、長期間にわたる被害や、複数回にわたる被害が多い。知的障害者をふくむ発達障害者への暴力に関する調査(Sobsey et al. 1991)によれば、発達障害の女性の70%が性暴力を受けたことがあり、知的障害のある女性の半数近くが、生涯で10回以上も性暴力の被害に遭った。また、それらの被害は時には重篤で、非常に危険な状況を招くこともあった。

5

3. 障害児者への性暴力の加害者

性暴力被害の多くは、自宅で発生している。加害者には、男性健常者の介護者が多い

多くの場合、被害は被害者の自宅や居住地で発生している。加害者はほぼ男性である。加害者には、友人、家族(夫など)、医療従事者、介護者、移動介助者などが含まれるが、特に男性健常者の介護者などによるものが多い(Young et al. 1997)。

6

4. 障害児者への性暴力被害の要因

障害者は、性暴力被害から逃れることが困難である

身体障害のある女性を対象にした調査(Nosek et al. 2006)では、女性の身体障害者のうち、介護を常に必要とする場合は、介護者への依存度が高まり、性暴力の被害から逃れることが困難であるなどの理由から、性暴力の被害に遭う確率が高くなっている。

7

5. 障害者の場合、性行為についての同意が困難である

諸外国の性犯罪規定では・・・

“同意のない性行為は性犯罪である”

→諸外国の刑法では、発達障害者や知的障害者等については、性行為についての同意が困難であるとして特別な規定を設けている

(<https://www.rainn.org/articles/sexual-abuse-people-disabilities>、しあわせなみだ報告書P14-15)

8

まとめ

- 障害者の場合、障害の特性等により、性暴力の被害に遭う割合が高い。
- 障害者の場合、加害者の多くが介護者等であること、障害者の性に関する知識の不足、抵抗できないなどの理由により、性行為に対する同意は困難であることが多い。

障害者への性暴力の現状に配慮して、諸外国の刑法と同様、刑法性犯罪規定の処罰規定に「被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪」を設けることが望まれる。

障がい児者への性暴力事件の実態

～被害者支援・子ども支援に関わる弁護士実務から
実感する刑法性犯罪規定改正の必要性～

弁護士 芹澤杏奈

(せりざわあんな、神奈川県弁護士会、美雨法律事務所)

1

【自己紹介】

- ▶ 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会
(ワンストップセンター設立部会)
- ▶ 神奈川県弁護士会子どもの権利委員会
(付添人拡充部会、福祉部会)
- ▶ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム
(VSフォーラム) 会員
- ▶ Asian Law and Society Association(ALSA)会員
- ▶ 最決平成30年6月26日
第一審宮崎地裁 被害者E代理人

2

障がい児者への性暴力事件の問題点①

▶被害が潜在化しやすい

...被害者本人が被害を認識できない場合、そもそも犯行
が発覚しないことも。

有罪立証できると検察が判断しても、親や学校などが
起訴や事件化を希望しない場合も。

※事件として表面化する事案は、ほんのひと握り。

3

障がい児者への性暴力事件の問題点②

▶被害に遭いやすい特性

...「被害を訴えることが難しそうだ」と
加害者から認識されて標的にされる。
無邪気の人懐っこく純粋な被害者も。
被害者が被害を認識できないことも。

4

障がい児者への性暴力事件の問題点③

▶被害者供述の信用性を担保できないことが多い

...被疑者被告人が否認する場合、被害者供述の信用性弾劾が比較的容易。

→被害届や告訴の不受理、不起訴、無罪

※警察等の対応による二次被害、たらい回し

5

司法面接（協同面接）

- ▶ 子どもや障がい者など、何度も同じことを聴取すると、記憶が混乱、汚染されてしまう人が被害に遭った場合、専門の研修を受けたインタビュアーが、誘導のない特別な手法で行う面接方法。
- ▶ 供述者の心理的負担を軽減し、誘導や暗示を受けやすい供述者（児童など）の供述内容の信用性を確保するため、繰り返しの事情聴取を回避し、また、関係機関で情報を共有する。

6

協同面接に関する通達等

- ▶ 平成27年10月28日雇児総発1028第1号，同日付最高検判第103号，同日付警察庁丁刑企発第69号等
- ▶ 平成30年7月24日付子家発0724第1号，同日付最高検判第38号，同日付警察庁丁刑企発第47号等
- ▶ 令和元年5月14日付子家発0514第4号，同日付最高検判第1号
- ▶ 刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
平成29年6月16日参議院法務委員会 第8項
- ▶ 検察官、甲南大学法科大学院教授 田中嘉寿子
「性犯罪の被害者の供述の信用性に関するあるべき経験則について—防災心理学の知見の応用：正常性バイアスと凍り付き症候群—」69頁

7

司法面接の必要性

- ▶ 子どものみならず、障がい者にも必要！
→障がい者に対する司法面接制度の充実を。
- ▶ 録音録画DVDは被害者に開示されるべき。
→代替性なし※検察庁の取扱い...供述調書に準じ代替性あり
- ▶ 刑訴法321条4項での証拠採用。
- ▶ 系統的全身診察等のケアとセットでの面接。

8

障がい児者への性暴力事件の実態

- ▶ 被害が性犯罪と認められないショック（最大の二次被害）。
 - ▶ 「忘れなさい」と言われ、切り捨てられる辛さ。
 - ▶ 被害者は、忘れたくても、忘れられない。
 - ▶ 加害者は野放し。加害者は、捕まらないから、繰り返す。
 - ▶ 被害者は、忘れたくても、忘れられない。
 - ▶ 被疑者被告人は、否認すれば、簡単に不起訴、無罪。
- 被害の軽視
- ▶ 通常どおりの被害者供述の聴取や尋問では容易に弾劾されてしまう。
- (→通常の反対尋問に晒すことは、被害者に不可能を強いることでは?)

9

罰せられるべきが罰せられず、加害が繰り返され、被害者が増え続けることは、冤罪と同じくらい問題。

- すべての問題は、「犯罪」であるべき行為が犯罪でないからこそ生じている。
- 刑法の構成要件を、現に起きている性被害の実態に合うよう改正すべき！

10

障がい児者への性暴力に関するアドボカシー事業

[報告書]

障がい児者への 性暴力が 認められる社会へ

特定非営利活動法人しあわせなみだ

特定非営利活動法人しあわせなみだ

<http://shiwassenamida.org/>
info@shiwassenamida.org

理事長 中野宏美

監修：岩田千亜紀（東洋大学社会学部社会福祉学科助教）

アドバイザー：金子磨矢子（大人の発達障害当事者のためのピアサポート Necco 創設者）

制作メンバー：河村優子 / 古賀捷平（鳥取大学大学院）・菊池悦子（明治大学）

編集協力：高祖常子（株式会社ブライト・ウェイ） / 坂本真一郎（クオルデザイン）

発行：2018年7月

本調査はNPO法人まちぼっと2017年度ソーシャル・ジャスティス基金により実施されました



障がい児者への 性暴力に対する要望

—要望— 1

刑法性犯罪処罰規定に「被害者が障がい児者であることに乗じた性犯罪」を創設してください。

●被害者が障がい児者である場合、被害者と加害者の間には「それが性犯罪であるという知識・情報・判断」に、圧倒的な差が生まれます。また、「それが性犯罪である」と理解できても、「性犯罪から逃れるための知識・手段・時間」は、圧倒的に不利な状況に置かれます。

●加害者と被害者との間に大きな力関係が生じることを踏まえ、地位関係性に基づく性犯罪として、「被害者としての障がい児者」の概念を入れてください。

—要望— 2

1が困難である場合、被害者が障がい児者であることをもって、「準強制性交等罪」もしくは「準強制わいせつ罪」を適用してください。

●被害者が障がい児者である場合、被害者が抵抗の意志を示しても、第三者が「それは抵抗である」と理解することが困難な場合が少なくありません。また、「それは抵抗である」と認識できても、障がいのある被害者が裁判で「加害者が暴行脅迫を用いた」と立証することは、非常に困難です。

●障がいのある被害者が、第三者に抵抗の意志を示し、立証することが難しい現状を踏まえ、「準強制性交等罪」「準強制わいせつ罪」の「拒不能」の要件に「被害者が障がい児者であること」を盛り込んでください。

—要望— 3

1・2が困難である場合、刑法性犯罪の運用において、障がい児者の特性を踏まえた対応を義務化することを明言してください。

●障がい児者が被害者である場合、性犯罪に対する認識、逃れる方法、裁判での証言に限界があること等を踏まえ、適切に対応していくことを、附則、附帯決議、通知、通達等に明記してください。



障がい児者とは

■身体障害(身体障害者福祉法)

◎視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしやく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障害(直腸、小腸、肝臓、免疫不全)で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

■知的障害(厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」)

◎知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの

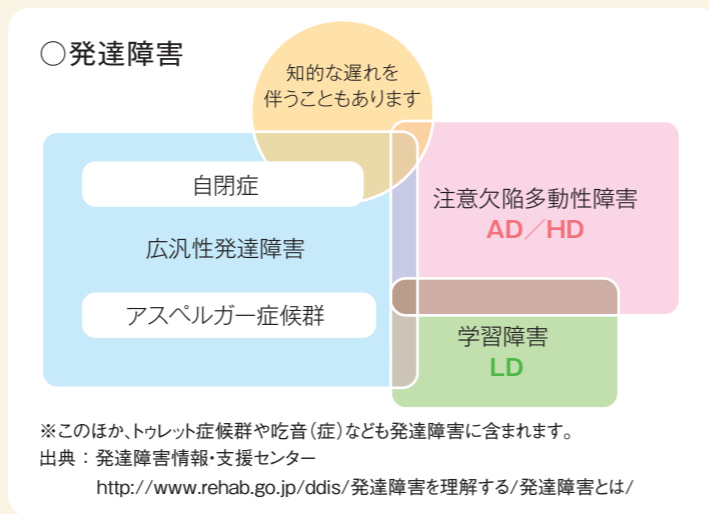
◎知的障害者が保有する「療育手帳」の判定基準は各都道府県により異なる。東京都の判定基準は、1度(知能指数19以下)、2度(同20-34)、3度(同35-49)、4度(50-75)。知能指数70以下は、人口の2.5%とされる。

■精神障害(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

◎統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患(認知症、気分障害[うつ病、双極性障害]、てんかん、高次脳機能障害等)を有する者

■発達障害(発達障害者支援法)

◎自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの



性暴力とは

日本の法律には、「性暴力」の定義はありません。

しあわせなみだでは性暴力を「本人が望まなかった性的なできごと」としています(詳細は <https://synodos.jp/society/18183>)。

●具体的には以下のようなことです

[刑法] 強制性交等(性器性交、口腔性交、肛門性交) / 強制わいせつ

[虐待防止法(児童・障害者・高齢者)] 性的虐待

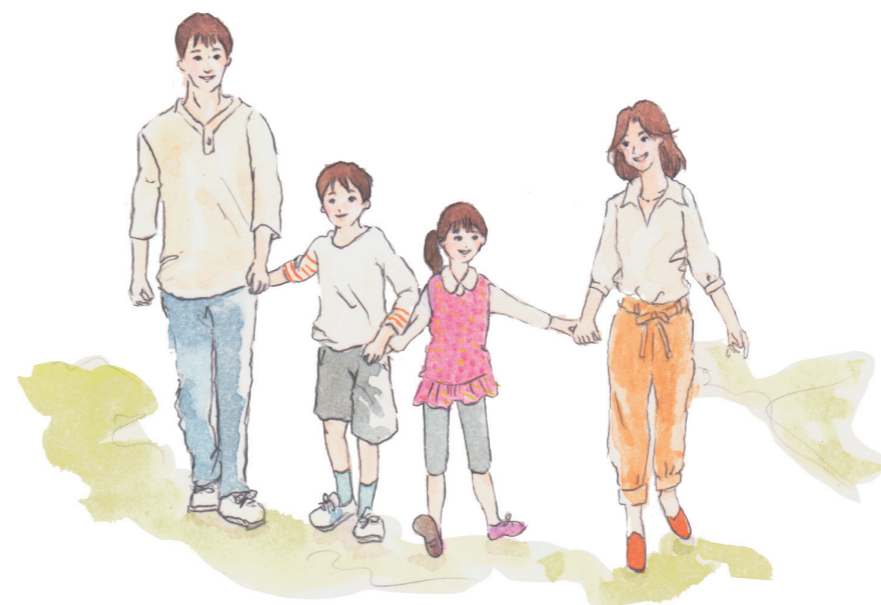
[児童買春・児童ポルノ禁止法] 買春、児童ポルノ

[私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律] リベンジポルノ

[都道府県迷惑防止条例] ちかん

発達障がい児者への性暴力の現状

東洋大学社会学部社会学科 助教 岩田千亜紀



発達障害者の性被害の割合は、男女ともに一般のデータと比べて高く、特に女性ではかなり高い可能性がある。

●内閣府調査(2017年)[1]では、無理矢理に性交等をされた経験があるのは4.9%(男性1.5%、女性7.8%)であったのに対し、今回のアンケート調査で「望まない人にセックスされる」経験があったのは22%(男性0%、女性33%)に上る。

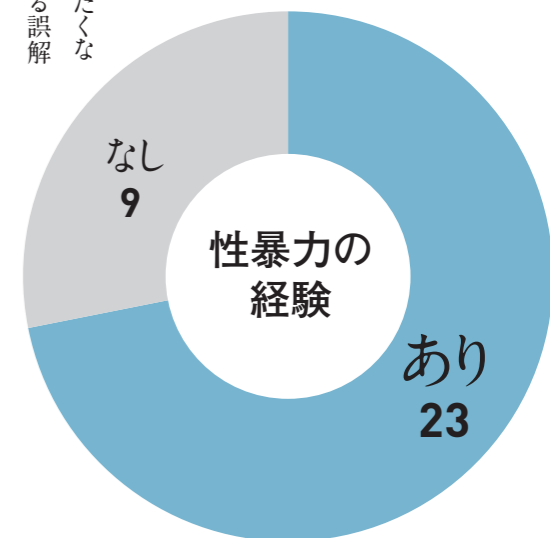
●調査の対象者が発達障害者の母数を代表したものでないため、「発達障害者の全般が性被害に遭いやすい」という結論を導き出すことはできないが、「傾向が高い可能性がある」という指摘はできる。

性暴力被害にあらう要因の多くが、以下のような発達障害の特性に關係していると考えられる。

- 自己肯定感の低さ
- 孤立感からくる、依存の高さ
- 孤立感からくる、相手に嫌われたくないの思い、さらにそれに起因する誤解(好きだと思われてしまう)
- 孤立感からくる、相手に嫌われたくないの思いからの断れなさ
- 信じやすさからくる騙されやすさ
- 相手の気持ちに気づくことが難しい

発達障害者への性暴力の被害・加害を予防するためには、以下のような3つの要素が必要であると考えられる。

- 1 自己肯定感の向上につなげるために、本人および社会が発達障害者の特性を認めること
- 2 孤立を防ぐために居場所をつくること
- 3 同意等について学ぶために性教育を実施すること



これまで海外での調査では、「発達障害者の中に知的障害者が多くいる」とこと、そして「それらの人たちに性暴力被害が高いこと」が言われてきました[2]。今回の調査からは、「知的障害のない高機能群の発達障害者においても性暴力被害が高い可能性がある」ということが、新たな知見として言えるのではないかと考えます。

上記結果から、刑法において、発達障害者を含む障害を持つ性暴力被害者に対する新たな法的措置の検討ということが、大事だと考えられます。

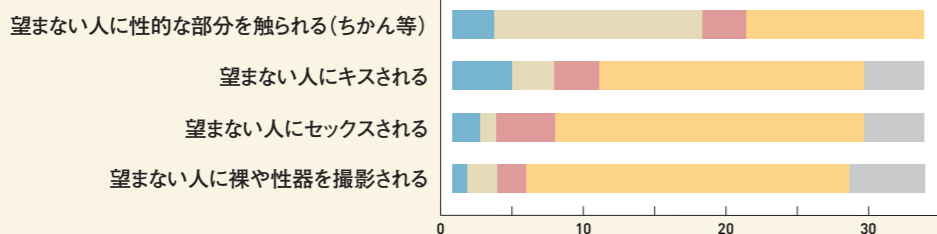
「障がい児者への性暴力調査」結果

実施期間：2018年3月1日～31日(うち開所日は26日) / 実施場所：発達障害当事者のフリースペース Necco (東京都新宿区)
実施方法：スペース内に調査票を設置し、希望者が回答/回答数 32

1 あなたは以下の行為を経験したことはありますか(それぞれについて1つに○)

※「望まない人」には、他人だけでなく、友人、家族、親戚、夫、パートナーなど、顔見知りの人も含めます

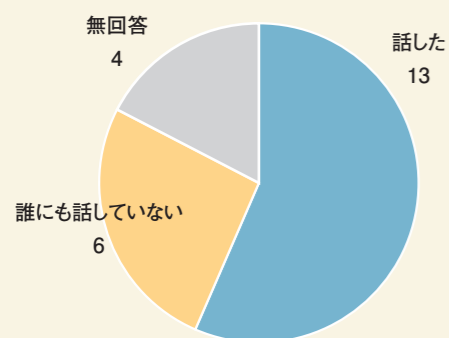
■ 何度もある ■ 数回ある ■ 1回ある ■ ない ■ 無回答



32人中23人が、何らかの性暴力を経験していました

11人は複数の性暴力を経験していました

2 1で「何度もある」「数回ある」「1回ある」と回答した方へ 性暴力の経験を誰かに話しましたか(1つに○を)



性暴力を経験した人の56%は、自分の経験を誰かに話しています

「話した」と回答した方へ 誰に話しましたか(いくつでも○を)

- 1 友人・知人9
- 2 家族や親戚4
- 3 警察3
- 4 医療機関(医師や看護師)2
- 5 民間の専門家や専門機関(弁護士・カウンセラー等)2
- 6 学校関係者(先生、スクールカウンセラー等)2
- 7 警察以外の公的機関(役所や男女共同参画センター等)1
- 8 インターネットやSNS1
- 9 その他1

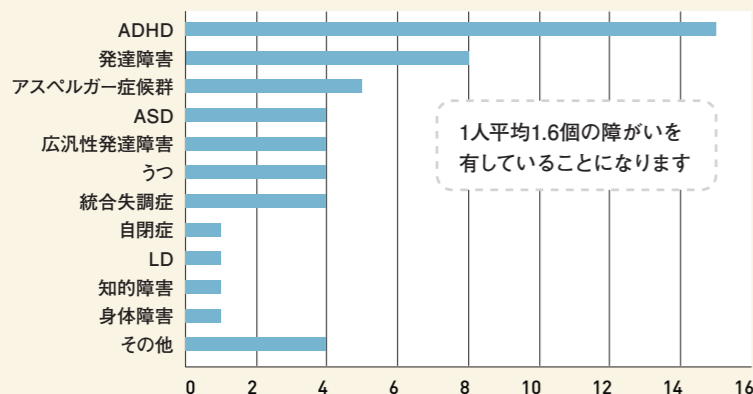
警察に相談した人は、性暴力を経験した23人中、わずか3人とどまっています

3 あなたご自身のことを教えてください

◎年齢		◎性別		◎障がいに関する診断の有無		◎(診断ありと回答した方へ) 診断された年齢	
10代	2	女性	21	あり	26	9歳まで	2
20代	8	男性	10	なし	4	10代	2
30代	7	それ以外	1	無回答	2	20代	10
40代	12					30代	8
50代	2					40代	2
60代	1					無回答	2

多くの人は発達障害であることがわからないまま、学齢期を終えています

◎診断名(あてはまるものすべての○)



1人平均1.6個の障がいを持っています

◎手帳の有無

- あり18
- なし12
- 無回答2

障害に関する診断を受けた26人中3割は、手帳を持っていないことになります

◎(ありと回答した方へ) 手帳の種類と等級

- 精神障害者保健福祉手帳13(2級 8/3級 5)
- 身体障害者手帳1(5級 1)
- 無回答4

◎自立支援受給者証の有無

- なし13
- あり11
- 無回答8

[出典] [1] 内閣府男女共同参画局「平成29年度男女間における暴力に関する調査」(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-7.pdf, 2018年5月20日閲覧)
[2] Sevliver, M., Roth, M.E., & Gillis, J.M. (2013) Sexual Abuse and Offending in Autism Spectrum Disorders, Sexuality and Disabilities 31(2), 189-200.

Necco創設者

金子磨矢子さんへのインタビュー



「障がい児者への性暴力に対する調査」を実施したNeccoは、発達障害当事者によって立ち上げ、運営されているスペースです。創設者である金子さんは、「発達障害児者が人として当たり前に生きられる社会」の実現に向け、平成28年公布された「発達障害者支援法」の改正法案の制定にも貢献してきただ方です。

これまでの活動や、ご自身と発達障害との向き合い方、障がい児者への性暴力の現状等について、伺いました。

「大人の発達障害」という概念がなかった

金子：15年くらい前から発達障害が、大人にもあることが、だんだんわかってきて。最初はインターネット、SNSとかですよ。それで「自分も発達障害かもしれない」という人たち、コミュニケーション、グループで集まってきた、そこでオフ会というのを、

育ってる人がすごく多いんですよ。友だちとかからも仲間外れにされたりとか、いじめにあたりたりとか。だからもう反射的にこう、「イエス」と言ってしまうような、何か、あるかもしれないですね。

生まれた時から私は私だったので、「こんなもんか」と思ってました。だんだん、大きくなってくるにつれ、「人と違っている」というのは（わかってくる）。学校なんかに行くと、評価が、人と比べるとようになってくるじゃないですか。テストでできない。明らかにできないとか、そういうのは、わかるので。「自分ではできない。ダメな人間だな。」っていうふうに思っていましたね。

それで他の人っていうのは、「みんな努力をしている人なんだ」と思って。感心しているっていうか、尊敬してるといいます。自分以外の人はみんなすごい人だと思っていました。

金子：それは何回もありますよね。例えば、この仕事をやっていても、私はほんとにすごく、スキルが何もない、というか、何もできないんですよ。ですから「他の人の言うことが正しい」と、今でも思っているんです。もう、色々話せば長い話ですけども、やっぱり騙されてしまったっていうのが、次

やるようになったんですね。でもそのオフ会というのにも月に1回とか、そういう感じなので、「いつでも行ける居場所がほしい」というのは、みんなの悲願だったわけなんです。それで、「出来たらいいな」と思って、つくったんです。

その頃（Neccoを立ち上げた2010年頃）は、発達障害っていうのは、子どもの障がいであって、「大人になると自然に治るんだ」。そういう概念だったんですね。（子どもには通級等が）徐々にできてきたんですけども。大人に対しては支援がない。大人を診断できるお医者さんがいないという状態だった。

性暴力を経験している障がい児者は少なくない

しあわせなみだ（以下「し」）：今回の「障害者への性暴力調査」には32名から回答していただいたんですけども、金子さんのお話だと、「他の調査で

から次へとあります。

（異性関係で）大変だったこともありですね。ちょっと怖かったこともありですね。ストーカーっていうのではないですけど、追いかけてこられて。必死に逃げたこともありますね。

障がい者がわかり「今までのなぞが全て解けた」

し：ご自身の発達障害に気付いたきっかけが、お子さんだったとお伺いしたのですが。

金子：「のび太・ジャイアン症候群」[1]という本が、初めて、一般書店に出た最初の本なんです。発達障害、ADHDの。それを読んだら私のことが書いてあるのでもう、びっくりしました。

し：子どもの事で、と思って読んだら、自分だった。

金子：いやーもう、ホントに「目から鱗」っていうのはそうことをいうんだな、っていうのは思いましたけれど。もうびっくりですよ。何ていうんでしょうかね。この「今までのなぞが全て解けた」というか、まあ、嬉しかったですよ。「自分はこれだったのか」というのがわかって。

「自分自身がダメな人」と、ずっと思ってきたわけなんです。だけど、「生まれつきこれだったんだ」とすれば、自分の努力が足りなかったわけでもないし、親の育て方が悪かったわけでもないし、親の育て方が悪かったわけでもないし、

はもつと集まる」と。その、「集まらなかった理由」って、何か思い当たることはありますか。

金子：「触れられたくない」というところが一番だと思いますね。（アンケートを）見るだけ見ても、「あーちょっとこれは」と言って、また戻される方が多かったです。

し：Neccoに来ている方に、暴力を経験されている方が少なくない。それで答えづらかったのかなと。

金子さんは日頃から、性暴力に関するお話も聞いている、ということをお伺いしました。

金子：「そんなつもりなかったのに、無理矢理付き合わされてしまった」とか。「ひどい目に遭った」とか、「騙された」とかね、そう言ってくることもあるんですよ。

「距離感」というのが、掴めない、うまく分からない人がすごく多いんですよ。だから、「何月何日にどこで

ないし、仕方ないじゃないですか。だからまさか「原因があった」なんて。それ以来人生がほんとに、別のものになりましたね。それまでは、自分が「いない人間だ」と思っているわけだったんです。

障がい者の結婚・出産・子育てを支えられない社会

金子：昔は、「年齢がある程度きたら、結婚しなくちゃいけない」と思っていたんです。その辺もだから、発達障害だから、そういうふうに思い込んでいたのかもしれない。今思えば、「次に付き合う人とは結婚するもんだな」というふうに思っていたんですよ。それで次に会ったのが、今の夫だったんです。

（今Neccoに来ている人たちは）自分が発達障害だと気付いていて、「自分は結婚できるのかな」。しても、「続けられるか」。子どもを産んで育てられるか」ということを、考えてますよね。

し：障がいをお持ちの方で、子どもを育てられなくて、手放されている方も少なくない」と伺いました。

金子：私のばつと浮かぶ何人かの人たちは、「予期せぬ（妊娠）ではなくて、ちゃんと」結婚して、（子どもが）生まれ婚して」という方がほとんどですね。

会いますよ」というふうに行われると、指定されたところに行くんですね。それをまたね「断れない」という。真面目で「言われたから行く」。でも、相手からしたら、「来たっていうことは、そういう気持ちがあったから来てくれた」と思っていますよね。

障がい児ならではの育ちが自己肯定感を奪う

し：発達障害ならではの育ちが、「断れない」ところにつながっていることを、お感じになる時もありますか。

金子：「自己肯定感が低い」というのは、私自身なんかもすごくありますよね。自分自身に自信がないから、「相手の言うことの方が正しいに違いない」と思ってしまうところは、あるんですよ。

私もこの年（64歳）になって、色々なことがだんだんわかってきたところがありますけど、もうずーっとこう、「ダメな子だ、ダメな子だ」と言われて

し：パートナー双方とも障がいがあり、子育てがうまくいかない、ということですか。金子：「だいたい、生まれた子どもも発達障害ってことが多いと思いますね。「別れてから（自分、相手、パートナーに障がいがあることに）気が付く」というほうが、多いんじゃないでしょうか。

し：発達障害を持ち、性暴力を経験した仲間に、ぜひ一言いただきたいです。金子：「受けた側の辛い気持ち」というのは、その人にしかわからないので、何とも言えないところなんです。ただ、日本は確かに、ものすごく遅れているというふうに思います。私も昔はもう、「電車に乗れば、ちかんはいるものだ」と思っていたような時代もありましたけど。ほんとひどい目に遭っている人の話を聞くと、もう、本当に辛いですよ。どうやってこう、取り返したらいいのかわからないんですけど。言葉で言ってもあげられないっていうかな。ただね、これからの世の中は、そういうことがないように、ホント、「いい日本になってもらいたい」と、思いますよね。もうちょっと、こう、「やなものはやだ」と、誰もがはっきり声をあげられ拒否をすることができるようになるまで、誰かがはっきり声をあげられ拒否をすることができないでしょうか。

[1] 司馬理英子 1997 「のび太・ジャイアン症候群」主婦の友社

発達障害当事者への性暴力に関するグループインタビュー

◎実施日時：2018年3月30日
 ◎実施場所：大人の発達障害当事者のためのピアサポート Necco
 ◎参加者：合計13名
 男性8名
 (嘉津山・こう・桜井・senyu・ナナメ・のぶくん・ベガ・ゆうせい)
 女性5名(カネコ・カナ・まゆ・みずき・ゆう)

人と違う常識を備える

し：よろしくお願ひします。まず、「自分が性暴力に遭った」、もしくは「誰かが性暴力に遭った」というのを聞いたことがある方は、どれくらいいらっしゃいますか？

(参加者挙手)

し：9人。非常に多いですね。次に日頃みなさんが、人間関係で困ったなということ、どなたかお話ししたいなっていう方はいらっしゃいますか。

ベガ：僕自身の障害はひとりでいうと「常識に障害がある」という言い方をした方がいいと思うんですよ。だから人と違う常識を備えてるが故に、人と上手く関わる事ができない。人と一緒に対面で関わっていると薄い膜が自分の周りにあるようなイメージが出て。その境界線から自分が出たくても出ようとすることができない。他の人もそこから先、まあ要するに自分のテ

グループに入れない

し：みなさん孤独とか孤立を感じる時はありますか？

(多数がうなづく)

ベガ：健常者の人たちと比べてしまっている人たちのグループが、街中を歩いていて、通り過ぎていくとすらやまし

孤立が依存につながり騙される

し：疎外感とか孤独を、例えば人への依存で解決するとかってありますか。

カナ：何年前にも、お互いに共依存的な友達関係があったりすることが何年かあったなと思って。お互いになんかですけど、朝まで電話でしゃべるとか、なにかあったら、こうワーツと泣きつくように、浴びせまくるような、愚痴をずっと吐きまくったりしていました。

まゆ：私の場合は、頼り下手なので一人で抱えちゃう傾向があって、なんかこう、誰にでも大丈夫、元氣に見せちゃったりしちゃうんで、逆にこう相談をされたりとか、依存されたりする…。されやすく、それも自分でも抱えきれないから、結局こう「わーっ」てなっちゃうんですけど。断りづらかったり、空気を読み過ぎて、「相手の求めるもの出さなきゃ」ってなっちゃうので、その特性と相手のニーズが合致すると、そういう関係になりやすいのかな、と、そういう関係になりました。

のぶくん：自分はTwitterに依存して書きまくったんで。ストレス発散で。まあ、変なことしてきた人間の名前が分かったら、そのつの名前をボツて。

くてもしょうがない、とか。

まゆ：自己肯定感が低いので、他者比較とか、世間の圧力とか、そういうのをこう、誰から言われた訳でもないんですけど、なんとなく自分で勝手に感じてしまっ、やっぱり孤独になっちゃう。勝手に世間と私の間に、すごく大きな壁があるって感じてしまうのがある。依存対象が、「すぐ身近にある人」とか、「あるもの」とかって風になりやすいんじゃないかなって思います。

こう：小学生入った途端に人間関係にやられて、いじめられたりとかするんですよ。放置とか、される感じ。なんか「孤立している」というのは、「それに入りたくない」とか、「ちょっと違和感を感じる」という所からなんです。

カナ：私、親もちょっと発達ほくって、ちょっとグレーって感じで、親子関係も悪かったりすると、家族との繋がりもちよと良くなって家にいたくない

嫌われてる子にもあえて近寄っていったことってありますか。

みずき：「友達になろうよ」とか。あと、告白されましたね。「10万貢ぐから」とか言われて、なんだそりやみたいいな。それで承諾すると、間違っって学習してしまつので、「その関わり方危ないよね」って言う。具体的に対策などを教えて。

思いがけず好意を示される

がいたんですけど、その人が「鍋パーティーを家でやるから」って言うって呼んでもらった。「普通に仲良くなったから鍋パーティー誘ってくれたんだな」って思ってた、いきなり「彼女いないでしょ？じゃあ付き合おうよ」って言われて、「えっ」て、そのときにもうフリーズして、冷汗がバーって出てきて、どう断ろうみたいな感じ。もううろたえて、LINEとか見ながら「好きな人がいるんですよ。」みたいな感じで(必死に断った)。

まゆ：断るのがちょっと苦手で、相手を傷つけることに関して、すごく自分で罪悪感を感じてしまっ。それがすごくいやで。うまく断れないんですよ。言われても、「何となく空気出してんだけどわかってくれない」とか。なので、どんどんつけこまれて、でもなんか、「この人傷つけたら、ちよとすぐく申し訳ないな」っていう。自己肯定感も低いので。あつという間にずる行っちゃうって、関係性がどんどん複雑になっちゃうっていうのが、結構あります。

ゆう：「感じよくしなきゃいけない」みたいな掟があるみたいで、相手から「優しい」と言われるんだけど、優しいんじゃないんですよ。ただ「そうしなきゃいけないからしている」だけで、自分の意思じゃないし、やっぱり誤解されるとか。

Senyu：結構前なんですけど、友達になつたふた周りくらい年上の女性



とか、家を出たあとも、「家族がいない」

みたいな気分になっているということ。すごい理想が高いというか、「噂とか好きじゃない」とか、「ガールズトークが苦手だから」とか。そういうところで孤立しやすいのかなと。

ベガ：「人と人との交わり境」っていうのが、昔は見えなかったんですけど。まあ要するに、「この人たちはグループに固まっっていて、こういう集団なんだ」とか、そういうのが、属性、まあ、グループのプロパティとか、詳細なプロパティとか。グループごとの区切りだとか、一切見えなかったんで、そういう社会そのものに参加することが出来なかった。そういうところに疎外感を覚えましたね。

「優しくされると、すぐ好きになっちゃう」みたいなのが、多かれ少なかれ女性経験が少ないと発達障害の人、多分なと思うんですけど。例えばインターネットとかの情報を鵜呑みにして、「何回アートをしたら手をつないでいい」みたいなを見て、それでこの前「手つないでいい？」って女性に対して聞いたら、その、「いやいや、そういうのは、ちゃんと空気を読んでやるんだよ」みたいに言われて。そういう「空気を読む」

ってことがそもそも出来ない。し：人間関係の「ちよとと予期せぬところ」を解決しながら、人生を生きていることが良くわかりました。本当にありがとうございます。

「言える立場じゃない」って
いつのが潜在意識にある。

Yさん
(30代女性、発達障害傾向、うつ、解離性障害、自立支援医療で通院中)
・実施日時：2018年4月19日スカイプ

知らない男性に触られる

Y：小学生くらいの時に、バレエ教室の帰りに親を待っていて、お店のベンチかなんかに座ってたんですね。そしたら知らない男性の人が来て、「おじちゃんのお母もバレエやって、レオタードのサイズを測りたいからお嬢ちゃんの体を測らせてくれ。」って言われて。

私、おかしいなと思ったんだけど、「そうなんだ」と思って、「NO」って言えなかったんですよ、その時。そしたら、体のあちこちを測るふりをして色々触られて、パンツの中に、手を入れられたりして、それでどこか行っちゃったんですけど。「今の何だったんだろう」という感じがすごくて。小学生だったから何が起ったかわからなくて。ただすごくこっぴやかな感じは残ってたんですね。でもすぐ親が迎えに来たんですけど言えなくて。「何が起ったか」というのを自分の中でもその時消化できなくて。ただ感触がずっと残っていて、そのおじさんというか、その人の手とかの感触が「それがなんだったのか」理解するようになってなおさらこう、ずっとこう、傷…、心

の傷と体の感触として残っていて、それが一番、私にとっては一番、負担が大きかった経験ですね。

し：大人や男性から言われると断りづらいくちとてありますか。

Y：ありますね。小学生の時はやっぱり人っていう、ちょっと違う年齢のっていう負荷もありますけど、男性にちょっと強い口調で言われると、言えないんですよ。NOって。ちょっと萎縮しちゃうんで私、強めの言葉とかが怖くて。「あつて。それで全然NOって言えなくなっちゃうんですよ、今でも。

暴力的までいなくても、ちょっと強めの口調が「ピクッ」となってしまう。

「いい子」で育つ

Y：両親はどちらも優しい親だったんですけども。幼少期から「いい子でいなきゃ」という思いがあって、「親の顔色を見て迷惑かけないようにしなきゃ」という、「いい子ちゃん」演じてきて。「相手が求めるもの出さなきゃ、親が求めるもの出さなきゃ」という感じで、過剰適応な所があったので。先回りして大人の顔色とかを見て、「相手が嫌がる事は

恋人からの束縛
Y：高校ぐらいかな、付き合っていた相手が束縛タイプだったので、支配的だった印象がありますね。相手は愛情のつもりだったんだろうけど、自分的にはすごくくつらかったですね。

すごい電話かかってきたりとか、塾にいるのに、「今どこにいるんだよ」とか、「男と会ってるのか」とか言われたり。家の前まで来たりとか。

それで別れたあとも、すごい電話かかってきて、着信拒否しましたけど、本当に怖かったですね。

し：どうやって別れを切り出しましたか。
Y：「受験が忙しくなるから」という大義名分を作りました。自分がいやだっているのを言えなかったんですね。だからいろんな理由を寄せ集めて、納得させるしかないと思って。「俺変わるから」とか言われると、言われそうになっちゃうし、そんな気がして。だから確固たる理由をいっぱい作って、提示してって感じてでしたね。

し：相手はすぐに納得しましたか？
Y：その時は納得したけど、その後も電話とか普通にかかってきました。本当に怖かったです。

障がい女性が抱えるジェンダー

Y：「いい子ちゃん」で来たりとか、完璧主義的な所もあるので、みなさん。0か

言っちゃいけないんだ」とって、誰に言われた訳でもなく、多潜在的に思っていた所は大きいかと思います。

今親と話しても、「本当に何にも欲しくないし、おとなしく一人で遊んでたし、心配になるくらいいい子だった」というので。自分で「あーやっぱり、そういうのを演じてたのかな」と思っていますね。

同級生からのわいせつ

Y：中学校2年生くらいかな。日常的に胸触られたりとか。向こうはいたずらのもりだったと思うんですけど。それがどんどんエスカレートしていった時期があった。一人になった時に、誰もいない教室に数人に連れ込まれたことがあって、そこで胸触るくらいじゃなくて、大変なことされた経験が一度だけあって、ひどくこっぴやうに傷ついてしまった。それは本当に、すごく「人間として扱われない」感じがして、数日何も考えられなかったんですけど、その後、それがちょっと一番傷ついた経験ですかね。

し：特にYさんだけひどかったとか、それともみんなに同じようにやりました？

Y：他の子にもけっこうやってたと思います。でも、やりやすかったのかな、私、というのがもあるかもしれないですね。ちょっと背低くて、弱々そうだったので、細くて。

そこから、隣に男性がいるだけでも怖

て思います。「体が傷つく」とか、「心が傷つく」とかは当たり前として、それ以上に「人間としての価値」みたいなのを

インタビュー

性被害に遭った自分を
「バカだ。ダメな子なんだ」と
思っていた

Aさん
(60代女性、発達障害傾向、ADHD傾向)
実施日時：2018年4月25日 対面

「傷物」になった経験
A：小学校の、たぶん2年生から3年生に上がる春休みだったんだろうと思うんだけど、「あれは何だったんだ」と思うようなことがあり。小学校の裏の方で、誰もほとんど来ないとこなんだけど。

私は、みんなが可愛がってくれたけど、「お前はホントに物おじせず、誰でも仲良くなれるのはいいんだけど、ヘンなおじさんについていくんじゃないよ」というふうにすごく言われて、心配されていた。だから、「悪い人にはついていかない」と思っていた。でも一方では「女の子なんだから人には親切、いつも」「二」「親切にしないとダメだよ」とも言われていて。

「親切のつもりだったけど、悪い人だっで気づかなかった私がバカなんだ。なんでわかんなかったんだろう。なんでちゃんと気が付かないんだろう。私はバカ

い。怖くて体硬直したりとかして。いまでも心理的にシャットアウトしちゃう感じはありますね。近付いてこようとすると、自分から始めにシャッターを下ろすみたいな。「近付いてこないで」とってメッセージを送っちゃってるのがあって、それも自己防衛になってるのかなって思う。

(相手から)「好意を感じると、「いや、興味ないです」みたいなのを暗に匂わせちゃう」というか。

し：それがうまく伝わらなかったことってありますか。
Y：ああ、それもけっこうありますね。なんか勘違いして、「照れてるんでしょ」みたいな感じの人とかもいますね。事あるごとに、どんどんアプローチしてくる人とか。その辺はちょっとやっぱり難しいですよ。

言えないんですよ。「言わなきゃ」って思っんですけど。「相手を傷つけちゃいけない」というのが、まずあって。元々自己肯定感もあんまり高くないので、なんかNOって言えない。「言える立場じゃない」というのが潜在意識にあって、なかなかはっきり言えないですよ。ね。「相手を傷付けたくない」というのと、「どう思われちゃうんだろう」とかいうのが、多分先行しちゃうのかなと思うんですけど。

奪われるっていうのが、すごく大きい経験になっちゃうので、そこから辺まで理解していただけるっていいなって思います。

だ。ダメな子なんだ」というふうに思ってた。それはその時すぐ思ったんじゃないんですけど、そのことを思い返すたびに、「なんで私って、ちゃんと分からなかったんだろう」というのををずーっと思っていて、そのたびに「自分がダメな子だ」というふうに思っていたから。

今思うと、挿入されたわけではなかったかもしれないけど、でもほとんど変わらないぐらいの体験なんです。やっぱり相当ショックだったし、違和感のある。「んか」わけがわからなくても違和感がある「ことだったから。中学生になるまでは、忘れてた。中学生ぐらいになって、だんだんとわかってくるからは「私はやっぱりバカだからそうなんだ」というふうになって、すごく自分の価値を低く感じるようになって。

「すべての人が結婚したら家庭に入る」という時代「処女じゃなければ女じゃない」みたいな時代に、もう既にお店に並ぶ

前に私は、「傷物になっっているのだ」ということは知っていた。

男性に居座られて

し：DVのことを教えていただいてもいいですか。

A：（相手は）同じ職場の人。12歳年が離れているの。同僚でもあるし、先輩でもあるから。私よい子に育てられていて、先輩をむげにっていうか「いやです」とか「お断りします」とかって、言えないように育てられていたので、「うーん、わかりました」みたいな感じで行くことがあり、それでなんか、どんどんどこっ、きちゃった。

ある時に知り合いに「捨て猫をもらってほしい」と言われて。私猫は好きだけど、私のアパートは飼えないし、「いりません」と言ったら帰ったんだけど。その時一緒にいて、家まで「送ってくれよ」と言ったら来た彼は、猫を「もらってきてやっただよ」と言っていて。僕が昼間からずっと面倒見ておしこのしつけもちゃんとするから」と、そのまま猫と一緒に



住みついちゃった。

（過去に）中絶を2回ぐらいたった。もうしない。もう自分の体は、もうこれ以上傷めない」と思っていて、「今度も妊娠したら、もう産む」と決めていたんです。だから、「避妊をちゃんとするように」ということだったんだけど。彼はそういうことができない人だから、妊娠してしまっ。

夫の友人に脅される

A：夫が（アルコール依存症で）亡くなったし、しばらくしてから、子どもたちに、「夫の郷里を見せてあげよう」と思ったことがあって。その時に（夫の）「高校の友だち」って前に紹介されていた人に電話をした。「せつかく来たんだしたら泊っていきなさいよ」と。もうすぐ妻も子どもも帰ってくるし、（遠方から）来た人を帰しちゃったとやっていったら、後で怒られるから」とかって言われて。「そっですか」と。みたいな感じで一泊したんだけど、実はそこに妻はいなかった。その時に、脅されたんです。「好きにできるんだぞ」と。みたいな感じで。妻も誰もいないわけだし。性被害に遭いかける体験をした。

障がい特性が性被害をもたらす

A：ずっと仕事してきたから仕事の関係（での性被害が）。同じ仲間の中で話している、人が帰って、「同じ方向だから」と。みたいな感じで、なんか押し切られちゃったりとかがそういう感じですかね。

くらいから行って、

まあそいつもいたんですけど、もう別に話しかけてこなかったですね。来たら「さすがに今度は、もうはつきり言ってるのかな」と。思ってたんですけど。でも来なかったの。

し：怖い思いをして、また同じスーパー銭湯、同じ所に行こうと思っただけ。S：他にないし、値段も安いし、好きだったんで。そんな「ゴミのために自分が行けなくなるのはおかしいな、次来たらはつきり言って、わからせてやるかな」と思っ。

ホテルに連れ込まれる

S：（相手の女性から）話がしたいから会おうよって（ことになって、待ち合わせの）駅に行ったら、「ちょっと来て」と。腕をつかまれて。（そこに）車が止まっていたんですよ。女性が自分を車に乗せて、走り出しました。（車を運転しているのは）見たことないおじさんだったんですよ。

山の方か入ってって、人気のない所まで来て、「おいおいこれなんか俺のこと、みんなポコポコに殴るのかな。」なんかいやーな予感がしつつも、まあとりあえず、そのままラブホテルに着きまして。「ここで話しよう」と。みたいな。（運転していた）おじさんサッサと帰っちゃって。「まあとりあえず飲むか」

賢い女性は「あ、この辺で失礼します」として、なんか折を見てさっさと出るけど、私は話すことに夢中で「そっですよ」とかって言っていて、気がついたら、なんか他にもう1人ぐらいいい女性がいなくて。そろそろ帰ろうと思うと「いや送ってくよ」と。いう。まんまと、そういう、考えとかなきやいけない状況に、「あらっ」という状況にはまっちゃって、何回かそういうことを繰り返している。

障がい者が変える日本

A：今みたいに、確かにね、早く診断がついて、それで苦手なところと得意なところがわかって、「その人らしい人生のためにはどういうふうに生きていったら」と。いうのが考えられるのは、いいことかもしれないけど。日本の社会って、「異質なものはラベリングして排除して箱に入れる社会」だから、早くに診断されること、が、必ずしもいい方向に行っていないと

インタビュー
まともな
恋人付き合いが
ない

Sさん
（30代男性、発達障害、ASD、アスペルガー、ADHD。精神障害者保健福祉手帳2級）
・実施日時：2018年4月26日LINE通話

銭湯で何度も触られる

S：スーパー銭湯で、男性がついてきて。その時はよくわかんなくて。なんか近寄るたびに僕のお尻を触る。「何

みたいな感じで。

（相手が）酔っ払ってきて、向こうがなんか、いろいろ襲い掛かってくるんですよ。女性なんですけど。「おいベルト壊れるじゃないかよ」と。くらいの勢いで（取り外しに）やってきて。

（相手とは）SNSで知り合っただけなんですけど、実際に（精神障害者の）自助会で会ったりして。（気に入ってはいったが、相手が既婚者であるため）「話すだけだな」と。自分の中で思っ。

（会ったのは）夜の9時かそのくらい。11時かそれくらいまでしゃべって、「終電で帰ればいいかな」と。くらいに一応考えてたんですけど（帰れなくなってしまう）。「話すだけだな」と。自分の中で思っ。

ツイキャスっていう動画配信まで勝手にやって、その様子を撮ろうと、撮影しようとしてきたんで。それは背中を向けて。そんなねえ、様子を顔とかさらしてインターネットで配信されても困るなと思っ、後ろを向いてました。止めさせましたよ。（でも動画は）配信されちゃいましたね。ただまあ、後ろ姿だけだったの。

朝11時かそれくらいにチェックアウトで、あそっ、タクシー呼んだんですよ。「また今度はカラオケでも」なんていうんですかね、「そこでセックス

思うから。私は今の時代に生まれていたら、早くに諦めさせられて、障がい者としての人生を歩まざるをえなかったかもしれないけど、悪戦苦闘して、「ダメだ」とか、「ここは得意だから、ここはやらせて」と。かかっていうかんじでやってきたことで、すごく貧しい才能の、貧しい資質だったかもしれないけど、人間で、そういう自分を、全面的に失敗も含めて、生きて、しょんぼりしたり、「やったー」と。思ったり、「感情生活を十二分に味わって、自分の人生を生きることが、人間の幸せだ」と。いうことを、体得したんです。

だからADHDであることは、あるいは発達障害である事、障がいがあることは、この日本の社会の中で、日本の社会を変えていく、1つの種を持って、使命を持って生まれてきたという風に、考えて欲しいなと思っ。

だこいつは？」みたいな感じなんです。自分がサウナにいたら隣にやってきて、男性器触りながら、こっちの方にやにやした顔で見えてきたりとか。手で直に

を）やって「みたいなことを言われて、だめ、やんない。」みたいな感じ、まあ言っ。

その後もなんか、Twitterとかで「Sも私をやり逃げした」だとか、何回か向こうが「お前殺す、どうしたらこうたら」とか、いっぱい来たんですけど、返事しなかったら結局（相手が）入院したみたいで。退院して、1、2か月くらいして、「あの時はごめん。」みたいな謝罪が来て。

人間関係は浅く薄く

S：結局僕はまともな恋人付き合、恋愛って、彼氏彼女の関係ってなった経験がないんですよ。あんまり、そもそも人を「いいな」と。ってなんないんですよ。（恋愛関係って築きたいなって）思いますね。（色々な人に会おうと思っ）一番の気持ちというか目的は、「データ収集」ですかね。人間に関するデータが欲しいので。（異性はもちろん）同性でも面白い同性に関してはですね。

（恋愛関係は築けないが、友だちとしての関係は）続きますね。浅く薄くみたいな感じで。普通に「気持ちよかったね」「楽しかったね」で、まあ、「いつもありがとね」「じゃあ、またね」と。感じて、やり取りとしている。いつもそれで終わっている。

諸外国の性犯罪規定における 障がい児者の取り扱い

	オーストリア	イギリス	韓国	ドイツ	フランス	カリフォルニア州	ニューヨーク州	ミシガン州	日本	
身体障害	▼抵抗不能者		▼身体的な障害がある人 ▼障害者の保護・教育施設に従事する者その保護・監督の対象である障害者	▼身体的な疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼身体的な理由で反抗不能者	▼身体障害、身体若しくは精神的欠陥のゆえに著しく脆弱な被害者に対して犯された場合	▼被害者が身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合	▼身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が身体的無力者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼身体的無力である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	身体障害	
知的障害	▼知的障害のため、性的事象の意義を理解し若しくは理解に従って行動することができない者							▼精神障害者(知的障害者)である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	知的障害	
精神障害	▼抵抗不能者又は精神病、重大な意識障害、若しくはその他これらの状態に匹敵するような重大な精神の不調のため、性的事象の意義を理解し若しくは理解に従って行動することができない者	▼対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接触を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合	▼精神的な障害がある人 ▼障害者の保護・教育施設に従事する者その保護・監督の対象である障害者	▼中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼中毒症を含む精神的若しくは心神的疾患若しくは、深刻な意識障害を理由として、反抗不能者	▼疾病、精神的欠陥のゆえに著しく脆弱な被害者に対して犯された場合	▼被害者が精神障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合	▼彼又は彼女が、精神的に無能力であるために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が(精神的)心神喪失者である者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼精神的(心神喪失者)精神障害者である者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	精神障害	
薬物・アルコール				▼中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に、相談、治療又は世話が行われるに委ねられている者 ▼中毒症を含む精神的若しくは心神的疾患若しくは、深刻な意識障害を理由として、反抗不能者			▼彼又は彼女が精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く場合	▼行為者が、被害者が(物理的)心神喪失者であることを知り、又は知るべき理由があること。 ▼(物理的)心神喪失者であり、以下のいずれかに該当すること。 (i) 行為者が被害者の4等親以内の血族又は姻族であること。 (ii) 行為者が、被害者に対する権限を持つ立場にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使したこと	薬物・アルコール ▼準強制性交等罪 ▼準強制わいせつ罪	
発達障害				▼発達障害を理由として、反抗不能者		▼被害者が発達障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であつて、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合			発達障害	

[出典] ◎ミシガン州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 ミシガン州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130486.pdf）◎ニューヨーク州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 ニューヨーク州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130546.pdf）◎カリフォルニア州：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 カリフォルニア州性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130487.pdf）◎フランス・ドイツ・韓国：大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム（2014）性暴力と刑事司法 信山社◎イギリス：法務省（2014）性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 イギリス性犯罪関連条文和訳（www.moj.go.jp/content/001130488.pdf）◎法務総合研究所研究部報告 38（2008）諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html）◎オーストリア：深町晋也（2016）オーストリア刑法における性犯罪規定 立教法務研究 9 17-74



性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第10回)

第1 日 時 令和元年10月28日(火) 自 午後 1時40分
至 午後 4時14分

第2 場 所 法務省19階共用会議室1

第3 議 題 性暴力被害者・支援者の団体等からのヒアリング
その他

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○大塚刑事局参事官

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第10回の会合を開催させていただきます。

私、法務省刑事局で参事官をしております大塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、性暴力の被害者・支援者の団体の皆様方からお話をお聞きします。お話をお聞きする皆様を御紹介させていただきます。

本日、まず当事者としてお話をお聞きする方々でございますけれども、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Fさんです。また、目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師で臨床心理士、公認心理師の齋藤梓先生、それから弁護士の村田智子先生、一般社団法人Spring代表理事の山本潤さん、そして支援者として小川たまかさん、三浦ゆえさんにも御同席をいただいております。どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

配布資料でございますけれども、議事次第、一般社団法人Springにお持ちいただいた未成年性的虐待順応症候群に関する論文¹、それから改正刑法の性犯罪の暴行脅迫要件の認定と被害者の反応に関するもの²と、一般社団法人Springのパンフレット、それから冊子として「見直そう！刑法性犯罪」というものを配布させていただいております。

文献の二つにつきましては、性犯罪被害時の被害者の心理につきまして、心理学等の見地から専門的な分析がなされておりますということで、参考になるものということで御紹介をいただいたものになります。

本日のヒアリングは、お話をいただいた後、質疑応答の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、当事者の方々からお話をお聞きしたいと思っておりますけれども、ここから先の進行につきましては、山本潤さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本潤さん

皆さん、こんにちは。一般社団法人Spring代表理事の山本潤です。本日は、記念すべき第10回のヒアリングにお呼びくださり、本当にありがとうございます。実態調査

¹ Roland C.Summit “The Child Sexual Abuse Accomodation Syndrome” Child Abuse and Neglect, 7, 177-193 (和訳)

² 田中嘉寿子「改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の『5 F 反応』」甲南法務研究 14・65-72

ワーキンググループの皆様が誠実に調査を進めてくださっていることに深く感謝しております。

今回当事者の方の話を聞くということでお呼びいただいたときに、会場の設定に配慮していただき、また休憩室なども御用意いただくなどの気遣いを受けました。御礼申し上げます。皆様が私たちを温かく迎えてくださっていることを感じました。やはりとてもこういう場で話をするのは緊張するので、今日は2時間しか眠れなかったという人もいますけれども、お気遣いをいただいているおかげで、ありのままの気持ちを誠実にお話しすることができると思います。

また、サークルという形を提案させていただき、ふだんないことだと思うんですけども、机を除けて輪になるという場を設営くださり、ありがとうございます。聞く人、聞かれる人というのではなく、同じ人間としてお話ししたいというスタッフの思いから伝えさせていただきました。サークルは、聖域、サンクチュアリーという意味を持ちます。中心には、聖なる泉があふれるというイメージがあります。その泉に私たちは思いや声を投げ入れ、その思いは泉を豊かに美しくします。さらに、そこから英知や希望をこのサークルに参加する方がくみ出すことができると思います。今日のヒアリングの場が終わったときに、この会がそのような場になっているといいなと思います。本日はよろしく願います。

では、まず初めに3人がお話しさせていただいて、齋藤梓先生から少し補足の説明をします。その後、更に3人がお話しして、私が少しお話をし、そして最後に支援者として参加されている方からもお話をし、そして質疑応答の時間をいただければと思います。よろしく願います。

では、Aさん、願います。

○Aさん

こんにちは。一般社団法人SpringのAと申します。本日はどうぞよろしく願います。

私がこれまで受けた性暴力は、大きく分けて二つあります。一つ目は、幼少期に受けた性虐待被害と、あともう一つは成人後の顔見知りの知人による被害になります。これからお話しする私の被害内容で御気分が悪くなったりすることもあるかもしれませんが、その際は一旦御退出されるなど、御自身を大切にいただければと思います。

ではまず、一つ目の性虐待被害からお伝えしたいと思います。

お手元の資料3、こちらの風船の冊子ですね、こちらの冊子を御覧いただきたいのですが、こちらの5ページの公訴時効をテーマに取り上げているケースのAさんが私になります。加害者は、私の実家の前に住んでいた親戚夫婦です。私の置かれていた環境からお伝えしますと、両親は共働きで、両親が不在の間、私は日常的に加害者夫婦に見てもらっ

ているという存在でした。被害場所は、実家の前にある加害者の家の中の居間や風呂場です。

被害内容は、一緒にお風呂に入るからと言われ、加害者夫婦は私を全裸にさせ、そして立たせ、私は性器を触られたり、男性からは姦淫されたり男性器を触らせられたりしました。女性からは、私の性器に玄関から持ってきたほうきの柄や靴べらを挿入されました。被害が日常的で長期間だったので、少なくとも300回以上のレイプ被害を受けたのではないかと思っています。

また、当時、私は加害者に私の名前では呼ばれるのではなく、貝の名称で呼ばれておりました。その名前で呼ぶのは、私の両親の前でも変わりませんでした。こうした性的に侮辱される行為は、6年よりもっと長く続いていました。余りに長期間そう呼ばれていたの、両親もいまだにそのことだけは覚えているようです。大人になって、女性器が貝で例えられることを知り、その意味が分かり、言葉では言い尽くせないほど絶望し、激しい怒りを覚えました。

当時は、性被害について学ぶことができず、被害を受けているときは何が起きているのか全く理解できませんでした。加害者たちから「親にばらすな」と脅されていたこともありましたが、小学生になると何となくこのことはお母さんに言ってはだめなことなんだというふうなことを感じ取るようになりました。

被害を受けたことで現れた中長期的な精神的後遺症やその後の人生に及ぼす影響については、最後の方に触れたいと思います。比較的早い時期に現れた後遺症としましては、11歳のとき摂食障害を発症しました。具体的には、食べ物が一切飲み込めなくなるといったような症状が2年ほど続きまして、体重が28キロまで減少しました。当時、私の身長は150センチ以上だったので、当時の写真を見ても骨と皮に近いような状態です。

また、小学2年生くらいから、慢性的に死にたいと思うようになりました。当時はなぜ自分がそう思うのか知るすべはなく、悩み苦しみました。

続いて、性感染症についてお話ししたいと思います。小学生の私が性器の激しいかゆみを当時一緒に住んでいた祖母に伝え、皮膚科に連れていってもらおうというようなことがありました。そのとき、皮膚科の先生が、「どうしてこんなになるまで放っておいたのですか」と祖母に激しい口調で訴えていたのを覚えています。今思えば、恐らく性感染症にかかっていたのだと思います。このとき、皮膚科の先生が産婦人科医などと連携をとるなどして詳しく検査し、祖母や私の両親に経緯の聞き取りなどを行ってくれていたなら、私の被害が早い段階で発覚したのではないかと思っております。

また最近ですが、脳へのダメージがあることが分かりました。受診するきっかけとなったのは、以前から違和感があったということ、そして友田明美先生の「子どもの脳を傷つける親たち」という本を読んだことです。専門の医療機関で検査したところ、脳の一部が萎縮していることが分かりました。専門の医師からは、幼少期の性虐待被害が大きく影響していると説明を受けましたが、その病院では専門の治療が受けられないとのことで、回復に至ることができていません。

今、私が思い、考えるのは、私はなぜ4歳から10歳の間6年間もの間、誰にも気付いてもらえず、そして助けてもらえなかったのかということ。そして、被害の内容は異なっても、誰にも知られることなく、助けてももらえないことなく、幼い頃から私のような被害を受けている子どもたちが数多く存在するということです。実際にこの活動を通して初めてお会いした人から、自分もかつて性虐待を受けていたという話を数多く聞きました。話してくれた方は、もしかしたら自分と同じ体験をしているから痛みを分かってくれませんかと思いき、私に打ち明けてくれたのかもしれない。やはりそういったことを聞くたび、怒りを覚えますし、やりきれない思いになります。

今日この場におられる法務省の皆さんは、どうしたら幼かった私が被害から救われたらと思うのでしょうか。今日この場ですぐには答えが出ないかもしれませんが、けれども、今日私がお話しすることを考え続けていただきたいというのが私の望みであり、お願いしたいことです。

なぜ司法に頼れなかったかという観点でお話ししますと、公訴時効があるからです。私の場合は、被害を受けている最中から解離症状が出始めて、その後25年間もの間、この記憶を封じ込めていました。記憶がよみがえってからは、様々な症状に苦しんでいます。その後、弁護士にも相談したところ、公訴時効があり、告訴できないと言われました。私には訴える権利も、訴えるか訴えないかの選択肢もないのだと絶望しました。もし、例えば、時効が成人まで停止され、その後30年間告訴可能だったら、私は必ず刑事告訴していたでしょう。

ここからは、私のような被害を最小限に食い止めるために、そして早期に見付けてもらうようにするために、今から社会全体で取り組んでいけるのではないかと思います。2点だけお伝えしたいと思います。大前提として、加害者が100%悪いのであって、被害者は何も悪くないということを前置きしたいと思います。

一つ目は、性教育です。未就学児の頃から他人に触れられてはいけない胸やお尻、性器、口などのプライベートゾーンを日頃から教えていくことができると思います。も

もちろん、年齢に合わせた教育が必要かと思しますので、例えば、「下着で隠れているところは触らせちゃいけないだよ。」などの四、五歳でも分かる言葉で伝えられると思います。やはり子どもには、自分の体は大切なものであるということ、そして中でもプライベートゾーンは人に見せたり触らせたりしてはいけないということ、そして他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないということを日頃から教えていくということが、加害者も被害者も生まない社会を作っていくために必要なことなのではないかと思えます。

また、これらをイラスト化して、幼稚園や保育園などで保護者の目にも留まるよう広く知らせていき、さらには広く市民へ啓発すると、もっと効果的なのではないかと思えます。

二つ目は、子どもがお母さんにSOSを出すことのできる社会を作ることです。誰かに「このことはお父さんやお母さんに言っちゃだめだよ、秘密だよ。」と言われたら、それを大人に知らせてねと子どもに伝えることが非常に重要かと思えます。せっかく子どもが伝えても、私のように親に信じてもらえなかったり、子どもがこれら言うこと自体だめだと言われたりするかもしれません。ですので、もし親に信じてもらえなかったら、学校や幼稚園の先生、あるいはかかりつけの医師や看護師に知らせるなど、決して諦めないで周りの大人たちに知らせてねと伝えることが非常に大事なのではないかと思えます。

そして、それらを聞いた大人たちは、私に教えてくれてありがとうと子どもに伝え、警察や児童相談所などに通報することも大切です。子どもは大人に依存しなければ生きていけません。その子どもを法律で絶対に守るということがとても重要なのではないかと思えます。他にもできることがたくさんあるかとは思いますが、まず被害に遭っている子どもが大人に知らせることが非常に大切かと思いましたので、この二つを取り上げさせていただきました。

続いて、成人後の被害についてお話ししたいと思います。

私は、成人後、準強制性交等致傷罪に当たる被害に遭いました。加害者は顔見知りの知人です。被害場所は、加害者の自宅で、一緒にお酒を飲んでいました。その後、私の意識がない状態でレイプされ、その結果、妊娠しました。そのとき、暴行や脅迫は一切ありませんでした。また、性行為についての同意が求められるということもありませんでした。私は、レイプで妊娠した子どもを産むわけにはいかないと思い、中絶手術を受ける以外の選択肢がありませんでした。それだけせっぱ詰まっていた状況でした。私にとって初めての妊娠がレイプによるものだったということが、今でもなかなか受け入れられずにいま

す。

手術後、出血が続いて仕事ができなくなったり、日常生活に支障を来すほど何もできなくなったりしたので、精神科を受診しました。そこですぐに医師からPTSDだと診断されました。顔見知りによる被害だったので、被害直後は、これは一体何だったのだろうと思いました。私は、すぐにレイプされたと認識できずにいました。そして認識するまでには何年もの時間を要しました。というのも、私のレイプに対するイメージは、暗い夜道などで突然見知らぬ人に襲われるというものだったからです。そのため、警察に相談したのは数年たってからでした。

今、当時を振り返り、そのときの自分の気持ちでとても印象的なものがあります。それは、フラッシュバックや解離症状などのPTSD症状が余りにも苦しく、レイプされて妊娠させられ、中絶手術をしたということが到底受け入れられるものではなかったため、あれはレイプではなかったのだと思おうとしたこと。そして、もしできるものなら、加害者とは恋愛関係にあったんだというふうに事実をすりかえてしまいたいというような心理が一時期働いたということがありました。

続いて、非常に苦しいことは、未来を悲観していることです。友人にも誰にも相談できなかったため、支援を受けることはできず、孤立無援の状態になり、困難な状況が全く変わらない現実を繰り返し体験するうちに、将来に対して学習性無力感の状態に陥っています。今でも忘れられないのは、中絶手術を受けるために病室から手術室まで歩いているとき、いつか私が映画で見た死刑囚が歩く13階段が頭の中で再生され、自分がその階段を上っているような感覚になったことです。自分の意思を確認されず、そして伝えることもできず、加害者に私の存在や意思を無視されたのにもかかわらず、体というか、肉体では妊娠をしていて、すぐに中絶しなければならない。私は人間ではなく、加害者の性欲処理のための物にされたと思いました。私の意思を無視され、無力化させられていたからこのように思ったのだと思います。この体験も非常に深刻な心的外傷となりました。

ここで、少しだけ暴行脅迫要件について、性犯罪被害者の視点から私の考えを述べさせていただきます。

2017年の刑法改正の際にも残されたこの要件ですが、男女共同参画局の平成23年度の調査のとおり、被害者と加害者の関係性では、面識があった人からの被害が76.9%と、面識なしよりも4.5倍近い割合で起こっています。面識があると加害者はむしろその関係性を利用して犯罪に及ぶので、これが事件の全てというわけではありませんが、多くは暴行や脅迫を用いる必要がないのが実態なのではないかというふうに思いま

す。そして、こういった奇襲型ではない被害の場合、加害者は口をそろえたように暴行や脅迫はしていないと言っているのを報道などで度々目にします。まるで、暴行や脅迫をしていないから自分のしたことはレイプではないと自分の犯した罪を正当化しているかのような発言に聞こえます。これは絶対におかしいと思っております。

けれども、現行法では、それがあつたために、暴行や脅迫があつたと認定されなければ被害としては認められにくいという現状があります。実態と法律が乖離しているのではないかなというふうに思います。また、明治40年に制定された当時の強姦罪の保護法益は女性の貞操とされていますが、現在国連が性暴力は性的自己決定権の侵害と定めていることから、やはり現代の考え方とかけ離れているのではないかなというふうに思います。

次に、犯罪被害者が利用できる制度が幾つかあると思うのですが、実際に私が利用できなかった制度についてお伝えしたいと思います。これは、公営住宅の優先入居制度になります。成人後の被害は警察に被害申告したのですが、そのことで加害者からの報復を恐れるようになりました。というのも、実際に不穏なことが幾つも起こって身の危険を感じたからです。そこで、この制度を利用できないかと思い、この制度を管轄する場所に行きました。担当者は県職員の主査の方でした。その方と個別に面談したときに、セクハラやセカンドレイプを受けました。また、その職員から「犯罪被害者でも優先的に入居させるわけにはいかない」と言われ、結果的にこの制度を利用できませんでした。このとき、職員の方が制度上必要な情報を得る目的だったら、メモをとったりすると思うのですが、全くそういうわけではなかったので、明らかにその職員の性犯罪被害者に対する個人的興味による発言なんだと感じて、怒りを覚えました。

これは運用面の問題かと思いますが、やはり制度上関わる職員も含め、性犯罪に関わる職員の研修が必須なのではないかなというふうに思います。今になっても忘れられないくらい、この時受けたセカンドレイプは私を更に無力化させる出来事になりました。

ここからは、これまでお話しした二つの被害後に起こった精神的な後遺症や、その後の人生に及ぼした影響について、簡単にお話ししたいと思います。性暴力被害に遭っているときは、言葉では表現できないほどの苦しみを伴いますが、もっと苦しいと思ったのは、性暴力被害から生き延びてこの社会の中でその後の人生を歩んでいく中で、何度も大きな困難に直面し、苦痛を感じ続けたことです。あとは、希死念慮があつたり、PTSDの症状に今も苦しんでおります。

最後に性的同意についてお伝えしたいと思います。

私の成人後の被害の場合は、そもそも性的同意を求められなかったのですが、被害直後から現在まで、加害者宅について行き、お酒を飲んだ自分が悪いと自責の念を持っております。ある時、支援者に決してそうではないよと言われました。けれども、「女性が男性の家に入ったらセックスしてもいいサイン」というような社会的通念がどこか根強くあるのではないかと思います。特にインターネット上では根強いなと感じます。もちろんこれは事実に基づかず、全く根拠のない通念ではあるのですが、やはりお酒絡みのレイプや加害者の自宅が被害現場だと、こうした二次被害が必ず起こってしまうので、被害者としては非常に苦しいです。

このようなことが起こらないようにするには、家についていったからといって性行為をも同意しているわけではないとか、あるいは性的同意がない性行為はレイプなんだ、犯罪なんだということを法律で定めることが非常に重要なのではないかと思います。

私からは以上になります。最後までお聞きいただきありがとうございました。

OBさん

それでは、2番目にお話をさせていただくBと申します。私が体験を話している、あるいは皆さんが私の被害の体験を聞いている中で、すごくつらくなってしまうこともあり得るので、そうなってしまったときには適宜対応したいなと思っています。

私は、今22歳で、この前の3月に大学を卒業しました。この中では多分最年少で、多分被害も受けたてはやはやだと思えます。

今回お話しさせていただく中で言及していきますのが、性交同意年齢、暴行脅迫要件、地位関係性についてのお話をメインでさせていただいて、その中にその後の人生、現在私がどうやって生きているのかという話と、あとは司法に頼れなかった理由というか、警察などに行った被害もあるんですけども、行かなかったものが大半なので、なぜ頼れなかったのか、なんで行かなかったのかというところも少し説明をさせていただけたらなと思っています。

まずは、私が受けた三種類の性被害について説明をします。一つ目が、中高生の間に受けた痴漢です。これは別の人、1人が20回ではなくて、いろんな人から20回以上の被害を受けていますが、今回ちょっと刑法の性犯罪規定には直接関係のないことですので、少し詳細を省いてお話をいたします。

ちょっとだけ言及をしておきますと、多分20回のうちの最後の3回ぐらいは逮捕されました。学校に通う電車の中で被害に遭っていて、毎回違う人だったので、ずっと、最

初は耐えてばかりいました。しかし、社会の流れで、痴漢を逮捕しようという動きがすごく盛んになってきたりとか、痴漢は悪いもので逮捕しなきゃいけないだと伝わるポスターがすごく増えたりとかした時期だったので、私も勇気を出してやってみようと思って逮捕して、1週間に二人捕まえることもありました。それこそ2回目に逮捕したときに学校に電話をかけると、またですかと言われてすごく驚かれるような反応をされました。その日は1日、取調べで拘束され、当時のテスト前の私にとって、被害・逮捕直後の平日の昼間に、別日にする、途中で帰るなどの選択肢なく、半ば強制的に長時間拘束されることは大きな負担でした。次に逮捕などをしたくなくなるほどのものでもありました。ただ、気持ちの面では、テストのことを聞きそびれたな、損したくらいで、痴漢は周りでもよくあることだったので、被害については余り深刻にはとらえていませんでした。よく痴漢の私人逮捕の話で持ち出される、会社を休んだり給料が減ったり、被害者がセカンドレイプされたりするなどの実害が生じたわけではありませんでした。でも、その被害もすごく、重いものだったんだと今では思います。このように警察に行ったという経験があります。

二つ目が、同意のない性行為の強要がありました。その前提として三つ目の話のタイトルだけ言っておくと、同意ができていたか分からない、同意をさせられていたかもしれない性行為の強要のようなものがあり、時系列的には内容が後に続くことを念頭に、二つ目を聞いていただければと思います。

二つ目の同意のない性行為の強要は、私が21歳のとき、大学の春休みに起こりました。相手は顔見知りの、同じ大学の一つ学年が上の男性でした。幽霊部員になっていたサークルで1回顔を合わせたことがあるけれども、名前を覚えているだけで顔は思い出せないくらいの関係性でした。

その人の卒業式の1か月前ぐらいに、私が被害に遭いました。被害に遭ったのは、その頃私が立ち上げたサークルの活動の中で、性に関する相談ができる、困ったことがあったら相談に乗るという活動をしていて、その中での出来事でした。その男性が相談に来て、本当はみんなで相談を受ける予定だったけれども、どうしても二人きりにならなければいけなくて、そのまま、いろんな都合が重なって、彼の家に行くことになりました。もちろん、私は、性に関するワークショップやイベントを開催しているとか、性的同意を広める活動をしているとか、性で苦しむ人をなくすんだという理念などを、その人に、相談の最中に話をしていたので、当然にその人にはそこに対しての理解があると思っていました。部屋に入ってもセックスするとは限らない、セックスは私はしないとその人にずっと

言っていたんです。私には、当時婚約者がいて、向こうにも恋人がいてという状態だったし、婚約者がいることはその人にも言っていました。本当に寄るだけだよという話になって、ただテレビを見ようよみたいな形でその人の家に連れ込まれてしまって、その後、結局逃げられなくて、性行為を強要されてしまったという事案でした。

その後は、そのサークルの仲間たちが性に関してとか性暴力に関しての理解がすごく深かったので、直後に大学のハラスメント相談室に行きました。その相談室には人員も比較的優秀な人がいましたし、様々な場所への紹介もなされました。サバイバーの先輩方というか、もっと先に被害を受けた先輩方からは信じられないような、すごく近くに助けを求められる先があって、被害直後からすぐに適切な支援を受けられた例だと思っています。

ハラスメント相談室に行った結果、その相談員の人がPTSDの専門医を紹介してくださって、そこでPTSDの治療を受けて、比較的まともに話せるようになってきました。また、その直後に私と常に行動をとともにしてくれる人が誰かいたというのもあったので、突然死にたいと思っても死なずにいられたかなと思っています。

あとは、ハラスメント相談室に行ったことで、大学内での行動だし、大学がなければ関わることがなかった相手だったので、大学内での調査をしてもらいました。最初、相談室の相談員とか職員に言われたことは、私に起きたことは、ハラスメントの域を超えていて犯罪だから警察に行けということでした。もちろん行ったほうがいいんじゃないという言い方でしたけれども。そう言われて、自分で調べてみると残念ながら、サバイバーが警察官などにセカンドレイプを受けた話ばかりが出てきてしまいました。一つ目の痴漢の話で私が警察に行ったときには、女性の警察官が取調べをしてくれたり、調書を書いてくれたりしたので、確かにその経験からいえば、そんなことはないだろうと信じつつもありました。でもやっぱり調べると、それは仕方のないことなんですけれども、何があったのかを聴取する上で、「何で」とか「どうしたの」と聞かれることがあるのは当然ではあるんですけれども、私にとっては、多分それが原因で話していつらく苦しくなってしまうこともあると思ったので、ちょっと信頼し切れなかった。とりあえずは、まず相談室という安心できる環境で、セカンドレイプも絶対に起き得ない環境において伝えたいと思ったので、いまだに警察には行っていません。

二つ目に関してはそのような感じで、ハラスメント相談室の対応もすごくよくて、調査が結局1年ぐらいかかってしまって、私も卒業をして、向こうも卒業していたんですけれども、大学のハラスメント相談室でできる最大の判断をしてくれて、私の気持ちは結構落

ちついています。

三つ目の同意ができていたか分からない、同意をさせられていたかもしれない性行為の強要のような事案についてお話します。それが起きたきっかけが13歳の中学校1年生のとき。性交同意年齢は13歳なので、暴行脅迫がない私の性交は同意があったとみなされてしまう可能性が極めて高く、が一んという感じなのですけれども、あの性交が性暴力だったんじゃないかということは、つい最近気付いたことです。その後これをきっかけとして、私は13歳から大体17歳ぐらいまで性依存症になってしまって、その中で妊娠したり中絶したりを何度かしてあります。13歳のときに会った男性、当時、その人は32歳でした。その人に会った経緯は、今でもなされている「ネットを介して人に会うことは悪・ダメ・やってはいけない」という教育を受けてきた私が、ネットで出会った人に会う約束をした友達に「危険だから、私が代わりに行ってあげるよ」という提案をして、代わりに会ったものでした。当時の私は大人である相手の言うことにうまく反応できず丸め込まれ、同意をしました。また、性教育をまともに受けずに育った私は、中学生になったら「大人」だしセックスくらいするもんでしょ、というような観念がぼんやりと頭に浮かんでいて、大人相手にセックスすることが悪いことという認識すらなく、むしろそれが正常だろうくらいの感覚で対応しました。その後、その人と、お付き合いをするようになって、無垢な女子中学生とそれを狙う30代男性による不均衡な継続性のある関係が公然と始まりました。当時は自分が丸め込まれていることも、同意させられたことも、その関係が不適切であることも認識していませんでした。自分の初体験の早さが、統計上異常であったことに気付いたのは経験を随分積んだ高校生になってからでした。

私は、今はちゃんと理解のあるパートナーと暮らしているんですけども、その人に自分の意思が尊重されるような関係を築いてもらうまでは、それまでのいびつなセックスであったりとか、アブノーマルな性経験みたいなものが、ゆがんでいるとすら気付けないレベルでいたと思うんです。そのきっかけが、多分その13歳のときの経験に起因しているんじゃないかと最近思っ、少しずつ話し始めたという状態です。

少し性依存症の話まで言及をすると、その当時、私は10代だったわけですけども、そのときに、一番年上の男性でセックスをしたのが63歳でした。そういう、いわゆるもうおじいちゃん世代のような人たちが中高生を狙っていることをちょっと性暴力を学んだ今考えると、すごく悲しいというか、何でしょうね、何と言えればいいのか分からないですけども、どうにかしなきゃいけないなと思っています。

三つの事案はそのような形でした。三つ目の事案に関しては、今やっと気付いたばかり

なので、全然PTSDの治療もできていませんし、多分その犯人というか、加害者を罪に問うみたいなことも証拠もないですし難しいなと思って、何か言語化できず建設的でもないモヤモヤがたまっている状態です。

最後にまとめも含めまして、私の意見を四つ述べます。

一つ目が、性交同意年齢と性的同意に関してです。性交同意年齢は身体的に性行為ないしは性に関する言動が可能になったかではなくて、同意を適切に判断できる年齢であるかどうかに基づいて定めるべきで、現状を踏まえると、適切に判断できる年齢まで引き上げる必要があるなと思っています。その判断が多分大変難しいですし、本来何歳と決められるものではないんですけれども。

その適切に判断できるというのは、事前に自分のとれる選択肢を把握し、その中からのちに後悔しない形で本人が決断を選び取れるという状態です。その判断材料になるものの1つは性教育で、それを為すのが家なのか学校なのかそれ以外の場所なのかは問わず、どこに、誰に相談や質問しても、もっと適切な情報を得られるようにしなければと思います。また、人間としての成長であったり自己肯定感であったりとか、自分の体に関することは自分で決めていいんだという感覚であったりとか、そういう生殖に関わるものだけではない、人間としての成長も育んでいかないと、この判断というのは難しいかと思っています。

なので、若者のみならずこれから日本で生きる人たちが、のちに後悔しない形で関係性を築く判断ができるための必要な対応をしていただきたいなと思いますし、それだけの対応がきっと皆さんならできるのかなと希望を抱いています。具体的な対策は何をすればいいのかという問いの答えはまだ私にもはっきり見えない部分があるので、ぜひ一緒に考えてください。

二つ目が、同意がなかったと気づいた被害者の感情とか、その抱くモヤモヤをどうすればいいのか。これは、多分刑法を変えることによって対応できる部分もあるし、そうでない部分もある。これは、誰かが対応しなければならないという問題ではなくて、皆が対応しなければならないと思うので、私たちも被害者の団体としても活動していきますし、行政の皆さんも、そのモヤモヤの対応としてやっていけることがあれば、やっていただきたいなと思います。

三つ目が、被害者も加害者になったり、加害者も被害者になったりすることがあるんだということです。性暴力をなくすためには、被害者も加害者も両方をなくす行動・対応をとっていかないと、なくならないというのは自明のことで、皆さんお気づきだと思います。

す。もちろん、既に被害者や加害者になってしまった人の対応も大切ですが、その予備軍というか、まだ実行していないから犯罪になっていなかったり、逮捕などもされていないから公には加害行為が見つかっていなかったりする人たちや、実質的には被害に遭っているけれども、それを性暴力や性犯罪の被害であると自覚していない人たちや、そもそも加害者にも被害者にもなっていない人たちなど、それぞれに向けて「被害者にも加害者にもならない予防教育」をしてかないと、永遠に性暴力はなくならないと思います。

四つ目が、地位関係性に関することなんですけれども、地位が関係あるようでないときとか、ないようであるときとか、私の場合は二つ目の事案が1個年上の先輩でしたけれども、一見、同じ大学の先輩だから地位に差はあるように見えるけれども、私は正直そんなに実害を伴う圧力を多くは感じていなかったかなと思うんです。地位関係性がなくても断りにくい場合も十分に想定可能です。このように、地位や関係性や暴行脅迫や、ジェンダーギャップやそれ以外の原因によって、断りにくいという状態を作出したことについては、更に言及・追究する必要とか、刑罰を重くする必要はもしかしたらあるのかもしれないなと思っています。それをないがしろにすることは許せないなと感じています。

被害者の意見も尊重される判断をしていただきたいなと思いますので、今後ともぜひいろんな対策をよろしく願いいたします。

〇〇さん

こんにちは。3番目の〇と申します。

私は、現在、臨床心理士、公認心理師として仕事をしています。ですが、今日は性被害当事者としてお話しさせていただきます。人前で自分の体験を話すことが初めてなので、今とても緊張しています。

私は、大学3年生のときに、一人暮らしのマンションに見知らぬ男が侵入してきて、強制わいせつの被害を受けました。うつ伏せで眠っているとき、目を覚ましたら他人の手が顔の横にありました。そして、包丁を持っているからと言われ、体を押しえつけられました。犯人が去った後、すぐに警察に電話し、いろいろ取調べを受けました。当時住んでいたのは学生マンションで、1階が駐車場になっていて、私は2階に住んでいました。

犯人は1階に停めてある車の上に脚立を乗せて、窓から私の部屋に侵入してきました。その頃は夏の始まりで、そろそろ寝苦しいと感じる季節でした。私は寝る前にエアコンをつけたのですが、エアコンが汚れていたのか、ひどくせきが出てしまったので、窓を数センチ開けて眠ることにしました。それまで一人暮らしの生活の中で窓を開けて眠ったこ

とはありませんでした。たまたま窓を開けて眠ったその日、被害に遭いました。

その日から、私の安全だった家、リラックスし、心身が回復するはずの睡眠時間、信頼していた世の中は全てが一変してしまいました。家は危険で、いつ誰が来るか分からないところ、睡眠は、夜中にはっと目覚め、家中の鍵を確認したり、悪夢を見たりする、緊張と恐怖を伴うものになりました。

大学の信頼できる先生に紹介していただいた精神科を受診し、薬を処方されました。そのとき既に臨床心理士を目指していて、大学院に進学するため予備校に通い始めていたのですが、通えなくなり、通信教育に切り替えました。勉強しようとしても、家に一人でも、ふとしたときに犯行当時のことがフラッシュバックし、集中できませんでした。フラッシュバックが辛いために薬を飲むのですが、今度は意識がぼんやりしてしまい、いずれにしても勉強に思うように取り組めない状態で、強いストレスを感じていました。

私の体験を知った周りの人からは、「窓を開けていたから悪い」、「そもそも一人暮らしをしなければよかった」、「平気そうに見える」、「興奮した?」、「犯人は実際に殴ってきたわけじゃなかったからいい人だったんじゃない」などという言葉聞き、この事件は自分が引き起こしたことであり、全責任が私にある、私が悪いと信じて疑いませんでした。何もかも嫌になり、処方された薬をたくさん飲んだり、自傷行為をしたりするようになりました。

2回目の受診で多量服薬について精神科の医師に伝えましたが、そのときの対応に私は不満を感じてしまい、それ以降通院しなくなりました。体はいつもだるく、胃痛、不眠、悪夢、誰も分かってくれないという孤独感、さまざまな不調がいつもつきまとっていました。朝起きると、「死にたい死にたい死にたい」という言葉で頭がいっぱいときもありました。「ああ、おなかすいたな」と思うのと同じような感じで、ああ死にたいと頭に浮かびます。この被害は100%自分がきっかけで引き起こしたと信じていたので、いつまでも被害のせいにしてはいけないと自分の状況を受け入れられず、苦しい時期を過ごしました。

こんな状態を何とかしたいと思うようになったのは、事件から七、八年たった頃だったと思います。声を震わせ、心臓をドキドキさせながら、警察に電話して、犯人が捕まったのか聞いたり、犯行日時を正確に教えてもらったりしました。

事件から10年目くらいに、ふと時効ってあるのかなと考え、もし時効を過ぎていたらどうしようとパニックになりました。でも、事実を知るのが怖くて、すぐには警察に聞けず、数か月後に勇気を出して問い合わせで罪名を確認しました。強制わいせつ罪、住居侵

入罪、窃盗罪、いずれも時効は過ぎていました。結局犯人は捕まらず、社会的にはもうこの事件は終わってしまったんだと茫然とし、法律についての無知、情報収集不足を悔やみました。もう私の事件はどうすることもできないのならば、私も回復して普通に生活できていなければフェアじゃないような気がしました。そうでなければおかしい、犯人が罪に問われず、犯罪がなかったことになっているならば、私にとっても何もなかったことになっていないといけない、そう感じました。

しかし、それから死にたい気持ちや絶望感などの心身の不調は強くなるばかりでした。同時に、そんな状態の自分を責め続けました。当時の私のノートにはこんな言葉が書いてあります。「助かってごめんなさい」、「無傷でごめんなさい」、「殴られなくてごめんなさい」、「殺されなくてごめんなさい」、「挿入されなくてごめんなさい」、「生きてごめんなさい」。今読んでもとても胸が締めつけられます。もっと時効が長い罪の被害に遭い、時効が長ければ、自分の後遺症が正当化されるのにと思いました。回復への道のりの第一歩を踏み出すために、時効7年は私にとっては短か過ぎました。

心療内科に行きたくても、予約まで時間がかかると言われたり、今日、今すぐ行きたいのに受け付けていないと冷たく言われたりして、どうしようと迷っている間に時間だけが過ぎてしまいました。自助グループへの参加も考えましたが、臨床心理士であることを言うのか、言わないのかで迷いました。日常生活では被害体験の過去をオープンにすることができず、自助グループの場では臨床心理士であることを隠すとすると、ありのままの自分で語れる場所は私にはないのかなどと葛藤し、結局（自助グループに）つながれませんでした。

また、被害の後遺症に苦しむ自分は、臨床心理士としてふさわしくないのではないか、自分の状態がクライアントに悪影響を及ぼしていないか、いつもできる限り細心の注意を払い、神経をすり減らしていました。こんな私は臨床心理士失格だから、別の仕事をしたほうがいいんじゃないかとも考えたことがあります。性暴力は、夢ややりがい、達成感をも長期間にわたり奪い続けます。事件から15年たった今でも、夜中にふと戸締まりが気になったり、少し物音がすると、もしかして誰か入ってきたのではないかと不安になったりすることがあります。息子のお昼寝の添い寝で一緒にうとうとすることがあり、とても幸せな時間のはずなのですが、いつも頭の片隅には、私は朝夫を見送った後、鍵を閉めたのか、さっきお散歩から帰ってきてきちんと戸締まりをしたのか、今犯罪者が入ってきて襲われたらどうやって息子の命を守ろうか、そんなことが自然と頭に浮かんできます。

今は、今年の初めからようやく専門機関につながり、治療を受けることになりました。

職業上、カウンセリングや心理療法を受けることへのハードルは一般の人に比べて低いと思いますし、情報にもアクセスしやすいはずですが。それでも、自分で探して、決断して、つながるのにこれだけの時間がかかってしまいました。心理学や精神医学にふだん触れていない人にとっては、全く情報もなく、カウンセリングへの敷居も高く、こんなことで相談に行っているのかと思う人は山ほどいるはずだと思います。私ですら何度もそう思いました。そして、治療にはお金がかかります。私の場合は、子どもを保育園に預けるお金が3,000円、治療費が5,000円、交通費で往復2,000円、合計1万円、1回の治療にこれだけのコストがかかっています。

今は、認知処理療法というPTSDからの回復のための精神療法を受けています。この治療は、一定の頻度で通い、決まったプログラムに取り組みます。私の場合は、約二、三週間に1回通っているので、一月に2万円、治療のためにかかります。私は、この金額は被害者にとっては余りにも高いと思います。それは、私が通っているところへの文句という意味ではありません。被害を受けると働けなくなるなど社会生活が営めなくなり、貧困状態に陥ることは十分あるからです。また、性暴力という性質上、誰でも家族からの理解が得られるとは現状では言えません。私は今、子育てをしながら週1日から2日働いていますが、お給料は自己ケアに消えています。そして、そのお金は被害に遭わなければ当然ほかのことに使いたかったお金です。

被害後の混乱の中で家族関係が悪化してしまったり、仕事を続けることが難しくなったりしてしまったりしたら、丁寧に継続した治療は受けられません。私は、治療を始めたことですごく救われています。後遺症の症状は、私にとってよく分からない塊で、時々私をとっても苦しく追い詰める、どうすることもできない脅威とを感じるものでした。それが少しずつ症状とともに歩いていけるかもしれないと思えるようになり、治療を通して心身の辛い症状も劇的に減りました。適切な心理療法を受けることは、被害者にとって本当に必要なことだと実感しています。

もう一つ、こんな支援があったらいいと思うことは、私の場合は、警察に行ったときに知りたかったことなのですが、一つ目が、自分の事件にまつわる罪名や時効や今後捜査はどんなふうに進んでいくのか、自分にはどんな選択肢があるのかという説明です。二つ目は、今後治療を受けたいと思ったときに受診できる医療機関などの一覧と、今後起こり得ると予想される症状、例えば眠れないとか、フラッシュバックがあるとか、食欲がなくなるなどの知識です。要するに、この先の見通しを持てるような仕組みがあるといいと思います。

今言ったそれぞれについて、無料のリーフレット1枚でもあれば、後遺症は自分のせいではなく、ショックな体験後の自然な反応だと思えることができます。生きることで精いっぱいの中、自力で専門機関を探すのはとても大変ですが、紙で渡してもらえたら、自分が見たいタイミングで読むことができますし、一覧の中から選ぶというのはとても助かります。

最近、ショッピングモールなどでもトイレにDV支援や乳がん検診を勧める貼り紙をよく見るようになりました。とてもいいことだと思います。同じように、性暴力の相談についても広く国民の目に触れるようにしてほしいです。同じような困り事を持っている人がいるんだと、孤独ではないと思えることができます。刑法を現状に合ったものに改正することも国民の意識へ直接的なメッセージになるので、被害者の自責感や二次被害の低減につながると思います。

私は、被害後からつい最近まで、死にながら生きてきました。変な言葉かもしれませんが、今回ここで話しさせていただくに当たり15年を振り返ったら、死にながら生きてきたなと思いました。ああ、だから魂の殺人という言葉が性暴力には使われるんだなと改めて実感しました。

今日、この限られた時間の中では語り尽くせないことがまだまだたくさんあります。今日来ているほかのスタッフたちも同じだと思います。また機会がありましたら、別の角度からのお話も聞いていただけるとうれしいです。性犯罪の性質と被害者の実態を御理解いただき、たくさんの方が救われる刑法へと変わっていくよう強く望みます。今日は、貴重な機会をいただき、また温かい雰囲気最後まで聞いてくださり、ありがとうございました。

○山本潤さん

ありがとうございます。

前半の3人が終わりましたので、齋藤梓先生より補足をいただき、そして多分すごく、私自身もそうですけれども、心を揺さぶられる話が続いたので、3分か5分ぐらい少し休憩をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○齋藤梓先生

目白大学の齋藤です。

実際の当事者の方々の言葉が一番、その方々の真実であって、私から補足するというこ

とはなかなか特にないなと思うんですけども、子どもの被害について、まず少しお話しします。お配りした未成年性的虐待順応症候群に関する論文の中にも書いてあることですけれども、子どもは、被害に遭ったときに混乱して、そして自分が悪いことに加担しているような気持ちになり、ますます人に言えなくなり、自分の身に起きていることが何かを認識できず、人にも相談ができず、従って虐待とか子どもの被害というのは継続していくということがあります。

私たちの調査でも、この性的虐待順応症候群の論文でもそうですけども、大体被害が終わるのは、虐待がどうかして発覚するか、あるいは物理的に加害者と離れるかであって、それまでずっと継続するということになります。

もう一つ、子どもの被害、13歳の性交同意年齢の話などもありましたけれども、未成年の特に思春期ぐらいのお子さんまでの被害というのは、どういうことになるかというところ、対等な関係性を学ぶ前に自分が性的な存在であるということとを先に学んでしまうことになるので、その後の性依存であるとか、自傷行為であるとか、自殺企図であるとかということに結びつきやすいということが分かっております。

そのため、今の性交同意年齢に関しては、やっぱり心理学の見地からすると低いということはずごく思いますし、今のお話の中でもそれがあったかと思えます。そして、子どもの被害でもう一つ大切なことというのは、適切にケアを受けないと、その後複数回の被害につながるということですね。それは自分を大事にするとか、自分と相手の性の境界線をきちんと理解するということができいていないので、その後やっぱり被害に遭いやすくなります。被害に遭いやすくなることを防ぐためには、やはり発覚した時点できちんとケアがなされるということもそうですが、子どもたちが性的虐待とは何かとか、性暴力とは何かということを知って、申告しやすい空気を作るであるとか、あるいは、性交同意年齢とか時効の問題とかということ乗り越えて、きちんと加害者が罰せられて子どもの安全が守られるであるとかということが必要かなということをおもっています。

あと、3人の方のお話、それぞれに被害後の状態というのがあったと思うんですけども、被害の内容は本当に様々だったと思うんですね。暴力があるかないかとか、顔見知りかどうかとか。ただ、その後に起こる反応というのは大体共通していて、トラウマの反応であるとか、PTSDの反応、あとは自傷自死の問題や性の問題のことですね。つまり、殴られると顔が腫れるとか、ナイフで切られると血が流れるというのと同じように、やはり性暴力というのを受けた後の心の反応というのは共通しているということになります。それはどういうことかというところ、やはり暴力があるかないかとか、したいとかそうで

ないかということではなく、性暴力という問題の性質や、性暴力が本当に何を侵害するのかという観点から考える必要があるのかなということを思っています。

また、法の話、最後の3番目のお話でもありましたけれども、社会の認識が不足しているという問題でさらに被害者が傷ついていくときに、やっぱり法律が社会に与える影響というのは大きいと思うんです。それともう一つ、私自身も幾つも経験するんですけれども、警察に届け出をした直後とか、被害の直後に心理教育を受けていれば、こんなに苦しむ必要はなかったのにとこの被害がたくさんあるんですね。心理教育を受けただけで落ち着いていく方というのたくさんいらっしゃいます。なので、警察に届け出た後にどのように支援につながるかと、警察に届け出た人があまねくきちんと心のケアを受けられるような環境とか研修とかということも、とても大事なのかなというふうに思います。

○山本潤さん

齋藤梓先生、ありがとうございます。

(休憩)

○山本潤さん

お待たせしました。それでは、続きをさせていただければと思います。

次は、Dさんからお話しします。

○Dさん

では、4番目としまして、Dと申します。よろしくお願いたします。

私の被害体験についてなんですけれども、大きく三つございます。

一つ目は、大体七、八歳頃のときのわいせつ被害ですね。当時は「いたずら」と表現されるようなことでした。二つ目が、18歳のときに妊娠してしまいまして、中期中絶だったんですね。気がついたときにはもう5か月過ぎていて。産んであげたかったけれども産めなかった中絶、実際は出産です。中絶で出産したその翌日に起こったことです。これは医療機関で起こった、私の同意なく、また親にも同意なく研修台にされてしまったという事実があります。三つ目ですが、これは、私はそれから24歳で結婚しているんですけれども、その結婚した相手、元夫から、暴力そのものはない、DV、いわゆる暴力を伴うD

Vではないんですけども、言葉による、モラルハラスメントがありました。モラルハラスメントという言葉は、後で相談した弁護士さんが伝えてくださって、そういうふうと言ったというのを知りました。それからその元夫とは、離婚しました。

私の人生で、暴力に関してすごく影響を与えているなと思うのは、七、八歳のときの経験です。どんなことがあったかといいますと、妹を連れて、自分の家のすぐ近くの当時通っていた小学校、多分日曜日だったと思うんですけども、ウサギを見にいったんです。ウサギを見ているときに、後ろに誰か人が来た気配があって、誰だろうな、日直の先生かなぐらいに思っていたんですけども、ウサギを妹と一緒に見て、草とかあげたりしていて、そのうちに、その後ろに立った人がしゃがみ込んで、私の体を触り始めたんですね。えっ、と思ったんです。それからすぐにズボンの中に手を入れ始めた。驚きました。声を上げようとしたんです。でも、何か引っかかることがあって、それは妹を連れていたので、一緒に逃げなきゃと思ったんですね。私一人だったら逃げられる。だけど妹は当時四、五歳だったと思います、三つ下なので。妹はよく転ぶ子だったので、いやいや、この子と一緒にじゃ逃げ切れないとそのとき私は考えたと思います。

それで、声を上げるのをやめました。それとなく妹に、ほら、もうウサギさんいっぱい見たからそろそろ行こうよ、あっち行こうよというふうに促し始めたんです。その間にもうどんどん触られているわけです。妹はまだまだウサギさん見たい、私の後ろに誰かいるということもよく分かっていない状態で、私が何回か促していることも無視していて、とうとう私はもう触られ続けるのにも耐えられなくなってきて、立ち上がったんです。その瞬間、ズボンを下ろされました。妹もそれを見て、さすがにそういう行為のときって分かりますから、びっくりして、そのとき固まってしまったんです。もう私は自分のことよりも妹を逃がすことしか頭になくて、何とか妹にこの場を立ち去らせるということで、早くじいちゃんのところへ行けと、それだけを言って、妹がやっと走り出した。その相手の男はそこで初めて私の前の方に回り込んできたので、顔を見ることができたんですが、当時の私からすればほぼ大人ですね、多分二十歳前後ぐらいの若い男性でした。

私は、妹が走っていくのを見届けてから、かみつくぞと言って、私の体に手をかけている男の手首にかみついたんです。もう、どれぐらいの力でかんでいたかなんてというのは、子どもの力でもあり、やはり怖かったんだと思うんですが、それほど力が入っていませんでした。まあ歯形はつきました。涙とよだれでぐじゃぐじゃになっていたのを覚えています。そうやってかみついて、そうしたらようやく私を放してくれた。私の体を触られたことは、詳細は省きますけれども、とにかく私にとってはすごく嫌なことであり

ました。

妹が走っていったのを確認していたので、それから私は帰宅しました。そうしたら妹が、本当に四、五歳の子がよく頑張ったなと思うんですけども、山の畑にいた祖父を連れてきてくれて、祖父はすぐに私をバイクに乗せて警察、実は学校のすぐ近くに駐在さんがありまして、そこに連れていってくれました。でも、駐在さんはたまたま留守だったんです。何かあったらしいということで、近所の人が出てきたんですけども、祖父が、その人に、私が何かされたらしいということで来たことを多分話したんだと思うんです。そうしたら、その近所の人、おばさんだったんですけども、半泣きになっている私を見て笑ったんですね。何でこの人笑うのと思いました。

それから次の日になって、学校の敷地内で起きたことということで、学校の先生に呼ばれまして、ふだんは入らないような大きな、子どもの私からすればすごく大きなどっしりとした会議室に呼ばれて、そこで2人ほどの先生に話を聞かれました。それまでも詳しい話はしていたし、どんな感じの人、どんな服を着ていた人、そういったものを全て話していました。多分着ていた色の服とかも、色鉛筆とか使って、うん、こういう色というふうにも出していたと思います。

それから、その会議室で、その話を改めて聞かれた後に、じゃあその条件、今のあなたの話に合った、手首に傷がある子で、該当する色の服を着ている子を、他の先生が連れてここを通るから、その子かどうか顔を見てちょうだいと言われて、面通しというんでしょうか、それをされたんです。通ったのは、私より二つ三つ上の、同じ小学生なんですね。知っている顔です。いや、あんな子どもじゃない、あんな子どもじゃありません、もっと大人ですと言ったら、違うのね、じゃあそういうふうに警察に言っとくわね、で話はそれっきりになりました。

それから数年して、小学校のPTAで、やはりわいせつ事件とかが続いたらしく、何かあったら大声を上げて逃げなさいという指導がされるようになりました。そのとき、私の名前が逃げられていなかった実例として出されて、それを聞いた友達の母親が、子供に話をした。その子は仲がよい子だったので、私のことを心配してくれて、うちの母ちゃんが言ってただけだけど、おまえ大変だったんだって、大丈夫かというふうに、その子は心配してくれた。それは分かるんですけども、自分が嫌だと思っていたことを話されたということ自体がすごくショックでした。もう、それまでの事件当時の学校側の対応とか警察から何も連絡がないとか、そういったこと自体もすごく嫌な思いとして不信感を持っていたんですけども、そこでさらに不信感があって、本当に周りの大人を信じられなくな

りました。

それから、18歳になってからの性被害、研修台が何の被害と思われるかもしれませんがけれども、自分の体のプライベートの部分、性的な部分、そこを何の同意もなく大勢の前にさらされ、必要もないのに手術も手術着の胸までもはだけられて、全部さらされました。それまでに医師からの暴言もあったんです。この子は妊娠をして、そんなようなことをする悪い子だみたいな、そんな意味合いのことですね。そういったものを聞かされました。手術室に入ってから実際に研修台にされる前の時間が非常に長かったんです。その間に、研修生らしき人たちが、非常に興味深げに私の体を見ているわけです。そういう視線とかがものすごくひしひしと来るわけです。私自身は、それまでのまる二日かかった出産で本当に心身疲労、疲れたというものじゃないですよ。息しているのがやっとぐらいな感じの状態だったので、そういう場面で「この人たちは？」というふうに聞くことだけで精いっぱいでした。

それから、麻酔をかけられたんですけれども、麻酔から覚めた後の扱いもひどくて、気がついたら物置の中だったんですね。それから自分の性器の周囲とかが非常に異常な状態というのが分かって、当時の担当の看護師さんと呼んで、何があったのかと聞いて、そうしたら、はっきりと言ったわけではないんですけれども、そこをたくさんいじるとねと、そういうことを言われました。本当に何ていうんでしょう、排尿に苦勞するような、そんな状態でした。

ということで、本当に私自身は、これは自分の中で30年ほども親にも話せなかったですし、どういうことなのかというのが全く分かりませんでした。最近になって、ようやくこれは、自分が同意していない体への侵襲行為だと考えるようになりました。実際にその後他の人が私の体をどんなふうにしたかというのは具体的に分かりません、麻酔が効いていましたから。それでも、終わった後の体の違和感ですとか、その前のときのその場の雰囲気、好奇の目にさらされていること、これらのことに非常に心が傷付いて、それがもとで当時の付き合いしていた恋人ともうまうまなくなりました。後々で思い返すとPTSDなんですけれども、そういったことの情報がまだ何もない時代だったので、すれ違って行って、本当はおろしたくなかった子どもの冥福を一緒に祈るようなことも続けることもできないという、非常に辛い思いをしていて、その原因というのが、自分が同意していない体への侵襲行為であり、これがどれだけ傷付けられるのかということが非常に私にとっては大きな問題となりました。

そのことを言うこともできなかった。周りの大人への不信感、医師からも言われた暴

言、そういう立場的に上の人たちが行ったこと、それに対して私自身は、非常に理不尽に感じました。レイプとかそういったものではないですけども、子どものときに遭った被害というのは悪夢にも見たりとかしていました。自分の妊娠するきっかけとしては、いつでも誰でもどこでもそういう被害に遭うことがあるというのを身をもって経験しているからこそ、自分の意思を大切にしたいからこそ恋人と性交しました。ただ、やはり知識不足、学校で教わっただけの避妊の知識では妊娠を防ぐことができなかった。その知識不足についても、その後に医療機関でこういうことにもっと気をつけなさいという話があったわけでもなく、ほったらかし状態でした。10代の頃にとってもつらい思いをしていて、だからこそ、警察であったりとか医師であったりとか、そういう立場の人たちには、本当に子どもに対してもっと真摯に向き合ってもらいたい、きちんと情報を伝えてほしい、性教育にしても、段階を経ながら行ってほしいと思います。人同士、尊重し合えるもの、お互いに対等な立場である、子どもだろうと大人だろうと同じである。性教育も人権教育も同じだと、そういうふうに思っております。

ありがとうございます。

○Eさん

私の被害についてこんなに大勢の方々の前で話すのは初めてです。三つにまとめました。小学校5年生のときの夏休みに、ある大学の学生さんたちが小学生を集めて勉強を教えてくれるという夏期講習がありました。母親も行っていいと言うので、お友達と行くことになりました。

行き始めてから何日か過ぎたある時、先生から「今から映画を見るので皆講堂へ行きなさい。」と言ってから「あっ、ちょっとEさんは残って。」と言われて私1人だけが残されました。皆が行った後先生は私を自分の膝の上に座らせました。先生が私を抱え上げて座らせた記憶が薄っすらとありますが、その後、どうしたかというのは全く覚えていません。もう本当に、見事に記憶喪失というか、そこだけ欠落しています。覚えているのは、大きな窓があってその窓に木の葉がちらちら揺れていて、下に何か水槽みたいなのがあったんだと思いますが、それが太陽に反射して木の葉がきらきら光っていた。それをただじっと見ていたという記憶だけしかないのです。あとは全く覚えていません。なので、どういう感じかも何も言えない。ただ、その先生が私を膝に乗せたときに、何かすごく変な感じだった、いいとか悪いとか嫌とかそういうことじゃなくて、何か変な感じだったというイメージだけが強く残っています。

家に帰ってどうしたのかも覚えていないのですが、翌日母からもう夏期講習に行かないように告げられたので、多分私の様子を変だと思い私は母に何か聞かれて気持ちが悪くなったことを薄っすら覚えています。でも、何かが変で思い出そうとしても浮かぶのは、窓の外に光って揺れている木の葉がキラキラしている場面で、長い間、時々その光景が浮かんで変な気がしていました。

2番目の被害は高校3年生、18歳の時です。

ずっと好きだった男の子が私の親友とつき合い始めたと聞き、余りのショックでかなりやけくそになっていました。演劇がすごく好きな私は、街の中心地にあるホールにお芝居を見にいった帰り夜の9時頃、以前から顔は見知っていたし、ちらっと話をしたこともある男の人に出会って、その人に「ちょっと飲みに行こうよ。」と誘われました。私は「もう遅いし帰らなきゃいけない。」と言ったら、「1人で僕と飲みに行くのが怖いの！」とバカしたように言われて、「怖くなんかない。」とちょっと悪ぶって一緒についていきました。クラブみたいなところへ行って、「ほとんどお酒ははいてないから。」と進められた甘いジュースみたような物を飲んで、そのまま全く意識がなくなってしまいました。何も覚えていません。

気が付いたら、何か旅館みたいなところの一室で全てが終わっていて、「君って処女だったんだね。」と言われ、恥ずかしさと激しい怒りでどうしていいのかわからず、黙ったまま帰りました。しばらくしたらその人から、どうやって電話を知ったんだかわかりませんが、電話がかかってきて、出てこいとか、もう1回お酒飲もうよとかというふうに言われて、私はもう本当に口もききたくなくて、怖くて、友達に相談したら、その話をしながらボロボロ泣いちゃったんですね。するとその友達から、「ちょっとヒロインぶって泣いてるみたい。」と言われて、それもすごいショックで、「この事は誰にも話せない」と思っていました。

更にその友達に言われたのは「でも睡眠剤だったからなにも覚えてないで良かったじゃない。」更に別の友達から「アイツは札付きの悪だって言われてるの知ってるはずなのに、何でついて行ったの。貴方にも責任はあるんじゃない。」という言葉に私は何も言えず、ただ泣きながら「ああ、やはりこのことは誰にも言わないほうがいいんだ、誰も分かってくれない、ついて行った私が悪いんだ」と思っていました。

それ以降、私は男性と何かがあって結局別れるとか、うるさく付きまとわれてほとんどセクハラなのに付き合ってしまう、結局嫌な別れ方をすることがあっても「自分が悪い」と思ってしまう。性暴力被害に関する本など無い時代でした。

その後、大学を中退し好きな演劇の世界に進み12年間たった頃、34歳で結婚・出産しました。ところが、しばらくしてパートナーが今で言うDVの傾向があり、それがモラハラであることなどまだ日本では研究もされていなかったのではないのでしょうか。そんな時代でした。DVと言う言葉すらなかった。彼は、私の生活を全てコントロールしようとしてきました。

余りうるさくてつらいので、それは出産してすぐの頃から特にひどくなったんですが、出産してすぐだから私は体を休めたいし、夜中に起きてミルクをあげたりとかあるので休みたいのに、性的な関係を求めてきて、それを拒むと夫婦なんだからちゃんと応えるべきだと言われて「そんなバカなことは法律にはないよ～」と笑いながら言ったら、羽交い締めされたりして…。無理やり、今でいう夫婦間レイプですね、それをされました。でも、本人は全然そう思っていなかった。余りつらいので、その頃姉がフェミニズム運動にいたので相談したら、その頃名前の知られていた女性弁護士を紹介してくれて連絡したら「すぐに家を出なさい」と言われ、3日後に荷物をまとめて実家に送り、子どもを連れて女性団体がやっている場所に逃げました。

逃げてしばらくしてから妊娠していることが分かって、悩んで本当に死にたいぐらい悩んだけど、「自分の生き方を大事にするためにも」、「今まだ1歳の子どもを守る為にも」と決心し、非情な思いで中絶を選択しました。すごくつらかったです。でも、それは私の選択です。それで、離婚申立てをし、話し合いになった時、私が中絶したことを聞いて、「人殺し」だとか、「裁判になったら子どもを育てる資格はない、権利はないと訴えるし、中絶したんだから自分の子どもを殺したんだから、牢屋行きだ」と言われました。「何言っているんだろう、この人の頭は明治時代の家父長制のままではないか。」と思いましたが。でも私にはその時女たちが味方をしてくれ、無事離婚できました。夫婦間レイプという言葉もない時代にフェミニストに出会えてシスターフッドに出会えたことは、私の生き方に大きな経験と生きる方向を与えてくれました。

18歳のときの経験から、全部自分が悪いと思う傾向がどうしてもあって、離婚の時も多少私も悪いのかなとやっぱり思ったりした。そういう自分がとても嫌でした。1人で生きて行く為に医療系の専門学校に入り、健康運動指導士の資格を取って、自分で教室を作って「女性のためのからだ自立教室」を主催し子どもと生きてきました。

フェミニストの運動にも関わってきました。この20年くらいで、女性と子どもへの暴力やそれによるトラウマやPTSD、フリーズや解離など研究がなされ様々な性暴力による問題が解明されてきています。

でも、研究された文献を読み「そうなんだ、そういう事だったんだ」と40年以上経って分かったとしても、頭で理解しても今でもつらいのは変わらないんです。だから、今日そのことを伝えたくてここへ来ました。

私は、Springの代表である山本潤さんの本を読み、記憶がフリーズしているけど、あれは性被害だとハッキリ自覚できました。18歳の被害はドラックによるレイプであり、私が悪いのでないことを伊藤詩織さんの訴えにより知りました。訴えることができる犯罪だと思えば心が軽くなり、私の場合はどちらも証拠もなく、何より時効があるのですが。勿論、私の場合、40年、50年も経っていて、相手がどこにいるのかも分からない。だからこそ、私と同じような思いを後から来る人にさせたくない。幼少期から性教育を受けさせてあげたい。

刑法を当事者の声を聴いて改正しなくては性犯罪は無くならないと思います。

今回ここへ来られて良かったと思っています。皆さんが本当に私たち皆の話を聞いて、動いてくださればどんなに嬉しいでしょう。こちらからもメールを送らせてください。どんな困難な道も、話し合い聴き合えば先へ進めるでしょう。

今日は本当にありがとうございました。

OFさん

こんにちは。今日は私たちの話を本当に真剣に聞いていただき、ありがとうございます。

私の話をさせていただきます。私は、小学生のときに顔見知りの女性からの性被害を受けました。記憶にあるのは3回で、相手は服を脱いでいて、わいせつな行為を強要されました。1回目は何が起きているのか分からず、体が固まって、フリーズして、すごい恐怖を感じて、とにかく相手の言いなりになっていました。2回目以降も、誘導されるんですが、その場に行くのがすごく嫌な感じがして、気持ちは本当に抵抗したかったのですが、その避ける方法が分からず、逃げられずに被害に遭いました。

その後、時間がたって、被害の記憶がちょっと一時期消えていたんですが、漠然と死にたいという思いがずっとありました。学生時代は度々自分は価値がない、死にたいという思いに襲われて、苦しかったのを覚えています。ただ、自分がなぜそんなにつらいのかは分かっていませんでした。

その被害の記憶が思い出されたのは学生時代後半で、自分とは違う方の幼少期の性被害体験を聞いたこと、あと精神科医の方の本を読んで、自分に起きたことは性被害だった

と知りました。

その後も死にたいという思いは消えませんでした。影響としては、自分がやりたいことが分からないとか、他人との境界線が引けずに、頼まれたことをノーと言えない、あと、自分が本意でないことも他人から言われたらとにかくやらなきゃいけないというように強迫的に動いていました。少しでもうまくいかないと、強烈な恥の意識や恐怖感とか罪悪感、自分を責める意識、自分は価値がないという気持ちが襲ってきて、引きこもったり、死ぬことを考えたりしていました。自殺未遂とまではいかないんですが、大学の屋上の上って下を見たり、あるいは冬の海に横たわって凍死を試みたりとか、あるいは車で猛スピードで壁にぶつかるとか、夜中の公園で水道を流して手首を切るとか、いろいろ考えていました。

社会人になってもそういう気分の浮き沈みが激しくて短期間で仕事を辞めて、精神科などにも通いました。

私が話したいのは、公訴時効と暴行脅迫要件、地位関係性を用いた性暴力、性暴力が及ぼすその後の人生の影響、司法に頼れない理由です。やはり自分が気付いたときには公訴時効は過ぎていましたし、そのときは暴行脅迫は用いられていませんでした。また、そのとき目上の女性だったということで、逆らえない関係でした。地位関係性があったと思います。また、その影響としても、今皆がお話しされたような本当に死にたい思いで苦しんできました。司法に頼れない理由としては、そういった公訴時効もありますけれども、やはりそのときの小さな自分の地域のコミュニティーの中の顔見知りからの加害であって、そのコミュニティーが壊れることに対する強い恐怖が今もあります。まだ生きていますし、知っている方です。

1度被害と気付いて親に伝えたことがあります。過去のことを考えてもしようがない、忘れたほうがよいと言われました。さらにお話ししたいのが、性的虐待順応症候群では「撤回」という症状がありますが、皆さんはなぜ撤回するか分かりますでしょうか。性虐待を家庭で受けた子が撤回してしまう心理が分かりますでしょうか。私の知っている方も、小学生から成人を大きく超える年齢まで被害を受けて、もうずっと暴力を伴う性被害を受けて、自分が秘密を強いられて、自分がその役割、責任を引き受けなきゃいけないという思いです。ずっと生きてきています。その被害を打ち明けるのにはすごい罪悪感があるし、エネルギーが要る。さらに、打ち明けてしまうと、もう家庭は壊れ、家族とはばらばらになり、孤立してしまう。本当につらい、孤独と罪悪感にさいなまれて、これだったら戻ったほうが良いという思いで、やむを得ず撤回をしてしまう。

さらに、5 F 反応³では、「迎合」という言葉があります。検討委員会や法制審議会の中で親子間の真摯な同意に基づいた性交があり得るみたいな話がありましたけれども、私はそれは違うと強く思っております。子どもがなぜ迎合するか、皆さんその心理は分かりますでしょうか。常に暴力の危険にさらされて性行為を強いられる。自分が無力である、無価値であるというところから、何とか自分のコントロール感を取り戻したい、また常に恐怖感があるところから抜け出したいという思いで相手に向かう、自分から向かうということがあります。実際に私が知っている方も、一旦避難したけれどもまた加害者のもとに行ってしまった方もいます。法務省の皆様にはこの性的虐待順応症候群、5 F 反応について理解していただいた上で法律を作っていただきたいというふうに思っております。

本当に強く言いたいのは、皆さんの中にもお子さんやおいやめいがいらっしゃると思います。もしかしたら性被害に遭っているかもしれない。なぜそう言えるか。それは、やはり子どもは言えないからです。加害者に口止めをされて、話すととんでもないことが起こるのではないかという恐怖感から言えません。実際、きょうだいにも今まで言えない、何十年も言えない方がいます。ぜひ、自分自身のお子さんやおいやめに、あなたの大切な部分が見られていないか、触られていないか、触らせられていないか、そういったことを聞いてほしいと思います。子どもは言えないので、聞かないと分かりません。

それで、皆さん打ち明けられたら対応はできますでしょうか。性被害を打ち明けられたら対応ができますか。決しておまえが悪いとか、忘れなさいというふうには言わないでほしいです。なぜこういうお願いをするかという、性加害者はやはりどこにでもいて、家庭内にもある、親戚、保育園、学校の教師、塾の講師、部活の顧問、整形外科医、医師もあります。そういう加害者がなぜいるかという、やはり私は法律がそれを許している実態があるからだと思います。

公訴時効はぜひ撤廃していただきたいです。何年もたって思い出しても被害を訴えられない。また、暴行脅迫要件もぜひ撤廃してほしいと思います。新たな性被害を生み続ける、また性被害者が救われない世の中を変えるために、ぜひ御協力をよろしくお願いしま

³ 前掲注釈2・田中嘉寿子論文においては、イギリスの臨床心理士ロドリック氏の論文「Psychological Trauma-What Every Trauma Worker Should Know」で述べられている5 F 反応を紹介しており、人間は、危機・恐怖に直面したときに、5 F 反応（Friend（友好的な反応）、Fight（闘争反応）、Flight（逃走反応）、Freeze（凍結反応）、Flop（迎合反応））を示すとされている（同論文67頁参照）。

す。ありがとうございました。

○山本潤さん

ありがとうございます。

それでは、Spring側の6人の話が終わりましたので、最後に私が代表として3分ぐらいお話をさせていただければと思います。

後半3人の方は、子どもの被害で、もし訴えて、そして警察に届けられて捜査がされれば何かできたことがあるのかもしれませんが。しかし、それぞれ言われたように、その被害を受けたということ言うことが難しくなります。

Eさんの話の中で、木の葉が見える情景だけを覚えているというのがありました。受け入れられない現実を自分の体が体験しているときに、人はやはりその景色に、何かに意思を集中させて、自分の体から抜け出し、自分の思いや記憶、感じていることをその経験から切り離すということがあります。しかし、そうすると、その記憶自体を忘れてしまったり、またその出来事自体を説明することができなくなってしまう。それにより、被害を分かってもらえないですし、ケアも受けられないという現実があります。

Springに集まって、今日お話しして下さった方々は、もう比較的話せる方々です。それでも、その中に何かとりとめがないとか、何が言いたいのかちょっとよく分からなかったということもあるかもしれません。しかし、それこそが性暴力という大きなダメージを受けた私たちの心身の影響だと思っていただけると嬉しいです。

本当に苦しくてつらいことを人に話すということはなかなか難しいです。今日来て下さった皆さんは、その痛みをこういうところで皆さんに、この法務省の場で聞いていただきたいという、そういう一心で話して下さったと思います。

そして、私も知っていますが、解離をしていたり、被害によってPTSDになったり、鬱になったり、人格障害になったり、入退院を繰り返したり、やはりSpringのスタッフの中にもなかなか活動を続けることが難しいという方もいます。そういう人たちは、切れ切れの言葉しか発せないで、本当にこの被害の事実ということ伝えることができないと思います。齋藤梓先生が先ほど言われたように、ナイフで切ったら血が出るし、殴ったらあざが残ります。そのように、こういう事実があったら、もうそれは犯罪だというふうに類型化する法律をぜひ作っていただきたいというのが私たちの願いです。

様々な皆様がお仕事の中でこれから解決していかなければいけない課題とか、法律との整合性とか、難しいことがあるのは重々承知していますが、どうか、司法に届かない被

害を受けた人が救われるような、そういう状況を作っていただければ嬉しいと思います。どうも本当にありがとうございました。

次に、小川たまかさんと三浦ゆえさんに、ライターや記者という社会的な立場からお話しただければと思います。

○小川たまかさん

どうもこんにちは。ライターの小川と申します。フリーランスでライターをしています。インターネットヤフーニュースに記事を書き、ヤフーニュースのトップ欄、トピックス欄にも載ったんですけれども、どういう記事だったかという、13歳の女の子が離婚して離れて暮らしていた実父から、7年ぶりに会ったときに、車の中で強制わいせつ被害に遭ったという事件についての記事です。女の子は、被害からしばらくして自分のお母さんに話をし、それから警察に行きました。今年の1月に警察に行ったようだけれども、結局、最初は生活安全課が対応して、次に刑事課の担当になったけれども、刑事課では暴行脅迫がなかったから強制わいせつには当たらないと。そして、今、監護者わいせつがありますけれども、7年間離れて暮らしていた実父で、養育費の支払いもなかったから、監護者には当たりません、監護者わいせつでも無理ですと言われて、刑事課ではそれ以上捜査がされなかった。生活安全課に戻って、条例違反の淫行ということにだけなった。淫行というのは、レイプを裁く罪ではないというのは皆さん御存じだと思います。ただ性交をしたということだけの罪ですよね。罰金になって、結局、示談しなきゃいけない理由があったんですけれども、それで終わっていると。

そのお母さんから私は話を聞いて記事にしていますが、そのお母さんが、「もし議員さんが、自分の家族、自分の娘や息子がこういう目に遭ったとしたら、絶対に法律を変えていますよね。」とおっしゃっていました。そのとおりじゃないかなと思います。

私は、性暴力の記事をよく書いているので、メールを送ってくださる方がたくさんいたりとか、知り合いづてに連絡をいただいたりすることがあって、「警察で被害届受理されませんでした。」とか、「結局不起訴でした。」とか、「納得いかない。」という話はすごくよく聞きます。でも、私のところに話に来てくれるのがまず全体の中のごく一部ですし、私が聞いた中で書ける内容というのもすごく限られています。すごく昔の事件だったら、やっぱり記事にはできなかつたりもするし、被害者の方の体調とかも考えつつ、書いたときに読者にどこまで信じてもらえるかというようなところで、もちろん裏をとらなきゃいけないとか、そういうこともあり、記事にできるものというのもごく一部。本当に

性暴力をやっぱり伝えられないことが多い。

さらに言うと、マスコミはこれまで全然性暴力のことを報じてこなかったと思います。それは、いろんな理由があって、被害者保護というのももちろんあるんですが、他にもやっぱり暗い話だから、視聴率がとれないから、レアケースだからそんなくない話だから、あと情報の正確性が分からないとか、一方の言うことだけを報じられないとか、テレビの場合は映像が撮れないから報じられないとか、昔のこと過ぎるから報じられない。被害者を守ることでもあるんですけども、そのマスコミの体質が加害者も守ってきたと思っています。

山本潤さんもおっしゃったんですけども、本当に今日ここで話してくださる人たちの後ろに、何百人、何千人、何万人という被害者がいる。それは本当に知ってほしいことだなと思います。内閣府が行った調査で、御存じだと思うんですけども、平成29年度、女性の13人に1人、男性の67人に1人が無理やり性交などをされたことがあるという調査結果がありますよね。私、これが何でこんなに軽視されているのかなというのが不思議ではないです。強制性交等罪、旧強姦罪の認知件数との間にもすごい乖離がありますよね。何でこんなにそれが軽視されているのかなというのが不思議ではないです。

配偶者や元配偶者、パートナー、元パートナー、身内、知り合いからの被害が多いからといって軽視しているんじゃないですか。そう思います。重く受けとめるなら、もう少しちゃんとマスコミも報じるべきだし、日本は決して安全な国じゃないということをまず上のほうにいる偉い人たちがちゃんと認識して、法改正にどうかつなげてほしいと思っています。

あと少しだけ言いたいんですが、2017年の刑法改正のときに、厳罰化と言われて、強制性交等罪の法定刑の下限が懲役3年から5年になったりしたんですけども、被害者の人が求めているのって、もちろん厳罰化という人もいると思うんですけども、それ以前の話で、罪を罪として裁いてくださいという話ですよ。今、無罪、裁判にもたどり着けていない、被害届受理されていない、起訴されないというのが余りにも多い。少しでもいいから罪として認めてくださいと、そういう話をしている。厳罰化以前の話在必死に言っているということを分かっていたいただきたいなと思います。

ありがとうございました。

○三浦ゆえさん

ライターをしております三浦ゆえと申します。

私も女性に取材をすることが多くて、特に性暴力、性犯罪だけではなく、性全般の話、中にはこれまでの性経験などを伺う取材が多いですけれども、その中で、「こんなことがあったんだよね。」みたいなので話される中に、それ強制性交だよね、強制わいせつだよねと思うものが結構あります。でも御本人は気付いていない、被害だと認識していない。それは今回お話の中にも出てきたように、性被害というのが道端で知らない人に襲われるイメージであり、そういったことも影響していると思うんですけれども、何か認識できていない人がとても多いなと思います。

私の方から「それは性暴力ですよ、犯罪になりますよ。」と伝えると、「そうなんですか。」とすごく驚かれることが多いんですね。でも、その段階でもう公訴時効を過ぎていくというケースもとても多いです。被害に気付かないし、気付きたくないし、あと気付かせないような社会の圧があると思います。でも、そういう人たちがやっと気付いたときにはどうしようもなくなっている。その後、ずっとわだかまりとともに生きていかなければいけないこともあると思います。

そんな人たちの話を聞いてきたんですけれども、今日は6人に自分の体験を話していただいたんですが、今、日本に、気付いていない人、気付かないまま公訴時効を過ぎてしまっている人がどれほどいるか分からないなということを、更にひしひしと感じました。ありがとうございました。

○山本潤さん

ありがとうございます。

それでは、質疑応答の時間に移らせていただければと思います。私たち、当事者ですので、皆さんにとっては何気ない質問でも、もしかしたら心にうっときてしまうときがあります。そのときは、「ちょっとつらいです。」というふうに、気持ちだけ言わせてもらって、その後お答えさせていただければと思います。

あとは、法律的なことは分かりませんので、何かヘルプがあれば村田先生に助けていただければと思います。よろしくをお願いします。

○大塚刑事局参事官

皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答ということで、質問がある方から順次お願いしたいと思い

ます。

○岡田刑事法制企画官

刑事局の刑事法制企画官をしております岡田と申します。今日はいろいろなお話を聞かせていただき、ありがとうございました。すごく大変な思いをされて、ここでお話をさせていただいているということをしかりと受けとめたいと思っています。本当にありがとうございました。

たくさんお話を聞かせていただき、感謝しています。

お一人ずつの時間が限られていたので、もしかしたら時間が足りなかったという思いがあるかもしれませんが、これからもいろいろとお聞かせいただければと思います。

御質問ですが、特に子どものときに被害に遭われた場合、あるいは大人になってからでも、被害を被害だと認識できないということと、認識できてからもなかなか助けを求めたり処罰を求めたりすることができないということがあると思います。質問は二つあって、社会の在り方あるいは制度などとして、どんなことがあれば被害を認識しやすくなったか相談しやすくなったかと思うかということが一つです。もう一つは、皆さんが今ここでお話しできるようになったのは、どんなことがあったからなのかということです。どんなことがあって、どこがどうなるとここまでお話しができるようになったのかということについて、お話しできないこともあるかもしれないので、抽象的なことでも結構ですが、教えていただければと思います。

○山本潤さん

ありがとうございます。

まず、制度については、私からお答えさせていただいて、話すきっかけになったものについては、それぞれ何か自分が話したいことなどを答えてもらえればいかなと思います。

やはり、子ども自身が自分の被害を言うということが非常に難しいということは皆さんも御存じだと思います。RIFCRなどの子どもの虐待を第一発見者が聞き取れるようになる研修プログラムでも、子どもが通告する割合は多分2割ぐらいと言われております（75%は偶然の発見であるとのこと）。だから、発見するということが非常に重要だと思います。イギリスのように、学校の教職員もしくはクラブやコーチ、あと学童保育ですね、ああいうふう子どもに接する人たちが必ず初任のとき、その後も年に1回研修を

受けて、性虐待に限らず、何か子どもにおかしいサインがあったら、例えば服が汚れているとか、あるいはタッチが多過ぎるとか、それも男の人の股間を触るとかもあります。あとはもう思春期になっているのに汚い格好をしたりとか、触られないような、自分の魅力を消そうとわざと肥満になろうとするとか、そういうような状況などの、何かおかしいなと思うようなサインを見付ける、それを発見して適切な対応ができるようにするということが、制度としてはまず第一にすごく大事なことだなというふうに思います。

○Aさん

私から2点ほどあります。御質問いただきありがとうございます。

どうなるとここまで話ができるようになったかについてですけれども、やはり同じ経験、被害の内容は異なれど、同じ体験をした仲間との出会いというものがとても大きかったんじゃないかなと思います。私個人の思いとしては、性被害を語ることを社会のタブーにしてほしくないという思いが非常に強くて。例えば「いたずら」など被害を曖昧にする表現は性加害を矮小化しているようでふさわしくないと思っております、挿入だとか、男性器とか、そういった直接的な言葉でも、それ自体がもう性暴力そのものなんだということ伝えるようにしています。やはり仲間との出会いが非常に大きかったのではないかなと思います。

○Bさん

私が話そうと思ったきっかけは、被害に遭ってつらいけれども、それすらも乗り越えて、性のせいで苦しむ人をなくすための活動の糧にしようと思ったことでした。公的な手続を取れない理由として、まず私の事例には5 Fにもカウントされている「迎合」が含まれていて、迎合がない被害者に対するものと比べても、過剰で強いセカンドレイプや納得のいかない司法判断が下される可能性が極めて高いし、あとはそもそも刑法が同意を要件にしていないことがあるので、多分司法的に問うことはできないという思いから諦めたというか、無理だなということに気付いたんですよ。でも、何か罪には問えないけど、こんなに苦しくて、苦しんでいる人が私以外にもたくさんいて、しかも、年齢を見ても、50年、40年以上前に被害に遭っている人と同じ被害がいまだに続いていて、じゃあ、今声を上げなかったら、私の子どもとか孫とか、これからも被害者が生まれ続けるんだ。しかも、それに伴って加害者ものうのうと生き続けるし、加害者が自分のやったことに気付いたとしても、それを直すとかそれを償う方法も確立されないまま、このまま50

年とか、私が死ぬ頃になっても何も変わっていないのは嫌だなと思って、話をしました。

PTSDの治療とかをしたことによって、自分の事案を整理できて、具体的に話せるようになったということもあります。あとはもう慣れ。回数を重ねたから今では苦しくならずに一通り話せるようになりました。もちろん、未だに話していて、フラッシュバックなどで苦しくなることもあります。でも、最初はこんなに話せなかったんですよ。それこそジャーナリストの2人とか、結構初期に会っているんですけども、「おとといレイプされました。」みたいな頃に会っていたりとかして、多分そのころと比べたらすごく話せるようになってきていると思います。これをもちろん被害者全員に求めることはできないですし、話せる方がもうごくレアだとは思いますが、でも声を上げられる人が増えていったら、曖昧であっても、ぐちゃぐちゃであっても、自分の思いを言語化することができるような社会になれば、ちょっとずつ変わるのかなと思って、私も話すことを始めました。

ODさん

支援についてなんですけれども、とにかく性に関する知識を、段階を経てきちんと学校とか幼稚園とか、そういったところで教えていただくこと。それから、社会にまずきちんと知らされなければならない。というのは、やはり大人が正しい知識や認識がないがために、子どもに対してそれを伝えてしまう悪循環が続いています。それを断ち切る必要があると思っています。

それをしたがために、私は18のときの被害の後、本当に被害というか、これが本当にどういう被害なのかさえも分からないけれども、でも何かしなければならぬと思いつけてきました。そのタイミングというのをなかなか取れなかったり、やはり記憶も大分閉じ込めてしまっていたので、いざ蓋を開けようとしたときに、もうつるんとした感じで、どこから開けたらいいのかさえも全く見当がつかない状態になっていました。私はカウンセリングとかは一切受けていません。鬱状態のようになりまして、心療内科には通院していて、今こういう活動をしているということも話してはいますが、実際のカウンセリング、性被害に対するカウンセリングというのは一切受けておりません。自分で書いたりとかしながら、少しずつ進めてきてはいたしましたが、非常にアップダウンもあったりとかします。

そういうことも踏まえて、自分の被害に気が付き始めたとき、それから語り始めるときにどんなところに行けばいいのか、特に何十年とたっている人間にとっては、本当に今行

き場がありません。ワンストップ支援センターでも、そんな何十年前のことだとやっぱり違うと言われちゃうかなとか、警察ももうそれこそ公訴時効がありますから、もう今更行っても仕方がない。そういう本当に何十年と声を上げられなかった人たちが、たくさんいると思いますので、そういった人たちが声を上げる場というのにも必要、どこかに支援にたどり着くことができるものがあるといいなと思っています。

話すきっかけですけれども、今お話ししている中にありましたけれども、何かずっとしななければならないと思いつけていたこと。それから、子どもときの二次被害ですね。思わぬところで自分の嫌な体験というのを、ずっと悪夢とか白昼夢とかある状態の中で、それを更に他人にさらされるというその経験も一つあります。何十年とたってから、やっと向き合おうとしたときに、その当時に私の被害を聞いた当事者に、実は私はこのことについて社会的にもっと変えなきゃいけないと思うんだ、だから協力してほしいというふうに話をしたときに、もうそれは過ぎたことだというふうにされてしまいました。私にとっては、ようやくそこから始まるのに、周りの人にとってはもう過去のこと。まるで浦島太郎になったような気分ですよ。自分にとってはちっとも過去になっていないことが、周りにとっては過去になっているということ、これが非常につらいです。

○山本潤さん

今話を補足すると、やはり性暴力のトラウマのダメージ、背外側前頭前皮質が影響を受けて、記憶や、時間の観念を失ってしまうということもトラウマの領域では言われていることです⁴。

先ほどの、どうしたら言えるようになるのかということでも少し思ったんですけれども、被害を受けたときに言えるというのは非常に大事ですけれども、やっぱり被害を受けるともう何十年と回復にかかるので、まず予防することというのが非常に大事だと思っています。私は実父からの被害でしたが、よくお母さんたちから聞く話は、まさか自分の夫が自分の娘にそういうことをするとは思わなかったということです。それは近所の人とか、自分の身近に住んでいるおじさんとかおばさんとかもそうなんですけれども、「まさかこの人が。」ということと言われるわけですね。でも、そのまさかというところで、子

⁴ ベッセル・ヴァン・デア・コーク「身体はトラウマを記録する 脳・心・体のつながりと回復のための手法」紀伊國屋書店（2016）・115に、「この領域が作動しなくなると、人は時間の感覚を失い、過去、現在、未来の感覚がないまま、今の瞬間に閉じ込められてしまう」という記載がある。

どもは被害を受けていて、誰にも知られず、そして長い間ダメージを受けてしまうということがあるので、やっぱり知らせるということがすごく大切と思います。

これはちょっと一つエピソードなんですけれども、私の知り合いで知らない人からレイプ被害を受けた人がいるのですが、そのときあったドラマの中に同じようなケースのレイプ被害のシーンがあって、そのときにTVの被害者役の人はすごい泣いていたけど、私は泣かなかったと。その人はもうそのショックで泣けなかったんですけれども、「だから私はレイプ被害者じゃないんだ。」みたいなことを思ってしまったということがあります。なので、被害を受けた人はどういう反応をするのかというような症状のことも、社会に広く伝わることも大切と思っています。

○岡田刑事法制企画官

大変参考になりました。ありがとうございました。

○是木秘書課企画再犯防止推進室長

是木と申します。本日はお話をするだけでつらいこともたくさんあったと思いますけれども、非常に参考になりました。ありがとうございました。

先ほどのDさんのお話に少し関連するんですけれども、相談をする先がどういうところであるとよいのかというテーマについて、御意見をお聞きしたいなと思っております。若年の被害については、おっしゃるとおりまず発見してあげる、こちらから見つけてあげるということが必要になってくるのかと思いますが、ある程度以上の年齢になってきた場合に、それを訴えるということが選択肢に入ってきます。家族に訴える場合に、それがなかなか拾い上げてもらえないということも一つはあるのかもしれませんが。そういったことがあった場合に、今はいろいろな可能性が広がっているのは間違いがなく、ワンストップ支援サービスであるとか、もちろん警察であるとか、あるいは学校であるとか、いろいろな場があるんだと思います。どのような環境が整っていると、その被害を持ち込みやすいと思いますかというところ、様々な指摘がされているところではありますが、皆さんの生の感覚として、どのようにお感じになりますかということについて、御意見があれば教えていただきたいなと思います。

○Bさん

二つ目の事案の大学生のときに相談をした先なんですけれども、ワンストップ支援セ

ンターに、本当に直後に電話をかけました。けど、まずつながらないが一つ。夕方頃にかけたんですけども、1回、それがつながらなくて。私の場合は、知人に性に関して勉強をしていたりとか、取材をしていたりとか、活動をしている人が多かったので、その人たちに次に連絡をしました。そうしたら、ちゃんとセカンドレイプもなく、適切な場所に案内され、「あなたは全然悪くない。」、「相談してくれてありがとう。」というのを大前提に皆じっくり話を聞いてくれるというのがありました。

その後、でも一応こういう被害に遭ったときにどう対応をされるのかを知りたかったので、ほかのワンストップ支援センターにも電話をかけました。私の場合は、セクシュアルマイノリティーなんですけれども、性的少数者の相談先にかけるべきなのか、女性の問題のところにかけるべきなのか、性暴力のところにかけるべきなのか、どこにかければいいんだというのも被害直後の混乱の中ではすごく迷いました。これを多分統合するのは相談を受ける人の負担とかも考えるとなかなか難しいとは思いますが、そういうところで悩む人もいるんだということをお伝えしたいなと思います。

あともう一つ、2回目に電話をかけた先は、大体夜の9時とか10時頃にかけたんですけども、私は、その事案をじっくり聞いてほしかったし、ワンストップ支援センターは、私の話を聞いた上で、私の代わりに警察や医療機関などに行ったり伝えたりしてくれるのかなと思っていました。けれども、私が話していたら、途中で、「すみません、要はということですか。」と言われてしまって、多分1人につきの制限時間が決まっていたんだと思います。あとは「コンドームはつけられましたか、じゃあ性感染症も妊娠も大丈夫ですね。」みたいな対応をされてしまって。いや、そこじゃないんだよなという思いがありました。私としては、もっとじっくりその事案を聞いてほしかった。もちろん夜の時間帯だったし、そこが一番電話がかかってきやすいので、時間を区切らなければならないのは分かっているんですけども、でももっとゆとりを持てるように、ワンストップ支援センターには金銭的にも人材的にももっと支援が必要だと思います。それこそ多分各都道府県に一つずつぐらいだと全然足りていない状態だと思います。

被害者は、その直後に必要な対応と、その後中長期的に必要な対応があると思うので、回復まで支援できるように、両方の段階でつながれる、あるいは段階を進むごとに次に進んでいけるような、各機関の連携をする必要があると実感しました。

〇Cさん

どういう環境が整うと相談しやすいのかということなんですけれども、私からは、長期

的なケアの方でいうと、一言で言うと、「性暴力を専門的に治療できます」というところが増えるのが単純に一番相談に行きやすいと思います。やはり皆さん個人のスマートフォンなどでどこに行ったらいいかとすぐ検索すると思うんですよね。そういったときに、性暴力、例えば病院のホームページとかの「こんな方は」という受診案内のようなところに、「フラッシュバックが辛い方」とか、「性被害の経験がある方」ということが書いてあると、安心して行けますし、「こんな治療ができます」というところにトラウマの治療のことが書いてあったりすると、ここに行っていいんだと思えます。そういうのが広まると、一つ間口が広がると思います。

あとは、警察やワンストップ支援センターなど、まず被害者が行くところと提携している医療機関であったり横のつながりが感じられる、そういう医療機関の一覧があるといいと思います。また、ワンストップ支援センターから紹介してもらえたり、一言事前に「あなたが行くと言っておくね。」とか言ってもらえるという、横のつながりなどができると、長期的な相談につながりやすいと思いますので、性暴力を受け付けているということが広く知られ、もっと数が増えていくといいと思いました。

○Fさん

子どもが被害を受けているときに相談する先ということなんですが、本当に子どもは言いにくくて、罪悪感を植え込まれているので、「おまえが悪いから俺はこうしているんだ。」とか、「おまえのせいなんだ。」と言いかされるんですね、例えば親などから。「おまえが悪い子、おまえが誘っているから俺がやっているんだ。」と、そのような秘密を強いられて、「言ってしまうと家族がばらばらになるよ。」と脅されるので、子どもにとっては、自分が言うことが家庭を壊すんだということになってしまいます。ある方は、警察に行って「親から逃げたい」と言うんですけども、親が逮捕されないかというのを心配するんですね。親が逮捕されるのが怖いんですよ、親に悪いことをしてしまうという事で。それぐらい、幼少期からの性暴力をというのは子どもを支配してしまう。

さらに、妻へのDVも伴っていると、妻もコントロールされているので、お母さんも助けてくれない。ですから、やはり体制としては、お父さんが逮捕されても家庭は壊れないというとあれですけども、ちゃんとお母さんと子どもでやっていけるんだよという体制を作っていただくのが本当に重要です。例えば、お父さんがこういうことをしていたら、ここに相談してくださいといった周知があるといいですし、あるいは本当に親戚でも何でも、大人からこういうことをされたら、大人はこういう罰を受けて、例えば性加害者

の治療も出てきているので、こういう治療を受けて、また戻ってくるみたいな、そこまで言えるか分からない、周知できるか分からないですけども、とにかく子どもの「家庭を壊しちゃだめだ。」という考え方を溶かしていくという必要があると思います。

○Dさん

どんな支援があったらいいかということですけども、特にもう何十年とたってしまった人たちですね。まず非常にモヤモヤした状態で、何で苦しいのか、そこからその原因というのを導き出すというのは非常に大変なことなので、それに伴走してくれる、本当に何が出てくるか分からないという状況のところから相談に乗ってもらえるようなところがあったらいいと思います。例えば、女性の更年期の頃に、多分ドイツなんかでも性被害のことについて話すようになれる時期ってちょうどそれぐらい、50代に入るか入らないかぐらいの、その前後のときで、私も実際そうです。

何だか分からないんですけども、でも自分の気持ちというのが、心というのが非常に苦しい。それをもしかしたらというふうに、こちらのほうに相談してみたらというふうに持っていけるようなところがあったらいいと思います。それがいろいろな医療機関であり、例えば、精神科とか、婦人科とか、割と何か変だなということで行くところというところ、そのあたりかと思うんですね、女性に関しては。男性に関しては、ちょっと私には分からないんですけども。やはり精神科であったり、あと何か生活がうまくいかないとか、そういったことを相談するところで、行政の窓口、特に福祉関係の窓口で、「こういうところでカウンセリングを受けてみませんか。」というようなアドバイスみたいなものがあると、どうすればいいか、そこに行ったら少し分かるのかもしれないと、希望を持つことができたり、支援につながるができるということがあるんじゃないかなと思っています。

今まで全く自分の被害に気付く場面がなかったので、何か抱えているけれど今ひとつその原因がつかめていない人たちへの対応として、そのようなものがあるといいんじゃないかなと思います。

○小川たまかさん

ワンストップ支援センターにしても、支援についての国の予算というのが認知件数をベースにしか考えられていない。認知件数にちょっと色を足したぐらいの感じでしか考えられていないこと自体が、考えられていないんじゃないかなと感じるんですね。そこ

がちよっとおかしいんじゃないかな。だから、もっとそのために、支援の層を厚くするためにも、認知件数をもっと増やしていかなきゃいけないというのをすごく思います。

今日の赤旗新聞に、ワンストップ支援センターの予算がすごく削減されたという記事が出ていて、支援関係者の中ではすごく話題騒然となっているので、もし御覧になっていない方はぜひ読んでいただきたいなと思います。

○Eさん

私もちょっと似たようなこと言いたかったんですが、私は、ワンストップ支援センターとか、特に公的なところに行こうと全く思わなかったですね。なぜなんだろうと今一生懸命考えていますが、それは例えば普通の他の福祉関係とか保健の問題とかで市役所とかに行っても、ちっともいい気分でちゃんと帰れるということがなくて、大体ちっとも分かってないとかと思いながら帰ってくる人が多いんですね。逆に幾ら優しくされても、具体的なことを言ってくれないと行く気がなくなります。

なので、それこそ「同情するより金をくれ。」というのが一時期はやりましたが、そこで「こういうところに行ったらいいよ。」と行って帰されても、お金がなかったら受けに行けないじゃないですか。回復するための医師がいるところとか、「ここへ行ったらいいよ。」とか、「カウンセラーのところへ行って受けたらいいよ。」と言われても、お金がありませんということがなかなか言えない。言える人はいいけど、言えない人は大変だと思うし、言える環境もやっぱり欲しいなと思いますね。本当にそういうところの予算をしっかりとつけてほしいと思います。

○Aさん

私からも何点か。相談先はどんなところであるとよいのかと言われると、ずばり言えば、病院拠点型のワンストップ支援センターです。ただし、実態としては、病院自体がもうからないとやれるところが少ないというのが現状だと思います。例えば、私たちに何かあったときに、すぐに警察に行くというときって、例えば人が血を流して倒れているとか、何かすごく大変なときにしか110番を押せないと思うんですよね。でも、女性だったら、警察よりかは婦人科の方が行きたいと、行きやすいと思うんです。なので、病院拠点型のワンストップ支援センターが一番いいのではないかと思います。

あと一つだけですけれども、ちょっと実現可能かどうかは別として一つお願いなのが、認知件数の実態把握に役立つと思ったのがありますので、御紹介したいと思います。

私自身、2番目の性被害、成人後の性被害で妊娠をしたわけですがけれども、初めて行ったのが婦人科だったんですね。そのときに、婦人科の医師にレイプ被害だということを申告したんですよ。胎児のDNAの採取・保存もお願いしたんです。けれども、それがかわなかった、警察にも通報されなかったということがあったので、もし患者さんからレイプ被害の申告があった場合には警察への通報義務を設けるなどというのは、とても大事なことなんじゃないかなと思います。

○山本潤さん

最後に私から。

私たち被害者にどういう支援が必要ですかと聞いてくださるのはありがたいんですけども、本来ならば、皆さん自身に考えていただくことだと思っています。やはり、被害に必要な支援というのは、もうイギリスやアメリカなどで実践されていますし、トラウマインフォームドケアで、トラウマに配慮した関わりを知ることとか、安全で安心な場所を提供することとか、また負担なくサービスが進むことというのは、もう既にエビデンスとして確立されています。

皆さんは法務省ですので、そういう厚生労働省が関わる、あるいは内閣府が関わるような支援サービスについては余り何かできないことがないのかもしれませんが、私が皆さんにお願いしたいことといえば、やはりこの今のシステムの中で被害者が訴えたいと思ったときにかかる負担というのが余りにも重過ぎると思っています。意思が強くて、心が強くて、相手を必ず訴えたいという、そういう思いを持っている人でないと、非常に長い事情聴取を警察で受け、再現見分を受け、そして検察でもう1回事情聴取を受け、裁判に行ってやはり自分の恐怖の対象である加害者に会うというところに直面できる人というのはなかなか少ないわけですね。そういう過程の中で脱落してしまう人もいますし、そもそもそういうことが怖くて警察に行くことも難しいという人もいます。

ぜひ、アメリカのSART（性暴力対応チーム）のように、警察と検察が1回で事情聴取をしてくださったりとか、あと、やはり被害当事者は大きなダメージを受けているので、普通に話せる人たちと同じように扱わないで、イギリスにある証人サービスのように裁判所を事前に見学できたりとか、そして裁判のときに支援の付添いをしてくださるなどの制度があるとよいと思います。今もつい立てやビデオリンクなど様々な配慮をされていることは存じておりますけれども、それを標準的なサービスとして提供していただければと思います。それが、私たちが法務省の方に望む被害者支援だと思います。よろし

くお願いします。

○大塚刑事局参事官

ありがとうございました。

本日は長い時間にわたりまして、様々なお話をお伺いさせていただき、大変貴重な実態把握の場となったと思います。本当にありがとうございました。

それでは、ここで当ワーキンググループの副座長である法総研、山崎総務企画部長から一言お願いいたします。

○山崎法総研総務企画部長

せっかくの車座でございますので、座ったままで最後の御挨拶をさせていただきます。

私、ワーキンググループ副座長の山崎でございます。本日は、座長の西山が所用により出席がかなわず、大変申し訳ありませんでした。私の方で最後の挨拶をさせていただきます。

本日は御多忙の中、当省までお越しいただいた上で、それぞれ大変重くつらい話を勇気を持って話していただいたということで感謝申し上げます。それぞれ聞いておりますとまだまだお話し足りないところもあったかもしれません。時間不足だったかもしれませんが、そこはお詫び申し上げます。

それぞれ一生懸命話していただいたことは、我々の方も本当に大いに参考になったと思っております。今後、本日得た知見を大いに参考にさせていただき、ワーキンググループにおいて、さらに性犯罪の実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○山本潤さん

私たちからは、皆さんにこれほど長い時間、たくさんの方に聞いていただいたことに感謝を一言述べさせていただければと思います。本当にありがとうございました。

○大塚刑事局参事官

それでは、以上をもちまして、本日のヒアリングは終了とさせていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。

—了—

～司法に届かなかった性暴力被害者の声～

一般社団法人 Spring スタッフ6名

1、一人15分の持ち時間で、一人一人が各項目に触れながら語ります。
三人ごと45分を過ぎたら、臨床心理士齋藤さんが補足や説明を行います。

1) 公訴時効について

2) 性交同意年齢について

3) 暴行脅迫要件について

4) 地位関係性を用いた性暴力について

5) 準強制性交等

6) 性暴力が及ぼすその後の人生に与えた影響（後遺症など）について

7) 司法に頼れない理由

2、6名全員が語った後に、質疑応答を行う。

事前配布資料

- ・性的虐待症候群 PDF
- ・5Fについて PDF
- ・一般社団法人 Spring パンフレット PDF
- ・「見直そう！刑法性犯罪」冊子 PDF



支援のお願い

～あなたのご支援が
私たちの力になります～

3.7%

毎日、全国のごどこかで起きている「魂の殺人」。
しかし、性暴力被害という特性から実際には「異性から無理矢理に性交された経験」のある人の中で、警察に連絡・相談した人は3.7%しかいません。(平成29年内閣府男女共同参画局調査)
届けることが難しいという現状を当事者自身が伝え、もし被害にあってもあなたの大切な人が希望を見いだせる社会になるよう、私たちは活動をしてまいります。
皆さまより頂いたご寄付で、これらの活動に発生する交通費や当事者の声を集めた冊子制作費、イベント会場費等の全てをまかっています。今、この時、皆さまの助けが必要です。ご支援をよろしくお願いいたします。

【毎月のご支援が当事者の声を届ける活動を支えています】

月1,000円会員を
1年間継続すると

被害当事者の声を集めた冊子を
500部作成することができ、
一人でも多くの人に当事者の声を
届けることができます。



月3,000円会員を
1年間継続すると

5人のSpringスタッフが3回ロビ
イングへ行くことで、国会議員や
関係省庁へ被害者の声を要望書等
にして届けることができます。



月5,000円会員を
1年間継続すると

活動を地方へ広げる全国キャン
ペーンイベントが一回開催でき、
市民や地方議員へ当事者の声を
直接届けることができます。



詳しい会員制度についてはこちらから
<http://spring-voice.org/>ご支援・ご寄付/



ご寄付の振込先

*ご寄付の方法は、「クレジットカード決済」または「ゆうちょ振込」から、ご都合の良い方をお選び頂けます

継続的なご寄付(毎月)
寄付会費 クレジットカード決済



<https://pne.club/spring>

今回のみのご寄付
単発寄付 クレジットカード決済



<https://syncable.biz/associate/spring0707/donate/>

ゆうちょ振込 【口座記号】 00260-3 【口座番号】 138876
【口座名】 一般社団法人Spring

* 通信欄に、お名前、ご連絡先(ご住所、お電話番号、メールアドレス)をご記入ください(メルマガをお送りします)



代表理事：山本 潤

被害者だから感じられること、考えていること、被害経験があるから見える世界、それを伝えることで多くの方が性暴力の問題を理解し、何かを感じ、動いてくれると実感しています。性暴力を受けた人が、自分の被害を知られたら地域で生きていけないと脅えるのではなく、「あなたの話を信じるよ」「あなたのせいじゃないよ」と伝えられ、被害者をあたたかく力強く支えることができる社会を作ることが、私たちの希望です。

HP & blogを読んで応援する!



<http://spring-voice.org>



Blog

メルマガ「すぶだより」を
読んで応援する!



<https://goo.gl/inVkfX>

SNSをフォロー・情報拡散して応援する!



Twitter
@harukoi2020



Facebook
@spring20170707

*ロビイング活動報告を始め、アドボカシー団体の奮闘記を更新中!

*第2、4火曜日の月2回
刑法の「いろは」やロビイングミニ知識、
スタッフの思いをあなたにお届けします♪

*刑法を100回唱じた
やさしい内容で、発信しています!
気軽にフォローしてください♪

一般社団法人Spring ~性被害当事者が生きやすい社会へ~

お問い合わせ先(事務局): info@spring-voice.org Web: <http://spring-voice.org>

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階

一般社団法人



私たちのことを、私たち抜きで
決めないで欲しいのです。

Spring とは?

一般社団法人Springは、性被害に遭っても
生きる希望を持てる社会を作るために活動しています。
性被害を受けた人がフリーズ(凍りつき)から動き始め、
人生の冬を過ごしているすべての人の心に春がくるよう
願いを込めて、2017年7月7日に設立しました。

ロビイング とは?

市民の声を政治の場に届け、
政策決定に影響を与える活動です。
対象は議員(国会/地方)、関係省庁、
官僚、法案決定に関わる人全てです。

Springは性暴力の実態に即した法律になることを目指して
「命を支えるルールづくり」をしています。

Mission

性被害当事者が
生きやすい社会へ

「性暴力とは何が侵害され、
被害後、個人や社会にとって長きに渡り
どのような影響を及ぼすのか」

これらの現実を伝え、
性暴力の実態に即した
刑法性犯罪改正を
求めています。

Vision

性被害を経験した人生を、
刑法改正の社会資源にする

2020年を目処とする性暴力の被害実態に
即した刑法性犯罪見直しの実現

2017年6月、日本の刑法性犯罪が
110年ぶりに改正されました。
しかし、性暴力の実態に対して十分な
改正とは言えず、今多くの課題が
残されています。

Goals

- ①性被害を受けた人が、被害者と認められる
- ②性被害を受けた人、周囲の人が、適切な支援を受けられる
- ③性暴力の真実を伝え、共に生きられる社会をつくる

Activities

- ①刑法性犯罪規定見直しを促進する、ロビイング活動
- ②市民の声を集める、ソーシャルアクション
- ③性暴力被害当事者への、エンパワメント
- ④被害実態を知るための、調査研究

～私たちの活動を支えている皆さま～

Springを支える在英日本人の会
海外在住者から情報提供

市民 (被害当事者/支援)

国会議員/地方議員

弁護士/ 評議員
被害者の心に寄り添う



関係省庁・行政

報道・メディア関係者
性暴力問題へ関心が高い



日本初！法人化された性暴力被害当事者によるロビイング団体

2017夏、刑法性犯罪規定、改正が実現！
今もなお、残された大きな課題とは・・・

メルマガ「すぶだより」では、これらの問題についてやさしく丁寧に解説しています！

例えばこんな問題が・・・

◆ 公訴時効が、被害実態に見合っていない
強制性交等罪=10年、強制わいせつ罪=7年 を過ぎたら刑法では罪にならない

◆ 暴行脅迫要件の、立証ハードルの高さ
被害者が「暴行や脅迫によって抵抗できなかった」と認められなければ、加害者は無罪になる

◆ 性交同意年齢が、低すぎる
被害者が13歳以上の場合は、暴行脅迫要件を満たすことが必要となる
*親などの監護者から18歳未満の子への性交・わいせつのみ暴行脅迫要件は不要

◆ 地位・関係性に乗じた場合の、立証の難しさ
自分より地位が高い人からの被害は訴えにくく、犯罪と認められにくい



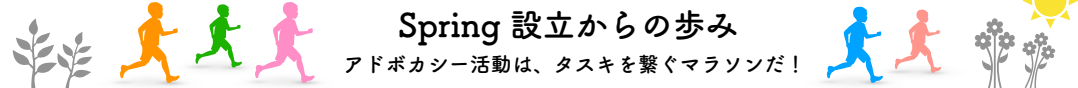
メディア掲載多数！

ファッション誌から新聞まで、ブログで掲載報告をしています♪



Spring 設立からの歩み

アドボカシー活動は、タスキを繋ぐマラソンだ！



①ロビイング活動 一省庁への働きかけ

②ソーシャルアクション 一市民への啓発

③エンパワメント 一当事者自身の力を取り戻す

④調査研究 一被害実態を知る

⑤その他 一海外との連携

法律改正に向けて議員・関係省庁へ、国会会期中は月に2回以上ロビイングを実施。その他、各党/省庁/自治体が実施するヒアリングへ参加。

<2019年6月 通常国会までの成果>

- ・2017年7月設立~2019年6月（第196回通常国会 / 第197回臨時国会 / 第198回通常国会/ 国会閉会中）の間、延べ130名以上の国会議員と面談が実現。性犯罪規定に関する国会質問が複数回実施された
- ・2017年12月 自民党議員連盟発足、提案要望書を提出。以降定期的に総会を開催
- ・2017年12月/2018年11月 立憲民主党ヒアリング、2018年4月 自民党司法制度調査会、2018年5月 公明党法務部会ヒアリングへ参加、その後も各党開催のヒアリングや勉強会へ参加し延べ400人に性被害当事者の声を届けた
- ・2018年7月 警察庁ヒアリング「警察における性犯罪被害者の心情に配慮した対応のあり方について」へ参加
- ・2019年5月 3月に相次いだ無罪判決を受けて法務大臣、最高裁判所に運用と見直しを求める要望書を提出
- ・2019年6月 法務省刑事局長に刑法改正を求める4万5千人の署名を他2団体と共に提出
- ・2019年9月 警察庁刑事局捜査第一課 性犯罪捜査についての意見交換会に出席

<市民団体との連携実績>

- ・2018年11月 市民12団体でなる「刑法性犯罪改正市民プロジェクト」の1団体として、院内集会等を通し延べ400人と意見交換。
- ・2018年7月 自民党12議員連盟が決議した被害者支援への取り組みに関する提案を、上川陽子法務大臣・野田聖子総務大臣へ提出する際に行

<調査研究要望>

- ・2017年11月 内閣府男女共同参画局に量的調査への要望書を提出
- ・2018年3月、12月 法務省「犯罪被害実態（暗数）調査」に関する意見交換会に参加

<情報発信> 刑法性犯罪改正の必要性を周知させるため、メルマガやSNSによる情報発信を実施

<イベント開催> 刑法性犯罪改正の必要性を周知させるため、イベント、勉強会、キャンペーンを開催

- ・2017年9月キックオフイベント、2018年6月「社会を変えるワンボイス」、同年10月「英国視察報告会」、2019年5月「質的研究調査報告会」
- ・刑法性犯罪改正を前進させるためのイベントの実施、当事者一人一人の声を集め政治に届ける「全国キャンペーン」「OneVoiceキャンペーン」を展開中！

2017年10月~2019年8月まで「セルフナラティブトレーニング事業」を、5回開催

- ・「メディアトレーニング事業」を1回開催 延べ40人が参加

外部研究者らと連携し「性暴力が発生する心理的・社会的要因の検討」や、「性暴力が当事者の人生にどのような影響を及ぼしているか」などの質的調査研究を実施。調査結果をロビイング活動における論的根拠とすることで、刑法性犯罪改正を後押しする。

- ・WAWI2017、WAWI2019/W20(国際女性会議)にブース出展。刑法性犯罪改正の成果と日本の性暴力を取り巻く現状を海外へ向けて発信
- ・被害者支援先進国への視察(2018年7月イギリス)や、国内被害者支援施設への視察を実施。海外の実例から学んだことを日本社会の未来のために還元(視察報告イベントを2018年10月に開催)

私たちの想い

自分の意思に反して性的なことをされるのが、性暴力、です。

見知らぬ人から触られたり、襲われたら性暴力です。
夫、妻、彼氏、彼女、親、兄弟、友人、先生、指導者、上司、先輩に無理やり触られたり、性行為させられたら性暴力です。

もし、あなたが性的なことで傷ついていたら、それは性暴力。あなたは悪くない。
もし、あなたの大事な人が、傷ついていたら、それは性暴力。その人は悪くない。
もし、周りに誰もそんな人がいなかったら、「あなたが悪い」「汚れた」と言われると沈黙している人がすぐ横にいることにおもいを馳せて。

責任は加害者にあります。
だけれど性暴力に無自覚な人、人を支配して自分の力を感じたい人を生み出す社会を作っているのは私たちです。
私たちはそんな現状を変えたい、性暴力に立ち向かう人です。
私たちは被害者、サバイバー、また大事な人を守りたい人です。

声を上げるのは怖いことです。
まず、自分や大事な人の被害を受け入れ、人生を歩まなければなりません。
そして声を上げられるほどに傷つきから回復しなければなりません。
そのプロセスは10年、20年、何10年とかかります。

私たちは声を上げたいと思った性暴力被害者、サバイバーが声を上げられる場が必要だと思い、この組織を立ち上げました。

声を上げることで、社会や政治は確実に変わっていきます。
私たちは110年ぶりの刑法性犯罪改正に際し声を上げ、高くて遠いと思っていた政治の壁が、実は人の温かい気持ちで作られているところがあることを知りました。

あなたが声を上げたい、と思ったら、私たちにいつでも加わって下さい。

私たちはいつもここにいます。

2017年7月7日
一般社団法人Spring発起人一同

見直そう！ 刑法性犯罪

性被害当事者の視点から



Spring

一般社団法人 Spring

はじめに

一般社団法人Spring代表理事
SANE（性暴力被害者支援看護師）**山本 潤**

2017年6月、110年前につくられた日本の刑法性犯罪が、大幅に改正されたことは大きな喜びです。前回の改正では、私たち性被害当事者の声に、多くの方が耳を傾けてくださいました。しかし、性暴力の実態が十分に反映されたとは言えません。

今回の改正では「3年後に見直しを検討する」という附則がつけました。刑法性犯罪の積み残された課題を取り上げ、問題点を考えるきっかけになればと思い、このブックレットを作成しました。

すべての人の性的安全・性的健康が守られる日本を作るために、刑法性犯罪と性暴力をみなさまの身近な問題として、ともに考えてくださればうれしいです。

性暴力とは

相手の同意のない性的言動は性暴力です。国連は、身体の統合性と性的自己決定権の侵害を性暴力として定めています。

「性的自己決定権」とは、いつ、どこで、誰と性関係を持つのかを決める権利です。これは、すべての選択肢をお互いが十分に把握し、その瞬間の自由な意思に基づいて同意や拒否ができるときに発揮されます。

同意がなく、対等性がなく、自分の意思を無視され、望まない行為を強要される時、人は深く傷つきます。性暴力とは、決して許されない人権侵害なのです。

目次

◎ はじめに／性暴力とは	1
◎ 2017年の刑法性犯罪改正	
改正が実現するまでの道のり	2
改正した点・改正しなかった点	3
附帯決議がつき、見直しの検討へ	4
◎ 2017年改正で積み残された課題	
1 公訴時効 強制性交等罪＝10年、強制わいせつ罪＝7年を過ぎたら加害者を罪に問えない	5
2 暴行脅迫要件 裁判で暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない	6
3 性交同意年齢 13歳以上の被害者には、成人と同じ暴行脅迫要件が適用される	7
4 地位関係性を利用した性行為 対等でない関係における被害は潜在化しやすい	8
◎ 2020年に向けて私たちにできること	
海外の司法制度を知ろう	9
Springとともにアクションを	10
制作チームからのメッセージ / Springについて	11

2017年の刑法性犯罪改正 改正が実現するまでの道のり

110年前の明治時代に定められた刑法性犯罪が、一朝一夕で変わったわけではありません。
性被害当事者が声をあげ、それに後押しされて各方面に働きかけてくれた専門家や議員の方々の尽力がありました。

2014年9月

松島みどり法務大臣(当時)が発言
「強姦が、強盗より罪が軽いのはおかしい」

Spring's Voices 刑法は変えられないものと思っていたので、
法改正の手続きがはじまったことに驚き、勇気づけられました。

2014年10月31日～2015年8月6日

法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催

Spring's Voices 「親子間でも真摯な同意に基づ
く性的な関係がまったく起こらないとは言えないの
ではないか」(取りまとめ報告書)など、性被害の
現実を理解していない意見にショックを受けました。

2015年10月9日

法務大臣が、有識者で構成される
法制審議会に検討を依頼(諮問)する

Spring's Voices 「生活の基盤がすべて加害者に依存
してしまっているような場合には、正常な判断が困難に
なる」(第3回会議議事録)、「暴行脅迫要件に引っか
かって不起訴の山」(第2回会議議事録)など、性暴力
被害の現実を理解した発言もあり、うれしく思いました。

2015年11月2日～2016年6月16日

法務省「法制審議会一刑事法
(性犯罪関係)部会」を開催

2016年9月12日

法制審議会から法務大臣に検討した
結果を答える(答申)

Spring's Voices 45人の議員と面談、性被害当事者の声を届
けました。刑法改正を議論する法務委員会でも、性暴力の実
態、被害者の心情を理解した発言をしていただき感激しました。

**2017年1月～
第193回国会**

2017年6月16日

刑法性犯罪改正!

Spring's Voices 110年間、大幅な改正がなかった刑法が改正
されたことに心から感謝しています。懲役が5年以上となり、性交
の範囲が拡大され、非親告罪化、監護者性交等罪などの創設に
力をもらいました。しかし、今回の改正では解決できなかった課題
もあります。私たちはその解決に向かって取り組みます!

3年後を目処として、
必要があると認めるときは
見直しを検討する、
かも……!?

見直しする

→ 2017年の改正でも対象にならなかった被害を、再度検討できる

見直ししない

→ 被害が認められず救われない被害者が残る

→ 罪に問われない加害者が処罰されず、更生の機会を奪われる

2017年の刑法性犯罪改正

改正した点・改正しなかった点

国会審議を経て、改正刑法が2017年6月16日に成立、同年7月に施行されました。

事前の検討会で議論された9つのうち、改正されたものと、改正を見送られたものとに分かれました。

		改正前	2017年6月改正後
変更	名称	強姦罪	強制性交等罪
	犯罪の定義	男性器が女性器に挿入された場合のみ 被害者は女性、加害者は男性のみ	肛門性交・口腔性交も含める 女性以外も被害者に、男性以外も 加害者に
	法定刑	3年以上の有期懲役／強姦致死傷・準強姦 致死傷は無期又は5年以上の有期懲役／ま ず強盗、次に強姦をした場合は「強盗強姦 罪」となり無期又は7年以上の懲役。しか し、まず強姦、次に強盗をした場合は「強 姦罪」と「強盗罪」の単なる併合罪とな り、無期懲役にならない	5年以上の有期懲役／強制性交等致死傷・ 準強制性交等致死傷は無期又は6年以上 の有期懲役 まず、強制性交等、次に強盗をした場合 も、無期または7年以上の懲役
	親告罪	強姦と強制わいせつは親告罪（被害者が 告訴しなければ、検察は事件を起訴でき ない）	強制性交等と強制わいせつの非親告罪化 （事件の認定をもって、検察は事件を起 訴できる）
	新設		「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」 18歳未満の子どもを監護（生活全般を支 える）する親や児童養護施設職員など、 その影響力に乗じて性交・わいせつ行為 をした者を処罰できる
	廃止	2人以上の加害者による強姦は「集団強 姦罪」となり、4年以上の有期懲役 「集団強姦致死傷罪」であれば無期また は6年以上の有期懲役	法定刑の引き上げに伴い「集団強姦罪」 ならびに「集団強姦致死傷罪」を廃止
変更なし	性交 同意年齢	被害者が13歳以上の場合、暴行脅迫に よって、抵抗できなかったことが認められ なければ強姦や強制わいせつにならない	変更なし →積み残された課題3 (p7) をチェック！
	公訴時効	強姦罪 10年 強制わいせつ罪 7年	変更なし →積み残された課題1 (p5) をチェック！
	暴行脅迫 要件	暴行又は脅迫を用いて	変更なし →積み残された課題2 (p6) をチェック！
	地位関係性	被害者と加害者の年齢差や従わなければ ならない人間関係（教師と生徒、指導者 と教え子、上司と部下）に関わらず、暴 行脅迫により、抵抗できなかったことが 認められなければ強姦や強制わいせつに ならない	変更なし →積み残された課題4 (p8) をチェック！

2017年の刑法性犯罪改正

附帯決議がつき、見直しの検討へ

2017年の改正では、国会衆参法務委員会の与野党が修正案を提出。実行にあたり政府や裁判所に配慮を求めた附帯決議と、2020年の見直しを検討する付随的な規定である附則を定めました。

附則（検討）第九条

政府は、法律の施行後三年を目途として、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

	衆議院附帯決議	参議院附帯決議
一	本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知	本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底する
二	「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の認定について、調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、被害者の心理等について研修を行う	「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の認定について、調査研究を推進、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、被害者の心理等について研修を行う
三	二次被害の防止、適切な証拠保全、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮、処分の理由等について丁寧な説明に努める	偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努める。適切な証拠保全を図る
四	性犯罪等被害の実態把握に努める	被害者となり得る男性や性的マイノリティに対し、偏見に基づく不当な取扱いをしないことを徹底する
五	被害者の氏名の秘匿、捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮、検討を行う	起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮、処分の理由等について丁寧な説明に努める
六	ワンストップ支援センターの整備を推進	ワンストップ支援センターの整備を推進
七		被害者の氏名の秘匿、捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮する
八		児童が被害者である性犯罪については、被害が特に深刻化しやすいことを踏まえ、被害児童へ配慮した取組をより一層推進
九		性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、効果的な再犯防止対策を講ずる

公訴時効

強制性交等罪 = 10年、強制わいせつ罪 = 7年を過ぎたら加害者を罪に問えない

ケース

Aさんは4～10歳のとき、親戚の夫婦から日常的に性虐待を受けていた。男性は「このことを誰にもいうな」とAさんを脅し、性的に侮辱する言葉をあびせ、性交した。女性からは性器に物を挿入された。Aさんは自分の身に起きていることが理解できず、助けを求めることは不可能だった。その後、かい離で性虐待の記憶を失っていたが、25年後に記憶がよみがえり、体調を崩して精神科を受診、精神科医からPTSDと診断された。弁護士に相談したところ「時効のため訴えを起こすことはできない」という答え。性犯罪に時効があるために、加害者を訴えるという“選択肢”すら、Aさんには残されていなかった。—— Springに寄せられた、事件化されない性暴力の事例

▼なぜこのままだとイケないの？

- 1 性暴力に対する正常な反応である「かい離」のため、被害者は被害を認識するのに時間がかかる。
- 2 記憶がよみがえってからはPTSD症状により、加害者をすぐに訴えることはできず、時効となってしまう。

つらい気持ちにフタをして生きてきて、何十年も経ったある日、何かをきっかけに思い出す……私もそうだった。



子どもは自分の身に起きていることの意味がわからない。たとえ意味がわかったとしても、親を心配させると言うと言えない。10年以内には訴えられないよ。



性的虐待はめずらしくなく、子どもや若年層ほど被害に遭いやすいのです※注1。性暴力は被害者にとって、感情や感覚、被害の記憶を忘却しないと生き延びれないほどダメージが大きいものです。記憶がよみがえったら普通の生活も送れないほどのPTSD症状にさいなまれるケースがほとんどです。



性犯罪は「魂の殺人」とたとえられるほど尊厳を傷つける行為で、性被害を受けた人の自殺率は6.4倍も多くなるんだよ※注2。身体の殺人は時効がなくなったのに、性犯罪にはまだ時効があるんだね。



やっぱり性犯罪に時効があること自体、おかしいよ。時間が経ったからって許される罪じゃない。スイスでは12歳未満の子どもの性犯罪は時効を撤廃しているし、イギリスは年齢問わず性犯罪に時効はないんだって！



もっと性犯罪の特性を理解したうえで、公訴時効を検討するべきだと思います。これまでは証拠の散逸や、記憶があいまいになることが問題視されてきましたが、現代は科学が進歩してDNA鑑定の精度も高くなり、証拠保全の期間も長くなりました。スマホなどの電気通信機器や、SDカードなどの電子記憶媒体に残った記録などからも、証拠が得られやすくなっています。



何年経っても「訴える」という選択肢があることが大事だね。それによって加害者が更生して再犯がなくなれば、新たな被害者も生み出さずに済むよね。



※注1 平成29年度犯罪被害類型別調査—警察庁
※注2 性的被害経験のある学生は非被害者の学生と比べ自殺企図の割合が6.4倍 (Tomasula et al, 2012)

▼Springの提案

私たち性被害当事者は、
刑法性犯罪における
公訴時効の
撤廃を求めます！

暴行脅迫要件

裁判で暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない

ケース

2017年11月、当時19歳のBさんはスポーツクラブで知り合った40代前後の男性に誘われ、バーで強い酒を何杯も飲まされた。気づくと男性の自宅にいて、無理やり性交させられていた。携帯電話で動画撮影する男性に、「やめてください、撮らないでください」と泣き叫んで言ったが、顔を隠すのが精いっぱい抵抗できる状況ではなかった。男性は「うるせえ、殺すぞ」と言い、Bさんは頭に毛布をかぶせられ息ができなくなった。検察側は、動画を見て「動画を撮らないでほしいということはわかるが、性行為を嫌がっているかどうかわからない」として、証拠が不十分である「嫌疑不十分」の理由で不起訴となった。

—— Spring スタッフが取材をしたケース

▼なぜこのままだとイケないの？

- 1 激しく抵抗できなければ、暴行脅迫要件が適用されない。
- 2 途切れ途切れに抵抗したことで心神喪失も抗拒不能も認められず、準強制性交等罪も適用されない。

レイプには「強制性交等罪（刑法177条）」か「準強制性交等罪（刑法178条）」のどちらかが適用されるんだね。



前者は、13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をすること。後者の準強制性交等罪は、13歳以上の被害者を心身喪失あるいは抗拒不能の状態にさせて性交等をした、その状態であることを利用して性交等をする事です。被害者がお酒や薬物によって抵抗できない状況は、後者に該当します。



Bさんは途切れ途切れだけど意識があり、泣き叫んで抵抗を示していたから、準強制性交等罪は適用されない。一方で、検察は「暴行脅迫を立証できるほど、激しく抵抗したとは言えず、強制性交等罪も適用されない」って判断したんだって……。



精いっぱい抵抗をしたのになあ。暴行脅迫が立証できるのは、どんな状況なの？



1958（昭和33）年の最高裁判例では「被害状況のみを取り上げるのではなく、相手（加害者）の年齢、性別、素行、経歴、時間、場所、周囲の環境、その他の具体的事情とともに解釈すべき」としています。



よって被害者が身の危険を顧みずに抵抗しなかったとしても、一連の事情によって“抵抗できない心理状態が作り出された”と証明できれば犯罪と認められます。



このケースでは年齢差もあるし、「うるせえ殺すぞ」と言われて鼻と口を塞がれたのに、「暴行」と認められなかったんだね。なぜ不起訴になってしまったんだろう？



「嫌がっている＝不同意である」こと自体を罪に問えるようにした方がいいのでは。



イギリスでは、被害者が性交に同意しておらず、加害者に被害者が同意していたと信じている合理的理由がなかった場合には、性犯罪が成立します。



日本も「対等な関係での、真摯な同意に基づく性行為でなければ性犯罪」という新しい価値観で性暴力と向き合うべきだよ。



▼ Spring の提案

私たち性被害当事者は、**不同意性交を性犯罪とすることを求めます！**

性交同意年齢

13歳以上の被害者には、成人と同じ暴行脅迫要件が適用される

ケース

2007年6月、24歳の男性が14歳の女子中学生に対し、知り合って2日目(付き合い合った当日)に性交した行為が強姦罪(現強制性交等罪)として起訴された。少女が「今日は性交をやめておこう」と発言し、拒絶する態度を示したことから、性交に同意していなかったことは認められた。しかし、加害者が「反抗を著しく困難にする程度の暴行」を加えたとは認められず、少女が強い抵抗を示さなかったことで、加害者は少女が性交を受け入れたと誤信した疑いは払拭できないとして、加害者に無罪を言い渡した。 ———大阪地方裁判所 平成20年6月27日 判決

▼なぜこのままだとイケないの？

- 1 13歳以上の未成年者が成人から被害に遭っても、暴行脅迫があったと認められないと有罪にならない。
- 2 義務教育過程で性交の結果何が起きるのかを教えられないため、性交に対し適切な判断が困難 ※注1。

子どもが成人から加害されて、同意がなかったと認められた……。なのに現状の刑法では、13歳以上だから大人と同じように暴行や脅迫があったかどうかを問われるんだね。



「同意年齢」という言葉のせいで、同意能力のことばかり議論されますが、本当は「年齢差、上下関係があるなかで行われる性的接触から、一定年齢以下の子どもを守る」という考え方が重要です。少なくとも義務教育年齢以下の子どもを法律で守らなければなりません。



私も13歳のときに22歳の人から被害に遭ったけど、暴行や脅迫なんてなくても、それだけの年齢差があれば怖くて言うことを聞けなかったよ。



子どもは成長過程にあるのだから、大人と同じように判断することがむずかしいよね。だからこそ小、中学生の子どもは絶対に保護しなくちゃいけない存在ってことだよ！



性犯罪は10～20代の若年層が最も被害に遭いやすいんです※注2。ここを法律でどう守るかは大事なポイントですね。



※注1 学習指導要領の解釈：中学校保健体育の学習指導要領は「妊娠の経過は取り扱わない」という、いわゆる「はどめ規定」によって「中学生に性交は教えてはならない」と解釈されている。その結果、教科書に「性感染症を予防するためには性的接触はしないこと」と記載されていても、そもそも性的接触がどういう行為なのか、そのリスクや意味を十分に伝えられているとはいえない。

義務教育において、13歳はまだ「性交」について教えられていないんだよ。それは妊娠や中絶、性感染症の知識がないってことだよね。



※注2 平成29年度犯罪被害類型別調査 - 警察庁
※注3 刑法では親などの監護者から18歳未満の子への性交・わいせつのみ暴行脅迫要件は不要。条例では罰則規定(都道府県によって異なる)がある場合、刑事罰となる可能性があり、2年以下の懲役と定めている自治体もある。

18歳未満の未成年者は「青少年保護育成条例」の淫行条例によって保護されていますが、罰則が軽く初犯であればほとんど罰金で済ませられることも問題です※注3。



中学校では性交について教えないのに、性交同意年齢が、実質、小学生までで、中学生が同様に保護されないのはおかしいよ。



▼Springの提案

私たち性被害当事者は、**性交同意年齢を「16歳未満」に引き上げるよう求めます!**

地位関係性を利用した性行為

対等でない関係における被害は潜在化しやすい

ケース

新卒で入社したDさんは、部長Xの営業に同行した際、「仕事のことを話そう」と食事に誘われ、終電がなくなるまで付き合わされた。「何もしない」という言葉を信じホテルへ行くと、無理やり性交をさせられた。社内で絶大の信頼と実績があるXに、自分が同意していなかったと伝えると「ついてきたお前が悪い」といわれた。Dさんは「自分が訴えても相手にされない、仕事も失うかも」「自分が騒ぎを起こすとほかの女性たちにもマイナスになるだろう」と考え、被害を人事に相談できなかった。——Springに寄せられた、事件化されない性暴力の事例

▼なぜこのままだといけないの？

- 1 対等な関係性でない二者間で力関係を利用し、性暴力を行っている。
- 2 「所属コミュニティから居場所がなくなるかもしれない」という不安から、被害を訴えることが困難。

加害者の地位や影響力が被害者よりも高い場合、その立場を濫用して性暴力が起きるし、被害者は抵抗することも、助けを求めすることも困難になるんだ。



Dさんのように上司と部下なら、仕事を失うかもしれない。ほかにも、教師と生徒なら、成績や進路に影響することが考えられる。そうすると逆らったり助けを求めたりすることは、すごくむずかしいよ……。



医者と患者、あるいは宗教指導者と信者の場合、治療や儀式と騙された被害者が性暴力被害に遭うこともあるよ。



年齢差のあるきょうだいや、祖父やおじなどの親戚が加害者だと、家族が加害者を守ることもあるし、被害者が責められたり、孤立したりしてしまうよ。



被害者と加害者が対等な関係性でない場合、二者間で立場が上の者は、被害者への影響力や信頼を利用・濫用し性暴力を行えます。被害者は性暴力を訴えることで、所属コミュニティや居場所を失うというリスクを負わされるため、泣き寝入りやせざるを得ないこともあります。



そのうえ被害者は「断らなかった自分が悪い」と自分を責めたり、「私は同意したんだ」と無理やり思い込もうとする。信用していた相手からレイプの被害にあったと認めることは、被害者にとってこんなにも苦痛が大きいんだ。



身近な人に被害を相談しようと思っても、Dさんのように多くの葛藤があるのです。仮に警察に届け出たとしても、暴行脅迫要件(6ページ)が適用されて、抵抗の有無を問われてしまったら、裁判にすらならないこともあるんですよ。



対等な関係性でないなら、暴行や脅迫がなくても性暴力を行えるという実態を踏まえる必要があるんだね。



▼Springの提案

私たち性被害当事者は、**地位関係性を利用した性犯罪規定の創設**を求めます

2020年に向けて私たちにできること 海外の司法制度を知ろう

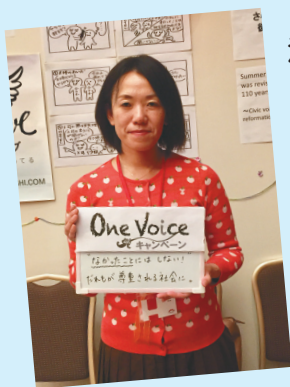
性犯罪の規定は国により異なります。海外では犯罪と認められても、日本では犯罪にならないケースがあります。日本が海外より性犯罪が少ないわけではありません。

国・地域	暴行/同意	構成要件	性交同意年齢 絶対保護年齢	法定刑	公訴時効
日本	暴行脅迫	13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という)をした者/13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする	13歳未満	5年以上20年以下の 有期懲役	強制性交等罪10年 強制わいせつ罪7年
イギリス	不同意	Aが故意に自己のペニスを他人Bの同意なしに膣、肛門又は口に挿入/Bが同意するとAが合理的に確信していなかったとき	16歳未満	終身刑	時効なし
アメリカ ミシガン州	強制/抑圧	強制または抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合	17歳未満	11月以上15年以下の 拘禁刑	犯罪が行われてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日まで起訴可能/DNAを含む犯罪の証拠が得られた場合、いつでも起訴可能
アメリカ カリフォルニア州	不同意	積極的同意があるかどうか	18歳未満	3年、6年又は8年の 拘禁刑	18歳未満の場合、被害者の28歳の誕生日前まで/収集された生物学的証拠のDNA型鑑定によって犯人の身元が識別された日の1年以内であれば、告訴可能
フランス	暴行 強制 脅迫 不意打ち	暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為の全て	15歳未満	10年以上15年以下の 拘禁刑	未成年者の場合、成人に達した時から進行を開始し、満30年/その他の時効期間は満20年
ドイツ	不同意 不意打ち	他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行ったり、その者に性的行為を行わせたり、性的行為を行うよう誘発した者	14歳未満	6月以上5年以下の 自由刑	児童の性的虐待の場合は30歳まで時効を停止して、その後20年間起訴可能
韓国	暴行脅迫	暴行又は脅迫により、人を強姦した者/人に対し、口腔、肛門等の身体(性器は除く)の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体(性器は除く)の一部又は道具を入れる行為をした者	13歳未満	3年以上30年以下の 懲役/肛門・口腔性交、 異物挿入は2年以上 30年以下の懲役	13歳未満、身体的または精神的障害があるものは時効なし/未成年者は成人まで停止/未成年者の場合、DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効を10年延長
台湾	暴行脅迫 不同意	男女に対して暴力・脅迫・恐迫・催眠術又はその他のその意思に反する方法によって性交をした者		3年以上10年以下の 有期懲役	
カナダ	不同意	被害者である男女の意思に基づかないで性交を含む性的接触を行う「性的暴行(sexual assault)」	成人との 性的活動は 16歳未満	10年以下/被害者が 16歳未満の場合、短期1年の拘禁刑を追加	
ブータン	不同意	被害者の同意がない、あるいは脅迫や暴行によって同意を得ている			
インド	不同意	意に反して、あるいは同意なく、あるいは同意が強要や脅迫によって得られた場合			

2020年に向けて私たちにできること Springとともにアクションを！

ここまで見てきたように、積み残された課題は確かにあります。
けれど私たちは前を向き、それを見直し、声をあげることができます。みなさんの声を、お待ちしております。

～ 私たちにできること～



沈黙のうちに語られるものに
とぎれとぎれに伝えられる言葉に
叫びだしたい気持ちのなかに
一人ひとりの「声」を見る。
集まれ One Voice !



一人ひとりの声はか細くても
それを集めたらきっと
社会を変えるほどの
大きな「声」になる。
届け One Voice !



Springでは、
市民の「声」を政策決定の場に届けるロビイング活動をしています。
「刑法性犯罪を見直したい」「一緒に声を上げたい」
そう思った方は、私たちと一緒にアクションを起こしましょう！
2020年、刑法性犯罪の見直しを決めるのは、冊子を手にとった皆さんです。

この冊子を手にとった皆さんへのお願い

議員の方は…

- ▼ 知り合いの議員に冊子をプレゼントする
- ▼ 冊子を勉強会で活用する
- ▼ 国会や委員会で質問する

市民の方は…

- ▼ 友人や知人に冊子をプレゼントする
- ▼ 冊子を使って勉強会をする
- ▼ 市区町村や都道府県の議員に冊子を手渡しする
- ▼ 「One Voice」に参加する



OneVoiceメッセージを書いて、写真を撮影し onevoice@spring-voice.org にお送りください。
QRコードからもアクセス可能です。送っていただいたお写真は、下記の広報で使用させていただきます。

- ・Springブログへ掲載
- ・ツイッターでのつぶやき
- ・イベントのPR など





「見直そう！ 刑法性犯罪 ～性被害当事者の視点から～」

制作チームからのメッセージ



山本 潤 (一般社団法人 Spring 代表理事)

性被害を経験した私たちの声を聞き、実態に即した議論がなされることを願っています。3年後の見直し検討のチャンスを、ともにつかみましょう！



岩田美佐

性暴力を"なかったこと"にしなくていい社会に。私たちにも社会を変える力があると信じて、たくさんの人とつながり、声を届けていきたい。



早乙女祥子

性被害にあっても強くしなやかに生きている人たちがたくさんいる、あなたもそうできるのだと、伝えたい。当事者の声が、希望を持てる社会へ変える！



佐藤由紀子

性被害後も生きる勇気と希望を持てる社会になるために、私たちは声を上げつづけます。ひとりでも多くの人に私たちの声が届くことを願っています。



志万田さをり

私たちはもう性暴力に対して無力じゃない。被害者が自分の人生を取り戻せるまで、当事者として声を上げつづけてゆきたいと思います。



中野宏美

みんなの性暴力後の人生が、刑法性犯罪にきちんと位置づけられるように、声が届き、人がつながり、社会が動くことを信じています。



水野 梨

自分の身に起きたことが性犯罪であると、ちゃんと認識される社会になるよう、願っています。大切なひとつひとつの声が、社会に届きますように。



あなたの応援が
私たちの励みになります。

▼ご支援のお願い

性暴力の実態に即した法律の制定を目指す、私たちの活動へのご協力をお願いいたします。



クレジットカードでの
支払いはこちらから
<https://pne.club/spring>
※QRコードを読み取り、
リンクからお申し込みください。



Spring会員制度の詳細
※QRコードを読み取り、
リンクからお申し込みください。



一般社団法人 Spring について

日本初の法人化された性被害当事者団体として2017年7月7日に設立しました。性被害後も生きる希望を持てる社会の実現のため、アドボカシー活動を展開しています。

Webサイト <https://ameblo.jp/spring-voice-org/>

Mail info@spring-voice.org

facebook @Spring20170707

twitter @harukoi2020



見直そう！ 刑法性犯罪
～性被害当事者の視点から～

編集：一般社団法人 Spring
編集協力：三浦ゆえ (Spring)
デザイン：秋吉あきら
発行：2018年10月
本冊子は「WAN 基金助成事業」により
作成されました。



性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ
(第11回)

第1 日 時 令和元年11月27日(水) 自 午後 1時33分
至 午後 3時05分

第2 場 所 法務省共用会議室2

第3 議 題 性犯罪加害者臨床の専門家からのヒアリング
その他

第4 議 事 (次のとおり)

議

事

○薊秘書課補佐官

それでは、定刻となりましたので、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第11回会合を開催いたします。

まず、議題1の性犯罪加害者臨床の専門家からのヒアリングを行います。

本日は大森榎本クリニック精神保健福祉部長の斉藤章佳先生に御出席いただいております。

最初に、私から斉藤先生を御紹介させていただきます。斉藤先生は大森榎本クリニックにおいてソーシャルワーカーとして約20年にわたり、アルコール依存症を中心に、ギャンブル、薬物、摂食障害、性犯罪、虐待、DV、クレプトマニアなど、様々な依存症問題に携わってこられるなど、依存症治療に関する幅広い知見をお持ちでいらっしゃいます。また、御専門は加害者臨床で、現在まで2,000名以上の性犯罪者の治療に関わってこられ、最近では小児性愛障害に関する書籍も著されました。本日は、性犯罪治療の現場からというテーマに沿って、まず斉藤先生から御説明頂き、その後、質疑に御対応いただく予定となっております。

それでは、斉藤先生、よろしくお願いいたします。

○斉藤先生

斉藤です。よろしくお願いいたします。今日はお招きいただきありがとうございます。

今日持ってきた資料、一応、確認だけさせていただきます。今日ちょっとスライドのデータの中には入っていないんですが、榎本クリニックで約13年間、この臨床をやる中での患者さんの属性等に関するデータが入った論文¹ですね、これが今日持ってきた一つです。

あと、来週なんですけれども、毎回、日比谷コンベンションホールで開催しております、「性犯罪をなくすための対話」という会合があります。今回は児童ポルノを扱う予定となっております。私からは小児性犯罪者と児童ポルノの関連について話します。今日は特にペドフィリア（幼児を性的欲求の対象とする性的倒錯）の話に特化しないんですが、児童ポルノを愛好する人たちから、「児童ポルノを所持している人がみんな事件を起こすわけじゃない」と主張されることがあるんですが、今回、当クリニックで約150名の小児性愛障害と診断された人のヒアリングをした結果、95%以上が児童ポルノを所持した経験があり、それが引き金になっているという結果が得られましたので、その辺りの報告も含めて、話したいと思います。この話になると必ず、特に二次元の児童ポルノ問題は表現規制の話と関わってきて、そこで不毛な対立がよく起こるんですが、エビデンスとして、彼らが児童性加害の行動化に至るきっかけとして、もしくは再犯の

¹ 斉藤章佳「性犯罪治療の現場からー性犯罪者の包括的地域トリートメントー」、『アクションと家族』第33巻2号

トリガー（引き金）として児童ポルノがあるというところを少し話せればと思っています。

あと、11月20日に『「小児性愛」という病—それは、愛ではない』（ブックマン社）という著書をまとめました。いまだにこの小児性愛という性「嗜好」を性「指向」と捉えている方がいらっちゃって、精神医学的には明確に性嗜好障害、もしくはパラフィリア障害群の中に入っているんですが、「LGBTと同列で扱うべきだ」と主張する人もいらっちゃって、この辺りも含めた学問的なすみ分けも書いてあります。LGBTなど性指向や性自認と分けて考えるべきであると。あとは、ペドフィリア特有の認知のゆがみ、もしくは、どういうふうに治療していけばいいのか。最後の方では、彼らを生み出しているこの日本社会、ペドフィリアを生み出している日本社会についての話が書かれております。

最後、これは痴漢の加害者の人の告白²です。実際に30年間、痴漢を繰り返してきて、治療を受けた後に10年間やめているんですが、その方が、やめられなかった時期、やめてからどういうふうに生活しているか、それを加害者の告白という形で冊子にしました。加害者の実態を知ってもらう上では非常に重要な告白かなと思いますし、痴漢の問題というのは日本で一番、性犯罪としては多いので、この辺りを知ってもらうためにつくりました。

本日の配布資料は以上になります。

皆さんの手元にはこの論文を用意していただいて、時々使いたいと思いますので、こちらでお願いします。

では、進めていきたいと思います。私自身は榎本クリニックという精神科で今、約20年ぐらい臨床をやっております。性犯罪に関する加害者臨床は、後で年表が出てきますが、平成16年に奈良の女兒誘拐殺害事件があって、その後、確か小泉政権でプログラムを立ち上げなさいという話になり、その翌年から矯正施設でR3（「性犯罪再犯防止指導」、以下省略）が始まったと思いますが、実はR3が始まった時期と同じ時期に榎本クリニックではスタートしております。ですから、13年間継続して取り組んでいるという状況です。平成31年4月末で受診者数が2,000名を超えました。これも極めて氷山の一角で、性暴力はおおむね、その7割が顔見知りの間で起きます。残りの3割が見ず知らずの関係でということになっておりますが、当クリニックに来る加害者は見ず知らずの関係で行う人が9割以上です。そういう意味では、当クリニックに来る患者は、性犯罪の全体の3割の中の、更に氷山の一角ということになります。そのようなバイアスがあるんですけれども、おおむね日本の性犯罪の現状を表しているというふうに私は理解しています。特に、当方に来院する加害者の人は全て男性です。女性はいません。刑事手続の入り口段階で来院する方が多いので、加害者という前提として、今

² ・リディラバジャーナル：痴漢大国ニッポン「社会問題」として考える痴漢

<https://journal.ridilover.jp/topics/20>

日は男性の加害者ということで話をしたいと思います。よく、「女性の加害者もいるだろう」みたいな話が時々出てくるんですが、私がこれまでに現場で関わった方々は男性の加害者でしたので、以後の話は男性加害者を想定した話になります。

今日は、矯正施設内処遇から社会内処遇、そして地域トリートメントへ。矯正施設内処遇はR3を指しています。社会内処遇は保護観察所でのプログラム、地域トリートメントは我々が行っている再発防止のプログラム、この先にもう1個あって、コミュニティーへの再統合支援というのがあります。性犯罪者のコミュニティーへの再統合支援というのは、彼らが社会内で再犯防止していく上で最後のとりです。これは就労を含めた、社会内で彼らとどう共存して生きていくかという非常に重要なテーマです。今日はそこはちょっと時間がないので省きますけれども、こういう一連の流れの、連続した処遇の流れの話をしたしたいと思います。

これは2年前に私が出した本ですね。『男が痴漢になる理由』（イースト・プレス）という本で、日本で最も多い痴漢に関する認識を覆すという内容で、現場でのエビデンスを基に、加害者の実態、そして被害者の実態を明確にすることで、セカンドレイプを防止していくことを目的に書きました。

性犯罪は性欲原因論が基になっていると主張している人もいますが、当クリニックでヒアリングした結果、性欲が原因でやってしまったとか、性欲が強過ぎてやりましたという人はほとんどいないです。性暴力というのは、性欲だけではなくて、それ以外の様々な複合的な快楽が凝縮した行為であるということ当事者のヒアリングから明らかにしています。そして、そろそろ性犯罪を性欲だけで語ることをやめましょうということ提言した本になります。その中で出てきたのが、まあこれは電車で普段乗っている男性はそういう男性が多いだろうという主張もあるんですが、四大卒で妻子がいるサラリーマンが、実は最も痴漢の加害者として多い層である、そして、盗撮も四大卒で妻子がいるサラリーマン、この層が最も多い層であると、いわば普通の男性がそういう加害行為に及んでしまうんだということをちゃんとデータを基に明らかにしました、という内容になっております。

今日は社会内処遇のところを中心に話したいと思います。私は定期的に刑務所にも、依頼があればプログラムをしに行っています。某地方刑務所で聞いた、ある性犯罪者のメッセージです。「先生、俺、このまま刑務所から出たくない、また絶対にやっちゃう、分かっているんだ。」という話を彼から聞きました。彼は累犯で、恐らく今回も満期出所、そして、出た後は金なし、ヤサ（家）なし、ガラ受け（身元引受人）なしという、再犯を起ししやすい条件がみんなそろっているわけです。なので、彼は、出たらまたやっちゃうというのは分かっているから、できればずっと刑務所にいたいという話を真剣な顔でしてきました。私はこれに対して何も答えられなかったです。正論を言ってもしょうがないですし、私もこういう累犯でかつ満期出所者の社会内処遇の現状を知っていますので、何も答えられなかったと。こういう彼のメッセージは一体何を意味しているんだろうかというのを考えて、その社会の機能不全に介入して、人と人、もしくは人と場所をつなげていくのが我々の仕事です。ですから、彼のメッセージを一つのヒ

ントにして、どういうふうにしていけば社会内での治療と、彼らが社会内で再び再犯せずに生きていく土壌が作れるかというのを考えてまいりました。

では、プログラムの立ち上げの背景に行きます。当クリニックでプログラムを立ち上げたのは、ちょうどR3が始まったところで、恐らく日本の社会内でやっている治療としては日本で初めての試みだったと思います。以下は、日本犯罪社会学会で2012年に発表した内容です。日本の性犯罪の社会内処遇における問題点の一つは、矯正施設内処遇と社会内処遇、あと、我々の地域トリートメントの連携ができていないということです。ぶつ切り処遇になってしまっている。

あと、矯正施設内で性犯罪の再犯は、基本的には起こりません。R3の経験者のコメントなどでも、「あの中では起きないよね」というのが彼らの正直なコメントです。

あとは、出所後のコーディネート業務やフォローアップ体制、ここが非常に未整備であること。あと、保護観察対象者であっても、遵守事項として継続した専門プログラムへの参加継続指導がないということです。ここは最後、治療的保護観察という話を少ししたいと思います。

あと、薬物療法ですね。多分、性犯罪治療の領域で一番遅れているのは、この薬物療法だと思います。当クリニックではホルモン療法はやっていないんですが、抗精神薬による薬物療法をやっております。それによって性欲を減退させて、いわゆる認知行動療法プラスアルファの転ばぬ先の杖として、治療に取り組んでいる方がいらっしゃいます。この薬物療法のエビデンスを積み重ねていくことも今後の大きな課題だと思います。あとは、やはり専門家や受け皿がほとんどないということだと思います。

これからプログラムに入っていく前に、私がこのプログラムを立ち上げたきっかけについて話をします。それは、ペドフィリアのケースでした。当時担当していた方で、アルコール依存症のケースだったんですが、彼が断酒をして3年ぐらいたったときに、クリニックに来なくなりました。その後、警察署から電話があって、「実は今、勾留しています。通院されていたと思うので、通院時の情報を教えてください」という照会が来ました。私はすぐその方に面会に行き、事情を聞いたら、実は飲酒が止まっていた間に子どもへの性加害を繰り返していたと。実は彼、過去にもそういう犯罪歴があったということを知って、私は非常にショックだったわけです。ただ、彼はこういう子どもへの性嗜好を相談したり、話す場所がなかった。アルコールについては自助グループ（AA：アルコホリックス・アノニマス）やクリニックでの治療があるんですが、この小児性愛的嗜好の話は誰にもできなかつた。

当時、私もいろいろな文献を当たりましたが、参考になるものはありませんでした。結局、たどり着いたところが、アルコール依存症の自助グループで、そこで使われているアルコール依存症の人たちの『ビックブック』というバイブルがあるんです。その中にこういう一節があります。「我々は酒が止まって自分の本当の問題に気づいた、それは性の問題だった」というくだりがあります。私はこのくだりにばったり出会って、電撃が走りました。これはやはり、性の問題を抱えた人の受け皿が社会の中で必要だと思って、13年前に立ち上げたというのがきっかけになっております。もっと詳しく話すと

すごく長いエピソードになりますが、今日は省略します。

その後、ちょうど2007年に法務省主催でウィリアム・マーシャル先生を呼んで、シンポジウムがありました。マーシャル先生というと、カナダでいわゆるこの性犯罪の研究や治療では、神のような存在です。彼のお弟子さんが今、世界中でこのプログラムを広げています。彼がその中で、「どんなハイリスクな性犯罪者も必ず変わることができる」と言っていました。それにはちゃんと根拠があって、それはエビデンスに基づいた治療と根気強くセラピストが関わっていくこと、そして、社会内でどう彼らを再統合支援していくか、この辺りをしっかりとやっていければ、必ずどんなハイリスクな人も変わることができる、こういう力強いメッセージがありました。私もこれを今でも鮮明に覚えています。

【スライド7】これが年表ですね。平成16年の奈良の女儿誘拐殺害事件からさかのぼって、我々のクリニックでずっと取り組んできた、その年表になります。ちょうど2006年からR3と、我々の方でもプログラムがスタートしております。

その後、加害者の家族支援ですね。これは当クリニックでやっております。被害者側はもちろんです、性犯罪を身内の誰かが起こして、その後、一緒に生活している家族は本当に苦しい思いをします。特に性犯罪という、特殊性ですね。裁判へ行けば傍聴人がたくさんいますし、この性犯罪を追い掛けているマニアもいます。ネットでの誹謗中傷や、親の職場にマスコミが押し掛けるとか、こういうことが実は加害者家族の中では日常茶飯事であります。ですから、クリニックでは、この加害者家族のケアは、彼らが再犯防止していく上で、もしくは彼らが出所後に戻る先として、クリニックが支えないといけないなという思いのもと、2007年に始まり、もう始めて10年以上経ちます。

その後、いろいろなプログラムを作ってきました。2012年3月、ハイリスク群に特化したプログラムを精神科のデイナイトケアという枠組みで、重複障害のあるハイリスクな人たちのプログラムを始めています。ここには累犯のペドフィリアの人が多くです。あと暴力的なレイプをやってきた人とか、世間を騒がせた有名な事件の加害者も来ることがあります。こういうハイリスク群のプログラム、という形ですと経過していましたが、去年、子どもに対する性犯罪を繰り返す人に特化した治療グループ（SPG: Sexual addiction Pedophilia Group-meeting）を始めました。

次はもう御存じのとおり、エビデンスに基づいた治療の三原則です。リスク、ニーズ、治療反応性の原則、これは矯正施設でもR3の分類でやっていると思いますが、当クリニックでもこの原理・原則にのっとってリスクアセスメントをし、変化させやすいリスク、つまり動的リスクにターゲットを絞り、そして、我々が最も重要視しているのは、最後の治療反応性の原則です。現在は、クリニックに多岐にわたる性加害者が来ます。特に発達障害圏の人が増えています。いわゆる自閉症スペクトラム、ADHDやASDですね。この辺りを背景を持った軽度発達障害や軽度知的障害の方が増えてきています。こういう対象者には従来の認知行動療法は余り効かないですね。今ちょうど、『ケーキの切れない非行少年たち（宮口幸治著）』という本が話題になっていますね。あの中には認知行動療法が効かない性非行少年たちにどうアプローチしていけばいいかというこ

とが非常に分かりやすく書いてあるんですけども、こういう方々はグループセッションでまとめて対応するとか、従来のワークブックを使ったスタイルが適さない人たちです。ポイントを絞れば効果的な対象者もありますが、彼らは個別の対応の中で、彼らの学習スタイルや彼らの思考パターンをしっかりと理解した上で対応していかないと、画一的な関わりが彼らの治療ドロップアウト率を高め、そのことが再犯リスクにつながってしまうという問題が出てきます。この治療反応性の原則というのはこれから一番重視しないといけないところだと思います。

【スライド9】これはそのデータですね、ちゃんとその方のリスクに合わせたプログラムをやっていくことで再犯率が抑えられるという、世界共通のエビデンスです。

【スライド10】これが、当院が採用しているリスクアセスメントツールとして使っているStatic-99です。初診のときに必ずこれをやります。そして、低リスク、中リスク、高リスクに大体分けます、これはR3の分類とも多分共通している部分があると思います。分けた上で3つのプログラムコースが設けられています。

ハイリスクな人はみっちり3年ぐらいかけてやります。中リスクの人は大体1～2年、低リスクの人は半年ぐらい。ただ、これで終わりではなくて、これはあくまでも集中的にプログラムを受ける期間です。ハイリスクの人の中で、最も密度の濃いプログラムは、月曜から土曜まで、週6日デイナイトケアで朝9時から夜7時までを3年間取り組んでいる人もいらっしゃいます。薬物療法もセットで、かなりがっちりとしたプログラムです。もうちょっと突っ込んで言うと、住んでいるところから車で送迎している対象者もいます。つまり、道中での再犯という危険性もあるので、送迎付きで通院する、そういう対応をしている人もいます。やはりそれぐらいやらないと、なかなかこのハイリスク群の人を社会内で見ていくことはできないです。何か本当に小さなきっかけで、すぐ再発してしまう人たちがいますので、このような枠組みで日々彼らに向き合っています。実はこの送迎がすごく重要なんです。要は、東京だと電車を使わないといけないので、もう電車というのはトリガーの宝庫なんです。したがって、車を使って通院するというのは非常に重要な、我々にとっての治療ツールになっています。

【スライド11】こういう感じで分けてやります。低リスクの人が高リスクの人のプログラムの中に入ることはありません。これはもう皆さん御存じのとおり、そういうことをしてしまうと低リスクの人の再犯リスクが上がってしまうからなんです。あとは、取り組む順番というのも重要です。リスクマネジメントが第1段階、その次に認知のゆがみ、そして、最後に被害者への責任について取り入れてやっていきます。

昨日あったんですが、被害者の人が実際に来てくれて自分の被害体験を話してくれる、そういうプログラムがあります。「被害者からのメッセージ」というプログラムなんです。これが非常に奥が深くしんどい内容で、彼らには今までにない学習になっています。実際に被害者の体験を生で聞くという機会、もちろん当事者同士が鉢合わせるといってはならないので、このプログラムで被害者として来てくれている方は、当クリニックに来ている加害者の人が当事者ではない人です。そういうプログラムを定期的に設けています。ただ、これを治療初期でやると、余り効果は高くないと言われてい

ます。被害者の声に耳を傾けず、逆に反発したり、また、自責の念にとらわれて自分を責めてしまって、再犯リスクが上がるということが起きてきます。ですから、リスクマネジメント、認知のゆがみの修正、そして最後に「被害者からのメッセージ」に取り組んでいくと、大体3年ぐらいかけてやっていきます。これは加害者臨床における変化のステージモデルと言っています。やみくもにではなく、彼らの変化のステージに合わせて、効果的なタイミングで被害者の声を聞くプログラムをやっていくところを実践しております。

次はリラプスプリベンションモデルですね、当院で採用している治療モデルで、これはR3の中でも採用されていると思います。アラン・マーラットが提唱したものです。再発防止に最も効果的な、リスク回避型の治療モデルです。シンプルに言うと、問題行動が再発しやすい状況や引き金を特定する、そして、それに対する対処行動を学習する。R3ではどちらかというと、この1番の方に重点を置いていると思います。プラス、認知のゆがみですね。R3の中では認知の歪みにも焦点を当ててプログラムをしていると思います。これは当事者のヒアリングなんかをしても、同様の回答が得られます。

社会内におけるプログラムは、やはりこのコーピング（対処行動）が大事です。刑務所の中ではなかなかそのコーピング・スキルを実践する機会がありません。なぜかというと、男性しかいないのと、彼らはやはり刑務所にいる間はスイッチが入らないからです。刑務所にいる間に治ったと勘違いする人もいます。もう大丈夫だよ、R3やったから、俺はもう完璧だと錯覚する人もいます。ですから、なかなかコーピングを実践する機会がありません。クリニックでの治療では、このコーピング・スキル、これをとにかく重要視しています。コーピングに始まってコーピングに終わると言っても過言ではありません。

実際にこのコーピング・スキルをプログラムの中で実践してもらいます。例えば、スライドの最後の方にセッションの風景のスライドがあるんですが、二人一組で、今日はこのコーピングを練習しましょうと、スライドに出ているのは保冷剤を使ったコーピングです。欲求が高まってきたときに保冷剤をぐっと握ると欲求が低減するというのを実際に体験してもらおう。これはみんなが低減するんじゃなくて、効果のある人となない人がいます。効果のある人は、それをすぐに実践してもらいます。こういうコーピング・スキルがとにかくたくさんあります。これを開発するのが我々の仕事なんです。今、このコーピング・スキルが300種類ぐらいあります。これは本人に自分で考えてくれと言っても難しいです。従ってリストの中から選んでもらって、電車乗るとき手袋をはめるのを使いますとか、ウォークマン、耳に当てるイヤホンを常に電車の中では使いながら乗りますとか、鈴を鞆につけますとか、あと、今はいろいろなアプリがあるので、これを使ったコーピングもあります。このように、本当にたくさんのコーピングの中から、その人にフィットしたものを選んでもらいます。選んでもらったら、選んで終わりだという意味がないので、生活の中で実践してもらいます。実際に、「あっ、自分の中でリスクが高まったな」というときにやってもらって、それをやることで欲求が低減する、これは効果があるわけです。効果があれば、それを繰り返してやってもらいます。こういう

ふうにして新しい条件反射を作っていきます。このような地道な、本当にシンプルなんです、根気よく積み重ねていきます。

コーピングでいうと、コーピングも効かなくなるときがあります。最初は効いたけれども、慣れてくると効かないと。この前やったらうまくいったのに、今回は全然欲求が収まらないということが起きてきます。これを我々は「コーピングの耐性」と呼んでいます。なので、コーピングは1種類じゃだめなんです。複数持っておかないと、いつか効かなくなるんです。慣れてくるわけです。薬物のワークブックなんかによく、輪ゴムをパチン、みたいなのがありますね、あれもコーピングなんです、あれをやっている人も実際にいます。ということで、このコーピングが大事だということを強調しておきます。

あとはグッドライフ・モデルですね。グッドライフ・モデルというのは、その人自身がどう幸せになっていくか、将来どうなっていきたいか、性暴力という方法を使わずに、どういうふうにならなりたい自分になっていくか、これを実現していくためのプログラムです。今日はちょっと詳しい内容は避けますが、ワークブックがこうやってちゃんと出ていて、クリニックでも取り上げています。

どちらかというと、このリラプスプリベンションが実践向きで、このグッドライフ・モデルというのはどちらかというとフィロソフィー、哲学の部分です。この二つのモデルをうまく融合させながらプログラムを行っています。

【スライド14】これもよく見る図ですけれども、引き金から始まって、行動化と続きます。彼らはいきなり欲求が高まってやってしまったと言う人がいるんですが、そういうことはまずありません。再発というのは、その瞬間、瞬間で起こるのではなくて、日常生活の連鎖プロセスの中で起きています。ですから、クリニックでなぜ長時間プログラムをやるかという、彼らの日常生活の人間関係、刺激に対する反応の仕方とかそういうところから見直していきます。実は引き金ももう引かれて、再発の準備が起こっているわけですね。そういうところをクリニックでは長時間見ていくことで、彼らの再犯防止に実践的に役立てていきます。朝9時から夜7時まで、非常に長い時間ですけれども、その中で、やめ続けていくことを学習していただくための治療をやっております。

【スライド15】これもよく治療で使うやつですね。彼らが頭の中で常に反すうしている四つの i n g です。スケジューリング、モニタリング、コーピング、シェアリング。刑務所の中に来ている層と我々のところに来る層は若干違うと思います。我々のところに来院する方は、仕事を持っている層も多いですし、比較的所得層も高いです。知的レベルもまあそれなりにある方もいれば、非常に高学歴の方もいますから、学習することは苦手ではなく、皆さん、新しいことを学び、それを実践して、うまくいったときに自己肯定感が上がる、こういう体験はすごくやはり大事です。このスケジューリングにしても、モニタリングにしても、コーピングにしても、シェアリングにしても、これをちゃんと実践していくことで、やめ続けることが可能になってきます。

この中で1個だけ、重要だということを挙げておきます。4番目のシェアリングで

す。これは何かというと、必ずクリニックのプログラムではキーパーソンを決めてもらいます。これは、再犯防止と一緒に取り組んでいく上で本人に伴走してくれる人です。キーパーソンには条件が三つあります。一つは、トリガーにならない人、これが一つ目です。同居している家族でも、引き金になるような人はやはりいますので、トリガーにならないというのは大事なことです。二つ目は、その人の過去の犯罪歴を知っていること。そして三つ目は、危ないときにちゃんと相談できる人です、SOSが出せる人。極論、再犯したときにちゃんとカミングアウトできる人、これがキーパーソンの条件です。常にこのキーパーソンと、その人のスケジュールや、プログラムではリスクマネジメントプランというのを作るんですが、そのリスクマネジメントプランを共有してやっていきます。キーパーソンは家族のことが結構多いので、家族は家族支援グループでちゃんとサポートしていきます。ということで、家族支援グループと本人の当事者のグループが連携しながら再犯防止に取り組んでいきます。

【スライド16】これは先ほどの保冷剤を握るセッションの様子ですね。サラリーマンの方も結構いるので、スーツで来ている方もいますね、仕事終わった後に来ている人たちです。実際の再発というか、その定着率については、これは皆さん気になるころと思いますが、私、東京地裁やほかの裁判所で、よく情状証人に立つことがあります。今も大体、裁判はいつも3、4件ぐらい同時並行で抱えています。情状証人で立つときに、必ず検察側から、プログラムの定着率、そして再犯がどれぐらいあるか、この辺りを聞かれます。もうこれは裁判で答えていますので、実際の治療成績を簡単に紹介します。さっき2,000名という話をしました。2,000名のうち約半数が1回の受診、若しくは受診してプログラム1回参加で脱落します。もうこれが、隠しようがない実態です。当クリニックには、あくまで本人の意思でみなさん来ています。もちろん刑事手続の入口支援の段階で、裁判があるから来るという人もいますし、家族に勧められて来るという方もいます。ただ、あくまでもこれは本人の自由意思です。その実態が、約半数は1回、若しくは1回のプログラム参加でドロップアウトです。

我々も、ここの定着率をいかに上げていくかは、ずっと考えてきました。初診のときに誓約書を必ずとります。クリニックのプログラムは基本はやはり3年、3年継続というのが我々の中で重要な臨床的な感覚です。誓約書には3年継続するという文言が入っています。その誓約書にサインできない方は基本的に初診で終了になります。ですから、1,000人、中断しているというのは、その理由もあります。ただ、サインしても法的拘束力はないですから、ドロップアウトする人ももちろんいます。ただ、そこで誓約書にサインしたということは、一応それを弁護士さんや家族と共有しますので、ある程度のドロップアウトを防ぐ要因にはなっております。

そして、我々のクリニックでの、いわゆる長期定着群ですね、3年以上続けている長期定着群が今やっと50名ぐらいです。これが多いと見るか、少ないと見るかですね。今、最も長い方が11年、2人いらっしゃいます。11年間プログラムを継続している方、この方々はもちろん再犯していません。11年間、自分のお金を払いながら来ているわけです。私の本音としては、本当に悲惨な性犯罪を繰り返してきた人をたくさん

見ているので、本来は一生かけて継続してほしいと思っています。一生かけて取り組んでもらいたいというのが本音ですが、今のところ10年以上続けている人は2人、非常に貴重な存在です。

彼らに私もよく聞きます、何でそれだけ継続できるのか、彼らは2人とも大体同じことを言います。もう認知行動療法のノウハウとかは頭にほとんど入っていますので、彼らは忘れないためだと言ってます。継続しないと忘れてしまうんだと。だから、ここに来ます。ここに来ると、最初のころ、自分が通ってきたときのことを思い出す。それは、新しい参加者を見て思い出す。あとはやはり、この思い出す作業は日常生活の中ではなかなかできない。だから継続して通院して思い出さないとだめなんだと。ここまで考えられるようになるといいんですけども、ここまで来るのにやはり相当長い道のりがあります。

加害者臨床に必要な視点として。私が長年取り組んでいるのは加害者臨床という領域です。『家庭の法と裁判』（日本加除出版）という雑誌において、ストーカーの臨床をしているNPO法人ヒューマニティ代表の小早川明子さんと、私は性犯罪、DVの臨床もずっとやってきたので、DV加害の臨床や性犯罪の臨床家の私との対談が載っています。そこに重要なエッセンスがたくさん載っているんですが、我々のやっている領域は加害者臨床といいます。これは、時々名称を間違える方がいて、加害者支援と呼んでいる方がいます。これは支援ではないというのを私、よく言うんですけども、必ずこの加害者の臨床は、背景に被害者がいるという前提でやっていきます。内容がいかにも正しくても、加害者支援という位置付けにしてしまうと、それを被害者側がどう感じるか、これを常に考えてやっていかないといけないです。

我々の目の前にいる患者さんの背景に、彼らは何百人、何千人と被害者を出してきた、この被害者が背景にいる、それを前提に臨床を組み立てていきます。これをダブルクライアント構造といいます。非常に特殊な臨床領域です。ですから、余り共感という言葉は使わないです。例えば、過去にひどい虐待を受けてきたと、患者自身も性虐待や性被害を受けていたと、もしかしたらそれがリスク要因になって、大人になってから加害行為を繰り返してしまう。確かに、患者自身の過去に起きた出来事のケアは必要かもしれないです。ただ、加害行為の責任とは分けて考えます。それはそれです。まずは再発防止が重要です。被害者を出さないということが何よりも最優先です。再犯防止スキルがしっかり身についた上で、過去のトラウマのケアに着手していきます。原因と責任をちゃんと分けます。ここが非常に加害者臨床の中では重要です。決して過去のトラウマのケアはしないわけじゃないです。そこもちろん時間をかけてやる必要あるんですが、まず重要なのは、その加害行為を止めるということです。ここ抜きにしては、この加害者臨床は成り立ちません。ですから、よく被害者支援と加害者臨床は車の両輪であると言われますが、そういうところが実はこの加害者臨床に必要な視点だと思っています。

【スライド17】五つぐらい書きましたが、この加害者臨床にもエビデンス・ベースド・プラクティス、これがやはり重要です。やみくもに被害者の声を聞かせればいいんだということではなくて、彼らの治療反応性の原則、その変化の段階に応じたアプロー

チをちゃんとしていくこと、それによって効果のあるものを続けていくこと、これは我々のプログラムの中でもコーピングによく表れます。コーピングは効果のないものは消去していきます、効果のあるものを残していきます。これも日々、選択と、そして判断ですね、選んで、そして効果のないものは捨てていく、効果のあるものを残していく、ここに焦点を当てます。それはなぜかという、この性犯罪の加害者臨床では再発防止が最も重要だからです。効果のないことをやって、それが再発につながるのであれば、効果のないことはやめていくべきです。効果のあることをやっていきます。

そして、やはりこの刑罰や監視によるアプローチの限界、これはあります。埼京線に防犯カメラがついたとき、クリニックでいわゆる痴漢の常習の加害者が言いました。防犯カメラは確かに初犯の人や、まだ痴漢をしない、していない潜在的な人たちに対する抑止的な効果はあるだろうと。でも、より難しい環境で行動を達成することで達成感を得ている者もいるだろうと。なので、監視や刑罰は、かなり常習化したハイリスクな人にとっては、問題行動を促進させる要因にもなり得ます。彼は治療を受けて結構長い方で、ちゃんとこの問題のメカニズムを知っている人なので、監視によるアプローチによる限界について話をしてくれました。

あと3番目は、関わる我々が性暴力に対する正しい知識と認識を持つということ、これはやはり重要だなと思います。私もこの臨床に関わる前は、性犯罪を繰り返す人は色黒でマッチョで、ちょっと知的レベルが低くて、女性にもてない人みたいなイメージがありましたが、今まで出会ってきた2,000人を超える加害者に、ほとんどそういう人はいなかったです。確かに軽度知的障害や発達障害の人はいますが、多くの方は、いわゆる普通の人、見た目や生活レベルは普通の方が多かったです。ですから、こういうどこにでもある問題なんだと、非常に身近な問題で、我々の職場の中でも起こり得るんだと、職場の中にもそういう人がいる可能性があり得る、こういう身近な問題として理解した上で、加害者への対応、被害者への対応をしていく必要があるということです。もう被害者に関するエビデンスはたくさん出ていますよね。被害当時着ていた服装と性犯罪の発生要因には、因果関係がないということも大分知られるようになってきました。これは電車内痴漢も同様です。

私も彼らに、どういう人を狙いますかと聞くと、ほとんどの人が、「泣き寝入りしそうな人を選んでいきます」と言います。被害を訴え出なさそうな人を選んでいきます。ちなみに痴漢に関して言うと、一番被害に遭っているのは学生さんです。中高校生の女子学生が最も選ばれています。彼らに、なぜ制服を着た学生を選ぶのかと聞いたら、これはもちろん泣き寝入りしそうだからという答えもあったんですが、彼らのロジックからすると、そういうことだと思います。ということで、そういう、実態はどうかをやはりちゃんと知る必要があるということだと思います。

あと、過剰な病理化、これは我々、治療する側の重要事項です。彼らを、医療機関で治療をしていくため、何らかの病名がつくことが多いです。例えば、性嗜好障害やパラフィリア障害群、こういう逸脱した性行動、反復する性行動には国際的な診断のガイドラインがあります。しかし、これによって必要以上に病理化してしまうことは、本人の

行為責任を隠ぺいしてしまうリスクがあります。つまり、病気だから仕方ない、再犯したときも、まあ俺は病気だからまたやってしまったという世界観につながりかねません。確かに本人は衝動制御ができない、いわゆる嗜癖行動としての側面はあります。ただ、彼らは交番の前では絶対にやらないです。被害者や状況や場所、時間帯をちゃんと選んでいます。ですから、ここを分けて考えないといけないです。行為責任を明確にすること。もちろん病気の部分、いわゆる衝動制御ができない部分は治療していかないといけない、ここは分けて考える必要があります。従って、過剰に病理化して囲い込んでしまうことは、本人が自分の責任として引き受けていくこと、加害行為の責任を背負って生きていくこと、こういうことを妨げてしまう、ここは非常に重要なポイントです。

あとは、やはり性犯罪の一次予防、二次予防、三次予防です。今、私が取り組んでいる現状として、一次予防は性教育や啓発活動です。私は今、薬物乱用防止教室で都内の小中学校、高校に行くんですけども、必ず薬物の話をする前に痴漢の話をしします。先生方はみんなぎょっとした表情をするんですけども、でも、被害に遭っている人は実際に学生の人たちです。多くの人は「痴漢はなぜ痴漢するのか」を知らないです。誰も教えてくれないです、どう対応すればいいか。なのに、いきなり電車通学が始まると満員電車に乗って、毎日痴漢に遭うようになります。これはもう本当に、自尊心を削られるような毎日です。自殺を考える人も中にはいます。こういう被害と加害の実態が知られていないのと、先生も親も、「なぜ痴漢は痴漢をするのか」を質問されたら答えられないんです。このことをちゃんと学生に伝える必要があると思っています。ですから、私は学校へ行くときは必ず痴漢の話をしします。啓発に関しては、こういう情報をいろいろなところに出していくということです。痴漢レーダーや痴漢抑止パッチなんかは、今非常に注目されている、痴漢防犯のための今までにはなかった有効なツールですね。

二次予防は早期発見、早期治療です。痴漢の場合、当クリニックに来ている800例を超える痴漢のデータを取ったんです。問題行動を始めてからクリニックにたどり着くまで平均何年かかっているか。痴漢は8年でした。盗撮も調査しました。盗撮は7.2年でした。ペドフィリアは14年もかかっています。このデータだけでは、一概に言えないですが、子どもへの性加害は専門治療につながるまで相当時間がかかるということになります。これは、暗数が多いということにも関係してきます。盗撮の場合、大体の平均回数をヒアリングしました。彼らは平均、週に2、3回はやるんです。依存症の患者さんって自分がやった回数を少なく見積もって言いますから、多分、最低でも2、3回はやっていて、クリニックにたどり着くまで平均8年かかっているとしたら、1,000回以上やっています。治療を始めるまで1,000回以上繰り返して、常習化していくということです。痴漢に関しても似ていると思います。早期発見、早期治療をどうしていくか、これは恐らく、初犯の段階で治療命令を出すとか、なかなか今の状況では難しいですけども、もっと早い段階で専門治療にどうつなげていくかの制度設計、システムをつくっていくということになります。中にはやめたいけどもやめ方が分からなかったという人もいます。クリニックでは、やめ方を具体的に教えます、このニーズは合致するんですよ。ですから、どれぐらい、例えば、問題行動を始めてから治療に

つながるのが4年とか3年と短くなっていけば、もっと被害者は減るわけです。ここをどうしていくかですね。

三次予防は、我々がやっている再発防止です。この一次予防、二次予防、三次予防に各専門家や関係者がしっかりと取り組んでいければ、性暴力は減っていくと考えています。もちろん子どもたちへの性教育も大事です。性教育も今ちょっとずつ変わりつつあります。私もできる範囲で啓発していきたいなと思っています。

残り時間わずかですが、少し別の話をします。現在、R3受講者からのヒアリングをクリニックでやっています。今、20人ぐらいの方からヒアリングできていて、元加害当事者から、R3にこういう要素を入れてほしいと、刑務所の中で行っているプログラムにこういう要素を入れてくれると、出た後も含めて再犯防止につながっていくんじゃないかというのを当事者の視点からヒアリングしています。この後は、R3経験者からのインタビューから見えてきたことについて話をします。今日はAとB、二例しか持ってこなかったですが、今後は100例ぐらいのデータを取ってきたいなと思っています。

このA氏は30代、受刑歴4回、軽度知的障害ありの方です。この人はペドフィリアの人ですね。5回目は行かずに、現在クリニックに1年半通っています。初めてこんなに再犯せずに今、社会にいるというふうに彼は言っています。彼はR3を3回受けています。彼は幼少期に性虐待を受けていて、相当ひどい暴力的な家庭環境で育っています。小学校低学年のときから女兒に対する行動化を始めています。彼は真性のペドフィリア、純粋型です、成人女性には全く関心ない人です。そして、ペドフィリアの中でも非常にハイリスクな人です。ペドフィリアの中で最もハイリスクな人は純粋型のペドフィリアで、かつ男児が性対象の人ですね。私もそんなに多くは関わっていないんですが、この人たちは治療が困難で、再犯リスクは高いなと思います。話をA氏に戻して、ずっとわいせつ行為に及んでいて、最後の受刑は人気のないところに女兒を連れていって、ナイフを使ってわいせつ行為に及んだとっていました。

彼は今、当クリニックのペドフィリアのプログラムに参加しています。プログラムの中で、過去に何度も女の子を襲っていますけれども、もし騒がれたらどうしたんですかと聞いたら、彼はこう言いました、騒がれたときは殺そうと思いましたと。こういうペドフィリアの人たちの考えは、痴漢や盗撮の人たちと質的に違いますよね。だから、プログラムをやはり別にしないといけないんです。当クリニックでは、ペドフィリアでは被害者が児童ということもあって別にしています。そして、彼らは非常に特異な認知のゆがみを持っています。

A氏とは別に、今クリニックに来ている人で、一番低年齢を対象にしている人に3歳前後の子どもばかり狙う人がいます。私も子どもがいるので、複雑な感情を抱きながら彼に質問し、何でその年齢ばかりを狙うのか、純粋な疑問として聞きました。彼はこう言いました、3歳だと記憶に残らないでしょうと。実際は記憶に残るんですが、彼のロジックはそうです。これはもう相当ゆがんでいますよね。こういう人たちはやはり痴漢、盗撮の人たちと一緒にプログラムできない。同じグループだと必ずドロップアウトします。

A氏は今回、刑務所で受刑して、R3を受けて、助けを求めるといふことと、R3を学んで、刑務所を出るときに、受刑中に、出た後に危ないときにはクリニックに行けばいいといふことで某クリニックと榎本クリニックの名前だけ聞いていたんです。彼は出所後に、兄弟と一緒に同居しながら、ハローワークに行き始めました。なかなか仕事が見つからないんですね。ある日、ハローワークでの面接が早く終わって、彼は時間がちょっと余ったので、ハローワークの近くの公園で早い昼の食事を取りました。公園に行くといふのが、もうこの時点でハイリスクな場所に行ってるんですが。彼は食事を取っていたら、案の定、彼がターゲットにしている小学1年生から3年生ぐらいの女の子が来ました。何か忘れ物をしたのか、公園に戻って来て、その忘れ物を取ってすぐいなくなりました。彼はその小学生が来たとき、まずいと思ったらしいんです。そして、その彼女がいなくなった後に、こう思ったそうです、「また必ずあの子はここに来る」と、そのときに彼は、これはもう、急性トリガーの段階にきていると思ったそうです。すぐ彼は同居しているお兄さんに泣きながら電話して、すぐに治療に行かせてほしいと言ったそうです。彼がお兄さんに電話するといふのは、R3で学んだことです。これを彼は実践できたんです。それで、無事に当クリニックにつながりました。彼は今、送迎を使って通っています。1年半、今のところ再犯していません。薬物療法が非常に彼には効果が出ていて、抗精神薬を使っているんですけども、子どもを見ても性欲をほとんど感じないと言っていましたね。性欲を感じないことについて、彼の中では再犯しないためには仕方ないと思っているみたいです。

続いて、B氏の例です。この人はR3対象外の人です。ただ、7回、刑務所に行っています。御存じのとおり、R3では分類があつて、その中で選別されて、選ばれた方が受けられます。彼はハイヒールを盗むといふ人です。歩いている女性の後ろから足を押さえて、ハイヒールを盗んで、それを持って逃げる、こういう性嗜好のある方です。でも、彼の場合は、何回も刑務所に行っているんですが、R3からは全部外れています。

彼は自分のこの性嗜好が病気だと知らなかったです。治療できるとは知らなかった。たまたま最後に受刑したところで教育専門官から、それは依存症だよ、治療を受けた方がいいよと言われて、当クリニックにつながりました。彼は今、3年来ていますね。こんなに社会にいたのは初めてだと言っています。ただ、やはりハイヒールの音がだめみたいです。コツコツコツといふ音が、もうこれが彼にとつたら大きなトリガーです。足音を聞いてどのスタッフか見分けることが出来るぐらい聴覚が発達しているため、外出時はイヤホンをするといふコーピングが非常に有効です。彼は、ハイヒールがこの世からなくなってほしいと言っていました。彼はR3の対象ではありません。もうちょっとこういう人も刑務所内で何かプログラムにつながっていれば、早い段階で社会内の治療につながっていたんじゃないかなと思います。

【スライド20】最後ですね。課題を挙げました。今後、矯正施設内処遇、あと社会内処遇、そして地域トリートメントが連携していく上で、どうしていけばいいのか。今、20名ぐらいのR3の経験者の人からヒアリングした中で挙げてきた課題をまとめました。まずは、R3の分類における非受講群の問題です。精神疾患など何らかの理由で

R3対象外になってしまうハイリスク群に対する超高密度のプログラム、こういうものが作れないだろうかというところが1つです。特にペドフィリアに特化したものがあるというふうなというふうに思います。

あとは、さっき言ったように知的障害や発達障害があるため、なかなかR3を受講できないという人がいます。そういう人は結構、分類から外されてしまう可能性があるのですが、こういう人たちこそ実はリスク高いんですね。こういう人たちをどうやっていくかという問題もあります。

あとは、受講するタイミングですね。これは彼らの意見からすると、出所前に受けたという希望が多いです。例えば、10年の刑で5年目に受けて、残刑は専門的なプログラムは何もしないと学んだことを忘れてしまうと言っています。セルフマネジメントプランだけは持っているけれども、できれば出る前ぐらいの、釈前教育の前ぐらいに受けたいと、そうすると、もうちょっと記憶に残るんじゃないかという意見です。あとは、出た後にどういう機関につながればいいのかのアドバイスも欲しいと、この辺の問題ですね。

あとは、メンテナンスの問題です。特にR3で使用しているワークブックですね、ワークブックを真面目な人は全部ノートに写すんです。私も見せてもらって、内容的には素晴らしいと思うんですけども、これを施設外に持ち出せないかという問題ですね。これには著作権の問題とか、いろいろな問題があるのかもしれないんですが、これがもし社会内で共有されれば、それを基に再犯防止に取り組む相談機関も増えてくるでしょうし、もうちょっとこれが公開されると、社会内でプログラムをやる人が増えてくるんじゃないかと思っています。薬物のSMARTPPなんかも今、全国に名前を変えて広がっていますけれども、性犯罪者の処遇に使っているワークブックも、もし一般に使えるような形で出してもらえれば、依存症の問題を扱っている医療機関で、プログラムをやりたいというところが増えるんじゃないかという印象を持っています。

まだ、社会内で性加害者のプログラムを行っているところはすごく少ないですね。受け皿が非常に少ない。これを増やしていかないことには、出所後再犯というのは避けられないですね。

あとは、保護観察所の性犯罪者処遇プログラムと何とか連携できないだろうかということです。私は今、都内の更生保護施設に何か所か行っています。そこで要望があったときに、個別で性犯罪で受刑していた人のプログラムをやっています。そこを出た後にクリニックにつなげるような形の取組を、今やっているんです。そこにいる人は、実は保護観察所の性犯罪者処遇プログラムを受けているんです。ですから、もうちょっと保護観察所とうまく連携できればと考えています。保護観察期間に3カ月で5回やりますよね、これのメンテナンスとして、この社会内のプログラムにつなげていくようなルート、これが作れると、もうちょっと切れ目のないアプローチができるんじゃないかと考えています。あとは、海外にある治療的保護観察という制度ですね、これは治療命令も含めたもので、保護観察期間中に治療を受けていないと刑務所に戻るみたいな、こういう制度があればつながるというところが、もうちょっとしっかりとしたパイプにできる

んじゃないかと。

最後です。私はここが一番、これからの課題だと思います。いわゆる特別調整にもものらない満期出所者、ここですね。特別調整にのってくる、地域生活定着支援センターが関わる性犯罪のケースも結構難しい対象者が多いです。すぐいなくなっちゃいますね。なかなか定着しないんですが、まだ、つながるといところまではできるんですね。たくさんの方が出所前から関わりますから。ただ、この特別調整にも該当しない、特別調整って本人も希望しないとだめですから、ここにもものらない満期出所の人、この人たちをどうしていくかというところなんです。これは実は私も経験があって、強姦で受刑していた人が、満期で出所した後、その刑務所の近くのコンビニで再犯したんですけれども、彼は特にこの5番（スライド20）に該当する人です。こういう人を社会内のプログラムにどうつなげていくか、ここは非常に重要な課題かなと思っています。

あと当クリニックに来ている患者さんの属性等に関するデータは、今日お渡しした論文の中にも載っていますので、参考にさせていただいて、飽くまでもうちに来る人たちは、顔見知りでない人、全体の3割のうちの氷山の一角の2,000名以上です、ということ的前提を見ていただければと思います。

最後、冒頭にも話しましたが、『「小児性愛」という病—それは愛ではない』（ブックマン社）という、今まで150人のペドフィリアの人の治療に当たってくる中で得た知見、エビデンスをこの一冊にまとめました。彼らはよく純愛と言います。純愛だったんだと、たまたま好きになった人が子どもだったんだと正当化します。こういう特異な認知のゆがみにどうアプローチしていくか。あとは、ペドフィリアの潜在層というのはたくさんいます、もうツイッターを見ていてもよく分かります。こういう予備軍の人たちをどう対応して考えていけばいいのか、そして暗数の問題ですね。私が行っていた刑務所で、米国の（ジョナサン・）エイブルの研究、「未治療の1人の性犯罪者は生涯に380人の被害者を出す」という研究があるんですが、その話を某刑務所でするんですね。あるペドフィリアの人は、僕はそれよりもやっていたと言いました。非常に暗数が多いんだなと思います。いわゆる声に出せない被害者たちがたくさんいます。

ということで、時間が来ましたので、私の話、これで終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間を取らせていただきます。どなたか質問ある方、どうぞ挙手していただいて、おっしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○大原刑事局刑事課長

刑事局刑事課長の大原と申します。本日は、大変貴重なお話、ありがとうございました

た。

施設内処遇，社会内処遇，それから地域トリートメントの問題点，また，刑罰，監視の限界という話もありました。刑事罰を科す前提として裁判という手続がありますが，先生のほうでもし，痴漢とか，あるいは性犯罪とかの裁判を御覧になり，何かお感じになったこととかがあれば，ぜひ教えていただきたいなと思いました。

○斉藤先生

ありがとうございます。

私，個人としては現在までに，情状証人として性犯罪裁判に50回程度出廷しております。そのうち，裁判員裁判が10回ほどあります。既に治療につながっている加害者の証人として出廷する場合もあれば，まだ勾留中で保釈が認められないケースなどは，勾留中に面会をして，再犯防止計画を立てて，判決後の行き先として治療につながってもらうための道筋をコーディネートする司法サポートプログラム（LSP：Legal Support Program）というのを行っています。その中で非常に難しいと感じるところは，本人自身は，こういう病気で，かつ専門的なプログラムを受ければやめることができるということが伝われば，必ず治療に来ますと言ってくれる方がいます。一方で，明らかな常習性があり裁判の中でプログラムの必要性を伝えるんですが，実際に受刑したときにR3から外れるという方もいらっしゃいます。それはどういう形で知るかというところ刑務所から送られてくる手紙です。手紙の中身は，「本当は俺，R3を受けたかったけれども，なぜか分類から外れました」というエピソードが以前ありました。このときはどういう基準でR3対象者を選んでいるんだろうと疑問が残りました。

あとは，裁判における，被害者側と加害者側の全くかみ合わない謝罪の場面についてですが，ここは私，裁判の段階では，かみ合わなくて仕方ないとも思うんです。私も被害者支援の方々や被害者の相談を受けていますので，裁判の段階で，なぜかみ合わないのかというのはよく分かります。それは，さっき加害者臨床における変化のステージモデルという話をしましたが，彼らが被害者のことに真剣に向き合えるのには，そのための土台がやはり必要なんです，しっかりと自らの加害行為の責任を受けとめていくだけの器が必要です。ただ，裁判の段階って事件を起こしてそんなに経っていない状況で，被害者側はもうそのときは一次被害，いわゆる対象行為の一次被害に重ねて，その後の二次被害に生活が支配されているわけです。つまり，生活の中で起こる様々なセカンドレイプについて，ここにもしっかりと責任をとってほしいというのが被害者の思いです。なぜ私を選んだんだ，人生が壊れてしまった，さらに，一次被害もそうだけれども，被害当時には，二次被害がこんなに大変だと想像できないわけです。寝られない過覚醒状態，PTSDの問題，自傷行為が始まる，うつになる，解離が起きる，もう様々な二次被害で生活が支配され，無理解と孤独の中で苦しんでいます。ただ，加害者は裁判の段階では，その被害者の二次被害の影響まで考えが至らないです。そこは，知らないから想像力が働かない。加害者は自分がやった加害行為そのものに謝っているのです。二次被害に対して謝罪するというところまでの視点や想像力がないですね。ですから，クリニ

ックのプログラムでは、なぜ、被害者の人に来てもらって体験談を話してもらおうかという、やはり被害の後、どれくらい大変なのか、ここをやはり知ってもらう必要があると思うんです。ですから、当クリニックに定期的にメッセージを運んでくれる被害者の方が言うんですが、「加害者には時効があるけれども、被害者には時効がない」ということ、これを知ってほしいと彼女は言っています。裁判の段階では、この辺りの両者の考えがちょっとかみ合わないなというのを感じます。

○大原刑事局刑事課長

今おっしゃっていただいたことは非常に参考になります。もう一つ、裁判では、被告人という立場でいろいろ自分の動機を説明しますが、やはり今、先生のお話を聞いていると、痴漢に関してもステレオタイプに、こういう動機からだということではないんだなと思いました。先生御自身は、裁判でそういうのを御覧になっていて、何か感じる事とかおありですか。

○斉藤先生

これはやはり、裁判の段階において、いまだに根強く残っている性欲原因論（性欲の強さが原因で性犯罪は起きる＝男は性欲がコントロールできないという神話からくる言説）で語る加害者は多くて、性欲が僕は強いんですとか、抑えられなくてムラムラしてやっちゃったんですとか。彼らは、性犯罪を性欲の問題に矮小化して語ると周囲を妙に納得させることが出来る、つまり煙に巻けるという経験を持っています。男の性欲はコントロールできないから仕方ない、という思考に陥りがちな、社会全体が持っている前提としての価値観があります。ですから、本来はプログラムで、なぜ繰り返す必要があったのかとか考えさせると、彼らの話でよく出てくるのは、支配欲を満たすため、優越感を感じるため、達成感を感じる、男らしさや男性性を確認するとか、低下した自尊心を回復するためだとか、いろいろあるんですが、こういう多種多様な欲望や欲求が凝縮した行為が性暴力なんです。ですから、裁判の段階ではまだ彼ら自身が性暴力を語る言語を持っていないので、ここはやはり心理教育が必要で、それは治療の中で明確化させていきます。

○大原刑事局刑事課長

ありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

ほかにございますでしょうか。

○是木企画再犯防止推進室長

官房参事官の是木でございます。本日はありがとうございました。

合計4点のこと、ばらばらのことについて御質問したいと思います。研究などがある

テーマであることも認識しておりますが、先生の観点からはどのようにお感じでしょうかということをお教えいただければと考えております。

1点目は、今の話も関係しますが、被害者の声というのを届ける場合について、治療反応性を見ながら対応していくことが必要だというような御指摘がありました。一般に、被害者の方々が事件の被害のことについて、加害者が知るということが重要であるということをお指摘される方が多いということがあって、そういう中で、例えば事件からかなり離れた後の段階で、服役中であるとか、あるいは保護観察とか、そういった段階に至った段階で、直接対面する形で被害者の方のお気持ちというのを聞く、そういった機会を持たせることが必要なのではないかと、なんていう指摘も出るということのように認識しております。もちろん、被害者のお気持ちというのを認識するというのがグループワーク等の中で必要になってくる局面もあるかと思いますが、そういった形で直接対面というような部分に関して、メリット、デメリット等について先生がお感じになるところがあれば、教えていただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目です。こちらはお話が出ているかもしれませんが、非常に高リスクな人であり、かつ、治療に対する意欲がないというような人、矯正の場合も非常に苦勞するタイプではないかと思えますけれども、そういったものを治療に向けていく上でのキーとなるようなものというのが、先生は何かあるというふうにお考えかどうかというのが2点目でございます。

3点目、薬物治療についてであります。先ほど、非常に効果を持っているというような御指摘がありました。なかなか性犯罪に対する薬物治療というものの効果というものについて、様々な意見があるかと思いますが、先生御自身はどのような認識をお持ちかということが3点目。

最後ですが、地域ケアについてであります。今、ごく始まったばかりではあるかもしれませんが、地域ぐるみで性犯罪に関して再犯防止の取組なんかが行われている地域もあるかと思えます。そういったものの広がりについて、先生の方で、現にワークしているというふうにご考えられるところがあるか、それとも、まだまだ発展途上であるとお考えか、多数にわたって申しわけないですが、簡潔で結構ですので、教えていただければと思います。

○齊藤先生

ありがとうございます。

直接対面は、リスク高いなと思えますね。当クリニックでやっている被害者のメッセージは飽くまで事件の当事者同士ではないので、成り立っています。修復的司法の取組ではそういう手法が採られるというのを聞いたことあるんですが、被害者がもちろんそれを望むことで、被害者側の回復阻害要因にならない、かつ、加害者側もそれを受け止める土壌がある中であれば、専門的なコーディネーターが間に入って行うことで効果的な対話になるのかなと思えます。

あと、治療に対する意欲がない者への動機付けに関して、これはクリニックでも時々

問題になります。ただ、当クリニックは初診時に幾重ものフィルターを設けているので、例えば、治療を3年間継続することや、リスクに応じたプログラムを受講すること、家族と定期的に面談するなど、かつ誓約書にサインできるかどうか、これがクリアできない人は治療をお断りしています。ですから、本当に裁判のためだけに来る、やる気の無い人はそこでフィルターにかけられます。通院をしている人の中で、高リスクで動機付けが低い方は、クリニックの中で用いている手法は、いわゆる動機付け面接法という手法があります。これは、ちゃんとエビデンスのある心理療法なんですけれども、対立、対決するのではなくて、彼らの動機付けを高めていくための手法です。①共感を示す、②矛盾を拡大する、③抵抗とともに転がる、④自己肯定感を支援する、これら4つの要素を踏まえて対象者にアプローチします。これはやはりトレーニングを受けないと厳しいかなと思うので、刑務所の教育専門官の方々も、ぜひ実践に取り入れていただければ、より動機付けが低い人をどう高めていくかのヒントになるかと思います。

あと、薬物療法は、当クリニックでよく使うのは抗精神薬のセレネースやリスパダールです。これは統合失調症で主に使う薬なんですけれども、これを実は一定期間服用している人の4割から6割は勃起不全が起こると言われています。それを説明した上で、特にハイリスクな人は本人の同意のもとでやっています。これを使った効果というのは、結構皆さん、よくフィードバックをくれて、「あっ、効果出ているな」という一つの目安が、性欲が減退しているという話をもらうんですね、これは効果出ているなど我々、臨床的な感覚で思います。あとは、トリガーになるような対象者とすれ違うときに振り向かなくなったとか、そういう人に反応しなくなるということですね、こういうところで薬物療法の実感、認知行動療法以外のところで感じることはあります。さらに最近は重複障害の一つとしてADHDを合併している人もいるため、それにあつた薬物療法も実践しています。

あと、地域ケア、つまり性犯罪者のコミュニティへの再統合支援は、これもクリニックとして取り組んでいるところがあります。ただ、まだまだやはり難しいところがあります。自助グループとの連携もその一つなんですけど、自助グループも、これも御本人の意思のもとに来ますし、例えば就労支援というところを考えると、クリニックに来ている方々で、自分の事件がばれて、すぐクビになるという方は結構います。そういう体験を繰り返していると、またそれが再発のリスク要因になってくると。家が自営業をしている人は、社会復帰率が高いです。出所後に仕事がありますし、親がキーパーソンになって理解しているので。ただ、普通に会社員として復帰していく人たちは、ネットで調べれば過去の事件が出てくる、誰かが発見すると、それが一気に社内に広まる、そして排除される、こういうパターンが非常に多いので、ここが今後の大きな課題だと思っています。

○是木企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

そのほかに質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

では、最後に御質問させてください。今日はお時間の関係で、小児性愛に特化したお話ということには触れていただけなかった部分があるのかもしれないですが、貴クリニックにおいては2018年に小児性犯罪に特化した治療グループを立ち上げられたということ、この資料で見まして、ほかのグループワークだったり、ほかのプログラムとここを違えて構成しているとか、こういう点に配慮してグループを形成して実施しているみたいなことがもしありましたら、教えていただければと思います。

○斉藤先生

そもそもこれを立ち上げた背景は、彼らは他の性犯罪の人たちのグループでは自分の問題行動を話せない、それは子どもを対象にしているということで話せない、これは性犯罪者の中でもヒエラルキーがあって、その中でもペドフィリアの人は最も嫌がられるという人たちです。ですから、まず場所を分けないといけないという問題があります。だから、グループの場所をまず分けました。かつ、ペドフィリアの人たちの中では重複障害を持っている人が多いです。一番多いのは軽度発達障害です。やはりさっきのワークブックの話もありましたが、彼らに理解しやすいような形で、ちょっと簡易版のやつですね、分かりやすい内容のやつでリスクマネジメントをしていく方法を学んでもらう。あとは、薬物療法をほとんどの人がやっています。8割ぐらいはやっています、そこで衝動を抑えているというところ。あとは、さっき言ったハイリスク群のプログラムで結構長い時間、クリニックで見ていきます。主にその生活自体をケアしていくという視点から、彼らの社会内で再犯防止、地域定着を維持するための伴走型支援をしています。一番大きなのは、彼らだけのグループを作るところが彼らにとっても大きいみたいです。本当にやはり話せない、グループワークで語られる内容も本当にグロテスクな話が多いです。ですから、聞いている我々も気持ち悪くなるような話が出てきますが、彼らはそれを話すことで、つまり言語化と衝動性は対極にあるので、話せること自体が欲求を低減するというところで試行錯誤しながら実践しております。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございます。

ほかに御質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。特にこの場ではということだったり、ほかの御質問がある場合につきましては、また別途まとめて先生にお伺いする機会もあるかと思っておりますので、おっしゃっていただければと思います。今日はお時間もございますので、これにて質疑応答を終了させていただきたいと思っております。

それでは、副座長のほうから御挨拶を差し上げたいと存じます。

○山崎法総研総務企画部長

副座長の山崎でございます。本日は御多忙の中、当省までお越しいただいた上、貴重

なお話を賜り，誠にありがとうございました。限られたお時間ではありましたが，性犯罪加害者等の社会内処遇の最前線で実際に携わっておられる斉藤先生から，実際の臨床を通じた御知見を賜り，大変理解を深めることができました。特に，加害者側の自らの行動に対する理由づけと申しますか，赤裸々な告白等は本当に印象的でありました。改めて，加害者側，あるいは加害者になり得る人に対してどう対応していくのか，お話を伺っていると，なかなか大変なところもあるようですけれども，その点をどうしていくのが本当に重要であるということを確認した次第であります。本日得ました知見を大いに参考にさせていただきまして，本ワーキンググループにおいても更に性犯罪の実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

—了—

◀ 2019年11月27日(水)／性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ資料 ▶

『性犯罪治療の現場から』

～施設内処遇から社会内処遇、そして地域トリートメントへ～

大森榎本クリニック 精神保健福祉部長

演者：斉藤章佳(精神保健福祉士／社会福祉士)

E-mail: info@ohmori-enomoto-clinic.jp

TEL:03-5753-3361(代表)／FAX:03-5753-3361

【『痴漢本』韓国で発売！】

男が痴漢になる理由



精神保健福祉士
社会福祉士
齊藤章佳

読者からの反響続々！メディアで話題沸騰中！
「目からウロコが
ぼろぼろ落ちます」
〔「東京新聞」10/29より〕

仕事や家庭でのストレス、
満員電車……
きっかけさえあれば、
**誰もが
痴漢に
なる**可能性は
あります。

- 痴漢は、依存症。アルコール・ギャンブルと同じ
- 痴漢の多くは、勃起していない
- 痴漢の多くは、四大卒・妻子あり
- 痴漢はいじめと似ている。相手を人間だと思っていない
- 痴漢の背景には「男性優位社会」がある

- 痴漢への認識を覆す
 - 性欲が強すぎるから？
 - 非モテ男子だから？
 - 世の中には痴漢されたい子がいるはず？
 - セックスレスだったから？
 - 親の育て方に問題があったから？

（「イースト・プレス」より）

【某刑務所にて…】

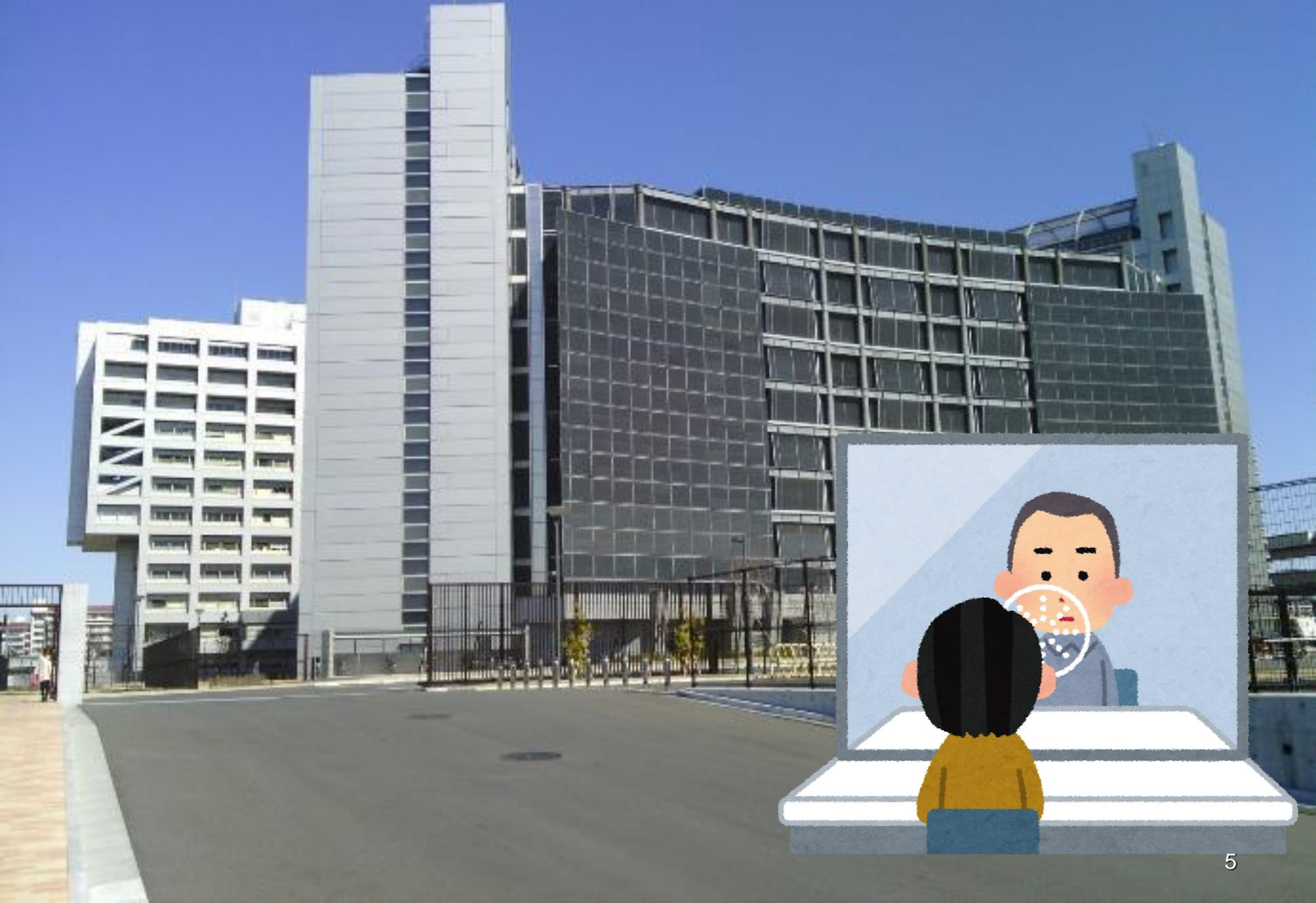
■『先生、オレこのまま刑務所からでたくないよ。また絶対に小さい子をやってしまうのわかってるから…。』

➤ 彼のメッセージはいったい何を意味しているのか？

【プログラム立ち上げの背景】

- 日本における性犯罪者の社会内処遇における問題点(第39回日本犯罪社会学会にて. 斉藤. 2012)
 1. 矯正施設内処遇と社会内処遇の連携の未整備。
 2. 矯正施設内で性犯罪は起きない(R3プログラム経験者のコメント)・・・出所後の専門機関へのコーディネート業務やフォローアップ体制の未整備。
 3. 遵守事項として、出所後も継続した専門治療プログラムへの参加継続指導がない(治療的保護観察制度)。
 4. 薬物療法に対する抵抗感が強い(当事者や家族)。
 5. この問題に対応できる専門家や受け皿が少ない。

【子どもへの性加害を繰り返していたM氏】



【忘れられないメッセージ】

- 2007年2月18日、法務省主催国際シンポジウム:「性犯罪者の再犯防止のためにートリートメントとアセスメント」
- ウィリアム・L・マーシャル先生来日!

① どんなハイリスクな性犯罪者も必ず
変わることが出来る

② 小さな喜びを毎日記録して確認すること

③ 自尊心を感じられる点を3回以上
読み上げること



【性犯罪を巡る再犯防止の流れと榎本クリニックの取組】

年代	概要
2004年11月	・奈良小1女児誘拐殺害事件(小林薫死刑囚)。
2006年5月 (平成18年)	・刑務所にて「性犯罪再犯防止指導(R3)」が始まる。9月から保護観察所でも、「性犯罪者処遇プログラム」が仮釈放者などを対象に始まる。 ・クリニックにて、国内初の民間医療機関で性犯罪及び性依存症グループ(通称:SAG)が始まる(5月12日)。
2007年7月	・クリニックにて、国内で初めて性犯罪加害者家族に特化した家族支援グループ(通称:SFG)が始まる(7月14日)。
2011年4月	・クリニックにて、国内で初めて性犯罪者対象の司法サポートプログラム(LSP)が始まり刑事手続の段階から治療がスタートできるようになる。 ・警察庁より子どもを狙った暴力的性犯罪の前歴者に対して自宅訪問と面談指導実施へ(再犯防止措置制度)。
2012年3月	・クリニックにて、国内で初めて性依存症に特化したテイクアウトケアのフロアが開設され、重複障害のあるハイリスク対象者のプログラムが始まる。
2015~2016年	・金剛出版より「性依存症の治療」「性依存症のリアル」出版。同年4月、自助グループ(SA)が日本で初めて川越少年刑務所へのメッセージ活動開始する。
2017年	・110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正される。 ・学生、社会人むけの「性依存症克服プログラム(毎週土曜日)」が始まる。また、日本初の痴漢の専門書「男が痴漢になる理由」がイースト・プレス社より出版。
2018年6月	・クリニックにて小児性犯罪に特化した治療グループ(SPG)が始まる。

【治療の3原則(Andrews,et al.1990)】

■ 科学的エビデンスに基づいた治療的介入

リスクの原則 (Risk)

- リスクに応じた対応をせよ！
- 低リスク者を高リスク者に混ぜると再犯増加？

ニーズの原則 (Needs)

- 犯罪原因となるニーズをターゲットにせよ！
- 再犯リスクとニーズは表裏一体

治療反応性の原則 (Responsivity)

- 対象者の学習スタイルと文化に治療をあわせよ！
- 知的障害、発達障害、文化、階層、宗教、年齢

【エビデンスに基づいた性犯罪者処遇】

- 対象者のリスクに見合った密度の処遇を実施しなければならない (Andrews & Bonta, 2003)
- 再犯率の上昇
- 効率も効果もあがる方法論

	リスク	低密度 処遇	高密度 処遇
O'Donnell et al., 1971	低 高	16 78	22 56
Baird et al., 1979	低 高	3 37	10 18
Andrews & Kiessling, 1980	低 高	12 58	17 31
Bonta et al., 2000	低 高	15 51	32 32

表: リスクレベルと処遇密度 (各群の再犯%)

【Static-99日本語版の概要】

Static-99R 評価用紙

患者氏名: _____
 実施場所: _____
 評価日: _____年 月 日 評価者氏名: _____

項目	リスク因子	コード	スコア
1	若年である	25歳以上 18歳-24.99歳	0 1
2	同居歴	恋人と少なくとも2年間以上同居したことがあるか	はい いいえ
3	性犯罪以外の重大な暴力犯罪による有罪判決	なし あり	0 1
4	非性的暴力犯罪歴	なし あり	0 1
5	性犯罪前歴	逮捕 なし 1-2回 3-5回 6回以上	有罪判決 なし 1回 2-3回 4回以上
6	以前の有罪判決 (本件を除く)	3回以下 4回以上	0 1
7	接触を伴わない性犯罪での有罪歴	なし あり	0 1
8	血縁のない被害者がいるか	いいえ はい	0 1
9	顔なじみでない被害者がいるか	いいえ はい	0 1
10	男性被害者がいるか	いいえ はい	0 1
	合計スコア	個々のリスク因子のスコアを合計する	

	得点	リスク・カテゴリ
想定名目リスク・カテゴリ	0, 1	低
	2, 3	中-低
	4, 5	中-高
	6+	高

The translation was completed by Takayuki Harada, Meiji University who warrants that the translation is an accurate representation of the original "Static-99R Coding Rules: Revised 2003". Translation of "Static-99R Coding Rules: Revised 2003" © Her Majesty The Queen in Right of Canada, 2003. Translated with the permission of Public Safety and Emergency Preparedness Canada.
 この翻訳は、目白大学、原田隆之によってなされたものであり、オリジナルの「Static-99R Coding Rules: Revised 2003」の正確な翻訳であることを保証する。Static-99R Coding Rules: Revised 2003の翻訳©は、Her Majesty The Queen in Right of Canada, 2003. カナダ公安局の許可を受けて翻訳されたものである。

🌐 オリジナルと同様、全10項目のリスク因子を査定

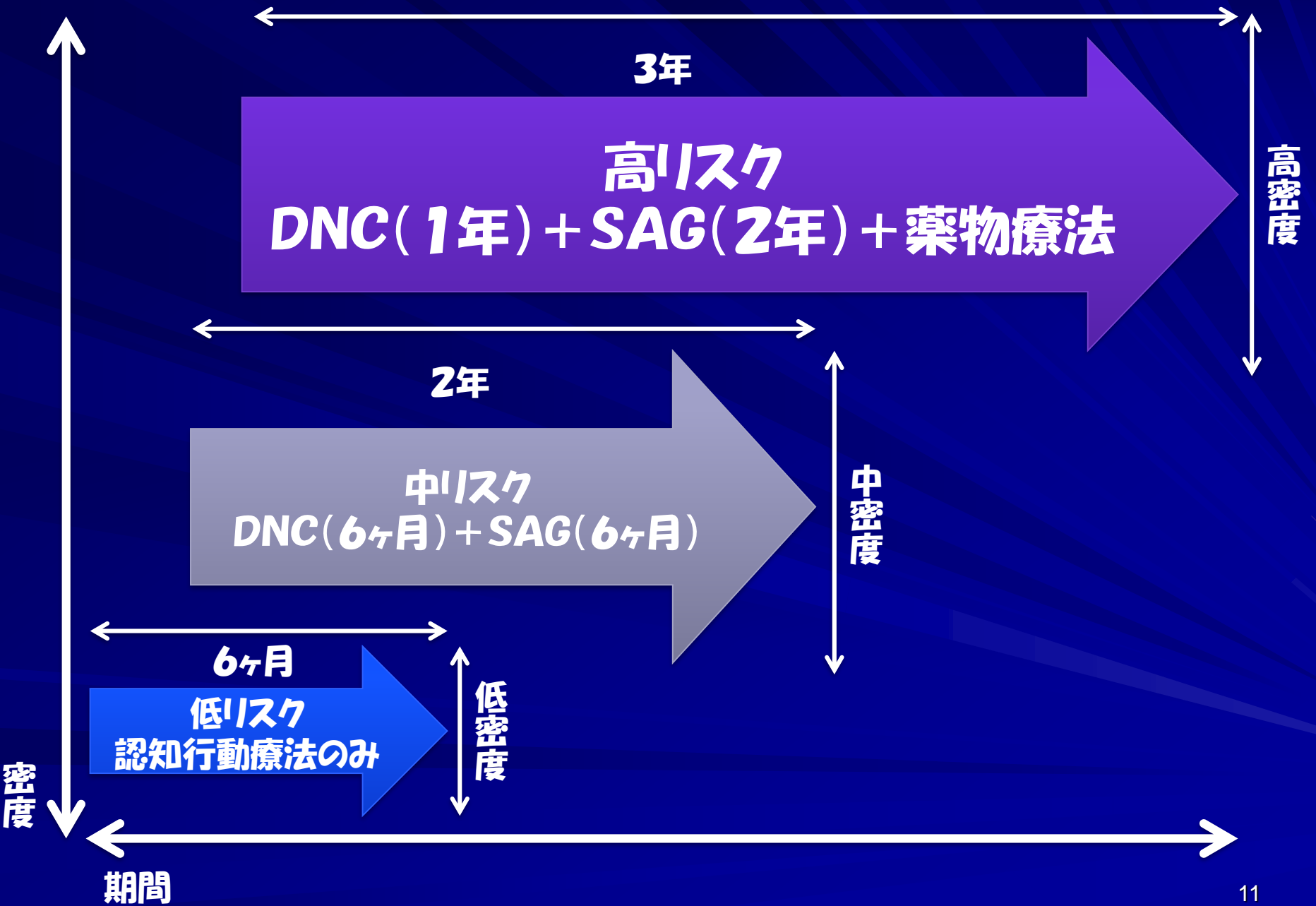
🌐 全て静的リスク因子

🌐 年齢／同居歴／性犯罪以外の犯罪歴／性犯罪前歴／性犯罪有罪歴／被害者の特質等

🌐 得点レンジは0-12点で、4群のリスクカテゴリーに分類

- i. 低リスク(0-1点)
- ii. 低-中リスク(2-3点)
- iii. 中-高リスク(4-5点)
- iv. 高リスク(6点以上)

【リスクレベルに応じた治療導入例】



【リラフスズプリベンションモデル】

- 1980年代に、Alan Marlattが提唱
- 当初は物質依存症の再発防止モデルとして発展
- 高リスク状況、ラフス、リラフスズの3段階で捉える
- 再発防止に最も効果的なリスク回避型治療モデル

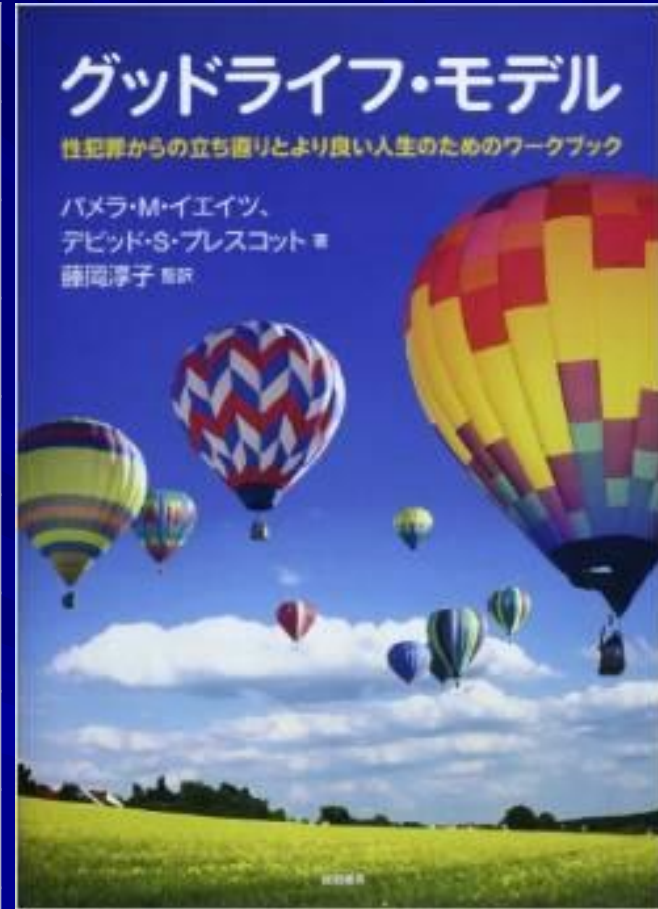
🔑 リラフスズプリベンション・モデルの主要な要素

- ① 問題行動が再発しやすい状況(ハイリスク状況)や引き金(trigger)の特定
- ② それに対する対処行動(コーピング・スキル)の学習

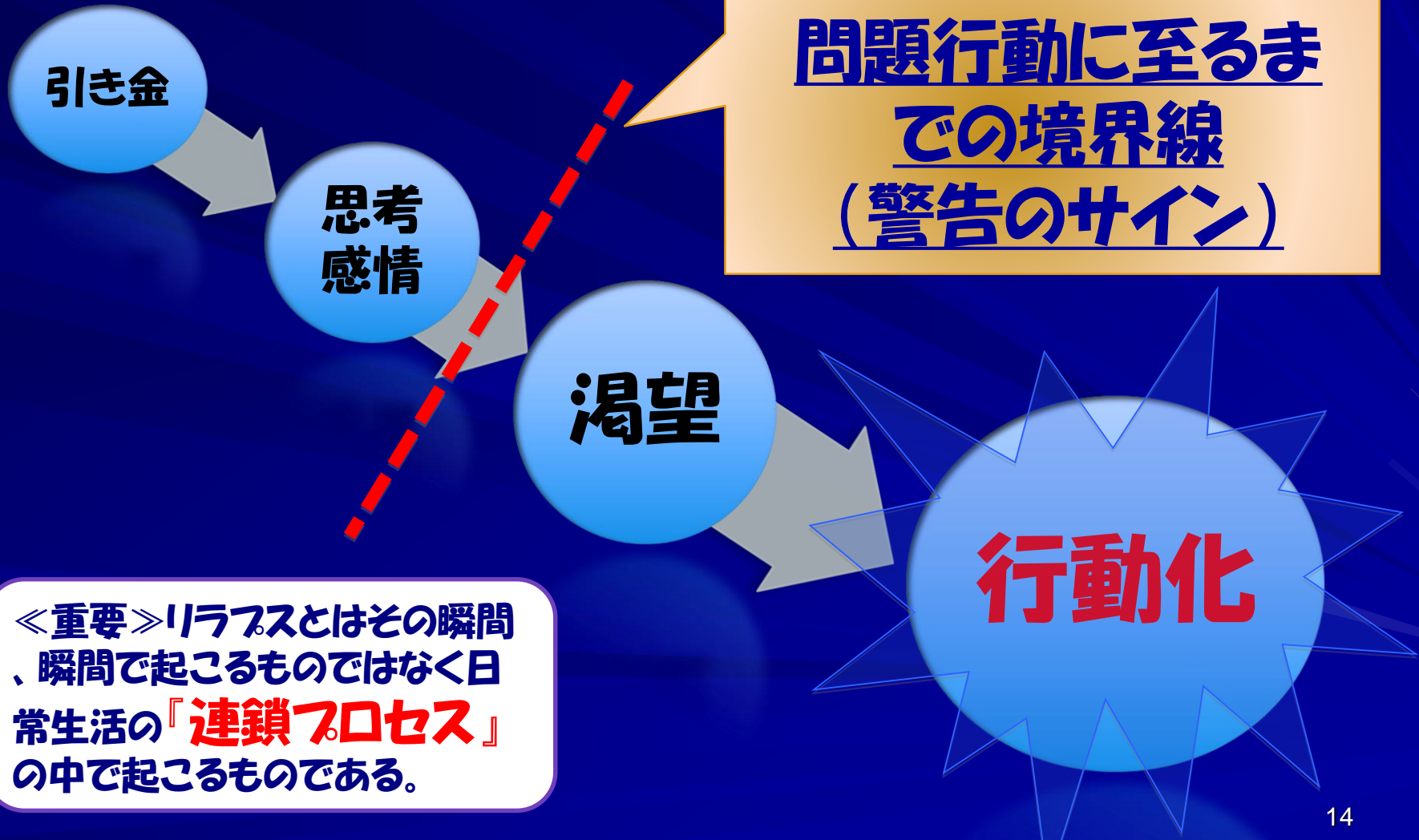
【グッドライフ・モデル】

一般的な人生目標

- ①暮らし：生活することと生き延びること
- ②知識：学ぶことと知ること
- ③仕事と遊びに熟達すること
- ④自己選択と自立
- ⑤心の平穏
- ⑥人間関係と友情
- ⑦コミュニティ：集団に所属すること
- ⑧精神性：人生に意味を見出すこと
- ⑨幸せ
- ⑩創造性



【引き金(trigger)】



【性犯罪のリスクマネジメント】

■ リスクマネジメントにおける「4つのing」

- ① スケジューリング
- ② モニタリング
- ③ コーピング
- ④ シェアリング



➤ 再発時は、必ずこの4点のどれかが疎かになっている！！

【セッションの様子】



【加害者臨床に必要な視点】

■ 再発防止に必要な5つのこと

- ① 加害者臨床にも**EBP**のパラダイムの導入を！
- ② 刑罰や監視によるアプローチの限界と、医療モデル・教育モデル・社会福祉モデルを統合的に加えたアプローチの普遍化(Andrews & Bonta, 2010)。
- ③ 関わる援助者が性暴力に対する正しい知識と認識を持つこと(**セカンドレイプ**を防ぐ！)。
- ④ 過剰な病理化は本人の**行為責任を隠蔽する機能**がある(常にポジショナリティの難しさを意識する)。
- ⑤ 性犯罪の**一次予防**・**二次予防**・**三次予防**について。

【ヒアリング対象者(A氏)】

(※事例は本人が特定されないよう内容を一部変更しています)

- 30代、受刑歴4回、軽度知的障害あり
- 罪名：強制わいせつ(懲役4年6ヶ月)
- R3中密度プログラム経験者(3回目)
- 成育歴や事件の概要：幼少期にアルコール依存症の父親から性的虐待を受ける。小学生低学年の時、同級生の女兒と初めて性的接触を試みる。高校生の頃から、刃物を常に携帯し4～6歳の女兒に声かけし公園やトイレでわいせつ行為に及んでいた。今回も女兒の自転車を倒し人気のないところに連れていき、ナイフで脅しわいせつ行為に及んでいる。

【ヒアリング対象者(B氏)】

(※事例は本人が特定されないよう内容を一部変更しています)

- 40代、受刑歴7回、自閉症スペクトラム
- 罪名：窃盗罪(懲役2年6ヶ月)／R3非該当者
- 成育歴や事件の概要：小学校時、かないひどいじめがあった。その頃から、仕事に行こうとする母親のハイヒールを破壊して怒られていた。親は特殊な拘りがあり、おかしい子だなと感じていた。高校の時からストーキングが始まり、女性のハイヒールを盗むことが常習化する。今回も女性歩行者のハイヒールを後方からもぎとる。盗んだハイヒールは自慰行為に用いていた。女性と交際歴や性行為の経験はなし。

【問題点と課題】

- 矯正施設内処遇と地域トリートメントの連携
- ① R3の分類における非受講群問題(R3以外でハイリスク群の**超高密度プログラム**の提案)
- ② R3を受講する**タイミング**問題
- ③ R3受講後のメンテナンス問題(刑務所内のワークブックは門外不出?)
- ④ 保護観察所プログラムとの連携問題(**治療的保護観察制度の創設**と橋渡し)
- ⑤ 特別調整にものらない**満期出所者**の問題

【新刊「小児性愛という病」】



- それは、愛ではない
- 性犯罪の中でも小児性犯罪は別格である！
- いまだ実態が明らかになっていない加害者心理とは？
- それは純愛なのか？
- 驚くべき認知の歪み

(「フックマン社」より11月20日刊行)

性犯罪治療の現場から
— 性犯罪者の包括的地域トリートメント —

斉 藤 章 佳

『アディクションと家族』第33巻2号
(平成30年7月15日発行)より別刷

■特集 性暴力—被害と加害をめぐって

性犯罪治療の現場から

— 性犯罪者の包括的地域トリートメント —

齊藤章佳*

はじめに

昨年は110年ぶりの性犯罪刑法改正や、自らの性被害をカミングアウトした伊藤詩織さんの著書『Black Box』³⁾、日本で初めて痴漢の実態を明らかにした筆者の著書『男が痴漢になる理由』⁷⁾など性犯罪に関する書籍が立て続けに出版されメディアを賑わせた。

また、今年も伊藤詩織さんの発信を皮切りに日本でも自らの性被害やセクシュアルハラスメントの経験をメディアやSNSを通じてカミングアウトする「#MeToo」「#WeToo」運動が世間の関心を集めている。記憶に新しい、福田元財務事務次官のセクハラ報道にまつわる辞任劇と、その時の財務省や世間の反応は、日本の性暴力に関する被害と加害における認識の温度差が露呈した象徴的な事件であった。冒頭ではあるが、改めてセクハラは性暴力であり人権侵害行為であると明記しておきたい。

性犯罪は、どんな理由があれ決して許されない行為である。それは被害者の人生を破壊する。一

方で表面化しにくく、多くの人は正確な実態を知らない。あらゆる問題にいえることだが、まず課題を解決していく上で正確な実態を知ることは重要である。本稿では、この問題の実態について明らかにするとともに、榎本クリニック（以下、当院）が13年前に日本で最初に社会内処遇の枠組みで起ち上げた『性犯罪再発防止プログラム』（通称SAG: Sexual Addiction Group-meeting）に焦点を当て、その加害者家族支援も含めた包括的な取り組みを紹介する。そして、最後にこれからの課題を簡単に提示したいと思う。

性犯罪者の実態とは

性犯罪が報道されるとき、加害者の特異性ばかりが強調されることが多い。いかに性欲が強かったか、そしていかに普段からおかしな人間だったか。そのような人物描写を見て視聴者は性犯罪者を性欲のコントロールできないモンスターのよう存在だとみなす。女性であれば、自分の身近にいないことや被害者にはならないこと、男性であれば、自分が加害者にはならないこと、ましてや被害者には絶対ならないことを確認し、安心する。性犯罪はこのような一般の人々の当事者性の欠如から、社会の中で被害と加害は分断されセカンドレイプの温床にもなっている。

生育歴に問題があったという解釈もよく見られる。つまりその加害者も子ども時代に虐待、とり

The on-site report of sex offenders treatment: Assertive community treatment in the sex offender

*大森榎本クリニック精神保健福祉部長、精神保健福祉士、社会福祉士

〒143-0016 東京都大田区大森北1-13-6

Akiyoshi Saito: psychiatric social worker, social worker, Enomoto Clinic, 1-13-6 Omori-kita, Ota-ku, Tokyo, 143-0016 Japan

わけ性的虐待を受けたことがあり、その被害体験が彼を加害行為に走らせた何らかのリスク要因になっているという説である。これを「被害者から加害者への道(行動上の再演:リイナクトメント)」や「アディクションの世代間連鎖」という文脈で語る臨床家が多い。確かに、性犯罪者のなかにはそうしたトラウマティックな過去を持つ者もいないわけではないが、私がこれまで約1,500名を超えるケースと関わってきた中での実感は「性犯罪者のほとんどは、どこにでもいるごく普通の男性である」という結論である。家族のためにまじめに仕事をし、家庭を営み、社会生活を送っている人たちである。だからこそ、犯行が発覚したときに周囲の人が口をそろえて「まさかあの人があることをするなんて」というお決まりの反応が返ってくるのだ。

特に痴漢の加害者は、両親から愛情を受けて何不自由なく育ち、四年制大学を卒業して就職し、結婚して子どももいる男性が最も多い層である。

この統計は、著書『男が痴漢になる理由』⁹⁾の中で記した『平成27年度版犯罪白書』のデータとも概ね一致する。こういって一部の人から「満員電車に乗っているのはサラリーマンが多いからあたりまえだ」と反論されるが、満員電車は何もサラリーマンばかりが利用しているわけではない。学生もいれば高齢者もいるし、建築関係で働く作業着姿の男性も多い。なにもスーツでネクタイ姿の男性ばかりではないのだ。そして、何よりも痴漢行為は満員電車内だけで起きるものではない。

痴漢に限らないが、当院ではさまざまな性的逸脱行動を繰り返す人を「嗜癖(アディクション)モデル」で捉え、性依存症(性的嗜癖行動)という病気として再発防止のための専門治療を行っている。性的嗜癖行動とひと言いでいってもその内容は、強姦や小児性犯罪から、痴漢、盗撮、のぞき、露出、下着窃盗まで幅広いが、これまで1,500名以上が受診している(図1-1)。

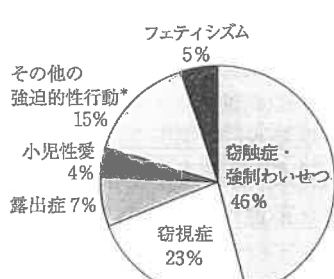


図1-1 性的嗜癖行動

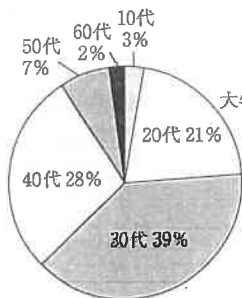


図1-2 年代

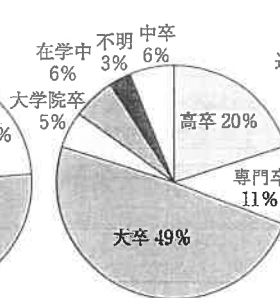


図1-3 学歴

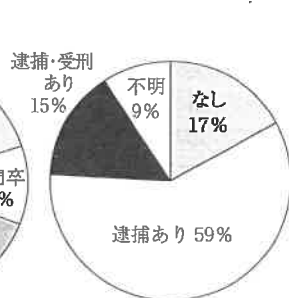


図1-4 逮捕歴

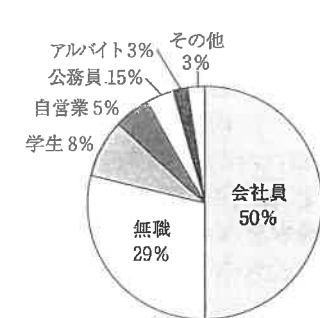
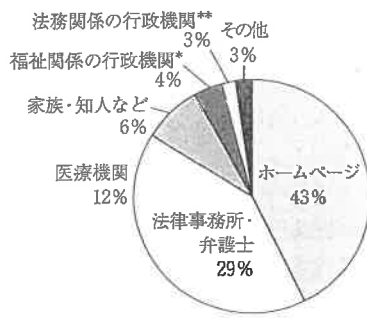


図1-5 職業



*福祉事務所・保健所・精神保健福祉センターなど
**保護観察所・家裁・警察・検察など

図1-6 受診経路

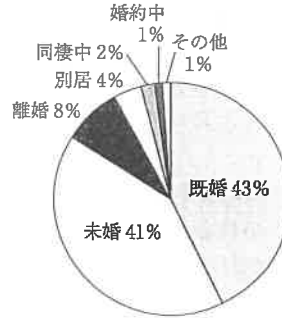


図1-7 結婚歴

図1 当院を受診した性依存症患者(2006~2017年) n=1,562

性的嗜癖行動とは

1. アディクションとしての側面

嗜癖行動とは強迫的・衝動的・反復的・貪欲的・有害的・自我親和的・行為のエスカレーションという特徴をもち、この7つの要素を満たすものを行為嗜癖という。また、A. Giddensは、名著『親密性の変容』²⁾の中で依存症を、行為中の高揚感・自己喪失・生活時間の一時停止・行為後の後悔・行為中断後の行為再開への渴望と定義している。繰り返す性的逸脱行動も、以上のような特徴を兼ね備えている。

ICD-10(国際疾病分類)では、性的逸脱行動を「性嗜好障害」のカテゴリーで扱っている。その種類は、フェティシズム・フェティシズム的服装倒錯症・露出症・窃視症・小児性愛・サドマゾヒズム・性嗜好の多重障害・他の性嗜好障害などに分類されている。さらにDSM-Vでは、「パラフィリア障害群」のカテゴリーで扱っており、窃視障害・露出障害・フェティシズム障害・窃触障害・小児性愛障害・性的マゾヒズム障害・性的サディズム障害・異性装障害などに分類されている。ここでは対象行為に関する、反復的で強烈な性的に興奮する空想、性的衝動、または行動が6カ月以上持続するものと規定している。

一方で、逸脱した性的嗜癖行動は痴漢やレイプ、わいせつ行為、のぞき、盗撮、露出、小児性犯罪など条例や法に違反するものだけではない。強迫的な自慰行為、サイバーセックスへの耽溺、風俗店通いが止まらないなど法に触れないものもある。被害者が存在し犯罪化するタイプと、被害者はいないが強迫的性行動がコントロールできず、社会生活が破綻するタイプと大きく分けて2つある。

2. 認知の歪み(性差別)

多くの性犯罪及び性依存症者には認知の歪みや、女性観の歪みがある。実際に、被害者が怖くてフリーズしていたにもかかわらず、性的な行為を望んでいたと認識している加害者や、「女なら男性の性欲を受け入れて当然である」という、嗜癖行動を継続するための本人にとって都合のよい

価値観としての認知の歪み(性差別)が存在する。治療ではこの認知の歪みの修正作業も重要なポイントになってくる。

3. 犯罪としての側面

性犯罪は女性蔑視の人権侵害行為である。逸脱した性的嗜癖行動の背景には被害者が存在していることが多く、矯正施設で行われている性犯罪者処遇プログラム(通称R3プログラム)や治療の中で「被害者への謝罪」や「被害者の痛みを理解する」という側面は欠かせない。

また、性犯罪は非常に暗数の多い犯罪である。ある海外の研究では、1人の性犯罪者の背景には380人の被害女性(児童)が存在すると言われていた。性犯罪の治療は加害者の更生はもとより、被害者を守るためのプログラムであることが望まれる。そう考えると、被害者支援と加害者臨床は車の両輪である。両プログラムに関わる臨床家が対話を重ねる中で、分断された被害と加害について、何が彼らの回復阻害要因になっているかを検討する時期に来ていると感じる。このあたりは「被害者支援と加害者臨床の対話」というテーマで既に当院の取り組みが始まっており、加害者臨床を専門にしている筆者と、被害者支援の専門家で臨床心理士の齋藤梓氏、被害者弁護を中心に活動している上谷さくら弁護士、性暴力に関する取材活動を精力的に行っているフリーライターの小川たまか氏を中心にシンポジウムを定期的に開催している。この取り組みの報告は、誌面の関係からまた別の機会にしたい。

4. 性的嗜癖行動の脳内メカニズム

ドイツの精神病理学者 V. Gebattel は、性的倒錯の病理を嗜癖性の病理であるとしている。また小田晋も、その嗜癖性について生化学的視点から以下のように述べている。「強迫的性行動は、脳視床下部にある性ホルモン中枢、性行動中枢と視床下部・扁桃核にある攻撃中枢が同時に興奮し、その興奮が極点に達すると極めて強い快感を感じ、それが反復化し嗜癖化するものと考えられている。この際、A10神経を通じての β -endorphin(麻薬類似物質)とdopamine(覚醒剤類似物質)

の同時大量分泌が起き、これが嗜癖化の下部構造になると考えられる」⁶⁾

さらに斎藤学は、testosteroneとserotoninの関係からその嗜癖性を以下のように述べている。「testosteroneは男性の攻撃性・積極性を推進している代表的なアンドロゲン（男性ホルモン）であり、主に男性の睾丸から分泌されている。女性の卵巣からも少量であるが分泌されており、また男女ともに副腎からの分泌もある。男性は女性に比べ20～40倍のtestosterone濃度があり、これが男女の性衝動に見られる違いの主因と考えられている。このtestosteroneが男性の性的嗜好、関心、動機、行動などを支配しているのであるが、testosteroneが支配するのはあくまでも性衝動であって、性交そのものではない。testosteroneは性的自慰を促進するが、それが必ずしも性交には結びつかないのが特徴である。

testosteroneの影響が圧倒的とはいえ、ヒトの性衝動を決定するのはvazopressin、DHEA（dehydroepiandrosterone）、LHRH（黄体形成ホルモン放出ホルモン）、progesterone（黄体ホルモン）、serotonin、dopamineなどがあり、脳の男性化とヒトの男性性を調節する。testosteroneが減少するとLHRHがLH（黄体形成ホルモン）を放出させ、それが睾丸を刺激してtestosteroneが増産される。testosteroneの値が十分に高くなると、このLHRHからLHの経路が『ストップ』という指令を受け、testosteroneの増産が止まる。これらに加え、serotoninが性衝動を制御する。

serotonin濃度が高いと性行動は抑制され、低いと攻撃性や性行動が生じやすくなる。serotonin値が高くなるとリラックスした状態になる。SSRI（選択的セロトニン再取り込み阻害剤）はシナプス内のserotonin濃度を上昇させることで抗うつ剤の役割を果たすが、同時に男女の性欲とオーガズムを抑制する。女性でもserotonin値が低下すると、男性に見られるような性的倒錯を起こすと言われている。例えばserotoninを減少させる物質であるアンフェタミン（覚醒剤）を乱用している女性はマスターベーション、売春などに走りやすくなり、サドマゾヒスティック幻想に支配されやすくなる。また幼少期に児童虐待にさ

らされた男女児は、serotonin値が低下しており、成人に達しても低いままに留まりやすいという報告があるが、過去に被虐待児としてのエピソードを持つ成人に暴力性、抑うつ性、自殺傾向（自己への攻撃）が見られやすいのはこのためであると考えられる。

dopamineは性行為に伴い快感を増し、性行為で動機づけを高める。dopamineは快楽惹起作用があるため、これを高める化学物質は乱用の対象となる。既述のアンフェタミンは代表的なdopamine分泌刺激物質である。testosteroneによる性衝動・攻撃衝動が満たされれば、これもまたdopamineの分泌を刺激して嗜癖化する。すなわちこれが『性的嗜癖行動』形成のプロセスである」⁸⁾

治療の三本柱

当院が性犯罪再発防止プログラム（SAG）を開始して13年目になるが、スタート当初から治療の中核に「三本の柱」を据えている。これを基に筆者らは各種プログラムを組み合わせ、治療計画を立て彼らに関わっている。依存症は、身体の病気を治すのとは異なる点が多く、「やめる」のではなく「やめ続ける」ことに重きを置いている。言うまでもなく、性犯罪も被害者が背景にいることからやめ続けることが重要である。以下に三本柱について順に説明していく。

1. 再発防止

1つ目は「再発防止」のための治療である。前述のように、性犯罪者における治療的アプローチで最も重要なことは「再発しない」ということに尽きる。再発しないことは、被害者にとってはもちろん、被害者の家族にとって、社会にとって、加害者家族にとって、そして加害者本人にとって最優先事項である。従って、当院のプログラムでもこの点に最も知恵と時間とエネルギーを注ぐ。詳しくは後述したい。

2. 性加害行為の責任をとる

2つ目は「性加害行為の責任をとる」である。

多くの性犯罪者には、認知の歪みや女性観の歪みが認められる。実際に被害者は逆らえなくて怖くて抵抗できなかったにもかかわらず（擬死体験）、「被害者は性的な接触を望んでいたのだ」というように問題行動を継続するために本人にとって都合のよい価値観としての認知の歪みが存在している。こうした認知の歪みに対する治療は、常に自らのふるまいが被害者にどのように映るかを意識させることにより、自己の行動を客観視させるという方法で実施している。「加害者にとっての最大限の謝罪は、被害者にとっては最小限の謝罪にすぎない」という、このことを実感させることが2本目の治療の柱の軸となっている。

この謝罪については、これからどのような姿勢で被害者に対し謝罪し償っていけばいいかについて、プログラムを通して学んでいく。私は「もし、あなたに娘がいた場合、今回のような性犯罪被害にあったらあなたはどうしますか?」と彼らに問いを投げかけることで自分自身の問題として考えてもらう。そうすると彼らは、「そいつを殺しに行くかもしれません」と返答することがある。そしてさらに、私は彼らに「ではあなたは殺されてもおかしくないことをしたんですね」と問いかける。そこで彼らはびっくりした表情を浮かべる。つまり、完全に自分の加害者意識が抜け落ちた状態でその現実を捉えているのだ。それだけ加害者にとって自らの「加害者性」を自認していく作業は反発や抵抗感が伴うのである。

性犯罪被害者は、加害者が刑を終えた後もその被害に苦しみ、後遺症（PTSDなど）に一生悩み続ける。ゆえに性犯罪は「魂の殺人」とまで言われている。自分が行った加害行為の責任をとるといことは、このような被害者の一生の苦しみに対してどう責任をとって生きていくかということの意味する。我々臨床家は、「加害者には時効があるが、被害者には時効がない」という現実を知っておかなければならない。

3. 薬物療法

3つ目は「薬物療法」である。上記の2つの柱は本人の自律的行動であるが、これらに加えて必要に応じて薬物療法も併用することで、そもそも

の性的欲求自体を薬理的に抑え再犯防止につなげることができる。薬物療法には、大きく分けて2つの目的がある。

まず1つ目の目的は、強迫的性行動・性衝動を抑制するためのものだ。その代表的なものが、SSRIである。SSRIは抗うつ薬で、今まで抗うつ薬として使われてきた三環系・四環系抗うつ薬に比べ副作用が少ないと言われており、現在積極的にうつ病治療に処方されている。繰り返す強迫的性行動は、嗜癖としての要素が強く、当事者には薬物依存症のような渴望、あるいは強迫的思考として体験される。従って、強迫症状に対してはSSRIが有効であると言われている。もちろん、副作用等については患者にインフォームド・コンセントを行ったうえで薬物療法を行っている。

以下に、その使用目的について簡単にまとめてみた。

- ・性欲を抑制する目的で使用
- ・強迫観念・強迫行為を緩和する目的で使用
- ・衝動性を抑制する目的で使用

また、SSRI以外にも抗精神薬や抗男性ホルモン剤などを併用して治療プログラムに参加している対象者もいる。刑務所等の矯正施設内処遇では強迫的性行動に対処するための薬物療法は一切行っていないため、この点が社会内処遇として治療を行えるメリットである。

薬物療法を行う2つ目の目的は生活を安定させるための薬物療法である。具体的には、睡眠不足や過度の不安などから生活が乱れ、性的逸脱行為に至ってしまう場合、睡眠薬や抗不安薬の併用で規則正しい安定した生活を維持していく必要がある。

ところで、以上のような薬物療法以外の認知行動療法をベースとした性犯罪者処遇プログラムは、刑務所等の矯正施設でも同様に行われている。しかしながら、矯正施設でのプログラムは期間が短く、プログラム対象者であっても受講できないケースが増えてきている。また、毎日新聞記事「性犯罪再犯防止に黄信号 受講待機者が増加」⁵⁾でも明らかのように、刑務所内での再犯防止指導では待機者数が多数いて出所まで何の専門的プログラムを受講できないまま、出所するケースが増え

ている。そして、当然のことながら出所後は何のフォローもなく、その結果再犯に至るケースを数多く見ている。刑務所内で専門のプログラムを受講することはもちろん望ましいとしても、当然のことながら刑務所内では再犯は起きない。従って、性犯罪の再犯防止のために最も重要なことは、継続した地域トリートメントを受けることである。

再発防止プログラム

当院で採用しているリラプス・プリベンション・モデルとは、もともと薬物やアルコールなどの物質使用障害のプログラムにおいて、Marlattによって開発・発展してきたものである。Marlattは、アディクト（依存症者）において断薬・断酒継続が困難な対象者が多いということに気づき、再発防止に焦点を当てリラプス・プリベンション・モデルを開発したと言われている。

Marlattは、リラプスに至るプロセスを、①高リスク状況（問題行動に対するセルフコントロールの低下を指しており、昔の薬物仲間に出会うといった状況に加え、不安や抑うつを感じるという感情が生起することを指している）、②ラプス（セルフコントロールを失った最初の出来事を言い、薬物の最初の使用などを指している）、③リラプス（嗜癖行動が表面化するレベルまで達することをいい、薬物などの恒常的な使用を指す）の3段階で捉えている。

このような高リスク状況に陥る要因としては、①「予期しない出来事」により、これに対処しきれないこと、②「生活習慣の乱れ」からくるストレスにより、そのコーピングとして問題行動を用いること、③「一見重要ではない決定（日常生活上の何でもよいような決定が、実は問題行動を誘発する原因の1つになっているということ。例えば、痴漢の常習者の場合、急いでいる時に『急いでいるから仕方ない』と考え、日頃避けていた満員電車に乗ってしまうことを指す）」によって十分に意識化しないまま対象行為に及ぶこと、の3パターンを想定している。このように、リラプス・プリベンション・モデルではリスク要因を特定し、効果的に対処することにより再発に至らないよう

にすることを目的にしている。

では、当院におけるリラプス・プリベンション・モデルの位置づけについて少し触れたい。まず、リラプス・プリベンション・モデルを性犯罪者処遇で実際に行ったのは、1983年のPithersだと言われている。1989年には、Lawsによる『性犯罪者に対するリラプス・プリベンション』が出版され、これを機に性犯罪者処遇の効果的アプローチとして広がっていた¹⁾。当院でも、このリラプス・プリベンション・モデルを中心に、毎週木曜日にワークブックを用いたグループセッションを行っている。

そして、このリラプス・プリベンション・モデルをもとに、下記①～⑥のような当院オリジナルのプログラムを対象者に行っている。

- ① 性犯罪のプロセスを知る
- ② 認知の歪みに気づく
- ③ 行動変容
- ④ 加害と被害について
- ⑤ 問題解決スキルの獲得
- ⑥ リスク・マネジメント・プランの作成

①～⑤の認知行動療法中心の心理教育で学んだことを参考に、リスク・マネジメント・プランを各自作成する。リスクマネジメントプランの作成は1カ月に一度更新し、毎月第1火曜日に全員の前で発表し参加者やスタッフからフィードバックをもらうことで、さらに精密な内容にしていく。このリスク・マネジメント・プランが、再発防止計画の柱になっている。

性犯罪加害者家族支援グループ (SFG)

性犯罪の問題を抱える家族は、対象行為の再発が再犯につながるケースも多い。家族は常に、「またやったのではないか」という疑念を持ちながら不安な生活を余儀なくされている。このような、性犯罪が関連する事件の発生及び逮捕、起訴、裁判、受刑という一連の刑事手続きは本人をとりまく家族に対して、心理的・社会的・経済的に大きな影響を及ぼす。そして、ときに生き地獄とも言える現実と直面する家族の実態についてはあまり知られていない。

近年では、東野圭吾氏の小説『手紙』や、テレビドラマ『それでも、生きていく』（フジテレビ系）などで犯罪加害者家族が取り上げられ、少しずつではあるがその間に光が当たるようになってきた。これらの作品からもわかるように、我々もいつ家族の誰かが罪を犯し、その家族になるかもしれないというリスクの中で生活している。表1に、性犯罪の加害者家族支援グループ（SFG：Sexual Family Group-meeting）についてまとめてみた。

表1 家族支援グループ(SFG)の概要

頻度	・毎月第1土曜日……10:30～12:00（妻の会） ・毎月第2・4土曜日……10:30～12:00（母親の会） ・毎月第3土曜日……16:30～18:00（父親の会）
時間	90分（グループ終了後希望者は個別カウンセリング）
参加費	2,000円（初回は無料）
場所	アネックスビル6階
対象	・夫の性犯罪の問題に困っている妻 ・子どもの性非行（性犯罪）の問題に困っている家族
スタッフ	精神科医1名／看護師2名／精神保健福祉士3名
プログラム	教育プログラム／グループセッション／ミーティング

各家族役割によって、同じ性犯罪事件であってもその受け止め方や反応の仕方は多種多様である。それを踏まえた上で、女性（母親／妻）と男性（父親）にグループを分けて運営する理由について説明する。最初は、母親と父親と妻の同一グループで運営していたが、現在はそれぞれ別々に運営している。分けた理由として次の4点が挙げられる。

・ジェンダーバイアスに配慮したグループ分け

1. 「性犯罪」の捉え方に性差があるため、同一グループであるとグループの凝集性が低くなる。つまり、父親の捉え方は、どこか性的逸脱行動に対して共感的なところがありながらも行動化してはいけないだろうという発想で、母親は、どうしてそんなひどいことをしたのかというように全く拒否的な捉え方をしており、同じ性犯罪事件でも性差により捉え方が異なる。
2. 父親は、母親の前で自らの性意識を言語化することが難しいため、同一グループであると、父親は疎外感を感じ無言で帰ることが多い。
3. 家庭内の何らかの問題が、本人の性的嗜癖行動と深く関わっている場合、父親と母親が同じ

場所においては正直に話すことができない。

4. 父親は、本人の回復はもとより自分自身の回復が必要である（自分が変わる）ということをも認めることが難しい。従って、同一グループでは母親の変化についていけず父親のドロップアウト率が高くなるため、分けた方が父親の定着率が明らかによい。

以上の理由から、父親と母親を同一グループで行うことをやめ別々に運営するようになった。その中で長期間経過を見てみると、徐々に父親グループの定着率が上がり、現在では毎回10名程の長期定着群の参加者が増えてきた。母親グループは毎回参加者が15名を超え、5年以上通っている「先行く仲間」と言われる家族もグループの中で存在感が際立ってきた。SFGも持ち上げて10年が経過し、家族支援グループとしての安定感が出てきている。

このように、性犯罪加害者家族は他の依存症の家族と比べ、共有できない側面をいくつも持っている。また、身内が起こした性犯罪の二次被害として、さまざまな社会的不利（引越し・職場を変わる・報道被害）が生じるため、具体的援助としての医療的支援（通院・薬物療法）や情報提供（弁護士や自助グループの紹介）を行う必要がある。

そして、家族は本人（息子・夫）がプログラムにつながっていても、出所後の受け皿となるよう準備しておく必要がある。そのために、ピアサポートとして励まし合う仲間の存在意義が大きい。さらに、援助者側は一連の刑事手続きのプロセスの中で家族にどのような援助が必要かのニーズの把握をし、それに合った情報提供や分かち合う場所の確保が重要である。この問題に関わる援助者自身が性犯罪の加害者家族は“援助が必要な存在である”という認識を持つ必要がある。

最後に

性犯罪における社会内での加害者家族を含めた包括的地域トリートメントは、性犯罪を肯定することではなく、あくまで彼らの再発防止や回復にある。しかし、日本では矯正施設内処遇と社会内処遇との間の連携の未整備や、他の諸外国のよう

に法による強制治療制度がないため、DVを含め加害者臨床は根づきにくい。また、再発防止（三次予防）に取り組む専門機関は少しずつ増えてきたが、一方で一次予防（予防教育）はおろか二次予防（早期発見・早期治療）まで手が回っていない状況である。今後、性犯罪の一次予防に関しては、性教育の専門家と連携していくことが課題である。

最後になるが、今後この取り組みが性犯罪者の包括的な地域トリートメントのあり方について有用な研究資料となれば幸いである。

文 献

- 1) 朝比奈牧子: 性加害者処遇アプローチ: ポスト・リ
ラプス・プリベンション・モデル. アディクション
と家族, 24 (3); 199-200, 2007.
- 2) A・ギアズ著, 訳: 親密性の変容 - 近代社会にお
けるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム, 而
立書房, 1995.
- 3) 伊藤詩織: Black Box, 文藝春秋, 2017.
- 4) 小林美佳: 性犯罪被害にあうということ, 朝日新聞
出版, 2017.
- 5) 毎日新聞: 性犯罪再犯防止に黄信号 受講待機者が
増加. 毎日新聞朝刊, 平成29年12月6日.
- 6) 小田晋: 依存精神病理学の展開と異常性愛. アディ
クションと家族, 22 (2); 110-112, 2005
- 7) 斎藤章佳: 男が痴漢になる理由, イースト・プレス,
2017.
- 8) 斎藤学: 男の生化学. 男の勘違い, 168-173, 毎日新
聞社, 2004.

1) 朝比奈牧子: 性加害者処遇アプローチ: ポスト・リ

何度捕まっても

痴

加害者の告白

社会問題を「構造化」する
オンラインメディア

**Ridilover
Journal**

リディラバジャーナル

やめられなかった

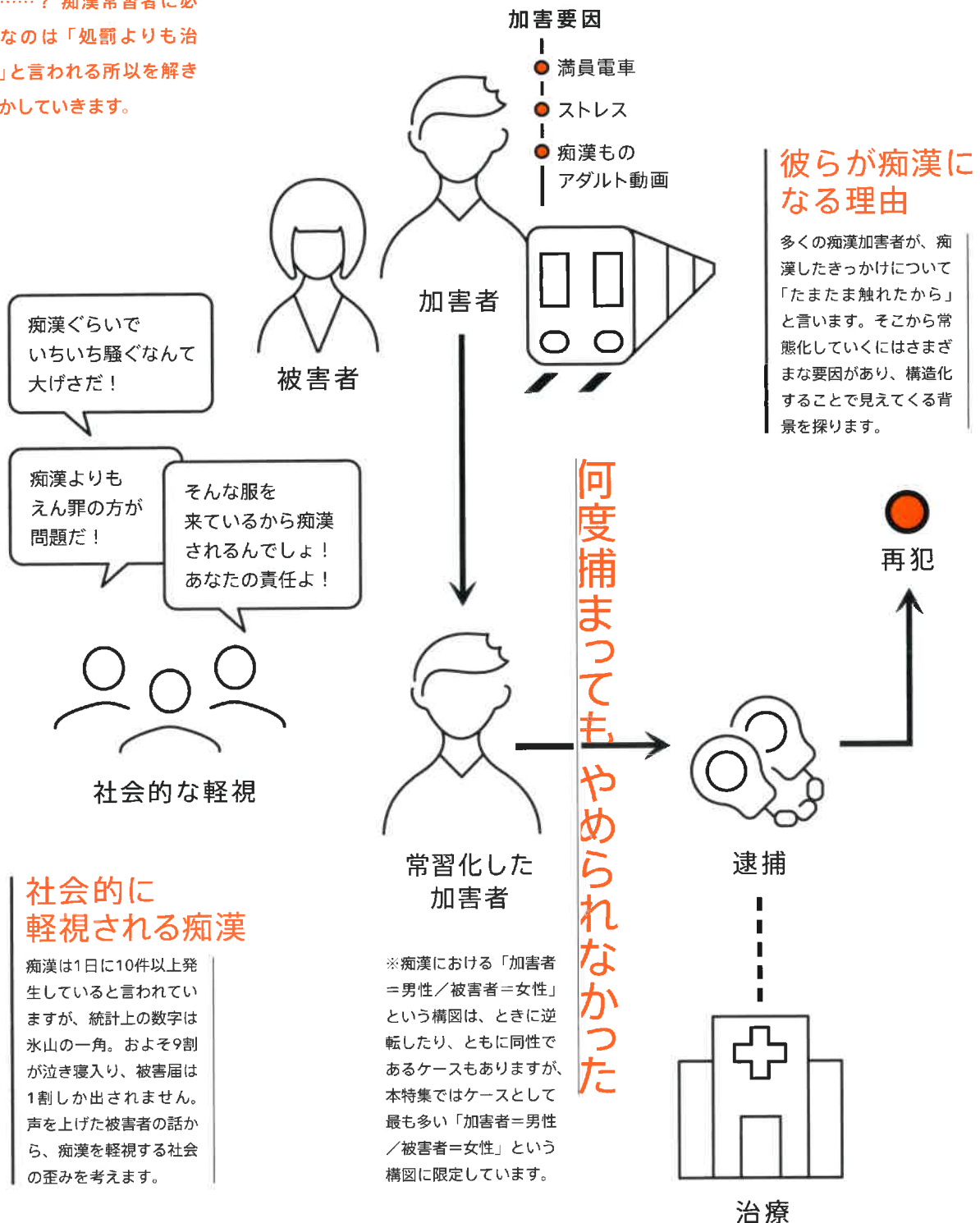
※この冊子には、痴漢の被害・加害に触れている箇所があります。フラッシュバックやPTSD（心理外傷後ストレス障害）を懸念される方は、十分注意するか、閲覧しないことをお勧めします。

リディラバ
ジャーナル
無料
試し読み

痴漢し続けて30年... 元加害者の告白

痴漢問題を「構造化」

痴漢という問題の構造とは……？ 痴漢常習者に必要なのは「処罰よりも治療」と言われる所以を解き明かしていきます。



彼らが痴漢になる理由

多くの痴漢加害者が、痴漢したきっかけについて「たまたま触れたから」と言います。そこから常態化していくにはさまざまな要因があり、構造化することで見えてくる背景を探ります。

社会的に軽視される痴漢

痴漢は1日に10件以上発生していると言われてますが、統計上の数字は氷山の一角。およそ9割が泣き寝入り、被害届は1割しか出されません。声を上げた被害者の話から、痴漢を軽視する社会の歪みを考えます。

※痴漢における「加害者＝男性／被害者＝女性」という構図は、ときに逆転したり、ともに同性であるケースもありますが、本特集ではケースとして最も多い「加害者＝男性／被害者＝女性」という構図に限定しています。

被害が頻発している痴漢問題の構造を紐解いていくと、そこには1人の加害者が数百、数千人もの被害者を生んでいる実態が見えてきます。痴漢問題を“解決する”ためには、被害者のケアと同時に、加害の要因を解消するアプローチが不可欠。そこで、リディラバジャーナルでは加害者や加害者の治療プログラムを実施する専門家にインタビューして“加害の闇”に迫り、痴漢問題の報道における新たな切り口を提示しました。本冊子では、痴漢加害者のインタビュー記事の一部抜粋をお送りします。

「両親は、最初に逮捕されて、身元引受人が必要になったときに、私の痴漢のことを知りました。痴漢をする人は複雑な家庭環境にあったと言われますが、うちはいたって普通。その日の夜中、母のすすり泣く声がずっと聞こえていました。それでも痴漢をやめることはできなかったんですが……」

大学生から痴漢をはじめ、その後30年もの間、痴漢行為を繰り返してきたと語る男性。逮捕されてもお、なぜ痴漢をやめられなかったのか、そしてどのように痴漢から脱することができたのか。

— これまでにどのくらいの人に痴漢という加害行為をされたのでしょうか。

通勤中、朝は1~2人、夜は5~6人とか。終電がなくなるまで往復したこともあれば、戻りの終電に乗れず、どこかに泊まって翌朝帰ってくることもありました。それから休みの日も痴漢をするために電車に乗っていました。30年も痴漢をしてきてしまったので、被害者は3万人はくだらないかもしれません。

— それだけの痴漢を繰り返していて、逮捕されることはなかったのでしょうか。

実は、何回も捕まっているんです。会社員になって最初の3年間はまったく捕まらなかったんですけど、26歳で初めて逮捕されて、それから1年に1、2回は捕まっていたんじゃないかな

いかと思います。

— そして実際に逮捕されても痴漢をやめるきっかけにはならなかったと。

私の場合は罰金刑が3回、刑務所には2回行って合わせると2年近く入所していました。刑務所は、最低限のルールさえ守ってれば、毎日ご飯が食べられるし、仕事もそこそこ言われたことだけやればいい。会社だったら一生懸命やらないといけないじゃないですか。出来が悪いと怒られたり、納期に間に合わないで徹夜し

たり。刑務所にいる間は、社会の中でどうやって生きていけばいいのかなんかも考えなくて済むので、ほとんど何のストレスもなかったです。服役している期間は痴漢をやめるための時間ではなく、出所までをただひたすら待つだけの時間でした。

— 刑務所の更生プログラムも意味がなかったのでしょうか。

私がいたのはもう10年前のことなので、今はどうなっているかはわからないのですが、当時はほとんど機能していませんでした。そもそも私は最長でも11カ月の服役で、その程度の刑期だと性犯罪のプログラムの多くが対象外でしたから。それに自分の中では、痴漢はやめようと思えばいつでもやめられると思っていました。30年痴漢をしてきて本当に何度も捕まりました



痴漢 加害者の告白

服役期間は出所までをただひたすら待つだけの時間でした

元痴漢加害者の自分だから こそできる何かがあるのかも

けど、それでもコントロールできると思っている。ただ最後に捕まったとき、泥酔していたんですが、車両内の女性に見境なく触っていたら腕を掴まれてハッと気づいたんです。そのときに、自分が何をしていたかさっぱりわからなかった。いや、痴漢をしていたんですけど、そのときの自分は何で掴まれたのかもわからないような状態です。もう、これは駄目だなと思ったんです。

— それで、ようやく治療にもつながった。

本当は最初の逮捕のときに性依存症のクリニックを紹介されて、3カ月ぐらいは毎日通っていました。ただ自分でどうにかなるだろうという気持ちもあり、「こちらは金を払っているんだから、医者なら治してみろ」という態度で、あまり治療に主体的じゃなかったんです。そうしたら、その後も何度も捕まってしまって……。最後の逮捕のときに、いよいよこれは本当に自

分ではどうにもできないと思いました。そして治療を続けて、ここ10年ぐらいは痴漢をやめられています。やめられているというか、正確にはさまざまな工夫して痴漢をしないような状況に自分を置いているんですが。

— というのは？

これまでに、痴漢できるような状況のまま自分をコントロールしようとして、何度も失敗しているんです。だからもう、電車には乗らないことにしよう。そう決めてからは、移動は車かバス。それで一応、痴漢はしなくなりました。できなくなったというべきなのかもしれないですけど。治療の初期の頃は、自転車通勤にして、電車に乗るとしても満員電車を避けるなどしていたんですけど、やはり難しかった。もしかしたら、どこかに痴漢を許してくれる人がいるのかもしれないと思ってしまって……。そうして10年が経ち、日常的に女性と接している中で、女性を見る目も変わってきまし

た。本当に少しずつですが、「痴漢をしない自分」にも近づいているかもしれないとは思っています。

— いまは痴漢をしていた当時の自分とどのように向き合っていますか。

たぶんこれを読んだ人の中には不快になる人もいると思うんですけど、なぜ自分は痴漢をしてしまったんだろうとか、どうしてやめられなかったんだろうと考えるんです。でも一人で考えていると、なかなかうまく言語化できない。だからクリニックをはじめ、話を聞いてもらうことで、自分がしてきたことと改めて向き合えればと思っています。私は現在、精神保健福祉士の資格を取っていて、元痴漢加害者の自分だからこそできる何かがあるのかもしれないんじゃないかと思っています。うまく言葉にできないんですが、かつての私のように、何千とか何万もの被害を生む痴漢加害者が1人でも減れば、それだけ救われる人もいるんじゃないかと……。

※本記事はリディアバジャーナルの特集「痴漢大国ニッポン、痴漢を“社会問題”として考える」の記事の一部を編集したものです。今回の男性のような痴漢加害者の実像や痴漢問題を取り巻く構造は、ぜひリディアバジャーナルに会員登録してご覧ください。



社会 問題の

リディラバジャーナルでは、これまで
30以上の社会問題について取り上げて

きました。なかでもメインで取り組んでいるのは、社会問題を「構造化」する記事制作です。構造化とは、問題を構成している要素の関係性を整理していくこと。また昨今は一つの問題が個別に生じているわけではなく、他の問題とつながってネットワーク化している時代です。そのため、一つの問題の構造を整理することで他の問題とのつながりも見えてきます。そうすると、当事者の「自己責任」ではなくて、問題が「社会のシステムの欠陥」から生じていることがわかります。リディラバジャーナルでは、そうした社会問題のネットワークを可視化していくことに取り組んでいます。どの課題解決に重点的に投資すれば、効率的に社会問題を解決することができるか。それを可視化するメディアとも言えます。社会問題に関するデータを集積して

いき、将来的には「読む」だけではなく、解決のために「アクションを起こす」ところまで伴走していけるようなプラットフォームにしていきたいと思っています。

ネットワークを可視化していく

社会問題を「構造化」する

s o c i a l
i s s u e
n e t w o r k

社会問題を構造として捉える視点が面白くユニークだなと感じた。このメディアが広がることで、世の中がどのように良くなるのかに興味がある。有料読者が記事をシェアすれば、登録していない人でも無料で読めるモデルを採用していることも面白い。リディラバジャーナルを活用して他人とも社会問題についてディスカッションするような機会があればいいと思う。

40代・会社員

知人に勧められて登録した。自分自身、ある社会問題の当事者であり、問題解決のためのアプローチとして加害者側に迫っている記事などが興味深かった。また、そのような情報が社会に発信されることに意味があると感じた。ただどちらかといえば、記事を読みたいというよりも、メディアとして応援したい気持ちのほうが強い。

30代・国際NGO所属

読んでみると、さまざまな社会問題は対処療法ではなく、根治療法が重要だということに気づかされる。自分も社会の様々な相互理解を促進したいと考えており、リディラバジャーナルの記事を使って意見を発信している。そういった意味では、インプットというよりもツールとして活用している。

20代・市民活動家

リディラバ
ジャーナル
購読者の声

社会問題はむずい。でも面白い。

「リディラバジャーナル」は社会問題の発信に特化した課金型オンラインメディアです。「社会の無関心の打破」を掲げて、さまざまな社会問題の背景にある社会構造まで踏み込み、特集形式で記事を平日毎日配信しています。

リディラバジャーナル
購読料金

月額 **980円**

年額 **9800円**



登録はこちら



性犯罪に関する施策検討に向けた
実態調査ワーキンググループ
(第12回)

- 第1 日 時 令和元年12月26日(木) 自 午前10時28分
至 午後 0時02分
- 第2 場 所 法務省地下1階小会議室
- 第3 議 題 ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング
「学校におけるこどもの性被害」
その他
- 第4 議 事 (次のとおり)

○薊秘書課補佐官

それでは、ほぼ定刻となりましたので、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第12回会合を開催いたします。

まず、議題1の「ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング」を行います。

本日は、中京大学法務総合教育研究機構教授の柳本祐加子先生に御出席いただいています。最初に、柳本先生を御紹介いたします。

柳本先生は、ジェンダー法学、子どもの権利を御専門とし、学校教育現場におけるスクール・セクシュアル・ハラスメントや性暴力事件に関する分析や事件関係者への対応などについて、各種メディア等で御発言されているほか、多数の論文を執筆されています。また、ドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムに関する研究にも従事されており、多数の御講演等をなさっておられます。

本日は、「学校におけるこどもの性被害」というテーマに沿って、まず、柳本先生から御説明いただき、その後、質疑に御対応いただく予定となっております。

それでは、柳本先生、よろしく願いいたします。

○柳本先生

皆様、おはようございます。

今ほど、御紹介をいただきました柳本と申します。

今日は、まず、60分お話をさせていただいて、その後30分、皆様との質疑応答ということで、皆様方のこの課題に関する施策等の立案ですとか今後の政策の行方等について、何か私がお役に立てれば幸いと存じております。どうぞよろしく願いいたします。

御紹介の中で、「多数の論文」とありました。確かにいっぱい書いているのですが、ほとんど書いていることは同じで、なぜかといいますと、スクール・セクシュアル・ハラスメントの問題については、同じことを繰り返して言わなければならないような状況、つまり、書いたところで何ともならないというところがあります。もっとも、それをお読みくださった、例えば、教育委員会の方などから御依頼を受けたことで、教育委員会による事実調査等に御協力をしたりとか、場合によっては、刑事裁判にかかっているものについて、検察官の方に御協力することもございました。けれどもそれはわずかな件数にすぎません。

昨日、平成30年度に全国の公立小中高校などでわいせつ行為やセクハラを理由に処分を受けた教員が、最多で282人と発表がございました。これを見ますと大勢としては余り変わっていないということだろうと認識しております。そういうことが私の、スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する論文がいっぱいあるね、みたいな印象をお持ちいただく原因であるのかなとも思っております。

ただ、そのように一応、しつこくやっていることは事実でございますので、そのような経験等から、こんなふうに柳本は見ているのかというところを皆様に御理解いただけたら幸いと存じます。そのような観点でお話をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、三つの部分から成っている資料を御用意いたしました。

まず、「学校におけるこどもの性被害」という、3枚から成ります、一応報告する骨子が書かれている、いわゆるレジュメのもの（配布資料1）ですね。もう一つが、「1/34」というところから始まっております資料集（配布資料2）ですね。そして、個別にございますのが、平成29年度の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1）、同じもので平成30年度（配布資料3-2）でございます。

必要に応じて、例えば資料集（配布資料2）の方でしたら、34分の何ページを御覧くださいと申しますし、また、別刷りになっているもの（配布資料3-1及び3-2）につきましては、その資料の名前を申し上げて、皆さんに御覧いただくというふうにしていきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、レジュメ（配布資料1）の項目に沿って、お話を進めさせていただこうと思います。

まず、レジュメ（配布資料1）のI「はじめに」というところですが、先ほど御紹介いただきましたように、特に2000年頃から、私が当時勤務していました地域で、約10年ほど前に在籍していた高校の運動部の部活動の活動の中で、指導者から、強制わいせつ罪になる可能性のある行為を受けたということを理由に、その方の場合には民事裁判を提訴したという、裁判が起こったということを報道記事で知りました。

たまたま、その裁判の原告側、被害者の代理人をしていた弁護士が知り合いであったので、何かお手伝いすることができればということから、いわゆるスクール・セクシュアル・ハラスメントという問題について、被害者を支援するという立場から、いろいろ関わらせていただくようになったということがきっかけでございます。

それをきっかけにして、全国的にいろいろ活動している方々と出会って、互いの支援に関する情報や経験を共有して、一定程度の、何と申しますか、概念ですとか、支援の枠組みのようなものを考えていって、様々なところで伝えるという活動をし、同時に私は、たまたま大学で法学の教員をしているという立場がございますので、法学的に分析したときには、どのようなものなのかということについて、ぼちぼちと論文執筆でありますとか講演ですとかということを始めさせていただいた。そういう様々な、何と申しましょうか、御縁が、今日私をここに座らせていて、皆様にここにおいでいただいているということだと思えます。

今ほど申し上げましたように、この御縁や巡り合わせは、やはり被害を受けた方が私に与えてくださったものだろうと思っています。ですので、私は、ここで改めて、被害を受けた方、訴えを提起するとかという段階になっているときには成人であるとか、ハイティーンであるとか、大学に入ったので落ち着いたので、ちょっと訴えてみたいというようなことですが、被害を受けたときには、その方によっては、一桁の年齢のときとか、ローティーンのときとかでございます。

ですから、そういうときに、先ほど申し上げましたような、強制わいせつであるとか強姦であるとかに該当し得る行為を受けた、その方のお気持ち、そのときどうであったかということに思いをはせることを忘れることなく、その方々の代弁をするというような立場で、皆様方にもお話をさせていただけたらと思っています。

本日の報告の構成でございますが、本論は、レジュメ（配布資料1）のIIにございます、「学校教育現場における教師から児童・生徒等に対する性暴力」ということでございます。

レジュメ（配布資料1）のタイトルでございます「学校におけるこどもの性被害」と申しますと、多様な関係当事者の間で起きるといことが想定されます。

私は、本日の報告では、教師から児童・生徒へということに限らせていただきますが、子ども同士の中でもございます。いわゆるいじめとして報道されているものでも、詳細に事例を見ていきますと、男の子が男の子をいじているというときでも、重大な性被害が発生しているということが分かります。

様々な事情があつてでしょうけれども、そのような性被害を受けたということは、学校側からの発表の中にも必ずしも入りませんし、保護者の方のお話の中にも明確には入りません。このような状況がございます。

また、子どもですと、子ども同士のものもありますし、また、保護者から子ども、学校に関係した行事、例えばやってきた大人から子どもというものもありますし、教職員以外でも、学校に出入りする人というのはたくさんおりますので、そういう方から被害を受けるということもあります。

今のように、学校関係者といえますと、こういうケースもございます。大阪教育大学附属の池田小学校の事件があつて、にわかには不審者対策がクローズアップされて、子どもたちの安全を守らなければいけないということで、登下校の見守りということも始まったことについて、皆様も御記憶におありだろうと思ひます。

その子どもの登下校の通学路における安全を見守るための方が、やれるかなというふうに目をつけたのか、女子児童をちょっと人目のつかないところに連れ込んで、性犯罪に該当し得るような行為をするということも実際起きておりますし、また、退職された、主に校長先生の方がおやりになっていることですが、放課後の子どもたちの学習支援という枠組みの中で活動しているときに、そういった行為をするということもあつて、学校における、あるいは学校関係における子どもの性被害といひますと、今申し上げたように、加害者となり得る者の範囲は非常に多様、多岐にわたつているといひことができると思ひます。

これは総合的に、一つ一つやつていく必要があることは間違いありませんが、本日はその中でも、レジュメ（配布資料1）のⅡのタイトルに記させていただいております、教師から児童・生徒に対する性暴力ということに限つて、お話をさせていただきたいと思ひます。

そして、このレジュメ（配布資料1）のⅡの本論のところの構造ですが、これまで内閣府の男女共同参画局がどのように取り組んできたか、そして、2017年の刑法の性犯罪の改正があつたといひこと、そして、その翌年に、3年後の見直しといひことに向けて、自民党の司法制度調査会が提言を出し、そして、2019年度、今年の、私が知る限りでは、8月27日に、司法制度調査会提言2018に対し、関係省庁でどのように取り組まれているのかといひことの進捗状況の報告が行われたといひことでございます。

このような流れを踏まえた上で、レジュメ（配布資料1）のⅡの4で、「現状に関する考察」といひことで、実情に関する公的な調査をベースとしたものを御紹介し、その次、（2）にまいりまして、性暴力事案への対応の実情を、このような、ここには四つ、観点をお示ししましたけれども、この四つの観点からの分析や検討を行い、そして5番目に、学校教育現場における、このような類型の性暴力事案に対する刑事法的な対応として、どのようなことを課題として挙げるることができるのかといひことをお示しし、レジュメ（配布資料1）のⅢの「むすび」のところ、このようなことが必要なのではないかといひことをお示しするこ

とができればと考えております。以上のような流れでまいりたいと思います。

それでは、レジュメ（配布資料1）のⅡのところからまいります。内閣府の男女共同参画局の取組からですね。

資料集（配布資料2）の「1／34」ページのところを御覧いただければと存じます。

これは、現在走っている、今年が最終年を迎えておまして、既に秋の頃から、第5次の男女共同参画の基本計画を作るための会議体が構成されていて、恐らく来年の暑い頃までには、骨格のようなものができて、そして、公聴会が各地で開かれて、それを基にして、最終的な仕上げをして、年明けぐらいに閣議決定で、4月から走り出しますということになるのかなと思っております。

現在は最終年ですけれども、第4次の男女共同参画の基本計画が走っているところでございまして、皆様よく御存じのとおり、性暴力、性犯罪につきましては、第7分野で言及をされているところでございます。

その中でも、資料集（配布資料2）「1／34」ページの4として、「性犯罪への対策の推進」ということですね。ここで、しかも（オ）と（イ）のところを見ていただきますと、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場にある者等による性犯罪の発生を防止するための対策、啓発の強化とございます。

この「指導的立場にある者等による性暴力」という言葉は、後で見ます、平成24年に出されました、女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」で初めて使われた言葉ですが、このように広く用いられるようになっております。やはりこの分野、教育における指導的立場といいますと、私が報告をさせていただいております教師というものも入りまして、この関係性で生じる性犯罪が非常に重大なことだということが認識されていることがうかがわれるかと存じます。

資料集（配布資料2）「1／34」ページの5の「子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」ということも、このように出されておまして、①、②、③ということで、具体的な施策の目標がここに書かれております。

まず、①のところでは、ともかく事案の顕在化に努めるということ、②では、性的な暴力の被害を受けた子どもに対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケア、支援の重要性ということがうたわれております。

そして、③のところでは、検察・警察・児童相談所の関係機関の連携によって、いわゆる司法面接というものが進められているところでございますが、この第4次男女共同参画基本計画が作られたときにも、それがはっきりと出されて、着々と施策が進んでいるというところにあるかと存じます。

また、（ウ）の「防犯・安全対策の強化」というのは、ここにありますように、特に小学生、中学生の、いわゆる不審者対策というものを下敷きにしているのかなと思うものが、ここに書かれているということでございます。

そして、このような基本計画の書きぶり、書き込みに連なるものとして、レジュメ（配布資料1）のⅡの1の（2）にございます、「女性に対する暴力に関する専門調査会の取組み」を御紹介しておきたいと思っております。

まず、性暴力に言及したのものとしては、次の2件が重要なものでして、最初は平成16年

の「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」，二つ目が，平成24年の「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～ということでございます。

この平成24年のときには，会長が辻村先生（辻村みよ子明治大学法科大学院教授）だったのですが，非常に精力的に，幅広い方々，領域からの直接のヒアリングを実施されまして，このときに，私も活動を共にしておりますNPO法人の全国スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク代表の亀井明子も話をしております。そして，これが，ここに書き込まれたことが大きな影響力を行使して，2017年の法改正につながっていくと，私は考えているところがございますが，非常に性犯罪の被害者でありますとか支援団体が，この専門調査会に足しげく通ったことを思い起こすところがございます。

平成16年の方を御覧ください。

資料集（配布資料2）「1/34」ページの下にございますが，ここでは，大学までを含めた教育機関のセクシュアル・ハラスメントについて，しっかりと対策をせよということがうたわれております。ここには，セクシュアル・ハラスメントということで，性犯罪，性暴力という言葉は見当たりません。セクシュアル・ハラスメントの対策が重要で，防止対策として，懲戒処分もきっちりやりなさいということが言われております。

そして，次の資料集（配布資料2）「2/34」ページの方を見ていただきますと，平成24年の報告書がございまして，私が報告させていただくテーマに関連するところだけを抜粋いたしましたけれども，各種性犯罪への対応ということで，「指導的立場にある者等による性犯罪の防止等性犯罪については」と，ここで恐らく，初めてこの言葉が出たかなと思っております。

そして，ここでは，後で皆さんに御覧いただきます，文科省が年末に発表しております，わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況にも言及をしつつ，その問題点も指摘して，②の「検討内容」というところで，訴えることが困難であるので，顕在化を促すこと，そして，調査についても，ここで指摘がされておりますし，また，顕在化につながるという意味でも重要性を持つものとして，最後の行にございます，性犯罪被害や相談に関する啓発を行う必要があるんだということ，また，次の資料集（配布資料2）「3/34」ページの方にていただきますと，知的障害を持つ者については，このような特性があるために，被害の認識を促す教育が必要であるということ，そして，この引用部分の下から2行目を御覧いただきますと，被害を受けた児童・生徒に対しては，学校への通学が様々な面で困難となる場合もあるため，学習支援が必要であるとの見解が示され，速やかな対応が求められるということもございます。

被害の顕在化，被害や加害の顕在化を促すために，子どもたちに対しても，きちっとした研修や教育を行うこと，また，子どもたちの声を受けとめるための相談の充実ということが，これはよくなされる手法であります，ここでしっかりと学習支援の必要性ということも指摘されたことは，非常に大きなものであったと思います。このような取組が，この内閣府の男女共同参画局の中では行われたということを確認いたしました。

次に，2017年の刑法の性犯罪の改正でございます。

改正後の条文につきましては，このレジュメ（配布資料1）の「2/3」ページから「3/3」ページのところまで書きました。

このような条文に結実するに至りまして、衆参両院で附帯決議がございまして、一応、このようなことであったということをご確認するために、資料集（配布資料2）の「4／34」ページと「5／34」ページに衆議院の法務委員会の附帯決議を、「6／34」ページと「7／34」ページに参議院の法務委員会の附帯決議を入れさせていただきました。

資料集（配布資料2）の「4／34」ページ、衆議院の方にまいりますと、性犯罪が非常に悪質重大な犯罪であるということ、この規定内容について、関係機関、裁判所に対して周知徹底をなささいということですね。

2点目には、暴行、脅迫ということについて、その認定を、被害者の実態を鑑みた上で認定するように、様々な面での調査研究であるとか研修の必要性がいわれております。

3点目には、刑事、訴訟手続上のプライバシーを保障すること、二次被害がないようにということがございますね。

また、6点目で、ワンストップ支援センターの整備を推進すること、これは内閣府の報告の中にも、前倒して実現したということがあるように、非常にスピード感を持って進められていることがうかがわれます。

参議院の方を御覧いただきますと、大体衆議院と同じようなことがありますけれども、特にここでは、資料集（配布資料2）「7／34」ページのところで、8点目に、子どもが被害者である場合のことがしっかりと書き込まれております。また、戻りまして、資料集（配布資料2）「6／34」ページでは、四で、やはりセクシュアル・マイノリティーや、新たに被害者になったという言い方も、ちょっとどうかと思いますが、一応、性別による身分犯でございましたのが、なくなったという意味で、被害者となり得る男性、性的マイノリティーについても、きちっと研修をなささいということがございます。

参議院の方で少し、私もお話を伺ったところ、衆議院の方の附帯決議が、大体こういうところですねということだったので、参議院としては、もう少し特徴を出したいということで、四とか八というのが、書き込まれたというようなことを仄聞しております。

現在、この附帯決議等に基づいて、様々な取組が、3年後の見直し、また充実した施策の実施ということで、関係省庁等において行われているということがございます。

そして、レジュメ（配布資料1）のⅡの3の2018年、自民党司法制度調査会の取組の方を見てまいりたいと思います。

ここで私も、教育現場における子どもの性被害についてということで報告をさせていただいております。そして、資料集（配布資料2）の「3／34」ページのところを見ていただきますと、特に教育現場における子どもの性被害に関連するところだけを提言から抜粋をして、掲載をさせていただいております。

加えて、教育現場における教職員やスポーツなどの指導員による性被害への対策の強化も重要な課題であり、スクールカウンセラー等の配置を充実させて、被害者や目撃者が申告しやすくするほか、教職員への研修、加害者となった教職員等に対する地域差のない公平かつ適正な処分、学校と捜査機関との連携など総合的な対策が必要であるというふうにお書きいただいた、このようになっております。

次に、この2018年の提言を受けて、その後どうなったかということがございますが、私の承知している範囲では、2019年8月27日に開催された自民党司法制度調査会で、性犯罪への対応について関係府省庁よりヒアリングがなされたようでございます。そのヒア

リングにおいては、この2018年の提言の進捗状況についても、関係府省庁から報告があったかもしれません。

これに関連することについて私が調べたりいたしました情報などから承知しております範囲内ではございますが、少し言及しておきます。内閣府の方は、ワンストップ支援センターを充実させるということを積極的に取り組んでおられるようで、令和2年に、各都道府県に最低1か所ということも思っていたところ、平成30年に前倒しで実現されたということでございます。名古屋といたしますか、愛知にも2か所できまして、非常に活発に活動がされているところでございます。

また、警察庁の方は、被害の潜在化を防止するための窓口の充実と、性犯罪被害の捜査や支援にかかわる対応能力の向上、そして、児童からの代表者聴取を実施しているということでございます。また、被害実態に関する調査、犯罪類型別の犯罪被害類型別調査も実施されており、非常に力を入れておられるようです。

文部科学省の方は、学校で起きているといたしますか、児童・生徒に対するわいせつ行為のことにつきましては、厳正な対応が必要だと。児童・生徒に対するわいせつ行為等は、教育職員として絶対に許されないことで、文部科学省としては、各教育委員会に、厳正に対処するよう求めているということのようでございます。

そして、この中で、御記憶のある方もいらっしゃるかもしれませんが、中国自動車道で子どもが重大事故に巻き込まれるということがございました。元教員が子どもをトラックに乗せて身柄を移しているときに、子どもがそこから脱出し、他の車にひかれて死亡してしまいました。

最初、そういう重大な交通事故だというようなことで報道が出されたんですけども、いろいろ調査をしていきますと、そのトラックを運転していた男性が、その子どもを誘拐して監禁して、ずっと性的なものも含むような暴力を振るって、そして、その子どもをどこかへ移動させる。子どもは、このときしか逃げる機会はないのではないかとということで、意を決して脱出を決行したところ、先ほど申し上げましたようなことになったことが明らかとなりました。

その事件を受けて、当時の文部大臣が、このようなことが二度とあってはならない。そこで、教員が子どもたちに対して、わいせつ行為を行ったときは、その処分は原則として懲戒免職であるというようにしたことがきっかけとなって、今このような対処になっております。

しかし、文科省の通知を見ますと、免職以外の余地がある処分基準を定めている場合は、見直しを検討することということで、必ずしも原則が貫かれていないかのように推測される書きぶりもございます。ここをしっかりと、懲戒免職処分で行くんだということが示されたということでございますね。

その他の文科省の取組としては、性に関する指導で、いわゆる性教育と呼ばれるものですか、あるいは、相談の窓口等を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する事業を行ったとか、あるいは、現在の若年者にとっては、電話で相談というよりは、LINEを初めとするソーシャル・ネットワークを使うという方が使いやすいということで、SNS等を活用した相談事業を始めていますということがあるようです。

そして、性的な被害に関して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したグッドプラクティスを事例集として作りたいということもあるようで、相談力をつけ

ているという努力はうかがわれるかなというところでございます。

続きまして、厚労省の方は、若年被害女性の支援モデル事業ということで、特に家出少女やAVの出演強要やJKビジネス被害者等を典型的な被害者として想定した上で、若年被害者女性の被害者支援という支援モデルを構築されて、モデル事業としてイメージされた上で、様々な施策が行われているようです。

そして、法務省の方では、このワーキンググループが活動しておりますということですか、実態に即した対処を行うための施策の在り方を調査研究していると。また、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見を捜査・公判において活用できるようにするという点について、私は大変期待しているところでございます。

また、刑法改正後の規定の施行状況の調査結果、そして、警察庁と並んで、検察・警察・児相の連携強化に向けた取組についてということで、いわゆる司法面接という取組をされていると伺っております。

それでは、続いて、このように、着々と関係府省庁が施策を実行されている中で、では、現状はどのようになっているかということについて、皆様方と、情報を確認しながら、考察・検討をしてみたいと思います。

まず、レジュメ（配布資料1）の4（1）といたしまして、実情に関する情報例を皆様と共有しておきたいと思います。

平成29年度のものと同平成30年度のものと同両方用意しておりましたので、比較対照していただけるということもありますので、別刷りで用意していただいていますカラーコピーの「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1及び3-2）を御覧いただきたいと思います。平成30年度のもの（配布資料3-2）でございますが、このような状況になっております。

皆様は、どのような印象をお持ちになりましたでしょうか。報道事例を見ますと、教員のわいせつ処分が最多、昨年度282人ということがいわれておりますね。平成29年度がこれまでの最多で210人ということだったんですが、それを大きく上回る数字が出たということでございますね。そして、この原因などについて、いろいろ分析する報道記事もございますが、過去最多ということで注目をひいているものがございます。

そして、この状況ですけれども、皆様、まず、最初にございます破線の囲み部分を見ていただきたいと思います。「わいせつ行為等」の文科省による定義でございます。

「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為」及び「セクシュアル・ハラスメント」、「わいせつ行為」というのは、ここに書かれておりますように、犯罪となり得る行為だということでございます。そして、「セクシュアル・ハラスメント」というのは、犯罪に該当しないものだけでも、他の同僚教職員や児童・生徒を不快にさせる性的な言動ということでございます。ですから、「わいせつ行為」というのと「セクシュアル・ハラスメント」というのは、実はこのように分かれているということなんですね、文科省レベルでは。

恐らくこのような用語例は、ユニバーサルだと思います。むしろ教育現場ですとか被害者支援の現場で通常使われている用語例の方が、場合によっては特殊、日本的なのかもしれません。日本では、通常「セクハラ」といいますと、文科省がいうところの「わいせつ行為」も含めて用いられています。「強姦というセクハラがあった」みたいな言い方をするんですね。

ただ、被害を訴えたり、言いやすさというところからすると、「強姦」とか「わいせつ行為」と言うよりは、「セクハラ」の方が言いやすいと。子どもも多分、セクハラと言った方が、きちんと伝えられるということもあって、恐らく日本では、このような用語例になっておりますが、少なくとも、文科省のデータなどを読み解くときには、このように「わいせつ行為」と「セクシュアル・ハラスメント」という二つの言葉が分かれているということ的前提にする必要があるということを指摘しておきたいと思えます。

そして、ここにございますように、当事者、処分状況、性別、年齢、所属する学校種、(5)、(6)などで、行為の被害者の属性、その行為の発覚要因、わいせつ行為が行われた場面、そして、裏にまいますと、場所とその態様というのがございます。同じものが29年度も、調査項目と申しますか、発表項目としてあるということでございます。

これが、スクール・セクハラと申しますか、学校教育現場で起きている、わいせつ行為等の実情を示す資料として言及されることが多いんです。必ずしもそれが間違っているというものではありません。しかし、この資料を読み解くときには、やはり注意が必要だということも申し上げておきたいと思えます。

それは、この処分をされた方の行ったわいせつ行為等の被害者は、自校の児童・生徒も含みますけれども、それに限らないということです。つまり、どこであれ、わいせつ行為等を行ったということを理由に懲戒処分を受けている人の統計なんですね。ですから、例えば、電車の中で痴漢をしたとか、駅の階段を上っているところでスカートの中を盗撮したとか、路上でわいせつ行為をしたとか、全部入っているわけです。

わいせつ行為等の相手の属性を見ていただきますと、自校の児童、自校の生徒、卒業生、ここが恐らく、このテーマになっている、学校の中における教職員から児童・生徒に対する性暴力、性犯罪に該当するもので、大体半分近くを占めていますよね。でも、被害者の約半数が、被処分者の在籍している学校に在籍している児童・生徒だからといって、行為の半分が全部そうでしたというふうにはいきませんよね。

ですから、この中に、これくらいの割合、これくらいの人数の児童・生徒が、先生からこういった、性暴力、性犯罪に該当し得る行為の被害者になったんだなという、推測の域を出ないということです。

そこで、私が、昨年の自民党の司法制度調査会でも、これはこれで構わないんだけど、被処分教員が在籍している学校に在籍している児童・生徒が被害者となったケースが何件あり、その被害・加害の内容はどのようなものであり、そして、それがどのような経緯で発覚し、発覚した後、どのような対応がなされて、この処分に至ったのかということが分かる報告を出してほしいということを申し上げました。けれどもこれもそのまま出ているので、そういう意見もあったというように聞き置かれているのか、聞いていただけていないのか分からないというところです。

文科省が、そのような報告を作成するのが非常に手間かということ、私は、必ずしもそうではないと見ております。と申しますのは、この統計と申しますか、調査報告が結実するためには、各都道府県や市町村の教育委員会から、非違行為報告書というものが上がってきて、文科省の方へ集約されるわけですね。そして、文科省等の方針によれば、非違行為報告書には、詳細に事案を書くことというふうになっています。

ですから、私が申し上げたようなことを内容とする報告書をお作りいただくのは、これに

結実する前の段階で作成可能なもので、もちろん手間が全然かからないことはないでしょうけれども、それが明らかになって初めて、少なくとも処分対象となった学校教育現場で起きている、教員から子どもに対する性暴力の実態が明らかになることをございませう。

実態が明らかにならないまま、ああではないか、こうではないかという推測に基づいて、様々な施策を行ったところで、一体それは何になるんでしょうかということだと私は存じます。推測でものを言うのではなく、しっかりとした実態があった上で、効果的な施策は何かを検討し、作っていくことが必要なのではないかと思うんですね。ですので、文科省には、結びのところで申し上げるところではございますが、少しこれについて、見直していただきたいという要望がございます。

また、文科省以外でも、レジメ（配布資料1）のⅡの4（1）にございますように、神奈川県と千葉県が、確か2004年度からセクシュアル・ハラスメント調査を行っています。千葉県の場合、平成30年度は、セクハラと体罰実態調査というものがあります。これは非常に大部にわたる調査でしたので、今回、資料の中には持ってまいりませんでした。もしリクエストがございましたら、URLをお知らせして、皆様に御確認いただけるようにしておきたいと思えます。

もつとも、これら調査は、子どもたちに、こういうことを聞いたことがありますかとかいうようなものでして、この文科省が出しているような調査とは異なります。子どもたちが日頃どんなことを感じているかということが、ざっと分かるというものです。

大阪府も、確か最近の報道発表で、調査を実施することを予告していたと思えます。大阪府の場合は、特に教育委員会が、2004年度から被害者救済システムというものを稼働させていて、教育委員会が被害相談などを受けた場合に、被害者支援にスキルのあるNPO法人などと連携をして、そちらの協力などを得ながら、適切な事案の解決に当たるということをしていて、実態についても、あえて調査をしなくても、かなりの情報の蓄積があるだろうと思えます。ですから、そういう経験に基づいて、調査実施をすると予告をしているので、こちらの結果がどのようになるかというのは、非常に関心のあるところでございます。

さて、これにつきましては、資料集（配布資料2）の「8/34」ページを御覧いただきたいと思えます。これは、右側のページの下にございますように、2019年1月に出版した、この書籍の中から抜粋した資料でございます。

ここで皆様に注目していただきたいのは、図4-7にございます、わいせつ行為等に係る被処分者の年齢層と所属する学校種でございます。

これはコンマゼロ幾つの世界ですので、一体これを文科省がつけてきた意図はどこにあるのかと、私もよく分からないところもあります。処分の対象となった教員はいるけれども、コンマゼロ幾つの世界なので、大勢には影響がないといえますか、学校教育という制度自体について、それほど不安を抱かないでくださいというメッセージなのか、いろいろ解釈は可能だと思います。

ただ、このコンマゼロ幾つの世界のことであっても、このグラフのように分析していきますと、一定の傾向でありますとか、把握可能な問題、課題というものが浮かび上がってくると存じます。

ここに指摘もございますように、破線のところの20代と30代の教員が、被処分者として多くなっているということが分かります。そして、40代も0.02%で、これは安定し

ていますけれども、必ずこれくらいの人数はいるということでございますね。40代、50代にも0.02%を維持していて、変化していないと。

この40代、50代の方の場合は、恐らくセクハラということで、研修を受けてから、ここに指摘がありますように、20年近く行われて、一体どうしたことでしょうか、必ず被処分者が出ているのですね、安定的に。

20代、30代というのも、これも不思議で、意識のある大学というか、教員養成の大学、あるいは教員養成課程では必ず、ジェンダー教育でありますとか、あるいはセクシュアル・ハラスメントを始めとする性暴力についての講義を入れているはずなんですけれども、突出していますね。ですから、ここに指摘がありますように、養成段階や初任者研修の段階で、もっと力を入れる必要があることを教えているのではないかということがいえると思います。

そして、40代、50代については、研修の仕方に工夫を加えることによって、その方々にちゃんと浸透していく工夫が必要ではないかということがいえるのではないかと思う、安定して0.02%が出ているということはどう見るかというのは、非常に興味深いところではございますが。

次に、図4-8の学校種でございますけれども、これを見ていきますと、ぽつんと、これは小学校の割合が増えていることがお分かりいただけると思います。太線は高等学校で、一旦、2013年度、また2016年度で減っていますけれども、やはり高値で推移していますね。それで、小学校が上がっているところが問題だと指摘されていますけれども、平成30年度（2018年度）はいかがでございましょう。「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（平成30年度）」の年齢層を見ますと、やはり40代、50代、やっぱり安定して0.02%でございますね。40代は0.03%でプラス0.01%、20代、30代というのがやはり多くなっていて、この傾向は変わっていません。

また、被処分者の所属する学校種というところを見ますと、やはり中学校が0.04%、高等学校が0.06%で、やはり多くなっていて、小学校が0.02%で、ここは、平成16年と変わらない数値で、やはり高等学校、中学校というのが多くなっているのかなということがうかがわれるかと思えます。

学校種における、このような傾向が何を意味しているのかということところは、少しいろいろ検討の余地があって、この分析を行った方々も、小学校で増えているのが問題だということ指摘するにとどまっていて、中学校、高等学校が多いということの原因についての結論めいたものは示されておらず、やはり何が原因であるかということ、ある程度絞り込むのも難しいというのが現状なのかなというふうに思ったりいたします。

このように、皆様方からは、実態がどうなのか、実情はどうかということについて知りたいというリクエストをいただいているんですけれども、文科省にしてこうでございまして、私どもも、支援をしているケースから、いろいろ申し上げることができるものはありますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、被処分者数282人、1人1件行っていたとして282件などということはお伝えすることもできませんし、お伝えできるとしても、1割は切ります。

ですから、実情をお伝えするといっても、私たちが知るに至ったところに限るというところになってしまって、もう少しはっきり申し上げると、実情はいかなるものであるかということとは明らかでないです。ナショナルなレベルでも、ローカルなレベルでも、きちんとした

調査がなされていないということが実態です。ですから、先ほど申し上げましたように、どこかのレベルで行う必要があるんだろうと思います。パターンとして、こういうことがあるということは申し上げることができますけれども。

次が、T市公立学校の児童に対する担任教員からの性暴力の件でございますが、これは民事裁判でございました。資料集（配布資料2）の「9／34」ページから、それについて、メモ的に書いたものをお載せしております。これを発表した後に、平成30年6月29日の判決が出まして、TKCというデータベースで公表されたんです。それが資料集（配布資料2）の「15／34」ページに出ております。

この原稿本文は、当時、取材をしていた地元の新聞記者等からのいろいろな情報提供を得た上で、このようなことがいえるのではないかということを書いたものでございます。

このケースは、一遍、中学校で教員をしていた者が、その中学校に属している女子生徒に対して、わいせつ行為等を行ったことが発覚し、一旦教育現場から外れました。その後、特別支援学級に復帰したのですが、中学校でそういう行為をしたということを教育委員会は知ることができたのにもかかわらず、その教員を特別支援学級に配置しました。校長先生はそうした事情をうわさで知っていて、それを事実かどうかを調べるために、前任の中学校の校長に問い合わせたところ、ちょっと事実は曖昧で分からないということであったという、このような状況のもとで、児童にわいせつ行為を行ったというものでございます。

これにつきましては、資料集（配布資料2）「13／34」ページの事案の対応として必要なことというところを御覧ください。

ここで私は、①、②、③、④というところを挙げました。多機関連携を図った上で、様々なことを実施する必要があるということと、再発防止のもの、そして、⑤と申しますか、①のところ、学習支援ということも必要なんだと、この事案が教えているということをお伝えしました。

これはTKCにも載っておりますし、ここのメモ書きのようなものではございますが、ざっと読んでいただきますと、お分かりいただけるというものでございますので、時間の関係上、その部分については割愛をさせていただきます。

その次に、これを受けまして、次、レジュメ（配布資料1）のⅡの4（2）の方へまいりたいと思います。

そして、「学校教育現場における性暴力事案への対応の「実情」の分析、検討」というところにまいりたいと思いますが、このとき考える必要があるのは、A、B、C、Dの四つの観点でございます。まず最初は、「A：被害児童・生徒への対応」、2番目は、「B：全校児童・生徒への対応」、3番目は、「C：全校児童・生徒の保護者への対応」、そして4番目に、「D：加害者への対応」でございます。

これは、皆様既に御承知だと思いますけれども、学校保健安全法というのがございますね。それで、安全マニュアルというものを作らなければいけないんですけども、こういう性、わいせつ行為を行ったということで、先生が処分されたというような事例が起きたときにも、どのように対応しますかということ、例えば静岡県の県教委などは、マニュアルの中で書いております。

その学校保健安全法のスキームからすると、こういう四つの観点から、こういう問題については対応しなければいけないということになっているので、一応この観点を出しました。

まず、一番重要なのは、Aと、そしてDですね。Aの被害生徒への対応ですけれども、事実調査と司法手続上の対応と教育上の対応という、この三つのところが考えられるかと思えます。そして、これを考えるに当たって、皆様のお手元にお配りしております資料集（配布資料2）の「17/34」ページを御覧ください。

2017年5月に、日本教育学会の特別課題研究として設定されましたスクール・セクハラ問題の総合的研究に、資料集（配布資料2）の「18/34」ページから成ります、こういうタイトルの論考を私は寄稿させていただいております。

そこで、皆様に見ていただきたいのは、資料集（配布資料2）の「20/34」ページに紹介しております3件の判決例でございます。三つとも、結局、1例目は、このようなケースで、加害者の側に準強姦未遂、準強制わいせつに該当する、懲役5年が言い渡されたものでございますが、判決例2と判決例3は、まさに事実調査等の段階での聞き取りに問題があったために、判決例3は無罪となり、判決例2では、一審は無罪で、二審では被害者供述信用できるとして、条例違反で懲役2年執行猶予3年がついたというものです。

結局これは、子どもの様子がおかしいということに気がついた母親が、どうしたのと聞いてしまう。子どものことが心配ですから聞きますよね、何回も。何回も何回も何回も何回も聞いてしまった、その結果、刑事司法手続の方につながったが、結局、子どもの供述は信用できない。それは親の誘導とか影響があったからである。そういうことが原因で、このようになったというものなんですね。

この事案は、子どもの年齢が一桁であるとか、二桁であっても前半、小学校に在籍している場合には、聞き取りは非常に慎重に行われなければならないということを我々に教えていると思うのですね。

先ほど申し上げました、学校の中で相談があつて、事実を調査するというところを想像してみますと、実態はこうです。教育委員会の中に調査委員会が設けられるとか、学校の中に調査委員会が設けられるなどして、先生方が聞き取っていらっしゃる。このようにして事実調査が行われ、何らかの処分が行われる。それを踏まえその被処分者を告発しなければならないのが原則でしょう。ところが、それが全件について行われているかどうか、これも怪しいところですけども、例えば告発されました、それが受けとめられて、捜査が始まりました、としましょう。すると、その段階で子どもたちに聞き取ったときには、もう既に遅しという状態であることは、皆さんの推測されるところでございます。

ですから、事実調査の段階から、学校、教育委員会と検察・警察、場合によっては、それについての重要な社会資源を持っている児童相談所といった多機関連携をもって、いわゆる司法面接というものを実施した上で調査を行わなければいけないということが、はっきりと手続の中で明確化される必要があるのでしょうかけれども、そこが全然意識されていないようでございます。

ともかく丁寧に聞けばいいだろうという意識のようなんですね。ですから、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、大阪の被害者支援システムに見られるように、支援のスキルを持っているNPOにつなげるとかなのですね。すごく、ある意味では、大胆といいますか、ちょっと大丈夫かなと思うことが実際行われています。

そして、教育上の対応、これは一切行われていないと見て構わないだろうと思えます。

先ほど紹介した、T市公立学校児童に対する担任教員からの性暴力に係る、2018年の

の民事裁判の判決が示しているように、当事者の方から学習支援についてのリクエストがあっても、それを実行する義務は学校や教育委員会にはないというのが、今の裁判所の考え方ですね。

ですからこれは、そういった行為を未然に防げなかったという、いわゆる安全配慮義務違反という責任とは別に、被害が起きたとき、その子どもたちを支援する配慮義務として措置し、それが行われなかったのであれば、それを行わなかったということの内容とする責任が教育委員会等に問われるというシステムを作っていく必要があるということでございます。

そして、次のDの方へまいります。加害者の調査ですが、事実調査については今申し上げたような問題点が、このDについても当てはまります。

大抵の場合、校長先生とか教頭先生が、あなたがこのようなことをしているという相談あるいは申立てがあったが、やりましたかと聞くのです。やりましたかと聞いて、やりましたと言う人がいると、皆さん思われますか。懲戒免職、つまりクビがかかっているのですよ。そういう聞き方をして調査が進んでいるというのが、ほぼ実態としてあります。

いじめについては、調査のところで、第三者委員会を立ち上げるとして、外部の識者として、弁護士など入れるということとされていますけれども、学校の中で行われた性犯罪に該当し得る行為についての調査はこのような方針であることが明示されることもなく、今申し上げたようなふうに行われているのが、大体の現況だろうということになっています。

そして、人事行政上は、先ほど申し上げましたように、原則として懲戒免職、再発防止に向けた措置は、したがって、行われません。行う必要ございませんね、教育機関として。ただ、原則として懲戒免職とするという方針が出される前に、停職として留め置いた上で、研修がなされていた事例はございます。

幾つか私も、知るに及んだものがあるんですが、皆様、どのようなことがなされていたと想像なさいますか。ごみの収集車に同乗させ、ごみの収集をさせる。これが、児童・生徒に対して、いわゆるわいせつ行為を行って処分をされた教員に対する、再発防止を目的とした研修としてなされていたという事例がございます。あるいはジェンダー論について書かれた教科書を読み、感想文やレポートを提出させるといったようなことが大学では行われることもございます。

今は懲戒免職で、はい、さようならということになりますから、教育委員会が再発防止教育をする必要はありません。

そして、次の懲戒処分対象となった教員を告発すること、これも先ほど申し上げましたけれども、必ずしも全部がされているわけではないということでございます。

さて、特に運動部活動指導者が加害者である場合、その加害者が学校に在籍している教員である場合もありますけれども、外部の指導者が行っているという場合もあります。そして、今般の働き方改革などの流れの中で、スポーツ庁が部活動指導員という制度を導入いたしました。

それにつきましては、資料集（配布資料2）の中の「29／34」ページにございます、茨城県教育委員会の登録バンクというのを御覧いただければと思います。

部活動指導員と、従来どおりの外部指導者の活用というものがございます。部活動指導員は任用されていますので、ここでは、きちっと法的な立場を得るということになります。雇用関係が発生するという状況になります。

その一方で全く学校と法律上の権利義務関係もないままに、実際、部活動の指導をしているというケースもございます。

そのようなケースにおいて、たとえばその方に対する謝礼はどうかということ、部活動の保護者会のようなものが部活動費ということを名目に集金をして、その中から、地元の方で、非常に指導力があると見られる方に指導をお願いする。ですから、その方が何か起こしたときに、学校等が、組織あるいは機関として責任を負う前提がないんです。

ですから、ここの資料によりますと、部活動を指導するのは、部活動指導員というのと外部指導者と二つだけで、二つとも、程度に差はあれ、きちっと学校という機関と法的な権利義務関係があるから、何かがあったとき、学校が責任を負うけれども、そうではないものもたくさんあるということは知っておいていただきたいと思います。

また、この部活動指導員の任用も、自治体によっていろいろ違って、茨城県は非常に細かくしています。資料集（配布資料2）の「30/34」ページの「資格要件」の（3）を御覧ください。このような、いわゆる不適格と認められることをやらなかった人ということ、きちっと書いてあるんですね。

もう一つ、資料集（配布資料2）の「31/34」ページ、これは足立区で、ここには応募資格が書いてあるだけです。このようなものだけを応募資格にしているのが、ほとんどでございます。茨城はかなり特別というか、やはり問題が起きることが、可能性が高いし、実際起きているということによって、非常にきちっと意識された上でのものだなということがうかがわれます。

ですので、部活動指導員、外部指導者、その他の指導者という者も存在していて、むしろそちらが加害者となって起こしているケースというのも、少なからず存在しているということについては、注意をしていただければと思います。

そして、レジュメ（配布資料1）の5番目にまいります。刑事法的な対応ですけれども、適用可能な法条としては、条例と児童福祉法と刑法とでございます。

今般、刑法が、非常に法定刑も上がって、かなり厳しいものになっていて、これが施行されたときに、担当者の方とも意見交換させていただいたんですけれども、条例とか児童福祉法というようなものを活用することによって、事案の顕在化と要注意人物を注視するというをしながら、一定の段階では、刑法で処断するというようなことも可能かと思うということでもございました。

皆様にお配りしている資料集（配布資料2）の「33/34」ページは、平成29年、ちょうど2017年の改正が行われたときの衆議院法務委員会における今野委員と、それに対する林政府参考人、法務省刑事局長との質疑応答のところを抜粋したものでございます。

監護者性交等罪というものが作られたが、監護者に当たらない人たちが、その影響力に乗じて、わいせつ行為をしたときに、それがこぼれ落ちてしまう可能性はないかという懸念を示されたものでございます。

それに対して、林政府参考人が、このように監護者ではないが、こういう立場を、影響力を行使できる者の事例をお挙げになって、ここにございます林政府参考人のお答えの2段落目にありますように、児童福祉法もありますということで対応可能でございますと。また、準強制わいせつ、準強制性交等罪によって処罰されることもあるので、今野委員が御懸念されるようなことは、何とか対処可能でございますと。

そうしましたらば、今野委員の方が、現行の条文においても、そうした対応が可能だということで御答弁をいただきましたということで、資料集（配布資料2）の「34／34」ページ、不断の見直しが恐らく必要だけれども、被害者の気持ちに寄り添いながら、運用の中でしっかり心がけていただきたいと締めくくっておられます。

ですので、このように、様々なレベルで、ともかく事案を顕在化させる、要注意人物として、どういう人がいるのかということ把握するということも目的として、ぜひ、教育機関からの告発はマストで、それを真摯に受けとめて、何らかの法条によって起訴することができないのかどうかということ、今野委員が言われているように、運用の場面で工夫をしていただけたらというふうに思います。

次、準強制性交等のことなんですけれども、林政府参考人がおっしゃっていたように、こちらの活用も非常に重要なところだとは思われます。

ただ、これに関して、非常にイレギュラーな判決が出ています。これは、名古屋地裁岡崎支部の平成31年3月26日の判決でございますが、これは、実父から長年にわたって受けていた性虐待の事案でございます。

これが無罪だったということで、激震が全国に走ったので、皆様も御存じかと思えますけれども、この判決につきましては、抗拒不能というところが大変厳格に解釈されておられて、確かに、実父からこのような行為を受けている、そのときには、抵抗は非常に難しかっただろう。けれども、被害者の日常生活にも目を向けると、親との間の約束を必ずしも全て守っていたわけではない。この家庭内の状況は困難なので、自分で独立しようと思っていたことがうかがわれる。こういうようなことを挙げて、全く父親に盲従、従属しなければいけない関係にあったとは認められない。したがって、準強制性交等罪にいうところの抗拒不能であったとは認められないとして無罪と判断され、現在、名古屋高裁に係属中でございます。

このケースにつきましては、私のように被害者支援などをやっている者という、いわば被害者側に立つ人間ではなくて、オーソドックスな刑事法の先生からも、これは余りにも厳格に過ぎ、破棄されるべきだと、はっきりと判例評釈されているようなところでございます。

ただ、評釈者等の目からは、そのようにいえるものであっても、被害者にとっては、この判決が100%ですよね。ですから、こういう判決が出ないように、附帯決議の中にもあったように、趣旨を踏まえた上で、オーソドックスな線で、きちんと判決が出るような周知徹底や研修というようなものがなされることを切に願うところでございます。

レジュメ（配布資料1）のⅢ「むすび」にまいります。

今ほど申し上げましたように、やはり事案の顕在化を図ることが必要でございます。そのためには、相談力の充実というものが需要ですが、得手勝手に被害の事実を聞いてはいけないことを踏まえた上で、文科省、あるいは、もう少し細かく言うと、学校や教育委員会と警察・検察という多機関連携のもとで、司法面接を初めとする調査等が行われるようになってほしいということでございます。

そして、再発防止についても、はい、さようならと、まさにその方々を教育産業廃棄物のように捨て去るということではなく、その方々が、教育現場ではない、もっと広い社会の中で、新たな包摂関係が築けるような、再犯防止のための何らかの研修とか更生教育というような仕組みが必要だろうと思えます。

教育現場から、そのような害悪の原因となるものがなくなればいいということでは済まな

いということ意識した上で、再発防止対策というものを文科省のレベルでも考えていただけないものかと考えているところでございます。

私の報告は、これで終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間をとらせていただきます。

質疑のある方は、名前と御所属を言っていただいた上で、御質問をお願いいたします。

○是木企画再犯防止推進室長

官房参事官の是木です。すみません、ありがとうございます。大変参考になりました。

なかなか、私どもの方で検討している刑事法、司法手続の部分だけでは見えないところについてのお話を非常にたくさんいただきまして、今後、性犯罪や性暴力というものを考えていく上で、そういった視点も持たなくてはいけないなということを改めて実感した次第でございます。

その上で、先生から既に、なかなか実態の把握自体が難しいんだということの御指摘を受けた上ではございますけれども、ちょっとあえてお聞きしますに、やはり教員によるわいせつ行為等というのが増加しているというようなものが統計的に示されていると、これは文部科学省さんの方の資料で示されているという言及もございまして、実際に自校の生徒を対象としたもの自体も増えているというような状況があるというふうに認識しています。

現場のことを御存じの先生の認識としまして、これまで潜在化されてきたようなものが掘り起こされているような実情があるというふうに認識されているのか、あるいは、新たに問題点として生じつつある性的な行為というようなものが、むしろ広がっているというような認識がお有りであるのか、この辺りについての先生の認識を教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柳本先生

ありがとうございます。

両方だと思います。潜在化されてきたものが顕在化してきたということで、そういう観点では、喜ばしいことだと思います。子どもたちの、それがセクハラなんだという認識する認識力が高まってきたことを表すものといえるでしょうから。

数が増えたということそのような観点から見れば、子どもたちに対する研修や教育の効果が上がっているということだと思います。そうすると、それに対応して、教員の方もきちんと、そのような行為をしないようにという研修が、先ほど申し上げるような、統計が示す研修等の工夫の必要があるということがいえるかと思います。

さらに、10年、20年前とは異なる環境の中に、子どもたちは投げ込まれています。御存じのとおり、インターネット関連の様々な性犯罪、性暴力に巻き込まれる環境ですね。潜在化されてきたものが顕在化してきたことに加えて、そういう新たなタイプの性暴力、性犯罪に該当し得るものが出てまいりました。それにたくさん引っ掛かってしまうというか、絡め取られている者が増えているという、そういうことで、件数自体も増えているということだ

ろうと思います。

これは大学でもあることでして、口実は、ゼミであるとか卒業論文であるとかの指導について、きちんと答えたいし、日程調整も頻繁にやる必要があるので、LINEを開通しようということ、いろいろやりとりしているうちに、全然関係ない話になってきて、セクハラだというふうに申し立てられてくる場合があります。

子どもたちに対しても同じようなことがあるかもしれません。それはあるかも、先生、こんなのやったよとか、仲良しになりたいねみたいな形で始まって、それから全然余計なことになっていく。そういう形で、自校の児童・生徒をLINEとか、その他の様々なソーシャル・ネットワーク・サービス、ソーシャル・サービスに巻き込んで行っているというものもありますね。

事案の中でも、教員が千五、六百通、メールとかLINEで通信をして、子どもがまいてしまっ、被害の相談をして、顕在化して処分されるという例があったりします。ですから、御質問については、私は両方だというふうに思っています。

○是木企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。

それでは、もう1点お願いします。

そのような実情があった場合に、さらに先生のお話の大きなポイントとして、そういったものを適切に発見して、確実に、行政上の処分もそうでしょうし、刑事罰が科されるべきものであれば、きちんと刑事罰が科されるような状況にすると。そういったところをしっかりと認知するということが重要であるというふうな部分に、かなり力点を置いて、お話をいただいたものと認識しております。

さて、児童虐待の場合なんかで行われているような、いわゆる関係機関の連携についてもそうなのですが、役割分担論みたいなことが非常に大きなテーマになることがございます。

学校教育の場でありますとか部活動等の場における、わいせつ行為、性的行為、こういったものを実際に認知して、ありのままに、実際に何が起きたのということをしっかりと聞き取って把握するというような部分について、いろいろなプレーヤーが得手不得手がある中で、役割分担を果たしていくという必要があるのではないかと思いますけれども、先生は、その辺の役割分担論みたいなところについて何か、こういう方向感があった方が良いんじゃないかとかいうような御見解をお持ちでしたら、御教示いただければと思っております。

○柳本先生

そうですね、それはあると思います。それぞれの強みを生かして、正確に事案を把握して、後日、公訴提起がされたときに、しっかりと子どもたちの証言が信用力のあるものとして把握される必要はあるだろうと思います。

例えば、他国の例ですけれども、ニューヨーク市の教育委員会のセクシュアル・ハラスメントに関する規定を見てまいりましたら、まず前提として、セクシュアル・ハラスメントというのは犯罪ではないということですね。

セクシュアル・ハラスメントの相談として、例えば子どもが独自に来たとしましょう。いろいろと展開される話を聞いているうちに、これは場合によっては、犯罪に該当し得る行為

を被害として受けたのかなと思ったときには、それ以上話を聞くな、すぐに警察へその話を持っていきなさいというふうになっているんですね。

ですので、まず最初、こんなことがあってというときに、子どもたちがいきなり、構成要件に該当する事実として、こういうことがありましたとは言いません。セクハラみたいなどか、何とかかんとかで、ごにょごにょ話します。ですから、そういう話の初めのところは、子どもの話を丁寧に聞けるスキルのある人が対応するべきですね。

ただ、そうやって話を聞いているうちに、どうやら犯罪に該当しそうなものがあったのかもしれないと思ったら、私はやっぱり、そこでストップだと思います。そこで、これ以上あなたの話は聞けませんとかということではなく、じゃちょっと、ここまでの話まとめておこうね、じゃちょっとここで、例えば、校長先生などにも相談してみるから、次にここで相談しましょう、何らかの、ちゃんと納得してもらえる理由を説明して、そこで一旦切って、そこから関係機関に、こういう話があったけれども、どうしましょうという相談が始まると思います。

そして、そこから場合によっては、多機関連携で、きちっとした聞き取りをしましょうという話になるでしょうし、その必要性があるかどうかは、もう少し話を聞いてみないと分からないということであれば、最初に話を聞いた人に再度話を聞いてもらって、懸念されるようなことがうかがわれる話があったかどうかということを確認してもらおうということになるかと思います。

ですから、そういう意味での役割分担はあるとは思いますが。ただ、何か本当に、捜査の端緒となるような事実があるかもしれないと思ったときには、相談を聞いた人、あるいは学校はそこで留めてはならないと思います。留めるのではなくて、すぐに学校なら学校が、あるいは教育長なら教育長が、そういう多機関連携の、何といいますか、会を招集して、実態を報告した上で、これについては今後どう対応しますかについて検討し、決定をし、実行し、また報告をしてというようなことを続けていくことによって、その子どもが話をしてくれたということが無駄にならないようなものになっていくのではないかと思います。

そこで具体的に、これはここで、これはここでという役割分担というような話になっていないことは申し訳ございませんが、そういう形で連携をすることによって進めていくということで、おのずと適切な必要な役割分担というものが出てくるのではないかなというところが、私が今のところ、思っているところでございます。

○是木企画再犯防止推進室長

ありがとうございました。私からは以上です。

○薊秘書課補佐官

ほかに御質問のある方、いかがでしょうか。

○安次富秘書課係長

ありがとうございます。大臣官房秘書課の安次富と申します。

相談先について、御質問させていただきたいと思います。

司法制度調査会提言にも、スクールカウンセラーの配置を充実させるというように、スク

ールカウンセラーが、まず相談先として期待される、相談先の一つになっているのかなと思
っているところなんですけれども、平成30年度、29年度の文科省の懲戒処分等の調査で、
わいせつ行為等が発覚した要因において、スクールカウンセラーへの相談が、どちらも1%
台で推移していることについて、配置がまだ進んでいないためであるとか、もしくは、学校
外における懲戒処分も含んでいる調査だからなのかとか、先生がお感じになるところの現状、
実情、もしくはスクールカウンセラーの活用というところの課題等、先生がお感じになるこ
とについて、教えていただければと思います。

○柳本先生

御質問ありがとうございます。

今の御質問につきましては、資料集（配布資料2）の「21/34」ページのところで、
平成30年度の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）」（配布資料3-1）
の中の（6）の「わいせつ行為等が発覚した要因」というところを併せてご覧いただければ
と思います。

御質問の趣旨は、スクールカウンセラーへの相談というのは、必ずしも多くはないが、文
科省としては、ここの充実を狙っていて、それに向けては、どのようなことが課題であると
柳本は考えているかということだったと思います。

まず、スクールカウンセラーも、常勤の学校もあれば、学校何校かをまたいで、一つの学
校につき週1回とか2回とかというふうに勤務なさる方もいらっしゃいます。

この「わいせつ行為等が発覚した要因」を御覧いただきますと、39.0%が教職員の相
談、一般の教職員への相談が60人、21.3%ということになっていて、恐らくこれは、
養護教諭の先生が多いのかなと推測されます。スクールカウンセラーは、確かに御指摘のと
おり、4人で1.4%で、それは、今申し上げたような、スクールカウンセラーの学校での
勤務の状態もその原因かと思えます。

子どもたちは、いつも顔を見て、声を交わし、話を交わしている中で、この話だったらこ
の先生、こういう話だったらこの先生というふうに見極めていることでしょうか。こういうセ
クハラであるとか、わいせつ行為に該当するような行為をされたというときには、やっぱり
すごく信頼できる先生に、人に話したいですね。

そうだといたしますと非常勤で週1日とか2日しか来ないスクールカウンセラーという方
は、その方のスキルが原因ということではなくて、御説明いたしましたような理由で子ども
の選択肢に入ってこないのではないのでしょうか。そこが残念ですね。

スクールカウンセラーというのも専門職で、スクールソーシャルワーカーの方と同じよう
に、非常にたくさんスキルを持っていらっしゃいます。ですからそのお力をもっと活かして
いただけるようにする。そして、子どもの目から見たとき、大事なことを相談できる、信頼
できる人の選択肢の中に入れられるように、配置についても、人員確保と配置の点で、もっ
としっかりとしたものにしていく必要があるだろうと思います。常勤が望ましいでしょう。

資料集（配布資料2）の「21/34」ページの（4）のところを御覧いただきたいと思
います。これは、2013年に、日本教育法学会のメンバーを構成員とする「「学校安全」
の法制・取組みに関する検証」という、科研費で行った調査研究の抜粋でございます。

こちらはセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の開設事業状況と相談業務担当者

に関する質問を、都道府県教育委員会と市区町村教育委員会に対して行った調査の結果でございます。

①が都道府県です。窓口を開設しているのは66.7%で、20教育委員会でございます。その窓口担当者はここに書かれているとおりでございます、皆さんはこれをいかが御覧になりますか。一番多いのは、複数回答ですが、指導主事等の教職経験者。いかがでございますでしょうか。私はこれを見たときに、大丈夫でしょうか?と思いました。

②の市区町村につきましても、傾向としては同じでございます。一番多いのは教育指導主事の経験者で135件ということでございます。これは今から6年前のものでございます。以後相談窓口の充実ということがいわれていますので、変わっているかと思えます。変わってほしいのですけれども、一方で、余り変わっていないのかなという気もいたします。

継続的に調査研究をするには、全国的なものと、ちょっと費用がかかることもあり、ここで滞ってしまっておりまして、この時点でのという制約はありますけれども、教育委員会が設置している相談窓口の実情の一端として、把握しておいていただければと存じます。よろしかったでしょうか。

○安次富秘書課係長

ありがとうございます。

○薊秘書課補佐官

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

それでは、会議のお時間もありますので、もし他に御質問等お有りになる場合は、別途まとめて先生の方にお尋ねし、先生の御都合のよろしいときに御回答いただくという対応をとらせていただきたいと思います。と存じます。

○柳本先生

私の執筆した論文を資料の中に入れていただきましたけれども、結論として、これが必要ということを通条書きにしてありますので、そこだけ把握していただければと思います。

2018年におけるT市公立学校児童に対する担任教員からの性暴力事件に対する判決については資料集（配布資料2）の「13/34」ページに教育機関の対応として必要なことを5点記してございます。

そして子どもの聞き取りが重要であるということを書きました日本教育学会の論文につきましては、資料集（配布資料2）の「25/34」ページにございます3の結論部分に合計4点提示してございますので、御覧いただければと思います。

○薊秘書課補佐官

ありがとうございました。

それでは、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いいたします。

○西山政策立案総括審議官

柳本先生におかれましては、本日御多忙の中、当省にお越しいただきまして、貴重なお話

を伺いまして、誠にありがとうございました。

大変限られた時間で恐縮でございましたけれども、学校における子どもの性被害ということでございまして、実情や課題について御説明をいただき、大変参考になりましたし、また、貴重な御提言もいただいたものと考えております。

私どもワーキンググループにおきましても、本日御教示いただいた内容等も踏まえまして、さらに調査を進めてまいりたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

○薊秘書課補佐官

以上をもちまして、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ第12回会合を終了いたします。本日はありがとうございました。

—了—

学校におけるこどもの性被害

柳本 祐加子

I はじめに

II 学校教育現場における教師から児童・生徒等に対する性暴力

1. 内閣府男女共同参画局の取組み

(1) 第4次男女共同参画基本計画

(2) 女性に対する暴力に関する専門調査会の取組み

- ・『女性に対する暴力についての取組むべき課題とその対策』（平成16年）
- ・『女性に対する暴力を根絶するための課題と対策～性犯罪の対策の推進～』（平成24年）

2. 2017年刑法性犯罪改正

3. 自民党司法制度調査会の取組み

- ・2018年自民党司法制度調査会における報告
- ・2018年自民党司法制度調査会提言

4. 現状に関する考察

(1) 実情に関する情報例

- ・平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
cf.平成29年度調査
- ・平成30年度神奈川県SH調査
- ・平成30年度千葉県SH及び体罰実態調査
- ・大阪府⇒調査実施を予告
- ・豊田市特別支援学級児童に対する担任教員からの性暴力事件（民事裁判）
名古屋地裁岡崎支部平成30年6月29日判決

(2) 学校教育現場における性暴力事案への対応の「実情」の分析、検討

A：被害児童・生徒への対応

- ・ 事実調査
- ・ (刑事) 司法手続き上の対応
- ・ 教育上の対応

B：全校児童・生徒への対応

C：全校児童・生徒の保護者への対応

D：加害者への対応

- ・ 事実調査
- ・ 人事行政
- ・ 再発防止に向けた措置
- ・ 懲戒処分対象となった教員を告発すること
- ・ 部活動指導員、外部指導者の場合

5. 学校教育現場における性暴力事案への刑事法的対応

- ・ 適応可能な法条：条例、児童福祉法、刑法
- ・ 現行刑法との関係について
- ・ 準強姦罪として起訴された事例 名古屋地裁岡崎支部平成31年3月29日判決（無罪）
* 抗拒不能という概念に関する本判決の解釈

III むすび

====

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一百七十七条の例による。

第4次男女共同参画基本計画 第7分野

4 性犯罪への対策の推進

(オ) 各種性犯罪への対応

③ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(イ) 被害を受けた児童に対する相談・支援等

① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。

② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。

③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。

(ウ) 防犯・安全対策の強化

① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。

『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』（平成16年）

イ大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実小学校、中学校、高等学校等、大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントは、教育の前提となる教員と生徒、保護者等との間の信頼を著しく損ない、生徒等に大きな傷を残すものである。残念ながら、セクシュアル・ハラスメントで懲戒処分を受けた教員が増加しており、徹底した防止対策が必要である。この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行った教員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である生徒等が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備などを推進する必要がある。

『「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～』

(平成 24 年)

2 各種の性犯罪への対応 ～ 指導的立場にある者等による性犯罪の防止等性犯罪については、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野や職場における指導的立場にある者により、児童・生徒等が被害を受けているものがある。報道を見ても、被害が長期にわたり繰り返された後に発覚した深刻な事案も少なくない。しかし、その実態に関しては、例えば、文部科学省によると、平成 22 年度、公立の小学校、中学校、高等学校等において、わいせつ行為等を行った当事者として懲戒処分等（訓告等及び論旨免職まで含めたもの）を受けた教育職員の数は 175 人であったが、国立、私立の学校を含め全国的に把握される仕組みがなく、被害実態の全容は明らかではない。

また、指導的立場にある者による性犯罪については、その優位な立場等を利用しており、弱い立場である被害者にとっては被害を訴えにくい、被害を訴えても信じてもらえない、教育指導・補助やしつけであるなどの抗弁によって被害の事実が認定されないなど、被害を訴え出ることが困難な状況に置かれる。そのため、被害がより潜在化・継続化・深刻化する傾向が懸念される。

② 検討内容

指導的立場にある者等による性犯罪については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性に鑑み、厳正に対処して加害者を処罰するためには、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

学校において教員による性犯罪等が発生し、性犯罪に関する知識がない管理職員のみで事実関係の調査が行われた場合、性犯罪被害が認定されず、潜在化につながるおそれがある。そのため、学校の設置者である各教育委員会等によって調査が行われることが原則であり、今後も適切に調査が行われるようにすべきである。また、各教育委員会における再発防止対策を検討する際には、弁護士等の専門家の知見を得ることも考えられる。さらに、民間支援団体が相談を受けた場合は、当該団体から教育委員会や大学のセクシュアル・ハラスメント防止関係委員会等に申し入れるなど、教育委員会等と連携して対応することが望ましい。加えて、性犯罪等により懲戒免職等となった教員が再度教員に再就職するなどのケースにおいて、更なる被害を生じさせないようにすることが課題であり、その対応について幅広く検討する必要がある。…

指導的立場にある者については、自身に性犯罪の加害者になり得るという意識がないことが想定されるため、研修や大学の課程等において性犯罪被害に関する啓発を行うなどにより、教育、研究、医療、社会福祉、スポーツ等の関係者の意識改革を進める必要がある。

児童・生徒に対しても、性犯罪被害や相談に関する啓発を行う必要がある。特に小学生や

知的障害を持つ者については、本人に性犯罪被害であること自体の認識がない場合があるため、法や司法によって守られることを伝え、被害を受けた場合に相談を促す教育が必要である。被害を受けた児童・生徒が相談することを契機に、被害の顕在化を促すとともに、学校等で適切な支援が行われるものと考えられる。なお、被害を受けた児童・生徒に対しては、学校への通学が様々な面で困難となる場合もあるため、学習支援が必要であるとの見解が示され、速やかな対応が求められる。

『司法制度調査会提言～誰一人取り残さない日本を目指して～』（平成30年）

…加えて、教育現場における教職員やスポーツなどの指導員による性被害への対策の強化も重要な課題であり、スクールカウンセラー等の配置を充実させて被害者や目撃者が申告しやすくするほか、教職員等への研修、加害者となった教職員等に対する地域差のない公平かつ適正な処分、学校と捜査機関との連携など総合的な対策が必要である。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であつて、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。

- 二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権

利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月十六日
参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であつて、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。

二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強姦性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

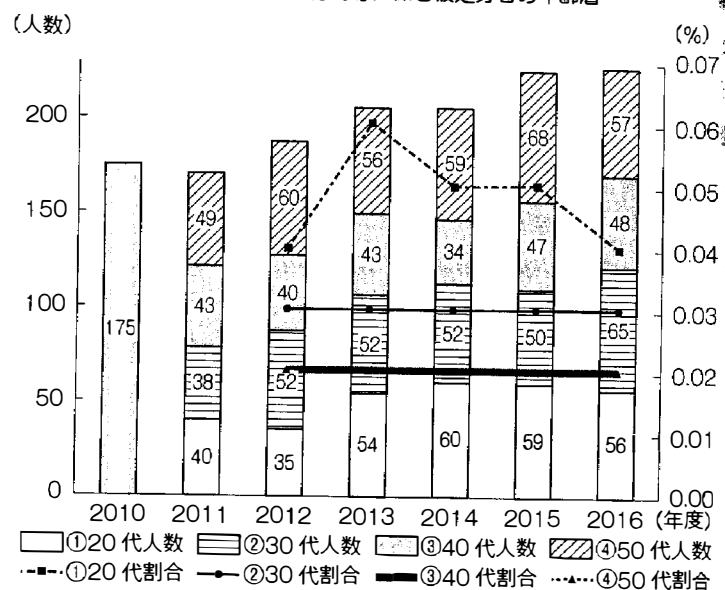
七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

右決議する。

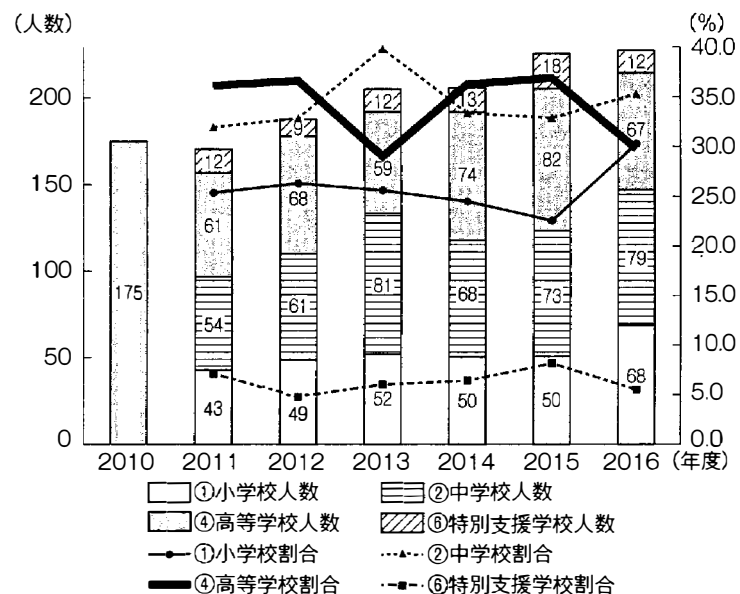
図 4-7 わいせつ行為等に係る被処分者の年齢層



注：2016年度 在職者数は平成 28 年度の学校教員統計調査（中間報告）から
 2014、2015年度 在職者数は平成 25 年度の学校教員統計調査から
 2012、2013年度 在職者数は平成 22 年度の学校教員統計調査から

それで見ると、20代、30代の教員の割合が高いことがわかります。本書でこれまでも提言してきていますが、教員養成段階や初任者研修などで、わいせつ行為等に関する研修を行うことが必要です。一方、40代、50代の教員の割合も 0.02% を維持し、変化していません。20年近く研修が行われている現状から考えれば、なぜこの年代なのかという疑問が湧きます。若い時分から、わいせつ行為等を犯していたけれど、発覚したのが今なののでしょうか。この資料からは定かではありません。研修が機能しているのかを考える数値でもあります。

図 4-8 わいせつ行為等に係る被処分者の所属する学校種



年度	2012	2013	2014	2015	2016
①小学校★	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
③義務教育学校人数					0
割合 (%)					0.00
義務教育学校★					0.00
②中学校★	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
⑤中等教育学校人数	0	1	0	1	0
割合 (%)	0.00	0.50	0.00	0.40	0.00
中等学校★	0.00	0.07	0.00	0.06	0.00
④高等学校★	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
⑥特別支援学校★	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01

★被処分者数/在職者数 (%) (在職者数は当該年度の学校基本調査より)

内海崎貴子他『スクール・セクシュアル・ハラスメント』八千代出版、2019年

スクール・セクシュアル・ハラスメントについて ——T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策——

中京大学法科大学院 教授
柳本 祐加子

I はじめに

スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「SSH」とする）に関しこれまで考察を続け、たとえばその法的対応について既に被害児童・生徒への聞き取りを司法手続きの流れの中に適切に位置づけた上でなされる必要があること、そのために被害児童・生徒への聞き取りや調査の段階で学校や教育委員会は、児童虐待対応において実施されていると同様の警察や検察も含む関係機関連携を行う必要があることを指摘した⁽¹⁾。

2018年6月、愛知県T市内公立学校教諭の児童に対する性暴力事件を知り、この事件を可能な範囲で調べる中で、改めて様々な問題点を見出すに至った。それは、上述した指摘の他、同一人物による同種事件の再発防止策、処分のありかた、といった問題である。それを本稿において検討し、改めてSSH対策を提示してみたい⁽²⁾。

II 本事件から見える児童・生徒に対する教員による性暴力事件に対する対応について

1. 事件発生から民事裁判提起までの流れ

本事件は特別支援学級の女子児童の裸体を撮影したもので、その発生は2014年秋。2016年に教諭逮捕、同年冬懲役1年8月、執行猶予3年の判決があった。ところがこの事件の発覚前既に当該教諭による児童・生徒に対する性暴力事件が3件発生していた。

（あ）2012年の事件：2012年夏に前任中学校における女子生徒の身体接触。この案件を学校が調査したところ、当該生徒と当該教諭の主張に接触箇所に関し食い違いがあったものの、学校は市教育委員会に非違行為報告書を一旦提出した。けれども市教委によれば、双方の主張に食い違いがあるため身体接触の認定は困難、被害生徒保護者が事態収集を希望しているなどを理由として非違行為報告書を学校が取下げた。そのため市教委は県教委に非違行為報告書を提出しなかった。その一方で市教委は県教育委員会に対しトラブルとして情報提供した。

当該教諭はその直後からその年度末まで休職し、2013年3月特別支援学級に着任。この人事について市教委は、休職明けの当該教員にとって通常学級の勤務は負担が大きいかと説明している。

（い）2014年の事件：2014年に上述の裸体撮影事件が発生。

（う）2016年の事件：同校児童にキスをしたという相談があり、その後捜査が開始されたが不起訴。

この捜査中に2014年の事件が発覚し起訴され上述の通りの判決が出された。

(え) 2017年の損害賠償請求の訴えの提起：2016年の事件被害児童の保護者は、こうした一連の事件発生までの経緯を見て、市教育委員会と学校は当該教員が性加害を起こすことを予見可能であったにも関わらずその防止を怠った安全配慮義務違反の責任があるとして、市に対しその損害賠償を求める訴えを提起した。

(お) 2018年における当該民事裁判の判決

当該教員の前任の中学校で女子生徒と二人きりの状態で身体接触をしたと市教委は認定できたとし、「当該教員が性的な行為に及ぶ危険性があり、小学校に赴任するときも性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見できた」と指摘。その上で「当該教員が赴任する小学校長に対し女子児童と二人きりにならないように配置を検討するよう指導すべきだったと、市教委の安全配慮義務違反を認めた。小学校については、当該教員の前任校での行為を知らされていたとはいえないとして責任を認めなかった。このように市の安全配慮義務違反を認めたが、被害児童側と当該教員との間で示談が成立していることを理由に請求を棄却した。⁽³⁾

2. 本事案に関する検討

1に記した事件の流れを見ると、学校（教育機関）による事件調査の方法、教育機関内（事件の発生した学校と教育委員会）の事件情報の共有方法、人事配置に関する配慮、事件発生可能性に関するアセスメント、加害者本人と被害者（側）との示談成立が国賠訴訟における具体的な賠償責任に与える影響、再発（反復）防止のための措置等を考察すべき問題としてあげることができる。以下順次検討してみたい。

(1) 学校（教育機関）による事件調査の方法について

1（お）で紹介した判決冒頭に、前任中学校における身体接触を市教委は認定できたはずだという下りがある。学校による調査では被接触箇所について当該教員と被害生徒の主張に食い違いがあることが判明し、その後学校が市教委に対し非違行為報告書を市教委に提出したところ、市教委は身体接触の認定は困難であるとして本報告書を受理しなかったという事情があったようで、この判決文の箇所はそれを前提とする記述であろう。

被接触身体箇所によっては強制わいせつなどの犯罪に該当する可能性がある事件である場合に、警察等との連携を実施した上で慎重に事実調査をしたのかどうか明らかではないが、もしこのような手法で調査をしなかったとすれば、この点にまず問題があるといえる。既に別稿で指摘した通り、可能性のある後日の公判を想定した上で、特に被害者であることの話の聞き取りを法的に意味のあるものとして保存可能な手法によって実施する必要があるからである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

(2) 教育機関内（学校と教育委員会との間）の情報共有について

おそらく学校は、被接触身体箇所に関する被害者と加害者の主張に食い違いがあったとしても、身体を接触したこと自体を不適切な行為であると判断し、市教委に非違行為報告書を提出したのであろう。しかしその事実の認定は困難として学校が取下げたというのが市教委の理解である。このような場合、たとえば再調査を学校に対して命じるとか、市教委が調査をするといった措置をとる

方法はないのであろうか。

判決は、身体接触を市教委は認定できたはずだとしているところを見ると、上記の市教委の理解とは異なり、市教委が事実を認定できなかったから非違行為報告書を受理しなかったという理解も可能である。この理解を前提とすれば、やはり再調査を実施するなどして事実の認定をする必要があったのではないか。非違行為報告書の根拠となる事実認定に問題がある場合に、非違行為報告書を取り下げあるいは受理しないという対応だけでよいものか。一般的な事案対応のレベルにおいて検討する必要があるのではないか。⁽⁷⁾

(3) 人事配置に関する配慮

当該教員は2012年の事件発覚後の休職後、通常学級勤務は負担が大きいことを理由に特別支援学級に配置された。既に新聞紙上でコメントした通り⁽⁸⁾、特別支援学校において求められる教員の力量は決して通常学級より低くてよいはずはない。また、身体援助が求められることがありうることを想定すれば、不適切な身体接触をしたことのある教員をそのまま－その身体接触がなぜ不適切なのかを理解し、同種行為を繰り返さないための学習（研修）機会を与えられることもなく－配置することは問題である。

(4) 事件発生可能性に関するアセスメント

市教委が県教委に対して、学校が取下げた非違行為報告書記載内容を「トラブル」として情報提供した理由は定かではない。けれども当該教員の今後の状況を見守る必要がある（当該教員は要注意人物である）と判断したからだと推測も成立可能である。そうだとすると市教委は着任校に対しても同様の情報提供をし、再発防止のための方策を共に検討すべきだったのではないかとはいえる。⁽⁹⁾

他方着任校において、当該教員が児童を膝の上に乗せたとか、少し児童との距離が近いのではないかといった声が校内にあったという。2012年の事件発生情報の提供がなかったとしても、そうした声が伝える状況が、場合によっては児童に対する性暴力の実行に及ぶ可能性もあることを想定した上で、当該教員に対し介入する必要もあったのではないか。

スクール・セクシュアル・ハラスメント被害者支援活動の実践は、加害者は加害を繰り返す傾向があること。被害者の好意や信頼を得る過程を経ながら性暴力の実行に至ること。こうしたことは踏まえるべき認識であることを教える。これは被害者支援活動実践者たちが折りに触れ社会に向け、教育関係者に向け発信していることである。けれども今回の事例を見ると、事件が発生する場である学校現場に届いていないことがわかる。被害者支援の実践が教える性暴力事件発生のメカニズムを教育関係機関全体で共有できる仕組みが必要だろう。

(5) 加害者本人と被害者との示談成立と国賠訴訟における具体的な賠償責任

市教委の安全配慮義務違反は認められるものの、市教委と加害教員の責任は不真正連帯債務の関係にあり、加害教員の被害者との示談に基づく弁済により当該債務は消滅したので、その賠償責任は生じないと判断した。⁽¹⁰⁾

確かにこの法律構成は間違っていない。けれども本件の場合、市と当該教員の責任の位置づけは異なる。当該教員の責任は、市に求められたと同様の学校という教育の場の安全を確保する義務

(職務)の遂行行為ではなく、児童の安全を破る行為によるものだからである。今回の判決は当該教員と市の責任が一体のものであるとの認識を示しているようにも見える。そうだとすると、これは原告が提起した本件性暴力事件をめぐる様々な当事者の責任のあり方の問題に応答できているといえるであろうか。再考の余地があらうと思われる。

(6) 再発(反復)防止のための措置

当該教員は2014年の事件で逮捕起訴され執行猶予付きの有罪判決を得た後、懲戒免職処分を受けた。これは、2012年、2014年そして2016年のいずれの事件についても、当該教員はその行為の意味を学ぶ、自省し繰り返さないというこれらの目的を実現するための教育指導を受ける機会が与えられていないことを意味するように見える。現状では、懲戒免職処分を受けた者に対する教育指導実施義務は教育委員会にはない。また当該教員は単なる執行猶予を得ただけであるので社会内処遇として教育指導の機会も得られない。

昨年2017年文科省が懲戒免職処分を受けた者の教員免許情報を一括管理するシステムの導入を決定し⁽¹¹⁾それに対する予算措置を得た。このシステムには、免許失効を秘匿して他の自治体の教員となることを防ぐことが主に期待されている。すると当該教員のような児童・生徒に対する性暴力加害を行い懲戒免職処分を受けた者が再び教職につくことはおそらく皆無に等しくなることであろう。したがって上述のような教育機会を得られない者が公教育に復帰することはないのでこの領域における安全は確保されることになるとも考えられる。

ところでこの免許管理システムは、学校教育現場からこのような人物を排除するのはよいことだという認識を前提として作られた制度であろう。排除された人々はしかしながらこの社会に、上述したような教育機会を与えられることなく存在し続ける。先に指摘したように、こどもに対する性暴力加害は繰り返される傾向があることを踏まえると、そうした行動を修正できないままこの人たちがこどもと接触する職業につき、また同種事件を繰り返す可能性は否定しきれない。学校教育現場から排除できればよいのだという認識は、社会のこどもたち全般の安全確保の観点から考えたとき、公平であるといえるだろうか。加害者の行動修正教育受講機会確保や、再発防止のための援助対策などの制度構築に向けた検討が必要なのではないか。

現在の懲戒免職処分相当の事例について、その一つ手前の停職処分とし、教員の身分を維持させた上で上記の教育指導を教育委員会等が責任を持って実施する。教育指導終了後、その到達度に応じ改めて当該教員の処遇を決める。教育現場に復帰させる場合、再発防止のための措置を講じ、必ず適切なモニターを実施する。こんなこともありうる一つの方策ではないか。⁽¹³⁾勿論これは現在の事案対応基準や処分基準と相容れないものである。けれども行動修正教育の必要性や社会のこどもの安全確保の観点からは、このような発想が許される場合もあるのではなかろうか。この是非も含め様々な対応方法が今後積極的に検討される必要があることは確かである。いずれにせよ「ここにいてほしくない人をここから追い出す・追い出せばよい」的な現行制度の見直しは必至であると考え⁽¹⁴⁾る。

(7) 被害者支援のための社会資源の活用、事件公表時の配慮など

本件においてその活用が検討されたのかどうか不明であるが、学校事故被害者としてスポーツ振

興センターの災害共済給付申請手続きや、犯罪被害者として犯罪被害者給付金給付裁定申請手続きに向けた支援もあってしかるべきであろう。被害者（側）自身による民事訴訟の提起による損害回復のみならず、被害者のための支援給付制度が同種案件においても活用できるはずだからである。

また、事実調査開始後の被害相談者の安全確保、心身のケア、学習支援などに関する配慮、性暴力事件発生が学校全体に知られるに至った場合の、児童・生徒、その保護者に対する精神的なケアも含む対応。こうした措置も必要である。

3. 事案への（教育機関の）対応として必要なこと

2までにおける考察から得た、事案への対応として必要であると考えられる事項5点を以下に示す。

- ① 被害者の安全や心身のケア、学習支援等と共に事実調査を多機関連携を図った上で実施すること。
- ② 加害行為が認められた場合その加害者に対する再発（反復）防止のための教育指導を実施すること。
- ③ 加害者が教育現場に復帰する場合、学校と教育委員会、その他適切な社会資源保持者や保持機関との間で情報共有を図りながら、再発（反復）防止の措置をとること。
- ④ 災害共済給付金制度や犯罪被害者給付金制度など、社会に存在する被害者に対する支援制度活用に向けた支援を教育機関が実施すること。
- ⑤ 事案発覚、公表時に当該学校児童・生徒、保護者に対し適切な対応を実施すること。

III むすび

教員による児童・生徒に対する性暴力事件は、発生し続けている。それにもかかわらず事実調査や、こどもに対する聞き取りの問題等、いまだ解決されないままの課題が存在する。この状況を一刻も早く解消するため、本稿では現行運用原則とは異なるものも含めいくつかの提案を示した。今後の対策検討の参考となれば幸いである。

教育機関における性暴力対策のあり方を問う本件訴訟を提起された原告側の方々への敬意と感謝、本件を考えるきっかけを与えてくださった方々への感謝、そして、性暴力に巻き込まれることもの人数の減少の願いを表しつつ、本稿を閉じる。

- (1) 柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメントの法的課題—相談・被害者供述をめぐる法的問題・被害者支援体制に関する考察—」『日本教育学会特別研究課題スクール・セクハラ問題の総合的研究』1頁～11頁（日本教育学会2017年5月）。
- (2) 最近も教諭の児童・生徒に対する性暴力事件の発生が報じられていること、また自民党政務調査会司法制度調査会『司法制度調査会提言～誰一人取り残さない日本を目指して～』（2018年）にも教育現場等における性暴力への対応が課題として書き込まれた（同提言8頁～9頁）といった状況に照らし、今後の政策レベルにおける検討の前提となりうるメモのようなものとしてであれ記して

おく意味があるだろうとの意図から執筆する次第である。

- (3) 「教員わいせつ行為「予見できた」 T市側の過失認定 地裁支部 【名古屋】」朝日新聞2018年6月30日。
- (4) 前出注(1) 柳本祐加子参照。
- (5) 小学校児童の教員からの強制わいせつ事件において、その保護者が警察から、記憶がぶれる可能性があるため被害調書を取るまではこどもと事件について話さないように言われたことが記された報道記事がある。これは学校と少なくとも警察が連携し、司法面接などの手法を用いてこどもへの聞き取りを実施したことを窺わせる。(「担任からの性暴力、娘の心の傷 その年のこと「忘れた」」朝日新聞2018年7月27日)。
- (6) 前出注(2) 自民党政務調査会司法制度調査会・9頁も、この種の案件調査において多機関連携を図った上で実施すべきだとする。
- (7) 事件の流れの中に記したように、市教委は非違行為報告書を受理しなかった一方で、トラブルがあったという情報は県教委と共有したらしい。この市教委の対応やその根拠は不可解であるとの印象を拭えない。
- (8) 「前任校での問題行為把握 市教委、処分せず」中日新聞2018年6月26日。
- (9) 「女児わいせつ訴訟、市の責任指摘 T市教委「重く受け止め」／愛知県」朝日新聞2018年6月30日によれば、判決を受けて市教委は「判決内容を踏まえ、教員によるトラブルの調査方法、異動先への引き継ぎの仕方、指導のやり方を見直したい。」としつつ「トラブルのあった教員を後に犯罪を犯すことを前提に管理はできない。難しい問題だ」と話した。この主張にはもっともであるといえる側面もある。他方児童・生徒の(性的)安全確保の観点から見ると、性加害が起こりにくい環境整備をすることも必要である。そしてこれは児童・生徒の安全を確保すると同時に、注視される教員を守ることもなる。当該市教委に、事態を見る観点を児童・生徒の安全確保の方向へ移した上で対策を検討することを提案したい。
- (10) 前出注(3) 朝日新聞。
- (11) 「わいせつ教員、処分歴を共有、文科省が仕組みづくり」日本経済新聞2017年9月6日。
- (12) 今年2018年春時点では、当該システムは2030年稼働予定ということであった。
- (13) 懲戒免職となった当事者が起訴され実刑判決を受けた場合に効果的な矯正教育が受けられるか、その後の社会内処遇はどうであるか。懲戒免職となった当事者が起訴され無罪となった場合。本件のように懲戒免職となった当事者に執行猶予が付されたのみの場合等々に応じ、加害者対応の課題は様々存在する。今年2018年に国家公務員のセクシュアル・ハラスメント事案の発覚が政府の本問題への対応を問題視させるに至った経緯により、現在内閣府男女共同参画局・女性に対する暴力専門調査会において、異例の会長声明が出されるなどセクシュアル・ハラスメントに関する審議が行われている。大変歓迎すべきことであるが、これまでのところ加害者対応については取り上げられていないように見える。加害者への対応も重要な課題として審議が行われることを願う。これはDV対策においてもまったく同様である。
- (14) 前出注(11) 柳本祐加子コメント参照。

【追記】

脱稿後本判決が、当事者氏名や詳細な事実等を伏せた上でLEX / DB インターネット TKC 法律情報データベース（文献番号25560791）にアップされた。被告市の責任に関する判断の部分の要約紹介と、損害賠償債務に関する若干の検討を以下に記す。（データベース上裁判年月日は平成30年6月9日とされているが、同年同月29日の誤りと思われる。）

1. 市の安全配慮義務違反について

前任校で女子生徒の身体接触をしたことを事実として認定できる状況にあったので、当該教員が「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶ危険性が具体的にあったといえる。」その上、当該教員が休職したため前記被害女子生徒も含め他の「女子生徒との接触を禁ずるなどの適切な指導監督を継続的に行えていないので前記危険性が解消されたと認めることもできない。」これらの事情から市教委は当該教員が赴任する際に「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができた。」なお女子生徒側が事態の収束を望んだとしても、当該教員の適性や生徒の安全の問題であるので可能な限り事実調査を行った上で必要な対応を実施すべきであった。そして当該教員の復職にあたり、着任先小学校の児童の安全を守るため、前記女子生徒に対する身体接触の事実を着任先小学校の監督者に引き継ぐ必要があった。「本件教育長としては、当該教員が赴任する際校長に対し前記女子生徒の身体接触の具体的な事情を説明した上で、当該教員が女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであった。」具体的には当該教員を担任から外すなどの措置をとることにより、本件わいせつ行為の発生を回避できた。このように本件教育長には、赴任先校長への事情説明、当該教員の適切な監督指導を怠った安全配慮義務違反があった。

2. 損害賠償債務について

（1）判決要約：本件教育長の1. で示した安全配慮義務違反は、本件わいせつ行為による精神的苦痛と相当因果関係を有するものとして損害賠償義務を発生させる。そしてこれは当該教員の原告に対する不法行為に基づく損害賠償債務と同一の損害に向けられた債務であり、両者は不真正連帯債務の関係に立つ。当該教員は既に示談によって原告に対する上記債務を弁済したので、被告の原告に対する上記各債務は弁済の絶対的効力によって消滅した。

（2）若干の検討：市教委の過失を性暴力防止措置を怠った安全配慮義務違反とするならば、加害教員の損害賠償債務との法律関係は判決の示す通りとも考えられる。ところで原告は市教委に対し、被害後学校に不信感を抱きながら通学せざるをえなかった精神的苦痛の賠償も求めたが認められなかった。被害発生を知った時点で市教委や学校には被害児童・生徒に対する事後措置—心身のケア、学習支援など—が発生する。その中には本件被害児童が抱いた学校への不信感を払拭し信頼回復のための措置も含まれると考えることが可能であり、寧ろ必要である。そうだとすればこの事後措置を怠ったために通学困難という精神的苦痛に対する賠償責任を被告市に認めることが可能となる。本判決は性暴力防止義務について積極的に判断していると見える一方、事後措置についてはあまり関心がないように見える。組織内で発生したSH や性暴力発生後の被害者支援を中心とする事後対策も重要な必須事項である。いずれにせよ防止、調査、事後措置等様々な場面における対策や措置

について一定の規範となるべきものが必要である。

ISSN 2187-6169

日本教育学会

モノグラフ・シリーズ No.12

特別課題研究
スクール・セクハラ問題の
総合的研究

2017年5月

研究代表:勝野 正章、山口 和孝

第1章 スクール・セクシュアル・ハラスメントの法的課題

—相談・被害者供述をめぐる法的問題・被害者支援体制に関する考察—

1. はじめに

本稿では、スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下SSHとする）を法的な視点から観察したときに現れる課題の中でも特に、こども被害者の証言をめぐる判決例が発する警告をみたときに、SSH対策をどのように構築する必要があるかという課題に対する一定の方策を示すことが本稿の目的である。

2で、まず本稿が考察対象とするSSHについて説明する。次に文科省発表統計資料が示すSSHの実態を紹介する。次に数少ないが公開されたSSH関連判決例を紹介する。そして両者を相互参照することによって現れる検討課題を析出し、3で結論としてSSH対応のための方策のひとつのありかたを示す。このような順序で以下考察を進めることとする。

2. SSH被害者支援制度の充実に向けた課題

(1) 本稿で用いるSSHについて

教職員、部活動指導者など、こども（児童・生徒）に対して指導者としての立場にあるおとなによるこどもへのSH、すなわち相手を性的に不快にさせる性的な言動等を意味する言葉としてSSHを用いる。

慣例的には、SSHは犯罪に該当しうる行為、すなわち強かん、強制わいせつ、隠し撮りなども含むものとして用いられることが多い。本稿で用いるSSHとの違いは、その言動が犯罪に該当する可能性の有無である。

この慣例的なSSHという言葉の用いられ方は一方で（広義の）性的被害を言い出しやすくしている。他方その中に実際には犯罪に該当しうるものが含まれている可能性があるにもかかわらず、その有無が必ずしも確実に確認されないことがあったり、またその確認の程度によって、後に紹介するようなこども被害者の証言を証拠として採用しないという問題を発生させることがあったりする。

(2) 文部科学省発表「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（平成27年度）」¹

本原稿の末尾にある資料がそのすべてである。ここに読者と特に共有したい4点を記す。

(あ) 文科省のわいせつ行為等の定義について

文科省は、わいせつ行為、わいせつ行為等、SHという言葉を実次のようなものとして用いている。

「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

「わいせつ行為等」は以上2つをあわせたものをいう。

この説明が、わいせつ行為は法的に犯罪と判断されたものを指すのか、あるいはその可能性があると判断されたものを指すのかは必ずしも明らかでない。もっともこの統計は懲戒処分の対象となった行為を示すものであることと、SSHを不快にさせる性的な言動と説明していることから、おそらく後者であろう。懲戒免職処分のルールを思い起こしたとき、文科省は犯罪に該当する可能性のある行為とSSHとをひとまずわけて把握しようとしていることがうかがわれる。

(い) わいせつ行為等の態様

被処分者数の多い順番に態様を上げると、体に触る、盗撮・のぞき、性交、接吻、文書・画像等による性的いやがらせ、会話などにおける性的いやがらせとなり、犯罪に該当する可能性のある行為が処分事例の大半を占めている。

(う) わいせつ行為等が発覚した要因

被害者等からの相談が全体の43.7%である。相談先を件数の多い順番に上げると、教職員、スクールカウンセラー、セクハラ相談窓口である。本資料には本人または保護者から教育委員会への通報も上げられているが、これも広義には相談であるとする、発覚要因において相談の占める割合は46.4%である²。

(え) 教職員等指導者による被指導児童・生徒の被害件数、実態は推測の域を出ない

これは、本資料が被処分者に焦点を当てて作成されていることに起因する。本資料(5) わいせつ行為等の相手の属性を見ると、自校の児童、自校の生徒がそれぞれ5.4%、35.3%とされているので、SSHやわいせつ行為も含まれていることは間違いない。けれどもその被害件数と実態は明確でない。被害に焦点を当てたものではないので当然その被害者への対応も不明である。

以上4点を指摘した。

統計の取り方に改善の余地が大いにあることや、本稿の検討対象であるSSHに絞った調査資料でもないことから、本資料に依拠しながら検討を進めること自体に問題なしとはしない。特に(え)はそれを示す。他方、現在存在する文科省のSSHに関連する事例の統計に基づいて、その弱点も含め考察することもまったく意味のないことではなかろう。こうした制約の下における考察であることをあらためてここで確認した上で、以下本資料に依拠しながら考察を進めてみることにする。

さて、ここで注目したいのは(う)である。これは事案発覚の要因として相談が重要であることを教える。ところで当然のことながら相談は事案発覚の機能しか持たないのではない。相談者にとって緊急に、あるいは中・長期的に必要な支援は何か、加害者やその状況から被害者を離したり、その停止を図るためにはどうしたらよいか。こういった事案発見、介入、被害者支援は、相談体制が充実したものであればあるほどよりよいものとなる。相談体制の充実が社会問題への対応方法の重要なひとつとして既に認識されており、様々な相談事に対応可能な相談窓口が設けられていることは周知の事実である。したがってSSHについても相談体制の充実が非常に大切なものであるといえる。特にSSHの場合、被害者は子どもであるので、子どもに対する相談の場における聴き取りには細心の注意が必要である。二次被害発言をしないことは当然のことながら、たとえば正確に被害を把握するために、子どもの話の不十分な点を相談員(相談を受けた者)の思い込みや推測、想

像によって補った上で事案を描いてしまわないことも必要である。そうしたことを避けながら慎重に、事案を詳細にしてかつ正確につかむことによって、先に記した適切な介入を行い、被害者を守る努力が行われるべきである。

(3) SSHに関連する判決例

① 3件紹介する。

<判決例1 甲府地方裁判所 H. 26. 5. 27 判決 LEX/DB25504086>

・概要：高校陸上部のコーチを務める被告人が、この陸上部女子部員（当時16歳）に対し、臍内に指を挿入することを瘦身エクササイズだと誤信させた上で抗拒不能な状態に陥れ、陰部に電動マッサージ器を押当たり、陰部や乳首をなめるなどした。その後それぞれの部員を別個にホテルに連込み、性交を試みた。

・判決：被告人の行為は施術目的で行ったものとは認められず、また、16歳の女子がこれらの性的行為について真摯な同意をしていないことは明らかだとして、準強かん未遂、準強姦わいせつに該当するとし、懲役5年を言渡した。

<判決例2 大阪高等裁判所 H. 26. 8. 28 判決 LEX/DB25504703>

・概要：被告人が、柔道の指導のため被告人方に下宿していた当時中学2年生（14歳）の女子生徒に対し、自己の性欲を満たすため、被害者が18歳未満であることを認識したうえで、着衣の上から被害者の性器部分にバイブレーターを押し当て、被害者の胸を触るなどした。その後女子生徒は柔道もやめ、自宅に戻りたいと主張したが、その原因を説明しなかったため親は女子生徒の希望をすぐには受け入れなかった。しかし女子生徒が親以外の者に話していたことをしった母親がその者たちより女子生徒の話聞き、女子生徒は自宅に戻り、また事件が発覚するに至った。

・判決：第一審は、被害者供述に合理的な疑いが残るとして無罪とした。控訴審は原判決の被害者供述を信用できないとしたのはその出発点に看過できない経験則違反があり、被害者供述は信用できるとして、兵庫県青少年愛護条例違反で懲役1年、執行猶予3年を言渡した。

<判決例3 東京高等裁判所 H. 26. 9. 9 判決 LEX/DB25504806>

・概要：小学校のクラス担任教員が当時6歳であった女子2人に対し、13歳未満であることを知りながら2人を自分の膝の上に乗せ、下着の中に手を差し入れ陰部を触るなどした。

・判決：被害者のひとは、その母親と母親の友人たちと外食中に突然その被害について話出し、それに驚いた母親が様々こどもに確認をした。そのときもうひとりの女子も被害を受けていると話した。そこでこの母親がもうひとりの被害女子の母親に電話でその旨伝え、こちらの母親もこどもに被害について尋ねた。こうした経緯から2人の被害者の供述はそれぞれの母親からの暗示、誘導があったと認められ、直ちに高度の信用性を有するものとはいえないなどとして無罪を言渡した第一審の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな事実誤認はないとした。

② ①で紹介した3件の判決例の示すところを、SSH被害者支援制度構築の観点から、被害者、加害者それぞれの属性、加害行為の態様、それらに関する法的判断の特徴を、4点抽出する。

(i)被害者と加害者の属性や関係性は、担任教員と児童、運動部活動コーチと生徒といっ

た指導者一被指導者として捉えられること。

(ii)加害行為は、性器への異物挿入、強かん、性器への接触等であること。

(iii)事件発覚の端緒は、被害者の態度の急変等から、その保護者（母親）による被害者であるこどもに対する聴き取りや、被害者が親より先に話した者たちへの保護者（母親）の聴き取りとその聴き取りに基づく被害者であるこどもへの聴き取りであること。

(iv)被害者の同意が加害者の免責理由として主張されているものがあること。

これらの内、(iii)は、複数回、複数の者による聴き取りを経た上での被害者証言の信用性に疑いがあるとして無罪とされたり、被害者の証言内容自体に疑義が認められるかどうかの判断が一審、二審で異なるものであった。これらは被害者への聴き取り方法について重大な注意が必要とされることを表す。(iv)は、こうしたケースでは特別な配慮が必要であるとして加害者の主張は認められないと判示された。こどもが被害者であり、かつ一定の力関係の中で生ずる性的加害行為を被害者の同意を免責事由とすることの当否が検討されるべきであることを表す。

③ (2) (う) で指摘した通り、相談が事案発覚にあたり重要な位置を占める。それに関連する判決例が判決例3である。判決例3で、こどもの話を聴き取ったのは親だった。そのためこどもの話の信用性が否定された。それでは相談窓口の相談員等による聴き取りであれば、このような判断にはならないのだろうか。相談体制の充実、開設数の増加だけでなく、被害者等の話にどのように対応するのか、特に後日法的解決を図ろうとするときに、被害者の話を、法的に受容られる話として聴き取ることもできるか。それを可能とする相談体制の質の確保も重要な課題となることをこの判決はわたしたちに教える。

(4) 都道府県、市区町村教育委員会に対する SSH 相談窓口に関する調査

2013 年度に「学校安全」の法制・取組みの検証に関する調査研究³が「学校の安全と安心の取組に関する実態・意識調査アンケート」実施した。この中に SSH に関する相談窓口の開設状況と相談業務担当者に関する質問項目を設けた。それに対する回答は以下の通りであった。

① 都道府県教育委員会からの回答

児童生徒向け相談窓口（電話を含む）を開設しているのは 66.7% (20 教育委員会)、相談業務担当者は以下の通りである。なおこの設問にはあてはまるものすべてに○を付ける方法で回答いただいた。

- ・指導主事等の教職経験者（教員退職者も含む） 16 件
- ・一般職員（事務・技術職員等） 6 件
- ・心理系資格（臨床心理士等）を有する者 8 件
- ・福祉系資格（社会福祉士等）を有する者 2 件
- ・警察関係者（出向者や退職者を含む） 2 件
- ・法律系資格（弁護士等） 3 件

② 市区町村教育委員会からの回答

児童生徒向け相談窓口（電話を含む）を開設しているのは 46.9% (150 教育委員会)、相談業務担当者は以下の通りである。なお回答方法は（1）と同様である。

- ・指導主事等の教職経験者（教員退職者も含む） 135 件

- ・一般職員（事務・技術職員等） 41 件
- ・心理系資格（臨床心理士等）を有する者 38 件
- ・福祉系資格（社会福祉士等）を有する者 13 件
- ・警察関係者（出向者や退職者を含む） 4 件
- ・法律系資格（弁護士等） 1 件
- ・その他 4 件（教育長、相談員、心理系の研修を受けた者、各学校の管理職、養護教諭）

都道府県、市区町村教育委員会相談業務担当者の大部分を指導主事等の教職経験者が占めていることがわかる。この調査は、業務担当者の研修受講の有無など相談スキルの程度を推し量る項目に関する質問は存在しないので単なる推察に過ぎないことを予めお断りした上であえて記す。指導主事等の教職経験者はおそらく相談を専門的にこなってきたことはないであろうから、相談スキルも特に高いレベルであるとは言い難いのではなかろうか。また先に紹介した判決例の判断基準に照らしたとき、こどもの話が証拠として採用できるものとして認められるのか、甚だ疑問である。

確かに教育委員会や学校は、児童生徒向けのリーフレットを作成配布したり、相談窓口を開設したりするなど、SSHに対応すべく努力を続けている。3（う）で指摘した相談窓口開設数の増加について努力が払われていることは間違いない。さてその努力の末設けた相談窓口に被害を受けたこどもが相談に訪れ、こどもから詳細な事情を把握するために念を入れて何度もいろいろなことを相談員が聴き取った。丁寧に聴き取ろうと、複数人で聴き取った。そしてそれが刑事裁判にかけられることとなった。すると裁判所は、そのような経過を経た証言は証拠とできないと判断した。このような展開となった場合、教育委員会や学校の努力の方向性はまったく正反対であったということになってしまう。こんなことは絶対にありえない。こう断言するのはかなり困難だろう。努力が確かな実りある結果を生み出すために、どうしたらよいものであろう。

（5） 児童相談所、警察、検察との更なる連携強化

① この課題の解決方法を考察するにあたり、大いに参考とされるべき事柄を見ておこう。それは2015年（平成27年）10月28日に、厚労省、最高検察庁、警察庁がそれぞれ発した通知により三者の連携がさらに強化されたということである。ここでは厚労省と最高検察庁の通知を見てみることにする。

（あ）厚労省の通知⁴ 趣旨、担当者⁴の設置、面接・聴取方法等を協議することが必要な事例が記された部分を以下に引用、紹介する。

1. 趣旨

子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聴き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定

児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者⁴と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

(1) 児童相談所において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

(2) 警察・検察において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議

児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

(い) 最高検察庁の通知（通知全体を以下に引用）⁵

児童が被害者である事件や、児童が目撃者等の参考人である事件においては、検察官のほか、警察官や児童相談所の職員が、児童から、それぞれの立場で必要な聴取を行うなどしているものと承知していますが、児童の負担を軽減するとの観点からすると、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘もあります。

このような指摘を踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化が必要であると考えられることから、下記の取組を行うこととしたので、遺漏なく対応していただくようお願いいたします。

なお、本件については、法務省刑事局、警察庁、厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので申し添えます。

記

1 相談窓口の設置

各地方検察庁においては、児童が被害者又は参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から、警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行う。

2 早期の情報共有及びそれを踏まえた対応

児童が被害者又は参考人である事件については、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第（送致又は刑事立件前の段階を含む）、速やかに警察及び児童相談所の担当者と協議し、検察・警察・児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する。

② (あ) 刑事司法システムの観点からの考察

この連携強化の目的が、聴き取りによる被害者の負担軽減と供述の信用性確保にあることを各通知から読み取れる。この通知が想定するこども被害者は、親から虐待を受けたこどもである。後日、事案が公訴される可能性を織り込み、その場合関係機関となるこの三機関が「聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する」というのである。聴取する取組は、どのようにこども被害者から話を聴き取るかということであり、司法面接が選

扱われる場合もある。日本に、他国における司法面接の理論や実践を紹介し、関係機関に対する研修などを行っている仲真紀子によれば、司法面接とは「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」と定義できるという⁶。

この連携強化の目的がSSH相談対応にも当てはまる。ちょっと待てと思われる方もおられるかもしれない。SSHは、犯罪には該当しないが性的に不快にさせる言動であるとの定義によれば、後日公訴の対象となるはずはないから、それは違うだろうと。確かにその通りである。けれども「セクハラ」という言葉を用いながら、犯罪となりうる行為の被害に遭ったことを相談することもいるだろう。たとえば神奈川県教育委員会が作成した「STOP! セクハラ デートDV」というこども向け（と思われる）配布物には、セクハラに該当する行為の例として「必要もないのに体に触る」「性的な関係を求める」が記されている。前者は犯罪となる可能性は皆無でない。後者は確かにこれだけで直ちに犯罪となりうるわけではない。しかしながら相談者は、「性的な関係を求める」ということから「性的な関係を持たされた」「本当はいやだったのだが性交させられてしまった」に至る、言葉の外延的あるいは派生的意味も持つものとして「性的な関係を求める」というSSHに該当するとされる言葉を解釈して相談に訪れることもある。したがってSSH相談窓口だから公訴の対象となりうる事例が持ち込まれるはずはないと考えるのはむしろ早計である。

児童相談所が対応するこどもは保護者⁷からの虐待被害者である。この虐待に性的虐待も含まれる⁸。既に指摘した通りSSH相談窓口を訪れたこどもが、教員等からこれと同様の性的虐待を受けたあるいは受けていると打明ける場合もある。またそうと明確に言わなくとも、高度なスキルを持つ相談員であれば性的虐待を受けた可能性があることを察知できる場合もある。このような場合、児童虐待の場合と同様、後日の公訴提起可能性を織り込んだ上でこどもの話をどう聴き取るかを、相談窓口（学校や教育委員会）、警察、検察と協議した上で決定、実施する仕組みを構築する必要があるのではないかと。

(い) 学校保健安全法の観点からの考察

SSH対応の仕組みの中に外部機関との連携を取り入れる考え方を示す教育委員会も存在する。ここでは静岡県教育委員会が2014年（平成26年）1月に発行した『学校危機管理マニュアル～作成の手引き～』をその一例として紹介しよう⁹。これには、SSHやわいせつ行為に対応する仕組みが掲載されている。このマニュアルはセクハラを「学校や教職員の信頼性を損なう事態」のひとつである「教職員の不祥事」に位置づける。具体的な対応方法として、「わいせつ・セクハラ等」を「事件」に分類した上で、事件発生時の「問題処理への対応」にあたり外部機関と連携することが記されている。それは「警察に通報（重大事案・緊急事案）」である。確かに警察は外部機関であり、警察への通報は、後日公訴提起される可能性があることを織り込んだ上のもので理解できる¹⁰。わいせつ・セクハラ等の位置づけに基づいた上で加害者である教職員に対する対応方法が記述されており、被害者への対応は「留意点」とされている。そこには「常に被害者を含む当事者に適切で効果的な対応は何かという視点を持つ、特に、生徒等からの直接の相談及び本人以外からの生徒等に係る相談については当該生徒等の心身の発達段階等を十分に考慮する」と記されている。(4)の末尾で指摘したように、この「留意」そのものが実りある結果をもたらさない可能性があることが懸念される。

学校や教育委員会に開設された相談窓口は、教育機関である学校がこどもに対応する(ケアする)ことと、こどもの供述の信用性確保をはかる聴き取りを行うこと。この双方を実行する力を有するものとして設置される必要がある。そのためにはまずこれらのことを実行できる力量を有する相談員を養成し配置することが必要である。同時にその相談窓口が外部の適切な機関と連携しながらこどもをケアする力を持つことが必要である。学校安全計画や危機管理マニュアルは、教職員の不祥事という側面と同時にこどもに対する性的虐待のひとつであるという側面も有するものとしてSSHを位置づけること。その上で学校保健安全法が取り組むべき重要課題であると理解すること。こうした理解を前提としてそれぞれが作成される必要がある。

(う) 自校関係者でない人から受けた性被害への対応という観点からの考察

(あ)、(い)における考察対象は主に同一学校内のSSHへの対応、特に被害者への対応であった。(あ)で性犯罪となりうる行為についてもセクハラ被害としてこどもが相談窓口を訪れる可能性があることを指摘した。この可能性について検討すると、本稿におけるここまでの考察対象とは異なり、自校関係者以外の人に加害者である性的被害の相談が持ち込まれる場合も考える必要があることに気づく。通学途上その他の状況において性被害を受けたという相談もありえよう。そのときその事案を学校が警察に通報するのかどうか、相談窓口はどう対応するのか、供述の信用性確保を図る聴き取りをいかに実現させるかといった(い)で指摘したような課題が浮上する。

このように考察を進めると、特に公立小学校、中学校には、あらゆる生活領域で起きた性被害の相談が寄せられる可能性があることに気づく。この認識を前提とすると、学校をその校区のこどもたちを性被害から守るためのひとつのキー・ステーションとして位置づけた上で被害者支援やケアの仕組みを作ること—公的な関係機関やNPOなど様々なその地域の社会資源との連携を構築し、学校を中心に地域全体がこどもたちを守る体制—が構築されてもいいのではないかという発想が現れる。

3. 結論

本稿における以上の考察から、SSH対応制度構築にあたり、「相談」に関連する領域について3点、こども性被害に対する学校の役割をめぐる将来の検討課題1点、合計4点をそれぞれ提示することとしたい。

1点目は、「こどもの心理的負担等に配慮した面接の取組みに向けた関係機関との連携強化」の実現である。想定される関係機関は、学校・教育委員会、検察、警察である。

2点目は、1点目の連携を有効に機能させたり、何よりも被害を受けたこどもを教育機関として適切にケアするために、相談窓口の力量を大きくすることである。このためには相談業務担当者の相談スキルの向上を図る必要がある。

3点目は、学校保健安全法が取り組むべき重要な課題としてSSHを位置づけ、教員の不祥事の側面の方により強い光を当てるのではなく、ケアを受ける必要のある被害者であるこどもが存在することに対しても十分な光を当てた上で学校安全計画や危機管理マニュアルが作成される必要がある。

4点目は、学校が地域のこどもを性被害から守るキー・ステーションとして機能するような役割を果たしうるのか、それはどう構想できるのか。これを将来の検討課題とできる

のではないか。

性的な虐待、性被害を受けた子どもたちはみな、その加害者が保護者であろうと、教員であろうと、その他の人であろうと、心身に受けた傷を癒し、生きる力を取り戻せるよう等しくケアを受けることができるはずである。この点に対し社会は責任を果たす必要があるはずである。加害者の違いにより、同じ性被害を受けた子どもへの対応に大きな違いが生じている現状が、早急に解消、改善されることを強く願う。

- 1 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1380718.htm このページにある諸資料の中の2-4-1。
- 2 本資料は、相談者や通報者が誰なのかが必ずしも明らかに示さない。この点について改善がある。
- 3 文部科学省・科学研究費補助金基盤研究(B) 研究代表者 橋本恭宏。都道府県教育委員会に対する調査は、47都道府県に調査用紙を送付、30都道府県より有効回答があった(回収率63.8%)。市区町村教育委員会に対する調査は、806市区町村教育委員会へ調査用紙を送付、320市区町村教育委員会より有効回答があった(回収率39.7%)。
- 4 雇児総発1028第1号
- 5 最高検第103号。なお警察庁の通知は丁刑企発第69号、丁生企発第642号、丁少発第254号、丁捜一発第121号である。
- 6 仲真紀子編著『子どもへの司法面接』有斐閣、2016年、2頁。
- 7 児童虐待防止法2条は保護者を、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう、と規定する。
- 8 児童虐待防止法2条2号 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 9 学校保健安全法27条が学校に対し「学校安全計画」の策定を義務付けている。危機管理マニュアルは、この学校安全計画に書き込まれた危機管理についてその具体的な対策を記したものである。2017年(平成29年)から2022年(平成33年)までの5年間を施行期間とする『第2次学校安全の推進に関する計画』は、2015年度(平成27年度)末時点で学校安全計画、危機管理マニュアルはそれぞれ96.5%、97.2%の学校で策定されているとしている。
- 10 2017年3月閣議決定された刑法性犯罪規定改正案は性犯罪を非親告罪化しようとするものであり、改正後は^{通報}通報は行うべきこととなるだろう。

柳本

柳本 祐加子(中京大学法科大学院)

わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(平成27年度)

■本調査における「わいせつ行為等」の定義について
 ○「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
 ○「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
 ○「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(平成27年度)

免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
118	63	10	4	195	29	224

(2) 被処分者の性別

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	223人	99.6%
女性	1人	0.4%
合計	224人	100.0%

(3) 被処分者の年齢層

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	59人	112,039人	0.05%
30代	50人	177,727人	0.03%
40代	47人	221,114人	0.02%
50代以上	68人	315,894人	0.02%
計	224人	826,774人	0.03%

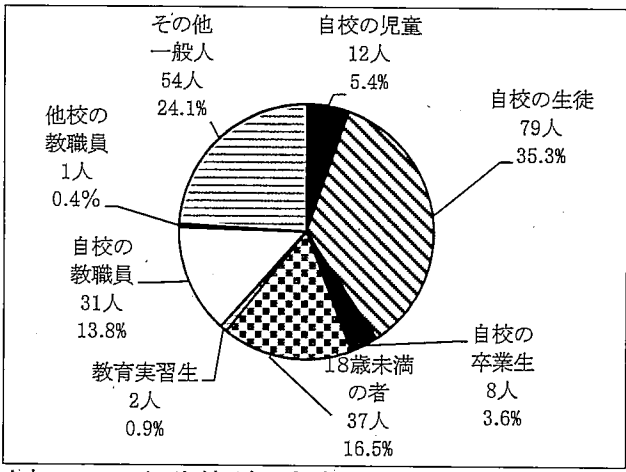
(注1) 在職者数:平成25年度学校教員統計調査より
 (注2) A/Bの分母は平成25年度のものであり、参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

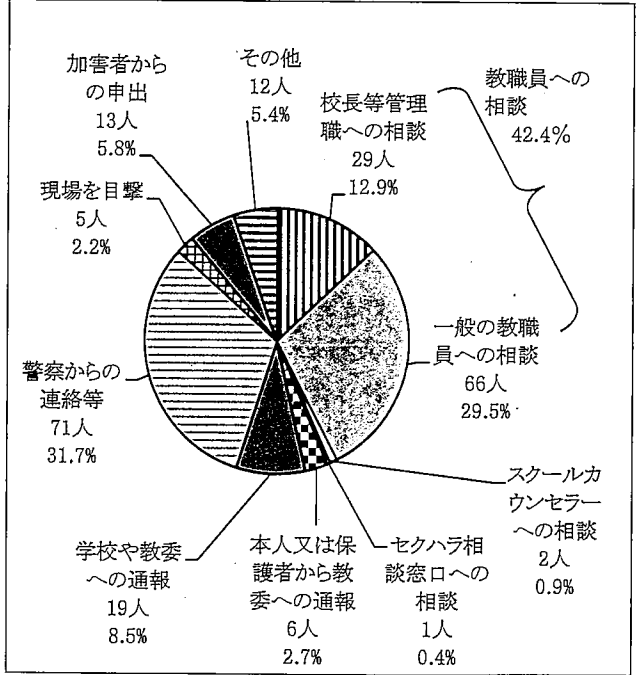
	被処分者数A	在職者数B	A/B
小学校	50人	410,397人	0.01%
中学校	73人	236,947人	0.03%
高等学校	82人	186,104人	0.04%
中等教育学校	1人	1,647人	0.06%
特別支援学校	18人	85,397人	0.02%
計	224人	920,492人	0.02%

(注) 在職者数:平成27年度学校基本調査より

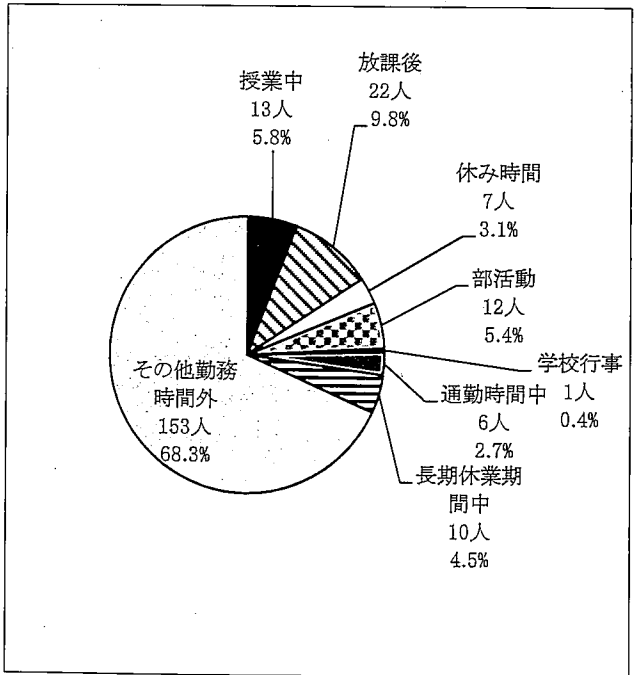
(5) わいせつ行為等の相手の属性



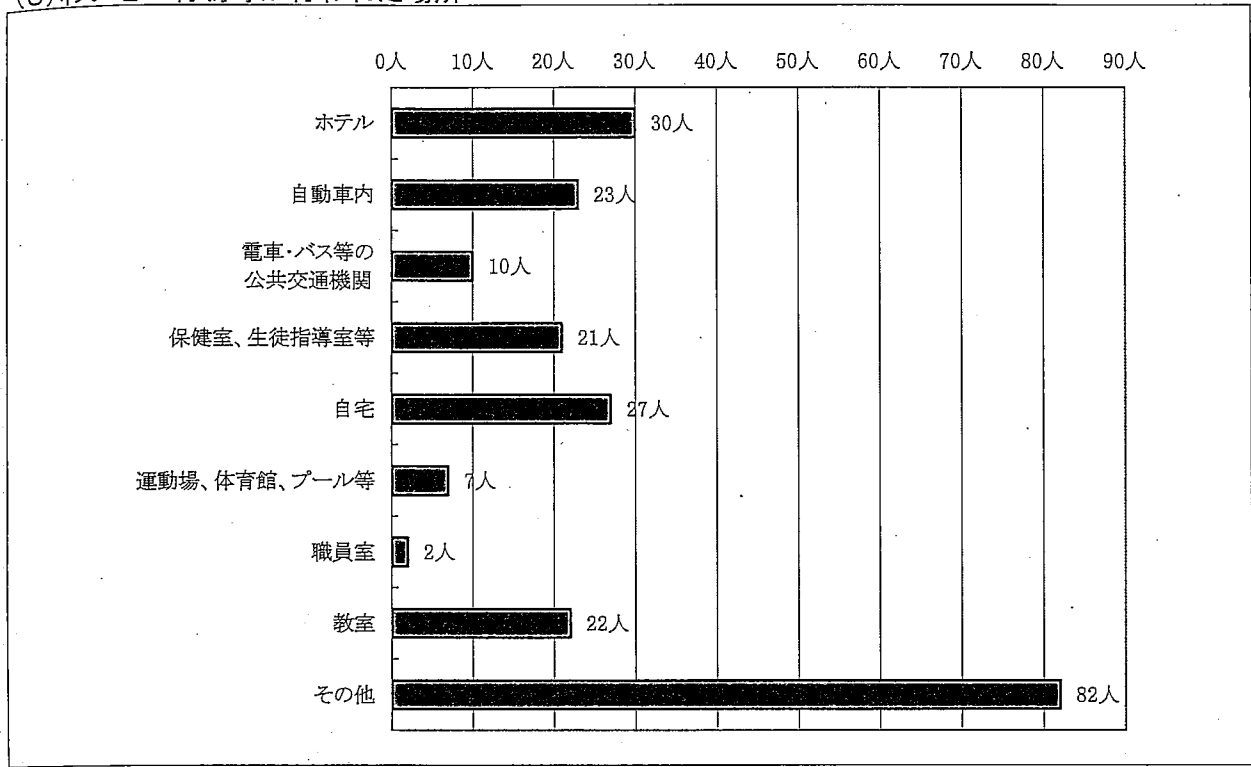
(6) わいせつ行為等が発覚した要因



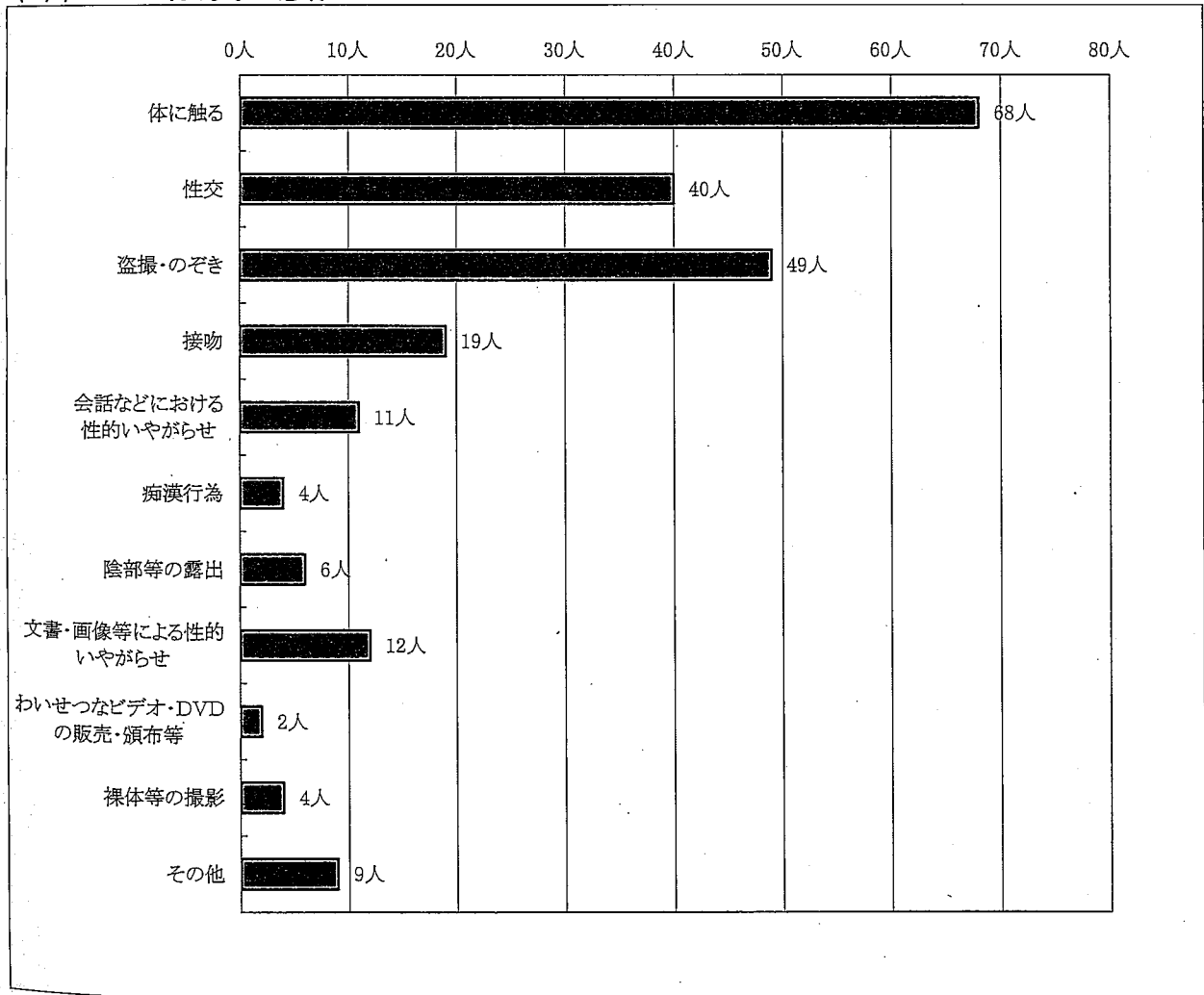
(7) わいせつ行為等が行われた場面



(8) わいせつ行為等が行われた場所



(9) わいせつ行為等の態様



茨城県教育委員会へ
ようこそ

学校教育

生涯学習
家庭・地域教育

芸術文化・スポーツ

困ったときは
(よくある質問)
教育相談窓口[ホーム](#) > [学校教育](#) > [健康や体力を育む教育](#) > [学校体育](#) > [茨城県運動部活動指導員登録バンク](#)

学校教育

茨城県運動部活動指導員登録バンク

小・中学校教育

[茨城県運動部活動指導員登録者一覧表](#)【PDF:73KB】[確かな学力を育む](#)[豊かな心を育む](#)[社会的・職業的自立に向けた
たキャリア教育](#)[生徒指導](#)[信頼される学校づくり](#)[幼稚園教育](#)

高校教育・中高一貫教育

[確かな学力を育む](#)[豊かな心を育む](#)[社会的・職業的自立に向け
たキャリア教育](#)[生徒指導](#)[魅力ある学校づくり\(再編
整備等\)](#)[県立学校入試情報](#)[奨学金情報](#)

特別支援教育

健康や体力を育む教育

[学校体育](#)[学校保健](#)[学校安全・防災教育](#)[食育・学校給食](#)

人権教育

茨城県教育委員会では、運動部活動指導員登録バンクへの登録者を募集します。

運動部活動指導員とは

平成29年4月、学校教育施行規則の一部が改訂され、学校の設置者が「部活動指導員」の身分や職務、報酬等について定める規則等を整備したことで、部活動指導員が、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率等を行うことができるようになりました。

外部指導者と部活動指導員の違い

外部指導者：学校長が委嘱した指導者（コーチ）で、顧問教員と共に専門的技術を指導する方。教員の代わりに単独での指導や生徒の引率等はできません。

部活動指導員：各市町村や県の教育委員会が雇用する方で、顧問教諭等に代わって単独で指導、引率する方。（学校施行規則78条の2に規定する者※添付資料参照）

運動部活動指導員の勤務について

中学校における1日あたりの部活動指導時間は、平日2時間程度、休日3時間程度です。
【勤務時間の例】

	平日	休日
15:50	8:50	
出勤、当日の部活動計画の確認、準備等	出勤、当日の部活動計画の確認、準備等	
16:00～18:00	9:00～12:00	
運動部活動指導（指導時間は2時間程度）	運動部活動指導（指導時間は3時間程度）	
18:00～18:10	12:00～12:10	
活動記録の整理、退勤	活動記録の整理、退勤	

登録から任用までの流れ

1. 運動部活動指導員として活動したい方が、茨城県運動部活動指導員登録バンク運営要項にある、[登録申請書（様式第1号）](#)と[登録者個票（様式第2号）](#)に必要事項を記入し、県教育委員会まで郵送します。その後、選考審査を実施し、合格した方のみ登録となります。
2. 各市町村や学校は、県教育委員会へ茨城県運動部活動指導員登録バンクの登録者（別表 登録指導員及び指導種目）情報を確認し、希望する登録者の情報提供（[様式第6号](#)）を依頼します。
3. 県教育委員会は、運動部活動指導員登録バンク登録者の情報を、依頼のあった市町村や公立中学校に提供します。
4. 市町村や公立中学校は、運動部活動指導員登録バンクの登録者へ連絡し、日程調整等のうえ、事前に校長及び教諭等と面接し、希望する条件が合致した場合は、正式採用に向けた手続きを行います。

資格要件

指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する方で、下記の(1)～(4)の資格要件は必ず該当し、(5)～(7)のいずれかに該当する方とする。

- (1) 公務員でない方
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格事項に該当しない方
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がない方
- (4) 20歳以上である方
- (5) 教員免許を授与された経験がある方(有効・無効を問わない)
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、当該運動部活動の指導経験がある方

登録申請の手続き

以下の(1)～(4)の書類等を角型2号封筒に入れて、簡易書留にて送付してください。

- (1) [茨城県運動部活動指導員登録バンク登録申請書\(様式第1号\)](#)【Word:28KB】
- (2) [茨城県運動部活動指導員登録バンク登録者個票\(様式第2号\)](#)【Word:68KB】
※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を添付してください。
- (3) 長型3号封筒(返信用 宛先明記・82円切手添付)
- (4) 資格要件(6)に該当する方
公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格の登録証の写し
※各様式については、このページよりダウンロードできます。

申込先

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当
TEL 029(301)5353 FAX029(301)5369

添付資料

バンク設置に関する書類

- [設置要綱](#)【PDF:63KB】
- [運営要領](#)(様式第1号～様式第7号、別表)【PDF:63KB】
- (別表)登録指導員及び指導種目(※部活動指導員登録後に掲載する)

登録に関する書類

- 様式第1号 [登録申請書](#)【Word:28KB】
- 様式第2号 [登録者個票](#)【Word:68KB】
- 様式第4号 [登録更新申請書](#)【Word:28KB】
- 様式第5号 [登録内容の変更届](#)【Word:34KB】

照会に関する書類

- [茨城県運動部活動指導員の照会手順](#)【PDF:58KB】
- 様式第6号 [登録指導員の照会について\(依頼\)](#)【Word:34KB】

その他

- [運動部活動指導員に関する法律](#)【PDF:62KB】

お問い合わせ

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁 学校教育部 保健体育課[県庁舎23階]
電話 029-301-5353(学校体育担当) FAX 029-301-5369
E-mail hotai@pref.ibaraki.lg.jp

[▲このページのトップへ](#)

ホーム > 区のデータ・資料 > 区政運営 > 人材募集 > 部活動指導員(非常勤職員)の募集

更新日: 2019年4月12日

+ ライフシーンから探す

+ 目的から探す

> イベント・おでかけ情報

> このサイトの使い方

部活動指導員(非常勤職員)の募集

対象

【募集を行う対象種目については、決定次第掲載する予定です。】

【募集人員】

若干名

【応募資格】

- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格事項に該当しない方
- ・当該種目の指導者資格を持つ方
- ・当該種目の技術指導に堪能である方
- ・学校部活動または地域活動において指導経験がある方
- ・任用月から2020年3月31日まで、年間を通じて勤務できる方

勤務内容および勤務条件

【勤務内容】

- (ア)部活動における実技指導に関すること
- (イ)安全・障がい予防に関する知識・技能の指導
- (ウ)大会・練習試合などの引率
- (エ)生徒指導に係る対応
- (オ)事故発生時の現場対応など
- (カ)その他、部活動指導に関し校長及び教育委員会が必要と認める事項

【任用期間】

- ・任用月から2020年3月31日まで
- ・任用の事由が消滅した場合は、期間の途中で任用期間が終了することがあります。

【報酬額】時給1,600円

【通勤手当】通勤手当あり

【賞与】なし

【勤務時間】年間538時間以内・週11時間から15時間程度

【勤務場所】区立中学校

【休暇等】年次有給休暇あり

【社会保険等】社会保険なし、労災保険補償あり

【その他】退職金制度・昇給制度なし

選考方法など

【選考方法】

書類審査及び面接

一次審査: 書類審査(履歴書)

二次審査: 面接

※一次選考に合格された方に別途ご連絡いたします。

【応募方法】

(ア)応募に必要な提出書類
履歴書(JIS様式推奨、写真添付、自筆のものに限る)

(イ)提出先・提出期限

提出先: 〒120-8510足立区中央本町1-17-1(本庁舎南館5階)

足立区教育委員会教育指導課教育指導係

「部活動指導員募集担当者」あて

※随時受付

応募方法: 提出先へ持参または簡易書留にて郵送

(応募書類は、返却いたしません)

※持参する場合は、午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

お問い合わせ

教育委員会事務局教育指導部教育指導課教育指導係

電話番号: 03-3880-5974

ファクス: 03-3880-5606

Eメール: kyo-sidou@city.adachi.tokyo.jp

メールフォーム: [おしえてメール](#)

メールでお問い合わせいただく場合、お使いのメールアドレスによっては、返信することができません。

くわしくは「[足立区からメールを送信できないメールアドレス](#)」をご覧ください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

▲ [ページの先頭へ戻る](#)

[このサイトの使い方](#)

[このサイトの考え方](#)

[RSS利用案内](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[区役所へのアクセス・庁舎案内](#)

[リンク集](#)

[組織案内](#)

足立区 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5111(代表)

Copyright © Adachi-city. All rights reserved.

(参考) 平成29年6月7日衆議院法務委員会議事録(抜粋)

○今野智博委員

私は、監護者の定義とか意義とかは恐らくこの後に吉田先生が詳しくやっていただけると思いますが、一つちょっと気になっているのが、監護者ではない人がただ立场上被害者となる方に影響力を行使できる事例というのは、この社会の中で数多く考えられる話だと思います。例えば、何かスポーツの指導者ですとかあるいは宗教の教祖とか、そういった方々が対象者に対してかなり強い影響力を行使できる、その影響力があるがために被害者が抵抗できないということも当然想定されるわけでありまして、今回、主体に対して監護者等といった限定を設けたがために、監護者に当たらない人たちが影響力に乗じてわいせつ行為等をした場合に、不当にその処罰のすき間、間隙が生まれてしまっているのではないかとということをおぼろげに懸念しております。

そこに関して、間隙が生じているのか、いないのかということを含めて御答弁をいただければと思います。

○林政府参考人(法務省刑事局長)

委員御指摘のとおり、例えばスポーツのコーチなど、監護者ではないということを前提として、その監護者でないという者が十八歳未満の者に対して実際に持っている影響力に乗じて例えばわいせつな行為をした場合でありまして、今回の監護者わいせつ罪等には該当しないわけでございます。

もっとも、現行法におきましても、直接であると間接であるとを問わず、十八歳未満の児童に対しまして事実上の影響力を及ぼして児童に淫行させた場合、これについては法定刑が懲役十年以下の児童福祉法違反というものが成立するわけでございます。また、被害者が、抗拒不能すなわち心神喪失以外の理由で、社会一般の常識に照らして、具体的な事情のもとで、物理的、身体的あるいは心理的、精神的に抵抗できないか、または抵抗することが著しく困難な状態にある、こういったことの状況に乗じて性的な行為に及んだ場合には、準強制わいせつ罪や準強制性交等罪が成立することになります。

したがって、そのような児童福祉法違反でありますとか準強制わいせつ罪、準強制性交等罪において処罰されるということはあるわけでありまして、実際に、裁判例といたしましても、高校のソフトボール部の顧問兼監督が抵抗しない女子部員に対して脱衣を命じて行ったわいせつな行為、こういったものについては、心理的に抵抗することが著しく困難で抗拒不能の状態で行われたとして、準強制わいせつ罪が認められた事案もあるところでございます。

○今野智博委員

現行の条文においてもそうした対応が可能だということで御答弁をいただきました。ぜひ、不当に処罰の間隙が生じることがないように、適切にこれを運用していただきたいと思っております。

社会は今、目まぐるしく変わっておりまして、特にこうした性犯罪の関係におきましても、法改正がなかなかその実態に追いついていかない。

私はこれは不断の見直しが恐らく必要な分野であろうというふうに思っております。

今回の改正を受けて、まずは捜査当局、捜査機関においてその趣旨をしっかりと周知徹底して、本当に被害者の気持ちに寄り添いながら、被害の潜在化を防いで、犯罪者に対する的確に処罰していくという体制を運用の中でしっかり心がけていただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

2-4-1. わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(平成29年度)

■本調査における「わいせつ行為等」の定義について

- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(平成29年度)

免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
120	57	9	1	187	23	210

(2) 被処分者の性別

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	206人	98.1%
女性	4人	1.9%
合計	210人	100.0%

(3) 被処分者の年齢層

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	70人	141,689人	0.05%
30代	48人	193,565人	0.02%
40代	41人	206,839人	0.02%
50代以上	51人	322,460人	0.02%
計	210人	864,553人	0.02%

(注1) 在職者数:平成28年度学校教員統計調査より

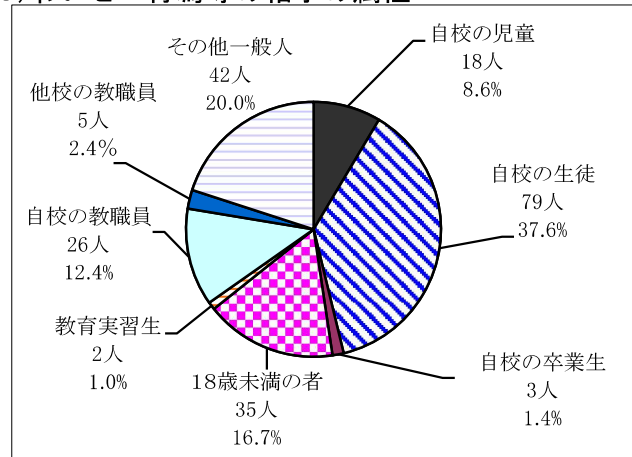
(注2) A/Bの分母は平成28年度のものであり、参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

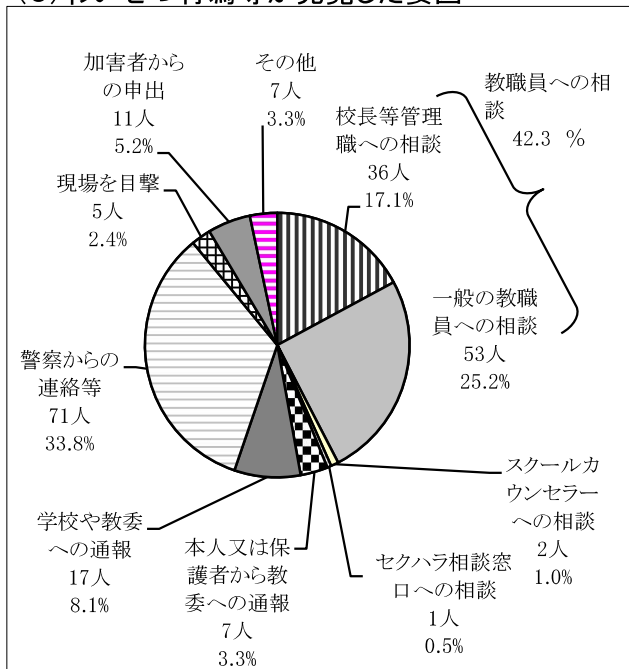
	被処分者数A	在職者数B	A/B
小学校	60人	411,898人	0.01%
中学校	66人	233,247人	0.03%
義務教育学校	0人	1,707人	0.00%
高等学校	69人	183,992人	0.04%
中等教育学校	2人	1,736人	0.12%
特別支援学校	13人	88,180人	0.01%
計	210人	920,760人	0.02%

(注) 在職者数:平成29年度学校基本調査より

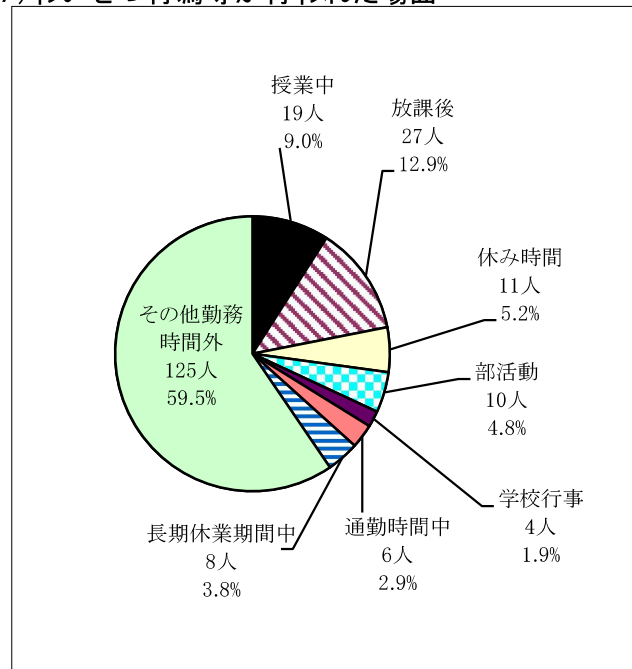
(5) わいせつ行為等の相手の属性



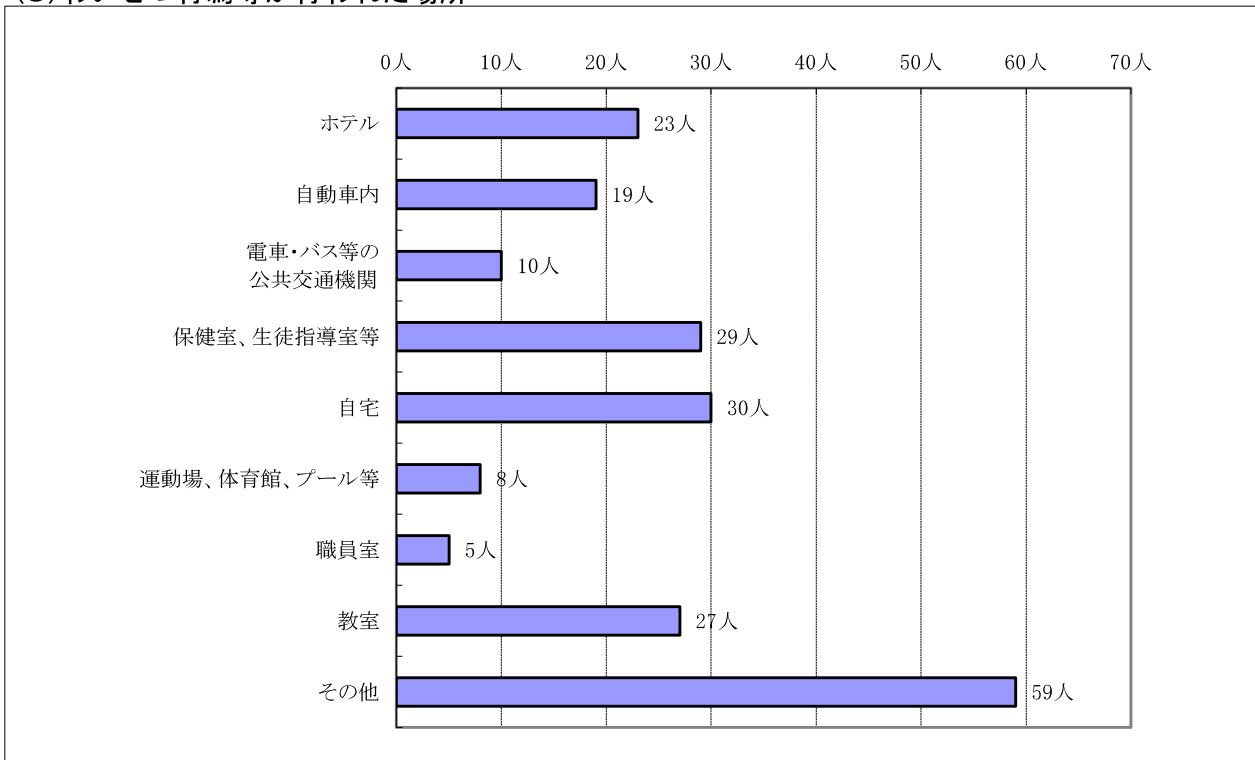
(6) わいせつ行為等が発覚した要因



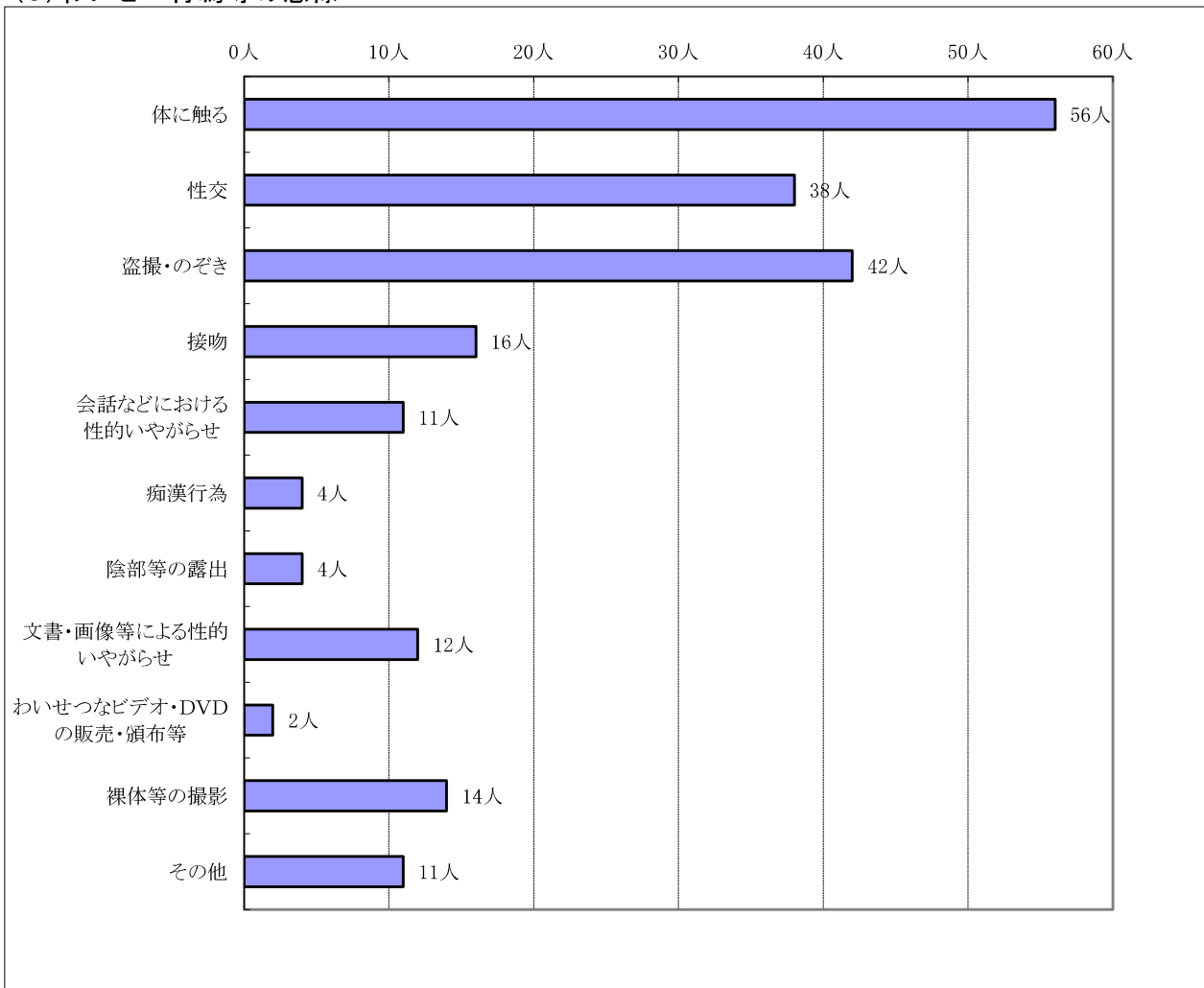
(7) わいせつ行為等が行われた場面



(8) わいせつ行為等が行われた場所



(9) わいせつ行為等の態様



2-4-1. わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(平成30年度)

■本調査における「わいせつ行為等」の定義について

- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(平成30年度)

免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
163	57	18	7	245	37	282

(2) 被処分者の性別

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	276人	97.9%
女性	6人	2.1%
合計	282人	100.0%

(3) 被処分者の年齢層

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	71人	141,689人	0.05%
30代	82人	193,565人	0.04%
40代	53人	206,839人	0.03%
50代以上	76人	322,460人	0.02%
計	282人	864,553人	0.03%

(注1) 在職者数:平成28年度学校教員統計調査より

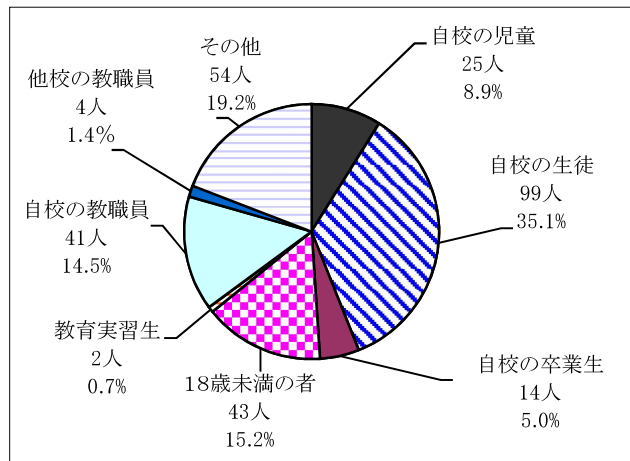
(注2) A/Bの分母は平成28年度のものであり、参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

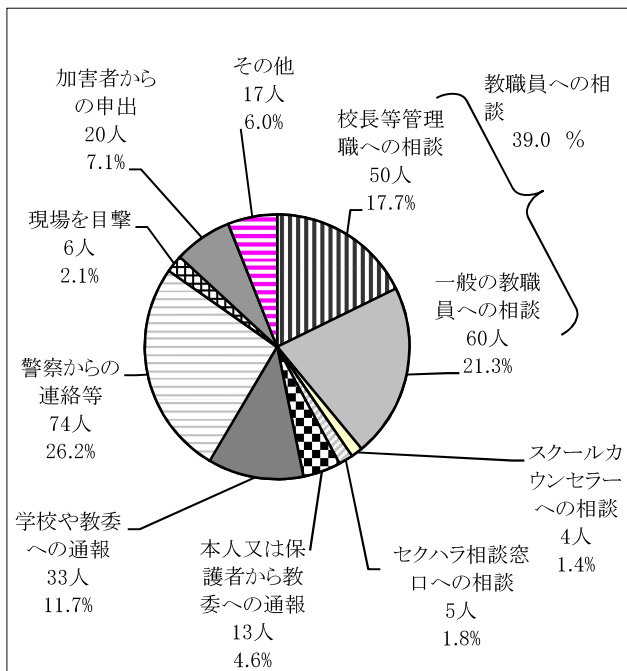
	被処分者数A	在職者数B	A/B
小学校	75人	413,720人	0.02%
中学校	86人	230,366人	0.04%
義務教育学校	0人	2,918人	0.00%
高等学校	101人	182,323人	0.06%
中等教育学校	1人	1,764人	0.06%
特別支援学校	19人	88,943人	0.02%
計	282人	920,034人	0.03%

(注) 在職者数:平成30年度学校基本調査より

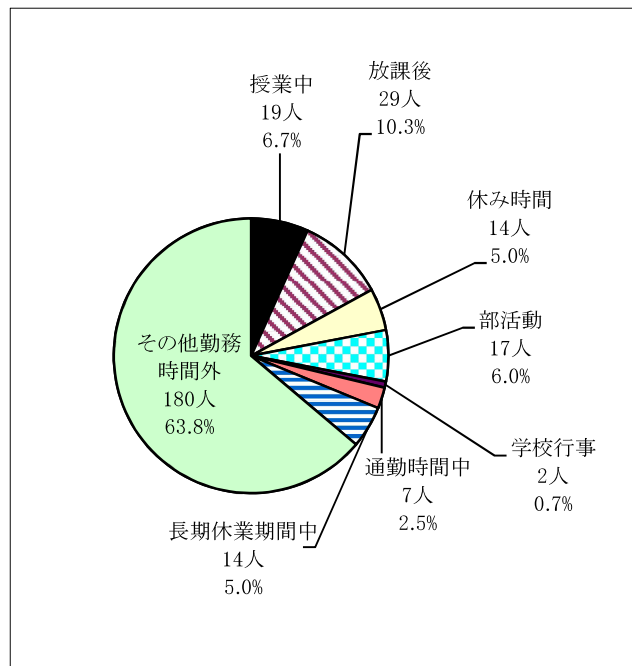
(5) わいせつ行為等の相手の属性



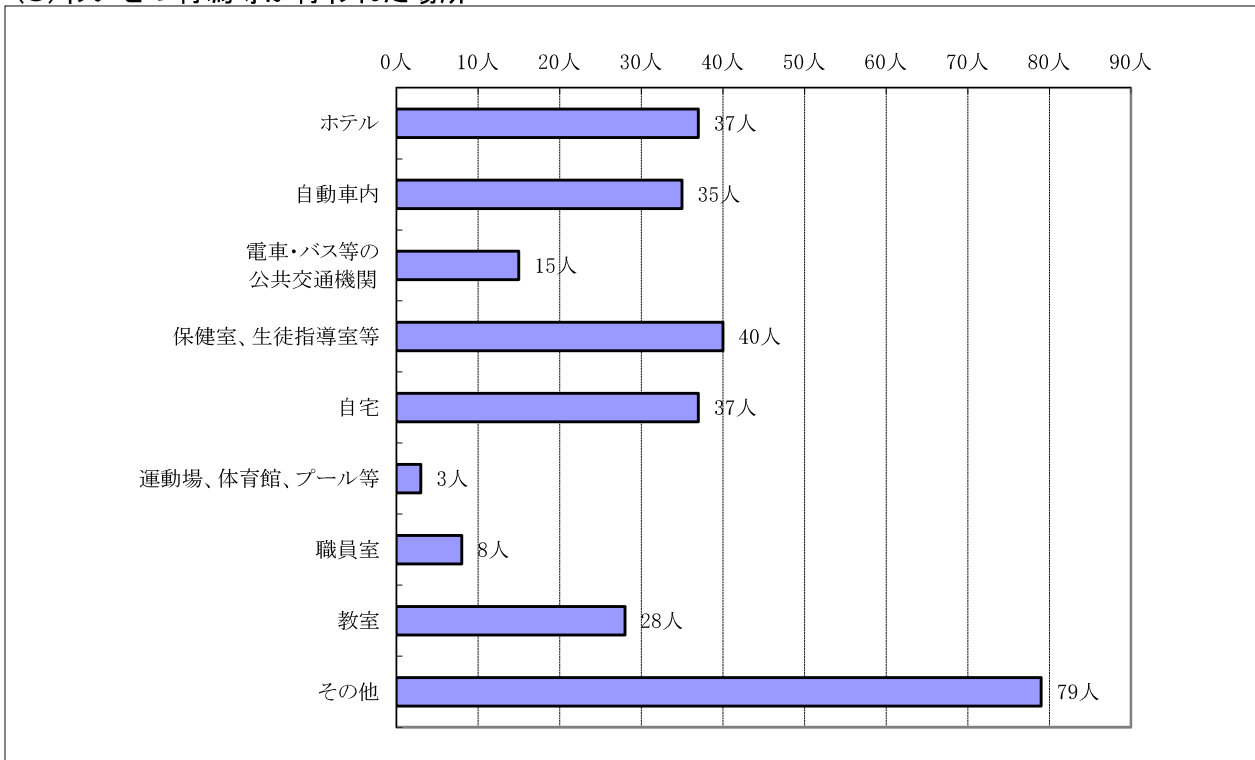
(6) わいせつ行為等が発覚した要因



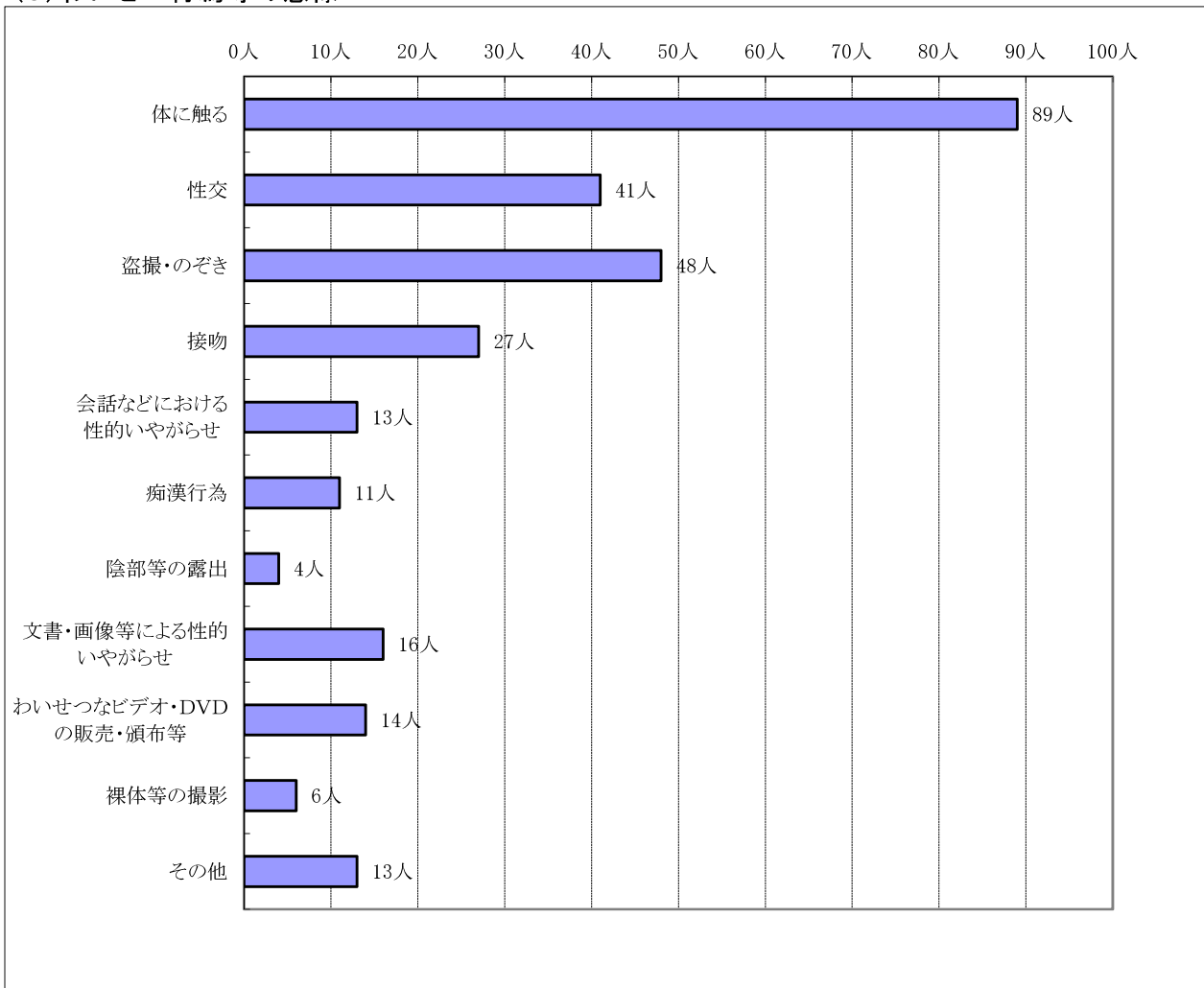
(7) わいせつ行為等が行われた場面



(8) わいせつ行為等が行われた場所



(9) わいせつ行為等の態様



性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
(第13回)

日時：令和2年3月3日（火）
11時30分～12時
場所：14階共用会議室4

議事次第

1. ワンストップ支援センターからのヒアリング結果について
2. 取りまとめ骨子（案）について
3. その他

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
視察・ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年1月20日（月）12:55～15:10

2 場 所

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO (Sexual
Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka)

3 内 容

(1) 所内施設の視察

(2) ヒアリング

「性暴力被害者を支援するとは」性暴力救援センター・大阪 SACHICO
からの報告

(3) 質疑応答

4 配布資料

資料1 ヒアリング資料

「性暴力被害者を支援するとは」性暴力救援センター・大阪
SACHICO からの報告

資料2 「法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書」（性
暴力救援センター全国連絡会）

資料3 2018年度性暴力救援センター・大阪 SACHICO「電話相談・来所相
談」統計

5 概 要

(1) 性暴力救援センター・大阪 SACHICO（以下、「SACHICO」という。）の
施設の視察を行った。SACHICO は、社会医療法人阪南医療福祉センター
阪南中央病院（以下、「阪南中央病院」という。）内にある病院拠点型
のワンストップ支援センターである。

(2) 加藤治子・SACHICO 代表（産婦人科医）から、資料1に基づき、性暴
力被害の現状等について説明を受けた後、雪田樹理・SACHICO 理事（弁
護士）から、資料2に基づき、刑法改正の要望に関する説明を受け、質
疑応答を行った。

6 視察結果

SACHICO は、阪南中央病院内に設置されたいわゆる「病院拠点型」のワンストップ支援センターであり、その事務所内には、コーディネーター・支援員が勤務する事務室、相談対応室及び診察室が設けられていた。

事務室では、支援員が24時間体制のホットラインの電話対応を行っているとのことであり、同室内には、電話対用の事務スペースや、相談記録等が保管されていたほか、相談者から採取した膣内容物等の証拠物を保管するための冷凍庫が設置されていた。

相談対応室にはソファとテーブルが置かれており、ここで支援員がSACHICOに来所した相談者からの聴き取りを行い、その後、必要に応じて診察を行うとのことであった。

診察室には、産婦人科用の診察台が設置されているほか、薬物を使用された疑いがある場合のための検査キットや、速やかに処方できるよう、緊急避妊薬等が保管されていた。

7 説明及び質疑応答の要旨

(1) 性暴力被害の現状等（加藤代表から）

< 1) 性暴力被害は疾患か >

- 私たち（SACHICO）が病院拠点型のワンストップ支援センターの取組を始めたのは、そもそも「性暴力被害は疾患である」と考えているからである。ICD-10という国際疾病分類では、性的被害を「性的虐待」として、子どもも老人も性別の区別なく、「虐待」と分類している。産婦人科医師は、女性・女児のほか男性も診察するが、性虐待によって生じた心身の回復と健康な性の回復を図る役割が求められている。
- セクシュアルリプロダクティブライツ（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）という概念は、「性と生殖に関する権利」をいうものであり、幸福追求権を保障する憲法13条に照らし、人格権を構成する権利として尊重されるべきであるとした裁判例もある。
- 「ワンストップ支援センター設置の促進」は、第4次男女共同参画基本計画における「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の項目の「性犯罪への対策」に記載されている。しかし、実際には、ワンストップ支援センターでは、性犯罪だけでなく、DV、ストーカー被害、子どもの性被害、売買春など、様々な事案の被害者支援に対応している。
- 国連は、性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」

と定義しており，私たちも性暴力をこのような定義で捉えて支援を行っている。

< 2) 性暴力被害の現状 >

- SACHICO では，被害直後からの総合的支援を掲げ，24 時間体制でのホットライン，支援員の常駐による支援，産婦人科救急医療を行うとともに，継続的医療や，警察，弁護士，カウンセラーなど必要な機関との連携を行っている。病院拠点型の役割としては，緊急避妊対策や外傷診療など初期対応が重要である。時間と共に外傷が消えることもあり，緊急避妊も含めて72 時間以内に対応できるかどうか，一つのメルクマールである。また，被害状況の聴き取りとカルテへの記録，膣内容物や尿などの証拠採取と保管も重要であり，これらの対応が病院拠点型のワンストップ支援センターに求められている。
- SACHICO では，開設以来9年間（2010年4月から2019年3月までの間）の延べ件数で電話件数が34,117件，来所延べ件数が，7,940件，一人の方が複数回来られているので，実人数（カルテを作成した者）としては，2,130人である。被害内容について，SACHICO では，誰からの被害であるかによって，被害者の心身に与える影響や回復のための取組が違ってくるという観点から，「他人からの被害」を「レイプ・強制わいせつ」，「家族からの被害」を「性虐待」，「パートナーからの被害」を「DV」，「不特定多数の者との性的行為」などの被害を「その他」と分類している。
- 9年間に初診した2,130人の被害の内訳を年別に見ていくと，性虐待は児童相談所（以下，「児相」という。）から連れてこられるパターンが多いが，ここ3年は年間70人を超えており，2018年は89人となっている。親などの監護者による被害だけでなく，兄弟や叔父等による被害も含めた数字である。DVは，数自体は多くはないが，来所する方の約半数近くが望まぬ妊娠をして相談に来ている。「その他」の多くは，SNS等につながった相手からの性被害であり，中学生程度の年齢の子どもが多い。
- 2,130人を年齢別に見てみると，未成年が60%，20歳代が23%と若年層が83%を占める。他方，高齢者層の被害も一定程度あるが，例えば，認知症の方は，そもそも被害を認識しにくい，被害を供述できないといったことも考えられるので，被害が潜在化していると考えられる。高齢社会を迎えるに当たって，施設職員や同じ施設利用者等からの高齢者の性被害についても対応を真剣に考える必要が

ある。

- 「レイプ・強制わいせつ」の被害者 1,157 人のうち警察へ通報した人数は、9 年間で 503 人である。先に警察に行ってから SACHICO につながった被害者が 431 人、先に SACHICO に来て被害内容を聴取し、その後警察へ通報を行った人数が 72 人である。「レイプ・強制わいせつ」の被害者全体の約 56% である 650 人は警察に通報していない。
- 他の都道府県では、採取した証拠物をワンストップ支援センターではなく警察で保管するところが多いが、SACHICO では、設立当初から、冷凍庫を設置して証拠物を保管している。相談者に対しても、警察への通報の有無に関わらず、証拠物を採取することができ、また、証拠物を冷凍保管することができる旨を伝えるようにしており、警察に通報しなかった被害者 650 人のうち、証拠採取に応じた人は、305 人 (46.9%) である。このうち、後日警察に通報し、証拠を提出した人数は、39 人と約 1 割である。証拠採取後、証拠提出までかかった期間は、1 か月程度が多いが、長い人は半年、1 年かかる人もいる。なお、警察に証拠物を提出した後、警察でどのように取り扱われたのかについては、フィードバックがなく、不明である。
- 「レイプ・強制わいせつ」被害のうち、薬物が使用された疑いがある事案の数は、ここ 3 年、全体の約 1 割で推移しており、増えている印象。

< 3) 他人からの強制性交等と性的虐待 >

- 2018 年度に SACHICO で初診を受けた「強制性交等の被害」（前記 2 の分類における「レイプ・強制わいせつ」被害に同じ。）を受けた 168 人の年齢分布は、10 代から 20 代に集中している。他方、年齢の高い層も一定程度いる。
- 被害を受けた 168 人の暴行・脅迫の様相をまとめたところ、「背後から口をふさがれ、倒された」、「包丁を突き付けられた」、「監禁・脅迫され殺されかけた」、「宅配便を名乗り入り込み、「殺すぞ」と脅された」など、私の判断ではあるが、明確に暴行・脅迫が用いられたと思われる事案は、168 人中 13 人程度 (7.7%)。事案の多くは、「いや」、「やめて」と拒否の気持ちと態度を示したにもかかわらず、不同意の性交をされたといった内容である。
- 被害を受けた 168 人のうち、相談までにかかった期間を見ると、被害から「72 時間以内」が、168 人中 78 人 (46.4%)、「1 週間以内」が、20 人 (11.9%)、「1 ヶ月以内」が 21 人 (12.5%)、「1

年以内」が 33 人 (19.6%) , 「1 年以上」が 16 人 (9.5%) となっている。相談までにかかった期間が「1 年以上」の 16 人のうち、被害を相談するまで、10 年以上を要したものが 3 件あった。

- 内閣府の調査（「男女間における暴力に関する調査（2017 年）」）において、成人女性の 7.8% が調査時点までに 1 回以上、「無理やり性交等された経験がある」と答えている。警察庁の統計では強制性交等の認知件数は、年間、1,000 件から 2,000 件程度で推移しているが、前述の内閣府の調査で出ている数字から考えられる年間の被害者数と比べると、警察が認知している被害は、氷山の一角であると考えられる。
- 2017 年度及び 2018 年度の 2 年分の性虐待（家族からの被害）被害児数 161 人と家族以外（他人）から被害を受けた被害児数 135 人のそれぞれの年齢分布を比べたところ、未就学児及び小中学生の年齢においては、家族から被害を受けている事案が多いことが分かる。中高生の年齢ぐらいから他人による性被害の数が多くなっていることも分かるが、中高生の年齢においても家族による被害が多い。家族による性被害は、被害をいつ打ち明けられるか、いつ発覚するかによって、被害を受ける期間が変わってくるが、家族からの性虐待は長期間にわたって被害を受けているのが実態である。
- 家族以外(他人)からの性被害における加害者について、ほぼ同年代である小中高生による被害が多いが、SNS で知り合った人と会った際に被害に遭うケースも多い。また、全く面識のない人による被害も一定程度ある。家族からの性被害について、加害者との関係を見ると、実父、実兄・義兄、養父・義父・継父による被害が多い。

< 4) 性暴力としての DV >

- DV 被害者 203 人（9 年間の合計人数）の年齢分布を見ると、10 代、20 代もいるが、30~40 代まで被害者がいるなど、広い年代にわたって被害があることが分かる。なお、DV の件数は、夫婦間だけではなく、「彼氏・彼女」の関係で親密な交際をしている場合などを含めている。
- DV としての性暴力の特徴として、当事者（加害者・被害者双方）も社会も「夫婦間の性交は当たり前で同意はいらぬ、同意が無くても仕方がない」と思っていることが多い。また、「繰り返し、何年もの間被害が続くことが多い」、「性に関することは役所の相談窓口や配偶者暴力センター、警察に相談しにくい」、「相談をしても、「夫婦のことだから」と取り合ってくれない」といった被害の

特徴がある。

- DV 被害者による相談は、妊娠してからの来所が多く、203 人中 99 人（48.8%）と約半数が妊娠してから来所している。母体保護法においては、人工妊娠中絶を行うためには配偶者の同意が必要であるとされており、シェルター等に逃げ込んだケースの場合、離婚の協議がなかなか進まず、人工妊娠中絶の同意を配偶者から得ることが困難なケースが多い。リプロダクティブライツの観点から、本人のみの意思決定で妊娠の継続、中絶を可能とする法整備が必要である。
- < 5) その他に分類される子どもたち（性非行として連れて来られる子どもたち） >
- 性非行として来所する子どもの多くは、家出から警察に保護され、児相への送致を経て、児相において、保護された子どもが不特定多数の者と性的関係があったことなどを聴取し、児相から SACHICO につながるという流れが多い。「その他」に分類される人数は、9 年間で 138 人、特に 13～15 歳の中学生年齢の子どもが多い。
 - 2018 年度は 38 人が来所しており、その 38 人の性非行の様相をまとめると、家出をし、SNS でつながった相手の家に行ったり、援助交際を繰り返したりするケースが多い。なお、家出の場合、捜索願が出され、警察において捜索されて保護に至るので、当センターにつながっているが、同様の性非行を行っていても、家出していない場合、保護・支援につながっていない子どもたちが多くいる実態が推察される。
 - 性非行として連れて来られる子どもたちは、明らかに家庭に居場所のないケースが多い。また、事案の多くは、SNS でつながった相手による被害であるが、加害する側は、最初から性的な目的で子どもに近付いてくるところ、子どもたちは、SNS でつながった相手を相談相手と認識している場合があるため、被害の認識がないことも多い。また、SNS の特徴として、加害した側の身元が判然とせず、加害者が放置されている状況にある。またそのほかにも、知的障害のある子どもが同級生から被害に遭ったケースもあり、障害のある子どもの被害も少なくない。
 - 性非行で来所する子どもたちは、家庭の問題が原因となっていることも多いので、「困ったときにまた相談に行こうかな」、「頼っていいんだ」と認識してもらおうように、「よくきたね」、「またおいで」などと声をかけるようにしており、自らの力で安心・安全で豊かな性を選べるように見守っていくことが大事である。

< 6) 子どもの性被害は誰が診るのか >

- 2015年以降、子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けて、三者（検察、警察、厚労省（児相））の連携の下、協同面接が進められている。同取組開始以降、子どもの診察所見を産婦人科医師に求められることが増えており、今後も増えてくると認識している。
- 三者協同面接の取組（2015年～）及び刑法改正後（2017年～）、監護者の逮捕が増えている印象。いずれも SACHICO で知り得た範囲での数字であるが、開設後5年間（2010～2014年度）における性虐待事案213件（人）中、加害者（監護者）が逮捕されたのは16件（7.5%）であったところ、2017年度は、性虐待事案72件中、加害者が逮捕されたのは7件（9.7%）と割合が増え、2018年度においては、89件中加害者が逮捕されたのは16件（18.0%）と明らかに増えている。ただし、逮捕後起訴に至ったかどうかについて、全ての事案で把握しているわけではない。
- 逮捕されるケースが多くなっていることは、大きな変化と考えるが、それに伴う課題もある。例えば、医療的所見と子どもの供述が食い違う場合である。被害者が「（陰茎等の挿入は）なかった」と供述している場合でも、実際に診察すると挿入の所見が認められる場合もある。子どもからの聴取と診察をほぼ同時に行うことが理想なのだろうが、医師による診察を面接前に行うのか、直後に行うのかについては、今後考えていかななくてはならない。
- 我々産婦人科医師には、所見を正確に出す役割が求められている。日本においては、子どもの被害に係る診察を小児科医が行ったり、産婦人科医が行ったりしており、明確に誰が診るのか定まっていないうが、この度、産科婦人科学会でガイドライン案が示された。
- 同ガイドライン案では、「性虐待が疑われる女児への対応」として、「全身の外傷、外陰・膣・肛門の損傷又はその治療後に認められる所見などの医学的所見の有無を必要に応じて、確認し、診療録に記載する」、「診察時に本人が語った言葉と診察時の態度に関する情報を診療録に記載する」ことなどが示された。非常に大事なことであり、病院拠点型のワンストップセンターの医師や、協力病院の医師が研修などを通じて、ガイドラインで示されたレベルの対応ができるようになることが求められている。
- 児相における児童虐待相談対応の内容について、相談件数全体のうち「性的虐待」に分類される相談対応数は、毎年1～1.5%で推移

しており、数にすると年間約1,300～1,700件である。年々微増して推移しているように見えるが、これは、児相に通報や相談があり発覚した数字であり、潜在化している事案はまだ多いと認識している。

<7) 何が必要か>

- 産婦人科医師は、「性器を診る」というように具体的な疾患も診るが、同時に女性の「性を診る」という役割もあり、「性への傷つきに対する診断と治療」が求められている。そのため、性被害の事実の診断と記録、特に子どもの性被害に係る診療について、産婦人科医師に求められる役割は大きい。
 - 多機関連携という観点においては、ワンストップ支援センターと警察、児相、登録弁護士、学校、検察との連絡・協議が重要である。近時、警察や検察から意見書作成等の依頼がなされることもあるので、適切に対応・協力している。
 - 女性と子どもたちの性の尊厳を守り、育てるためには、性教育と人権教育が何より重要である。性教育については、学校の先生と連携し、一緒に取り組んでいく必要がある。また、性暴力被害者を支援するための根拠法が必要であると考えているほか、刑法の更なる改正に向けて是非検討を進めていただきたい。
- (2) 「法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書」について
(雪田理事から)
- SACHICO が事務局を担っている性暴力救援センター全国連絡会では、被害者の方々の実情を把握しているということで刑法改正に関する要望書(資料2)を2018年11月に作成した。
 - 同要望書の作成の際、立法事実を把握するため、全国連絡会に登録されているワンストップ支援センター12団体から寄せられた事例の調査を行った。同要望書には、被害者の同意を得られた8事例を記載しているので、参考にしていきたい。
 - 検察の統計を見ても、不起訴事例、嫌疑不十分と処理されている割合が非常に多いと感じている。性犯罪の実態を把握し、刑法改正のための立法事実を考えるに当たっては、やはり、不起訴事例について、どの要件が問題となっているのかを分析することが重要と考える。
 - 協同面接について、現場のワンストップ支援センターの人から話を聞いていると、地域によって対応がまちまちだと聞いている。成功事例もあれば、困難事例もあるようなので、どのように協同面接

を行っていくか、より実効的な制度にしていくためにも、現場であるワンストップ支援センターからも意見を発信していきたい。

(3) 質疑応答要旨

○ (Q. これまでのヒアリングで、被害を相談したり申告したりするまでに長期間を要する場合があるという御指摘があった。特に、子どもの時の被害や知り合いからの被害は、それが「被害」として認識するまでに時間がかかるという指摘があるが、SACHICO に相談に来た方の中では、被害者が被害に遭ってからワンストップ支援センターに相談に来るまでどのくらいの期間がかかっているか。)

ワンストップ支援センターが周知、認識されるようになって、72時間以内に来所することが多くなった。急性期対応という役割が果たせてきていると考える。他方、急性期の診察ではなく、過去の被害を打ち明けることで、区切りをつけたいという相談を受けることもある。実際に、数十年前の被害について打ち明ける40代～70代の方もおり、そのような場合、処罰を求めたくてもどうしようもない場合が多いので、親身に話を聞き、長期にわたり関わっていくというように対応している。このように、72時間以内、一週間以内に診察に来られる方もいれば、打ち明けるのに数十年かかる方もいる。

その中には、中学生くらいまでの間の被害を、40代になってから打ち明けた方もいる。児童虐待防止法ができた2000年以降、法律ができたことにより、自分がされてきたことが虐待に該当するのではないかと考え、長い間悩んだが、SACHICO に相談したという方もいる。

子どもの性的虐待については、子ども自身が被害を認識して開示するというプロセスではなく、周囲の大人が子どもからの聴き取りの中で変だと思ふことがあり、そこから相談につながるなど、早期の段階で、あやふやな言葉から、虐待の疑いがあるとして通告がなされ、当センターの利用につながるが増えている。平成29年の刑法改正後は、(子どもの記憶を汚染するなどして供述の信用性を低くすることがないように、) 簡単に、概要だけ聞いて児相・警察につなぐという意識が高まってきた。さらに、監護者性交等罪ができて、性的虐待の被害に遭った子どもへの対応が進んでいる。

子どもが自ら性被害に気付くことができるようにし、また、加害者にもならないようにするためには、人権教育に基づく性教育及び暴力防止のための予防教育の徹底が重要であると思う。教育の場で自分のからだの大切さや嫌な触られ方をされそうになった時にどうすれば良いのかを子どもに伝え、また、教員に対しても性暴力に関

する研修をしっかりと行い、子どもの発する小さなサインを見逃さないことが被害に気付く大きなきっかけになる。

なお、性犯罪について公訴時効を延長すべきであるといった議論があるが、仮に公訴時効期間が長くなったとしても、実際には証拠は何もないし、周りの人からの聴き取りをしてもはっきりしないのではないか。私たちの役割としては、被害が被害であったことをはっきりさせ、今まで頑張って生きてこられたことを受け止めて、今、何ができるのか、相手方と対峙するのか、カウンセリングを受けて乗り越えていくのかなどを弁護士と一緒に考え、人生の再スタートをするお手伝いをしていくことになる。

○ (Q. 警察に申告しなかった理由について)

申告しないとする理由については、様々である。例えば、「親や周囲に知られたくない」、「報復、ネットの中傷などがあるかもしれない」、「職場を辞めないといけなくなるかもしれない」、「自分にも非があったかもしれない」などである。

性被害に遭って診察を受けに来た場合、その後も4～5回は来てもらうことになる。その中で警察に届けることも選択肢の一つとしてお話しする。数回来所する過程で、気持ちの整理がつき、「段々と処罰してほしいという気持ちが湧いてきた」と被害者の方が言われた場合、警察への申告からの流れについて丁寧に説明する。後から警察に届けたいと被害者が申し出るケースは多くはないが、警察に届け出るまでに大体1か月くらいはかかっている印象。中には、半年・1年かかるという方もいる。

○ (Q. 警察に申告するように被害者に働き掛ける例の有無について)

こちらから積極的に「届けた方がよい」と働き掛けることはない。被害申告することのメリット・デメリットを丁寧に説明して、本人が気持ちを整理していく過程を見守りながら、本人に被害申告の有無を決めてもらうというように対応している。

以 上

法務省視察

「性暴力被害者を支援するとは」

性暴力救援センター・大阪SACHICOからの報告

2020年1月20日

NPO法人 性暴力救援センター・大阪SACHICO

阪南中央病院産婦人科

加藤治子

本日のテーマ

- 1) 性暴力被害は疾患か？
- 2) 性暴力被害の現状
- 3) 他人からの強制性交等と性的虐待
- 4) 性暴力としてのDV
- 5) その他に分類される子どもたち
- 6) 子どもの性被害は誰が診るのか
- 7) 何が必要か

1) 性暴力被害は疾患か？

性暴力被害は疾患である

- **ICD-10**では、性的被害のことは、「T74 虐待症候群」の中の「T74.2性的虐待」として、子どもも成人も男女の別なく「虐待」として分類されている

(ICD-10：1990年の第43回世界保健総会で採択された国際疾病分類の第10版)

- 産婦人科医師は、女性及び女兒への性的虐待によりもたらされた心身の変化を診療し、心身の回復と健康な性の回復を図る役割を担っている
- 女性が豊かなセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツを享受することができるようにケアをすることは、産婦人科医療の一環である。

「旧優生保護法は違憲」 = リプロダクティブライツは 憲法で保障されている権利である

➤ 2019年5月28日仙台地裁判決 (朝日新聞「判決要旨」より)

- ・ 不妊手術を強制した旧優生保護法は**憲法13条に違反し、違憲**である
- ・ **リプロダクティブ ライツ**（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）という概念は、「**性と生殖に関する権利**」をいうものとして国際的には広く普及しつつあるものの、日本においては法的議論の蓄積が少なく、**・・・憲法違反の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった**
- ・ **リプロダクティブ ライツは、幸福追求権**を保障する憲法13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）に照らし、**人格権を構成する権利として尊重されるべき**

リプロダクティブ ライツは憲法13条（幸福追求権）で保障されている権利である

➤ **リプロダクティブ ライツ（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）** という概念は、「**性と生殖に関する権利**」をいうもの

= いつ、誰とどのような性行為をするか、しないか、
妊娠するか、しないか、妊娠を継続するか、しないか、
何人の子どもを産むか産まないかを意思決定する権利は
憲法に保障されている個人の権利である

← **産婦人科医師は女性のリプロダクティブ ライツを守る役割を担っている！！**
自らの医療行為がリプロダクティブライツを守っているのかが問われている

第4次男女共同参画基本計画 II 安全・安心な暮らしの実現

2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ①配偶者からの暴力
- ②ストーカー事案への対策
- ③性犯罪への対策

(この項にのみワンストップ支援センターの設置促進がある)

- ④子どもに対する性的な暴力への対策
- ⑤売買春への対策
- ⑥人身取引対策
- ⑦セクハラ防止対策
- ⑧メディアにおける性・暴力表現への対応

=すべてセクシュアル&リプロダクティブライツの侵害

性暴力とは（国連の定義）

身体の統合性と**性的自己決定を侵害するもの**

「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

（2009年7月）

国連 経済社会局 女性の地位向上部著

国連の勧告

女性20万人に1か所の

レイプ・クライシスセンターを設置する

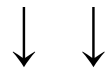
日本の刑法における レイプ・強制わいせつ（性犯罪）とは

▶ 刑法177条「強姦」

暴行又は脅迫を用いて13才以上の**婦女を姦淫**したる者は
強姦の罪と為し**3年**以上の有期懲役に処す13才に満たざる**婦女**を姦
淫したる者亦同し

▶ 刑法176条「強制猥褻」

13才以上の男女に対し暴行又は脅迫を用いて猥褻の行為を為したる
者は6月以上10年以下の懲役に処す13才に満たざる男女に対し猥褻の
行為を為したるもの亦同し



2017年7月の刑法改正により（強制性交等罪）

- ①強姦の定義変更（膣性交・口腔性交・肛門性交すべて強制性交に）
- ②有期刑の重罰化（5年以上に）
- ③監護人の重罰化（18才未満まで暴行・脅迫がなくても強制性交に）
- ④非親告罪化

← 暴行又は脅迫要件の緩和、13歳同意年齢の引き上げ、夫婦間強制性交等の
認定に向け更なる法整備が必要

2) 性暴力被害の現状

性暴力救援センター・大阪SACHICO

Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka
(性暴力危機治療的介入センター大阪)

2010年 4月1日 阪南中央病院内に開設

2013年 7月NPOに

日本で初めての性暴力被害者支援のためのワンストップセンター

1 被害直後からの総合的支援

24時間体制のホットラインと支援員の常駐による心のサポート

24時間の産婦人科救急医療体制と継続的医療（病院拠点型）

警察・弁護士・カウンセラーなど必要な機関への連携

2 当事者が「自分で選ぶ」を大切にした支援

3 被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動

性暴力被害者を診る産婦人科＝拠点病院

1. 心と身体に対する診断と治療（初期対応と継続医療の重要性）
 - ・緊急避妊対策（緊急避妊ピルは72時間以内・IUDは5日以内）
 - ・STD（性感染症）の検査と予防的投薬
（初診時・2週間後・4週間後・13週間後検査）
 - ・外傷の診療（出来るだけ早く）
 - ・妊娠した場合の対応
 - ・心のケア
 - ・診断書の作成
2. 加害者対策
 - ・カルテ記録（外傷の記録、被害状況の聞き取りと記録）
 - ・証拠採取（腔内容物・尿・血液）と保管
 - ・被害者の同意があれば警察への通報・証拠物提出
 - ・捜査事項供述書の作成やカルテ開示（警察からの要請により）
 - ・裁判になれば証人としての出廷もあり
3. 精神科、外科、整形外科などへの紹介、弁護士・カウンセリング等への紹介
児相との協議、通告、学校との協議等

※ 24時間対応、診療に配慮が必要、時間がかかる
かつ、被害者のセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルスの回復のための
医療と支援を提供することが求められる

＝ 病院拠点のワンストップセンターでなければならない

性暴力救援センター・大阪SACHICO

9年間の概要（2010年4月～2019年3月）

電話件数	34117件
来所延べ件数	7940件

初診人数（実人数） **2130人**
（＝カルテを作った人の数）

（面談のみの初来所者数 72人）

性暴力とは（SACHICOの定義）

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

1. 強制的性交等（腔性交・口腔性交・肛門性交）
強制わいせつなどの性暴力（**他人からの被害**）
2. 子どもへの性的虐待（**家族からの被害**）
3. DVとしての性暴力（**パートナーからの被害**）
4. その他（性的搾取・**不特定多数**・避妊のない性交など）

これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、人権問題であり医療問題である

9年間初診2130人の性被害内容

(2010年4月～2019年3月)

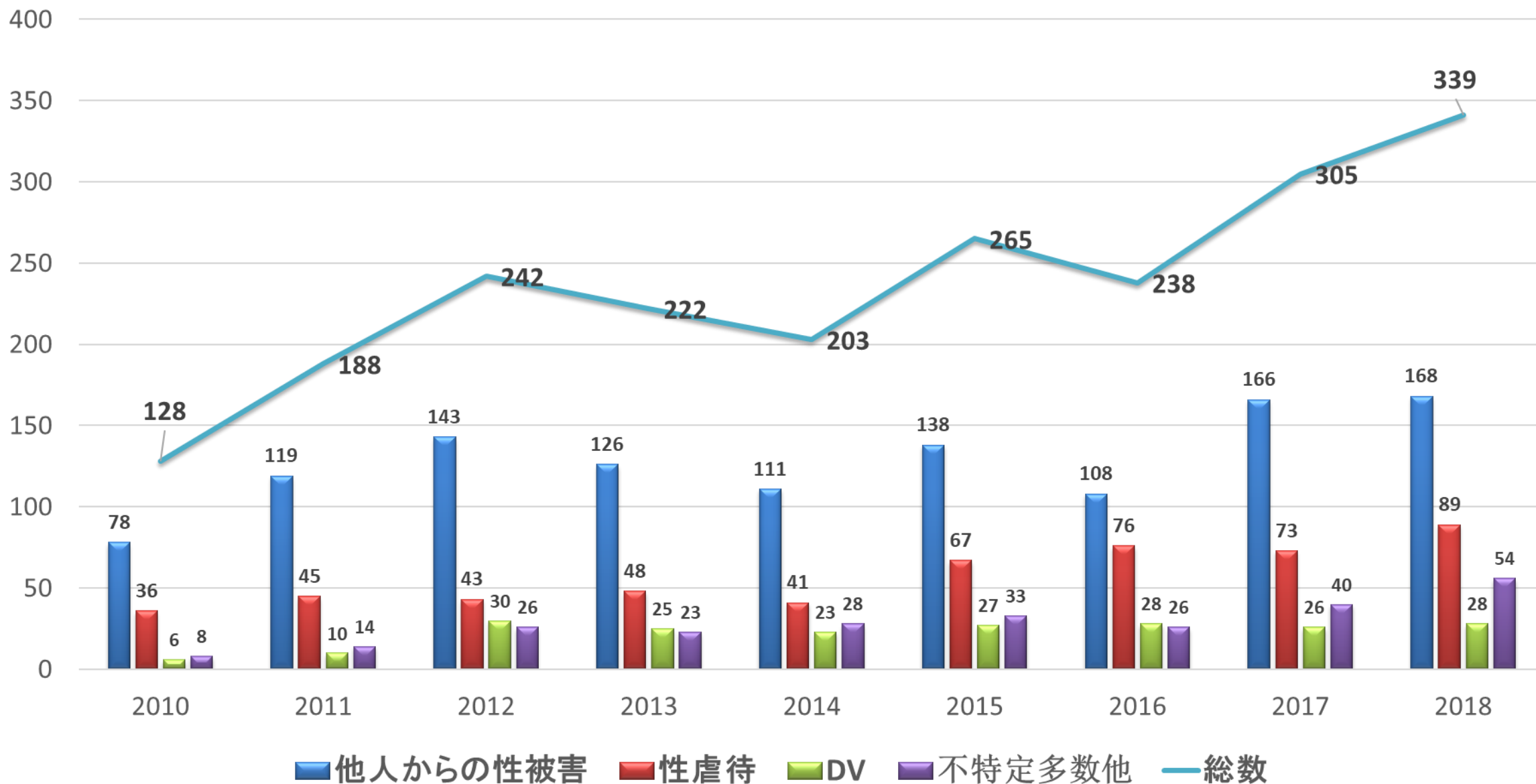
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
レイプ・強制 性交 (他人から)	78	119	143	126	111	138	108	166	168	1157
性虐待	36	45	43	48	41	67	76	73	89	518
DV	6	10	30	25	23	27	28	26	28	203
その他	8	14	26	23	28	33	26	40	54	252
計 (0～19歳 未成年)	128	188	242	222	203	265	238	305	339	2130 1285 60%

SACHICO 性暴力被害者数の年次推移

2010年～2018年度総数2130人

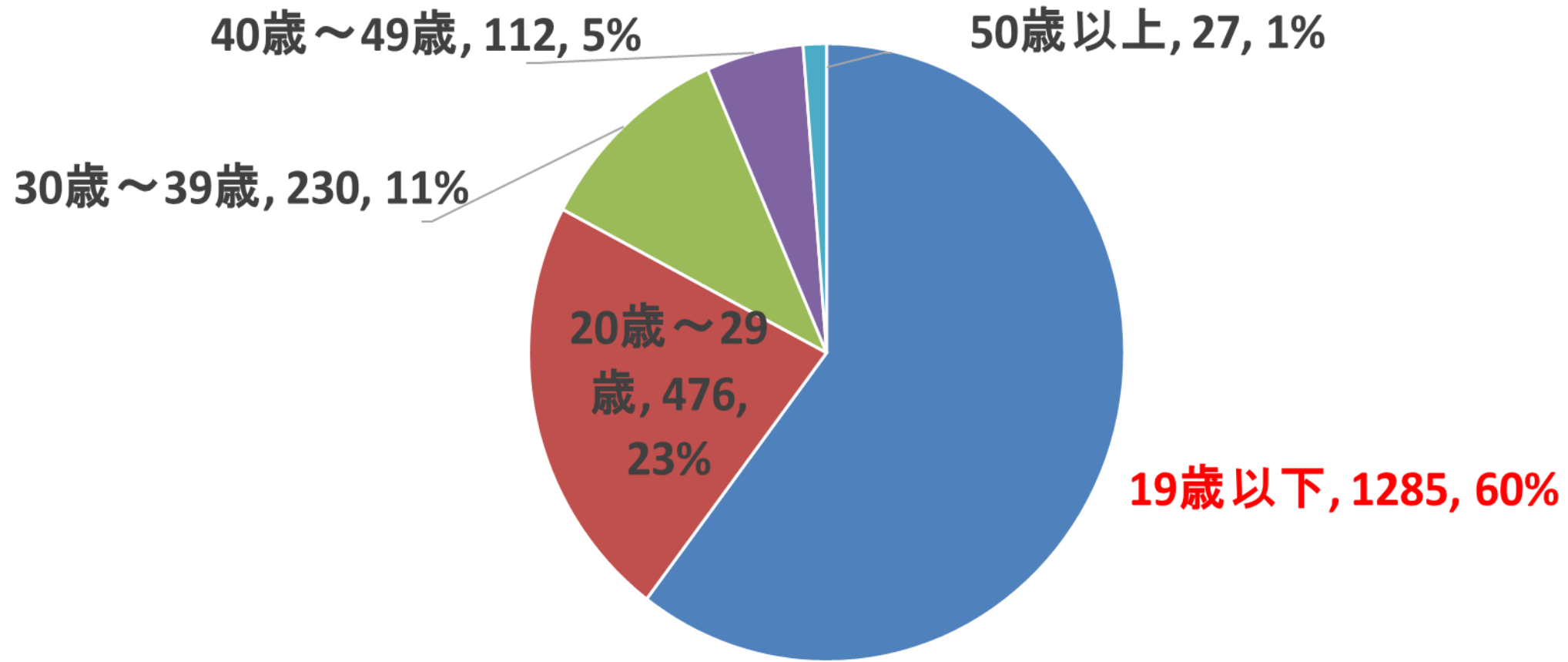
多様な性暴力被害

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



9年間の初診2130人の年代別割合 (2010年4月～2019年3月SACHICO)

未成年が**60%**を占めている



(他人からの) レイプ・強制ワイセツ被害者の警察への通報状況
(2010年4月～2019年3月)

年度	被害者数	警察への 通報あり	警察→ SACHICO	SACHICO →警察	初診時警察への 通報なし
2010	78	37	27	10	41
2011	119	65	51	14	50
2012	143	58	52	6	85
2013	126	59	51	8	67
2014	111	40	31	9	71
2015	138	63	54	9	75
2016	108	38	36	2	70
2017	166	70	65	5	96
2018	168	73	64	9	95
計	1157	503	431	72	650 (56.2%) 不明4

証拠物（腔内容物・絨毛組織・血液・尿等）の冷凍保管と 警察への提出状況（SACHICO 2010年4月～2019年3月）

年次	初診時警察への通報なし	証拠物の冷凍保管数	警察への提出数
2010	41	31	2
2011	50	35	4
2012	85	35	3
2013	67	25	6
2014	71	38	2
2015	75	29	2
2016	70	16	1
2017	96	37	11
2018	95	59	8
	650	305 (46.9%)	39

レイプ・強制ワイセツ被害者の中のDFSA

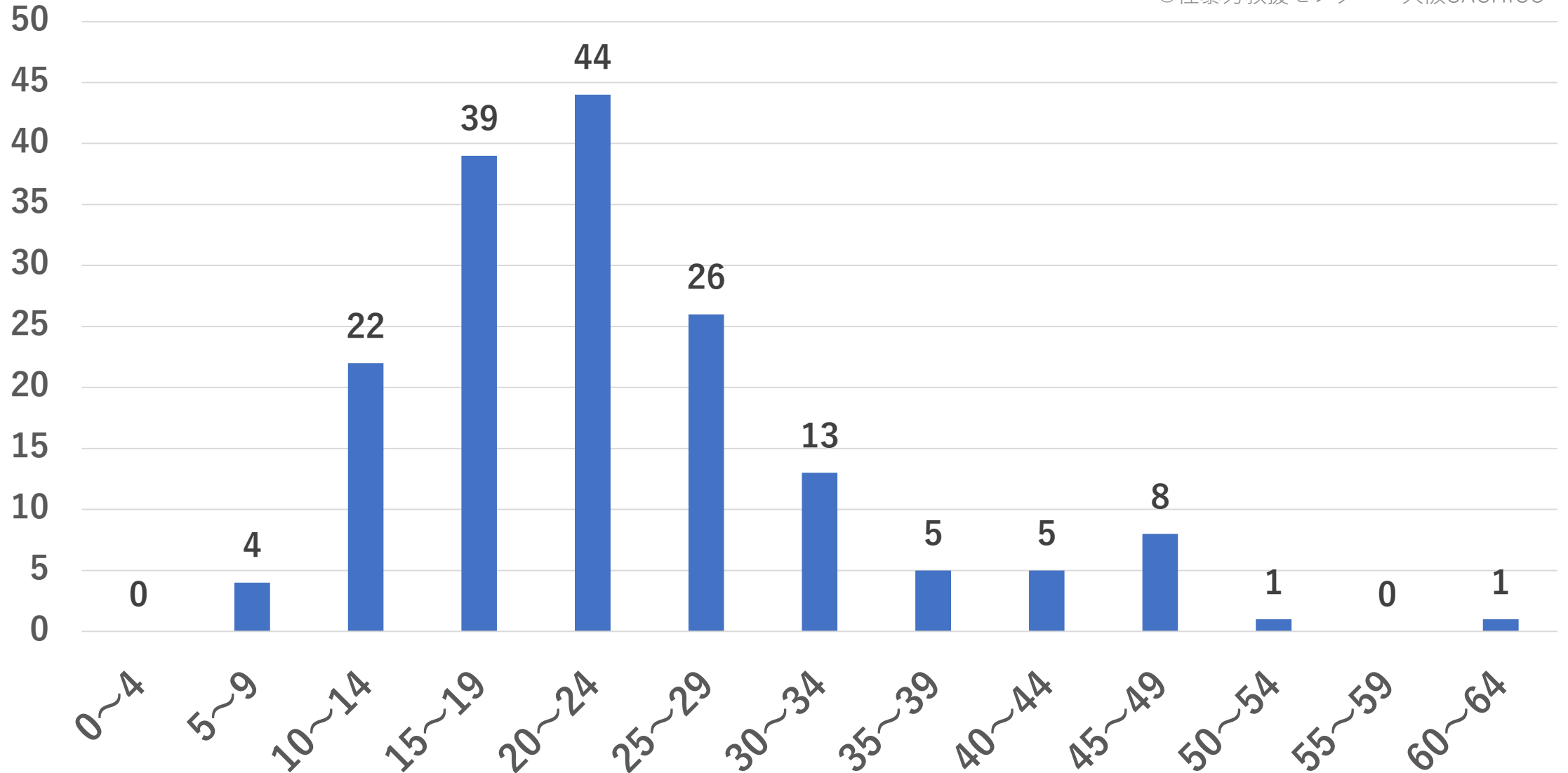
性暴力救援センター・大阪SACHICO

年度	レイプ・強制ワイセツ被害	薬物使用疑い有 (DFSA)
2010年	78	5
2011年	119	8
2012年	143	7
2013年	126	8
2014年	111	2
2015年	138	8
2016年	108	10
2017年	166	16
2018年	168	13
計	1157(100%)	77(6.7%)

3) 他人からの強制性交等と性的虐待

他人からの強制性交等168人の年齢分布 (2018年度)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



他人からの強制性交等**168**人の暴行・脅迫の様相（2018）

- 背後から口をふさがれ、倒された
- 手足をしばられ、アイマスクされ動画を撮られた
- バイト帰りに見知らぬ男にいきなりレイプされ妊娠
- 包丁をつきつけられた
- 監禁・脅迫・殺されかけた、恐くて警察に言えない
- 路上でいきなり羽交い絞めにされ、連れ込まれた
- マンションの裏に連れ込まれ「殺すぞ」
- 宅配便を名乗り入り込み、「殺すぞ」
- 電話で「夫の借金を返せ、出てこい」といわれ、出て行った
- バイト中に客からナイフをつきつけられた

上記のような暴行・脅迫は**168人中 13件程度（7.7%）**

多くは、「いや」「やめて」と拒否の気持ちと態度を示しているのに

不同意の性交をされている ⇒ **刑法暴行・脅迫要件の問題**

成人女性の7.8%が強制性交等の被害に遭っている！

▶ 2017年内閣府の調査（1807人成人女性対象）

「異性から無理やりに性交された経験がありますか？」

⇒ 「ある」という答え = **7.8%**

日本の人口：12700万人（2015年10月国勢調査）

女性の数：約6350万人

0歳～19歳までの女性の数：約1200万人

成人女性の数：6350万人－1200万人＝5150万人

5150万人×7.8%＝4017000人

調査対象の年齢構成は60歳以上が40%であることより

平均年齢を60歳とすると（60年間生きて来て1回被害に遭っている）

4017000人÷60＝**66950人**

1年間に6～7万人の女性が強制性交等の被害に遭っている！

警察庁発表データ (平成30年版犯罪白書)

1-1-2-5 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。

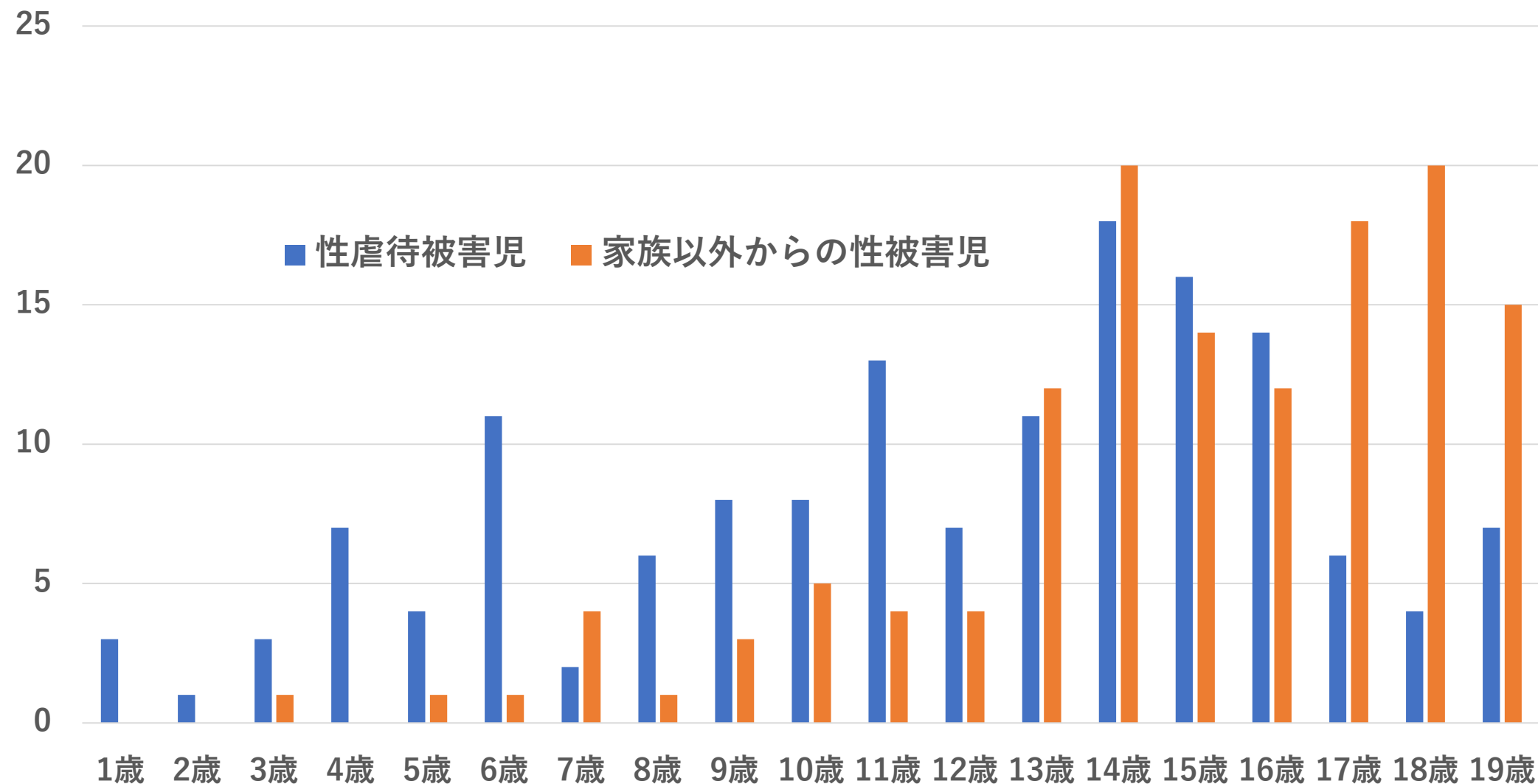
2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

警察が認知しているのは氷山の一角

- 警察庁の強姦認知件数は年間1500件程度
1500件／6～7万件＝2.1～2.5%
(内閣府調査の無理やり性交された人のうち警察に相談した人は2.8%に
ほぼ一致)
- 警察は実際の発生数の2～3%を認知して、犯罪被害者等
基本法（平成16年成立）に基づき支援している
- では、残りの97%の被害者は誰が支援するのか？
そのための相談機関がない、根拠法がない
⇒性暴力被害者支援法（仮）が必要

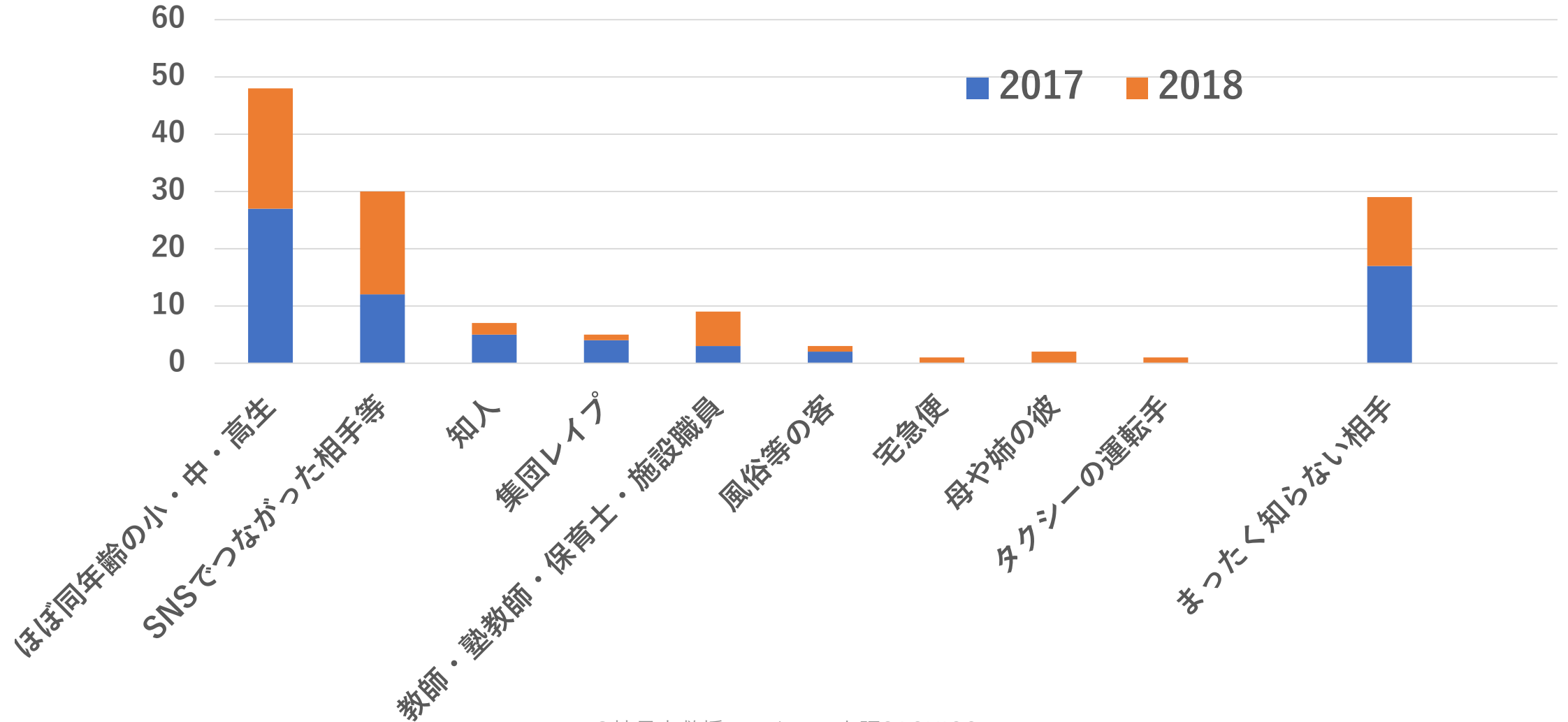
性虐待被害児161人と家族以外からの性被害児135人の年齢分布

(2017年4月～2019年3月)



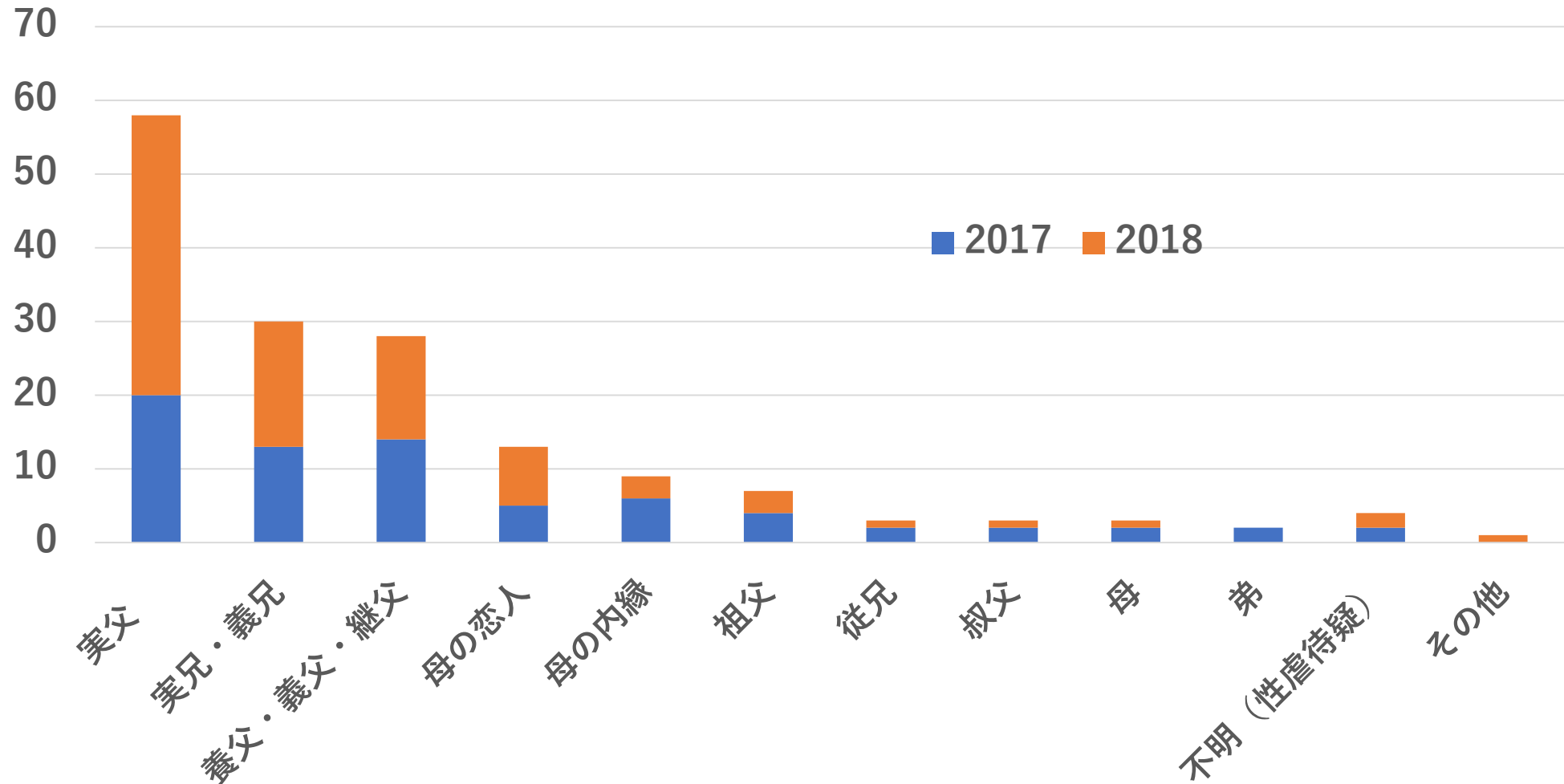
家族以外からの性被害の加害者

(家族以外からの性被害 2017年度70人 2018年度65人の加害者)



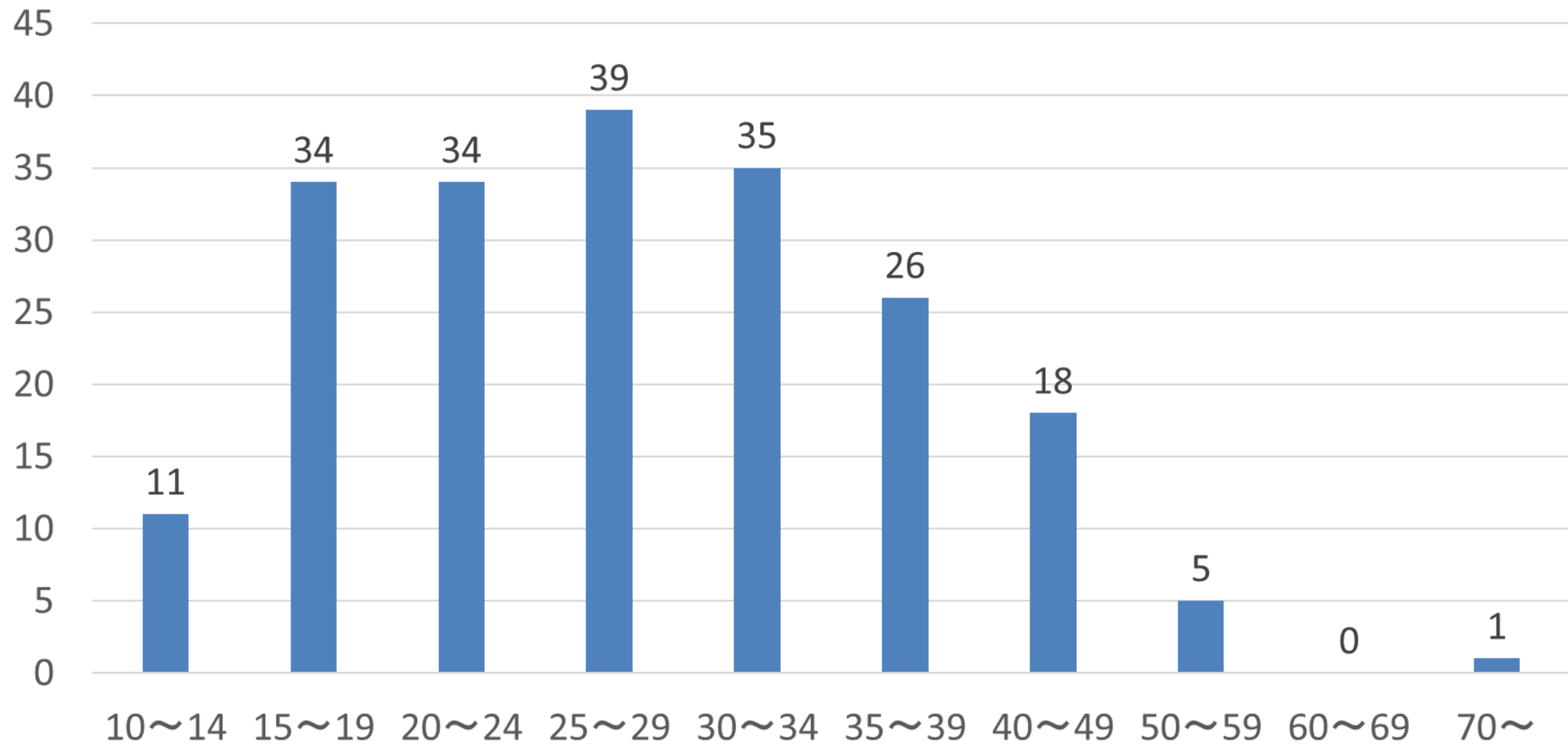
性虐待被害の加害者

(性虐待被害2017年度72件 2018年度89件の加害者)



4) 性暴力としてのDV

SACHICOに来所したDV被害者203人の年齢構成 (2010～2018)



DVとしての性暴力の特徴

- ①夫婦間の性交は当たり前のこととして行われる、同意は要らないと社会も当事者（加害者も被害者も）も思っている
（⇒寝ている間に性交される）
- ②繰り返し、何年もの間、続くことが多い
- ③性のことを役所の相談窓口や配暴センターや警察に相談しにくい
- ④密室の出来事を性暴力として証明しにくい
- ⑤妊娠中絶に配偶者の同意が必要（母体保護法）

←夫婦間強制性交等の認定が必要

DV被害者は妊娠の相談が多い

2010年4月～2019年3月

DV被害者203人中99人（48.8%）が妊娠して来所している

⇐ 暴力の状況把握

⇐ 母体保護法指定医師による診療と面談

⇐ 中絶についての判断

（母体保護法第14条1項又は2項に基づくが、本人と配偶者の同意が必要）

妊娠継続するかどうかは女性の性的自己決定権の問題

本人の同意があれば中絶が可能とする法整備が必要

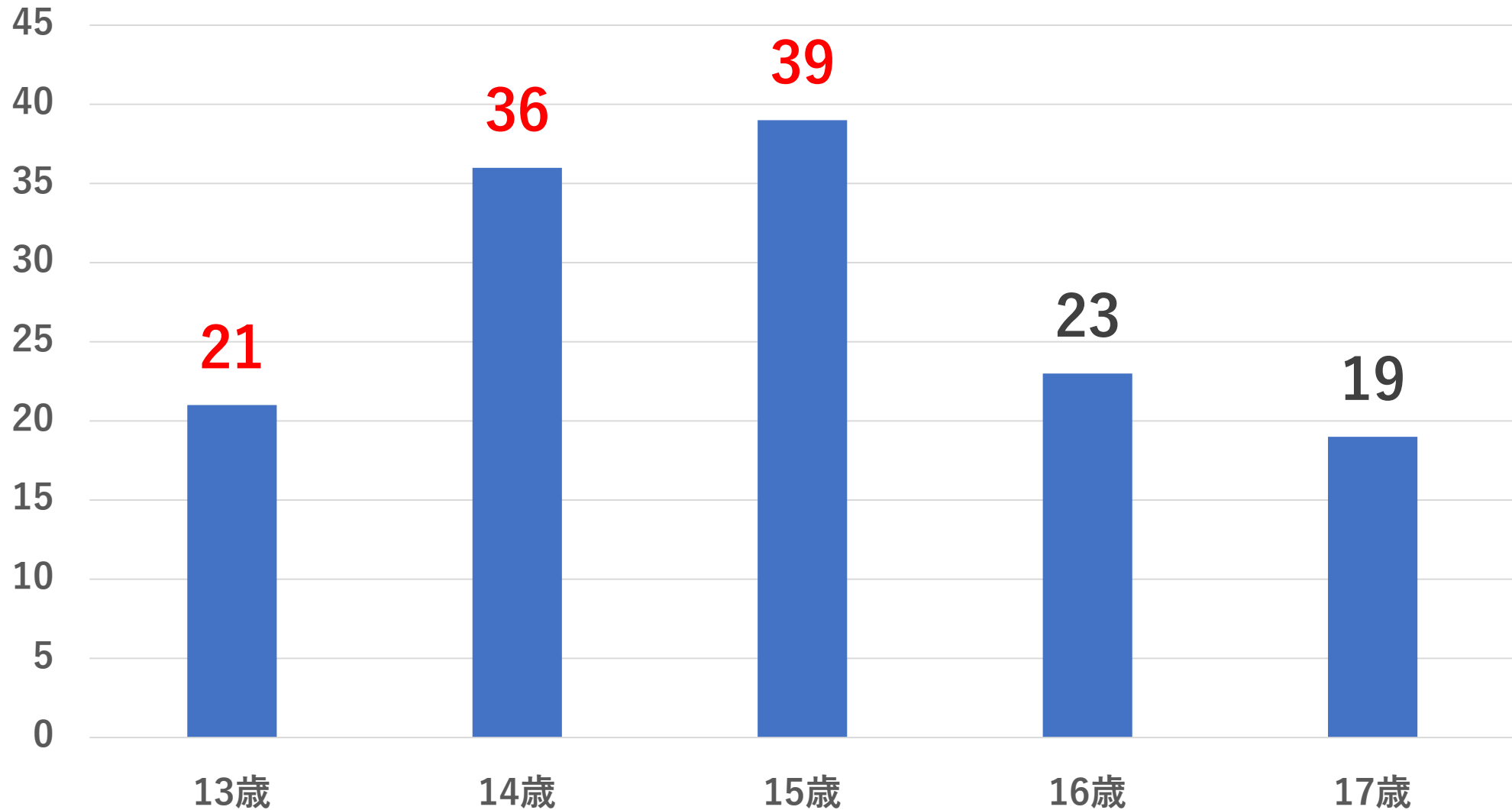
セクシュアル&リプロダクティブ ライツ !!

5) その他に分類される子どもたち
(性非行として連れて来られる子どもたち)

児童相談所より「性非行」として 連れて来られた子どもたち138人の年齢分布

(2010年4月～2019年3月SACHICO)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



性非行として連れて来られる子どもたちの被害状況 (2018年度分：計38人)

年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
人数	1	5	8	11	8	5	38人
家出中	0	3	4	3	3	1	14人
SNSで 知り合った	0	2	4	6	5	4	21人
知人等	1	3	4	5	3	1	17人
複数人と	0	1	5	3	5	4	17人

「性非行」として連れて来られる子どもたち

① 家庭に居場所のない子が多い

② 殆どSNSでつながる。

加害者は、性的な目的で近づいてくるが、子どもたちは相談相手と思っているので、被害者意識がない
支援学校の子も少なくない **(13歳性交同意年齢の問題)**

③ 警察経由で児相が保護しても、自宅に帰すことが多く、
家庭の状況はあまり変わらないので、又繰り返す

子どもたちは「同意」という

- 友だちの間はセックスしない、「付き合う」は「セックスすること」
- セックスはいやだけど、女のつとめと思っている
- セックスは気持ちがいいわけではない、相手が気持ちよさそうにしているのを見るのがよい
- (スマホでつながった相手は) 優しく、楽しくて、ぐちもよく聞いてくれる
- 周りにちゃんと私の話を聞いてくれる人がいない
- (複数の相手と多数回セックスしても) 減るもんじゃなし
- 相手は私に他の男としゃべるなというのに、自分はちゃらちゃら他の女としゃべる
- 口は妊娠しないからコンドームをつけない

←産婦人科医師のできること：「よくきたね」「そうなんや」「またおいで」と言い、

安心・安全で豊かな性を自らの力で選べるように見守ること

同意とは

少年の性非行に関する米国特別委員会の報告による定義
(1993年)

- 1) 年齢、成熟度、発達度、役割、経験に基づいて、何かなされるか理解している
- 2) 提案されたことに関する社会的規範を知っている
- 3) 性行為をした場合に起こりうる結果と、性行為をおこなわないという別の選択肢もあるというそれぞれを承知している
- 4) 性行為に賛成する意思と反対する意思の両方の選択肢が平等に尊重されるという前提がある
- 5) 意思決定が自発的になされる
- 6) 知的な理解能力を有する

6) 子どもの性被害は誰が診るのか？

三者協同面接が実行されている

(2015年10月28日最高検察庁、警察庁、厚労省児童家庭局通達)

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取り組みに向けた三者の連携強化のもと、信用性の高い被害児からの証言を確保しようとするもの。

⇒ 子どもの診察所見を産婦人科医師に求められることが
増える可能性が大

三者協同面接の通達（2015年）及び刑法改正（2017年）後
感じる変化・・・**監護人の逮捕が増えている！！**

- SACHICO開設後5年間（2010～2014）の
性虐待**213**件中加害者（監護人）が
逮捕されたのは**16件（7.5%）**
- 2017年度1年間の性虐待**72**件中
加害者が逮捕されたのは **7件（9.7%）**
- 2018年度1年間の性虐待**89**件中
加害者が逮捕されたのは**16件（18.0%）**

（いずれもSACHICOが知り得た範囲）

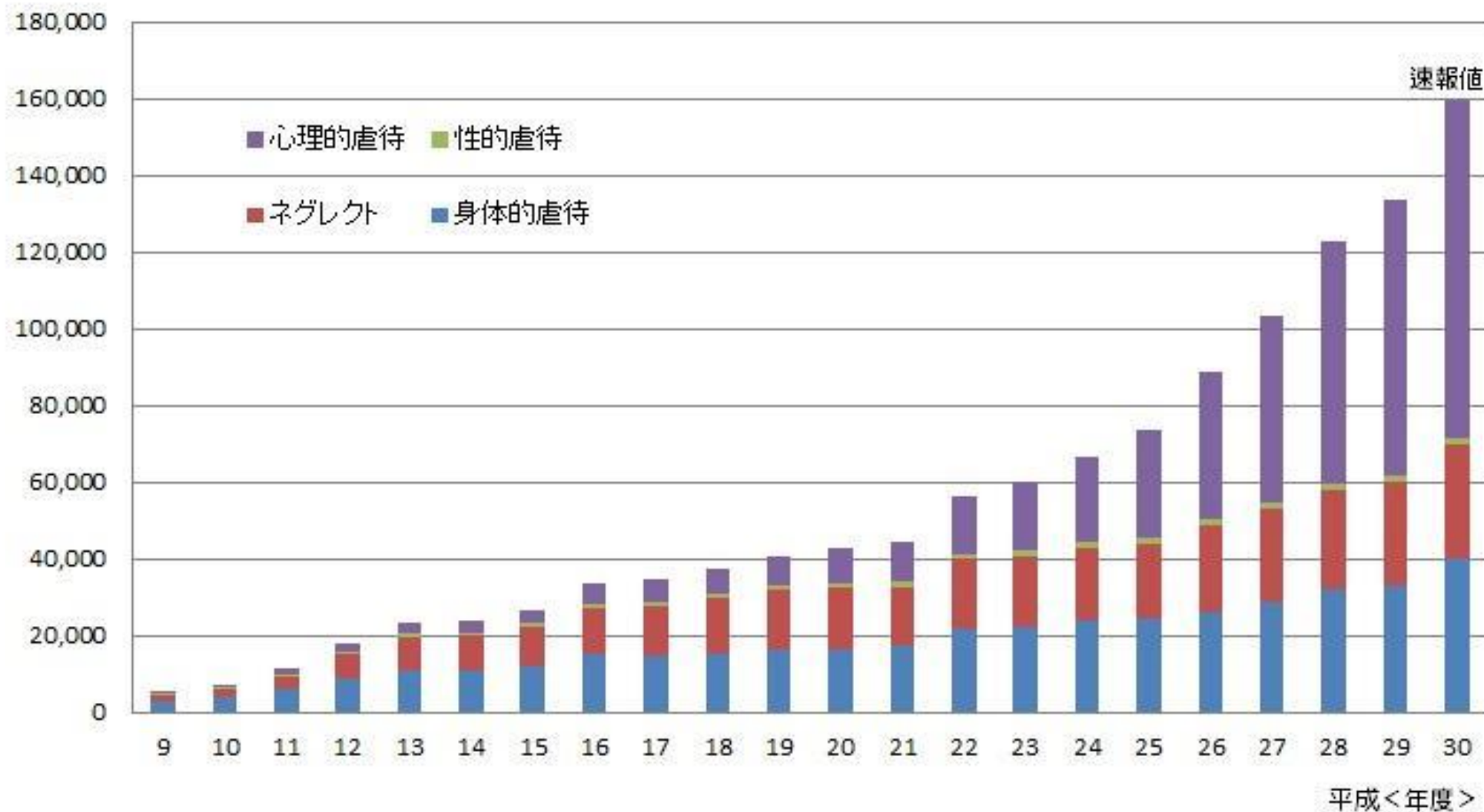
CQ428 (産婦人科診療ガイドラインー婦人科外来編2020案)
(日本産科婦人科学会雑誌2019年9月号)

性虐待が疑われる女児への対応は？

Answer

1. 以下の医学的所見の有無を必要に応じて確認し、診療録に記載する (A)
 - 1) 全身の外傷
 - 2) 女兒に適した体位で観察される、外陰・腔・肛門の損傷またはその治癒後に認められる所見
 - 3) 性感染症
 - 4) 妊娠
 - 5) 腔内の異物
2. 急性期の場合は、体表・腔内の証拠を採取する (A)
3. 診察時に本人が語った言葉と診察時の態度に関する情報を診療録に記載する (A)
4. 1の医学的所見がある場合は児童相談所に通告する (A)

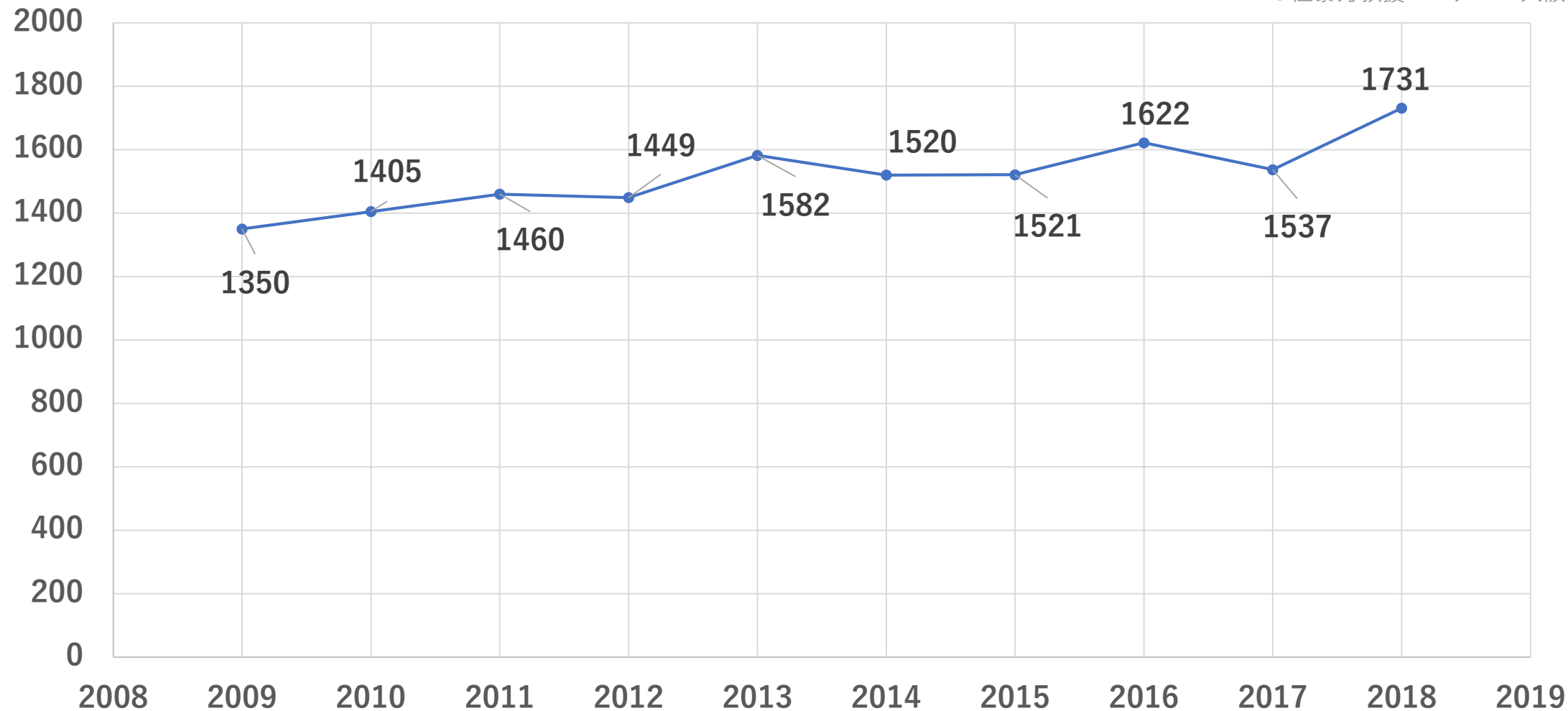
児童相談所における児童虐待相談対応の内容



児童相談所での性的虐待相談件数の推移

(2009～2018厚労省発表)

©性暴力救援センター・大阪SACHICO



7) 何が必要か

性暴力被害者を診る病院拠点型救援センター

➤ 「性器を診る」のではなく「性を診る」医療：「性への傷つきに対する診断と治療」

① 性被害の事実の診断と記録

特に子どもの性被害の診療について、産婦人科医師の役割が大きい

② 妊娠および性感染症等の検査と治療、継続的医療

③ 「からだと性に関する安心」の回復

ボディイメージと自尊感情の回復と同時に、「自己決定できる性」が
当人にとっての「性」であることを伝える

➤ 24時間対応、診療に配慮が必要、時間がかかる
かつ、被害者のセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス/ライツの
回復のための医療と法的支援・生活支援を含む中長期的支援のコーディネーターが求められる

他機関との連携

- 1) **大阪府警**：ウーマンラインとの日常的な相談
年1回の府警との協議会
- 2) **児童相談所**：府下6児相との協議会年2回
大阪市児相との協議会年1回
堺市児相との協議会年1回
- 3) **登録弁護士**：運営委員の同行支援、裁判支援
協議会年1回
- 4) **学校**：必要により担任・養護・生徒指導・管理職等
と、被害者対策、加害者対応、学内性教育の
取り組み等について協議
- 5) **検事**からの相談・供述書作成・証人出廷の依頼など

女性と子どもたちの 性の尊厳をまもり、育てるためには

➤ 性教育と人権教育

セクシュアル リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立！

➤ 性暴力被害者支援法の制定！

多様な性暴力被害者支援のためには
病院拠点型のワンストップセンターが必要
連携型から病院拠点型へ！

➤ 刑法の更なる改正に向けて！

暴行脅迫要件の緩和
性交同意年齢の引き上げ
夫婦間強制性交等の認定

2018年11月15日

法務大臣 山下貴司 殿

法制審議会での刑法改正に関する審議についての要望書

性暴力救援センター全国連絡会

I はじめに

日頃の法務業務へのご尽力に敬意を表します。

私たち「性暴力救援センター全国連絡会」は、日本全国の39都道府県43団体(2018年11月5日現在)が登録している性暴力救援センターの連絡会です。

私たちは、2017年6月成立にかかる「刑法の一部を改正する法律」(同年7月13日施行)によって、旧強姦罪の構成要件の拡大、性犯罪の非親告罪化、監護者性交等罪の新設、法定刑の引き上げ等がなされたことについて、部分的にであれ、刑事法による救済が被害者の現状に一步近づいた点では評価をするものです。

一方、上記改正前から性暴力被害者支援に専門的に取り組んでいる当連絡会は、上記改正によって刑事裁判によって正義が実現される事例があるものの、なおも大多数の性暴力被害者が卑劣な侵害によって甚大な被害を受けながらも法律の壁に阻まれて刑事法的救済を受けられないこと、性暴力被害の実情を直視するとあまりにも大きな不正義が放置されている実態に鑑み、さらなる刑法改正の必要性を検証するため、上記刑法改正後に全国連絡会の登録団体から、刑事裁判を断念せざるをえなかった性暴力被害事例の集積を行い、登録団体12団体から88件を超える多数の事例について回答を受けました。

性暴力被害については、被害者の精神的苦痛も甚大であることが多く、刑事事件としての処理がなされなかったことに対する絶望感・失望感から、また、被害者にとっては事件を忘れたいという思いやプライバシーや生活の平穏を保ちたいとの理由から、支援後に連絡が取れなくなったり、連絡を希望しなかったりする被害者が多いのも実情です。それらの背景がある中で、私たちは、上記回答例の中から、被害者から法律改正のために役立ててほしいと公開について承諾を得られた典型的な8事例について、改正の必要性を基礎づけるものとして後記のとおり紹介し、論点を整理するとともに、具体的な要望事項を提案しました。

なお、上記法律の附則9条において「政府は、この法律の施行後三年を目途

として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」とし、衆議院法務委員会における附帯決議において「刑法第一百七十六条及び第一百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第一百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進する」こと等が決議されています(参議院法務委員会の附帯決議も同旨)。

しかし、私たち性暴力救援センター全国連絡会としては、附則や附帯決議で掲げている調査研究や検討、研修の必要性に留まらず、性暴力被害者支援の現場から集められた多数の被害事例を分析・検討した結果、この課題に適切に対応するためには2017年の改正では実現が及ばなかった課題について、早急にさらなる刑法改正が不可欠であるとの結論を得たものです。よって、以下のとおり貴大臣に要望いたします。

II 要望の要旨

要望の要旨

- 1 性暴力救援センター全国連絡会が、今回収集・分析した典型的な被害8事例(別紙事例1ないし8)について、不起訴処分や無罪判決となるのは不正義であり、現行の刑法では適正な対処ができないため、III 論点整理にて掲げた問題点・課題・要望事項を指摘致します。そこで、これらの点につき、法制審議会にて改正に向けて審議を始めることを求めます。
- 2 検察庁においては、性犯罪事案での不起訴事例が多く集積しているところ、性犯罪事案について、現行刑法のどの要件がどのように問題であったために不起訴処分となったかについて、調査していただくことを求めます。

III 論点整理

1 暴行または脅迫の要件

日本の強制性交等罪では、改正前の強姦罪と同様、その手段としての暴行又は脅迫の存在が必要とされています。また、判例によれば、旧強姦罪の暴行・脅迫については「相手方の反抗を著しく困難にする程度のものである」として(最判昭24年5月10日刑集3巻6号711頁)、現在の裁判実務は、この判決を基本にしています。

一方、現在の通説は、本罪の保護法益を「性的自由」・「性的自己決定権」としています。そうであるならば、被害者の意思決定が加害者の言動によって阻害されているかどうかによって犯罪の成否を決すべきですが、現在の構成要件およ

び判例による実務は上記のとおりとなっています。

性暴力被害者救援センターに支援を求める事案の大半は、被害者の意思に反した性行為によって深刻な精神的被害、身体的被害を負っていますが、現在の刑事裁判実務では暴行または脅迫が認定されない事案、または、暴行・脅迫が存在しても、その程度が被害者の反抗を著しく困難にする程度には至っていない、として刑事裁判において加害者が裁かれない事案が多く報告されています。

国連が2009年に立法の模範を勧告した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」では、性犯罪に関して、性暴力の定義として、強制力や暴力を用いてなされるとする要件をなくし、明確で自発的な同意がなかったこと、または行為が強制的状況の下で起きたことを要件とし、その強制的状況を広く定義することを求めています。

また、イギリスでは、(a)挿入したことに加え、(b)被害者が挿入に同意していなかったこと、かつ(c)加害者が被害者が同意しているとは合理的に信じていないことをレイプ罪の成立要件と規定しています¹。また性犯罪を不同意性交として規定していない立法例であっても、暴行・脅迫という狭い要件ではなく、行為が強制的状況で起きたことを要件として、かつ強制的状況について広く定義する立法例も増えています²。

スウェーデンでは、2018年7月に性犯罪規定が改正され、自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者について犯罪の成立を認め、自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならないとしています。

要望1 性暴力被害者の視点に立った、暴行・脅迫要件の見直しが不可欠です。

2 暴行脅迫の程度(被害者の抵抗の位置づけを含む)

(1) 救援センターの事例分析

日本の刑事裁判実務では、暴行・脅迫については、相手方の反抗を著しく困難にする程度のものであることが必要とされているため、被害者の意思に反した性行為によって深刻な精神的被害、身体的被害を負ったにもかかわらず、刑事裁判の対象とできない事例が数多くあります。

¹カナダでも同様に、同意のない性的接触を処罰の対象として、同意について自発的同意という積極的な同意の基準を設け、また、加害者の同意認識が酩酊、無謀、意図的無関心から生じた場合や、被害者の同意の確認について合理的確認をしていない場合には、加害者に同意認識の抗弁を認めていない。

²「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」(国連 経済社会局 女性の地位向上部、ヒューマンライツ・ナウ訳)では、そのような立法例として、ナミビアの「レイプ対策法」(2000)、レソトの「性犯罪法」(2004)を例示している。

事例1は、被害者と加害者とが職場の同僚であった事案であり、被害者と加害者との間に面識があったこと、被害者の太ももや腕に痣ができたとしても正常な性行為においても痣ができることがあるため、暴行・脅迫が立証できないとして、嫌疑不十分で不起訴処分となっています。しかし、加害者が顔見知りであることと、性行為が被害者の意思に反しているかどうかは別問題であり、顔見知りであるがゆえに、抵抗が困難になることもしばしばあります。また、正常な性行為であっても痣ができるという検察官の説明は、暴行・脅迫を伴っても正常な性行為であり、正常な性行為にもある程度激しい暴行・脅迫は伴うという、被害者の「性的自由」・「性的自己決定権」とは大きくかけ離れた発想です³。また、被害者は、加害者が乳房を揉む等の行為に及んだため、加害者を押しのけ、別室に逃げたにも関わらず、加害者が追跡し、その後、加害者がその場を離れたものの恐怖心からその場を離れることができず、戻ってきた加害者に対して被害者が「やめて」「無理」と言って抵抗しているにもかかわらず、加害者が被害者を押し倒し、口淫、姦淫に及んでいますが、抵抗の程度が弱かったと認定されたとも推認されます。しかし、被害者にとっては加害者と言語的コミュニケーションが難しく、体格差もある中、抵抗すれば何をされるかわからないという恐怖心が大きく、また、事件のきっかけとしては、加害者が結婚してくださいと言ってきたため、被害者が冗談だと思って笑っていたところ、加害者が豹変して襲ってきた事件であり、勤務先での事件であり、加害者が職場の同僚であることから、必死の抵抗を期待するのは困難な事案でした。

事例2では、加害者らの執拗な要求や態度によって被害者の自由な意思決定が阻害されているものの、被害者は抵抗を示しておらず、最終的には自ら「やります」と性交渉に応じ、加害者らも暴行や脅迫は加えていなかったとの認定に基づいて、強姦罪で捜査が進められることはなく、青少年健全育成条例に基づいて加害者のうち18歳の加害者1人のみが処罰の対象となりました。加害者が複数であり、被害者が14歳と力関係にも差があり、3時間程度をかけて、複数の加害者が性交渉を迫り、被害者が「嫌」と言い続けても、加害者らが何度も足先を地面に打ち付けて被害者を怒鳴り続け、被害者に自ら「やります」と性交渉に応じさせたという、加害者らの言動によって、被害者の意思決定が阻害された事案です。検察官は、加害者らの言動による被害者の意思決定の阻害は認めつつも、旧強姦罪での暴行・脅迫がないとして、強姦罪での捜査は進めず、青少年健全育成条例に基づく処罰を求めたものです。この事例でも、被害者が抵抗しきれず、加害者らの威圧と執拗さに屈服して、被害者が「やります」と性交渉に応じざるを得なくなった事案ですが、最後まで抵抗できなかったことが、上記の暴行・脅迫がないとの認定につながったことも推認されますが、加害者が複数であり、被害者が14歳と力関係にも差がある

³広島地裁昭和44年3月26日判決は、被告人が被害者を押し倒し、パンティを脱がせ、馬乗りになって姦淫した事案であるが、被害者が容易に反抗できると認定して、反抗を著しく困難にする暴行がなかったとして無罪とした。また、同様に高松高裁昭和36年10月30日判決も、同じ職場での知り合いの関係である加害者から、職場内で押し倒されて暴行を受けた事案で、強姦罪の暴行には当たらないとしています。

中で、冒頭より性行為目当ての加害者を抑止するほどの被害者に抵抗を期待できる事案ではありませんでした。

事例4は、抵抗しようにも動きがとれず、また過去の被害ゆえのフラッシュバックもあった事案です。被害時の被害者の記憶が途切れ途切れであり、恐怖心から抵抗する気力を失ってされるがままになっていたという経緯から、暴行脅迫の要件を満たし得ないと判断されたことが不起訴の大きな要因であると推測されます。明らかな暴行脅迫は認められないものの、信頼していた雇用主からの加害行為に衝撃を受け、恐怖心を抱いて抵抗が困難な抗拒不能状態に陥り被害に遭ったものといえます。

事例5は、被害者は拒絶を繰り返しているにも関わらず、加害者がバイト先の店長という関係性から強く抵抗することが困難であり、暴行脅迫の要件を満たさないと判断されたものと考えられます。

事例4及び事例5のように、とくに加害者が職場での雇用主や上司である場合には、職場を失いたくないとの思いから、必死に抵抗することができないことは珍しいことではなく、まして事例4のように抵抗しようとしてもフラッシュバックによって身動きがとれない場合には抵抗できないのは当然といえます。恐怖心で凍りついてしまい、抵抗も拒否もできなかつた被害者が刑事司法において保護されないことについて、多くの被害者や支援者は強い違和感を抱いています。

(2) 判例分析

上記は、不起訴処分等、刑事裁判において裁判官の事実認定がなされる前に終了した事案ですが、旧法時代のものも含めて、被害者の強い抵抗がないため、抵抗を排除してまで姦淫していないと暴行脅迫の要件が認められない裁例事例⁴も多々存在します。大阪地裁昭和39年6月11日判決は、被告人が暴力団組員であり、被害者の頭髪を引っ張ってホテルに連れ込み、ホテル内で被害者がほとんど抵抗を示さなかった事案について、合意の上での性交ではないと認定しつつ、刑法177条の暴行・脅迫を認めずに無罪判決を言い渡しています。広島地裁昭和44年3月26日判決は、被告人が被害者を押し倒し、パンティを脱がせ、馬乗りになって姦淫した事案ですが、被害者が容易に反抗できると認定して、反抗を著しく困難にする暴行がなかったとして無罪としました。大阪地裁昭和46年3月12日判決も格別の抵抗が示されていないことが一因となって無罪判決がなされました。広島高裁昭和53年11月20日判決も被害者が同意していない事案で、被害者を押し倒し泣き叫びながら懇願しているにも関わらず、抗拒を著しく困難ならしめるとは認められず無罪判決となりました。13歳の少女に対する強姦致傷事件で検察官の主張する暴行が被害者を促す程度のものでしかないとされ強姦部分については無罪とされた事例（岡山地裁判決、1994年8月31日）があります。大阪地裁平成20年6月27日判決も14歳の少女が必死で抵抗していないことを理由として、被告人の有形力の行使が反抗を著しく困難にするものではないとして無罪と

⁴大阪地裁昭和46年3月12日判決はこのような事案について、姦淫の意思がないとして故意がないとして無罪と判断した。

しました。このように、すべての事案についてではないにしても、被害者が同意していないにもかかわらず、(強度の)抵抗がないために、暴行・脅迫がなく、又は故意がなく、強姦罪が成立しないと判断した判決が少なからず存在します。これは偶然的な事実認定の失敗の問題で片づけるべきものではなく、被害者が著しく抵抗が困難な状況に陥らなければならないことを求める現行法(解釈)の欠陥が影響しているものと考えられます。

また、抵抗については、「やめてくれ、帰らせてくれ」と泣く女性を押し倒して性行為を強要した事案⁵、被害者に全治3日を要する傷害を負わせたが明白な暴行がなかったとした事案⁶、刑務所から出てきたばかりであり言うことを聞かなかったらどうするかわからない、親兄弟を殺してでも連れ戻すと加害者が発言した事案⁷、キスをさせてくれないと朝まで帰さない、服を破って帰れなくしてやると発言した事案⁸で、被害者の積極的な抵抗がないため、加害者が拒絶していないと思っても不合理ではないと判断されていますが、このような事例では、加害者が同意していないことを理解できたかどうか判断の主眼が置かれており、被害者の性的自己決定権は軽視されていると評価せざるを得ません。(同意の誤認については後述します)

なお、不同意性交罪については、イギリス、カナダ、スウェーデン等が採用していますが、日本の刑事裁判における立証責任の負担の課題等についても検討が必要です。

要望2 (1) 強制性交等罪について、暴行・脅迫を要件としつつ反抗を著しく困難にする程度のものを求めることは、性犯罪の「性的自由」・「性的自己決定権」という保護法益にそぐわないため、暴行・脅迫の要件を削除して不同意性交等を処罰の対象とする方向性や、暴行・脅迫だけでなく、不同意を推認させる威圧、監禁、心理的強制等強制的状況に要件を広げ、かつ、暴行・脅迫について身体に向けられた有形力の行使、恐怖心を生じしめる害悪の告知で足りること等について議論を求めます。

(2) また、犯行の抑止及び被害者の救済の観点から事案の悪質性について、加害者が複数の場合、凶器・武器等を用いた場合、薬物等の影響下でなされた場合、被害者が未成年の場合、職務の権限がある者による場合、パートナーによる場合、性的指向や性自認が加害の理由である場合などについて加重類型が必要ではないかについて議論を求めます⁹。

(3) 被害者の抵抗や、加害者が明確かつ積極的な同意を得たことやその過程について、刑事裁判での立証上の位置づけや規定の設け方についての議論を求めます。

⁵広島高裁昭和53年11月20日判決

⁶山口地裁昭和34年3月2日判決

⁷大阪地裁昭和46年3月11日判決

⁸大阪地裁昭和47年3月27日判決

⁹フランス刑法222-224条参照

3 欺罔による性暴力

強姦性交等罪の保護法益が、判例・通説通り、「性的自由」・「性的自己決定権」であるならば、被害者の積極的な同意の存在は不可欠であり、暴力や脅迫のみならず、当事者の関係や環境なども含めて、不当な威圧、欺罔などの束縛がなく、性行為の相手が誰であるか、要求している性行為の内容が何であるか、について、十分な情報が与えられたうえで、理解して同意することが不可欠です。

イギリス Sexual Offences Act 2003 の 76 条においては、(a)被告人が、関連行為の性質又は目的について故意に被害者を騙したこと(b)被告人が、被害者の知っている人物になりすまして関連行為に同意するように説得してその気にさせた場合には、被害者は同意しておらず、加害者は同意していたと信じていなかったと確定的にみなすと規定しています。さらに、イギリスでは相手をだまして同意を得た場合(欺罔による同意の場合)については、議論はありますが、欺罔は強制や脅迫と同様に被害者の自由な意思決定を無効にするものであり、Sexual Offences Act 2003 において性犯罪として処罰できるとの見解が有力です。アメリカでもアリゾナ州、モンタナ州、ハワイ州、ネバダ州、ユタ州では、性交を目的とする欺罔を禁止し、欺罔で得られた同意を無効とする制定法を有しています¹⁰。

事例 3 では、被害者は主犯格の加害者と知り合いであり、かつ好意を抱いていたため主犯格の加害者が用意したホテルに赴いたところ、主犯格の加害者が被害者に突然目隠しをし、他の加害者を室内に招き入れて、被害者に暴行を加えて次々と姦淫した事例です。主犯格の加害者は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解をしており、その他の加害者らは、被害者が同意していたと信じていたと弁解しています。この事例では、被害者は、主犯格の加害者以外の複数の人物による姦淫がなされていると認識することができましたが、仮に、主犯格の加害者と二人きりでのホテルで過ごすことを前提に被害者が赴き、被害者が目隠しをされたため、他の加害者による姦淫を知人であった主犯格の加害者と性交渉していたと認識したとすれば、被害者の意思決定の過程、および性行為自体に著しい錯誤があり、それらが加害者によって引き起こされたものであり、欺罔が存在するといえます。

イギリスでは、欺罔による同意を得た場合に性犯罪が成立するかどうかについては、事案によってその成立を認めるものがあり、その範囲等について議論があるところ¹¹です。

要望 3 性暴力犯罪の手段として欺罔を追加することについて議論すべきです。また欺罔による同意は無効とすることについても議論の対象とすべきです。

¹⁰欺罔を用いて財物を取付することは広く処罰の対象となっていることは、性暴力において欺罔を手段することの必要性を裏付けるものです。

¹¹Herring, Jonathan, Mistaken Sex (2005). Criminal Law Review, pp. 511-524, 2005. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=1287130>

4 被害者の同意

裁判例の中には、承諾がその場逃れの場合には真意に出たものではないとして承諾とは言えないとする判決もありますが¹²、実際には、暴行・脅迫やそれに類する強制的状況でなされた同意(と受け取れかねない発言)、さらには黙示または暗黙の承諾の存在を広く認めています。被害者が加害者に誘われるままに山道に入り、強く抵抗しなかったことから暗黙の承諾を認定した事案¹³、争い声も抵抗する物音も聞こえなかったという隣室の者の証言に依拠して無罪にした事案¹⁴、被害者が拒否的行動に出ず、屋外に脱出して近隣に救助を求めなかった事案¹⁵、車への同乗があり、助けを求めることなく、衣類は裏地が全体的にほつれているが引き裂かれていないことから本気で抵抗していない等の推認によって無罪となった事案¹⁶があります。このような事実認定について、被害者の承諾を認定した事案について「被害者があくまで強い或いは積極的な抵抗をすれば姦淫は遂行しえなかったのに情交を遂げられたのは被害者が被告人の求めを暗に承知しこれを受け入れたからであるとする点を挙げるものが少なくない」と分析されています¹⁷。

これに対して、国際刑事裁判所手続き・証拠規則では、被害者の沈黙や抵抗の欠如から同意の推定をしてはならないことを規定しています。またカナダ刑法も、同意を「性行為を自発的に同意することを意味する」と規定した積極的な同意の基準を設けています。

事例1では、逃げ付いた部屋に鍵をかけなかったこと、被害者が「せめてコンドーム」と発言したことから、同意の可能性があると考えられたことが不起訴相当の一因とも考えられ、「知らない人からの加害でない」と強姦は成立しないとの指摘も捜査段階でされています。

事例2は、複数犯で加害者が3時間近く、怒鳴って威圧しながら執拗に性交渉を迫った事案ですが、加害者は被害者が同意していたと主張しています。

事例3においても、主犯格は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解し、その他の加害者らは、①被害者を押さえつけたことはない、②被害者が同意していたと思っていたと弁解しています。

事例4では、加害者が勤務先の親方である事案であり、被害者はキスをされる際に唇をしっかりと閉じ、加害者の手を払いのけ、「嫌だ、嫌だ」と抵抗したものの、加害者に押し切られて姦淫された事例です。次第に恐怖に襲われ抵抗できにくくなり頭も朦朧とし両手を強く押さえられ抵抗しようにも動きが取れずとても恐怖を感じ、途中から、過去に別の男性から乱暴された時のことなどがフラッシュ

¹²東京高裁昭和30年4月28日判決、東京高裁昭和43年11月28日判決等

¹³盛岡地裁昭和33年5月28日判決

¹⁴盛岡地裁昭和33年10月23日判決

¹⁵札幌地裁室蘭支部昭和34年8月4日判決

¹⁶大阪地裁昭和46年9月9日判決

¹⁷磯邊衛「強姦の成否」『刑事事実認定(下)』119頁以下

ュバックして抵抗する力が抜けてしまったためにされるがままになり、抵抗はしたが加害者から力づくで姦淫されています。

事例5も、加害者が職場の経営者である事案であり、加害者に逆らったら何をされるかわからないと思いつき、被害者は当初は抵抗していたが、抵抗を断念して口淫だけで許してほしいと述べ、さらに加害者が性交を迫るため、被害者が抵抗した上、「店長はいい人だと思っていたのに何で。いい人のままでいて下さいよ。」と説得するなどして姦淫を中止させようとしたが止まらず、被害者が嫌だと言って泣き叫んだところ、加害者はやっとな姦淫行為を中止し、いったん謝罪したが、再度、被害者に口淫を求めて、その場から立ち去ろうとした被害者を強い力で引き戻し、恐怖心や絶望感から動けない被害者に口淫を強制した事案です。この事案で、加害者は、被害者の抵抗はなかったので承諾していたはずであった、少なくとも承諾があると思っていたと主張し、陰茎を挿入したところ被害者が泣いたので行為を中止したが口淫は被害者の申し出があったからしてもらったなどと述べています。

事例6は、19歳の被害者が、義父から毎日、性交を強いられた事案です。

また、車への同乗、ホテルへの同伴等の不当な監禁状態での姦淫の事例も多々あります。

事例7では、加害者の車へ同乗したところ観光地の駐車場で突然、加害者に襲われた事案です。被害者は加療約2週間の外傷性皮下血腫の傷害を負い、被害者は被害後、早く帰らせてほしいと懇願したものの、メガネを見失い、姦淫行為の後、加害者の車両に一定時間とどまらざるを得なかった事案でした。

事例8では、被害者がホテルへの同伴をして、加害者から首を絞められ、顔を押しえられる等して、事前には承諾をしていない姦淫を強いられた事案です。被害者はデリヘル業に従事しており、事前に約束した性的サービスではなく、激しい暴力によって姦淫された事案です。被害者は、支援員とともに警察署に出向いて被害届の提出を試みましたが、警察官から、被害届を提出しても報われないと説得されて被害届出を断念しています。

要望4 上記事例の通り、被害者が明確かつ積極的に同意しておらず、むしろその反対の意思を有していたにもかかわらず、起訴に至らない事例が多く、被害者の同意(承諾)について、諸外国の立法例に倣い、明確かつ積極的な同意があることを必要とすることについて議論の対象とすべきです。

5 被害者の同意についての錯誤

従来から、加害者が、被害者は同意していたと誤認した場合に、構成要件該当事実について認識がないため、加害者には故意がなかったとして、加害者の刑事責任を追及できない事案が多々存在していました。中には加害者が常識的にあり得ない誤認を主張しているにもかかわらず、故意がないとされている事案もありました。

事例1では、被害者が加害者の同僚であり、被害者が当初は笑って拒否してい

たこと、加害者が陰茎を挿入しそうになった際「せめてコンドーム」と発言したことから、同意がないと認定されても、加害者が同意があると思ったと主張できる余地がある事案です。

事例2では、複数犯で加害者が3時間近く、怒鳴って威圧しながら執拗に性交渉を迫ったところ、被害者が最終的には自ら「やります」と性交渉に応じたことから加害者は被害者が同意していたと誤認していたとの弁解も可能な事案でした。

事例3では、5人の加害者による集団強姦(当時)として社会的注目を浴びた事案ですが、主犯格は、被害者がその場になれば合意すると思い、また事件時においては凍り付いた被害者の様子から被害者が抵抗をやめて同意したと思ったと弁解しており、不起訴となった理由としては、主犯格のこのような弁解も排斥できないということでした。また、その他の加害者についても、凍り付いた被害者の様子から被害者が抵抗をやめて同意したと思ったという弁解が不合理でないことも一因となって不起訴処分となっており、主犯格が掲載したインターネットの掲示板をみて被害者の同意があると考えたとしても不合理とはいえないこと等が検察審査会での不起訴相当の議決の理由とされています。

事例5では加害者が、被害者が承諾していると思っていたと弁解しています。

なお、事例1では加害者からの弁解の詳細は明らかではありませんが、加害者が職場の同僚でもあることから被害者が笑って対応したこと、「せめてコンドーム」と言ったことが、加害者が同意があったものと誤解したことの判断材料にされていることも否めません。

日本の刑事司法実務は、不同意がなかったことの誤認を、通常構成要件該当事実と位置付けて、加害者が不同意がないと誤認していれば安易に故意を阻却していますが、これはまさに加害者の視点によって性暴力を、あろうことか肯定的に判断していることにほかならず、被害者の性的自己決定権は無視されてしまいます。故意についての現在の刑法体系のなかでは、不同意がなかったことを故意の対象とするのではなく、少なくとも、加害者が、被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことを構成要件として、その事実について証明を求めべきです。

要望5 加害者が安易に被害者の同意を誤認した場合や、誤認したことを主張することによって不起訴処分や無罪判決となることの不当性があり、刑事訴訟における立証責任に留意しつつ、加害者が、被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことについて構成要件とすることや、この事実について立証を求めることについて検討すべきです。

6 監護者性交等罪の範囲の拡大

監護者性交等罪では、同罪の被害者の年齢を18歳未満と規定しています。

しかし、事例6では、被害者は被害時に19歳でしたが、同居の義父から、継続的に性交を強いられてきましたが、同居して、扶養されており、生死与奪の権を加害者に握られている中で、毎日性行為の求めに応じざるを得ない事案でした。

要望6 (1) 影響力に乗じたという要件は必要かどうか(客観的要件だけでたりるのではないか)、また、現に監護していなくても少なくとも同居している者あるいは被害者がその生活を依存している者も含むべきかについての議論が必要です。

(2) また、18歳未満の者に対する、たとえば、教師と生徒、児童福祉施設や障害者福祉施設等職員と入所者・利用者、コーチと選手等、指導的立場あるいは支配的立場にある者と門下の従属的立場にある者との関係においておこなわれる場合についても、暴行脅迫要件を要しない別類型として定めることについて議論すべきです。

7 地位・関係性を利用した性暴力

監護者性交等罪は、監護者の地位・関係性に注目した規定ですが、雇用関係、教師と生徒の関係、スポーツの指導者と選手の関係には適用されず、職場での上司や、教師やスポーツ指導者らによる性暴力の実態を踏まえれば、主体の限定は狭すぎます。フランス刑法224-24条5項は、加重類型として、加害者がその立場により与えられる権威を濫用した場合を挙げています。

事例4及び事例5は、加害者との間に雇用関係がある事案です。この事例の被害者たちだけでなく、多くの職場での地位のある加害者からの性暴力の場合、被害者は職場を失いたくない、職場で居づらくなりたいとの思いから、友好的な解決を図ろうとし、明らかな必死の抵抗をすることが困難であり、他方、加害者は自らの地位を利用し、また、被害者の弱みに付け込んで、性行為を強制することが多く、加害者による強い暴行や脅迫がなくても、被害者が応じざるを得ない事案が多々あります。

事例6は、被害者の年齢は19歳ですが、加害者が同居の義父であり、継続的な関係を強いられた事案でした。

要望7 地位の利用

加害者との間で雇用関係や上司・部下の関係がある場合、18歳は超えているものの生活を依存している場合等、加害者がその立場により与えられる権威を利用した場合について、性暴力犯罪の要件として明示すること、また、このような加害について加重類型とすることについて議論の対象とすることを求めます。

8 性交同意年齢、年齢錯誤の抗弁への対応

事例2では、被害者は14歳であり、年長の加害者らに囲まれる中、十分な判断が困難であったと推認されます。

強姦罪が否定された無罪事例として、東京高判平成26年9月19日の被害者が15歳であり、大阪地判平成20年6月27日の被害者が14歳であることから現行の性交同意年齢が低きに失することが根拠づけられます。

また、性暴力救援センター・大阪SACHICOにおける支援事例の年齢別分類によると、13歳、14歳、15歳には下記のような事例の特徴がみられ、中学生には

性的加害から自身を守りながら、状況や結果を理解して性的な自己決定をすることは困難であることが明らかです。

①13歳の事例

「同級生による加害、高齢の大人が物でつる、先輩と安心させて家に誘う、ラインで知り合った相手と簡単につながり家に入れる、基本的な性に関する知識や認識がない、「拒否」の態度と言葉で伝えても聞き入れられない。加害者との面識がありが7割近い。自宅や学校・加害者の家で被害に遭っている。」

② 14歳の事例

「同級生、知り合いの成人、友達の知り合い、スマホやネットで知り合った男性、近くで声をかけられ、付きまとわれ、自宅周辺で被害に遭っている。加害者の家、学校、駐輪場、車などでの被害。面識有りが7割近い。」

③ 15歳の事例

「面識のある相手からは自宅や加害者の家が多い。面識のある相手から同意をしていない意思表示をしても被害にあっている。暴行・脅迫がより明らか。面識のない男性からの被害が6割となり、屋外、車等での暴力的な被害が目立つ。SNSで知り合った加害者からの強引な性交。」

また、アメリカの大半の州においては、加害者による、被害者の年齢の錯誤の抗弁を認めず、仮に被害者が年齢を偽った場合にも犯罪の成立を認めています。

要望8 暴行・脅迫がなくても強制性交等罪が成立する範囲を、被害者が16歳未満の場合とし、性交同意年齢を引き上げるべきです。

また、性交同意年齢未満の者に対する加害については、条文を分けて規定し、全年齢の被害者を対象にした強制(または不同意)性交と、同意年齢に満たない被害者に対する性行為とを別の条文に分離すべきです。

また、被害者についての年齢の錯誤による故意の否認を認めない規定を設けるべきです。

9 被害者の職業

事例8は、被害者がデリヘル業に従事しており、性交はしないとの約束に基づいて、加害者と同伴してホテルに入った後、首を絞められ、顔を押しさえつけられて性交を強いられ、被害申告をするも被害届の提出を断念させられた事案ですが、被害者がホテルに同伴して入ったことや、被害者がデリヘル業に従事していたことが、被害相談において不利益に働いた可能性があります。

要望9 被害者の同意、暴行脅迫、被害者の証言の信用性の判断に、被害者の職業や性的遍歴を原則として考慮すべきではありません。

10 その他の改正が必要な事項

(1) 証拠規則または事実認定の指針

本要望書は、以上の課題について、速やかな刑法改正に向けての審議を求めるものですが、証拠法についても検討を求めます。日本には事実認定や証拠につい

での詳細なルールはなく、刑事証拠規則において抽象的に定めるにすぎませんが、性犯罪について、「性的自由」・「性的自己決定権」という保護法益の保護に沿った刑事裁判における事実認定のため、特別の証拠法則や事実認定のルール化が検討される必要があります。

例えば、アメリカ連邦証拠規則 412 条のような性犯罪事件において被害者の性的行動または傾向を原則として証拠として許容しない旨の定めを設けるとともに、例えば、被害に遭ってれば逃げ出す、助けを求める、抵抗するはずというステレオタイプや、顔見知りであれば同意をしやすはず等の思い込みを排して(国連女性差別撤廃委員会個人通報事案 18/2008, CEDAW/C/46/D18/2008 の見解参照)、被害者の実情に即した事実認定のガイドラインを設けることを求めます。

(2) 配偶者等からの性暴力についても犯罪が成立することを明記し、さらに被害申告をしやす仕組みを作ることも検討を求めます。

(3) 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止することについても検討を求めます。

最後に

内閣府が実施した『男女間における暴力に関する調査報告書』(2017年12月)によれば、約20人に1人、女性については約13人に1人は無理やりに性交等された経験があると回答しており、加害者との関係は「まったく知らない人」が約1割、女性では「配偶者・元配偶者」が約3割、「交際相手・元交際相手」が約2割であり、被害を受けた女性の約6割、被害を受けた男性の約4割はどこにも誰にも相談していません。これは、いまだに、刑法が性暴力の被害者に適切に対処できていないことを示すものです。刑法の性暴力犯罪の規定について、さらなる改正を速やかに進めるよう、要望します。

以上

別紙

性暴力救援センターでの典型的な事例の紹介(事例1から8の概説)

性暴力救援センター全国連絡会が、上記刑法改正後に全国連絡会に登録している12団体から88件を超える刑事裁判を断念せざるをえなかった性暴力被害事例の集積をしました。その中から被害者から法律改正のために役立ててほしいと公開について承諾を得られた事例のうち、さらに、法律専門家である弁護士が事例について再度確認して、不起訴処分等の理由が判明している事例で、かつ立証のみが課題となる事例を除き、刑法の性犯罪規定について現状のままでは不適切であることを示す典型的な8事例について、下記紹介します。

(事例1)

1、犯行時期 2016年

2、罪名 (強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 既婚

加害者 30代 男 既婚 外国籍

4、事案内容

(1)オフィス内で、被害者と加害者が昼休憩していたところ、日本語が話せない加害者が、勤務先の備品であるPCの翻訳アプリで「結婚してください」などと言ってきたので、被害者が冗談だと思い笑っていたところ、いきなり、加害者が被害者に対して、・接吻をする、・乳房をもむ、・臀部をさわる、などの行為に及んだため、被害者は驚いて加害者を押しのけ、午後から清掃業務を行う客室に逃げ込んだ。

(2)その後、加害者がすぐに追いかけてきて、ロックせずに同室に入り込み、作業中であつた被害者をベッドの横にあるテーブル脇の椅子に座らせ、接吻をして、被害者の頭をつかんで口淫に及び、さらには被害者のパンツをずらしてその陰部をなめた。

その後、加害者の陰茎を挿入されそうになったので、被害者がとっさに「せめてコンドーム」と言ったところ、加害者は近所のコンビニにコンドームを買いに行ったが、コンドームを買うことなくすぐに同室に戻ってきた。

その間、被害者は、恐怖のために部屋から出ることができなかつたところ、加害者がすぐにもどってきて、椅子に座ったままの被害者に対して、再び口淫に及び、被害者が「やめて」「無理」と言っている中、同室内のベッドに被害者を抱きかかえて運んで押し倒し、被害者の胸を舐めて、頭を掴んで無理やり口淫に及び、さらにパンツを脱がせて陰茎を無理やり挿入し、もって被害者を姦淫した。

なお、このとき、被害者の腕や太ももには痣ができた。

5、不受理、不起訴等の経過

捜査段階で、加害者は全否認(犯行現場の客室にはいない旨)であつたが、犯行現場の客室内のベッドのシーツから加害者と被害者の混合した体液が検出されたので、

加害者逮捕となった。

告訴状を提出したが不起訴となり、不起訴理由の説明はなかったので、文書で説明を求めたところ、「嫌疑不十分」とのみ記載された文書がおくられてきた。

検察審査会に申し立てするも「不起訴相当」であった。

担当検事から被害者に対して、「知らない人からの加害でないと強姦は成立しない」「正常なセックスでも痣はできる」などとの説明がされていることから考えて、暴行、脅迫の立証ができない、同意の可能性があるという判断であったと考えられる。

<事例2>

1、犯行時期 2016年

2、罪名 (強姦)であるところ、条例違反として捜査・起訴

3、当事者ら年齢等

被害者 当時14歳 女

加害者A 当時18歳 男

加害者B 当時17歳 男

4、事案内容

(1) 平成28年6月某日、被害者は、友人T(一つ上の先輩、女子)から頼まれ、同日の午前0時頃、〇〇駅前で友人Tと共に、中学生の男子S(友人がSNSで知り合い、友人が好意をもっていた)を待った。中学生男子Sは、自身の先輩である加害者Aと加害者Bを同伴し、〇〇駅前では被害者とTと会った。被害者と加害者ら及びSは初対面であった。

(2) Tが、好意を抱いていたSと話をしていると、Sが「三人でセックスしよう。」と言い出し、加害者らも、Tに性交渉するよう迫ってきた。Tがこれを拒否すると、加害者らはイライラした様子で「3Pせんなら帰る。」などと言い、険悪な様子を見せた。被害者は帰りたかったが、Tから、好意を持っていたSともっと話がしたいからSを引き留めて欲しいと頼まれた。

(3) そもそも、加害者らは、性交渉をする目的でそれを告げずに、被害者とTと会っていた。そのため、Tと性交渉ができないのであれば被害者と性交渉しようとする一方的に考え、加害者らは、被害者に対し、「やろう」、「3Pしよう」等と繰り返し述べて、性交渉を迫ってきた。

しかし、被害者としては、これまで性交渉の経験は一度もない処女であり、好きな男子もいたため、初対面の男性と、複数で、しかも野外で初めての性交渉をすることは考えられないことであったため、「嫌」と言って断り続け、加害者らに興味がない態度をとった。

すると、加害者らは、明らかにイライラした言動に変わり、身体を揺らし始め、かかとをつけたままで足先を地面に何度も打ち付けるなどしながら、「やろうや!」「どうするん?!」などと怒って被害者に申し向け、有無を言わせない様相で、被害者に迫ってきた。加害者らは、身長が高く、髪の毛を染めており、バイクを乗り回すなどしており、その風貌はいわゆるヤンキーで、明らかに被害者よりも上級生であったため、被害者は、力づくで実行され、絶対に帰してもらえないと恐怖におののいていた。結局、同日午前3時頃、加害者らは駅前の駐車場(屋外)で、被害者に対し、加害者B、加害者Aの順番に、自らの性欲のままに一方的に無理やり性的暴行をおこなった。加害者Bは被害者に無理やり口淫した上で射精し、加害者Aは被害者に無理やり陰部に挿入して射精をした。

(4) 同日午後9時ころ、被害者は、両親に泣きながら被害を告白し、上記の性被害が発覚した。その後、被害者は、警察署に行き、事情聴取を受け、被害届を提出

した。

5、刑事手続の経過

- (1) 性交渉の経験が一切なく、好きな男子もいた中学生である被害者の自由な意思決定が、加害者らの執拗な要求や態度によって阻害されたとして、青少年健全育成条例（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）違反事件で捜査がおこなわれた。被害者は抵抗を示しておらず、最終的には自ら「やります」と性交渉に応じ、加害者らも暴行や脅迫は加えていなかったとし、強姦罪で捜査が進められることはなかった。被害者は、警察署での事情聴取に「彼氏が T と浮気をしており、その腹いせに性交渉をした。」と述べ、当初、「自分も悪いので加害者への処罰は望まない。」と述べていたことも捜査が消極的になる要因になったものと思われる。
- (2) 捜査の結果、検察官は、平成28年12月、加害者 A を家庭裁判所に送致した。加害者 A と加害者 B は共謀し、被害者に対し、性交渉に及んだものであるが、青少年健全育成条例においては、「青少年（18歳未満の者）は罰則が適用されない」ことから、当時17歳であった加害者 B は処罰対象とならず、処罰対象は、当時18歳であった加害者 A に限られることとなった。
- (3) 平成29年5月某日、家庭裁判所において、審判期日が開かれ、加害者 A は、保護観察所の保護観察（一般短期）に付する旨の決定を言い渡された。しかし、加害者 A は真に反省しているとは言い難く、審判でも被害者が同意していたと自己弁護をし、加害者 A の親も深夜に女児がうろろうしているのが悪いというような被害者を非難するような言動をおこなっていた。
- (4) 刑事手続の中で、加害者 A およびその親から示談等の申出はなく、加害者 B やその親からも被害弁償など一切の金銭補償はなされなかった。
- (5) その後、民事調停を申し立てたが、不成立に終わっている。

〈事例3〉

- 1、犯行時期 2014年
- 2、罪名 (集団強姦・監禁)
- 3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚
加害者① 30代前半 男 既婚
加害者② 30代後半 男 不明
加害者③ 50代前半 男 不明
加害者④ 20代後半 男 不明
加害者⑤ 30代後半 男 不明

4、事案内容

(1) 主犯格と被害者は、知り合いであり、被害者は主犯格に好意をもっていた。被害者と主犯格は連絡がとれなくなっていたが、主犯格から被害者に対し、半年以上ぶりに会おうという連絡が来て、会うことになった。

(2) 被害者が、主犯格が用意したホテルの部屋で休息していたところ、主犯格から、両手を出してと言われた。被害者は、主犯格からサプライズでプレゼントをされるのかと思ひ、言われた通り両手を出した。すると、主犯格は、被害者に目隠しをし、両手を縛った上で、室内のテレビの音量を大きくして周囲の音が聞こえないようにした。

主犯格は、他の加害者ら (判明しているだけでも4名) を室内に招き入れ、一斉に被害者の両足と両肩を押さえつけた。なお、主犯格は本件犯行前にインターネットで共犯者を募集していたが、被害者は何も知らされていなかった。

被害者は、何が起こったのか分からず、「嫌や」と声をあげたり、身体に力を入れて抵抗した。

しかし、加害者らは、被害者の拘束を解いたり、目隠しを外したりすることなく、順次被害者を姦淫したり、口淫させたりし、それぞれのタイミングでホテルの部屋から出て行った。

5、不受理、不起訴等の経過

主犯格は、①事件前は、被害者はその場になれば合意すると考えていた、②事件時は、被害者の様子から同意をしたと思ったとの弁解をした。

検察官は、被害者と主犯格との事件前の関係性から、①被害者がその場になれば合意すると思っていたこと、②被害者が恐怖で凍りついた状態であったにも関わらず被害者が抵抗をやめたと評価し、主犯格が被害者がその場で合意すると考えたことも妥当であり、主犯格の弁解を排斥できず、有罪判決が取れないと判断した。そのため、不起訴処分となった。

その他の加害者らは、①被害者を押さえつけたことはない、②被害者が同意していたと思っていたと弁解した。

検察官は、その他の犯人らが口裏合わせの可能性がないこと、犯人らは被害者を殴ったり蹴ったりはしていないこと、被害者が凍りついた状態を抵抗を止めたと思うことも不合理ではないと判断し、その他の犯人らも不起訴処分となった。

検察審査会に審査申立をしたが、主犯格については、不起訴不当、その他の犯人らについては、不起訴相当との議決がなされた。

主犯格については、被害者が逃げたくても逃げられない状況であったこと、被害者の恐怖心によりホテル客室内から脱出することは困難な状況であったこと、被害者を監禁していることの認識があったと考えられること、主犯格の行為があまりにも身勝手な行為であること等が議決の理由とされている。

その他の加害者らについては、加害者らの供述に信用性があること、被害者を押さえつけていないという弁解を立証することが困難であること、インターネットの掲示板をみて被害者の同意があると考えたとしても不合理とはいえないこと等が議決の理由とされている。

検察審査会の議決後、主犯格については、検察官による被害者の事情聴取だけが行われ、再び不起訴処分となった。

〈事例4〉

1、犯行時期 不明

2、罪名 (強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚

加害者 40代 男 被害者の雇用主

4、事案内容

(1) 被害者は、転職を考えていた時に誘いを受けた建築関係の仕事に従事することになった。雇用主は信頼でき、周囲の評判も良かった。被害者は作業による手の痛みにも耐え、雇用主である加害者にも支えられながら懸命に見習いの仕事を続けていた。

(2) ある日、加害者から、皆に紹介をするからと誘われ業界関係者の懇親会に同行した。懇親会で加害者はかなり飲んで酔った状態であったが、被害者は一滴も飲まず、閉会后、車を運転して加害者を乗せて会社へ戻った。

(3) 加害者は、会社で仕事をすると行って事務所に残り、被害者が帰宅する為に書類を片づけている間、過去の恋愛話を長々語るなどしていた。疲れて帰ろうとする被害者に、運転すると危ない、事故を起こしたら会社の責任になるから仮眠してから帰れと強く言った。被害者は、説き伏せられてソファベッドで仮眠を取ることにした。

(4) 被害者がソファベッドで毛布をかけて横になっていたところ、気付くと加害者がソファベッドに腰掛けて肩を揉んでくれていた。何度も断ったが、加害者が社会的な立場のある人物だったので信頼しており、下心には気付かず肩を揉んでもらった。被害者は、肩を揉んでもらいながら壁を向いて寝ていたところ、いきなり加害者が、「好きだ。もう我慢できん。キスがしたい。」と言ってきた。被害者は抵抗したがキスをされたりあちこち舐められた。耳元で「初めて見た時から好きだった。おまえが欲しい。」と何度もささやかれ気持ち悪くなり、次第に恐怖に襲われ抵抗できにくくなり頭も朦朧としてきた。その後、体を触られたり舐められたりしていたが、両手を強く押さえられ抵抗しようにも動きが取れずとても恐怖を感じていた。

(5) 途中から、過去に別の男性から乱暴された時のことなどがフラッシュバックして抵抗する力が抜けてしまったためされるがままになっていた。股間に触れられたり着衣を脱がされることなどには抵抗したが力づくで姦淫された。しかし、被害者本人の記憶が飛び飛びで、挿入されたのかどうか、射精されたのかどうか、はっきりした感覚はない。

5、不受理、不起訴等の経過

不起訴となり検察審査会に申立を行ったが不起訴相当となった。

不起訴と判断された根拠について具体的な情報はないが、被害時の被害者の記憶が途切れ途切れであり、恐怖心から抵抗する気力を失ってされるがままになっていたという経緯から、暴行脅迫要件を満たし得ないと判断されたことが大きな要因であると推測される。

明らかな暴行脅迫は認められないが、信頼していた雇用主からの加害行為に衝撃を受け、恐怖心を抱いて抵抗が困難な抗拒不能状態に陥り被害に遭ったものといえる。

〈事例5〉

1、犯行時期 平成28年(2016年)

2、罪名(強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代半ば 女 未婚

加害者 年齢不明 男 被害者の雇用主(カフェ経営者)

4、事案内容

(1) 被害者は、勤務先であるカフェ閉店後の夜間、カフェ店内において、雇用主である加害者に求められてソファでマッサージをしていたところ、加害者から腕を掴まれソファに引き倒され覆い被された。被害者は、「これ以上したら怒ります」と言っ
て加害者の体を押し返したが、加害者は被害者の着衣を剥ぎ取り裸にして、悲鳴を
上げようとする被害者の口を塞いだ。

(2) 被害者は、「ちょっと待って」「嫌だ。なんで」などと言って泣きながら胸を押し
返したり腕を掴んだりして反抗を試みたが押し返された。被害者は逆らうと何をさ
れるかわからないと思い、口淫のみで許してほしいと言って口淫した。

(3) 被害者が服を着ようとする加害者は再度被害者を押し倒し、被害者の膣内に指
を挿入した。被害者は、加害者が陰茎を膣内に挿入しようとしているのに気付き、「や
めて。入れちゃったら本当に駄目です。許してください。」と哀願したが、挿入され
た。

(4) 被害者は悲鳴を上げたり腹を手で押し返したりして抵抗を試み、「店長はいい人
だと思っていたに何で。いい人のままでいて下さいよ。」と説得するなどして姦淫を
中止させようとしたが止まらなかった。嫌だと言って泣き叫んだところ、姦淫行為を
中止した。

(5) 加害者はいったん謝罪したが、再度、口淫を求めて、その場から立ち去ろうとし
た被害者を強い力で引き戻した。被害者は恐怖心や絶望感から動けず、要求されるま
ま口淫に応じ、ほどなく加害者は口内に射精した。

5、不受理、不起訴等の経過

告訴不受理。

加害者は、被害者の抵抗はなかったので承諾していたはずであった、少なくとも承諾
があると思っていたと主張。陰茎を挿入したところ被害者が泣いたので行為を中止し
たが、口淫は被害者の申し出があったからしてもらったなどと述べている。

被害者は拒絶を繰り返してはいるが、加害者がバイト先の店長という関係性から強
く抵抗することが困難であり、暴行脅迫要件を満たさないと判断されたものと考えら
れる。

<事例6>

- 1、犯行時期 2017年
- 2、罪名 強姦、強制わいせつ
- 3、当事者ら年齢等

被害者	当時19歳	女
加害者	当時42歳	男

4、事案内容

- (1) 被害者の母は、加害者と、平成17年頃より同居を開始し、加害者の子(被害者の父違いの妹)を妊娠したため、平成20年4月23日、加害者と婚姻した。同年5月13日、母は、加害者の子を出産した。その後、母は加害者と不仲になり、平成23年4月21日、離婚した。しかし、母は、被害者と妹の監護を加害者に任せており、被害者と妹は、母と加害者が離婚した後も、加害者と生活をしてきた。母は再び加害者と同居することもあったが、他に男性ができるかと家を出るなどした(母親の養育態度は非常に問題があった)。
- (2) 被害者は、大学進学のために親権者である母に書類の準備等を行ってもらう必要があったところ、中々母と連絡が取れず困り、加害者に親権者となってもらうことを希望した。そして、平成28年5月23日、加害者と被害者は養子縁組をし、届出を提出した。しかし、被害者は、加害者より、以下のとおりの性被害を受け、平成29年12月20日、加害者と暮らす家を出て、現在は加害者と別居し、平成30年2月26日に離縁した(被害者の代理人弁護士が間に入り、加害者の弁護士と離縁届の授受を行った)。
- (3) 平成29年4月20日、被害者と加害者は、自宅において「リベンジポルノ」をテーマにしたTV番組を視聴していた。すると、加害者が被害者に対し、「(被害者は)彼氏に裸の写真を送ったことないんか?」と質問をした。これに対して被害者が高校1年生の頃から大学1回生の頃まで付き合っていた元交際相手に送ったことがあると答えたところ、加害者は、激怒した。そして、被害者の元交際相手の自宅に行き、元交際相手から携帯電話を入手し、被害者が元交際相手に送信したLINEの内容に難癖をつけ、被害者を21日の明け方4時ころまで怒鳴り、殴る蹴るの暴行を加えた。
- (4) 同月21日午前8時頃、加害者は、執念深く被害者が元交際相手と交際している間のLINEの履歴を読み、被害者が元交際相手と性交渉を行っていたことが分かると更に激高し、被害者の服を脱がせ、殴る、蹴るの暴行を加えた。そして、「(元交際相手に)こんなんされとったんか!!」などと言い、LINEに記載があった「体位」を取ることを強要したり、被害者の胸や陰部を触った。このようなことは、その後、毎日続き、被害

者は恐怖を感じるようになった。

(5) 平成29年4月下旬頃、深夜、加害者は、リビングで寝ている被害者の服を脱がし、「家に居たいなら受け入れろ。」と被害者を脅した。被害者は、恐怖とこれからの生活を考え、うなずくしかなかった。すると、加害者は、被害者に馬乗りになり、陰茎を挿入し、射精をした。これが初めてのレイプ行為である。

(6) 平成29年5月上旬頃、被害者は、昼間、風呂に入るよう加害者より言われ、被害者が衣服を脱いで風呂に入ると加害者は風呂の蓋に寝ころぶよう被害者に言いつけた。被害者がこれに従うと、加害者は、全裸の被害者の足首を持ち上げ、陰茎を被害者の陰部に挿入した。その後、加害者は、被害者に対し、「お前のことを女として見ている。」「離れて暮らそう。」などと言うようになった。

(7) 平成29年5月上旬頃、加害者は、被害者に対し「俺が家を出るか、妹と家を出ろ！」と言い、これに対し被害者が、行く当てはなく、妹のことも心配なので家を出ることはできないというのと、加害者は、執拗に家を出るように言った。そこで、被害者が、「分かった。」と言うと、加害者は、「やっぱり俺のこと嫌なんやんけ！」と言い、暴れ出し、被害者に物を投げつけ、殴る、蹴るの暴行を加えた。

(8) その後、被害者は、ほとんど毎日のように加害者の性の道具にされる日々を送らなければならないようになった。加害者は、仕事が休みの時は、被害者が通う大学に車で送迎をし、その道中、車内にて口淫や手淫をすることを被害者に強要した。また、自宅では、被害者に衣服を脱ぐよう指示し、度々性行為を強要した。その他、加害者は、被害者の服や下着を捨てたり、処分することを強要し、被害者が付ける下着がなくなると、「ノーブラ」や「ノーパン」で大学に通学することを強要した。さらに陰毛を剃ることを強要することもあった。

(9) 平成29年12月16日、加害者は、被害者が生理中であるにもかかわらず、性行為を強要し、挿入行為を行った。また、同月17日、加害者は、風呂場でローションを使い、被害者に手淫や口淫をすることを強要し、精液を被害者にかけるなどした。そして、被害者の肛門に指を入れるなどした。

(10) 同月20日、被害者は、度重なる加害者の行為に耐え兼ねて、相談機関に相談をし、同日警察に行き、被害届を提出した。

5、刑事手続の経過

平成29年12月22日、相手方は、強姦罪（刑法177条）で逮捕され、勾留された。また、平成30年1月11日、強制わいせつ罪（刑法178条）で逮捕され、勾留された後、同月22日、処分保留で釈放された。平成30年4月中旬、申立人は、検察官から、相手方を不起訴処分に付したという内容の連絡を受けた。

捜査は、非常に積極的であったという印象であり、警察官は被害者のことを心配し、絶対に起訴したいと述べていた。被害者が相談していた友人や元交際相手などにも接

触し、被害者の証言の裏を取ろうとしていた。

しかし、検察官は明確な不起訴の理由を述べなかったが、行為が連続しており、事実の特定が困難な事、加害者が被害者の同意があったと述べていることなどが理由としてあったと思われる。

その後、民事調停を申し立て、損害賠償請求をしたが、加害者は自分の非を認め、損害金を支払うことで合意した。

〈事例7〉

1 犯行時期 2017年

2 罪名 強制性交等罪

3 当事者ら年齢等

被害者 20代後半 女 未婚

加害者 20代前半 男

4 事案内容

被害者は、携帯アプリのコミュニティサイトで事件当日知り合った加害者（遠方に居住しており当日は出張のため同地に滞在）と、午後8時すぎにスーパーの駐車場で落ち合った。被害者は、加害者の車（ワンボックスのレンタカー）に同乗して近くの観光地駐車場に移動し、車内で会話していたところ、突然加害者が襲いかかってきた。

被害者はかけていた眼鏡が飛んで周りが見えなくなったが（被害者は資力0.03の極度の近視）、①助手席で接吻を迫られ、耳を噛まれたため助手席足下に座り込み逃げ、②加害者が先に後部座席に移動して、後ろから被害者を引き寄せ、③さらに加害者が被害者を持ち上げて荷台へと移動させた上、強いて姦淫した。

この過程で、被害者には頭部、顔面、頸部、胸部に外傷性皮下出血が生じ、加療2週間と診断された。

なお、被害者は行為終了後、早く帰らせてと懇願していたが、眼鏡が無いので周りが見えず、その場にとどまるしかなかった。午前0時すぎ、被害者はスーパーの駐車場まで送られ、解放された。

5 不受理、不起訴等の経過

捜査段階から加害者は全面否認（合意があった旨を主張）であったが、被害者の着衣の損傷、加療2週間の診断書、被害者の着衣の付着物及び被害者の膣内容物から被疑者のDNAが検出されたことから、加害者は逮捕された。

しかしながら、嫌疑不十分として不起訴となった。検察官に不起訴理由を確認したところ、「本件証拠関係からすれば、被疑者が、被害者に対し、いかなる暴行を加えたのか特定することが困難であり、また、本件性交が被害者の意思に反するものであり、被疑者にもその認識があったと認定することも困難であり、結局、被疑者の弁解を排斥して本件犯行を認定するに足る証拠がない。」とのことであった。

検察審査会に申立てするも、「不起訴相当」であった。

〈事例8〉

1、犯行時期 2016年

2、罪名(強姦)

3、当事者ら年齢等

被害者 20代前半 女 未婚

加害者 不明 男

4、事案内容

(1)デリヘルの仕事に就いており、その日も指定された場所へ出向き、2人でホテルへ入った。

入って直に、本番なしのはずが、首を絞められ、手で顔を押さえられて、膣へ挿入射精された。怖くなって、店へ連絡し助けを求めた。店のスタッフが来てくれ、加害者と話した後、店のスタッフより、これで医者に行くようと現金1万円を渡された。

(2)近医に受診し避妊薬の処方を受けた。そこで、性暴力救援センター(病院拠点型ワンストップ支援センター)を紹介された。まず警察へ相談の上で、性暴力救援センターに来所していただくこととした。警察官が同行して来所、診察と証拠検体(体液)を採取した。費用は警察公費にて本人の自己負担なく終了した。

(3)急性ストレス症状が出現。性暴力救援センターでメンタルケアを実施した。

5、不受理、不起訴等の経過

被害届の提出を希望されたので、警察へは予約の上で同行支援を行った。その時点では、すでに警察では、防犯カメラの映像を入手、デリヘル代表者からも情報収集がなされていた。警察からは、「情報収集をしたが、防犯カメラには2人で入っていく姿が映っており、被害も入室すぐではなかった。このようにずれがある状況では、とても立件できるとは思えない。被害届を出すとなれば、その後何度も現場の確認や被害状況の再現がある。がんばっても報われないと思う。」という意見を何度も言われて、被害届を受理されないまま時間だけが経過して17時を過ぎた。再度、本人の意思を確認するも、被害届は提出したいという意向は変わらなかった。その段階で、翌日改めて、警察へ訪問する段取りを取ったが、結局、翌日には本人と連絡が取れなくなって、以降警察へ出向くことはなかった。

性暴力救援センター全国連絡会
〒545-0051
大阪市阿倍野区旭町 2-1-1-123
Tel&Fax 06-6634-1199

2018年度性暴力救援センター・大阪SACHICO「電話相談・来所相談」統計

2019年3月31日

1. 電話相談

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話件数	233	207	239	268	275	238	259	245	206	233	207	231	2841
(うち無言電話)	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	4

2. 来所相談

① 来所者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所件数	93	97	123	126	142	140	121	123	122	96	94	116	1393
来所人数	70	78	88	97	101	102	90	96	95	80	76	93	1066
うち初面談者	24	26	37	34	39	35	22	28	24	27	22	24	342
初診	24	26	36	34	39	35	22	28	23	27	21	24	339
来所面談のみ	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3

② 初診人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レイプ 強制わいせつ	15	15	19	17	18	16	7	17	16	9	6	13	168
性的虐待	3	4	12	6	12	11	8	6	3	10	8	6	89
DV	1	4	1	3	3	2	4	2	1	5	1	1	28
その他	5	3	4	8	6	6	3	3	3	3	6	4	54
合計	24	26	36	34	39	35	22	28	23	27	21	24	339

③初診者の年代别人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
10代未満	0	2	7	3	3	6	1	2	3	5	3	3	38
10代	10	8	17	15	23	16	9	12	6	11	12	13	152
20代	7	9	9	12	9	5	8	11	8	7	4	4	93
30代	2	5	1	3	2	3	2	2	3	2	0	3	28
40代	4	1	2	1	1	4	1	0	2	2	2	1	21
50代	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	6
60代	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
70代・80代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	24	26	36	34	39	35	22	28	23	27	21	24	339

④警察への通報

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通報	8	4	7	10	9	5	5	8	8	7	2	5	78

⑤紹介

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アミーケカウンセリング	7	1	4	6	7	7	10	5	3	2	4	2	58
弁護士	7	4	4	6	7	7	6	8	5	4	5	4	67

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
公益社団法人性暴力被害者支援センター・ふくおか
視察・ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年1月27日（月）13:30～15:30

2 場 所

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター（性暴力被害者支援センター
・ふくおか）

3 内 容

- (1) 相談実績等に関する説明
- (2) センター内視察
- (3) 質疑応答

4 配布資料

ヒアリング資料（「性暴力被害者支援センター・ふくおか 相談実績」）

5 概 要

浦尚子・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター専務理事・センター長から、配布資料に基づき、性暴力被害の現状等について説明を受けた後、同センター内を視察し、センター長、山下美子・同センター支援局長及び刈茅洋子・同センター事務局長との質疑応答を行った。

6 説明及び質疑応答の要旨

<福岡犯罪被害者支援センター 沿革>

- 2008年に福岡県，福岡市，北九州市からの委託を受ける形で，福岡犯罪被害者総合サポートセンターが，2013年には性暴力被害者支援センター・ふくおかが発足した。直接被害者の方から電話相談を受けるケースのほか，警察から当センターを紹介された被害者の方から電話相談を受けるケースもある。
- 2012年に公益社団法人に認定され，委託事業として相談窓口を運営しているほか，要望のあった学校に出かけて行って出張授業を行うといった広報・啓発活動も行っている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおかの支援内容>

- 相談者に対する「身体的ケア」については，県下に35か所の提携病院

があり、被害者の方が希望する地域でケアを受けていただける体制をとっている。診察には必ず相談員が付き添い、医師に対して被害の状況や配慮してほしいことを伝え、安心して受診できるようサポートしている。また、緊急避妊薬の処方、性感染症の検査については、公費で負担できる制度があり、被害者の方が経済的負担なく受診できる。

○ 「精神的ケア」については、当センターに在籍している臨床心理士による無料のカウンセリングを実施しているほか、当センターに関わりのある医師等を通じて病院を紹介し、必要に応じて診察に付き添うといった対応を行っている。

○ 「司法手続きの支援」については、被害直後の証拠採取の取組を行っているほか、現在 50 名程度登録されている提携弁護士を紹介し、法律相談にも相談員が付き添い、提携弁護士が受任すれば、刑事手続、民事手続、マスコミ対応といった支援を提携弁護士と協同して行っている。

また、相談員は、警察署、検察庁、裁判所への付添いや、代理傍聴の支援なども行っている。

○ こうした様々な支援のいわば土台となる「生活支援」については、自宅で被害に遭った場合の緊急宿泊（現在は連携先として民間シェルターがあるため民間シェルターの紹介）や、行政窓口への付添いなどを行っている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談件数>

○ 2013 年のセンター開設以降、電話相談件数は増加傾向であり、2017 年度、2018 年度は約 2,300 件で高止まりしている。また、相談者の実人員は 600 名程度となる。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害時期・性別>

○ 被害時期についてみると、2018 年度の実績では、被害後 2 週間以内の相談が全体の 4 割弱程度と多いものの、被害後相談までに 1 年以上かかっている人も多く、5 年、10 年、20 年といった長い期間を要した方も少なくない。このため、被害直後の身体的ケアのみならず、被害から時間が経った被害者の方のケアをどうすべきかという課題がある。

○ 被害者の性別については、女性が 8 割弱と多いものの、男性の相談者も少なくなく、その他（いわゆる LGBTQ の方）の相談も約 2% あり、傾向としては徐々に増えている印象がある。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 未成年者の相談>

○ 被害者の年齢層をみると、2018 年度の実績では、未成年者の相談が 4 分の 1 を占め、年々増加傾向にある。未成年者の相談のうち、中学生、高校生の相談が約 3 分の 2 を占めている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 加害者との関係>

- 加害者との関係で多いのは、職場・アルバイト先の関係者、全く知らない人、交際相手・元交際相手、学校の関係者の順番となっており、親などの親族が高い数値となっていないのは、DV などについては配偶者暴力センター、子どもの性虐待については児童相談所というように、別の機関に相談が行われ、性暴力被害者支援センターに相談のない場合があることが多いことが影響しているものと考えられる。
- 中学生に限ってみると、学校の関係者が 28%と最も多く、これは同級生や先輩など、生徒間で被害が起こったものである。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談①>

- 当センターは警察への被害申告後に相談を受けることがあるからか、警察に被害届の相談をしたことが確認できたのは 2 割程度となっている。
- 以前調査をした際は 3 割程度であったものの、最近は、（後述のように）インターネット上のネガティブな情報が影響してか警察への被害届の相談を行う人が減ってきているように感じられる。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談②>

- 警察に相談しなかった理由の一つとして「相談への不安」がある。センターでの相談の中では、被害者がインターネットなどで警察に相談したらどうなるのかということをよく調べており、インターネット上において、警察に行ったとしても満足な解決が得られないとか、嫌な思いをしたといった否定的な情報に接し、警察へ行くのをやめようと思ったといった意見が増えてきているように感じている。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 警察への被害届の相談③>

- 警察に被害届の相談をした 136 件のうち被害届の提出にまで至らなかったことが確認できた件数は、43 件（32%）であった。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害内訳>

- 年ごとに数字の差はあるものの、一番多いのは強制わいせつの被害申告で、2018 年度は 1,042 件の相談があった。また、強制性交等の被害申告も毎年度 500~600 件程度の相談があるほか、その他性被害（性的強要（ハラスメント）、リベンジポルノ、盗撮等）も 400 件以上の相談がある。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 直接支援件数>

- 年ごとにばらつきがあるものの、延べ件数で年間 200~300 件程度、実人員で 70~80 名程度に対し、直接支援（直接対面しての支援）を行っている状況である。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 直接支援内容>

- 直接支援の内容で一番多いのは、面接やカウンセリングの支援であり、2018年度では181件、次いで法律相談が29件となっている。
- 病院受診については、2018年度では21件となっており、余り増えていない。

<性暴力被害者支援センター・ふくおか 証拠採取>

- 証拠採取については、福岡県、福岡県警察、当センターの三者で協議をして、2017年7月からスタートしており、当センターでも検査キットを配備している。
- 病院で医師により採取され、警察で保管されることとなっている。

<刑法改正の影響と課題>

- 強制性交等の態様として、肛門性交や口腔性交が加わったことで、性別問わず立件できるようになってきたためか、男性やいわゆるLGBTQの方の被害が顕在化してきた印象があり、実際に支援につながった方もいる。

そういう方の病院受診やカウンセリングについては専門性が必要である一方、社会の制度や仕組みが整っていないので、これらの方々の被害が顕在化することはとても良いことだとは思っている。相談体制をどうするかという点は支援する側の課題だと感じている。

- 子どもの性犯罪が顕在化している中で、支援の受け皿がまだまだ不十分であると感じている。また、出張授業などで子どもたちと接する中で、性や性暴力についての正しい情報が、子どもたちに全然伝わっていないと感じている。そのため、性的同意のことも知らない中で、大人からだけでなく、子ども同士でも加害・被害が起こっているということがよくあると感じている。

<質疑応答の中で得られた主な意見・要望>

- (Q. 提携病院について)

これまで、提携病院の中にはクリニックが多かったが、男性や、いわゆるLGBTQの方の被害が顕在化したことで、総合病院のように色々な診療科が連携して対応できる病院も確保しておくべきだということで、大きな病院も提携先に加わっていただいている。

- (Q. 被害者の方の費用負担について)

現在、被害者の方がセンターや病院へ赴くための交通費や治療費は自己負担という形となるが、今後、治療費については条例できちんと措置できるよう働きかけているところである。

- (Q. 2018年度には、被害後1年を超えてから相談する方が21%いたとい

うことだが、被害後、長期間経過してから相談される方について、相談のきっかけとしてどのようなものが多いと感じているか。)

症状が悪化してきつくなったことをきっかけとして、お電話をいただくことが多い。また、症状がきつくなるきっかけとしては、出産を経験する、パートナーを得る、育児をするといったライフサイクルの中で、被害を思い出し、フラッシュバックが起こり、それまで何とか保ってきた生活が維持できなくなる方が一定数いらっしゃるなどというのは感じている。

- (Q. 多岐にわたるワンストップ支援センターの役割を果たす上で、他機関や司法との役割分担など、難しいと感じることはあるか。)

現在の内閣府が推進しているワンストップ支援センターは被害直後の急性期の段階の相談をメインに考えているけれども、センターを立ち上げると必ず被害から時間を経た中長期の相談が寄せられるようになるので、このような方々の受け皿も必要であるし、被害から時間を経てやっと声をあげた方を精神科につなぐだけで良いのか、ちゃんと司法の場に登場させるべきではないかということは、考えていかなければいけない。

- (Q. 警察への被害届の相談をする人が、数年前よりも減っている理由として何が考えられるか。)

インターネット上で、警察に相談しても解決にならないなどといった情報が拡散しており、このような情報に接した被害者が、「(明確な)暴行や脅迫がなかったから(立件は)難しいんじゃないか」などと判断し、警察に行っても無駄だと思ったという方は多いと感じている。

- (Q. センターにもつながらない被害者の方が依然として多いと感じるか。)

特に未成年者は、センターに電話するというハードルが高すぎるのだろうということを感じていて、内閣府が実証実験をしていた SNS による取組のようなものがもっと広がっていくと潜在化している子どもの被害が表に出てくるのではないかと考えている。

- (Q. 掘り起こしのために必要な施策について)

出張授業は、引き続きやっていかなければならないと思う。何をされたか意味が分からない／理解できない中、被害がエスカレートしていくことが本当に多いので、何をされたか意味が分かる／理解できるとか、「嫌だ。」と言える教育を、ボトムアップとして小学校からきちんとしていくことで被害の防止にもなるし、被害の顕在化にもつながっていくのではないかと思う。

一方、刑法の暴行脅迫要件があることで、現実とは異なる性暴力につ

いての誤った考え方が正当化されてしまうと支援の中で感じているので、刑法改正なども含めトップダウンでも、性暴力とは同意のない性的言動であるということを社会に伝えていく必要があるのではないか。

○ (Q. 男性やいわゆる LGBTQ の被害者の方への支援の難しさについて)

これまで、男性や LGBTQ の方への支援を行う中で、相談しにくさであったり、周囲も含めて、被害を被害と認識しづらい背景があることを感じた。

また弁護士やカウンセリングの対応者について、男性と女性、どちらがいいのかということを確認することや、未成年者の場合、学校との連携も必要だが、学校の意識や理解を求めることにも難しさがあった。

また、病院を受診する場合は、婦人科ではなく、外科や泌尿器科など様々な診療科との調整をしなければならないのが現状であるところ、病院の理解も進んでおらず、そうした調整も困難であった。

○ (Q. 親による性的虐待など、潜在化している被害を顕在化させるためにはどのような方策が考えられるか。)

児童相談所とワンストップ支援センターの連携はまだ始まったばかりだが、児童相談所に限らず、今後、色々な機関が連携できれば、子どもたちにもつながることができ、被害を顕在化させることができるのではないか。

○ (Q. 刑事手続終了後のセンターの支援について)

司法手続終了後、特に必要なのは精神的ケアと生活支援である。裁判までは気を張って、何とか持ちこたえていた方が、裁判が終わってからがくっと心身の状態が悪化したり、その後の生活に様々な困難や生きづらさを抱えるようになることが多いので、センターとしても、継続的なカウンセリング等の精神的ケアや、様々な行政サービスの紹介等の生活面の支援を行っている。

○ (Q. 刑事手続を経ることによる、被害者のメリット、変化について)

裁判は被害者にとって負担が大きく、一時的に体調を崩される方も多いが、長期的にみると、立件から判決までの間で一区切りがつき、その後の被害者本人の支えになっている面はあるのではないかと感じている。

○ (Q. 結果的に刑事事件化できなかった事案への支援方法について)

弁護士が加害者とやり取りをして賠償金を得るとか、加害者から誓約書をとるといった事案が最近増えてきた。また、被害に遭った結果、仕事が続けられないなど、労働関係の問題を抱える方も多いので、そういう面でも弁護士が様々な相談を受け、生活を支えている。 以上

性暴力被害者支援センター・ふくおか

相談実績

2020年1月27日

公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター



福岡犯罪被害者支援センター 沿革

- 2000年 発足
 - 2005年 NPO法人認定
 - 2008年 福岡犯罪被害者総合サポートセンター開設
 - 2009年 福岡県公安委員会より 「犯罪被害者等早期援助団体」 指定
 - 2012年 公益社団法人認定
 - 2013年 性暴力被害者支援センター・ふくおか開設
 - 2015年 性暴力被害者支援センター・ふくおかが24時間365日に拡充
- 活動 福岡県・福岡市・北九州市からの委託事業の運営、広報・啓発活動
- 所在地 非公開（福岡市内）
- 組織 相談員50名のシフト制 事務局員 5名

性暴力被害者支援センター・ふくおかの支援内容

身体的ケア

提携病院の紹介
診察の付き添い
緊急避妊薬
性感染症の検査
公費支出制度

精神的ケア

精神科・心療内科の紹介・付き添い
電話相談・面接相談
カウンセリング

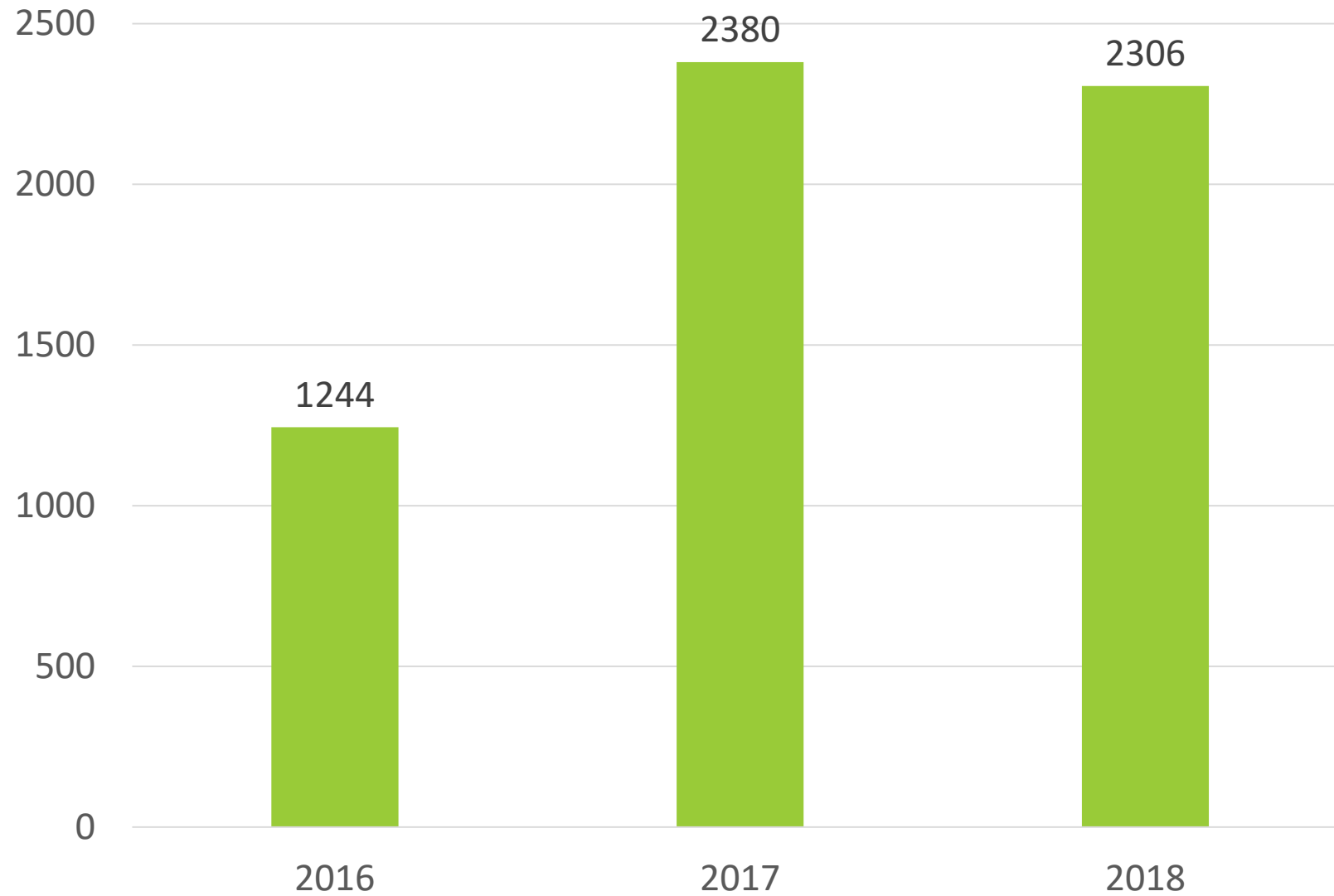
司法手続きの支援

証拠採取：警察に届けなくても匿名で証拠採取・鑑定ができる
提携弁護士の紹介・付き添い
刑事手続き支援、被害者参加、損害賠償請求、マスコミ対応
警察・検察への付き添い（被害届、事情聴取、実況見分等）
裁判への付き添い（出廷、傍聴、被害者参加）、代理傍聴

生活支援

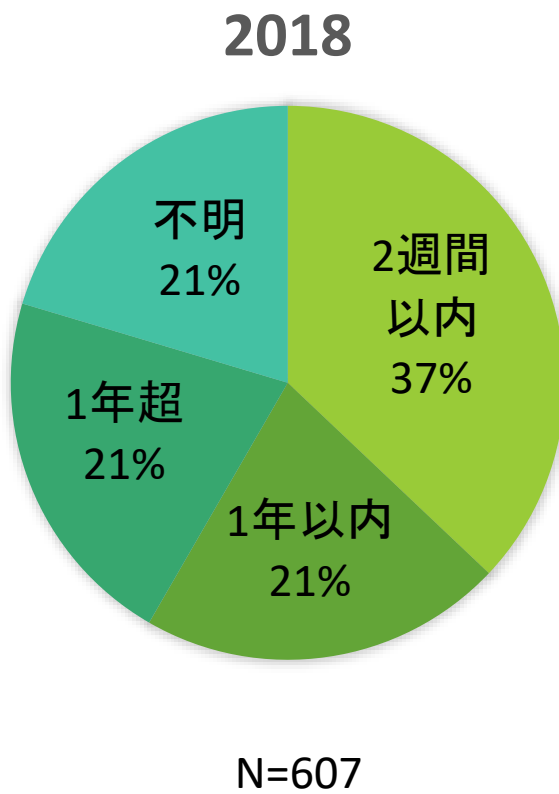
緊急宿泊
社会資源の紹介
行政窓口への付き添い
（公営住宅の優先入居、生活保護の申請、就労支援など）

性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談件数

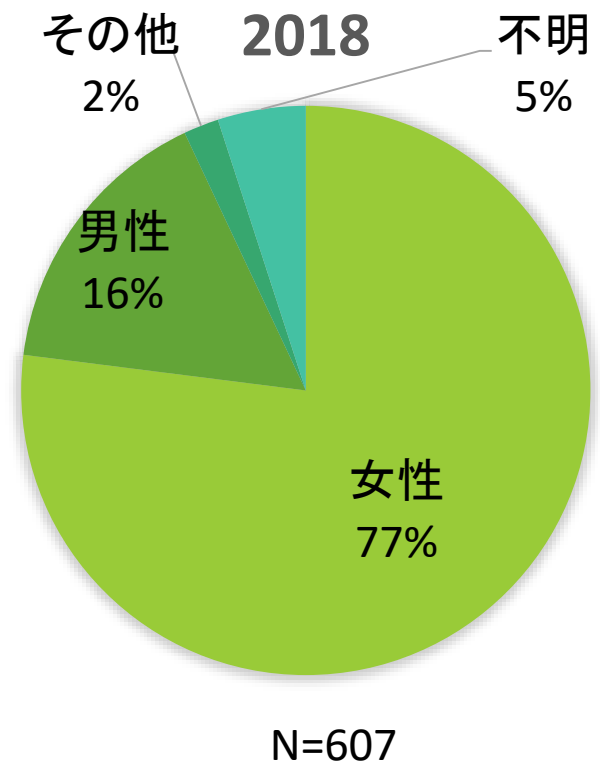


性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害時期・性別

被害時期

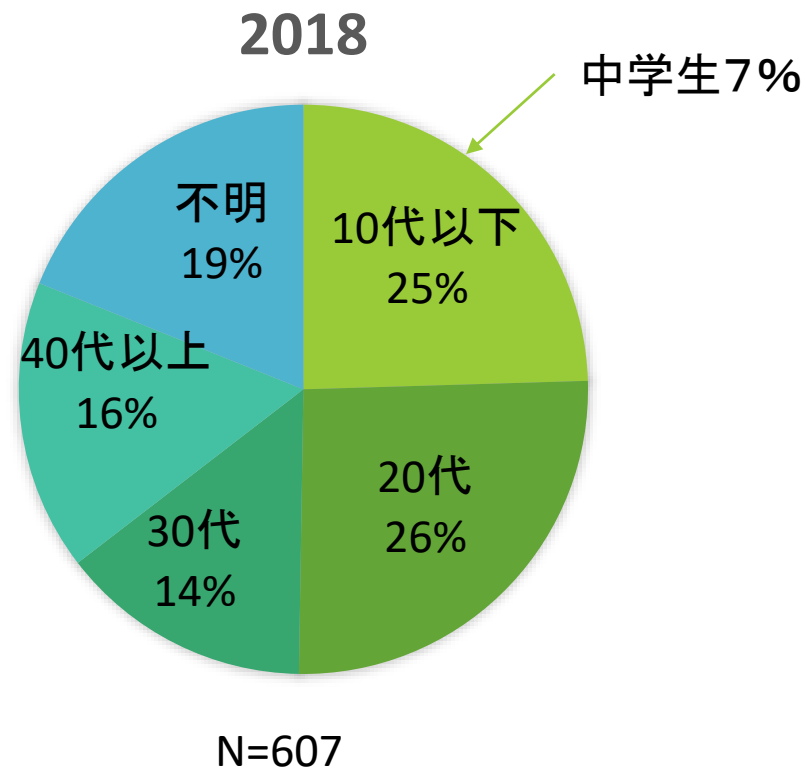


被害者性別

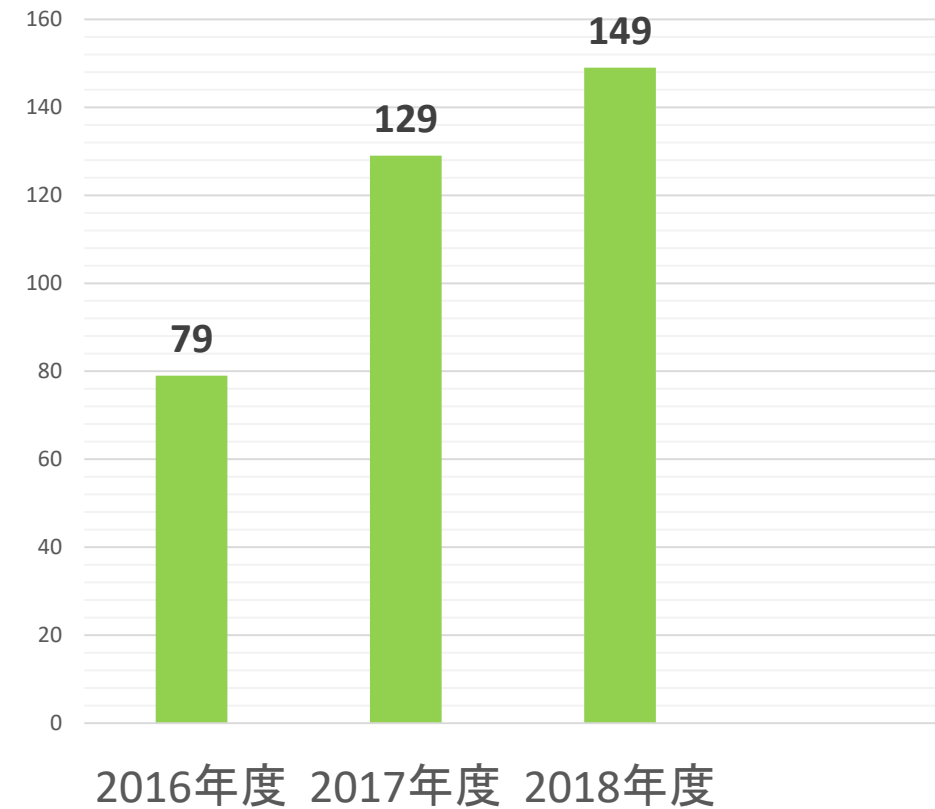


性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 未成年の相談

被害者年代



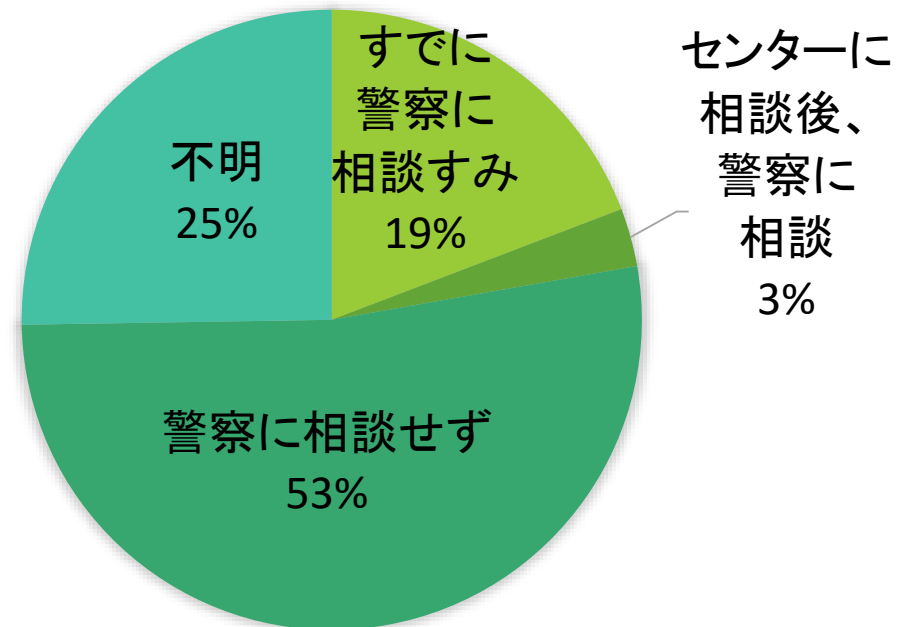
未成年の相談



性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 加害者との関係

	%	全体 (607)	中学生 (43)
職場・アルバイト先の関係者		12	-
交際相手・元交際相手		9	2
学校の関係者 (教師、同級生等)		8	28
親		7	26
その他の親戚		5	2
配偶者・元配偶者		4	-
兄弟姉妹		3	7
養親・継親等		2	-
S N S		2	2
職場・アルバイト先の客		1	-
地域活動・習い事の関係者		0	5
その他の知り合い		16	14
全く知らない人		10	9
不明		21	5

2018



N=607

【警察に被害届の相談をしなかった理由】

○相談への不安

- ・警察に行きにくいイメージがあった
- ・子どもが警察に行きたくないと言った
- ・警察が怖い
- ・合意と言われるのではと不安
- ・おおごとにしたくない
- ・届けたいが、今はいけない

○相談後の不安

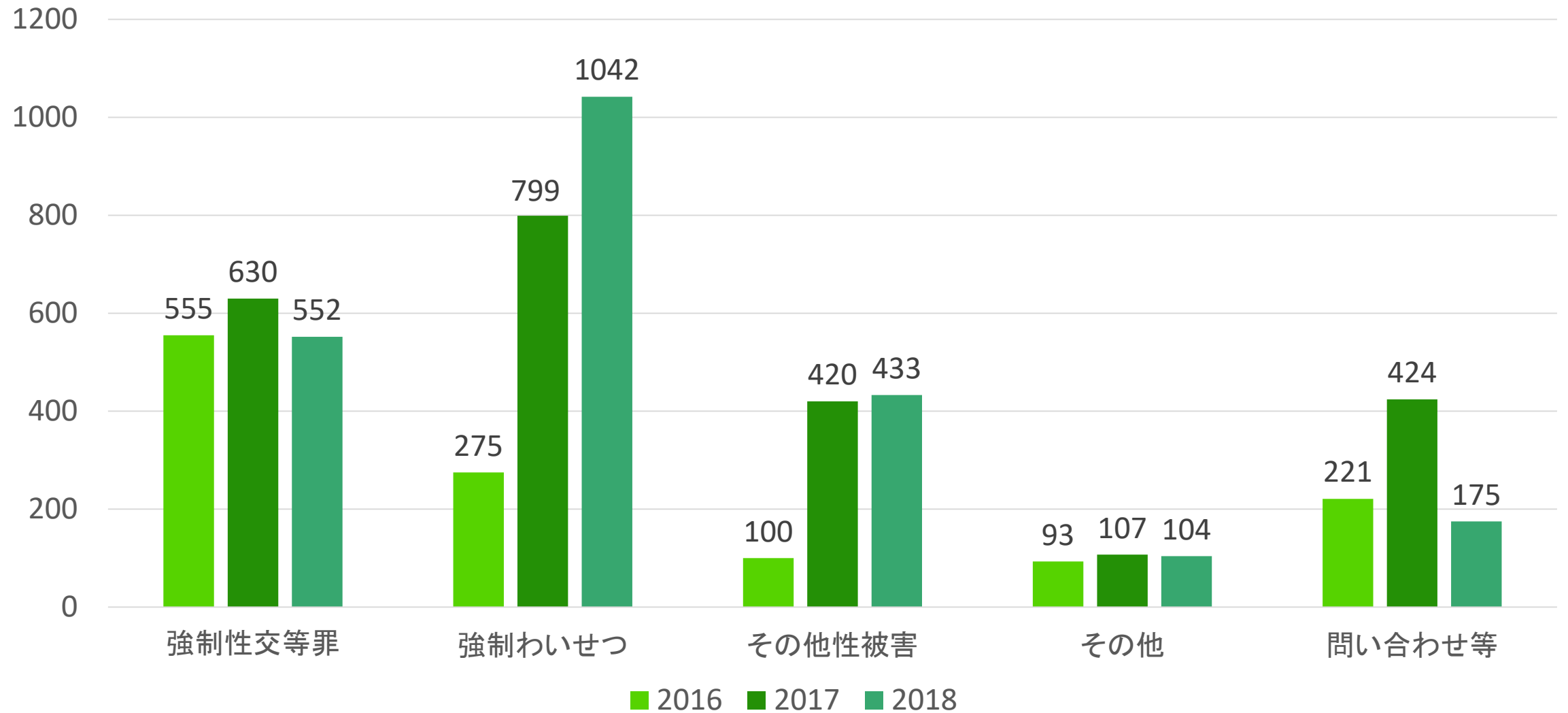
- ・両親に言えない
- ・周りに知られたくない
- ・昔から加害者を知っているのでためらう
- ・もめたくない
- ・警察に通報したら親族が捕まる
- ・職場の対応が不安（人間関係、人事、辞めさせられる）
- ・加害者からの仕返しが怖い

【警察に相談したが被害届の提出に至らなかったことが確認できた件数】

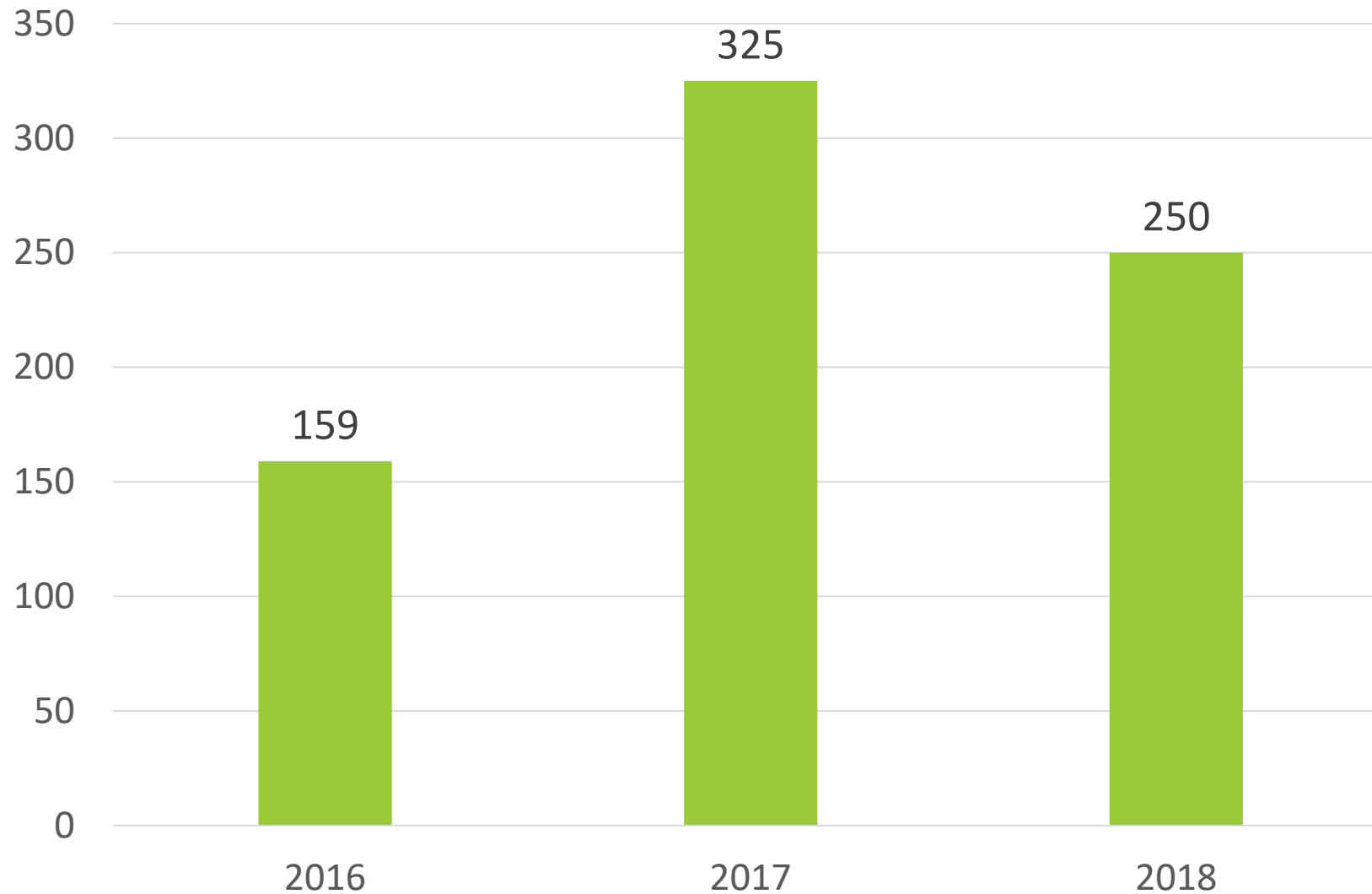
43件／136件 （32%）

- 提出できなかった
 - ・犯罪事実が明確でない、と言われた
 - ・証拠がない、と言われた
 - （服を洗った、映像が残っていない、時間が経過 等）
 - ・脅迫がなかった、と言われた
 - ・合意があったのでは、と言われた
 - ・防犯カメラを確認したが抵抗していない、と言われた
 - ・詳細なことや顔など覚えてなく、事件として処理されなかった
- 提出をやめた
 - ・警察でイヤな思いをした
 - ・おおごとになるかもしれない、と言われた
 - ・報復されるリスクがある、と言われた
 - ・PTSDの症状がきつくて警察に行けなくなった
 - ・示談できた

性暴力被害者支援センター・ふくおか 電話相談 被害内訳

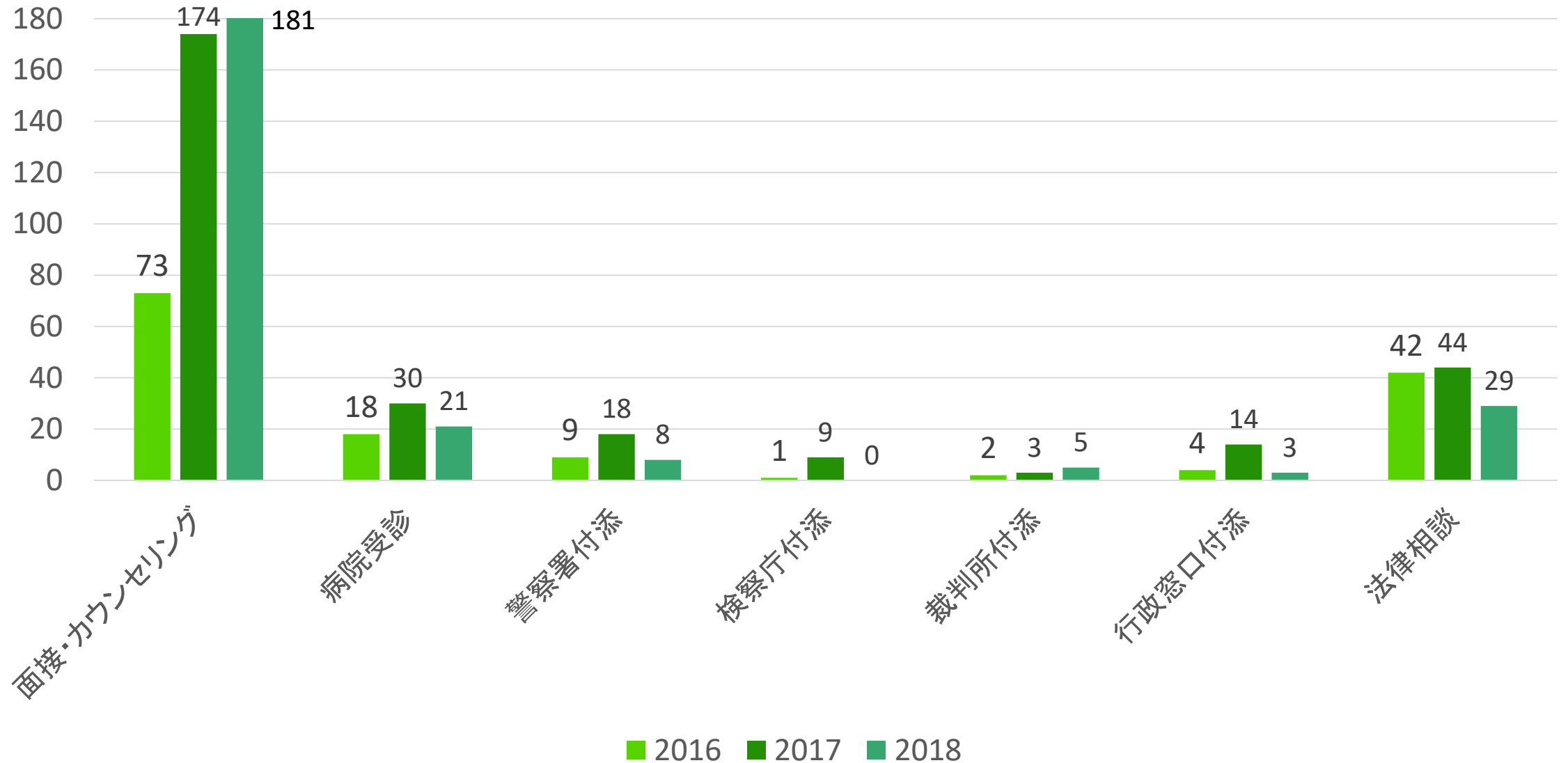


性暴力被害者支援センター・ふくおか 直接支援件数



	実人員
2016	60人
2017	88人
2018	72人

性暴力被害者支援センター・ふくおか 直接支援内容



性暴力被害者支援センター・ふくおか 証拠採取

- ✓ 2017年7月～
- ✓ フロー
センターで保管している採取キットを相談員が提携病院に持参
医師が証拠採取
県警本部が資料を引き取り、鑑定を実施
被害申告はセンターを通じて県警へ
- ✓ 実績 計5件 うち被害申告 0件
2017年度 1件 2018年度 1件 2019年度 3件
- ✓ レイプドラッグ検査 2019年12月～
実績 0件

刑法改正の影響と課題

- ✓ 強制性交等 男性、LGBTQ被害者の顕在化⇒相談体制整備が課題
(暴行脅迫要件があることによる) 被害届不受理
- ✓ 非親告罪化 影響は少ない
- ✓ 監護者性交等 監護者の範囲が限定されていることによる問題
- ✓ 子どもの性被害が顕在化傾向の中、支援の受け皿が不十分
- ✓ 性的同意年齢 性教育の内容との齟齬
障がい児者の場合の矛盾
- ✓ 附帯決議 高等裁判所で性被害者についての研修実施 (福岡)

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
性暴力救援センター・日赤なごやなごみ
視察・ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年2月3日（月）13:10～15:35

2 場 所

性暴力救援センター・日赤なごやなごみ

3 内 容

(1) 所内施設の視察

(2) ヒアリング

「性暴力救援センター日赤なごやなごみにおける性暴力被害者の現状と支援体制について」

4 資 料

ヒアリング資料

「性暴力救援センター日赤なごやなごみにおける性暴力被害者の現状と支援体制について」

5 概 要

(1) 性暴力救援センター日赤なごやなごみ（以下、「なごみ」という。）の施設の視察を行った。

(2) 片岡笑美子・センター長，坂本理恵・医療社会事業係長から，資料に基づき，性暴力被害の現状等について説明を受けた後，質疑応答を行った。

6 視察結果

なごみは，名古屋第二赤十字病院内に設置されたいわゆる「病院拠点型」のワンストップ支援センターであり，その事務所内には，スタッフが常駐する電話室，面談室が設けられていた。

電話室では，支援員・SANE（セイン：性暴力被害者支援看護師。詳細は後記7参照。）が24時間体制で電話対応を行っており，同室内には，電話対応の事務スペースや，相談者の同意を得て医師が膣内容物を採取する際に用いる検査キットが保管されていた。また，相談者から採取した膣内容物等を一時保管するための冷凍庫が設置されていた。

面談室には机と椅子，相談者が体を休めるためのソファが置かれており，主に SANE がなごみに来訪した相談者から聴き取りを行い，その後，必要に応じて病院内の診療科において診察を行うとのことであった。

相談者が来院してから面談室まで移動する動線や，面談室から診療科まで移動する動線は，他の相談者の目につきにくく，かつ移動距離が短くて済むなど，相談者がなごみに来所したことが分からないようにするための配慮がなされていた。

7 説明及び質疑応答の要旨

<なごみの概要について>【スライド1～6頁】

- なごみは，名古屋第二赤十字病院内に病院拠点型のワンストップ支援センターとして，2016年（平成28年）1月5日に設立し，現在，運営5年目である。24時間体制で運営しており，なごみの特徴として，SANE と呼ばれる性暴力被害者支援看護師を養成し，配置している点が挙げられる。

SANE（Sexual Assault Nurse Examiner）は，1970年代に北米を中心に発展し，国際フォレンジック看護学会は，SANEを「性的暴行又は虐待を受けた患者のメディカルフォレンジックケアの専門教育と臨床準備を完了した看護師」と定義している。日本では，2000年（平成12年）に，日本の現状に合わせたSANEの研修が東京で始まっており，研修内容は，性暴力に関連する心理・身体・社会及び法医学的な知識・技術・態度についての専門教育である。日本フォレンジックヒューマンケアセンター（旧女性と子どものライフケア研究所）は，なごみの開設に向けて，2014年（平成26年）からSANEの研修を開始し，これまでに約100名の看護師が研修を受講している。なごみでは，現在，約52名のSANEが性暴力被害者の急性期対応を担っている。

なお，SANEは，我が国では，公的な資格ではないが，2020年度（令和2年度）から，日本フォレンジック看護学会認定制度が導入される。

- なごみでは，「同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力である」と捉えて，支援を行っている。院内に救命救急センターがあるので，緊急外来で来たDVの性暴力や，子どもの性虐待などにも対応している。
- なごみの体制として，支援員（アドボケーター），SANE，産婦人科医，救急医，小児科医，精神科医のほか，相談者の中には，男性の被害者もいるので泌尿器科医などで対応している。また，専任のMSW（医療ソーシャルワーカー）がコーディネート業務を行っており，支援の内容に応じて，役割分担している。また，地域の医療福祉組織や，弁護士，警察，児童相談所（以下，「児相」という。），被害者支援団体などと

連携している。

- 被害発生時に被害者が直接なごみに連絡してくることもあれば、被害者が親や学校に相談し、児相や警察に通報があつてからなごみにつながる場合などがある。急性期の場合、一週間以内の被害の場合には、来院してもらい対応するようにしている。急性期の場合、まず面談を行い、診察の同意を得て、警察への被害の申告意思を確認し、場合によっては証拠採取の意思の有無を確認してから診察を実施している。

<24時間ホットライン体制及び面接相談対応について>【スライド7～8頁】

- 「被害直後すぐに対応できる」、「被害者がかけたいときにつながる」よう、電話相談は24時間体制をとっている。1回線対応なので、相談1回あたり15分以内に対応するようにしている。対応に当たっては、特に、緊急度の確認を行い、急性期と思われる場合は、被害者が安全な場所にいるかどうかを確認し、被害発生から72時間以内の場合には、すぐ来所するよう促している。被害状況の正確な聴き取りには電話では限界があるため、来院してもらうことを基本としている。
- 面接相談を行う場合、主にSANEが被害状況を聴取し、身体的・心理的・社会的な側面から症状を確認する。そこでは、最終生理、ピル服用の有無、証拠採取の有無、警察等への通報の意思の確認を行う。子どもの被害の場合、司法面接が行われる場合もあるので、被害状況を子ども本人から細かく聞かないようにしており、児相や御家族から事情を聞き、子どもには身体的な症状から聞くという対応をしている。

<緊急医療支援について>【スライド9頁】

- 緊急医療支援として、全身の身体の状態の確認と診断を行っている。産婦人科医療としては、妊娠の可能性の確認と予防、性感染症検査を行う。継続的医療が必要であれば、各診療科につなぐ。例えば、妊娠している場合には、人工妊娠中絶・出産（中絶可能期間を徒過している場合）の対応を行い、他院で受け入れてもらえる人工妊娠中絶については、他院を紹介することもある。
- 特に子どもが被害を受けた場合、「自分の身体が汚れてしまった」などと負のボディイメージを持つので、急性期か否かを問わず、しっかり医師に診察してもらい、そのようなボディイメージを払拭するため、「全く健康できれいだから大丈夫だよ」などと医師から声をかけてもらっている。
- 男性被害者の場合は、泌尿器科につないでいる。
- 証拠採取については、警察への申告を迷っている場合のために、証

証拠採取キットを警察から預かっている。なごみでは、被害者に証拠採取の意思を確認しており、その時にしかできない検体の採取を匿名で実施することができる。ただし、その場合の診察は自費になる。採取する場合には、医師が対応する。

<心理的支援及び法的支援について> 【スライド 10～11 頁】

- 初めて来所した方の心理的状況を把握し、不安感情が強く、不眠などの症状があれば、精神科につなぎ、PTSD の可能性がある場合、心療内科につないでいる。
- 愛知県警とは相談しやすい体制を築いている。被害者が先に警察に行った場合には、警察からなごみにつなげてもらい、被害者が最初になごみに来た場合は、警察への被害申告について被害者に話をし、警察に届け出たいと申し出た場合、警察を速やかに呼んで、必要な診察、証拠採取を行う。
- なごみで証拠採取を行った場合は、警察への被害申告の有無にかかわらず、警察に採取した物を取りに来てもらい、警察において保管してもらっている。採取当時は被害申告の意思がなかった被害者であっても、多くは、後から処罰感情が湧くことが多いので、証拠採取の必要性については、来所した方に丁寧に説明するようにしている。
- なごみにおいては、有志の弁護士と連携し、現在は、弁護士を 32 名登録しており、性暴力・虐待・DV の各担当弁護士がそれぞれシフトで対応している。被害者には、被害直後から、弁護士に相談できることを説明する。
- 弁護士への相談を希望された場合は、当番の連携弁護士に電話連絡をして対応を依頼する。初回面談は、スムーズな連携のためにも、弁護士になごみまで来てもらい、被害者と話をしてもらうようにしている。弁護士がかかわる案件は年々増えており、特に、親戚からの被害や、子ども同士の被害は、当事者同士でやり取りすると、親だけで勝手に話をつけたり、平素からの人間関係があつたりして、後に揉める場合もあるため、弁護士に介入してもらい、警察にも届け出て、加害者側にも必要な措置を講ずる方がいいという考え方から、そのような方法を勧めている。

<生活支援及び同行支援について> 【スライド 12～13 頁】

- DV 被害を含め、一時的な生活の保護を行う必要がある事例もあるので、多機関多職種と連携し、シェルターなどの社会資源を活用し、被害者の一時保護をはかっている。また、警察・法律事務所・精神科などは、普段の生活の中ではあまり行かない場所でもあるので、初回には、被害

者の二次被害の予防や不安の解消のために MSW（医療ソーシャルワーカー）が同行支援を行っている。

<支援体制の構築のための各会議の運営について>【スライド 14～16 頁】

- 例えば、子どもが被害者である場合には、学校側の理解がないと子どもが学校に行けなくなる場合もあるので、被害者がそれまでの社会生活を継続できるよう、可能な限り本人や家族も交えて、「なごみ連携ケースカンファレンス」という形で関係機関が一同に集まり、ミーティングを行っている。
- また、なごみ設立以来、2か月に1回、支援体制の構築及び連携強化のために、なごみ連携推進会議を開催している。現在は、県・市・児相、産婦人科医、法医学医、精神科医、警察、検察なども参加しており、児相が参加して以降、児相からなごみにつながるケースが大きく増えた。また、院内の体制の調整、連携強化のためのなごみ運営委員会という会議を2か月に1回行っている。
- 加えて、各事例によって支援の仕方が多様なので、各種の事例検討会を行っており、院内で毎月行うケースカンファレンスのほか、2018年（平成30年）からは連携弁護士と年1回の拡大事例検討会を実施している。2020年（令和2年）3月からは児相との事例検討会を開催する予定である。

<設立以降4年間の対応件数等について>

- 【スライド 18 頁】 設立以降の電話相談延べ件数は 5,290 件、来所延べ件数は 1,397 件、診察延べ件数は 489 件である。同一の方に複数回対応をすることもあるので、新規で受付した実人数は 973 名であり、そのうち、来院して面談した実人数は 474 名である。電話相談を受けた方のうち、直接支援を行ったのが、約半数というところである。
- 【スライド 19～20 頁】 受付実人数、来所実人数ともに年々増えており、2019年（令和元年）は1か月に受け付けた人数が平均 30.0 名、来所した人数は平均 14.8 名である。
- 【スライド 21 頁】 電話延べ件数の各年の推移を見ると、電話だけで来所できていない人がいることが分かる。同一人物が何度も電話で相談するケースもあり、来所を促しても、子どもからの相談であったり、他府県からの相談であったりして、直接支援に至らない場合もある。
- 【スライド 22 頁】 診察延べ件数の推移を見ると、年々増えてきていることが分かる。初回の診察は、警察との連携により、公費負担で診察できるのだが、被害届を出さない場合、2回目以降の診察は自己負担になるため、2回目以降の診察につながらないことがある。なごみとして

は、初回の面談，二度目の来所時に行う感染症検査，その結果報告の3回は来所してもらう必要があると考えているので，そのあたりが課題である。

- 【スライド 23～25 頁】新規受付け数，相談延べ件数，検体採取・避妊薬処方・感染症検査などの診察内容の件数の推移を見ると，いずれも年々増えているところである。
- 【スライド 26～28 頁】新規利用者（来所相談対応含む。）973名の性別を見ると，女性が896名と多いが，男性，性的マイノリティの方もいる。男性の受付け者65名のうち，14名が来所相談しており，うち13名は刑法改正後に来所した事例である（全てが刑法改正後の被害というわけではなく，改正により相談しやすくなったということであるように思われる。）。また，新規相談者の居住地を見ると，名古屋市内のほか，県外居住の相談者もいるので，近くの支援機関を紹介するなどする。同一県内といっても広いので，ワンストップ支援センターが県に一つでは足りない認識。
- 【スライド 29～30 頁】新規相談電話の受付時間について見ると，58.9%が時間外（夜間）に相談している。また，新規来所者の来所時間を見ても，45.1%が時間外に来所している。これらはいずれも急性期の事案が多いので，24時間体制であることは被害者にとって有効と考えている。
- 【スライド 31 頁】新規来所者の紹介経路を見ると，警察が最も多いが，DVや児童虐待事案で，院内の救急外来，産婦人科，小児科，ER（救急救命室）などの院内スタッフからなごみに連絡が入るケースも多い。
- 【スライド 32 頁】新規来所者の年齢は，20歳代までで7.2割となっている。50歳代以上の来所は，ほとんどが過去の被害に苦しんでいる事案である。
- 【スライド 33 頁】新規来所者474名のうち，40歳未満の方は401名であり，年齢別に見ると，13歳～25歳までの来所者が多く，特に，18歳～20歳が最も被害に遭いやすい年齢であると思われる。
- 【スライド 34～35 頁】新規来所者の被害状況を見ると，強制性交等が半数以上と最も多く，次いでDV・デートDV，強制わいせつ，性虐待と続く。来所者と加害者の関係について見ると，83%が面識がある人（親族，知人）からの被害である。SNSで知り合った人，ナンパ相手，兄弟の友人といった知人からの被害が多く，親族（夫，父，兄・弟，おじ，甥，いとこなど）からの被害も多い。また，教師やコーチなど「（被害者から見て）権威ある人」からの被害もある。全く見知らぬ人からの被

害は 12%で、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」の結果と概ね一致しているという印象である。

- 【スライド 36～37 頁】新規来所者における被害発生から来所までの経過時間については、474 人中、72 時間以内が 237 人と半数であり、1 か月以内が 86 名、半年以内が 53 名である。急性期以外で相談される方は、被害による精神症状が継続していたり、PTSD に移行したりしている場合である。被害から「1 年超え」で来所される方の中には、40 年以上前の被害を相談された方もいるなど、被害によって長期的に苦しめられている実態が分かる。1 年を超えて来所された方 84 名の被害時の年齢を見ると、58 名が当時 18 歳未満であり、子どもときの性虐待等のトラウマが何年も解決されない状態であることがうかがえる。
- 【スライド 38～40 頁】なごみから警察や弁護士、精神科などの他機関につないだケースは、396 件あり、そのうち、警察につないだケースが 90 件で最も多い。警察からなごみに来るケースと合わせると、かなりの数で警察の介入がある。検察との連携という観点では、なごみが関与して司法面接を行ったケースが 3 件ある（後述）。

< 設立以降 4 年間の対応件数等について（18 歳未満） >

- 【スライド 42～45 頁】18 歳未満の新規来所者は年々増えており、性別を見ると、124 名中、女兒が 115 名と多いが、男児の来所も 9 名ある。男児の被害では、子ども同士のいじめのケースもあった。18 歳未満の新規来所者の紹介経路では、児相からの紹介がもっとも多く、次いで、警察、当院の院内スタッフ、インターネットからの連絡と続く。

< 18 歳未満の新規電話相談者のうち来所につながらない実態について >

- 【スライド 43 頁】新規電話相談者 973 名のうち、18 歳未満の相談者は 216 名である。18 歳未満の被害の相談のうち、「本人」からの電話相談は 34 名、「本人以外」からの電話相談は 182 名である。本人からの電話相談 34 名のうち、18 歳未満で被害者自らが来所相談できたのは、14 歳 1 名と 17 歳 2 名の計 3 名（1.4%）である。18 歳未満では、実際に被害があることが窺えているのに、結局直接支援につながっていない実態が分かる。
- 【スライド 46～48 頁】18 歳未満の新規来所者の被害状況では、強制性交等が 57 名、強制わいせつが 28 名である。加害者の内訳を見ると、「父親からの被害」22 名含む「親族からの被害」が 33 名、「見知らぬ人からの被害」は 11 名、SNS で知り合った人などの知人が 59 名、教師など「権威ある人からの被害」が 7 名であった。18 歳未満の新規来所者の被害発生から相談までの経過時間については、72 時間以内の急性

期が124名中、45名(36.3%)となっている。

<設立以降4年間の対応件数等について(13歳~16歳)>

- 【スライド50頁】13歳~16歳の新規来所者は年々増えており、4年間の累計で63名であり、2019年(令和元年)は、26名来所している。
- 【スライド51~52頁】13~16歳の新規来所者63名を性別で見ると、女兒が59名と多いが、男児の被害も4名ある。紹介経路を見ると、(全年齢層の新規来所者の場合、最も多い紹介経路は「警察」であり、18歳未満の場合、「児相」、「警察」の順となっているのに対し、13歳~16歳では、)「児相」に次ぎ、「学校」が多くなっているとおり、中学生の年齢くらいの被害では、学校からの相談も多い。性虐待の案件だと、警察や児相、学校と連携しなければならないので、平素から子どもと関わる児相や学校が子どもをしっかりと見守る必要がある。
- 【スライド53~55頁】13歳~16歳の新規来所者の被害状況は、63名中、強制性交等が34名、次いで強制わいせつが13名である。加害者の内訳を見ると、「親族からの被害」が2割を占める。被害発生から相談までにかかる期間については、72時間以内の急性期が25人(39.7%)となっているが、この頃の年代の子どもたちは話したがらない傾向にあり、被害から相談に至るまで1週間以上過ぎることもあり、早期の発見のためには、周囲が早く察知することが重要である。

この年代は親子関係が非常に難しくなっていることが多いため、親と本人それぞれへ支援することを大事にしている。

<支援の現場から見た子どもの被害の実態について>

- 子どもの被害において、加害者が同級生であるなど学校内における被害の場合、相手が転校でもしない限り、同じ学校に通うことになり、被害者にとって学校が安全な場所ではなくなる。そのため、なごみでは、学校も含めてミーティングを行い、トラウマの説明を行ったりする。学校側からは、加害者と被害者が会わないように配慮を示してもらえることもあるが、徹底した対応でないため、通学路などを含め絶対会わないと安心できず、結局、被害に遭った側が守られず苦しむという例は非常に多い。中学・高校・大学いずれでもこのような例がある。
- 監護者による性虐待については、幼児期から被害に遭っている場合、最初はそれを被害と認識せず、年を重ねる中で、自分がされていることが性虐待だと初めて認識するケースも多いと思われる。自分がされていることを早期に被害と認識させて、周囲に相談しやすくするためにも、年齢に応じた性教育を5、6歳くらいから始めないといけない。
- 親も学校も何も教育しないのに、性交同意年齢が13歳というのは、

低いと思う。

- 加害者が兄弟であるケースの場合、親からすれば、加害者も被害者も自分の子どもであることから、親が対応に苦しんでいる例もあった。また、叔父・祖父など親族からの被害では、かわいがられていた延長で加害に及ばれた例もあり、そのような例だと、子どもはなかなか被害を周囲に相談しにくい。また、嫌だと思っけていても、生活が崩れることを心配して言えないままの例もある。信頼していた大人からの被害だったため、被害を相談できず、相談できたときには非常に重い精神的な症状が出ていたという例もあり、親族からコントロールされている状況での被害は、被害を重篤化させる。

<障害者の被害の実態について>

- 障害を持つ方の被害については、なごみで把握している範囲で15名程度である。この数は、障害者手帳や精神障害者手帳を持っていて把握できたという数字である。(手帳の有無にかかわらず)精神科で診察し、統合失調症などの病名がある被害者も含めると、30~40名はいると思われる。
- 精神障害・知的障害など様々な障害を有する方が相談に来られる。知的障害の特性である、人なつっこさなどから、通所施設の帰りに同じ施設の人に家に上がり込まれて被害に遭うというケースもある。また、知的障害を持つ子どもが、学校で男児にトイレに連れ込まれて被害に遭われた例もある。障害の有無にかかわらず、されていいことと悪いことの区別がつかないために加害をする場合もあり、必要な知識を身につけさせなければならない。
- 精神障害を持つ方の場合は、被害を受けた後に精神的にまいってしまいう例もあるが、被害を受けた人の話をよく聞いてみると、幼少期にも被害を受けていて、過去の被害による精神的疾患があったという例もある。

<証拠採取の件数及び警察への被害申告の有無等について>

- なごみにおいて証拠を採取した件数は、全140件である。なごみでは、被害者の方の意向により、採取の時点で警察に届け出る意思がなくても、警察から預かっているレイプキッドを用いて匿名での採取に応じており、そのようにして採取したものが34件あった。採取した資料は、匿名のものを含めて、警察で保管してもらっている。なごみで匿名にて採取した方が、その後、警察に被害を申告したというケースは、今のところない。なごみに来所された後の警察との直接のやり取りについては、被害者から聞かされる以外は、なごみにその情報はおりてこない

め、把握できない。

- 相談・来所から警察への被害申告につながった件数、被害申告に至らなかった件数については、捜査機関や弁護士との情報共有がなされていないため、被害申告の有無について、なごみでは十分に把握できていない。メンタルケアなどで複数回来所された被害者から、検察庁に呼ばれたとか、不起訴になったといった情報を断片的に聞いて把握しているくらいである。被害者は、例えば、事情聴取を受けることで心情が不安定になることもあるので、支援にとっても必要な情報は、共有してほしい。
- 来所した人のうち、「警察に届けたい」と意思を示した人は、30～40名はいた。被害を届けたい理由については様々であり、加害者が権威のある人や有名な人であるため、被害申告した場合の影響を考慮して躊躇したり、特に急性期の場合には、「自分も悪かった」、「なかったことにしたい」といった理由から警察に届けなかったり、若年の被害だと「親には言えない」という理由もあった。
- 同行支援で警察に行ったケースにおいて、最近は随分と減ったが、二次被害に遭ったケースもある。証拠の有無などが重要であるとしても、心ない言われ方を体験してしまうと、被害者は、「警察にはもう行きたくない」となってしまう。傷付いている被害者がいて、その相手方がいることは確かなので、(捜査機関が)最善の方法を被害者と共有できるようにしてほしいと思う。

<刑事手続終了後の支援に係るワンストップセンターの関与について>

- 刑事手続終了後においても、メンタルサポートを積極的に行っている。急性期の心理状況が2～3か月続くようであれば、PTSDの可能性もあるので、心療内科や精神科につながり継続的にケアしている。20歳代くらいの被害者の例だと、臨床心理士によるPE(持続エクスポージャー法: PTSDの曝露療法の代表的技法)などのトラウマ治療をなごみで実施している。また、解離性同一性障害を発症している場合は、つながり先の精神医療機関と連携して2～3年ほど継続してケアしている例もある。

<性暴力撲滅に向けた早期介入とPTSD予防のための人材育成と社会システム作り>【スライド56頁】

- 現在の課題として、被害に遭われた方が、どこに相談していいかわからないという問題や、相談場所が不足しているという問題があると考えられる。また、性暴力事案への対応について知識を持っているスタッフが不足していること、他機関につないだ後の情報共有が不足しているなど

関係組織間の情報共有や機動的な連携が十分なされていないと感じる。

- 資料中の「経営者視線」というのは、つまり、医師が診察する診療には診療報酬が反映されるが、診察以外の支援に対する報酬が反映されないため、経営側からすると、利益が上がらない点が課題である。病院拠点型のワンストップ支援センターの設置の促進に際しては、性暴力被害者支援加算等、診療報酬としての手当の設置が重要な課題である。
- 一度性犯罪・性暴力の被害に遭うと、その後の自殺未遂、依存症、再被害、失職・貧困、非行、犯罪など、PTSD の複合リスクを有することとなり、生活・社会不適合に陥り、再被害に遭いやすいという悪循環が生じる。被害に遭われた方が、精神科に通って薬の処方を受けていても、自身が性暴力の被害に遭ったことを申告していないケースがある。そのような場合、直接の原因に対するケアや治療が施されず、結局、症状の悪化や、引きこもりになってしまうことも多いと考えられる。

<課題解決のアプローチ> 【スライド 57 頁】

- 愛知県と連携し、病院拠点型のワンストップ支援センターの設置の促進を行っている。県内には、救急救命センターが 23 あるので、いずれは、拠点病院（ワンストップ支援センター）にすることも見据えて、まずは、協力病院において SANE の養成を本年から始めることとしている。
- 科学的エビデンスに基づくトラウマ対応ができる人材の育成、現在行っている多機関・多職種連携チームにおいて、被害に遭われた方に対する支援方針が迅速に決まるような情報共有の在り方や、システム作りが課題である。
- そのほか、日本フォレンジックヒューマンケアセンターや、名古屋大学とも協働して、データの標準化・蓄積・分析に係る調査研究を 2 年くらいかけてやっっていこうと考えている。
- 救命救急センターにおける病院拠点型ワンストップ支援センターの設置は、24 時間いつでも必要な支援・治療を産婦人科等診療科の医師による医療的対応が可能であること、24 時間 SANE が対応できること、本事業には、多職種多機関のネットワークが重要であり、専任の MSW (医療ソーシャルワーカー) を配置して支援員と共に活動できることなど、メリットは大きい。

<質疑応答要旨>

- (Q. 子どもの被害が支援につながる方法としてどのようなケースが多いと感じるか)

学校の先生や養護教諭・スクールワーカーへの相談から児相につなが

り、児相からなごみにつながった例や、学校から直接なごみに相談があり、つながった例が増えている。子どもに近い人、安心して被害を相談できる人が最初のとっかかりになって、支援につながったケースが多い。

○ (Q. 支援につながった好事例は増えている印象か)

なごみによる養護教諭やスクールワーカーへの講演を行ったことや、名古屋市も含めて児相と連携できていることから好事例が増えている印象。来年度は、教育委員会や高校の先生の前で話をする機会もある。やはり、事例の早期発見、適切な対応のための啓発が必要である。PTSDへの対処などメンタル面のサポートも大事であることから、産婦人科からなごみにつながり、メンタルケアを行った例もある。このような連携が構造的に普及していけば好事例はもっと増えると思われる。

○ (Q. 被害から長期間を経て相談に至った例の相談のきっかけについて)

なごみの開設時には、開設することが随分報じられたので、開設をきっかけに相談してくる方がいた。その後も、マスコミやメディアでなごみの取組が取り上げられるとその効果で相談が増えるので、露出が増えることがプラスに影響していると考える。

被害から長期間を経て相談してくる高年齢層の例では、複合的リスクを抱えていることが多い。過去の被害による心身の影響に加えて、人間関係がうまくいかないので仕事が続かず、貧困に陥るといったような例もある。

○ (Q. 刑事罰につながりにくいと思われる事例の特徴などについて)

なごみの開設当初の頃は、特に、性風俗で働く被害者に対し、事情聴取などの対応や被害届の受理までのハードルが高く、「仕事でしょ。」といった言葉をかけられるなどの二次被害もあった。開設以降、こちらからも働きかけることによって、今では、警察に届け出てからの対応がずいぶんと変わったと感じるが、警察は大きな組織なので、個人差はあると感じる。

○ (Q. 男性の被害の実態について)

男性の被害相談への対応は難しいケースが多い。なごみには、男性のSANEもいる。特に男性から男性への被害については、そもそも周囲に打ち明けられず、来所を促しても、引きこもって家から出られないケースもある。それは、被害を打ち明けることで、自分も加害した側と同様の性的指向だと思われてしまうという不安もあるのかもしれない。

○ (Q. デートレイプドラッグ使用が疑われる被害について)

デートレイプドラッグの使用が疑われる被害も多く、可能な限り尿の

採取をするようにしている。このような事案の場合、相談当初は被害の記憶が薄く、被害感情が少ないこともある。しかし、記憶がないことが不安を増幅させ、段々と精神的な支障を来すことも多く、準強制わいせつ・準強制性交等の被害についても、被害者に多大な心身への悪影響を及ぼす。

○ (Q. なごみ連携ケースカンファレンスの具体的な取組について)

被害に遭った子どもが学校に継続的に通うための方針について、本人の意見を聞きつつ、学校側を交えてミーティングを行っている。

例えば、被害に遭った子どもが、学校でフラッシュバックに襲われるなどしたときに、子どもが相談する先生を予め決めておくことや、保健室登校から始めるなどといったことを話し合う。子どもに何かがあったときに、「この先生に相談すればいい」だとか、「養護教諭のいる部屋で休んでいいんだ」などと決めておくことで、子どもに安心感が生まれる。カンファレンスは、同時に、先生や保護者などへの教育という側面も有している。被害後、学校の先生から、「まだ気にしていたの。」などと言われ、精神的に悪化したという例もある。

○ (Q. 多機関連携における被害者の個人情報の取扱いについて)

明確に決まっておらず、これから考えていかななくてはならないと考えている。現在も児童虐待で児相から紹介されたケースだと児相から情報を共有してもらい、被害に遭われた方に同じことを聞かないようにしている。なごみから他機関につなぐ場合は、同様に情報を提供しているところだが、必要とする情報の需給が合っているかは分からない。また、他機関につないだ人がその後どうなったか把握できないところもあるので、情報を共有できるシステム作りを考えていかななくてはならない。

○ (Q. なごみで対応した「司法面接」の概要について)

なごみが関与して司法面接を行った3件のうち1件は、入院が必要な事例であり、生命を最優先にするため、司法面接を入院中の病院で行った。それをきっかけに検察から毎年司法面接の勉強会のお誘いがあり、司法面接的手法を活用した相談支援のためになごみの支援員が参加している。

課題として、人的資源などもあるのだろうが、司法面接は、可能な限り、診察前に速やかに行ってほしい。支援を行う側としては、司法面接が実施されると予測される事案では、何度も聴いて負担をかけないように配慮したり、診察ではどんなことを確認すればいいのだろうと考えたりする。なるべく早期に司法面接が行われるようになればいいと思う。

以上

法務省視察

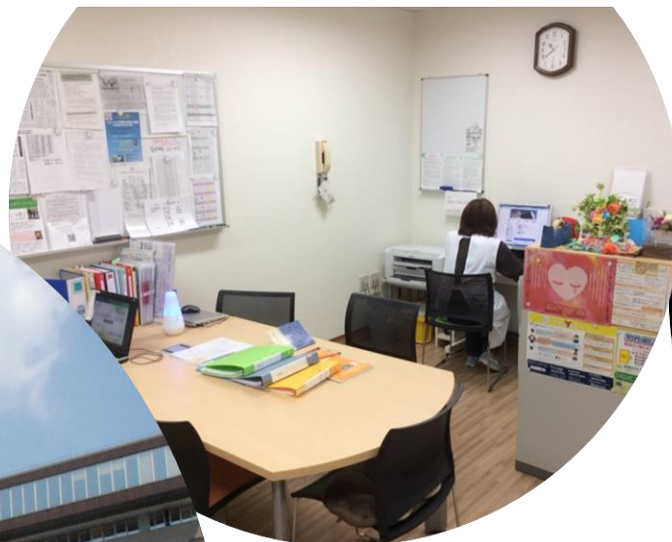
2020年2月3日(月) 13:30~15:30



性暴力救援センター日赤なごやなごみにおける

性暴力被害者の現状と支援体制について

性暴力救援センター日赤なごやなごみ
センター長 片岡 笑美子



**名古屋第二赤十字病院 内
性暴力支援センター日赤なごや なごみ**

**医療・司法・行政にまたがる
病院拠点型ワンストップ支援センター
性暴力被害者支援看護師SANE(セイン)配置**

性暴力の定義

- 定義

「同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力である」

性暴力は人権侵害を引き起こす言動であり、性に関わるものすべてが含まれます。

1. レイプや強制わいせつなど
2. 子どもを対象とした性虐待（保護的な関係にある父親、兄、祖父などによるもの）
3. DVとしての性暴力
を具体的にあげています。

* 性暴力救援センター大阪SACHICOの趣意書より

性暴力救援センター日赤なごやなごみ

性暴力被害者

警察

名古屋第二赤十字病院内 **ホットライン**

性暴力救援センター日赤なごやなごみ

支援員(アドボケーター)
性暴力被害者支援看護師(SANE)・救外看護師
産婦人科医・救急医・小児科医・泌尿器科医
精神科医・臨床心理士・MSW
院内窓口で患者や家族に関わるスタッフ

その他の
関係機関

団体・個人
ボランティア
など

地域の医療福祉組織

小児科・産婦人科
精神科医
県産婦人科医会
県助産師会
県看護協会

法関係

弁護士
日本司法支
援センター
法テラス

行政機関

県・市
県警
区警察等
児童相談所

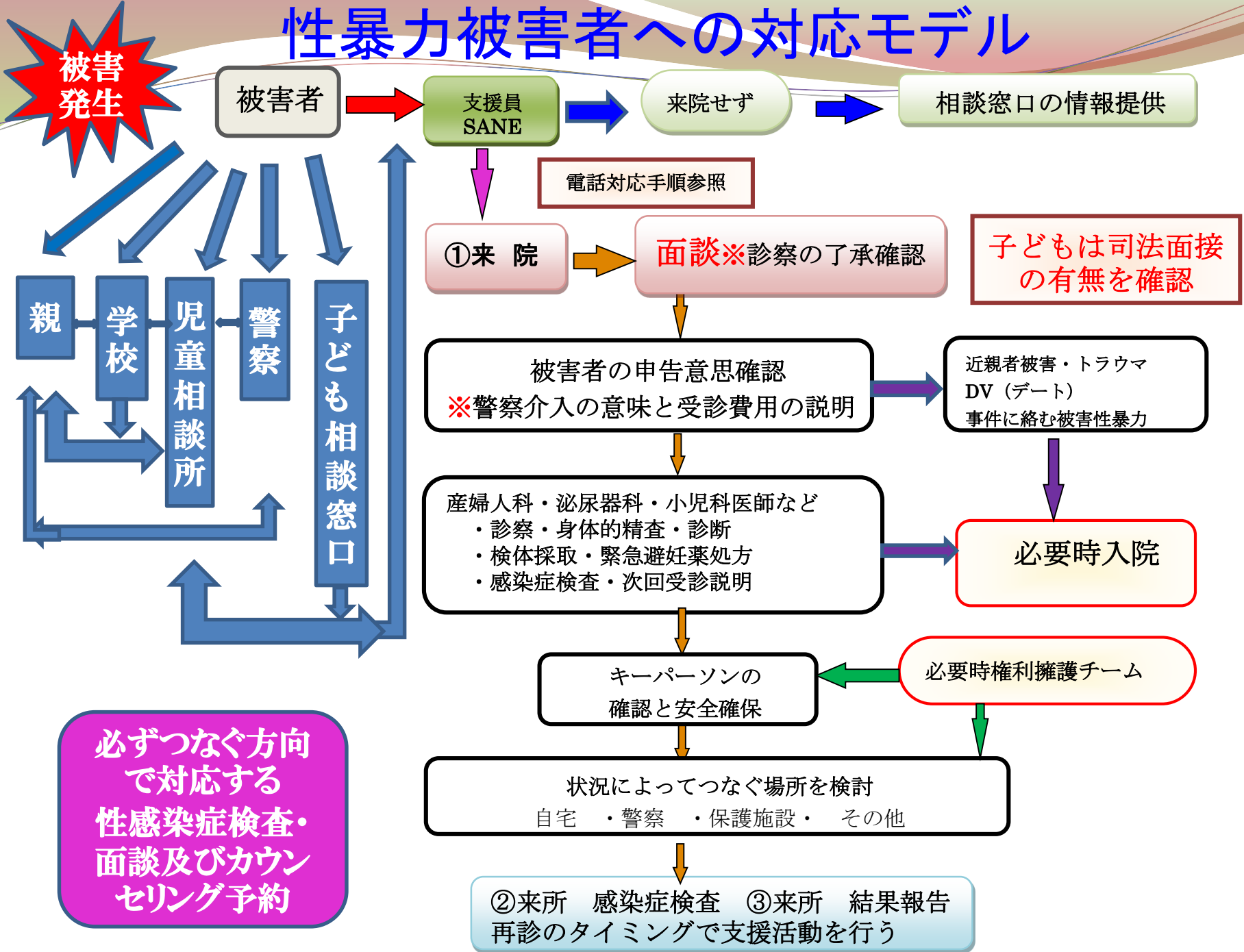
日本フォレンジック
ヒューマンケアセンター

支援者・コーディネー
ター・専門家の養成
スタッフの研修・広報
普及活動

支援内容と担当者の役割

支援内容	アドボケーター	SANE	医師	MSW	精神看護専門 看護師
24時間 ホットライン	○ 8:30~20:30	○ 20:30~8:30		○ 適時	
面談相談	○ 必要時	○	○ 適時	○	○
緊急医療処置		○	○		
心理的支援		○	○ 必要時	○	○
法的支援		○		○	
生活支援		○		○	
同行支援	○			○	
ケース カンファレンス	○	○	○ 必要時	○	○

性暴力被害者への対応モデル



1. 24時間ホットライン体制

大事にしていること

被害直後すぐに対応できる

被害者がいつでもかけたいときにつながる

体制 支援員(8:45~20:45) SANE(20:45~8:45)
電話回線は1回線にて、15分以内で対応

気持ちに寄り添い、話を傾聴し、必要な情報の提供、できる支援について説明する。
できるだけ来所による相談を勧める

緊急度の確認と安全確認

被害発生72時間以内はすぐに来所を促す

不安なときの連絡は、短時間でも聞くことで落ち着くことが多い。

2. 面接相談

大事にしていること

相手の気持ちにより添う
できることを一緒に考える

体制 SANEが対応し、来所してくれたことを認める。
被害状況を聞きながら、身体的、精神的、社会的面から
症状を確認する
(最終生理、ピル服用の有無、必要時被害後の性交の有無
診察の有無、男性医師の確認など)
証拠採取の有無
警察等への通報
子どもの時は常に司法面接手法を意識する
詳しく何度も聞かない

3. 緊急医療支援

大事にしていること

被害による身体的・心理的不安を緩和する
証拠採取の時期をのがさない

体制

性暴力被害による全身状態の確認と診断
産婦人科医療

妊娠の可能性と予防

レイプ被害から72時間以内に避妊薬服用
(ノルレボ錠1.5mg)

性感染症検査(通常は1ヶ月後)

診察にて子どもの負のボディイメージを回復

男性被害者時は泌尿器科医対応

証拠採取

警察通報有無にかかわらず採取可能

継続的医療の必要性

中絶(21週6日まで)・出産

4. 心理的支援

大事にしていること

いつでもつらくなったら電話してよいことを伝えておく

体制 初めて来所したときに心理的状況を把握

心理的不安が強いときは精神科医に相談する
低学年の子どもに対しては小児精神医へ相談

被害直後の時はPTSD移行しないように、精神看護
専門看護師の面談を勧め、予約する

PTSD症状の確認を行い、治療の必要性を説明する

必要時、精神科医療機関を紹介し、協働して支援する

5. 法的支援

大事にしていること

いつでも要望に応じて相談
できる体制



体制

県警への相談

警察届出事案をなごみへ連絡

証拠採取キットの常備(5セット)と採取

警察通報による来院、速やかな対応

弁護士32名登録

性暴力・虐待・DV関連各担当者1名が

2週間毎のシフトで対応

被害直後からの相談対応

初回相談はなごみで対応可能

6. 生活支援

大事にしていること

被害者の安全・安心な生活をめざす

体制 多機関多職種との連携を有効に活用する
一時保護

社会的資源を最大限活用する

顔の見える関係を日頃から築く

7. 同行支援

大事にしていること

同行することで、被害者が必要とする機関につながり、訴えることができる

体制

声が出せない・出しにくい被害者の権利を擁護し、必要に応じて同行支援を行うこと

初回、警察・法律事務所・精神科医療機関など行くときに同行する

警察官・弁護士がなごみで対応するときに同席する

8. なごみ連携ケースカンファレンス

大事にしていること

被害者を中心に学校・仕事・生活が継続できるように速やかにチームで支援する

体制

本人および必要に応じて家族も参加

ケースに関係する機関が一同に集まり、
情報交換および支援内容を検討する

本人の同意の元、支援を行う

なごみ関連会議

【なごみ連携推進会議】

2016年より開始

2ヶ月に1回

【なごみ運営委員会】

2016年より開始

2ヶ月に1回

目的：被害者支援体制の構築
関連機関との連携強化の推進

委員

院内：SANE・MSW・産婦人科医・小児科医
精神科医・泌尿器科医

院外：A県（2019より）・N市3部署・弁護士
N市児童相談所（2018より）産婦人科医
法医学医・精神科医・警察・検察
日本フォレンジックヒューマンケアセンター
（旧ライフケア研究所）・NPO被害者支援団体

目的：運営に関すること
施設・設備に関すること
院内の連携強化

委員

婦人科医・小児科医・救急医・精神科医・泌尿器
科医・看護師・臨床心理士・検査技師・MSW・事
務

事例検討会

- 目的 性暴力被害者支援員の質向上に勤める。
関係機関との連携を図る
- 参加者 アドボケーター・SANE・MSW・医師
関係機関(警察・行政女性相談・支援団体)

1. ケースカンファレンス・ミニレクチャー(2016年4月～)

開催回数 毎月1回 17:30～19:00

2. 弁護士拡大事例検討会(2018年～)

開催 年1回 第一回 2018年5月28日 第2回2019年7月10日

参加者 なごみ登録弁護士

3. 精神科医療機関事例検討会(2018年9月～2019年5月)

開催 2ヶ月に1回

参加者 精神科医療センター医師・臨床心理士・MSW・SANE等

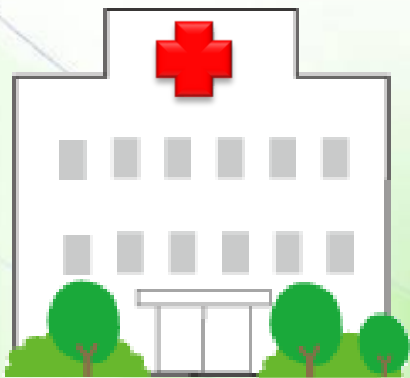
4. 児童相談所事例検討会(2020年3月11日)

開催 年1～2回

参加者 市の児童相談所弁護士

2016年1月5日～2019年12月31日

統計報告



名古屋第二赤十字病院
性暴力救援センター
日赤なごやなごみ

2016年1月5日～2019年12月31日

4年間の総計

電話延べ件数

5290件

来所延べ件数

1397件

診察延べ件数

489件

新規受付実人数

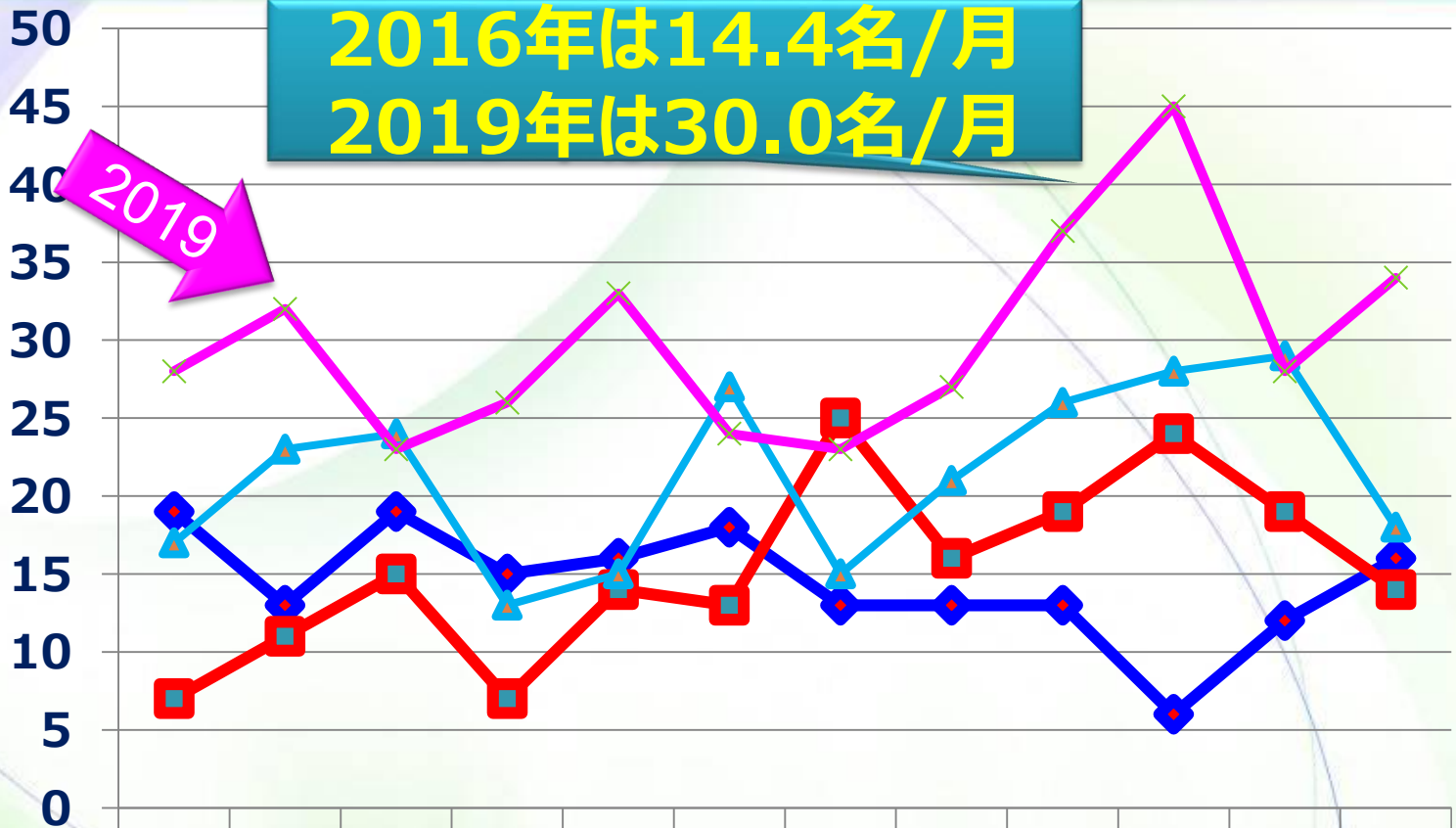
973名

そのうち面談相談実人数

474名

2016年1月5日～2019年12月31日

受付実人数

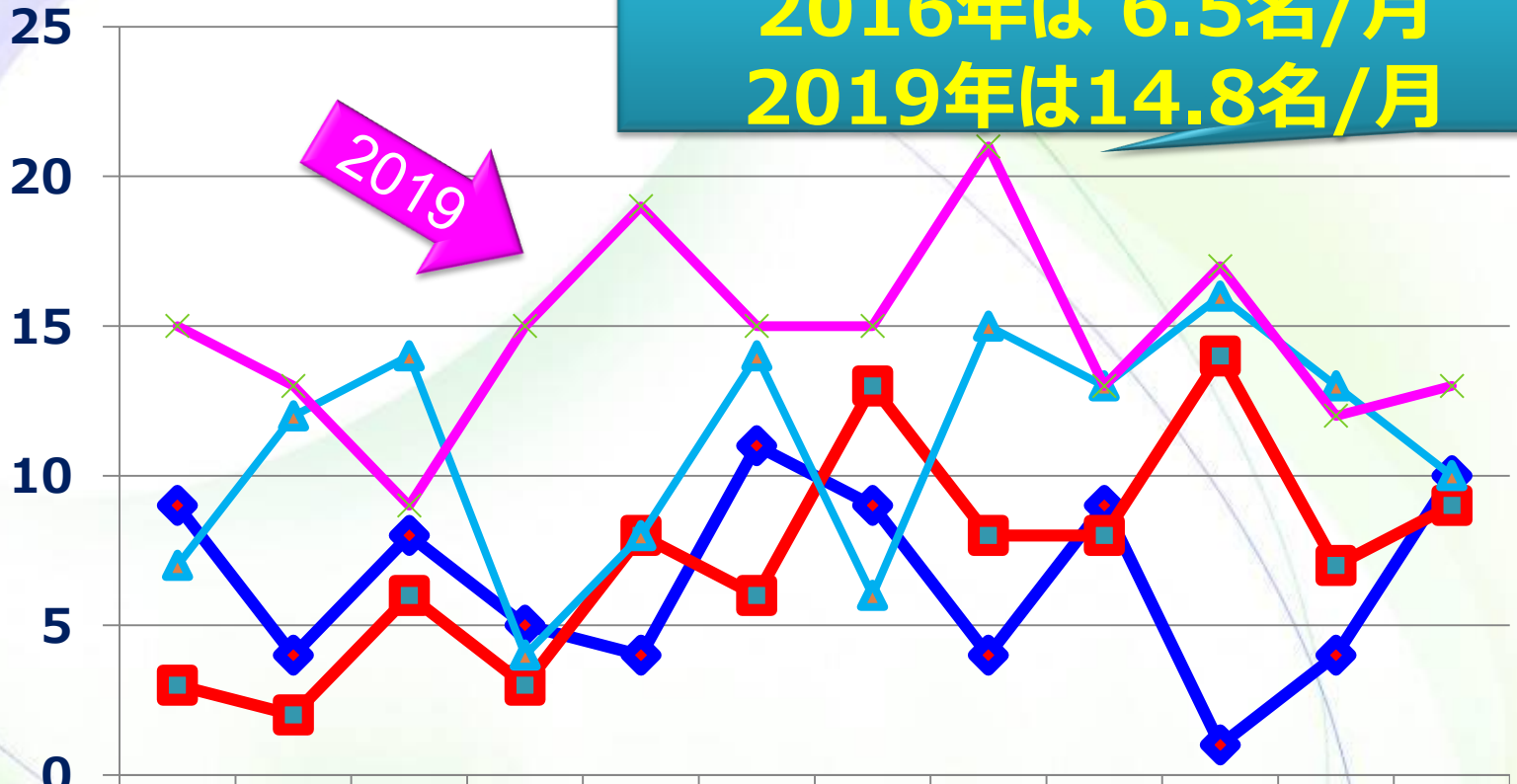


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
◆ 2016新規受付	19	13	19	15	16	18	13	13	13	6	12	16	173
■ 2017新規受付	7	11	15	7	14	13	25	16	19	24	19	14	184
▲ 2018新規受付	17	23	24	13	15	27	15	21	26	28	29	18	256
✕ 2019新規受付	28	32	23	26	33	24	23	27	37	45	28	34	360

2016年1月5日～2019年12月31日

2016年は 6.5名/月
2019年は14.8名/月

来所実人数

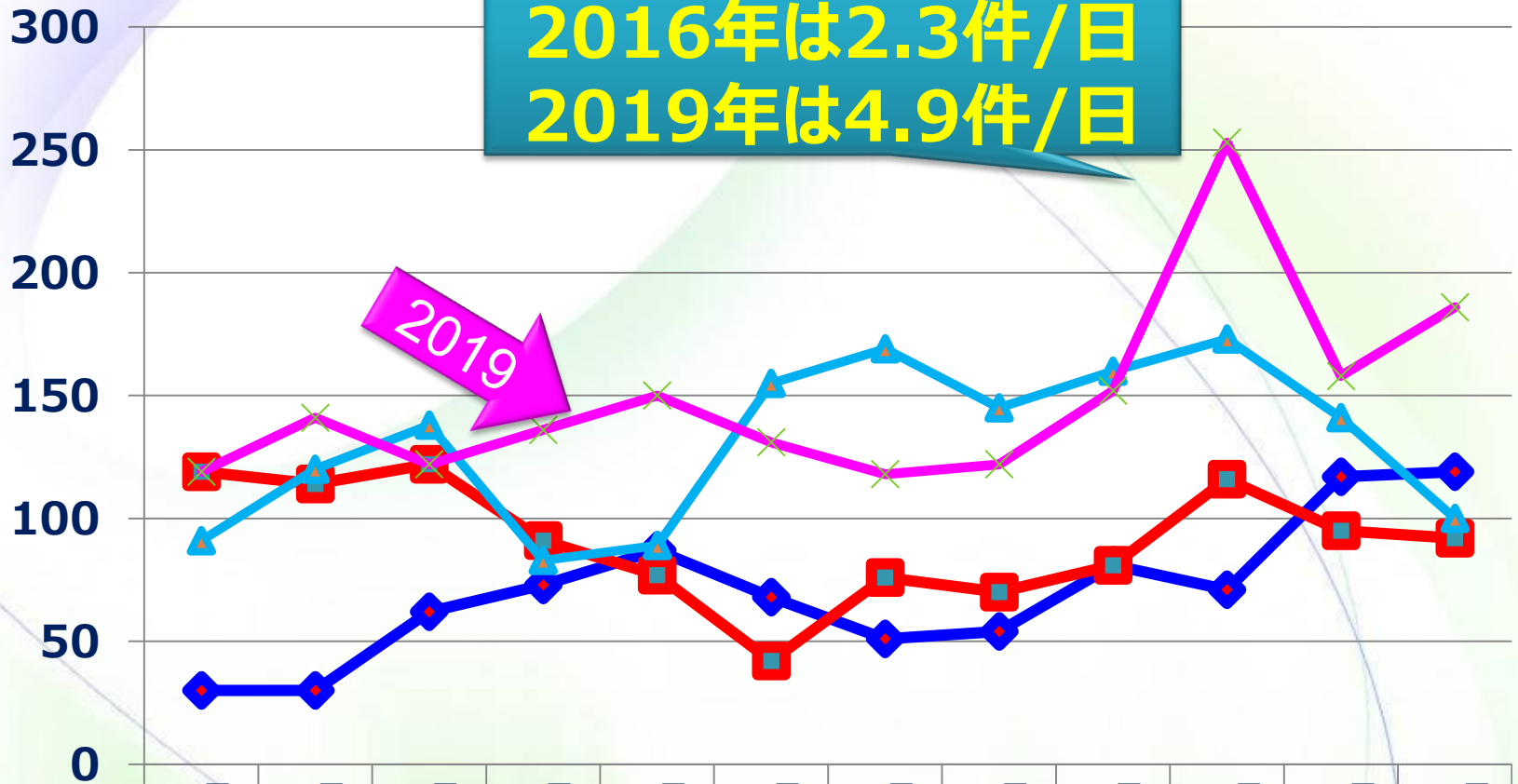


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
◆2016来所面談	9	4	8	5	4	11	9	4	9	1	4	10	78
■2017来所面談	3	2	6	3	8	6	13	8	8	14	7	9	87
▲2018来所面談	7	12	14	4	8	14	6	15	13	16	13	10	132
×2019来所面談	15	13	9	15	19	15	15	21	13	17	12	13	177

2016年1月5日～2019年12月31日

電話のべ件数

2016年は2.3件/日
2019年は4.9件/日

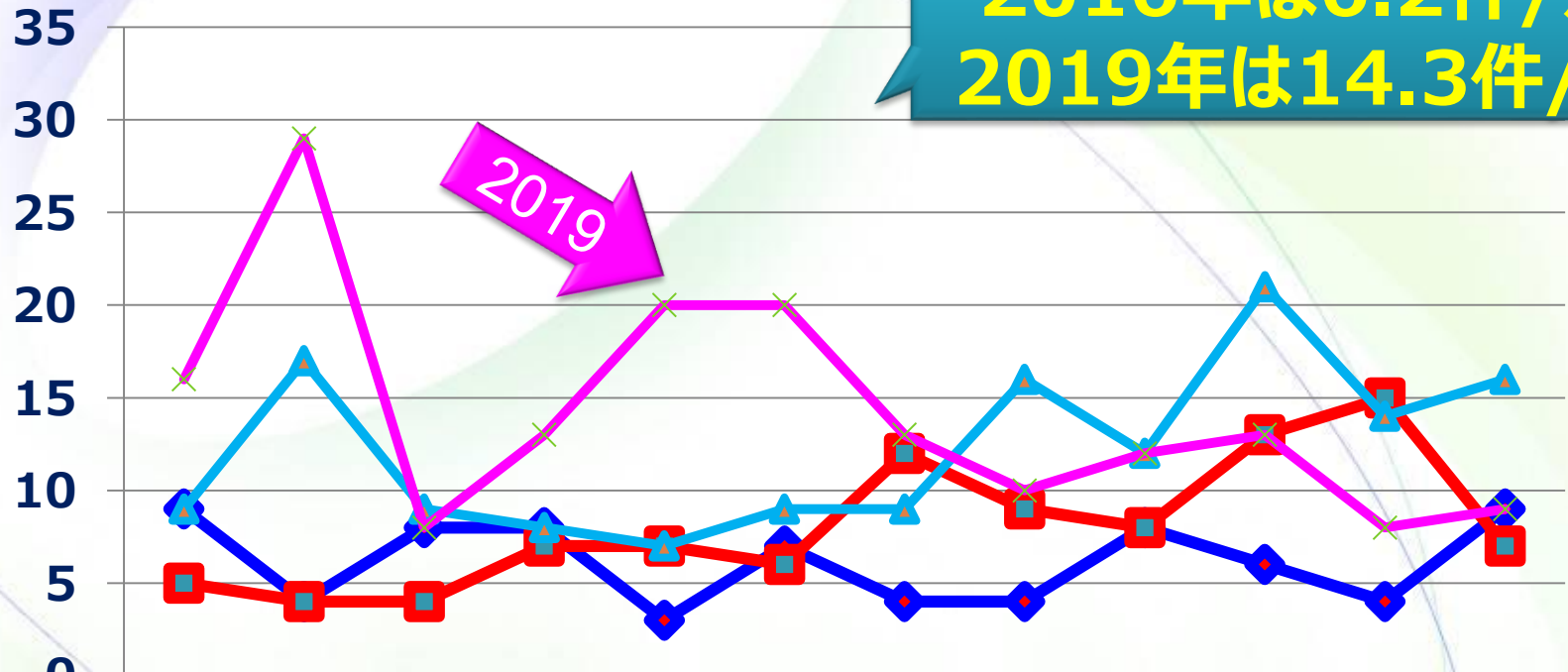


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
◆2016電話	30	30	62	73	87	68	51	54	81	71	117	119	843
■2017電話	119	114	122	91	77	42	76	70	81	116	95	92	1095
▲2018電話	91	120	138	83	89	155	169	145	160	173	141	100	1564
×2019電話	119	141	122	136	150	131	118	122	152	253	158	186	1788

2016年1月5日～2019年12月31日

2016年は6.2件/月
2019年は14.3件/月

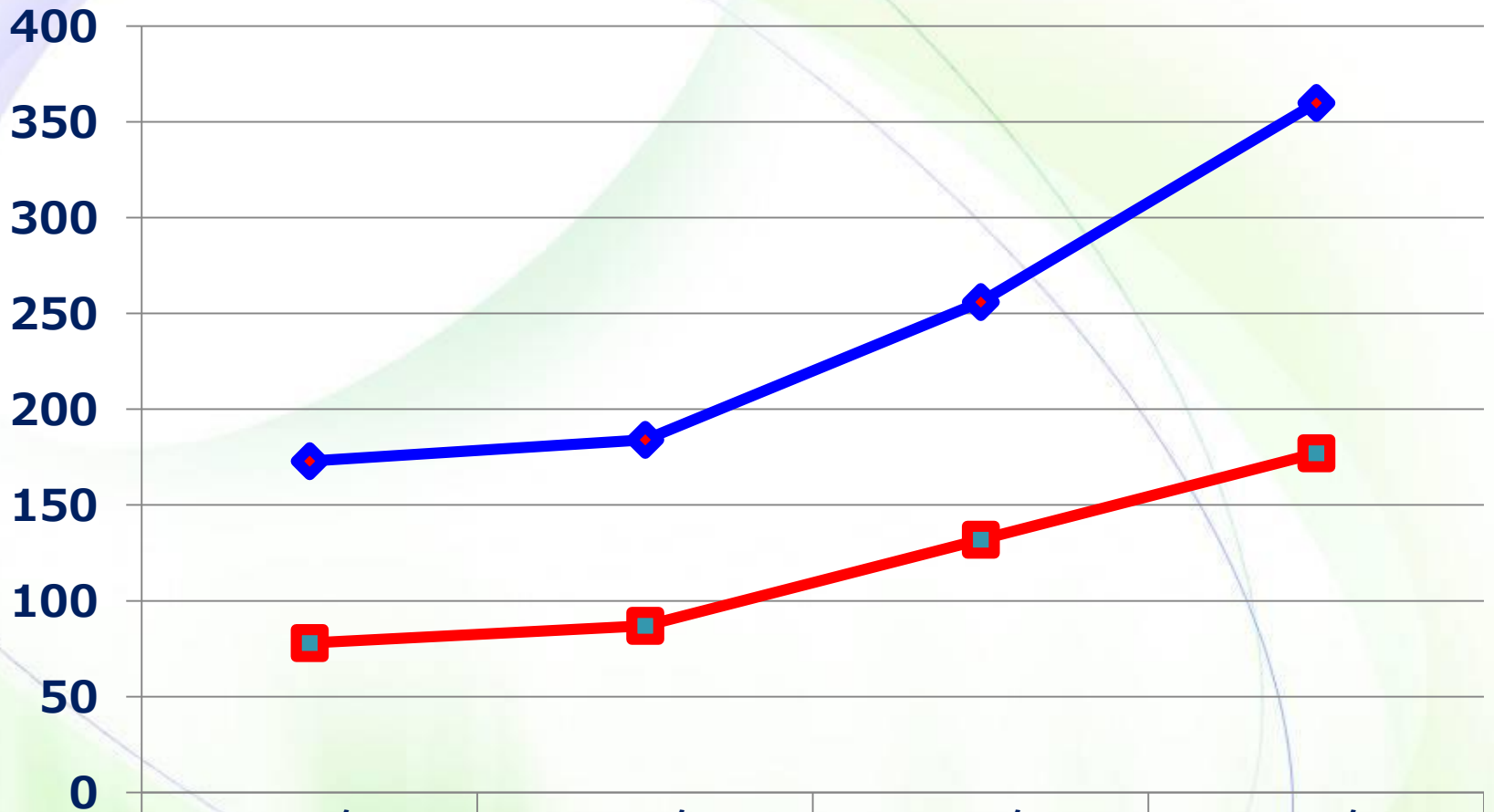
診察のべ件数



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
◆2016診察	9	4	8	8	3	7	4	4	8	6	4	9	74
■2017診察	5	4	4	7	7	6	12	9	8	13	15	7	97
▲2018診察	9	17	9	8	7	9	9	16	12	21	14	16	147
×2019診察	16	29	8	13	20	20	13	10	12	13	8	9	171

新規受付者数の推移

新規受付者数の推移



◆ 新規受付電話
■ 新規来所受付電話

2016年

2017年

2018年

2019年

173

184

256

360

78

87

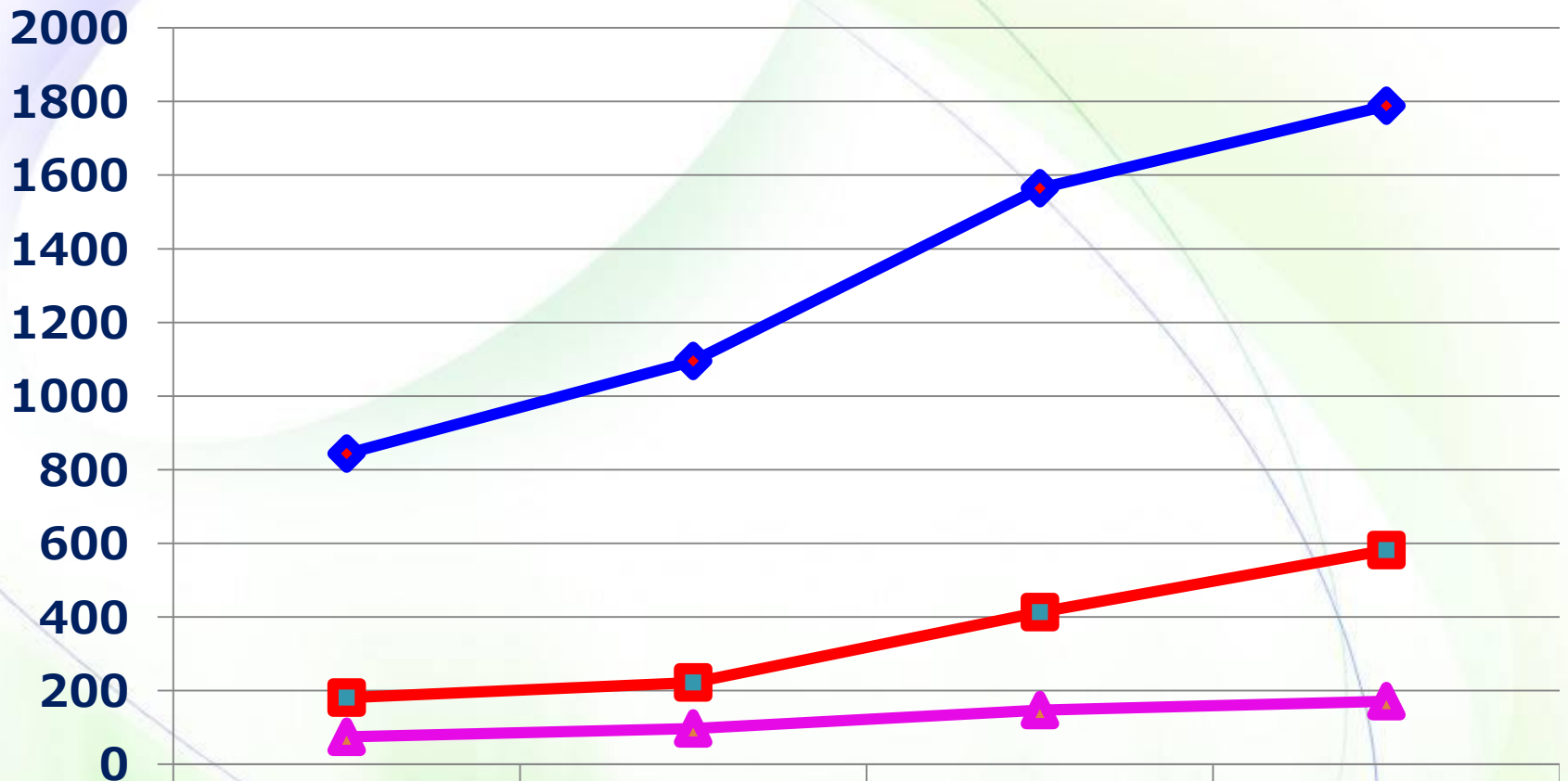
132

177

2016年1月5日～2019年12月31日実績

相談のべ件数の推移

相談のべ件数の推移



電話相談のべ

843

1095

1564

1788

来所相談のべ

181

222

413

581

診察のべ

74

97

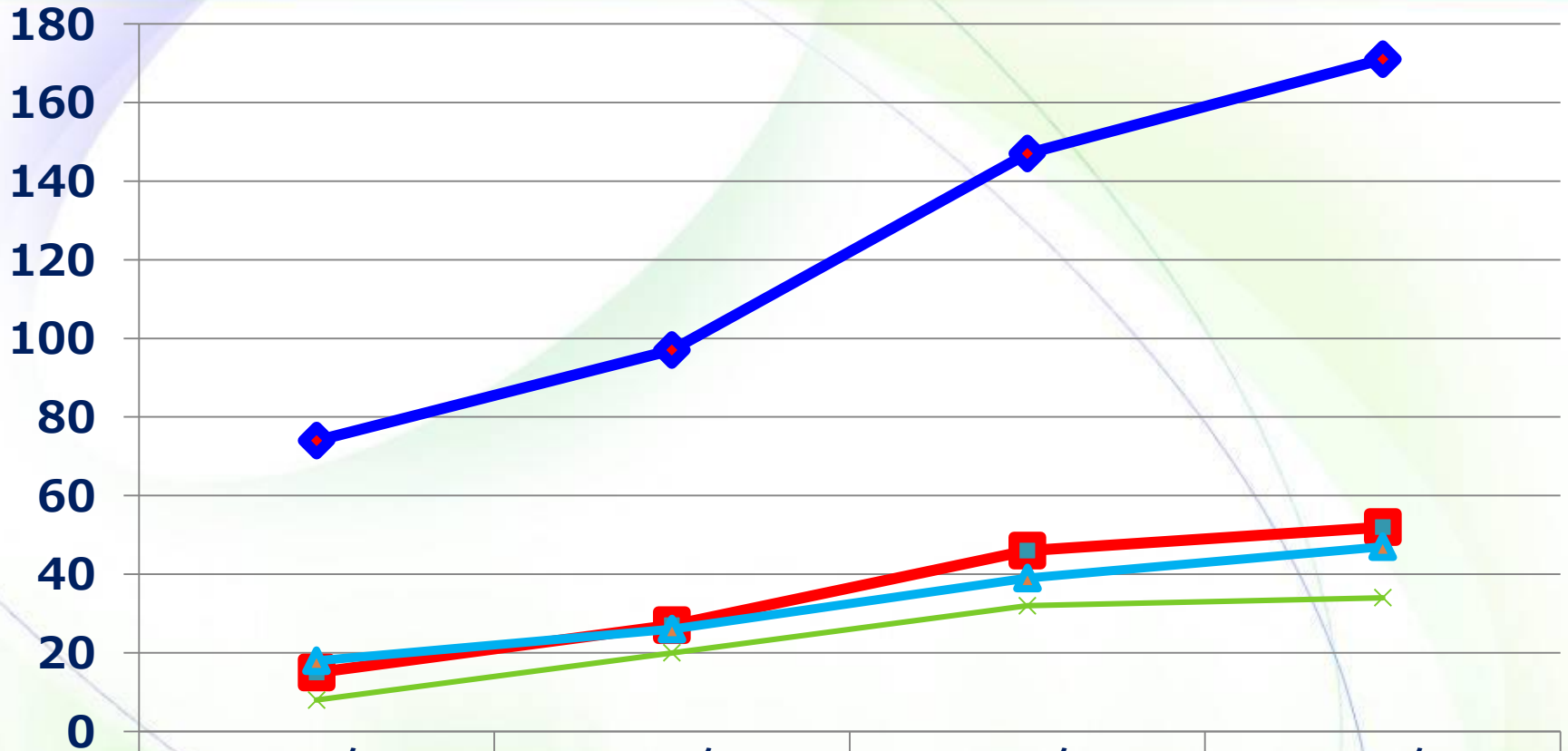
147

171

2016年1月5日～2019年12月31日実績

診察内容件数の推移

診察内容件数の推移



	2016年	2017年	2018年	2019年
◆ 診察	74	97	147	171
■ 検体採取	15	27	46	52
▲ 避妊薬処方	18	26	39	47
× 感染症検査	8	20	32	34

2016年1月5日～2019年12月31日実績

新規利用者の性別 973名

LGBT 6 不明・その他 6

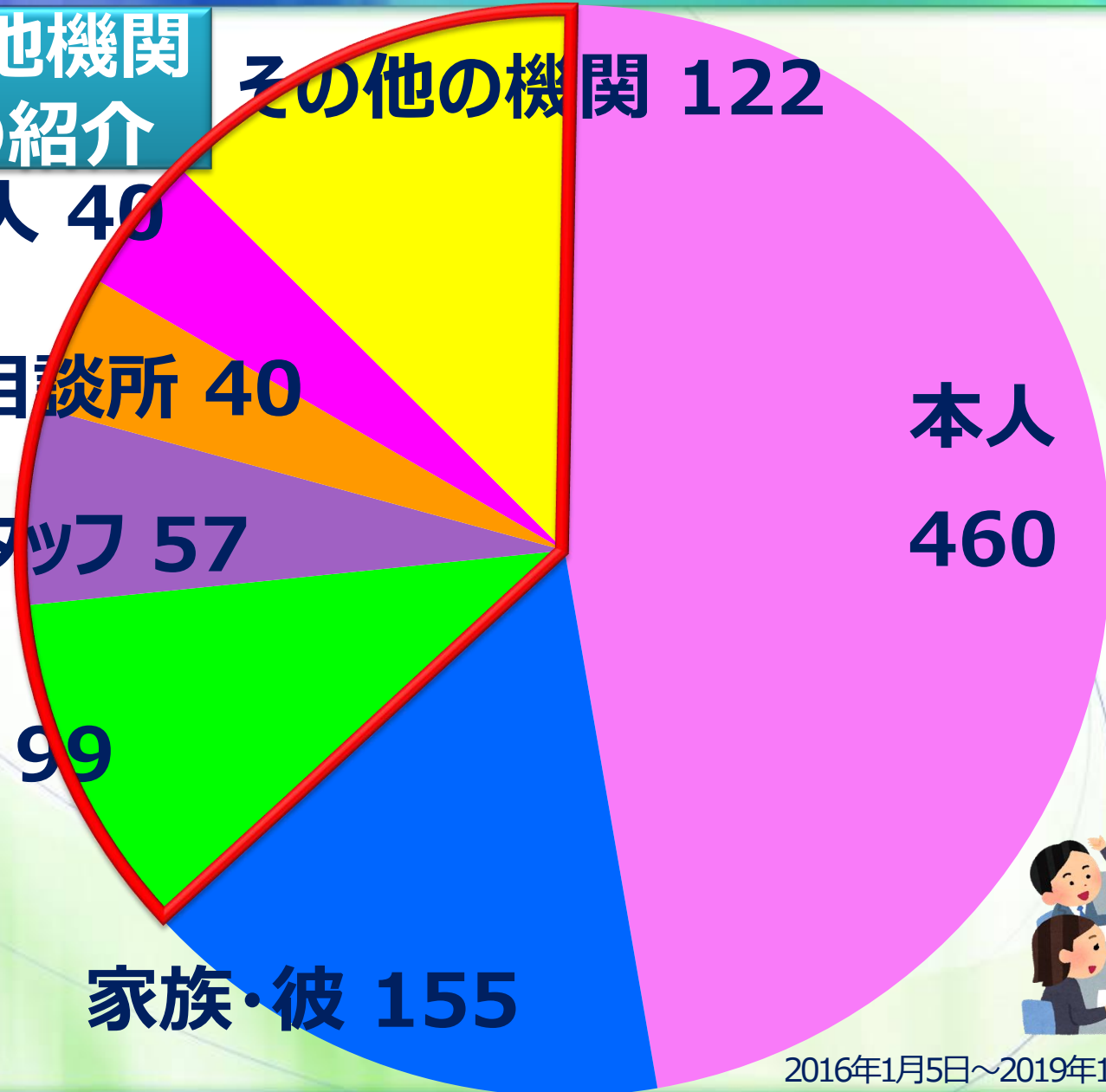
男 65

896 女

このうち14名が来所相談

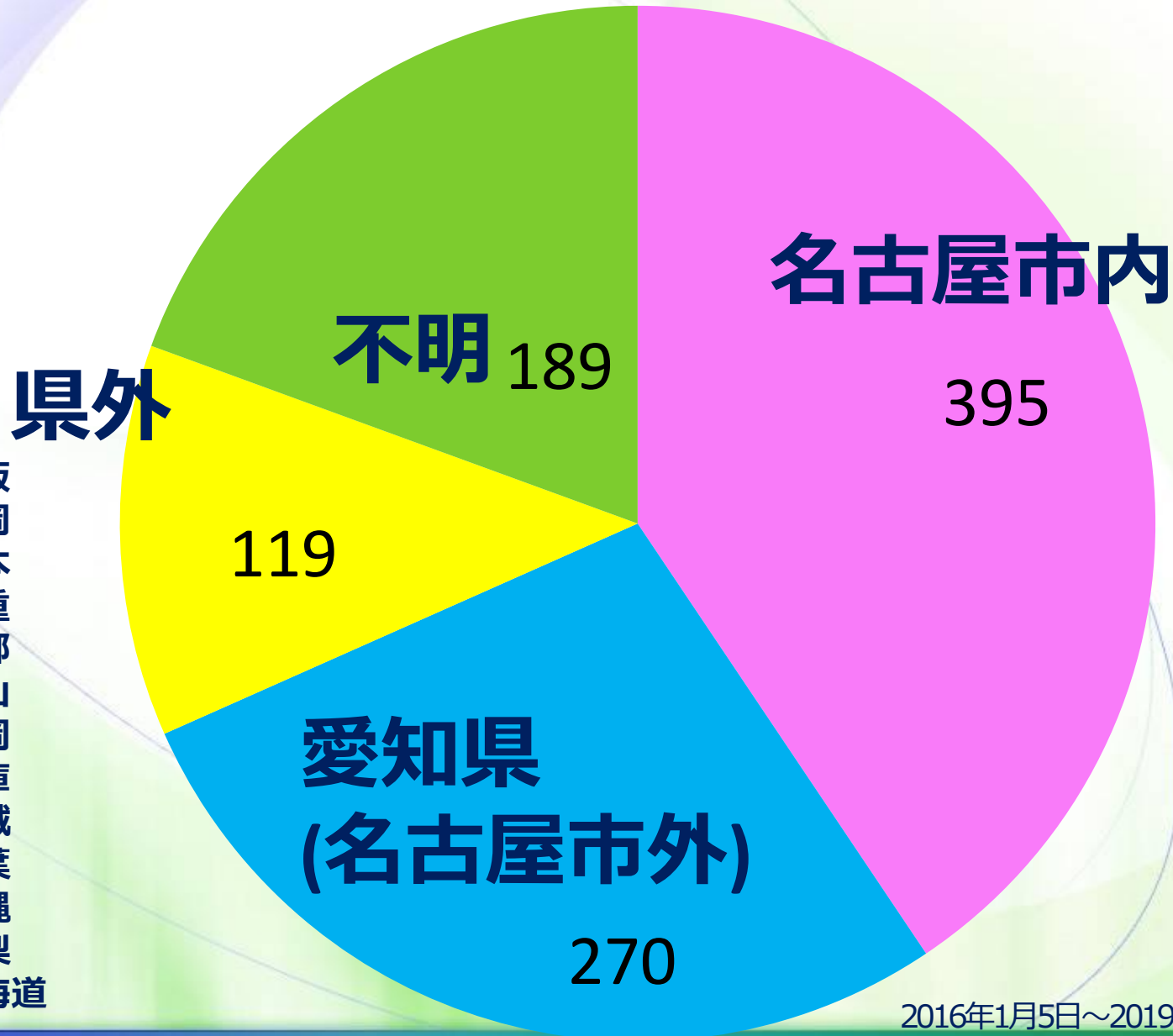
新規相談者の内訳 973名

4割弱は他機関
等からの紹介



2016年1月5日～2019年12月31日実績

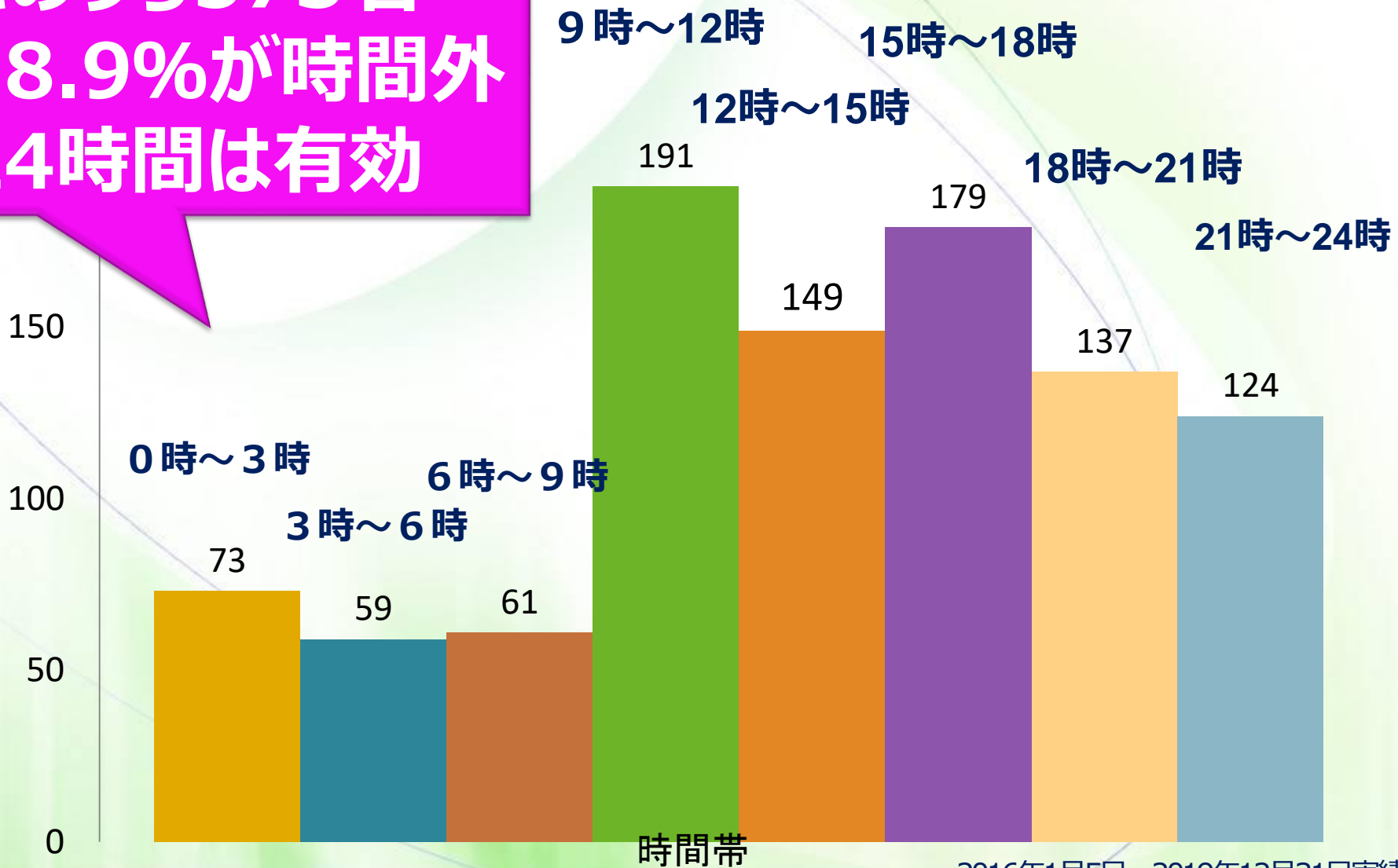
新規利用者の居住地 973名



東京・大阪
岐阜・福岡
徳島・熊本
滋賀・三重
静岡・京都
山口・富山
埼玉・福岡
福島・兵庫
長野・宮城
栃木・千葉
佐賀・沖縄
奈良・山梨
静岡・北海道

新規電話受付時間 973名

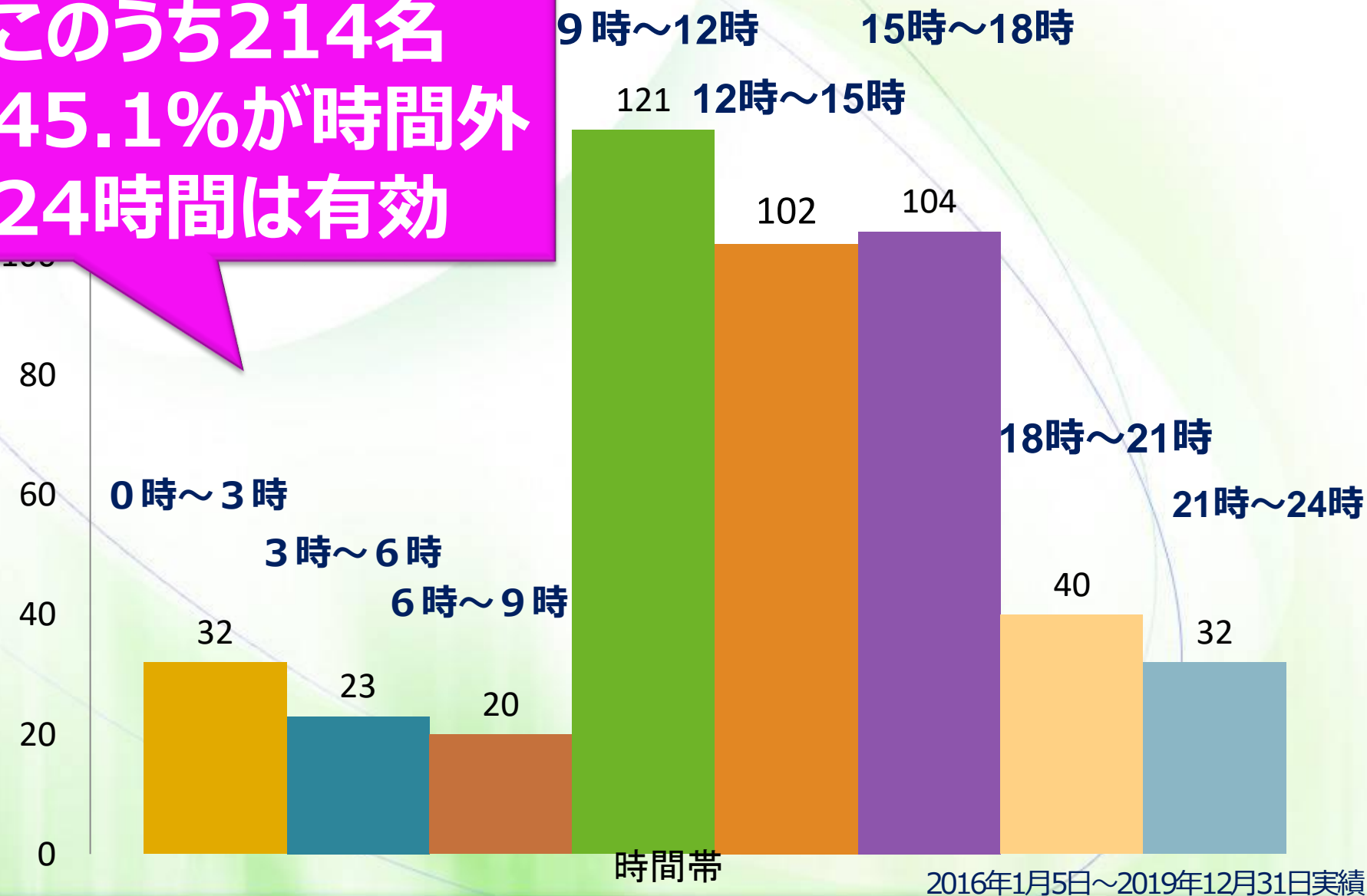
このうち573名
58.9%が時間外
24時間は有効



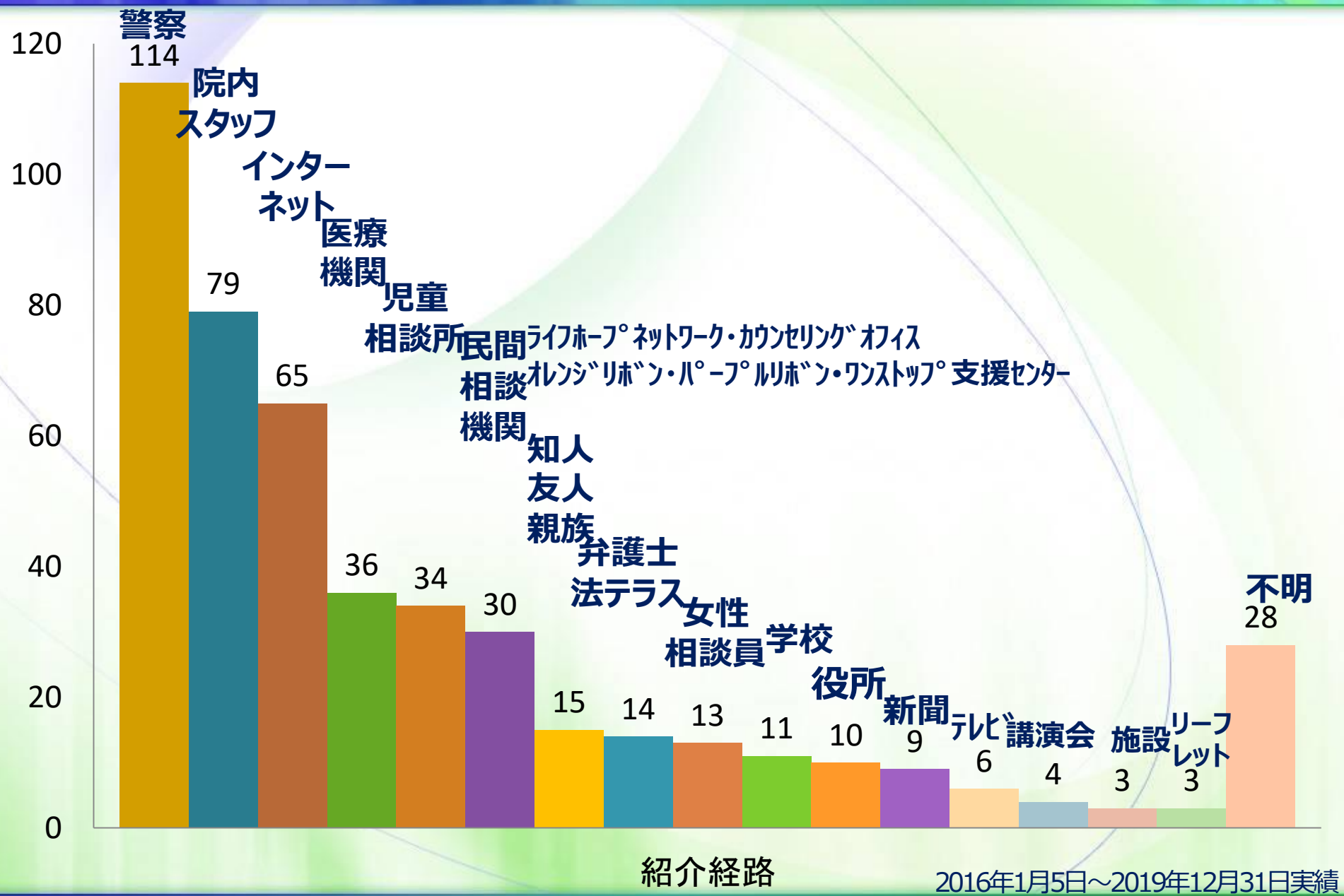
2016年1月5日～2019年12月31日実績

新規来所者の初回来所時間 474名

このうち214名
45.1%が時間外
24時間は有効

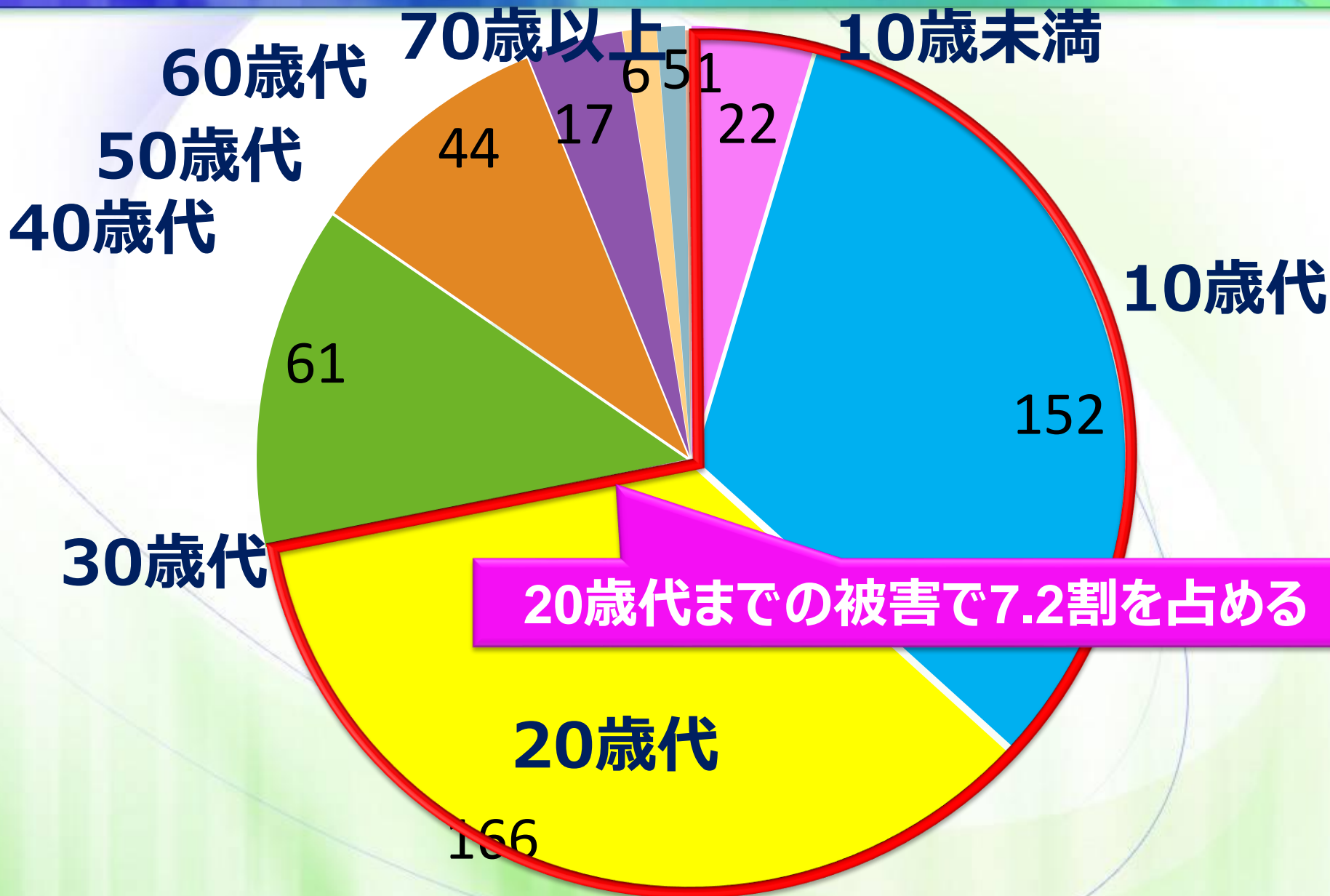


新規来所者の紹介経路 474名



新規来所者の年齢

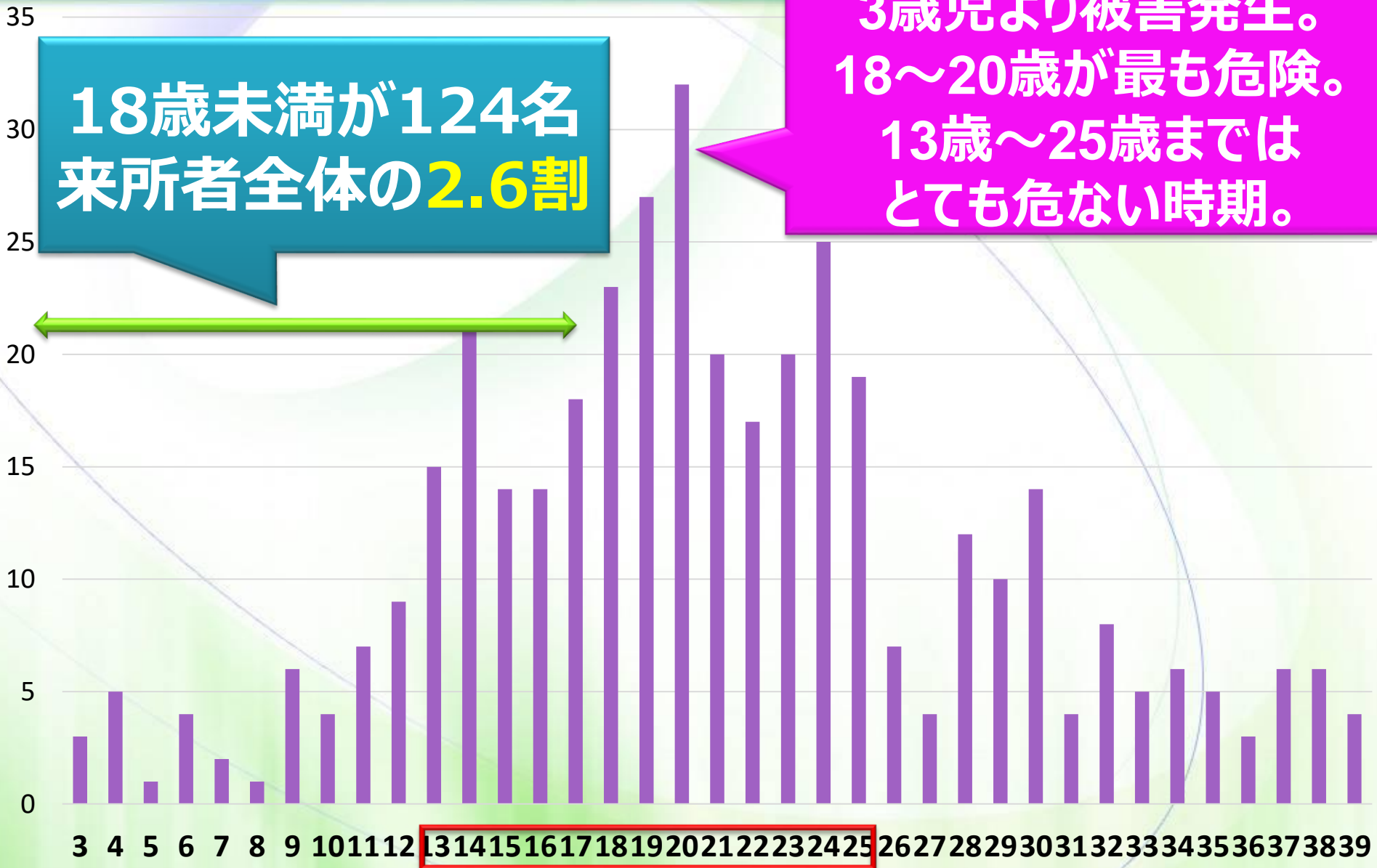
474名



来所者474名中40歳未満の年齢別人数 401名

18歳未満が124名
来所者全体の2.6割

3歳児より被害発生。
18～20歳が最も危険。
13歳～25歳までは
とても危ない時期。



新規来所者の被害状況 474名

その他(売春/詐欺・
セクハラ・家庭内暴力
ストーカー・性非行)

なし(膣閉鎖症・避妊失敗等)

14

性被害

18¹⁹

性虐待

34

強制性交

72

245

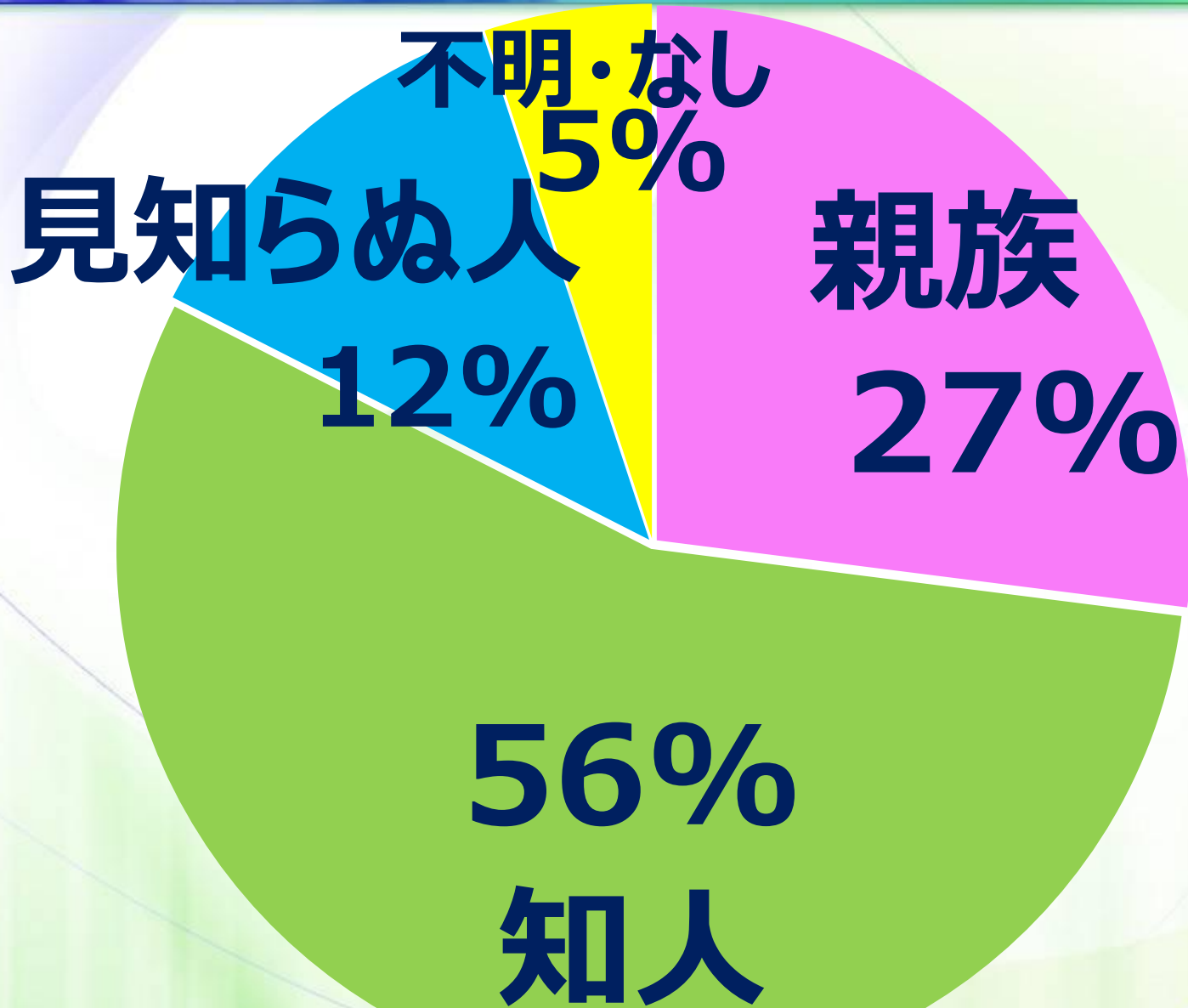
強制わいせつ

5.1件/月

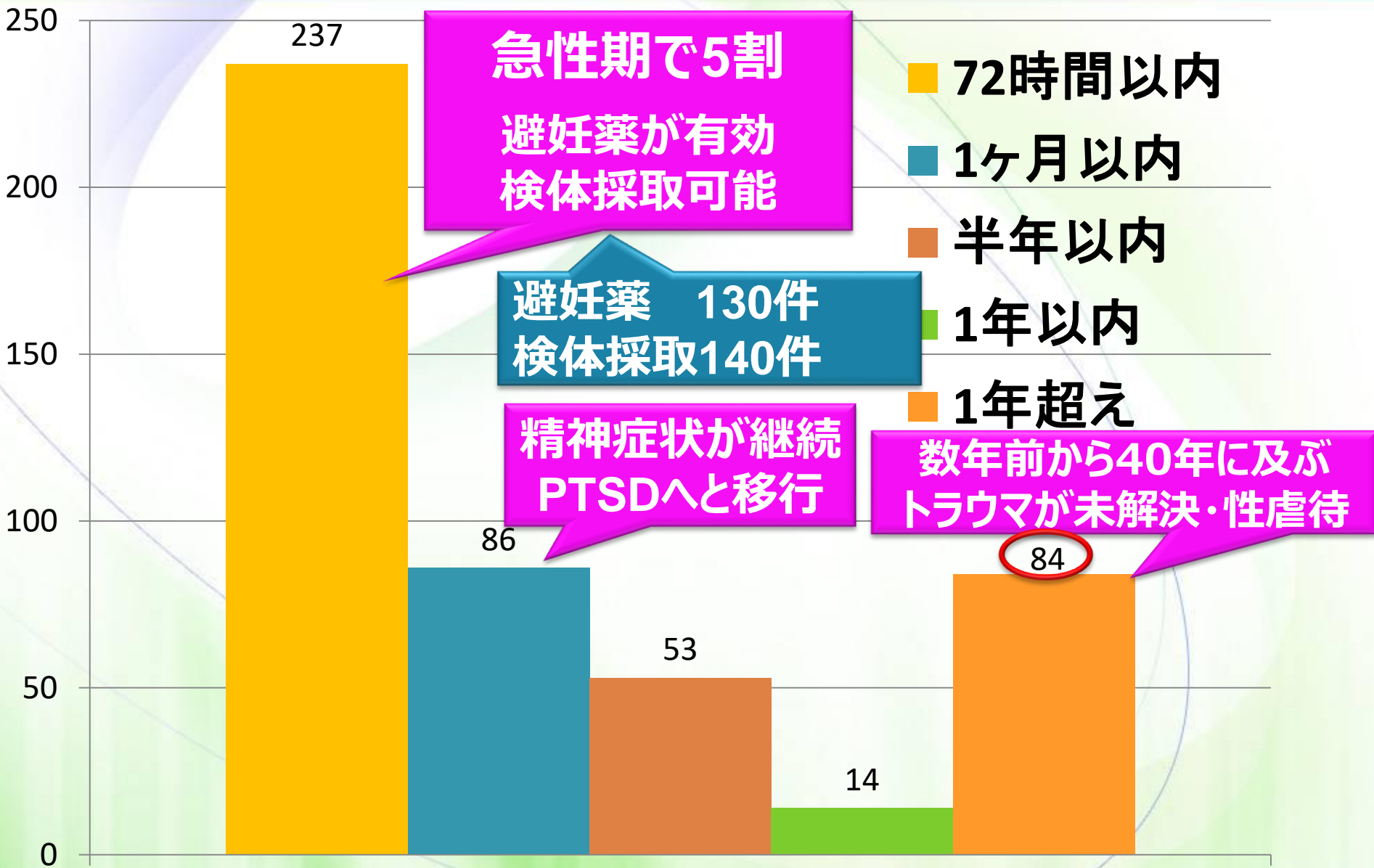
DV
デートDV

72

新規来所者の加害者 474名



新規来所者の発生からの経過時間474名



1年超え来所者の被害時年齢

84名

子どもの時の性虐待等の
トラウマが何年も未解決

26名

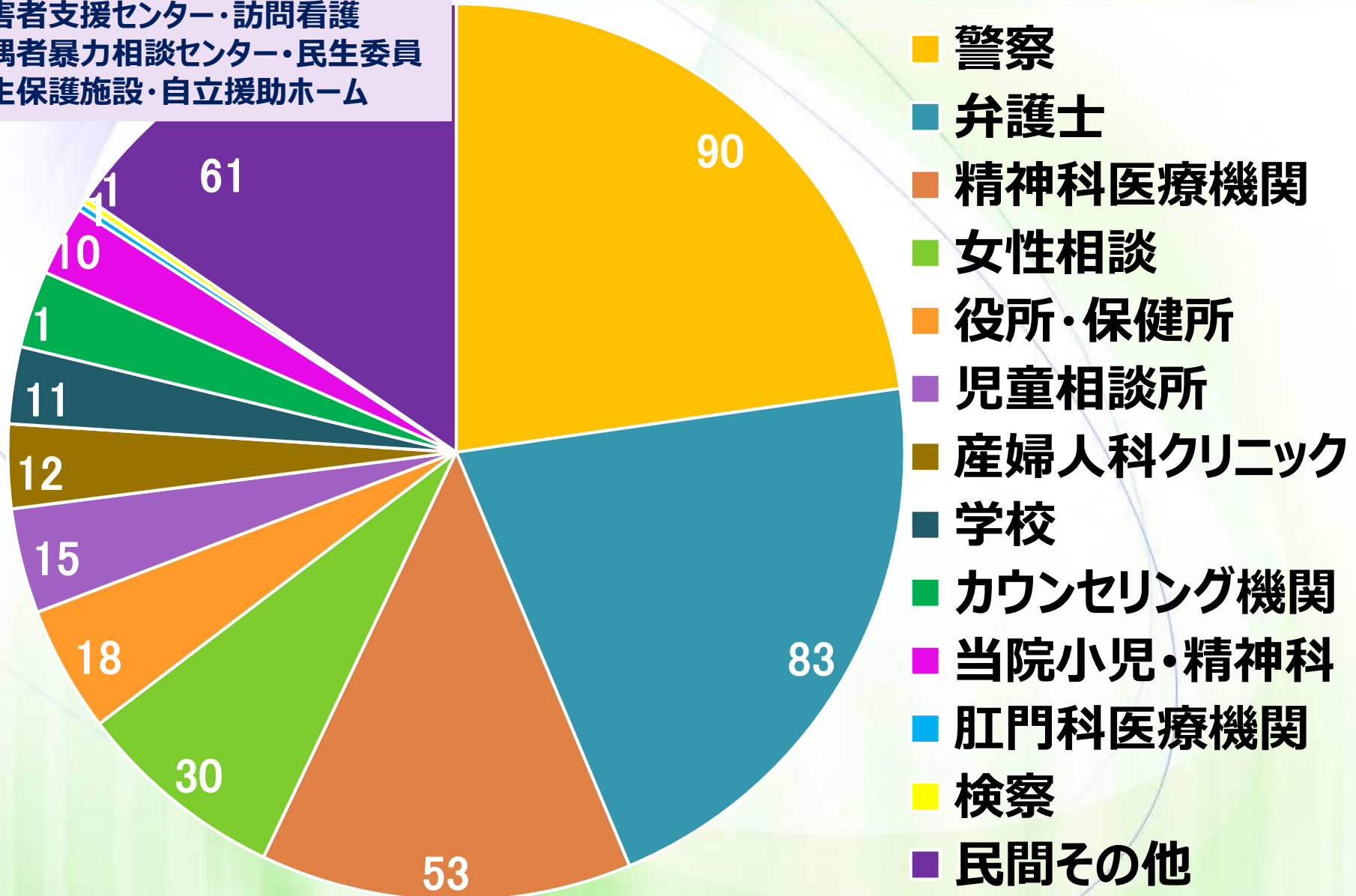
58名

ほぼ7割

- 被害時18歳未満
- 被害時18歳以上

なごみからの紹介 396件

愛知思春期研究会・男性相談
自助グループリボンの会・助産師会
他県ワンストップセンター・CAPNA
障害者支援センター・訪問看護
配偶者暴力相談センター・民生委員
更生保護施設・自立援助ホーム



2016年1月5日～2019年12月31日実績

同行支援

同行先	件数
弁護士	14
警察	5
精神科受診	9
カウンセリング機関	1
施設見学	1
計	30

その他の支援

電話相談・来所面談以外の支援内容

件数

司法面接（検察・警察・児相・医療機関）

3

他機関への訪問による受診の相談

1

他機関からの来所による新規相談

2(役所/児相)

自宅訪問

1

弁護士との初回面談の同席

16

DV相談機関との初回面談同席

1

院内の権利擁護チーム・現場スタッフとのカンファレンス

1

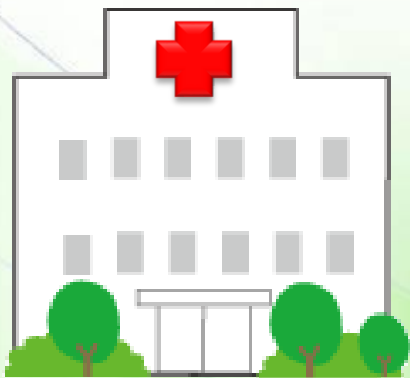
多職種多機関連携の会議・カンファレンス

14

計

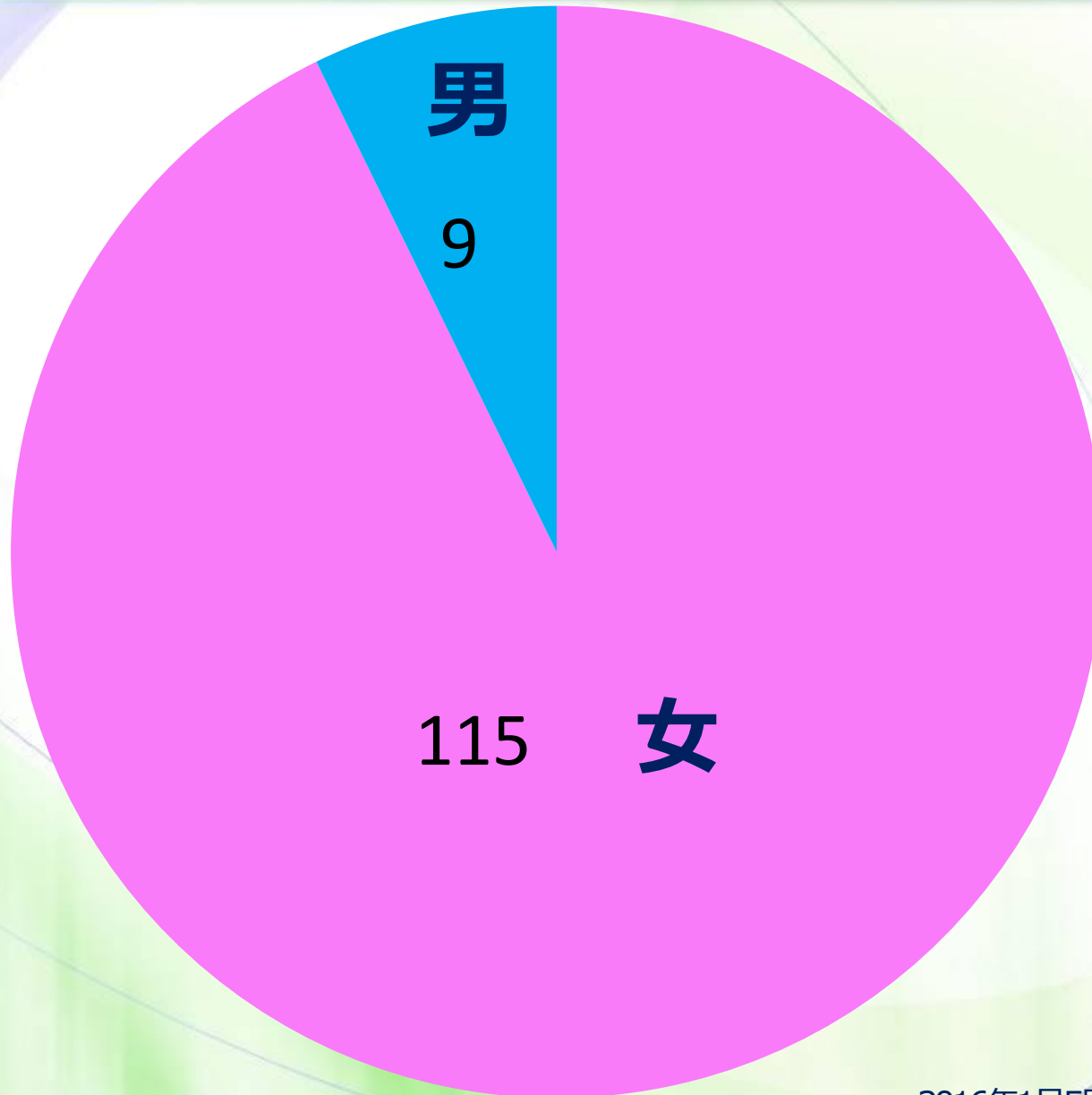
39

2016年1月5日～2019年12月31日
統計報告 -18歳未満-

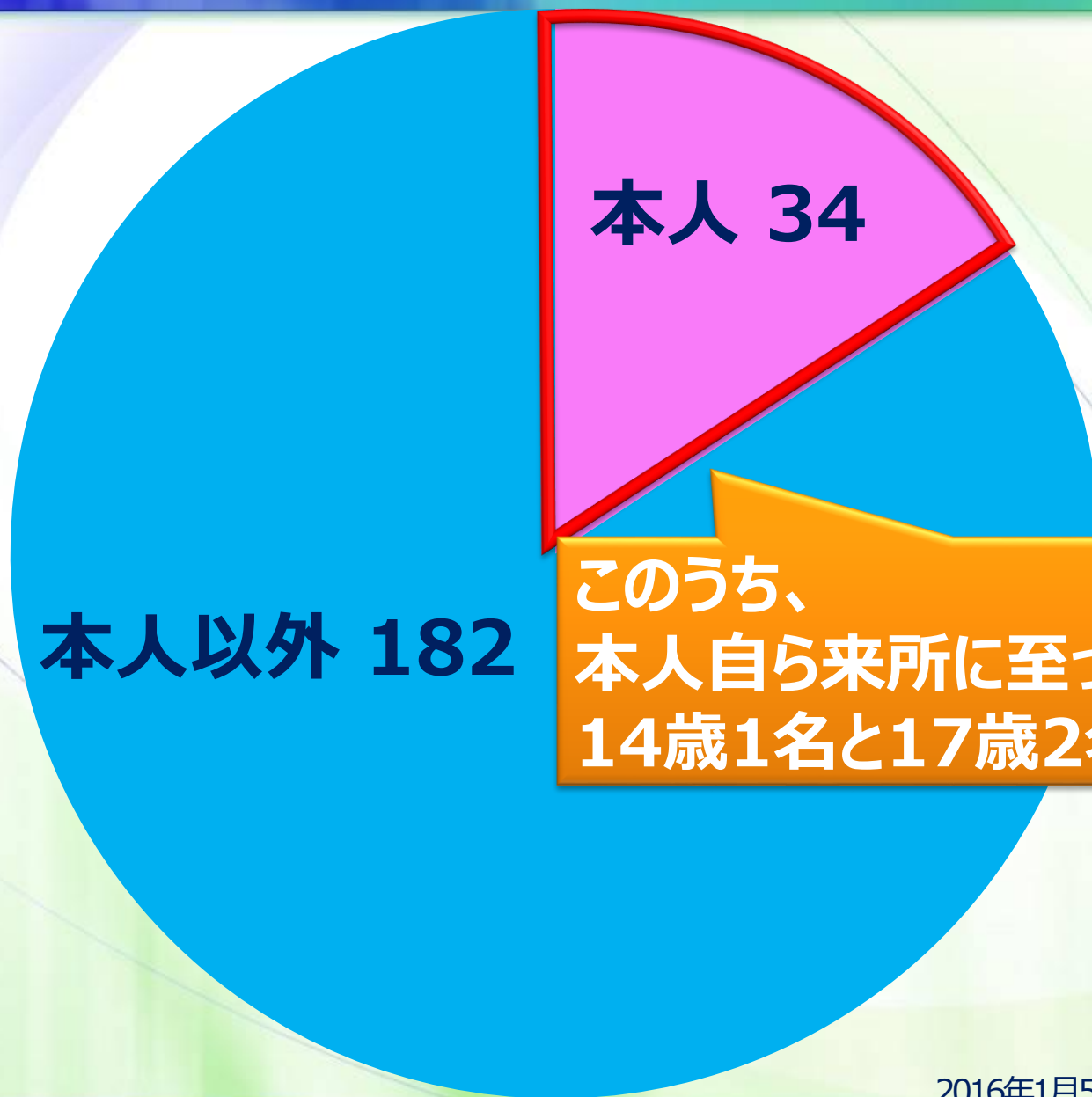


名古屋第二赤十字病院
性暴力救援センター
日赤なごやなごみ

18歳未満新規来所者の性別 124名



18歳未満 新規電話相談者の内訳 216名/973名中

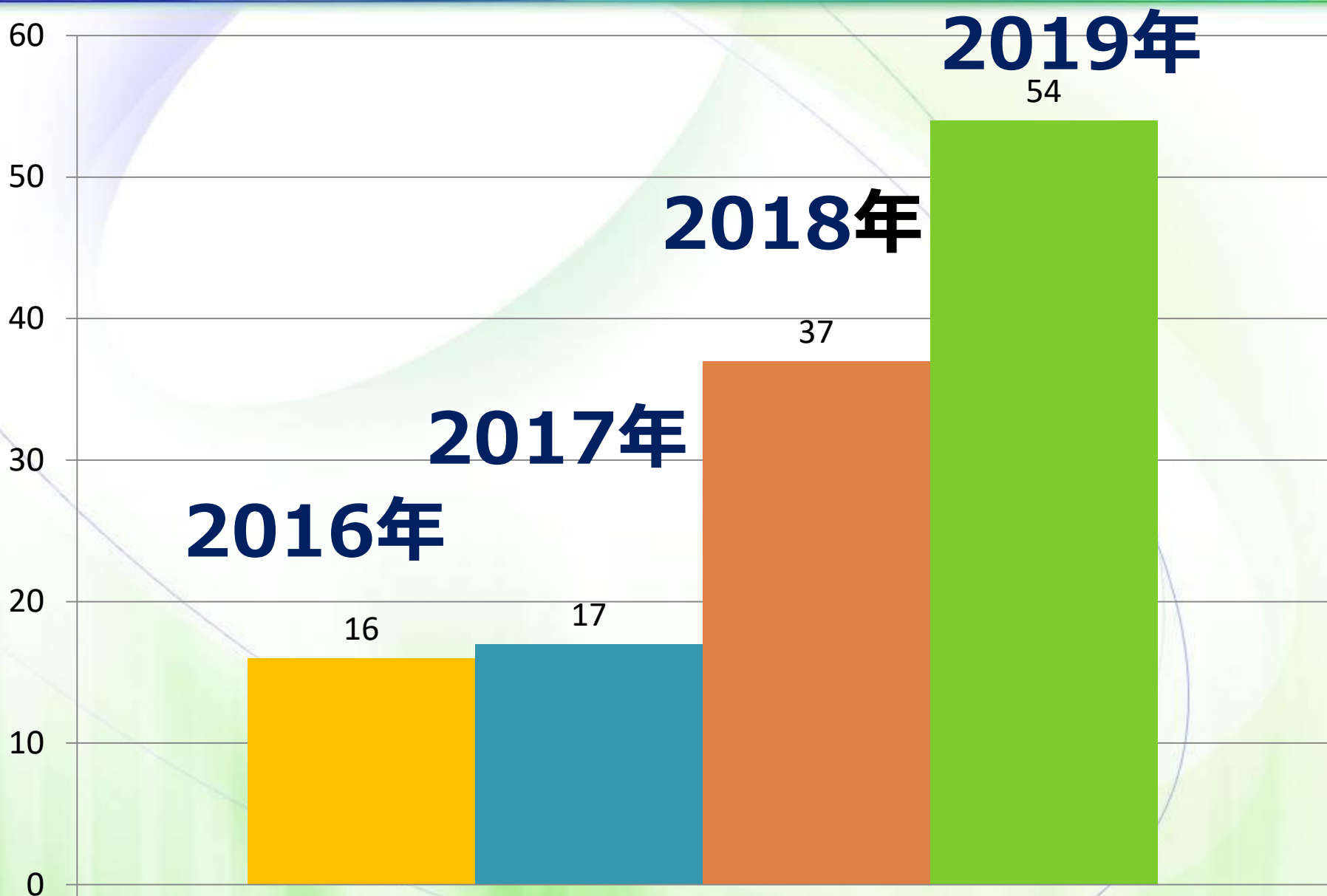


このうち、
本人自ら来所に至った人は、
14歳1名と17歳2名、計3名のみ



18歳未満新規来所者の年推移

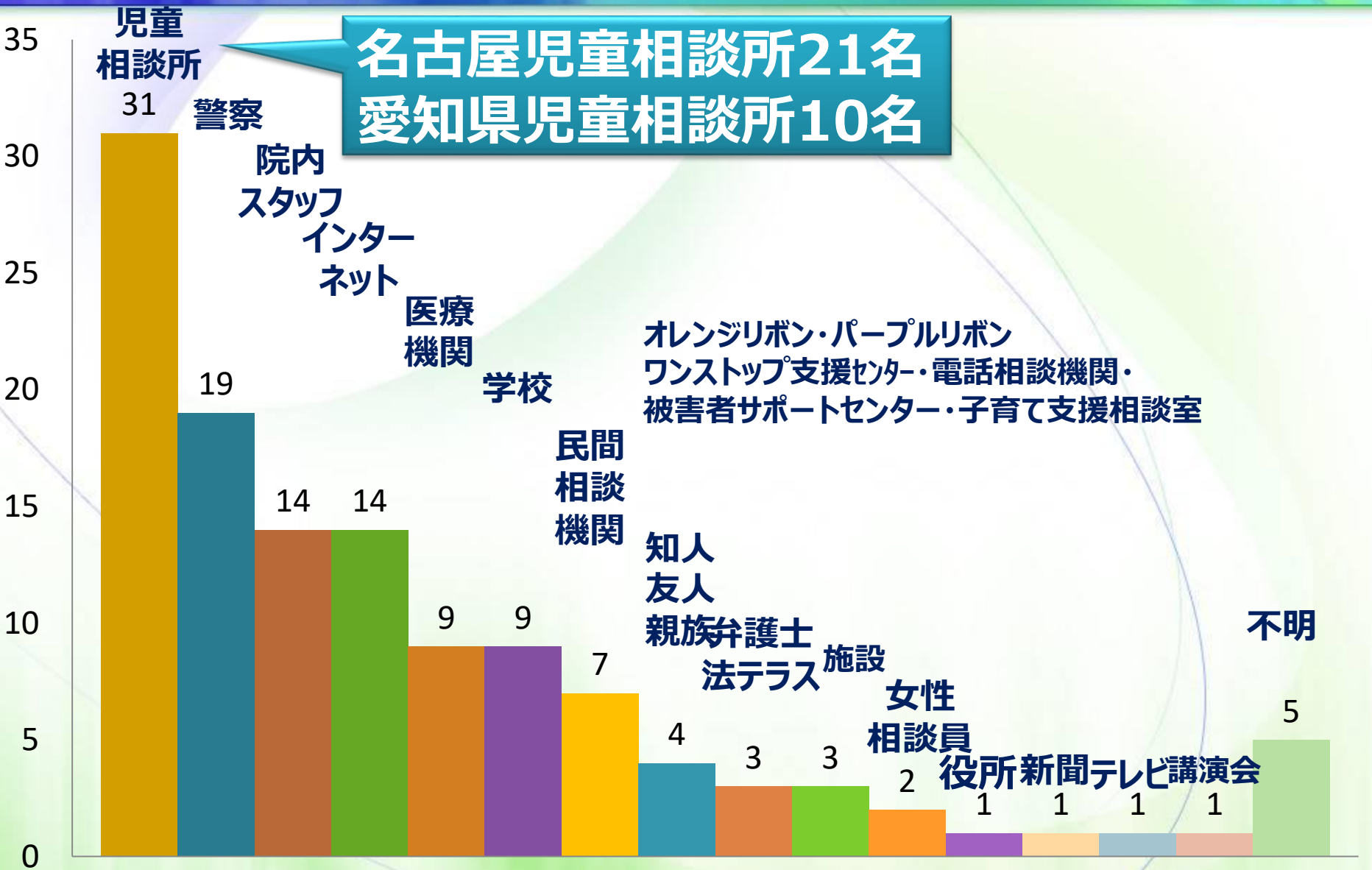
124名



2016年1月5日～2019年12月31日実績

18歳未満新規来所者の紹介経路 124名

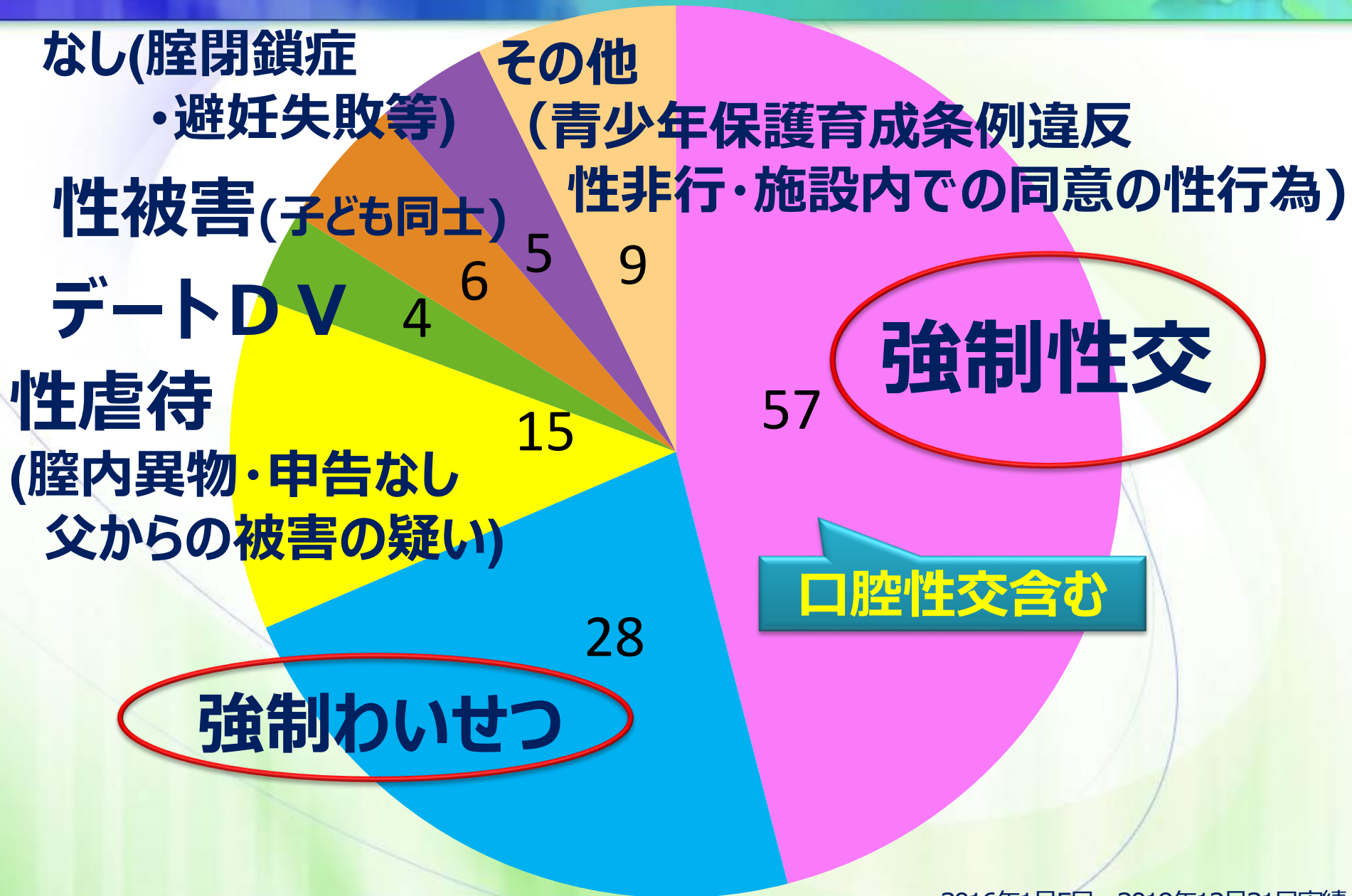
名古屋児童相談所21名
愛知県児童相談所10名



紹介経路

2016年1月5日～2019年12月31日実績

18歳未満新規来所者の被害状況 124名



18歳未満新規来所者の加害者の内訳 124名

彼・彼女 不明・なし

全体の26.6%
父親22名含む
その他、兄・叔父
祖父・従兄等

権威ある人

コーチ・保育士・
教師等

33 親族

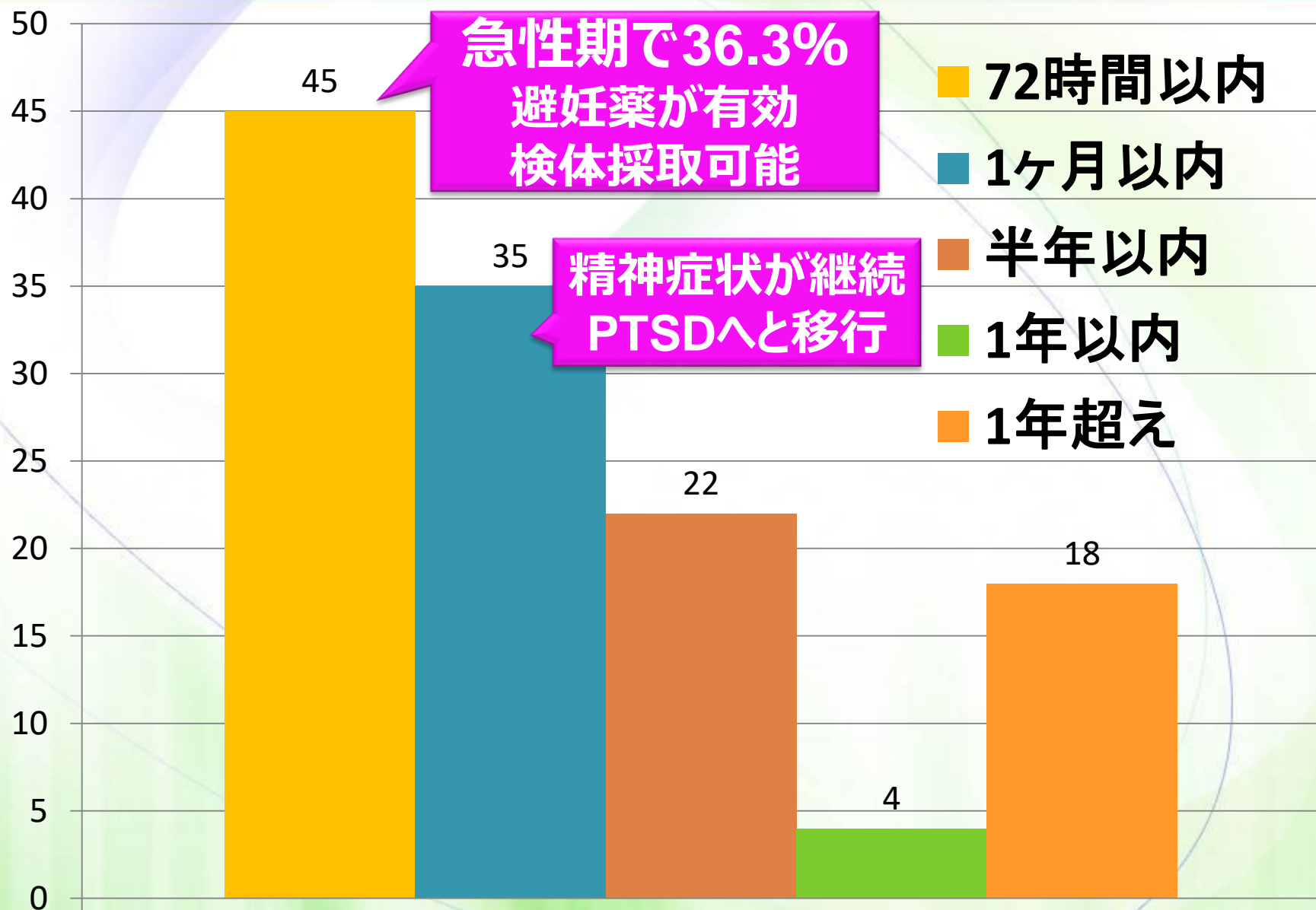
11 見知らぬ人

全体の8.9%

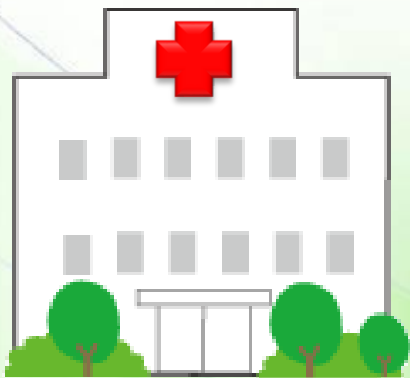
59 知人

SNS絡み21名

18歳未満新規来所者の発生からの経過時間124名



2016年1月5日～2019年12月31日
統計報告 -13～16歳-



名古屋第二赤十字病院
性暴力救援センター
日赤なごやなごみ

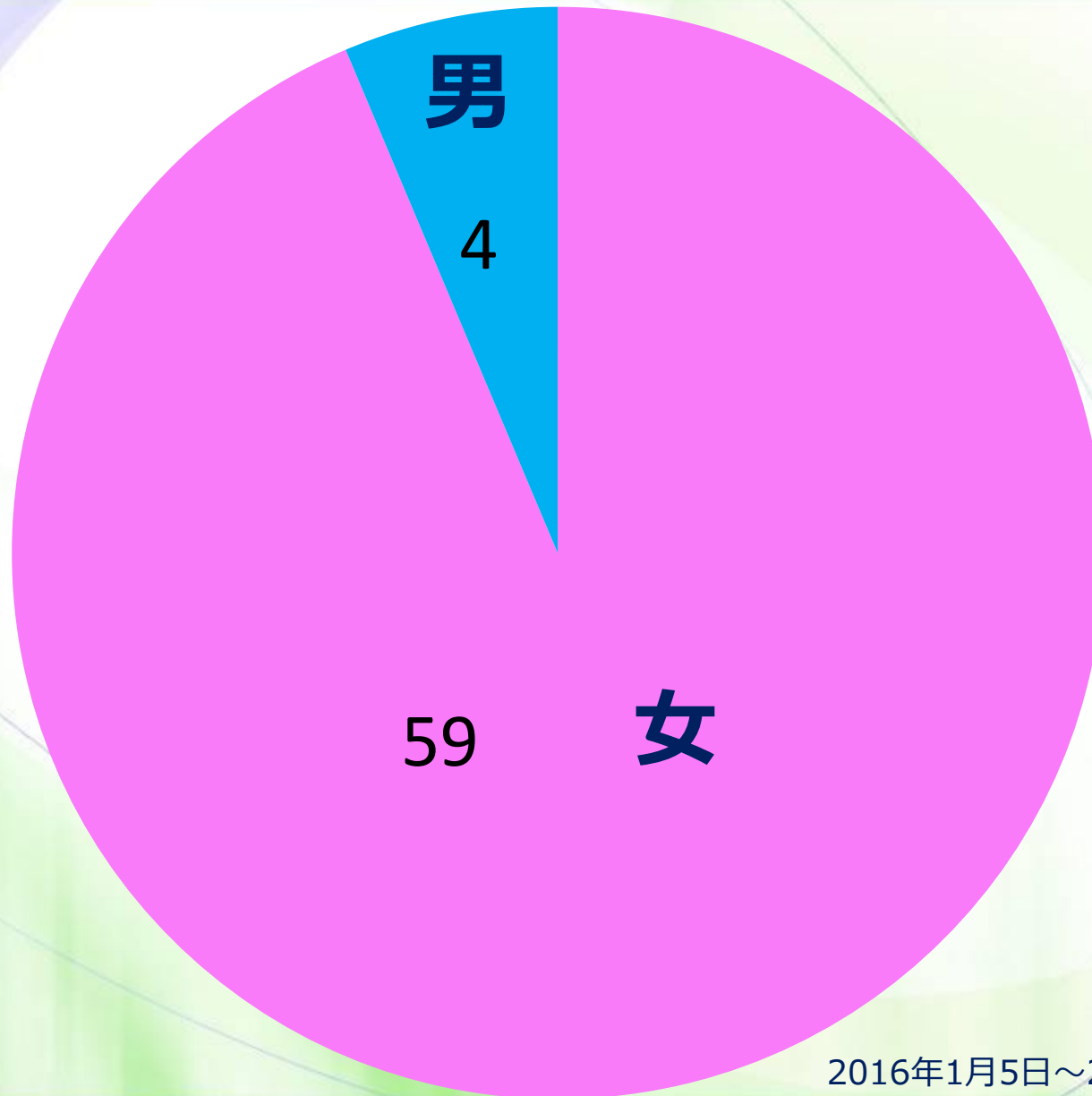
13～16歳新規来所者の年推移

63名



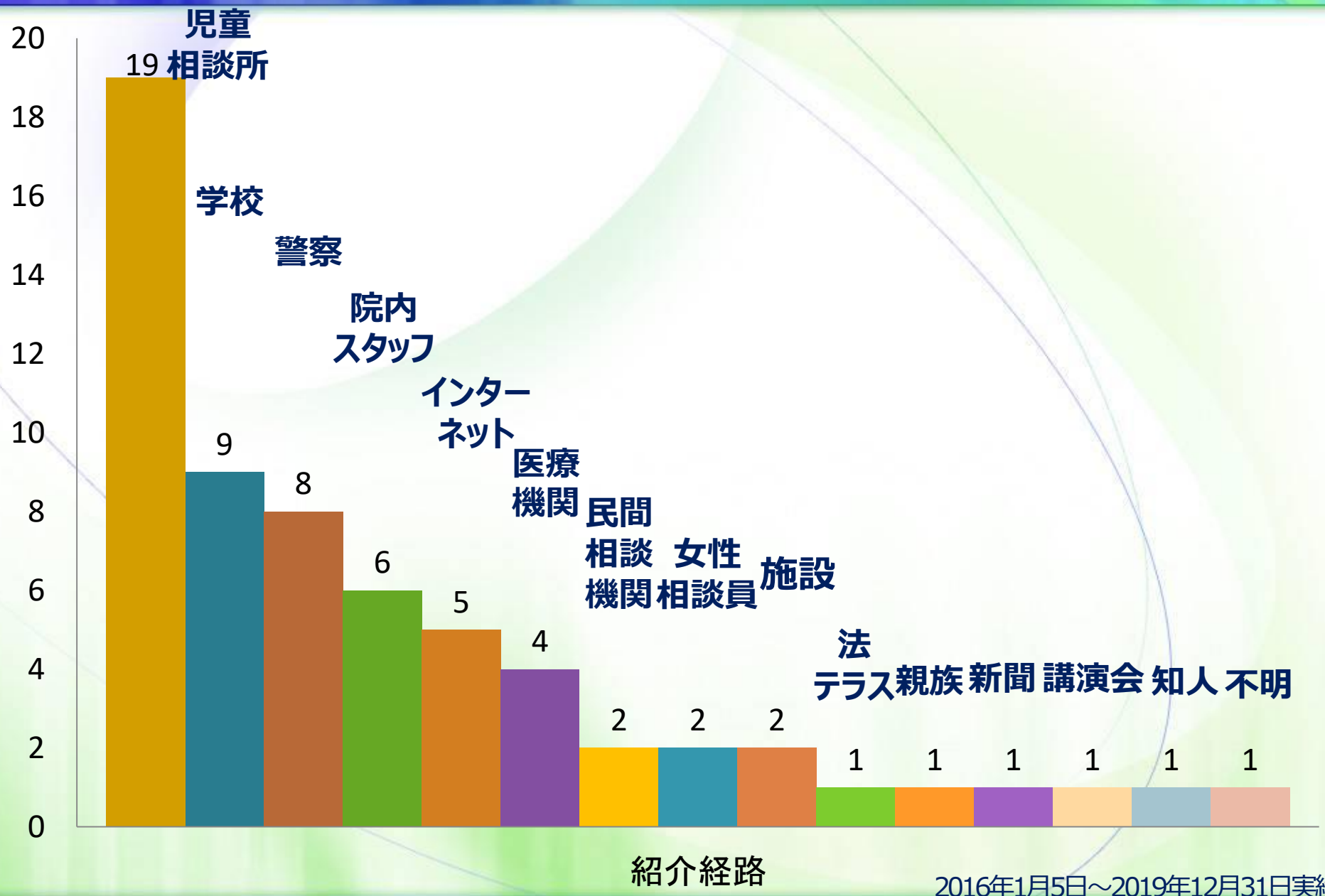
2016年1月5日～2019年12月31日実績

13～16歳 新規来所者の性別 63名

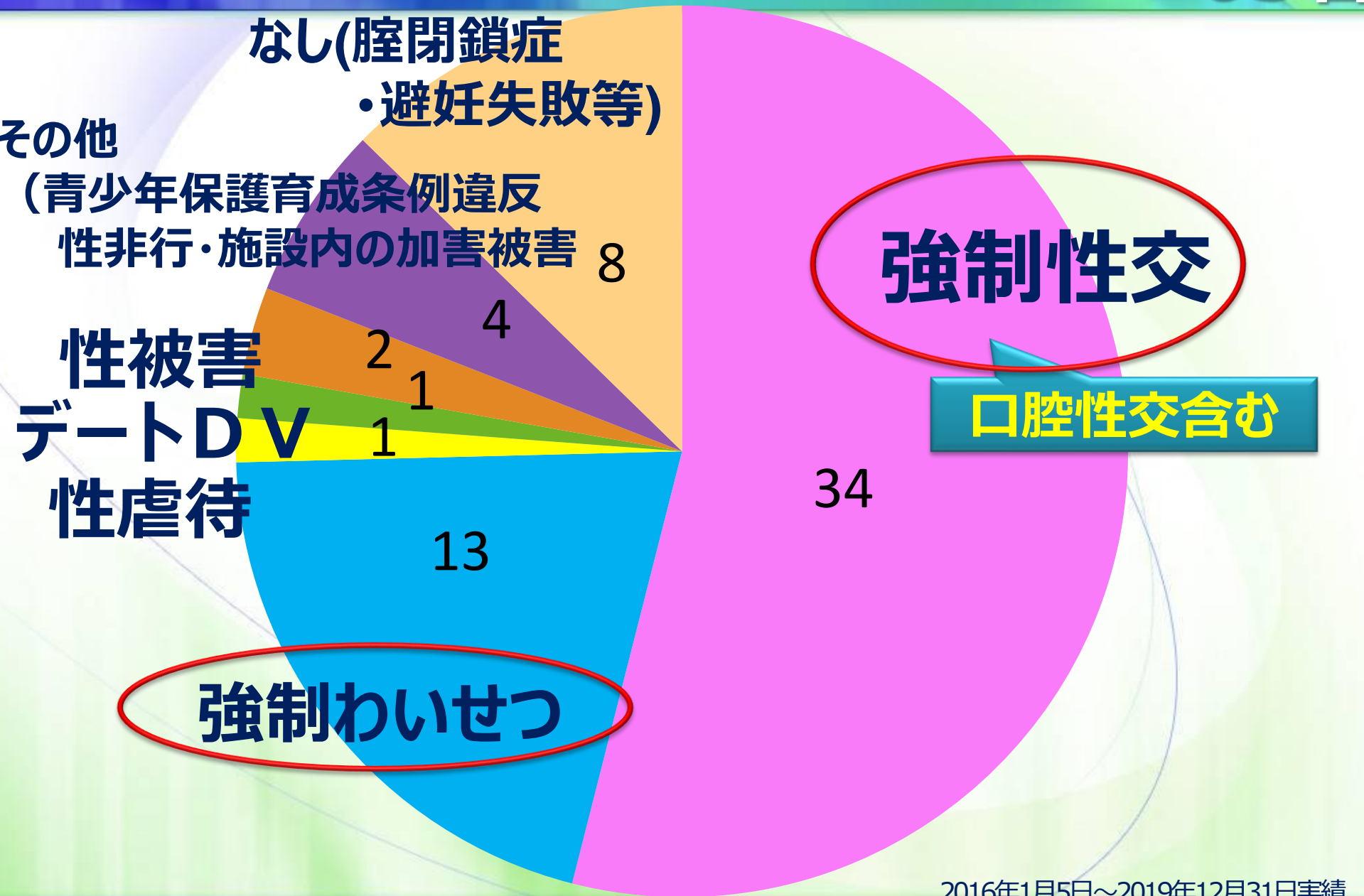


2016年1月5日～2019年12月31日実績

13～16歳新規来所者の紹介経路 63名



13～16歳 新規来所者の被害状況 63名

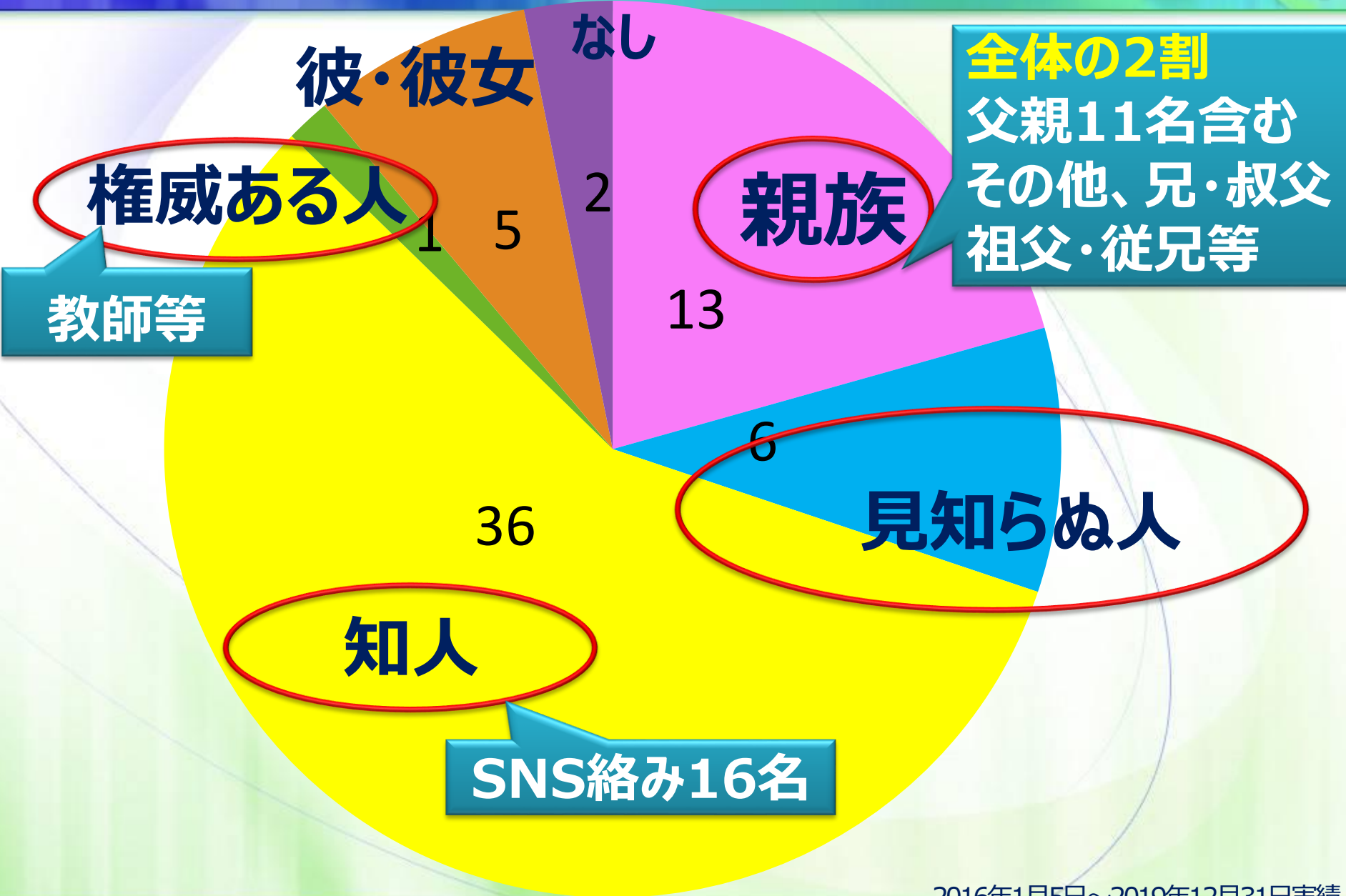


強制性交

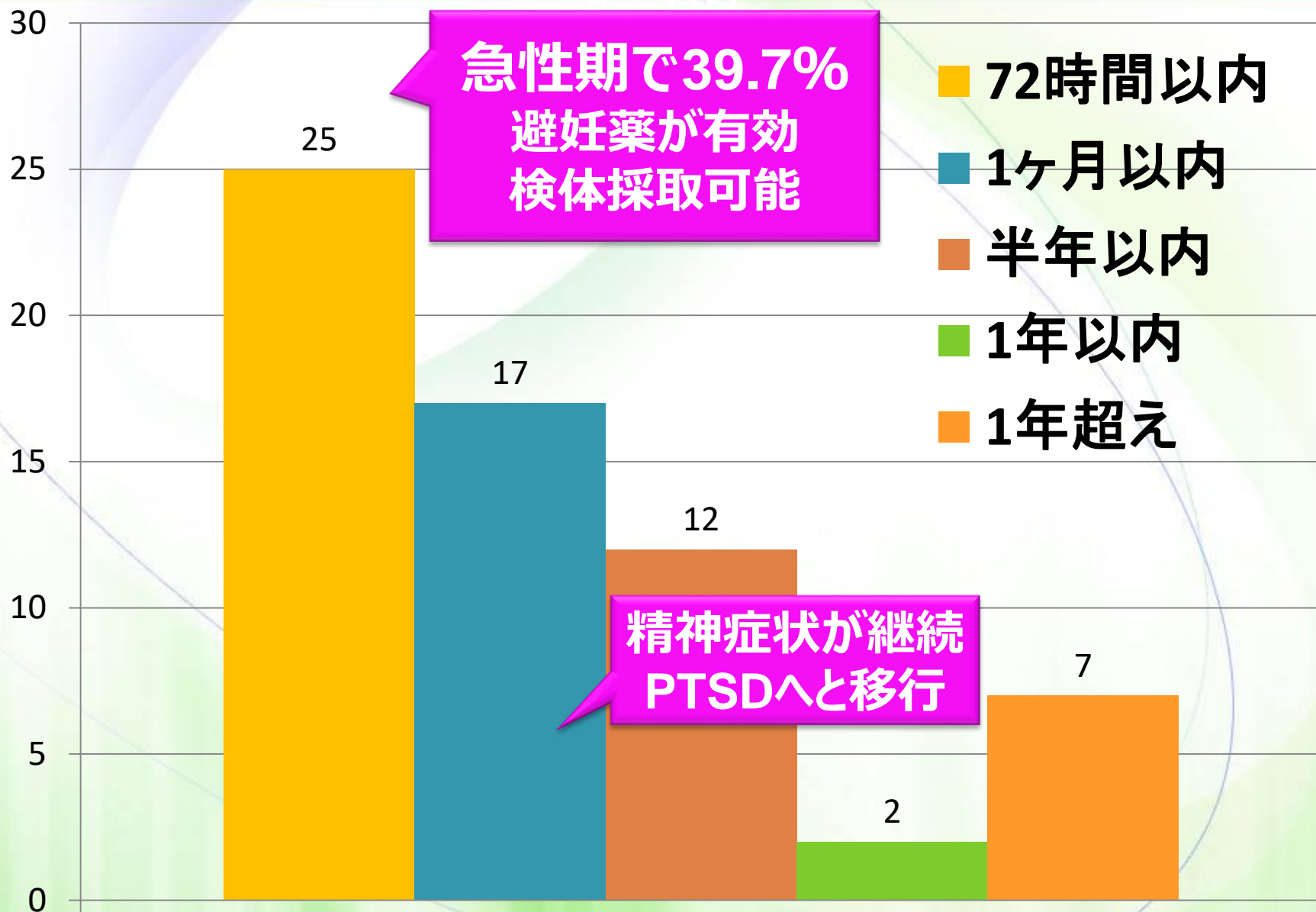
口腔性交含む

強制わいせつ

13～16歳 新規来所者の加害者の内訳 63名



13～16歳新規来所者の発生からの経過 63名



性暴力撲滅に向けた早期介入と

PTSD予防のための人材育成と社会システムづくり



社会課題

性暴力被害

見逃されている

【現状の課題】

1. 相談しない、場所も知らない
相談場所が不足
2. 知識を持つスタッフ不足
3. 関係組織間の情報共有・機動的連携不調
4. 制度普及不足 (Evidence-basedデータ無)
5. 経営者視線 (利益がない)

再被害

生活・
社会不応

悪循環

PTSD

社会の理解不足で二次被害
半数以上がPTSD発症

自殺、依存症、
再被害、失職・貧困、
非行、犯罪 etc.

PTSD複合リスク

課題解決のアプローチ

1. 病院拠点型ワンストップ支援センター増設・拡大に向けた取り組み

愛知県内救命救急センター看護師をSANE養成開始

2. 科学的エビデンスのあるトラウマ対応方法の普及

トラウマに対応できる人材の育成

3. 多機関多職種連携チームを支援する情報共有とシステムづくり

4. データの標準化・蓄積・分析

5. 社会へ向けた普及活動

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ
性暴力救援センター・東京（SARC 東京）
ヒアリングの概要

1 日 時

令和2年2月14日（金）14:00～16:20

2 場 所

特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC 東京）

3 概 要

平川和子・特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC 東京）理事長から、未成年者からの被害相談の実情等を中心に、SARC 東京における支援実績（2018年度）について、田辺久子・SARC 東京運営委員から、SARC 東京に被害相談した者の警察への被害申告の状況等について、白石和代・東京都総務局人権部人権施策推進課課長代理から、東京都による支援等の状況についてそれぞれ説明を受けた後、平川理事長、田辺運営委員及び白石課長代理への質疑応答を行った。

4 説明及び質疑応答の要旨

（1）SARC 東京における支援実績（2018年度）について（平川理事長）

<24時間ホットラインへの電話相談状況について>

- 電話相談のうち、
 - ・未成年者からの電話相談は1割強である。
 - ・障害者の方からの電話相談がどのくらいあったかについては把握できていない。
 - ・いわゆるLGBTの方からの電話相談もある。特にトランスジェンダーの方への相談支援は、数としては少ないものの、支援員も未だ慣れないことも多く、対応の難しさを感じている。

<24時間ホットラインで電話相談を受けた未成年者について>

- 24時間ホットラインで電話相談を受けた未成年者のうち、
 - ・中学生・高校生（13～17歳）はおよそ5割であった。
 - ・およそ4割は東京都外からの相談であった。

<未成年者からの被害相談（犯罪類型別及び性別）及びそこから見える課題について>

- 未成年者からの被害相談を犯罪類型別に集計したところ、強制性交等、

強制わいせつ、監護者性交等及び監護者わいせつの4つの犯罪類型で、未成年者からの被害相談の7～8割程度を占めている状況である。男性被害もある。

- 未成年者被害については、警察等に被害を自ら届け出ることができないまま、被害が継続している事例が多くある。
 - 強姦性交等の18～19歳の被害者のうち、およそ2割弱については、実父、継父、母親の内縁の夫等からの被害である。これらの被害者は、加害者に学費を負担してもらっているなど、経済的に支配されており家から離れることが難しく、その上、移動場所などを常に追跡されていることもあり、行動全般に加害者の支配や執着が及んでいる。また、加害者から離れると、ほっとする反面、解離や引きこもりの症状が発現するなど、複雑な心理状態に置かれていることも多いため、支援員としては、見かけは元気ですっかりしているが、いつ自傷行為や自殺を試みてもおかしくないという危機感をもって対応している。
 - 現場で支援している立場からすれば、刑法が改正されただけでは救済されない被害者が依然多くいる。特に未成年者については、児童相談所・福祉事務所・学校・民間団体などとの連携が必要であり、加えて保護施設や回復のための支援センター等の社会資源の新設が急務であると考えられる。
 - 13～17歳の被害者が多いという傾向が示す通り、性交同意年齢の13歳以上であっても十分に性的自己決定ができるとはいえない現状が見えてくる。暴行・脅迫がなくても、あるいは十分な抵抗ができなくても強姦性交等罪が成立する年齢を、現行の13歳未満から引き上げることについての検討が必要である。
 - 監護者からの被害に遭っている未成年者のうち、男性の被害状況は複雑であり、児童相談所や警察に相談すること自体のハードルが高い上に、女性の被害者が、居場所を求めて地域社会を「漂流」する中で、安全とは言えないにしても、何らかの形で居場所や食事が得られる機会があるものの、男性についてはそのような資源も少なく、また、どのような資源があるかについて支援者側にとっても未知の部分が多く、早急に新しい資源を探して連携の機会を広げていく必要を感じる。
- <未成年者が被害者である事案で最初にセンターに相談した者の属性及びそこから見える課題について>
- 未成年が被害者である事案で、当該事案について最初にセンターに相談した者が被害者本人であった事案は、およそ4割強である。13歳未満の被害の場合は母親から、中学生・高校生（13～17歳）の被害の場合は、

本人又は母親のほか、友人・先輩、関係機関や知人から、18～19歳の被害の場合は自ら相談してくる場合がそれぞれ多いという傾向である。

- 中学生・高校生（13～17歳）本人が相談者である場合、主訴は性被害であるものの、家族の機能不全という問題を抱えている場合が多く、父親からの性虐待から逃れるために家を出て「漂流」し、結果として「とめお（泊めてくれる場所を提供する男性の意）」から更に性被害を受けるなど、多重被害を受けているケースがある。その一方で、性被害について「困り感（困っているという実感の意）」がないというケースもある。支援する側としてはきめ細かく対応するように心がけている。
- 継続的に性虐待に遭ってきた子どもの特性として、他者への順応性が高く、相談員に話はしてくれるものの肝心な部分は回避したり、「こうしたい」・「したくない」が言えなかったり、自分の身体や気持ちを大事にできなくなってしまっている場合も多く、被害の最中に解離を起こして、被害状況の記憶がない場合もある。このような被害が及ぼす心身の健康について、対応する医療機関や捜査機関の理解が必要である。
- 被害後、被害に遭った未成年者を大人がサポートしてくれる環境にあるかどうかは、その後の被害者の回復に大きな影響を及ぼすことがわかってきている。人権擁護の立場から、誰もが等しく適切なサポートを得られる社会を作っていく必要があると考える。

<未成年者の被害における加害者の実態及び被害場所について>

- 未成年者の被害に関する加害者の実態を見ると、18～19歳については「面識のない人」からの被害が比較的多い。これは、大学進学等を契機として家を離れ、街中で見知らぬ人に声をかけられる、カラオケに誘われる、お酒を飲む等の機会が増えるなどといったきっかけによる被害が多いことによるものと思われる。
 - 「SNSで知り合った人」からの被害のうち、中学生・高校生（13～17歳）が被害に遭うケースが増加している。
 - 「AV・リフレ・風俗客」からの被害に加え、SNSを利用した「ひま部（暇であるとの意）」、「パパ活」、「地下アイドル」等、エンタラップ型の手口による新たな被害が増えている現状がある。
 - 未成年者が被害に遭った場所としては、中学生・高校生は「自宅」や「加害者の家」が、18～19歳は（20歳以上と同様の傾向として）「ホテル」が増えてくる。ここからは中・高校生が「手軽に」被害に遭うという深刻な状況がうかがわれる。
- (2) SARC 東京への相談者の警察への被害申告の状況等について（田辺運営委員）

- SARC 東京の 24 時間ホットラインから面接・同行支援の対象となる人の約 6 割が、警察に何らかの相談をしているとのことである。これは、「性暴力救援」を、はっきりうたっている相談ダイヤルに電話をしてくる相談者は、そもそも自分の被害を何とかしたいという意思を持っている人が多いと思われる。
 - 警察に被害申告しないという相談者に、その理由を確認したところ、「見知らぬ人からの突然の被害、余りの暴力にぼう然自失となり（相談する）気力が出ない」といった特に深刻なケースもあれば、「加害者が親やクライアントで、おおごとにしたくない、知られたくない」、「以前痴漢に遭った際、加害者のように追及されたのもう警察には行きたくない」等というケースも少なくないと感じている。
 - 被害届が受理されなかった本人に、受理されなかった理由を聞いたところ、「暴行脅迫がない」、「抵抗しきれていない」、「加害場所からすぐに SOS を出していない」、「逃げていない」、「合意があったと相手言っている」などの説明を警察から受けたとのことであった。
- (3) 東京都による支援等の状況について（白石課長代理）
- 平成 30 年度から、新しい危機対応として、東京都が、一般社団法人 Colabo, NPO 法人 BOND プロジェクト, NPO 法人人身取引被害者サポートセンターライトハウスの 3 団体に業務委託として「東京都若年被害女性等支援へのモデル事業」を実施し、路上及び WEB パトロール等を実施している。
 - 何らかの事情で警察に届出ができない方について、緊急避妊薬や感染症検査の医療費助成を行っているほか、平成 31（令和元）年度から、元々警視庁で実施している支援の補助的支援として、精神的ケアについての支援（緊急的な心理カウンセリング）の費用負担を一部行っている。
 - 東京都は、区市町村、学校関係者、企業関係者、産婦人科医に対する研修を毎年実施しており、二次的被害についてもお話しさせていただいている。また、平成 20 年度以降、毎年、1 区 1 市において、過去に被害経験を有し、自ら被害者支援等を行っている方による講演やパネルディスカッションなどを内容とする犯罪被害者週間行事等を行い、それらを通じて一般都民に広報・啓発を行っている。
- (4) 質疑応答
- (Q. 被害直後から相当期間が経ってから相談される例はあるか。)
ある。被害から相当期間が経った 60～70 歳代の方から、過去の被害について相談を受けた例もある。その方たちは、眠れない、通院しているが症状が止まらない、苦しみを聞いてもらいたいと、深夜から朝方にかけて

電話をいただくことが多い。しかし、SARC 東京のホームページに「被害直後の方へのホットラインである」と表示していることもあり、被害直後に相談をいただく方が多い。

○(Q. 刑法改正以降、男性の被害相談が増えているか。)

少しずつではあるが増えている。刑法改正の影響は大きいと思う。

○(Q. トランスジェンダーの方への支援の難しさ（必要な専門性や社会資源）について）被害前から身体と心が異和を起こしている状態であると考えられるため、専門医から性同一性障害の診断を受けている相談者であっても、性被害を受けることで大きな危機や苦痛を経験するという相談を受けることがある。いずれにしても相談例が少ないので、今後、支援員も経験を積み重ね、研修等を通じてトランスジェンダーの相談者に対する理解を深め対応していかねばならないと考えている。

○(Q. 外国人からの被害相談への対応状況について) 大使館を通じて相談をいただくことが多いが、留学生等、日本語がある程度話せる方については、本人から直接相談をいただくこともある。多くの国籍・言語圏からの相談がある上、オリンピック開催を控えているため、今後とも外国籍の方から様々な相談をいただくことになると思われる。性暴力被害者支援が日本よりも充実している国からの相談者からは、「なぜ病院にレイプキットを置いていないのか」等といった質問を受けることもある。これは日本人の被害者にとっても喫緊の課題だと思う。

○(Q. 性犯罪・性被害を受けた未成年者が警察に行きたがらない理由は何か。) 親に知られたくないという理由が多い。また、見ず知らずの人から被害を受けた方、薬物混入を伴う被害を受けた方、深刻な暴力被害に遭った方については、特に警察申告を躊躇する傾向がある。

加えて18～19歳の未成年の被害者に特有な問題がある。まず、この年齢層の未成年者は児童相談所の保護や支援の対象外になる。次に、この年齢層の未成年者は、大学や専門学校に通学中の者も多く、被害を申告した結果、親からの学費が支払われずに退学という結果になるならば、将来の人生にとって大きな損失となるし、母親もDV被害者である場合もある。これらの事情により、被害の開示が遅れ、たとえ子どもの頃から継続的被害に遭っていたとしても刑事事件化が難しくなることもある。

被害に遭う期間が長くなればなるほど、被害者は加害者からの支配に取り込まれ、感覚が麻痺したり、周囲の大人への信頼感が低下したりすることから孤立や絶望感につながることもある。あるいは自己尊重感が低下することも多い。加害者から被害者を引き離しても、被害者が自ら（元の関係に）戻ってしまうことも多い。DV被害者の方と同じような経緯を

たどるケースも見てきた。子どもが安心して相談できる場所や保護できる安全な場所が必要である。

- (Q. 児童相談所との連携について) 私たちにとってはハードルが高いと感じている。児童相談所に保護された経験を持つ子どもからは、「児童相談所は絶対に嫌だ。」という声を聴くことも多い。
- (Q. 被害者のうち、障害を有する者はどのくらいいるか。) 正確な人数は出せないが、特別支援学級に通級している子どもが大人から被害に遭った例や、特別支援学級の中で被害者・加害者がいる例などがある。
- (Q. 学校における相談・支援体制について) 子どもは一番信頼できる人に相談するものなので、養護の先生や担任の先生等、身近な信頼の置ける人に相談して被害が明らかになるというケースが増えている。直接的に被害を相談しなくても、不登校といった子どもからのサインを大人が受け取れるかどうか、サインを受け取った大人が迷うことなく行動を起こすことの大切さを先生方に理解してもらいたい。
- (Q. 二次被害なく被害を被害として受け止められるようにするための環境整備について) 訓練を受けた女性警察官をもっと増やしていただきたい。
- (Q. 未成年者が交際中の加害者から被害を受けた例はあるか。) 加害者が、交際していないにもかかわらず交際していると思いきわ偏った考え方や認知のゆがみから犯行に及ぶ例などが多いが、交際関係の中で被害に遭うといった例は余りない。今後は、交際中であっても同意のない性行為は相手を傷つけるのだということを未成年者に教えるための性教育が必要であると思う。
- (Q. 監護者以外の親族からの被害について) 祖父や兄からの被害が多い。母からの被害については、自身の性交を見ることを子どもに強要する行為などがある。
- (Q. 実父・継父からの被害について) 継父からよりも、実父からの幼少期からの継続する被害事例の方が多い。
- (Q. 幼少期の強制性交等の被害が発覚する端緒について) まず、母親が配偶者からのDVによりDVシェルターにつながり、一緒に避難してきた幼稚園児がシェルターで体調不良を訴えたので、よく話を聞いてみると性的な被害を受けていたことが発覚したという例もある。子どもが安心して話せる環境を取り戻すことが必要であることを示す例だと思う。

以上

性犯罪に関する刑事法検討会 (第2回)

第1 日 時 令和2年6月22日(月) 自 午前9時56分
至 午後0時24分

第2 場 所 法務省第1会議室(オンライン会議システムを使用)

第3 議 題 1 ヒアリング
2 その他

第4 議 事 (次のとおり)

○岡田刑事法制企画官 ただ今から性犯罪に関する刑事法検討会の第2回会合を開催いたします。

○井田座長 おはようございます。本日は御多用のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、池田委員及び小西委員は、所用のため欠席されています。

まず、議事に入ります前に、前回会合を欠席された木村委員に自己紹介と御挨拶をお願いしたいと思います。なお、前回の会合でも申し上げたとおり、木村委員には座長代理をお願いしております。それでは、木村委員、自己紹介と御挨拶をお願いいたします。

○木村委員 木村でございます。先日は欠席で失礼いたしました。東京都立大学の法科大学院で刑事法を専攻しております。

今回参加させていただくに当たって、監護者による性犯罪について特に関心を持って議論したいと思っております。そのほか、皆様方のいろいろな御意見も伺って勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○井田座長 次に、本日お配りした書面について事務局から確認をお願いします。

○岡田刑事法制企画官 本日皆様にお配りしている書面は、議事次第のほか、配布資料として資料9、参考資料として参考資料3から5まで、前回の第1回会合の後に団体から法務省に寄せられた要望書、ヒアリング関係の書面としてヒアリング出席者名簿、ヒアリング出席者の略歴等、ヒアリング出席者からの提出資料がございます。

それでは、配布資料について御説明いたします。

まず、資料9「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について御説明します。

平成29年の「刑法の一部を改正する法律」附則第9条は、性犯罪の実態に即した対処を行うための総合的な施策の在り方について検討を加えることとされているところ、関係府省が連携してその取組の強化を検討・推進するため、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省の担当者による「性犯罪・性暴力対策のための関係府省会議」が開催され、本年6月11日、今後3年を集中強化期間として、検討すべき施策やその実施時期などを取りまとめた強化方針が決定されました。その内容は、再犯防止、支援、教育・啓発など多岐にわたっておりますが、刑事法に関する検討については、資料9の2ページに記載されておりますとおり、法務省において取りまとめた「実態調査ワーキンググループ取りまとめ報告書」で指摘された意見も踏まえつつ、幅広く意見を伺いながら、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じることとされています。

次に、参考資料についてです。参考資料3から5までは、平成29年改正後に、性犯罪への対応等に関して、各政党から政府に提出された書面です。

参考資料3は、昨年6月に立憲民主党から法務省に提出された「性犯罪刑事法の見直しについて」と題する要望書、参考資料4は、本年6月に自由民主党から法務省等に提出された「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言」、参考資料5は、本年6月に公明党から官房長官に提出された「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化に関する提言」でございます。

資料の説明は以上でございます。

○井田座長 それでは、議事に入りたいと思います。

ヒアリングを行う方については、前回の会合の後、委員の皆様の御意見を踏まえて案を作成し、その案に対する委員の皆様の御意見を伺った上で決定したものであります。

今回ヒアリングを実施するに当たり、短い準備期間であったにもかかわらず、対象者の推薦の御意見、また、案に対する御意見等をいただき、さらに、御出席いただくこととなった方々との連絡や調整に御協力いただいた委員の皆様には、改めてお礼を申し上げたいと思います。

前回の会合でも申し上げたとおり、幅広い観点からの検討に資するため、法務省の実態調査ワーキンググループで実施したヒアリングや本検討会の各委員の専門分野となるべく重複しない形で、必要な知見と情報が得られるように対象者を選定した上でヒアリングを実施することが適切である、こういう基本的考え方に立ってヒアリングを行うこととし、本日はお配りしたヒアリング出席者名簿に記載されている4組5名の方からヒアリングを行うことといたします。

5名の方の御略歴、御専門等につきましては、お手元の「性犯罪に関する刑事法検討会ヒアリング出席者略歴等」と題する書面に記載されておりますので、御参照ください。

本日の進行としては、ヒアリング出席者名簿の順にお一人ずつ、あるいは一組ずつウェブ会議に参加していただき、15分程度御意見を述べていただいた後、10分ほど委員の皆様からの御質問にお答えいただく、こういう流れで進めさせていただきたいと思います。

それでは、始めたいと思います。

1番目の方は、宮崎浩一様、西岡真由美様のお二人です。男性の被害についてお話をいただきます。

おはようございます。御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本検討会の座長を務めております井田でございます。今日は本検討会のヒアリングに御協力いただき、心から御礼を申し上げます。

お二方からお話をいただきますので、まず、お二人合わせて20分程度お話を伺い、その後、委員の方から質問があれば10分程度御質問させていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○宮崎氏 宮崎浩一です。よろしく願いいたします。私は、博士後期課程で男性の性被害を研究しています。また、性暴力被害を受けた経験があります。研究者という立場から、自分の経験を通じてお伝えしていきたいと思っています。

まず、配布資料では、「男性の性暴力被害について」と題し、「1 男性の性暴力被害の概要」、「2 男性の性暴力被害の実際（報道されたもの）」、「3 男性の性暴力被害の実態から鑑みた現行刑法の問題点と提言」、「4 男性の性暴力被害をめぐる諸外国の状況」の4点について学術調査を中心にまとめています。

このうち、一つ目の「男性の性暴力被害の概要」として、男性被害者に向けられる「レイプ神話」や、男性被害者の数が無視できないほどに多いこと、男性の性暴力被害者が置かれている社会状況、女性と同様の被害後の影響があること、また男性に特徴的な反応や影響を概説しています。

三つ目の「現行刑法の問題点と提言」では、明らかな暴行や脅迫がなくても男性が性暴力被害を受けていることから、暴行・脅迫要件の撤廃、そして不同意性交罪の創設、また地

位・関係を利用した性犯罪の検討が必要であること、さらに、性教育が十分に行われていないことや、第二次性徴の頃の身体や心理的成熟過程に照らすと、「13歳」という年齢は性交同意年齢としては低過ぎるため、その年齢を引き上げること。司法関係者等への研修の検討の必要性を提言しています。これからの私たちの発表と併せて御参照ください。

2017年に刑法が改正されたことは、それまで男性がレイプ被害者となり得なかったことを考えると、非常に大きな前進だと思います。ですが、男性の性被害は非常に長い間、社会的にも学問的にも残されてきた問題です。

資料1-2にあるように、男性が性的に不快な体験をしても真剣に捉えてもらえないことが少なくありません。私自身、長い間、自分の被害を被害だと認めることができませんでした。今でも過去の出来事を話すことには困難を感じます。

5歳頃、ペニスを触られていた被害体験は、断片的な、映像的な記憶しかありません。解離症状でよくあるように、自分を俯瞰的に見ているような映像です。5歳児も刺激に対して勃起します。そして、精通以前にも極めて単純で強烈な快反応が生じます。触られている感覚や臭い、音、時間、感情は統合されていませんでした。

思春期になって体の変化が始まり、徐々に性的な行為の意味が分かるまで、自分の記憶と日常は切り離されていました。

第二次性徴で身体的にも大きく変化を迎えていた14歳の頃、別の男性から被害を受けました。その日は乗り慣れていないタクシーに乗って体調が悪くなり、その男性から「休憩できるところへ行こう」と言われ、着いた場所が上野のラブホテルでした。「ちょっと横になればいいよ」と言われ、体調不良もあり、また土地勘のない場所で一人で帰るのにも不安があり、休める場所をと思い、入りました。

部屋の机には灰皿とビールが置いてあり、その人がテレビをつけるとアダルトビデオが流れ始め、休憩のはずが急にわいせつな雰囲気となり、その場から逃れられないと思いました。

ビールを飲まされ、初めて見たアダルトビデオとアルコールで混乱しました。その男性は私の全身をなめ、耳の穴、鼻の穴、肛門に舌を入れたりして非常な嫌悪感がありました。また、口腔性交と射精を強要されました。さらに、加害者自身が射精するまで私の陰茎をなめ続けていました。加害者の香水や唾液で異臭を放つ自分の体が、とても気持ち悪く感じました。

このことを誰かに相談しようとは全く思えませんでした。その男性についていった自分が悪いと思っていましたし、快感を感じてしまったことに罪悪感と自責感があったからです。そして、私が悪いと思われると信じて疑わず、10年以上誰にも話したことはありませんでした。

26歳になるまで、これらを「性被害」と結びつけられませんでした。なぜなら、「男性の性被害」という概念を持っていなかったからです。しかし、「からだの反応はあなたのせいではない」というある本の一節を読んで、ただ涙が止まらなくなりました。映像以外の記憶が結びついていないという、この分断を起こしていたのは体の反応でした。

これをきっかけにして、出来事と気持ちや感覚が結びついてきました。触られる感覚、口に入るペニスの舌触り、私の体をなめる舌の動きなど、それらがまざまざとよみがえり、耐え難いものになりました。

当時、男性の被害について書かれている日本語の本はほとんどありませんでした。これほど男性の被害は無視されてきたのです。

男性が性暴力被害に遭うということが社会的にも法的にも適切に理解されていなければ、性被害を認識することすら困難です。男性に限らず被害体験は様々です。被害者が存在しているのにもかかわらず、その経験が被害だと定義することを被害者には許されていませんでした。

私は、現行刑法は改正前に比べると非常に改善したと思いますが、問題点も残されています。

1点目は、性交同意年齢です。資料3-3と表の3を見ますと、男性の射精とマスターベーションの初体験年齢分布は思春期頃に高い割合を示しています。つまり、この頃に性的な自身の身体を知っていき、理解していくということです。知的な理解力の問題ではなく、成熟していく自分の体をその機能やそこに伴う感情など様々な変化を受け止めていく時期なのです。ですから、その時期に性的な同意を十分に検討することは難しいのです。

こういった少年の被害についても研修や検討会の議論で取り上げ、性交同意年齢の引上げを検討していただきたく思います。

2点目は、挿入に関する検討の必要です。

強制性交等では陰茎の挿入が性交等の要件となっており、物や舌などの身体の一部の挿入被害がレイプ被害として認められませんが、物や体の一部を挿入される被害も多くあります。男性には、意思に反した勃起や射精が起きます。これは刺激に対する反応ですから、望んでいるということにはなりません。この反応に乗じて加害者への挿入を強要される被害も起こります。

また、このような反応に対して、加害者から、例えば「体は正直だ。気持ちがいいのだろう。」と、あたかも被害者が望んでいるかのような言葉をかけられたら、非常な恥辱感、罪悪感を生じさせますし、そのことから被害を打ち明けることは余計難しくなってしまいます。

また、身体的反応が視覚的に分かりやすい男性身体の特徴は、加害者や、その被害を知った第三者との間にも状況の定義をめぐる葛藤を引き起こす可能性があります。

「膣」に加えて、「肛門、口腔」への挿入を性交等と改正したように、陰茎だけではなく物も含む挿入物の拡大を考えていただきたいと思います。

また、勃起や射精の強要は、挿入を伴わなくとも甚大な性的な侵害行為です。単に触るか、挿入かという行為の問題だけではなく、それらの性的な侵害程度も踏まえて議論されていくべきだと思います。

性暴力の問題には、ジェンダーに基づく差別や、性的マイノリティに対する偏見や差別など強くあります。男性といっても性自認、性指向、割り当てられた性別など性的な在り方は様々です。

その上で最後に1点申し上げたいと思います。性という極めて個人的で根源的なものへの被害は誰しものが受ける可能性があり、重篤な影響があること、そして、被害に適切な対応がされ、被害者の負担が少なく相談や訴えができるように、被害者の立場を第一に検討していただきたいということです。

○西岡氏 初めまして。京都大学大学院で臨床心理学を学んでおります西岡と申します。本

日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、2015年より、京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センターで支援員として関わってきました。同年、学部3年次に編入学しましたが、支援員として活動するうち、男性の性暴力被害のことを自身も社会も十分に理解していないという思いを抱き、卒論や修論で複数名の男性の性暴力被害者の方々にインタビューをさせていただきました。

本日は、そのような実践や活動を基に、男性が性暴力被害に遭うとはどういうことかということと、刑法改正における課題を述べたいと思っております。

プライバシー保護の関係上、これからお話する中で、一部議事録を非公開にさせていただきたい部分がございますことを御了承いただけましたら幸いです。また、検討会以外の場でケースを口外されませんよう、よろしくお願ひいたします。

(具体的事例(A)を紹介)

現行刑法では、強制性交等罪、強制わいせつ罪が成立するためには暴行・脅迫要件が必要とされていますが、Aさんの場合、少人数の組織の中における教員という力を持った人物からの働きかけにより、徐々に教員から逃れられなくなって、被害に遭いました。

Aさんは、教員から法的な意味での暴行・脅迫を受けたわけではありませんが、組織の中での関係性があるがゆえに逃れられなくなったと考えられます。組織内で地位・関係がある場合、加害者と対立することは非常に困難なことだと思います。男性の性暴力被害の実態から考えても、暴行・脅迫要件の撤廃と地位・関係を利用した性犯罪の処罰が必要であると考えます。

(具体的事例(B)を紹介)

現行刑法では、13歳未満の者に対して性行為をした者は罪に問われることになっていますが、Bさんのケースから考えると、子供の場合は自身に何が起こったのかの把握が難しく、周囲に信頼できる大人がいなかったり、加害者に脅されたりしていると、自分の体験を話せません。男性・男児の性暴力被害はいまだ社会的な理解が得られず、被害が遷延化し、深刻化することが多いと考えられます。そのためにも、司法関係者や警察の中でも男性・男児の被害についての研修を十分に行ってもらい、被害者の訴えがより受け取られるようになってほしいと思っています。

性交同意年齢以下の子供への加害行為については、その後の深刻な影響を考え、法定刑を上げるべきだと考えています。

(具体的事例(C)を紹介)

Cさんの場合も法的な意味での暴行・脅迫はなかったのですが、酩酊・睡眠状態で意識のはっきりしない中での被害で、また社会生活上の上下関係性もあり、抵抗しづらかったと思われる。恐怖もあり、相手と争うことなくその場を逃げ去りたかったという思いもあったようです。

抗拒不能とまではいかずとも、酩酊・睡眠などの影響で、正常な判断下での自発的な同意が示せないときに性行為を強要された場合も刑法で罪が問えるようになれば、このような男性の被害も救済され、社会に対しても国としての姿勢が示されるのではないかと考えます。

支援員としての活動をしたり、これまでの統計調査の結果から推測する中で感じるのですが、お伝えした方々のお話は、例外的で特別なケースではありません。男性の性暴力被

害は女性以上に認知されておらず、被害者は声を上げにくい状況にいます。男性の性暴力被害を減らし、被害者の人権を守るためにも、ぜひ私たちの提案を御検討いただきたく存じます。

○井田座長 ありがとうございます。それでは、委員の中で御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○齋藤委員 宮崎先生、西岡先生、ありがとうございます。本当に貴重なお話をいただき、大変有り難く思っております。

私も男性の性暴力被害の調査をしまして、男性は暴力的な被害でないと人に相談もできていないということがありました。男性のレイプ神話として、男性は力が強いだから性暴力被害のときに抵抗できるのではないかと、暴力がないということは同意だったのだろう、というような考えが根強く残っているように思うのですが、成人男性同士の被害について何か特徴的なことであるとか、お考えのことというのはございますでしょうか。質問が漠然としていて申し訳ありません。

○宮崎氏 特徴について、実証的なデータというものはなく、印象論になるのですが、成人男性同士の場合、酩酊時に屋内へ連れ込まれて被害を受けたり、睡眠中の被害など抗拒不能の状態での被害だとか、また地位関係を利用したり、電車内での痴漢行為、公共浴場で勃起したペニスを見せつけられるというわいせつ行為があります。痴漢被害や突然の加害行為などで驚愕や凍りつきで抵抗できない状態が生じることがあります。こういった抵抗が難しい状況での被害というのが1対1の被害・加害の関係の中では多い印象があります。

しかし、明らかになっていない被害があると思うので大規模な実態調査が望まれると考えています。

○山本委員 宮崎先生、西岡先生、ありがとうございます。男性性被害について私自身も学びながら考えているところなので、貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございます。

質問が2点ありまして、一つは2017年に刑法性犯罪が改正されて、男性もレイプ被害者として認められるようになったとおっしゃっていただきましたけれども、その後、被害を訴えやすくなったとか、起訴されやすくなったことなど、変化として感じているものがあたらお伺いをしたいと思います。

もう一つは、性交同意年齢を引き上げていただきたいという話が出ましたが、それは幾つぐらいに引き上げると適切と考えられているのか知見をお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○西岡氏 では、一つ目の質問について私の方から答えさせていただきます。

法改正の以後、男性が被害者の事案で強制性交等罪や準強制性交等罪で起訴されて一審判決が言い渡された件数として、法務省刑事局の調査で29件という数字があって、恐らくこれまで強制わいせつでくくり込まれていたものについて、より内容に見合った罪名で判断がなされているとは思いますが。

ただ、性犯罪の認知件数の推移では、法改正以後、件数が増えたわけではなくて、司法で取り扱われやすくなったということは一概には言いにくいのではないかと思います。

また、支援の場にいる者の実感としては、実際の相談件数が多くなったという印象は、それほどはないのですけれども、一部のワンストップセンターのパンフレットなどでも、

「男児も被害に遭う可能性がある」ということが記されて、意識啓発にはなっていると思いますし、実際に男児の被害が届け出られるということも少し増えたのかなという事は思います。

ただ、先ほども挙がりました成人男性の被害の申出というのは、いまだほとんどないというふうに感じております。

○宮崎氏 二つ目の性交同意年齢の引上げについて、私から回答させていただきたいと思えます。

私たちは、射精やマスターベーションの初体験年齢分布だとか、そういった思春期頃の性教育ということも考えると、義務教育終了程度にまで上げることが望ましいというふうに考えています。16歳頃までに引上げを求めたいと思っています。

○井田座長 複数の委員の方から御質問があるようでございます。時間の関係もありますので、一問一答ではなくて、まとめて質問していただいて、その後まとめてお答えいただくということによろしいでしょうか。

小島委員、それから金杉委員、2人から質問の挙手があるようですので、小島委員からお願いします。

○小島委員 どうもありがとうございました。いろいろ実態が分かって、とても参考になりました。ありがとうございました。

先生方への御質問ですけれども、刑法の改正が必要だというお立場から御発言いただいたかと思えますけれども、男性特有の性的な傷つきやすさとか、バルネラビリティ、つまり脆弱性とか、そういう点についてはどのように考えているかをお聞きしたく思いました。

と申しますのは、西岡先生の方からいろいろ事例が御紹介ございましたけれども、例えば先生と生徒の間とか、雇用主と従業員の関係だとかというのは、これは力関係の優劣で出てくるわけで、特に男性被害者というわけでもなく、女性の被害者でも同様な被害が起こるわけでございます。

それと、スウェーデン刑法の規定を参考にした御提案をいただきまして、私もスウェーデンの刑法改正については大変興味を持って、関心を深めているところでございますが、その中で、どうしてそのような提案をするのかをおっしゃっているレジュメの8～9ページのところに、男性の場合でも酩酊とか睡眠時の雰囲気とか薬物の混入とかということがあ、これは女性でも同じことですが、男性の場合でもそういうことが起きるということをおっしゃっていらっしゃる。ところで、男性独特の傷つきやすさ、例えばセクシャルマイノリティの方だと、西岡先生がおっしゃったように、アウトティング、つまり、性的指向や性自認を本人の同意なく暴露するとか、そういうことが弱点になるというのは想像がつくのですけれども、それ以外に男性が性的な被害者になったときに、性的弱者になるというか、男性特有の傷つきやすさについて、先生たちが被害を見ていて、感じていることがあれば教えていただきたいと存じます。

○金杉委員 私からお尋ねしたいのは、成人の男性同士の性被害の事例の場合に、先ほど驚愕や凍りつき等で抵抗が明確にできない場合があるというお話がありましたけれども、そういう方々のケースで、幼少期に性的虐待ないしは性的でなくとも虐待経験がある方というものは、感覚的に、統計的ではなくても結構なんですけど、そういった御経験がおありの方

の割合というか、全くそういう被虐待体験がない方でも男性からの被害で凍りつき、抵抗ができないというようなことがあるのかどうかといったあたりをお聞かせ願えればと思います。

○西岡氏 まず、小島委員からの質問は、男性特有の性的傷つきやすさとは何かということ質問していただいたかと思いますが、私が考えるのは、やはり男性は性被害に遭わないというような認識が世の中にあって、そして被害に遭った男性自身もそういうことを自己の意識下に内在化していると思うので、まず被害体験の定義のされにくさというものがあると思います。ですので、体験を認め難いというか、ものすごく混乱の中にあるのだけれども、それが何か分からない、けれど、ものすごく苦しいというような傷つきやすさというのがあると思っています。

これに対して、女性の方が性暴力に遭う可能性があるということは認識としてはあると思うので、もちろん、ものすごく傷つくのだけれども、定義のされにくさとかということとは余り女性にはないように思います。

さらに、特に加害者が男性である場合に自分のセクシュアリティが揺らされてしまうというような傷つきやすさというのがあると考えています。

また、金杉委員からの質問で、成人の被害で驚愕とかフリーズと言われるようなものがあるけれども、幼少期に虐待とか、そういう逆境経験を体験した方の割合ということでお聞きされたと思いますけれども、統計的なことはちょっと分からないのですが、支援に当たったりとかお話を聞いたりする中で感じるのは、特にそういう虐待といったことに遭わなくても十分に起き得るものであるということを感じています。

○宮崎氏 西岡先生からおっしゃっていただいたことで十分だと思いますが、補足的に少し、成人同士の場合、過去に虐待があったのかどうかという点ですけれども、私も西岡さんと一緒に、成人同士の被害の方が過去に虐待に遭っていたこともあるし、遭っていなかったこともあります。ただ、少し傾向が違うという印象があるのは、過去に性的な虐待を受けたり、性的な視線にさらされてきた人の方が、被害認識を持つに至りやすいような印象があります。

ただ、実際に不意の加害行為であったりするときには、やはり同じようにフリーズだとか驚愕というものはあると私は感じています。

○井田座長 時間が参りましたので、これで終了とさせていただきます。宮崎様、西岡様には、本日はお忙しいところ非常に有益なお話をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。

検討会としても、御提供いただいた様々な事例を学んで、これを踏まえて議論していきたいと思っております。検討会を代表して、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

2番目の方は岡田実穂様です。性的マイノリティの被害についてお話をいただきます。

おはようございます。本日は御多用中のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。本検討会の座長を務めております井田と申します。今日はヒアリングに御協力いただき、心から感謝申し上げます。

まず、岡田様から15分程度お話を伺い、その後委員の皆さんから質問があれば10分程度御質問させていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○岡田氏 Broken Rainbow-japanの岡田実穂と申します。

資料1について解説をさせていただきたいと思います。

このお話の中では、資料3としてお渡ししました冊子を同時に見ていきながらお話をさせていただければと思います。

【資料1：スライド1】（以下、岡田氏発言部分中の【 】内は、全て資料1のスライド番号。）今日は、「LGBTIQの性被害 被害の現実と望まれる法制度」ということでお話をさせていただきます。

事前に頂いたヒアリングのテーマの中で、LGBTの人たちのセックスの態様、在りようについてお話をいただきたいとのことだったのですけれども、その話については、今日はしません。大事なことだと思いますのでお話をさせていただくと、性暴力について話すときにセックスの話をしなければいけないということ自体が間違いではないかというふうに思っています。

【スライド2】LGBTIであろうがなかろうがですが、この被害についてしっかりと考えるということ、また、LGBTに関して「特別な人への特別な人による特別な被害」と考えないということについて、今日お話をできればと思っております。

【スライド3】被害の現状と最低限必要な法改正とは何かということで、この5点について主に話をしたいと思っています。

「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること。

また、「手指器具等」による性暴力を規定すること。

そして、憎悪犯罪（ヘイトクライム）を暴行脅迫の要件として加えること。

そして、レイプシールドを導入すること。レイプシールドに関しては、レイプサバイバーが訴訟において不利益を受けないようにするため、被害者の過去の性的経験を問わないということです。

また、IPV（親密な関係における暴力）を暴力であると規定すること。

このことについて話をしていきます。

【スライド4】まず、LGBTIQの性被害の実態ですが、こちらは冊子の9、10ページを参照いただければと思うのですが、ここで提示している、例えばCDC（アメリカ疾病管理予防センター）の調査などにおいても、LGBTIQの被害は、総合的に、いわゆる一般の女性に比べて高いとされています。特にその中でもトランスジェンダーやバイセクシュアル女性、無性愛者、インターセックスに関しては、こちらスライドでお示しをしていますものにもありますが、バイセクシュアル女性に関しては「生涯の中でレイプ被害に遭っている」というのは46%、2人に1人程度とあります。ここで例示したのは同じような数字、2人に1人程度はあるという人たちです。ほかの人が低いというわけではないです。

また、LGBTの性被害について話すときによく誤解されがちなのが、LGBTの人たちの間で暴力被害があると言われることです。こちらでお示ししている「初めて性被害経験を持った年齢」というところを見ると、11歳以下から24歳までで全体の8割弱になります。ということは、かなり年少者、年が低い段階で性暴力被害に遭っています。

ということは何を示すかということ、ほとんど多くの場合というものが、いわゆる性暴力で、

女性の被害について言われてきたとおり、身近な人からの性被害である確率がすごく高いということです。

【スライド5】また、DVについて、ドメスティックパートナーの暴力に関して、資料3の10ページに数字でお示ししていますとおり、性別違和のない異性愛者の方に比較すると被害率がどのデータでも高く出ています。男性同性間が比較的少ないのかなと思われる方もいると思うのですが、そこは男性同士で親密な関係になったとき暴力被害があった、性暴力があったというときに、性暴力から身体的な暴力に発展するケースがすごく高いと言われています。そうしたことで、現実的に傷害事件として可視化されることが多くなっているようだとされています。私たちのところにも、そういった相談はよく来ます。

全体を通して、社会的な差別とか偏見があるという中で、自分たちの関係性を言えないということによって閉じられた関係が多く、人に対して被害を開示することがより難しくなっています。また、関係性を認める法規定、要は、同性婚の規定がないことから、同性パートナーというものが社会になかなか認識されにくい。例えばですが、DV防止法は前回改正の際に「配偶者」という言葉が入りました。そのことによって、それまでは適用されていたLGBTたちの被害、同性間での被害というものに適用されなくなっています。なぜこれを今ここで言うかという、今回の改正において配偶者に関する議論も出てくると思いますが、どうかその言葉を使わないでいただきたいということです。「配偶者」という言葉が入ることによって排除される人間がいるということをお伝えしたいと思います。

また、今までお示したのに関してはアメリカでのデータになります。日本で相談を受けている中で、全くこのことに関しては違和感がない。アメリカのデータだといって日本と違うとは全く思っていないですが、日本での数字というのはすごく少ないです。特に国が調査をしていないということが実態としてあると思います。

【スライド6】お示しているのは、宝塚大学の日高庸晴教授が1999年から経年調査をしているLGBTの調査です。当初はゲイ、バイセクシュアル男性でしたが、2016年からLGBT全般を対象としています。

この中でも性暴力、DVの被害経験というのが聞かれていまして、全体を通して一般のいわゆる女性というカテゴリーよりは高くなってきています。ゲイ、バイセクシュアル男性で低くなっているということで、全体の合計は、低くはないのですが、低く見えがちですが、この一個一個の属性を見ていくということが重要なことですので、こちらを見ていただくと高いということは分かるかなと思います。この論文については資料5以降でつけさせていただいているので、貴重な資料ですので、ぜひお読みいただければと思います。

今までお話ししたように、LGBTの被害は被害率がとても高いということになっていますが、その当事者の現実と社会の現実にかなりギャップがあります。

【スライド7】こちらにお示しているのは、今年、私たちの会で、インターネット上でアンケートを取ったものですが、「LGBTや男性が性暴力被害に遭った際に、性暴力被害のワンストップセンターなどで適切な支援が受けられると思いますか」という質問に対して「受けられると思う」と答えた人は18%です。「断られる」が一番高くなっているのです。現状がこれだけ被害率が高いという中で、なぜこの状態が生まれてしまっているのか。そこには、加害者を後押しする社会というのがあると思います。

【スライド8】冊子の中でも12ページに書いてありますので、ぜひ読んでいただければ

と思いますが、そもそも日本においては、「強姦罪」において、長い間、LGBTの存在というのが不可視化されてきました。また、「被害は女性のもの」という法が後押ししてきた社会認識があります。そして、LGBTIQ Aの人たちという意味では、現実には被差別体験をしています。差別や偏見に基づく支援や捜査、法の執行の在りようを間近で見えています。そして、大事なことは、加害者はこれらの現実を利用しているということです。こうしたことを利用した形で、当事者たちに沈黙を強いるということをしてきていると思います。

【スライド9】法律が加害者に利用されているという状態から、被害者を後押しする法に何とか変えてもらいたいと思っています。法の在りようというのは社会の規範を作るものであると思います。であれば、よりよい社会に向けた法制を皆さんにお願いしたいと思っています。

【スライド10】暴行・脅迫要件についてですが、差別があることを前提に考えれば、「身体的な抵抗や拒否」をすることができないということがあるのは明白です。

例えば、明示的に、明らかに自分たちはLGBTIQ Aであるということをアウティングする、他者に暴露するということを脅される。脅すということを明示的に言われなかったとしても、そのことを少しでも、もしかしてこの人にばらされるかもと思った瞬間に何も抵抗ができなくなってしまうというようなことは幾らでもあるわけです。

そうした差別を基にして生まれている、差別を理由にして、言い訳にして行われる加害行為に関してはヘイトクライムとしての規定がやはり必要になると思っています。

また、「出会い」の始まりが何であれ、どの職業であれ、被害は被害であるということ、レイプシールドが必要だということに関して。LGBTコミュニティというものは、そこまで大きくはありません。なので、各地方ごとに、何とか同じような人たちに会いたいと思ったときに、必ずしも性的な、セックス目当てということではなくて、出会い、本当の友人を探したいという意味でも、SNSとか出会い系サイトを使います。通常に使います。それを理由として被害の申告を断られる、受理されないということが相次いでいますので、レイプシールドが必要です。

また、配偶者のみならず、IPV（親密な関係における暴力）に関して明確に定義をしていただきたいです。

【スライド11】そもそも性器を規定することは必要かということです。

【スライド12】本来、性というのは非常に多様なものです。だけれども、社会によって単一化されています。

【スライド13】身体的な性別を100%定義することはできない。トランスジェンダーやインターセックスなど、既に私たちの社会には多様な性があることは疑いようがありませんが、「多数派の外性器」のみを基準とした定義はそもそも困難です。

【スライド14（ホームページ上は画像非掲載）】ここでお示ししているのは、インターセックス、性分化疾患の方の性器の在りようについてですが、もちろん、この形状が全てということではなく、様々な形で外性器、内性器、そして染色体の状態が、医療的な男女、いわゆるマジョリティの性器とか性の在りようと違うというとき、このときに強制性交等罪における男性器、女性器というものを私たちはどのように判断すればいいのでしょうか。その場合に、この人たちは法廷に立てるでしょうか。立って、自分の性器を開示する

ということを求められるのでしょうか。

最初の方に被害率の話でお示したように、現実的にインターセックスの人たちがその性器の在りように関して標的にされ、被害に遭うということは私たちの相談にも来ています。

【スライド15（ホームページ上は画像非掲載）】また、性器形成におけるグラデーションという意味で左側にお示ししているのは、いわゆるミニペニス、マイクロペニスです。また、右側の一番上、「a」と示されているものは、ホルモン治療の過程においてクリトリスが肥大している状態、またそこから性器形成、陰茎形成をしている状態ですが、今の法規定の中では、この陰茎形成をしている、これは途中ですけれども、陰茎形成をしたものだけ、似ているからという理由で法律の適用対象となっています。しかし、それが本当に適当なことであるか。

【スライド16】「あなたの性器は正しい性器ですか」ということをなぜ国が法律で決めなければいけないのかということ。全ての性器がそれぞれの人間にとって正しい性器なのです。

【スライド17：ホームページ上は画像非掲載】そして、またここにお示ししているのは全て性器ではありません。ディルド、エピテーゼ、ペニスバンド。前回の改正時に、男性器であること理由として「身体密着性が高い」ということが言われていましたが、これは高くないのでしょうか。

【スライド18】また、身体に侵襲するということを問うとすれば、性暴力というのは一番最初に言ったとおりセックスではないです。性暴力は、セックスの罪ではなくて、性を用いた暴力である。

【スライド19】割り箸であるとか木の棒であるとか鉄パイプであるとか、バイブ、ペン、電球、食べ物、カッター、銃、指、手、腕、足、様々なバリエーションがあります。このことについて、果たして日本はいつまで強制的性交等罪として取り締まらないのかということですか。

妊娠というリスクがあるという話をする方もいると思いますが、そもそも口腔内、肛門を入れた時点で、強制的性交等罪は、そうした性差は撤廃しているはずですが。

【スライド20】これが今日お話ししたこと、「男性器」、「手指器具」、ヘイトクライム、レイプシールド、IPVに関してということですか。

【スライド21】ほかに関する意見は資料4に要望書という形でつけさせていただきましたので、ぜひ御覧いただければと思います。

○井田座長 ありがとうございます。それでは、委員の方で御質問がある方は、ぜひしていただきたいと思います。

○山本委員 貴重なお話をお聞かせくださり、ありがとうございます。

二つ質問があります。先ほどおっしゃられた憎悪犯罪なのですけれども、これは具体的にはどのような文言を予想されているのか。例えば、侮蔑的な言葉を言いながら強制的な性交をしたということ処罰したいという意味なのかということ。

また、性被害自体が訴えにくいという特徴があります。さらに、LGBTQ I、セクシャルマイノリティの方が訴えにくいという社会的な事情、また司法の現状などもあるかと思えます。その場合に、時効が強制的性交等で10年、強制わいせつで7年ということなのですけれども、時効についてどのようにお考えか知見を伺えればと思います。よろしくお願

いたします。

○岡田氏 まず、ヘイトクライムについてお答えします。

文言についてですが、日本の法規定というもの、条文について見ていくと、なかなか難しいものがあるなというふうには思います。ですが、差別に関して、これはLGBTに関してだけではなく、例えば障害を持った方であるとか様々な、例えば被差別部落に住む方もそうでしょうし、世の中には様々な差別というものがあります。この差別に関して、これらを利用する形で加害をした者に関してはどういうところで条文に入れていただきたいと思っています。それは、何を利用してということ、差別を利用した性暴力というものを明確にしていきたいなというふうには思っています。そうしないと、差別の被害に遭っている人たちにとっては言葉が出しにくいというときに確実にここに文言が入っているのだということが重要になってくると思うのです。特に刑罰が加重されていくような国においてということだと、これが入れやすくなっていくのだと思うのですが、日本で集団強姦罪が前回消えてしまったというところもあって、私はできれば戻していただきたいのですが、その文脈の流れでつくっていただきたいというふうに、ヘイトクライムについては思っています。

また、時効に関してですが、これは多くの思いもあって、私たちのメンバーの中でもいろいろ話し合ったのですが、時効は撤廃していただきたいということがあります。どうしても、その被害に遭った、特に話の中でもお伝えしたように若い頃に被害に遭った人たちが多くいます。その人たちにとって、この被害について語れるようになるまでというのは、本当にたくさんの時間が必要になる。そのことに関しては、例えば成年後、10年、20年とか、時効の停止ということも考えたのですが、結局のところ、50歳になって、60歳になってようやく言葉を持つという人たちをたくさん見てきました。その人たちに時効が経過してしまっているとはやはり言いたくないという思いがあるので、私は、時効は撤廃していただきたいと思っています。

○井田座長 ほかに御質問ございますでしょうか。

○金杉委員 今日はありがとうございました。

1点お伺いしたいのは、性器等ではなくて、道具等の身体侵襲性を伴う行為というのは強制わいせつ等で処罰は可能かと思うのですが、それが身体への侵襲性が大きい、性交と同視すべきであるのに、性交等に含まれないという部分を問題に感じておられるのか。一段軽い刑、もっと重く処罰してほしいという、実質的に重く処罰していただきたいという御希望なのか。その点をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○岡田氏 その点については、先ほどお示した中で、私としましては、現実的に例えば性器というものであるとか、性器が膣に入る、肛門に、口腔にということに関して、前回の審議会、検討会の中で、よく「その必要性について」というのが語られる中で、「精神的な負荷」という言葉が使われていました。その際に、「性差を撤廃するということをしてしまった」と言っている。膣、ペニスだけではないという状態にしたという中で、どこに差異が出てくるのか。口腔とペニスであれば精神的負荷は同じ。結局のところは、精神的負荷が低い、高いということをやっつけた上で法律がつけられているのです、議論の中で。

という中では、どれだけの負荷が違うのかということ。物を入れられた、手を入れられた、腕を入れられたということに関して差異があるという状態がおかしいんじゃないかという

ふうに思っているのです。それは、強制性交等罪ではなく、強制わいせつでもいけるでしょうということに関しては長らくずっと言われているのですが、でもいけるからといって、それでいいのかということなのです。

例えば、同性愛者に関しては、結婚じゃなくて、いろいろな書面で何とか暮らせるじゃないかということが言われますが、では、それに甘んじていいのかということを考えなければいけない。だって、差異がないのです。精神的負荷になど差異はない。そして、どのような器具を使われようが、どのような物を使われようが、サバイバーにとって、被害を受けた人にとっては本当に本当に人生に関わるほどの大変なことが起きているのです。そこに明確な差異がないにもかかわらず今の状態を続けるというのは、まさにこの法律自体が差別を助長しているものだということふうには私は思っています。違いがないからです。

あと、私、1個だけ言い忘れたことがあります、LGBTに関して、コミュニティの中では起きていなくて、いろいろな場所で身近な人から起きているというふうにお伝えしたのですけれども、ただ、だがかしこで、自らのアイデンティティというものがその後の生きにくさに大きくつながってくるということ、相談を受けてもらえない、法律が適用されない、そうした中で大きく当事者たちの負担になっているということもぜひ考えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○井田座長 ほかにございませんか。それでは、これで終わりとしたいと思います。

お忙しいところ非常に有益なお話をいただきまして、ありがとうございました。今後、私ももお話を十分にそしゃくして、それを踏まえて検討会で議論を行っていきたいと思っております。検討会を代表して、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

3番目の方は野坂祐子様です。子供の被害についてお話をいただきます。

野坂先生には、御多用中のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。本検討会の座長を務めております井田でございます。本日は、検討会のヒアリングに御協力いただき、検討会を代表して心からお礼を申し上げます。

まず、野坂様から15分程度お話を伺い、その後、委員の皆様から質問があれば、10分程度質問させていただきたいと思っております。

では、よろしくお願ひいたします。

○野坂氏 本日はよろしくお願ひします。

【子どもの性被害：スライド1枚目】（以下、野坂氏発言部分中の【 】内は、全て同資料のスライド番号。）野坂祐子と申します。大阪大学大学院人間科学研究科で教育心理学を担当しています。専門は、発達心理学を子供の教育や援助に応用するという発達臨床心理学です。本日は、子供の発達の特徴や、子供が被害体験をどのように捉えるのかといったことについて、主に成人との違いをお話ししたいと思います。また、最後に、性交同意年齢の検討に当たって参考になると思われるデータをお示ししたいと考えております。よろしくお願ひします。

【スライド2枚目】まず、子供は性犯罪に巻き込まれやすく、性加害者の言いなりになってしまいやすいことについて御説明します。子供というのは、そもそも、大人の言うことを聞く、非常に従順であるように育てられていますし、そのように振る舞う存在です。基本的には、子供は、大人のことを、自分を愛してくれる、世話をしてくれる、遊んでくれ

るというふうに認識していますし、そうあるべきです。そのため、子供は大人のことをまず疑わないですし、大人に逆らうということは通常見られることではないわけです。例えば、先生が「こっちにおいで。」と言えれば行くし、「やってごらん。」と言ったら、そこでやらないということはまずなくて、やってみるということがふだんの生活でも起きています。加害者は、そういった子供の認知や行動の特徴とか、そうした子供らしさみたいなものをうまく利用して、性加害に及んでいます。

そこで加害者が用いているのが、グルーミングという手なづけ行動です。これは、子供相手の性犯罪者のほとんどが間違いなく使っているものだと思います。かわいがるふりをして近づくとか、褒めてあげるとか、何かお世話をします。ですから、そういったことができる立場にある人は、非常に巧妙に子供に性暴力を振るうことができるわけです。実際に私に関わった子供のケースでも、加害者の多くが何らかのスポーツのコーチや、お世話になっている塾の先生だったりとか、治療者として体を触って治してくれる人だったり、幼稚園や学校の先生だったりというふうに、いつも子供がお世話になっている相手でした。ですから、子供は、疑うどころか「いつもありがとう」という気持ちで近づいていく、そういう関係がベースにあります。あるいは、全く知らない相手であっても、子供にとっては数分でも遊んでくれる大人は、すごく優しく、すごく楽しいことをしてくれたと感じるので、全く知らない人ではなくなってしまうのです。

脅しの仕方も、もし本当に刃物を持って脅かすなどということをしたら子供は泣き出してしまふかもしれないので、加害者の多くは、そのようなことはしません。大抵口止めをします。子供に罪悪感を持たせるような言い方で。例えば、「これを言ったら、あなたが怒られるよ。」とか、「お母さんが悲しむよね。」といったような言い方をして脅す。子供はとてもおびえますので、何かされたことを口にできなくなってしまう。

【スライド3枚目】そもそも、子供は、大人と随分違う感覚を持っています。例えば、大人であれば、誰かに急に触られたり、大きな声を出されたら、「怖い」というふうに思うわけですがけれども、でも、子供って、例えば、「わっ」と声を出して「ひゃあ」とびっくりしたりするのがすごく楽しいわけです。くすぐったりとか、それから「高い高い」をしたりとか、ああいうちょっと怖い身体感覚とかというものがとても面白いわけです。それは、我々大人とはかなり違うところです。ですから、性被害に巻き込まれて、「何か変だな。」とは思っても、その変な感じというのが悪いことをされているとは思えなくて、むしろ「何だろう。」という好奇心を高めてしまったり、そういうちょっと怖いことが、スリルがあるような感じがしたりする。それは、うまく加害者が、子供の嫌がらないような手だてを講じるからなのですけれども、そうした理由によって子供は性被害を「嫌だ。」と思いにくいということがあります。ですから、子供に、「怖かったら言ってね。」とか、「すごく大変だったね。」、「ひどかったね。」と言っても、ぴんとこないことがあります。むしろ、子供は誰かに触られることで安心する。これは大人にはない感覚ですよ。知らない人に「いい子だね。」と頭をなでられたり、だっこされたりすることが日常生活の体験としてあるわけです。このように、子供が大人から世話をされるとか、ちょっと怖いことに興味を持つというのは、子供の特徴であり、それを「ニーズ」と言います。子供は、本来、安全であるはずの身体接触や大人の関わりを求めている存在なので、そうした子供のニーズを悪用する性加害から非常に免れにくいといえます。

それは、言うまでもないことですが、こうした子供の特徴があるからといって、子供が加害者の性行動に同意しているわけではありません。子供は、3歳くらいでは、まだ排せつの自律も十分にできていませんから、子供にとって性器というのは、セクシュアルなものではなくて排せつの器官にすぎません。5歳、6歳でも、性別がどのように違うのかを理解できるようになる段階です。アニメの「クレヨンしんちゃん」のイメージが分かりやすいと思いますが、そのくらいの年代で性の同意とか性行為の意味なんていうのは分かるわけがない。繰り返しになりますが、加害者は、そういう、子供が性のことをまだ分かっていないという発達の未熟さを悪用します。つまり、^ア ^ブ ^ユ ^ス ^エする。「a b u s e」は「虐待」と訳されますけれども、そういう子供の能力や状態を利用している、悪用しているといえます。

【スライド4枚目】また、子供は、大人からの性暴力だけではなくて、子供間での性問題、性行動に巻き込まれることもあります。子供同士といっても、加害児童の方が何らかのパワーを持っているということが大半です。

諸外国では、例えば2、3歳の差があった場合、子供同士であっても、力関係があるとみなされます。性問題行動をした子どもへの教育をする際にも、「それは遊びではなくて、無理やりさせた性暴力なんだよ。相手は断れなかっただけなんだよ。」という説明をします。年齢差の持つ意味はとても大きいですが、それだけではありません。ここで言うパワーは、子供の場合、すごく流動的です。これも大人と違う点かもしれません。

いじめの例を考えると分かりやすいかもしれませんが、どういった子が同じクラスの子でパワーを持つかというのは、日によって変動します。学校の先生の覚えのいい子がパワーを持っているときもあれば、翌日はそういった子がすごくパワーを失っていじめられるということもあったりします。ですので、何が子供にとってパワーになっているのかということは、その文脈や生活をよく見なければ分からないことがあります。

なので、家庭生活が難しいということで社会的養護に保護された子供たちの中には、年齢だけではなく、施設への入所時期の長さ、つまり、古株の子の方がパワーを持っているということもありますし、もっと単純に、体格がいいとか、そういったことがパワーになっていることもあります。この辺は、子供同士の性問題行動が単なる遊びなのか、暴力なのかということを見極める際に、アセスメントとして重要なポイントとなってきます。

もう一つここで触れておきたいのは、子供が性加害をするときは、その子供にも何らかの被害体験がある場合が圧倒的に多いということです。家庭での虐待や学校でのいじめ被害もあります。なかには性被害もある。つまり、そうした被害のケアがされずに、混乱したままであると、ほかの子にも同じような暴力をしてしまうことがあります。これを行動化といいます。被害の後に行動化がみられやすいのも、子供の特徴です。特に、性被害体験は「何をされたのか。」が分からず不安になるため、ほかの子にもやってみるとか、もやもやした気分を遊びの中で表したり、性的な絵を描いたり、性的な言葉を言ったりすることがよくあります。そうした行動化によって、自分がされた性被害を他の子どもにするという性加害行動に転じることがあります。

大人の場合、性被害に遭った女性が性加害をするというケースは一般的ではありませんが、子供は、性被害によるもやもやした気持ちを行動、遊びで表すということは非常に一般的で、そういったことで被害・加害が繰り返されていくこともあります。ですから、新たな

性暴力を止めるという点からも、性被害を予防したり、早期にケアをしたりすることがとても重要だと思っています。

【スライド5枚目】子供のそういった被害の受けやすさに加えて、更に障害があったりすると、その脆弱性は更に高まります。

例えば、私が関わったケースでは、障害があるお子さんに対して、親御さんも学校の先生も、安全に気を配って「真っすぐ帰っていらっしやい。」と教えていました。防犯教育のつもりでそう教えていたのですが、子供は文字通りに受け止めてしまいます。バスを待っている間に体を触られたのに、その子は、どうしたらいいのかの選択肢として「真っすぐ帰る」ということしか習っていなかったもので、バスが来るまでずっと触られて、逃げることや助けを求めることができませんでした。交番が近くにあったにもかかわらず、そこに駆け込むという選択肢はなく、バスが来るまで被害に遭っていた。もちろん、加害者はその子が毎日バスを待っているという行動パターンを把握しています。そういったことで、いくら大人が安全を教えていても、子どもが身動きできなくなることもあります。

このように、知的な能力や障害の特徴として、言われたまま受け止めて身を守れなくなるといったことがあります。また、生活の中でいじめられていたり、学校や地域に居場所がなかったりすることによる孤立や退屈があると、加害者に声をかけられると、すごく嬉しくなってしまうことがあります。

当然、これは本人の同意というものではありません。その子がふだん孤立していて、疎外されているということが問題であって、ついていく方が悪いという話ではありません。こういった寂しい思いをしている子供たちが狙われているというのが現状です。男の子も、自分が男の子であるということで性被害を打ち明けにくく、それが性被害を受けやすくなるという脆弱性につながります。

【スライド6枚目】子供は様々な面での脆弱性を持っています。

まず、そもそも子供は、赤ちゃんであれば動けないですし、小さな子であればお世話されていなければいけないので、逃げたりできない。ですから、乳幼児への性虐待は、逃げようがないという点で、脆弱だといえます。大きくなったからといって、子供は自分で生活の場を変えたり、引っ越したりできないわけですから、家庭内や地域内での性被害に遭い続けるリスクが高いといえます。

最初に申しあげた子供の信じやすさや何事にも興味を示しやすいといった子供の特徴は、本来、発達的に言えば強みなわけです。子供が豊かに成長していく上で、それらはとても大事な能力なのですが、そこが悪用されて脆弱性になると言えます。

そして、性被害を受けた後の傷つきやすさという脆弱性も、大人以上に深刻です。

子供は、心の傷だけではなく、体の傷も負いやすい。膣や肛門、ペニス、口の中に、性器や物を入れられた場合、子供はまだ体が成熟していませんから、性器の裂傷が起きやすかったり、出血や傷口から感染症にかかりやすかったりします。このように体の外傷も受けやすいし、その痛みをうまく言葉で説明できないことから、性被害や外傷・疾患の発覚が遅れることもあります。子供自身が性被害について親に言えないことがまた、「親に秘密がある。」ということの罪悪感につながり、「自分は悪い子だ。」という自責感を高めてしまいます。それによって、ますます自信を持って振る舞えなくなり、新たな性被害に遭いやすくなるというふうに、どんどん脆弱性が高まってしまいます。

【スライド7枚目】精神的な症状としては、成人と同じく、解離、あるいは記憶の健忘もみられます。年齢が低かったり、身近な人からの性虐待の場合、精神的な混乱が非常に大きくなるため、解離症状や記憶健忘を引き起こしやすいことが、様々な研究で確認されています。

こうした精神的な混乱によって、「自分は駄目な子だ。」と誤ってしまい、更に性被害に遭いやすくなることがあります。これを「再演」と言い、再び性被害に遭うというようなパターンが繰り返されたり、今度は自分が加害をするという形で暴力的な関係性を繰り返したりすることがあります。

今、記憶の健忘、解離と申しあげましたように、子供の場合は被害認識が遅れる、被害を自覚するまでに時差が生じるというところが問題になってきます。多くの場合、幼少期の性被害を認識するようになる時期の一つは思春期です。いろいろな知識を得たり、身近に性的な話が増えたりしてくる時期です。性的な側面が発達し、性に関する知識や情報が増えていくのは年齢相応の体験ですが、トラウマ体験がある子にとってはそれらの変化や情報が引き金となる、つまり、忘れていた性被害の記憶を想起させるトリガーとなります。

3歳から5歳の頃に性被害に遭った子が13歳から15歳の思春期の頃にそれを思い出した場合、被害認識を持つまでに早くても10年かかるということです。その時点では、まだ気付かなかつたり、不調はあるのだけれども、なぜなのか分からなかつたりして、御自身の出産や子育ての中で思い出す方もいます。そうすると、20年、30年後に思い出すということです。このように、被害認識を持つには、相当な年数がかかることが多いといえます。また、被害認識を持った後、「ああ、そうだったんだ。」とすっきりするわけではもちろんなくて、加害者に対する怒りの気持ちや裏切られた気持ち、「親切にしてくれたと思っていたのに。」といった気持ちを抱きます。何よりも、自分自身に裏切られた気持ちを持つ方がとても多いです。「うかうかと喜んでついていってしまった私がおかしいのではないか。」とか、「自分の体が信じられない。」といった感じなど。そうした裏切られた感覚というのが、思春期、青年期を生きていく上では大きな苦しみになります。

【スライド8枚目】性暴力がどのような影響を及ぼすのかについて申し上げます。トラウマ症状によって生活、対人関係、学校生活がうまくいかないということがありますが、加えて、子供の場合、性暴力によって家族全体が傷つき、家族の機能が弱まってしまう、ゆえに子供が安全に暮らせなくなるといったことが起こります。

性暴力を受けたということを親が知らなければ、親は、子供のサポートができません。もし、子供の性被害を知った親が子供のケアをしたいと思っても、親自身が大きなショックを受けています。そして、親御さんも自分を責めています。「目を離すんじゃなかった。」と。子供の成長は親の喜びですが、子供が性被害を受けた親御さんにとっては、子供の成長は不安でもあります。「この子は、今は身に起きたことがよく分かっていないけれども、思春期はどうなるのだろうか、結婚できるのか、恋愛できるのか。」、そのようなことをずっと不安に思うわけです。そうした親の不安や心配によって、家庭環境が不安定になることがあります。性被害の影響で生じている子供の様々な行動が周囲に理解してもらえなかつたり、性被害に対する無理解やスティグマといったものが二次被害になったり、そして、家族自体も脆弱になるなど、派生的な問題が起きてくる場合があります。

そのため、子供への性暴力は、被害者は子供だけではないということ、家族、特に親は、

間接的被害者であって、親御さん自身も傷つくし、家族全体が傷ついていくということを考える必要があります。

また、この図には、性暴力が起こる前の状態として、点線で「ネグレクト」という背景要因を入れています。例えば、きょうだい間での性暴力の場合、性暴力が起きた時点から問題が発生しているわけではなくて、そもそも、そういったことが起こりやすくなっている状況として、親の目が届きにくいといったネグレクト環境があることも多い。そうになると、きょうだいからの性暴力の影響だけでなく、ネグレクトによる影響もあるため、様々な影響が重層的に重なっていく点も考えていかなければなりません。

最後に、幾つかデータをお示しして終わりにします。

【スライド9枚目】性交同意年齢についての検討に関して、まず、同意の要件を整理する必要があります。単に、被害者も「いいよ。」と言ったとか、そういう点だけで同意の有無を判断すべきではなく、様々な構成要件があるということです。

ここに示している定義は、性加害をした子供たちに、「あなたがしたことは相手の同意を得ていないんだよ。」「性的な関係を持つには同意が要るんだよ。」ということを教えるためのテキストで説明されている文書です。「お互い何が起きているか分かっている」とか、「これから何が起こるか分かっている」とか、そういう双方の理解なしに契約、つまり同意というのはできないのです。同意というのは非常に複雑なものですから、これができるのが何歳なのかということを考える必要があります。

【スライド10枚目】現行の13歳という年齢について、一般のイメージとしては随分成長しているように思われやすいのですが、データで見ますと、様々な面で発達途上であることがわかります。例えば、これは日本性教育協会が1974年から6年ごとに続けている全国調査なのですが、最新の2017年までのデータを見ても、中学生、つまり、13から15歳までが含まれた子供たちの中で、性交経験がある子が5%を超えたことはありません。つまり、20人に1人にも満たないのです。クラスの中に1人いるかどうか。男の子に至っては、4%あるか、ないかということです。高校生は、「今どきの子は。」と見られがちですが、データで見ると、性交経験者は、1割、2割にとどまります。大学生ですら半数程度の割合というのが実情です。

ただ、これは学校に通っていて、学校で調査を受けた子供の約4,000人が対象です。性体験がたくさんある子供たちは、この中に含まれていない可能性を考える必要があります。学校をドロップアウトしたとか、あるいは、非行によって施設処遇を受けている子供たちは、性体験が早い傾向があります。私が行った幾つかの調査では、小学5年生ぐらいから初交が始まり、中学生ぐらいだと、7,8割の女の子は性体験があります。でも、性交同意年齢をそこに合わせるべきではないでしょう。早期の性行動は、性被害体験の影響による性行動の活発化であると捉える方がよいと思います。一般の子供の性行動はこのくらいであるという実態について、まず理解しておく必要があると思います。

【スライド11枚目】また、13歳を迎えるまでの教育という中で、学習指導要領では、性交同意の能力が育てられているのかも考えなければなりません。これは小学校5年生の学習指導要領ですが、「受精の過程は取り扱わない」とされています。つまり、中学になって性教育すればよいという問題ではなく、小学校では受精の過程を学ばないまま、思春期を迎えているのが現状です。さらに、発達心理学の観点から言うと、親密なパートナー

シップが形成されるのは、思春期を過ぎてから、青年期の発達段階とされています。思春期は自分に向き合うとか、自分の考えをきちんとつくるとか、そういったアイデンティティ形成を課題とする時期であり、責任のある性的なパートナーシップは、更に成長してからの課題となるわけです。

【スライド12枚目】身体面の成長からみても、13歳は初潮や精通が始まっていない子もいる年齢です。こういった点から言うと、13歳というのは見直しに値すると私は考えます。

【スライド13枚目】最後のスライドは、本日、申し上げたことのまとめです。子供が加害者になつくというのは、同意があるからではなくて、生得的なアタッチメントの行動に過ぎないということ。怖がってくっついている場合もあるということをお伝えしました。公訴時効についても、解離についての期間を考慮していただく必要があると考えております。

○井田座長 ありがとうございます。大変豊かな内容をまとめてくださりまして、ありがとうございました。

それでは、御質問ございますでしょうか。

○齋藤委員 野坂先生、ありがとうございました。

時間もないので大きく一つ質問をさせていただきます。野坂先生がお話しくださった子供の年齢は、比較的児童期ぐらいを想定されていたのかなと思うのですが、思春期、中学生、高校生ぐらいの子供間の性暴力ですとか、あるいは思春期ぐらいの子供の被害認識や大人からの被害に関するグルーミングの特徴などがございましたら教えていただければと思っております。

○野坂氏 思春期でも共通する点はいくつかあります。例えば、両者の間に力関係がある、カップルであっても力関係があることが多くありますし、性暴力と思えないという被害認識を持ちにくいことも共通しています。思春期の特徴としては、性暴力について「遊び」というよりも、これは「恋愛」だからというふうに思い込んでいて被害認識が持てないということがあると思います。

グルーミングは、幼い子供に限らず、思春期の子供も巻き込まれやすいものです。幼い子供に対するように「遊んであげる」という言い方はしなくなりますが、例えば、寂しい子に声をかけてあげるとか、自分に自信がない子に「すごいね」と言ってあげるとか、そういう子供が求めている言葉や、家が安全でない子には部屋を提供してあげるとか、これこそが本人が欲しいものを与えているという点で手なづけ行為といえます。被害者の年齢によって、加害者が与えるものは違いますけれども、手なづけは思春期の子供にも行われています。

○上谷委員 野坂先生、お話ありがとうございました。先生の御私見で結構なのですが、先生は、法律改正に当たって性的同意年齢は何歳が適切だとお考えでしょうか。

○野坂氏 具体的には申し上げにくいですが、発達・発育の点からも言えば、13歳はどう考えても早いと思います。最低15歳以上、個人的には17歳ぐらいが適正だろうと思っています。なぜ、年齢を挙げにくいかというと、これは単に年齢の問題だけではなくて、教育体系がどのようなものであるのか、子どもの同意能力を養うための教育がどのようなにされるかといったこともリンクさせて考えるべきものだからです。はっきり言って、今、性教育

が全くといっていいほどなされていない教育体系の中では、何歳であっても性的同意能力を持ちにくいようにも思います。もし15歳であれ、17歳であれ、性交同意年齢を変えるのであれば、そこを目指した包括的な性教育、あるいは社会全体での教育を入れていくことを条件にする必要があると思います。

○井田座長 それでは、更に宮田委員、そして小島委員から挙手がありますので、質問をまとめていただいて、お二方に対してお答えを野坂先生にさせていただくということにしたいと思います。

○宮田委員 どうもありがとうございました。

一つ質問させていただきたいのは、子供間の性暴力もかなり見過ごせない問題であるというお話でいらっしゃるけれども、子供間の性暴力の割合はどのぐらいと考えたらいいのか。また、性交同意年齢を上げることによって加害者である子供の行為が犯罪として処罰されるということになることについての先生のお考えをお聞かせいただければと存じます。

○小島委員 先生、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

私の質問は、まず監護者性交等罪というのがございまして、18歳未満の者に対して現に監護する者について、同意要件なく性犯罪にしますというのがあるのですけれども、この監護者性交等罪について、何かお考えがあれば伺いたいと思います。実際問題、学校の先生から被害に遭う子もいますし、男の子でも結構被害に遭っています。先生の御体験から、監護者性交等罪について、御意見があれば伺いたいというのが一つ。

それから、先生が子供の被害を見ていらっしゃるって、これは同意って言われても困ると、13歳以上だけれどもどうなのかなと思うような事案がございましたらば伺わせていただきたいと思います。

○野坂氏 まず、子供間については、十分な実態把握が行われていません。相当見過ごされているのは確かです。児童福祉領域、つまり、施設にいる子供たちについては少しずつ実態が分かってきていて、決して珍しくない事案です。特に施設の中では、男の子同士の性問題行動が、まれではなく起きてることが分かってきています。

また、子供間の場合、今日は「性暴力」、「性加害」という言い方をしましたけれども、治療教育の中では「性問題行動」というふうに言います。例えば、幼稚園児がスコップの取り合いになってポカッと相手の子供を叩いたからといって「傷害罪」と言わないのと同じで、思春期前の子供たちが性的な手段で暴力を振るったとしても、それは問題行動ではあるものの、性暴力、性加害、ましてや性犯罪というふうにはみなしません。これは、支援や教育をしていく上では非常に重要なことです。この会議は、法律のことを考える場ですが、児童福祉の観点からも考えるべきです。諸外国では、成人の性犯罪処遇と子供への福祉・教育・心理的支援というのは別物として扱われています。そのことを本日は十分にお話できませんが、考えておく必要があるかと思います。

監護者については、その範囲をもう少し広げる必要があると思います。実際に、子供の教育・養育に当たっている人を広く含むべきでしょう。何らかの指導に当たっていたり、習い事の先生といったコーチの立場は、日常的にふだんの子供の子育てをしているわけではありませんけれども、教育者であって、子供との立場の違いは歴然としています。むしろ、子供は、教育者の方が親よりも言うことを聞くわけですから、監護者というよりも教育者

をその範囲に入れるのが現実的だと思います。

最後の御質問の「同意と見られても困る」事案というのは、まさにその辺のところですね。教育者に子供が傾倒するというか、先生に師事するという意味での「ついていく」ということと、「性的についていく」ということは、全く別物なのですが、しばしば先生を慕っている、先生の指導を受けたいと欲してくっついていったことが、まるで性的にも同意したかのようにみなされてしまう。両者の判別をきちんとするということがとても大事だと思います。

○井田座長 ほかの委員の方、更に何か御質問ございますか。

○山本委員 貴重なお話をありがとうございました。

グルーミングについてお伺いします。子供をオンラインや、色々な状況で知り合って、手なずけて信用させ、「面倒見てあげるよ。」とか、「君がいい子なのは、僕だけがよく分かっているよ。」みたいな形で囲い込んでいくパターンのときに、子供が13歳以上18歳未満で、暴行・脅迫もなく、抵抗もなく、そして、やり取りの中で迎合しているような形で相手を怒らせないようにとか、あるいは気に入られているという立場から外れないようにというふうにしている場合に、被害を受けていても、同意がなかったということが分かられにくいと思います。症状的には非常に悪化する、体調が悪くなったりとか、日常的生活を送れないような状況があります。このような被害をどのように発見し、そして支援につなげていけるのか、若しくは、これは同意がなかったということを証明していく必要があるとお考えかお伺いできればと思いました。

○野坂様 パワーというものを、単なる腕力だとか怖がらせる言動だけではなく、非常に巧妙な操作ないしコントロールも、パワーの行使であるということが、もっと広く知られるべきだと思います。

そういう点で言いますと、今、山本さんが例に挙げたような、いろいろな巧妙なやり方が、洗脳みたいなものであって、心理操作みたいなものであることが理解される必要があります。そうしたコントロールは、対等な関係で行われるコミュニケーションではない。そうした理解が社会で共有されていくことが重要だと思っています。

最後に、今回は法律についての検討なので、余り関係ないかもしれないのですが、子供を育てるといえるのは、犯罪に巻き込まれないようにすることがゴールではないということ。子供への性暴力を考えると、防犯の面だけではなく、子供が寂しさや孤立を感じないようにしていく社会の在り方も併せて考えていくべきだというふうに思っていることを申し添えます。

○井田座長 それでは、時間も参りましたので、ここで終了させていただきたいと思います。

野坂様には、お忙しいところ非常に有益なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。また、時間の関係でせかしてしまいまして大変申し訳ございませんでした。

今日のお話、そしてまた資料、我々更に勉強させていただき、今後の議論に役立たせたいと考えています。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○井田座長 4番目は仲真紀子様です。司法面接についてお話をいただきます。

仲先生には、本日御多用のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。検討会の座長を務めております井田と申します。本日はヒアリングに御協力くださり、心から御礼申し上げます。

まず仲様から15分程度お話をお伺いし、その後、委員の皆さんから質問があれば、10分程度御質問させていただくことにしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○仲氏 では、始めたいと思います。

【心理学的知見に基づく子供の供述特性と司法面接：スライド1枚目】（以下、仲氏発言部分中の【 】内は、全て同資料のスライド番号。）心理学的知見に基づく子供の供述特性と司法面接ということで1枚目になります。

【スライド2枚目】2枚目に概要です。なぜ子供は特別か。そして、その中でも特に暗示にかかりやすい傾向性という被暗示性の問題、それから精神的な二次被害を受けやすいということについてお話しします。

次に司法面接の概要としまして、自由報告と構造です。なぜ自由報告、自発的にたくさん話してもらうかという、多くの誘導や暗示が「パパにやられたの？」みたいな具体的な内容を含む質問によって与えられてしまいますので、こういった質問をできるだけ排除して、本人にたくさん話してもらうことをします。ただ、子供さんを呼びまして、「はい、自由にどうぞ」と言いましても子供さんはすぐにたくさん話してくれるわけではありませんので、面接を構造化、段取り化しまして、挨拶、そしてお約束事、それからラポール形成と言いますけれども、話しやすい関係性を築き、そして思い出して話す練習をして、本題に入るということをします。

このようなことをお話ししたいと思います。時間がありましたら、子供の証人についてもお話しします。

【スライド3枚目、スライド4枚目】まず、なぜ子供は特別かということなのですが、司法面接がつくられてきた過程を見ますと、多くのえん罪があったということがあります。有名なのは、クリーブランド事件。イギリスのクリーブランドで1980年代ですが、5か月の間に125人の子供が親から性的な虐待を受けているとして保護された。大変大きな数でして、これに調査が入った。その結果、聞き取りの仕方が適切ではない。熱意の余り、誘導的な質問をして、子供がみんな被害に遭ったと言うようになってしまったということが明らかになり、全員家に戻されました。

その下にありますのはアメリカの事案ですけれども、やはり似たようなことがあった。

【スライド5枚目】これは、日本のある事例の判決文から引用させていただいているものですが、裁判官がこんなふうに述べておられます。

子供たちが暗示や迎合により体験していない事柄を供述した疑いを残すというほかない。捜査機関が当初の聴取の際、児童らに暗示・誘導なく自ら話してもらい録音・録画し、お母さんからも子供が供述を始めた状況を誘導なく詳細に聴取して録音・録画しておけばよかったのだけれども、というふうなことが判決文に書かれています。

【スライド6枚目】こういった事案に見られる、一般的なやり取りとはどういうものか。これは架空の例でして、作ったものなのですが、こういったやり取りがよく見られます。

仮にお母さんが自分の子供が学校でいじめに遭っているんじゃないかなというふうに疑って聞いてみた。こんなふうな例を考えてください。「典型的な事例」と書いてあるところ

お母さんが子供を呼びまして、こういうふうに聞きます。「ねえ、クラスの××君に叩かれたことある?」。子供がすぐに話さないで、「お友達のお母さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんと話して。××君、叩くの?」。子供が答えないと、「××君、叩いた?叩いたりしたかな?」。こうやって聞いてしまいます。

子供がどこかの時点で「うーん、当たったかな。」みたいな少し曖昧なことを言うと、「やっぱりそうなのね。どこ叩かれたの?いつ叩いたの?」、こうやって聞いてしまう。子供が黙ってしまいますと、「話してくれないと大変なことになっちゃうよ。××君叩いたのね。」と言って、「うん。」という返事を得たりします。

これでお母さんは、××君が叩いたのだと思うかもしれないですけども、多くの問題があります。実際に何か問題となるようなことがあったのであれば、被疑者の名前、「××」と書いてあるところや、あるいは問題となる行為、「叩く」ということは子供本人に言ってほしい。でも、この場合はお母さんの方から「××君に叩かれた?」と重要な言葉を言ってしまっています。

また、こういった「××君、叩くの?」みたいな質問、「はい」か「いいえ」で答える質問を、右に書いてありますように「クローズド質問（閉じた質問）」と言います。これを繰り返しますと、「××君、叩いたの?」「××君に叩かれた?」、こういった文言がどんどん子供の頭に送り込まれてしまう。かつ、「怒らないからちゃんと話して。」とか「大変なことになるよ。」というようなことを言って圧力をかけ、またよくないのは、「当たった」と言っているのを「どこ叩かれたの?」と言い換えてしまっているということです。「当たった」を「叩く」とか、「当たった」を「押した」とか、「当たった」を「触った」というふうに言い換えてしまう、ということが見られます。

【スライド7枚目】このように特定の仮説に基づいて話を聞いていくと、子供の被暗示性、実際には体験していないのに、体験したかのような気がしてきってしまう傾向性が高まってしまうということがあります。

私どもの研究室を含め多くの研究室で研究が行われていますが、Bruck先生たちの研究を御紹介します。

この研究では、子供たちに実際にあった体験、実際にはなかった体験を数回聞いてみるというふうなことをした。あった体験については、子供さんはお話しできるわけですが、なかった方の体験も数回話を聞いているうちに、ほぼ全員の子供が「あった」というようなことを言い始めた。なぜこういった、体験していないのに体験したかのような気がしてきってしまうということが起きるのか。一つは青で書いています「社会対人的な格差・圧力」です。大人、お母さん、お父さん、あるいは学校の先生、あるいは教師が聞く。子供にとっては絶対的な権威者ですから、「こういうことあった?」「あったんだね?」なんていうふうに言われれば受け入れてしまうということが容易に生じます。

【スライド8枚目】もう一つは、次のスライドの認知発達の問題。箱で書いてありますように、言葉で説明できる記憶は大きく二つの種類、いわゆる知識である意味記憶と、体験の記憶、つまりエピソード記憶に分けられます。

例えば、「お父さんは乱暴な人です」みたいなことは、いわゆる知識、意味記憶です。「お父さんが昨日私を叩いた。鼻血出ちゃった。」みたいなのは体験の記憶、エピソード記憶です。

事実調査、司法面接の目標となるのは、エピソード記憶ということになります。何があったかを明らかにしたいわけです。ただ、このエピソード記憶の発達には、大変時間がかかりまして、そもそも知識の発達に比べて、エピソード記憶は遅く発生する。そして、10年もかかるような期間を経て、だんだんと発達していくということがあります。

1回だけの体験を全部まとめて、見たもの、聞いたもの、感じたもの、みんなまとめて記憶に残しておかなくてはいけないので、エピソード記憶は大変高度な記憶ということになります。

スライドの下にピンクで書いておりますけれども、このエピソード記憶。例えば私の体験という意味で、自己への気付きであるとか、また、お母さんが言ったことではない、先生が言ったことでもない、私の体験なのだというような情報源の理解であるとか、「メタ認知」、これは一段上から自分の心の状態をモニターしたりコントロールしたりすることを言うのですが、私の記憶は正確だとか、これは曖昧だとか、こういったメタ認知能力とも大変つながりが深く、こういった能力も就学前、学校に入る前から徐々に何年もかけて発達していく。こういった能力がエピソード記憶と関わっている。

子供時代というのは、そういう意味でエピソード記憶がまだ脆弱であり、容易に人から言われたことと自分の体験が混じってしまうというふうなことがあるわけです。

こんなふうにして社会対人的なこと、認知的なことによって被暗示性が高まってしまいやすいということがある。

【スライド9枚目】次に、精神的な二次被害です。

これは聞き取りの文脈でお話しします。やけどしたとか骨が折れたということがありますと、福祉の機関に子供はかかってくる。それから、事件性があれば警察、検察、そして、裁判で主尋問、反対尋問というふうに聞き取りが行われるわけです。

この黒丸をそれぞれの機関で行われる聞き取りだと考えてください。

一番上のライン。これは子供の軸というふうに考えていただければと思うのですが、何度も何度も話を聞かれる。これ自体、子供さんの供述を不正確にします。

【スライド10枚目】さらに重要なのは次のスライドにあります「法的手続により引き起こされる外傷的敏感症状」と呼ばれる、オーストラリアの研究者、Fulcher先生が言っている症状です。聴取を繰り返すと心的な外傷の症状が加算的に悪化してくる。また、継続して聴取すると、前はなかった症状、例えばPTSD、後外傷的な症状ですとか、身体的な症状が現れる。これは大変重篤で、鬱を発症したり、中には自死を選んでしまう方も生じるぐらいの重さということがあります。

【スライド11枚目】こんなことから、次のスライドですけれども、2015年（平成27年）に、厚労省、警察庁、最高検がこういった事実の聴取は1回で、あるいは、できるだけ少ない回数で一緒にやりましょうねというふうに言われたのは大変よかった。多機関連携による協同面接、代表者聴取が始まってよかったということになります。

以上、司法面接がなぜ必要かということをお話ししました。

【スライド12枚目、スライド13枚目】次に、司法面接の概要です。

司法面接ができてきたいきさつですけれども、司法面接が法的システムに入ってきたのは1992年です。クリーブランド事件などを受けて、英国でガイドラインが作られました。赤い冊子として示されているものです。これは、英国の供述弱者に対する特別措置の一つ

として作られました。証人が16歳未満である場合、つまり被害者であるとか目撃者が16歳未満である場合、子供から話を聞くのは難しいので、初期に録音・録画面接を行って、これを主尋問の代わりに使うというものです。

その後、2001年、2011年に改正が行われまして、今は「Achieving Best Evidence」というふうに言いますが、対象となる子供の年齢が引き上げられました。以前は16歳だったのが18歳未満の子供となり、加えて、大人であっても知的、精神、それから身体障害を持っておられる方、そして一定のカテゴリーに含まれる性的被害が疑われるケースでは、大人であっても、この司法面接を行って、それを主尋問の代わりにするということが可能になった。そんな特別措置というわけです。

【スライド14枚目】司法面接の目的です。

早い時期に、自由報告を重視した面接を原則として1回だけ行って、録音・録画する。これは事実の調査であって、カウンセリングではない。供述の変遷や精神的二次被害を防ぐということになります。

ここで、先にいただいていた二つの御質問にお答えします。

「治療により証言が変わるといふ指摘もある。どうすれば被害者が保護され、有用な証拠が得られるか。」本質的な御質問です。事実調査というのは過去向きの、過去の出来事を正確に思い出してもらうことです。カウンセリングとか治療というのは、未来の回復に向けて変容を促すということになります。ですので、カウンセリングと事実確認、両方とも必要なのですが、順序で言えば、できるだけ早い時期に、記憶が失われる前に事実確認を正確に行って録音・録画し、その後、速やかにセラピー、カウンセリングに入っていくのがいいということになります。裁判になるまで待っていてもらうというのは、避けなければなりません。

それからもう一つ、「障害等を有しておられる方や成人被害者の通常の事情聴取に使えるか。」これも重要な御質問です。使えるわけですし、正にそういったことがイギリスなどでは行われています。

知的障害を持っておられる被疑者に使うということもイスラエルなどでは行われています。

【スライド15枚目】さて、典型的な司法面接室です。

左側の面接室で、面接者、被面接者が1対1で行って、右側のモニター室で、多機関連携でこれをサポートします。こうすることで子供はいろいろな機関に行かなくて済むというわけです。

「いつ」、発覚から1週間以内程度で。

「どこで」、安心できる、こういった面接室で。

「誰が」、トレーニングを受けた人がチームで。

「どのように」、計画を立て、司法面接の方法で、時間は年齢掛ける5分程度が適切だと考えられています。そして録音・録画するということになります。

【スライド16枚目】次のスライドにあります一つの写真は、司法面接の一室です。

【スライド17枚目、スライド18枚目、スライド19枚目】さて、次に手続です。

大事なところは赤で書いてあります自由報告と、その下に書いてあります質問。足りなかったら質問で補うということになります。でも、いきなり自由報告は求められませんので、挨拶やグラウンドルール、話しやすい関係性を築くラポール形成、そして、思い出して話

す練習などをして本題に入る。終わりのところも、「はい、さようなら」ではなくて、質問を受け、感謝しておしまいということになります。

幾つも司法面接の方法はありますけれども、いずれも同じような構造を持っています。

【スライド20枚目】さて、あと少し時間がありますので、法廷での子供のことをお話ししたいと思います。

【スライド21枚目】私はかつて、法廷での子供の証言、790発話を分析したことがあります。グラフのピンクのところは、子供が自分の言葉で話しているところ、全体を通して3分の1くらいしかありません。あとの3分の1はグラフの薄いグレーのところですが、「はい」「はい」「はい」だけ。あとの3分の1はグラフの濃いグレーのところですが、「分かりません」「覚えていません」、あとは黙して語らずです。ですので、法廷で子供が話しているのは、この事例では僅か3分の1。こういうことを考えますと、英国での次のような実践は大変示唆的かなと思います。

【スライド22枚目】このスライドのOLD BAILEY、刑事法廷の中に、供述弱者のための待合室や閉回路システムで尋問を受ける部屋があります。

【スライド23枚目】ある事例を紹介したいと思います。この事例では、9歳の目撃者、証人が証言をしました。1日目为主尋問です。裁判官から陪審員に、「9歳の子供であり、子供から話を聞くのは大変難しいので、既に司法面接が行われている。」「これからその司法面接の録音・録画見ますよ。でも、録音・録画と思わないで、そこにいる証人の話を聞くように思って聞いてくださいね。プレイバックはしませんよ。注意を集中して聞いてください。」と告げる。こんなふうにして録音・録画を示すことで主尋問が行われた。

この主尋問の後、翌日の反対尋問について裁判官から陪審員に説示があります。「明日は子供が反対尋問のために来ますけれども、遅刻しないようにしてくださいね。20分ぐらいで疲れると言っているのです、遅刻しないように。」などと言っています。

【スライド24枚目】また、裁判官が陪審員に、「閉回路システムで面接を行いますよ」というようなことを言っています。

次に興味深いのは、裁判官が、検事や弁護人にも「私たちは、人から『こちら何々裁判官です』みたいにして紹介してもらうことが多いじゃないですか。でも、明日は子供が来るからファーストネームで3人順番に自己紹介しましょうね。」というようなことを言っています。

また、尋問方法については、仲介者という専門家と立会人が子供に付き添うのですが、この人たちが、子供の様子を見てくれているわけです。裁判官は「仲介者が20分ぐらいで疲れると言っている。なので、休憩をたくさん取りましょう。」とか、「言葉が分かりにくかったら、この仲介者が言い直してくれますからね。」みたいなことも言っています。

あと検事さんから、「この写真を出したらちょっと精神的によくないのではないか」というような議論もあって、結局いろいろ考えて、白黒の図面だけを用意したけれども、それは使わなかった。

【スライド25枚目】反対尋問の当日です。

この日は、裁判官、検事、弁護人は、かつらを外してガウンも取ります。これも特別措置の一つです。裁判官から子供に対して幾つかのグラウンドルール、約束事をお話しします。

そして、10時半から12時15分まで反対尋問は行われたのですが、20分ぐらいで休

態ですから、正味60分ぐらいでした。終始、尋問者は、ゆっくり、はっきり、間を取り、短い質問をする。子供はリラックスしており、最後は、裁判官がにっこり笑って、「今日はどうもありがとう」と言って終わりになった。こんな事例でした。

こういうことが日本でも起こるといえることがあれば、これは子供のみならず、当事者全てにとって有益ではないかというふうに思います。

【スライド26枚目】二次被害の事例であるとか、DVD採用事例の新聞記事を参考としてつけました。

以上です。

○井田座長 それでは、御質問ございますか。

○中川委員 仲先生には、司法研修所でも度々御講演をいただいておりますし、また今年には東京地裁でも御講演をいただいております。ひょっとしたら、そこでの質疑とかぶるかもしれませんが、一つ、イギリスの事例を御紹介いただきましたので、その関係で質問をしたいというふうに思います。

スライドの23から25にかけてのところで、イギリスでは司法面接DVDを主尋問の代わりに使っていると。子供は反対尋問のために法廷に出てくるときに、司法面接を自分も見ているということのようなのですけれども、子供からすると、司法面接をした時期と反対尋問をした時期にブランクがあると思うのです。いきなり反対尋問をされると、子供にとっては戸惑ってしまうとか、そういうようなことはないのかなと思ひまして、反対尋問をスムーズに始めるためにどのような工夫がされているか、もしも御存じだったら御紹介いただければと思います。

○仲氏 私が知っている限りでは、「子供は司法面接、主尋問となっているものをあらかじめ見えています」というふうに裁判官はおっしゃってましたので、そういう準備があるかなというふうに思います。ですので、この事案に関して話を聞かれますよということは理解していると思います。でも、分からないことは、「分からない」と言っているということの子供は約束事として提示されているということになります。

ほかに、例えばどんな資料を見せられているのかというような細かい内容は分からないのですけれども、少なくとも子供は自分が証言した、その証言のDVDは見ているということ。そういうふうにして記憶を喚起しているのかなというふうに思います。

○宮田委員 日弁連の供述分析研究会ではいろいろとありがとうございました。

先生の御指摘の中で、子供の記憶が汚染されないよう、被暗示性の高さを考慮して司法面接がなされるというお話があったのですが、例えば、家族の間においてこういう被害があったのではないかという形で随分長い間話がされ、記憶が汚染されるというような場合はないのだろうか。そういうときに、この司法面接がどの程度、真実性を発見し得るのかについて教えていただければと思います。

○仲氏 二つあると思うのですけれども。

まず一つは、司法面接は魔法の鏡のようなものではなくて、ある時点で子供がこういう手続に入ってきた、その段階で、その時点でできるだけ正確な方法で子供が言ったことを聴取しておきましょうということなのです。ですので、子供が言ったことが正確だとか、正しいということではなく、飽くまでも、この子供に自発的に話してもらったことを基に、外部の情報によって、それが補助されるのか、されないのかということ判断していくと

ということになります。

ですので、そういう手続だというふうに考えていただけるといいかなというふうに思います。

あと、こうやって司法面接のような形で録音・録画するということになると、おのずと事前の初期・初動調査であるとか、家の中での聞き取りが問題になってくるわけです。裁判では、被告人側の弁護士から言えば、事前にどういうやり取りがあったのかというのは反対尋問で確認されるべき重要な事柄であるし、また捜査機関などにとってはできるだけ事前の汚染がないように図っていくということになるのかなというふうに思います。

ですので、子供が言ったことが全て正しいとか、そういうことでは全くないのです。

○小島委員 先生、貴重なお話をありがとうございます。とても勉強になりました。

2点ほど伺いたいのですが、まず、司法面接が、何歳ぐらいの子供に対して主として行われているのか実情を伺いたいと思います。

それから、別な司法面接の方法というのがあるということを知ったことがございます。山田不二子先生などチャイルドファーストジャパンの先生たちと、仲先生とは司法面接の方法がかなり異なっていると伺いました。例えば性器のある人形を使用して、道具を使って分かりやすく聞くというような司法面接の方法もあると伺ったのですが、先生はそういう方法は望ましくないとお考えになっていると伺っております。ほかの方法との比較について先生の御見解を伺いたいと思いました。ある程度の年齢のいった子だったら道具を使ったりしてもいいのではないかと思ったものですから。

○仲氏 一つ目ですが、何歳ぐらいからというのは、大体エピソード記憶が語れるようになってくる、断片的にでも報告できるようになってくるのは3、4歳ですから、2歳の子供に行うというのは余り意味がないわけです。出来事の報告を求めるということになります。

上の年齢というのは、何ができるからとかいうよりは、あるいはどういう能力が獲得されたからというよりは、もうむしろ法的に決めるということが妥当かなというふうに思います。日本では今のところ、二十歳になるまでは保護される存在というふうに考えられますので、二十歳までは供述弱者の扱いになるというふうに考えるのか、あるいは、少年法のような形で16歳とか14歳というのもあり得るかなと思います。

でも、イギリスがこれまで16歳としていたのを2000年に入って18歳に引き上げたというのは、そしてまた子供だけではなくて障害を持っておられる大人とか、性的な被害を受けた大人にまで拡張しているのは、これは一つの大きなメッセージかなというふうに思います。要するに人に優しい方法、科学的に妥当な方法は、誰にとってもよい、供述を得るというのに役立つということかなというふうに思います。

あともう一つ、主要な二つの方法についてですが、今、日本では、アメリカのNICHD（小児保健・人間発達研究所）というところで作られたプロトコル、手順書を私たちは紹介しております。あと山田不二子先生たちがChild FirstのプロトコルをチャイルドファーストジャパンというNPOで紹介していただけるということがあります。

Child Firstのプロトコルの基となったRATACは私も受講したことがあるのですが、種々ある面接法は異なるものではなくて、どれもラポール形成を行い、そして本人にたくさん話してもらって、足りなかったら確認をして、感謝して終わりにする。子供から正確な情報を傷つけないように聴取するというふうなことで、全く構造的には同

じというふうに考えていただく方がいかなというふうに思っています。

ただ、チャイルドファーストの方法はトレードマークがついていますので、そこに著作権とかもあつたりするわけです。

NICHHDの方は、Lamb先生、Her sh k o w i t z先生、私たちがそうですけれども、在野の研究者が作ってきた、実証的に調査・確認をしてきた方法を提示しているというふうなことです。そういう意味ではどなたでも使えるし、そんなに難しい方法ではないということになります。

人形、ダイアグラムにつきましては、いろいろな立場があるのですが、近年の多くの研究が、年齢が低い子供ではファンタジーや誤った情報を引き出す、あるいは年齢が高ければ、言葉で話しても、人形を使っても、出てくる情報は変わらないみたいなことを示していますので、具体的な情報を示すことは大体全般において誘導暗示になり得るので、使わないで済むのであれば、使わないでいったらどうかというのが一つの提案というわけです。全然駄目ですよとか言っているわけでは全くありませんので、御安心いただけましたらと思います。

○井田座長 まだまだ御質問がありますので、ここからは委員の皆様からの御質問を続けてお伺いし、一問一答ではなく、仲先生にまとめてお答えいただくということにしたいと思います。

○上谷委員 貴重な御意見、ありがとうございます。

まずは先生の御経験とか研究で御存じだったら教えていただきたいのですが、司法面接によって、それで主尋問に代えられた場合に、反対尋問が行われて、反対尋問によって司法面接の結果が崩れてしまったケースがあるのかどうか。また、それがあった場合に、再主尋問というのはどのように行われているかということをお存じであったら教えていただきたいと思います。

○川出委員 今日はどうもありがとうございます。

御報告の中で、現在、我が国で行われている協同面接について、こういうことが始まってよかったということをおっしゃっておられました。司法面接の目的としては供述の変遷と二次被害を防ぐという点が挙げられていましたが、協同面接によって聴取の回数は減りますので、二次被害を防ぐという点は、ある程度達成できていると思うのですが、もう一つの供述の変遷を防ぐという点、これは要するに供述の信用性を確保するという点だと思いますが、その観点から、先生は現在の協同面接をどのように評価しておられますか。その上で、現在のやり方について何か改善すべき点があるかどうかについて先生のお考えをお聞かせいただければと思います。

○齋藤委員 仲先生ありがとうございます。

私が聞き漏らしたのかもしれないのですが、イギリスで障害を持った大人や、性的な被害を受けた大人にも適用されるようになったということでしたが、なぜ傷害とか殺人とかではなく、特に性的な被害に対して適用になったのかということについて教えていただけますと有り難いです。

○井田座長 では三つの、委員の方の質問をまとめて大変恐縮ですが、お答えいただけますか。よろしく願いいたします。

○仲氏 一つ目、反対尋問で崩れた事例はあるか。確かにあります。実際、DVDに残ってい

るやり取りがありますので、これを見て誘導がかかっているなどか、あるいは変遷があるなどというようなことがある意味客観的に示せるわけですので、これを御覧になった裁判員、裁判官の方たちが、子供さんの供述、信用できないというふうな判断をされた。そういうものもあつたりいたします。

これが面接の仕方がよかったらどうなのかとか、いろいろ可能性はあるわけです。本当は被害はなかったのだということもあり得るわけですがけれども、それが全て、裁判の場で議論され、子供さんの供述は信用できなかつたというふうに判断された事例というのはあるわけです。そういう意味では、司法面接は判断のすごく重要な材料にもなり得るということになります。

それから、2番目の供述の正確性を上げるための協同面接。これは2年ぐらい前に厚労省の助成を受けた調査会社が調査をしまして、大体協同面接は10日以内ぐらいには7割ぐらいは行われているようなのです。記憶は、なだらかなスロープのように下がっていくのではなくて、初期にくっくっくと下まで下がって、あとなだらかに行くというふうな特性を持っていますので、できるだけ早く三者が集まって行うというのは大変いいし、あと繰り返すことで変遷が生じますので、それがなかつたのはとてもいいということになります。

真実は何かというのは、神のみぞ知るの世界ですから、どういうふうにして正確な情報にたどり着けるかという、誘導をかけないで本人に話してもらう。それを客観的な証拠と照合させるというふうなことしかないわけです。

そういう意味では、忘れちゃう前に、初期にこうやって記録ができる、何度も何度も聞かないで記録ができるというのは大変重要なことかなと思います。

改善点はないかということだったのですけれども、今は三者集まって、誰が面接官になるか。大体は検事さんがなられますけれども、検事さんも大変よく研さんを積んでおられていいのですが、今後、場合によっては、トレーニングを受けた方がワンストップのような所において、そこにみんなが集まって、例えば鑑定人が面接をするみたいな形で、子供の専門家が面接をし、その結果を裁判やその後の支援で使うというふうなこともあり得るのかなと思ったりもいたします。つまり、特定の個人が、経験者が面接者となっていくというのものもあるかなというふうに思います。

3番目です。なぜ性的な被害か。性的な被害というのは1対1であり、言葉がメインの証拠であり、かつ、その重さが大変大きいということになるわけです。同様に、トラウマになるものとして、例えばひどい暴力を受けたとか、殺人を目撃したというものもあると思うのですが、大体そういう多くの事案では外的な証拠があることが多い。これに対して性的な被害というのは、そういう物的な証拠が見つかりにくく、言葉による供述というのをいかに正確に取るかということが大変重要であり、かつ、トラウマになりやすいということがあるかなと思います。

○井田座長 仲先生、お忙しいところ大変有益なお話をお伺いできて、本当にありがとうございました。また、時間的に少しせかしてしまつて大変申し訳ございませんでした。

先生に分かりやすいお話をいただいたばかりではなくて、貴重な資料もたくさん御提供いただきました。私どももこれをよく勉強して、今後の議論に役立たせたいと思っています。検討会を代表しまして、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日予定していた議事につきましては、これで全て終了いたしました。

議事の公開等についてお諮りしたいと思います。

本日は、1番目の西岡氏のヒアリングにおいて、御発言にありましたけれども、関係者のプライバシーに係るお話がありましたので、プライバシー保護の観点から該当部分については非公表としたいと考えております。

また、本日2番目の岡田氏のヒアリングの提出資料のうち、一部の写真につきましては公表に適さないと思われるので非公表とさせていただきたいと思います。

それ以外についてもヒアリング出席者の御意向を改めて確認の上、非公表とすべき発言、あるいは提出資料がある場合には該当部分を非公表としたいと考えております。

具体的な範囲とか、議事録、あるいは提出資料をどういうふうに記載するかにつきましては、これもまた相手方との調整もございますので、私に御一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○井田座長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

では、次回以降の予定について事務局から御説明してもらいます。

○岡田刑事法制企画官 第3回会合は、7月9日木曜日、午前10時からの開催を予定しており、本日に引き続きヒアリングを実施する予定です。次回会合の方式もウェブ会議システムを用いた方式で開催する予定です。

○井田座長 私の不手際で時間がかかなり延長しまして、大変申し訳ございません。本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

2020年06月22日

性犯罪に関する刑事法検討会ヒアリング配布資料

男性の性暴力被害について

宮崎浩一

(臨床心理士・公認心理師)

立命館大学大学院 人間科学研究科 人間科学専攻 博士後期課程

西岡真由美

(臨床心理士・公認心理師・看護師・保健師)

京都大学大学院 教育学研究科 教育学環専攻 臨床心理学講座 博士後期課程

(アルファベット順・共同作成)

はじめに

2017年の刑法の改正は男性の性暴力被害者にとっても大きな変化でした。特に旧強姦罪では被害者となり得なかった男性被害者が強姦性交等罪で保護されるようになったのは大きな前進でした。

しかし、男性の性暴力被害に対する社会的な認知の低さや偏見、それに伴う諸機関の理解不足などによって被害を申告しにくい状況が続いています。また、現行法には被害者にとって様々な問題が残されています。例えば、強姦性交等罪の暴行・脅迫要件、地位関係による性暴力被害、性交同意年齢などをあげることができます。

本配布資料では男性の性暴力被害者を理解するための参考資料として、また、性暴力に関わる刑法の議論に役立てていただくため、男性被害者を中心に作成しています。

1. 男性の性暴力被害の概要

男性の性暴力被害は社会的認知が乏しく偏見が強くあり、また支援も乏しい状況にある。刑法の改正によって、男性も旧強姦罪にあたる強制性交等罪で被害者として認められるようになった。これに伴って様々な機関や調査でも男性が挿入される、また、挿入を強要されうる性暴力被害者であるとして修正を始めているが、まだ十分ではない。

男性は加害者だという強固な偏見があることが社会的な偏見に繋がり、被害当事者の沈黙や困難さにもつながっている。

また社会には「レイプ 神話」という事実とは異なる偏見が男女の被害者に対して存在している。男性のレイプ 神話には以下のようなものが指摘されている。

1. 男性が性被害に遭うはずがない。
2. 性的な被害に遭う男性はゲイ（同性愛者）である。
3. 女性が性的な加害行為をするはずがない
4. 性的な被害を受けることでその男性はその後ゲイになる
5. 性的虐待を受けた男児はその後、自らも性的虐待を行う男性に成長する
6. 性的な被害を受ける男性は、男らしさに問題がある
7. もし暴力行為が伴わなければ、男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである
8. 性的被害に遭いそうになっても抵抗しない男性は、その行為を望んでいる
9. 被害を受けた時に勃起・射精などの性的反応が起こったら、彼もその性的行為に同意していたといえる

（岩崎，2009；Struckman-Johnson，1992；Turchik & Edwards，2012 で挙げられているものより作成）

これらは、全て偏見であり、間違いだが、これと同様な見方はまだ社会に持たれていると思われる。

1-1 男性被害者の数

日本で調査されている男性の性暴力被害を概観すると、確かに女性に比べて男性の被害は少ないようだが、これらの量的な調査から明らかなことは、男性が性暴力被害を受けておりそれが無視できない数あるという点である（表1参照）。

日本では大規模な調査が行われていないため、確実なことは言えないがこれらの調査からは、一般男性の0.4%～1.5%がレイプ相当の被害を受けているようである。また、何ら

かの性的な被害体験は20～30%ほどで、男性が性暴力被害を受けることが少なくないことがわかる。

比較的調査対象の数が多いイギリスとアメリカの調査をみると、イギリスではHome Office Research Study 276によれば、男性の1.5%が人生のある時点で深刻な性的暴行を受け、0.9%がレイプされたと報告されている。また、アメリカでは、Black et al. (2011)の報告によると、男性の1.4%がレイプ被害の経験がある。

しかし、質問項目がそれぞれの調査で一貫しておらず、男性の性暴力被害の実態を正しく反映していない可能性があることに注意する必要がある。さらに、レイプや性暴力の定義の仕方によっては、その間に3倍もの違いがあることも報告されている(Marsil & McNamara, 2016)。したがって、これらの調査から明らかになっている数値以上に男性の性暴力被害者がいる可能性が高いと思われる。

1-2 男性の性暴力被害者が置かれている社会状況

男性の性暴力被害は偏見を持たれやすい被害である。この背景には、「男らしさ」・「女らしさ」といった、性別によって期待される振る舞いや、異性愛の性行為関係が前提とされていることをあげることができる。これらによって、レイプ神話は作られており、それに当てはまらない出来事の矮小化や、否認（レイプ神話的理解を変えられない社会が被害事実自体を認めないこと）が生じる。このことを事実と偏見的な理解に分けて表にまとめた（表2参照）。

性行為では、男性が性的に能動的であるという「男らしさ」を前提にした見方によって、身体反応や、挿入－被挿入の関係が理解されている。実際には、身体反応は反射的に起こるものであるが、挿入の主体となる能動性につながることによって「本当は望んでいたのでは」という誤解を生じさせ、挿入を強要される被害を理解させがたくしている。

加害者の属性では、性指向や性欲が動因になっているという偏見から、加害者は男性で同性愛だろうという見方によって、女性の加害は認識されがたく、強い加害者と弱い被害者という構図の中で見られてしまっている。

被害者の属性では、性指向の問題として見ることや、また例えば筋骨隆々な人であれば力で抵抗したのかどうか、またその抵抗が及ばないほど加害者の力が強かったのかといった、「男らしさ」に関わる期待された振る舞いをしているかどうかによって、その被害の認識のしやすさを決めている。偏見的な理解が一般的なため、それに当てはまらない被害事実を認識し難い状況にある。男性の性暴力被害が明らかになっても、その被害を加害者が「冗談のつもりだったんだ」などと問題を矮小化することや、周囲から「そんなこと起こる訳がない」などの否認が起きる。またこのような認識のされ方は、被害者に罪悪感や恥辱感を感じさせ、一層孤立し被害を訴えにくくしている。

事実としては多様な被害があるにもかかわらず、ある特定の被害者像に当てはめて男性の被害者を見ることで、男性の被害を社会的に認めにくく、またその結果として、偏見的理解に沿っていけば結局、偏見を被り、一方で偏見的理解に一致しない人は被害を認められにくくなっており、被害を申告し難くなっている状況にあるといえる。

1-3 被害状況等

宮崎 (2019) によれば、いわゆる性的いじめと言われる、同年齢の者からの加害が10代には多く、性的いじめ以外では被害者と加害者には年齢差が見られた。加害者の人数は1人が約8割、加害者の性別は女性が約2割だった。また、被害中に怪我をしたと回答したのは約2割であった。加害者が「見知らぬ人」であると答えたのは約2割で、多くは加害行為を受けるまでに加害者を知っていた。

挿入を伴う性暴力被害には、被害者男性が肛門や口腔に加害者の陰茎を挿入させられる被害、その逆に被害者男性が肛門や口腔、また膣へ陰茎を挿入することを強要される被害がある。さらに日本の現行法では強制性交等とは認められていないが、陰茎以外の身体の一部（舌や指など）また、物を使った被害も存在している。Walker (2004) では、レイプ被害にあった男性を対象に調査し、15%に物を挿入される被害があり、加害者の肛門や口腔への挿入を強要される被害が42%あったと報告している。日本においても、男性で男性と性交する者 (Men who have sex with men) を対象に行った Hidaka et al. (2014) は、膣、口腔、肛門性交を強要された被害は約9%と報告している。

勃起や射精を強要する加害行為もある。勃起や射精は刺激に対する反射的な身体反応であり意志でコントロールすることができないため、それに乗じて加害者は挿入を強要させることができる。また、射精の強要によって意志と反した「快」を生じさせるため、加害者にとっては強い征服感やコントロール感をもたらす、被害者にとっては恥辱感、罪悪感、被支配感などを生じさせることがある。

1-4 被害後の影響

男性だから性暴力被害に対して女性よりも影響がないということはない。Smith et al. (2011) によれば、性暴力被害は男女共に高コレステロール、脳卒中、心臓病などの健康状態、およびヒト免疫不全ウイルスの危険因子、喫煙、過度の飲酒などの危険行動に関連していた。

男性の性暴力被害者には鬱症状 (Mezey & King, 1989; Walker et al., 2005)、自己肯定感の欠如 (Myers, 1989; Walker et al., 2005)、PTSD (Coxell & King, 1996; Myers, 1989; Walker et al., 2005)、性機能障害、男性性の混乱や性指向の混乱 (Coxell & King, 1996; Walker et al., 2005) が生じることがわかっている。男女差を比べられるほど調査

が多くされていないとの留保はあるが、成人期の性暴力被害による PTSD 有病率には男女に差がない (Foa et al., 2006) としている。一方でレイプによる PTSD の発症には男性の方が多 (Kessler et al., 1995) という報告もある。大学生男子を対象にした調査では、性機能、性欲、物質使用、性的なリスク行為を尋ねており、被害経験と、問題飲酒、薬物使用、たばこ使用、性的リスク、性機能障害、危険な性行為、衝動的な性行動等に相関しているという報告がある (Turchik, 2012)。

長期的な影響として、不安、鬱、怒りや脆弱性が増加した感覚、自己像の喪失、他人との感情的距離、自傷行為、自己非難などが起きる場合がある (Walker et al., 2005)。また、被害後数年経って鬱症状や自殺企図などが見られることもある (Mezey & King, 1989)。また、男性が被害中に抵抗できない状態になることも分かっている (Coxell & King, 2010)。

このように様々な影響が明らかとなっており、男性にとっても性暴力は重篤なトラウマとなる。男性の性暴力被害者への対応や処置については調査や報告が少ないため定説が形成されていない。そのため、男性の抱える困難やそのニーズに気づくことが必要である (Mezey & King, 2000)。

男性セクシュアリティや社会の偏見が関わっていることに、被害の認知それ自体が困難であることを挙げるができる。「男性が被害を受けるわけがない」といった社会の偏見を背景に男性の被害はほとんど知られておらず、男性の性暴力被害について正しく理解するための情報が非常に少ない。そのため、被害者自身にとっても不快で同意のない性的な侵害体験を「性暴力被害」として認識し難く、援助を求めたり (援助要請)、被害を開示することに長期間かかりうる。

男性が援助要請を行うことが女性に比べて少ないという一般的な傾向に加えて、男性被害者にとって特有の困難さが支援へのアクセスにあり (Mezey & King, 2000)、その障害となっているものに、男性性規範 (Walker et al., 2005)、アイデンティティの問題やホモフォビア (同性愛嫌悪) (Mezey & King, 1989) が挙げられている。また、男性の性暴力被害者は女性に比べて被害を報告していない (Tewksbury, 2007) と推測されている。日本においても、宮崎 (2019) の調査ではおよそ半数は被害を誰にも打ち明けておらず、また、被害を開示した人の内 60% は 5 年以上かかっており、30 年かかる人もいた。

特徴的な被害後の影響として男性性や性的なアイデンティティの混乱が起きる可能性がある。これは自分が男であることに疑いを向けたり、自分自身の性指向が変わってしまうのではないかという不安を表しているものである。例えば、Groth (1979) は、加害者から射精させられる被害が頻繁にあることを示し、被害者はそのことによって自身のセクシュアリティを疑う可能性をあげている。加害行為を男性が受けると、セクシュアリティや性行動に影響があると報告されており、この影響はジェンダー化された存在としての自己のセクシュアリティをどのように捉えるかという点や、性的なアイデンティティをどのように構成し維持するかという点について関連していると示唆されている (Tewksbury,

2007)。また、Walker et al. (2005) では、一部の男性被害者は被害体験中の自身の性的反応について混乱や嫌悪を表現していると述べており、異性愛男性が「もし本当に自分が受けていた性的暴行がそれほど不道德なものなら、なぜ僕は射精したのか？長い間、それを楽しんでいたに違いないって思っていて、だから、同性愛の傾向があるに違いないって思っていた。すごく長い間混乱していたんだ。」と語ったことを例示している。

Khan(2008)でも同様に性に関する混乱は男性のレイプ被害後に珍しいことではないと述べ、「自分は被害のせいでバイセクシュアルなんじゃないかと思った。」「混乱しているように感じる。多分、自分はその事があったからバイセクシュアルなんじゃないかって思う。今でもすごく女性に惹かれるけれど。」という被害者の語りを例示している。日本においても中嶋・宮城(1999)のインタビュー調査で「女の子が好きな普通の男だったのに。あのことで自分は変わってしまった。自分からホモになりたくてなったんじゃない」という男性被害者の葛藤が記されている。

量的な調査でも40名の男性の内、23名が性的アイデンティティの混乱などを報告しており(Davies et al., 2010)、また、ジェンダーの感覚を測る心理尺度では、因果関係は明らかではないが、日本の男性被害者は一般男性に比べてジェンダーアイデンティティが低いという結果がえられている(宮崎, 2019)。

加害者は男性被害者に対して、強制的に射精をさせる加害を行うことがある。勃起や射精は、刺激に対する反射であって恐怖や怒りなどを感じているときにも起こり得ることは実証されているが、このことによって恥や罪悪感なども生じることがある。また、男性身体の特徴はこうした身体反応が加害者にとっても視覚的に明らかであり、被害者個人の葛藤のみならず、加害者との間にも状況の評価に対して葛藤が起きる可能性がある。

レイプ神話が存在する社会において、男性が性暴力被害を開示することや、訴え出ることにはリスクが伴う。それは「男らしさ」などの男性性規範や性指向などに偏見を向けられ、問題を矮小化されたり、被害事実そのものを認められなかったりするからである。被害者自身の性的混乱であったり、被害体験を被害であると認識することの困難は、他者に言語化して伝えることを一層難しくさせており、被害開示や訴え出ることには長期間かかることは珍しくない。

2. 男性の性暴力被害の実際 (報道されたもの)

➤ 2019年6～12月、兵庫県の県立高校で、40代男性教諭が、部活動の指導や引率中、男子生徒3人の下半身を触ったり「キスするぞ」と言ったりした。教諭は調査に「冗談のつもりだった」と釈明したが、県教委はわいせつ行為として免職処分を下した。(毎日新聞 2020年1月30日)

➤ 大阪市の市立小学校で、男性教諭が、教え子だった男児 11 人の下半身を触り、その様子を撮影したとして、強制わいせつや児童買春・ポルノ禁止法違反などの罪に問われた。男性教諭に大阪地裁は 25 日、懲役 10 年（求刑懲役 11 年）の判決を言い渡した。認定されたわいせつ行為は約 50 件に上った。（産経新聞 2019 年 6 月 25 日）

➤ 16 歳の少年が、新宿のロックカフェにいたところ、見ず知らずの中年の男に声をかけられ、言葉巧みに自宅マンションへと連れていかれた。酒を飲まされ、寝ているところを背後から襲われた。事件から三十数年経つが（事件は 1970 年代）、その男性は男のひげが後頭部に当たるチクチクした感触を覚えている。「びっくりして、気持ち悪くて。でも、体が固まってしまって、動かなかった。」フラッシュバックや悪夢に襲われ、自分の体が嫌でたまらなくなったという。誰にも相談できず、「特異な体験をした」と思い込むことで生き延びた。（AERAdot. より

<https://dot.asahi.com/aera/2017032100088.html?page=2>)

➤ 2018 年 11 月、群馬県内のコンビニで、客の男性が、男性店員（当時 20 歳）に充電を頼んだスマートフォンが故障したと因縁をつけ脅迫。店内のトイレに男性店員を連れ込み、約 1 時間にわたり無理やりわいせつな行為をした。前橋地裁は懲役 2 年 4 か月執行猶予 5 年（求刑懲役 3 年）を言い渡した。裁判長は判決で、「客と店員という立場を踏まえると、程度が軽いとは言えない」とした一方、男性と示談が成立していることなどを考慮し、執行猶予付き判決とした。（朝日新聞 2019 年 9 月 19 日）

➤ 2019 年 11 月、民家に侵入し、就寝中の男性にわいせつな行為をしたなどとして、兵庫県警西宮署は弁護士の男性を準強制わいせつと同未遂などの疑いで、逮捕・送検したと発表した。容疑を認めているという。容疑者は、同月 10 日午前 0 時半ごろから同 6 時の間に、西宮市内の民家に侵入し、寝ていた 30 代男性にわいせつな行為をした後、別の部屋で寝ていた同居人の 20 代男性にわいせつな行為をしようとした疑いがある。男性 2 人は同日朝になって下着が破れるなどの着衣の乱れから被害に気付き、110 番通報した。（朝日新聞 2019 年 11 月 24 日）

3. 男性の性暴力被害の実態から鑑みた現行刑法の問題点と提言

3-1 暴行脅迫要件の撤廃と不同意性交罪の創設

➤ 現行法

刑法第 176 条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下 の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第 177 条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

刑法第 178 条 1 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

刑法第 178 条 2 項 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

➤ 現状と提言

3 年前の刑法改正により、客体が、旧強姦罪の「女子」から「者」に拡大され、性別にかかわらず被害者になり得ることが法的に認められた。その点については大きな進歩であったと思う。

男性の性暴力被害の実態については、まだまだ社会的認知が低いのが現状であるが、1. で触れたように、男性の性暴力被害は存在するし、被害はその後の人生に長期間にわたって深刻な影響を及ぼす。

男性の性暴力にまつわるレイプ神話の中に、「男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである」「抵抗しない男性は、その行為を望んでいる」というものがあるが、実際はそうではない。同意もないまま、性的な言動を向けられたり、性的に自身が脅かされるような状況に陥ると、性別に関係なく驚愕や恐怖で体が固まる（フリーズ）ことが起こる。成人女性から性器を触られた少年は「恐怖で体が麻痺したように感じていた」（Nyman & Svensson, 1995）と表現している。イギリスの調査でも、性暴力を受けた男性の 87% が被害時に恐怖で凍り付いたり、無力感や従わざるを得ない感じを感じたと答えている（Walker et al., 2005）。また、同調査によれば、被害のなかで暴力を振るわれた割合は 27.5%、凶器を使われた割合は 10% であり、それ以外の 62.5% は暴力を振るわれたわけではないことが明らかになった。

2017 年に改正されたスウェーデンの性犯罪の法律に、性的行為における自発的関与があ

ると認定することは許されない場合として、「無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合」と記されているが（以下参照）、男性の場合でも、酩酊、睡眠時の不意打ちや、薬物を混入されること、あるいは様々な障害の影響により暴行や脅迫がなくても加害者に抵抗しづらい状況は十分存在する。

また、教員と学生・生徒、職場の上司と部下、部活の先輩と後輩など、加害者側が被害者よりも立場が上であり、双方が所属するコミュニティから抜け出すことが難しい場合、暴行や脅迫がなくとも加害者の要求を断ることは難しいことも多い。先ほどあげたスウェーデンの法律には、「相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合」も罪に問われるという規定があるが、例えば介護者と介護される側、医療者と患者など、相手に依存せざるを得ない状況においても、性別に関係なく性暴力は存在する。（2018年～2019年にかけて起こった、神戸市の精神科病院「神出病院」の事件など。）

上記のような立場の違いだけでなく、（性別を問わず）二者間に関係性があり、何かしらの形で徐々に心理的に追い詰められることで、望まない性的行為を強要されたり、性的言動を防げないこともある。

このように、男性でも、暴行脅迫がなくとも性暴力被害に遭うことは多くある。強制性交等罪や強制わいせつ罪から暴行脅迫要件を撤廃することで、救済される被害者は確実に増えるであろうし、少なくとも国家として、暴行脅迫を伴わないものも性暴力である、ということを示すことで、被害者にとっても自身の体験をより定義しやすくなるのではないかと考える。

スウェーデン 2017年改正法

刑法第 1 条 自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性に鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として 2 年以上 6 年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。以下の場合、自発的関与があると認定することは許されない。

1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行為に参加した場合
2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合
3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合

暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を 4 年以下の拘禁刑に処する。

現状では、加害者と被害者の関係性の中で性行為についての明らかな拒否ができなかったり、先述のような酩酊や睡眠、疾患や障害の影響で自分の意思を行為の前に表明できなかった場合、合意がなかったことを証明しなければならないが、合意の有無が争われた場合、証明するプロセスにおける被害者の負担は相当に大きい。男性の性暴力被害においても、物的な証拠が残りやすく、他に目撃者がいない状況で起こることがほとんどである。被害者は事件当時のことを必死に思い出し、供述として示していくしかないが、このことは被害者に大変な負担を強いることでもある。上記のスウェーデンの改正法のように、自発的な同意のない性的行為は性犯罪である、ということを含め、被害者の自発的な参加がなかったことの証明で足りるように形を変えていく必要がある。

3-2 地位関係を利用した性犯罪の処罰

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」(平成 29 年度)によると、無理やり性交等された被害経験を持つ男性は 1.5%であり、加害者との関係では、「交際相手・元交際相手」が 17.4%、「配偶者(事実婚や別居中を含む)・元配偶者(事実婚を解消した者を含む)」、「職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、部下、取引先の相手など)」、「通っていた(いる)学校・大学の関係者(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)」、「生活していた(いる)施設の関係者(指導者、先輩、仲間など)」が各 8.7%であり、多くは加害者と何らかの関係がある中で被害を受けていると考えられる。

上記の 3-1 にも強く関連することであるが、男性の性暴力被害も、女性(加害者の約 75%は顔見知り)と同じく、関係性のある人間との間で起こっているものが半数以上である。

前回の刑法改正では、監護者の地位利用の場合のみを処罰対象としたが、その他の地位利用による性犯罪が除外された。しかし、加害者と被害者の支配・従属関係が形成されやすい類型の地位利用による性犯罪は男性被害者にも多い印象がある。現時点で、男性の性暴力被害者と加害者の地位関係まで分かるようなデータは見当たらないが、上記の内閣府の調査に加え、「若者の性」白書(2013)でも、性的誘惑や性的行為の強要を行った人物は、「知らない人」より「友人」「知り合い」が圧倒的に多いという調査結果が示された。加害者と被害者の間に支配・従属関係が存在するような場合、被害を申告することで、その後の社会生活を続けられない恐れも出てくる。それゆえ、被害を申告しにくく、被害が潜在化し、長期化・深刻化することが大いにある。

韓国の法律では、地位関係性を利用した性犯罪について、以下のような条文がある。

第 303 条(業務上威力等による姦淫)

1 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5 年以下の懲役又は 1500 万ウォン以下の罰金に処する。

2 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

また、特例法として、親族関係の人によるレイプや強制わいせつ、あるいは障がい者に対するレイプは、加重刑罰を受けることになっている。

男性の性暴力被害の実態から考えても、日本においても、支配・従属関係が形成されやすい地位関係を類型化し、抗拒不能状態に陥らされて性暴力被害を受けた場合の処罰規定を創設することを提言する。

3-3 性交同意年齢の引き上げ

現行刑法では、13歳以上の者に対して、暴行脅迫がなければ強制性交等罪・強制わいせつ罪として成立しない。これは、13歳以上の者は、性的な働きかけをされた場合、それ自体の意味や、その行為が自身や双方の身体や関係性に及ぼす影響を理解した上で、同意することを選択できる、という前提で作られている条文であると思う。

しかし、13歳というのは中学1年生～2年生に当たる年齢であり、現在の日本においては、義務教育においてその年齢に達するまでに十分な性教育が行われているとは言えない。自分で性的決定を行えるためには、妊娠や性感染症、射精や勃起などの身体的な知識はもちろん、性的な行為を二者間で行う際には双方の自発的な同意が必要であることや、性的な侵害は心身に大きなダメージを与えること等の知識と意識が必須である。

現状としては、我が国において十分な性教育が行われているとは言えず、上記のような内容についての十分な知識を持たない中学生も多い。調査によると、男性が初めて自慰や射精をする年齢は11歳～14歳がピークであるが（表3参照）、小学校高学年～中学生というのは、そのように自身の性に出会い、戸惑いながら探索を始める年代でもある。そのような時期に、たとえば部活の先輩－後輩の関係性の中で性器を触る・触らせるとことや、性器を舐める・舐められる、自慰行為をさせられるなどの性的な関わり（いじめの一部であることも多い、1-3・3-2参照）が存在する。特にこのような行為が初めてであった場合、された側はその行為が何であるのか定義できず、大きな混乱を抱えることとなる。また、先輩－後輩という立場がある中で行われると、表立って抵抗できなかつたり、逃げられなかつたりして、自尊心の大きな傷つきを負うことが考えられる。

自身の中で、上記の行為の意味がつかめず混乱の中にいると、苦しい思いをしていても誰かに相談することができない。自身の受けた行為を「被害」と捉えることすら難しい。そうすると、自尊心の大きな傷つきや混乱、怒りなどを一人で抱えたままその後の人生を歩むことになり、精神的なダメージも大きい。

このことから、男性の性暴力被害の現状から鑑みても、性的同意年齢の引き上げを提案す

る。この刑法改正の議論が広く社会に周知され、義務教育内で十分な性教育が行われることを強く望むとともに、その前提がかなえられるならば、これまでの国内での議論を踏まえて、せめて義務教育終了後とすることが妥当ではないかと考える。

3-4 子どもに対する犯罪に対しての加重処罰の設定

現行刑法においては、18歳未満の者に対する、監護者による性交について、所定の要件を満たす場合には、同意の有無を問わず強制性交等罪と同様に処するものとしている。このように、加害者が監護者である場合は、同意の有無を問わずに罪に問うことができるが、そうではない場合は、子どもに対する性犯罪への加重処罰は設定されていない。

女兒に対する性的虐待も、もちろんそのことがその後の人生に与える影響は甚大であるが、男児に対する性的虐待も、重大な影響を及ぼす。男児の性虐待被害者は、女兒以上に自分の被害体験を相談できずにいて、相談できないなかで、(加害者が男性の場合)自分は同性愛者になったのではないか、というセクシュアリティの混乱が生じたり、他の様々な症状や行動を引き起こす(森田, 2008)。性的虐待を受けた少年たちは、学校生活への不適応、摂食障害、肥満、頭痛、下痢、漠然とした身体痛、チック、不眠症、悪夢、フラッシュバック、攻撃衝動、自傷、自殺企図、性的行動における問題、学習障害、強迫的マスターベーション、解離性障害、不安感、様々な依存行動などの症状を示す(Frederich, 2010; Gartner, 1995; Svensson, 1998)。また、Svensson(1998)の報告によれば、10%が女性から虐待を受けていた。加害者が女性の場合、男児が受けた被害を「被害」と受け止めることは一層難しく、被害者は自分の本当の感情を否認し抑圧しなければいけない(森田, 2008)。

子どもにおいても、男児への性的虐待は女兒への性的虐待よりも認知度が低いが、上記のような複雑かつ多岐にわたる影響を長期にわたって及ぼす。男児への性的虐待の実態を鑑みても、子どもに対する犯罪に対して加重処罰を設定することは、相当なことであり、また、虐待の予防にもなり得る。「子どもへの性的虐待を許さない」という国家としてのメッセージを伝えることにもなると考える。

3-5 司法関係者、警察関係者の「研修」に男性の性暴力被害を含めること

前述の「男女間における暴力に関する調査」(内閣府, 平成29年度)によると、無理やり性交等された被害経験のある男性のうち、相談しなかったと回答したのは39.1%であった(無回答が17.4%)。相談しない理由では、「どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから」と答えた割合が44.4%と、様々な理由の中で一番多かった。これは、女性の「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(55.4%)が理由として一番多かったことと比べると対照的である。宮崎(2019)の調査では、被害を開示していない人は半数ほどおり、30%の被害当事者が社会の認知が必要であると考えていた。また、相談環境を求めている人は全体の

44%で、必要な支援が届いていないことが伺えた。男性の性暴力被害については、1. で挙げたようなレイプ神話の存在然り、まだまだ社会全体に認知されておらず、偏見もある。そのため、男性が被害を受けても、自身で被害として認知しにくかったり、認知してもどこに相談すればよいのか分からなかったりする。そして、相談したとしても、警察や司法関係者、医療関係者やワンストップ相談センターの支援員の理解が薄いと、二次被害を受ける恐れもある。また、立件を視野に入れた捜査や聴取がなされる際、男性の性暴力被害者が置かれる状況や被害者の心理状態などについての理解がなければ、正しい事実認定が期待できない。

前回の法改正の際に、刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・参議院法務委員会)が採択された。その中で「抗拒不能」の認定について、心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進すること、また、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うことが定められている。今回の刑法改正の検討を機に、男性の性暴力被害についても、さらなる調査研究の推進と、研修の充実をはかっていただきたく思う。

4. 男性の性暴力被害をめぐる諸外国の状況

デンマーク

1999年、デンマークの法務省と保健省は、性的暴力の被害者に対する医学的、法的、心理的支援を改善するための、性的暴力の被害者に対する総合的かつ学際的なアプローチの国家モデルに合意した。これにより、デンマーク全土に性的暴力の被害者のための8つのセンターが開設され、2000年にコペンハーゲンのセンターが開設された。このセンターでは両性を対象として、24時間の無料サービス提供をおこなっている。ここでの調査から、男性は女性よりドラッグレイプの被害者である危険性が高く、警察に暴行を報告しようとしていなかったことが分かった。センターで調査した研究者は、男性に対する性的暴行はゲイコミュニティに限定された問題ではなく、男性被害者が前向きに進んで、偏見なく医学的および心理的援助を受けることができ、安心できる環境を確立する必要があることを指摘している(Larsen & Hilden, 2016)。

イギリス

男性がレイプ被害の主体となったのはThe Criminal Justice and Public Order Act (1994)であり、そこでは、「膣若しくは肛門へのペニスの挿入」がレイプであると規定された。それ以前は、肛門へのペニスの挿入は「buggery (男色)」の罪とされレイプではなかった(Javaid, 2014)。その後、Sexual Offences Act (2003)で法改正が行われ男性がレイプ罪の被害者と位置付けられたが、加害者は陰茎をもつ生物学的男性に限定されていると

考えられており、法律上男性の強要された挿入被害が明らかにされないなどの問題があると指摘されている (Waere, 2018)。

アメリカ

合衆国の法的な状況をレビューした Berkseth et al. (2017)によれば、すべての州とコロンビア特別区は、レイプと性的暴行の定義を拡大しており、現在、ほとんどの場合、肛門と口腔への挿入が含まれており、多くが男性の性器だけでなく、他の挿入物の挿入を認めている。一部の州では、男性の性器以外の挿入はレイプに該当しない場合があり、このような状況に対して、彼らの被害を認めない法律は、男性はレイプされないという固定観念を強化するかもしれないと指摘されている。

スウェーデン

スウェーデンの法律は陰茎の挿入以外の性的な挿入を想定しており、また、性交と同等と認められる行為もレイプ 罪の範囲にあたる行為とされている。ヨーロッパ諸国の中でもスウェーデンは、男性の性暴力被害の対応が進んでいるようであり、たとえば、1990年には男児の性暴力被害者の治療機関「ボーイズクリニック」が開設され、2015年にはストックホルムに男性の性暴力被害者の救急部門が開設されている。
(<https://www.thelocal.se/20151015/sweden-opens-worlds-first-male-rape-centre>)。

以上のように、男性の被害が司法上適切に扱われていると、支援機関も増えていくようである。関係機関への研修などによる男性被害の理解がすすむことで、男性が被害を訴える安心感や支援を求められるようになると考えられる。

引用文献

- Berkseth, L., Meany, K., & Zisa, M. (2017). Rape and sexual assault. *Georgetown Journal of Gender and the Law*, 18(3), 743-814.
- Black, M.C., Basile, K.C., Breiding, M.J., Smith, S.G., Walters, M.L., Merrick, M.T., Chen, J., & Stevens, M.R. (2011). *The National Intimate Partner and Sexual Violence Survey (NISVS): 2010 Summary Report*. Atlanta, GA: National Center for Injury Prevention and Control, Centers for Disease Control and Prevention. Available at:

- www.cdc.gov/violenceprevention/pdf/nisvs_report2010-a.pdf)
- Coxell, A. W., & King, M. B. (1996). Male victims of rape and sexual abuse. *Sexual and Marital Therapy*, 11, 297-308.
- Coxell, A. W., & King, M. B. (2010). Adult male rape and sexual assault: prevalence, re-victimisation and the tonic immobility response. *Sexual and Relationship Therapy*, 25(4), 372-379.
- Davies, M., Walker, J., Archer, J., & Pollard, P. (2010) A comparative study of longterm psychological functioning in male survivors of stranger and acquaintance rape
- Frederick, J. (2010). SEXUAL ABUSE AND EXPLOITATION OF BOYS IN SOUTH ASIA A REVIEW OF RESEARCH FINDINGS, LEGISLATION, POLICY AND PROGRAMME RESPONSES. IWP-2010-02, UNICEF Innocenti Research Centre.
- Gartner, R. B. (1999). *Betrayed as boys*. 宮地尚子, 井筒節, 岩崎直子, 堤敦朗, 村瀬健介訳 (2005). 少年への性的虐待—男性被害者の心的外傷と精神分析治療.
- Groth, A. N., & Birnbaum, J. J. (1979). *MEN WHO RAPE The Psychology of the Offender*. New York; Basic Books.
- Hidaka, Y., Operario, D., Tsuji, H., Takenaka, M., Kimura, H., Kamakura, M., & Ichikawa, S. (2014). Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men. *PLoS ONE*, 9(5), 1-6. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0095675>
- 法務省刑事局. (2019). 刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果. Retrieved from <http://www.moj.go.jp/content/001314450.pdf> (May 30, 2020)
- 法務総合研究所. (2020). 第5回犯罪被害実態(暗数)調査—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—
- 法務省(性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ). (2020) 性暴力救援センター・日赤なごやなごみ視察・ヒアリングの概要. Retrieved from http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00030.html (May 30, 2020)
- Human Rights Now. (2018). 性犯罪に関する各国制度調査報告書.
- 岩崎 直子. (2009). 男児/男性の受ける性的行為に関する意識調査」 小児の精神と神経 49(4), 355-362.
- 岩田千亜紀・中野 宏美. (2019). 発達障害者への性暴力の実態に関する調査. 東洋大学社会

- 学部紀要, 56(2), 23-27.
- 警察庁. 平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書 (平成30年3月). Retrieved from <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html#011> (May 30, 2020)
- 小西吉呂, 名嘉幸一, 和氣則江, & 石津宏. (2000). 大学生の性被害に関する調査報告-警察への通報および求められる援助の分析を中心に-. *こころの健康*, 2, 62.
- Khan, N. (2008). *Male rape : the emergence of a social and legal issue*. New York; Palgrave Macmillan.
- Larsen, M., & Hilden, M. (2016). Male victims of sexual assault; 10 years' experience from a Danish Assault Center. *Journal of Forensic and Legal Medicine*, 43, 8-11.
- MATSUMOTO, T., & IMAMURA, F. (2007). Association between childhood attention-deficit-hyperactivity symptoms and adulthood dissociation in male inmates: Preliminary report. *Psychiatry and Clinical Neurosciences* (Carlton. Print), 61(4), 444-446.
- Marsil, D.F. and McNamara, C. (2016). An examination of the disparity between self-identified versus legally identified rape victimization: A pilot study. *JOURNAL OF AMERICAN COLLEGE HEALTH*, 64(5), 416-420.
- Mezey, G. & King, M. (2000). Treatment of male victims of sexual assault. Mezey, G. & King, M. (edit) *Male Victims of Sexual Assault*. 2nd ed. Oxford; Oxford University press, pp. 141-156
- Mezey, G., & King, M. (1989). The effects of sexual assault on men: a survey of 22 victims. *Psychological Medicine*, 19, 205-209.
- 宮城由江, & 中嶋一成. (1999). 心への侵入. 性的虐待と性暴力の告発から. 本の時遊社.
- 宮脇 (吉本) かおり (2013). 同性を対象とした年少者わいせつ犯の特徴について. *犯罪心理学研究* 51, 特別号:. 162-163.
- 宮崎浩一. (2019). 男性の性的被害と回復の諸相— 援助要請の観点から混合研究法を用いて検討する— (Unpublished master`s thesis), (立命館大学, 京都)
- 森田ゆり (2008). 子どもへの性的虐待. 岩波新書. pp86-90.
- Myers, M. F. (1989). *Men sexually assaulted as adults and sexually abused as boys*.

- Archives of Sexual Behavior, 18, 205-209.
- 内閣府. (2020). 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センターを対象とした支援状況等調査. Retrieved from http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku.pdf (May 30, 2020)
- 内閣府男女共同参画局. (2018). 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援 の在り方に関する調査研究事業」報告書 . Retrieved from http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf (May 30, 2020)
- 内閣府男女共同参画局. (2018) 男女間における暴力に関する調査 報告書
- 中嶋一成・宮城由江. (1999). 心への侵入：性的虐待と性暴力の告発から 本の時遊社
- 日本性教育協会. (2013). 「若者の性」白書第7回 青少年の性行動全国調査報告書. 青少年の性行動全国調査報告. 小学館.
- 日本性教育協会. (2019). 「若者の性」白書第8回 青少年の性行動全国調査報告書. 青少年の性行動全国調査報告. 小学館.
- 野坂 祐子(研究代表). (2004). 高校生の性暴力被害実態調査委託調査報告書. 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 . Retrieved from <http://www.awf.or.jp/pdf/0161.pdf> (May 30, 2020)
- Nyman, A., Svensson, B. (1995). *boys: sexual abuse and treatment*. Tonnheim Literary Agency, Sweden. 太田美幸 (訳). 性的虐待を受けた少年たち ボーイズ・クリニックの治療記録. 新評論.
- Smith, S.G., & Breiding, M.J. (2011). Chronic disease and health behaviours linked to experiences of non-consensual sex among women and men. *Public Health*, 125(9), 653-659.
- Sorenson, S.B., & Siegel, J.M. (1992). Gender, Ethnicity, and Sexual Assault: Findings from a Los Angeles Study. *Journal of Social Issues*, 48(1), 93-104.
- Struckman-Johnson, C., & Struckman-Johnson, D. (1992). Acceptance of male rape myths among college men and women. *Sex Roles*, 27(3-4), 85-100.
- Svensson, B. (1998). *101 Boys. A study of sexual abuse*, Save the Children Sweden, Stockholm.
- Tewksbury, R. (2007). Effects of Sexual Assaults on Men: Physical, Mental and

- Sexual Consequences. *International Journal of Men's Health*, 6 (1), 22-35.
- Tolin, D. F., & Foa, E. B. (2006). Sex differences in trauma and posttraumatic stress disorder: A quantitative review of 25 years of research. *Psychological Bulletin*, 132(6), 959-992.
- Turchik, J. A., & Edwards, K. M. (2012). Myths about male rape: A literature review. *Psychology of Men & Masculinity*, 13(2), 211-226.
- Turchik, J. (2012). Sexual Victimization Among Male College Students: Assault Severity, Sexual Functioning, and Health Risk Behaviors. *Psychology of men & masculinity*, 13(3), 243-255.
- 内山 絢子, 及川 里子, & 加門 博子. (1998). 高校生・大学生の性被害の経験. *科学警察研究所報告. 防犯少年編 / 科学警察研究所 編*, 1, 32-43.
- Walby, S., & Allen, J. (2004). Domestic violence, sexual assault and stalking: Findings from the British Crime Survey. Home Office Research Stud 276. Retrieved from <http://nomsintranet.org.uk/roh/official-documents/HomeOfficeResearchStudy276.pdf> (June10, 2020)
- Walker, J. (2004). A STUDY OF MALE RAPE SURVIVORS (doctoral dissertation) University Of Central Lancashire, United Kingdom
- Walker, J., Archer, J., & Davies, M (2005). Effects of Rape on Men: A Descriptive Analysis *Archives of Sexual Behavior*. 34(1), 69-80.

表1 男性の性的被害統計調査（概略）

調査・論文名及び調査時期	調査対象	対象の数（合計）	項目概要	
			項目	概要
警察庁 「平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」 平成30年1月19（金）～28日（日）	一般生活者を対象に、インターネット上に公開した調査票に既存のモニターがアクセスして回答するインターネット調査（Web調査）によって実施	1,696	痴漢、無理やりに性交等	痴漢等被害の有効回答数100の内、女性が97.0%、男性が3%。無理やりにされた性交等の有効回答数69の内女性が87.0%、男性が13%
内閣府男女共同参画局 「『若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業』報告書」 平成29年8月～平成30年3月	若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体	—	—	14団体が選定した事例(構成事例を含む。)268件のうち、相談者の性別が確認できた事例(248件)については、女性が243件、男性が5件
法務総合研究所 「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」 平成31年1月26日～同年2月末日	全国から16歳以上の男女	3709	性的な被害	男性5、女性30がありと回答
内閣府男女共同参画局 「男女間における暴力に関する調査」 平成29年12月	全国20歳以上の男女	3376	無理やりに性交等された被害経験の有無	被害経験のある女性は7.8%、男性は1.5%
内閣府 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」 令和元年6月1日から8月31日	全国49か所のセンターにおいて対応した相談	—	電話相談と面談の男女割合	女性の被害者が電話相談で87.7%、面談で97.8% 男性の被害者は、電話相談で10.4%、面談で2.2%
法務省 「年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果等」 平成29年7月13日～令和元年12月31日	事件	—	強姦性交等罪で男性が被害者である事件の起訴人員、件数	人員28名、件数29件 内、22名が強姦性交等罪、7名が準強姦性交等罪で全て有罪となる。
法務省 「性暴力救援センター・日赤なごやなごみ視察・ヒアリングの概要」 2016年1月5日～2019年12月31日	新規利用者	973	—	全体の新規利用者の内6.7%が男性 18歳未満の新規利用者の内7%が男性
岩田（2019） 「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」 2018年3月1日から31日	対象者は、18歳以上の発達障害と診断された男女、または発達障害が疑われる男女である。	32	性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答	女性は21名中18名（85.7%）、男性は10名中4名（40.0%）、その他1名

調査・論文名及び調査時期	調査対象	対象の数（合計）	項目概要	
			項目	概要
岩崎（2007） 「男児/男性の受ける性被害についての『レイプ神話』に関する大学生意識調査」 2002年4月－7月	大学生男女	341	①性的な言葉を言われる／性的な話をされる ②下着を脱いでみせるよう強要される／脱がされる ③無理やりお尻、胸、背中など身体を触られる ④無理やり性器を触られる ⑤自慰（マスターベーション）を試みるよう強要される ⑥したくないのに性交される／させられる（未遂を含む）	（「①言葉」以外の）何らかの経験 男：あり 23人 31.5% 女：あり 94人 60.6%
小西ほか（2000） 「大学生の性被害に関する調査報告」 1999年10月～11月	沖縄県内の5大学および2短期大学に在籍する学生	1072	「ペチャパイ」「ボイン」などからかわれたり、性的な話題を強要されたりしたことがある 性器をわざとみせられたことがある 無理やりお尻、胸、背中などからだを触られる 無理やり抱きつかれたことがある 無理やりキスされたことがある 無理やり性器をさわられたことがある したくないのに性交されそうになったことがある したくないのに性交されたことがある 同性愛を強要されたことがある	したくないのに性交されたことがある 男：1人 0.3% 女：26人 3.2%
内山ほか（1998） 「高校生・大学生の性被害の経験」 1996年7月～同年12月	首都圏の高校・短期大学・大学に在籍している男女学生・生徒	1239	犯罪的行為12項目 セクハラ行為10項目 その他4項目	強姦され（そうになっ）た 男：3人 0.5% 女：28人 4.1%
宮城ほか 「心への侵入 性的虐待と性暴力の告発から」 1998年11月末～同年12月末	沖縄県内6大学学生	746	言葉で性的な嫌がらせを受けた 無理やりお尻、胸、背中などを触られた 無理やり抱きつかれた 無理やりキスされたこと 性器をわざと見せられた 無理やり性器を触られた したくないのに、性交されそうになった したくないのに、性交された	したくないのに、性交された 男：2人 0.7% 女：19人 3.8%
野坂（研究代表）財団法人女性のためのアジア平和国民基金 「高校生の性暴力被害実態調査」 2003年11月6日－12月18日	高校生（東京及び九州地域）	2346	あなたの体について、からかわれたり、いやらしいことを言われたことがありますか 相手の裸や性器を、わざと見せられたことがありますか 無理やり、体を触られたり、抱きつかれたことがありますか 無理やり、セックスをされそうになったことがありますか 無理やり、セックスをされたことがありますか 携帯電話や、出会い系サイト、インターネットで 性的にいやな体験をしたことがありますか	無理やり、セックスをされたことがありますか 男：13人 1.4% 女：78人 5.3%

調査・論文名及び調査時期	調査対象	対象の数（合計）	項目概要	
			項目	概要
Hidaka et al (2014) 「Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men」 2005.8.11-2005.11.30	MSM男性	5731	服を脱がされた 卑猥な言葉でからかわれた 無理やりキスをされた 身体（性器、胸、お尻）に触れられた 性器に触るよう強要された 膣性交を強要された オーラルセックスを強要された アナルセックスを強要された その他 いずれかの強要されたセックス（膣、オーラル、アナル） いずれかの性被害（上記のいずれか）	いずれかの強要されたセックス（膣、オーラル、アナル） 男：500人 8.7% 女：－
Matsumoto & Imamura(2007) 「Association between childhoodattention-deficit–hyperactivity symptoms and adulthooddissociation in male inmates: Preliminary report」 2002年5月～2003年10月	男性受刑者	799	子供の頃にレイプや激しいセクシュアルハラスメントなどの性的虐待の被害を受けたことがありますか。	男：94人 11.7% 女：－
日本性教育協会 「若者の性白書（第8回）」 2017年6～12月	中学生～大学生	12925	身体をじろじろ見られた 言葉などで性的なからかいを受けた 電車の中などで身体をさわられた 相手の裸や性器などを見せられた 性的な誘惑を受けた 望まない性的な行為をさせられた どれも受けたことがない DK.NA	高校生男子の約12%が何らかの性的被害を受けている。 大学生男子の約21%が何らかの性的被害を受けている。
宮脇（2013） 「同性を対象とした年少者わいせつ犯の特徴について」 2012年まで	某5府県で検挙された男性わいせつ犯のうち、犯行対象に男性の年少者（幼児・小学生）が含まれるもの	89	加害者の行為から、性的行為、暴力的行為、犯行場所など28項目	口淫をさせる・要求する 全体の23.6% 肛門への挿入 全体の13.5%

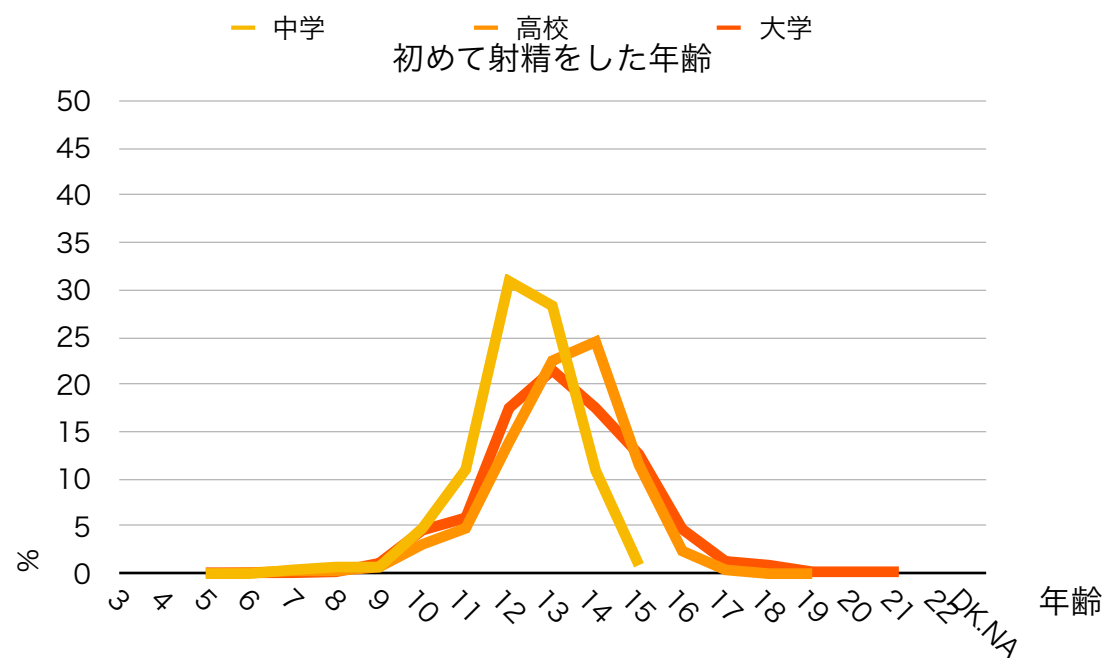
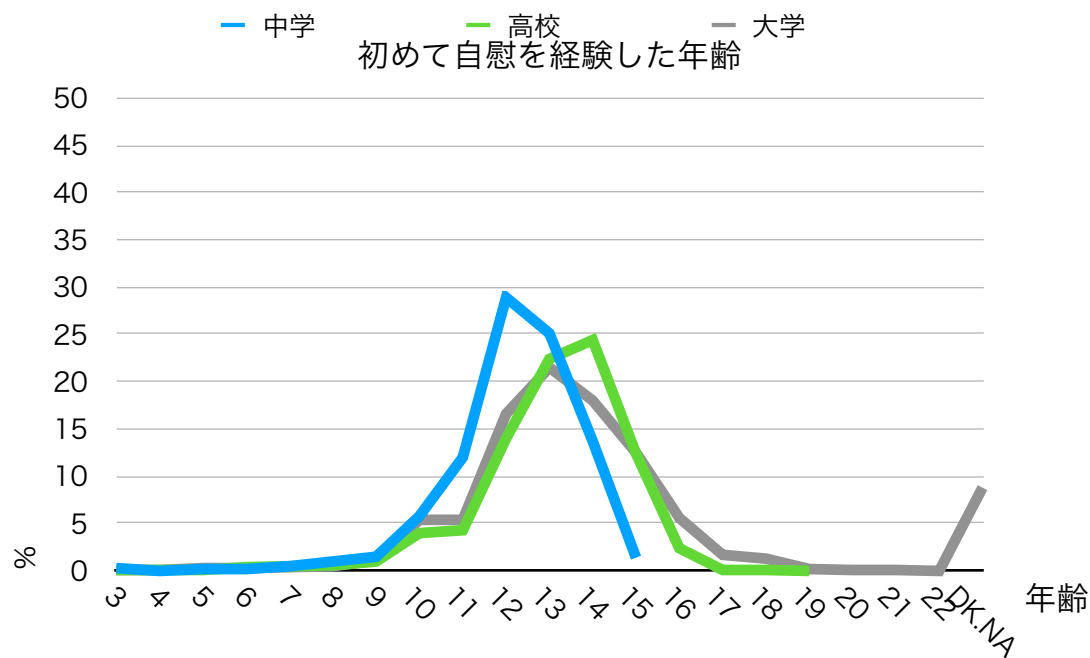
表2 神話的理解と事実

			神話的理解	事実
性行為	身体反応		被害を受けた男性に勃起・射精などの性的反応が起こったら、彼もその性的行為に同意していたといえる	不同意であっても、身体反応は起こり得る
	挿入関係	被害者が挿入される	加害者はゲイ男性だろう	ペニスや身体の一部（舌など）、また物を挿入されることがある。
		被害者が挿入させられる	性的反応が起きているのは同意していたのだろう	恐怖などで勃起することもあり、無理やり挿入させられることもある。
加害者属性	加害者の性指向	異性愛	好みの男だったんだろう。（女性限定）	性欲や性指向の問題ではない
		非異性愛	同性愛者で性欲を抑えられなかったのだろう（男性限定）	
	年齢	年上	年齢差があって、被害者は抵抗できないのだろう。	年齢差がある場合も、同年代の場合もある。
		同年代		
		年下		
	性別	男	同性愛だろう	性別に関わらず加害行為をする
女		女性が性的な加害行為をするはずがない。		
被害者属性	被害者の性指向	非異性愛	同性愛者だから被害を受けたんだ	無関係 ・被害者の性指向が被害を生じさせることはない。 ・加害行為で性指向は変えられない
		異性愛	性的な被害を受けることでその男性はその後ゲイになる	
	男性性		性的な被害を受ける男性は、男らしさに問題がある	男らしさと被害は無関係
			男性が性被害に遭うはずがない。	被害に遭う
		被害者の外見・印象	女性的・弱い	無関係
		暴行・脅迫への抵抗	もし暴力行為が伴わなければ、男性は性的被害に遭いそうになっても抵抗できるはずである	凍りついてしまうことが、しばしばある
			性的被害に遭いそうになっても抵抗しない男性は、その行為を望んでいる	望んでいない脅威に対する反応には、動けなくなることもある。
		被害開示	弱みを見せるのは男らしくない	被害認知もしがたく、しばしば困難
	被害後の影響	耐えられるのが男らしい男は精神的に傷つかない。	大きな傷つきや混乱を抱えることがある。	

(宮崎・西岡 作成)

表3 男性の自慰・射精の初体験年齢の割合

年齢	初めて自慰を経験したのは、何歳のときでしたか。			初めて射精があったのは、何歳でしたか。		
	中学	高校	大学	中学	高校	大学
3	0.3	0.1	0.1	-	-	-
4	0	0.1	0.1	-	-	-
5	0.2	0.1	0.3	0	0	0.1
6	0.2	0.4	0.3	0	0.1	0.1
7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.1
8	1	0.6	0.5	0.7	0.3	0.2
9	1.5	1	1.1	0.7	0.7	1.1
10	5.8	4	5.4	4.8	3.1	4.6
11	12	4.3	5.4	11	4.8	5.9
12	28.9	14	16.6	30.9	13.9	17.5
13	25.1	22.4	21.5	28.3	22.5	21.5
14	13.7	24.4	18	10.9	24.5	17.5
15	1.4	12.4	12.5	0.9	11.5	12.6
16	-	2.4	5.6	-	2.4	4.7
17	-	0.1	1.7	-	0.4	1.3
18	-	0.1	1.3	-	0	0.9
19	-	0	0.2	-	0	0.2
20	-	-	0.1	-	-	0.2
21	-	-	0.1	-	-	0.2
22	-	-	0.0	-	-	-
DK. NA	9.3	13	8.8	11.4	15.5	11.4





LGBTIQQAの性被害

被害の現実と望まれる法制度

Broken Rainbow - Japan 理事

Rape Crisis Network 代表

岡田実穂

“特別な人への特別な人による特別な被害”

ではない、ということをお伝えするためにきました。

LGBTIQQAの性被害の現状

最低限必要な法改正とは何か

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- 憎悪犯罪（ヘイトクライム）を暴行脅迫の要件として加えること
- レイプシールドを導入すること
- IPV（Intimate Partner Violence：親密な関係における暴力）を暴力であると規定すること

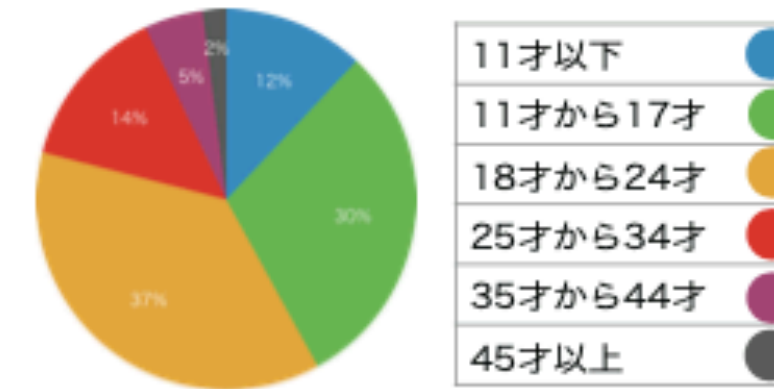
LGBTIQA 性被害の実態

- 各種統計において総合的に被害経験が特に高いのは、トランスジェンダー、バイセクシュアル女性、無性愛者、インターセックス
- 被害経験年齢を見ていくと、24才以下での被害経験が約80%。その多くはLGBTIQAコミュニティでの被害と紐づけることは不可能。

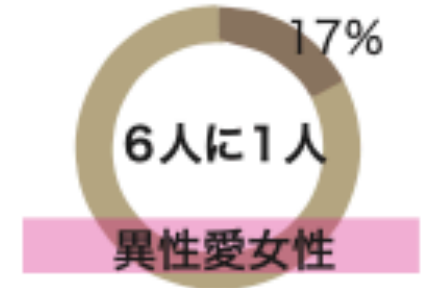
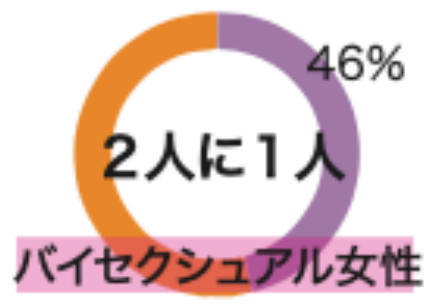
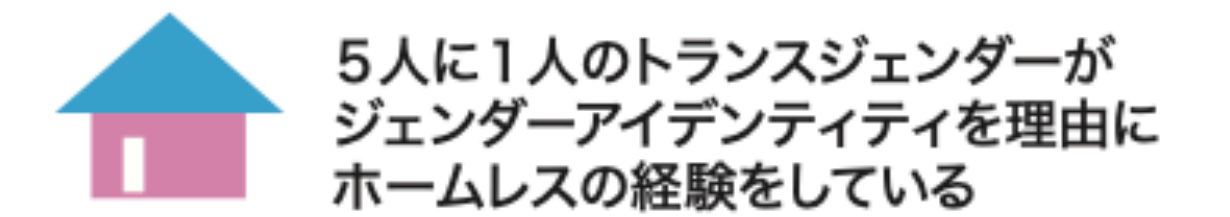
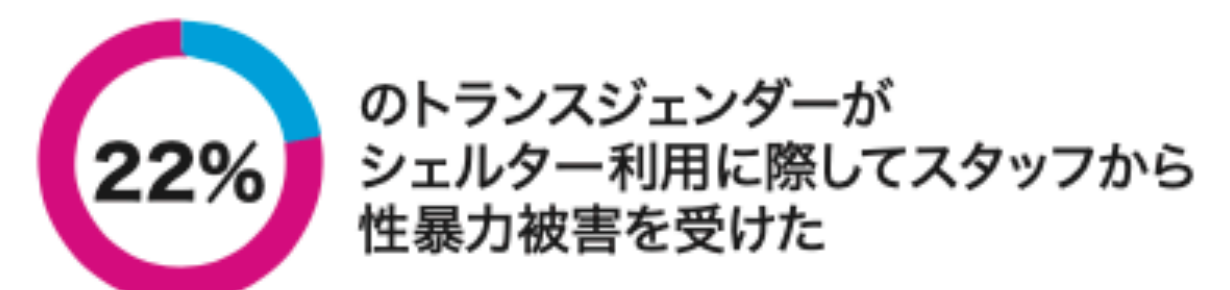
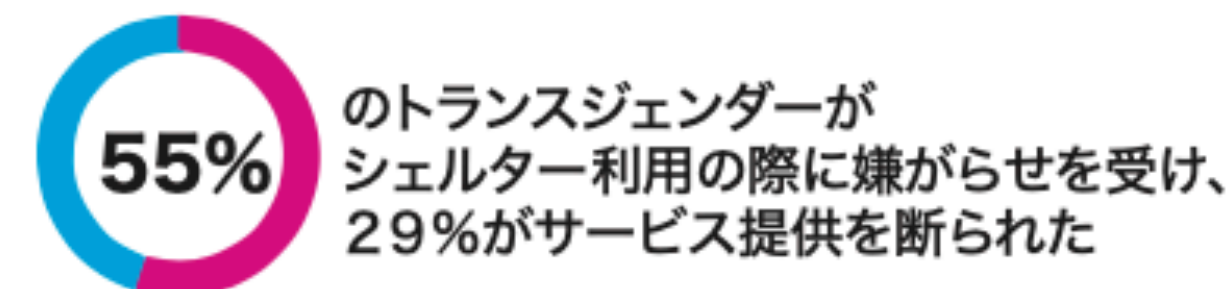


It happens to us.

初めて性被害経験を持った年齢



トランスジェンダーとジェンダーノンコンフォーミングの64%が人生の中で性暴力被害を経験する



が、生涯の中でレイプ被害にあっている

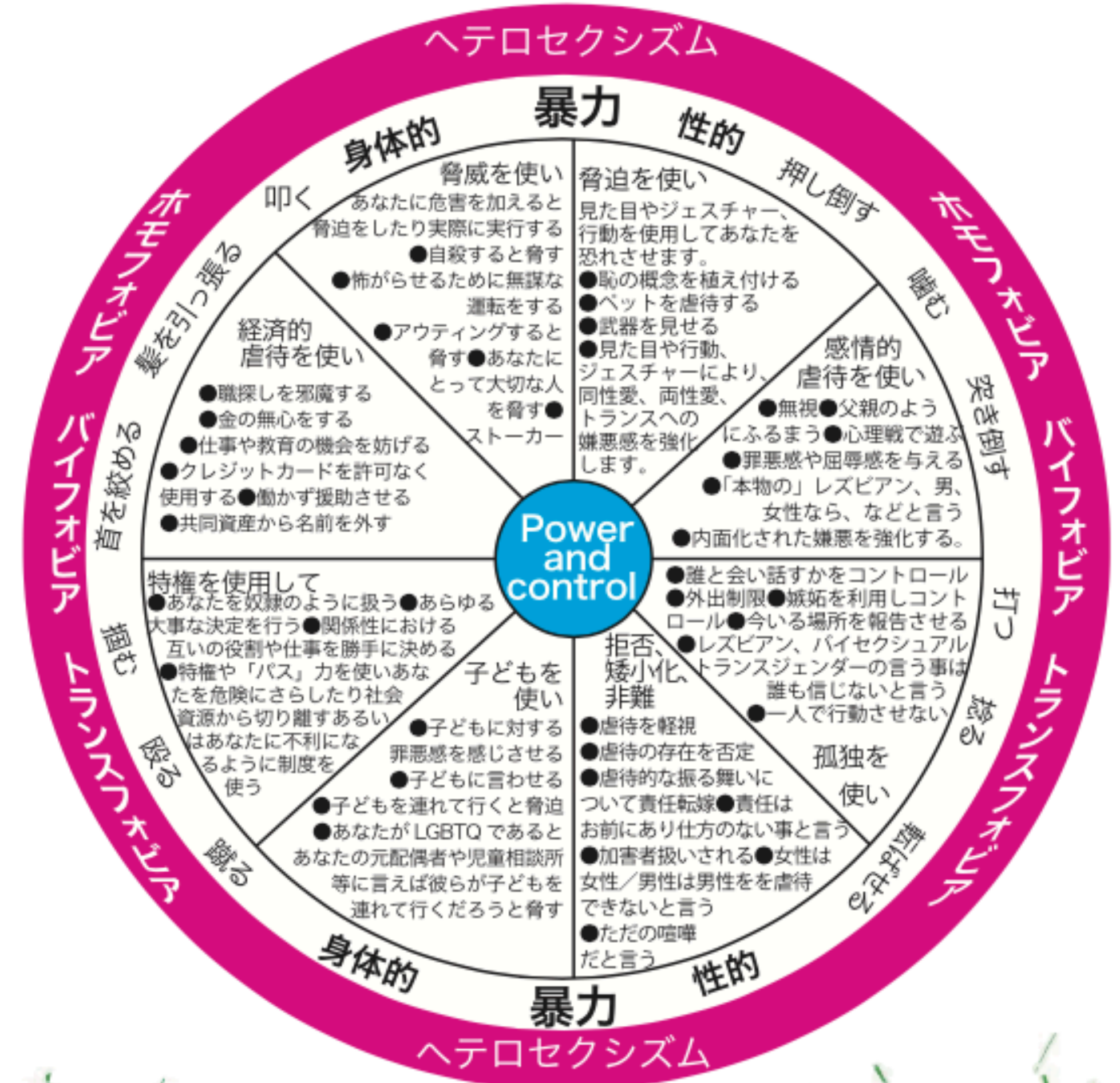
データ: LGBTIQAと性暴力

LGBTIQA-DV

パートナー間での性暴力

- 総合的に、性別違和のない異性愛者に比較すると被害率が高い
- 男性同性間では傷害事件として事件化することが多い
- 社会的差別・偏見の結果、周囲に対し閉じられた関係性が多く、可視化しにくい
- 関係性を認める法規定がない
- DV防止法などの適用が難しい

親密な関係に於ける暴力を考えると、多くのケースでその構造は「権力と支配」の中でSOGIESCを問わず同様な問題が発生しています。しかしLGBTIQAコミュニティの中だからこそ起きる問題や、加害者側が用いる加害の言い訳があります。それらを理解しておくことはサバイバーに起きていることを理解するのに役立ちます。また、このDVホイールはDVチェックシートとは違います。一つでも該当するからDV、などと決めるものではなく、DVが力と支配の元にどのような構造で起きているのかを、特にLGBTIQAコミュニティに焦点を当てた形で示したものです。

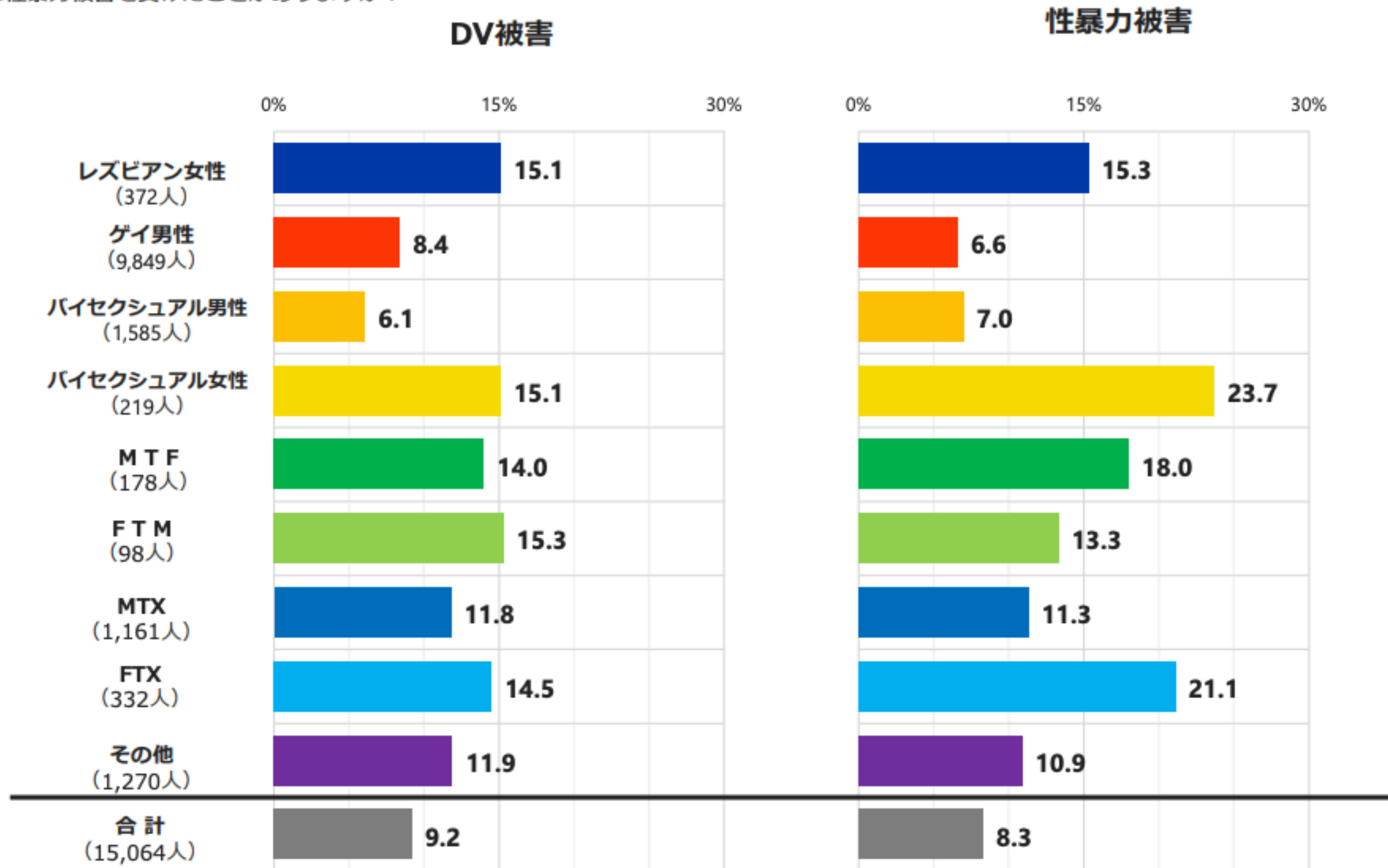


LGBTIQAのパートナーシップに関する
パワーとコントロールホイール

DV・性暴力被害経験率

2016年調査 国内最大規模 1万5千人規模の全国調査 全体の88%が20～40代、47都道府県からの回答、有効回収数15,064件（国内在住者）

これまでにDV被害にあったことがありますか？ここで言うDVとは配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指します。これまでに性暴力被害を受けたことがありますか？



参考：男女間における暴力に関する調査（内閣府）によれば、異性から無理矢理に性交された経験率（女性のみ）は、6.5%（2014年）、7.6%（2011年）

研究実施者：日高 庸晴（宝塚大学看護学部教授）Yasuharu Hidaka, PhD

当事者の現実 ≠ 社会の現実

なぜ誤差が生まれるのか



加害者を後押しする社会 沈黙を強いられる現実

- 「強姦罪」に於ける排除
- 「被害は女性のもの」と言う
(法が後押しする) 社会認識
- 現実の被差別経験
- 差別・偏見に基づく支援・捜査・
法の執行のありよう
- 加害者は上記の現実を利用する
形で当事者たちに沈黙を強いる

男性や LGBTIQ が「より沈黙を強いられやすいのは何故か」を理解しておかなければ、適切な聞き取りや支援は難しい。例えば以下のような感情が「沈黙」の理由としてあげられます。

- ◆ 声をあげても、どうせ信じてもらえないだろうという恐怖
- ◆ 暴力が男性から女性に対して行われるものだという社会認識への諦め
- ◆ ホモフォビア、バイフォビア、トランスフォビア等への恐怖
- ◆ LGBT コミュニティや男性社会における友人やサポートを失う恐怖
- ◆ カミングアウトを強いられることへの恐怖
- ◆ ホモフォビアを持つ人たちの「燃料」となる恐怖
- ◆ (同性間 DV の場合) パートナーや、コミュニティの人間をフォビアに曝す恐怖 (たとえ加害者であっても)
- ◆ 嘲笑の対象となる恐怖

LGBTIQ の相談を聞くことに慣れていなかったり、コミュニティについての理解が不足していると、サバイバーが言っていることの重要性に気づかないことがあります。加害者の行為によってサバイバーにとってどういった影響があるのか、どれだけ重要な出来事であるのかを理解するため、コミュニティを知ることが重要です。

LGBTIQ パートナー間 DV に特筆すべき点

- ・コミュニティからの孤立してしまう (居場所を失う)
- ・LGBTIQ アイデンティティに対する恥や嫌悪を植え付けられる
- ・カミングアウトをしている「安全な場所」をコントロールされる
- ・SOGIESC によって親権の否定をされやすい
- ・家族、職場、友人、入管等に対しアウティングをするという脅迫
- ・「本当の同性愛者ではない」という否定
- ・HIV ステータスについてのアウティングに関する脅迫

トランスジェンダーに対する DV に特筆すべき点

- ・アイデンティティに関わる侮辱的な身体接触
- ・ホルモン治療や SRS に関するアクセスをコントロールする
- ・アイデンティティを否定した性暴力
- ・ウィッグ、衣類、エピテーゼ等性表現ツールの破壊

家族からの暴力に関する特筆すべき点

- ・年齢、精神、身体、知的ギャップの解消が難しい場合が多い
- ・強姦性交等罪での監護者要件に抵触している可能性
- ・嫌悪を元にした暴力を「矯正名目」で正当化しやすい
- ・矯正という名目を加害者が信じている場合
- ・居所、経済、就学等への影響
- ・保護監督の立場から社会的繋がり的一切を排する事が比較的容易
- ・「家族」というものに対する社会規範による自罰意識の増長

なぜ沈黙するのか

“「加害者に利用される法」から「被害者を後押しする法」へ”

法のありようが社会の規範を作るのであれば、より良い社会に向けた法制を

暴行脅迫要件

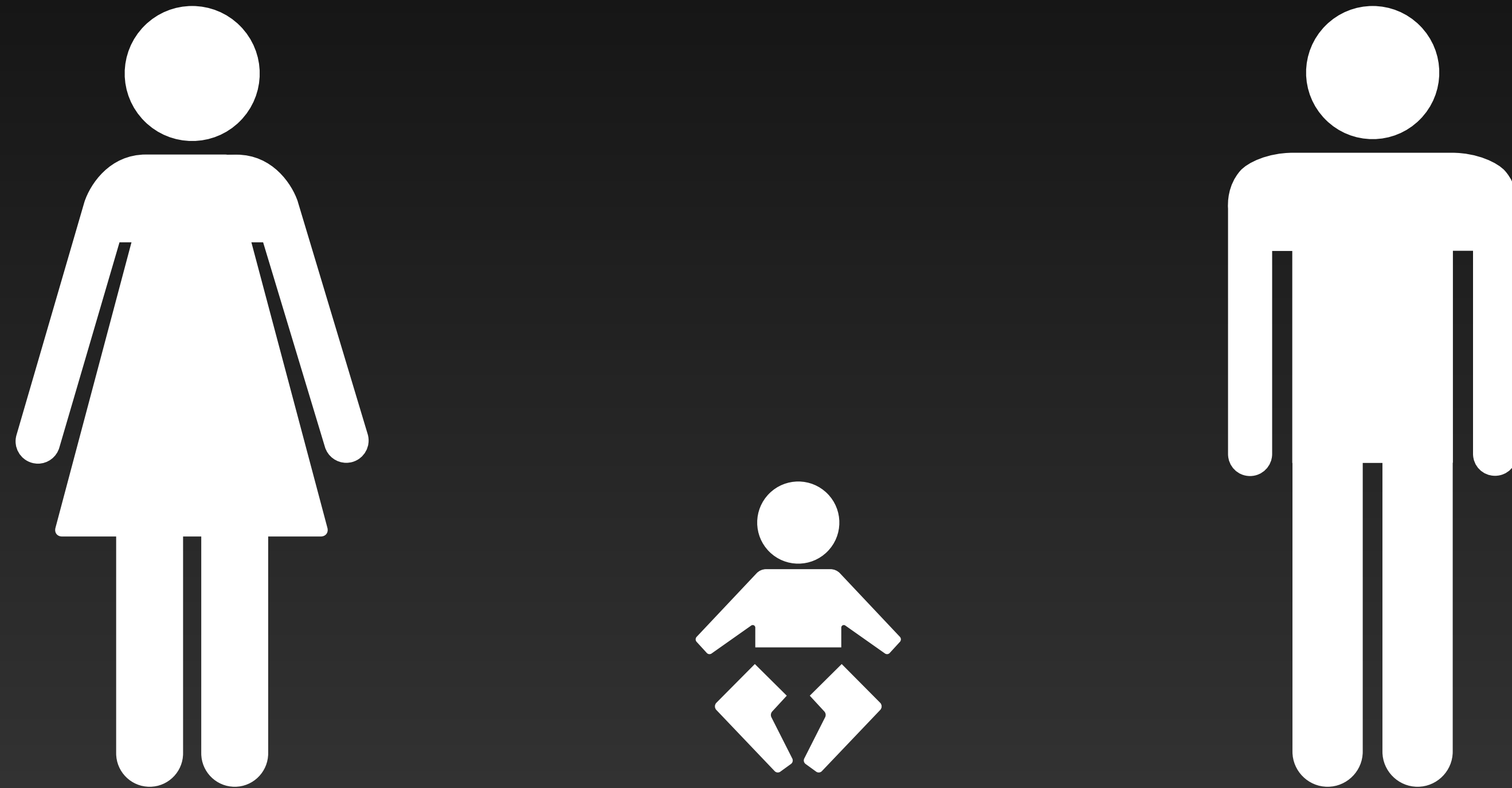
同意とは何かの前提条件を

- 差別があることを前提に考えれば、「身体的な拒否・抵抗」をすることが出来ないことは明白であり、憎悪犯罪の規定が必要
- 「出会い」の始まりが何であれ、どの職業であれ、被害は被害。レイプシールドが必要
- 配偶者のみならず、IPVに対して明確に犯罪として定義することが必要

性器を規定することは必要か？

単一化される性

本来多様である性が「社会によって」規定されている。



身体的性別を100%定義することは出来るか

一般に、既に性は多様である。



トランスジェンダー、インターセックスなど、既に私たちの社会には多様な性のありようが存在することは疑いようがなく、「多数派の外性器」のみを基準とした定義は、そもそも困難である。

インターセックス／性分化疾患患者のケース

性器形成におけるグラデーション、またホルモン量による性器の変化

「あなたの性器は正しい性器ですか？」

性器を模した「器具」のバリエーション

身体侵襲性を問う

挿入を伴う性暴力のバリエーション

性暴力はセックスの罪ではなく、性を用いた暴力である

- 割り箸、木の棒、鉄パイプ、バイブ、ペン、電球、食物等、カッター、銃 ...
- 指、手、腕、足 ...

LGBTIQQAの性被害の現状

最低限必要な法改正とは何か

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- 憎悪犯罪（ヘイトクライム）を暴行脅迫の要件として加えること
- レイプシールドを導入すること
- IPV（Intimate Partner Violence：親密な関係における暴力）を暴力であると規定すること

その他、必要な改正

- 暴行脅迫要件：抗拒不能性の解体（拒否したと言う事実を認定すること）、立証責任を加害者側に課すこと、レイプシールドを採用すること、ヘイトクライムを暴行脅迫として明記すること
- 監護者性交等罪：優位性を利用した、主に社会的な地位の強い者による、「自らの権力や立場を利用した性暴力」に拡大すること
- 性交同意年齢：（15才で遺言を遺すことや臓器提供の意思表示が可能になることから）15才に引き上げ
- 公訴時効：撤廃
- 罪名：強制性交等罪から「性暴力罪」へ。

<事前質問への回答>

Broken Rainbow - Japan 岡田実穂

○2017年の改正で性別規定が撤廃されたことで、司法で取り扱われやすくなった
でしょうか？

扱われやすくなったとは言えないと考えています。起訴件数に男性も少なからず入ってきていること、社会の中で強制性交等罪の認知が広がってきてつつある中で、警察等も広報等で「女性だけではなく」ということを多少触れるようになり、自らの被害を被害と認識し声を上げる人が増えてきてつつあるとは言えると思いますが、そもそも、「**性別規定が撤廃**」はされておらず、**男性器の介入が構成要素として必須**であり、「男性」が被害にあうことが一部認められたという状態ですので、「取り扱われやすい」とは言えないのが現状かと思えます。

また、こうした中で適切な取り扱いを期待して警察、司法に訴えることを決めた当事者たちを、差別や偏見の元に追い返したり嘲笑的に対応する、という事案は引き続き散見され、法の規定が変わったからこそ、より当事者たちを苦しめているという現状もあります。

○男性の性暴力被害において、捜査されない・起訴されない理由としてどのようなものが多いのか、わかる範囲でお伺いできればと思います。

何を合意とみなすのか、という点において、「**加害者とされる人よりも体力があるだろう**」「**社会的に地位が高いはず**」という、暴力被害の現実を知らない**捜査機関や相談機関の方からの「それは被害とは言えない」という当事者への圧力**があるかと思えます。「男性として恥ずかしいことでしょうし」ということを言われた、というケースもありましたし、そもそも被害者が被害を訴えるという社会的な土台ができていないと考えています。

○セクシュアルマイノリティであるがゆえに、捜査されない・起訴されない理由としてどのようなものが多いのか、わかる範囲でお伺いできればと思います。

同性間である場合「友達同士、仲直りをしたらいいのでは」というような**被害を矮小化した捜査機関からの発言**や、関係性を説明する際に自らのアイデンティティを伝えなければいけない、そしてそのことへの**偏見をぶつけられる中で当事者自身が諦める**、ということもあります。また、LGBTIQコミュニティによくあることとしては**出会い系アプリやSNSなどを利用して当事者間で知り合う**ということがありま

すが（必ずしも性的目的のみとは限りません）、そうした中で「それは同意があったと同じこと」「訴えても起訴はされない」などと帰されてしまうということも散見されています。

「相談をする」という段階から、「**いわゆる女性の被害ではない**」ということに**対する社会の側のスティグマが根強く**ある状況下において、あらゆる局面で当事者たちが自らのありようについて、被害のありようについて、不必要な疑問に晒され、その中で差別や偏見をぶつけられているという状況、もしくはその状況を不安視して声を上げることができないというのは、一つの現状と捉えております。

○私の限られた経験になるのですがトランスジェンダーの方が性被害を受けた時に、トランス男性が男性から被害を受ける、トランス女性が女性から被害を受ける場合、最も司法職員や支援職から理解を得られにくく、捜査や支援にもつながりにくいと感じています。先生の調査やご見識をお聞かせください。

ご提示いただいたケースが最も捜査や支援に繋がりにくいということについては、私どもの経験や他の調査等とは特に合致していませんが、その全てが概ね「**男性の被害者**」というラベルを貼られたものとして出てきているのではないかと感じました。

いただいたご質問こそ、強制性交等罪としての改正が「**性差を撤廃した**」と言うミスリードの裏付けではないでしょうか。

基本的に、性別違和のない男性から性別違和のない女性への男性器が介入する被害というものの以外の被害については、捜査や支援に繋がりにくいのが現状と捉えるのがより正確かと思えます。

○また上記の問題が広くあり、解決を求められるとしたら、司法職員、支援職に研修が必要と思いますが、研修のみで改善できるでしょうか？別途法律の規定などが必要かお伺いできればと思います。

「研修」というのが何を指すのが重要です。「LGBTとは」という単発の基礎講座を実施したり、「当事者の話を聞く」というような形で一事例を聞く、というような現状比較的实施されやすくなった研修内容では、相談支援や捜査、司法に関して適切な対応が出来るようにはならないでしょう。

より具体的に、LGBTIQAコミュニティの実情や、被害の実情、当事者たちの被害後の状況、声の上げにくさの現実、差別というものがどのように起こり、それらが当事者に及ぼす影響は何かなど、**学ぶべきことは沢山あり、それらをプログラム化していくことである程度、一定のスキルを身につけていくことは可能**であると思えます。

法律の規定としては、まず**性器規定を撤廃**すること、**手指器具挿入を加える**こと、**暴行脅迫の要件にヘイトクライムを加える**こと、**IPV (Intimate Partner Violence : 親密な関係における暴力)**も適切に違法と見做していくことなど、**現実として包括されている状態**を作り、「対応をする」ことを明文化して取り組む必要があると考えます。

○挿入は現在男性性器に限られていますが、挿入されたものが男性性器とそのほかの指や器具などで被害の影響に差が生じているのでしょうか？

被害についての影響についてを一律に提示することは出来ませんが、本日提出させていただいた資料にもあるように、そもそも、**男性器か否かという括り自体が曖昧なものである**ということが前提としてあると思います。

前回の改正時質疑において、男性器挿入による密着性の問題が取り上げられ、密着度合いによって精神的負荷が高いものとして男性器の存在が挙げられましたが、例えば身体を抱きしめる形で背後から異物や腕などを挿入された場合、その密着度はどの程度の精神負荷があると考えられるのでしょうか？

割り箸を大量に突っ込まれたり、カッターナイフを入れられたらどうでしょうか。これらは実際にあったケースです。

現状の法の定義では男性器の挿入をより加重される量刑である強制性交等罪と位置付けていますが、そこに**男性器が介入していなければいけない理由は存在しない**ということが言えると思います。また、男性器挿入には「妊娠」というリスクが伴うこともよく言われますが、そもそも、**本犯罪の要件に口腔、肛門という客体を追加している以上、妊娠という一点を持って男性器という存在の意義を語ることは不可能**であると考えています。

結局、影響に差が生じるか、という問いに関しては、ケースによってそれぞれの身体的精神的負荷は変わるが、「影響がある」という一点において、何も変わらないということが言えると思います。

○現在の、膣・肛門・口腔への陰茎の挿入という性交等の範囲では、具体的にどのような被害が落ちてしまっているのでしょうか。また、法律がどのように変わると、トランスジェンダーなど、現在の改正でも手が届いていない被害に届くようになるのでしょうか。

陰茎というものがどういったものであるかという定義の問題として「**いわゆる男性器に近似しているか否か**」という条件がありますが、そもそもその「**いわゆる男性器**」とは何かということが、とても曖昧なものであるという現実を見逃している点です。

また、性被害が**男性器の介入によってしか定義されない状況がそもそも、様々な被害を不可視化**するものであると思います。

「当たり前の性交」「当たり前の性器」そうした社会的な規範から、法律がまず脱却する必要性があり、それが出来るのであれば、トランスジェンダーのみならず、あらゆる性被害サバイバーにとって使いやすい法に近づくものと思っています。

○トランスジェンダーの身体について、参考となる論文や図書がありましたら教えてください。

人間の性とは何かー性教育学講座（ミルトン・ダイヤモンド、アーノ・カーレン 著）

…トランスの身体に特化しているということではありませんが、人間の性に関して、性科学の視点から体の構造や性行動、SOGIESCに関わる基礎的な事柄について書かれている良書であると思います。

性別違和・性別不合へ（針間克巳著）

…DSM5で「性別違和」、ICD-11で「性別不合」に名称を変えた「性同一性障害」について、その変更点や脱病理化、特例法やガイドライン、保険適用など、様々な視点から長年トランスジェンダーの治療をしてきた精神科医師として書かれている本です。

また、スライド内にてお示しする画像の出典などもご参照ください。

○性的マイノリティに限らず、手指や器物の挿入に関して考えることがありましたら教えてください。

SOGIESC（Sexual Orientation, Gender Identity / Expression and sex characteristics：性自認、性的指向、性表現、性的特徴）に関わらず、昔から手指器具による性被害は発生しています。

しかし、いわゆる妊娠という事象や、女性を「家」の所有物としての価値におく前世的考えから「**男性器による犯罪**」いわゆる「**性交**」の罪としてきたものが「**強姦罪**」というものであったらと思います。

しかし、現在この「**性交の罪**」という名目が「**性暴力の罪**」として定義づけられ始めたと思います。

そして、その性暴力の罪であるに、日本という国は手指器具を含めないのか、という論点も必要になります。

例えば戦時下における性暴力として、女性器の破壊を目的としたものがあります。

村を侵略するときにはまず女性の生殖機能を潰すことをすると、その村での戦闘威力が下がり、一番コストの低い制圧方法であるという話も聞かれます。そうした中で、コンゴにおいて性暴力サバイバーの治療をする医師がノーベル平和賞を受賞したことも記憶に新しいと思いますが、日本の法律では、こうした暴力のどれくらいの割合を「強制性交等罪」として適用することができるのでしょうか。

また、こうしたケースも含めて考えれば、そもそも「性交」に関する罪であるとする「強制性交等罪」という名称自体を改め、「性暴力罪」とする必要があると考えています。

○性犯罪として立件されにくい状況として、性風俗の現場で起きる被害や、ハッテン場など性行為を行うことを目的としている場での被害があるように思いますが、そうした場での不同意性交にはどのような特徴がありますか。（どのような要件があると、そうした被害にも手が届くと思いますか）

レイプシールド法が必要であると思います。

被害にあった人の性的経験や職業などを合意要件としないことによって、現状のような状態は改善されるものと思っています。

特に、性風俗に関しては明確にルールが提示されているものであり、そのルールに適用する範囲でのサービス提供をしているにも関わらず、ルール外のことを強要されたというようなケースでは明らかに性暴力となるはずですが、それが現状はされません。

裸の人間ならレイプをしてもいい。そんなことは許されるはずがありません。

また、性風俗やハッテンなどにいる多くの人が、自らがその場にいたことを開示することが難しい状況にあると思います。性風俗で働く人も、そこで働いていることを近い人にさえ言っていないもしくは数少ない人にしか言っていないという場合も多く、まさに、法廷で自らの職業や性経験を問題視されるリスクというのは、当事者から声を上げる力を奪うものであると思います。

○内閣府などセクシュアリティを問わずに調査した結果に比べて、性的マイノリティは性暴力被害の遭遇率が高いことが知られていますが、その理由についてどのようにお考えでしょうか。また、遭遇率が高いにも関わらず、ほとんどが警察に届出られていない理由について、考えているところを教えてくださいと有難いです。

一つの大きな要素は、「被差別者」であることだと思います。

差別構造というものは加害者にとってとても利用しやすいものです。例えば「レズビアンであるということ」それを社会的な弱みと認識される社会においては「加害をしても訴えられるリスクが少ない」という加害者意識に直結します。また、自ら

のアイデンティティを隠さなければいけないという状況下にある人たちにとって、自らのアイデンティティを肯定的に感じている人ばかりではないことを思えば、そうしたアイデンティティを否定することで自尊心を傷つけたり、それらを利用して性暴力を行うことで、ある意味では「簡単に」人を支配することができる、という構造も生まれやすくなります。

社会の意識というのは、いつも加害に利用されます。例えば、「本当の男なら」「本当の女なら」たったそれだけの言葉が、当事者から声を奪うこともあります。自らのアイデンティティをカムアウトするということは、当事者にとって大変なことですし、その影響も大きくあります。セクシュアリティやジェンダーアイデンティティの矯正という名目で加害が行われることもあります。それらも含め、**性的マイノリティに対する「嫌悪」が、加害行為の元となることは、とても多くあります。**

○今回、夫婦間での性暴力を意見として挙げている委員もおりますが、性的マイノリティのパートナー同士の性暴力被害について、教えていただけますと有難いです。

夫婦間やカップル間など、いわゆる一般の被害同様、性的マイノリティ同士であっても暴力行為は発生します。

それらがなかなか可視化されないことには、まず**性的マイノリティ同士のパートナーの関係性**というものが、**法的に定義づけられていないという点があります。**関係性が法的に定義づけられないということは、なかなか声を上げることに直結しません。

また、両者の関係性を認識している人の絶対数が少ないことにより、相談相手の少なさも重要な点として挙げられます。何かの時に助けを求められる人がいるということは大切なことですが、その人数が少なく、いる場合にもコミュニティが狭い中で、加害者との共通の知り合いが多くなりがちで、安全が保ちにくいということも散見されます。

DV法が現在配偶者要件によって同性パートナーを事実上排除しているような状態が続いています。こうした**狭い範囲を特化するのではなく、IPV（親密な関係における暴力）のような形で定義**していただくことが求められると思います。「配偶者」と明記する必要があるとしても、「配偶者や、親密な関係性における」と、より包括する範囲を広げて記載していただけるようお願いいたします。

LGBTIQ+ 性暴力サバイバーズ GUIDE

サバイバーのエンパワーとレジリエンスを信じて



SOGIESC(ソジェスク: 性的指向、性自認、性表現、性的特徴)に基づく
差別、偏見生き辛さに対抗する社会へ

SOGIESC によって受けられないサービスがある
SOGIESC によって、認められない“被害”がある
あらゆる SOGIESC の、全てのひとへ

RC-NET (レイブクライシス・ネットワーク)

BROKEN RAINBOW - JAPAN



It's happens too us.

はじめに

2009年にレイプクライシス・ネットワークを立ち上げ、以降10年間、ジェンダーやセクシュアリティを問わない支援のあり方を考え、伝え、当事者と共にあることを続けてきました。その中で、2017年には110年ぶりの法改正によって、やっと女性だけを被害者としてきた強姦罪の改正がなされ、男性も被害者として位置づけられました。

性暴力被害者として扱われない。要は不可視化された社会の中で、助けを求める声を上げられず、孤立の中にいた多くのサバイバーと出会ってきました。その様子は法改正が成された今も、さして変わることはありません。性暴力被害にあう可能性はすべての人にありますが、支援のあり方はすべての人を向いてはいません。

そこで私たちは2019年、Broken Rainbow - Japan という、LGBTIQAの性暴力サバイバーに特化したグループを結成しました。今後はLGBTIQAの性暴力サバイバーに向けた活動を推進していきます。

私たちは、特別な存在ではなく、特別な場所で特別な配慮を求めて生きているのではありません。私たちは日々の経験を通して、様々な差別や偏見、そして暴力を生き抜く中で、当たり前な権利を求めているのです。

すべての性暴力サバイバーにとって生きやすい社会を。

求めれば手を差し伸べられる社会を。

差別や偏見、スティグマではなく、尊重を。

この冊子がLGBTIQAの性暴力サバイバーサポートの充実に繋がるよう願っています。

レイプクライシス・ネットワーク
BROKEN RAINBOW - JAPAN

インターセックスフラッグ



レインボーフラッグ

A セクシュアルフラッグ



トランスジェンダーフラッグ



ジェンダーキアフラッグ



バイセクシュアルフラッグ

ジェンダーノンバイナリーフラッグ



表紙のフラッグの説明

LGBTIQAの権利運動の象徴とも言える「レインボーフラッグ」は近年日本でも見慣れたものになりましたが、実は各セクシュアリティやコミュニティがそれぞれのフラッグを持っています。そうした沢山の「プライドフラッグ」がある中から、今回は7個のフラッグをデザインに配置しました。啓発事業などを行う際にも、どういう人たちに声をかけたいと思っているのかに応じて、様々な配色を使ってみるのもいいかもしれません。



It's happens too us.

はじめに	P1
性暴力とは何か	P3
レイプトラウマ・シンドローム	P5
LGBT/SOGIESC とは	P7
データ：LGBTIQA と性暴力	P9
LGBTIQA パートナーシップに関する権力と支配ホイール	P11
なぜ沈黙するのか	P12
男性サバイバー対応に求められるスキル&アティチュード	P13
LGBTIQA サバイバー対応に求められるスキル&アティチュード	P14
刑法改正と付帯決議	P15
関係機関に出来ること	P16
リソースの見つけ方	P17
LGBTIQA にとって守られるべき「権利」	P18
漫画版 RTS 制作に際して	P19
漫画：「壊れた虹の向こうへ」	P20
コラム：LGBTIQA と性暴力（岡田実穂）	P26
情報提供のお願い	P27
リソースを探そう	P28
LGBTIQA コミュニティに関する用語一例	P29



It happens to us.

その人にとって望んでいない性的なあらゆる言動を強要されることを性暴力と言います。

レイプや虐待、ちかん、セクハラ、その他にも様々な暴力があります。

性交の延長線上の出来事で何が暴力かは曖昧だ、などと言われることもあります。

人を殴るのは触れ合いの延長、固いボールを投げつけるのは野球の延長、

お金を盗むのは銀行の延長、とは行きませんよね…？

性という手段を使って、暴力行為を加害者がした。それが性暴力です。

性暴力はなぜ起きるの？

わいせつ電話や、痴漢、ズボン・パンツおろしやスカートめくりや茶巾寿司、ポルノ鑑賞やセックスワークを「強要」したり、レイプ、集団でのレイプ、性的な発言で貶めたり。それらは「いじめ」「いたずら」と曖昧な名付けをされたり、ハラスメント、暴力として語られることもあります。

そしてそれらが何故起こるかという時によく性欲に紐づけられることがあります。「男は狼」「男はそれを我慢できない」など男性の人間性を否定する言説が昔から使われますが、それが正しいのであれば、性欲を持つ男性はすべて処罰の対象として刑務所に入れられる必要があるでしょう。しかしそうはなっていない。例えば食欲を持ち、物欲を持つ私たちは毎日毎日、万引きをして暮らさなければいけない。でもそうになっていないのは、万引き自体が多くの場合、食欲や物欲だけを理由に行われるものでは無いからかもしれません。

私たちは、性暴力が「するべきでは無いこと」であるを知っています。だからこそ、それをコントロールする。しかし、コントロール出来ない状態にある、もしくは、コントロールしようと思っていない時に、性暴力は発生します。

ジェンダーをベースとした性暴力被害、例えば女性は性別二元論における男女の中で差別的な扱いを受けることが多くあります。女性への暴力を考える時、女性の弱者性につけ込み「女だから」「女の癖に」と本来「やってはいけない」と分かりながら暴力行為に及ぶ男性がいます。女性への差別を元にした暴力です。また、嫌悪を理由とした暴力、LGBTIQを始めたこと、社会的な嫌悪に晒されやすい人たちもいます。また、被害者の属性として、子どもであること、生徒であること、患者であること、様々な疾病や障害を持っていること、被差別部落の出身であること、セックスワーカーであること、有色人種であること、様々な弱者性を理由に、「やってはいけないこと」のハードルを勝手に下げる加害者がいます。だからこそ、性暴力の被害者には性別や性自認などを問うことなく、様々な人々がいるのです。

性暴力は、加害者が加害をするから起こります。そしてそこに加害者は勝手な言い訳を見つけていくわけです。「やってはいけないこと」と分かっているながら、です。

性暴力とは何か

★ 性暴力と性犯罪は違う？

性暴力とは、本人が望まない性的な言動を強いられること全般に使う言葉です。性犯罪はその国々で規定された法律に則って刑罰等の対象になるものです。日本では強姦性交等罪や強制わいせつ、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、売春禁止法、DV防止法やストーカー規制法、各自治体の定める迷惑防止条例など各種条例でも「性犯罪」と呼ばれる犯罪はあります。

性犯罪と言われているものは全て性暴力ですが、性暴力全てが法的に規定されてはいません。そして、法的なフレームだけで性暴力を語る事や、被害の重要度を計ることは出来ません。

★ 強制性交等罪の定義は？

刑法の条文では 第177条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする、とされています。13才以上であっても、相手と養育関係にある場合（親子など）では、暴行脅迫を用いずとも監護者強制性交等罪が適用されます。

しかし、ここでの「性交」には基本として「男性器」の存在が絶対的なものとされています。**器具や手指**を挿入する／させる、または女性器を口腔内に、ということも想定されていません。そして、性器に関しては性器形成術等を含め、「**所謂性器との類似性**」が必要とされています。

★ 暴行又は脅迫がないと認められない？

基本的に法律の上では、抗うことが困難なまでの暴行や脅迫があった、ということが犯罪の成立要件になっています。2019年3月26日に岡崎地裁で出された判決においても、同意が無かったことは認められるが「**抗拒不能の状態にまで至っていたと断定するには合理的な疑いが残る**」という理由から無罪判決が出ています。

次ページ以降で性暴力被害の及ぼす影響を解説しますが、性犯罪の成立には被害当事者の心情や状況が無視するこうした条文が残されており、声をあげにくい、声をあげても報われないような状況が続いています。

★ 合意をとるために必要なことってなに？

もちろん、YES/NOの言語的合意は重要ですし、言語的同意があっても表情等の非言語的な表現もコミュニケーションには重要です。以下に合意の前提を紹介します。

性交により起きる可能性がある事柄を理解している
身体／精神／社会／知的なパワーバランスが無いこと

**パワーバランスの違いがある際には、力関係を
解消するための策があること**

合意を解消する自由を双方が持っていること



It happens to us.

性暴力の影響を考える時に、1960年代から多くのフェミニストや性暴力被害者支援組織等で活用されてきたレイプトラウマ・シンドローム(RTS)が役に立ちます。

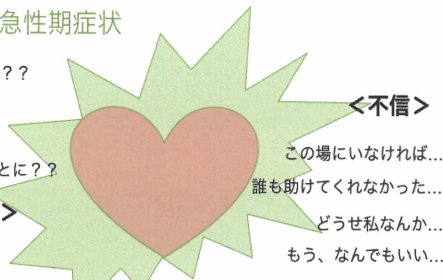
性暴力が及ぼす影響は実生活において多大なもので、またとても長期的なものです。そうしたことから、当事者自身、そして周囲の人間も、サバイバーに起きていることを「個人的な問題」として捉えてしまいがちになります。しかし、サバイバーの人生において、どのようなことが起こり得るのかを理解することで、より良い生活のためのきっかけを作ることも出来るかもしれません。

急性期

RTS 1 急性期症状

何が起ったの??
こわい!!
これは現実??
なんでこんなことに??

<ショック>



急性で強烈、様々な心的苦痛を体験

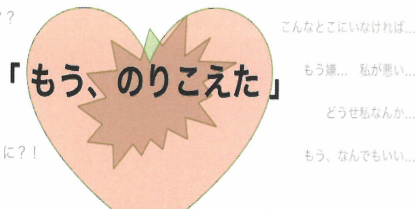
例えば、身体的な傷・パニック・緊張・罪悪感・睡眠障害・過敏・無力感・倦怠感・恐怖感・屈辱感・怒り・恥・懐疑的・防衛的・無感覚症状・アイデンティティの危機に晒される。

急性的な状況は、被害直後であれ、被害から何年も経った時であれ、いつであっても性暴力被害経験に起因して起きる可能性がある。医療的急性期だけではなく、性暴力の急性的症状となる。

否定

RTS2 否定

何が起ったの??
こわい!
これは現実?
なんでこんなことに?!



一見“大丈夫そうな様子”に隠れる症状

自傷行為・摂食障害・性化行動・睡眠障害、依存症等のアクティングアウトが現れる時期。

その多くが問題行動として扱われることが多いが、これらは全て“一日も早く、日常生活に戻りたい”という欲求から来るものであることを理解することが重要。急性期状態を継続しては、生き抜くことが出来ない。

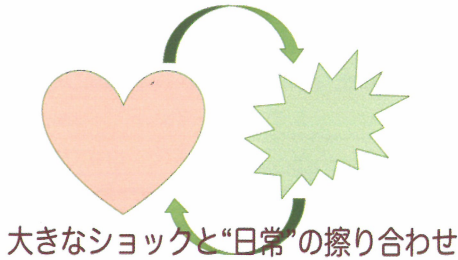
レイプトラウマ・シンドローム (RTS)



It happens to us.

再構築・統合

RTS 3 再構築と統合

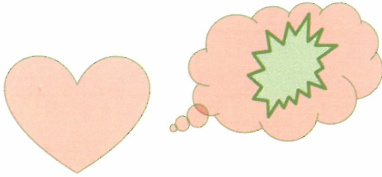


フラッシュバック・鬱・ひきこもり・退学や退職・セックスレス・性別や性的指向のゆらぎ
・怒り・近い人との関係崩壊・自らのジェンダーに応じた性的部位の病気・腰痛・摂食障害

様々な問題が表面化する時期。被害を否定することよりも、被害があったことを踏まえた症状が発生する。問題は大きいが、“被害”を認識し、それを癒しに変換していく時期でありサポートに辿り着きやすい時期でもある。

トリガーによる想起

RTS 4 トリガーによる想起



きっかけにより思い出すが、現実ではない

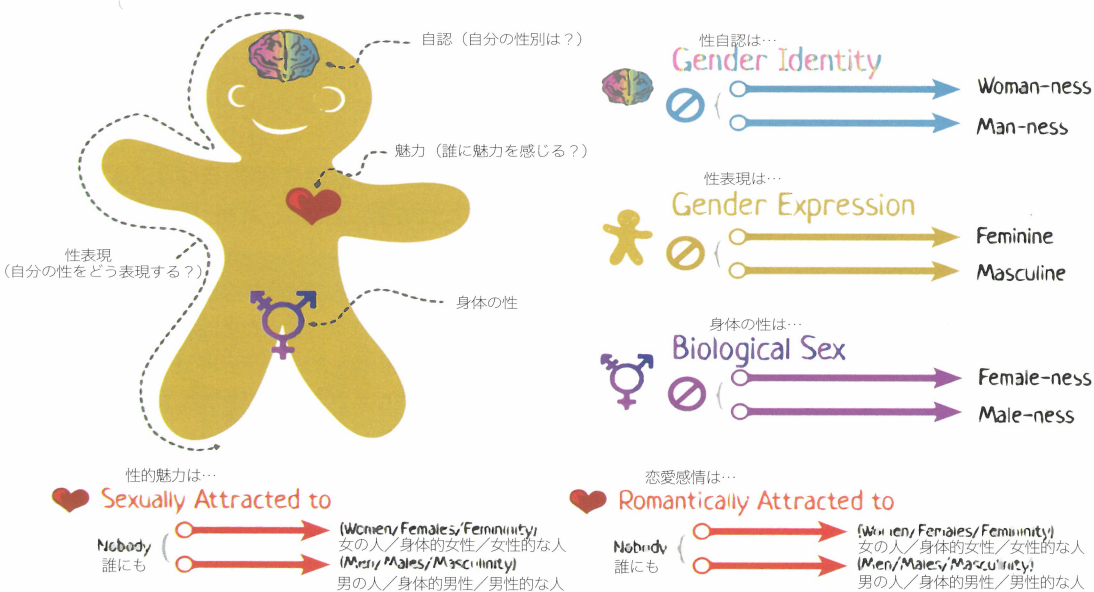
性被害経験について、何らかのトリガー、きっかけがあるなかで思い出すことがある。

それによって苦痛はあるが、コントロールが出来るようになる。

例えば被害現場の近くを通った時、被害時に感じた匂いや感触に似たものに触れた時、暴力被害の情報を見聞きした時、など。

この1～4段階を経験しながら、性暴力から回復していくというのがレイプトラウマ・シンドロームが示す、性暴力サバイバーの行動指針です。何もなかったことになることが性暴力からの回復ではありません。自らに起きたことに向き合い、時に回避し、時に遠回りをしたり立ち止まりながら、行ったり来たりを繰り返し回復をしていきます。そして、その間に起きた様々な経験それぞれが、まさにサバイブそのものなのです。また、全ての人が全ての段階を経験する訳ではありません。急性期に命を落としてしまう人もいれば、こうした症状そのものを発症しない人も、もちろんいます(RTS発症率は60%ほどです)。

The Genderbread Person v3.2 by its creator and METROsexual



SOGIESC(ザ -ス)とは

性自認、性的指向、性表現、性的特徴を示す英語の頭文字をとった言葉です。LGBTIQAのみならず、全ての人の「性」を考えるときの構成要素であり、どの人もこの SOGIESC を、それぞれに持っています。SOGIESC がどのようなものであるのかということによって元に差別や偏見に晒すことは許されないことですし、LGBTIQAのみならず、全ての人にとっての権利として SOGIESC が尊重されるべきです。

- | | | |
|---------------------------------|------|----------------------------------|
| ● Sexual Orientation | 性的指向 | 自分はどういう人を好きになるか |
| ● Gender Identity | 性自認 | 自分の性別は何であるか |
| ● Gender Expression | 性表現 | どのような性別的な表現 (仕草、言語、服装、振る舞い) をするか |
| ● Sexual Characteristics | 性的特徴 | どのような身体の性の特徴を持っているか |

LGBT/SOGIESC とは

「LGBT」とは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英単語の頭文字をとった性的マイノリティ全体を指す言葉です。「LとGとBとTのこと」というだけではなく、社会的な規範に沿わないとされるマイノリティ全般を指している言葉ですが、より明確に多様な SOGIESC を表現するために、今回の冊子では特別な場合を除き、LGBTIQA として性自認や性的指向、性表現、性的特徴に関してもより広範囲なグラデーションを含ませた言葉を使っています。

また、セクシュアリティやジェンダーを示す言葉は下記だけではなく様々な言葉があるので、ぜひ調べてみましょう。

●Lesbian	レズビアン	女性に対して性的魅力や恋愛感情を持つ女性
●Gay	ゲイ	男性に対して性的魅力や恋愛感情を持つ男性
●Bisexual	バイセクシュアル	女性/男性両方に対して性的魅力や恋愛感情を持つ女性/男性
●Trans Gender	トランスジェンダー	出生時医療的判断の性別と違う性別で生きる人
●Intersex	インターセックス	医療的判断に於ける性別が男女どちらの特徴も併せ持つ人
●Questioning	クエスチョニング	自らの性を男女どちらかに決めたくない/決められない人
●Queer	クィア	「変態」等と言われることに対し自ら名乗る事で差別を無力化する名乗り
●Asexual	エイセクシュアル	性的魅力や恋愛感情もしくはどちらかを持たない人

<性を構成する5つの要素：PRIMO>

((ハワイ大学医学部教授 Milton Diamond))

Gender Pattern ジェンダーパターン：らしさ、表現、役割。

→ 外見、ふるまい、言葉づかい、役割はボーダレスなものです

Reproduction 生殖：生殖する（望む）、しない（望まない）、できる、できない。

→ 生殖は個人の選択だし、生殖補助医療技術の進歩で流動的で多様な親子関係があります

Gender Identity 性自認：私は何者？男？女？

→ トランスジェンダーやインターセックスなど、性器に由来しない証拠は様々です

Mechanism 性のしくみ/機能：性的しくみ、反応の生理学的メカニズム

→ 機能の発揮や表現は、個人や関係性しだいで様々です

Sexual Orientation 性指向：「誰を好きになるか」の気づき

→ ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、エイセクシュアルなどなど多様です

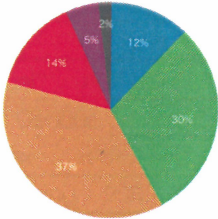
異性愛者主義、性別二元論（男/女）、ジェンダー規範、社会通念、常識といった様々な決めつけがありますが、実際には本当に多様です。

みなさんは、どのような「性」を持っていますか？



©Hogrefe Japan, Inc.

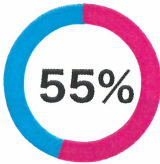
初めて性被害経験を持った年齢



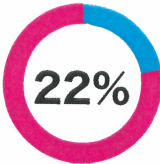
- 11才以下
- 11才から17才
- 18才から24才
- 25才から34才
- 35才から44才
- 45才以上



トランスジェンダーとジェンダー
ノンコンフォーミングの64%が
人生の中で性暴力被害を経験する



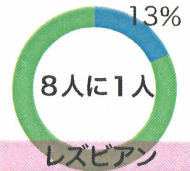
のトランスジェンダーが
シェルター利用の際に嫌がらせを受け、
29%がサービス提供を断られた



のトランスジェンダーが
シェルター利用に際してスタッフから
性暴力被害を受けた



5人に1人のトランスジェンダーが
ジェンダーアイデンティティを理由に
ホームレスの経験をしている



8人に1人

レズビアン



2人に1人

バイセクシュアル女性



6人に1人

異性愛女性



男性サバイバーの
4人に1人が10才までに被害にあっている

が、生涯の中で
レイプ被害にあっている

データ: LGBTIQと性暴力

各国においてLGBTIQAの性暴力被害に関する大規模調査が行われて(もしくは性暴力に関する大規模調査の中にSOGIESCに関わる項目が入って)いますが、日本国内において調査はごく少ないのが現状です。

強制性交等罪の被害者が性別を問わないということになりましたが、その実態についての調査は無く、有用な支援／法システムを作る為には調査の実施が急を要します。ここではアメリカを中心とした調査データ等を紹介し、各調査はLGBTIがより性暴力のリスクに曝され、また適切なサポートを得られていないことを示しています。

- ★ 異性愛者の女性の35%と比較して、レズビアン女性の44%、バイセクシュアル女性の61%が、レイプ、身体的暴力、パートナーによるストーカー被害の経験をしている
 - ★ 異性愛者の男性の29%と比較して、ゲイ男性の26%、バイセクシュアル男性の37%が、強姦、肉体暴力、パートナーによるストーカー体験を経験している
 - ★ 異性愛者女性の17%、レズビアン女性の13%、バイセクシュアル女性の46%がレイプされている
 - ★ 異性愛女性9%、バイセクシュアル女性の22%がパートナーからレイプされている異性愛者男性の21%、ゲイ男性の40%と両性愛者の47%が、レイプ以外の性的暴行を経験している
- (CDC: The National Intimate Partner and Sexual Violence Survey)

- ★ 47%のトランスが生涯の間に性的暴行の被害経験を持つ
 - ★ 回答者の半数近く(48%)が、トランスジェンダーであるために、過去1年間に平等な扱いを拒否された、口頭で嫌がらせを受けた、および/または身体的に攻撃された
- (2015, 全米トランスジェンダー調査)
- ★ トランス及びジェンダー・ノンコンフォーミングでは一般人口1.6%に比べ、自殺を試みたことがあると答えた人は回答者の41%、偏見のために失職(55%)、学校でいやがらせ/いじめを経験した人(51%)、収入の低い人、あるいは身体的暴力被害を受けた人は61%、性暴力を受けた人は64%
- (2011 A REPORT OF THE NATIONAL TRANSGENDER DISCRIMINATION SURVEY)



被害者支援をしている人たちの85%が、性的指向または性自認のために、サービスを拒否されたLGBTQサバイバーが居たことを回答
(NCAVP::全米反暴力プログラム連合)

- ★ 各種統計の中で、総合的により被害経験値が特に高いのは、トランスジェンダー女性、バイセクシュアル女性、無性愛者、そしてインターセックス者
- ★ 女性の3~4人に一人、男性の6人に一人が性被害経験を持つということは各国で使われることの多いデータだが、LGBTIをその「たった二つの性別」にあてはめた場合、もちろんその数字は当てはまる。そして、各属性による被害経験の可能性が付随される。例えば、結果として最も被害経験率が高いのは、有色人種のバイセクシュアル・トランス女性であると言われている。

「危険性が高まっている」 国連:国際機関はどう捉えているか

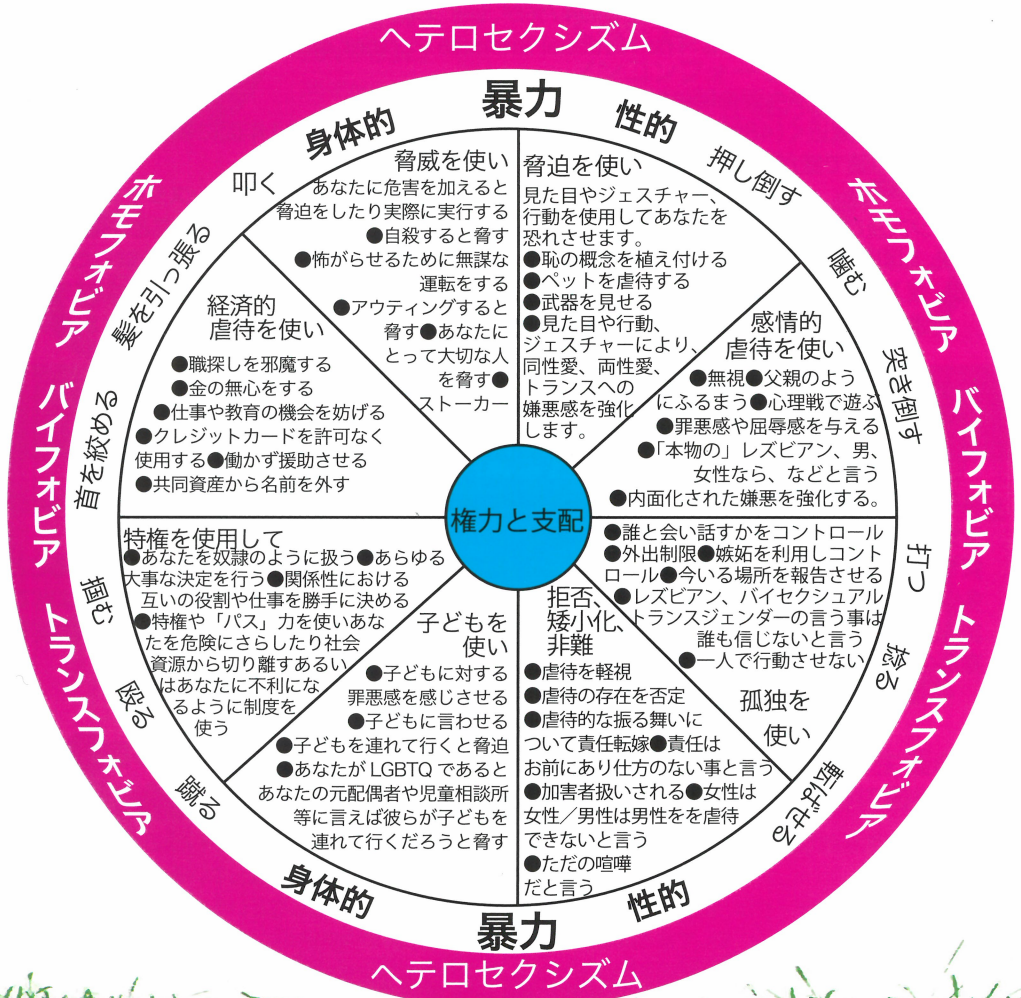
「性的指向および性自認に基づく暴力および差別は、世界のいたるところに存在します。いくつかの包括的な調査では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランス、ジェンダー・ノンコンフォーミング等それぞれに身体的、性的暴力の危険性が高まっていることを示しています。入手可能なデータは、彼らが彼らの生活の中でほぼ確実に暴力に苦しむということに直面していること、そして彼らはそれを意識しており、恐怖の中で日々生きていることを示しています。」

Human Rights Council
Thirty-eighth session
18 June - 5 July 2018, Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity



It happens to us.

親密な関係に於ける暴力を考えるときに、多くのケースでその構造は「権力と支配」の中で SOGIESC を問わず同様な問題が発生しています。しかし LGBTIQA コミュニティの中だからこそ起きる問題や、加害者側が用いる加害の言い訳があります。それらを理解しておくことはサバイバーに起きていることを理解するのに役立ちます。また、この DV ホイールは DV チェックシートとは違います。一つでも該当するから DV、などと決めるものではなく、DV が力と支配の元にどのような構造で起きているのかを、特に LGBTIQA コミュニティに焦点を当てた形で示したものです。



LGBTIQAのパートナーシップに関する権力と支配ホイール

男性や LGBTIQ が「より沈黙を強いられやすいのは何故か」を理解しておかなければ、適切な聞き取りや支援は難しい。例えば以下のような感情が「沈黙」の理由としてあげられます。

- ◆ 声をあげても、どうせ信じてもらえないだろうという恐怖
- ◆ 暴力が男性から女性に対して行われるものだという社会認識への諦め
- ◆ ホモフォビア、バイフォビア、トランスフォビア等への恐怖
- ◆ LGBT コミュニティや男性社会における友人やサポートを失う恐怖
- ◆ カミングアウトを強いられることへの恐怖
- ◆ ホモフォビアを持つ人たちの「燃料」となる恐怖
- ◆ (同性間 DV の場合) パートナーや、コミュニティの人間をフォビアに曝す恐怖 (たとえ加害者であっても)
- ◆ 嘲笑の対象となる恐怖

LGBTIQ の相談を聞くことに慣れていなかったり、コミュニティについての理解が不足していると、サバイバーが言っていることの重要性に気づかないことがあります。加害者の行為によってサバイバーにとってどういった影響があるのか、どれだけ重要な出来事であるのかを理解するため、コミュニティを知ることが重要です。

LGBTIQ パートナー間 DV に特筆すべき点

- ・コミュニティからの孤立してしまう (居場所を失う)
- ・LGBTIQ アイデンティティに対する恥や嫌悪を植え付けられる
- ・カミングアウトをしている「安全な場所」をコントロールされる
- ・SOGIESC によって親権の否定をされやすい
- ・家族、職場、友人、入管等に対しアウティングをするという脅迫
- ・「本当の同性愛者ではない」という否定
- ・HIV ステータスについてのアウティングに関する脅迫

トランスジェンダーに対する DV に特筆すべき点

- ・アイデンティティに関わる侮辱的な身体接触
- ・ホルモン治療や SRS に関するアクセスをコントロールする
- ・アイデンティティを否定した性暴力
- ・ウィッグ、衣類、エピーテーゼ等性表現ツールの破壊

家族からの暴力に関する特筆すべき点

- ・年齢、精神、身体、知的ギャップの解消が難しい場合が多い
- ・強制的性交等罪での監護者要件に抵触している可能性
- ・嫌悪を元にした暴力を「矯正名目」で正当化しやすい
- ・矯正という名目を加害者が信じている場合
- ・居所、経済、就学等への影響
- ・保護監督の立場から社会的繋がり的一切を排する事が比較的容易
- ・「家族」というものに対する社会規範による自罰意識の増長

なぜ沈黙するのか

<内化された規範の解体作業>

「男性性の表象」として使われている規範を、男性サバイバーは回復の過程で解体していく作業を強いられます。それらはこれまで疑問にすら思わずにきた自らの存在に対し、「アイデンティティの危機にさらされるリスク」が高まるということでもあります。男性サバイバーと関わる中で必要なのは、「被害にあってあなたは男だ」と説くことではなく、規範自体が本人を苦しめているのであれば、規範のあり方を問い直し、自らの状態を認識する過程を手伝って行く必要があるのです。また、男性器の勃起は性的興奮に直結して考えられがちですが、怒りや哀しみなど大きな感情によることもあります。性的反応の個人差もあり性に関する知識が規範により歪められている可能性もあります。

<社会認識≠自己認識>

「男性が被害にあう」こと自体が、社会規範の中では想定されていないことです。その中で当事者も規範と自らに起きた事実の中で混乱していることがあります。

- ・幼少期からの根深いジェンダー規範
- ・規範は当事者たちの意識に影響しており、恥や自罰的意識は当事者たち自身に内化する
- ・他者への共有に対してことさらに高いハードルがある
- ・本来的にある感情と「社会に迎合するための自分」にギャップ

<男児/男性を取り巻く性暴力被害>

「女性相談がメインだけど、男性の相談“も”聞ける」、女性サバイバーと「同様に」話を聞けばいいという考えも見聞しますが、女性/男性サバイバーが措かれた状況は同様な点も異なる点もあり性暴力は常に多様な形態を示します。現状では社会資源の少なさへの認識も重要なポイントです。

- ・性的暴力と同時に身体的な暴力経験をする確率が高まる
- ・虐待発生時に1人でいた確率が低い
- ・身体的外傷があることが多い
- ・加害者が女性である場合、膣への強制的挿入が起きることがある
- ・マスターベーションの強要がされるケースが多くある
- ・オーラル・セックスを強要されるケースが多くある
- ・加害者が家族以外である割合が比較的多い
- ・保護の必要性/家族から分離する必要性への認識が女性に比べ社会の側に少ない
- ・治療を提供されることが少ない
- ・女性加害者は女兒よりも男児を虐待することの方が多い (Watkins & Bentovim, 1992)

<被害と加害が同居する可能性>

「子どもの頃に性的虐待を受けた男性のうち、のちに加害者になったのは12%」(Skuse et al, 1999)で、加害的な感情や言動を心配するサバイバーへのケアやサポートは必要です。そしてそれらの理解の上で「被害にあったからと言って、加害者になる訳ではない」ことを事実として伝える必要があります。大事なのは何を選ぶかということであり、サバイバーには自らの人生を選ぶ力があります。

- ・大前提として「男性被害者は加害者になる」という神話に加担しない
- ・被害後のケアへの繋がりが欠如する中で諸症状が悪化する可能性が高く、サポートが必要
- ・被害後「自らを守るために」より強固な男性性を身につけようとし、横暴さや攻撃性を高める可能性
- ・感情表現の手法の希薄さ(身近な存在からの被害によって)ロールモデルが崩壊している可能性

男性サバイバー対応に求められる
スキル&アティチュード (態度・ふるまい・姿勢)

LGBTIQA コミュニティについての基礎知識

ここで言う基礎知識には「Lとはレズビ안의L～」という類の知識は含まれません。それは当たり前の情報だからです。それぞれのSOGIESCのありようや、そのことに付随する「コミュニティへの理解」をすることが求められます。女性相談を聴く人が、女性が生きる中で社会的課題や実情を知らないで、相談を聴くことが考えられますか？LGBTIQAについても、それは同じです。

- ・相談を聞く際にサバイバー自身にSOGIESCに関する解説を求めることは当事者を疲弊させます
- ・多くの場合、性被害相談をしようとしているサバイバーはSOGIESCに関する相談ではなく、被害の相談をしたいと考えています。
- ・「データ：LGBTIQAと性暴力」(P.9)「なぜ沈黙するのか」(P.12)参照

差別をしない／許さない

人それぞれに考えの違いや感情的な差異があることは当たり前のことです。その違いは尊重されるべきですが、「差別をしない／許さない」という基本的な人権感覚を共有できない状況にある人が差別の対象とされる人の相談を聴くのは相談を聴く上で相応しいことではありません。

相談員の仕事は、相談者の安全を守ることです。多くのサバイバーが、被害と自らのSOGIESCを紐付け、差別を内在化することで自責の念を持っています。相談員は相談者を差別から守り、時に相談者自身に内在化されたフォビアや差別心から相談者を解放する役目を果たす為にも、当の相談員が差別をしない／許さない存在であることは重要です。

- ・サバイバーは「この相談員にセクシュアリティについて話して大丈夫か」を考える事が多いです
- ・これまでの社会経験の中で、サバイバーは自らが差別される可能性について理解しています
- ・相談機関として「差別をしない」と事前に示すことはサバイバーに安心感を与えます
- ・「なぜ沈黙するのか」(P.12)参照

性行動や性のありよう、それに伴う医療についての知識

多様な性行為のバリエーションを知っている必要があります。女性間、男性間での性行為、トランスジェンダーの性行為（オペの前後によってそのバリエーションは変わります）、また出会いの場としてのアプリやハッテン場、ゲイバー、クラブなどのバリエーションも理解しておくことで相談を聴きやすいです。出会いと一言と言っても、ナイトシーンでの出会いなのか、昼間の交流会、オフ会、市民活動の中でのなので相談者のバックグラウンドの違いも見えてきます。

トランスジェンダーやインターセックスに関わる医療情報も基本をおさえておくべきです。また、STI（HIV/AIDS、梅毒、クラミジア等の性感染症）についてや、低用量ピル、緊急避妊薬、PEP/PrEPについての情報も知っておく必要があります。分からない言葉や分野は学ぶ、調べることが大切です。残念なことに、性暴力やDVに関わる相談を受ける多くの人々が「性に疎い」と言う現状が日本では見受けられます。しかし、「性」暴力の現場において、性に関する知識が少ない、もしくは性に関する規範が強いと言うことは、相談員として適性に欠ける状況です。

LGBTIQA サバイバー対応に求められる
スキル&アティチュード（態度・ふるまい・姿勢）



It happens to us.

2017年に110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正されました。その参議院決議の際に出された付帯決議では、男性や性的マイノリティに関しての取り組みが明文化されました。LGBTIQに対する性暴力被害への取り組みは、性暴力に関する取り組みの中で「徹底」されなければならないものなのです。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月十六日 参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。

二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

右決議する。

刑法改正と付帯決議：不当な取り扱いをしないと徹底

性暴力被害に関する相談について、特別な一部の機関の対応とされることが多いのですが、現実的には性暴力サバイバーは多くの「生活の場」にあり、その対応を担うべき機関も多機関になります。ここでは、各機関に対して、特にLGBTIQ A性暴力サバイバーへの対応に関するお願いを記載します。それぞれの機関において、性暴力サバイバーへのより良い支援体制構築に向けた施策実施をしましょう。

立法機関の方へ

- ・付帯決議にある項目が現に実現されているかのチェックを全国において実施してください
- ・特にトランスジェンダーやインターセックス者に関して、性器のありようを法律の中で規定し被害に関する法律の適用可否をジャッジする現状のあり方は人権侵害であり、法が個人の性器を規定することをやめてください
- ・暴行脅迫要件を筆頭とした現状の規定はヘイトクライム等を想定しておらず、身体的抵抗のみにコミットしています。そもそも現状の要件は性暴力の実態に即しておらず改正が必要です
- ・LGBTIQ Aの性暴力被害についてヒアリング、そして全国規模での調査を実施してください

捜査機関の方へ

- ・性暴力被害相談に際して、「女性限定」もしくは女性のみを対象としているかのような発信、広報手法を改め、あらゆるSOGIESCを持つ人が相談しやすい体制を構築してください
- ・LGBTIQ Aサバイバーの被害届不受理に関する差別や偏見に基づく捜査拒否を改めてください
- ・捜査員や相談員、全ての性暴力サバイバーに関わる可能性のある職員への徹底した性暴力被害に関する具体的な研修（もちろんLGBTIQ Aサバイバーについても）を実施してください

教育機関の方へ

- ・若年者の性暴力被害について、教育機関の中で明確に相談が聞ける体制を整えてください
- ・若年者向けの性暴力被害に関する情報提供をしてください
- ・発生した性暴力について学内のみで留めず、様々な相談先をサバイバーに提供し、支援を他機関連携により実施してください
- ・全ての性暴力サバイバーに関わる可能性のある職員への徹底した性暴力被害に関する具体的な研修（もちろんLGBTIQ Aサバイバーについても）を実施してください

医療機関の方へ

- ・婦人科のみならず、外科、内科、精神科、泌尿器科、肛門科、内分泌科など性暴力に関わる診療科の幅を広げ、医師、看護師、ソーシャルワーカー等の研修を行ってください
- ・ワンストップ機能を婦人科のみに置かず、誰もが行きやすい救急外来などにも置いてください
- ・性暴力に関わる証拠保全についての手法を各医師等に伝え、情報を更新してください

行政機関の方へ

- ・LGBTIQ Aや男性が安全に利用することが可能なシェルターや相談機関の設置をってください
- ・性暴力被害相談を「女性相談」の枠におかず、全ての人に解放してください

相談機関の方へ

- ・性暴力被害相談に際して、「女性限定」もしくは女性のみを対象としているかのような広報手法を改め、あらゆるSOGIESCを持つ人が相談しやすい体制を構築してください
- ・相談員の初期研修に必ず、LGBTIQ Aに特化した具体的な研修を導入してください
- ・「話を聞くことは出来る」に留まらず、全てのサバイバーに同様の支援を提供してください

関係機関に出来ること

LGBTIQA の相談を聴く、ということは「それぞれの人間に起きる全ての出来事に対応する」ということでもあります。漠然と相談を聞きます、ということではなく、どういったことに対応できるのか、どういう手段で相談が出来るのか、紹介するに際して、フォローアップすることは出来るのか、などの視点から紹介先を見つけていくことが大切です。LGBTIQA については LGBT 団体を紹介すればいい! とならないようにしましょう。

紹介の目的	紹介場所	紹介手段は？	フォローアップは出来る？
シェルター・住居			
ワンストップセンター			
DV相談支援センター			
経済支援			
法律支援			
カウンセリング			
メンタルケア			
医療			
プライマリケア			
保育			
介護			
その他			

暴力や嫌がらせから逃れ、ありのままの自分である権利

生命、自由、生活を失うことなく、他者との合意に基づく性的関係を結ぶ権利

平等な市民として認められ全ての人々に約束された当然の敬意をもって遇される権利

(ヴァネッサ・ベアード『性的マイノリティの基礎知識』作品社, 2005)



LGBTIQIAにとって守られるべき「権利」



It's happens too us.

これまで、様々な場においてレイプトラウマについてのお話をさせていただいてきました。そして、その中でも驚いていたことが、サバイバー当事者からの

「こんなものがあるなら、もっと早く知ってたかった」

「RTSを知って、自分に起きていたことが暴力のせい、自分のせいではなかったことを知れた」

「こんなバカなことをしているのは自分だけだといつも自分をせめていた。一人ではなかったのかと思えた」

そんな声を聞くことでした。

一人でも多くの人にRTSについて伝えるためには、そんな思いで、漫画にすることにしました。この漫画の中には、被害に関する直接的な表現や、サバイバーが読むことによって心身の調子を崩すトリガーとなるような表現も出てきます。サバイバーが読むにあたっては、自らの状況などを考えて、安全な場所で読むようにしてください。

これから先も、RTSの存在は多くのサバイバーに、自分が一人じゃないということを伝えるツールであり続けたいと思います。

なぜなら、RTSというものは、まさに、多くのサバイバーに起きたことの「そのもの」だからです。

あなたは一人じゃない。私たちは、この状況をサバイブしている、サバイバーだからです。

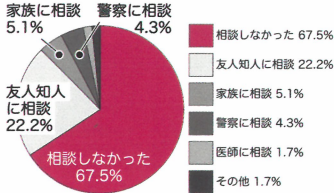
漫画にすることの実現のために協力してくださったミロさん、本当にありがとう。

漫画版 RTS(レイプトラウマ・シンドローム)

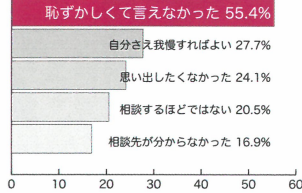
壊れた虹の向こうへ

漫画・大黒堂ミロ 監修・Broken Rainbow - Japan

男性から無理やり性交された女性被害者の相談先・相談しなかった理由



2015年内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」より



2017年内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」より



なんで生きて帰ったんだろう
なんで電車に飛び込まなかったんだろう

性暴力を生き延びる人を『サバイバー』と呼びます

性犯罪は法務省の調べでも最も暗数が高く、警察への相談が5%前後で、その警察庁から作られる性暴力データ(犯罪白書)では実情を反映しない資料になりがちです。性暴力に関する相談が困難な理由を考えてみましょう。

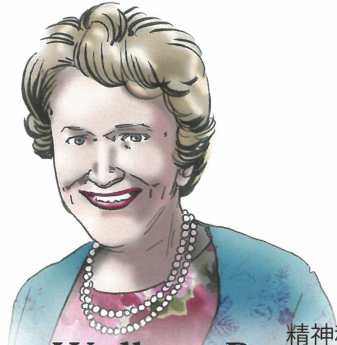
うそばかり



1

急性期

主に日本などでは急性期とは医療的急性期として、『身体的』な外科治療や検査、緊急避妊薬の処方、性感染症リスクへの処方の必要性を指すことが多いです



精神科医

Ann Wolbert Burgess

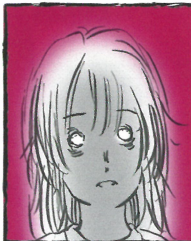
アン・バージェス。1974年、社会学者のL.L.Holmstromの共著にて性暴力被害者の『RTS (レイプトラウマシンドローム)』の「急性期・否定・再構築と統合」の三段階を提唱。

しかし『RTS』における急性期とは自らではコントロールが困難な『心身の状況』を指します。

急性期には何も無かったように本人が感じたり、表明する場合があります。何も感じないようにする事で自身の精神を守る『無感覚症状』です。

暴力が繰り返される状況の中で、痛み・嫌悪感・逃避への欲求・様々な感情を停止し、抵抗する意欲を失い、暴力を甘んじて受けています。あまりに大きいショックから自らを守るための行動ですが、それを理由に「抵抗をしなかった」と裁判で無罪判決が出ることもあります。

この急性期に症状を制御できず自死や事故に直結しやすい事も多くの方に知って頂きたい事実です。



否定

急性で深刻な心身の状態を継続して行くことがあまりに大きな負荷であることから『もう乗り越えた』と他者に対して思われるように行動したり、思い込んだりする時期です。

内面的な混乱は終結していませんが、別の問題にすり替えてしまうのです。この『否定』期に起こるのが自傷行為や摂食障害、性化行動、睡眠障害、そしてアルコールや薬物、ギャンブル等への依存症状などです。

社会的に見て「問題行動」を引き起こすのがこの時期ですが、これは外傷にたとえるなら、傷を塞ぐための「かさぶた」のような行為でもあります。

周囲の人は「問題行動」として、リストカットした腕を、吐きだこが出来た指を、風俗で働くカラダを見て否定して止めさせようとするでしょう。しかしこれらはトラウマを生き抜こうとする被害者の意志「かさぶた」です。無理にやめさせると別のより危険な行動につながることもあります。まずは行動の否定ではなく、起きている症状へのケア(妊娠や性感染症への対策など)が大切です。

警察の取調べで大した被害じやなかったように本人が振る舞ったりするのはこの『否定』の構造が原因と言えます。

性化行動：それは性的虐待経験を引き金に、援助交際や性風俗で働き出したり、あるいは性的に活発に関係を持つように変化すること指します。

性暴力被害者の多くは過去の被害経験を無かったかのようにしなごうら、無意識にもう一度被害に遭うような状況に身を置く行為をします。それをトラウマの再演技化、リイナクトメント(reenactment)と呼びます。虐待経験などPTSDをもつ人が自分の子どもに虐待の連鎖を繰り返すことも同様の原因が指摘されています。

※自傷的に見える行動であっても、支援者など周囲の人が自らの規範を押し付けてはいけません。サバイバーは自らを守るために「否定」の時期を過ごしています。

再構築と統合

否定の時期を通して無かったものにしてしまうとしてきても、現実として身体の記憶に被害経験は残り、その事実が「フラッシュバック」として再演されることがあります。

記憶を直視する事により、うつ状態を引き起こしたり、学校や会社に行けなくなる引きこもり状態になる場合もあります。



あるいは逆に「あの時、誰も助けてくれなかった」と、大きな怒りが起こり、周囲の人やサポータータイプな人間関係を壊してしまうこともあります。

そして自らの性に関する否定感や疑問、嫌悪感が起きたり、自らの性を象徴するような部位の疾患などにつながることもあります。

トラウマを軽減するために、サバイバーは様々な症状を経験し、繰り返し考え、語り、安全な環境の中で再体験し、記憶の再統合をします。



「語りの記憶」に変換して、自分自身の記憶に組み替え直し、思い出して辛いことがあったとしても「自分の責任ではない」と認識できるようになる、それまでの過程です。



では、自殺率が高いと言われるセクシュアルマイノリティの性暴力があった場合はどうなるのでしょうか。



バイセクシュアル女性の事例です。その方は男性からの性被害があり、加害者から「バイとか言って本当は男好きなんだろう？」と追い詰められ極度の男性恐怖症に陥りました。その後、「なんでもないことだ」と思おうとより多くの男性と性行為を重ね、レズビアンの友人からは「ただの男好きだ」と陰で言われるなど、身近な人にも相談ができず更に孤立と不信感を深めてしまいました。性被害の相談窓口では「同性愛を治せればいいの」とLGBTに無理な返事を言われる場合や、地方においてはネット上にしか繋がらない場合も多いので、被害者が孤立してしまうリスクが高くなります。

※コミュニティでの相談が困難でもある

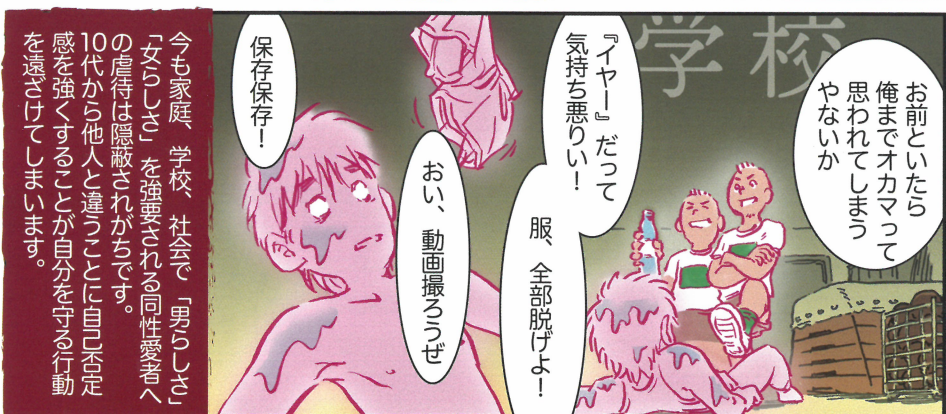


社会

カツラとったら
こんなオッサン
かよ!
こんな小さい
パンツで
性器を隠してた
のか

社会的な差別や偏見に晒されやすいトランスジェンダーの場合はリスクの高いセックスワークに関わることも多く、死に直結するレベルまで様々な暴力に遭う事例が国内外で数多く報告されています。

ヤッて損した、このオカマ野郎!



学校

お前といったら
俺までオカマって
思われてしまっ
やないか

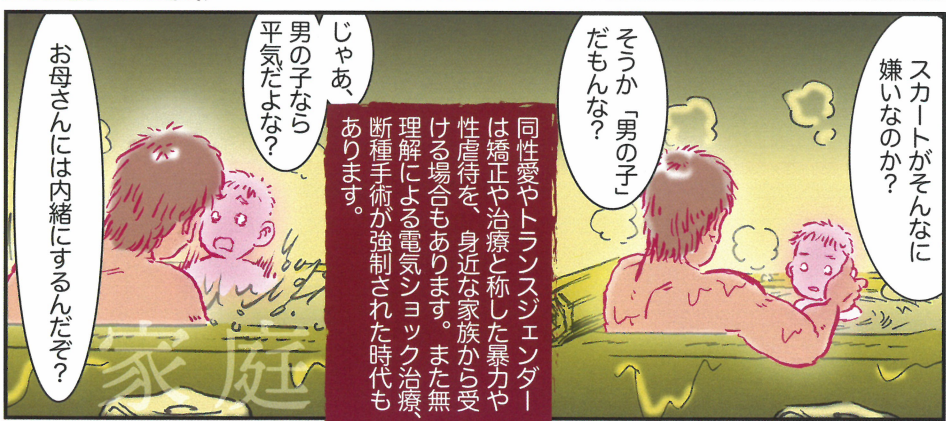
「イヤ」だって
気持ち悪い!

服、全部脱げよ!

おい、動画撮らうぜ

保存保存!

今も家庭、学校、社会で「男らしさ」「女らしさ」を強要される同性愛者への虐待は隠蔽されがちです。10代から他人と違うことに自己否定感を強くすることが自分を守る行動を遠ざけてしまいます。



家庭

スカートがそんなに
嫌いなのか?

そうか「男の子」
だもんな?

同性愛やトランスジェンダーは矯正や治療と称した暴力や性虐待を、身近な家族から受ける場合もあります。また無理解による電気ショック治療、断種手術が強制された時代もあります。

男の子なら
平気だよな?

お母さんには内緒にするんだぞ?



女同士なんだから仲直りしたら？

それはDVとは言えないなー

あなた達って妊娠の心配はないんだから、良いんじゃない？

よく来れますね

シズだって

相手の将来とかも考えないの？ そういう人だってバシチャウ訳だから

女同士なんて妊娠しないでしょ？ 訴えたらあなたも結婚とか難しくなっちゃうわよ？

諦める以外に方法はなかった『支援』なんて見つからなかった

女性相談センター
あなたは一人じゃない

女性相談センター
あなたは一人じゃない

恥ずかしいことを理由に相談しない女性が7割近くいますが、性的少数者の相談しない割合はそれ以上だと言えるでしょう。「生産性がない」と言われたLGBTですが、「本当の意味で生産性がない」のはマイノリティ（セクシュアリティ以外も含む）を理由に性暴力や虐待を繰り返す加害者のはずです。次の法改正に向けて一人でも多く、考えるきっかけになることを祈っています。

そして、孤立しているサバイバーの皆さん、決してあなたは悪くないし、あなたは一人ではありません。

また、女性として日常生活を送っているトランス女性が女性専用の相談機関に行った場合でも「性器の種類を執拗に聞かれ」て門前払いにされるなど、二次被害がなくなりません。

「LGBT」と性暴力というテーマで2011年頃から様々な場所でお話をさせていただいている。この冊子を作ろうと言いついてからもう2年が経とうとしています。やりたいことばかり増え続け、形にするのに多くの時間を必要としてしまった。この場を借りてお詫びと、そして、懲りずに応援してくれた多くの皆さんに、感謝を伝えたい。

私自身がLGBTと性暴力について取り組むことになったきっかけは、15年程前にアメリカのワンストップセンタースタッフによる研修を受講してからのことだ。それまでは基本的に女性の被害に関する取り組みをしてきた。自らのセクシュアリティ（ズビアン）であることや、友人たちにもLGBTが多く被害についての話も聞いていたので「女性のための」という言葉を言う度違和感に苛まれてもいたけれど、どう形、声にしていけばいいか、ずっと悩んでいた。

研修の中で話されたのは、LGBTの暴力被害経験率の高さ。その被害の特徴、そして性暴力を「女性の被害」と押し込めてしまうことで全体像が見えなくなってしまうということ。また、それ自体が「LGBTが被害にあって確立が高い」という現状を維持する「差別や偏見」を増長させる結果になるということについて。そして相談員を目指す聴衆に対し講師は言った。「みなさんはLGBT「コミュニティ」について知ってますか？知らないなら、ホームページに書いてある。全てのサバイバーのために」という文言を明日にでも書き換えましよう。「一部」のサバイバーのために」と。この言葉は今でも私が活動を続ける原動力になっている。

なぜ「女性の」ということを枕詞にしなければ被害について語れなかったのだろうかと考えた。女性の権利に関する問題は深刻だが、事実として性暴力被害は女性だけがあつわけではない。女性だけが性的に虐げられる、女性は、そういう被害にあいやすい、それ自体がもしかししたら、呪縛のように、女性自身すら絡めとっているのではないか？

冊子を作る作業の中で多くのLGBTサバイバーたちの体

験を思い出していた。サバイバーたちに投げかけられる二次被害とも言える多くの言動は、無知や無関心から未だに一般社会では多く言われるが支援者を始めとした理解者もいる。しかしLGBTに関してはそのような理解者に出会う機会は極少ない。私はこの10年、性暴力被害について取り組んで来た人、相談員や警察官、弁護士、議員、様々な場で、サバイバーたちと同じように言われて来た。

昨今ネット上でのトランスジェンダーへの攻撃が止まらない。公人が恥ずかし気もなく差別発言を述べる。しかしそれを見て少し冷めて見ている自分がいたのは、ずっと同じことを言われ続けているからだ。

「その性器は本物ということですか？」「だって男でしょ？」「女同士で暴力は起き得ない」「男の相談を聞くのは相談員も怖いから」「他の女性サバイバーが怖がるから」「」

「本当のLGBTだってどう分かるの？」「そういう人の事はそういう人でやってほしい」「女性の権利を奪う恐れがある」。皆、性暴力について無知/無関心ではない人、特に女性への暴力被害についての活動をしてきた人たちから言われた言葉だ。私はそうした言葉に触れるにつけ「性暴力」が狭く捉えられていると思った。女性に対してのみが性暴力なのか？暴力の全体像を見る事無く、対応は出来るのだろうか。「性暴力をなくそう」とかも、女性だけかな。だから、この冊子を「LGBT」だけに起きる特別な出来事ではなく、「性暴力を捉え直す」意味合いを持って作りたかった。

「LGBTはLGBTでやればいい」とも言うってほしくない。差別を許容しているのは社会の側だ。当事者たちには何一つ責任はない。しかし歴然とした差別がこの社会に、多くの人達の中にあるということだけは言うておきたい。同じ被害にあっても、声を聞いてもらえない人がこの街には沢山いる。

もつ、そんなことを言ってられる時代は終わった。そのことに気付いてもらうため、この冊子を役立ててもらいたい。



It happens to us.

LGBTIQA レイブサバイバーへの支援については、いまだに「ここに相談すれば対応してくれます」と言う事をサバイバーに対して伝えることが難しい状況にあります。性別を問わずに相談を聴くと言うことに「体制としては」なっていますが、その場において二次加害を受けたり、相談をしたのに逆に傷つけられてしまう、と言うことも珍しくありません。情報を渡す、と言うより、情報を作っていかなければいけません。この冊子を見て、「うちなら大丈夫」「相談してほしい」と思ってくださいる団体、組織の方がいらしたら、ぜひ私たちに情報を届けてください。BrainbowJ@gmail.com まで、下記の情報を送っていただくことで、LGBTIQA のサバイバーが安心して相談が出来る場所についての情報をアップデートしていき、サバイバーやその周囲の人たちに提供します。この冊子を読んでもくださった皆さんと共に LGBTIQA サバイバーにとって生きやすい社会のために歩み出せたら嬉しいです。

団体・組織名：

支援内容：

連絡先：

備考：

情報提供のお願い

今後この冊子を活用していくために、皆さんの「リファーマー先リスト」をどんどん追加していきましょう

団体・組織名：

支援内容：

連絡先：

備考：

団体・組織名：

支援内容：

連絡先：

備考：

団体・組織名：

支援内容：

連絡先：

備考：

リソースを探そう



It happens to us.



すべての LGBTIQ+ 性暴力サバイバーへ。

自分自身の性のあり方によらず、一人の性暴力サバイバーとして正当なサポートが受けることが可能で、私たち自身が、私たちのサバイブしている人生の主導権を取り戻せる日に。

そしてその日が来る前から、私たちはすべての LGBTIQ+ 性暴力サバイバーひとりひとりを、誇りに思っています。あなたは、悪く無い。あなたは、一人では無い。

この日まで生きてきた私たち自身を共に讃えあえる日を願っています。

性犯罪に関する刑法改正への要望

強制性交等罪の改正に向けた検討会の開催に際し、当会より以下の内容について、改正を特に、要望いたします。

性的マイノリティの性暴力被害についての取り組みを進める中で、法的に規定されていないからこそ、声を上げること、被害を被害だと認識し、また、そこからそれが認められ法廷に立つ権利が侵害されているケースと沢山接してきました。

一人でも多くの性暴力サバイバーたちにとって、使いやすい法整備として、性暴力被害を実態に即した形で定義づけ、適切な捜査が行われ、司法判断がされるよう、法制を検討、審議いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

Broken Rainbow - Japan

代表 宇佐美翔子

青森県青森市安方 1-3-24

BrainbowJ@gmail.com

記

以下 11 点、要望いたします

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- 憎悪犯罪（ヘイトクライム）を暴行脅迫の要件として新設すること
- レイプシールドを導入すること
- IPV (Intimate Partner Violence: 親密な関係における暴力) を暴力であると規定すること
(配偶者など、一部の人がしか得ることのできない権利に限定しないこと)
- 同意の有無に関する立証において抗拒不能性の立証を撤廃し、具体的な同意の有無を問うこと
- 立証責任を加害者側に課すこと
- 監護者性交等罪を、優位性を利用した、主に社会的な地位の強い者による、「自らの権力や立場を利用した性暴力」に拡大すること
- 性交同意年齢を（15 才で遺言を遺すことや臓器提供の意思表示が可能になることから）15 才から引き上げること
- 公訴時効を撤廃すること
- 罪名：強制性交等罪から「性暴力罪」へ変更すること

ゲイ・バイセクシュアル男性における性暴力被害の生涯経験割合

岡田氏提出資料 5

(有効回答数 5,731人)

	人数	%
服を脱がされた	600	10.5
卑猥な言葉でからかわれた	392	6.8
無理矢理キスされた	553	9.6
身体（性器、胸、お尻）に触られた	957	16.7
性器に触るよう強要された	507	8.8
膣性交を強要された	113	2
オーラルセックスを強要された	338	5.9
アナルセックスを強要された	372	6.5
その他	215	3.8
いずれかの強要されたセックス（膣、オーラル、アナル）	500	8.7
いずれかの性暴力被害（上記のいずれか）	1,224	21.4

Hidak *et al.* (2014) Prevalence of sexual victimization and correlates of forced sex in Japanese men who have sex with men. PLoS ONE 9(5): e95675. doi:10.1371/journal.pone. 0095675s

DV・性暴力被害経験率

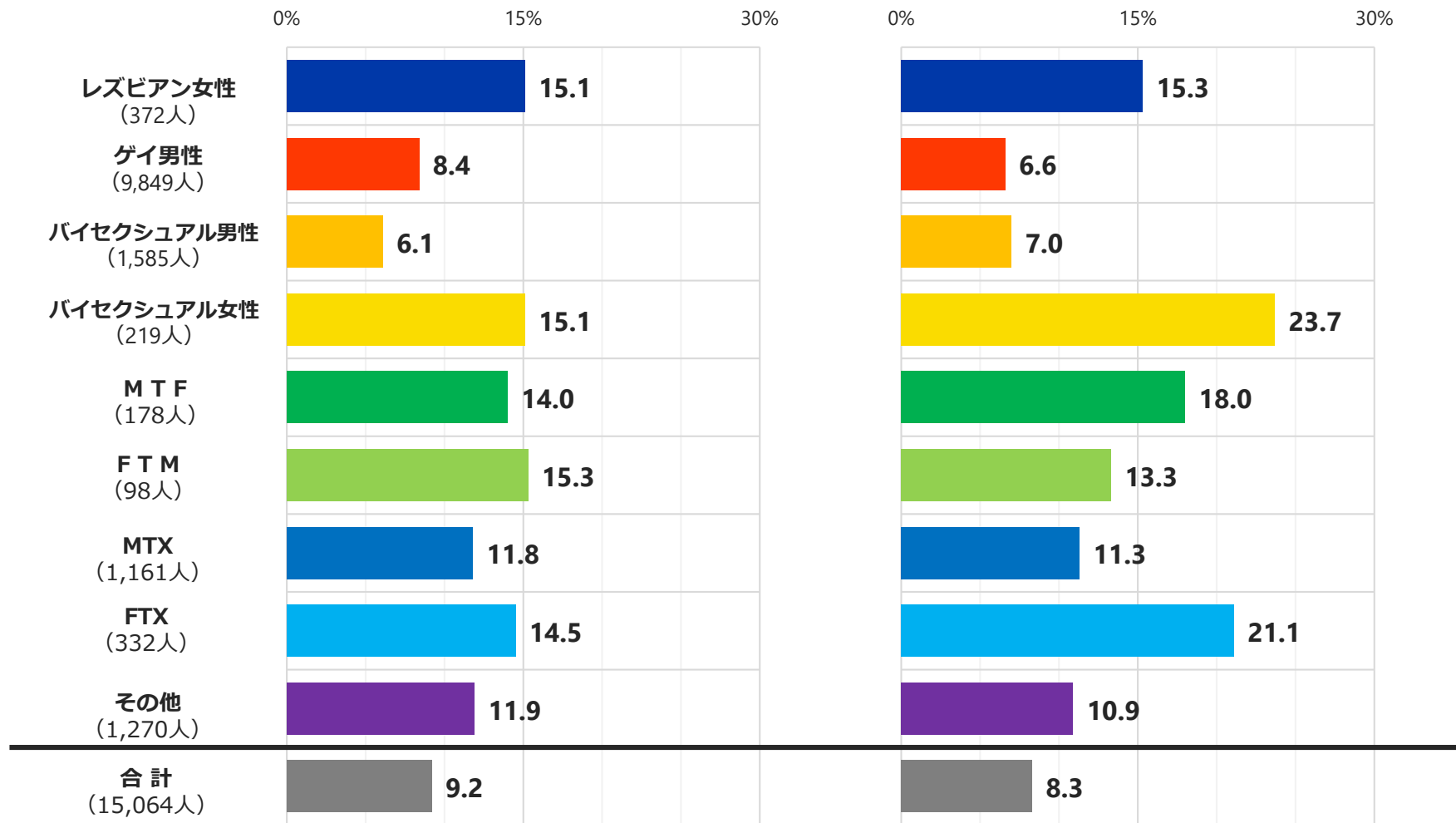
2016年調査 国内最大規模 1万5千人規模の全国調査 全体の88%が20~40代、47都道府県からの回答、有効回収数15,064件（国内在住者）

これまでにDV被害にあったことがありますか？ここで言うDVとは配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指します。
 これまでに性暴力被害を受けたことがありますか？

DV被害

性暴力被害

岡田氏提出資料 6



参考：男女間における暴力に関する調査（内閣府）によれば、異性から無理矢理に性交された経験率（女性のみ）は、6.5%（2014年）、7.6%（2011年）



Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men

Yasuharu Hidaka^{1*}, Don Operario², Hiroyuki Tsuji³, Mie Takenaka⁴, Hirokazu Kimura⁵, Mitsuhiro Kamakura⁶, Seiichi Ichikawa⁷

1 Takarazuka University School of Nursing, Osaka city, Osaka, Japan, **2** Brown University School of Public Health, Providence, Rhode Island, United States of America, **3** Japanese Foundation for AIDS Prevention, Osaka city, Osaka, Japan, **4** Kansai AIDS Council, Osaka city, Osaka, Japan, **5** Health and Social Welfare Bureau, City of Yokohama, Yokohama city, Kanagawa, Japan, **6** Keio University Graduate School of Health Management, Fujisawa city, Kanagawa, Japan, **7** Nagoya City University School of Nursing, Nagoya city, Aichi, Japan

Abstract

Studies of men who have sex with men (MSM) in diverse geographic and cultural contexts have identified health challenges affecting this population. MSM might be particularly vulnerable to sexual victimization and forced sex. The aim of this research study was to examine prevalence of sexual victimization and correlates of forced sex among Japanese MSM. We recruited a sample of 5,731 Japanese MSM who completed an internet-administered survey. Participants reported on history of different types of sexual victimization, unprotected anal sex, other health risk behaviors, exposure to gay-related teasing and bullying, depression, and suicidality. Over one-fifth of the sample (21.4%) reported experiencing at least one form of sexual victimization, and 8.7% reported a history of forced sex. MSM who had ever experienced forced sex were significantly more likely to report experiencing psychological risks (depression OR = 1.55, 95% CI = 1.28–1.89; attempted suicide OR = 2.25, 95% CI = 1.81–2.81; other forms of bullying OR = 1.38, 95% CI = 1.13–1.68) and other behavioral risks (unprotected anal sex OR = 1.56, 95% CI = 1.29–1.90; sex venue attendance OR = 1.27, 95% CI = 1.04–1.54; methamphetamine use OR = 1.57, 95% CI = 1.05–1.36), compared to MSM who had not experienced forced sex. Efforts to develop holistic and integrated health services for Japanese MSM are warranted, particularly related to psychosocial determinants of HIV prevention. However, due to cultural factors that emphasize familial and social relations and that stigmatize same-sex behavior, Japanese MSM might experience challenges to seeking social support and health services. Interventions must be provided in safe and non-judgmental settings where Japanese MSM feel comfortable disclosing their health and social support needs.

Citation: Hidaka Y, Operario D, Tsuji H, Takenaka M, Kimura H, et al. (2014) Prevalence of Sexual Victimization and Correlates of Forced Sex in Japanese Men Who Have Sex with Men. *PLoS ONE* 9(5): e95675. doi:10.1371/journal.pone.0095675

Editor: Rob Stephenson, Rollins School of Public Health, United States of America

Received: September 5, 2013; **Accepted:** March 30, 2014; **Published:** May 6, 2014

Copyright: © 2014 Hidaka et al. This is an open-access article distributed under the terms of the Creative Commons Attribution License, which permits unrestricted use, distribution, and reproduction in any medium, provided the original author and source are credited.

Funding: This research was supported by a Grant-in-Aid for AIDS Research from the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan in 2005. The funders had no role in study design, data collection and analysis, decision to publish, or preparation of the manuscript.

Competing Interests: The authors have declared that no competing interests exist.

* E-mail: y-hidaka@takara-univ.ac.jp

Introduction

Globally, there have been an increasing number of studies examining health and psychosocial risk factors affecting men who have sex with men (MSM) [1]. Much of this attention has focused on disproportionate HIV prevalence among MSM across international settings [2–4]. However, additional research has also shown that MSM in diverse geographic regions may also experience psychological and social vulnerabilities – such as discrimination and interpersonal violence – which can contribute to further health challenges in this population [5–9]. A nascent literature has examined health outcomes in Japanese MSM. Some of the documented health challenges among Japanese MSM include HIV risk [10], drug use [11], and suicidal ideation and attempted suicide [12]. Studies to date suggest a need for enhanced understanding into the risk factors for health problems in Japanese MSM.

Previous research has suggested that adverse behavioral and psychosocial health indicators in Japanese MSM might be due, in part, to exposure to social stressors [13]. For example, stigma, homophobic abuse, and victimization are forms of social stress

reported in MSM samples in Japan [12,13]. Experience of homophobic stigma has been shown to be related to psychological problems and sexual risk behaviors in MSM populations in other parts of Asia [14–17]. This finding is consistent with minority stress theory [18], which postulates that exposure to negative social or interpersonal events can compromise the psychological well-being of sexual minority individuals and thereby contribute to higher prevalence of mental and physical health problems in MSM.

Sexual victimization is an extreme form of social and interpersonal stress that MSM may experience, and can contribute to further psychological and behavioral health risks among those who have been victimized. Sexual victimization can be defined as any form of involuntary sexual interaction or contact with another person, which can occur in childhood as well as in adulthood [19]. Studies have shown that MSM with a history of childhood sexual victimization show greater sexual risk behavior in adulthood and have higher prevalence of HIV infection compared with their MSM peers who have not experienced sexual victimization [20]. There are few studies that have examined adult sexual victimi-

zation experiences among men. This may be due, in part, to underreporting of adult sexual victimization, stigma about discussion of sexual victimization in adult men, and myths about men's vulnerability to sexual victimization [21]. However, a review of research on sexual victimization in adult men found that MSM were more likely to report experiences of adult sexual victimization compared with heterosexual men [21]. Forced sex is a specific type of sexual victimization that has extremely adverse physical and mental health consequences among male victims. Individuals with a history of forced sex can have long-term risk for HIV, trauma, and maladaptive health risk behaviors [22].

To date, there are no known studies exploring sexual victimization, including forced sex, among Japanese MSM and its potential role in affecting the health and psychological well-being in this population. To enhance understandings of the health of Japanese MSM, the aims of this paper are to explore (i) the prevalence of different types of sexual victimization in a large population sample, and (ii) associations between history of forced sex and other psychosocial and behavioral risk factors. Because this is an understudied topic, findings from this analysis can provide insight for future research and potentially guide interventions to address the health and well-being of MSM in Japan who have a history of sexual victimization and forced sex.

Method

Recruitment

The internet was used to recruit a diverse sample of Japanese MSM for a study of health behaviors and well-being. The internet has been argued to be an acceptable method for collecting large, heterogeneous samples of hard-to-reach populations [23,24]. Internet technology can be helpful in reaching gay, bisexual, and questioning men who are less comfortable attending homosexual-themed venues, such as bars and nightclubs. Data collection through the internet can also increase the opportunity for participants to respond anonymously by avoiding face-to-face contact [11,13], which might be a barrier to participation due to MSM stigma in Japanese culture. Informational announcements about the study were placed on internet websites catering to Japanese MSM audiences. In addition to posting banners on gay-related websites, recruitment strategies included: flyers distributed in gay venues, announcements posted in gay organizational newsletters as well as in gay magazines, and announcements posted at social network websites catering to gay men. We designed the internet banners and informational flyers in a manner that would draw the attention of MSM, e.g., using physically attractive male models. However, we designed a range of recruitment media (e.g., information-only announcements without pictures or using gay-relevant slogans and symbols) to minimize bias associated with recruiting men solely based on their response to sexually suggestive images. Announcements provided information about the research project and eligibility for participation. Potential participants were directed to an internet site to learn more about the study. Participant inclusion criteria included: 1) being a Japanese male who has ever had sex with men; 2) having internet access; 3) having Japanese written language fluency.

Procedure

Participants who met inclusion criteria entered a secured internet website to complete the anonymous online survey. The website first presented informed consent information. If participants understood the purposes of the study and agreed to the terms of participation, they clicked an "Agree" button, and they then accessed the questionnaire. All items and response options

were presented in Japanese language, and participants' responses were immediately saved in a firewall-protected database. To minimize the chances that participants would complete the survey multiple times, we examined internet protocol addresses and internet providers encoded within the data and, if encoded information appeared similar, checked the demographic data for redundant information. Internet protocol addresses were deleted before conducting analysis. Using a procedure validated previously in an internet study of MSM in Japan, we asked participants to define two terms that were identified through earlier formative research as well-known colloquial expressions in the Japanese MSM/gay community (which translated into English would mean "gay men/gay society" and "heterosexual") [11,13]. Data from men who were unable to define the terms were excluded from analysis. Data were collected between August 11 and November 30, 2005. The study protocol was approved by the Ethics Committee of Nagoya City University School of Nursing.

In total, 6,260 participants attempted to complete the questionnaire, 196 people were excluded due to missing data, 140 were excluded because of data duplication or because they could not define the slang terms, 73 were excluded because they were not males, and 120 were excluded because they did not live in Japan.

Measures

Participants reported demographic characteristics, including age, highest educational level, and sexual orientation (gay, bisexual, heterosexual, undecided, unsure and other). Participants were asked whether they had ever experienced a range of sexual interactions *against their will*, including the following: being undressed by another person, target of verbal sexual abuse, forced to kiss another person, sexually touched by another person, forced to touch the genitals of another person, forced to engage in vaginal sex with a female, forced to engage in oral sex (with a male or female), forced to engage in anal sex with a male, and any other form of unwanted sexual interaction. Participants also described whether they had ever been harassed or bullied in school by others due to their sexuality, and whether they had close gay/bisexual friends to whom they could confide in and close heterosexual friends to whom they could confide in. They completed the Japanese version of the Center for Epidemiologic Studies Depression Scale (CES-D); participants were categorized as being moderately depressed based on a score greater than 16 [25]. Participants also reported whether they had ever attempted suicide. Finally, participants reported their HIV status, frequency of condom use when engaging in anal sex, and recent methamphetamine use.

Data analysis

Statistical analysis was conducted using SPSS v.21. First, we described the prevalence of different types of sexual victimization, sociodemographic variables, and self-reported psychosocial and behavioral health variables. Second, we examined correlates of forced sex, using chi-square tests to assess bivariate associations and multivariable logistic regression to identify independent associations controlling for other co-variables. Multivariable regression analysis was based on procedures described in Hosmer & Lemeshow [26], in which we entered into the regression model any variable that had a moderate bivariate association with forced sex at $p < .25$. Adjusted odds ratios (ORs) and 95% confidence intervals (95% CIs) were reported.

Table 1. Participant characteristics and associations with history of forced sex in a sample of Japanese MSM (n = 5,731).

		Total		Lifetime experience of forced sex		
		n	%	n	%	p-value
Overall		5,731		500	8.7	
Age group	12–19	371	6.5	36	9.7	0.002
	20–29	2,432	42.4	253	10.4	
	30–39	2,037	35.5	149	7.3	
	40–49	652	11.4	48	7.4	
	50+	205	3.5	11	5.4	
	Missing	34	0.6	3	8.8	
Sexual orientation	Gay	3,868	67.5	337	8.7	0.25
	Bisexual	1,484	25.9	138	9.3	
	Other	379	6.6	25	6.6	
Educational level	No university degree	2,496	43.6	236	9.5	0.089
	University degree	3,235	56.4	264	8.2	
Ever been teased verbally with words such as “homosexual, faggot, fag”	No	2,605	45.5	193	7.4	0.001
	Yes	3,126	54.5	307	9.8	
Ever been bullied other than verbal teasing	No	3,146	54.9	220	7	<0.001
	Yes	2,585	45.1	280	10.8	
Depression in past week	Not depressed	3,510	61.2	235	6.7	<0.001
	Depressed	2,221	38.8	265	11.9	
Ever attempted suicide	No	4,926	86	358	7.3	<0.001
	Yes	805	14	142	17.6	
Went to any sex venues in 6 months	No	2,714	47.4	205	7.6	0.003
	Yes	3,017	52.6	295	9.8	
Have close gay/bisexual friends	No	2,000	34.9	156	7.8	0.069
	Yes	3,731	65.1	344	9.2	
Have close heterosexual friends	No	2,370	4.4	175	7.4	0.003
	Yes	3,361	58.6	325	9.7	
HIV status	Negative	5,425	94.7	457	8.4	0.002
	Positive	306	5.3	43	14.1	
Ever used methamphetamine	No	5,520	96.3	467	8.5	0.001
	Yes	211	3.7	33	15.6	
Unprotected anal intercourse in 6 months	No	2,941	51.3	198	6.7	<0.001
	Yes	2,790	48.7	302	10.8	

doi:10.1371/journal.pone.0095675.t001

Results

Data from a total of 5,731 respondents are included in this analysis (Table 1). The mean age was 30.8 years (SD = 8.9, range = 12–82), with 6.5% between 12 and 19 years old, 42.4% between 20 and 29 years old, 35.5% between 30 and 39 years old, 11.4% between 40 and 49 years old, and 3.6% over the age of 50 (n = 34 did not report their age). Over half (56.4%) of the sample had completed a University degree. Over two-thirds (67.5%) identified themselves as gay and 25.9% identified as bisexual. Over half (54.5%) had been verbally teased with words such as “homosexual, faggot, fag” and 45.1% had experienced other forms of bullying. The majority of participants reported having close gay/bisexual male friends (65.1%) as well as close heterosexual friends (58.6%). Over one-third (38.8%) reported moderate levels of depression (CES-D >16), and 14.0% had ever attempted suicide. Overall, 5.3% identified as HIV-positive,

48.7% reported having unprotected anal sex in the past six months, 52.6% had visited a sex venue in the past six months, and 3.7% had ever used methamphetamines.

Prevalence of sexual victimization experiences are reported in Table 2. Overall, 21.4% of the sample reported experiencing any of the types of sexual victimization assessed in this survey. The most common forms of sexual victimization included unwanted sexual touching (16.7%), being undressed (10.5%), being forced to kiss someone (9.6%) and being forced to touch someone’s genitals (8.8%). A total of 500 participants (8.7% overall; 40.8% of those who reported any sexual victimization) reported ever experiencing any forced sex. Overall, 6.5% experienced forced anal sex, 5.9% experienced forced oral sex, and 2.0% experienced forced vaginal sex.

Bivariate correlates of a history of forced sex are listed in Table 1. Forced sex was associated with younger age, experience

Table 2. Prevalence of different forms of lifetime sexual victimization in a sample of Japanese MSM (n = 5,731).

Forms of sexual victimization	n	%
Undressed	600	10.5
Abused with obscene words	392	6.8
Forced kiss	553	9.6
Touched	957	16.7
Forced to touch genital part	507	8.8
Forced vaginal sex	113	2
Forced oral sex	338	5.9
Forced anal sex	372	6.5
Other	215	3.8
Any forced sex (vaginal, oral, anal)	500	8.7
Any forms of sexual victimization (any of above)	1,224	21.4

doi:10.1371/journal.pone.0095675.t002

of verbal teasing due to being gay, experience of other forms of bullying due to being gay, depression, history of attempted suicide, having close heterosexual friends, HIV-positive status, unprotected anal sex, visiting a sex venue, and history of methamphetamine use ($p < .01$).

Variables that were independently associated with a history of forced sex are shown in Table 3. Based on multivariable regression analysis, forced sex was shown to be significantly associated with depression (OR = 1.55, 95% CI = 1.28–1.89), history of attempted suicide (OR = 2.25, 95% CI = 1.81–2.81), experience of bullying (OR = 1.38, 95% CI = 1.13–1.68), having close heterosexual friends (OR = 1.26, 95% CI = 1.03–1.55), visiting a sex venue (OR = 1.27, 95% CI = 1.04–1.54), having unprotected anal sex (OR = 1.56, 95% CI = 1.29–1.90), HIV positive status (OR = 1.57, 95% CI = 1.10–2.24), and ever using methamphetamines (OR = 1.57, 95% CI = 1.05–2.36).

Discussion

Over one-fifth (21.4%) of this large sample of MSM in Japan reported experiencing at least one form of sexual victimization as assessed in this study, and 8.7% reported a history of forced sex. MSM who had ever experienced forced sex were significantly more likely to report experiencing psychological risks (i.e., depression, attempted suicide, other forms of bullying) and other behavioral risks (unprotected anal sex, sex venue attendance, methamphetamine use) compared with their peers who did not experience forced sex. These cross-sectional findings suggest that assessing for sexual victimization and addressing the consequences of forced sex might be an important component of clinical screenings or public health interventions related to HIV prevention and mental health services for MSM in Japan.

Findings here are consistent with studies from other settings which indicate that HIV and other health disparities affecting MSM must be understood in the context of psychosocial stressors and contextual factors that determine health risk behaviors among members of this population [18]. Consequently, integrated and holistic approaches to health care for MSM may be warranted – particularly approaches that consider history of adverse psychological and behavioral co-factors that need intervention [1].

Capacity to provide holistic health services to MSM in Japan, however, is currently limited. Among Japanese MSM, 80% have not disclosed their sexual orientation to parents, thus these men may experience difficulty seeking help from their family members.

Although poor mental health status such as depression was apparent in this population, experience of accessing mental health services was low [27]. These findings suggest that MSM may experience difficulty seeking support from parents as well as in medical care settings, potentially due to the fear of prejudice and discrimination. Professionals such as mental care providers, nurses, public health professionals providing HIV counseling and testing, and clinical psychologists would benefit from improved training to understand about the needs of this population, in order to provide adequate professional services and support to MSM. Japanese MSM would benefit from resources that identify health service providers or health settings that are friendly and competent in working with sexual minority patients and populations. Currently, there are no known publically available resources to help MSM in Japan identify health services in general, especially mental health care. Development of referral networks, brochures, and websites with information about appropriate and confidential services for MSM is warranted.

There are notable strengths to this study. This is the first known study of the prevalence of sexual victimization and correlates of forced sex in Japanese MSM. Use of the internet allowed us to recruit a large sample of MSM, and suggests the utility of internet and social media for outreach and recruitment to MSM in Japan, a population that might otherwise be hard to reach. Findings expose a need for appropriate and confidential health services for MSM, and suggest the role of sexual victimization as a determinant of behavioral health and psychosocial problems in this population.

Limitations to this study must be considered. First, the study used a cross-sectional design which prevents interpretation of causality or temporal order among variables. Second, although this is a large MSM sample, participants were recruited using non-representative sampling methods. Because we did not use targeted recruitment efforts to achieve a sociodemographically representative sample, findings might not be generalizable to MSM who do not access gay-themed internet or periodical content or men who felt uncomfortable completing an online survey. Third, self-report measures might have been affected by social desirability or recall biases. Fourth, because this was an exploratory study, and the first of its kind in Japan, we did not have access to culturally validated measures of sexual victimization and other risk behaviors in Japanese MSM. Although measures of sexual risk and other health behaviors in this survey have also been reported in previous studies of Japanese MSM [11,13], future research must better assess the

Table 3. Multivariable regression to identify independent correlates of forced sex in a sample of Japanese MSM (n = 5,731).

		Lifetime experience of forced sex		
		AOR	95% CI	p-value
Age group	12–19	ref.		
	20–29	1.03	(0.70–1.51)	0.877
	30–39	0.71	(0.48–1.07)	0.102
	40–49	0.8	(0.50–1.28)	0.354
	50+	0.68	(0.33–1.38)	0.282
	Missing	0.99	(0.28–3.50)	0.983
Sexual orientation	Gay	ref.		
	Bisexual	1.24	(1.00–1.55)	0.055
	Other	0.81	(0.53–1.25)	0.343
Educational level	No university degree	ref.		
	University degree	1.02	(0.84–1.23)	0.865
Ever been teased verbally with words such as “homosexual, faggot, fag”	No	ref.		
	Yes	1.13	(0.93–1.39)	0.229
Ever been bullied other than verbal teasing	No	ref.		
	Yes	1.38	(1.13–1.68)	0.002
Depression in past week	Not depressed	ref.		
	Depressed	1.55	(1.28–1.89)	<.001
Ever attempted suicide	No	ref.		
	Yes	2.25	(1.81–2.81)	<.001
Went to any sex venues in 6 months	No	ref.		
	Yes	1.27	(1.04–1.54)	0.017
Have close gay/bisexual friends	No	ref.		
	Yes	1.12	(0.90–1.38)	0.307
Have close heterosexual friends	No	ref.		
	Yes	1.26	(1.03–1.55)	0.027
HIV status	Negative	ref.		
	Positive	1.57	(1.10–2.24)	0.014
Ever used methamphetamine	No	ref.		
	Yes	1.57	(1.05–2.36)	0.029
Unprotected anal intercourse in 6 months	No	ref.		
	Yes	1.56	(1.29–1.90)	<.001

doi:10.1371/journal.pone.0095675.t003

psychometric properties and cultural sensitivity of sexual behavior and victimization measures for use with this population. Fifth, most measures of sexual behavior, victimization, and other risk behaviors in this survey assessed lifetime experience, resulting in limited inferences about temporal windows which might affect health risk.

Conclusion

In summary, this study highlights the role of prior sexual victimization in contributing to the psychological and behavioral risks of MSM in Japan. Findings reported here correspond with a substantial literature (mostly conducted in the West) on the associations of sexual victimization – including childhood sexual victimization as well as adult victimization – on psychological adjustment and future sexual risk outcomes. Efforts to address

these issues among Japanese MSM are warranted. Such efforts must be mindful of cultural and social factors that might challenge provision of holistic services to Japanese MSM, and which might also present barriers to access of health service and disclosure of problems among Japanese MSM.

Acknowledgments

The authors would like to thank those who gave their time to participate in the study and share their experience.

Author Contributions

Conceived and designed the experiments: YH. Performed the experiments: YH HK MK SI. Analyzed the data: YH DO HT MT. Contributed reagents/materials/analysis tools: YH. Wrote the paper: YH DO HT MT HK MK SI.

References

- Mayer KH, Bekker LG, Stall R, Grulich AE, Colfax G, et al. (2012) Comprehensive clinical care for men who have sex with men: an integrated approach. *Lancet* 380: 378–387.
- Beyrer C, Baral SD, van Griensven F, Goodreau SM, Chariyalertsak S, et al. (2012) Global epidemiology of HIV infection in men who have sex with men. *Lancet* 380: 367–377.
- Smith AD, Tapsoba P, Peshu N, Sanders EJ, Jaffe HW (2009) Men who have sex with men and HIV/AIDS in sub-Saharan Africa. *Lancet* 374: 416–422.
- van Griensven F, de Lind van Wijngaarden JW, Baral S, Grulich A (2009) The global epidemic of HIV infection among men who have sex with men. *Curr Opin HIV AIDS* 4: 300–307.
- Adebajo SB, Eluwa GI, Allman D, Myers T, Ahonsi BA (2012) Prevalence of internalized homophobia and HIV associated risks among men who have sex with men in Nigeria. *Afr J Reprod Health* 16: 21–28.
- Vu L, Tun W, Sheehy M, Nel D (2012) Levels and correlates of internalized homophobia among men who have sex with men in Pretoria, South Africa. *AIDS Behav* 16: 717–723.
- Longfield K, Astatke H, Smith R, McPeak G, Ayers J (2007) Men who have sex with men in Southeastern Europe: Underground and at increased risk for HIV/STIs. *Cult Health Sex* 9: 473–487.
- Laurent E (2005) Sexuality and human rights: an Asian perspective. *J Homosex* 48: 163–225.
- Logie CH, Newman PA, Chakrapani V, Shunmugam M (2012) Adapting the minority stress model: associations between gender non-conformity stigma, HIV-related stigma and depression among men who have sex with men in South India. *Soc Sci Med* 74: 1261–1268.
- Gilmour S, Li J, Shibuya K (2012) Projecting HIV transmission in Japan. *PLoS ONE* 7(8): e43473. doi: 10.1371/journal.pone.0043473.
- Hidaka Y, Ichikawa S, Koyano J, Urao M, Yasuo T, et al. (2006) Substance use and sexual behaviours of Japanese men who have sex with men: a nationwide internet survey conducted in Japan. *BMC Public Health* 6: 239. doi: 10.1186/1471-2458-6-239.
- DiStefano AS (2008) Suicidality and self-harm among sexual minorities in Japan. *Qual Health Res* 18: 1429–1441.
- Hidaka Y, Operario D (2006) Attempted suicide, psychological health and exposure to harassment among Japanese homosexual, bisexual or other men questioning their sexual orientation recruited via the internet. *J Epidemiol Community Health* 60: 962–967.
- Asthana S, Oostvogels R (2001) The social construction of male 'homosexuality' in India: implications for HIV transmission and prevention. *Soc Sci Med* 52: 707–721.
- Choi KH, Zhen N, Gregorich S, Pan QC (2007) The influence of social and sexual networks in the spread of HIV and syphilis among men who have sex with men in Shanghai, China. *J Acquir Immune Defic Syndr* 45: 77–84.
- Deuba K, Ekström AM, Shrestha R, Ionita G, Bhatta L, et al. (2013) Psychosocial health problems associated with increased HIV risk behavior among men who have sex with men in Nepal: a cross-sectional survey. *PLoS One* 8(3): e58099.
- Latypov A, Rhodes T, Reynolds L (2013) Prohibition, stigma and violence against men who have sex with men: effects on HIV in Central Asia. *Central Asian Survey* 32: 52–65.
- Meyer IH (2003) Prejudice, social stress, and mental health in lesbian, gay, and bisexual populations: conceptual issues and research evidence. *Psychol Bull* 129: 674–697.
- Waldner-Haugrud LK, Magruder B (1995) Male and female sexual victimization in dating relationships: gender differences in coercion techniques and outcomes. *Violence Vict* 10: 203–215.
- Lloyd S, Operario D (2012) HIV risk among men who have sex with men who have experienced childhood sexual abuse: systematic review and meta-analysis. *AIDS Educ Prev* 24: 228–241.
- Fergusson DM, McLeod GF, Horwood LJ (2013) Childhood sexual abuse and adult developmental outcomes: findings from a 30-year longitudinal study in New Zealand. *Child Abuse Negl*. doi: 10.1016/j.chiabu.2013.03.013. [Epub ahead of print].
- Maman S, Campbell J, Sweat MD, Gielen AC (2000) The intersections of HIV and violence: directions for future research and interventions. *Soc Sci Med* 50: 459–478.
- Birnbaum MH (2004) Human research and data collection via the Internet. *Ann Rev Psychol* 55: 803–32.
- Rhodes SD, Bowie DA, Hergenrather KC (2003) Collecting behavioural data using the world wide web: considerations for researchers. *J Epidemiol Community Health* 55: 68–73.
- Radloff LS (1977) The CES-D scale: a self report depression scale for research in the general population. *Appl Psychol Meas* 1: 385–401.
- Hosmer DW, Lemeshow S (2013) *Applied logistic regression*. New York: Wiley. 12p.
- Shimane T, Hidaka Y, Matsuzaki Y (2012) Study via the internet about HIV preventive behavior among MSM. In: Annual report of a research group for Grant-in-Aid for AIDS Research from the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan "Intervention research by monitoring survey and cognitive behavior theory via the internet targeting populations at risk of HIV, and research on creating support system by various professional of human support services". pp. 127–249. (in Japanese).

法務省 性犯罪に関する刑事法検討会

ヒアリング：2020年6月22日

野坂 祐子

- 大阪大学大学院 人間科学研究科 臨床教育学講座
教育心理学分野（専門：発達臨床心理学） 准教授
- 臨床心理士・公認心理師
- 研究及び臨床のフィールド；
 - ・児童福祉施設，学校・支援学校，犯罪被害者支援センター
 - ・児童相談所，児童自立支援施設，刑事施設
 - ・民間団体 等
- 性被害へのケア 及び 性加害への治療教育に携わる

大人からの被害

■ 子どもにとって「大人」とは ;

- ・守ってくれる
- ・愛してくれる
- ・世話をしてくれる
- ・教えてくれる
- ・遊んでくれる

大人は強く、正しい存在: **疑わない**
大人の言うことは聞くべき: **逆らえない**

手なづけ (grooming) : 信用の悪用

- ・やさしいふり ・かわいがる ・一緒に遊ぶ
- ・世話をする ・恩を着せる (～してあげる)
- ・子どもが**求めているもの**を与える
(例: 関心・物・刺激・金銭 等)

脅し

- ・口止め
- ・「親に怒られるよ」
- ・「親が悲しむよ」
- ・「知られたら僕は死ぬ」

→ 子どもにとって「知らない人」「あやしい人」ではなくなる

子どもの認知・行動の特徴

■ 子どもが**求めているもの**（ニーズ）；

- ・触れられる
- ・関心に向けられる
- ・刺激的な遊び
- ・好奇心
- ・居場所

触れられることで安心する（**愛着**）
日常的に触れられている（**世話**）
探索行動をする（**好奇心と不安**）
ひとりでは生きていけない（**無力**）

■ 子どもにとっての**性**；

- ・性器：排泄のための器官、自己慰撫による快の感覚
- ・2～3歳 排泄の自律、5～6歳 性別や性役割の理解

性暴力：子どもの「愛されたい」という**ニーズの悪用**
(**abuse:虐待**)

子ども間の性暴力

- より力（パワー）が強い子どもから；
 - ・きょうだいやいとこなど（家族・親戚）
 - ・同じ学校や地域の年長児、同級生
 - ・同じ施設で暮らす子ども

※パワー：年齢、体格、性別、情緒的・知的発達、立場、集団内での地位（可変・流動的）

性暴力は、加害者の性欲のみにもとづくものではなく、とくに子どもの性問題行動は、加害児のニーズが満たされていないことでの不適切な対処行動であることが多い（例：家庭のDV、ポルノ、性被害体験による混乱）

障がいのある子ども、男の子の性被害

■ 障がいによる脆弱性

- ・認知の特性や知的能力
文字通りに受け止める、言われたとおりにする（従順）
- ・それまでの疎外・被害によるトラウマ化した対処
恐怖や動揺で動けない、笑顔で応じる（防衛）
- ・リスクよりもニーズに動機づけられた行動（欲求充足）
「誰かと一緒にいたい」「おもしろそう」（孤立・退屈）

■ 男の子の性被害

- ・誰にも言えない（聴いてもらえない）
- ・怒りや屈辱感による行動化（他者への攻撃・性加害）
- ・セクシュアリティやアイデンティティの混乱

子どもの脆弱性 (vulnerability)

被害の受けやすさ (体験)

- 身体の受け身性
(赤ちゃんは動けない、
幼児・児童は世話が不可欠)
- 無垢さ・純粹さ
(疑わない、信じやすい、興味)
- 知識がない
(暴力や対処法を教えられない)
- 圧倒的なパワーの差
- 対処の選択肢が少ない

被害による傷つきやすさ (影響)

- 身体の発達が未成熟
(性器の外傷を負いやすい)
- 痛みや不調を訴えにくい
(どう説明してよいかわからない)
- 恥や罪悪感、恐れ
(親に秘密があることの自責感)
- 強い混乱 (解離、記憶の健忘)
- 症状や自己否定感による
再被害 (トラウマの再演)

子どもの被害認識

【幼少期】

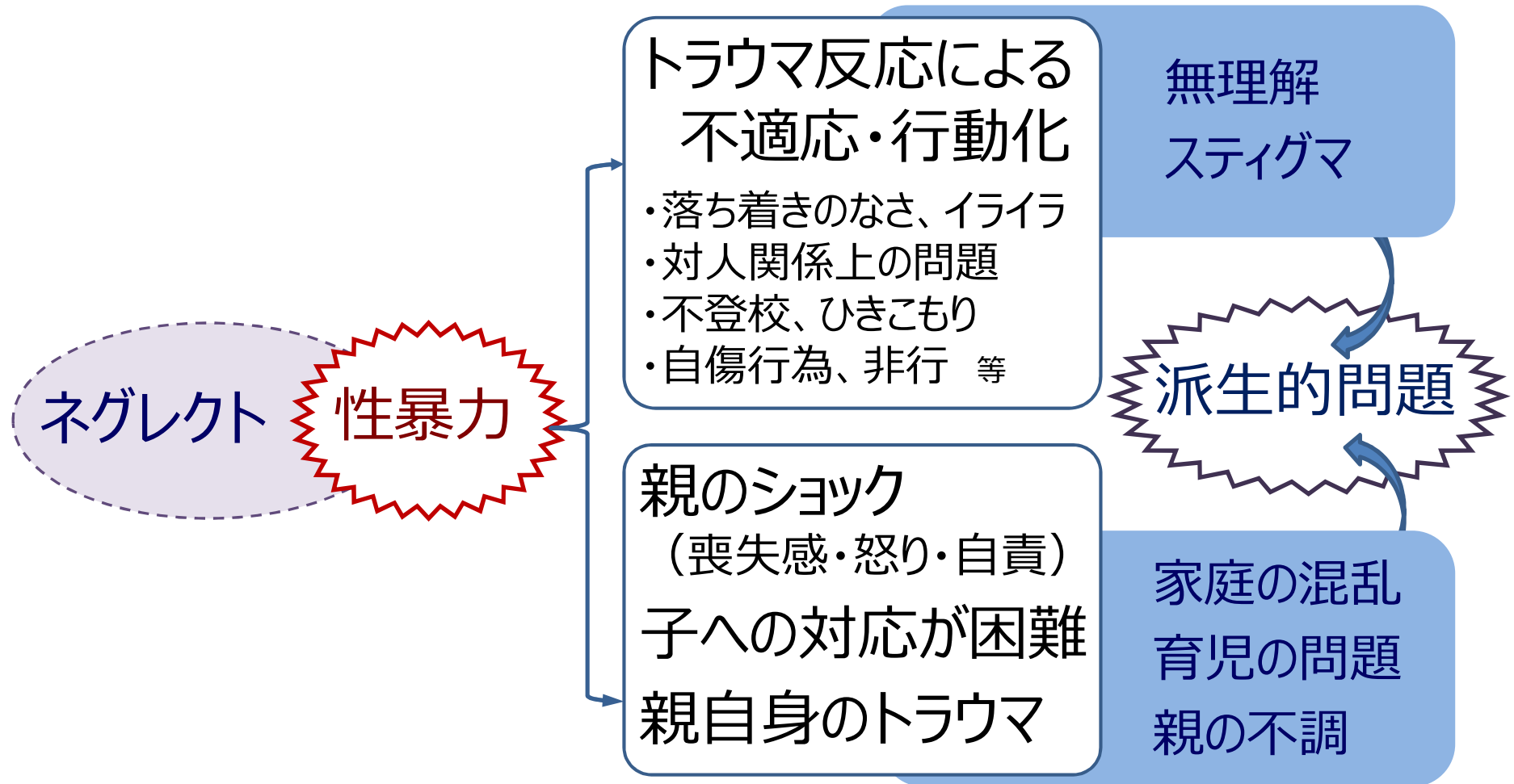
- ・何をされたのか**わからない**、でも何かおかしい
- ・不快、嫌悪感、罪悪感、羞恥 と
快の感覚（特別扱い、心地よさ）による**混乱**
- ・痛みや苦痛への無意識の対処：**解離、記憶の健忘**

【思春期以降】

- ・知識を得る：性教育、性情報
- ・**トリガー**（トラウマ記憶を想起する引き金）
性の話、身体接触、性行為・出産等

加害者と自分自身に「裏切られた」感覚、トラウマ症状

性被害の発達全般への影響



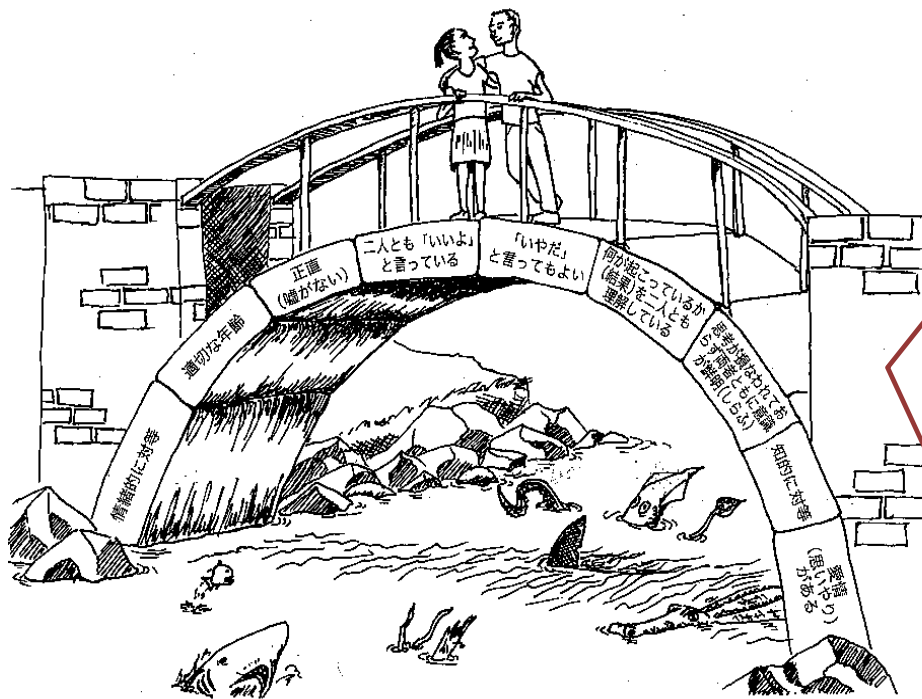
- ・生活・行動面への影響が健康的な発達や成長を阻害する
- ・親（間接的被害者）への影響により、生活基盤が揺らぐ

性交同意年齢の検討 ①同意とは

■ 同意の構成要件 (Kahn, 2007)

「同意に基づく関係」を構成するブロック (図参照)

真の同意には、すべてのブロックが揃っている必要があります。どれか一つでも欠けると、橋は落ち、誰かが傷ついてしまいます。



- 情緒的に対等
- 適切な年齢
- 正直 (嘘がない)
- 二人とも「いいよ」と言っている
- 「いやだ」と言ってもよい
- 何が起きているか (結果) を二人とも理解している
- 思考が損なわれておらず両者ともに意識が鮮明 (しらふ)
- 知的に対等
- 愛情 (思いやり) がある

Kahn, T.J.: Roadmaps to Recovery: A guided workbook for children in treatment, 2nd edition. Safer Society Foundation, 2007. (藤岡淳子監訳「回復への道のり ロードマップ：性問題行動のある児童および性問題行動のある知的障害をもつ少年少女のために」誠信書房, 2009.)

②性行動の実態

■性交経験率 (日本性教育協会, 2019)

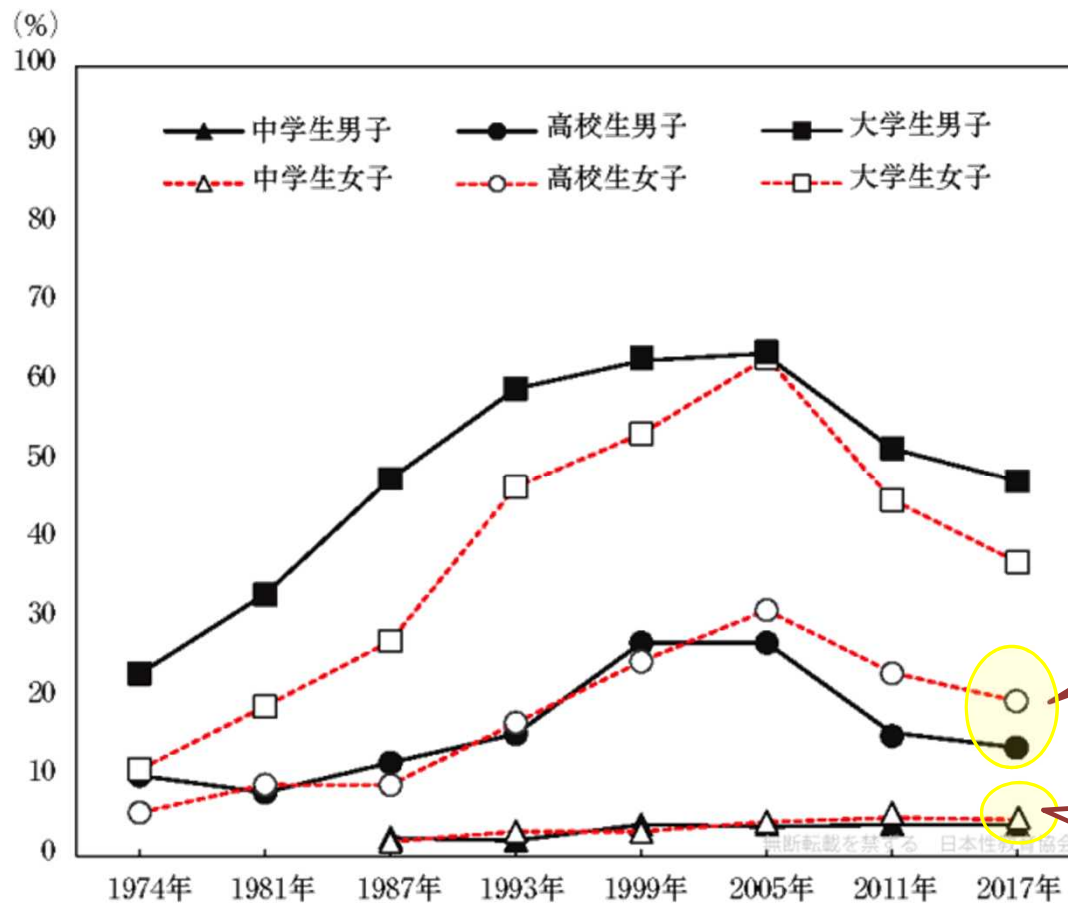


図3 性交経験率の推移

・2017年 実施

・対象

中学生 ; 4,449人
高校生 ; 4,282人

高校生

女子 19.3 %
男子 13.6 %

中学生

女子 4.5 %
男子 3.7 %

③性教育の実施状況

■ 学習指導要領



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【第5学年】理科

B 生命・地球

(1) 植物の発芽，成長，結実

植物を育て，植物の発芽，成長及び結実の様子を調べ，植物の発芽，成長及び結実とその条件についての考えをもつことができるようにする。

ア 植物は，種子の中の養分を基にして発芽すること。

イ 植物の発芽には，水，空気及び温度が関係していること。

ウ 植物の成長には，日光や肥料などが関係していること。

エ 花にはおしべやめしべなどがあり，花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり，実の中に種子ができること。

(2) 動物の誕生

魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりして，卵の変化の様子や水中の小さな生物を調べ，動物の発生や成長についての考えをもつことができるようにする。

ア 魚には雌雄があり，生まれた卵は日がたつにつれて中の様子に変化してかえること。

イ 魚は，水中の小さな生物を食べ物にして生きていること。

ウ 人は，母体内で成長して生まれること。

(3) 内容の「B生命・地球」の(2)のウについては，

受精に至る過程は取り扱わないものとする。

④子どもの認知・性的発達

認知発達理論 (Piaget, J)

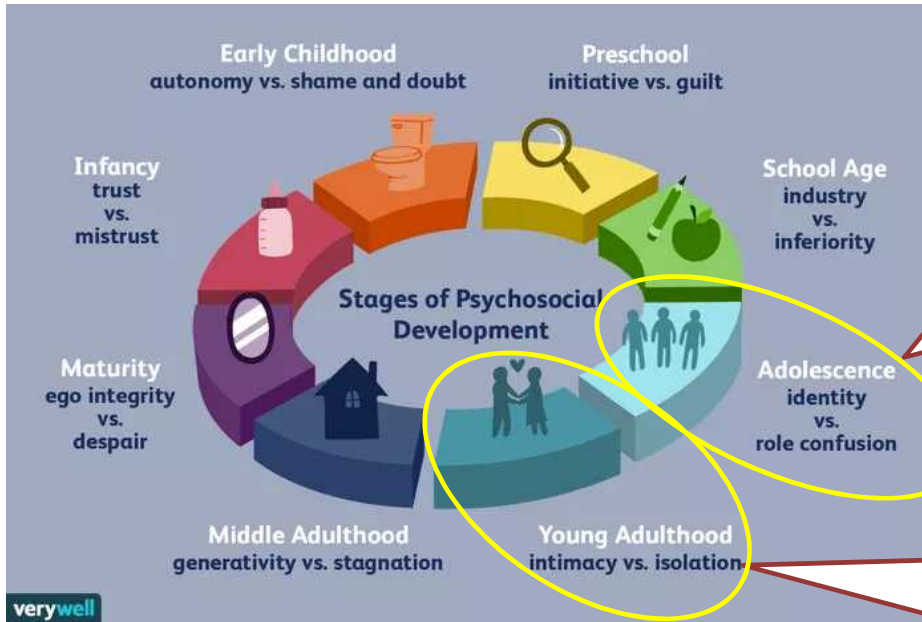
7～11歳 **具体的操作期**
(脱自己中心性)

11歳～ **形式的操作期**
(抽象的思考、推測・予測)

思春期 (puberty 二次性徴～)

初潮：だいたい**10歳**から**14歳**まで
(日本産婦人科医会)

精通：中学生の射精経験 **37.2%**
(前出 日本性教育協会 2017年調査)



■心理社会的発達理論 (Erikson, E.H.)

思春期の発達課題

アイデンティティ (同一性) の確立
「自分」に向き合い、自己を確立する

青年期の発達課題

親密性 の形成
「個」として他者とパートナーシップを築く

刑事法検討において考慮いただきたい点（私見）

■ 子ども特有の認知と関係性

- ・子どもが身体接触を拒まないのは、生得的な**愛着（アタッチメント）行動**、あるいは**防衛**であり、性的な行動ではない
- ・子どもの発達特徴を**悪用**した（abuse）性的接触は性暴力
- ・解離・健忘の期間は、公訴時効期間に含めるべきではない
- ・同意のある性関係には、子どもの**成熟**と十分な**教育**が必要

■ 早熟であることと、発達上の成熟は異なる

- ・身体面の性的成長がみられても、思春期は**発達途上**の年代
- ・思春期の性行動は成熟の証というより、**ケアを要する行動化（サイン）**として捉えられ、同意能力の未熟さを表す可能性

2020年6月22日 「性犯罪に関する刑事法検討会」 ヒアリング

心理学的知見に基づく

子どもの供述特性と司法面接

立命館大学 総合心理学部

仲真紀子

<http://forensic-interviews.jp/>

m-naka@fc.ritsumei.ac.jp



概要

1. なぜ子どもは特別か
 - » 被暗示性と精神的二次被害
2. 司法面接の概要
 - » 自由報告と構造
3. 参考：法廷での子どもの証人

Nichd Protocol: National Institute of Child Health and Human Development (米国立小児健康人間発達研究所)で作成された事実確認のための面接法。ダウンロードは<http://forensic-interviews>から。

1. なぜ子どもは特別か？

—供述弱者である大人も—

被暗示性と精神的二次被害

世界の事例

Ceci & Bruck, 1995等

- クリーブランド事件 (UK)
- マクマーチン事件 (米CA)
- ケリー・マイケルズ事件 (米NJ)
 - ≫ 1988年, 4歳児の発話から有罪に。
 - ≫ 1994年, すべての事案が棄却。
- リトルラスカルズ保育所事件 (米NC)
 - ≫ 1989年, 90人の子どもが虐待を訴え, 有罪に。
 - ≫ 1995年, 判決が翻る。

Ceci, S. J. & Bruck, M. (1995). Jeopardy in the courtroom: The scientific analysis of children's testimony. Washington, D.C.: APA.等

ある判決文から・・・

- 以上の経緯からすれば、・・・他の事情により信用性が支えられない限り、〇〇らが暗示や迎合により体験していない事柄を供述した疑いを残すというほかない（捜査機関が当初の聴取の際、児童らに暗示・誘導なく自ら話してもらい録音録画し、母親からも供述を始めた状況を誘導なく詳細に聴取して録音録画するなど、真に暗示・誘導がないのであれば、その信用性を担保する方法は存在する。）

典型的な事例

面：××に叩かれたことある？

子：・・・

面：〇〇さんから聞いたんだけど。怒らないからちゃんとお話して。××，叩くの？

子：・・・

面：××叩くの？

子：（小さくて聞き取れない）が当たった。

面：どこ叩かれたの？

子：肩。

面：いつ××が叩いたの。

子：・・・

面：お話ししてくれないと、たいへんなことになるから。もう一回聞くとよ。××が叩いたのね。

子：（小さな声で）うん。

問題を導入

クローズド質問

繰り返し

圧力

言い換え

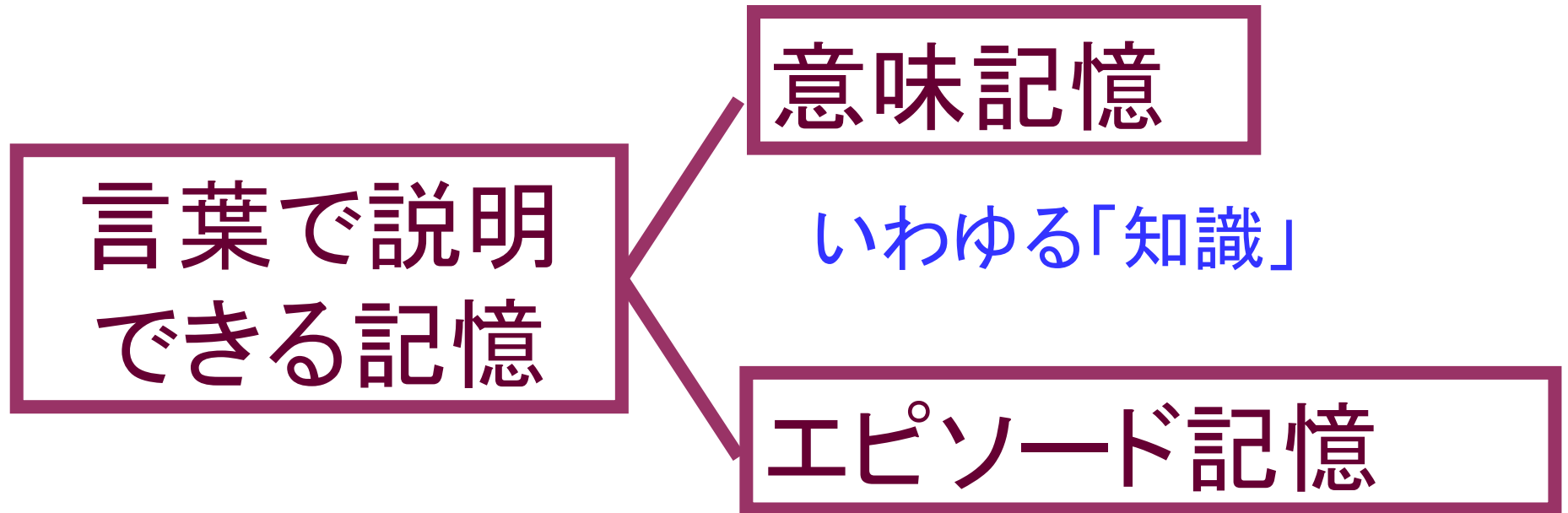
(1) 被暗示性

- 実際には体験していないのに、体験したかのような気がしてきてしまう。
- 例えば, Bruck, Ceci, & Hembrooke (2002)
 - » 実際にあった体験：叱られた
 - » 実際にはなかった体験：泥棒がはいつた

◆ 社会对人的な格差・圧力

Bruck, M., Ceci, S. J., & Hembrooke, H. (2002). The nature of children's true and false narratives. *Developmental Review*, 22(3) 520–554.

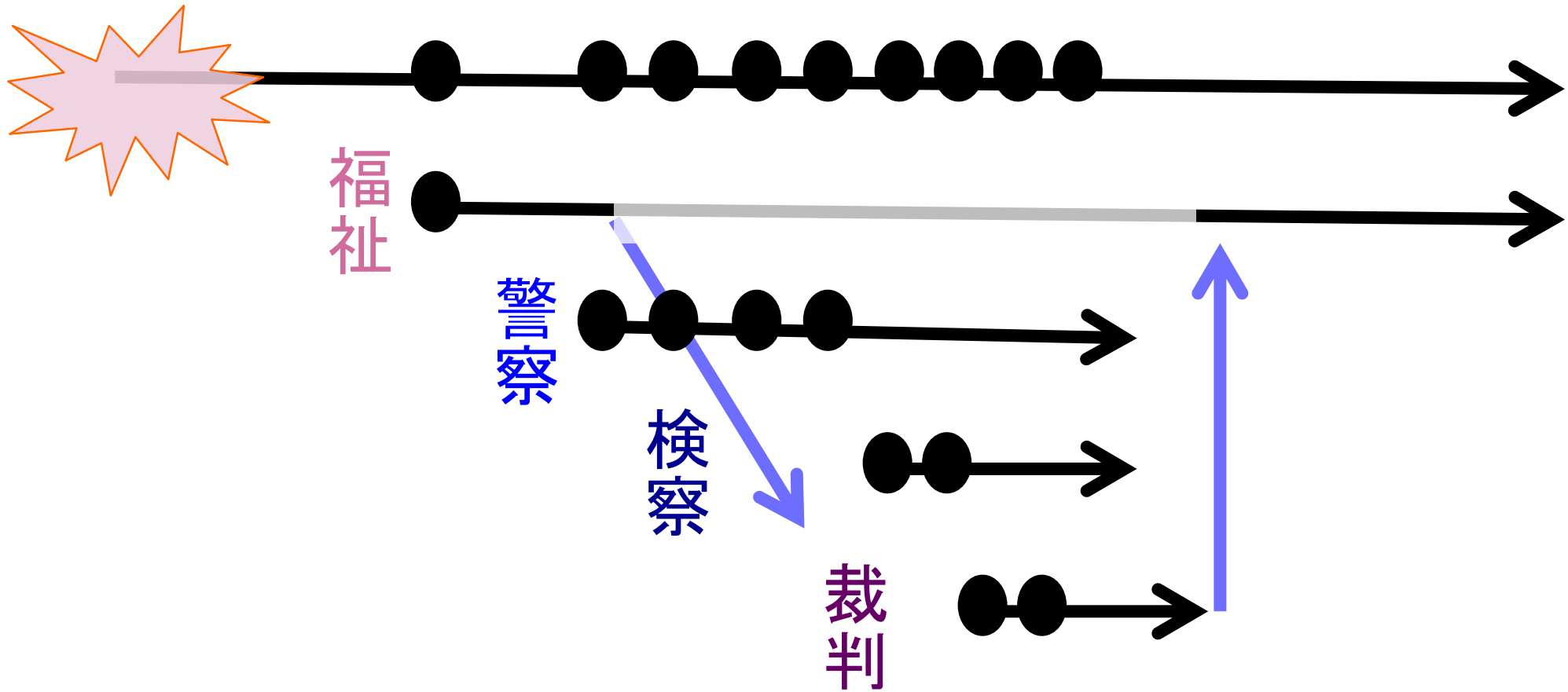
◆ 認知的な問題



いつ、どこでがありありと目に浮かぶ

自己への気づき, 情報源の理解, メタ認知
虐待における繰り返しの問題も・・・

(2) 精神的二次被害

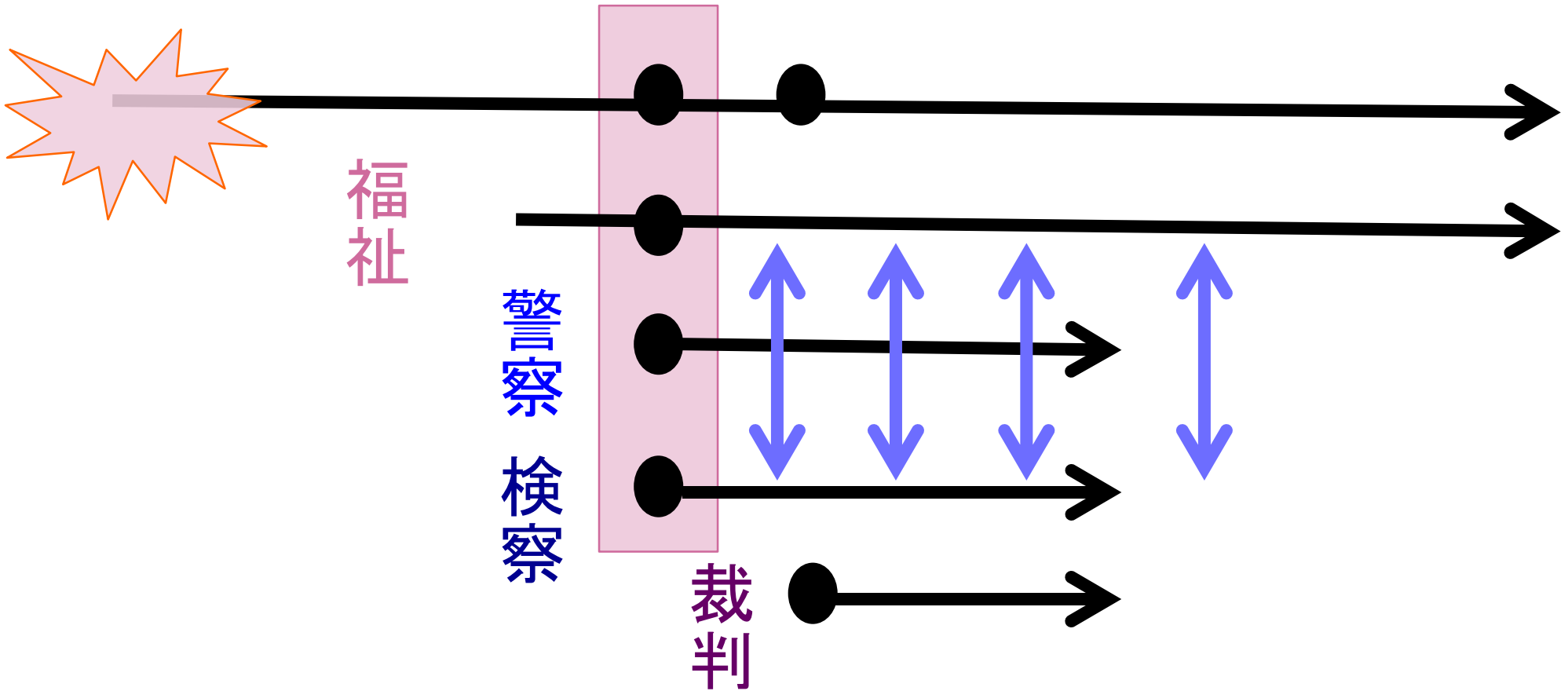


法的手続きにより引き起こされる外傷的敏感症状

Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) Fulcher, G. (2004)

- **聴取の繰り返し**：心的外傷の症状が加算的に悪化
 - ≫ 事件・事故の再体験，類似した状況による不安喚起，過覚醒，精神的／実存的危機
- **継続的聴取**：一部の被害者では，以前はなかった症状
 - ≫ 後外傷的症状：フラッシュバック，悪夢，うつ，思考の回避，孤立，愛情を感じられない，楽しめない，無力感，過覚醒，睡眠障害，怒り，注意集中の困難，驚愕反応等
 - ≫ 身体的症状：血圧・心拍上昇，過呼吸，筋緊張，吐き気，下痢

Fulcher, G. (2004). Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) -- A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation. *Psychiatry, Psychology and Law*, 11(1), 79-86.



2015年10月28日：協同面接，代表者聴取

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00006.html

2. 司法面接の概要

自由報告と構造

MOGP:Memorandum of Good Practice: MOGP 1992

ABE: Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings 2001,2011

子どもへの司法面接
(英国内務省・保健省)
2007

英国の「客観的聴取技法」のガイドライン MOGPとABE (Achieving Best Evidence)

Home Office 1992 Memorandum of Good Practice: On video recorded interviews with child witnesses for criminal proceedings. London.

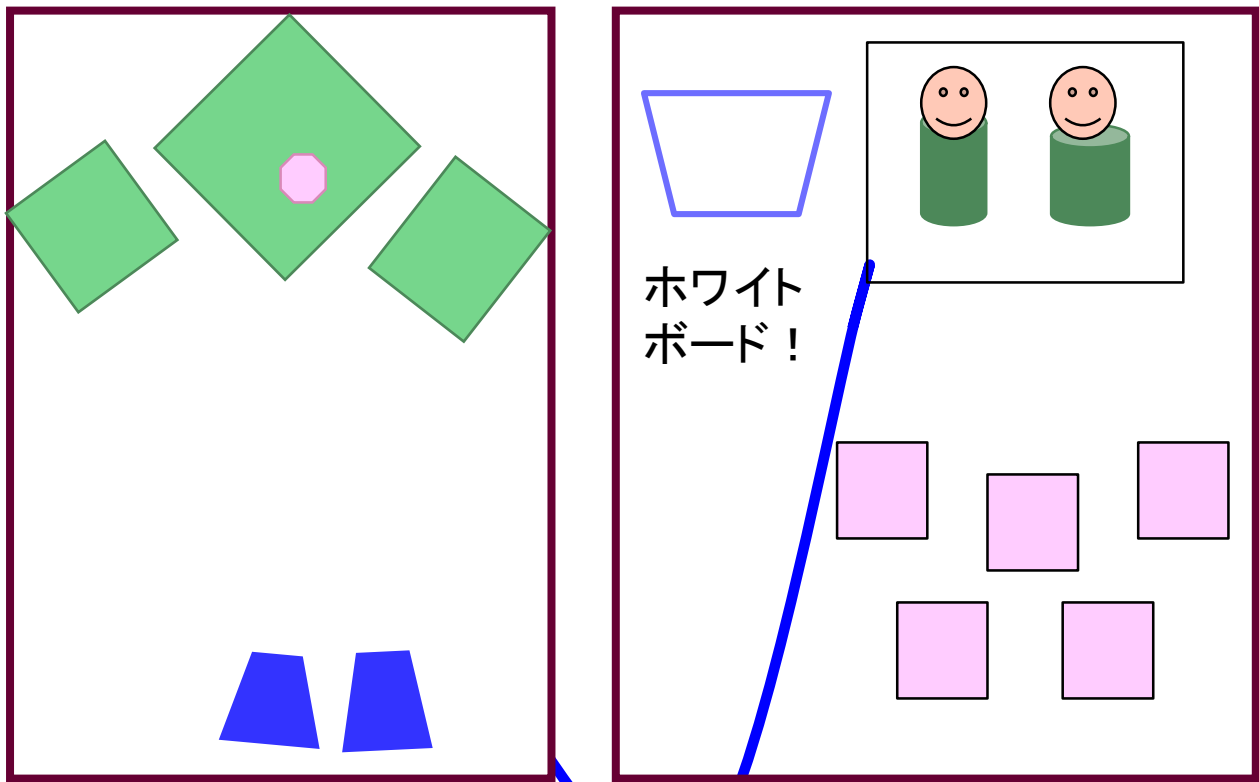
https://www.cps.gov.uk/sites/default/files/documents/legal_guidance/best_evidence_in_criminal_proceedings.pdf

英国保健省・内務省(編).(2007)仲真紀子・田中周子(訳)子どもへの司法面接:ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房.

目的

- 早い時期に、自由報告を重視した面接を【原則として】1度だけ行い、【原則として】ビデオで録画する。
- 必要な情報を客観的に聴取する/カウンセリングではない。
- 供述の変遷と二次被害を防ぐ。
- トラウマ症状により司法面接が難しく、時効となった例がある。治療により、証言が変わるという指摘もある。どうすれば被害者が保護され、有用な証拠が得られるか。
- 司法面接は障がい等を有している人々に適用できるか。また、子どものみか。司法面接のスキルを成人被害者の通常の事情聴取に取り入れることはできるか。

典型的な司法面接室



一対一で面接し、
録音録画

バックスタッフ(多機関連
携チーム)が観察・支援

- **いつ:**発覚から1wk以内程度で
- **どこで:**中立・安心できる場所で
- **誰が:**トレーニングを受けた人がチームで(子どもの心理の専門家を含む)
- **どのように:**
 - 計画を立て
 - 司法面接の方法で
 - 年齢×5分程度
 - 録画面接



司法面接支援室

自由報告と構造

- 挨拶・グラウンドルール・ラポール形成
- 自由報告
- 質問
 - オープン質問
 - WH質問
 - クローズド質問
 - 確認質問
- クロージング

- ✓ 本当にあったこと
- ✓ わからない
- ✓ 知らない
- ✓ 間違ってる
- ✓ 全部話して

- ✓ 何があったか最初から最後まで全部話して
- ✓ そして、それから
- ✓ そのことをもっと話して

Memorandum
of Good
Practice:
MOGP
1992

NICHD プロトコル

(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習
5. 自由報告 (本題への移行)
6. 出来事の分離 (1回か) 7. オープン質問
8. 【ブレイク】
9. WH質問, 10. クローズド質問
11. 確認質問 (脅し・目撃者, 開示, 問題)
12. クロージング
13. 終了

- ✓ 本当にあったこと
- ✓ わからない
- ✓ 知らない
- ✓ 間違ってる
- ✓ 全部話して

Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201–1231.

NICHDプロトコル revised

(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. ラポール
3. グラウンドルール
4. 出来事を思い出す練習
5. 自由報告 (本題への移行)
6. 出来事の分離(1回か) 7. オープン質問
8. 【ブレイク】
9. WH質問, 10. クローズド質問
11. 確認質問 (脅し・目撃者, 開示, 問題)
12. クロージング
13. 終了

- ✓ わからない
- ✓ 知らない
- ✓ 間違ってる
- ✓ 本当にあったこと
- ✓ 全部話して

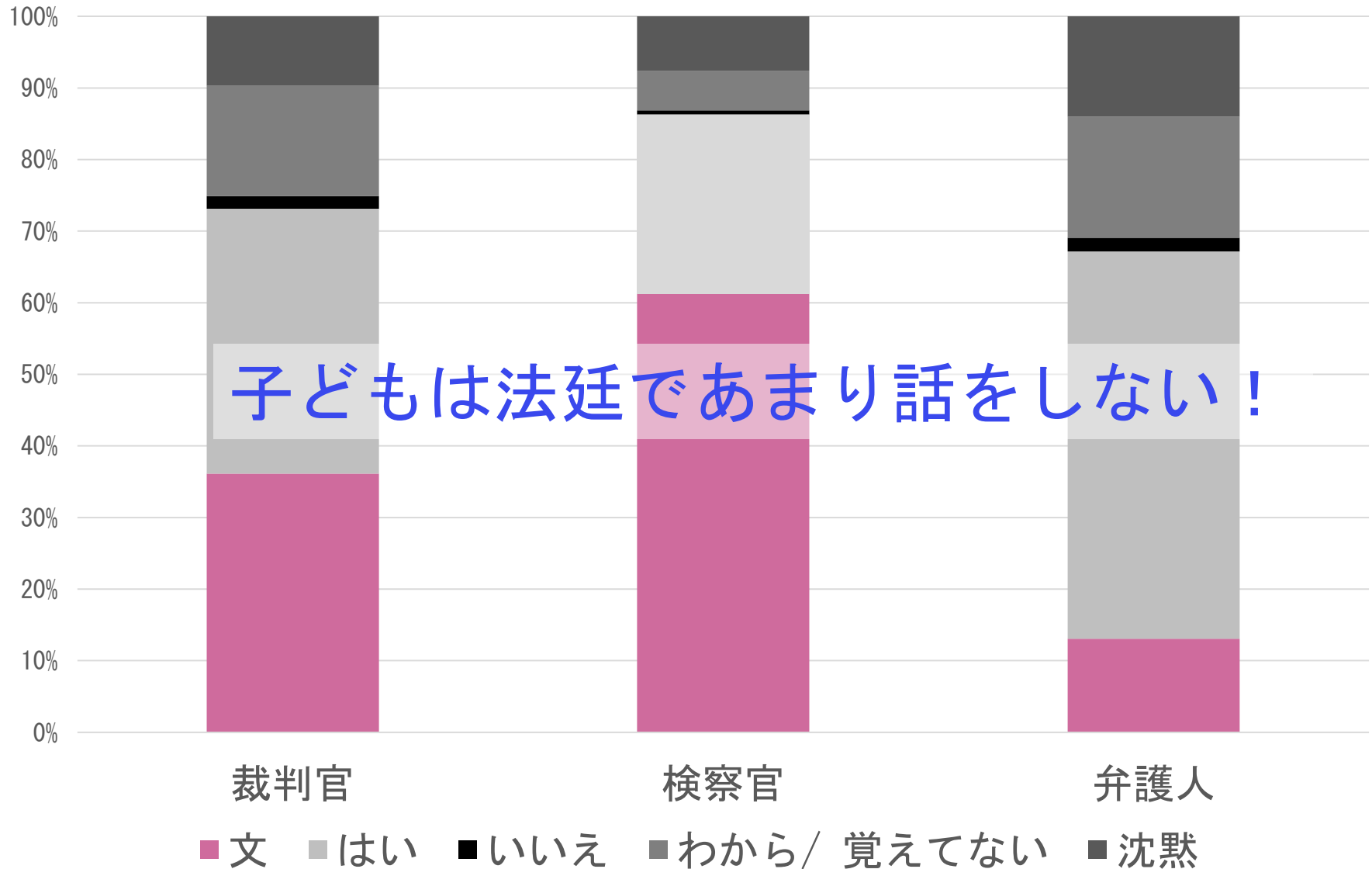
参考 (監査等)

- ・ 被害者
- ・ 被疑者
- ・ 目撃者

LamHershkowitz, I., Lamb, M. E., & Katz, C. (2014). Allegation rates in forensic child abuse investigations: Comparing the revised and standard NICHD protocols. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20(3), 336-344.

3. 参考：法廷での子ども

法廷での子どもの証言 (仲, 2001) 790発話を分析



英国での録音録画の使用を参考に

OLD BAILEY

刑事法廷 2018. 3

英国Old Baileyの中に・・・
(特別の入り口から入る)

待合室

尋問を受
ける部屋

ここちよいソファ
カラフルな
クッション

モニター
50cm角くらいの机
紫の椅子3つ
(子ども, 仲介者,
立会人)



英国の刑事裁判で：9歳の目撃者

1日目【主尋問】裁判官から陪審員に

- 参考人（ジョン:仮名）は9歳であり，子どもから話を聞くのはたいへん難しい。そのため特別措置により供述を録音録画している。
- 面接は，特別の部屋（司法面接室）で行われた。
- 面接はABE（司法面接ガイドライン）に沿って行われた。最初にiPadが出てくるが嘘と本当を区別するための課題である。子どもは宣誓しない。仲介者（Intermediary：女性の児童精神科医）が立ち会っている。
- これから録音録画を見るが，そこにいる証人の話を聞くように聞いてください。プレイバックはしないので，注意を集中して聞いてください。

【翌日の反対尋問】裁判官から陪審員に

- 明日は10時半からジョンの面接（反対尋問）を行うが，仲介者が面接は20分程度と言っている。遅刻しないように。

- ジョンは別の部屋（閉回路システム）で面接（反対尋問）を受ける。そこには仲介者，付添人がいる。
- 閉回路システム：ジョンはこのシステムを経験をしており，どのように機能するか知っている。
- 録音録画：ジョンは，ABEの録音録画を直前に見ている。

【翌日の反対尋問】裁判官が検事，弁護人に

- 自己紹介：私達は自己紹介しないことが多いが（普通は「こちら〇〇先生」などと紹介してもらおう），子どもにはファーストネームで自己紹介したほうがよい，3人で順番に自己紹介しよう。
- 尋問方法：仲介者は20分と言っている。言葉がわかりにくかったら言い直してくれる。休憩を多く取ろう。
- 写真：検事から「部屋の写真を示すのは精神的によくないかもしれない」と提案があり，白黒の図面だけを用意しておくこととなった（結局，使わなかった）。

2日目【反対尋問, 補足の主尋問と反対尋問】

- 裁判官, 検事, 弁護人はかつらをはずしガウンをとった人もいた
 - **グラウンドルール:**
 - » **本当のことを話す。**
 - » 質問がわからなければ**わからない**という。
 - » 知らないことは**知らない**という。**推測**では話さない。
 - » 覚えていないことは**覚えていない**という。
 - » **休憩を頻繁にとるので, 言ってほしい。**
 - » **質問や言いたいことがある**があればintermediaryでも誰にでも言う。
 - **時間:** 10時半に陪審員入室, 開始は10:45分。
 - » 20分尋問, 5分の休憩 (実際15分)。
 - » 15分尋問, 再度2度目の休憩。
 - » 尋問開始後「トイレに行きたい」。5分位待つ。
 - » 12時15分に終了。(90分中正味**60分くらい**)
- ◆ 尋問者は終始ゆっくり, はっきり, 間をとり, 短い質問
- ◆ 子どもはリラックス
- ◆ 最後に裁判官は「どうもありがとう」

参考：DVDの証拠採用

(北海道新聞, 2016年12月19日朝刊)

旭川, 高松, 徳島, 那覇の4つの地裁では, 子どもに対する虐待や強制わいせつ事件の公判4件, 高松地裁丸亀支部では傷害事件2件で, 検察側が被害者の証言を録音録画したDVDを証拠として提出し, 裁判所が採用していた。

- 判決は2014-2015年, いずれも有罪
- 被害者は, 事件当時7~14歳

検察側が被害立証のためDVDを証拠として提出, 弁護側も同意し, 証人尋問は行われなかった。

高松, 徳島, 高松丸亀支部では検察官が概要を読み上げ, 旭川, 那覇では一部を再生, 旭川では裁判官, 検察官, 弁護人がモニターを見ながらイヤホンで音声を聞き, 被告人にはモニターを見せずに音声だけを聞かせた。

参考：尋問による二次被害

(朝日新聞2015.5.16 京都版 中村葉子検察官)

当時7歳だった女兒に6時間以上もの証人尋問が行われ, 深刻な二次被害が生じました。

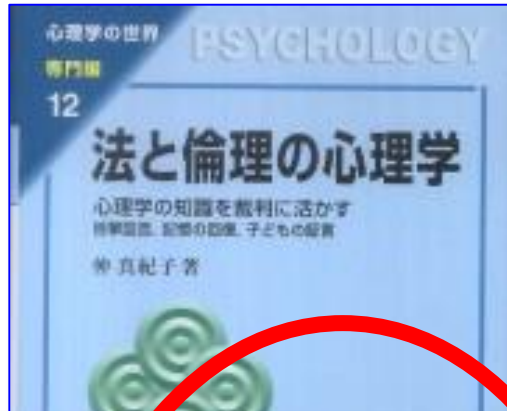
女兒は, 黒い影に追われる夢や, たくさんの足に踏みつぶされる夢などにうなされ, 授業中に頭痛や吐き気
の症状に悩まされ, 恐怖心から学校のトイレに入れ
ないなど生活に支障を来した
のです。..

参考文献

- アルドリッジ・ウッド（著）仲真紀子（編訳）（2004）. 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- 英国内務省・保健省（編）仲真紀子・田中周子（訳）（2007）. 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房
- ブル, R. 他（著）仲真紀子（監訳）（2010）. 犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から. 有斐閣.
- セーデルボリ, A-C他（著）仲真紀子・山本恒雄（監訳）リンデル佐藤良子（訳）（2014）. 知的障害・発達障害のある子どもの面接ハンドブック：犯罪・虐待被害が疑われる子どもから話を聞く技術. 明石書店.
- Fulcher, G. (2004). Litigation-induced Trauma Sensitisation (LITS) A Potential Negative Outcome of the Process of Litigation. *Psychiatry, Psychology and Law*, 11(1), 79-86.
- Kebbell, M. R., & Johnson, S. D. (2000). Lawyers' questioning: The effect of confusing questions on witness confidence and accuracy. *Law and Human Behavior*, 24, 629-641.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- ミルン, R. ・ブル, R. 著. 原聡(編訳)(2003). 取調べの心理学-事実聴取のための捜査面接法. 北大路書房.

- 仲真紀子 (2020) 子どもの話を聴くための手法と実践例—司法面接の技法をいかして 第3回 口の重い子どもに向けて. 家庭の法と裁判 第24号 2020年2月, pp130-136.
- 仲真紀子 (2019). 少年の認知特性と司法面接—法と心理学の観点から. 山口直也(編著). 脳科学と少年司法. 現代人文社 pp.32-49.
- 仲真紀子 (2017). 実務における司法面接の課題：非開示にどう取り組むか. 心理学評論, 60(4), 404-418.
- 仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング. 有斐閣.
- 仲真紀子. (2011). NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子 (2010). 発達障害をもつ人の記憶と面接. 浜井・村井 (編著) 発達障害と司法：非行少年の処遇を中心に (龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第11巻) 現代人文社.
- Perry, N. W., McAuliff, B. D., Tam, P., Claycomb, L., Dostal, C., & Flanagan, C. (1995). When lawyers question children: Is justice served? *Law and Human Behavior*, 19, 609-629.
- Walker, J. A., & Hunt, J. S. (1998). Interviewing Child Victim-Witnesses: How you ask is what you get. In C. P. Thompson, D. J. Herrmann, J. D. Reod, D. Bruce, D. G. Payne, & M. P. Togliia (Eds.), *Eyewitness memory: Theoretical and Applied Perspectives* (pp. 55-87). NJ: LEA.

参考：ガイドライン



参考：司法面接に関する情報

- 司法面接支援室

<https://forensic-interviews.jp/training/>

- 北海道大学，立命館大学において，日本科学技術振興機構（JST），文部科学省科学研究費補助金新学術領域の支援を受けて実施したプロジェクトのHPです。

- 立命館大学司法面接研修

<http://www.ritsumei.ac.jp/research/forensic/>

- 上記成果を受けて，立命館大学事業として司法面接研修を提供しています。

- 司法面接研究会

<https://japan-forensicinterview.jimdosite.com>

- 公益社団法人日本心理学会の助成を受けて実施している日本心理学会会員（心理学者等）による研究活動です。

[録画開始]

【導入】

1. 今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。
私は ○○○○さん (子ども氏名) に、 _____ (場所) で面接をします。

《 子ども入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて、どうもありがとう。《 席に案内し、座ってもらう 》
私の名前は _____ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。
この会話は録画します (機材説明)。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。
他の人が見ることもありますが、○○さんに迷惑がかかることはありません。
別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。
あとで、私がかちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 面接を始める前にお約束があります。(* は練習課題)

- ① 本当 : 今日、本当のことだけを話すのがとても大切です。
本当にあったことだけを話してください。

* では練習してみましょう。

本当でない : 「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当は黒)
[正しく「本当でない」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当 : では、○○さんが今、座っているとよったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当に座っている)

[正しく「本当」と言ったならば] そうですね。○○さんは座っているので本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

- ② わからない : もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。
③ 知らない : もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

* では練習してみましょう。

「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、○○さんは何と答えますか。

[正しく「知らない」と言ったら]	[「ボチ」等と言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

- ④ 間違い : もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

* では練習してみましょう。

私が○○さんは2歳 (または「幼稚園」などの間違い) ですねと言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「間違ってる」「違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」(「違ってる」など) と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」(「違ってる」など) と教えてください。

- ⑤ その場にはいない : 私はその場にはいなかったもので、何があったかわかりません。
どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール : ○○さんのことをもっと知りたいので聞きますね。○○さんは何をするのが好きですか。
[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとう。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。
4. 出来事を思い出す練習 : それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。
今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。
[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとう。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは〇〇さんがどうして ここ（一時保護所や面接を行なう機関）にいるか（または来たか）話してください。／（あるいは） 今日は何をお話しに来ましたか。

[出てこなければ、次のように言う]

- ① 〇〇さんが / _____ (いつ) , / _____ (場所) で, / _____ (通告した人) に, / 話をしたと聞いています。何があったか話してください。
- ② 〇〇さんの _____ (体の場所) に 傷 (または, あざ, 跡, など) があります (または, あると聞きました)。その傷 (または, あざ, 跡) ができたときのことを, 最初から最後まで全部話してください。

【出来事の分割】

6. そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき（または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき）のことを話してください。

【質問】

7. オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを, 全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき A と言っていたけれど, そのことを (について) もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(子どもの言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：うん, うん

8. ブレイク

- ① たくさん話してくれて, どうもありがとう。これから, 私がちゃんとお話を聞いているかどうか, 別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《 面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る 》

- ② 待っててくれて, どうもありがとう。それではあといくつか質問します。

9. WH 質問 (ペアリングを)

10. クローズド質問 (ペアリングを)

11. 確認のための質問 (会話/目撃者・他の被害者/開示/疑われている事柄に関する質問)

これらの質問は誘導・暗示となる可能性があるため、必要な場合のみ, 面接の最後の部分に行う。
回答を得たならば, オープン質問に戻り, 自由報告を求める

- ① その人は何か言いましたか。
- ② 他に誰かいましたか。
- ③ このことを知っている人は他に誰かいますか。 / その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④ (疑われる事柄) されたことはありますか。 / 誰かが (疑われる事柄) しましたか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて, どうもありがとう。

- ① 知っておいたほうがよいこと：他に, 私が知っておいたほうがよいことは, ありますか。
- ② 話しておきたいこと：他に, 〇〇さんが私に話しておきたいことは, ありますか。
- ③ 質問：〇〇さんからは, 何か質問はありますか。
- ④ 連絡先：また何か話したくなったら, ここに連絡してください。

《 子ども退出 》

13. (配置図や身体の図などがあれば, 電源を切る前に, カメラに示す)

今は__時__分です。これで面接を終わります。

[録画終了]

◆話さない子どもに配慮したNICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き (2018. 11-2020. 06) ◆

- Revised版を反映 -

立命館大学総合心理学部 仲真紀子

[録画開始]

【導入】

1. 今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。
私は ○○○○さん (子ども氏名) に、 _____ (場所) で面接をします。

《 サポーターに励まされて、子ども入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて、どうもありがとう。《 面接者は迎え入れ、席に案内し、座ってもらう 》
私の名前は _____ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。

この会話は録画します (機材説明)。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。¹

2. ラポール：今日はお話に来てくれて、どうもありがとう。○○さんとお話できて嬉しいです。○○さんのこと
をもっと知りたいので聞かせてください。○○さんは何をするのが好きですか。

[誘いかけ、それから、時間分割、手がかり質問で話してもらい] はい、よくわかりました。どうもありがとう。このようにお話ししてくれるととてもよくわかります。今のように (たくさん) お話ししてください。

今度は (学校/保育園等) であったこと、何か楽しかったことを話してください。

[誘いかけ、それから、時間分割、手がかり質問で話してもらい] はい、よくわかりました。どうもありがとう。このようにお話ししてくれるととてもよくわかります。今のように (たくさん) お話ししてください。

3. お話を聞く前にお願ひがあります。(※は練習課題)

①わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

②知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

*では練習してみましよう。

「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「知らない」と言ったら]	[「ポチ」等と言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

③間違い：もしも私が間違っただけを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

*では練習してみましよう。

私が「○○さんは2歳 (または「幼稚園」などの間違い) ですね」と言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「間違ってる」「違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違っただけを言ったら、「間違ってる」(「違ってる」など) と言うのがわかりましたね。私が間違っただけを言ったら、今のように「間違ってる」(「違ってる」など) と教えてください。

④本当：私の仕事は、子どもからお話を聞くことです。たくさんのお子にあって、本当にあったことを話してもらいます。○○さん、今日は本当にあったことを話すのがとても大切です。本当にあったことを話してください。²

4. 出来事を思い出して話す練習：○○さんのことをもっと知りたいので聞きますね。前のことを思い出して話す練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[誘いかけ、それから、時間分割、手がかり質問で話してもらい] はい、よくわかりました。どうもありがとう。このようにお話ししてくれるととてもよくわかります。今のようにたくさんお話ししてください。

⑤全部話す：(私はその場になかったので、何があったかわかりません。) どんなことでも、本当にあったことを全部話してください。

1 (必要に応じて) 別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2 (必要に応じて) では練習してみましよう。

本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当は黒)

[正しく「本当でない」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では、○○さんが今、座っているといたら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当に座っている)

[正しく「本当」と言ったならば] そうですね。○○さんは座っているのが本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

【自由報告】

5. それでは、こんどは〇〇さんがどうして ここ（一時保護所や面接を行なう機関）にいるか（または来たか）話してください。／（あるいは） 今日は何をお話しに来ましたか。

[出てこなければ、次のように言う]

- ① 〇〇さんが / _____ (いつ) , / _____ (場所) で, / _____ (通告した人) に, / 話をしたと聞いています。何があったか話してください。
- ② 〇〇さんの _____ (体の場所) に 傷 (または, あざ, 跡, など) があります (または, あると聞きました)。その傷 (または, あざ, 跡) ができたときのことを, 最初から最後まで全部話してください。

【出来事の分割】

6. そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき（または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき）のことを話してください。

【質問】

7. オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを, 全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき Aと言っていたけれど, そのことを (について) もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(子どもの言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：うん, うん

8. ブレイク

- ① たくさん話してくれて, どうもありがとう。これから, 私がちゃんとお話を聞いているかどうか, 別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《 面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る 》

- ② 待っててくれて, どうもありがとう。それではあといくつか質問します。

9. WH 質問 (ペアリングを)

10. クローズド質問 (ペアリングを)

11. 確認のための質問 (会話/目撃者・他の被害者/開示/疑われている事柄に関する質問)

これらの質問は誘導・暗示となる可能性があるので, 必要な場合のみ, 面接の最後の部分に行う。回答を得たならば, オープン質問に戻り, 自由報告を求める

- ① その人は何か言いましたか。
- ② 他に誰かいましたか。
- ③ このことを知っている人は他に誰かいますか。 / その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④ (疑われる事柄) されたことはありますか。 / 誰かが (疑われる事柄) しましたか。

【クロージング】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて, どうもありがとう。

- ① 知っておいたほうがよいこと：他に, 私が知っておいたほうがよいことは, ありますか。
- ② 話しておきたいこと：他に, 〇〇さんが私に話しておきたいことは, ありますか。
- ③ 質問：〇〇さんからは, 何か質問はありますか。
- ③ 連絡先：また何か話したくなったら, ここに連絡してください。

《 迎えが来るまで中立的なことを話す。子ども退出 》

13. (配置図や身体図などがあれば, 電源を切る前に, カメラに示す)

今は__時__分です。これで面接を終わります。

[録画終了]

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
Hershkowitz, I., Lamb, M. E., & Katz, C. (2014). Allegation rates in forensic child abuse investigations: Comparing the revised and standard NICHD protocols. *Psychology, Public Policy, and Law*, 20, 336-344. Revised Investigative Interview Protocol Version 2014 にもとづいています。プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> , 本資料 (最小限の手続き) は<https://forensic-interviews.jp/>からダウンロードできます。研修で本資料を配布される際は [RISTEX : 多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装「NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」 (仲真紀子)] であることを記述してください。

厚生労働省 平成 29 年度障害者総合福祉推進事業 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究報告書. 平成 30 年 3 月 一般社団法人 日本発達障害連盟, p.113-116(一部改変). v6

http://www.jlidd.jp/wp-content/uploads/H29_mhlw_shidoukansha.pdf

付録 1：被害が疑われる場合の面接手続き

NICHHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《被害》障がい・高齢者・児童生徒
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

[録画開始]

【導入】

1. 挨拶・説明：今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。
私は ○○○○さん(被面接者氏名)に、_____(場所) で面接をします。

《被面接者入室》

こんにちは。今日はお話に来てくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。

《席に案内し、座ってもらう》

私の名前は _____ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

《筆記役がいれば》こちらは _____ さん(筆記役)です。お話をすることをノートに書いてもらいます。

《通訳・仲介者がいれば》こちらは _____ さん(通訳、仲介者)です。○○さんの言葉で話してもらいます。

この会話は録画(録音)します(機材説明)。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。

どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもあります。

別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。

あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 約束事：面接を始める前にお約束があります。(※は練習課題)

①本当：今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

*では練習してみましょう。《+ お話を聴くときはいつも行っているものです。協力をお願いします。》

本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当は黒)

[正しく「本当でない」「違う」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では、○○さんが今、座っているといたら、これは本当ですか、本当ではありませんか。(本当に座っている)

[正しく「本当」「そう」と言ったならば] そうですね。○○さんは座っているのですよね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

*では練習してみましょう。

「私が飼っている犬の名前は何ですか」と聞いたら、○○さんは何と答えますか。

[正しく「知らない」と言ったら]

そうですね。
知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。

[「ボチ」等と推測を言ったら]

○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。
知らない時は知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

*では練習してみましょう。

私が○○さんは(異なる年齢、名前、等)ですと言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」(または「違ってる」など)と教えてください。

⑤その場にはいない：私はその場にはいなかったのですが、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。〇〇さんは何をするのが(お)好きですか。
[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

4. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。
今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。
[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

【本題】

5. 本題への移行：それでは、こんどは〇〇さんがどうしてここ(保護されている機関、面接を行う場所)にいるか(来たか)話してください。/(あるいは)今日は何をお話しにきましたか。

[出てこなければ、次のように言う]

① 〇〇さんが / ____ (いつ), / ____ (場所) で, / ____ (通告した人) に, / 話をしたと聞いています。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

② 〇〇さんの _____ (体の場所) に ケガ (傷, あざ, 跡等) があります (あると聞きました)。そのケガ (傷, あざ, 跡等) ができたときのことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

6. 出来事の分割《「～するから」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。

[「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき(または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき)のことを話してください。

7. 自由報告：オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき A と言っていたけれど、そのことを(について)もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(被面接者の言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：ふん、ふん

8. ブレイク

① たくさん話してくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》

② 待っていてくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。それではあといくつか質問します。

9. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》

10. 確認：(誘導・暗示となる可能性があるため、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う)

- ① 会話(脅し、脅迫、甘言等)：その人は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：他に誰かいましたか。
- ③ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。/その人はどうしてこのことを知っていますか。

④ 疑い（主語を含めない）：[疑われる事柄]されたことはありますか。／ 誰かが[疑われる事柄]しましたか。《「はい」ならば「誰が～した？」と主語を求め、「では[主語]が～したときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部はなしてください」と自由報告を求める》

【終結】

11. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

① 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。

② 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。

③ 質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。

④ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「〇〇さんはどうなるとよいと思いますか」などと意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、〇〇さんの考えを話してもらったので、それを考えにいられて、一番よい方法を考えていきたいと思います」などと述べる。》

《 被面接者退出 》

12. (配置図や身体の図などがあれば、電源を切る前に、カメラに示す)

今は__時__分です。これで面接を終わります。

[録画終了]

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。

プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> よりダウンロードできる

付録2：目撃が疑われる場合の面接手続き

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《目撃》障がい・高齢者・児童生徒
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

[録画開始]

《 視力、聴覚、その他目撃に関連する能力を確認しておきます 》

【導入】

1. 挨拶・説明：今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。

私は ○○○○さん（被面接者氏名）に、 _____（場所）で面接をします。

《 被面接者入室 》

こんにちは。今日はお話に来てくれて（くださり）、どうもありがとうございます（ございます）。

《 席に案内し、座ってもらう 》

私の名前は _____ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。

《 筆記役がいれば 》こちらは ____さん（筆記役）です。お話をすることをノートに書いてもらいます。

《 通訳・仲介者がいれば 》こちらは ____さん（通訳、仲介者）です。○○さんの言葉で話してもらいます。

この会話は録画（録音）します（機材説明）。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。

どうすればよいか考えるために、他の人が見ることもあります。

別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。

あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 約束事：面接を始める前にお約束があります。（*は練習課題）

①本当：今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当は黒）

[正しく「本当でない」「違う」と言ったならば] そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

本当：では、○○さんが今、座っているとよ言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当に座っている）

[正しく「本当」「そう」などと言ったならば] そうですね。○○さんは座っているのが本当ですね。

○○さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

*では練習してみましょう。

「私が飼っている犬の名前は何か」と聞いたら、○○さんは何と答えますか。

[正しく「知らない」と言ったら]	[「ボチ」等と推測を言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	○○さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

*では練習してみましょう。

私が○○さんは（異なる年齢、名前、等）ですねと言ったら、○○さんは何と言いますか。

[正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば] そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」（または「違ってると」）と教えてください。

⑤その場にはいない：私はその場にはいなかったもので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

3. ラポール：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。〇〇さんは何をするのが(お)好きですか。
 [話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。
4. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。
 今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。
 [話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます(ございます)。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

【本題】

5. 本題への移行：それでは、こんどは〇〇さんがどうしてここ(保護されている機関、面接を行う場所)にいるか(来たか)話してください。/(あるいは)今日は何をお話しに来ましたか。
 [出てこなければ、次のように言う]
- ① 〇〇さんが / _____ (いつ) , / _____ (場所) で, / _____ (目撃者が最初に話した人) に, / 話をしたと聞いています。何があったか話してください。
- ② 〇〇さんが(被害者)のことで、何か話したと聞きました。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで、全部話してください。
- ③ (被害者)の _____ (体の場所)にケガ(傷、あざ、跡等)があります(あると聞きました)。知っていることがあれば、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。
6. 出来事の分割《「～するから」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけですか、それとも1回よりも多いですか。
 [「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば] それでは一番よく覚えているとき(または、一番最初にあったとき、一番最後にあったとき)のことを話してください。
7. 自由報告：オープン質問
- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：AしてからBまでのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっきAと書いていたけれど、そのことを(について)もっと話してください。
- ④ それから質問：それから? そして? あとは?
- ⑤ エコーイング：(被面接者の言葉を繰り返すのみ)
- ⑥ 返事：ふん、ふん
8. ブレイク
- ① たくさん話してくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。これから、私がちゃんとお話を聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。
 《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》
- ② 待っててくれて(くださり)、どうもありがとうございます(ございます)。それではあといくつか質問します。
9. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》
10. 確認：(誘導・暗示となる可能性があるので、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う)
- ① 会話(脅し、脅迫、甘言、抵抗、同意等)：〇〇さんは何か言いましたか。(被害者)は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：他に誰かいましたか。
- ③ 目撃状況1：そのとき、〇〇さんは、どこにいましたか。
- ④ 目撃状況2：その前(出来事の前)、〇〇さんは、何をしていましたか。
- ⑤ 目撃状況3：その後(出来事後)、〇〇さんは、何をしましたか。
- ⑥ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。/その人はどうしてこのことを知っていますか。

⑦ 疑い（主語を含めない）：[被害者は][疑われる事柄]されましたか。／誰かが[被害者に][疑われる事柄]しましたか。《「はい」ならば「誰が～した？」と主語を求め、「では[主語]が～したときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部はなしてください」と自由報告を求める》

【終結】

11. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

① 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。

② 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。

③ 質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。

④ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「〇〇さんはどうなるとよいと思いますか」などと意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、〇〇さんの考えを話してもらったので、それを考えにいれて、一番よい方法を考えていきたいと思います」などと述べる。》

《 被面接者退出 》

12. (配置図や身体図などがあれば、電源を切る前に、カメラに示す)

今は__時__分です。これで面接を終わります。

[録画終了]

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。
プロトコル本体は <http://nichdprotocol.com/the-nichd-protocol/> よりダウンロードできる

付録3：加害・違反が疑われる場合の面接手続き

NICHDプロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き(2010.10-2019.10)《加害・違反》障がい・高齢者・児童生徒
立命館大学総合心理学部 仲真紀子

[録画開始]

【導入】

1. 挨拶・説明：今日は ____年__月__日で、時刻は__時__分です。

私は ○○○○さん（被面接者氏名）に、 _____（場所）で面接をします。

《被面接者入室》

- こんにちは。今日はお話に来てくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。
《 席に案内し、座ってもらう 》
- 私の名前は _____ です。私の仕事は何があったかお話を聞くことです。
《 同席者について、氏名と役割を紹介する。例えば以下のように行う 》
- こちらは ____さん（立会人）です。私の質問がちゃんと○○さんに伝わるか、○○さんの言いたいことが私に伝わるか、話を聞いてもらいます。
- 今日はお母さん（お父さん、第二の立会人）にも来てもらいました。私の言ったことが○○さんにちゃんと伝わるか、○○さんの言いたいことが私に伝わるか、話を聞いてもらいます。
- この会話は録画（録音）します（機材説明）。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。
- 別の部屋で、私が○○さんからちゃんと聞いているか、一緒に仕事をしている人が見てくれています。あとで、私がちゃんと聞いているか、相談に行くこともあるかもしれません。

2. 面接の目的：（被疑事実の一部）のことを聞きました。今日は、このことについてお話を聞きます。

3. 話す人の権利：

- 面接は（ ）分くらいかかります。もしも疲れたら「休憩」と言ってください。すぐに休憩を取ります。[1時間を越えないように配慮する]
- もしも面接を途中でやめたくなったら、やめることもできます。
- もしも面接の途中でお母さん（お父さん、適切な大人）と相談したくなったら、そうすることもできます。そのときは、私は外で待っています。
- ○○さん、もしも話したくなければ話さなくても構いません。でも、何があったのか公平に理解したいので、できればあったことを、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

【必要な場合：○○さんが話したことは、警察の人にお話しすることもあります。その場合、○○さんが話したことは、「○○さんにとって不利な証拠」（○○さんにとってマイナスの内容）として使われるかもしれません。でも、何があったか話してくれば、これからどうすればよいか、どうしたら○○さんも他の人も、安心して暮らせるか、よい方法を考えることができます。ですから、何かがあったならば、あったことを最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。】

今まで（お）話したこと、わかりましたか（ご理解いただけましたか）。

[理解できていないようであれば、再度ゆっくり繰り返す。立会人の協力を得てもよい]

お話できそうですか。

[「はい」ならば、次に進む。「いいえ」ならば14に進む。]

4. 約束事：お話を始める前にお願いがあります。（*は練習課題）

①本当：本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話してください。

*[必要に応じて]では、練習してみましょう。

*本当でない：「私の靴は赤い」と言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当は黒）

*[正しく「本当でない」「違う」と言ったならば]そうですね。私の靴は黒いので本当ではありませんね。

*本当：では、〇〇さんが今、座っていると言ったら、これは本当ですか、本当ではありませんか。（本当に座っている）

*[正しく「本当」「そう」などと言ったならば]そうですね。〇〇さんは座っているので本当ですね。

〇〇さんが本当のことと本当でないことの区別がよくわかっている、ということがわかりました。今日は、本当にあったことだけを話してください。

②わからない：もしも私の質問の意味がわからなかったら、「わからない」と言ってください。

③知らない：もしも私の質問の答えを知らなかったら、「知らない」と言ってください。

*[必要に応じて]では練習してみましょう。

*「私が飼っている犬の名前は何ですか」と聞いたら、〇〇さんは何と答えますか。

*[正しく「知らない」と言ったら]	*[「ボチ」等と推測を言ったら]
そうですね。 知らないときは、今のように「知らない」と言ってください。	〇〇さんは、私の家に来たことがないから、私の犬の名前は知らないでしょう。 知らない時は知らないと言ってください。

④間違い：もしも私が間違ったことを言ったら、「間違ってるよ」と言ってください。

*[必要に応じて]では練習してみましょう。

*私が〇〇さんは（異なる年齢、名前、等）ですねと言ったら、〇〇さんは何と言いますか。

*[正しく「ううん」「間違ってる」などと言ったならば]そうですね。私が間違ったら、「間違ってる」と言うのがわかりましたね。私が間違ったら、今のように「間違ってる」（または「違ってる」など）と教えてください。

⑤その場にはいない：私はその場にはいなかったもので、何があったかわかりません。どんなことでも、あったことを全部話してください。

5. ラポール：〇〇さんのことをもっと知りたいので聞きますね。〇〇さんは何をするのが（お）好きですか。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます（ございます）。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

6. 出来事を思い出して話す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。

今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを最初から最後まで全部話してください。

[話してもらったならば] はい、よくわかりました。どうもありがとうございます（ございます）。このようにたくさん話してくれるとよくわかります。今のようにたくさんお話してください。

【本題】

7. 本題への移行：何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部、話してください。

[出てこなければ、次のように言う]

① _____（いつ）、／_____（場所）で、／_____（～のときに）／あったことを、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

②（被害者）の_____（体の場所）にケガ（傷、あざ、跡等）があります（あると聞きました）。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

③（被害者）から（被疑事実の一部）のことを聞きました／〇〇さんが（被疑事実の一部）したのを見た、という人がいます。何があったか、どんなことでも、最初から最後まで全部話してください。

④ 〇〇さんは（被害事実の一部）をしたことはありますか。

《「はい」ならば》では、そのときのことを最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

《「いいえ」ならば》では、〇〇さんは（被疑事実があったとされるとき）どこにいましたか。[応答を得ても得られなくても]では、その日何があったか、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

8. 出来事の分割《「～する」など意味記憶的に語られたときのみ》：そういうことがあったのは1回だけです
か、それとも1回よりも多いですか。

〔「他にもあった」「いつも」「たくさん」などと言ったならば〕それでは一番よく覚えているとき（または、
一番最初にあったとき、一番最後にあったとき）のことを話してください。

9. 自由報告：オープン質問

- ① 誘いかけ：何があったか全部話してください。
- ② 時間分割：A してから B までのことを、全部話してください。
- ③ 手がかり質問：さっき Aと saying いたけれど、そのことを（について）もっと話してください。
- ④ それから質問：それから？そして？あとは？
- ⑤ エコーイング：（被面接者の言葉を繰り返すのみ）
- ⑥ 返事：ふん、ふん

8. ブレイク

① たくさん話してくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。これから、私がちゃんとお話を
聞いているかどうか、別の部屋で見てくれる人に確認してきます。待っててもらっていいですか。

《面接者退室→観察室で相談→面接室に戻る》

② 待っていてくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。それではあといくつか質問します。

10. 補充：オープン質問、WH質問・クローズド質問+オープン質問《応答はオープン質問で補う》

11. 確認：（誘導・暗示となる可能性があるため、必要な場合のみ面接の終盤で行う。応答はオープン質問で補う）

- ① 会話（脅し、脅迫、甘言、抵抗、同意等）：〇〇さんは何か言いましたか。（被害者）は何か言いましたか。
- ② 目撃者・被害者・加害者等：その場に他に誰かいましたか。
- ③ 開示：このことを知っている人は他に誰かいますか。／その人はどうしてこのことを知っていますか。
- ④ 矛盾へのチャレンジ1：〇〇さんは（被面接者の報告）と言いましたが、私は（矛盾する事実：証拠）と
聞いています。そのため、よくわからなくなりました。そのときのことを、もう一度説明
してください。
- ⑤ 矛盾へのチャレンジ2：〇〇さんは（矛盾する事実：証拠）しましたか。（「はい」／「いいえ」）その
ときのことを、もう一度説明してください。
- ⑥ 話していないことへのチャレンジ2：（被害者）は〇〇さんが（被疑者が述べていない被疑事実の一部）
したと言いました。〇〇さんは（被疑者が述べていない被疑事実の一部）しましたか。（「はい」なら
ば）そのときのことを、最初から最後まで、どんなことでも全部話してください。

【終結】

12. たくさんのことを話してくれました。助けてくれて（くださり）、どうもありがとう（ございます）。

- ① 経緯1：〇〇さんがどうしてそのようなことをするようになったか、話してください。。
- ② 経緯2：〇〇さんは、同じような事を、他の人にしましたか。
- ③ 経緯3：誰かが〇〇さんに、同じような事をしたことはありますか。
- ④ 知っておいたほうがよいこと：他に、私が知っておいたほうがよいことは、ありますか。
- ⑤ 話しておきたいこと：他に、〇〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ⑥ 質問：〇〇さんからは、何か質問はありますか。
- ⑦ 連絡先：また何か話したくなったら、ここに連絡してください。

《被面接者が希望や質問を述べたならば「どうしてそう思いますか」「〇〇さんはどうなるとよいと思いますか」と
意向を尋ねる。そして「私は一人で答える/決めることはできませんが、〇〇さんの考えを話してもらったので、
それを考えにいて、一番よい方法を考えていきたいと思います」などと述べる。》

《被面接者退出》

13. (配置図や身体図などがある場合は、電源を切る前に、カメラに示す)

今は__時__分です。これで面接を終わります。

14. [3の「お話できそうですか」が「いいえ」であれば、必要に応じて次のように言う]

- さっき言ったように、〇〇さんは、話さないこともできます。でも、これから大事なことを言いますから、よく聞いてください。もしも（暴力をふるう／ものを取る／性的なことを強いる等）という人がいたら、その人には助けが必要です。話してくれない人は、そのようなことを繰り返す、皆が安全に暮らせなくなることもあります。もしも〇〇さんが何かをしたのなら、どんなことでも全部、話してください。そして、何ができそうか、一緒に考えさせてください。いいですか？
- （被害者）は、〇〇さんのことを話しました。今度は、〇〇さんが話すチャンスです。どんなことでも、あったことを全部、話してください。
- これはとってとても大事なことです。何分か考えてみてください。私に話すのではなく、紙に書いてもいいですよ。

[「わかりました」「話します」などと言ったならば、4.約束事に進む]

[被面接者が被疑事実につきすぐに話し始めたら「では、何があったか、最初から最後まで、どんなことでも全部、話してください。」と告げ、本題に進む]

[録画終了]

本手続きはHershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.のAppendix, ならびにLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231., より作成したものである。にもとづいて作成したものである。

性犯罪に関する刑事法検討会 (第3回)

第1 日 時 令和2年7月9日(木) 自 午前9時47分
至 午後0時32分

第2 場 所 法務省大会議室(オンライン会議システムを使用)

第3 議 題 1 ヒアリング
2 その他

第4 議 事 (次のとおり)

○岡田参事官 ただ今から性犯罪に関する刑事法検討会の第3回会合を開催させていただきます。

○井田座長 本日は、御多用中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、木村委員におかれましては、所用のため欠席されています。

まず、議事に入る前に、第1回及び第2回会合を御欠席された池田委員に自己紹介をお願いしたいと思います。

○池田委員 京都大学の池田です。刑事訴訟法を専攻しております。これまで二度にわたり出席がかなわず、申し訳なく思っております。これからどうぞよろしくお願い申し上げます。あわせて、初回に座長からお示しいただいた項目3点について、重複を避けて手短かに意見を申し上げます。

まず、今後の議論全体についての視点・留意点についてですが、性犯罪被害の実情並びに改正法施行後の運用の実情を踏まえつつ、実体・手続双方において処罰の適正を確保する具体的な方策の当否を検討することが必要と考えております。この検討会で示される様々な御意見につきまして、それらを真摯に受け止めて理解することを通じて、それぞれの立場にとって現状の改善をもたらす具体的な方策につなげていければと考えております。

次に、平成29年改正後の施行状況に対する評価や意見といたしまして、特に性犯罪の非親告罪化につきまして、起訴猶予の件数の推移などを拝見いたしますに、非親告罪化において懸念されていた、被害者の起訴を望まないという意思を無視する、訴追ありきの対応ということには至っていないことがうかがわれ、その点において評価できようかと思えます。一方で、これまでの指摘にもあったところですが、起訴を望まないことは、処罰を望まないこととイコールでは必ずしもなく、手続にまつわる負担その他のもろもろの懸念を考慮した苦渋の御判断であるという可能性にも思いを致す必要があるものと考えております。

以上を踏まえた上で、本検討会で検討すべき論点を指摘するとすれば、様々なものが考えられるところではありますが、刑事手続の実施に伴い被害者の方にもたらされる負担のうち、取り除く、あるいは和らげることができるものがあるのであれば、その可能性を検討するということが挙げられようかと思えます。

中でも、性犯罪の公訴時効期間については、様々な事情から被害自体の認識に時間がかかる、また、被害を認識しても加害者等との関係のために公にすることが難しいという性犯罪被害の実情との関係で、公訴時効期間の長さ、あるいはその存在そのものが訴追にとって妨げとなっているとの指摘があり、時効期間の延長、廃止は具体的な課題となるものと考えます。

この点は、前回の法改正に先立つ、性犯罪の罰則に関する検討会で取り上げられた内容でもあり、その間の議論も改めて見返しております。この点の検討を行う上では、仮に長期間経過後に裁判を行うとした場合に、これに備えて証拠の散逸を防ぐ、あるいは、適時適切に証拠を保全する体制を整備し得るかが大変重要な意義を持ってまいります。特に、密室で行われる性犯罪を念頭に、事実の立証を供述に依存せざるを得ない場面を想定しますと、証拠保全及び立証の双方の局面において、司法面接の活用が課題となります。加えて、

司法面接は、被害者に供述を繰り返し求めることの負担の軽減にもつながるものであることも考慮の上で、既存の証拠法則との整合性を考慮しつつも、その可能な形式について検討を加えることが必要であると考えております。

○井田座長 次に、本日お配りした書面につきまして、事務当局から御説明をお願いしたいと思っております。

○岡田参事官 本日皆様にお配りしている書面は、議事次第のほか、ヒアリング関係の書面といたしまして、ヒアリング出席者名簿、ヒアリング出席者略歴等、ヒアリング出席者からの提出資料でございます。

○井田座長 それでは、議事に入りたいと思っております。

本日は、お配りしたヒアリング出席者名簿に記載されている4名の方からヒアリングを行うことといたします。4名の方の御略歴、御専門等につきましては、お手元の「性犯罪に関する刑事法検討会 ヒアリング出席者略歴等」と題する書面に記載されておりますので、御参照ください。

本日の進行としましては、ヒアリング出席者名簿の順にお一人ずつ15分程度御意見等を述べていただいた後に、10分程度、委員の皆様からの御質問にお答えいただくという流れで進めさせていただきたいと思っております。

(石田氏入室)

1番目の方は石田郁子様です。教員からの被害についてお話しいただきます。

石田様には、御多用中のところをお越しいただき、誠にありがとうございます。本検討会の座長を務めております井田でございます。ヒアリングに御協力いただき、心から感謝申し上げます。

本日は、まず石田様から15分程度お話をいただいて、その後、委員から質問があれば、10分程度御質問させていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いたします。

○石田氏 本日お話しする内容については、一部非公表としたい内容がありますので、配慮をお願いいたします。

お配りした資料に言いたいことをほとんど書いているので、本日は、おおよその被害の内容と、補足・強調したいこと、そして、刑法がこうあってほしいと私が思うこととお話します。

私は、中学3年生、15歳のときに、中学校の美術の先生から被害を受けました。私は、私立高校の美術科を受けるために、その先生から時々実技の指導を受けていて、最初はその先生に興味はありませんでしたが、自分の絵がうまくなって行って、どんどんその先生に絵を見せて褒められたいと思うようになり、そのうち冗談も話すようになって、絵を描くのが面白くなるにつれて、美術室に毎日遊びに行つてその先生としゃべるようになり、しゃべってみたら面白かった、そういう関係でした。

卒業式の前日に、美術館のチケットがあるから行こうと言われて、私が頑張っているから連れていってくれるのだと思って、一緒に美術館に行つて、そのとき生理痛でおなか痛くなって、その帰りに、「じゃ、休もうか」と言われました。札幌駅まで車で送ってもらえるのかなと思っていたら、先生の自宅に連れていかれて、うどんを食べさせてもらったり、画集を見せてもらったりして、ちょうど気持ちが一番リラックスしているときに、突然キスされました。最初、キスをされそうになったときに、資料3に書いたとおり、スロ

一モーシヨンのように感じました。そのときはよけて、ただ、その後、いきなり、「キスしようとしたんだ。実は好きだったんだ」と言われて、頭が空っぽのような状態になりました。そのときは、それから交際をするような流れになっていたのですが、その教師から「交際してください」と言われたこともないですし、どさくさに紛れてというか、ちょっと不意打ちのような形で被害に遭いました。ただ、相手のことを好きだと思っていて、目の前にいるのが、さっきまで一緒に画集を見ていて、リラックスして一緒にいた相手なので、まして学校の先生が悪いことするとは思えないという状況で被害が始まって、その後、例えば、美術準備室で抱きかかえられてキスされるとか、車の中で服を脱がされたり、性行為をさせられたり、19歳まで、そういう形で被害が続きました。

被害については、最初は、キスをする、上半身を触るというものであったのが、服を脱がされたり、性行為をされたりするようになり、一つ一つのことが突然起こったのではなくて、やはり段階的に被害のグレードが上がっていく感じで、当時の私は、その状況についていくので精いっぱい、自分がされていることやさせられていることに対して全く評価ができない状態、自分がそれをしたいとか、不快だとか、楽しいとか、そういう評価が全くない状態、もうその場にいるので精いっぱいでした。結局、大人になってPTSDの治療をする過程で思ったのは、当時の自分にとっては、自分一人の周りにだけ大地震とか津波が来ているような状態で、ちょっと自分では越えられない大きいものが来ていて、何もできない、でも、目の前にいるのは自分が好きな学校の先生、何かそのギャップがあって、長い間、それが何か分からないでいました。

被害は、そういう疑似恋愛のような形で続いていて、結局、その先生は、私が大学2年生、19歳のときに同僚の女性の先生と交際を始めて、私と会わなくなって、被害が終わったという形になります。

被害に気付いたきっかけですけれども、資料5に書いたように、例えば、22歳のときに教育実習に行ったときなど、気づきそうなきっかけはぼつぼつあったのですが、犯罪に当たるという認識まではできなかった。やはり、まず自分が犯罪の被害に遭うという発想がもともとないし、周りの人も、自分の身の回りで犯罪が起きるといふ発想がない。「何かちょっと珍しい恋愛だね」というのが周りの見方で、私は恋愛だと思い込まされていたので、「あなたは好きだったんでしょう」、つまり、私がおの先生といふことを選択したとみなされてしまう。

事前に頂いた質問で、恋愛と性暴力の違いというものがありましたが、恋愛というのは主體的な行動です。私は、自分がこの人と一緒にいたいと思っていると、恋愛だとずっと思い込まされていて、資料5に書いたように、裁判を傍聴して被害に気づき始めてからも、先生と付き合っていた間にされたことはわいせつ行為だったと思うと人に話すと、「好きだったんでしょう。付き合っていたんでしょう」と言われ、結局、いろいろなところに相談に行くうちに、「恋愛と思い込まされていた」といふ言い方を聞いて、ああ、そうか、そう言えばいいのかとやっとなんか気付いたくらいで、こんな簡単な言葉もなかなか浮かびませんでした。付き合っているといふ、つまり、自分が主體的に選んでいるといふような、本当に自分がそう思っていないけれども、そういう言葉を使っているだけで、そうなのかなといふ勘違いをずっと長い間していました。今は、思い込まされていたとか、従属的、支配的だと分かっているので大丈夫ですけれども、被害を受けているといふのは当時はなかなか

気付けない。

私が強調したいのは、未成年というのはやはり非常に脆弱で、教員という立場も非常に強かったと思いますけれども、まず子供というのはとても世界が狭くて、15歳の私だと、そうですね、JRでせいぜい札幌駅ぐらいまでしか行ったことがありませんでした。教師というと準保護者のような存在で、まして自分の好きな教科で懂れている人でした。私が大人になってから被害のことを人に話したときによく言われたのは、「中学生なら分かるだろう。高校生なら分かるだろう」というものでした。私がよく例えで言っているのは、例えば、学校で遠足に行くときに、「何月何日にどこに遠足に行きます、何を持ってきてください」と先生から一方的に言われます。そのときに生徒が、「先生、私はこれを持っていきたい」とか、「私はもっと遅い時間がいい」とか、「私はどこそこに行きたい」と言うことはないですよ。先生が言うことは一方的で、子供は、面倒くさいとか文句は言うけれども、結局、行く。行かないのであれば、せいぜいサボるとか。生徒には反抗期もありますけれども、結局従わなければならない存在だから反抗しているので、先生と生徒は、結局、先生が一方的に指示をして生徒が従うということにお互い慣れているということです。

資料5にも、地位を利用した犯罪のことは書きましたが、地位がある者は、相手方に苦痛を強制させられると、ちょっと強い言い方をしていますけれども、例えば、跳び箱を跳べない子供にも、跳び箱を跳べる子供にも、跳び箱が好きでない子供にも、先生は同じことを同時にさせる。つまり、その生徒の意思だとか感情というのを無視して、させる。それは、生徒の学力などの向上のためにやっているわけですけれども、ただ、そうさせることについて先生も慣れているし、させられることについて生徒も慣れている。つまり、生徒は先生との関係で、苦痛だとか楽しくないことにも、そういう楽しくない時間を先生と一緒にいるということにも結構鈍感で、慣れてしまっているのです。私だけではなく、教員からの被害に遭っても被害であると気付けない理由は、その楽しくない時間とか、自分が望んでいないことをするという時間に生徒が慣れてしまっていることにあると思います。もちろん、先生は悪いことをするはずがないと、先生を疑う発想がもともとないということもあります。これはおそらく、子供だけではなく、大人もそうで、例えば、去年、恩赦がありましたけれども、そのときに医師は資格の復権の対象だったと思います。これは、医師が社会的に貢献するとか、役に立つとか、そういう概念があるから復権という発想が出てくるわけで、大人ですらそう思っているのです。情報が少ない子供であればまして、そうだと思います。

もう一つ、私の被害で言うと、先生は、「好きだったんだ」と言って加害をしてきたわけですけれども、資料3に書いたとおり、上半身を裸にされたときに、「郁子ちゃん、とてもかわいくてきれいだよ」と言いました。そのときに、「かわいい」とか、「ちゃん」という愛称で呼ぶ、褒めてくれている、だから喜ばなければならないのかなと思うのですが、私はその直前までびっくりして、シャツを押さえていて、シャツを脱がされた後はうなだれていて、どうしていいかが分からない。記憶はすごく鮮明なのですが、あれをどう評価したらいいか分からない、自分は上半身裸にされて、ちょっと情けないような状態になっているのに、「かわいくてきれいだよ」と言われ、目の前にはその信用していた先生がいる。こういう加害のときというのは、「かわいいね」といった褒める言葉が使われること

もあるので、私としては、喜ばなければならないのかなと思ってしまう。また、美術の世界だと、女性の裸はきれいだとか、ヌードの絵も描いたりするので、そういう情報も知っていたので、変に混乱しました。このように、ポジティブな言葉を使われることで、逆に、自分が苦痛であるとか異議を言いにくい状況にされているということがあるので、この辺も参考にしてほしいと思います。

それから、未成年者が脆弱であるということと言いたいのは、例えば不安とか違和感を感じていたとしても、言語化をする力が非常に弱くて、私も、今思うとあれは違和感だったとか、いろいろ、資料3に書いている自分の感情とか感想というのは、大人になって振り返って、やっと言語化できたことで、当時は感じているけれども言葉にできないものでした。目の前の先生というのは、何も言わないけれども、何か余裕のある態度でいつも私の前にいるわけです。余裕があると、その人は正しいと思わせるので、何か私が間違えているのではないか、何か私に変なのではないか、楽しんでいない私に変なのではないかと思ってしまう。当時の私は、その教員に合わせなければならないとか、ついていかなければならないという発想でいました。

先ほども言ったように、相手が自分の信用している教員だとか、言うことを聞いてしまう関係性がある上に、未成年者は被害の認識も難しいし、それを言葉にする力もない。言葉にできなければ、当然大人の人にも言えない。そのような意味で非常にハンディがあると思います。それは、15歳でもそうですし、私は19歳まで被害を受けていたので、これだけ長い期間受けていると、何か人形みたいになるというか、大人の言うことさえ聞いていればいやと感覚が麻痺してしまうので、年齢だけで区別するというのも、私はちょっと厳しいのではないかと思います。

ちなみに、18歳の高校生でも、例えばテレビで野球のドラフトとかで高校生を見ますけれども、かなりしっかりした子供たちでも、監督とか親御さんに、どこのチームに行こうかと相談をしますし、アパートも一人で借りられないですし、やはりしっかりしていても18歳は18歳で、できることが限られている。刑法を変えることで未成年者の性的な行為をする自由を侵害しないかと心配されている方もいるようですけれども、私としては、未成年者を守る観点で刑法を考えてほしいと思います。

もちろん、児童福祉法とか、ほかの法律も関係すると思いますけれども、今の法律は、余りに未成年に負わせる負担が大き過ぎるし、未成年が守られていない。守られていないから、自治体の青少年健全育成条例というのがなければならない。お互いが同意していたらどうかという問題もありますが、未成年者の同意は非常にあやふやです。私が実施したアンケートでも、同意していたから仕方がないという回答があったのですが、私は、実は「同意」というものを結構疑っていて、先生と生徒はそんなに簡単に対等にはなれないので、本人は同意していた、対等だったと思っていても、やはり未成年者はちょっと大人ぶるとか、「私、こんなこともできるのよ」と思うところもある。そういう自分を後で責めてしまったりすることもあります。

また、私は、15歳のときに、私の親とかがその先生のことを悪く言うと、先生がかわいそうだと思っていました。何でかわいそうだと思うかという、被害前の中学校の普通の美術の楽しい先生だったときの記憶もあるので、先生をかばうような気持ちになってしまう。結局、未成年者はどんなに頑張っても大人に依存しなければ生きていけない存在、例

えば、アパートも一人で借りられない。ですので、やはり子供を守るという観点で考えてほしいと思います。

それから、資料1・2のとおり、私はインターネットでアンケートを実施したのですが、このアンケートをしようと思ったきっかけは、一部の記者の方が学校での性的な被害について「スクールセクハラ」というすごく軽い印象を与える言葉を使っていて、私はそれが非常に嫌で、その言葉を潰して自分で違う言葉を作ろうと思ったことです。その言葉を作るに当たり、アンケートをやったらいいのではないかというアドバイスをもらって、それなら実際にどのような被害があるのかについてもアンケートで調べてみようと思って、やってみました。

そのアンケートの結果を見て思ったのは、まず、学校の教員以外の教育者については、立場に余りに幅が広過ぎるので、一概には言えないですけれども、学校について思ったのは、衣食住全般にわたって非常に間接的な形で加害をしてくる。例えば、体育の授業や健康診断でそういう被害があるというのは想像しやすいと思いますけれども、そうではなくて、例えば、先生が口に入れたものを口に入れさせられたとか、授業の中で何か性的な言葉を書かされたとか、本当にこんなことがあるのかというくらい、本当に被害が多くて、学校は安全な場所だと親も思っていて、子供もそう思っているから伸び伸びしているけれども、逆に子供は非常に無防備になっていて、本当はその無防備が保障されなければならないのに、それをよいことに教員が自分の信用を利用して、また、子供だから分からないだろうと、聞こえていないだろうと思って加害をしているんだろうと予想しています。

また、普通、性犯罪というのは密室で人のいないところで行われるというイメージがあると思いますけれども、びっくりしたのは、学校で、例えば授業内だと、プールの授業のときに、女子だけ長時間、水着を着たまま走らされ、男子はすぐプールに入らせてもらったというのがあり、女性の裸に近い体を先生が見たかったから、だから大勢の生徒が同時に被害に遭ってしまっている。大勢いるからといって、みんなで、例えば、「先生、それはやりたくない」とか声を上げられるかという、全然そうではない。

アンケートで回答があったものとしては、このような授業内でのものだけではなくて、複数の女生徒がレイプの被害に遭っていて、別の先生がそれを知ってどうにかしようとしていたら、被害者の一人が、「私、卒業できなくなるから黙っていて」と言うわけですね。それで、その先生は黙ってしまったという話がありました。私が思ったのは、結局、それは高校3年生ぐらいの生徒だったので、卒業を意識して言ったことで、高校生だと、それまでに経験したのは、小学校と中学校での生活くらいなので、いろいろな人生の選択肢というものを知らない。それで、卒業ということがその子にとっては非常に大きなことになってしまう。本来は、その子がレイプの被害を受け続けるということと卒業できるかどうかというのは、実は全然イコールではない、全然見合わないことなのに、その子にとっては卒業ということが大きいことなので、卒業できないと困るからレイプをされるという、すごく妙な状態になって、かつ、周りの先生も実は気付いているのに何もしていないということが起きている。学校というのは閉鎖的で、また、それが地位利用に関係すると思いますけれども、結局、学校の先生は一人で仕事をしていて、例えば、誰かに「もっとこうやったらいいのではないか」と指摘されるような関係性がない。互いに先生、先生と呼ぶように、お互い意見を言っただけとはいけないような、ちょっと遠慮する文化ではないかと私は

想像していて、多分それは医師とかもそうではないかと思っています。ですので、学校での被害については、アンケートや、私が人から聞いたことから、感想として思ったのは、教師を始めとする大人が被害を隠してしまうとか、見て見ぬ振りをしてしまうということが起きているということです。先ほどの女子生徒がレイプされている件も、本来なら誰かが警察に言えばいいはずで、少なくともその子が卒業できなくなるなんてことは本当はないはずなのに、救いがない。つまり、子供がレイプされていると分かっている、大人が助けられないので、全然救いがないのですよね。

性犯罪を防止するにはどうしたらいいかという話題のときによく言われるのは、子供に性教育をしようというものです。それは必要なことですが、アンケートを見て思ったのは、性教育をする側の教師がこれだけの加害行為をしていて、周りの先生も全然注意をしている感じがしないのです。まず、大人が大人を管理していない、そこを変えないと、子供の管理なんかできるわけがないと思います。

最後に、私が刑法に望んでいることについて話します。資料6・7として、USAチャイルドとCNNニュースの記事を出しています。これは、子供の被害認識と開示は非常に難しいので、55歳まで民事訴訟を提起できるようにしたという法律ですが、私は、やはり公訴時効をなくしてほしい。性交同意年齢も、私は理想的には18歳ぐらいまで上げた方がいいのではないかと思います。例えば飲酒と喫煙は20歳まで禁止しているのに、性行為は、子供ができるかもしれない、性病になるかもしれないというリスクが大きい行為なのに、なぜこんなに性交同意年齢が低いのか、むしろ喫煙や飲酒よりも性行為の方がリスクも非常に高いと思うので、私としては、例えば、子供が生まれても精神的にも経済的にも責任が取れそうな18歳が妥当ではないかと考えています。

あと、公訴時効についてですが、アンケートでも、20年前、30年前の被害のことを書いている人がいる。また、被害のことをこのアンケートで初めて書いたという人もいます。時効があるから被害を言うのを諦めてしまうという面もあると思うので、やはり時効をなくしてほしい。私のように、実際、被害に気付くのに時間がかかるし、学力とか、教育では、被害に時間がかかる点をカバーできない、人間が心理的に自分を守るために被害に気付かせないようにしている部分もあるので、やはり時効はない方がいいと思います。私は、時効のメリットというのは加害者にしかないと思っています。私が厳しい状況で加害者の先生を民事訴訟で訴えた理由というのは、教員という立場にある人なので、同様の犯罪がまた見逃されてしまうというのが耐えられないと思ったからです。法律というのは、人に刑罰を科すことには慎重になる必要があるかもしれないけれども、やはり治安維持の意味があるので、私としては時効は撤廃してほしいと思います。

また、性犯罪の定義についても、例えば物を盗むことだったら、100円の物を盗んでもそれは窃盗だけれども、性犯罪だと、それは冗談だろう、セクハラだろうと、人を傷つける言葉でも簡単に済まされてしまうので、やはり性犯罪というか性暴力の定義自体が非常に狭いのではないかと思います。もう少し性犯罪の定義を広げて、いきなり厳しい刑罰を科すことに抵抗があるなら、例えば罰金刑からでもいいので、もう少し、こういうことも良くないことだと分かるように定義が変わってほしいと思っています。

また、地位を利用した犯罪について、私は、資料5で、教師と医師という地位を強調していますけれども、そのほかにも、芸能人のような仕事の人も多分、地位利用をしやすくだ

ろうなと思っています。

○井田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問のある方はいらっしゃいますか。

○山本委員 石田さん、今日はどうもありがとうございました。とても貴重なお話でしたし、アンケートの結果も紹介していただき、よかったです。

一方的な上下関係の中で、選択する自由もなく、また、未成年であり、その能力もなかったということから、自分自身の意思がない状態だけれども、加害者からは恋愛と思い込まれるような状態が発生していたということをお話を聞いてよく理解することができました。成長・発達の過程で性加害に遭われて、その後の人生における困難などもあったと思いますけれども、お話しできる範囲で結構ですので、どのような精神的な影響があり、人生に影響が残ったか、この被害がどれほどのものか、大したことではないのでは、と思われがちな現状の中で、そうではない経験もされてきたかと思うので、もしよければお話ししていただければと思います。

○石田氏 私の人生における大きな影響は、性的なことと親密さを区別することが、今も克服できていないということですね。一応、治療を受けて、例えば、罪悪感を感じるとか、ネガティブに考えてしまうといったPTSDの症状は大分克服していますけれども、（被害後の生活への影響について説明）この教員からの被害の問題を考え始めて、結構、自分のこれまでの行動が腑に落ちてきたということがあります。

また、異性との性的な関係、例えば好きな人ができても、自分が適切な距離を持てるのが自信がまだ持てないということもありますね。今、異性の話をしましたけれども、これは異性関係に限った話ではありません。最初の被害のときに、何が起こるか分からない恐怖をすごく感じていて、何が起こるか分からない恐怖を避けなければならないとき思っていたわけですが、それ以外の場面でも、私のこれまでの就職とか進学は、自分の力の範囲内で済むことを選んでいくことに気がきました。この大学なら合格するとか、これならできると自分で判断してしまい、つまり、ぎりぎりまで頑張ってみることができなくなる。無意識に自分でブレーキをかけているので、アクセルを踏みながらブレーキがかかっている状態なので、自分の力を完全には発揮できないし、やはり何かそこで悩むわけですね。でも、それがこの教員による被害と関係しているとは、なかなか一人では気付かせませんでした。異性に対することや性的なことはダイレクトに影響が出ていますけれども、それ以外でも、就職とか仕事とかのパフォーマンスとか、いろいろなことに影響していると思います。

○小西委員 石田さん、どうもありがとうございました。今のお話が単なる個人的な経験だと思われてしまうと誤解があると思うので、私から補足しておきたいと思います。

ティーンの人たちというのは、性的被害に遭いやすい好発年齢であるにもかかわらず、本当に石田さんのおっしゃったとおりで、事件のことを考えられないし、考えないし、言語化する力が乏しいし、でも親の影響下にあるし、とても難しい年齢です。そのような年齢の子が学校で被害に遭うというケースはたくさんあって、アンケートで出していたケースは、臨床の場で、こういう人いたなと思うケースばかりです。そういう点では、このような被害は非常に一般的だということが一つです。

それから、今お話しされたような行動は、専門用語では性的過活動という言い方をします

けれども、この年齢の被害者への影響として、すごく多いです。例えば、性風俗でアルバイトをしているティーンの中には、被害の経験がある子がたくさんいます。また、再び性的な被害に遭いやすくなり、抵抗も難しくなることがあり、それこそ人生全体に深刻な影響を与える形になっていくケースも多いということを補足として申し上げておきたいと思います。

○石田氏 一言、よろしいでしょうか。

先ほど山本さんに聞かれて思い出したのですけれども、私は、加害者を懲役何年にしてほしいとかそういうことには余り興味がないのですけれども、ただ、被害を受けたそのときだけではなく、関係性を壊される犯罪で、多分、体を触られたということだけが大事なのではなくて、やはり信用している人にこういうことをされたというのは一番こたえるので、それで10年、20年と長い時間苦しむ。被害者の身にそうしたことが起こっているということを考えてほしいというのはありますね。特に加害者の懲役を延ばしてほしいというわけではないのですけれども、そのあたりを考慮してほしい。今は加害者と被害者の状況がアンバランスであるというのが私の意見です。

○井田座長 ありがとうございます。私どもにとって大変示唆に富むお話をたくさん頂戴いたしましたし、また、詳細な資料も頂きまして、誠にありがとうございました。この内容につきましては、今後の我々の議論に役立たせていきたいと思っております。検討会を代表して、重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(石田氏退室)

○井田座長 ただ今のヒアリングについて、石田様から、御自分の被害のこと、関係者のプライバシーにわたるお話、資料につきまして、一部非公表としてほしいという御要望がありました。また、石田様からは、事前に皆様にお配りした略歴等についても一部非公表にしてほしいという御要望を伺っております。いずれにつきましても、プライバシー保護の観点から該当部分は非公表にしたいと考えておりますので、本日の議事が終了してから、この点について皆様にお諮りしたいと考えております。

2番目の方は島岡まな様です。フランス刑法の性犯罪規定についてお話しいたします。

島岡先生には、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本検討会の座長をしております井田でございます。ヒアリングに御協力いただき、心から感謝申し上げます。

本日は、まず島岡先生から15分程度お話をお伺いし、その後、委員の方から質問があれば、10分程度質問させていただきたいと思えます。

では、お願いします。

○島岡氏 大阪大学大学院法学研究科の島岡と申します。本日はよろしく願いいたします。早速始めさせていただきます。

「フランス刑法における性犯罪処罰の基本的考え方」という配布資料の1ページ目がタイトルです。本日は、フランス刑法における性犯罪処罰の基本的考え方について報告させていただきます。

2ページ目に、「はじめに－基本的視点」ということで、フランス刑法の3本柱を挙げさせていただきます。まず1番目に、性犯罪は、性差別に基づく最も卑劣な人権侵害であるという認識がフランスにあること。2番目に、人権宣言の国フランスにふさわしい人

権尊重刑法を目指していること。ジェンダー平等，弱者保護の視点が特徴的です。3番目に，他方で，人権宣言8条で，罪刑法定主義を宣言し，9条で無罪推定原則も宣言しているのですが，ヨーロッパへ広めたフランスにふさわしく，冤罪を生まないような配慮も周到になされております。

3ページ目にいきまして，フランスの性犯罪に対する処罰規定の概要について御説明します。まず，特徴ですが，たくさんあるのですけれども，ここには2点だけ挙げさせていただいております。まず，日本と異なり，性犯罪について，特別法や条例でばらばらに規制するのではなく，未成年者の保護も含めて全て刑法典の中の処罰規定として統一的に整備されているという点です。それから，日本と異なり，強制性交等罪と準強制性交等罪に当たる行為を全て強姦罪や性的攻撃罪の中に取り込んでいるという点です。ここに挙げなかったですけれども，資料を御覧になっていただければ分かりますように，パートナーによる強姦を加重事由にしているとか，様々な細かい規定で冤罪を生まないような工夫がされているという点がフランス刑法の特徴です。

では，4ページ目に移りまして，(2)の全体構造についても，大変複雑ですので，分かりやすくするために大きな2本柱で考えていただければいいと思います。1番目がいわゆる日本の刑法典の中にあるような心身の完全性に対する侵害，性的攻撃罪関係になります。ここでは，保護法益を，身体的，精神的な完全性，統合性，人格権といいますか，そういう非常に広いものと考えており，しかも，92年のフランス新刑法典の頃から，つまり28年も前からこのような保護法益を考えているという点が，私は非常に進んでいると思っています。

その中に，広義の性的攻撃罪がまず規定されていまして，御存じだと思うのですが，暴行，強制，脅迫又は欺罔とあります。赤字で書かせていただいたのは，不意打ちというふうに従来訳されていまして，私もそういうふうに訳してきたのですけれども，判例等をよく調べてみましたら，どうもやはりこれは「欺罔」と訳した方が適切ではないか，そしてまた，更にこの資料を作った後に，「欺罔」は強過ぎるかなと思って，「偽計」がいいのではないかと今は思っております。そういう手段をもって実行される全ての性的攻撃行為というふうに大きく定義して，その下に強姦罪と，その他の性的攻撃罪，すなわち，強姦罪より軽い類型のもの，日本で言えば強制わいせつ罪と同等のものが規定されています。

(2)の後半の方ですが，先ほどとは別の章で，未成年者及び家族に対する侵害関係というものがありますが，こちらの方は，暴行，強制，脅迫又は欺罔・偽計を伴わずに，成人により15歳未満の未成年者に対して行われる性的侵害が，軽い法定刑で処罰されているという点が特徴です。これは15歳未満ですけれども，次の227の27条に，18歳未満の場合でも一定の場合，尊属等による場合とか，あるいは地位関係性をもっと利用した権限のある者によって行われるような場合は，こういう手段要件を伴わずに軽い法定刑で処罰される規定がございます。

そして，細かい条文は，全部説明していると時間が経過してしまいますので各自で御覧いただければと思いますが，5ページ目は，最初の心身の完全性に対する侵害関係を表にまとめたものです。先ほど説明したように，左側に共通の規定があって，強姦，性的攻撃があって，刑罰が非常に重いという点が特徴かなと思います。強姦罪は重罪という，フランス刑法でいう最も重い罪に規定されている。

6 ページ目ですが、フランス刑法の特徴として手段要件をきっちり規定するのですけれども、誤解のないように、強制というのが物理的でも心理的でもあり得ることや、未成年者に対して行われた場合は、心理的強制及び偽計は、被害者と行為者の間の年齢差、及び行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって生じ得ることだとか、裁判官にとって指針となるようなものを細かく規定しているという点が特徴です。

そして、一番下は、2018年に新設されたものですが、15歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制及び偽計・欺罔は、当該行為のために必要な分別のない被害者の脆弱性の濫用により特徴づけることができるという規定を設けています。日本では性交同意年齢をようやく定めたみたいに紹介されていますが、そのように一律に15歳未満はすぐ強姦が成立するのだというふうにしてしまわないで、こういうことがあり得るのだということを裁判官に示して、でも反証は許していると思うんですね。このような規定があることで、そのような濫用がない、中学生同士の恋愛だとか、年齢差のないような場合は自動的に排除されるように、より配慮された規定になっているかと思えます。

7 ページ目以降も、条文のことなので細かくは説明できないのですが、加重事由、20年以下の重拘禁になるような場合が細かく規定されていて、裁判官の恣意に走らないような配慮がなされている点が特徴だと思っています。このうち、「3の2」は、2018年に新設されたものですが、経済的若しくは社会的状況の不安定さから生じる脆弱性若しくは依存性が明白である者に対して行われると、より重くなるのだというもので、弱者の保護が非常に特徴づけられているかなと思っています。この点に、性的マイノリティーの方ですとか、様々な弱い立場にいる人たちをより強く守るという姿勢が表れているかなと思っています。

8 ページ目も後で御覧ください。9 ページ目ですが、配偶者又はパートナーにより実行された場合は、単に強姦が成立するというだけでなく、より重い悪質な犯罪なのだということが、2006年に明文化されている点も特徴かと思えます。そして、9 ページ目の13番から15番について、文字の色を変えているところは2018年に新設された加重事由なのですけれども、13番についていうと、売春活動の実施において強姦が結構されるのだという社会問題を早急に取り入れていく、刑法典に明文化して立法していくというのが非常にフランスらしいというふうに思っています。15番についても、レイプドラッグが日本でも問題になっていますけれども、そのような行為をいち早く加重事由とし、抑制や抑止力になるよう、明文化することによって、社会に対してこのような行為は許されないのだということを宣言するという姿勢がはっきりと見て取れる、非常に注目すべき規定だと思っています。

10 ページ目は、重い結果的加重犯等があるのだという説明で、11 ページ以降も、性的攻撃罪の加重事由が4種類ぐらい細かく規定されていて、恣意を許さないというか、明文化されている点が特徴なので、15 ページまでは後でゆっくり御覧いただければというふうに思っています。

16 ページですが、先ほど言ったように、レイプドラッグの普及を受けて、性的攻撃目的の物質投与罪という独立犯罪を新設しているという特徴があります。

17 ページ以下は、未成年者及び家族に対する侵害関係で、こちらは、先ほど言った、暴力、強制、脅迫又は欺罔・偽計を伴わない性的侵害ですので、刑罰を見ていただくと、7

年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金とか、3年以下の拘禁刑とか、軽い類型とされており、こういう手段要件を伴わないような、ちょっと語弊があるかもしれないけれども、性的不同意罪というようなものは、やはり軽い刑罰でしか処罰できないのだということが、ここから見て取れるのかなというふうに私は思っています。

18ページ以降が、事前に頂いた質問等に答える形で書いてあるものです。フランスは、なぜイスタンブール条約等で要求されているような不同意性交罪そのものを立法せずに、暴行、強制、脅迫又は偽計・欺罔をもって実行される全ての性的撃行為という性的攻撃罪を維持しているのかという御質問を頂いていたのですが、今までの説明でお分かりのように、やはり罪刑法定主義とか無罪推定の原則も他方で非常に重視している国ですので、性的不同意といっても、本当にそのものを実質的に処罰できるかということ、むしろ曖昧になって、処罰すべきものが入らなくなることもあるのではないかという考慮があると思うんですね。ですから、細かくこういう場合が不同意なのだという点を裁判官に示すように、法律できちんと規定しているという点が、フランス刑法の特徴かなと思っています。

だから、18ページの(1)にも書いているのですが、強姦罪・強制性交等罪の本質は、被害者が同意していない、不同意の性交の強制であるということが、ナポレオン法典以来、19世紀の判例に出てくるんですね。不同意性交がまさに本質だと、それは常識なわけです、フランスでは。だから、わざわざ不同意性交罪というのを作らなくても、それを処罰しているのだという意識は既にあるんですね。19ページに書きましたように、他方で、罪刑法定主義や無罪の推定も非常に重要な刑法の基本原則だという意識も浸透しているので、誤解を生まないような細かい手段要件を規定しているというのがフランス刑法の特徴だと思います。

20ページですが、「そのため、被害者の不同意を裁判官が間違いなく認定できる外形的要素として、「暴行、強制、脅迫又は欺罔（不意打ち）」という手段要件が誕生した。」ということです。1)の「暴行、脅迫」は、明らかに不同意を認定できる場合で、2)の「強制」は、それだけでは余り明らかではなく、物理的なものや心理的なものがある、心理的な場合は、フリーズとかいうこともあるので、抵抗しないからといって心理的強制がないというわけではないということを規定しており、21ページの方でも、未成年者に対しては特に気をつけなさいよということを規定しているのが特徴かと思っています。

22ページなのですが、15歳という性交同意年齢を定めたというところについて、どういう事件があったのかという御質問を事前に頂いていました。報道もされているかもしれませんが、14歳の教え子と31歳の元教師が同意と見られるような状況で性交関係を持ったとか、あるいは11歳の少女がSNSで知り合った28歳の男性と性交を行って、親が告訴したという事件がありました。23ページの方にいきまして、加重強姦罪で起訴しようとしたのですが、どうも暴行、強制、脅迫、欺罔の立証ができないということで、先ほど紹介しました、未成年者及び家族に対する侵害という軽い方で処罰されたという事件がありました。当時は、未成年者及び家族に対する侵害の法定刑は5年以下の軽拘禁又は7万5,000ユーロ以下の罰金だったのですが、これはやはり軽過ぎるということで、2018年に、7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金刑に引き上げられたのが特徴です。2018年の法律も、真ん中辺りに書いてありますが、性的暴力との關

いだけではなくて、「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律」というふうに、法律のタイトルにも、性犯罪の背景には性差別があるのだということを確認している点がフランスの特徴かなというふうに思っています。

あとは読んでいただきたいのですが、24ページにいくと、最後に不意打ちの要件を少し詳しく説明しております、surpriseは驚きとか不意打ちというふうに訳されていますけれども、その元になる動詞はsurprendre、だまし取るという言葉で、様々な偽計を用いて性交に導くというような場合も、やはり不同意なのだと、それはよく考えれば不同意性交の形態なのだとということをはっきり示している判例が既に出ていますし、2001年には、日本の最高裁に当たる破毀院でも、surpriseとは、行為者が被害者の同意をだまし取ることに重点があり、被害者の驚き、サプライズを示したものではないとはっきり示した判例も出ております。

それから、25ページに、昨年、破毀院で非常に注目すべき判例が出たので、細かく紹介しているのですが、余り時間が無いみたいで、もう読んでいただいたかなと思うのですが、日本の準強制わいせつ罪とか準強制性交等罪の心神喪失とか抗拒不能の要件よりはよほど広い、もっと広く不同意の性交を処罰するのが、このsurprise、欺罔とか偽計とか不意打ち要件だと思うんですね。33歳の成人の女性がだまされて、男性は68歳で、25から26ページに書きましたけれども、こういうことを何度もやっていて、それで告訴した人がいっぱいいたけれども、これは無理だというふうにずっと皆、泣き寝入りをさせられてきた。2009年から2015年までの6年にもわたって、分かっているだけでも複数の女性が被害に遭っていた。それでもまだ、2018年の段階では、エクサンプロヴァンス控訴院は、告訴人は自由意思で被告人宅へ行き、リスクを冒して目隠しのまま性行為を行ったのだから、強姦罪は成立しないとしたのですけれども、昨年1月の破毀院刑事部判決は、行為者のアイデンティティは、正に、同意するかどうかの基礎となる、そういう情報なのだと。そういう情報を偽ってだまし取って性交を行う行為は、まさに偽計による強姦を構成し得るとははっきり述べたんですね。私は、画期的な判決であり、フランスがほかの国より進んでいるというふうに思った次第です。27ページに書きましたように、この判例を正しい方向と支持する者もいるし、やはりこれが認められると、恋愛を成就するための計略がいろいろあるのに、これが全部強姦罪になるのはいけないというふうに、割と年配の刑法学者が批判しているという状況があります。

あと、4番目、28ページですが、公訴時効の撤廃又は停止についても御質問がありました。フランス刑法では、既に2015年に、未成年時に行われた強姦等については成年に達してから30年、その他の性的攻撃罪については成年に達してから20年、48歳、38歳までというふうに既に規定されていたのですけれども、2018年に更に延ばされ、全部が30年になって、強姦だけではなく、その他の重罪も時効期間が延ばされたという状況があります。

最後に、29ページに、「おわりに」と書かせていただいたのですけれども、ジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れ、かつ冤罪の危険も防止するという、これらの要請が両立するのだということがフランス刑法を見るとはっきり分かります。どちらか一方ではないんですね。対立するのではない、性犯罪被害者の保護と冤罪危険の防止というのは両立し得るというのを見せられていると思います。それから、性犯罪をめぐる問題は、人権問

題であるという視点を皆さんに持っていただきたいと2014年にも申し上げたのですが、本日も同じことを申し上げたいと思います。最後に、私は、ジェンダーギャップ指数が153か国中、121位の不平等国家の改善と刑法の改善は、表裏一体だと思っています。差別をなくすことが、やはり性犯罪被害の手厚い保護につながるのではないかなと思っています。

御報告は以上です。御清聴どうもありがとうございました。

○井田座長 ありがとうございました。

それでは、御質問のある方はいらっしゃいますか。

○小島委員 島岡先生、どうもありがとうございました。フランスの状況について大変詳しく御説明いただき、ありがとうございます。

私からの質問なのですが、現行刑法の改正に関しては、種々議論があるところでございます。暴行・脅迫要件の撤廃・緩和、不同意性交罪の創設、地位関係利用型の犯罪の創設・拡充、性交同意年齢などについて議論があるところでございますが、先生は、これらの改正論議について、どんな御意見を持っていらっしゃるのかということ伺いたと思います。暴行・脅迫要件の撤廃ではなく、所定的手段要件を外形的要素として加えるフランス型を御提案されるのかなとは思っておりますけれども、先生がどのようにお考えになっていらっしゃるのかということを知りたいというのが1点でございます。

それから、もう一点は、未成年者に対する公訴時効の停止等について、結局、最大48歳ぐらいまで延長するという大きな改正がありました。証拠の散逸とか、立証が困難ではないかとか、冤罪の防止という観点から、反対意見があったと伺っています。反対意見をどのように克服して、どういう思想で改正が実現したのか、また、施行後の実例等がございましたら教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○島岡氏 その改正に関しての意見は、小島先生御推察のとおり、やはり私は、性的不同意罪でスウェーデンのようにばんと出して、それでちゃんと本当に性犯罪被害者が救われるのならば、それが理想ではないかというふうに思っているのですが、スウェーデンは、ジェンダーギャップ指数が1位とか2位の国なんですよ。そういう国で、裁判官にもそういう意識が全部浸透した国でそういう規定を作ったら、それはうまくいくと思うのですが、日本のように、やはり、一方で冤罪事件がいまだに問題になっているような、そういう事件や死刑もあるような国でそれをばんと出したら、やはりうまくいかないのではないかなと思うわけです。

そうすると、やはり裁判官の恣意を許さない、罪刑法定主義や無罪の推定原則もちゃんと守れるようなフランス刑法のような規定にしておく方がいいのではないかな。一方で、暴行・脅迫要件の撤廃まで行かなくても、緩和は必要だと思うんですよ。やはり、今の要件のような、抗拒を著しく困難にするという、非常に限定されたものにする必要は全くないと思っております。そういうことをいろいろ緩和しつつ、今言った「偽計」のようなものも加えていただければ、私は非常にいいのではないかなと思っています。

それから、公訴時効も、やはり批判はいつもあります。2015年に既に38歳までというのがあって、そのときに41歳で思い出したという人が出まして、それで、告訴できないのは問題ではないかと社会問題になって、やはりそういう、弱者を守れない刑法ではないかな、刑事訴訟法ではないかなということ、これを延ばされて、全部30年になった

のです。それに対して批判があって、やはり無罪の推定の要請がすごく強い国なので、有罪にできない可能性が非常に高いという意見が物すごくあって、そうすると被害者は二度傷つくのではないかと、被害で傷ついて、それで告訴したけれども、相手が無罪になってしまうというので、むしろよくないのではないかとという意見は今でもあります。けれども、やはり、自分は告訴できて、裁判所でちゃんと調べてもらった上で無罪になるのだったら、被害者はむしろ納得するのではないかとという意見の方が強いんですね。それはやるべきことはやったという、それさえもやらないで門前払いされてしまう方が被害者にとってはつらいのだという、そちらの意見がやはり世論において上回ったということです。

○井田座長 宮田委員、それから佐藤委員から御質問がありますので、まとめて質問をしていただき、それから島岡先生に最後、お答えいただくということによろしいでしょうか。

○宮田委員 どうもありがとうございました。

3点教えていただきたいことがあります。未成年及び家族に対する侵害関係という類型ですが、これについては、いわゆる心身の完全性に対する性的な攻撃罪関係とは別に規定が置かれている、虐待やDVなどの関係でまとめられているという理解でよろしいのかということが1点。

もう一つが、刑法典と「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律」がどのような関係にあるのかということ。

もう一つは、フランスの場合には、私人が起訴して、そして予審判事が裁判を受けるかどうかを決めるという構造であるかと思うのですが、先生の言われている、告訴したために起訴されたというのは、裁判所が裁判を受け付けたかどうかという話であって、日本のような検察官の起訴とは全く概念が違うという理解でよいのかどうかの確認、その3点です。

○佐藤委員 貴重なお話、ありがとうございました。

資料の24ページ以下について、2点質問させていただきたいのですけれども、この欺罔類型ですが、多分、本来的には英語のサプライズを意味する単語だと思うのですけれども、ドイツでも2016年の改正でサプライズ類型、つまりユーバーラッシュング類型が処罰されるようになりまして、本来的には、いきなり触る場合とか、そこからびっくりして動けなくなったような、日本の準強制わいせつ罪に当たるようなものを一部含むような形にもなっているのですが、質問としては、フランス刑法においてもこの「準」類型がここに含まれているのか、サプライズ概念がどんどん広がって行って欺罔まで行ったというイメージで受け取っていいのかということと、その過程にどういう議論があったのかというのが1点目。2点目としまして、欺罔の具体的な内容として一つ例を紹介して下さっているのですが、ほかにも、イギリスとかだと、相手が男性だと思ったらトランスジェンダーの女性だったみたいな、そういう場合も処罰している例とかもあるのですけれども、フランスではほかにどういう欺罔の例があるのかという点についてお聞かせいただければと思います。

○井田座長 金杉委員も御質問があるようですので、続けて金杉委員、お願いできますか。

○金杉委員 今日はありがとうございました。

2点ございます。フランス法に対する理解がなくて申し訳ないのですけれども、基本的なことですが、全て欺罔や権限の濫用等についても、被告人の故意は要求されるということによろしいのでしょうか、ということが1点。

それから、2点目に、運用として、実際、客観的に欺罔があった、あるいは客観的に権限を濫用したということだけではなくて、被告人にその故意があったかどうかということについて争われるケースが見られるかどうかという点について教えていただけますでしょうか。

○島岡氏 宮田委員の、1番目の、家族に対する侵害は別建てかという質問ですが、別建てです。別の章に規定されています。

それから、2番目の、2018年法と刑法との関係は、2018年法によって刑法が改正されて、その条文が刑法の中に取り込まれたという関係にあります。

それから、3番目の点ですが、先ほどおっしゃっていたとおりです。私人にも告訴権があって、100%それが訴追されますので、それを検察官が形式的に引き取って起訴という形もあると思うんですけれども、とにかく裁判所が受けたと、予審判事が受けたということということになります。

次が、佐藤先生の御質問に関して、サプライズに準強制わいせつ罪のような事案が含まれるかですが、不意打ちと訳されていたぐらいで、急に、いきなりレイプするというようなのももちろん入っています。ただ、2001年に、そういうのばかりではなくて、surprendreという元の動詞がだまし取るということだから、よくよく考えればそれは不同意、全体的に考えれば不同意であり、いろいろな偽計等で同意をだまし取ったような場合がむしろここに入るのだということがはっきり示されました。去年の最高裁などもそういう事例だったと思います。だから、余りそういう事例は実は多くなくて、どちらかという、今までずっと、不起訴だったり無罪になってきたので、フランスでもやはりこういうのは広過ぎるのではないかという議論があったのだけれども、時代が変わってきて、もうちょっと広げる方向にフランスは行っていると思います。

あと、もう一点は何でしたか。

○佐藤委員 欺罔の内容として、一つ挙げていただいているもの以外にどのようなものがあるのかという質問です。

○島岡氏 今言ったような、驚いたような場合とか、準強制性交等に当たるようなものは、ずっと入っていました。医療者がだまして患者をレイプしたりとか、教会の牧師による虐待のような、日本でもよく言われているようなものが入っていました。

次に、金杉先生の御質問に対してですが、もちろん故意犯です、この性的侵害罪は。だから、偽計も故意が必要です。それを争うというのは、もちろんフランスでもあります。ただ、日本と比べると、やはり裁判官が、いや、これは無理もないよねと考えて加害者側に行くのか、それとも、それは通らないだろうと考えて被害者側に行くのかという違いがフランスと日本の大きな違いではないかと思うのです。幾ら本人が知らなかったとか、同意だったと思ったと主張しても、やはり故意の認定は、別に主観ではなくて、客観的状況を踏まえた裁判官による認定ですから、いや、こういう状況で、先ほどの68歳の男性とか、目隠しして、それで何人もやっているではないか、それで自分は知らなかった、同意だったとか言うのはおかしいだろうというふうに裁判官が考えてそれを有罪にするという点が日本と違う。故意犯であっても、故意ではなかったという言い訳をなかなか聞かないというところが違うと思っています。

○井田座長 ありがとうございます。橋爪委員、お願いします。

○橋爪委員 本日はありがとうございます。1点だけ、簡単に質問させていただきます。未成年に対する性行為の処罰ですが、222-22-1条第3項は、15歳未満の者に対する性行為を一律に処罰しているわけではなくて、弁別能力を有しない被害者の脆弱性の濫用が認められる場合に限って処罰をしていると理解いたしました。これらの要件は検察官が証明するのでしょうか。つまり、弁別能力や濫用性の有無については、原則どおり、検察官が証明責任を負うという理解でよろしいでしょうか。

他方で、227-25条では、15歳未満の者に対する性行為の全てが一律に処罰されているように見えます。弁別能力や濫用性の有無にかかわらず、例えば、真摯に交際しているケースであっても、本条の罪は成立するという理解でよろしいでしょうか。

○島岡氏 最初の質問ですけれども、検察官が証明するのが原則なのですからけれども、このような規定ができた、222-22-1条第3項なんかは、やはりそれを緩和する事実上の効果があるというふうに言われています。つまり、推定規定のようになっているので、それは、心理的強制や欺罔が弱くても、被害者に及ぼす権限とか年齢を踏まえ、15歳未満の場合は、そういう脆弱性の濫用があるというふうに推定されるというか。ただ、はっきりと挙証責任の転換と言っていないところがフランス刑法の両方に配慮しているところで、両説あるんですね、これは推定規定だから加害者側が立証しなければいけないのだという学説と、いや、検察官がこれも証明するのだというのと、両方あるのです。なので、ちょっと、どっちかというのは申し上げられないということです。

2番目の点ですが、やはり性的侵害は軽い類型なので、これは一律に、手段要件なくても処罰するというふうになっています。

○井田座長 よろしいでしょうか。これで終了とさせていただきたいと思います。

島岡先生には、本日、お忙しいところ、先進的なフランス刑法の規定について、大変明解な、分かりやすい御説明をいただきまして、また、資料も充実したものを頂きまして、誠にありがとうございました。お話しいただいた内容につきましては、今後の議論に役立たせていただきたいと思います。検討会を代表して重ねてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○井田座長 3番目の方は原田隆之様です。加害者臨床の観点からお話しいただきます。

原田先生には、本日、お忙しいところ、お時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。検討会の座長をしております井田と申します。よろしく申し上げます。ヒアリングに御協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

まず、原田先生から15分程度お話をいただきまして、その後、委員の方から質問があれば、10分ほど質問させていただくという進め方で行きたいと思います。よろしく願いいたします。

○原田氏 ただ今、御紹介にあずかりました原田と申します。今日はこのような大変貴重な機会にお話しさせていただきますこと、非常に有り難く思っております。

今、御紹介がありましたように、私は、性犯罪の加害者に対する臨床を長いことやっております。法務省での性犯罪の再犯防止プログラムの策定、もう15年前になりますけれども、それに関わったり、あるいは、今は民間のクリニックで性犯罪者の人たちの治療を行っております。その中から幾つかお話をしたいと思います。盛りだくさんになっておりますので、早口になりますけれども、御容赦ください。齋藤先生からあらかじめ御質問い

ただいておりますので、それも盛り込んでスライドを作っております。

【性犯罪者の現状：スライド2枚目】（以下、原田氏発言部分中の【 】内は、全て同資料のスライド番号）内容は三つなのですけれども、まず、性犯罪者の実態ということで、加害者のいろいろな問題点ですとか特徴についてお話をします。これは一般的なお話になりますので、その後、少々、多様性があるのだといったこともお話ししたいと思います。三つ目は、今、私が実際やっております再犯防止の取組なのですけれども、これは、本検討会の議題とは少々外れますし、時間もありませんので、資料を御覧いただければ、それでよろしいかと思えます。お話をする時間は、ちょっとないよう思えます。

【スライド4枚目】では、まず、性犯罪者の実態ということでお話をいたします。これは、私が現在病院で治療しております人たち、全体で167名のデータなのですけれども、比較的軽微な、といいますか、刑法ではなくて条例違反の人が多く、例えば、痴漢が40%弱です。それから、風俗というのは、風俗店通いがやめられなくて、いろいろ生活に支障を来している、借金ができたりしているという方、これは、犯罪ではないわけです。「痴漢」と「その他」というところに、一部、刑法犯、強制性交であったりとか、小児性愛であったりとか、そういった人たちが含まれている、こういう内訳になっております。

【スライド5枚目】この人たちのバックグラウンドの変数を見てみますと、例えば、年齢は大体30代半ば、全体で30代、40代の方が4割近くを占めるという状況で、それから、大卒の人の割合が大体50%程度ということです。それから、フルタイムで仕事をしている方が3分の1程度になりますが、これは、事件をきっかけに解雇されたという人が多いので、このような割合になっております。次の、「婚姻状態（未婚）」と書いてあるのですけれども、これは、今、婚姻状態にないという方です。これが7割を占めておりますのも、事件を機に離婚に至ったというケースが非常に多いということです。それから、前科があるという方も7割に上っております。次の重複障害、これは、いろいろな精神的な疾患があるという方で、数パーセントぐらいおられる。それから、痴漢が一番の問題行動であるという方が4割。初発の年齢は、結構早くて、20代前半ということです。最後の「^{スタティックナインティナイン}Statistic-99」というのは、今日お話できませんが、性犯罪者の再犯リスク、これを我々が開発して数値化できる、そういったアセスメントのツールがあるわけなのですけれども、そのスコアが平均で3点以上、大体、低から高リスクという、再犯リスクがその程度という人が平均しているということになります。

【スライド6枚目】この加害者に共通する性犯罪のリスクファクターというのものも、我々はいろいろな研究で導き出しているわけなのですけれども、これは、まず、本質的には、一般の犯罪と大きく変わらないということが分かっています。例えば、性犯罪をする人の中には、再犯で別の、窃盗であったり傷害であったりという、そういう犯罪に及ぶ人も相当な数いるわけですし、ほかのいろいろなリスクファクターは、かなり、ほかの犯罪者、一般犯罪者と変わらないです。ただ、性犯罪特有のリスクファクターもあります。これは、この後、詳しくお話をするところなのですけれども、例えば、よく認知のゆがみなどということをお話しますが、性的な認知が逸脱している、あるいは性的な衝動に逸脱がある。これは、例えば、同意をしないような暴力的な性犯罪であったり、子供に対する性的な衝動であったり、そういったいろいろな性的なファンタジーや衝動を持っているところが、性犯罪特有のリスクファクターであると言えるかと思えます。

【スライド7枚目】このスライドは、一般犯罪のリスクファクターということなのですが、主なものでも八つあります。これを、セントラルエイトというふうに犯罪心理学では呼ぶわけですが、こういう八つが、一般犯罪にも性犯罪にも共通するリスクであるということです。過去の犯罪歴とか、パーソナリティとか、本人の価値観とか態度ですね。それから仲間関係。それと家族の質、教育や雇用、薬物使用、これはアルコールも含まれます。あとは、健全な余暇の活用ができないこと。この八つが、主なリスクになるわけなのですが、今日は、特に心理学的な、このパーソナリティについて焦点を当ててお話ししたいと思います。

【スライド8枚目】パーソナリティというのは、心理学では主に三つの要素に分けるのですが、行動と情緒、それと認知、この三つです。一般犯罪、性犯罪を問わず、反社会的なパーソナリティというものがリスクになるということですが、その中の行動的な特徴としては、社会のルールを軽視して、これを破ることにためらいがないということであったりとか、衝動性、無責任性、虚偽性、うそをつくということですね、こういったことが挙げられます。

それから、感情面の特徴としては、冷酷であって、残忍性があったり、あるいは、共感性の欠如、これは、性犯罪者にも非常に目立つ特徴で、相手の気持ちが分からないということですね。あとは、良心の呵責も欠如しているということも挙げられようかと思います。

それと、先ほど申しました、この認知のゆがみ、認知の特徴としては、先ほどもありましたけれども、社会規範の軽視、これは、要は、本人の頭の中でも社会規範、ルールというものを重要視しないという、ちょっとぐらいいは破ってもいいのではないかと、見つからなければいいのではないかと、こういう考え方、認知をすることです。あるいは、暴力に対しても非常にハードルが低い、暴力を容認するような価値観とか物事の捉え方をします。それと、敵意帰属バイアスといいますけれども、他者の何げない言動に敵意をたやすく感じてしまうという傾向もあります。反社会的な認知のゆがみというところは、特に性犯罪の場合は問題になってくるわけです。

【スライド9枚目】では、この性犯罪者の認知のゆがみにはどのようなものがあるのかというのを、もう少し具体的に御説明します。それが、このスライドなのですが、よく、加害者は、こういったことを言うわけですが、向こうも望んでいたとか、向こうから誘ってきたのだとか、あるいは、露出の多い服を着ているのは、誘っている証拠だとか、あるいは、食事に応じたということは、もうその後、性交渉をしてもオーケーという意味だとか、こんなにも酒を飲んでいるのは向こうが望んでいるのだとか、嫌だと言わないのは同意のサインだとか、嫌と言っても、別に言葉の上だけだというふうに捉えたり、あるいは、女性というものはもともと襲われたい願望を持っているのだとか、親密な間柄であればもうセックスをしてもいいのだとか、それから、一度セックスをしまえばこっちのものだという考え方ですとか、子供にも性的な欲求があるのだとか、こういう、人によって様々ですが、いろいろなゆがんだ認知というものを持っているということがいえます。

【スライド10枚目】それで、ここで私が強調したいのは、こういったものは、もちろん性犯罪者特有なのですが、やはり、一部、社会の中にも、こういったゆがんだ認知が共有されている、場合によっては、法執行機関ですとか司法関係者の中にも、こういう認知をある程度共有している人がいるかもしれないということです。例えば、世間でも、

被害者を責めたりとか、あるいは多少のことで騒ぎ立てるなど言ったりとか、もっと抵抗すべきだったのではないかと、今頃になって何で騒ぎ立てるのかとか、あるいは、被害者というのはよくそれを言うのだと。実際、うその申告とか、あるいは、大げさに被害を言うという人もいるのですけれども、ごく少数であって、これは、別に性犯罪に限ったことではなくて、ほかの犯罪も同様だということも分かってきています。まさに、この本当にごく少数の人たちであるわけですけれども、それを一般化してしまうということです。ですから、今後、例えば、刑法の改正で不同意性交罪などができたとしても、それに対して、先ほど申し上げたような加害者の心理状態、それから、一般の人の心理状態、こういったものをよく理解して、一般の人にもこういうものを啓発するということが重要なのではないかというふうに考えます。

【スライド1 1枚目】そして、犯行に至る際の心理なのですけれども、やはり、加害者といえども、発覚を恐れるというのは当然のことです。そして、加害行為を成功裏に遂行するために、いろいろなことを行います。それが、主なものを三つ書いてありますけれども、段階的な犯行、それから、被害者の選択や関係作りということ、それから、中和や合理化ということです。これを簡単に御説明します。

【スライド1 2枚目】まず、段階的な犯行というのは、これは、全員が全員そうではないのですけれども、軽微な犯行から徐々にエスカレートしていくことです。言葉は悪いですが、比較的軽微な行動でまず犯行を練習してみる、これでばれなかった、では、大丈夫だということでもた次へ進んでいって、より刺激的な行動を求めるといった傾向が、一部の人にはあります。

そして、その中で、自分の中で成功した性行為を反芻するといいますか、その後でも何度も思い返して、それでマスターベーションしたりとか、ファンタジーにふけるということがあるわけです。ほかにも、アダルトサイトなどで自分のそのファンタジーを強めていくという、そういった傾向もあります。このアダルトサイトとかポルノというものは、犯罪自体を喚起するというよりは、もともとそういった認知のゆがみであるとか、犯罪傾向がある人を、より実行に至らせるリスクが大きいということが言われています。

それから、先ほどセントラルエイトで申しましたけれども、仲間集団がいることが、よりリスクを高めます。これは、現実の仲間関係ということもありますけれども、オンラインでいろいろ情報交換をしたりとか、あるいは、自分の犯行を自慢したりとか、こういう仲間がいることは、非常に危険であるということが言えます。

【スライド1 3枚目】それから、被害者の選択ということに関しましては、やはり、多くの場合、見知らぬ人に加害行為をするというよりは、何らかの関係性を作る、その関係性の中で加害をするということが、非常に多いということも分かっています。そこで、被害者の弱みに付け込むということがあるわけですけれども、例えば、何らかの障害を持っている方にその障害に付け込んで加害行為をするとか、あるいは、未成年者、十分な判断力のない子供に付け込むとか、それから、自分の力関係や社会的な立場を悪用したり、あるいは、被暗示性の強い相手、非常に自分の言いなりになりそうな人を上手に見分けて、そして、一種のマインドコントロールのような形で相手が抵抗できないようにする、心理的な支配をするということです。それから、おとなしい相手とか、セックスワーカーといった人たち、そういう人たちの弱みに付け込むということも、よくあるケースです。そうす

ると、この場合も、そもそも被害者には同意ができないということ、それから、はたから見ると、一見、同意をしているけれども、それが本当に自由意思による同意なのかということが、極めて疑わしい場合もあります。こういうところも、それぞれの事件の中できちんと見ていかなければ、その同意というものの意味を取り違えてしまう。そういう危険があるのではないかとこのように考えています。

【スライド14枚目】この多様性ということなのですが、【スライド15枚目】たくさん列挙しましたがけれども、認知のゆがみには、二つぐらいのパターンがあるということも分かっております。これは、本人が心からそう思っているというか、心理的には病理が非常に深いわけなのですがけれども、先ほど言ったような、相手が悪いのだとか、相手が誘っているのだということを、本心からそう思い込んでいるような場合があるわけです。そうすると、取調べとか裁判の過程で、本人はそういうふうにするわけなのですが、本心からそう思っているわけですから、非常に迫真があって、周りも、「ああ、そうなんだ。」というふうにだまされてしまうケースというのはすごく多いのではないかと。こういうタイプは、相手の表情やノンバーバルなサインが伝わらない、相手が嫌がっていたり恐怖を感じていたりとかしても、それ自体も分からないというタイプがいます。

もう一つの中和の技術というのは、自分の罪悪感を中和するというタイプですが、自分が悪いことをしているということを知っていて、それを意識的に、あるいは、無意識的に打ち消そうとして、先ほどの認知のゆがみを悪用するというタイプもあります。

【スライド16枚目】非常にリスクの高い性犯罪者の中には、先ほども少し言いました、相手の表情が分からない、恐怖とか不快とか拒絶みたいなものの表情が分からない。我々一般の人々は、それが分かれば、自分の暴力的な行為にストップがかかるというふうな、脳の仕組みができていますけれども、特に粗暴な犯罪者の中には、そもそも相手の表情を読み取れない、そして、ストップがかからないというふうな、これは、共感性の欠如とも言えると思いますけれども、そういった脳機能の異常があるのだということも言われているわけです。

【スライド17枚目】このように、いろいろな性犯罪者のタイプ、特にこの四つに分けた中で、上の二つは、割と自分の問題にも気づいていて、もう性犯罪をやめたいと思っている。病院に通ってこられている方は、上の二つのタイプだと思いますけれども、下の二つのように、パーソナリティやいろいろなゆがみが大きくて、なかなか治そうとも思わないし、そもそも、自分が間違っているとも思わない、こういうタイプもいる。これが、もちろん、よりリスクが高いということになるわけです。

非常に早口で駆け足になりましたけれども、以上で用意していましたプレゼンテーションは終了いたします。

○井田座長 先生、ありがとうございました。

それでは、委員の中で御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○齋藤委員 原田先生、今日は本当に貴重なお話をありがとうございました。

1点お伺いしたいのですが、先ほど加害者は被害者について、未成年者であるとか、マインドコントロールしやすそうな相手であるとかを選んでいくというお話がありましたが、これは、加害者は、自分がその人を利用しやすそうだと思うと意識的に選んでいるのか、それとも、余り意識していないけれども、結果的にそういう人たちを選んでしまうの

かというのは、どちらになるのでしょうか。

○**原田氏** ありがとうございます。これも、やはり性犯罪者の多様性ということになるかと思えますけれども、例えば、痴漢をするような人は、周りにたくさん人がいる場面でやるわけですから、なかなか発覚しそうでない相手、おとなしそうな人、制服を着ている学生さんのような人を、やはり、意識的に選ぶということが多いかと思えます。性犯罪者と接したときに、その者から言われるのは、やはり、「自分の好みの相手がいた。」とか、「おとなしそうな人がいたから。」というふうな、これは無意識的にはあっても、やはり、何らかの選択をしているのだろうということで、ただ、もちろん無意識的にという場合もありますけれども、やはり、多くの場合は、何らかの選択ということが働いているし、ここで関係作りということを示しましたけれども、性犯罪に至る前に、言葉は悪いですがけれども、そのターゲットを定めて、そして、いきなりというわけではなくて、それなりの人間関係のある程度作った上でということもかなりあるかと思えますので、多くのケースにおいて、こういうふうな、無意識的にはあるかもしれませんが、被害者の選択ということとはなされているのではないかなというふうに考えます。

○**宮田委員** どうもありがとうございました。一つ質問させていただきます。認知のゆがみのパターンについて御説明をいただきました、情緒的に非常に問題があるタイプについて、感情が動かない、共感性の欠如、あるいは表情を読み取れないという原因として考えられるもの、先生のレジュメの中には、大脳辺縁系の扁桃体の機能異常ということを書かれていましたけれども、私たちが弁護をやっているのが、発達障害、知的障害があるケース、あるいは加害者自身が虐待を受けるなどして、共感性が非常に乏しくなってしまうケースを見たりするのです。認知のゆがみで、本心からそう思っているタイプの、認知のゆがみが生じる原因について、もう少し詳しく教えていただければと思い、質問させていただきました。

○**原田氏** これも、やはり、今、先生も幾つか列挙されたように、非常に多様であると思えます。一番重いケースを私は申し上げたのですけれども、これは、ある程度生来的なものになります。あるいは、虐待とかそういったところでも生じるかと思えますけれども、大脳辺縁系の機能異常ということですね。これは、一番重いケースであって、そうではなくても、例えば、その本人が生育していく中で、孤立して人との深い接触がないという場合にも、なかなか表情を読み取れない、共感性が育たないということもあります。ですから、これも本当にグラデーションみたいな形になっておりまして、一番重いのが、そもそも脳の機能障害があるというタイプで、そこから、いろいろ、発達障害の方であったりとか、あるいは、病的なものはないけれども、非常に対人関係が苦手な人との接触がなかったからそれが育たなかったという、いろいろな原因なり、パターンなりがあるかと思えます。

○**金杉委員** 本日はありがとうございます。一点質問です。性犯罪の重罰化や、あるいは、これまで刑罰とされていなかった行為が刑罰化されるということに抑止力があるかどうかという観点から、教えていただきたいと思えます。加害者が発覚を恐れて、加害行為を成功させるために様々なことを行うというお話がありましたけれども、その発覚を恐れるという部分に、刑罰を受けることを恐れてという意識が加害行為の当時に加害者にあるのかどうか、先生が臨床の経験の中で、その点を意識されているな、あるいは平成29年の改正

によって刑が重くなった，だからますますやめないといけないのだというようなことがあったかどうか，その点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○**原田氏** これも，やはり，グラデーションがあるといいますか，やはり，一番重い，非常に心理的な問題の大きな人は，もちろん頭の中で分かっている，自分は大丈夫だというふうな，これも一種の認知のゆがみですけれども，見つからないだろう，うまくやれば大丈夫だろうということで，非常に刑というものを軽く考える。なかなか発覚しないだろうと。発覚を恐れているいろいろなことはやるのですけれども，それでも発覚しないだろうという，非常に悪い意味の楽観性みたいなものが，やはり，問題性が大きくなるほど強くなるかと思えます。ですから，こういう人ほどなかなか抑止力というものが効きづらいという面も，残念ですが，あるかというふうに思います。

○**山本委員** 貴重なお話をありがとうございました。資料の15ページの認知のゆがみのパターンについてお伺いしたいと思います。本心からそう思っているタイプで，相手の意図を理解できない場合，加害者は同意だと思っている，それが，加害者の誤解であっても，加害者は本心からそう思っていて，被害を受けた人にとっては全く同意もなく強制されているものとして扱われたというようなことである場合，たとえ裁判にかけられて有罪になったり無罪になったりしても，本人の中では認識は変わらない，変わり続けられないものなのか，それとも，裁判や治療教育などの結果，認識が変わっていく可能性があるのかということについて，お伺いしたいと思います。

○**原田氏** やはり，先ほどから申し上げているようなグラデーションの一番重いタイプ，この人たちは，例えば，反社会性パーソナリティ障害であったり，サイコパスというふうな，そういう診断もつくようなタイプの人であれば，なかなか今おっしゃったような問題性の変容というものは，現時点では非常に難しいという現状がございます。ただ，そういった人たちは数としては極めて少ないので，それ以外の人，先ほど発表の中では飛ばしてしまったのですけれども，例えば，共感性とか表情を読み取るスキルというものは，ある程度，教育は可能です。

ですから，これも今日お話しできなかったところですが，刑罰に加えて，刑務所の中，あるいは，外に出てから，何らかの治療を施すということ，それによってこの本人の問題性をなくしていかなければ，なかなか再犯というものは防止できないというふうに，私はかねがね考えております。その点で，非常に問題性が重い一部の人を除けば，この問題性の改善というものは，時間はかかるケースもありますけれども，ある程度はできるのではないかというふうに思います。

○**山本委員** ありがとうございます。加害者にとって，性加害が利益のある行動であるうちは，なかなかその行為を手放すことが難しいかなと思いました。出所した後の治療や，見つかった後の治療が大事ということは，そこで，性加害行動を手放した方がよいという加害者にとってのベネフィットが与えられ続けていくことが重要ということで理解してもよろしいでしょうか。

○**原田氏** そうですね，おっしゃるとおり，本人の中の価値観であったりとか，そのベネフィットと，プラスとマイナスのいろいろな価値の構造を変えていくということが，非常に重要になってくるかと思えます。

○**上谷委員** 分かりやすいお話，ありがとうございました。

先生に頂いたスライドの17枚目なのですが、犯行パターンが四つあるのですが、まず、この四つで、下に向かっていくに従って治療が難しいという理解でいいのかというのが1点と、それぞれのパターンについて、割合ですね、何々型は大体何%というのがもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○原田氏 そうですね、下に向かって行くほどというふうな、きれいなグラデーションではないのですが、大きく分けて上の二つは、本人の中にも問題性が理解できて、そして、治療に対するモチベーションというものが湧きやすく、下の二つは、難しいタイプであり、この二つの中では、一番下のものが、やはり、一番問題性も大きくて、それを改善することも難しいと思います。

割合ということについては、ちゃんとした数字に分けて検討したデータがありませんので、なかなか一概には申し上げられません。やはり、問題性が大きい人は、先ほども少し言いましたけれども、割合にしては、それほど多くないという程度のことしか、今のところは、具体的なデータがありません。

○井田座長 それでは、時間もまいりましたので、これで終わりとさせていただきたいと思います。

原田先生には、本日、お忙しいところ、私どもにとって大変示唆に富むお話を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。お話しいただいた内容につきましては、今後の議論で大いに活かしていきたいと思っております。検討会を代表して重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○井田座長 4番目の方は、後藤貞人様です。刑事弁護の観点からお話をいただきます。

後藤先生、本日は、御多用中のところ御出席賜りまして誠にありがとうございます。検討会の座長をしております井田と申します。よろしく願いいたします。

○後藤氏 こちらこそよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○井田座長 ヒアリングに御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日は、まず後藤先生から15分ほどお話を頂戴いたしまして、その後、委員の方から質問があれば、10分程度御質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○後藤氏 【刑事弁護人の立場から見た各論点への懸念：スライド3枚目】（以下、後藤氏発言部分中の【 】内は、全て同資料のスライド番号。）どのような犯罪でも、無罪を訴える人たちの弁護がたやすかったことは、今まで一件もありませんでした。取り分け、その罪が性犯罪である場合には、最も困難な弁護となります。性犯罪は憎むべき犯罪です。起訴される事件の多くは、被告人とされた人自身が犯行を認める事件です。しかし、「私は無罪です。」と訴える依頼人がいます。そして、その訴えが真実ではないかと思われる事件があります。ところが、そのような依頼人を救うのは至難の業です。その困難さを理解してもらうために、私が弁護人となった例を簡単に紹介したいと思います。

【スライド4枚目】ある少女が、14歳のときに、同居の親族から強姦や強制わいせつをされたと告訴しました。少女によれば、11歳のときから強姦や強制わいせつをされていたというのです。依頼人は、「架空の話だ。私はそんなことはやっていない。」と強く否定していました。

【スライド5枚目】一審判決は、ここに記載したとおりです。弱冠14歳の少女がありもしない被害をでっち上げてまで告訴するという事自体、非常に考えにくい。そして、そ

のような希有なことがあるとすれば、特殊な事情がなければならぬけれども、本件全証拠を子細に検討しても、そのような事情は一切認められない、こう言われたのです。

【スライド6枚目】そして、言語道断な犯行を犯しながら被害者を誹謗中傷していると強い口調で非難いたしました。懲役12年の判決でした。

【スライド7枚目】控訴審判決も同じでした。上告審は三行半でした。判決確定から3年後、少女は成長いたしました。そして、強姦や強制わいせつが虚偽であったことを、親族に告白します。彼女は、私にこういうふうに説明してくれました。どうして虚偽の話をするようになったのか。実は、おばに、依頼人からお尻を触られた、依頼人本人に聞いてみると、実際は叩いたということですが、そういうふうに言ったところ、それを伝え聞いた母親から、ほかにされたことはないか、ないかと責め立てられて、だんだんと強制わいせつや強姦をされたことになったと説明してくれました。

再審の申立てをしました。検察官の調査によっても、動かし難い証拠があったとされ、それで少女の被害申告が虚偽であったことが明白になりました。逮捕から6年半後、ようやく依頼人は刑務所から出ることができました。

もう一つ、ある会社の課長代理による業務提携先の従業員に対する監禁強制わいせつ事件とされる事件がありました。仕事上優位な立場にあることを利用して脅したり、腕をつかんで引っ張るなどしてラブホテルに連れ込んで監禁し、その室内で強制わいせつ致傷をしたとして起訴されました。依頼人は、否定していました。第一審の判決は監禁罪、強制わいせつ致傷罪ともに有罪でした。腕をつかんで引っ張って連れ込んだ様子に関するホテルの従業員の証言もありました。

控訴審で別の従業員が証言しました。ホテルの入口でもめていたら鳴り続けていたはずのブザーが、その日、それほど鳴り続けていなかったということを、その日のフロント係が明らかにしてくれました。控訴審判決は、出勤表、従業員の証言等を基に、被害者の供述に誇張の疑いを認めました。そして、監禁罪を無罪としました。しかし、室内での強制わいせつ致傷罪は一審のままでした。

【スライド8枚目】二つの事件は何を教えているのか。少女の事件は、存在しなかった強姦が刑事事件とされることもあり得ることを教えています。そして、それが全くのうそであったとしても、一旦少女によって語られると、そのうそを見抜けないことを示しています。起訴した検察官、そして、地裁、高裁、最高裁、合計12名もの検察官と裁判官が少女のうそを見抜けなかった、そういうことです。ホテルへの監禁の疑いがあるとされた事件は、被害者が誇張をして申告することがあり得ることを教えています。うそや誇張で有罪となってしまった人がこの2人だけだとは到底思えません。どのような犯罪でもえん罪がありますけれども、性犯罪もその例外ではないのです。

【スライド9枚目】次に、不同意性交罪についてお話ししたいと思います。

【スライド10枚目】暴行・脅迫は、内心の出来事ではありません。被害者が認識できます。加害者も認識できます。しかし、内心は外部には見えません。【スライド11枚目】内心が不同意でも気付けない場合があります。事実は不同意だったのだと内心についてうそをつかれても、証拠に基づく反論が困難です。外部的な行為の存否ではなくて、内心だけで決することは、えん罪を生む危険性があります。

【スライド12枚目】それでは、不同意の内心を外部に表示した場合は、暴行や脅迫と同

じかというのが次の問題です。注意すべきは、不同意を表す言葉は、暴行や脅迫のようにそれ自体が犯罪であると何人にも認識されるような行為と同質ではありません。不同意性交は、犯罪の成立を被害者の内心に係らせようとするものです。【スライド13枚目】人の内心ですから、受け入れるという気持ちと受け入れたくないという気持ちが同時に存在したり、条件付きで受け入れるという気持ちになっているときの条件が曖昧であったり、出来事の途中に気持ちに変化することもあります。もし、不同意性交が罪とされるようになると、同意の有無について客観的な証拠が乏しい事案がむしろ多くなることが想定されます。客観的な証拠が不十分であるにもかかわらず、検察官が被害者の供述を信用して起訴に踏み切る、そして、裁判官も同様に被害者の供述を信用し、被告人の供述の信用性を否定して有罪とする危険は少なくないと思われるのです。少女の事件は、そのことを示しています。

【スライド14枚目】次に監護者要件の緩和についてお話をしたいと思います。

【スライド15枚目】スポーツのコーチと選手、学校の教師と学生、職場の上司と部下等の一定の関係性がある場合に、その関係性を利用して性的行為に及ぶことは相当数ある、そうだと思います。ただし、関係を利用するといっても、その利用は千差万別です。これらの人の間に、恋愛感情が生じることもあるのです。暴行・脅迫要件を外した上で、このような関係性に伴う影響力に乗じたというだけでその性的行為を犯罪とすれば、処罰の対象は広がるでしょう。その関係にある人が合意の上で性的行為をしたと想定しても、関係性に乗じて性的行為をされたと申告され、起訴されると、関係性は簡単に立証されます。そうすると、実際の裁判では、その行為が関係性を利用していないことを被告人とされた側が立証しなければならない、そうなります。立証責任が、被告人・弁護側に移るようなものです。

前回の改正で、監護する者が影響力に乗じた場合に限定しました。監護者、例えば親の、被監護者、例えば子に対する性交は、典型的に不同意が推認される、あるいは擬制されると言った方が正確かもしれません、そういう関係にあります。しかし、これに対して、コーチや教師の場合はそうとはいえません。

【スライド16枚目】次に、司法面接についてお話をしたいと思います。

【スライド17枚目】司法面接には、大きくいうと二つの問題があります。一つは、そもそも司法面接が理想的であり得るのかという問題です。もう一つは、司法面接を主尋問に代替すると、主尋問と反対尋問が同時にされないということが起こります。これが弁護上どういう問題を起こすか、事実認定上どういう問題を起こすかは、深刻な問題だと思われる。

【スライド18枚目】実際にどういふ司法面接が今までの裁判に表れているかということ、簡単に御紹介したいと思います。もちろん、出来事のあった3日後にされた優れた例も紹介されています。しかし、司法面接がいと酷評されているのも出てきているのです。問題は、事前にある程度、警察官が捜査をすることです。そういう捜査情報を知った検察官が面接をします。そのときに、検察官は、客観的証拠と違っていたらすり合わせをしようとする、矛盾部分が生じたときにそれを修正しようとする、そういうことがどうしても起こってしまう、そういう実例が報告されています。

【スライド19枚目】それでは、理想的な司法面接は実現できるかです。ちょっと考えて

みたら分かるのですけれども、年少者が強姦の被害に遭ったとします。多くの場合、その被害は、最も身近な母親等に相談するでしょう。相談をされた母親が何をされたかを聞くはずですが。再審無罪となった少女の事件の母親がその例です。面接までに汚染が避け難いのです。汚染と言って、皆さん、お分かりいただけると思います。しかも、この司法面接以前の状況が可視化される保証はどこにもないのです。司法面接自体を考えても、幾らプロトコルを厳密に定めても、それが守られる保証はありません。裁判所に表れた司法面接なるものの実情は、先に触れたとおりです。そもそも、中立的な機関ではなく捜査官が、その捜査官のうちの検察官が行う司法面接なるものが、公正なものかという問題もあると思われまます。

【スライド20枚目】もう一つの問題は、司法面接の時期と反対尋問の時期が違うことから来ます。通常の刑事裁判では、主尋問のすぐ後に反対尋問をするのが原則です。例えば、「あなたは先ほど何々と言いましたね。本当ですか。本当はこうではありませんか。」、こういうふう聞いていく。それによって、事実認定者に、この人がうそを言っている、あるいは、この人が客観的な事実と反することを言っている、この人が前に供述したとことと違うことを言っている、ほかで言ったことと違うことを言っていることを示す。そういう聞き方が、反対尋問の基本的な技術の一つとされています。

もし、主尋問と反対尋問を同時にしているときに、主尋問で記憶があるとして話していたのに、反対尋問で、「いや、記憶がありません。話したくないです。」と言えば、普通は、それ自体が不自然な供述で、主尋問で言ったことも信用されないということになるでしょう。ところが、主尋問を司法面接で代替すると、反対尋問では、「司法面接時に何を言ったかの記憶がない。」と答えられることも想定されるのです。さらに、「事実そのものの記憶がない。」、「思い出したくない。」、「思い出せない。」という証言になる例も、多数想定されます。反対尋問に対して、「思い出したくない。」と言うだけならまだしも、「今はよく覚えていないけれども、司法面接でありのままのことを話しました。」「思い出したくないから忘れるようにしていたので、今ははっきり言えませんが、司法面接ではありのままのことを話した。」、このように答えることが起こります。これでは、法が予定し裁判制度が予定した、真実をあぶり出すために反対尋問がいかに重要であるかとされている反対尋問が機能いたしません。

【スライド21枚目】司法面接で語られたことが真実であることを前提にすれば、被害者の負担を軽減することになります。それはそうなるべきかもしれませんが、しかし、真実が語られていない場合は、真実を語っていない負担を軽減すべきではないのです。少女のうそによって、無罪を訴えたけれども、それが言語道断と非難された依頼人は、証人の精神的負担の軽減なるものを受け入れることはできないでしょう。

証人の供述のみによって立証される事実に関する限り、それは、公判で被告人と面と向かい、被告人の存在する場所で証言し、そして、被告人に反対尋問の機会を与えられた証人によってのみなされるべきであるのが原則です。ビデオリンク方式でもその原則に反しないというのが最高裁の判例です。しかし、法廷外の場所で過去に行われた面接をそのまま主尋問として証拠能力を認めるとするのは、この原則に反することになる、この原則を否定することになると思います。

訴えられている被害の凄惨さに目を奪われて、被害者に精神的負担をかけまいという思い

が、厳しく吟味しないまま信用性を肯定して起訴し、有罪ということにつながるということが否定できません。少女の事件がそのことを示しています。しかし、性犯罪についても虚偽の申告がないと言うことはできません。えん罪が作られても仕方がないと言うことはできないのです。

○井田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○上谷委員 先生、どうもありがとうございました。

司法面接についてちょっと伺いたいのですけれども、司法面接は、そもそもえん罪がきっかけとなり、えん罪を防ぐためにできた制度と理解しているのですが、今、何度も繰り返し供述調書を取るという手法が取られていることと比較しても、司法面接の方が、記憶の汚染、供述の汚染を防ぐという面では優れているのではないかというふうに私は思っているのですが、先生は司法面接の有用性ということについてはどのようにお考えなのでしょうか。

○後藤氏 まず、えん罪を防ぐためにというのは、それは少し違うと思うのですよ。二つの意味があるのですね、負担の軽減と、えん罪を防ぐというか、事実を聞くという二つの側面があるのですね。えん罪を防ぐと言われた、そちらの方にしたら、私は、基本的に今の御意見に賛成です。しかし、問題は、それに証拠能力を付与してしまうということなのです。私が申し上げたかったのはそういうことです。司法面接的手法、あるいは司法面接で早い段階で、むしろ捜査官ではなしに他の福祉施設の人などが事情を聞いて、それを基にして、これを刑事事件とすべきかどうか、どういう事件にすべきかどうかというところに使うこと、それは非常にいいことではないか、そういうふうに思います。

○小島委員 ありがとうございます。まず、性的行為には、自由意思との関係で、暴行・脅迫による性的行為、暴行・脅迫はないけれども相手の明確な拒絶がある場合、拒絶が明確ではない性的行為、完全に合意がある場合と、四つの類型があるのではないかと考えています。先生の今回のお話で、相手による明確な拒絶がある場合の性的行為について、暴行・脅迫という外部的行為がなければ処罰の対象にすべきではないという御意見なのでしょうかというのが第1点です。

それから、第2点としては、拒絶が不明確であったとしても、自由な意思形成を阻害する事由がある場合、例えば、威迫による場合、偽計による場合がある。あるいは、強制された合意による場合。民法学者の内田貴先生はこのような場合を、「強いられた同意」型のセクシュアル・ハラスメントとして類型化しています。いずれも、社会的、法的には有効な合意があるとはいえない場合です。合意が形成されるプロセスに注目すると、合意に瑕疵がある場合には、意に反する性的行為であるといえる。これは違法で不当な行為だと思うのですけれども、このような場合であっても、内心は分からないから、処罰の対象とすべきではないという御意見なのでしょうか、というのが第2点目です。

第3点は、性被害を受ける人々というのはバルネラブルな人、つまり、脆弱性を有する人々がいます。構造的にバルネラブルな人として、子供だとか障害者だとか、セクシュアルマイノリティーの人々だとか、社会関係的にバルネラブルな人として、雇用関係とか教育関係、教師と生徒の関係とか、親子関係、そういうバルネラブルな人々がいる。現行の刑事法の内容や手続では、こういう人々の被害がこぼれ落ちてしまうのではないかと、これ

をやはり刑事法の中にすくい上げて処罰の対象にすべきではないかと思います。

先生は、現行刑法の改正については、えん罪を生む危険があるということで、こういう構造的、関係的バルネラブルな人々の性被害について、刑事法というのはこれを考慮の必要がないということなのか。被疑者・被告人の利益が最優先だというお考えなのか。その辺のところを伺いたいと思います。バルネラブルな人々の立場、状況を考慮に入れた手続きこそが適正手続ではないかと考えているので、お答えできる範囲でお話しいただければと思います。

○後藤氏 前提として、刑事裁判の実務に携わっていて、そういうバルネラブルな人たちが完全に取り残されて、そういう人たちに対する性犯罪が処罰されていないかという、決してそのようなことはありません。それは、どの本にも書いてありますけれども、暴行・脅迫要件という、外部に明白に分かる要件を満たすかどうかという観点からではあるけれども、目に見えて誰もが暴行・脅迫と思えるようなものでなくても、実際に四囲の状況とかによって暴行と判断できることはあるというのが判例の立場であるし、実務の立場です。

だから、意思が明確でなければ、あるいは明確に外部に表示されていなければ処罰されなくてもいいと私は言っているわけではありません。もちろん、不同意の性交がよくないことは当たり前の話です。倫理的には許されません。しかし、それを内心に係らしめると、どうしても不明確な領域が出てしまう。それを非常に明確にできるのなら、それは考えることはできるでしょうが、どうしても内心をターゲットにすると不明確なところが出てしまうのです。今の刑法は、外をやっているわけですよ。暴行・脅迫。ただし、実際には暴行・脅迫と思えない、例えば、私がやった事件でも、服を脱がせるというのが暴行とされることがありました。普通であれば服を脱がせるというのは性行為に伴うでしょう。自分で脱ぐこともあるでしょうけれども、相手が脱がせることもある。それを暴行だと。それが何で暴行かという、四囲の事情を見ていったらそうなる、そういうふうには判断されます。それでも、そっちの方がまだしも明確だと。私は、境界が非常に明確な定め方をできるのであればいいけれども、本当にそうなるのかということを考えるべきだとは思いません。

それから、2番目のお話は何でしたかね。

○小島委員 拒絶が不明確であったとしても、相手方の自由な意思形成を阻害するような形で合意が取られる場合、例えば、威迫だとか偽計だとかそういう場合について、合意が形成されるプロセスでいうと、真の合意ではないわけです。そういう場合について、処罰の対象とすべきではないでしょうか。

○後藤氏 そういう場合であっても、内心を対象にするのではなしに、外部的な行為を対象にして、その中に考慮されるというのは当然出てくると思います。そちらの方がより明確だと僕は言っているのですよ。内心を対象にするか、外部的な行為を対象にするか、どちら側からも近づいていくわけです。内心を対象にするといったって、私は拒否していましたがと言っただけで、はい、終わりというわけでは、もちろんないですよ。当時の状況とか、いろいろ出てくるわけです。暴行・脅迫といっても、殴ったり蹴ったりしませんでした、はい、終わりというわけではないのです。そういう意味で、どちらの方が境界が明確になるかということ、私は申し上げているのです。

それから、3番目の点については、一番最初に私が申し上げたとおりです。答えになって

いるかどうか、よく自信がありませんけれども。

○小島委員 不同意性交というのはドイツ型を考えていらっしゃるのですか、先生のイメージとしては。

○後藤氏 いや、ドイツ型でもイギリス型でもありませんけれども。

○井田座長 あと3人ほどの委員の方の御質問がありますので、まず3人の委員の方に続けて手短かに質問していただいた後で、後藤先生にまとめてお答えを頂くということにしたいと思います。

小西先生、川出先生、齋藤先生の順で、御質問をお願いできますでしょうか。

○小西委員 私は、ちょっと別の観点から伺いたいと思います。虚偽の訴えというのがほかの犯罪と同じぐらいの割合、2%から6%と本には書いてあったりしますが、あるというのはそのとおりだと思いますし、そういうものは防がなくてはいけないと思うのですが、この14歳の子供の例は大変パルネラブルであるというふうに思うわけです。私は、精神科医であり、被害者の心理について考えているのですが、先ほどもちょっとこの会でお話ししましたが、非常に回避的で、かつ親との関係が微妙で、服従しているところもあり、反抗しているところもあり、事件のことについても、考えるのが嫌だったり、それから、考えるのを避けたり、そういうことが非常に多く起きてくる年齢で、難しいと思うのです。こういう年齢で、しかも、扱いが困難なケースということになった場合は、その周りにいる全ての人が、やはり、専門家としての知識を持っていないといけないと思うのです。今、司法面接が話題になっていますけれども、司法面接だけではなく、司法面接が万能なわけではありません。それは、単なる法曹資格ということだけではなく、裁判官も検察官も弁護士さんも警察官も含めて、こういう年代の子供で、被害に遭ったかもしれない子供が一体どういう心理にあって、どういう行動をして、どういう言語を使って話すのか。それから、どういうことに脆弱なのかということを知らなくてはいけないと思うのです。実際に専門の人が必要だとするようなガイドラインなどもございますね。そうだとすると、そのことについて、こういう専門の人たちを準備するということについて、先生がどう思われるかということと、こういう困難なケースについて、弁護士会でどういうふうに専門的な研修をしていらっしゃるのかということについて伺いたいと思います。

○川出委員 後藤先生、どうもありがとうございました。司法面接に関して、1点お伺いしたいと思います。スライド資料の中で、司法面接を主尋問に代えると、信用性判断に必要な反対尋問ができないということをお書きになっておられます。司法面接の対象となるような年少者については、時間がたってしまうとよく覚えていないという事態が生じるということが、司法面接という手法がとられる理由の一つとして挙げられます。そうだとしますと、そのような年少者について、主尋問を仮にやったとしても、スライド資料の反対尋問のところに書かれているような、結局よく覚えていないというふうな答えにならざるをえないように思います。そうではなく、そのような答えになるのを避けようとするれば、証人となる年少者に主尋問前に司法面接の録音・録画記録を見てもらって、記憶を喚起してもらおうこととなりますが、その場合、証人は、過去の出来事について記憶を喚起するというよりも、録音・録画記録に記録されていることを自分が言ったということを思い出して主尋問に答えるということになるように思います。そうすると、前者のように、主尋問で覚えていないという答えをした場合は、結局、2号後段で録音・録画記録が出てくるとい

うことになるでしょうし、後者の場合は、主尋問では、録音・録画記録どおりのことを証言するわけですから、いずれの場合も、結局、司法面接の結果を主尋問に代えているのと実質は同じことになってしまうように思います。そうだとしますと、反対尋問の有効性という観点から見て、司法面接が行われた事案で、主尋問を行うことが、司法面接の結果を主尋問に代えることとどのように違うのか、弁護人のお立場から、お考えを聞かせていただければと思います。

○齋藤委員 貴重なお話を本当にありがとうございました。質問の観点は、小西委員と大分似ているかなと思うのですが、質問の前に1点お伝えさせてください。先ほど、脆弱性のある人たちが取り残されているかという、そうではないというお話もありましたが、支援側からすると、取り残されている事案をたくさん知っております。そして、多くの事案が取り残されていることは、司法判断について個人の判断で境界が変わっているところによるのではと思うので、もっと境界について、明確な要件を他にも具体的に考えていきたいということについては共通しているのではないかなということを感じました。14歳の少女の事件について繰り返しお話をされておりましたけれども、これは前回の刑法改正より以前の事件で、ということは、刑法というよりは手続の問題が大きかったのではないかと考えるのですが、小西委員がおっしゃっていたように、きちんと知識を持って関わるということも大事でしょうし、それ以外にこういう手続があったならとか、こういうことが違ったならばえん罪が防げるのではないかということについては、どのようにお考えでしょうか。

○後藤氏 手続的な、私の最も専門とする領域の話からしたいと思います。川出先生のお話ですけれども、これは、結局、どういう視点で見えるかですよ。私は弁護士です。弁護人です。国家から一人の人が、私は無実なのに、それを有罪だとされて逮捕され、起訴されている。その人をいかに救うか、その場面で、反対尋問をきちんとやれるかという問題です。先生がおっしゃるように、年少者が司法面接から時を経て、主尋問でよく覚えていないと言われることはもちろんあるでしょう。しかし、それは誰の問題ですか。被告人の責任ではありませんよ。被告人が責めを負うべきではありませんよ。それを2号後段書面で出てくるのではないかと、そう言われますけれども、それ自体、私は強い懸念を持っています。2号後段でそんな簡単に出てきていいのかと。そもそも、我が国で、2号後段でどれだけのえん罪が生まれているかと、私はそう思いますよ。生まれていると思いますよ。そういう問題があると。

それから、さらに、司法面接と称して非常に優れた、例えば、仲真紀子先生が司法面接をやってくれて、それを見せてくれたら、「ああ、これは分かった。」「君、それは駄目だね。」「あなたは、これ、争っているけれども、やはり、こっちの方が本当ではないか。」と言って、本人とも話はできることもあります。しかし、どんな司法面接でもそうかという、決して、そうではないです。だから、2号後段書面で出てきたら、その特信状況を争うということになると思います。それは汚染の問題であったり、面接の手法であると思います。

しかし、少なくとも主尋問として初めから証拠能力があるのと、よく分からない、覚えていないと言って、特信状況について争われてそれが出てくるのでは、全然証拠としての価値が違うと思うのですよ。だから、私は主尋問に代替するなんてとんでもない、それは、

あなたがやったと指弾するその人の前で、本当に私の目の前で私を罪に陥れるうその話をあなたはできるのかという被告人の権利、古典的な権利、それから遠く離れてしまうのではないか。もちろん、年少者、それで弱い人を保護するというのは大事なことです。私は、それは全然反対しません。そうすべきです。社会全体がそうすべきです。しかし、ありもしない架空の事実で指弾されて懲役何年も行かねばならない人に、どうしてそれを、あなたは我慢しなさいと言うべきなのですかというのが私の考えです。

それから、最初の御質問に弁護士会でどうするのですかという質問がありました。私も弁護士会の一員です。しかし、それは私の務めではありません。女性を平等にすると、女性を差別しない、あるいは、こういう被害者がいると、不同意性交といわれるような分野における被害者がたくさんおられる、それは分かります。それを何とかしなければならぬ、援助もしなければならぬ、そういうことは分かります。しかし、私の申し上げたいのはそういうことではありません。そういうことで話をするのなら、別の話で私の意見もあります。しかし、私が申し上げたいのは、刑法を改正してどうしようか、刑訴法を改正してどうしようかというときに、それが、この少女の事件の依頼人のような人を必ず含んでいる、その人がそのまま有罪とされてしまう、そういうことが更に強まるような制度だけにはしてほしくない、こう思って話をしているのです。

刑事弁護は被告人とされた依頼人を救うとおっしゃいましたけれども、これは、そのとおりなのです。私たちは、それで社会を救うわけではありません。しかし、そういうふうな依頼人、被告人を全力で救うことができる、そういう法制度を持っている社会こそが、私たちが望む社会ではないのでしょうか。ある国へ行けば、被告人の権利なんて全然ないのです。反対尋問権なんてないのです。そうではない法にしてほしいというのが、私の今日申し上げたところです。

それから、最後に齋藤先生がおっしゃいましたけれども、手続の問題としていろいろ改良すべきところがある、それは特に私は捜査というところについて思うのです。だから、司法面接の手法というのを、検察官もちゃんと学んで、初めからそういうふうにしていけば、あるいは、少女のときに初めから心理学者を呼んでこの手続をしていけば、ひょっとしたらうそが見破れたかもしれないのですよ。それから、もう一つは、検察官がもっと客観的な証拠を探して行って集めたら、診断書が出てきたのです。病院の診療録も出てきたのです。そういうことをしていないというのがあります。しかし、私がこうすべきだと言っても限界があるのです。だから、私は、飽くまでも被告人とされた人を弁護する立場から、少なくともここは譲ってはいけない、少なくともこうしたら駄目だということを、今日申し上げた。ほかの改良すべき点は、またほかで話をする機会があれば話したいと思います。

○井田座長 後藤先生、ありがとうございました。時間がまいりましたので、これで終わりとさせていただきます。

後藤先生には、本日、お忙しいところ、非常に有益なお話をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。この内容は、今後、検討会の議論に役立たせていただきたいと考えています。代表して御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○後藤氏 こちらこそ、皆さん、ありがとうございました。今後とも慎重な協議をお願いいたします。本当に今日はありがとうございました。

○井田座長 以上で、本日のヒアリングを終了したいと思います。

次に、今後の議論をどういうふうに進めていくかということについてお諮りいたします。やはり、立ち入った議論に先立って、まずは検討すべき論点を明らかにしておかなければならないと考えます。そこで私の方から御提案いたしたいと思えます。第1回の会合でも委員の方々にはいろいろと御意見いただきましたし、それ以前に意見書という形で御意見を頂戴しています。また、前回と今回のヒアリングの過程でも、ヒアリングの対象者から様々な御意見を頂いたところであります。ですので、こうした幅広い多様な御意見を踏まえて、どのように我々が検討すべき論点をまとめていくかにつきましては、非常に難しいことではあると思うのですけれども、私の方で事務局とも相談の上、論点のリストアップと整理をさせていただき、次回の会合までに論点整理の案を委員の皆様方にお示しして、次回の会合で、ここは要らないのではないか、ここはこういう論点を加えた方がいいのではないかという形で、過不足ある部分につき御検討いただいた上で、論点とすべき事項を確定していくと、こういう段取りで進めていってはいかがかというように私は考えております。いかがでしょうか。

○**山本委員** 本日のヒアリングを聞いて、私は法律の専門家ではないので、こういうことが話し合われるといいなと思ひ提案させていただきます。加害者の誤信についてなのですけれども、加害者が誤解したからということで、故意がなかったとして無罪になるという問題がありますよね。先ほどの原田先生のお話で、やはりどうしても認知のゆがみから難しい人がいるということに関して、それをどのように認定していくのかということは、今後の検討会の項目の中で、是非話し合っていければと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○**井田座長** 性犯罪の要件を考えていくときには、当然、それに対応する故意がなければいけませんので、故意として、どういう内容のものが要求されることになるのか、あるいは、その要件に当たる事実について誤信、誤解があったときにどのように扱うべきか、これは要件を考える場合には併せて検討すべきテーマです。客観的要件だけ考えて、これに対応する故意のことを一切度外視するということはあり得ませんので、客観的要件の検討の過程で併せて検討されていくのだらうと思っております。今のような御意見も含めて、私どもの方で論点のリストといいますか、整理した案のようなものをお示しして、それで更に御意見をお伺いするという進め方でよろしいでしょうか。

(一同了承)

○**井田座長** それでは、そのようにさせていただきたいと思ひます。

本日予定した議事はこれで終了いたしました。

先ほども申し上げましたが、石田様の御発言、資料、それから略歴等の一部につきましては、非公表としたいと考えています。また、他のヒアリング出席者につきましても、御意向を改めて確認したいと思ひますが、それぞれの方が、このところは非公表として欲しいということもあるかもしれませんので、プライバシー保護等の点で非公表とすべき発言、あるいは資料がある場合には、該当部分を非公表としたいと考えています。それらの具体的な範囲や、あるいはどのような形で議事録や資料の中に示すかということにつきましては、ヒアリング出席者の方々との調整もありますので、私の方にお任せいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、そのような扱いとさせていただきたいと思います。

では、次回の予定について事務局から説明してもらいます。

○**岡田参事官** 第4回会合は、7月27日月曜日、午前10時から開催を予定しております。

次回会合の方式については、追って事務局から御連絡申し上げます。

○**井田座長** 本日はこれにて閉会とします。私の不手際で時間が大幅に伸びてしまい、大変申し訳ございません。どうもありがとうございました。

教師による生徒への性的経験・性暴力被害アンケート 集計結果（2020年5月11～31日実施）

作成・集計：石田 郁子

作成・集計協力：札幌市中学校教諭性暴力事件被害者を支える会

〔概要〕

○目的：

- ・「先生」「コーチ」「教師」と呼ばれる、指導者の立場から生徒への性的経験、性暴力の実態調査。回答者が「犯罪」「被害」と自覚していないケースも想定して、「性的経験」という言葉を使うことで、幅広く情報を得ることを目指した。
- ・教師による性暴力を表すのにレイプなども含めて「スクールセクハラ」という言葉を一部の記者や NPO 等が使っている現状についてどう思うか、教師など教育者による性暴力に対する認識を把握するため。

○実施期間：

2020年5月11～31日実施

○アンケートの募集方法：

札幌市中学校教諭性暴力事件被害者を支える会の Twitter、Facebook アカウントからのインターネット上での呼びかけがメイン。雑誌「週刊金曜日」「ふえみん」にも記載。

○アンケートの記入・回収方法：

インターネット上で Google フォームに入力、送信

○回答対象者：

質問を理解し回答できる方であれば、どなたでも回答可能。

〔集計結果〕

○回答総数 731回答

有効回答 726回答

下記の集計結果に無回答は含めないものとする。

(1) 学校の教師から、在学中または卒業後に、性的な経験、性暴力被害にあったことはありますか？

- ・性的な経験、性暴力被害にあったことがある 42.4% (304)
- ・覚えていない、わからない 4.2% (30)
- ・上記のような経験はない 53.4% (383)

(1) の性的な経験、性暴力被害の内容の回答の内訳。複数回答可。()内は、回答数。

- ・体や容姿に関する事或いは性的な発言・会話をされる 41.1% (204)
- ・体を触られる、触らせられる 29.2% (145)
- ・衣服をめくられる、触られる 8.5% (42)
- ・性的な行為をされる、させられる 7.7% (38)
- ・自分の姿を撮影される、させられる 4.8% (24)
- ・性的な画像を見せられる 2.8% (14)
- ・その他 5.8% (29)

(2) (1) で、性的な経験・性暴力被害があると答えた方で、可能でしたら、具体的に(いつ、どこで、誰が誰に、何を)ご記入をお願いします。

*別表Aを参照。

(3) 学校以外の環境、塾、習い事、スポーツ教室などのコーチや先生から、性的な経験、性暴力被害にあったことはありますか？

- ・性的な経験、性暴力被害にあったことがある 17.1% (117)
- ・覚えていない、わからない 8.2% (56)
- ・上記のような経験はない 74.7% (510)

(3) の性的な経験、性暴力被害の内容の回答の内訳。複数回答可。()内は、回答数。

- ・体や容姿に関する事或いは性的な発言・会話をされる 37.7% (75)
- ・体を触られる、触らせられる 29.6% (59)
- ・性的な行為をされる、させられる 11.6% (23)
- ・衣服をめくられる、触られる 11.1% (22)
- ・自分の姿を撮影される、させられる 6.5% (13)
- ・性的な画像を見せられる 1.5% (3)
- ・その他 2.0% (4)

(4) (3) で、性的な経験・性暴力被害があると答えた方で、可能でしたら、具体的に（いつ、どこで、誰が誰に、何を）ご記入をお願いします。

*別表Bを参照。

(5) 自分の周りの知っている人が、学校の教師から、在学中または卒業後に、性的な経験、性暴力被害にあったという話を聞いたことがありますか？

- ・聞いたことがある 42.3% (298)
- ・覚えていない、わからない 14.6% (103)
- ・上記のような経験はない 43.0% (303)

(5) の性的な経験、性暴力被害の内容の内訳。複数回答可。() 内は、回答数。

- ・体を触られる、触らせられる 29.9% (164)
- ・体や容姿に関する事或いは性的な発言・会話をされる 28.1% (153)
- ・性的な行為をされる、させられる 15.8% (87)
- ・衣服をめくられる、触られる 10.6% (58)
- ・自分の姿を撮影される、させられる 8.3% (45)
- ・性的な画像を見せられる 3.1% (17)
- ・その他 4.2% (23)

(6) (5) で、聞いたことがあると答えた方で、可能でしたら、具体的に（いつ、どこで、誰が誰に、何を）ご記入をお願いします。複数回答可。

*別表Cを参照。

(7) 自分の周りの知っている人が、学校以外の環境、塾、習い事、スポーツ教室などのコーチや先生から、性的な経験、性暴力被害にあったという話を聞いたことがありますか？

- ・聞いたことがある 14.6% (98)
- ・覚えていない、わからない 22.6% (151)
- ・上記のような経験はない 62.8% (421)

(7) の性的な経験、性暴力被害の内容の内訳。複数回答可。() 内は、回答数。

・体を触られる、触らせられる	26.9% (50)
・性的な行為をされる、させられる	24.7% (46)
・体や容姿に関すること或いは性的な発言・会話をされる	19.4% (36)
・衣服をめくる、触られる	11.3% (21)
・自分の姿を撮影される、させられる	8.6% (16)
・性的な画像を見せられる	6.5% (12)
・その他	2.7% (5)

(8) (7) で、聞いたことがあると答えた方で、可能でしたら、具体的に(いつ、どこで、誰が誰に、何を)ご記入をお願いします。

*別表Dを参照。

(9) 「スクールセクハラ」という言葉を知っていますか？

・知っている	52.4% (377)
・知らない	47.6% (342)

(10) 「スクールセクハラ」という言葉を聞いて、どう思いますか？具体的にどんなイメージを想像しますか？(自由記載, 複数回答あり)

・学校セクハラ(教員から生徒、教員同士、生徒同士のセクハラ等)	56.8% (338)
・言葉が軽い	12.8% (76)
・性暴力、性犯罪、虐待、人権侵害	11.8% (70)
・卑劣、怒り、許せない、怖い、気持ち悪い、など	8.2% (49)
・犯罪ではないが性的に不快な経験(軽く触る、言葉など)	4.5% (27)
・その他	5.9% (35)

(11) 「スクールセクハラ」は、主に教師による学校での性犯罪を意味し、レイプも含むとされています。「スクールセクハラ」という言葉が、教師による生徒への性暴力を表す言葉として適切だと思いますか？

・適切ではないと思う	66.7% (483)
・適切だと思う	13.7% (99)
・わからない	19.6% (142)

(12)(11)の質問で、「適切だと思う」を選んだ方、理由をお答えください(自由記載, 複数回答あり)。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ・わかりやすい | 28.4%(27) |
| ・学校という場所で起こることが伝わる | 20.0%(19) |
| ・教師が加害者だという事が伝わる | 17.9%(17) |
| ・セクハラという言葉の認知度が高く、広範な被害を含められる | 16.8%(16) |
| ・それ以外思いつかない | 5.3%(5) |
| ・その他 | 11.6%(11) |

(13)(11)の質問で「適切ではないと思う」を選んだ方、理由をお答えください(自由記載, 複数回答あり)。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ・性犯罪/性暴力/性虐待という事が伝わらない | 30.6%(262) |
| ・セクハラという言葉では軽い | 25.9%(222) |
| ・加害者が教師だとわかりにくい | 13.1%(112) |
| ・被害内容、意味が曖昧 | 5.1%(44) |
| ・被害の深刻さが伝わらない | 4.4%(38) |
| ・教師の立場、上下関係を利用した悪質な犯罪という事がわかりにくい | 4.1%(35) |
| ・被害イメージの矮小化につながる | 3.5%(30) |
| ・その他 | 2.9%(25) |

(14)(11)の質問で、「適切ではないと思う」を選んだ方にお聞きします。教師による生徒への性暴力を表す言葉として、どのような言葉が適切だと思いますか。ご自由にお書きください。(416人から回答, 複数回答あり)

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ・特定の言葉は不要(性暴力、罪名など他の性犯罪の呼称) | 28.6%(126) |
| ・「教師」「教員」を含む言葉(「教師による性犯罪」など) | 15.4%(68) |
| ・学校を表す言葉を含む言葉(「学校内性暴力」など) | 15.2%(67) |
| ・教師と生徒を含む言葉(「教師による生徒への性暴力」など) | 12.2%(54) |
| ・カタカナ英語を含む言葉(スクールレイプ、セクハラなど) | 9.3%(41) |
| ・被害者のみ含む言葉(生徒、子ども、未成年など) | 3.4%(15) |
| ・その他(教育機関、指導者など) | 11.1%(49) |
| ・思いつかない、わからない | 4.8%(21) |

○回答者の性別（718回答）

男性	14.5%（105）
女性	83.1%（600）
その他	2.4%（17）

○回答者の年代（718回答）

10代	17.4%（125）
20代	26.9%（193）
30代	24.5%（175）
40代	20.6%（148）
50代	8.8%（63）
60代	1.1%（8）
70代	0.7%（5）

○回答者の居住地（672回答）。都道府県別に回答。

北海道	22.6%（152）
東北	2.2%（15）
関東	46.4%（312）
東海	6.7%（45）
北陸・中越	3.4%（23）
関西	9.2%（62）
中国・四国	3.4%（23）
九州・沖縄	5.3%（36）
その他（海外在住4、小中高それぞれ別の県1）	0.7%（5）

教師による生徒への性的経験・性暴力被害アンケートからの分析（2020年5月11～31日実施）

学校教師による生徒への性暴力の特色

（1）安全と言われる学校で、40%以上の性的な被害
刑法には抵触しなくても、明らかに誰がされても不快な発言や行為ばかりであり、虐待と言っても差し支えないものがほとんどだった。

（2）授業の延長、生活指導の延長など、間接的な形が多い
学校は、生徒にとって生活の大半を過ごす場所であり、教師による生徒への性加害は、衣食住全般にわたる範囲で行われている。生徒の体の成長について指摘したり、生徒をかわいがっているという素振りや授業内の指導の補助などで行われており、生徒にとっては普段の授業や生活と違う違和感を感じても、気づくことも指摘することも容易ではないと思われる。

（3）大勢の生徒がいる授業中でも被害が起こっている
体育の授業で被害が起こりやすいことは想像できると思うが、性的な言葉を書かせる、性的な画像を見せられる、教師の私的な性的な体験を聞かせるなど、授業内容と直接関係なくとも被害が起こっていた。

（4）教師だけではなく、学校医や学校を出入りする人間からの被害
教師による被害ということで、回答結果には反映しなかったが、健康診断の時に「女子のみ上半身裸にされる」「健康診断で胸を触られた」など、学校外の者からの被害もあった。ほとんどは健康診断の医師からであった。教師が管理しきれていない状態が垣間見える。

（5）複数の生徒が同じ教師から被害にあっても声をあげられない
集計から、自分も同級生も同じ被害にあっても教師に対し直接伝えられていないと思われた。子どもが、大人である教師が懲戒処分になるような事件のことを直接解決するのは困難であり、大人の介入が必要である。ただ保護者から校長に言っても隠蔽されたケースがいくつか見られ、学校の管理体制に問題があると言わざるを得ない。

（6）複数の教師が他の教師による加害に気づいていても通報していない
教師は基本的に一人でやる仕事であり、他の教師の仕事に介入したり、意見を言う機会がないので、問題行動を見つけてもどう言ってもいいかわからない又は関わらないようにするのはないかという懸念。

（7）一見ポジティブな発言や行為も不快な経験
「交際したい、結婚したいと言われた」「教師と交際していた」という回答が複数あった。対等な関係であればポジティブに捉えられる言葉も、大人である教師から未成年の生徒に向けてされた場合、恐怖や圧迫感、違和感を感じさせる可能性があり、交際そのものに違和感を感じているから、アンケートの回答に出てくるとも言える。

*学校の教師以外の教育者については業種など幅広いため、はっきりした傾向はわからなかったが、学校の教師に比べて「親しみやすい大人」という距離感が近い印象があった。それ以外の点については、上記の学校の教師による被害とほぼ共通する印象を感じた。

最初の被害時の、加害者と被害者の状況について

石田 郁子

この表は、2019年に私が認知処理療法（CPT）という治療を受けていた頃、教員の家についていってしまった私が悪かったのではないかと、15歳の自分は被害を防げたのではないかとずっと悩んでいた頃に、自分がどういう状況だったかを知るために書いたものです。表を書いた結果、成人である教師と未成年の15歳の私とは歴然とした経験や力の差があることがやっと理解でき、支配関係にされても仕方ないと理解できました。

思春期はまだまだ子どもなのですが、体の大きさは大人に近づくため、多くの大人がそのことを忘れて、大人と変わらないだろうと誤解してしまいます。卒業アルバムなどでご自身の15歳、18歳の写真を見ると、まだまだ子どもだったなと思い出されるかと思います。

	加害者教師	石田
当時の年齢	28歳	15歳
職業	中学校教師5年目ほど	中学3年生
住居	アパートを借りている	生まれた頃から自宅に住んでいる 自分で家を借りたことはない
生活形態	アパートで一人暮らし	学校に行く以外は親にやってもらっている
収入	給料をもらっている	お小遣い月3,000円
一人で移動した最大距離	飛行機に乗って北海道外に行ったことがある	JR札幌駅かその近くの美術館。自宅から1時間くらいの距離
車の移動	車、免許共に持っている	親が運転する車に乗るだけ
飲酒、喫煙	経験あり	なし
学歴	大学卒業	小学校、中学校卒業
恋愛	結婚、離婚も経験あり	交際経験なし。同級生が誰々が好きらしい、誰々とつきあっているらしいというのが当時盛り上がる話題の一つ。それまでは漫画でしか知らない。
性的な経験	性行為まで経験あり	全くない。保健の授業で3回くらい聞いたか、同級生が茶化して話しているくらい。
体の成長	だいぶ前に止まっている	月経はきたが、身長が年に1センチまだ伸びているくらい

質問への回答

石田 郁子

質問 1

・お話のなかでお聞かせいただけると存じますが、ご自身の身におきた出来事を被害だと気が付いたきっかけはどのようなものがありますでしょうか。恋愛と性暴力とは、どのような点において異なるとお考えでしょうか。

回答

まず、被害に気づいたきっかけについて説明します。

私が被害だと気づいたきっかけは、自分の出来事に似た事件の裁判を傍聴したことでした。37歳の時、たまたま裁判所でわいせつ行為による児童福祉法違反の裁判を傍聴した時、加害者は30歳近くと思われる養護施設の職員、被害者はその施設に通う16歳の少女でした。加害者は性的な行為は恋愛の上の同意があったと主張していました。判決は加害者の主張を認めず、加害者を有罪としました。被害者の少女の年齢は私が主に被害を受けていた年齢と同じであり、加害者と少女の関係性が私の場合と似ていたこと、加害者が恋愛と主張していたことから、「私に起こったことは裁判になるようなことだったのではないか」とその時初めて気づきました。

ただ、この時にすぐ犯罪だと確信することはできませんでした。私の中の犯罪のイメージ（大事件、大きな恐怖など）と自分の出来事とは違っていただけ、やはりあれは恋愛だったのではないかと何度も思ったからです。さらに、複数の友人に「交際だと思っていたけれどあれはわいせつ行為だったと思う」と言うと、9割以上の人に「なぜ今更」と私が責められました。法律を調べたり、法律や性暴力被害の相談をする中で、あるNPOに「その教師に会っていた時はどんな気持ちだったの？」と聞かれ、「どんより雲がある感じ、なんとなく不安な感じ」と答えた時に、「そういえば、会うのが楽しみだとかワクワクするとかそういうことがなかった。普通の恋愛と違った」と初めて気づきました。同時に、どこかに行く時は教員が一方的に場所、日時を告げて、そこに来るように言われ、一度も私と相談して決めることがなく、対等な関係でなかったことにも気づきました。そう気づくまでに、きっかけとなった裁判を傍聴してから数ヶ月かかりました。

さらに裁判傍聴から7ヶ月後に、加害者教師がどう認識しているか確かめるために本人と会ったのですが、外見は普通であり教師らしくもっともらしく話すので「本当にこの人は悪いことをしたのだろうか」と何度も思いました。大人としての私は「教師が生徒にそんなことをするなんて信じられない、ひどい」と一般常識として思うのですが、常識や知識を抜いた「子供の頃から継続している私」は、自分に非があったからこんな目にあったのではないかと自分を責めるような時間がそれから3年以上あり、本当の意味で被害者だと思えるようになるには相当時間がかかりました。

被害に気づくまでは以下のような時間の経過がありました。

被害にあった期間は、学校の先生まして美術の受験指導をした先生であったため、疑うという発想を持つことができませんでした。先生は私が好きだから性的なことをしてくると思う一方で子供である自分が性的なことをするのは悪いことだと思っていました。教員は、交際だと思わせていましたが、実際は性的虐待でした。次第に、この教員との関わりだけではなく「大人の方が人生経験があるのだから大人の言うことを聞けばいいんだ」とどんどん自分で考えて行動することをやめていったのを覚えています。私は19歳まで被害にあっていて加害者教員が同僚の女性と交際し始めて、それは終わりました。その後はなるべく教員のことを考えないようにして生きてきました。また20歳から1年間札幌を離れて楽しく暮らすことができたので、実際その教員のことを考えなくなっていたのです。22歳の時に教育実習に行った時、生徒は守るべき存在であり恋愛など考えられないと思い、「教師が生徒と恋愛するのはおかしい」と加害者教員に対し倫理的な怒りや疑問が起りましたが、犯罪だとは思っていませんでした。「恋愛をする＝性的な行為をする」と刷り込まれていたからです。23歳の時に、加害者教員から失恋の相談の手紙が2通来た時に迷惑だと思い、札幌市教育委員会に加害者教員が生徒と二度と交際しないように告げました。あくまで教師が生徒と交際するのはおかしいという倫理的な問題として言ったため、性的なことは話しませんでした。教育委員会は23歳の私になぜか児童相談担当の60歳ほどの女性に会わせて、「若い時は辛いことがいっぱいあるわよね」「卒業後の恋愛は自由」「好きだったんでしょ」と言われまともに対応されませんでした。また大学を卒業したての私は、教育委員会という自治体の組織の言うことにどう対応するかも思いつきませんでした。また同じ頃に同級生に話したところ「本当？信じられない、気持ち悪い」と言われました。私は「つきあっている」と主体的な言葉を使っていたこと、教師と生徒が交際することについてはっきりした考えを持った人がいなかったため、私は「あの教員と関わった自分が馬鹿だったんだ。人を見る目がない自分が馬鹿だったんだ」と思い、そんな自分を誇りに思えないので、教員のことはより強く考えないようにしていました。しかしながら、一方的に教員からやって来て一方的に去っていったことには違和感がありつつも、恋愛だから仕方ないのかと長年思っていました。24、5歳以降は教員のことを思い出すのは年に1、2回ほどでした。そのように37歳まで過ごしていました。

被害に気づくことについてまとめると、被害時とその直後は教師を疑う発想がなく被害が長期化するにつれ自分で考えずに従うようなマインドコントロール下のような状態でした。37歳で裁判を傍聴するまでは、周りの言葉に左右されやすかった上自分が馬鹿だったのだと思いこみ、人に積極的に話さず、自分に起こったことは大したことではないと思っていました。裁判を傍聴して自分が調べ始めてからは、周りの人から責められて落ち込んだり、犯罪という確信に至るまでは時間がかかったものの、現在は、犯罪の被害であったという認識のもと、相手方を提訴するという形にまで至っています。相手が信頼する教師であり、好きだという口実で加害していることから、経験の浅い未成年の時に被害に気づけなかったこともありますし、従属的な関係になり自分で考え気づき相談することも難しく、精神的に相当なダメージを受けているので無意識に被害に関することを避けたり(回避)、被害に向き合うための時間や心の体力をつけるのに時間がかかったのではないかと考えています。

次に、恋愛と性暴力との違いについてです。

恋愛

- ・対等な関係。
- ・それぞれが主体的である（意見を自由に言える）。
- ・お互いの意思を尊重する（相談して物事を決めたり、別々の判断をすることもある）。
- ・性的な行為は必須ではない。
- ・双方が恋愛、性的な行為、婚姻をしたい場合にする（同意）。

性暴力

- ・対等ではない。
- ・加害者は有利であり、被害者は意思を無視されるか依存状態にされる。
- ・相手の人権を身体的・精神的に侵害する。
- ・性的な発言や行為を媒介する。
- ・恋愛や婚姻関係を性的行為の口実に使われ、性暴力に至る。

恋愛は必ずしも性的行為を必要としません。親密なほど性的な行為をする、というのが多くの人が意識していると思いますが、比例するものではないと思います。配偶者は好きだけど性行為そのものは好きではない、あるいは子どもが欲しいから性行為をする、ということもあると思います。

一方で、恋愛が性的な行為をする口実に使われたり、犯罪が明るみになったときに逃げるための口実に使われていることが多いように感じます。アンケートでも教師と交際していたという回答が複数ありました。本当に恋愛なら、別れていたり嫌な恋愛であったということがあっても、性暴力の被害に関するアンケートには書くことにはならないはずですが。それが性被害のアンケートで回答してくるということは、言語化はできないけれど違和感がある、納得いかない点があるから回答してきているはずですが。

また、アンケートで「交際してほしいと言われた」「結婚したいと言われた」という回答もありました。これらは表面的には好意を示す発言ですが、大人であり目上の立場の教師や指導者から言われた場合、断れない、圧迫されるような恐怖や違和感を感じさせるのだと思います。教師以外でもそれはあり得ることだと思います。私も被害を受けていた時期に言われ、嬉しいと思ったことはなく、どう受け止めていいかわかりませんでした。

私の被害経験でいうと、加害者教師は「そのうち結婚を前提としたお付き合いとなるでしょうね」と2回ほど言っていました。私は結婚させられそうだったので。今思うと本当にゾッとします。

さらに、ストックホルム症候群のように、長期間や隔離された環境下では状況に適応するために被害者が加害者に好意を寄せることもあると思います。

私は、恋愛、性的な行為、性暴力、これら3つは分けて考えるべきことだと思います。

「恋愛」「結婚」は本来人を幸せにしてくれることですが、これらが性暴力の口実に使われたり、継続させる口実になっていることをぜひ理解してもらいたいです。

また、私の事件の加害者は未成年に性的なことをしていることは悪いことだと認識していましたが一方で「好きだから」と自己正当化しようとする、自分は悪くないと自分自身に思い込ませる部分もありました。ですから、加害者の犯罪の故意の認識というものもぜひ見直してもらいたいです。

私の考えとしては、恋愛や婚姻関係にあったとしても、単純にその時に性的な行為をする同意をしていたかどうか、積極的に双方が性的な行為をしたかどうかを刑法の性交の同意の基準にしたら良いと思っています。普通の性的行為であれば告発するメリットは被害者側にはないので、それよりも夫婦間や恋人関係での性的暴行を防げるのではないかと思います。スウェーデンの刑法のような、双方が Yes であれば同意という考え方です。

質問2

・身近な大人からの被害、特に教員等地位関係性の上下のある大人からの被害について、教員のほかにはどのような関係性が類似しているとお考えでしょうか。地位関係性について議論をするときに、どのような対象を含めていくと良いか、お考えをお聞かせいただけますと幸いです。

回答

教師の関係性に一番近いのは、医師かと思います。教師による性的行為・性暴力被害のアンケートの中でも、健康診断の学校医による被害もいくつかありました（アンケートは教師またはコーチなど指導者を対象としたので学校医は反映されていません）。

教師と医師の他には、弁護士、臨床心理士や医療従事者など身体に関わる職業が想定されるかと思いますが、少なくとも教師と医師は非常に地位利用できる立場です。

地位関係性を犯罪に考慮する場合、私は教師による被害から以下の点を提案します。

教師と医師を例に説明します。

- ・社会的な信用・社会的貢献の期待が高い（自分に良いことをすると期待させる）
- ・大量の個人情報を持つことが可能（犯罪に利用することもできる）
- ・必要に応じて相手が望まないこと、不快なことをさせる権限（不快感を鈍感にさせる）
- ・生徒または利用者が不利に感じやすい関係性（対等な関係の難しさ）
- ・個人としての権限が強い（他人からの指摘や監視を受けにくい職業）
- ・専門性が高い（誰でもいいわけではない、不満があっても簡単に変えることができない）
- ・一方的な方向性（異議申立てしにくい、従属的になりやすい関係性）

- ・社会的な信用・社会的貢献を期待される点について

教師は生徒の生活や学力の向上を指導する、社会に出る手助けをする職業と一般的に思われているので、つまり「自分に良いことをする人」というのが子どもにとっての一般的な認識である。教師であるから、自分の意に添わないことでも言うことを聞くこともあれば大事なことを相談することもある。その信用ゆえに安心して話すし、特に子どもは無防備でもある。医師であれば体を触らせたりと無防備なことが必要なこともある。実施したアンケートでは、教師に相談して二人きりになった時に性的な被害を受けたり、健康診断の時に女子のみ上半身裸にされるなど、その信用の上に頼っている状態や場面で性的被害が起こっている。

- ・大量の個人情報を持つ点について

教師は、生徒の住所・電話番号のみならず、家族構成、生年月日、健康診断による身体の情報、成績の情報など持つことができる。私が聞いた話によると、教師が、ある生徒が18歳になるのを待って性的な行為をし、恋愛だと思い込ませたということがあった。つまり青少年健全育成条例に抵触しないように教師が試みたということだった。私自身も被害にあい始めてから、改めて加害者が私の個人情報を見た形跡もあった。

- ・必要に応じて相手が望まないこと、不快なことをさせる権限について

教師は、生徒の学力向上という目的で好きではない科目を勉強させたり、グラウンドを走らせることができる。これはもちろん生徒の学力向上のためにやっていることであるが、生徒は、教師との関係性で、自分が苦痛を感じる経験を受け入れることや自分の意思を主張しないことに、無意識に慣れている。教師による被害で、生徒が被害と気づけない理由の一つは、生徒が苦痛や不快感を強いられることをある程度受け入れている関係だからだと考える。

- ・生徒または利用者が不利と感じやすい関係性（対等な関係の難しさ）

教師は生徒にとって未知のことを教える人であり、自分よりも物事を知っている、自分よりも能力があるという前提がある。加えて、教師から未知のこと、理解できないことを言われることも当たり前なので、自分が違和感を感じたり理解できないことも自然にある。つまり被害にあっても違和感や疑問を感じても、教師との関係では自分が未熟だから違和感を感じたり理解できないのではと無意識に考えてしまい、適応しようとするのは十分あり得ると考える。

- ・一方的な方向性（異議申立てしにくい、従属的になりやすい関係性）について

教師は生徒に未知のことを教えるため、一方的に教師が生徒に指示をする、教えるということがある。生徒から何を学びたいか教え方をこうしてほしいと意見を述べることはまずない。遠足に行くにしても、一方的に場所や持ち物を言われて生徒は行くだけで、場所の希望を言う発想もない。生徒はそのような関係に疑問を持つこともなければ、疑問に思ったこともない。決められたことをただ実行するだけである。私の場合は、被害後もそのような関係性を利用され、どこかに行く時も一度も相談して決めたことがなく、教師が一方的に決めていた。そのことに私が

疑問を持たなかったのは教師と生徒の関係を利用されたことに加え、教師は「俺を男として見ていないのか」などと精神的にコントロールしていた。

・個人としての権限について

教師は一人で数十人の未成年の生徒に対して教えるという、数ある職業の中で特殊な職業とも言える。会社員であれば同僚などの態度や実績と比較したり、他人に指摘されることもある。教師の場合は基本的にずっと一人であり、誰かに監視されたり指導されることもないため、教師であれば生徒、医師であれば患者に好きなように対応することができる。自分の行為や発言が適切であるかどうかを知る機会も誰かに指摘される機会も非常に少ない。他の大人に監視されない環境自体が未成年に対して加害しやすい環境でもあるし、個人個人の仕事という認識のため、問題行動があっても他の教師が指摘しにくい環境なのではないかと推測する。アンケートでも、他の複数の教師が気づいているのに知らないふりをしたり、校長が隠蔽したという回答はいくつか出ていた。

・専門性について

教師や医師は、誰でも明日からすぐなれるものではなく、免許を取るなど専門性が高い職業である。学校であれば、教師が嫌だからといって自分の意思で変えることはまず不可能で、転校もすぐできるものではない。身体の具合によっては自分に合った医師を見つけるのは難しいかもしれない。その点で、相手に有利に力が働く点がある。

質問3

・ご自身に起きた出来事は未成年のあいだの出来事でしたが、成人した（20歳を超えた）大人であっても、相手が教員や会社の上司等、地位関係性の上下がある場合には、同様の被害は生じるとお考えでしょうか。また、その場合も被害認識に時間がかかるとお考えでしょうか。

回答

以前、雑誌上で、著名なフォトジャーナリストの男性がその人の職場で多くの女性に性的暴行を加えていたとの告発がなされたが、被害から告発までに数年かかっていました。ですので、成人してからも環境や人間関係において地位関係性による性犯罪は起こり得ると思います。また同じ人間から継続して被害を受けることも、地位関係が影響しているとも言えるかと思います。ただ、刑法でどこからどこまで地位利用とみなすかの線引きが難しいのではと想像するのですが、私としては、アンケートでも見ていることもあり、教師と医師は少なくとも性犯罪があった場合は免許を恒久的に剥奪という措置は必須、刑法でも考慮されるべき職業ではないかと思っています。

他の性被害者の本も読んだことがあります。性的な被害経験がある成人でも、あれはなんでもなかったことなんだと思おうとしたり（被害の矮小化）、人に言い出せない点など、被害認識や告発に時間がかかることは共通していると思います。ただ未成年とは一言で言えば、「大人に依存

しなければ生きられない存在」であり、未発達です。被害認識も容易ではなく認識できたとしても、人に訴える力が弱いので、大人と比べて圧倒的に保護されるべき存在だと私は考えています。

フランス刑法における 性犯罪処罰の基本的考え方

1

性犯罪に関する刑事法検討会ヒアリング

2020年7月9日

大阪大学法学研究科

島岡まな

I はじめに—基本的視点

- 1 性犯罪は、性差別に基づく最も卑劣な人権侵害である。
- 2 「人権宣言」の国フランスにふさわしい「人権尊重刑法」を目指している（ジェンダー平等、弱者保護の視点）。
- 3 他方で、人権宣言8条で「罪刑法定主義」を宣言し、ヨーロッパへ広めたフランスにふさわしく、冤罪を生まないような配慮も周到になされている。

Ⅱ フランスの性犯罪に対する 処罰規定の概要

1 フランスの性犯罪に対する処罰規定の 概要

(1) 特徴

- ➡ 日本と異なり、性犯罪について、特別法や条例でバラバラに規制するのではなく、未成年者の保護も含め、すべて刑法典の中の処罰規定として、統一的に整備されている。
- ➡ 日本と異なり、強姦性交等（177条）と準強姦性交等（178条）にあたる行為をすべて強姦罪の中に取り込んでいる。

(2) 全体構造

- 1) 心身の完全性に対する侵害（性的攻撃罪）関係
 - 広義の性的攻撃罪（222-22条）「暴行、強制、脅迫又は**欺罔**（不意打ちという訳を訂正）をもって実行されるすべての性的攻撃行為」の下に、
 - 「強姦罪(viol)」（222-23条）及び
 - その他の（狭義の）性的攻撃等罪（autres agressions sexuelles）」（222-27条）がある。

- 2) 未成年者及び家族に対する侵害関係
 - 「暴行、強制、脅迫又は**欺罔**」を伴わず、成人により**15歳未満の未成年者**に対して行われる性的侵害罪（atteinte sexuell、227-25条）がある

心身の完全性に対する侵害（性的攻撃罪）関係（条文）

広義の構成要件	狭義の構成要件	要件	刑罰
性的攻撃罪 （222-22条） ＊パート ナー間の強姦及び性的攻撃を	強姦罪 （222-23条） （重罪）	他人の身体に対して又は行為者の身体に対して、暴力、強制、脅迫又は欺罔によって行うすべての性的挿入行為	15年以下の重拘禁
明文で処罰 （2項）	（狭義の）性的攻撃等罪 （222-27条） （軽罪）	暴力、強制、脅迫又は欺罔による強姦以外のすべての性的攻撃行為	5年以下の拘禁刑及び 75,000ユーロ以下の罰金

222-22-1条1項

共通規定

強制は、物理的でも**心理的**でもあり得る。

222-22-1条2項
(2018年改正)

共通規定

未成年者（**18歳未満**）に対して行われた場合、**心理的強制**および**欺罔**は、被害者と行為者の間の**年齢差**及び**行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力**によって生じ得る。この**事実上の権力**は、未成年者被害者と成年加害者との間の**著しい年齢差**により特徴付けることができる。

222-22-1条3項
(2018年新設)

共通規定

15歳未満の未成年者に対して行われた場合、**心理的強制**及び**欺罔**は、当該行為のために必要な分別のない**被害者のせい弱性の濫用**により特徴付けることができる。

強姦罪の加重事由（222-24条、20年以下の重拘禁）

- 1 被害者に後遺障害を惹起した場合
 - 2 被害者が15歳未満の未成年者の場合
 - 3 年齢、疾病、身体的または精神的障害、妊娠等によって脆弱な状態であることが明白な場合、または加害者が特にその事情を知っている場合
- 3の2** 経済的若しくは社会的状況の不安定さから生じるぜい弱性若しくは依存性が明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して行われた場合（新設）
- 4 尊属または養親その他被害者に対して権限を有する者による実行の場合（2010年に追加）

5 職務上付託された権限を有する者による
実行の場合

6 正犯又は共犯として行為する複数の行為
者（集団）による実行の場合

7 武器を使用して実行された場合

8 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播
するための電子通信網（SNS＝筆者注）の使
用によって被害者が犯人と知り合った場合

9 被害者の性的傾向や性自認を原因として
実行された場合（2003年追加）←削除

〔理由〕新設された3の2に含まれると考え
られるから

- 10 他の被害者に対する単一または複数の強姦と同時に実行された場合追加)
- 11 **配偶者**または内縁の**パートナー**により実行された場合（2006年追加）
- 12 薬物またはアルコールの影響により実行された場合
- 13 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め**売春活動**の実施において行われた場合
- 14 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合
- 15 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に**物質が投与**された場合

- ➡ 強姦致死罪（第222-25 条）
＝30 年の重拘禁
- ➡ 拷問強姦罪（第222-26 条）
＝無期重拘禁

性的攻撃罪の加重事由(1) (第222-28条、9年以下の拘禁刑及び100,000ユーロ以下の罰金)

11

- 1 損傷、障害又は1週間を超える完全労働不能をもたらした場合
- 2 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 3 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 4 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 5 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播するための電子通信網 (SNS) の使用によって被害者が犯人と知り合った場合

- 7 被害者の**配偶者**、被害者と内縁関係にある者又は被害者と**民事連帯協約**を結んでいる者によって行われた場合
- 8 明白な**酩酊**状態又は明白な**麻薬使用**状態にある者によって行われた場合
- 9 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め**売春活動の実施**において行われた場合
- 10 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合
- 11 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に**物質**が投与された場合

性的攻撃罪の加重事由(2) (第222-29 条、7年以下の拘禁刑及び100,000 ユーロ以下の罰金)

- ▶ 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠若しくは**経済的若しくは社会的状況の不安定性**によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた場合

性的攻撃罪の加重事由(3) (第222-29-1 条、10年以下の拘禁刑及び150,000 ユーロ以下の罰金)

- ▶ 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合

性的攻撃罪の加重事由(4) (第222-30 条、 10年以下の拘禁刑及び150,000 ユーロ以下の罰金)

- 1 損傷又は障害をもたらした場合
- 2 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 3 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 4 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合

- 5 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6 (削除)
- 7 明白な酩酊状態又は明白な麻薬使用状態にある者によって行われた場合
- 8 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合

性的攻撃目的の物質投与罪の新設 (第222-30-1 条)

人に対し、強姦又は性的攻撃を行うために、その者が気付かない間に、その判断能力又はその行動統制を変質させる性質の**物質を投与**する行為は、5年以下の拘禁刑及び75,000 ユーロ以下の罰金に処する。

当該行為が**15 歳未満の未成年者又は特にぜい弱な者**に対して行われた場合、7年以下の拘禁刑及び100,000 ユーロ以下の罰金に処する。

未成年者及び家族に対する侵害関係

広義の構成要件	狭義の構成要件	要件	刑罰
未成年者及び家族に対する侵害	15歳未満 の未成年者に対する性的侵害罪 (227-25条)	暴力、強制、脅迫及び欺罔を 伴わない 性的侵害	7年以下の拘禁刑及び 100,000ユーロ以下の罰金(2018年に5年以下から引き上げ)
	18歳未満 の未成年者に対する性的侵害罪 (227-27条)	暴力、強制、脅迫及び欺罔を 伴わない 性的侵害で、 1° 尊属 又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の 権力 を有する全ての者によって行われた場合 2° 職務上付託された 権限 を 濫用 する者によって行われた場合	3年以下の拘禁刑及び 45,000ユーロ以下の罰金

2 フランスは、なぜ（イスタンブール条約で要求されているような）「不同意性交罪」を立法せず、「暴行、強制、脅迫又は**欺罔**（不意打ちという訳を訂正）をもって実行されるすべての**性的攻撃行為**」という性的攻撃罪（とその中に含まれる強姦罪）を維持しているのか？

（1）強姦（強制性交等）罪の本質は、被害者が「同意していない（**不同意の**）」性交の強制であるという認識は、19世紀のナポレオン法典以来のものであり、現在の条文は、「不同意性交」を厳正に処罰するために起草されている。

(2) 他方で、フランスは、人権宣言8条で「**罪刑法定主義**」を宣言した国であり、**冤罪を生まないような配慮**が周到になされている。

すなわち、「**裁判官は法律を語る口である**」と述べたモンテスキューを生んだ国であるフランスは、**刑法規定が曖昧不明確であることを非常に嫌う**（実際、セクシュアルハラスメント罪の要件が**不明確**という**違憲判決**が憲法院で2012年に出され、再改正された経緯もある）。

そこで、**犯罪規定は可能な限り明確に、かつ裁判官の恣意を許さず解釈されるよう、くどいほど細かく規定されている**（前記）。

(3) そのため、被害者の不同意を裁判官が間違
いなく認定できる外形的要素として、「暴行、強
制、脅迫又は**欺罔**（不意打ち）」という手段要件
が誕生した。

→1) 「**暴行・脅迫**」は、明らかに不同意を認定
できる要素といわれる。

2) 「**強制**」は、それだけでは不明確という議論
が起こり、また、危険に直面した人間が自己防衛
反応からフリーズする（**抵抗しない**）ことがあり
うるとの科学的知見の普及から、「①強制は、物
理的でも**心理的**でもあり得る。②心理的強制は、
未成年被害者と加害者との年齢の差異や加害者が
法律上または事実上被害者に及ぼしている権限に
より形成され得る」（222-22-1条）という文
言が2010年に追加された。

➡ 本規定は2018年にさらに改正され、「② 当該行為が**未成年者（18歳未満）**に対して行われた場合、本条第1項に規定する心理的強制又は第222-22条第1項に規定する欺罔（不意打ち）は、被害者と行為者の間に存在する年齢差及び行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって生じ得る。この事実上の権力は、未成年者の被害者と**成年の加害者**との間の**著しい年齢差**により特徴付けることができる。

③ 当該行為が**15歳未満の未成年者**に対して行われた場合、心理的強制及び欺罔（不意打ち）は、当該行為のために必要な分別のない被害者の**ぜい弱性の濫用**により特徴付けることができる。」とされた。

3) この222-22-1条 3項がフランスで初めて日本でいう性交同意年齢を15歳と定めたことと同様の効果ももちうるが、「そのような濫用はなかった」という反証を加害者側に許す点で、日本とは異なる。

ちなみに、本改正のきっかけとなったのは、14歳の教え子が（本人は同意だと思って）31歳の元教師と性交を行ったという事件と11歳の少女がSNSで知り合った28歳の男性と（本人は同意だと思いこみ、または思い込まされて）性交を行ったという、2017年に相次いで起きた2つの事件である。

- ➡ 両方とも、法定刑が重い加重強姦罪（フランス刑法222-24条、20年以下の重拘禁）で起訴がされたが、強姦罪の要件である「暴行、強制、脅迫、欺罔」の立証ができないと断念され、軽い未成年者に対する性的侵害罪（「暴行、強制、脅迫、欺罔」を用いなくても有罪にできる。227-25条、当時は5年以下の軽拘禁又は7万5千ユーロ以下の罰金だったが、2018年に刑が引き上げられた）で有罪となった（前者は2017年11月、後者は20018年2月）。
- ➡ これに対して、「軽すぎる」「これは加重強姦で処罰されるべきもの」との世論が盛り上がり、「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律」の制定につながった。
- ➡ ここに、手段要件を撤廃した性的侵害罪は軽い刑罰しか許容せず、重い強姦罪の認定は厳格であるべきで、反証を許すべきとのフランスの姿勢が見て取れる。

4) 最後に「不意打ち」と訳される要件は「surprise」の和訳であるが、解説を読むと被害者の同意を「surprendre（騙し取る）」という行為が前提となっており、むしろ「欺罔」と訳す方が適切ではないかと思う（遅ればせながら、論文等で用いていた和訳を変更する）。

- ▶ 判例として、多くの幼児性虐待の事例が、「強制または欺罔」による性的攻撃として有罪とされており、「未成年被害者の無知に乗じた」と説明されている。
- ▶ 「surpriseとは、行為者が被害者の同意を騙し取ることに重点があり、被害者の「驚き」を示したものではない」（破毀院2001年4月25日判決）。

- ➡ このように、日本の準強制わいせつ・強制性交等罪にあたる行為も、性的攻撃罪や強姦罪の中に取り込むことを可能とする要件であるが、日本の178条の「抗拒不能・心神喪失」要件は、適用範囲が狭すぎ、フラワーデモのきっかけとなった、実父による準強制性交等罪の一審無罪判決のような事態が起きうる。
- ➡ フランスの「欺罔」要件はそれより広く、最近、興味深い判例が現れた。
- ➡ 事案は、2014年、33歳の女性がインターネットの出会い系サイトで身長178cm、37歳のハンサムな写真の男性と知り合い、何度かやり取りをした後、誘われて彼の家に行った。

そこで彼女は、彼から「マジックだから目隠しをして部屋に入る」よう言われ、誘われるままに目隠しをしたまま性的関係をもった。

しかし、行為後に目隠しをとると、相手は写真とは全く違う68歳の男性だったため、強姦罪で告訴した。彼は、以前に2度同様の事件で不起訴となり、2009年から2015年に複数の女性と関係をもち告訴されていたためようやく起訴されたが、エクサンプロヴァンス控訴院2018年4月12日判決は、「告訴人は、自由意思で被告人宅へ行き、リスクを冒して目隠しのまま性行為を行ったので、強姦罪は成立しない」とした。

- ▶ しかし、破毀院刑事部2019年1月23日判決は、「行為者のアイデンティティを偽り、同意を騙し取って性交を行う行為は、「欺罔による強姦罪」を構成しうる。原審は、被告人が告訴人の同意を『だまし取った』計略についての考察が不十分である」として破棄し、事件をモンペリエ控訴院に差し戻した。

- ▶ フランスでは、判例を正しい方向として支持する学説と、「これが認められると、恋愛を成就するためのあらゆる計略が強姦罪とされかねない」などの批判（年配の有名刑法学者）も存在する。
- ▶ 報告者は、10年近く前から、財産犯には強盗罪以外にも窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪等が存在し、財産は網羅的に保護されるにも拘らず、財産より重要な性的自己決定権は非常に限定的にしか保護されないのはおかしいと「欺罔強姦罪」および「過失強姦罪」の必要性を主張してきたが、ようやく先進国がその主張を裏付ける動きを見せるようになり、強く励まされている。

4 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について

フランス刑事訴訟法第7条：

- ▶ 未成年（18歳未満）時に行われた強姦については成年に達してから**30年（48歳まで）**、その他の性的攻撃罪については成年に達してから**20年（38歳まで）**（2015年）
- ▶ 2018年に再改正：刑事訴訟法典第706-47条に規定する重罪*は、**未成年者**に対して行われた場合、当該未成年者が**成年**に達してから**30年**で時効

* 故殺、謀殺、拷問、残虐行為、身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす15歳未満の未成年者に対する暴行罪及び強姦を含む性的攻撃罪

Ⅲ おわりに

291

- 1 「ジェンダー平等、弱者保護の視点を取り入れ、かつ冤罪の危険も防止する人権尊重刑法」をすでに四半世紀以上前から実現しているフランスから学ぶべきことは非常に多い。
- 2 「性犯罪をめぐる問題は、正に人権問題である」との基本的視点の共有により、根本的・本質的な議論がなされることを希望すると2014年のヒアリングで述べたが、同じことを5年半後の本日も申しあげたい。
- 3 ジェンダーギャップ指数が153か国中121位の不平等国家の改善と刑法の改善は表裏一体で、日本の未来を決定するために避けて通れない課題であると考えます。

〔参考文献〕（最近のフランス刑法に関するもののみ）

- ➡ 安藤英梨香「フランスにおける性犯罪防止対策強化—性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号—」外国の立法279号（2019）
- ➡ 島岡まな・末道康之・井上宣裕・浦中千佳央『フランス刑事法入門』（法律文化社・2019）
- ➡ 島岡まな「フランス刑法における性犯罪の類型と処罰について」刑法雑誌54巻1号（有斐閣・2014）



性犯罪者の現状

筑波大学 原田隆之

スライドの構成




1 性犯罪者の実態



2 性犯罪者の多様性

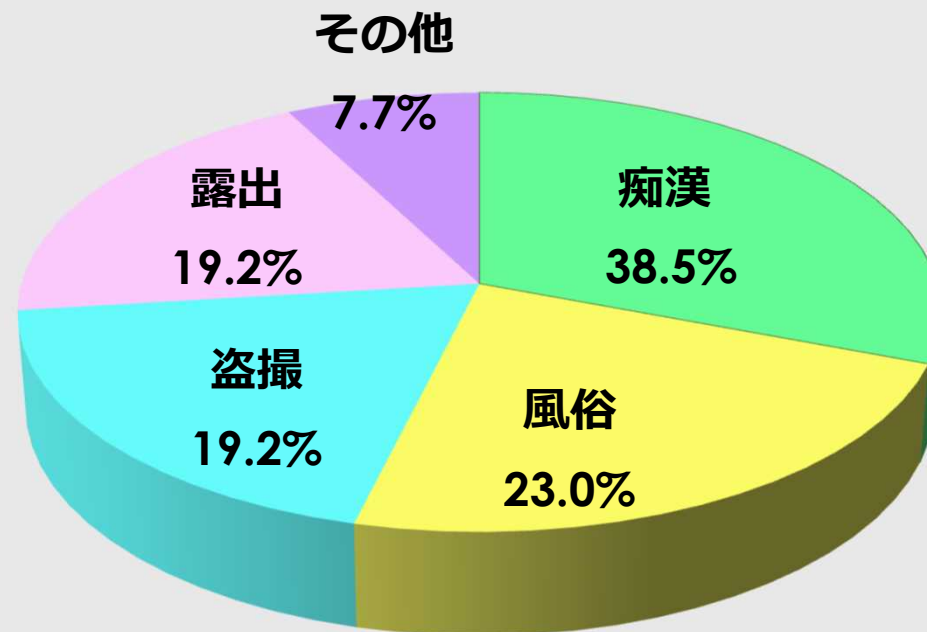


3 再犯防止
(アセスメントと治療)



性犯罪者の実態

「性的問題行動」で受診中の人々の内訳



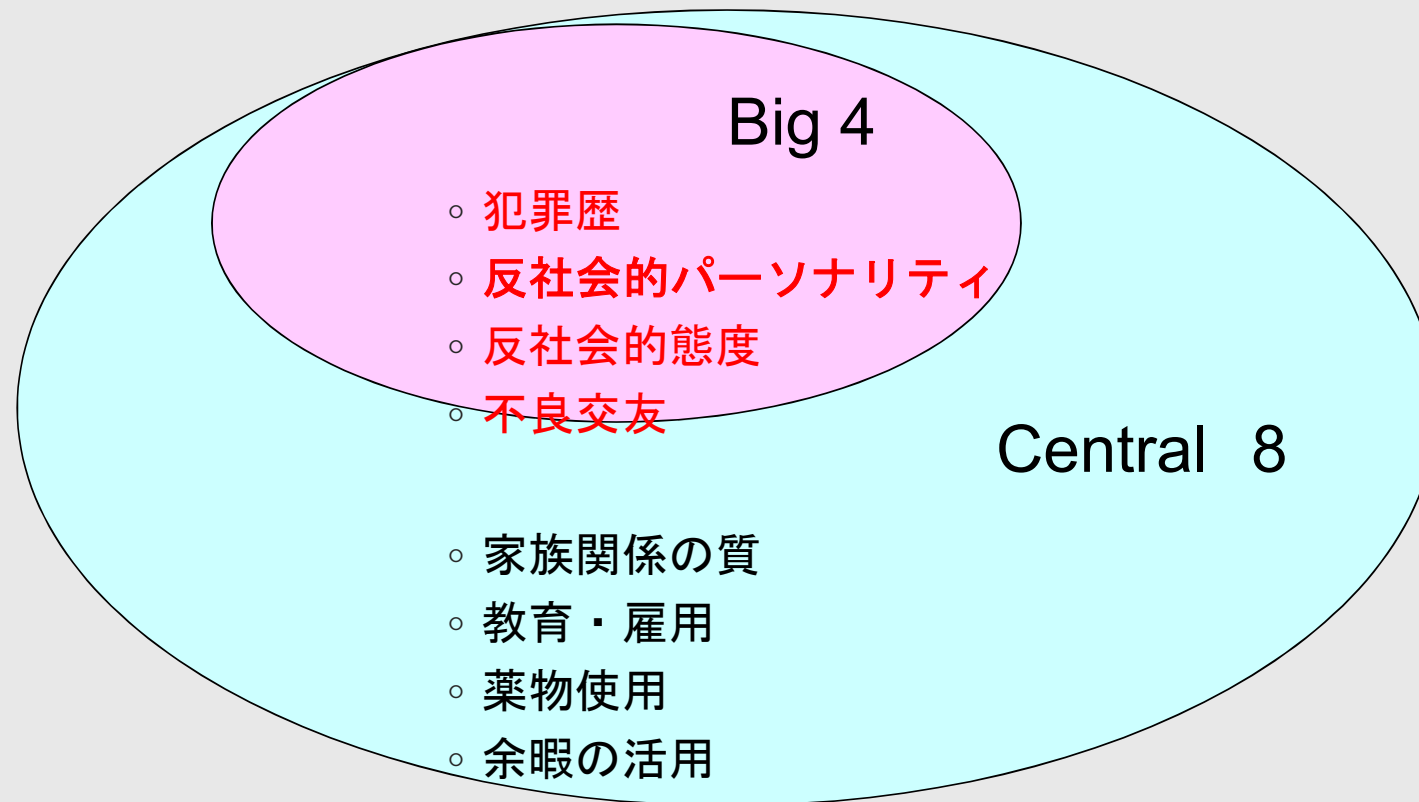
人口学的変数

項目	治療群	待機群	統計値
年齢	35.5±8.8	36.7±11.0	t (36) =0.56, ns
教育 (大卒上)	34 (50.0)	36 (52.2)	X ² (3) =0.55, ns
雇用 (フルタイム)	19 (27.9)	25 (36.2)	X ² (3) =21.12, p<0.01
婚姻状態 (未婚)	39 (72.1)	52 (75.4)	X ² (2) =0.27, ns
前科	49 (72.1)	52 (75.4)	X ² (1) =0.06, ns
重複障害 (あり)	3 (4.4)	6 (8.7)	X ² (2)=2.24, ns
問題行動 (痴漢)	29 (42.6)	28 (40.6)	X ² (4)=1.10, ns
初発年齢	23.0±6.4	26.5±10.8	t(136)=0.56, ns
Static-99	3.4±1.5	3.8±1.7	t(136)=0.44, ns

性犯罪のリスクファクター

- 本質的には、一般犯罪と変わらない
 - 性犯罪者は性犯罪だけをするとはい限らない
- ただ、性犯罪特有のリスクファクターもある
 - 逸脱した性的認知
 - 逸脱した性的衝動

犯罪のリスクファクター Bonta & Andrews, 2016



反社会的パーソナリティとは

◦ 行動的特徴

- 社会規範の軽視
- 衝動性
- 無責任性
- 虚偽性

◦ 情緒的特徴

- 冷酷性
- 残忍性
- 共感性の欠如
- 良心の呵責の欠如

◦ 認知的特徴

- 社会規範の軽視
- 暴力を容認する価値観
- 敵意帰属バイアス
- 反社会的認知のゆがみ

性に関する認知のゆがみとは

- 向こうも望んでいた
- 向こうから誘ってきた
- 露出の多い服を着ているのは、誘っているのだ
- 1対1で食事に応じたということは、OKの意味だ
- こんなに酒を飲むのは、望んでいるのだ
- 嫌だと言わないのは、同意のサインだ
- 嫌だと言っても言葉の上だけで、嫌がっていないのだ
- 女性は襲われたいという願望をもっている
- 親密な間柄であれば、セックスをしても当然だ
- 一度セックスしてしまえば、こちらのことを好きになる
- 子どもにも性的欲求がある

性に関する認知のゆがみとは

- 性犯罪者だけでなく、実は社会もその多くを共有してはいないか？
 - 被害者にも非があったと責める
 - 多少の被害を騒ぎ立てるななどと犯罪を許容する
 - 抵抗すべきだったなどと、不可能なことを求める
 - 今頃になって騒ぐのは、何か別の意図があるに違いない
 - 被害者はしばしば嘘を言う（嘘の申告をするのは2%程度存在するが、他の犯罪も同様）
- 被害者の心理、性に対する認知のゆがみについての啓発が必要

犯行の際の心理

- 加害者は発覚をおそれ、加害行為を「成功」させるためにさまざまなことを行う
 - 1 段階的な犯行
 - 2 被害者の選択や「関係づくり」
 - 3 中和, 合理化

段階的な犯行

- 一部ではあるが、軽微な犯行からエスカレートするケースがある
- より強い刺激や性的満足を求める
- 比較的軽微な行動で「練習」する
- 性的ファンタジーの反芻と強化
 - アダルトサイト（暴力的性行動、小児ポルノなど）などで逸脱した性的ファンタジーを強める
 - 自分の犯行を頭のなかで反芻する
- アダルトサイト自体が危険だというより、元々犯罪傾向の高い者に対してリスクを増大させる
- 仲間集団がいるときはより危険（オンライン、オフライン）

被害者の選択

- 加害者は発覚をおそれ、加害行為を「成功」させるために被害者を選んでいる
- 衝動的に見知らぬ被害者に加害行為をするよりも、「関係性」の中での加害のほうが多い
- 被害者の弱みに付け込む
 - 身体障害者，知的障害者
 - 未成年者（十分な判断力がない子ども，家出少女，SNS）
 - 力関係，社会的立場（子ども，生徒，患者）
 - 非暗示性の強い相手（マインドコントロール）
 - おとなしそうな相手（抵抗できない）
 - 性風俗従事者（金を払っているのだから，こんな仕事をしているのだから）
- そもそも被害者に同意ができなかったり，一見同意をしているものと見えるようなケースもある



性犯罪者の多様性

認知のゆがみの2つのパターン

- 本心からそう思っているタイプ
 - いつも自分の都合のいいように解釈し、相手の意図を理解できない
 - 相手の表情やノンバーバルなサインが伝わらない
 - 心理学的にはより病理が深いタイプ（次のスライドとも関連）
- 中和の技術として使うタイプ
 - 自分の加害性は理解しており、罪悪感があるため、意識的あるいは無意識的にそれを打ち消そうとして、そのように思い込むタイプ

情緒的問題性

(暴力抑制装置モデル; Blair,2006)

- 人間は、相手の表情（恐怖，不安）を読み取ることで，暴力抑制装置にスイッチが入る
- 心拍の上昇，不安の喚起→ 暴力の停止
- 粗暴犯罪者は，そもそも相手の表情や些細な感情のサインを読み取ることができない
- そして自分の感情も動かない = 共感性の欠如
- 大脳辺縁系の扁桃体の機能異常
- ただし，共感性はある程度は鍛えることができる

4つの性犯罪者のタイプ Hanson et al. (2009)

犯行パターン	自己統制のタイプ	特徴
回避受動型	統制力不足	性犯罪をやめたいとの思いはあるが、統制ができない
回避積極型	不適切な統制	性犯罪をやめたいとの思いはあるが、誤った統制をしている
接近自動型	統制力欠如	認知的・行動的問題が大きく、刺激に誘発され衝動的に犯行に至る
接近確信型	統制の意図がない (逆に十分に統制の取れた犯行をする)	確信と十分に練られた計画によって性犯罪に至る

性犯罪の動機

- 単なる性的衝動だけというものは少なく、人によって多様である
- 最初は性的衝動
 - ストレス発散, スリル, 背徳感, 非日常感, 疑似恋愛関係, 征服欲, 自尊心の回復, 収集欲
- 逸脱した性的衝動によるもの (パラフィリア)
 - サディズム, 小児性愛, フェティシズム, 痴漢や盗撮



再犯防止のための
科学的アセスメントと治療

性犯罪のリスクアセスメントツール

- 世界で最も広く活用されている「**Static-99**」の日本語版を開発
- 性犯罪者の再犯リスク要因のうち、静的(static)な10項目から成る
- 中程度の予測妥当性 (AUC=0.71)
- 167名の性犯罪者（多くは、痴漢・盗撮）に実施し、1年間再犯を観察した

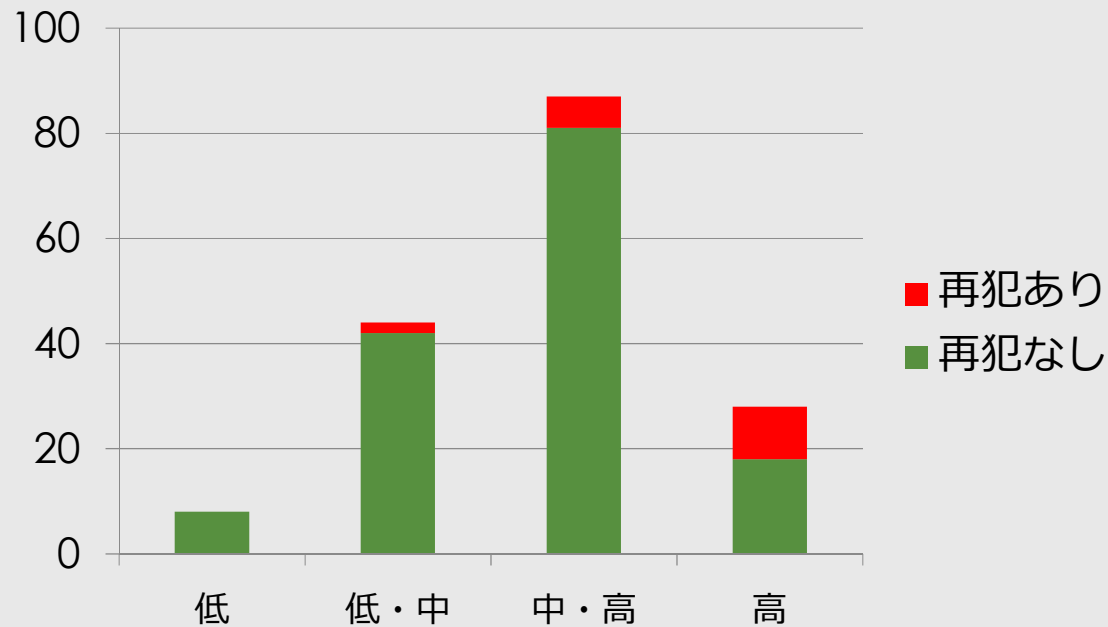
質問項目の概要

項目	リスク要因	スコア
1	若年である（25歳未満）	0-1
2	恋人との2年以上の同居歴がない	0-1
3	本件に重大な暴力犯罪がある	0-1
4	本件以外に暴力犯罪歴がある	0-1
5	性犯罪の前歴	0-3
6	有罪判決数	0-1
7	接触を伴わない性犯罪の前歴	0-1
8	血縁のない被害者がいる	0-1
9	顔なじみでない被害者がいる	0-1
10	男性被害者がいる	0-1

0-1	低リスク
2-3	中・低リスク
4-5	中・高リスク
6以上	高リスク

リスクレベルと再犯との関連

	低リスク n=8	低・中リスク n=44	中・高リスク n=87	高リスク n=28
再犯(%)	0(0.0)	2(4.5)	6(6.9)	10(35.7)



$X^2(3)=14.43, p<0.01$
群間で有意差あり

治療プログラムの概要

- リラプス・プリベンション・モデル（依存症の治療モデル）に基づいた認知行動療法プログラム → 反復される性犯罪を「性的依存症」ととらえて治療
- プログラムの治療要素
 - **引き金の同定と対処(コーピングスキル訓練)**
 - 行動分析
 - 渴望のマネジメント（思考ストップ法）
 - 毎日の生活スケジュールの策定
 - 自己モニタリング
 - **認知再構成**
 - 陰性感情のコーピング，ストレス・マネジメント
 - **共感性訓練**



引き金とその対処（痴漢のケース）

ハイリスク状況	対処法
満員電車	乗らない, 音楽を聴く → 環境統制
暇なとき	スケジュールを立てる, 余暇活動 → 時間管理
ストレス	ストレスへの気づきと対処を学ぶ → ストレス・マネジメント
パートナーとの喧嘩	円滑な付き合い方を学ぶ → 対人スキル訓練

治療結果（1）

- 再犯（治療期間中） → 有意差なし
- 治療群2人(2.9%) vs 待機群2人(2.9%)
 - Fisherの正確確率検定 $p=0.68$, ns
 - OR=1.02, 95%CI=0.14 -7.42
- 治療出席回数 → 治療群が有意に出席数が多い
 - 治療群 17.6 ± 6.6 vs 待機群 9.6 ± 9.2
 - $t(118)=5.84$, $p<0.01$
 - Cohen's $d=1.00$, 95%CI=0.64 - 1.36

治療結果(2)

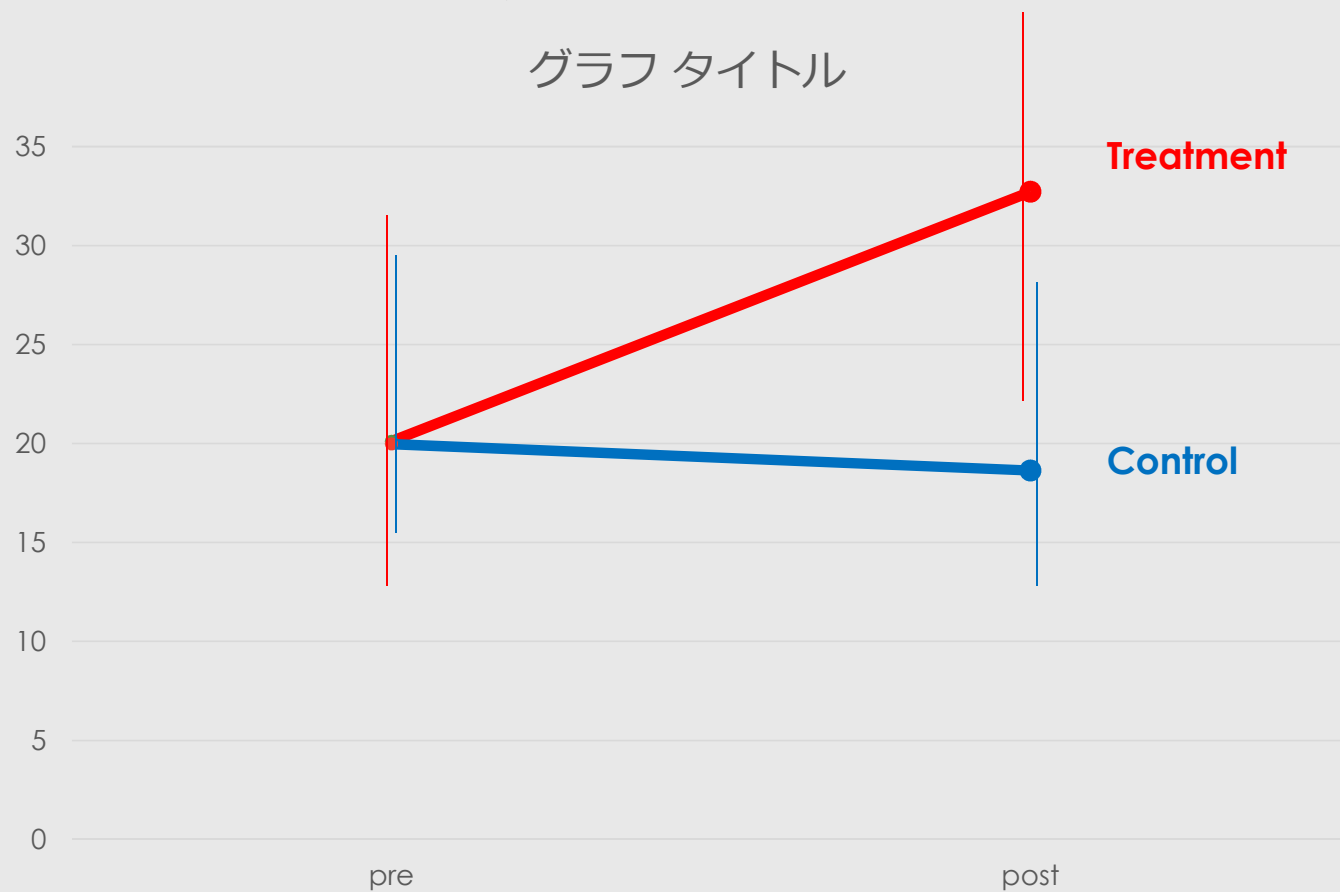
変数	治療群(n=68)		待機群(n=69)		F
	治療前	治療後	治療前	治療後	群X時間
自己効力感	5.87 (3.64)	8.31 (9.43)	6.11 (4.23)	7.55 (3.93)	0.89
コーピングスキル	20.11 (10.64)	32.71 (14.13)	19.97 (8.36)	18.63 (12.77)	8.93**
社会的親密性	115.51 (30.32)	124.50 (23.73)	113.65 (26.20)	105.51 (30.72)	0.56

**p<0.01

- **コーピングスキル**が治療群において、治療後に有意に上昇した

コーピングスキルの変化

グラフ タイトル



再犯に及んだ者の特徴

- 重複障害が多い 54.6% vs 5.7%
- 初発年齢が早い 17.8 ± 4.9 歳 vs 24.7 ± 8.0
- Statci-99 のスコアが大きい
 5.0 ± 1.6 vs 3.3 ± 1.5
- 逮捕回数が多い (有意傾向)
 3.4 ± 1.7 vs 1.9 ± 1.0

再犯した者としなかった者の比較

- 治療中4名， 終結後7名， 合計11名が再犯した

変数	リラプスあり (n=11)	リラプスなし (n=126)	統計量
年齢	32.5±10.3	35.9±9.3	t(136)=1.08
教育 (大卒)	5(45.5)	35(50.0)	X ² (3)=2.41
雇用 (フルタイム)	3(27.3)	36(51.4)	X ² (3)=2.92
婚姻状態 (未婚)	5(45.5)	43(61.4)	X ² (1)=0.45
逮捕回数	3.4±1.7	1.9±1.0	t(135)=3.49*
重複障害	4(33.3)	7(5.6)	X ² (2)=21.03**
初発年齢	17.8±4.9	24.3±8.0	t(135)=-3.99**
Static-99	5.0±1.6	3.3±1.5	t(135)=3.28**

**p<0.01, *p<0.1

再犯に及ぼす影響の大きさ

- これらの変数の影響の大きさを見るために、ロジスティック回帰分析を行った。
- ただし、初発年齢、逮捕回数はStatic-99 の項目であるため、多重共線性を避けるためにStatic-99スコアは投入しないこととした。
- その結果、**重複障害**の影響が最も大きいことがわかった。

Relapse	β	SE	z	p	95%CI	
初発年齢	-0.21	0.11	-2.08	0.04	-0.43	-0.01
逮捕回数	1.12	0.46	0.46	0.02	0.21	2.03
重複障害	3.76	1.52	1.52	0.01	0.77	4.40

2020年7月9日

刑事弁護人の立場から見た 各論点への懸念

性犯罪に関する刑事法検討会第3回会議
後藤貞人（大阪弁護士会）

おおまかな目次

- 1 性犯罪であっても虚偽申告が混在しうる
- 2 不同意性交罪の創設がもたらす懸念
- 3 監護者要件の緩和がもたらす懸念
- 4 司法面接を証言に代えることがもたらす懸念
- 5 まとめ

私は無罪です

性犯罪にも
虚偽申告は混在しうる

ある事件

弱冠14歳の少女がありもしない強姦被害等をでっち上げるまでして告訴すること自体非常に考えにくいことであって、もしそのような稀有なことがあるとすればよほどの特殊な事情がなければならぬと考えられるところ、本件全証拠を子細に検討しても、そのような事情は一切認められない。

一審判決

一審判決

被告人が、言語道断にも、このような深刻な被害状況にもかかわらず、被告人は、不合理な弁解に終始して本件各犯行を全面的に否認し、反省の情が皆無であるばかりか、挙げ句には、被害をでっち上げたなどと誹謗中傷するまでに至っている。

量刑理由

ある事件

関係証拠を子細に検討してみても、一審判決の当時、わずか14歳にすぎない被害少女が、自らが強姦されたなどもありもしない被害事実を主張して、被告人に対し虚偽の刑事告訴をしなければならない事情を見出すことはできない。その証言の内容についても、それなりに具体的で、格別不自然なところはなく、一審公判廷における証言態度も真摯なものと認められる。

控訴審判決

冤罪を防ぐために

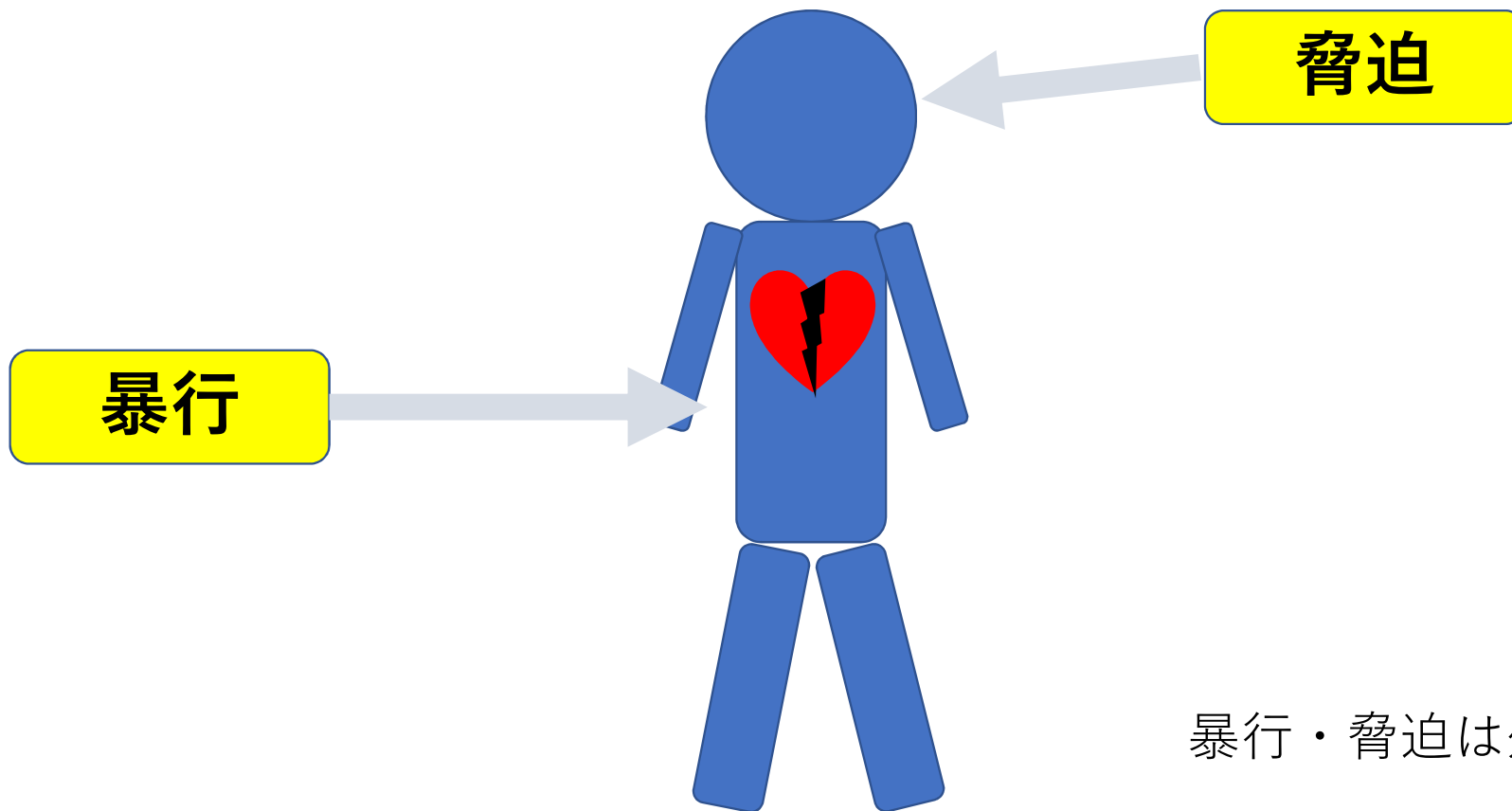
「被害者」証人の話が、他の証拠によって虚偽や誇張だと明らかになることは実際にある

検察官も裁判官もそれを容易に見抜けない

明らかにならないもののなかに冤罪が含まれている

他の裁判と同様、証人の証言の吟味はおろそかにできない

不同意性交罪の創設が もたらす懸念



暴行・脅迫は外部的行為

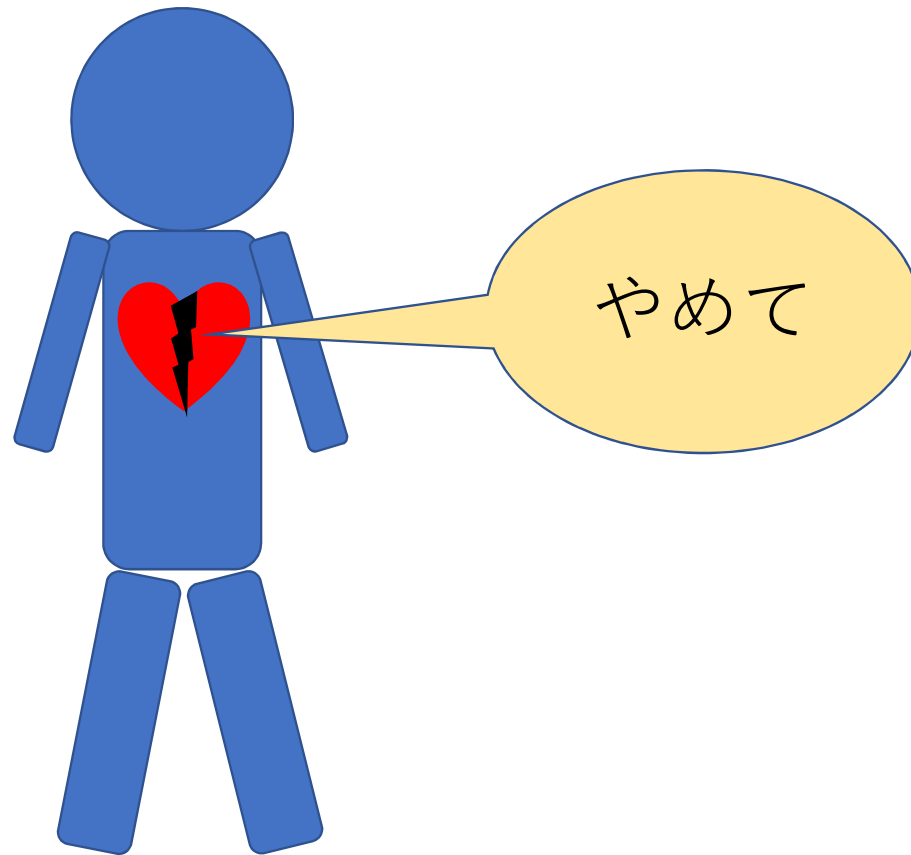
内心は外部にみえない

内心は外部に見えない

内心が不同意でも、気づけない場合がある

後からウソをつかれても証拠に基づく反論が困難

「暴行・脅迫」のような外部的行為の存否ではなく、内心だけで決めることは冤罪を生む危険



表示があったとしても

「受け入れる」と「受け入れない」
迷いや同時存在はありうる

後から、あのとき「迷いはなかった」と言われても
証拠に基づく反論が困難

「暴行・脅迫」のような外部的行為がなければ、
表示があっても冤罪を生む危険

監護者要件の緩和

冤罪を防ぐために

関係性があれば常に犯罪的な性行為とは限らない

暴行・脅迫がない性行為について、関係性だけで被害申告されると、地位を利用していない反証が困難

→立証責任が事実上転換されてしまう

「暴行・脅迫」のような外部的行為の存否ではなく、関係性で決めることは、冤罪を生む危険

司法面接の主尋問代替

① 理想的な司法面接は実現できるのか

面接前の汚染を防げない

面接時の誤りを防げない

② 主尋問と反対尋問が同時にされない

「司法面接の現実」

事前にある程度捜査をする

捜査情報を知った検察官が面接する

客観証拠とのすりあわせをする

矛盾部分が生じたときは修正する

供述調書以上に誘導が混じる危険がある

理想的な司法面接は 実現できるか

面接前の汚染

出来事→親族→警察官→司法面接

汚染を完全に防止することは不可能

面接時の問題

誘導が混ざらない手順は完成できるか

正しい手順が遵守される保障はあるか

主・反対尋問の同時性

司法面接（主尋問）



反対尋問

出来事自体を忘れた
司法面接（主尋問）で何と言ったか忘れた
思い出したくない
司法面接のとおり

冤罪を防ぐために

司法面接前の汚染は防ぎがたい

理想的な司法面接の実現は困難

司法面接を主尋問に代えると、信用性判断に必要な
反対尋問ができない

証人尋問の原則を否定することは、被告人の
反証の機会を失わせ、冤罪を生む危険

おわりに

性犯罪被害にも虚偽申告は混在しうる

性犯罪の冤罪はやむを得ないとは言えない

2020年7月9日

刑事弁護人の立場から見た 各論点への懸念

性犯罪に関する刑事法検討会第3回会議
後藤貞人（大阪弁護士会）